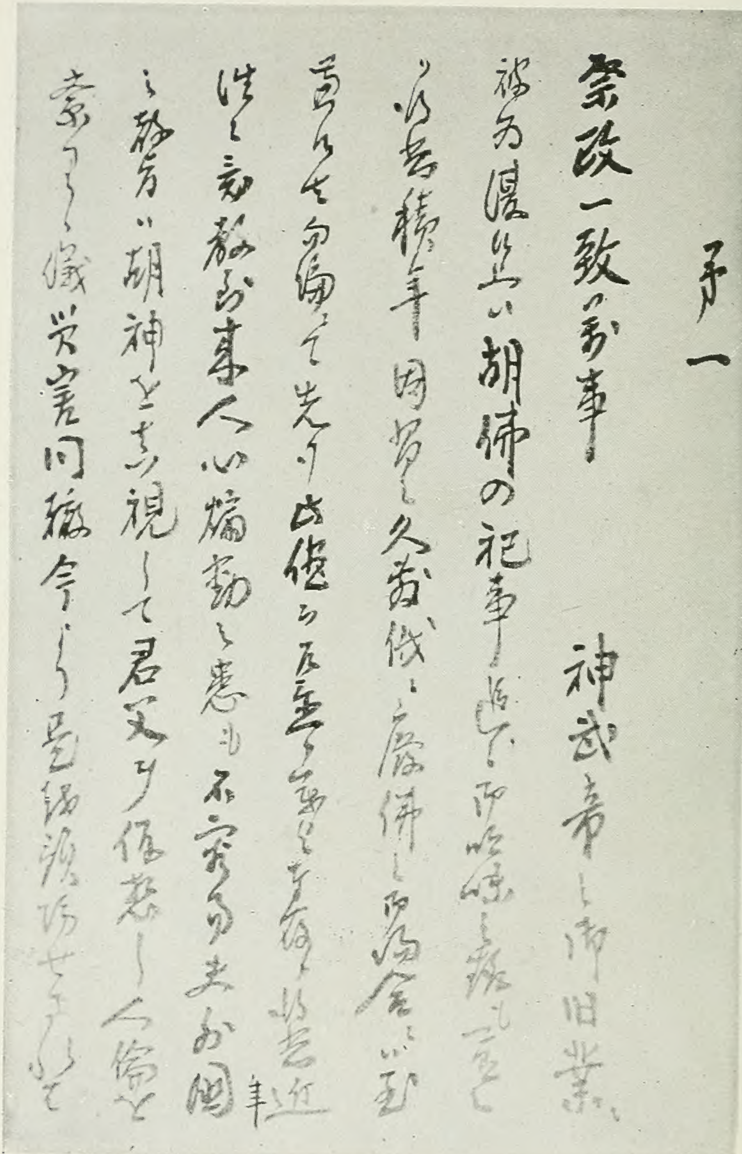
Saigo, Takamori
Dai Saigo zenshu

Vol. 1
To

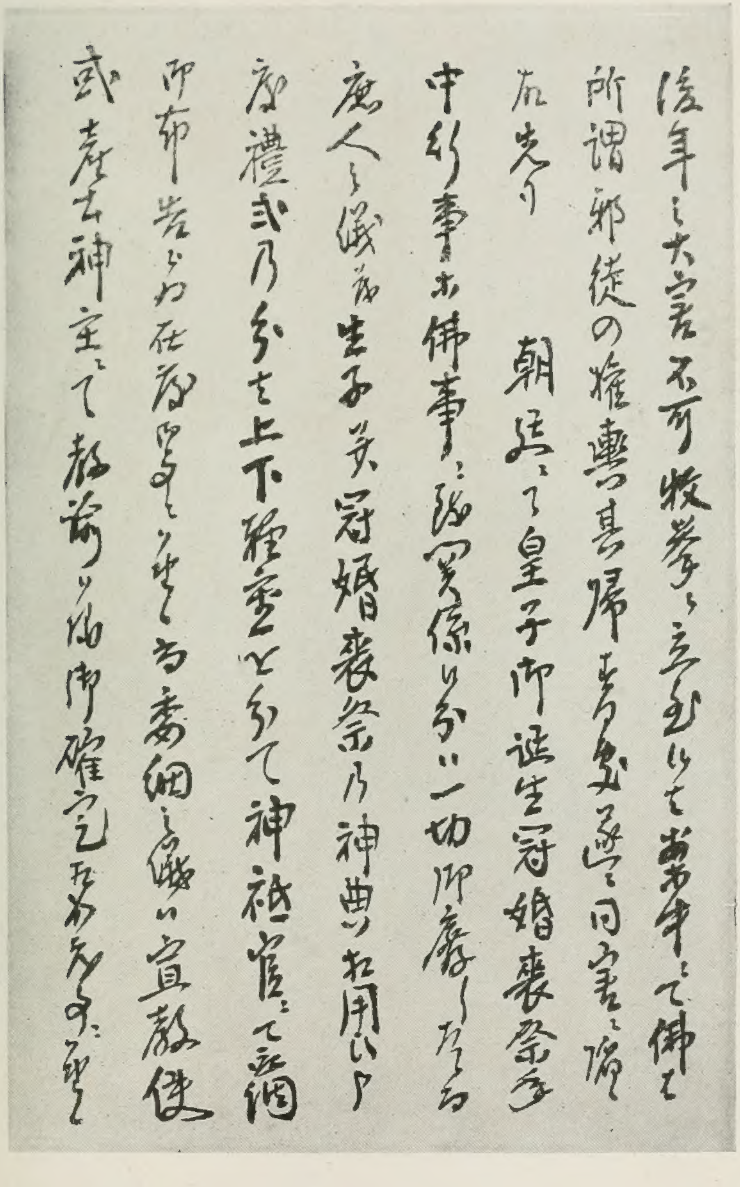


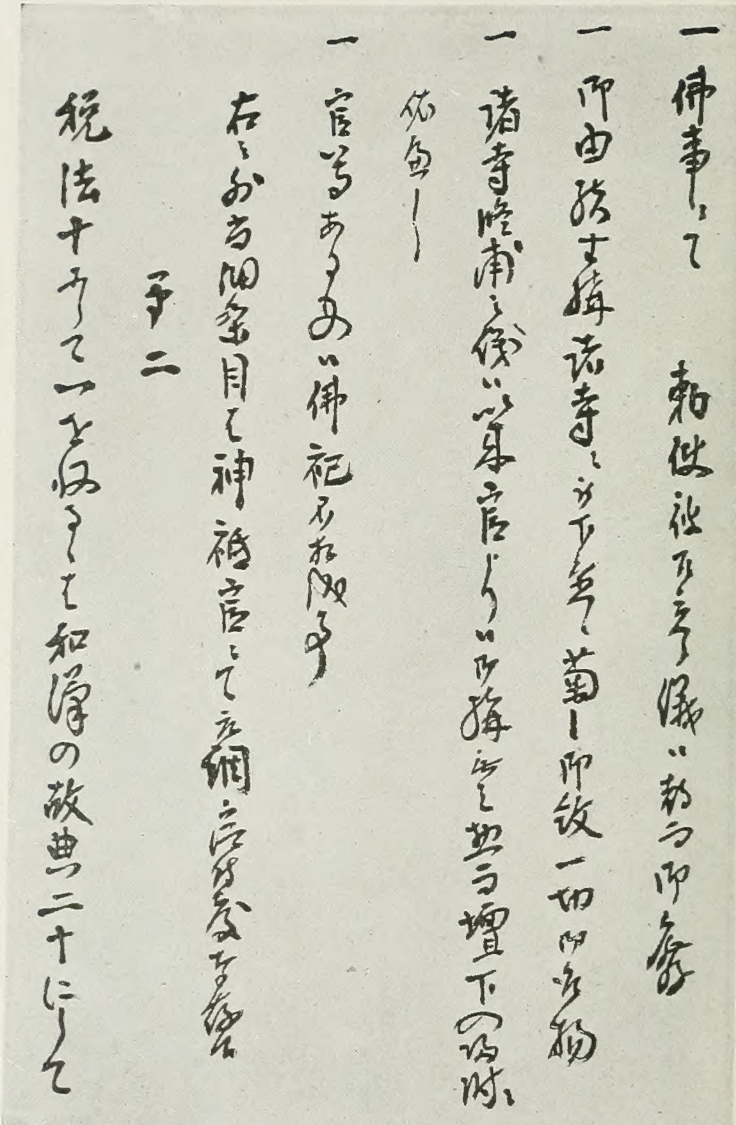
大西郷全集

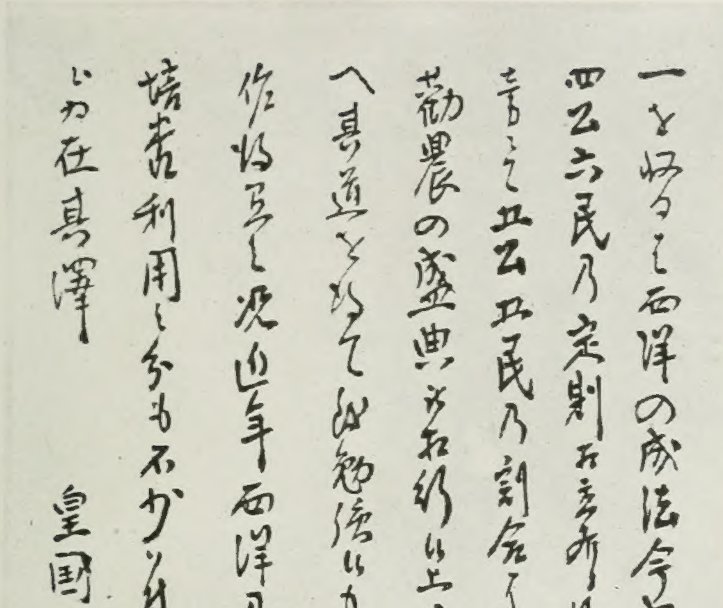
東郷平八郎書



伊地知正治時務建言書（本巻補遺二〇参照）


後年ニ大害不可救挙ニ立至リ可申ニテ佛ヲ
所謂邪徒の権專甚帰ス者共返テ同害ニ候
存候　朝廷ニテ皇子御誕生冠婚喪祭年
中行事共佛事ニ致シ候得者以一切御廃シ於テ
庶人ニ至迄生子元冠婚喪祭乃神典ヲ相用ヒ
候禮式乃分を上下確定致シ分テ神祇官ニテ立諸
御布告ニ相成在候處夫ヨリ為天下綱紀厳ニ宣敷候
武庫古神主ニテ教諭シ御確定有之度存候


一　佛事にて　勅使被下候儀ハ都て御廃
一　御由緒有之諸寺ニ於て菊ノ御紋一切御停止
一　諸寺院衛之儀ハ以来官より御構無之壇下の諸附ニ
依頼し
一　官位あるものハ佛祀不相成候事
右之者当局條目ニ神祇官ニて立綱之節被為在候
第二
税法十分にて一を収むるを和漢の故典二十にして



一とゐるハ西洋の成法令や玉哲ヲ以止由来ルヲ
四公六民乃定則ニ至り始まり貢小前の得分
吉之五公五民乃割合ヲ以て云方今追々
勧農の盛典ニ於被以上ハ既ニ和漢乃農家さ
へ其道を以て御勉強ハ至ハ平農ヲ一倍二倍の
作物ヲ生し況近年西洋乃農学ニ於而以呉い開拓
培養利用と申も不少ツ自更ニ勧農御所之行之
いか在其澤　皇國一同ニ於及之諸業盛んて

萬国ニ對シ不可恥乃規則相立可申与奉存候

但

教農場ト小金ケ原抔之如キ近方之地ニ設ケ
させられ勧農方之役人相諸西洋 農術ニ熟練之人
器械一切御取寄相附次ニハ　皇国内の名
產も相集め其地の功者之者諸国之名產植付方
之仕業も相試候ヘハ農政之事ニ於テ相行候事　物産開発
合し二統の者両三人ツヽ為伝習をも為仕三年
并相乙大概得其道乃上ハ未之論勤ニ行ハ至

一日川ニテアル人ハ農事ノ急務ヲ言上
ニ至リ又西洋乃法ニおゐてハ地廣くして人少な
けれハ器械を用て培養を不貴傍ら牧畜ニ
以て培養ニ代ふ人多くして地狭けれハ培養
ニ甚道あり故ニ和漢の農書も研
究いたし殊ニ庶幾ハ浴ニ志シ分場廣ク唐書
命公之爲在り云 自ら四民平等ニ相成候
事務ノ身厚く勸農乃道以テ之を御座候

ものハ偶然ニ　叡慮も人心ニ徹底

不仕候　皇國の御爲筋を願ひ奉り候者

能々御厳出ニ而作出候

一 大凡事勿論ニ候得共外ニ取紛レ候殿ク厳論暦

夷も辱之處限ニ而夷之是非探術ニ是非御者非祀

賞罰ニ而者一ツ之所作不足ニ従来他方の官人上

中下之地位ニ於テ賤シ候ニ而其者ニ至リ三年了

一度作得ハ多ク募り扱様查シ其多き事ハ農民

乃職に命せられ組下農民乃[illegible]

以来[illegible]かへりて百事一挙に[illegible]

第三

皇華士族乃世禄不可遁の制限[illegible]

以前[illegible]既に士族世禄[illegible]現在百石[illegible]

[illegible]かして以下のものは[illegible]

庫に[illegible]の[illegible]

上下乃土民治乱[illegible]乃保護を[illegible]の[illegible]

あれとも家屋乃正税あれとも天下乃公法ニ至て
成法行ハれされ者百方全備の所基礎被為行
万般之事務上下一同可相協心を以て承識
之以右乃見込之事

第四

数年當組税雑税乃事ヲ勘定し四分乃
三を以て年々の正用御諸の費備御國の土木と
係し攤り四分の一を御分し々省え以て年乃

用り備へまても出軍乃用り備ふり居
法と印訳別り話有之候茶より見え写ち安全
ら致法りおける其人あきに非ざる其術ぶ
きらりあらぬれ三年耕して一年の食を儲之
乃謝ゆ於之出御露山の嵩きにあらぬれども
真乃　王政維新以古今乃同轍也
西ノ丸殿より所弟子ちゆ様
第五

物價沸騰四民困窮且貸借高利の弊風ハ
因ルナリ六分ヨリ八九分乃至一割ニ及フ 正金乃利
息を六歩以下紙金乃利ハ一割と定める也西
洋各國乃通法也然ルニ我國ニ於テハ 皇國二
割三割以上乃高利ニ及ひ甚敷ハ五割ニ及
ひ是ハ諸毛商乃射利西洋商人の手先ニ用
候を禁すへからす速ニ貸借乃法則ハ定め
ゆるすへからす故ニ西洋乃法ニ依らさるへからさる

月中一度之件ニ付許容之趣承知いたし候事

一 不可償還乃京市紙幣御仕立之事

一 右市紙ヲ以テ渡し候者相緩め貸借乃利分ハ一割以

たる分ニ[illegible]相成候とて一割以上の利分稼ぎ候の

者ハ一旦也[illegible]御聞届ニ而[illegible]可申

[illegible]官府ニ而取締ハ[illegible]可致候事

一 [illegible]備可申候事も高利の分ハ一割に

[illegible]市紙ヲ以テ[illegible]候事

一御定法無之貸借之事ニ付争論ニ及候節ハ其

訴出候上諸般之事ニ付貸義ニ付候事

但外国人ト之貸借ハ法則ハ其約定之通可致事

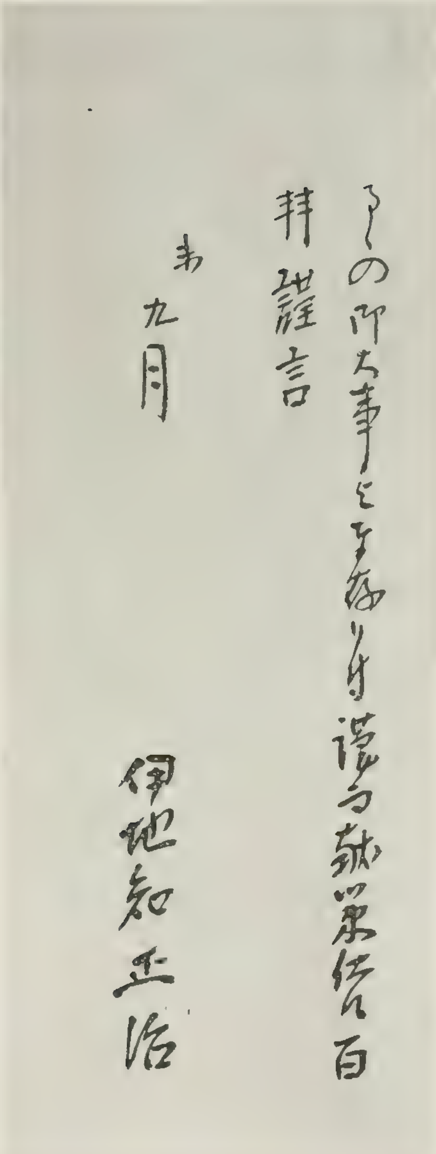
右百ヶ条 御申上ハ在所私物之訴訟ハ従前之御定

物等之勿論規則不相守候者ハ奪取可申候

天下金銀ニ信ヲ立可申断ニ候事

右五ヶ条者方今の御急務候条

皇国人民をして安楽仁寿之域ニ至らしむ也





伊地知正治勧農建言書（本巻補遺二一参照）

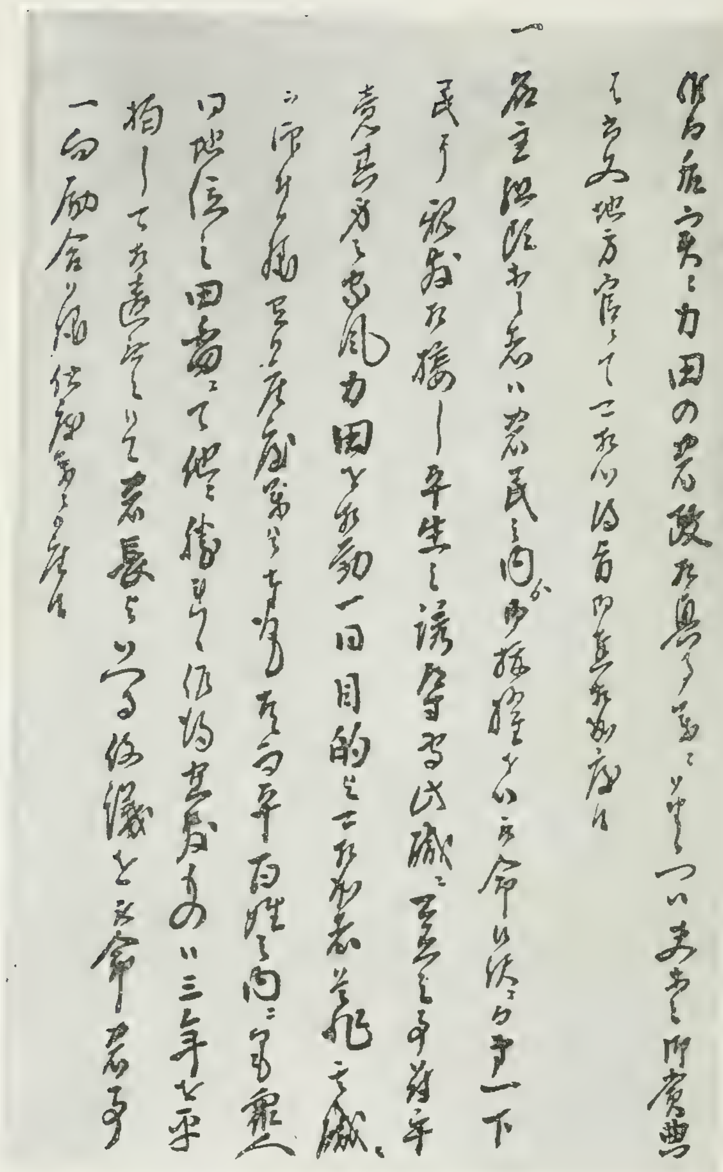
第一

民蔵之職掌乃至て重要哉　朝
神代以来世々農政の大事たる征戦の若き人々に於ける
ことに所実行ありしハ古史の日月の如く照々中葉以来右
の御良政あり廃せし後中覇政にもたらしてハ租税無定則
勧農不得其法只多収を以事とし而隔地方の支配人
ニ勘定所ノ最下ニ列し吏ニ職権無之体裁ニ相属
幸列　神ノ冥鑑をもつて王政復古乃御盛時殊ニ
神武の舊典ニ復せられ候　御新政ニ付ては第一為

民をして真に　王民乃域に入らしめ給ふを至極
乃急務にして弥以十分農政御拡張に議し奉る事一
御宸翰をもって大会所を建設成百官乃衆議に中りて存候に
存候

一　勧農寮にて所轄之諸県役所へ府縣に布告して耕云
作務するのは無害悍是迄乃沢男十分に中出奉り候事親
先祖等之業師と尚し、宰行務相もあらは此時にあて及ん
会乃為に当今有志者を選み上略奉り此度衆議所に

一　忠孝信義乃著行を宣教の議を致し、更に可有武風無



一 當王路ハ養老乃典アリテ今ニ至ル百歳以上乃者ヘハ
一ヶ年ニ米五石充下シ賜リ九拾歳以上ノ者ニハ一ヶ年ニ一
石充ノ下賜ル是民撫育ノ一端ニテ至要ナル先ニ
為さるへき事と存候

其二

我国美術ハ近世ニ至リ西洋化ニ押サレ随テ細密技術乃
失ハ嘆スヘキ所甚シ取捨用ヒ方法並ニ奨励ノ件
若者ニ於テモ伝統新発[明]ト共ニ保存奨励一事不知
ニ至ラハ其支那ノ如ク力ノ損失ハ国家ニ取リテ甚タ害ナリ

何卒至急西洋ノ学者有名ナル三人位一等給料ヲ以テ雇入相調
其上不羈着実ノ巧者の洋人ヲ御雇ニ相成候ハヽ精細ノ所ヲ試
植物御栽培方在其傍ニ而農ノ学社ヲ設ケ西洋農
器便利ノ品一通リ御取寄ニ相成候ハヽ諸国ニ令ヲ下サレ
文者農業ニ兼備ノ志有之者高二十万石ニ壱人宛之書
ニ拵農学生ニ相立候 和学洋学の者共ヲ集めて大
成し教諭致し三ヶ年の后ニ至リ候ハヽ学功有之者ハ
其地ニ使法ヲ分ち帰国ニ地方官ニ而取締ニ相任
尤も三ヶ年の后ハ洋人 英 獨 農者御職ニ不相成候事と

二付自然豊田ニ相成候ニ付新開ニ相成候の義ニ付
之開且請負人自身ニ而新開相成候得共左様之儀ハ
村方ニ而万一不都合之儀有之候而ハ永年莫大ノ御損
失ニ相成候事ニ付而ハ甚以不都合ニ付是ニ而ハ重大
ノ御趣意ニ相背

一 農業功者ニ有之候ニ付自然空漠の地も相開キ候様御取計
方も有之候ニ付而ハ右村民の力ニ而相開候様為
永年御収納ニ相成候様取計候而ハ如何其上ハ運
送筋ニ堤防等築立等ニ付而ハ村方之力ニ而相成候様

去る物の無地ニ至るハ設田畑山川ある不毛の場所ハ地方宏
にして莫大にして印何にも限りなし二ケ條也御下の年限ハ古来　王政の時を
三積年なれハ永世天下無く再もあらば数年ハ僅三ケ年
可相限る事ハ人川余年所有に有内所も有之ても尚
古今経歴して御下積年是迄ハ三十年と云ふべし
候と相見え候事と存候

一　山林繁茂ニ十得あり山林乏きニ十失ありと申候
候なるハ是なる也一日地方宜しきを成シ下知ハ植付候
も悪民を無慮なく罰を制あるべく騒を起さしめハ法

未た紊乱たるの習ニ染ミ一ハ猶永年ニ依リて不鑑不乱
乃資源を蔽ひ家材木を仕立るへし宜しく此知し学ひ人を
地乃湿燥運送の遠近等ヲ量て殖樹を為す事ニ勧業
係人ハ此情ニ注意シ西部管ニ於て相図ル

一

人か未た田空地ニ在る牧場ニ就キ以テ畜人産の事一つニ定メ是より
農務も亦毎ニ戸在是を以西部管ニ於而取リ調ヘ

第三

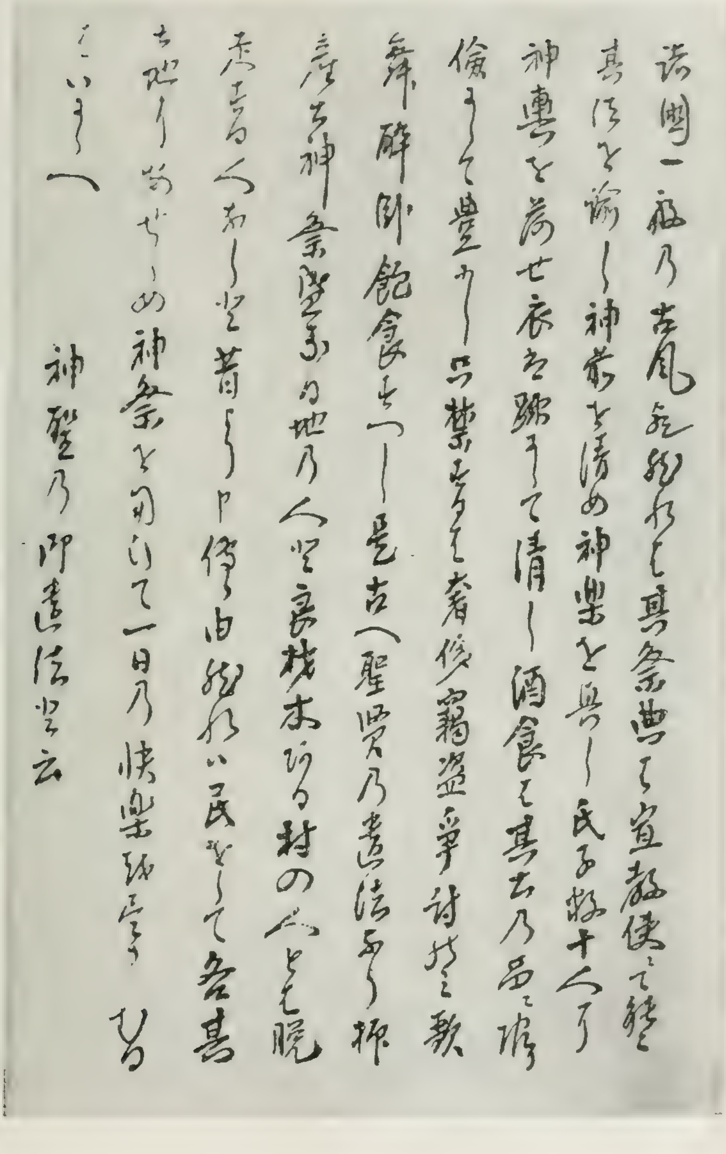
勧業方ニ至る為ニ係人を相撰ひて　皇帝中進展

当ニ士民ニ農産業ニ有益なる物を地方係人の勉励ニ注ヘ

ニ付年貢四ツ詰の御米等も相定度

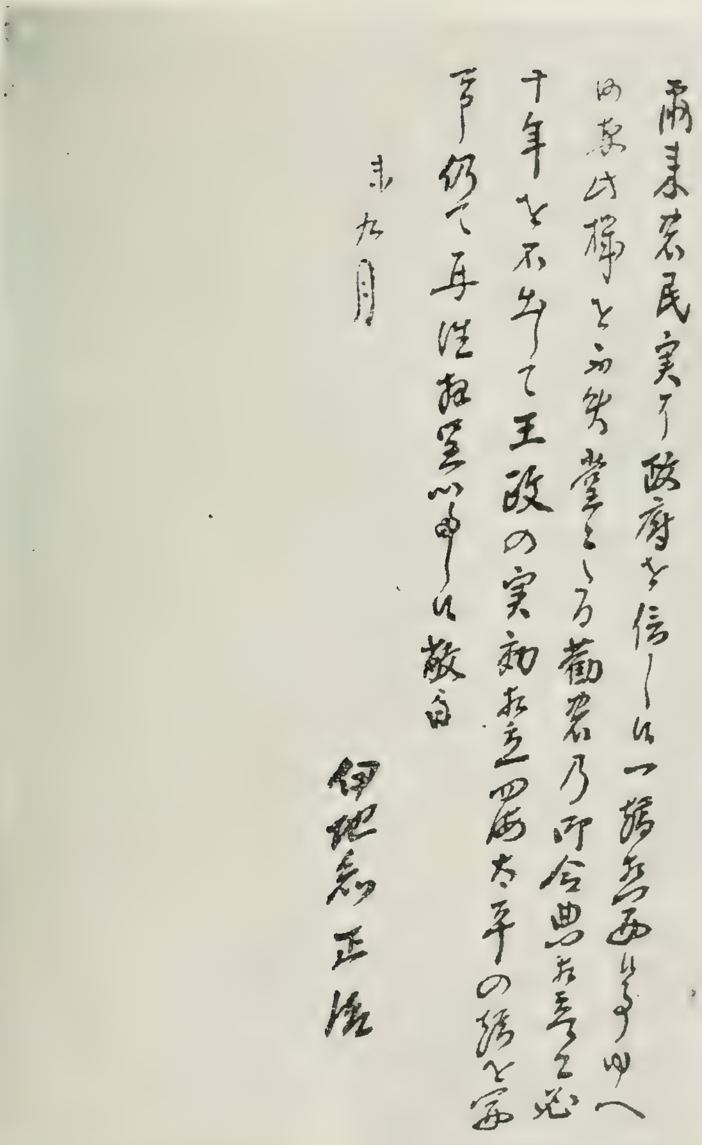
一 積金頭取所ニ而ハ引換法相立 皇国之風土ニ適シ永代
強キ候甚簡略成者の其身ニ応シ年賦御定相成候ハゝ自然富国
ニも可相成哉ニ付而者右等ニ候ハゝ惰民も自ら業を勤メ
記シ置候事ニ而帳民法相立候様致度

一 上下四民各其職業を換て世の安楽を相営候処
就中農民者終歳勤労して人命第一の食料を給
する事なれハ至而艱難昼夜一日の楽も無之候ニ付右之豊
秋収穫致し候時ハ産土の神祭を其村々ニハ大概


諸國一般乃土風[illegible]其祭典[illegible]
其法を論し神前を清め神樂を奏し氏子數十人[illegible]
神樂を[illegible]衣を[illegible]て清し酒食を其土乃品に[illegible]
儉にして豊かし[illegible]竊盗爭討[illegible]
舞醉[illegible]飽食[illegible]是古へ聖賢乃[illegible]
[illegible]神祭[illegible]の地乃人[illegible]村の人[illegible]
[illegible]
[illegible]神祭を用いて一日乃快樂[illegible]
[illegible]
神[illegible]乃[illegible]云

夫故旨不正義ハ人心猶乱レ人心猶乱ルゝ時ハ
萬事壊敗且出納不厳ニテ財用不足借用
而已租税重く租税重けれハ勧農不行勧
農行ニ怠ケれハ食用不足して四海困窮の乱ニ
至る可し

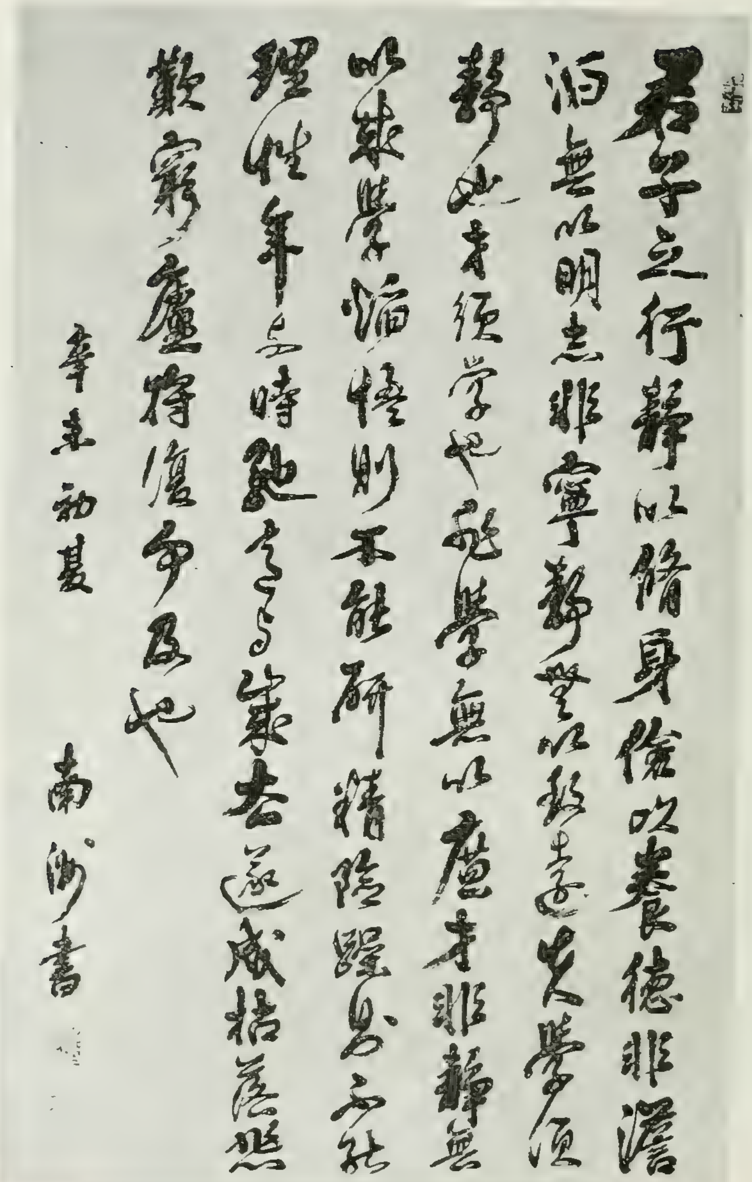
右嘗て隆ニ先達而御布告之高掛三役御免是等
田畑相掛候作ニ徳ヲ益シ実ニ萬民之所仁政ニ下候
夫租税ハ新ニ旧法ニ依ク仍舊正義之ハ宜しく民心
不堪のよし候右ニ付旧来の法ニ而不正義之儀ハ御除被成候ハ



未九月

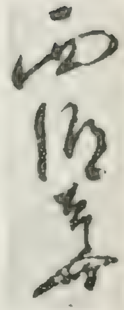
伊地知正治

（宮内省圖書寮所藏）


君子之行靜以脩身儉以養德非澹
泊無以明志非寧靜無以致遠夫學須
靜也才須學也非學無以廣才非靜無
以成學慆慢則不能研精險躁則不能
理性年與時馳意與歲去遂成枯落悲
歎窮廬將復何及也
辛未初夏
南洲書

（山田直矢氏所藏）

隆盛名譜


1、嘉永元年二月


2、安政元年八月


3、安政元年九月

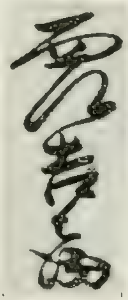

4、安政元年九月


5、安政二年八月


6、同上、上封


7、安政三年八月

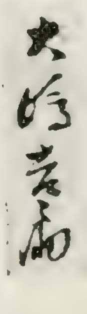

8、安政四年七月


9、安政五年八月


10、安政五年八月

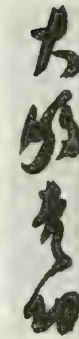

11、萬延元年二月


12、文久二年六月


13、元治元年三月


14、元治元年六月

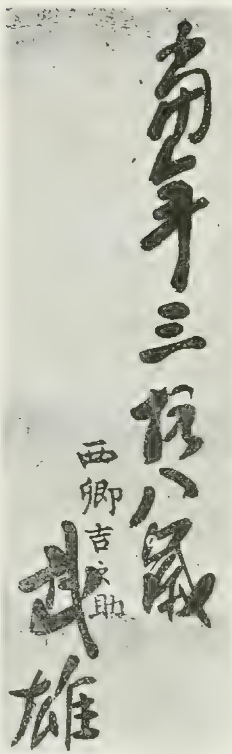

15、元治元年八月



16、元治元年九月



17、元治元年十月



18、元治元年



19、慶應元年正月



20、慶應二年十一月



21、明治元年七月



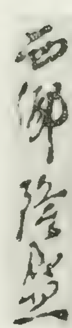
22、明治二年五月



23、明治五年二月



24、明治六年一月



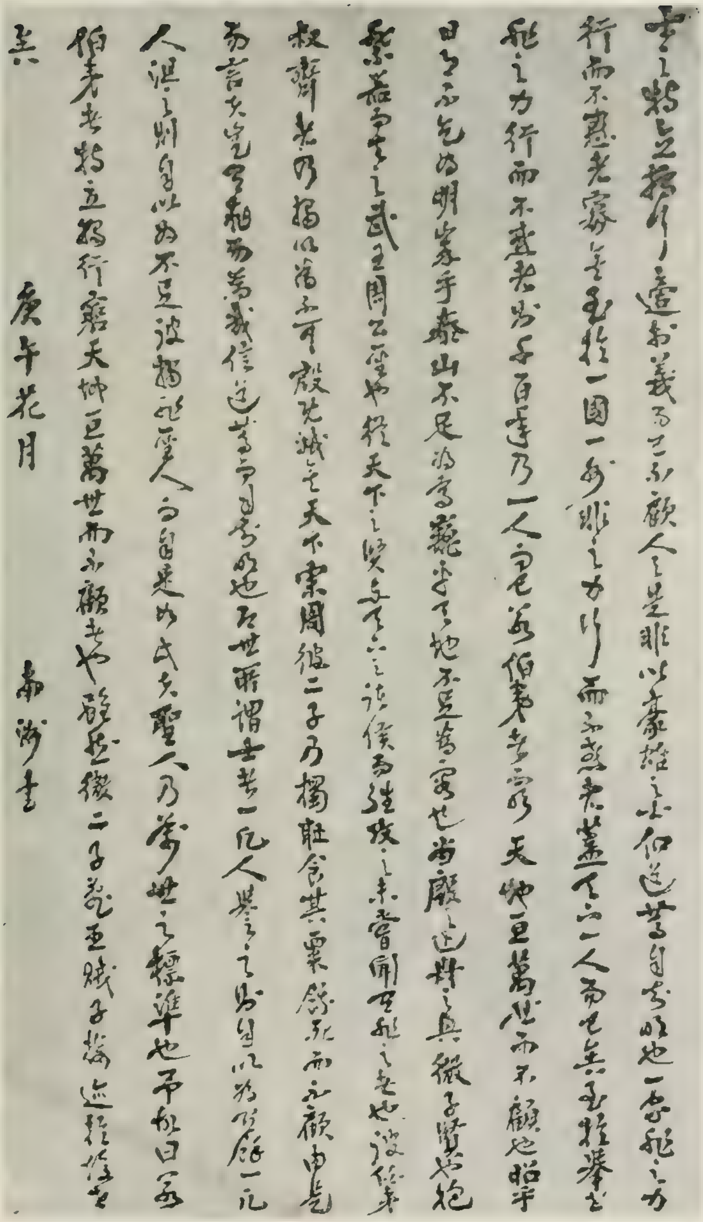
5、明治六年十月



25、明治六年十月



27、明治九年四月



士之特立獨行適於義而已不顧人之是非以豪傑之士信道篤自知明也一家非之力
行而不惑者寡矣至於一國一州非之力行而不惑者蓋天下一人而已矣至於舉世
非之力行而不惑者則千百年乃一人而已耳若伯夷者窮天地亙萬世而不顧者也昭乎
日月不足為明崒乎泰山不足為高巍乎天地不足為容也當殷之亡周之興微子賢也抱
祭器而去之武王周公聖也從天下之賢士與天下之諸侯而往攻之未嘗聞有非之者也彼伯夷
叔齊者乃獨以為不可殷既滅矣天下宗周彼二子乃獨恥食其粟餓死而不顧由是
而言夫豈有求而為哉信道篤而自知明也今世之所謂士者一凡人譽之則自以為有餘一凡
人沮之則自以為不足彼獨非聖人而自是如此夫聖人乃萬世之標準也余故曰若
伯夷者特立獨行窮天地亙萬世而不顧者也雖然微二子亂臣賊子接跡於後世
矣

庚午花月　南洲書

（相良長顯氏所藏）



侯爵 西鄕吉之助氏（大西鄕嫡孫）

大西郷全集

第三巻

凡例

一本第三卷には、年譜、傳記、詩歌並びに文書の補遺を收めた。

一年譜及び傳記は下中彌三郎滿川龜太郎の兩氏主として之を擔當執筆し、詩歌及び文書(補遺)は渡邊盛衛氏主として之を擔當解說した。

一傳記の中、第一章より第十六章までは下中彌三郎氏執筆し、第十七章より第二十三章(終)までは滿川龜太郎氏執筆し、交互に原稿を校閱して文體結構の統一を計り、史實の穿鑿質疑に就ては、渡邊盛衛有馬純彥、勝田孫彌、川崎紫山、藤井甚太郎等の諸氏之に參加した。

一大西鄉全集は、本卷を以て完結した。今後更に文書を發見し、それに伴ふ史實の新研究の行はるゝあらば、增訂に際して之を修補することにしたい。

一本全集中、大西鄉遺訓及び手抄言志錄を收錄する豫定であつたが、それが大西鄉の直接の著述でないこと、及び他の著書に餘りにも普遍してをることの理由からこれを省いた。

一本全集刊行中、本會顧問子爵大迫尙敏、男爵島津長丸、編輯委員沼波武夫三氏が相踵で長逝せ

られたのは、本會の悼惜して已まさるところである。

一本全集のために兩島津公爵家、兩西郷侯爵家、大久保侯爵家を初め、全國諸名家所藏の貴重なる資料を提供せられ、維新史料編纂會、宮內省圖書寮、島津公爵家臨時編輯所、鹿兒島縣立圖書館等常に特別の便宜と援助とを與へられたことを茲に記して厚く感謝の意を表する。

昭和二年十月廿四日

大西郷全集刊行會

傳記の編述に就て

一史實の正確を期すると同時に、青年子弟の讀物たらしむる目的を以て平明且つ興味ある記述に意を用ひた。

一筆者の主觀的記述は力めて之をさけ、大西鄉の言動そのものゝ表現を主とし、時代の推移情勢を間々點綴した。

一史材は、主として、西鄉隆盛文書（第一卷第二卷の內容）により、關係諸家の文書を參考した。

一第一卷第二卷に既に記述されたる文書の部分を重復をも厭はず拔萃挿入したのは、傳記としての獨立性を保たしめようと思つたからである。

一參考書目を各章每に記述する方法を取らず、一ケ所に纏めて書いたのは、一に繙讀の興味を殺ぐを恐れたからである。

一主なる參考書

大西鄉全集文書の部（第一卷第二卷）。　實歷史傳（海江田信義）。　西鄉隆盛履歷（木場傳內）。

南洲翁謫居逸話。　仰止錄。　照國公文書。　調所廣鄉遺事。　調所笑左衛門事歷。

大御支配次第帳。　薩藩士風傳。　薩藩經緯記。　薩摩義士殉節錄。　薩藩と寶曆之治水(川村中哉)。　阿部正弘事蹟(渡邊修二郎)。　尊攘記事(岡千仭)。　有馬新七傳(渡邊盛衞(未刊)。　柴山愛次郎上書。　甲東叢紙。　大久保日記。　都日記(有馬新七)。　義擧錄(小川一敏)。　文久物語。　小川一敏手記。　三吉愼藏日記。　嘗膽錄(日下部伊三次)。　唱義見聞錄(世古延世)。　石川清之助手記。　内田清風日記。　伊地知貞馨手記。　早川勇手記。　安政記事(内藤耻叟)。　賜勅始末(鈴木大)。　昨夢記事(中根雪江)。　再夢記事(中根雪江)。　諸家談話(山岡謙助町野精藏)。　幕府衰亡論(福地源一郎)。　開國起源(勝海舟)。　開國始末(島田三郎)。　幕末小史(戶川殘花)。　戊辰始末(岡本武雄)。　寺島伯自傳。　島津久光公實記。　幕末外交談(田邊太一)。　勝海舟日記。　岩倉公實記。　橋本左内(景岳會)。　東行先生遺文。　平野國臣傳記及遺稿。　淸川八郎遺著。　阪本龍馬(千頭淸臣)。　防長十五年史。　防長回天史。　竹亭回顧錄(維新前後)。　佐々木侯昔日譚。　三年間在日本記(アールコック)。　日本記(シーボルト)。　日本紀行(ペルリ)。　木戶孝允傳(松菊餘影)。　幕末裏面の活動(和宮御事歷)。　中川人見戊辰唱義錄。　維新戰役實歷談。　維新史の片鱗(有馬純雄)。　新日本と遷都(大木遠吉)。　板垣退助傳(栗原亮)。　東京城史。　維新史(本多辰次郎)。　明治維新史講話(藤井甚太郎)。　西鄉隆盛傳(勝田孫

彌)。西鄕南洲(川崎紫山)。西鄕隆盛傳(下中芳岳)。南洲全集(山路愛山)。幕府瓦解史(熊田葦城)。薩南血淚史(加治木常樹)。大西鄕秘史(田中萬逸)。西南記傳(黑龍會)。鹿兒島縣史蹟名勝天然紀念物調査報告(鹿兒島縣)。佐賀縣史蹟名勝天然紀念物梗槪(佐賀縣)。池邊吉十郞傳(下田一喜)。戰袍日記(佐々友房)。熊本城史梗槪(在鄕軍人會熊本支部)。近藤正齊全集。近世之日本(內田銀藏)。大隈伯百話(江森泰吉)。日本帝國海上權力史(小笠原長生)。江藤南白(的野半介)。維新後大年表(妻木忠太)大西鄕の心の奧底(石井蘇山)。嗚呼南洲先生(土屋元作)。大久保利通傳(勝田孫彌)。殉難十六志士略傳(櫻山同志會)。增田宋太郞(熊谷磐舟)。增田宋太郞遺稿(川口松次郞)。日本及日本人南洲號。西鄕南洲と軍事(葛生能久)。倒叙日本史(吉田東伍)。維新史八講(吉田東伍)。西南征討史略。西南征討記事(海軍省)。戰記人名錄。薩軍籠城記。明治五年行幸供奉日記。治亂奉仕實錄(篠原國幹)。南洲翁遺訓集(鳥海良邦)

一本傳記は評傳でなくて史傳である。從つて西鄕隆盛論といふべきものは、この傳記を通して生るべきである。

一本傳記によつて、始めて世に明かにされる史實も少なくないが、これまで世に行はれをる傳記の明かに誤謬と思はるゝ點は全然記述をさけた。

一本傳を記述せんがため、下中彌三郎は本會幹事吉國半五、編輯委員渡邊盛衛、大川信義等と共に本年初頭約一ヶ月を費して九州並に關西地方に出張し、その內の一週日を指宿溫泉に籠居して鹿兒島縣立圖書館所藏大西鄉關係の書籍を讀破した。又滿川龜太郎は昨年春及夏季の二回に亘つて鹿兒島、熊本、佐賀、宮崎の史蹟、故老を歷訪して資料を蒐集した。

昭和二年十月二十四日

編者識

西郷隆盛年譜

西郷隆盛傳記

第三章 齊彬勤仕時代

第四章　勤王志士時代

第五章　大島潜居時代

第六章　上阪勤王時代

第七章　南島謫居時代

第八章 禁門戰役前後

第九章　征長時代

第十章　王政復古運動第一期

第十一章　王政復古運動第二期

第十二章　王政復古運動第三期

第十五章　戊辰戰役時代（二）

第十六章　戊辰戰役時代（三）

第十七章 藩政參與時代

第十八章　在朝時代

第十九章　對韓問題

第二十章　退耕と私學校

第二十一章　十年役の原因

第二十二章　十年戰爭

第二十三章　終焉

西郷隆盛文書 其三

詩歌

漢文

草稿

續補遺

大西郷全集

年譜
傳記
文書

年譜

年號	概歴	國事概要
文政 十年より十二年まで三ヶ年間	**幼少年時代**（**誕生——十七歳**） 文政十年丁亥 十二月七日鹿兒島城下加治屋町に生る。	文政十年（西暦一八二七）将軍大政大臣に任ず。伊藤圭介始めて物理學を唱ふ。 文政十二年（一八二九）高橋作左衛門刑せらる。近藤重蔵歿す（年五九）。松平定信卒す。
天保 元年より十四年まで十四ヶ年間	天保四年癸巳（**七歳**） 松本覺兵衛に學ぶ。 是年二弟吉次郎生る。 天保十年己亥（**十三歳**） 聖堂の歸途友人と爭鬪して右臂に負傷す。 天保十四年癸卯（**十七歳**） 是年三弟信吾生る。	天保二年（一八三一）大阪川口を浚し天保山を築く。 天保三年（一八三二）水戸齊昭諸臣に海防を講ぜしむ。頼山陽歿す。（年五二） 天保五年（一八三四）水野忠邦老中となる。 天保八年（一八三七）二月十九日大塩平八郎亂を大阪に起し尋で自刃す。（年四二） 四月家齊職を家慶に譲る。 天保十二年（一八四一）高島秋帆に西洋兵式を講ぜしむ。渡邊華山自刃す（年四九） 天保十四年（一八四三）香川景樹（年七六）平田篤胤（年六八）各歿す。
	靑年時代（**十八歳——二十七歳**） 弘化元年甲辰（**十八歳**）	弘化元年　同三年（一八四四、一八四六） 英佛二國船艦琉球を窺ふ。 弘化二年（一八四五）浦賀に新砲臺を築造

弘化　四ヶ年

嘉永　六ヶ年

郡方書役助となり郡奉行迫田太次右衛門の配下に屬す、後書役に昇進、二十七歳までは郡方奉行の下に勤仕す。此頃通稱吉之介。

弘化四年丁未　（二十一歳）

十二月父九郎薩摩郡水引村（鹿兒島の西北十三里）に赴き豪家板垣與右衛門方へ購田の資を借る。隆盛同行す。

嘉永二年己酉　（二十三歳）

十二月藩の志士近藤隆左衛門、高崎五郎右衛門、山田一郎左衛門等數人君側の姦を除かんとし、事發覺して處刑せらる。隆盛之を聞き大に憤激す。

嘉永三年庚戌　（二十四歳）

三月赤山靱負近藤の餘黨として自刃を命ぜらる。隆盛父より赤山の壯烈なる自刃の狀を聞き、その衞らせし血衣を見て奮然興起し、先輩志士の精神を繼承し、藩國を救濟せんと決心す。是年四弟小兵衛生る。

嘉永四年辛亥　（二十五歳）

此頃大久保正助（利通）、長沼嘉兵衛、有村俊齋（海江田信義）等と屢々會合して近思錄を講じ、又伊藤茂右衛門に就き陽明學を修め、無參禪師に就き禪學を修む。

す。杉田立卿歿す。（年六〇）

弘化三年（一八四六）正月二十六日仁孝天皇崩御、二月十三日孝明天皇踐祚。海防嚴飾の勅諭幕府に下る。

弘化四年（一八四七）水戸慶喜一橋家を襲ぐ。

嘉永元年（一八四八）米船蝦夷に漂着す。佐久間象山洋式野戰砲を造る。

嘉永二年（一八四九）老中三奉行等に海防の議を上らしむ。蘭人始めて牛痘を傳ふ

嘉永三年（一八五〇）佐藤信淵歿す。（年八二）。高野長英自殺す。（年四七）

嘉永四年（一八五一）薩藩主齊興致仕世子齊彬封を襲ぎ薩摩守と稱す。

嘉永五年壬子（**二十六歳**）

九月二十七日父吉兵衛歿す。名を吉兵衛と改む。

十一月二十九日母政子歿す。

是年有村俊齋、大山正圓（綱良）樺山三圓（資之）等の東上を送る。

嘉永六年癸丑（**二十七歳**）

是年江戸に在る有村俊齋、樺山三圓等より東上を促し來る。よつて返書して來春藩主の參覲に扈從して東上するの意あるを報ず。

嘉永五年（一八五二）新暦十一月三日明治天皇御生誕。

嘉永六年（一八五三）四月米國水師提督ペリー琉球王城に入り六月三日浦賀に來る

六月十九日將軍德川家慶薨ず。

七月十八日露國水師提督プーチャチン軍艦四隻を率ゐて長崎に入る。

齊彬公勤仕時代（二十八歳　三十二歳）

安政元年甲寅（**二十八歳**）

正月二十一日藩主齊彬の參覲に從つて鹿兒島を發し

三月六日江戸着、四月庭方役となる。

四月十日樺山三圓と小石川水戸邸に往き、始めて戸田忠太夫、藤田東湖に面會す。

五月十日樺山と戸田忠太夫を水戸邸に訪ふ。

五月二十日樺山と鮫島庄助、津田山三郎の歸國を川崎に送る。

七月五日　有村樺山等と共に東湖を水戸邸に訪ふ。

安政元年（一八五四）

正月十六日ペリー再び浦賀に來る。

三月三日林大學頭等日米和親條約十二條を締結す。

五月二十二日　日米條約附則十三條を定む。

東湖時事を談じ隆盛大に其人物に推服す。

閏七月二十四日　藩の世嗣虎壽丸突然夭亡し樺山、有村、伊藤才蔵等と會して大に藩の不幸を嘆ず。

八月二十七日　樺山と東湖を訪問し大に時事を談ず

十一月十七日　樺山と櫻任蔵（水戸藩士）を上野に訪問し時事を談ず。

九月十七日露使プーチャチン軍艦一隻を率ゐて大阪灣に入る。

安政

元年より五年に至る五ヶ年

安政二年乙卯　（**二十九歳**）

六月、越前藩士矢島錦助の寓に於て水、越、柳川、肥後藩士等と屢々會合し大に國事を談論す。

七月二十四日　世嗣の一周忌に當り高輪大圓寺に墓參す。

十二月二十六日　越前の橋本左内始めて來訪し、大に國事を談ず。

十二月二十七日　橋本を水戸藩士原田八兵衛の曹舍に訪ふ。

是年有村大山等と謀り、藩の權臣姦黨を除かんとし有村を歸藩せしむ。會々齊彬に謀計を覺られ、其懇諭に從ひて遂に之を止む。

安政二年（一八五五）

九月十八日都築峰重鷹司政通に謁し米露英三國條約の事情を具陳す。

十月二日江戸大地震、藤田東湖死す。（年五〇）

十月九日堀田正睦老中就任。

十一月二十三日皇居造營成る。

十二月四日幕府松前崇廣に陸奥地方を賜ひ三萬石格の諸侯に准ぜしむ。

安政三年丙辰　（三十歳）

十一月齊彬の養女篤子將軍家定と成婚す。

安政四年丁巳　（三十一歳）

四月三日藩主に從うて江戸を發す。途中京都、大阪にて諸有志を訪問す。熊本にて長岡監物を訪問、時事を談ず。五月二十四日歸藩す。

十月朔日徒目付鳥預庭方兼役となり江戸詰を命ぜらる。

十一月朔日鹿兒島を發す。四日熊本に至り長岡監物を訪ふて時事を談ず。監物、尾州田宮太郎宛隆盛を紹介するの書を託す。福岡にて薩摩亡命の先鋒工藤北條等に面會す。熊本藩士津田山三郎隆盛へ胴着を贈る。下關滯船中、白石正一郎と會談、薩摩國産の藍玉を長州へ輸入することの周旋を約す。

十二月六日江戸着。

十二月八日橋本左内を越前邸に訪ひ、將軍建儲の事に關する齊彬の書を越侯松平慶永に呈す。慶永橋本をして物を賜ふ。

安政三年（一八五六）二月十三日幕府洋學所を蕃書調所と改む。

七月廿一日米國總領事ハリス下田に來る

是年二宮尊德逝く。（年七〇）

安政四年（一八五七）

六月十七日老中阿部正弘卒す。

十月十四日ハリス江戸に着す。

十二月二十六日林大學頭、津田正路京都

十二月十三日橋本來訪す。
十二月十四日橋本一橋慶喜の行狀記を贈る。

安政五年戊午　（三十二歲）

二月十日越藩中根雪江來訪し、德川齊昭の鷹司政通に贈る書を齎らす。よつて十一日其書を齊彬附の老女斧島に托し、幕府の後宮に贈る。
二月二十六日江戸詰家老鎌田出雲（政純）を訪問す。
二月二十七日越前邸に中根雪江を訪ひ、後宮の消息を示す。
三月上旬將軍簾中の近衛忠熈に贈る書を携へて江戸を發し、京師に至り月照、村岡（近衛家老女）等に依り建儲の內勅降下に付き盡力す。
三月二十日近衛忠熈の答書を携へて京師を發し江戸へ歸る。
三月二十五日堀仲左衛門（後、次郎又は伊地知貞馨）と共に鎌田出雲を訪問す。
五月上旬書を鹿兒島なる齊彬に贈り、井伊直弼大老と爲り建儲の形勢一變せし旨を報す。
五月十六日越前邸に赴き明日歸藩の途に就く旨を橋

に着す。
是年十二月英佛同盟軍廣東を陷る。

安政五年（一八五八）

二月五日堀田正睦參內す。
三月十二日中山忠能、岩倉具視等八十八人參內す。
四月二十三日井伊掃部頭直弼大老となる
四月二十四日條約調印延期を堀田正睦ハリスに懇請す。

本に告ぐ、松平慶永橋本をして齊彬に贈る書を託し又物を賜ふ。

五月十七日江戸發六月七日鹿兒島着。直に磯邸に於て齊彬に謁し、慶永の書を呈し、具さに關東の形勢を陳ぶ。

六月十八日齊彬の慶永及び川路左衛門尉(聖謨)に贈る書を携へて鹿兒島を發し東上す。

六月二十四日福岡に至り、藩主黑田長溥に謁し使命を陳ぶ。

七月七日大阪に着し、吉井仲助(友實)と共に大久保要を訪ひ、關東の形勢一變せしを知る。

七月十日吉井と京師に入り梁川星巖、春日潜庵等に會して關東の形勢を探り、續きて大阪に往き再び入京して鍵屋に宿す。

七月二十四日齊彬の訃報に接し大に驚駭し、將に歸藩して殉死せんとす。月照の慰諭に由りて歸藩を止め齊彬の遺志を繼ぎ國事に盡さんことを決心す。

八月近衞家の旨を奉じ水尾二藩に賜ふ內勅を携へて京師を發し八月七日江戸着。時に幕府、水尾二藩を壓迫するを以て內勅傳達の目的を果すを得ず、已む

六月十九日日米條約調印。

六月二十五日德川慶福を登營せしめ、將軍家定の世子と爲す。

七月虎刺病流行す。

七月四日三家大老中一人を京都に召す。

七月五日幕府德川慶勝、松平慶永に隱居愼を命じ、德川齊昭に愼を、德川慶篤、德川慶喜に登營を停む。

七月十六日薩藩主島津齊彬薨す。

八月八日將軍家定の喪を發す。水戸藩並びに十三藩に勅を賜ふ。尋で幕府に勅を賜ふ。

を得ず內勅を有村俊齋に託し近衛家に奉還す。

八月二十四日江戸を發し上京す。三十日京師に着し諸有志と謀り、諸藩聯合して朝廷を守護し、井伊大老を排斥して幕政を改革せんことを企圖す。

九月七日夜有馬新七江戸より上り、隆盛を鍵屋に訪ふ。有村俊齋、伊地知龍右衛門座にあり、時事を談ず

九月八日月照の訪問を受け勅書寫傳達の事に就て談す。

九月九日月照來りて梅田源次郎の就縛を報ず。

九月十日近衛家の召に應じて參殿し幕吏月照を捕へんとするにつき、奈良に潜居せしむべく盡力を賴まる。よつて有村俊齋と月照を伴ひ伏見に至り、更に有村をして大阪に送らしめ再び入京す。

九月十三日夜水藩留守居鵜飼吉左衛門を訪ひ、鵜飼より鷹司諸大夫小林良典を說かしめ鷹司右大臣入說のことを依賴す。

九月十五日大阪に往き書を歸藩の途にありし薩藩老侯齊興に呈し、滯阪中の江戸邸守衛交代兵を以て禁闕警衛に充てんと請ふ。此際月照の安否を訪ひ、即日京都に還る。

九月七日梅田源次郎等を京都に捕ふ。

九月十七日近衛忠煕に謁し、藩兵禁闕警衛の事を申告す。
九月十九日伊地知龍右衛門(正治)、有村俊齋等と難を大阪に避く。
九月二十四日捕吏大阪に追跡し來る。よつて月照、有村の二人を伴ひ僅に大阪を逃れ、海路歸藩の途に就く。
十月朔日月照潜匿準備の爲め下關より一行に先ちて單獨歸藩し、六日鹿兒島に着し、藩命により三助と改名す。
十一月十日月照筑前藩士平野國臣と鹿兒島に着し、日高存龍院に投ず。
十一月十四日筑前藩の捕吏來る。藩廳よつて隆盛に命じ、月照を伴ひ、日州紙屋又は志布志邊に潜匿せしむ。隆盛藩の無情を憤る。
十一月十五日月照に藩命を傳ふ。月照自己の決心を告ぐ。隆盛よつて死を共にせんと約し、同夜平野等を伴ひ下町海岸より乘船す。
十一月十六日黎明大崎ヶ鼻沖に於て月照と相抱き投海す。平野等之を救助し、隆盛は蘇生せしが、月照

九月十七日老中間部詮勝入京妙滿寺に館す。
是年印度全く英領に歸す。

は遂に死す。

是月藩廳變名して大島に渡航すべき旨を命ず。よつて菊池源吾と稱す。

十二月二十六七日頃鹿兒島を發し大島に向ふ。初め隆盛の大島渡航を命せらるゝや大久保正助等勸告して、肥後に逃れ長岡監物によりて時機を俟つべきを以てせしも隆盛肯ぜず。

安政六年（一八五九）

正月十日　近衞忠煕、鷹司輔煕、鷹司政通三條實萬落飾を請ふ。

安政六年

大島潜居時代（三十三歳－三十五歳）

安政六年己未（三十三歳）

正月二日山川港に滯船中伊地知正治船中へ訪ね來り大久保の手紙を渡し、義擧の計畫を熟議す。この日大義の一擧につき大久保への返書を認む。

正月四日大山正圓よりの書山川港に達し世嗣哲丸夭亡の報に接す。

二月？大島に着し龍郷村に居る。初め、美玉新行家を借りて自炊す。幾くもなく手習弟子七名入門飯炊を手傳ふ。佐榮志の女愛子を納れて箕箒の勞を執らしむ。

四月二十一日在島中の待遇及び給與品等につき、島

二月所司代酒井忠義、關白九條尚忠に謁して尊融親王以下十八人の處分を議す。

二月十七日入道尊融親王以下處罰。

十月七日橋本左內等刑死。

十月二十七日吉田松陰等刑死。

役の吉田七郎に書中を以て交渉す。
十二月在藩の大久保正助書を寄せ、藩主忠義より誠忠士の面々へとして親諭書を拜受せし旨を報ず。隆盛藩主の眞意を知るを得て大に喜ぶ。

十二月二十四日老中間部詮勝を罷む。
是月水戸藩士數百人長岡驛に屯し勅書返納を拒む。
是年佐藤一齋逝く。（年八八）

萬延元年

萬延元年庚申（**三十四歲**）
二月二十五日隆盛の家族困難の事情きこえ藩主より特に金二十五兩を賜ふ。大久保之を拜して家族に傳達す。
四月有村治左衛門水戸藩士等と共に櫻田門外に井伊大老を襲殺せりとの報に接し大に歡喜す。
是年藩廳より特に扶持米十二石を增給せらる。

萬延元年（一八六〇）
正月十九日遣米使節外國奉行新見豊前守正興、同村垣淡路守範正、軍艦奉行木村攝津守嘉毅、海軍操練所教授勝義邦等咸臨丸にて米國に航す使節九月二十八日歸國す。
三月三日井伊大老櫻田門外に於て暗殺せらる。
七月十日皇子祐宮を立てゝ皇儲となす。
十二月五日米國通譯官ヒュースケン江戶に殺さる。

文久元年

文久元年辛酉（**三十五歲**）
正月二日庶子菊次郎生る。

文久元年（一八六一）
二月三日露艦對馬尾崎浦に上陸し軍艦の修理をなす。
五月十日外國奉行小栗忠順等對馬に到り露將と應接す。
五月二十八日高輪東禪寺に於て浪士英人

十月龍郷村の中央に新築家屋落成す（間口二間半奥行四間半）

十二月二十日鹿兒島より使者到り、召還の命を傳ふ。

姓名を大島三右衛門と改む。

を倡く。

六月二日長州藩士長井雅樂京都に到り、正親町三條實愛に時事を入說す。

十一月十五日和宮江戸に着せらる。

十一月二十六日薩藩士中山實善（尙之介）近衞忠煕に藩主の密書を致す。尋で十二月近衞忠房を經て御劍を奉獻す。

十二月二十二日遣外使節外國奉行竹內保德、松平康直等英國郵船にて歐洲に向ふ

十二月晦日長州藩士長井雅樂、老中久世廣周に入說す。

十二月薩藩士大久保正助近衞忠房に就き久光率兵上京のことを云ふ。

十二月淸川八郎北九州諸藩を遊說し、平野國臣、眞木保臣、小河一敏等を說く。

復職上阪時代（三十六歲）

文久二年壬戌（三十六歲）

正月十四日大島發鹿兒島に向ふ、十八日七島洋にて難船し、再び龍郷に引還す。二十九日再發二月十二日鹿兒島に着す。

二月十三日大久保一藏、中山實善等と小松帶刀の邸

文久二年（一八六二）

正月十二日幕府大橋訥庵等を捕ふ。

正月十五日平山謙藏等六人、老中安藤信睦を阪下門に要擊す。

二月十一日和宮將軍家茂に降嫁す。

文久二年

に會合し、久光（藩主の父）上京公武周旋のことに付き大に論難す。

二月十五日徒目附島預庭方兼役に復す。同日久光に謁して意見を述ふ。久光當時の場合に準據する策を問ふ。隆盛よつて二策を進言するも久光之を納れず十七日足痛と稱して指宿溫泉に行く。

三月初旬歸宅す。大久保來訪し、諸藩の浪士不穩の形勢あるを以てし、出でゝ之を統御せんことを依囑す。隆盛之を諾す。

三月十三日先發して肥筑の形勢を視察し下關に至り久光の至るを待つべき命を受け、村田新八と共に鹿兒島を發す。

二十二日下關に至り小河一敏、平野國臣等と白石正一郎の家に會見し、京攝の形勢を知り、即夜村田新八、森山新藏を伴ひ下關を發し海路大阪に向ふ。

二十六日大阪に着し、加藤十兵衞の家に投じ浪士を統御す。

二十九日大阪を發し伏見に至り堀次郎（伊地知貞馨）に會し、長藩の長井雅樂と意見を同じふするを以てし大に面責す。

三十日本田親雄（彌右衞門）の盡力により宇治萬碧樓に潜匿す。

四月六日大久保一藏伏見に着す。よつて隆盛伏見に

三月十六日島津久光藩兵を率ゐて上京の途に就く。

至り大久保と會し下關より東上の事由を告ぐ。
四月八日村田、森山と大阪に赴かんとす。會々横目志々目獻吉等捕縛引致の命を受けしも、手を下すに忍びずして去る。
四月九日永井の建白書寫を携へて兵庫に赴き久光に謁を請ふ。大久保密に誘ふて海濱に至り心事を告げ共に死せんと言ふ。隆盛諭して之を止む。
十日大久保等に送られて海路大阪に至る。

文久二年　四月より

南島謫居時代（三十六歳―三十八歳）

四月十一日村田、森山と共に天神丸にて鹿兒島に護送さる。山川港に着し、命を俟たしめらる。
六月德之島流謫の藩命あり、よつて山川港を出發す。村田は鬼界島に流謫せられ、森山は謫所定まらず船中に自刄す。
六月十日德之島に着し、岡前村に居をトして謹愼の意を表す。
七月五日庶女菊子生る。
七月十七日間切横目琉仲爲の勸めにより松田勝傳の家に移る。

四月十六日島津久光入京す。
四月二十三日薩藩士久光の命を受けて有馬新七等八人を伏見寺田屋に斬り、京阪に集合せるの士を鎭撫す。
四月晦日入道尊融親王の永蟄居を解き、鷹司政通、近衛忠熈の參朝を許し、故三條實萬を追賞す。
五月二十二日勅使大原重德京都を發し、島津久光兵を率ゐて扈從す。六月七日勅使一行江戸に着す。
七月六日德川慶喜、一橋家再相續、將軍の後見となす。
七月九日松平慶永を政事總裁職とす。
七月二十一日島田龍章を斬り首を四條磧に梟す。
七月二十四日岩倉具視、千種有文、富小路敬直に差控を命ず。尋で蟄居を命ず。
（八月二十日）後落飾す。（二十二日）

八月二十六日妾愛子、菊次郎、菊子の二子を伴ひ大島より來る。同日島吏沖永良部島に遠島の藩命を傳ふ。隆盛謹で命を受く。大島吉之助と改名。

八月二十七日隆盛は岡前村より井ノ川村に移り妾子は翌日同地より大島に還らしむ。

閏八月十四日德之島を出帆し、即日沖永良部島伊延港に着し、十六日和泊村の牢獄に入る。間切横目土持政照大に厚遇す。

文化三年癸亥　（三十七歲）

是月英佛兩國幕府の兩都兩港開市開港延期の請求を承認す。

八月三日毛利定廣京都を發して東下す。

八月二十一日歸國の途島津久光從駕の士武州生麥村に英人を殺傷す。

是月雄藩に勅して合武周旋に當らしむ。

閏八月朔日幕府新に京都守護職を置き、松平容保を以て之に任ず。

閏八月十四日參覲交代の制を更め三つ割在府となす。

十月十二日勅使三條實美　副使姉小路公知京師を發す。土佐藩主山內豐範兵を率ゐて之に從ふ。

十一月二十日前老中平藩主安藤信睦に永蟄居を、前老中鯖江藩主間部詮勝に謹愼を命じ、共外前所司代小濱藩主酒井忠義前老中關宿藩主久世廣周等に蟄居を命ず。

十一月晦日池內大學以下四十七人を赦免す。

十二月九日新に國事掛を公卿に命ず。

是月幕府新徵組を組織す。

文久三年（一八六三）

正月五日大將軍德川慶喜入朝す。

是月名古屋前藩主德川慶恕以下諸大名奉勅上京す。

二月四日政事總裁松平慶永入京す。

二月十一日轟武兵衛、久坂通武、寺島昌

文久三年

七月英艦鹿兒島に來襲せしを聞き、將に歸航して國難に當らんとし、意を土持に告ぐ。土持大に感奮し、僕を鬻ぎて造船の費に充て船已に成り近く出發せんとす。會々英艦擊退の報あり之を止む。

昭等決死して攘夷期限の決定を關白鷹司輔熙に逼る。十三卿等亦、逼る。

二月二十二日三輪田元綱、師岡正胤等京都等持院に於て足利尊氏以下三代の木像を斬り首を三條磧に梟す。

三月三日平野國臣神武必勝論を脱稿す。

三月四日大將軍德川家茂上京二條城に入る。

三月十一日主上加茂神社に行幸せらる。

新徴組京都を發す。

四月十一日主上石淸水八幡宮に行幸せらる。

四月二十日家茂將軍攘夷期限を五月十日となす旨を奏上す。

五月九日老中格小笠原長行生麥償金を英國公使に交付し、率兵上京の途に就く、

五月十日長藩米國商船を下關に砲擊す。

五月二十日朔平門外に於て姉小路公知卿殺さる。

六月九日家茂將軍京都を發して大阪に下り尋で海路歸府の途に就く。

七月二日薩藩諸砲臺より英艦隊を砲擊す四日に至り退帆。

七月晦日主上建春門外に會藩の馬揃を見らる。越へて八月五日又鳥取米澤諸藩の馬揃を閱せらる。

元治元年
二月まで

元治元年甲子（三十八歲）

二月二十二日吉井幸輔、西鄕信吾等藩の汽船胡蝶丸にて沖永良部島に至り、隆盛へ召還の藩命を傳ふ。二十三日迎船に乘じて和泊港を發し、大島に至り、庶子等に再會し、更に鬼界島に寄港して村田新八を伴ひ、二十八日鹿兒島に歸着す。上京に先ち砂糖買

八月十三日大和行幸の詔發布せらる。

八月十七日大和十津川の變あり。七卿西走。

八月二十八日島津久光、山内豊信、伊達宗城、鍋島直正等に上京を命ず。

九月二十六日天誅組大和に破れ松本謙三郎、藤本津之助等戰死す。

十月十一日平野國臣等澤宣嘉を奉じて生野に兵を擧ぐ。

十一月十五日島津久光に時事二十一條を諮詢す。

十二月五日德川慶喜、松平容保、松平慶永、伊達宗城等、朝彦親王に關し雪寃書を上る。

十二月二十七日家茂將軍江戸を發す。

元治元年（一八六四）

正月十五日家茂將軍二條城に入る。

正月二十七日山階宮に親王宣下。

二月十五日幕府守護職松平容保を軍事總裁職と爲し松平慶永を京都守護職とす。

上に關する改革意見書を提出し、三島人民の窮苦を訴ふ。

元治元年
三月より九月まで

禁門事變前後（三十八歲）

三月三日上京を命ぜられ、村田を伴ひ四日乘船出發十一日大阪に、三月十四日京都に着。十八日軍賦役となる。
四月十八日久光歸藩につき後事を委ねらる。
五月家老小松帶刀等と會藩士に會見す。
六月四日伊地知正治、吉井幸輔等共に島津周防（珍彥、藩主の弟）の來着を迎へんとし大阪に下る。
五日楠公社の敷地選定の用を以て兵庫に往かんとし伊丹に宿す。同夜京師火あり、（池田屋の變）隆盛變を知り直ちに京師に歸る。
十一日中村半次郎（桐野利秋）等を長藩に遣し、同藩の動靜を探らしむ。
十五日珍彥の來着を迎ふるため再び下阪、十七日之を迎へ十九日大阪發、二十日京師に歸着す。
二十四日幕府在京諸藩に出兵を命ぜしも小松帶刀と

三月二十五日德川慶喜に禁裡守衛總督攝海防禦指揮を命ず。
四月七日松平慶永の京都守護職を罷め・松平容保を守護職に復し、軍事總裁職を罷む。五月十六日將軍家茂大阪より海路を取り二十日江戸に歸る。
六月五日池田屋の變。
是月長藩及び志士の諸隊京都郊外の地に屯集す。

議し、禁闕警衛の命を奉ずる外出兵の餘地なしと之を辭す。

二十七日長兵嵯峨天龍寺に入ると聞き、謀計あるを察知し、急を鹿兒島に報じ援兵を要求す。同夜大納言近衛忠房の召に依り參殿し、長藩處分の諮問に答ふ。

七月八日一橋慶喜朝旨を在京諸藩に傳へ、福原を諭して兵を退けしむる爲に出兵せんことを命ぜしも、小松と議しまた之を辭す。

七月十九日拂曉長藩兵京師に闖入するに際し、藩兵參謀として烏丸通より進擊し、督戰甚だ力め遂に足部に負傷す。

七月二十八日小松と議し、海江田武次を越前に遣し松平慶永の上京を促す。

是月竹內半右衛門、岩崎仙吉を長州に遣し、吉川監物其他末家の動靜を探らしむ。

八月十三日島津圖書(久治、藩主の弟)の歸國を大阪に送る。

九月朔日使を江戶に遣り、將軍の上洛を促す。

七月十一日佐久間象山殺さる。

七月十九日長藩の家老益田、福原、國司等兵を率ゐて京都に亂入す。會津、越前薩摩、桑名、大垣等諸藩兵防戰して之を退く。

七月二十日大和及び生野の亂に捕へられたる平野國臣(年三七)等を六角の獄に斬る。

七月二十一日眞木和泉自刄す。(年五二)

八月三日幕府和歌山藩主德川茂承を征長總督と爲し、福井藩主松平茂昭を副將となす。

八月五日英佛米蘭の聯合艦隊十八隻馬關に逼る。

八月七日德川茂承の征長總督を罷めて名古屋前藩主德川慶勝を之に任ず。

九月六日軍艦購入のことに付き南部彌八郎に策を與へて英人に交渉せしむ。

九月十一日吉井幸輔、越藩士青山小三郎(貞)と大阪に下り始めて勝安房に會見し、幕府の内情及び開港意見を聞き、大に其人物識見に推服す。十二日京師に還る。

九月十五日肥後藩長谷川仁右衛門等と會見し、征長のことを談論す。

九月十九日伊藤萬次郎を藝州に遣し軍糧及び陣地の手當を爲さしむ。

九月二十四日高崎猪太郎(五六)を岩國に派し吉川監物を說き恭順歎願の道を計畫せしむ。

十月二日側役と爲り、姓を西郷に復し、西郷吉之助と稱す。同日禁闕の戰功により藩主より感狀及び陣羽織、太刀を拜領す。

征長時代（三十八歲―三十九歲）

十月六日征長總督徳川慶勝の旅館に出頭し、軍議を

大阪に開く旨の達書を請く。
十月八日藩議の攻口變更を請はんとするを不可とし藝州地より陸路攻擊の策を建て之を鹿兒島に報ず。
九月九日禁闕守衞兵の一部を救應隊として出兵するに決し自ら之が差引となる。
十月十五日吉井幸輔と共に軍議に列するため大阪に下る。
十月二十二日征長總督諸藩の重臣を大阪に會し、軍令を頒つに際し、吉井と共に軍議に列す。同日書を總督府に呈出し、禁闕守衞兵の一隊を上ノ關に上陸せしめんことを稟申す。
十月二十四日總督慶勝の召により其旅館に出頭、告ぐるに長防の事情を告げ、長人を以て長藩を處分せしむるの意見を述ぶ。慶勝之を納れ、長防周旋のことを一切委任し、副刀を賜ふ。
十月二十六日吉井及び稅所長藏(篤)を伴ひ大阪を發し十一月二日海路廣島着、直に岩國に向ふ。
十一月三日岩國に至り、吉川監物を見て總督の命を傳へ、進擊の期切迫せるを以て速かに福原等三家老以下參臣を處分し、恭順の實を表すべきを以てす。

監物共厚意を謝し誓て謝罪の質を舉ぐべきを以てす。よつて即日岩國を辭し、六日廣島に歸り總督の至るを待つ。十一月八日禁闕戰爭の際捕虜とせし長人十人を岩國に護送せしめ、長藩に交付す。

十一月十六日徳川慶勝廣島に至る。

十一月十六日廣島に着せし總督慶勝に謁し、吉川說得の始末を復命す。同日總督吉川を國泰寺に招致し成瀨隼人正(正肥)等をして黑印軍令其他の事を詰問せしむ。此際豫め答辯の要領を吉川に教ゆ。吉川よつて陳謝大に力め漸く事無きを得たり。

十一月十八日徳川慶勝、國司信濃等の首級を檢す。

十一月十七日大小監察永井戶川等と長藩處分に付き利害得失を論じ、處分案を總督に呈出す。

十一月二十日長藩諸隊兵三條實美等五卿を擁し、將に暴發せんとすと聞き、總督に建議し、自ら往きて諸隊及び五卿を說得せんことを請ふ。總督之を納れ五卿を九州五藩(薩、筑、肥前、肥後、久留米)に附せしむ。

十一月二十一日救應隊を廣島出陣の本營に合するの準備を整へ廣島を發す。

十一月二十三日小倉に着し、副總督松平茂昭に謁して長州處分の意見を述べ、越前及び肥後藩士等を解

諭して意見に從はしむ。
十一月二十四日蘆屋に赴き、長藩處分のことを藩兵總督島津久明に告げ卽日小倉に還る。
十一月二十七日喜多岡勇平等と會見し、五卿及び諸隊說得のことを議す。
十二月二日筑前藩士月形洗藏等と會見し、五卿移轉のことを議す。
十二月四日筑前藩士早川養敬(勇)土佐浪士中岡愼太郞と小倉に來り隆盛を訪ふ。隆盛長藩及び五卿處分につき談議す。
十二月十一日筑前藩士林泰小倉に來り隆盛を見て馬關渡海を促す。よつて吉井、稅所の兩人を隨へ馬關に渡り五卿の附士水野溪雲齋(正名)南大一郞(土方久元)中岡及び長藩高杉其他諸隊長と會見し五卿移轉のことを論議す。
十二月十二日小倉に還り、其成行を副總督府に傳ふ
十二月十三日早川養敬馬關より來り、五卿の書を示し深く依賴ありし旨を告ぐ。
十二月十五日稅所を隨へ小倉を發し岩國に向ふ。
十二月二十日岩國に着し吉川を見て諸隊鎭靜のこと

十二月十五日老中松前崇廣上京す。

を說得す。
十二月二十一日吉川の客舍に饗應を受く。會々萩政府、前政府員大和國之助等七人を刑するの報至る。總督慶勝の臣長谷川惣藏等萩政府をしてこの事を行はしめしと聞き、其拙策を非難し大に慨嘆す。
十二月二十二日岩國を辭し廣島に至る。
十二月二十七日總督の臣石河光晃等廣島に歸り長防巡檢の狀を復命す、隆盛速に解兵を命ぜられんことを建議す。總督よつて即日解兵を令す。
十二月二十八日廣島發慶應元年正月元日小倉に至り副總督以下に解兵の命を傳ふ。

慶應元年（一八六五）
正月十四日五卿長府を發し、二月十三日筑前大宰府に着す。

王政復古運動時代（三十九歲―四十一歲）

慶應元年乙丑（三十九歲）
正月三日副總督府に至り、酒井十之丞を訪ひ五卿移轉に附き談議す。
正月四日小倉を發し歸藩の途に就き十五日鹿兒島に着す。藩主父子謁を賜ひ長防處分に付き周旋するの功を賞し刀一腰を賜ふ。

慶應元年

一月二十八日岩山八郎太（直温）の二女糸子と婚す。

二月中旬五卿の警衞士西田彌四郎筑前より歸藩し、筑前藩俗論黨起り五卿を冷遇するを報ず。よつて藩主に請ふて筑前に使し、先づ太宰府に至り始めて五卿に謁す。

二月二十五日五藩士を會して五卿の進止を議し、各藩より使を上京せしめ、總督の指揮を仰がんことを約す。繼ぎて福岡に赴き、同藩主黑田長溥に謁し五卿の待遇につき進言し、且同藩家老矢野梅庵及び月形洗藏等と會見し、五卿の復歸を計り、薩筑の兵を以て京師を守護し、以て幕府を威壓せんと策す。

是月對馬藩家老平田大江、大和の人北畠治房等と隆盛の旅亭に來訪し、對馬藩の內訌を訴へ行きて盡力せんことを乞ふ。之を諾す。三月五日博多を發し上京十一日京師着。

三月二十八日赤根武人、早川養敬等と會見せんとし下阪せしが會々赤根幕吏の爲めに捕へらる。よつて三十日歸京す。

四月幕府再び征長の報至る。小松帶刀と議し、共に歸藩して藩の態度を決せんとす。

二月二十二日老中本庄宗秀。同阿部正外參內す。

四月十三日幕府長州再征につき尾張老侯德川茂德を以て征長先鋒總督とす。茂德後之を辭す。

四月二十二日京師を發す。阪本龍馬亦同行す。五月上旬鹿兒島に着し、大久保一藏等と議し出兵拒絶の藩論を決す。
是月大番頭と爲り役料高百八十石を給せらる。
閏五月六日岩下佐次右衞門（方平）京師より歸藩し將軍の進發を報じ隆盛の出兵を促す。中岡愼太郎も亦岩下と共に來麑し、隆盛上京の途馬關に寄港し長藩の桂小五郎と會見せんことを勸說す。
閏五月十五日岩下中岡等と共に鹿兒島を發し上京す十八日佐關に至る、會々京師の急報至り俄に馬關寄港を止め東上す。二十三日京師に着。
九月中旬四國軍艦攝海に入らんとするの報あり。隆盛前年計畫せし明賢諸侯集會の策を實行するの機至ると爲し、先づ吉井幸輔と大阪に下り、幕府と外艦の動靜を探る。
九月十七日外艦の動靜を大久保に報ず。
九月二十三日京師に還り大久保と議し、彌々明賢諸侯の集會を計らんとし、大久保は越前に使し隆盛は歸藩するに決す。
九月二十四日坂本龍馬を伴ひ大阪に下り、二十六日

五月十五日德川茂承（紀州侯）に征長先鋒總督を命ず。
十六日將軍家茂江戸を發す。
閏五月二十二日將軍入洛參內、二十四日大阪城に入る。爾後時に上京す。
九月十六日英佛米蘭四國公使軍艦九隻を率ゐて兵庫港に入る。

胡蝶丸に乘船出帆、十月四日鹿兒島に着し、京師の事情を藩主父子に告げ久光の上京を促す。
九月十四日外艦攝海を去るの報至るを以て久光上京を止め、小松帶刀と共に兵を率ゐて上京、二十五日京師に着す。
十二月黑田了助(淸隆)等と薩長聯合のことを議し黑田坂本の兩人を馬關に至らしむ。

十月三日將軍家茂辭表を上る。
十月五日幕府の曩きに締結せし通商條約を勅許せらる。
十月七日將軍の辭表を停む。
十一月二十日幕府宍戸璣等を廣島國泰寺に召し審問す。

慶應二年

慶應二年丙寅 (四十歲)
正月七日黑田了助より桂小五郎等を伴ひ至るの報に接す。
正月八日村田新八、大山彥八等と共に桂等の來着を伏見に迎へ、九日桂等を伴ひ京師に還る。
正月二十一日小松帶刀　坂本龍馬と共に長藩桂小五郎と會し薩長聯合の盟約を協定す。
二月二十九日小松帶刀、桂久武、吉井幸輔、坂本龍馬等と京師を發し、三月五日大阪を經て、十七日鹿兒島に着す。
是月幕府監察小林甚六郎筑前に至り五卿を引致せんとするの報至る。隆盛小松等と議し、黑田嘉右衞門

慶應二年(一八六六)
正月二十一日薩長聯合盟約成る。
正月二十二日將軍家茂毛利氏の朝敵名を除き封地十萬石を削り敬親父子を蟄居せしめんことを請ふ。
四月朔日目付小林甚六郎太宰府に到る。
六月十三日幕軍小瀬川口に戰ふて敗る。

（清綱）をして兵を率ゐ太宰府に急行せしむ。
四月藩政改革及び陸海軍の擴張を進言す。
五月小松、桂等と共に藩政改革の議に預る。
六月十八日寺島宗則等と共に英艦に赴き、パークスと應接し兵庫開港に就き朝廷幕府の事業及び薩藩の態度を告げ、親交を圖る。
七月十二日嫡子寅太郎生る。
八月十五日日當山溫泉に浴す。
是より先大目附となる、是月之を辭す。
十月十五日小松帶刀と共に三邦丸にて上京、二十六日着京す。
十月二十七日久光上京猶豫の願書を上る。
十二月上旬下阪、九日兵庫に往き小豆屋に於て英國公使の通譯官サトーと應接す。
十二月二十八日山階宮等蟄居せられし報に接し京に還る。

慶應三年丁卯　（**四十一歲**）
正月小松、大久保と議し、薩摩、越前、土佐、宇和島四藩會議を謀る。二十一日京師發。

六月十七日薩藩の招待に應じ、英國公使パークス及び英國東洋艦隊提督軍艦三艘を率ゐ鹿兒島に來る。
七月二十日將軍德川家茂薨ず。八月二十日喪を發す。
八月朔日德川慶喜宗家相續、十二月五日將軍宣下。
同小倉城燒く。
八月二十二日休兵の命下る。
八月晦日大原重德等二十二人列參して時事を奏す。
九月三日勝義邦嚴島に於て廣澤眞臣、井上馨と會見す。
九月十九日幕府征長軍に撤兵を令す。
十二月二十五日（陽一月三十日）孝明天皇崩御。

慶應三年（一八六七）
正月九日明治天皇踐祚。
是月文久元治間朝譴を蒙りたる熾仁親王

慶應三年

二月朔日鹿兒島着。四藩會議の件を久光父子に建言久光之を容れ上京を決す。

二月十三日土佐、宇和島に使節を命ぜられ鹿兒島發、十五日高知に至る、十六日容堂に謁し、上京を促す。容堂諾す。二十四日宇和島に至り、伊達宗城に謁し上京を說く。宗城亦之を諾す。

二月二十七日鹿兒島に歸着し、久光に復命す。

三月十日村田新八、中岡愼太郎等をして大村平戶の諸藩を遊說せしむ。

三月二十五日久光に扈從して鹿兒島を發し上京。陸軍七隊海軍隊七百餘人を率ゆ。四月二日大阪に着し十二日入京。

五月十九日中岡愼太郎、品川彌次郎等來訪す。

五月二十一日中岡、板垣等と小松の寓に會合し、王政復古を議す。二十六日中岡、板垣來訪す。

六月十五日山縣狂介を訪ひ討幕の決心を告ぐ。また久光に進言して山縣等を引見せられんことを以てす

六月十六日久光、山縣等を引見し薩長聯合の密旨を其の主毛利敬親に傳へしむ。同夜大久保一藏、伊地知正治、山縣、品川等と小松の寓に會し薩長聯合を

以下を宥さる。

五月薩摩、越前、土佐、宇和島四藩會議成立、八月中旬四藩會議瓦解す。

六月十六日島津久光、京都に於て長藩士山縣狂介、品川彌次郎兩人を引見、薩長協力斷然討幕の擧に出でんことを告ぐ。

誓約す。
六月十九日後藤象二郎等と會見して王政復古を議す
二十二日小松、大久保、後藤、中岡等と三本木の旗亭に會し王政復古を盟約す。
七月七日村田新八を長州に遣り土藩との盟約を山縣等に告げ、意見を問ふ。
七月二十五日夜京師を發し、二十六日大阪に着、二十七日英國公使通譯官サトゥと應接す。八月上旬大阪より歸京。

六月二十二日、薩土盟約成る。

大詔煥發前後（四十一歳—四十三歳）

九月上旬後藤象二郎と大阪に邂逅し、土藩の藩論を聞き共に頼むに足らざるを知り、歸京して小松、大久保と議し長藩に交渉して王政復古の目的を斷行するに決す。
十月六日小松、大久保等と共に藝藩植田乙次郎、長藩廣澤兵助（眞臣）と會見し、藝藩の意見を聞く。
十月八日小松、大久保等と共に藝藩辻將曹（維嶽）植田乙次郎、寺尾庄十郎、長藩廣澤兵助、品川彌二郎

慶應三年

等と藩邸に會し、三藩聯合して王政復古を斷行せんことを決議す。
十月十一日小松、大久保等と議し共に歸藩して藩主の上京及び出兵を促すに決す。
十月十二日小松、大久保と討幕の宣旨を降下されんことを朝廷に乞ふ。
十月十四日討幕の密勅を薩長二藩に賜ふ。即日小松大久保、廣澤、福田（狹平）、品川等と連署して奉命書を上る。
十月十七日小松、大久保、廣澤、福田等と共に京師を發し、大阪より藝船萬年丸に乘じて二十一日三田尻着、二十二日小松と共に山口に至り毛利敬親父子に謁す、同夜山口を發し二十四日三田尻出帆。
十月二十六日鹿兒島に着。直に藩主父子に謁し討幕の密勅を呈し上京及び出兵の事を促す。
十一月十三日藩主忠義を奉じ、兵を率ゐて東上、十七日三田尻に着す。
十一月十八日毛利內匠、揖取素彥、山田市之丞、片野十郎等と會し、薩、長、藝三藩兵の部署進退を協定す。同日忠義長藩世子の毛利元德と會見す。

十月十四日將軍德川慶喜上書して政權奉還を請ふ。翌日朝廷之を許す。
十月十四日討幕の密旨薩藩に降る、翌十五日長藩へ同斷。
十月二十一日討幕密勅の實行を暫く中止せしむ。
十一月十五日坂本龍馬、中岡愼太郎京都に殺さる。

十一月十九日三田尻出帆、二十一日大阪上陸、二十三日京師着。

十一月二十九日大久保、伊地知と會し、王政復古大詔煥發につき議す。

十二月朔日大久保、岩下、吉井、山田、品川等と會し大號令煥發の期日を協定す。

十二月二日大久保と共に後藤象二郎を訪ひ大令煥發のことを告ぐ、後藤之を贊す。

十二月四日大久保、伊地知、吉井等と岩下の寓に會議す。

十二月五日後藤、大詔煥發の延期を請ふ。隆盛、大久保、岩下等と延期の不可を岩倉具視に進言す。

十二月六日岩倉、岩下、吉井、伊地知等と大久保の寓に會し煥發の日を九日と決議す。

十二月七日大久保等と岩下の寓に會議す。

十二月八日大久保、岩下と連署して岩倉の詰問に答へ、斷然德川氏處分の朝議を確定せられんことを請ふ。

十二月九日王政復古大號令煥發、大久保、岩下と共に參朝す。

十一月晦日長藩此日西ノ宮に陣す。

十二月八日三條實美以下五卿の官位を復す

同日鷲尾隆聚密に高野山に赴く。

十二月九日王政復古大號令煥發。

十二月十二日参與職に任ぜらる。

十二月十三日大久保、岩下等と藩邸に會し、岩倉の諮問する德川氏に對する臨機處分の大綱二策に付き議す。

十二月十四日大久保、岩下、吉井、品川等と藩邸に會し、岩倉の諮問する二策を決議し、品川と同伴して岩倉の邸に往き申答す。

十二月十五日大久保、品川等と藩邸に會し、德川氏處分の事に就き議す。

十二月二十四日大久保、岩下と議し、德川氏處分の案を作り、大久保をして岩倉に提案せしむ。

十二月二十五日大久保、吉井、伊地知等と藩邸に會合す。

十二月二十八日大久保、岩下、吉井、土方等來會し討幕の策を議す。

十二月二十九日大久保、岩下と共に三條實美を訪問す。

戊辰戰役時代（四十二歳）

明治元年戊辰（四十二歳）

十二月十日長藩兵の一部相國寺に到る。

十二月十二日德川慶喜大阪に下る。

十二月二十五日江戸三田薩藩邸焼打さる

十二月二十七日五卿筑前より入京す。

明治元年（一八六八）

明治元年

正月元日京都に於て江戸三田藩邸燒討の報に接し之を大久保に報す。

正月二日大久保に代りて岩倉邸に往く。岩倉王政復古に付き、外國布令の形式を諮問す。よつて大久保と岩下の寓に議し、案文を提出す。尋で大久保と同伴して九條邸に往き德川氏處分の朝議に列す。同日大阪の幕軍形勢不穩の報あり、即ち長藩山田市之亟等と議し、鳥羽、伏見二道の警備を嚴にせしむ。

正月三日拂曉幕軍大擧北上の報に接す。よつて直に援兵を鳥羽、伏見二道に派し、急を朝廷に稟申し、討幕の藩論を決して長藩と策戰を議す。午後官軍の捷報に接し伏見に往き、戰線を巡視し、夜に入りて歸京す。

一月四日戰場を巡視し諸隊を督す。

一月五日淀に赴き攻城の藩兵を督す。即日淀開城す

一月六日夜に入りて歸京す。

一月七日征討大號令發布の會議に列す。

一月十三日藩主より王政維新の功により劔一振を賜ふ。

一月十七日海陸軍掛及び徵士を命ぜらる。翌十八日

正月三日舊幕曾桑の兵押て鳥羽伏見二道の關門を通行せんとし、官軍之を拒みて戰鬪開け、官軍大勝す。

正月五日山陰道鎭撫總督西園寺公望、東海道鎭撫總督橋本實梁等京都を發す。

正月十日德川慶喜以下舊幕重臣の官位を褫ぐ。

正月十日征討大將軍嘉彰親王大阪に抵る

正月十七日朝廷職制を定む。

藩主に請ふて徴士を辭す。
一月二十七日久光の褒詞を受く。
二月朔日大久保と會し、岩倉の諮問する征討の策略を議す。
二月十二日薩藩東海道先鋒隊の差引となり京都を發す。十四日大總督府參謀を命ぜらる。
二月二十五日東海道先鋒の各藩隊長を駿府に召集し勝安房の書を示して江戸進軍の令を傳ふ。
三月五日大總督駿府に着、之を鞠子に迎ふ。
三月九日駿府に於て山岡鐵太郎に面接、その嘆願を聞き朝裁處分案を內示す。十日先鋒隊出張を命ぜられ駿府發、十二日池上本門寺に至る。
三月十三日江戸攻撃の令を先鋒諸隊に發す。同日勝安房より面識を求むるの書に接す。よつて直に高輪藩邸に至り勝と面識す。勝德川氏恭順の實狀を告げて熟慮を求む。
三月十四日大村藩士渡邊清左衞門横濱より來り、英國公使と談判の事を告ぐ。同日再び勝と田町藩邸に議す。勝德川氏謝罪の條款書を出し、明日の進軍を中止せんことを乞ふ。よつて之を諾し、中村半次郎

正月二十日北海道鎭撫總督高倉永祜京都を發す。
二月三日東征の大詔降下。
二月九日總裁熾仁親王を東征大總督と爲す。
二月十二日德川慶喜大慈院に入る。
二月二十六日右大臣九條道孝を奥羽鎭撫總督とす。
二月晦日佛蘭西公使參朝。
三月九日山岡鐵太郎駿府に到る。
三月十三日高輪薩邸に於ける勝西郷の會見、翌日亦行はる。
三月十四日五ケ條御誓文發布。

村田新八をして進軍中止を東海東山兩道の先鋒總督に傳へしむ。

三月十五日江戸を發し、十六日駿府着、德川氏謝罪の條款書を大總督宮に呈す、大總督宮命じて京師に至り、朝裁を請はしめらる。よつて即日駿府を發し十九日京師着。

三月二十日太政官代に出頭し勝の提供書を呈し朝裁を請ふ。朝議慶喜の死を宥むるに決し、處分の條款を指示して授けらる。二十二日京師發、二十五日駿府に復命、德川氏處分の全權を委任せらる。

三月二十七日駿府を發し、箱根に至り先鋒總督橋本少將に朝裁書を呈し江戸進渡の部署を約し、二十九日高輪藩邸着。

四月四日先鋒總督橋本少將に隨ひ江戸城に入り、勅書を田安中納言に傳ふ、十日勝と池上に會し、江戸城地受授のことを附議す。同夜各隊長を增上寺（大總督府本營）に召集し、城地受授に付市中警備の事を達す。

四月十一日先鋒總督府參謀海江田信義、木梨恒準江戸城を收む、隆盛自ら兵を率ゐて市中を警備す、二

三月二十三日車駕大阪に到り西本願寺を行在とす

四月四日東海道先鋒總督橋本實梁、副總督柳原前光、江戸城に入る。

四月十一日德川慶喜江戸を出でゝ水戸に赴く。

四月十五日大總督熾仁親王江戸に入り增上寺に陣す。

十八日江戸を發し海路上京。閏四月五日京都着。六日大久保、廣澤、吉井等と岩倉邸に會し德川氏の封土及び關東鎭撫の策を議す。八日岩倉、小松、大久保、後藤、廣澤、吉井等と三條邸に會議す。
十一日三條實美東下に決し、同伴京都發、二十三日江戸に着す。
五月七日參與兼大總督府參謀となる。
十五日彰義隊攻擊の部署を定め、湯島天神境內に出張して官軍を督す。既にして賊敗走するを以て戰跡を巡視して歸營す。
二十二日大總督宮謁を賜ひ、軍勞を賞し、短刀一腰を賜ふ。
五月二十九日江戸發海路西上。
六月五日京都着。時に藩主忠義關東に出陣せんとするによつて朝廷に建議し、奧羽、北越方面の形勢切迫するを以て藩主の出陣を止め、藩兵のみを直に會津、北越地方に增派されんことを以てし、且つ自ら忠義と歸藩し、更に北越出軍の準備を爲さんと請ふ。朝廷之を納る。
六月九日大阪に下る。十一日忠義を奉じて大阪を發

閏四月八日車駕京都に還幸。
閏四月十九日奧羽鎭撫使參謀世良修藏福島に於て殺さる。
閏四月二十三日白石會盟。
閏四月二十九日德川龜之助をして德川氏を嗣がしむ。
五月十五日官軍彰義隊を上野に破る。
五月十九日官軍長岡城を拔く、城主牧野忠訓會津に走る。
五月二十四日德川家達を駿府に封じ七十萬石を賜ふ。

し海路歸藩。十四日鹿兒島着。
七月二十三日北越出征軍の總差引を命ぜらる。八月六日三隊を率ゐ、春日丸にて鹿兒島發、十日柏崎着十一日新潟着。時に長岡旣に陷落し北越略々平定すよつて中旬松ヶ崎に移る。
是月次弟吉次郎越後に戰死す。
九月十四日米澤に至る。二十四日會津陷落し、二十六日庄内亦降る。二十七日庄内着、黑田參謀の城地を收むるに同行す。二十九日庄内を發し江戸に出づ
十月中旬後事を大久保、小松等に委し歸國の途に就き、京都にて藩邸の後事を指揮し、二十三日京都發二十四日大阪着、十一日初旬鹿兒島に凱旋す。
十月三十日軍勞を以て太刀料金三百兩を下賜せらる
十一月日當山温泉に赴く。

七月十七日江戸を東京と稱す。
八月九日德川宗達江戸を發し封を就く、十五日駿府に入る。
八月十一日官軍村上城を攻む。
八月二十七日明治天皇即位式を行はせらる。
九月八日明治と改元し自今一世一元となる。
九月二十日車駕東幸京都を發す。十月十三日東京御着輦。
九月二十四日若松城降る。二十六日庄内次で降る。
十月二十八日天皇氷川神社に行幸。
十二月七日奥羽分國。
十二月八日車駕西還東京を發す。十二月二十二日京都に還幸。

藩政參與時代（四十三歲—四十五歲）

明治二年己巳（四十三歲）
正月十八日朝廷より召されしも辭す。
二月上旬復た日當山温泉に投ず。二十三日藩主忠義に

明治二年（一八六九）
正月五日横井小楠暗殺さる。
正月二十三日薩、長、土、肥四藩主連署して版籍奉還の表を上る。
二月三日和宮内親王京都に到る。
二月十三日勅使柳原前光、同副使大久保

明治二年

日當山温泉に至り隆盛の出仕を促す。之に感激し二十四日藩主に扈從して歸鹿す。
二月二十五日參政を命ぜられ再び藩政に與る。
四月朝廷賞典調査に付き參謀在勤中の管轄諸隊長の戰功調査方を命ぜられる。
五月是れより先榎本武揚等函館に據り官軍に抗す。隆盛應援兵を率ゐて征途に就く。二十日函館着。榎本等既に降伏せるに付き二十五日函館を發し歸途に就く。六月朔日東京着、十五日東京發歸國の途に就き、着後直に日州吉田温泉に赴く。
六月二日賞典祿二千石下賜せらる。
九月二十六日正三位に叙せらる。

明治三年庚午　（四十四歳）
正月十八日參政を辭す。養倖百五十俵を給せられ、藩政顧問を命ぜらる。
二月五日山口藩の諸隊兵制改革を喜ばずして暴動を起す。よつて形勢視察として山口へ出張を命ぜられ六日大山、中村、村田を隨へ鹿兒島發、十二日山口着。翌日藩侯に謁し、十七日鹿兒島歸着復命す。

利通鹿兒島に至る。
三月七日車駕再び東幸此日京都を發す。始めて公議所を開く。
三月十一日車駕山田に幸し神宮を拜せらる。
三月二十五日宮古港の海戰。
五月十三日輔相以下公選。
六月十七日諸藩に勅して版籍奉還の請を聽し藩主を藩知事とす。
九月四日兵部大輔大村益次郎遭難す。
九月二十六日復古功臣賞典。
九月二十八日公現親王德川慶喜等を宥す
十月五日皇后東京に行啓。二十四日着御

明治三年（一八七〇）
正月五日德川慶喜、松平容保、伊達慶邦等六家の舊臣等の罪を宥す。
正月十九日大久保利通、島津久光及び隆盛の興起を促さんがため朝命を奉じて鹿兒島に至る。久光辭して應ぜず。
二月十日山口藩兵の暴徒を擊破し巨魁三十餘人を捕ふ。

明治三年

三月次男午次郎生る。

五月二日位記返上願之通被思食候事。

七月三日再び藩政に參與することゝなり、二十八日鹿兒島藩大參事に任ぜらる。

七月二十三日福岡藩贋札事件に付き同藩へ出張を命ぜられ鹿兒島發、翌二十四日福岡着。

十月弟信吾(從道)東京より歸來し興起を促す。

十二月岩倉勅使來麑の折　久光は病を以て上京の猶豫を請ひ、隆盛のみ上京を許す。

明治四年辛未　(**四十五歳**)

正月三日乘船鹿兒島を發し、四日細島にて陸行せし勅使一行に追及し、相共に山口に向ふ。六日三田尻着。七日山口に至る。

正月八日大久保と共に木戸を訪ひ、九日大久保と共

四月十七日天皇陸軍を駒場野に閲す。

七月十日民部大藏二省を分つ。

七月十日南部藩知事南部利恭上表職を辭して郡縣の制に復せんと請ふ。此後廢藩を請ふもの多し。

七月二十四日大友帝を弘文天皇、大炊廢帝を淳仁天皇、九條廢帝を仲恭天皇と追諡す。

七月二十七日横山正太郎集議院門前にて自殺す。

九月八日天皇越中島にて兵を閲す。

九月十日藩制頒布。

十二月二十日新律綱領を頒布す。

十二月二十三日勅使岩倉具視、同副使大久保利通、鹿兒島に到り島津久光及び隆盛の上京を促す。

明治四年(一八七一)

正月九日參議廣澤眞臣刺殺さる。

明治四年

に勅使に謁し木戸と三人土佐に行くことを許さる。
正月十日大久保と共に毛利敬親父子に謁し朝權の確立を期するため薩長土三藩の聯合を說く。
正月十三日山口を發し、十六日大久保、木戸、三好(重臣)、池上(四郎)等と同伴三田尻より乘船土佐に向ふ。十七日土州浦戸に上陸、直に高知に至る。
正月十九日大久保、木戸等と共に土藩の板垣退助、福岡孝悌等に會見す。二十一日浦戸出發、二十二日神戸着。同日大阪に至る。
正月二十七日神戸に行き、二十九日大久保、木戸、山縣、板垣等と同伴乘船、大阪を發し東行、二月朔日橫濱上陸、二日東京に入る。
二月八日木戸、板垣等と共に三條公を訪ひ、薩長土三藩より兵隊徵集の事を議す。
二月十三日參朝、兵隊徵集の爲め歸藩を命ぜらる。
二月十五日東京發。二十五日鹿兒島着。二十六日久光忠義に謁し、朝命を述べ、兵隊徵集の事を進言す
三月九日忠義上京に付き隨行を命ぜらる。
三月下旬忠義に隨行し、常備兵四大隊を率ゐて鹿兒島發、四月二十一日東京着、市ヶ谷舊尾州藩邸の營

二月六日岩倉具視、薩長に到り是日京都に復命す。
三月二十八日毛利敬親薨ず、遺表して封建の餘習を除き國家の基本を固うせんことを奏請す。
三月二十九日大樂源太郎殺さる。
四月二十七日大藏卿伊達宗城を全權大臣とし淸國に遣し條約を締結せしむ。

内に起臥す。
五月六日和歌山藩大参事津田出を訪問し國政に付き意見を聞く。
六月朔日大久保を訪ひ、政令を一途に出でしむるため木戸を政府の首位に立たしめんことを説く。大久保之を賛す。
六月十三日大久保を訪ひ木戸推選のこと板垣、山縣井上等同意の旨を告ぐ。
六月二十三日大久保來訪し、木戸肯ぜざるを以て木戸と共に首位に立たんことを勸む。之を諾す。

在朝時代 （四十六歳―四十八歳）

六月二十五日木戸と共に參議に任ぜらる。
七月三日大久保を訪ひ熊本藩建議のことを附議す。
七月五日制度議目權限を定めんことを請ふ。
七月八日大久保を訪ひ廢藩置縣のことを議す。九日大久保、山縣、井上等と共に木戸の邸に會し廢藩置縣のことを議す。十日大久保を訪ひ政體のことを議す。十一日大久保、山縣等來訪す。十二日大久保、

六月二十五日西鄕隆盛を參議とす。木戸孝允參議復任、以後數日に亘り內閣各省に大更迭を行ふ。
七月十四日廢藩置縣の大詔出づ。大隈重信、板垣退助兩名參議に任ぜらる。

木戸と參朝し廢藩のことを議す。
七月十三日參朝す。朝議明日を以て廢藩置縣を發表するに決す。
七月十八日三條實美來訪、由利公正東京府知事登庸のことを談ず。
八月朔日大久保と共に津田を訪ひ國政を談ず。
十月十七日大久保留守中大藏省事務監督のことを諾す。是年官制軍制の改革及び警察制度の事に付盡力す。

八月九日散髮脫刀を許す。
八月二十九日欽差全權大臣伊達宗城外務大丞柳原前光を清國より召還す。
九月十日島津久光の功勞を賞して華族に列し賞典家祿五萬石下賜。
十一月十日特命全權大使岩倉具視等一行四十八人東京出發、十二日太平洋會社郵船アメリカ丸にて橫濱出帆。

明治五年

明治五年壬申 （**四十六歲**）
正月元日參內し皇后陛下に拜謁して賀詞を申す。
正月二十四日參內し御學問所に召され西洋料理を賜ふ。二十七日同上。
二月警官增員の事に付き盡力す。
五月二十三日西國御巡幸に供奉して東京を發す。六月二十二日車駕鹿兒島に至る。
七月五日東京よりの急報により多度津にて供奉を離れ、還幸に先ちて東京に着す。
七月十九日陸軍元帥兼近衞都督に任ぜらる。

明治五年（一八七二）
一月二十日新紙幣發行。
一月二十五日岩倉具視米國大統領グランドに謁見す。
二月二十八日京濱間鐵道落成。
五月二十三日車駕西巡品川より軍艦龍驤に召させられ、二十六日伊勢參拜、二十八日大阪御上陸、三十日京師着御。四日大阪に還幸、七日御發輦、十日下の關着御、それより長崎、熊本を經て二十二日

明治六年

七月二十九日元帥兼參議拜命。

八月板垣退助と議し滿韓の地形風俗民力等視察のため陸軍中佐北村重頼、同少佐別府晋介を韓國に、池上四郎、武市熊吉、彭城中平を滿洲に遣す。

十一月休暇を得て鹿兒島に歸る。

明治六年癸酉（四十七歳）

三月副島外務卿淸國行の途次鹿兒島に立寄り隆盛を訪ふ。

四月五日東京に歸る。

五月十日陸軍大將兼參議に任ぜらる。

六月病あり、天皇侍醫並に獨逸醫ホフマンを遣さる因つて弟從道の目黑の別墅に於て養生す。

八月三日書を三條太政大臣に呈し韓國へ使節派遣の必要を論じ、尙自ら其使節たらんことを請ふ。十四日大使問題を解決せんことを板垣退助に促す。十六日太政大臣を訪ひ大使問題に對する決心を促す。十七日大使問題に付き盡力せんことを更に板垣に依賴す。此日閣議隆盛を遣韓大使となすに決す。三條太政大臣即日箱根の行在所に至り閣議の趣を奏上す。

鹿兒島へ着御、七月二日鹿兒島御發輦、十二日東京に御還幸。

十一月九日太陰曆を廢し太陽曆頒行、此日明治五年十二月三日を以て六年一月一日と定め晝夜十二時を二十四時に改む。

明治六年（一八七三）

二月二十七日外務卿副島種臣を特命全權大使とし淸國に遣し大丞柳原前光、少丞平井希昌、鄭永寧を副使とす。

四月十八日陸軍中將山縣有朋陸軍大輔を罷む。

四月十九日後藤象二郎、大木喬任、江藤新平各參議に任ぜらる。

五月五日皇城炎上、赤坂離宮を假皇居とす。

五月十四日大藏大輔井上馨罷む。

五月二十六日大久保利通歐洲より歸朝。

六月四日マリア・ルーズ號賣奴問題起る。

六月十二日閣議韓國へ出兵の事を議す。

天皇御嘉納あらせられ尙岩倉大使歸朝後熟議して更に奏上するやうに仰出さる。十八日三條歸京勅旨を隆盛に傳ふ。

九月十三日岩倉具視歸朝す。隆盛よつて速かに閣議を開き韓國問題を決定せんことを三條太政大臣に促す。

十月十一日三條太政大臣閣議の期日を通達す。よつて更に書を呈し決心のあるところを吐露す。十三日三條太政大臣の邸に至り內政の事に付き岩倉右大臣と論議す。

十月十四日岩倉邸に至る。岩倉閣議に缺席せんことを求めしも肯ぜず、同伴して登閣し、板垣、副島、江藤等と共に大に對韓の策を論ず。十五日閣議隆盛の意見を容るゝに決す。

十月十七日閣議に列し速に勅裁を得られんことを三條に促す。是日出使始末書を草して三條に呈出す。同夜三條の召に依り其邸に至る。三條岩倉の意志を告ぐ、隆盛固く執て動かず議曉に及ぶ。

十月十八日三條俄に發病し人事不省に陷る。

十月二十日岩倉右大臣へ太政を處理すべしとの勅命

七月二十三日木戶孝允歐洲より歸朝す。

七月二十六日全權大使副島種臣清國より歸朝す。

八月三十一日小田縣權令矢野光儀其管民臺灣に漂着し土人の殘暴を受けしを上申す。

九月十三日岩倉具視等歐洲より歸朝す。

十月十三日大久保利通、副島種臣、各參議に任ぜらる。

十月十八日三條太政大臣俄に病を發し人事不省に陷る。二十日車駕三條の邸に親

あり。二十二日隆盛、板垣、副島、江藤等と共に岩倉の邸に至り遣使の勅裁を請はんことを促す。岩倉強拗屈せず。隆盛等遂に事の爲すべからざるを知り斷然袂を拂つて其邸を辭す。
十月二十三日正三位陸軍大將兼近衛都督を辭す。

臨し給ふ。同日岩倉右大臣邸にも親臨の上太政を處理すべしとの勅命あり。
二十三日岩倉右大臣、遣韓使節に關する意見書を上り、既定の論旨に反し、遣韓使節派遣を中止せんことを請ふ。

退耕時代　（四十八歲—五十一歲）

十月二十三日小梅村越後屋の別莊に退隱。
十月二十五日參議近衛都督を免ぜらる。陸軍大將たること故の如し。
十月二十八日東京を發し歸國の途に就く。十一月十日鹿兒島に歸着し武の草盧に入る。
是年三男酉三生る。

十月二十五日近衛將校を親諭し給ふ。副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平の參議を罷む。
十一月十日內務省を設置し、二十九日參議大久保利通內務卿に兼任。
十二月十二日佐賀征韓黨組織さる。
十二月二十五日島津久光を內閣顧問とし大政に參與せしむ。

明治七年甲戌　（四十八歲）

二月山川村鰻溫泉に赴く。
三月一日江藤新平鰻溫泉に來訪。
四月弟從道征臺都督として外征するに臨み、人を鹿兒島に遣はし募兵を託す。隆盛三百人を募りて之を

明治七年（一八七四）

一月十四日武市熊吉等右大臣岩倉具視を赤坂に傷く。
一月十八日板垣、副島、後藤、江藤等民選議院設立を建白す。
二月一日佐賀憂國黨起り、十五日征韓黨と合して縣廳を襲ふ。

明治七年

長崎へ遣はす。

六月私學校、砲隊學校を鹿兒島に設置す。

八月白鳥温泉に入浴。

十二月日當山温泉に行く。

三月七日島義勇、三月二十九日江藤新平捕縛さる、四月十三日何れも梟せらる。

四月二十七日内閣顧問島津久光左大臣となる

八月一日參議大久保利通を全權辨理大臣とし清國に差遣す。

十二月二十七日西郷從道等臺灣より歸り征臺の狀を奏聞す。

明治八年

明治八年乙亥（**四十九歲**）

四月上旬吉野開墾社創立。

是月大山巖普佛觀戰の途に就かんとし同伴を勸む。隆盛應ぜず。

五月三條實美、西三條季知を鹿兒島に遣はし上京を促す。隆盛應ぜず。

十一月二十九日大山縣令の求に應じ、鹿兒島縣下の

明治八年（一八七五）

一月十日所謂大阪會議を開く。

是月印刷局の招聘にてキヨソネ來朝す。

三月八日木戸孝允再び參議に任ず、越へて十二日板垣も亦參議に任ず。大阪會議の結果に依る。

四月十四日元老院、大審院を置き、地方官會議を開く。

八月二十二日樺太千島交換條約。

九月二十日江華島附近に於て帝國軍艦測量中韓國砲臺より砲擊せられ、翌日應戰砲臺を沈默せしむ。

十月十九日左大臣島津久光、太政大臣を

區長、警察署長等を推薦す。
是年賞與學校生徒木尾、日高、救仁鄉の三人を佛國に留學せしむ。

明治九年丙子（**五十歳**）

三月、內田政風、島津久光の同意を得、東京より鹿兒島に來りて隆盛に上京を促す。隆盛應ぜず。
七月、有村溫泉に赴く。

是年地租改正のため檢地に付、隆盛縣當局を勵まし其事業の完成を望み、直接間接に盡力す。

明治十年丁丑（**五十一歳**）

一月二十九日以後數日、私學校黨、陸海軍兩省保管の火藥庫又は火藥製造所等を襲ひ彈藥を掠奪す。隆盛時に大隅小根占地方に在り、四弟小兵衞出獵地に急行し、鹿兒島の急を報じ歸宅を促す。

効奏す。
十二月九日參議黑田淸隆を特命全權辨理大臣とし議官井上馨を副大臣とし朝鮮に赴き修好の事を議し且江華島の擧を判理せしむ。

明治九年（一八七六）二月二十六日黑田全權等朝鮮に於て日韓修好條約を結ぶ。
三月二十八日木戶孝允參議を辭す。
六月二日車駕東北御巡幸、七月二十一日海路還幸あらせらる。
十月二十四日熊本敬神黨の亂あり。二十七日秋月藩士兵を擧げて熊本の擧に應ず。二十八日山口に於て前兵部大輔前原一誠等亂を起す。三地共幾くもなく平定す。
十二月三日前原一誠等斬に處せらる。

明治十年（一八七七）

一月二十四日車駕京都及び奈良縣へ行幸御發輦、七月二十日東京に還幸。
一月陸軍省大阪砲兵工廠に命じ鹿兒島にある兵器彈藥を大阪に移さんとし、下旬

二月三日武の草廬に歸る。桐野利秋、篠原國幹等來訪し政府陰謀の事實を告げて決意を促す。

汽船鹿兒島に至り其輸送を開始す。

明治十年

十年戰役時代（五十一歲）

二月七日私學校黨を率ゐて東上し、政府の非行を問責せんことを大山縣令に告ぐ。

二月十七日桐野、村田等と共に兵を率ゐて鹿兒島を發し、大口街道より肥後へ進軍す。（前軍は十五日より出發す）二十一日川尻に達す。先發隊既に官軍と衝突し戰端を開く。

二月二十二日各隊進擊し熊本城を攻圍す。二十五日官位を褫奪せらる。

二月十七日四弟小兵衞高瀨に於て戰死す。

三月四日篠原國幹田原坂にて戰死の報に接す。二十日田原坂の險壘遂に官軍の手に歸するの報に接す。

四月十三日諸隊利あらず、二本木の本營を徹し、後退して木山に移す。二十一日桐野、村田を會し爾後の戰略を議す。乃ち人吉に後退し機を見て攻勢に轉ずるに決し、二十二日村田、池上、別府等と兵二千

二月九日海軍大輔川村純義鹿兒島に來り西鄉と會せんとす。私學校徒純義等坐乘の軍艦に迫つて果さず。

二月十九日熾仁親王を征討總督に任じ、陸軍中將山縣有明、海軍中將川村純義を各參軍として薩軍を討伐せしむ。

三月八日勅使柳原前光鹿兒島着、十三日鹿兒島を發す、縣令大山綱良同行。

餘を率ゐて矢部を發し、推葉越を經て人吉に着す。
五月形勢利あらず、二十九日人吉を去て宮崎に赴く
七月三十日佐土原、廣瀬に轉じ、更に高鍋に退却す
八月二日更に延岡に移り、次で熊田に轉ず。十四日和田峠に至り諸隊を指揮す。十五日永井村に據る。官軍來り包圍す。よつて諸隊長を會し包圍突破の議を決す。

八月十七日決死の士五百餘人を率ゐて可愛嶽の險を突破し、長驅して鹿兒島に向ふ。九月朔日鹿兒島に入る。士民大に喜び東奔西馳官軍の彈藥を奪ひ之を薩軍に與へ、爲めに士氣大に振ふ。

九月六日より十日まで城山野村某宅後の土窟に居る
十日馬乘馬場の鹿柴に移る。十三日再び野村宅後の土窟に歸る。十九日新に一洞を堀り之に移る。

二十二日河野主一郎、山野田一輔の兩人官軍に使せんとこふ。隆盛其の自由に委す。同日河野等を官軍に使せし理由を各隊に告げ、決死の覺悟を促す。

九月二十四日拂曉官軍一齊に城山に突入す。隆盛部下を督し與に乘じて奮進せしが會々敵彈を受け、遂に別府晉介をして首を斬らしむ。桐野、村田等皆自刄し、城山陷落す。

五月二十六日內閣顧問木戸孝允歿す。(年四四)

九月二十九日大山綱良を斬に處し、尋で池邊吉十郎、後藤純平、坂田諸潔、其他黨薩の徒を處斬す。

十一月二日西南役に對する論功行賞あり

歿後關係年譜

年號	干支	西暦	誕生	歿後	事項
明治十一年	戊寅	一八七八	五二	一	五月十四日大久保利通刺殺さる。(年四九)
同　十二年	己卯	一八七九	五三	二	十月十三日川路利良逝く。(年四四)
同　十六年	癸未	一八八三	五七	六	吉井友實に內旨を傳へて嗣子寅太郎を海外に留學せしめらる。 七月二十日岩倉具視逝く。(年五九)十二月廿七日得能良介逝く(年六〇)
同　十九年	丙戌	一八八六	六〇	九	五月二十三日伊地知正治逝く。(年五九)
同　二十年	丁亥	一八八七	六一	一〇	十二月六日島津久光薨ず。(年七一)
同　二十一年	戊子	一八八八	六二	一一	七月十九日山岡鐵太郎逝く。(年五三)
同　二十二年	己丑	一八八九	六三	一二	二月十一日罪を赦して正三位を贈らる。
同　二十三年	庚寅	一八九〇	六四	一三	六月川口雪蓬西郷邸に歿す。(年七三)
同　二十四年	辛卯	一八九一	六五	一四	二月十八日三條實美薨ず。(年五五) 四月二十二日吉井友實逝く。(年六四)
同　三十年	丁酉	一八九七	七一	二〇	八月四日後藤象二郎逝く。(年六〇)

同　三十二年	己亥	一八九九	七三	二二	一月二十一日勝海舟逝く。(年七七)
同　三十三年	庚子	一九〇〇	七四	二三	八月十四日岩下方平逝く。(年七四) 八月二十五日黒田清隆逝く。(年六一)
同　三十四年	辛丑	一九〇一	七五	二四	二月三日福澤諭吉逝く。(年六八)
同　三十五年	壬寅	一九〇二	七六	二五	六月三日關子寅太郎を華族に列し侯爵を授く。七月十八日西郷從道逝く。(年六〇)　八月愛子大島に逝く。(年六六)
同　三十七年	甲辰	一九〇四	七八	二七	八月十二日川村純義逝く。(年六九)
同　三十八年	乙巳	一九〇五	七九	二八	一月二十四日熾仁親王薨ず。 一月三十一日副島種臣逝く。(年七八)。
同　三十九年	丙午	一九〇六	八〇	二九	十月二十七日海江田信義逝く。(年七五)
同　四十三年	庚戌	一九一〇	八四	三三	六月二十一日税所篤逝く。(年八四)
同　四十四年	辛亥	一九一一	八五	三四	五月十二日谷干城逝く。　(年七五)
大正　二年	癸丑	一九一三	八七	三六	十一月二十二日德川慶喜薨ず。(年七七)
同　五年	丙辰	一九一六	九〇	三九	四月十一日江藤新平に正四位、島義勇、前原一誠に從四位、桐野利秋、篠原國幹に正五位、奥平謙輔、大山綱良、桂久武、村田新八に從五位を贈らる。十二月十日大山巖逝く。(年七五)

同　六年	丁巳	一九一七	九一	四〇	三月二十三日黒田清綱逝く。(年八八)
同　八年	己未	一九一九	九三	四二	七月十六日板垣退助逝く。(年八三)
同　十一年	壬戌	一九二二	九六	四五	一月十日大隈重信逝く。(年八四) 二月一日山縣有朋逝く。(年八四) 六月十三日糸子未亡人逝く。(年八〇)
昭和　二年	丁卯	一九二七	一〇一	五〇	九月二十四日逝去滿五十年、十二月七日誕生滿百年に當る。

西郷家系圖

○九兵衛　菊池武光ノ後裔
元祿中始メテ島津家ニ仕フ

龍右衛門　九兵衛ヨリ八代ノ孫

吉兵衛　始メ九郎ト稱ス
勘定方小頭

彦八　大山家ヲ嗣グ

成美　故埼玉縣參事

巖　故元帥陸軍大將公爵

誠之助　故人

吉之助　隆盛　贈正三位
母ハ椎原氏政子

お琴　市來六左衛門ニ嫁ス

吉次郎　隆廣　番兵二番隊監軍
戊辰ノ役越後ニ於テ戰死ス

隆準　故式部官

お鷹　三原傳左衛門ニ嫁ス

お安　大山成美ニ嫁ス

信吾　從道始龍庵ト稱ス
故元帥海軍大將侯爵
　從德

小兵衛　十年ノ役高瀨ニ於テ戰死ス
　幸吉　故人

菊次郎　元京都市長母ハ愛子

菊子　大山誠之助ニ嫁ス　故人

寅太郎　陸軍步兵中佐侯爵
　隆輝　故人
　吉之助

午次郎

酉三　故人

傳記

第一章　幼少年時代

一　誕生の地

初めて鹿兒島の地を踏むものは、誰でも櫻島の高く大きいのに先づ驚く。名のやさしきに似ず堂々たる島山だからである。

此の島山に相對して灣頭に沿うた人口拾貳萬の一大市街、これが我が大西郷を生んだ鹿兒島である。北には阜岡森然として名にしおふ城山が屹立する。西の方少しく離れて武岳(ぶだけ)が屛風のやうに削立する。市街の西を流れる甲突川(かうつきがは)、これがまた市街に一段と風致を添へる。この川の東涯に沿うて加治屋町がある。昔は武士小路の名で通つた、その町中に石垣を繞らしたあまり大きくもない邸址(やしきあと)がある。叢爾として樹木が茂つて、今では町の子供の遊び場に

なつてをる。中に無飾な碑が一基、粗雑な臺石の上に立つてをる。碑の表には『西郷隆盛誕生之碑』とある。

碑文は漢文であるが、書き下しにするとかう讀める。

『西郷隆盛君は文政十年丁亥十二月七日を以て、鹿兒島城下加治屋町に生る、此處即ち君の宅址なり。我等、君と郷里を同じうするもの、その風采德音を見聞の際に得て、景仰欽慕自ら止む能はず、歳月の久しき、遺跡の或は堙滅に歸せんを恐れ、是に相謀りて一碑を建て、以て永遠に傳ふ。庶幾くは後の此郷に生長するもの、感發興起する所あれ焉。』

曠世の偉人西郷隆盛が呱々の聲を擧げたのは今から凡そ壹百年前西暦でならば一千八百廿七年、我が紀元でならば二千四百八十七年の文政十年十二月七日であつた。隆盛が初湯をつかつたであらうこの加治屋町の屋敷に、家庭の事情で隆盛の青年時代既に人手に渡り、上の園に居を移したために、加治屋町の誕生の邸址は長らく他人の有に歸し、十年の役後は家屋も自然建てかはつて、誕生當時のものは夙く失はれてしまつてゐたが、明治二十一、二年頃、同郷の有志が據金して舊邸址を買ひ取り、隆盛に直接關係のない建物は悉く取毀つて右の碑を建てたのである。

二 家系と家庭

西郷家の祖先は南朝の忠臣菊池武光の後裔だと言はれる。隆盛が大島にある頃、自ら姓名を變じて菊池源吾と言つたのも或は無意味の變名ではなかつたらしい。元弘三年、後醍醐帝の船上山に蒙塵せらるゝに當り、家族を提げて勤王の義兵を擧げ「故郷は今宵ばかりの命ぞと知らでや人のわれを待つらん」といふ國風を遺して立派な討死を遂げた菊池武時、その武時を祀つたのが、肥後國菊池郡隈府の別格官幣社菊池神社である。武時の子に武重、武光、武朝の諸家があり、みな父の遺志を繼いで勤王の軍に死んだ。殊に二子武光は懷良親王を輔けて叢矢雨射の間に縱橫突進して鎧の千切れ落ちるまで奮戰した勇猛無比の武士であつた。明治卅五年特旨を以て從三位を贈られてをる。此の武光數世の孫に太郎政隆といふがあり、菊池郡增永城（菊池氏外城の一）に居て西郷を名乘り、子孫相繼いで增永城によつてゐた。——今、熊本縣菊池郡加茂川村字西郷に西郷若宮神宮が祀られてあり、里人の尊崇するところとなつてゐる。——此の西郷氏が元祿年間始めて薩摩の島津氏に仕へた、それが西郷九兵衛、それから九代目の主吉兵衛が即ち大西郷の父君である。剛直精勤で聞えた人、同藩士椎原權兵衛氏

の女滿佐子との間に四男三女をあげた大西郷は其の長男である。

幼名を小吉といひ、十六七歳の頃から吉之介と稱し、父吉兵衛の死後西郷宗家代々の通稱吉兵衛を襲ひ、後吉之助と改め、名を隆永後隆盛と稱し、南洲と號した。なほ、時に菊池源吾、大島吉之助、大島三右衛門、武村ノ吉など稱したこともある（卷頭「隆盛名譜」參照）が、みなこれ流離艱難を記念すべき意義深き別名であつたのである。

次男吉次郎は、容貌も性質も頗る大西郷によく肖てゐた。隆盛が國事に奔走する際家事萬端から弟妹の世話まで一身に引受けて隆盛をして後顧の憂なからしめた人である。非常に勤勉で、常に農を勵み、貧しき間によく多人數の一家を支持した。惜しい事に、戊辰の役に出陣して越後口で討死した。三男は信吾、即ち後の侯西郷從道である。四男は小兵衛、非常な兒思ひの、そして頗る機略に富んだ人物であつた。十年の役に「二道併び進むべし」の策を獻じたが、桐野、篠原等の諸案に用ひられなかつた。出陣後は潔よく奮戰して東肥の地で討死した。隆盛のすぐの妹はお琴さんと言つた。同藩士市來六左衛門に嫁いだ。その次の妹はお鷹さんと言つた。同藩士三原傳左衛門に嫁いだ。末の妹お安さんは從弟の大山成美――侯大山巖の兄――に嫁した。成美は助八と言つた人、維新後埼玉縣參事を奉じた。對韓問題で隆盛歸藩の後、辭して鹿兒島にかへり、明治九年病歿した。

もと薩藩では、士分に階級を設けなかつたが、第廿一代の主島津吉貴の時代に始めて家格を定めて城下士、外城士、卒及び陪臣となし、城下士を更に一門、門閥、一所持、寄合、小番、新番、小姓組、與力の諸階級に區別された。西郷家は城下士ではあつたが、家格は下から二番目の小姓組であつた。

身分低ければ祿も從つて多からずで、その上子供が多かつたので西郷家の家計は決して豊かではなかつた。西郷菊次郎氏の話に父の青年時代は隨分家計が苦しくて、冬の夜など兄弟仲間で一つ布團を引張り合ふやうな有樣だつたさうであると。しかし家庭は至つて圓滿平和で、眞面目な生活振であつた。父吉兵衛は實直な性格で、事に當つて熱心であつたから隣人にも藩の重立ちにも信用が厚かつた。母滿佐子は同藩士椎原權兵衛の女、後に島津家の家令を勤めた椎原國幹の姉で、川村純義夫人の伯母に當る人、その性行については多く傳つてはをらぬが、餘り小事に氣苦勞などせぬ溫和な同情に富んだ婦人であつたといふ。

三　體格及び容貌

隆盛は幼ない頃から立派な身體であつた。體力においても儕輩を壓してゐた。西郷家に

は體軀雄偉の遺傳がある。五代の祖吉兵衞は身長六尺にあまり、膂力絶倫、江戸の力士九紋龍といふのが毎年九州巡業の途次鹿兒島に立寄り、吉兵衞に稽古をつけてもらつた。その九紋龍が出世して、小結になつた時薩摩に下つて吉兵衞と角力して引分けになつたといふ。侯西鄕從道も並の人としては大身の方であつたが、ある時、自分の家族は段々小さくなるやうだ。父の着たといふ筒袖が傳つてゐて、私はそれを着て見たことがある。首から肩の廻りがだぶだぶであつた。がその父よりも祖父はさらに大きかつたといふ。先祖には隨分大男があつたらしい。と話された。

隆盛の大きかつたことは、誰にも周知のこと、土佐の中岡が始めて會つた時の手紙に「西鄕吉之助人となり肥大、古の安倍貞任なども斯の如きものなりしかと思ひやられ候」と書いてをる。豐後岡藩の小河彌右衞門が始めて隆盛に會つた時の手紙にも、ほゞ同樣に形容して隆盛の偉大な體軀に驚いてゐるが、それは壯年時代の隆盛である。維新後の立朝時代にはさらに肥大してゐたらしく馬に乗ると股ずれがしてこまつた、忙しく歩行くとハッハと息をはづませて苦しさうであつたといふ。鹿兒島の教育參考館に陳列してある隆盛の着用した遺品の大禮服といふのを見てもいかに偉大な身體の持主であつたかゞ知れる。特に肩巾が廣く首が太く、カラは十九半を用ひたとある。身長五尺九寸餘、體重廿九貫何百、これは西南戰役當

時のそれであつたらう。

隆盛の眼の大きかつたこと、これも周知のことである。子供の頃から大眼玉と綽名されたといふ。西郷菊次郎氏の話に、『今も忘れません、父の眼は全體に大きい方で、それがまた黑眼勝で、それこそ恐い眼でした。眼だけは確かに他と異つてゐました、ですから父に接する人は誰でも兩手を疊についたきりで頭をあげて仰ぎ見得なかつたやうです。私がはじめて父に伴はれて東京に參りました時、出迎へられた元老の誰彼も、矢張同樣に頭をあげられませんでした。』

體軀雄偉、巨眼爛々として人を射る、しかもその底に無限の慈愛を宿すところ、まことに非凡な容貌であつた。

四　通學――腕を傷ふ

隆盛は八九歲の頃から、他の藩士の子弟と共に藩の學校聖堂に通つて讀み書き算盤を學び初めた。年に似ず身體は大きかつたが、一見極めて氣の利かぬらしい無口な少年であつた。

家格が卑い上に、聊か智惠の廻りかねたとも見ゆる西郷小吉は、儕輩から愚鈍扱ひされるこ

とらないことはなかつた。勿論根からの愚鈍ではない。常には黙々としてはゐるが、時として鋒鋩を現はす。鋒鋩を現はす段になるとなかなか強い。決して相手に負けない。十三歳の時だつた。漢學の講義か何かのことで學友の某々と衝突し、數人を相手に目ざましく爭鬪した。その時相手に右の腕を斬られ、爲にその後、疵は癒えたが元通り眞直ぐにはその腕が延びなくなつた。その時西郷小吉は、『もうこれからは武藝の習練はやめる。專ら文を勵み膽を練る』と決心した。

第二章　青年時代

一　郡方書役となる

隆盛は書算が上手で、十八歳の時、郡方書役といふに擧げられた。低士の家に生れた爲に、少年時代からの役勤め、隨分悲慘ではあつたが、これがまた修養上大に益になつた。

郡方書役としての隆盛は、まことに眞面目な青年であつた。地方巡回の際、あまりに難儀な農民などの生活を見ると、我が家の貧しいことをすら打忘れて自分の手當の一部をさいても惠んでやるといふ風であつた。隆盛は初めは郡奉行迫田太次右衛門に仕へ、次に森新藏の配下に、二十歳の時から、大野五右衛門の配下に屬した。

最初仕へた郡奉行の迫田太次右衛門利濟は學殖もあり、見識も高く、奇骨稜々の士であつた。

郡方といふのは、今でいふなら、郡役所の仕事と稅務署の仕事とを兼ねたやうな役所なのである。所屬の地方を收穫前に見分して廻る。風、水、蟲害等のために、稻の出來が特に善くなかつた時、その被害の程度を調査しておいて、その程度に應じて納稅額を減ずる、さういふ方面も一つの重なる仕事だつたのである。

ある年迫田が、出來秋見分のために地方出張を命ぜられた時役所から假令多少の被害があつても年貢の減額を今年は認めぬやうにとの達しがあつた。迫田はこれを見るなり、農民のために義憤を感じ直ちに見分の役目を放棄して歸つてしまつた。その折宿舍の壁に、『虫よ虫よ、五ふし草の根を絶つな、絶たばおのれもともに枯れなん』といふ歌を記してゐたといふ。五ふし草は百姓のたとへ、虫は苛斂誅求を事とする役人のたとへである。

實際、當時鹿兒島では、鹿兒島ばかりではない何國でもではあつたが、役人の苛斂誅求のために百姓は非常な苦難の中にあつた。隆盛は、郡方役目を帶びて地方見分をしてゐたある日、困つた農家の主人が夜ひそかに牛を賣つて稅に代へようとし、牛に別れを惜んでゐるのを目擊して哀れを感じ、その事情を仔細に調べて郡方へ報告し納稅額を減じて貰ふやう盡力したこともあつたといふ。隆盛が農政に關する實地の經驗を積み、天を敬ひ人を愛する敬天愛人の思想を胸に燃やし、正義のために戰ふやうになつたのは、主として、郡方書役を勤めて孜々とし

て働いてゐた此の時代に萠芽する。

二　家計の貧困――借金して高を買ふ

前にも記した通り、その頃の西鄕家の家計は決して豐かでなかつた。自分の家庭が豐かでなかつた故、百姓に對しても、自然憐憫の情が深かつたのであらう。事實、隆盛は、鹿兒島から十三里も離れた薩摩郡水引村まで、ある時は父と共に、ある時は一人で借金のために度々使したことがある。水引村には板垣與右衛門と言つて父祖の代から懇意にした鄕豪があつたのである。父吉兵衛は決して怠惰な人ではなく、また家計が下手だといふ譯では勿論なかつたが、何分祿が少ない上に高――土地の收益權――が殆どなく、おまけに子供が多くある。どうかして、一家生計の基礎を鞏固にしたい。そのためには、年々一定の收入となるべき『高』を持つより外に方法がない。

鹿兒島では外城士は勿論城下士でも、高の賣買が自由に許されてゐて、大抵の人は俸祿の外に高を持つてゐて生活の安定を計つてゐた。隆盛が父と共に板垣與右衛門を訪ねたのは高買入れ代金の不足分を借入れるためであつた。これに關する當時の往復文書――愛甲兼達

氏所藏――お十通ばかりあるが、それによると借入金額は弘化三年（吉之介廿一歳）末に百兩、嘉永元年（吉之介廿二歳）正月壹百兩、都合貳百兩であつた。ところが買入れた高に對する藩の追徵金などが嵩んだために、豫定通りの返金が出來ず、その借金はとう〳〵維新後までそのまゝ持越しになり、明治五年六月隆盛が　明治天皇に供奉して鹿兒島に歸つた時、やつと返濟した次第である。

返金の時の隆盛の添手紙を見ると、『御懇情を以て莫大な金子を拜借し得、これがために多くの子供も生育いたし、今日、相當な身分になつて　天皇陛下のお供までして故鄕へ歸れるやうになつたのも、全く、右莫大な金子を拜借し得たお蔭で立身の道も開けたわけ、父存命中にも、早くあの大恩ある借金を返濟せねばならぬと申聞かせて居た事とて、何とかして返濟いたしたいといろ〳〵方法をも講じて見たが頓と御返濟の道立たざるのみか、利息さへも僅か一年かそこら差出したばかりでそれきりになつて居て何とも申譯がたい。此度歸省いたしたにつき亡父が思ひ煩つてゐた義務を果し、草葉の陰から喜んでくれるやうにしたい、就ては元利金揃へて差上げるが至當なれど、多人數の家族を抱へてゐる上、無高の身の上、思ふに任せず、十分の儀も相調はぬにおいて、こゝに元金貳百圓に元金同額の貳百圓だけを添へてお返濟する故何とか父が生前思ひ煩つてゐた證文を返して頂きたい。それを墓前に供へて父の靈を滿

足させたい。』といふ意味が極めて丁寧に書いてある。

即ち借金して高を買つたに、その高を失つてしまつて借金だけが殘つたといふことになつてるるが、なぜそんな結果になつたかといふと、父九郎（隆盛の父は當時九郎と言つた。祖父在世中だつたからである。祖父の死後襲名して吉兵衞となつた）は、板垣家からの借金で割合に廉價のつもりで高を買入れたところ、間もなく、藩で高の價格を一定し、既に買入れたものにまで遡つてその價格を適用したため、九郎の豫想に反して非常な損失となり、ために返金が出來なくなつてしまつたのである。

三　修養と交友

隆盛は藩の學館聖堂に學び後藩儒伊藤茂右衞門の指導を受け友人と共に熱心に經書を研究した。その頃友人として最も交誼の深かつたのは、大久保正助（後の利通）長沼嘉平（この人は夙く死んだ）有村俊齋（後の海江田信義）伊地知龍右衞門（後の正治）吉井幸助（後の友實）等であつた。これらの諸友は常に打連れて師門を訪ふのみならず、また相集まつては時事を談論し、互の希望を語り合ひ、時としては經書類の輪講などもして、互に切磋琢磨した。日を定め

て朱子の「近思錄」などを輪講したこともあつた。中にも俊齋と正助とは同じ方限―街區の意―に住んでゐたために最も交深く、この三人はよく一緒に集まつて時事を談論したものであつた。話に興が乘つて、夜の更くるも知らず、鷄の聲を聞いて散ずることも屢々であつた。一番議論の達者なのは大久保正助で、隆盛は唯、その議論を感服して聞くといふ風であつた。年から言へば隆盛の方が二つ上である。他の二人は隆盛の膽力に服して居た。

隆盛が當時最も師事した先輩は、有馬一郞、大久保次右衛門、關勇助の諸老であつた。嘗て此の三人を敬仰稱讚して言つたことがある。『有馬老の德行節操、大久保老の義氣決斷、關老の宏才多知匹偶なし』と。木場傳內著「西鄉履歷畧」(木場家藏)

鹿兒島には島津家の菩提寺で福昌寺といふがある。住職は無參和尙といつて禪學には隨分造詣の深い人であつた。隆盛は、福昌寺に、この無參禪師を訪うて參禪した。――無參禪師は、吉井幸助の叔父であつたといふ話もあるが、近來さうではないといふ說もある。

四　島津家騷動

出でては郡方書役としての事務を勵み、家に歸りては弟妹に親しむ。而も夜は大方、與の盟

友――大久保、長沼、伊地知、吉井、税所、有村等――達と共に學を修め、時勢を論じ、天下を評するを常としてゐた隆盛をして、こゝに悲憤慷慨禁ずる能はざらしめる一事件が勃發した。世に『島津家騷動』『お由良騷動』『近藤殿崩れ』または『高崎殿崩れ』などいふのがそれで、嘉永二年十二月から同三年三月にかけて、即ち隆盛が廿三歲の暮から廿四歲の春にかけての出來事であつた。

□島津重豪の開放主義

薩摩の島津と言へば、武力においては天下無雙、その昔豐太閤の雄略を以てしてすら征服し得ず纔に和を講じて天下を一統した。關ヶ原の戰以來、德川氏はこれを屈服せしめはしたが、なほ、他の諸侯に對すると同一には取扱ひ得なかつた。

齊彬の祖父島津重豪――隱居して榮翁といつた――は島津家近代の英主、豪邁不撓氣宇濶達、三百諸侯中多く儔ぶものがなかつた。寶曆五年に襲封し、天明七年四十三歲の時、世を齊宣に讓つて隱居し、專ら江戸高輪の下屋敷に住んでゐた。人物が優れてをる上に將軍家齊の岳父にてはあり、隱居とは言へ、內外ともに大なる勢力を有し門前貴人の車轍を絕たず、時人みな

高輪下馬と稱したほど、その勢威も、その豪奢振りも盛んなものであつた。

薩摩の士風は、本來剛健質朴をもつて天下に鳴つてゐた。同時に鎖國排他的氣風が盛んで、御國風と他國風の區別を嚴守し、容易に他國の風習を國內に導き入れようとはしなかつた。その意味では薩摩士風は、聊か頑鐵固陋の誹を免れなかつた。慓悍勇武を天性とする薩摩隼人の遺風の中には長所もあればまた自ら短所もあつた。

豪邁濶達なる重豪は或る意味において古來の薩摩士風に對する謀反人であつた。

安永二年、重豪二十九歲の折、薩摩士風を根本的に改造すべく珍らしき急進開國の藩是を決定した。その令に曰く、

一、言語行跡、髮形等の儀、相直し候やうに致すべし。

二、御國許溫泉へ他國人參り候儀苦しからず。

三、諸事指南の爲め女にても他國より參候儀苦しからず。

四、花火、船遊等致し候儀苦しからず。

と。かくて、上國遊惰の風俗を輸入し、所謂『褄をとる』政策を實施して薩摩古來の士風に「弛み」を導き、所謂開放主義を思ひ切つて實行しようとした。爲に當時の若き人達は、上國遊惰の惡風に染み、船よ車よ、酒よ女よ、唄よ三味よ舞よ踊よ、今日は東街に芝居がかゝり、明日は西

部の花見茶屋に女郎がぞよめく、武骨一遍の人の住居と思はれた薩南の天地に似げもなき華やかな新現象を一時に醸し出した。

さはれ、重豪の考へでは、これ決して柔弱の氣風を喜ぶがための施設ではなく、一には、之によつて人氣を引立て、他國から入り込む人達、地方から出て來る人達に、財布の口をぐつとあけさせ、よつて以て藩の財政急迫を救濟し、一には動もすれば固陋頑迷に墮せんとする薩摩氣風を矯めようと志したに外ならぬのである。

即ちこれまでのやうに鎖國政策を固執してゐては物産の販路も開けず、國の繁榮も期し難い。そこで古來の四角な薩摩風俗に時勢粧で圓みをつけ、上方商人なども喜んで自由に薩摩に入込ませ、物産賣買を盛にするとなれば藩の財政も自ら樂にならうといふもの、そこに重豪の見識が潜んでゐた。

重豪は、斯樣に開放主義積極主義、人氣引立主義を實施する外、一方において、造士館を創立して學問を奬勵し、本草物産に關する有益なる書物の編纂を保護し長崎に赴きて、自らオランダ船に試乘し支那語、蘭語を自ら進んで研究し、あらゆる文化を薩摩に綜合しようと努力した。その功績や實に大で、結果から見れば、穴熊然たる薩摩武士を天下の武士として世に顯はしたことにもなつた。が、當時の古老は、この重豪の政策を喜ばず、天地がやがて覆へりでもするか

のやうに騒ぎ立て、その失政を算へて直諫した武人、儒者も少なくなかつた。薩摩の古老が然るのみならず、かの賴山陽の如き前後兵古謡を作つてこれを諷したほどであつた。

蕉衫雪の如く塵を受けず、
長袖緩帶都人を學ぶ。
怪しみ來る健兒の語言の好きを。
一たび南音を操れば官長嗔る。
蜂黄落ち、蝶粉褪せ、
倡優巧に、鐵劍鈍し
馬を以て妾に換へ、髀肉生ず、
眉斧解剖せん壯士の腹。

菅茶山の『筆のすさび』にいふ。『山陽なども薩摩は純乎たる古風の田舎なりとのみ思ひ込みしに、意外にも鹿兒島城下に芝居も常にあり、上方問屋といふ家も五六あり、上方の歌妓百人許りも分れ宿して日夜技を賣り、士人の家にも往來し、士人に對しては容貌薩語仕附方などいふ役人ありて專ら上國風の輸入に汲々たるを見て一驚したるもの﹅如し。』と。

久保七兵衛の著に『薩陽士風傳』がある。これは薩人固有の美風を稱へ、新しき風潮に慨

して暗に重豪の開放主義に反抗したものである。久保は、新學風の中心たる造士館の教育法にも反對した。これは反重豪熱の一例に過ぎない。薩摩の古老の多くは上方風の流行に非常な不滿を抱いてゐた。それが、重豪の隱居して江戸高輪に常住するやうになつて、反動一時に勃發し、秩父太郎が齊宣に擢んでられて國老に列するに及んで、造士館の教授山本正誼の職を免じ、一日自ら館に臨み、助教授橋口權藏に近思錄道體篇を講ぜしめ、その講義が、記詞誦章の末に流れて學問の本義を失へるを難詰し、政務に當つては專ら節儉と質用とを主とし、重豪の放漫なる開放主義を根本的に打破しようとして重豪の嗔りに觸れ、つひに秩父は切腹を命ぜられ、齊宣また隱居せざるを得ざるに至り、齊興封を繼いで島津家二十七代の主となつた。世にこれを『秩父崩れ』または『近思錄崩れ』といふ。

□島津齊彬の英發――始めて藩地鹿兒島に歸る

文化九年八月、重豪の曾孫齊彬三歳を以て齊興の世子となつた。重豪は江戸に在つて齊彬を愛し、これを賢君に仕立んものと自ら齊彬薫陶のことに當つた。

栴檀は二葉より香し。齊彬は、幼時既に英發、九歳の時、重豪の愛玩する玻璃器を侍臣の毀ち

て昇せられたるを目撃し、重豪に見えて『御祖父樣、その玻璃器を私に下さい』といふ。重豪『この器はもう半端ものになつて役に立たぬ。汝はこれを何にする。』と笑ふ。『何にもしませんが、ぜひ下さい』『では』とて與へる。齊彬改めていふ。『御祖父樣、器は私がもう頂いてしまひました。此の器を毀したことはもうお忘れになつて、どうぞ、あの士をお許し下さい』重豪笑ひながら齊彬の言に從つたといふ。

齊彬、江戸高輪の屋敷に生れ、重豪に愛せられて江戸に育ち、十六にして母（鳥取の城主松平治道の女）を失ひ十八歳にて結婚（一橋民部卿齊敬の長女）し廿五歳にて祖父重豪に逝かれ、廿七歳にして始めて鹿兒島の土を踏んだ。江戸に生れて江戸に育ち、幕府の一族から娶り、將軍家齊の妻を叔母（廣大院夫人、重豪の女）に有ち、薩摩に歸つても薩摩言葉を滿足に話すことが出來ぬ。齊彬から見れば薩摩が自分の本國だか、江戸が自分の本國だか、心持の上では容易にけぢめがつかなかつた。從つて何を見ても考へても、日本國といふ大所高所から大觀する。在藩の古老達は、たゞ驚異の眼でそれを眺める。それほどにも齊彬は薩摩に歸れば圖抜けた新人物であつたのである。

しかし故國の風物は何も彼も齊彬には珍らしかつた。ある時は、群臣の子弟を集めて文武の藝を試みる。ある時は砲術の演習を谷山中村に行ふ。ある時は、士衆を集め、自ら指揮して

行陣の式を行つて見る。ある時は郊外に出でて鷹を放つて遊ぶ。鷹が幾度か人家に入る。喜んでその家を訪れて百姓町人に言葉をかける。百姓町人たちは始めは誰であるかを知らずに居て、後でそれが若殿様だと聞いて驚く。普通なら若殿様のお通りだといふので、路を清め商賣をやめて御通行を送迎するのである。齊彬は常に微行する。近臣數名を連れて何の前觸れもせずにどこにでも出かける。農民生活に直接觸れて見るのが齊彬には此の上もなき樂しみなのである。樂しみであるばかりでなく、政治上の大切な學問だと考へて居るのである。藩の老臣などには、さう輕々しく行動されることが何としても氣に食はぬ。從つてつひ異樣な眼でそれを眺めるやうなことにもなる。

しかし人民は大變に喜ぶ。非常に氣受けがよい。敬老會を開いて八十以上の老人を招き、自ら言葉をかけて慰め、食を設けて犒ひ且つ物を賜はる。

齊彬は、しかし長らく在國することが出來なかつた。わづか八ケ月ばかりでまた江戸に上つた。「この若殿樣のためにならばどんな困難も厭はぬ」とまで敬慕してゐる士民は、その出府を非常に惜み、いよ〳〵出府と聞いて涙を流してお別れを惜むといふ有樣であつた。

弘化三年六月、齊彬二度目の歸藩の時が來た。此度の歸藩は單に藩情視察のためといふのではなく、當時天下の大問題になつてゐた琉球問題解決の重大使命を帶びてのそれであつた。

□琉球の外警と齊彬の歸國

外人が開港の要求を日本に齎したのは必ずしも嘉永六年が始めてゞはない。日本の開國貿易は琉球貿易にその端を發するのである。

琉球と支那との交通は古くからあり、琉球は日支兩屬の國であつた。薩藩では夙くから貿易の利を知り、琉球の名を藉つて密に支那と貿易してゐた。琉球が支那へ進貢船を發すること、それを薩藩では公許し、その進貢船が那覇着港の時薩藩では嚴重にそれを監視するを常とした。

琉球に歐人の來たのは享和三年が始めである。同年及び天保三年、同八年米英の船舶が相ついで琉球に來た。文政七年には英船一隻寶島(薩海七島の一)に來て上陸し、食料を求め、砲を發して土人を脅かし、牛馬を奪つた。藩吏吉村九助大に怒り銃撃して一人を斃した。

弘化三年三月十一日佛國軍艦一隻（帆船、長さ四十間、大砲卅門、乘員三百）琉球の運天港に入り、通交貿易布教の三事を許せと迫つた。が琉球では洋中の孤島、土地瘦せ、衣食足らず僅に度加良島（薩摩）から給與を受けて生きてをる位ゆゑ他國との貿易の餘地などなしとて斷つた。佛艦は、宣教師と通譯を留めて他日の來航を約して去つた。琉吏は直ちに飛舟を以て薩藩に具狀し、薩藩これを江戶に急報した。當時藩主齊興江戶にあり、幕府に稟申して指揮を請ひ、警備兵を琉球に增發した。爾來、各國の船艦近海に出沒すること數度、弘化三年閏五月廿五日、薩藩では、藩老調所笑左衞門廣鄕を閣老阿部正弘の官邸に遣はしていふ。『頃年外船が琉球に來て開交通商布教を求める。先年派遣の警備兵七百餘人（實は百五十餘人）日下六百餘人（實は百餘人）に過ぎず、決戰となつてはならぬ故、此方からは手出しせぬ積り、しかし今や國禁なれども海外貿易を全然拒絕することは困難と思ふ。琉球限り交易を許可し、內地への侵入を留めてはいかゞ』と。阿部正弘は、本來開國論者であつたから、その處置の已むを得ないことを認め、大目付筒井政憲を薩邸に遣はして齊彬にその意見を問はせた。

齊彬のいふ、『我が藩はたゞ官命に從つて如何やうにも決すること勿論である。けれども泰平永く、武備は弛み、士氣は振はぬ。無謀の擧に出でゝ困難を惹起すもいかゞ。姑く寬大の措置を以て時期を緩うし、武備を起し、士氣を勵まし然る後、徐ろに計畫を立てたい。幸ひ琉球

は日清兩屬の邦ゆゑ姑くこれを日本の域外におき通交貿易の二事は琉球王限りこれを默許するが日本の良策、布教は之を姑く拒絶するがよいと思ふ。」

正弘は、齊彬の意見を可とし廿七日、藩主齊興に內諭し速に嫡子齊彬を藩地に下し臨機外船に關する事件を指揮せしむべく命じた。かくて齊彬は歸國、事に當ることになつたのである。出發に先だつて將軍より特に「琉球の事は一切卿に委任す。」とて名馬一頭を賜はり、國家の重事を一身に荷つて歸ることになつたのである。しかし齊彬此度の歸國は、主として阿部正弘の計らひで決したのである。從つて幕府の奉行會議では、この處置について尚ほ異論があつた。琉球貿易を佛國に許すに於ては、長崎における政府の商利に影響するだらうといふのが重なる反對意見であつた。けれども阿部正弘は押切つて萬一琉球が佛國と開戰するに至れば國難を惹起せぬとも限らぬではないか、とてこれを駁し閣議を壓してかくは臨機の處置をとる事になつたのである。

齊彬が鹿兒島に着いたのは弘化三年六月廿五日、直ちに飛舟を琉球に發し通商貿易は已むを得ざる場合は許してもよい、布教は堅く拒絶せよと訓諭し洋學修業の名を以て市來政右衛門(後四郎)を琉球に送り、琉人の風俗に擬して琉吏と共に英佛米各國人との談判に加はらしめ

た。

齊彬は、一方海防を嚴にし、砲臺を築き、大砲の製造を試み、砲術を練習せしめ武備をさ〳〵怠りなく、翌四年十月に至つて、軍政の根本的改革に着手した。

新知識に基づき、理想に任せ一費用を惜しまぬその改革振には、藩の重臣等聊か怯えをなさざるを得なかつた。中にも藩の權臣調所笑左衛門廣鄕は、齊彬の思ひ切つた改革振り、思ひきつた金の費ひ振りを見てどうなる事かと心配し、『世子樣のお金使ひ今の樣ではまたも大御隱居樣時代の御世帶に後戻りする虞れがある』とまで言つたといふ。

□調所笑左衛門の財政改革

調所笑左衛門廣鄕をして、世子樣のお金使ひ今のやうでは大御隱居樣時代の御世帶に後戻りすると嘆息せしめたその『大御隱居樣時代の御世帶』とはそも〳〵いかなる御世帶振りであつたらうか。

まこと、大御隱居即ち重豪の時代には藩の財政紊亂の極に達して居た。而も、その紊亂せる財政を整理し振興したのは誰あらう、かく言ふ調所笑左衛門廣鄕その人だつたのである。

調所笑左衞門廣郷は、重豪以來の重臣、もと川崎良八と言つた。後、調所清悅の養子となつてその家を嗣した。精勵不撓茶道より身を起して重職に上り、重豪の信任厚く、天保元年十二月、財政整理の命を受け、首尾一意專心事に當り、遂にその任を果した人である。勢力絕倫意志の極めて鞏固な人物であつた。

參覲交代の制度によつて諸侯の經濟的實力の培養を殺がうとした德川幕府の對諸侯策は餘りに薬の利き過ぎたるか、元祿華美の後を享けて德川幕府自體まづ財政難に陷り、水野越前の極端なる儉約令となつたが、地方諸侯の財政難は更に一層甚しく、國產を抵當に借金をせぬ大名は殆ど無い有様であつた。國產豊かなる薩藩も、御多分に洩れず、國用乏しく、百姓疲弊して農地の收穫年と共に減少し、文化から文政の末に至つて、その財政紊亂の極に達し、之が救濟のためにあらゆる方法を講じたけれども其の甲斐なく、京大阪江戶及び領內の負債高積みて五百萬兩（今日の六千萬圓以上に當る）の多きに達し、その利拂ひ――平均年一割二分以上の高利だつたといふ――計りでも容易でなく、從來の銀主の多くは此の上の用金仰付は如何とも仕難しなど言ひ出し、藩主齊興の參覲に際し、銀主關係の交涉の面倒を避けて、わざと大阪には休泊なく、山崎街道を伏見に素通りしたことさへあつた。江戶勤番の役人の給料が十三ケ月

程も滯つて支拂ふことの出來ぬことさへあつた。從つて、國産抵當の借金も今は重みに重んで法が立たなくなり、日用の諸品、人足まで自由ならず、新番馬廻りのもの、使者として外に出づるに駕籠に乘ることさへ出來ぬといふ有樣であつた。

流石に豪放磊落の豪傑重豪も、年來の驕奢を續くるに由なく、玆に愈よ財政の根本的改革を斷行すべく決心したのである。天保元年十二月の財政改革命令書に言ふ。

年來改革幾度も申付置候へどもその詮これなく候處、此度趣意通行屆滿足の至りに候。就ては、何れ萬古不易の備これなくては實に改革とは申し難く、仍て來る卯年（天保二年）より來る子年（天保十一年）まで十ヶ年間、格別精勤申付置候三ヶ條極內濱村孫兵衛へも相談じ、右年限中に成就致すべき事。

三ヶ條といふのは、

一、金五十萬兩
右來る卯年より來る子年までに相備へ候事。
一、金納（經常費）及び非常手當（臨時費）は別段用意の事。
一、古證文取返し候事。

といふのである。

しも調所が財政改革の命を受けたのは、文政拾年彼が五十二歳の時である。初めは『任でない』とて固辭したが、再三の命に辭みかね、ある條件後にいふの下に御受けしたのである。調所は、命を受けて先づ大阪の銀主より片付けるつもりで侠商濱村孫兵衛の力を借り、銀主組替の案を立て、漸く見込が立つた時、その旨申し上げて右の命令書を受けたのである。で調所は、先づ第一に國産の砂糖を抵當として一昔に借金を起し舊債は極端に値切りて之を片付け、一方國産の精良を謀りて以て國用を辨じ、自ら各地を巡視して生産を奬勵し、一方、私かに唐物商買を盛に行ふなど、非常なる努力を以て次第に財政を整理し、次第に餘裕を作り、重豪の命の如く、十年間（最初命を受けてから十四年目）に五十萬兩の積金をなし得て之を藩地及大阪の府庫に收め、貯蓄と稱して國家に一大事あるまでは決して使用せざるを誓ひ、齊興の朱印を以て之を嚴封した。その誓書に、

一金小判金五拾萬兩也

右御改革仰出され、御産物直增等取扱ひ、年々の常式臨時の御入用は相備へ、其の外に別段金百萬兩極御內々御積金相備候樣、併し先づ五拾萬兩、濱村孫兵衛申談じ、御積金取計候樣仰付られ、御請書差上置候に付、年々御常式御臨時、外別段金差分け置候處、此度金五拾萬兩至備仕

御國許並に當所(大阪)兩寶藏へ御格護仕置候間此段御屆け奉申上候以上。

とある。十年間より少し多くかゝつたが積金は立派に五十萬圓出來たのである。

此間にあつて調所は國用の漸く充足するやうになると、多年荒廢してゐた江戸の芝、高輪、櫻田西向、田町、堀端の諸邸を始め、日光宿坊、上野增上寺宿坊、鎌倉相承院、大圓寺等の修理に着手し、堀端には土藏を設立して火災の患を防ぎ、豫備の米穀を貯へ、京の錦小路の藩邸、近衛家裏東福寺支院等を修め、伏見邸を繕ひ、大阪上中下屋敷の宿舍を築き、長崎の藩邸より藩中二の丸の修覆に至るまで悉く昔日の面目を一新し、甲突川を浚渫して石橋を架し、道路の險難を夷かにし、堤防を築造して新田を開墾し、享保の舊規に基きて農政の改革を計畫するなど、その施設實に一世の心目を洗發するものがあつた。

□薩藩疲弊の一四――寶曆の治水

薩藩の疲弊した理由、重豪が、その財政改革を調所に命ずるに當つて、今後十年間に五十萬兩の積金をなすべく命じたことに就ては、さらに少しく遡つて考へて見る必要がある。

薩藩に五百萬兩の借金が出來たのは、參覲交代の費用が增大した關係もあらう。重豪の豪

窘な生活も原因して居らう。百姓が疲弊して生産力が弱くなつたことも原因して居らう。役人の邪曲が御藏入の高を少なからしめたことにも原因して居らう。しかし今一つ見遁してならぬのは、寶暦治水のために莫大な借金を作つたことも確かに一つの大きな原因であつた。他の諸事情は他藩にも恐らく類似の事情があつたらうが此の寶暦治水の費用問題のみは實に薩藩に特殊な事情であつたのである。

寶暦三年(百七十三年前)十二月廿五日徳川九代將軍家重は、島津廿四代の主重年に對し、幕府が多年その處置に苦んだ治水事業の一大懸案を解決すべく頗る困難な命令を傳へた。命令の表は木曾、長良、揖斐の三大川の治水工事の御手傳をせよといふのであるが、その實、幕府は工費全額の十分の一すらも出さず、殆どその全部を薩藩に負擔支辨せしめやうとしたのである。

かくてこの治水工事の總奉行は薩藩平田靱負が、副奉行は同伊集院十藏が承はり、用人以下十二名それぞれ任命せられたが、さてその費用をいかにして調達してよいか殆ど見當さへ付かなかつた。

で兎に角大阪薩邸留守居久保七兵衛、京都薩邸留守居上原十郎左衛門に計つて金策に着手し、あらゆる方法によつて藩債を募集し、先づ第一次の用金貳拾貳萬餘圓(二百七十餘萬圓)を

借入れることゝし、他は、國產及び士農の出金に待つことゝした。薩藩では、その時すでに七十餘萬兩（八百三十餘萬圓）の負債のある上、更に、かゝる莫大なる借金を起して、幕府の治水工事を手傳はされることゝなつたのである。此の借入れ金は、實は三十萬兩だつたのだが、利息を天引されて手取二十二萬二百九十八兩になつたのであるといふ說もあるが、それでは驚くべき高利の金を借りたものだと言はなくてはならぬ。

工事を愈始めて見ると、用意の廿二萬兩では到底成功しさうもない。しかし着手した仕事だけは成し遂げて君命を完うせねばならぬ。で平田は幹部を會して協議した末、悲壯なる決心の臍を固め、藩主に計らず、大阪に出て無理な借金――その額は明白には分らぬが、恐らく追加借金だけで拾萬兩を超えたであらう――をし、事業の完成と共に、無斷借金した責任を負うて自刄して相果てたのである。

自刄した人の數は凡て七十八人であるが、その七十八人が同時に枕を並べて死んだといふやうな感傷的なことでなく、各、持場持場の仕事を終へると順々に自刄して果てた。そこに薩摩人士の優れた氣象が最もよく現はれてをる。薩藩では當時幕府に遠慮してこれを顯彰しなかつた。爲に、薩摩義士の此の事蹟が永らく世に傳はらずに居た。明治卅四年に紀念碑が立ち、大正元年には顯彰講演會が開かれなどして漸く一部の人士に知らるゝやうになつた。

□五拾萬兩積金の由來——佐藤信淵

重豪が、調所笑左衛門に五十萬兩積金の命令を傳へたことについて、こゝに記しておくべきことは、この五十萬兩積金の事を思ひついた由來についてゞある。

羽州の農聖佐藤信淵は萬民救濟の大願を抱いて足跡全國に普ねく、薩藩へも幾度か足を入れたことがあり、文政の頃薩藩家老猪飼央（なかば）の囑により、『薩藩經緯記』と題する書を著はして薩藩のために勸農開物、宗國興隆の道を說いた。その中に、

「若し貴藩の分限を以て合壁の法——貿易富國法——を行はゞ、極めて少なくすると云とも、十年の間には五十萬兩の積金を得べし。然れども、此の法も亦國產を隆盛にして萬民を救濟するの天意を奉持せずして私慾を營むの業なるを以て、若し此の法を行うて國用聊かも潤給せば、須らく土地を經營して物產を豐饒にし、百姓を撫綏するの本業を勉强すべし。所謂、此の合壁法は國家を安樂するの實業に非ずと雖も、已むを得ずして施し行ふのみ」

とある。重豪にも調所にも、この信淵の思想的傳統が恐らく何かの形で暗示となり、また指針となつてをると思はれる。

□薩藩財政振興の秘密と調所の自殺

調所笑左衛門が、重豪から財政改革の大命を受けた時、條件を附してお受けしたと前に言つておいたが、條件といふのは、一、御沙汰書は都て御朱印付（藩公から直接下さるゝ場合を指す）で下されますやうに。二、將來の施設經營上、異論者反對者が現はれても、一々御前裁判にて理否虚實の御裁斷を頂きたい。三、萬一仕損ずるか、不都合を働いた場合には切腹してお詫しまするために一本の短刀頂戴仰付けられまするやうに。といふのであつた。重豪は天保四年正月廿二日江戸高輪邸で死んだが、齊興もまた前の條件を裏書する意味で、「去る子年以來改革の御趣法作定相崩れざるやう心掛くる事」といふ朱印付を調所に下した。

調所は非常な決心を以て唐物商買その他を盛に行つた。銀主打切りにも可なり無法をやつた。五百萬兩（內三百萬兩位は利息のために嵩んだものだらうが）の借金を二百五十年賦で打切らうとし、後更に、二十萬兩ばかりの借換金で無理押つけに手打ちにした。舊銀主は其不法を幕府に訴へた。しかし重豪及び調所の裏面的活動――幕府に拾萬兩獻金してをる――によつて濱村孫兵衛だけが輕追放に處せられて事濟になつた。

調所は御世帯本位で猛進した。禁断の密貿易を巧に行つて巨利を収めた。一方には、農政上の改革もやり、土民賑はしの各種の土木工事も盛にやつて藩内には可なり善政を行つた。

調所の精勵振りは實に偉いものであつた。財政整理の命を受けた天保元年十二月(五十四歳)から嘉永元年(七十三歳)に至る廿年間、一意專心この事に當り、老軀をも厭はず、東西に馳驅した。鹿兒島から大阪、大阪から京都、京都から江戸、江戸からまた大阪といつた風に次々巡行して倦むことを知らなかつた。

當時の旅行は今日とは異ひ、城下を發して下關に至る普通十一、二日間、中國路まで普通十四五日京阪を經て江戸に至るには更にまた十一、二日、合計片道四十日往復八十日を要したのであるが、調所は毎年一回は必ずこの往復を繰返し、齊彬の軍政改革に際しても、自ら軍役總奉行として盡力し、齊興の寵を一身に集めたために羨望嫉妬の的となつた傾の幾分ないでもなかつたが、その功績は實に大きかつた。

嘉永元年十二月、調所は江戸西向の藩邸(藩邸の附屬建物)で突然自殺した。年七十三歳。唐物密輸入密賣の事實が大阪商人の密告から幕府に明かになつて、事實審理の手が薩藩に伸びさうに見えたので、責を一身に負うて自殺したのである。重豪から頂いてあつた短刀が廿年後に役立つたのである。事實、唐物商賈についての眞相は、齊興と調所の股肱となつて畫策

した濱村孫兵衛以外には殆ど知るものがなかつた。齊彬すらこれに就ては多く知らうとはせず、齊興及び調所もまた累の及ばんことを慮つて知らしめやうとはしなかつた。

〰〰〰〰〰〰。島津家廿七代の主齊興には三人の男の子があつた。嫡子は齊彬、次は齊敏（島取城主池田氏を嗣いだ）次は後の三郎久光、幼名を普之進といつた。大隅重富の城主島津山城の養嗣となつた。齊彬、齊敏は本腹、普之進は側室お由良の方の出である。お由良の方は、もと江戸高輪の遊船宿の女であるが、薩藩士岡田小藤次の養女といふ名義で齊興の側室となり、君寵浅からぬところから隱然大勢力を奥向に振つてゐた。

世子齊彬は、不世出の人傑である。世界の形勢には通じてをる。天下の諸侯とも交つてをる。幕府の老中にも友達が多い。歸藩すれば必ず何事か新しい空氣を鹿兒島に齎らす。在藩の士臣は勿論、百姓町人に至るまで、此の君ならばと非常な評判である。

此の齊彬が四十歳を超えて未だに世子のまゝで居られる、といふことに就て、藩の內外にいろ〳〵な取沙汰があつた。

齊興には齊興の考があり、權臣には權臣の考があつて――調所在世中には恐らくかの財政改革並びに積金問題が關係をもつてゐたらう――自然のび〳〵になつてゐたのかも知れぬ

が、その心持を深く察することの出來ぬ普通の藩臣達にあつては、當然齊興の側室お由良の方に怪しみの眼を向けざるを得なかつた。事實またお由良の方にも左様な陰謀の嫌が滿更さぬ譯ではなかつたかも知れないが、とにかく齊彬襲封の一日も早からんことを望む藩臣たちの間には、たしかに、齊彬の英明を喜ばぬ權臣達が、自家の出普之進を世子にしたいと心密かに願つてをる側室お由良の方——普之進の生母——と結んで、頻りに齊興の心證を動かし、齊彬を惡しざまに讒訴して非望を遂げようとしてをるのだ、と定めてしまつた。さらに、此の陰謀を信じた藩士の多くは、齊彬の子女の夭折をすら彼等奸黨の所業と見做し、彌が上にも憤懣の氣を煽つた。

島津將曹豐後は當時の首席家老であつたが、その下に、吉利仲、伊集院平、二階堂靜馬の諸老がゐて權勢を振つてゐたので、藩の有志は、これ等の諸老を奸謀の張本であると考へてゐたのである。

町奉行の近藤隆左衞門も、その奸謀を信じた一人であつた。諸士の憤りを知つて憂慮措かず、潜に同志を糾合して權臣島津將曹一派の非道を匡さうと決心した。江戸詰家老島津壹岐、もこれに贊成した。物頭赤山靱負、島津清太夫、高崎五郎右衞門、山田市郎左衞門、大久保次右衞門等またみな之に贊成した。中にも高崎五郎右衞門は憤激の餘り過激手段に訴へて側室お

由良の方、島津將曹等の奸魁を暗擊しようと計畫した。ところが事成らざるに看破せられた。島津將曹等は機先を制して、事の由を齊興に告げた。齊興大に嗔り、「主家を思ふ心からとは申せ臣子の分を超えたる企てである。嚴重に處分して後來を戒めるやうに」との命令。

嘉永二年十二月三日、近藤、高崎、山田の三人まづ割腹仰付けられ、超えて嘉永三年四月廿八日家老島津壹岐の割腹に至るまで、割腹遠島、退隱謹愼を命ぜられたるもの實に三十七人の多きに及んだ。即ち

切腹を仰付けられたるもの。（十四名）

島津壹岐（家老）

近藤隆左衞門（町奉行）

高崎五郎右衞門（町奉行格）

山田市郎右衞門（船奉行）

赤山靱負（物頭）。中村嘉右衞門（裁許掛）。吉井七之丞（藏方目付）。野村喜八郎（廣敷横目）。

仙波小太郎（馬廻）。土持重助（兵器方目付）。村田平左衞門（道方目付）。國分猪十郎（書役）。

高木市助（藥掛方）。樺山喜兵次。

遠島仰付けられたるもの。（九名）

山之内作次郎(郡見廻)。肱岡五郎太(宗門方書役)。新納源左右衛門(舩島地頭職)。近藤七郎左衛門(裁許方見習)。和田仁十郎。白尾傳右衛門。山田歌子(市郎左衛門妻)。高崎佐太郎(五郎右衛門倅)。近藤繁吉(隆左衛門倅)。

退役謹愼仰付けられたるもの。(十四名)

寺尾庄兵衛。木場次右衛門。有川十右衛門。松山隆阿彌。奈良原助右衛門。有馬一郎。八田喜左衛門。有村仁右衛門。後醍院彦次郎。關勇助。郡山一介。宇宿彦右衛門。新納彌。川北彌左衛門

高崎くづれに連座して切腹した赤山靱負は、島津家の支族として家格も高く、人物また非凡であつた。隆盛の父吉兵衛は夙に赤山家に出入してその用達を勤めてをり、隆盛またその知遇をうけて居た。赤山は自刄に臨み、特に隆盛を召んで具さに訓戒するところあり、遺言してその臨終に着用したる血痕斑々たる肌着を隆盛に贈らしめた。

赤山靱負臨終の善言、正義を愛し、邪惡を惡む烈々たる心火は、一道の焔となつて多感なる青年隆盛の心魂を燃やし、その純潔無垢なる精神を鼓舞し激勵し鞭撻せずにはおかなかつた。

實歴史傳にいふ、――「時に西郷大久保の二人、定會に臨まざることあり、儕輩二人を譏む。二人言を他事に托して實を告げず、たゞ背約を謝するのみ、會日復至る。二人また在らず。斯の

如きもの兩三回、是に於て乎、俊齋愈々之を異しみ、詰責して許さず、二人曰く、請ふ恕せよ、敢て事情を足下に告げん、足下は曩日諸名士の厄難に罹りし原由を知れりや、彼の君側の姦臣等、密に相謀て、世子齊彬公を退けんとす、諸名士密に之を探知し、憂慮に堪へず、共に以て姦計を鋤(つぶ)さんと欲し、事未だ施さゞるに、反て姦臣等の覘知する所と爲り、猥りに寃枉に斃るゝに至れり、豈長大息の極ならずや。我が齊彬公は實に天下無雙の賢主なり、吾人苟も志を立て、力を天下に盡さんと欲するもの、公を舍(す)てゝ將何くにか適歸せん、余輩已に事實を有馬翁に聞けり、是を以て深く翁に議り、密て諸名士の遺志を繼ぎ、仰では忠君の念を貫き、俯ては諸名士の寃を雪がんと欲す、余輩頃日約に違ひ禮を缺きたる所以のもの、唯是の一事あるが爲のみと、俊齋初より彼の厄難の起れるを疑ふと雖も共實を得ざるに苦めり、今日始めて這般の顚末を聞き、泣血悲慨天を仰いで歎息し、共に鞠躬せんことを誓へり』と。

五　島津齊彬と襲封

翌嘉永四年の四月齊興の退隱と共に齊彬四十三歳を以て襲封し、流石に大騷動を演じた島津家繼嗣問題も一段落を告ぐることゝなつた、隆盛の待ち望んだ聰明の聞え高き齊彬は薩、日、

陽三國の主として自ら萬事を自由に處理せらるゝことゝなつた。

然らば齊彬の襲封、それがどうして運んだかといふに、騒動主謀者の一人山田市郎右衛門は、所刑を受くるに先ち、同志中の藤井良節に遺囑して、密に筑前の黒田家に往かしめ、相續事件のことを幕府の力を藉りて落着せしむるやうに盡力せしめた。

長溥は藤井良節の歎願に、事の由を具に領して同情を寄せ、その年(嘉永三年)の秋、參覲交代で出府することになつたを幸ひ、密に伊豫宇和島の伊達宗城、陸中盛岡の南部利剛にも耳打して贊同を得、閣老の阿部伊勢守を説きつけて齊彬相續のことを周旋した。

島津齊興はその暮に出府して、翌嘉永四年正月の祝儀を申述べるために登城して將軍に拜謁した。例によつて將軍からは、下城の際に年始の賜物があつたが、その賜物によつて、それとなく、齊興退隱讓封のことを諷した。いふまでもなく、長溥その他の周旋の結果である。齊興も、年が年だけに爭ふこともならず、終に齊彬襲封を決し、その旨を申出でた。かくて、正式に齊彬の襲封となつたのである。

齊彬は不世出の英傑、三百諸侯中、匹儔を見ざる明君であつた。越前の春嶽(松平慶永)が、維新になつて齊彬を評して言つてをる。

「御一新の功業を引起した原因は薩摩の齊彬侯にある。この人は余が朋友であると同時に

師であり先輩であつた。中々、水戸の烈公如き御人ではない頗る膽の大きい外面からは英雄らしくも見えなんだが、才智より道徳を重んずる人であつた。温順恭遜にして學問あり、殊に勉强心が盛で、日夜漢學、西洋譯書、和學など、總てに亘つて研鑽された。それで、手紙の文などは、俗文で、至つて簡易であつた。手紙でも建言書でも、文體の整頓する點は他人の多くは及ばぬ所であつた。昌平丸といふ船を始め船も大分造られた。マゲネートその他の洋製軍用器械を薩摩が最も早く買入れたのは、全く侯の卓見に基く。主義は勤王佐幕であつた。西郷、大久保、伊地知、その他今の官員中の勅任の藩人は總て侯の丹精して造り上げられた人物である。余は御一新の功業は、侯に負ふ所實に大であると思ふ。侯は頗る吝嗇にして、烏目二十文とか、金一兩などいふ金でも甚く惜まれたさうだが萬圓或は千圓以上の金子を、使ふべき道に使ふは聊かも惜しくはない、と申されたさうである。眞の吝嗇ではない、常に節儉を旨とせられたが、いざといふ時には、大金をも惜し氣なく使はれたのである。この事で見ても、その英雄的氣象が知られる。』と。全くその通りであつた。

齊彬は襲封後、幕府に建議して大艦製造の禁を解かせ、直に軍艦製造に着手せられた。出來上つた二艦の中、昌平丸といふのを琉球船の名で幕府に獻上し、大に幕府の海軍思想を刺戟せらるゝと共に、一方大艦の製造をも始められた。勝麟太郎(後の安芳伯)が始めて乘込んで

實地練習に用ひたのは、即ちこの昌平丸であつた。

齊彬は襲封と共に、士風の振興、産業の奬勵、軍備の充實、農民生活の安定、其の他百般の事に意を用ひ着々之を實施した。當時發表せられた造士館學令十條は齊彬の政治意見を明白に物語つてをる。

一、造士館、演武館は大信公(重豪法號)御代厚き尊慮を以て御造立の處、其後何となく致二衰微一候に付、此節改め掛り申付候條、是迄の悪弊を改め、造士の文字に相叶候樣可二取計一候。

一、演武館の儀も同樣に相心得、修練の精粗、且平常の心得、微細に檢察、無二油斷一可レ令二沙汰一候。

一、學問の標的は、修身齊家治國平天下之道理を研究し、本末先後を識別致し、然て當時之政務奉行儀でも能く其任に堪へ候樣に心掛專要に候、文章詩作も儒者學問中一端の科業にて稽古尤に候得共、專ら造士の法相立、正學の風奮起候樣に厚く吟味可レ然事に存候。

一、第一三綱五常之本領を守り、義理を明にし、名分を正し、各祖宗を敬崇ひ、生國のために道を開き候儀、天理自分の本意に候處、當時儒者と唱候中には、我　皇國をも夷狄同樣に心得違ひ、古典は勿論、律令格式又は六國史以下に至り候ても不辨明の者も有レ之候半歟然れば孔子の道にも不協第一　天照皇大神の御明慮も可レ畏儀にて、右等の處一同深く致二分別、學風令二振起一追々國用に相立候宜く工夫候儀專要に候。

一、古昔聖賢の言行を以て一身を正し、偕今日の世上に引競べ、時勢相應の政務を執行候甚本を修行してこそ誠の學問と存候、いかほど博學多才に候共、今日の行士道に背き候ては、修行の詮無之候間館中の役は能々心を潛め深く致勘考、和漢の經史に涉り名義を辨明いたし、興廢治亂の本源を研究し、造士の道相立、國家の良臣追々出來候樣致教導候事緊要と存候條、教授以下諸役人へも厚く可申含候、且又讀書候ても意味取違候へば、雲泥の相違たるべきなれば經書は勿論小學・近思錄・大學・中庸の或問又は論孟精義・語類・文集・二程全書・淵源錄等に至るまで熟讀の上今日の實行に相應の處修行第一と存候。

一、儒官相勤め候者は格別、其外の面々は詩文章等不得手に候共、今日政事の一助に相成候樣に爲致修行候儀肝要と存候、當時の學者と唱候者は、今日の世事に疎く經濟の道をも捨置き、沙門同樣制外の樣に相成、其行ひ正しからず、外々よりも又制外之樣に心得候こと間々有之候、全く學問の趣意取違候故と被存候、古今の賢相智將何れも明に皇國の大道を辨へ、漢土經傳の趣旨まで貫通いたし、國家に力を盡候事蹟は典籍に歷然たり然れば名分に暗く道理に明かならず候ては何事も難整事に候、惣じて時務を考候事第一にて、井田の法は西土三代の良法なれども宋朝にては難被行、朱子も時と位を考、社倉の良法等も發明有之候如く、時勢當然の位を量り候儀學問無之候ては、道理相應の處置にも

難叶事と存候、假令ひ和漢の經傳を暗誦し、詩文章に通達候とも、道義に暗く時勢に達せす候ては、實に無用の腐儒たるの間、右樣の處上下一同厚く心得候樣可申渡候。

一、古今國家の政務に致關係候者は、須臾も捨置き難き學問に候處、士分以上不篤學問者多く、故に義理に昏く、正心修身の實行無之、利欲不當の行も有之候故、家政も亂れ、士風も正しからす、役職相務候者共にも、夫々仕向の條理に昏く、緩急輕重の事務に疎く、名分義理の筋合をも不辨樣子に相見得候、是等の儀者各格式にも可恥事に候間、一同公務の際を考へ、修行有之候樣可申達候。

一、正學を講明いたし、物理を明らめ候儀は、總て人倫に基き、日用實行の爲にて、假令ひ數萬卷を記誦し、詩文章達者に候とも、實行なくては其詮も無之、日新公いろは御詠歌の御意味にも相違奉恐入次第に候、其書を讀たる迄にて、實行薄く、郷里に居て子弟の師と仰ぐ可き德行も無之、役儀申付候ても利祿にのみ心を配り、當座の利得を考へ、萬代不朽の良法に暗く、更に仁義を本として時勢を施し候者少く、甚以て嘆ケ敷事に存候、畢竟全く無學の上、會き讀書の者有之候ても、道義の學問至さす徒に讀過き候故と存候間、以來學術一新、義理の取捨を決し、俗學の舊弊を改正致し度事と存候。

一、天下に學校の設有之候ては、全く人道を修治する爲にして、不可闕は勿論の事に候、就て

は五常の本源に由り、五倫の定分を踐み、文德を修め、武備を治る事にて、經義を明らめ、心術を研き、兵法武術の藝事を勉强して、治亂の政事に通達する事、惣て是人道中の要務と存候、孫子にも、彼を知り己を知る者百戰して不殆と相見へ候へば、和漢の書籍而已ならず、當時外夷防禦第一の時節に候得ば夷狄の情態をも能く致識別、彼の長を取て我の短を補ひ、上下一同心を合せ、本朝の武威を擴充し、西夷制禦の事、當時武夫の急務と存候間、餘力には西洋和解の諸書をも熟覽し、外夷の風俗器械をも致辨別、我羽翼となし、益　皇化萬國に行亘り候樣心掛肝要に存候。

一、中にも大身の面々、成童入學の期に至り、適々造士館等へ出席候共、學局の賞罰は自然の理にて、切磋の功十分には調兼候道理、且は國中而已の學友にては、井中の蛙とひとしく候、往々重職をも授け、公私の大事可委任もの共に候處、切磋の功乏敷候ては、臨機應變の處置等は申すに及ばず、公邊向の禮式より初め、國々の形勢人情世態に疎く、井蛙の見識にては心得違ひの儀も可有之歟、既に公邊拜禮等の節、不都合の振舞も有之、他國のものに對し頑愚の應答など、當國に限らず他藩重役の間まゝ及見聞儀も有之候、然らば文武の修行を專要として、物事に疎からぬ樣心掛度存候、隣境肥後肥前等は、一門支族の家柄等、家來兩三人召連れ、平士巡歷の姿にて、隨意に文武修行の由に候、是等は輕々敷樣にも

候得共、國家を大事と考へ候へば、至極の良法に候、大身の面々は父母の姑息を離れ、家中諸士の阿諛を免れ、卑賤の辛苦を識り得て、各國の事情に達し候良法と存候間、以來志有レ之人々は家嫡にても無役の中、他國修行兩三年願出候樣申付度事に存候、殊に昨年宰相樣よりも寄合以上の面々は別て學問第一と被二仰出一候事故、家柄の面々は一涯志を勵し、各父祖の令名を穢さざる樣普く文武を練習し、又は諸士の龜鑑にも相成、宰相樣尊慮をも安じ奉り候樣心掛專要の事と存候。

右之條々以二書面一改めて屹度申付候間、後年に至る迄心得違ひ無レ之樣に、館中役人は勿論、諸士一同へ可二申渡一候、家語曰、政之不レ中、君之患也、令之不レ行、臣之罪也と相見得候條、能々可二申渡一候。

市來四郎著『齊彬公御言行錄』といふ書がある。それによるとその言、その行、その計畫、いかにも超凡拔群のものである。こゝに簡單に摘要して見る。

言

1. 國政の成就は衣食に窮民なきにあり、此事を心配す。

2. 天下の政事を一變せざれば外國との交をなす事はできぬ。
3. 十四五年後には三ヶ國を日本一の富國となす。
4. 義弘公は軍事は勿論經濟にお心を用ひられた。
5. 癖ある人でなくば用に立たぬ。
6. 人には一藝一能なきものなし。
7. 人心の一和は政事の要。
8. 民富國富を一日も忘れてならぬ。
9. 人間は愛憎あるべからず。

行

1. 松本弘安に洋書をよませてきかれた。
2. 城下無祿小縣の諸士に屯田法によつて就農さする方法を關勇助、山口九十郎等へ命ぜられた。
3. 鄕村毎に學校御建設の御趣意にて調査された。
4. 諸神社、中にも霧島神社の由緒委しくおしらべになつた。

5. 遊民減少につき閒、山口等にきかれた。
6. 和氣清麿の講所を取調べられた。
7. 造士館、演武館御奬勵御書付關勇助、江夏十郎等に下問された。
8. 養蠶、綿作、水車機、田布施の砂漠ふせぎ、串良の沼田乾燥。
9. 常平倉御創設に付關勇助、横山安之丞へ御下問。
10. 蝦夷地御開墾に付、關勇助、島津登へ御下問。
11. 山川港に外人接待所をおく事の御計畫。
12. 窮民救助の事。
13. 貴賤の別なく言路御洞開の事。

青年隆盛は、かゝる名主を上に戴いて喜び且つ勇んだ。蓋に島津家騷動によつて命を捨てた人々の忠魂を慰め得べき時が來たのだと思つた。特に齊彬襲封の第一の善政として米價を安くして農民生活の安定を計られたのを見て、年來、郡方書役として百姓の窮狀を熟知する身のいかに嬉しく思つたか。貴賤の別なく、言路を開かれたことでもある、萬が一にも御覽に入るなら仕合せと思ひ、隆盛は嬉しさのあまり、藩政及び農政に關する意見を書面に認めて幾

度か藩の政廳に差出した。

六　父の死——出府の命を受く

かくて隆盛は、君侯の新政治を喜びながら、己れの務めに欣々として勵んで居た。然るに茲に隆盛の身にとつて、最も悲しむべき事件が續けざまに西郷家を見舞つた。嘉永五年九月の末の二十七日といふに、父吉兵衛は宿痾の募つて終に亡き人の數に入つた。悲愁の中に葬儀を了つたが、看護に疲れてその頃から病みついた母は、またもや同じ年の霜月の二十九日といふに父の後を追うた。次弟信吾が十歳、三弟小兵衛は僅かに三歳の乳兒であつた。隆盛の悲嘆はどれ程であつたか。その上、二度の葬儀の入費に、さらでだに貧しい家の家計は益々苦しくなるに多くの弟妹を抱へての主人役。時に自分の食は廢めても弟妹に與へなくてはならなかつた。『自分の一代の中で最も悲しかつたのはこの歳であつた。』と後に人に話したといふ。

しかし不幸中にも幸であつたのは、兄弟間の極めて睦まじかつたことである。力を協せて家の事に當らなくてはならぬ、とは兄弟誰も思ふ所であつた。殊に長弟の吉次郎、これは戊辰

の役に參加して越後口に戰歿したが、極めて意氣の壯んな人であつた。且つ世事にもよく通じてゐて働きものゝ兄思ひであつたから、萬事を一身に引受けて奔走して呉れた。隆盛が『同胞の中の先出を兄としてこれを敬し、後生を弟としてこれを憐むは天下の通情である。しかしこれは兄は世事に通ずること弟に勝るある場合のことである。己は、兄に生れたけれど、とても汝には及ばない、これから己は汝を兄と思ふ。』と言つたのはこの際のことであつた。

越えて嘉永七年(安政元年)正月、齊彬は參覲のため江戸表に出られることになつた。隆盛は中小姓に拔擢されて、君侯出府のお供を命ぜられた。天下の形勢を纔に盟友の手紙で承知しつゝ、江戸の空をのみ夢みて居た隆盛に取つては、この上もない仕合せである。早速お請して、家事萬端を弟の吉次郎に囑みおき、出府お供の仕度に取りかゝつたのであつた。

西郷家に代々仕ふる家僕永田權兵衞といふがあり、忠直清廉隆盛の兩親を失へる後は一心に主家に力を盡してゐた折柄隆盛の出府決定を聞いて大に喜び、旅裝萬端を調へてゐたが、偶偶權兵衞病にかゝつて打臥したので、隆盛大に心配し、出發の前夜の如き夜を徹してその看護の勞を取つた。

第三章　齊彬勤仕時代

一　初めて都に上る——庭方役拜命

嘉永七年正月廿三日、島津齊彬は襲封後始めての江戸詰とあつて、從者數百威儀堂々として鹿兒島を出發した。當年廿八歲の偉丈夫隆盛もこの行列に加はつてゐた。行列は進んで、水神坂上の見晴し茶店に一憩ひすることになつた。齊彬は乘物から立出でゝ、四顧しつゝ暫し離れ去る鄕土の風光に名殘を惜む如く見えた。やゝあつて從者に向ひ西鄕吉兵衞といふのは來てをるか、孰れぞ、との訊ね。隨士は直ちに偉丈夫隆盛を指した。齊彬が隆盛を眼のあたり見たのは此の時が始めてゞあつた。たゞし、その姓名は疾く知つてゐた。隆盛は意見書を屢々藩廳に差出した。その意見が恐らく齊彬の眼にとまり、從つてその姓名が深く印象され

てゐたのである。

後年隆盛自ら、『余が先公に拔擢せられ恩遇を忝うしたる原由については明かではないが、在藩の頃、屢々意見書を藩廳に差出したことがある。想ふにそのためではなかつたらうか。』と同志の人々に話したことがある。

三月六日、隆盛は、明君島津齊彬のお供をして、久しく憧れてゐた大江戸の地を始めて踏んだ。直ちに芝高輪の藩邸に入り、非常なる賑はひの中に草鞋の紐を解いた。

隆盛の前には、はや樺山三圓、有村俊齋、大山正圓、有川彌九郎、税所喜左衛門など、かねて親しく交つてゐる人達が現はれて、喜びに充ちて久濶の挨拶を交はした。此の人達は、前年または前前年から出府してをり、隆盛へ度々手紙を寄せて一日も早く上京せよと申越した友垣の間柄であつたのである。

出府間もなき四月の始め、隆盛は庭方役を拜命し、親しく君公にお目通りを給はることゝなつた。隆盛が庭方役を拜命するやうになつたのは、藩儒關勇助の旨を受けて、小姓福崎七之丞の周旋盡力したるによる。庭方役は卑役ではあるが君公自ら密事を談じ、また下情について下問さるゝには至つて便宜な役目だつたのである。

二　藤田東湖に交る

「正名論」の一文で以て、白川樂翁を驚倒せしめた藤田幽谷、勤王家として、高山彦九郎、蒲生君平等と親交のあつた藤田幽谷、この人の子に虎之助といふがあつた。文化三年水戸の城下に生れ、文政九年、父の後を襲いで、水戸家の臣となつた。それが有名な東湖先生藤田彪である。

富力においても武力においても、水戸以上の大藩は幾らもあつた。しかし、德川家の親藩として威望海内を壓して居た水戸の、天下に重きを爲した所以は、素より烈公(齊昭)の勵精力行に基いてはゐるが、しかし、その背後に、大學者にして、大豪傑を兼ねた藤田東湖が居たことを忘れてはならぬ。當時水戸の當主は中納言慶篤で、齊昭は既に隱居の身の上ではあつたが、しかし、國家の重事はなほすべて齊昭によつて決せられてゐた。が、その齊昭の意見は、やがて東湖の意見であつたのである。

隆盛は、四月十日、樺山三圓に伴はれて小石川水戸邸に行き、藤田東湖戸田忠太夫に面會した。隆盛が水戸精神の權化藤田東湖に會つたのは此時が始めてゞある。爾來幾度か有村樺山の諸士と共に東湖を水戸邸に訪ねて、時事を談じた。隆盛は、ます〳〵東湖の高風に傾倒し、東湖

もまた隆盛を偉丈夫として敬愛した。

隆盛は、在藩の椎原與右衛門、椎原權兵衛――共に隆盛の母方の叔父に當る――に東湖に書いてもらつた書幅などを贈つてゐるが、その手紙で見ると、東湖の親愛、隆盛の敬仰いかにもと察せられる。

『先間便、に差下し候字痛たく相届き候や、自然御披見下され候はん』と前置きして『あの字を書いて貰つた時など餘程面白かつた。東湖先生が至つて丁寧にして下さる。東湖先生宅を訪問すると、まるで清水の中に浴したやうな鹽梅で、心中一點の雲霞なく、たゞ清淨なる心になり歸路を忘れてしまふ。自畫自讃のやうで他人には申されぬことだが、東湖先生も私を心で非常に愛して居られる樣子、いつも偉丈夫、偉丈夫と自分を呼ばれる、私から何かいふと、さうだ、さうだ、その通りだと贊成され、天下のために薩摩が大に活動する時が來た、君達のやうな立派な人達が齊彬公を押立てゝ活動すれば夷敵を攘ひ皇國を振起することなど何でもない、有難い嬉しいとまで言はれて、身に餘るうれしさ、國家の爲にまことに悦しい、もしや水戸老公が鞭をあげて異船打攘ひに魁けされることどもあらば、逸散に驅けつけて、戰場の埋草になりとも役立ちたいとまで心醉いたしをります。』と言つてをる。

隆盛が、藤田東湖をはじめ、水戸の先輩と交はりを結ぶやうになつたのは、齊彬の手引である。

斉彬がある日、小石川の水戸邸に微行した時丁度、座に戸田、藤田等も待つてゐた。其時、斉彬『乃公は此の頃大變よいものを手に入れた。外でもない、中小姓の西郷吉之助といふ輕い身分のものであるが、中々の人物と認むる。どうか一つ交際つて以後引立てゝ貰ひたい。』と言ふ。

『それはぜひ會ひたいものである。』と二人も喜んで挨拶した。藤田東湖が特別隆盛を敬愛するやうになつたのは、一つには斉彬の紹介のよかつたにもよると思はれる。

東湖の意見は常に痛快である。

『六十餘州、士氣の萎微して振はないこと今日の如く甚しきはない。さきには僅か二隻の軍艦をおそれ、却て醜虜の輕侮を受け、一人の義士もなく、一人の勇者もなく、恬として國辱を顧みない、これでも神州の人士なほ正氣を存すると言へるか。國を開くにも閉ぢるにも道がある。輕侮に遇うて開く如きは拙劣である。國恥である。一國の正氣が斷滅した時である。例へて言ふなれば、予始めて貴公等に會ひ、貴公等の面上に唾して、今より貴公等とお友達にならうといへばどうであるか。貴公等は怒つて予を殺すであらう。それと同じではないか。』

隆盛は藤田東湖の門に出入するやうになつてから、次第に交友も殖ゑ、天下の事情も明かになつて行つた。

當時、特に懇意にした人々は、熊本の津田山三郎越前の儒者矢島錦助、水戸の會澤安原田八兵衞、柳川の池邊藤左衞門などで、みな水戸派の勤王家である。月々兩度定日を定めて靈岸島の矢島錦助宅に會合し、盛に天下の形勢を論議しあつたものである。

『今は越前藩矢島錦助と申人の所へ津田原田同道にて參越候筈にて近々定日を定めて毎月出會のつもりに御座候。みな／＼水府輿にて面白き次第に御座候。（六月一日樺山三圓宛）』

などあるがそれである。

三　世子虎壽丸の夭折

襲封後、齊彬は、武備、産業、教育さま／″＼の方面に鋭意改革を斷行した。人材登用の運も開いた。けれども先代からの藩の重臣は殆どそのまゝにして動かさなかつた。島津豐後一派の守舊派は恐らく齊彬の襲封によつて罷免されるであらうと觀念した。近藤くづれの殘黨もまた、その内政上の革新守舊派的人物の陶汰を期待してゐたが、齊彬はそれをしなかつた。

ところが出府後間もない安政元年六月二十日齊彬は突然病氣にかゝり、皆々心配してをる中にまた當年六歳の世子虎壽丸が極々の急病――今の疫痢――で七月廿三日夭死した。齊彬

には虎壽丸の前に四人の男兒があつた。その四人が四人ながら夭死した。今また殘る一人の虎壽丸の夭死である。これはたゞ事ではない。家臣の中には、此の夭死を以て、齊彬の襲封を喜ばぬ島津豊後一派の所爲である。さては、薄々風說のあつた通り、例のお由良の方の呪咀毒殺にちがひない。といふので隆盛はじめ在府の家臣みな非常に憤激した。當時隆盛が在藩の友福島矢三太に與へた手紙を讀むと、その憤慨の樣子が眼に見えるやうである。

『若殿樣には、去二十三日晝九ツ時より御瀉しにて、晝の內十二度、夜二十五度位の儀にて、八ツ時分終に御卒去被遊候段、我々式は翌朝承候位にて殘念如何とも申樣のあるものにて御座なく候。思へば〱髮冠を突き候。太守樣にも至極に御氣張り遊され候御樣子と伺はれ申候。又此上御煩ひ重候ては誠に暗の世の中に罷成候儀と只身の置處を知らず候。只今致方無御座、目黑の不動へ參詣致し、命に替へて祈願をこらし、晝夜祈入事に御座候。熟思慮仕候處、いづれなり奸女をたをし候外望みなき時と伺居申候。御存の通り身命なき下拙に御座候へば、死する事は塵埃の如く明日を頼まぬ儀に御座候間、いづれなり死の妙所を得て天に飛揚致し、御國家の災難を除き申度儀と堪發候處より相考居候儀に御座候。心中御察下さるべく候。實に紙上に向て、此若殿樣の御儀申述べ難く、筆より先に淚にくれ、細事に及ぶ能はず候。眼前拜し奉り候故尙更忍び難く、只今生きて在るうちの難儀さ、却て生を怨

み候胸に相成、憤怒にこがされ申候。(安政元年八月二日)』

その頃江戸の藩邸では「高輪稻荷の老杉に呪ひ釘を打つものがある。實際にそれを見たものがある。虎壽丸は呪ひ殺されたのに相違ない」などいふ噂が專らであつた。

噂は噂を生んで益々大きくなり、同志は度々會合を催して、その善後策を講じようとした。大山格之助、有村治左衞門など血氣の連中は、國元に歸つて斬奸を實行しようとまで言ひ募る有樣であつた。

四　齊彬の訓誨——隆盛等斬奸を思止まる

安政二年の七月、世子虎壽丸の一周忌が來た。その廿三日は命日である。隆盛は盆前から暑氣當りで痢病を患ひ、ひどく衰弱してゐたけれども、押して虎壽丸の墓參りをした。すると當時の模樣が思ひ出されて自づと涙が催され頓と頭が上らず、暫しは茫然として靈前に蹲つてゐた。それにつけても願はしきは御幼主の御出生である。一日も早く御幼主がお生れになるやうにと只管神かけて念願するのであつた。

當時樺山に與へた手紙に、

『いづれ當時の急務は御子樣御出生の儀に御座候間何卒俊齋など仰せ談ぜられ口新公大中公へ御至誠を以て御誕生遊ばされ候處御誠願成し下されたく神靈もなどか忠心を無にし申されまじくと相考へられ申候間偏に奉合掌候。』とある。

隆盛の祈願空しからず、その後、齊彬は哲丸といふ一男兒を擧げたが、思ふ所あつて久光の息忠義を以て順養子となすべく決定した。或る日隆盛が、御前に伺候して、御嗣君のことに就いて、異論がましく申上げると、齊彬頗る御不機嫌で、『吉之助其方まで左樣なことを考へ居るか。嘉永の歳の夢が今に覺めぬ老臣もある。余の繼嗣の決定らぬために復してもその昔の夢を繰返すやうなことがあつてはならぬ。』と窘められ隆盛のなほも思案に沈める樣子を見て『何を思案しをる。心得違ひ致しては相成らぬぞ。今は自家の內訌に心を勞する機ではない。外夷人の來り迫らんとするあり、內、幕府と諸侯との間の反目。而も帝室の權威は立たずして、政權の出づる所一ならぬ。其方これらのこと疾く承知いたしをるべき筈。憂ふべく恐るべきは我が邦の前途ぢや。其方なほ合點參らぬか。』

隆盛はこの一言で薩摩といふ一藩にこれまで拘へられて居た心をすつかり洗ひ清められた。日本六十餘州の興廢に關する眼前の大問題に對して、一藩の繼嗣問題、それが何であらう。然り御國のために、御國のために働かねばならぬと悟つた。

青邨は、曾て陸前の人傑高野長英の外國語に通ぜるを聞き、私にこれに命じて外國の兵書などを翻譯せしめられたことがある。隆盛はこの事を知つて大に心配した。といふのは、當時外國人の書いた書物などを手にするものは、謀反人の如く一般に思はれて居たからである。隆盛は、或る時侯を諫める積りで、『恐れながら、君侯には、蘭癖があると人の申し居りまする。世が世に御座いますれば、幕府の誤解どもなきやうに致されたう存じまする。』と言つた。すると、青邨侯は、いと不興げに、『何を言ふ。今の時代にあつて外國の事情を知らずして國家の方針が定めらるゝと思ふか。開國にせよ、攘夷にせよ、海外の事情を究めずして決することが出來ると思ふか。』とかへつて酷く窘められたといふ。

安政二年十月二日、江戸に大地震があり、水戸の兩田と稱した藤田東湖戸田忠藏の二大人物が同時に壓死してしまつた。高輪の薩邸もこの地震のために大破を生じ、そのまゝには住まはれぬので、青邨はじめ奥向の女中達までみな澁谷の屋敷に引移つたほどであつた。

隆盛は出府以來大に敬慕してゐた藤田戸田兩先輩を失つたことを非常に殘念に思つた。當時樺山三圓に贈つた手紙に『去る二日の大地震には誠に天下の大變にて水戸の兩田もふい打に逢はれ、何とも申譯なき次第に御座候。頓と此限にて何も申には無御座候。御遙察下さるべく候。』とある。

五　隆盛漸く齊彬の機密に參す

安政三年七月九日、隆盛は齊彬の御側近く召出され、水戶老公齊昭への書狀を托され、且つ書面のみにて盡さざる意中を水戶の家老安島帶刀まで細々申遣はすやうとの仰言を受けた。

大山正圓宛の手紙に、

『……陳ば先月九日、密かに召出され、水老公へ御書を以て仰せ進ぜられ候趣有之、然れども書面にては申上難く御座候付安島まで細事申上ぐべくとの御事にて老公へ御諫言の趣共にて甚だ身に餘り恐入候儀に御座候。水府誠に六ケ敷成立ち苦心此事に御座候。武田へも申入候處落涙に及び感服奉り、君公ある限りは水府も暗にはなるまじと忠心より切より相發し、勿論君公偏に御盡遊され候に付實に有難き仕合に御座候。如何にして我しき水府の人傑腑腸給はるべきや、實に君德の然らしむる處恐入候儀に御座候。』とある。隆盛が此の使を命ぜられて恐懼措く處を知らなかつた有樣が眼に見えるやうである。

米艦渡來の嘉永六年七月以來、水戸の老侯齊昭は隔日に登城して政治に參與し、專ら海防事務に與つてゐた。ところが齊昭の言ふところ多く行はれず、不滿の中に安政二年四月海防事務に參することを辭した。閣老阿部正弘は、齊昭の意を損ずることの不利なるを思ひ、七月更めて軍制改正顧問となし、安政二年八月、大將軍に稟申して隔日登城の命を傳へた。かくて、齊昭は再び登營して軍艦製造の事を專管することゝなつた。が、さて幕府の勘定方では、費用に苦しみ稟申して製艦の中止を請ふに至つた。けれども、阿部閣老はこれに反對して、製艦をつづけた。艦は出來て旭日丸と名づけたが、いざ運轉といふ段になつて一向に動かない。「動かざる御世は動きて動くべき船は動かぬ、みともなきかな。」なんど京童をして嘲らしめた。

武備は必要、費用は不足、ために寺院の梵鐘を大砲に鑄改へよといふ太政官符を申下されたが、これがまた頗る評判惡しく、一部の人々から甚しく憎惡せられた。藩內は藩內で、黨爭の絕間なく、その上頼みとすべき藤田戶田を失ひ、心快々として樂しまず、定めの隔日の登城も自然怠り勝ちになつて行つた。

隆盛が齊彬の旨を受けて水戸へ使ひしたのは、一つには水戸齊昭の不平を慰め、一つには、水戸の重臣に機密を授けて齊昭の活路を開かしめやうとするのであつた。

此の頃すでに隆盛は、齊彬の機密に參し、外藩との重要なる交渉にすら與り得るまでに信任せられてゐたのである。

六　農政に關する隆盛の建言

政事上の事ばかりでなく、産業上の事についても、當時隆盛は常に齊彬の相談相手であつた。隆盛は少年時代から郡方書役として地方の民情に通じて居り、農政問題については夙に一家の見識を有つてゐた。

齊彬は、民苦を救ふを以て政事の要諦と考へてゐた人である。かねて米價調節の目的を以て常平倉設置の案を立てたこともあつて、此の方面の研究には特に興味が深かつた。で時折隆盛を召して之に關する意見を徵した。

その頃のことである。郡奉行相良角兵衛から諸郷救助についての意見書を藩廳に差出した。で、それに就ての隆盛の意見を徵した。隆盛は早速相良の意見書に對する所感を書きつけ、これを直接齊彬のお手元まで差出した。その意見書が今も島津家に殘つてをる。

相良の意見書によれば、方今御藩内で百姓が段々減り、そして農産額が段々少なくなる。調

べて見ると、検見法が不公平になつてをる。上田が安かつたり、下田が高かつたり。これは長らく検地（土地の格付け）をしないために、土地の品位とその格付けに變化を生じた爲である。今一つは、ある郷には郷有の土地が多く、ある郷には郷有の土地が少ない、これも不公平の一つであるが、つまり、永年検地をしなかつたため、左様な不公平を生じたのである。それ故に、折角農民救濟の御仁實を御施きなされる御思召ならば、此際、検地を斷行して土地分配の公平を期せられたいといふのである。

隆宣はこの意見に對して、批判的な態度で、いろ／＼適切な建言をしてをる。

「薩藩では、享保年間に検地を行はれたが、その際には、一時の權謀を以て、村々の検地の結果、若し高が増したらばすべてその村々の所有高にする、といふことであつた爲め、なるべく高の多くなるやうに測量して累害に及んだところ、検地が終ると、それをすべて藩の支配にしてしまつて村々の有にはならなかつた。ために民心を失うたこと夥しく、のみならず、人民に僞を教へるといつた風の結果になつて、租税の制度が急に亂れた。この弊が次第に増長して農民は様々の形で奸吏に膏血を絞り取られるやうになつてしまつた。

此度、前良の建言に從ひ検地を斷行して民苦をお省き下さる御仁惠の御思召は至極結構であるが、今のやうな役人では、左様な機會においていろ／＼不公平なことをする、そして私腹を

肥やすやうなことをする。これが頗る危険である。であるから、積年の流弊改正の上、滿朝の人心相改まり、清廉の風相立つた上で、實施せられるのでなければ、格別なる御深慮を以て御計畫あらせられても、結果は無意義になつてしまひ、折角の御仁恵も萬古に渉つて光を放つといふわけには參りますまいと存じまする。』

これは建言の第一項の而も一部分だけであるが、この外數項に亙り、具體的な例をあげて、農民衰弱の事情と、その由來を明かにし、如何にして之を救濟すればよきかと明に述べてをる。

齊彬は、これ等の意見書を讀むにつけ、ます／＼隆盛を深く信頼されるやうになつた。

ある時、齊彬越前侯松平慶永(春嶽)に向ひ、『自分には隨分多く家來はあるが、いざといふ時眞に役に立つ人物は至つて少ない、たゞ西郷一人は、我が薩摩に取つて貴重な寶である。しかし、西郷は獨立の氣象に富んでをる故、普通の人間を取扱ふやうな譯には參り兼ねる。』と話した。以て、寵遇の程も察せられる。隆盛が後、屢々人に語つて、『いつも、齊彬公の前に出でゝ議論妙處に入ると、情熱して覺えず相近づき相接して膝を交へんばかり、自分も公の君主にあられるを忘れ、公もまた自分の臣下たるを忘れらるゝ風であつた。』との言に徵しても、また齊彬の左右に近侍せる人々が、『公が西郷を召されて御內話の折には、煙管で灰吹を敲かるゝ音が何となく常とは異(ちが)つてゐた。』と言つたのに見てもこの間の消息が察せらる。

七　篤姫の入輿

徳川十三代の將軍家定は蒲柳の質で、病身であつた上に最初の夫人――これは鷹司關白の女――にも、二度目の夫人――これは一條關白の女――にも先立たれ、いくらか世を果敢なむといふ氣味もまじつて始終鬱々として淋しき月日を送つて居た。内外多端の時に當つて、將軍がこの有様であつては、天下のこと甚だ以て心細いと、近侍する閣臣達は常に心を痛めて居た。當時、幕政の中樞を握つてゐるのは阿部正弘であつたが、この人は前から齊彬とは懇意であり、且つは薩摩を力に頼つて、傾く幕府の勢力を挽回しようとの考もあつて、ある時、齊彬に對し密かに將軍日常の事情を打明け、何とか然るべき將軍夫人を周旋して貰ひたいと頼んだ。齊彬もまた、幕府との關係を深うすることの必要を感じて居た折柄であつたので、では何とか考へて見ようと請合つた。その結果として、見出されたのがお篤子の方――後の天璋院夫人――この方は島津家一門中の島津安藝といふ人の女、氣性の確固な人であつた。既に一門の中へ婚嫁の内約があつたのを取消し、近衞家の養女として更めて將軍家と緣組をするといふことになつた。

此の結婚は、いふまでもなく一種の政略結婚であつた。この政略結婚の犧牲になつた篤姬は誠に氣の毒なことであつた。婚談の持上つたのは嘉永六年九月であつたが、閣老中に反對者もあり、近衞家の養女とするやうな形式上の事もあつたりして、いよ〳〵入輿したのは安政三年の十二月であつた。入輿に先つて、齊彬流石に篤姬の上を思ひ、『當將軍家は病弱の人なれば、卿御臺所となつても甚だ心配なるべく、極めて憫然なれども、邦家のためにとて望まれるが故に、之に應じたるわけ、能く心得て心力を盡されよ。』と且つ慰め且つ誡めたといふ。

篤姬入輿についても隆盛は、調度その他の事に與つたといふ說も傳つてをるが、これといふ確實な據り處は何もないやうである。

篤姬入輿については、水戶の齊昭は非常に反對だつた。慶永に書を寄せて、『東照公の敵たる薩の臣下の女を夫人となし、大將軍の實母その他をして之に低頭せしむるは國家の大變である。かくなりては、萬一將軍職を他家に命ぜらるゝも異議を挾むこと能はざるべし、實に憂慮に堪へず。』と言つた。水戶齊昭と齊彬の間は、もとは非常に親しかつたが、此のことのあつてからは、互に聊か氣まづくなつていつた。

八　將軍建儲問題（一）

十三代將軍家定は、全くの暗愚でないにしても、病弱なる上に世事に疎く到底自ら國政を見得る器ではなかつた。

米艦渡來の警鐘以來、天下の諸侯はあげて幕政改革の必要を痛感してゐた。中にも島津齊彬は越前藩主松平慶永閣老阿部正弘等と共に、最も深くこの事を考へて居た。國家危急の此の際、非常の改革を行ひ、國家の面目を一變しなくてはならぬ。然るに將軍自らその大任に膺ることが出來ぬ。とすれば、此際一日も早く英明の儲君を建て、宗室親藩はじめ有爲の諸侯力を協せて之を補佐し、以て幕政を改革して朝廷尊崇の道を立て、官民一致公武一和して内を整調し、國内一統の力を以て對外問題を解決しなくてはならぬ。

かやうなわけで、當時幕府の重大問題の一つは將軍建儲の問題だつたのである。で此の場合將軍建儲の問題は、單に將軍の世嗣ぎを早く定めておいて眞逆の場合に備ふるといふ普通の意味合ひだけのものではなく、實は重大な政治的意味を含んだものであつたのである。幕政の根本的革新を意味する問題だつたのである。

當然の歸結として、然らば何人をもつて儲君となすべきか、これが問題になつて來る。
安政三年九月、上州安中藩主板倉勝明、書を閣老阿部正弘に寄せて、一橋刑部慶喜を以て儲君とすべく勸說した。松平慶永、土佐の山內容堂、薩摩の島津齊彬等みなこれに贊成である。
一橋慶喜は水戶齊昭の第七子、出でて一橋家を繼いだ。既に相應の年齡でもあり、賢明の聞え高く、且つ人望も豐かである。此の人を以て世子に立て、水戶老公齊昭を以て之を輔けしめ、以て幕政改革の目的を達しようとする考は、實は齊彬、慶永、正弘等三年前――嘉永六年七月家慶發喪の日――からの極秘の意見だつたのである。
一橋慶喜を世子にすることについては、水戶齊昭は心中頗る滿足であつた。けれども表面に立つて運動するわけには行かなかつた。一橋家を嗣いでゐるとは言へ、我が子に違ひない慶喜の建儲運動を自ら先に立つてするわけには行かなかつた。で、此の問題の表面に立つたのは越前の松平慶永である。これを助けるのが薩摩の島津齊彬である。幕政改革の目的を達するにもまた篤姬入輿に對する水戶齊昭の心を和げるにも、一橋慶喜を儲君とすることは最も策の得たるものであつたのである。
隆盛は、齊彬の旨を受けてこの間の消息に通じ、この成立を祈る一人であつたこと勿論である。

九　君公のお供をして歸國す

明けて安政四年の四月齊彬侯は參覲滿期で歸國することゝなつた。隆盛もそのお供をして歸國することになつた。

齊彬は、途中京都に立寄り、近衞卿父子に會つた上で特に參内をも許された。この時、齊彬は皇城の頽廢甚しきを見て大に恐縮した。江戸城の榮華に比べて、何といふ有樣であらう。言ひ知らぬ暗涙に咽んだ。殊には龍顏に咫尺して、『他日事起らば、爾、宜しく皇城を守護せよ。』との勅諚をさへ受けて一層感激した。

齊彬は更に所司代脇坂侯に逢ひ水戸の問題について色々と談じ合つた。隆盛はまた大久保要、津田山三郎などを訪問した。特に津田の宅には一晩泊つて天下國家を論じた。かくて薩摩に還りついたのが六月の中旬、歸國の後間もなく阿部閣老の死が傳つた。齊彬の力落しは非常であつた。隆盛も悲嘆に沈んだ。七月廿九日付水戸の原田に贈つた書にいふ。

『福山公御死去の由何とも力なき次第、天下國家のため悲涙此事に御座候。』

十　再び出府を命ぜらる

その年十月一日隆盛は徒目付鳥頭(かちめつけとりがしら)庭方兼役といふことで再び江戸詰を命ぜられ、十一月一日鹿兒島を出發東上の途に上つた。當春歸國の途次、熊本に立寄つて訪問した長岡監物の人物識見の勝れてゐることを感じた隆盛は、此度の出京に際して今一度監物に會つて行きたいと考へ、大久保一藏をも促して熊本まで同行し、二人一緒に長岡監物を訪ねたのであつた。長岡監物は肥後第一の人傑、快よく面會して大に談論を戰はし更に尾張の田宮如雲宛の紹介狀を書いてもらつた。その一節にいふ。

『扨此度薩州の藩中に西郷某と申士江戸ゑ罷出申候。役は小官の由に候へ共君前にも罷出候由にて當春下國の節も拙宅を尋申候。此度も得二寛話一申候。有志の人にて御座候。天下の事に付て君侯の意を受け出府いたし候哉に御座候。然處何卒賢兄ゑ拜謁御示教を蒙り度至願の由にて、其儀は野拙よりもすゝめ置申候。不苦候はゞ暫時にても御面話被レ下候様奉レ希候。決て無用の空論等仕候人にては無レ之、又淺露にして氣遣ある士にても無二御座一至極忠實なる人物にて於二江府一は水藩を始所々に有志の人にも交り候て、天下の形勢等能見渡し

居中候樣に相見え候間、彼是少しは御答可有之かと被存候。」
隆盛は當時既に天下の著人物として有志の間に重きをなしてゐたのである。

大久保はそのまゝ薩摩にかへり、隆盛は久留米に寄る筈のを折柄出水のために道が手間どり、それをやめて筑前へ向つた。福岡にては、工藤左門、北條右門など薩摩亡命の諸先輩と面會して國事を語り合つたが、工藤は別れ兼ねて小倉まで同行、道々樣々の苦勞話をして別れた。江戸以來の友人津田山三郎にも福岡で逢つたが、寒中の旅行さぞや寒からうとて懇切に胴着までこしらへて送つてくれた。

すぐに出船の積りの處、都合あつて下關に滯船中、工藤の懇意な白石正一郎の處に立寄り一晝夜もいろ〳〵と話しあつた。

話の末に白石が薩摩國産の藍玉を長州に輸入したらばと言ひ出し、隆盛もなるほどそれは面白からうとて、その旨市來正之丞宛に、どうであらうかと即座に紹介狀を出したりした。

かくて江戸に着いたのが十二月六日、今度の出府は、かねて懸案になつてをる建儲問題について奔走すべく使命を帶びてのそれである。齊彬は在國中その運動に直接關係することが出來ないので、隆盛にその旨を含め、此の問題についての熱心な盡力者越前侯を助けて、事をすら〳〵と運ばせやうといふのである。時の將軍夫人は薩摩の出である。大奥との間に秘密

の連絡をとるには隆盛がをれば最も都合がよいと思はれたからである。

十一 將軍建儲問題(二) ― 左内隆盛を訪ふ

隆盛は江戸に着いた翌々日即ち十二月八日靈岸島の越前屋敷に橋本左内を訪ね、齊彬よりの書を呈し、『世子問題は萬端春嶽公(松平慶永)御見込通り御指圖を蒙り力の及ぶ限り盡力するやうに』との仰せである旨を申添へた。慶永も非常に喜び、翌日橋本左内を通じて御肴料を給つた。そして、天璋院への運動はかう、堀田閣老への運動はかうと一々その手順を指圖した。隆盛は、命にかへても誓つてお力添申上げると答へて引下つた。

その日左内は病後で氣分のすぐれぬ風に見えたが、十三日左内の方からわざ〳〵隆盛を訪ねて來、世子問題の對策についていろ〳〵と談合した。

橋本左内と初めて逢つたのは二年前の十二月廿七日であつた。その初對面の場合における一つの挿話が傳つてをる。

隆盛が遊戯として好むものが二つあつた。一つは獵で、一つは角力であつた。體量二十八

貫の軀幹は、それ自らが宛然角力であつた。そのこれを好んだのは寧ろ相應はしい。

安政二年十二月廿七日今日隆盛は有志との往來の暇を盜んで藩邸に居る若い連中を集めて盛に相撲を角力はして居た。處へ、越前侯からの使であるとて色白の痩ぎすな若侍が、木綿の衣服に紬の紋付小倉袴といふ扮裝で訪ねて來た。隆盛は何と思つたか、『お待ち下され。』とも言はないで角力を見て居た。漸と角力も一段落ついて互に座について挨拶に及ぶと、この若侍こそ有名なる景岳橋本左内その人であつた。

左内は、醫家の出容貌は極めて優しかつたが、識見の高邁なる、抱負の着實にして而も遠大なる實に當代の傑物であつた。隆盛後に、『我同輩においては橋本景岳に服す。』と嘆稱したほどの人である。

その橋本左内が、春嶽侯の使者として來て居るのに、角力をしてゐて極めて冷淡に構へて居たことを隆盛は聊か心中に濟まぬ氣のせぬでもなかつた。けれども、左内は、そんな事は少しも氣に留めた樣子もなく、滔々として天下國家を論じた。左内は既に隆盛の爲人を慶永から委しく聞き知つて居たからである。その京幕の諸事情を詳細に知つてをること、幕府の諸老公卿及び有志の内情に明るいには、隆盛もたゞ感服の外なかつた。爾來隆盛と左内とは極めて親しい間柄となつたのである。

左内が訪問した要件は、一橋世子問題の運動についてゞある。齊彬夫人(當時江戸の藩邸にあつた)を通して直接天璋院夫人へ都合よく運動してもらはう、といふのである。隆盛は、一橋刑部の人物閲歴については自分は前から一通り聞いてはをるが、齊彬夫人へ示すには何かそれが書付になつてをる方が都合がよいといふ。それならば早速書付にして後程お屆けしようといふことになつて分れた。

翌十四日、隆盛の要求に從ひ、左内から「一橋公御行狀記」を贈つて來た。これには簡單な添手紙がついてゐたが、その添手紙は不審にも隆盛が城山戰歿の時の行李の底から現はれたといふ。——年若うして安政暴獄の犧牲となつた同志の忘れ形身と大切に保存してゐた譯でもあつたらう。

翌十五日になつて、左内からまた至急一寸來てもらひたい、お願ひがあるといふので使が來た。隆盛が急いで行つて見ると一昨日話した方策について一寸新事實が現はれたから、交渉の模樣を少しく變更しなくてはならぬ、それで急いで來て頂いたのである、といふ。そのわけは、十四日、春嶽は老中松平伊賀守忠固を訪ねて繼嗣問題についての周旋を頼み、且つその意見を求めたところ、精々心配する、一橋說には自分も同意するが、形式上一橋だけを候補者とするわけには行かぬ。やはり、田安、一橋、紀州の三家から候補者を立てゝ伺ひ出でねばなるまい、と

の意見である。ついては、その意味をも含んで話を進めてほしいといふのである。左内は懐中から、齊彬夫人を通じて天璋院夫人へ示すべき趣意書やうの書付を差出し、これをお渡してくれるやうにといふ。その意味はかうである。

「近来幕府御多事に相成つたる故、御扶助のため賢明なる儲君があらせられなくては天下の人心が背離する。それにつき、閣老はじめ諸國の大列侯達も多勢みな心配してをる。既に表では一橋刑部に御決評になつてをる。さりながら一橋のみを中立てゝは偏私の嫌ひもある故、遠からず、御三家から候補をあげて御伺ひする筈である。その際將軍樣にて一橋がよいと御決着下さるやう御取なし願ひたい。さすれば尾、越、筑、備肥、薩、宇和、土、阿、因の大列侯十有餘はあげて一橋を推戴することになつてをる。此の方は御仁德御賢行とも具へてをられ薩摩守もお頼母敷思つてをられる。水野土佐守忠央などに欺かれて薩公の大汚名に相成らざるやう偏に御盡力をお願ひする。」といふのである。

隆盛は皆々了し、齊彬夫人お付の老女幾島を通じて齊彬夫人に申入れた。

隆盛は更に、齊彬の意見に從ひ、薩摩出身の戸田靜海といふ幕醫に逢つて密使の旨を含め、戸田靜海から時の閣老堀田備前を説かすことにした。一方、天璋院夫人を通じて内部から將軍家定を動かし、一方幕醫靜海を通じて正面から堀田閣老に盡力させやうといふのである。有

力なる諸侯間の纏めは、越前侯慶永がやる。京都の方は近衞卿が引受けて居る。京都の有志は、月照や、梁川頼などが勸說する。方策としては實に拔目のない方策であつた。この方策で進めば、一時は成功疑ひなしとまで思はれた。左内が同志に與へた書中に、『其の中、兼て御臺樣(天璋院夫人)には獨木君(一橋を指す)深く御信服遊ばされ、何分上樣(將軍家定)へも御勸め成さるゝ旨薩公へ御沙汰あらせられ候よし、依て誠に幸の事に存ぜられ、厚くその向御賴みに相成申候。此の上は閣老にての御盡力專一として堀田侯を戶田靜海を以て勸說相成候ところ、隨分受け方よし、態々御家來御差出に相成誠に御厚意、去りながら、當今は外夷應接に付、この事一寸振込み難く候。この義相濟候へば忽ち盡力申上ぐべく候と靜海へ申聞られ候よし云々。』とある。

一橋建儲の運動は、かくて順潮に進むかに見えた。が、それが愈よ表向の問題にならうとする折柄幕府は外夷應接のために非常な混雜に陷つた。

十二 對外條約問題

安政四年十二月十一日場所は九段下の蕃書調所幕府側の委員は下田奉行の井上信濃(淸直)

岩瀬肥後(忠寛)の二人、相手は米國總領事タウセント・ハルリスと通譯ハー・ヒウスゲン、今日から此處で、米國總領事ハルリスの條約案十六ケ條を逐一協議しようとするのである。

――幕府は嚢に米國に對し、下田、函館の二港を開いて和親交通の事を許したので、安政三年七月、ハルリス領事として下田に來り、是非將軍に謁を給ひ、且つ閣老に會つて色々懇談したいと申込んだ。幾度か交渉を重ねた末、安政四年十月廿一日、謁見を許した。ハルリスは越えて廿六日閣老堀田正睦を訪問し、世界の大勢に就て演說すること半日間、正睦も大に感心し、「通商條約を締結しよう。」と確答した。ハルリス大に喜び、豫め條約案十六ケ條を起草して正睦に示した。正睦外國通の井上岩瀬二人をあげて談判委員となし、こゝに條約議定の會議を開く段取となつたのである――。

協議はなか／＼面倒であつた。互に議論を上下して讓らなかつた。會議九回、廿五日に至つて漸く十七條を議定した。

要點は――三港を增して函館、神奈川、長崎、新潟、兵庫の五港とし、これを開港貿易の市場とする。開港の時期は、神奈川、長崎十五ケ月後、新潟廿ケ月後。江戶は四十ケ月後、大阪は五十六ケ月後。江戶、大阪で貿易することを許す。この二ケ所は貿易の間だけ在留を許す。とかういふのである。

草案は決定した。まだ署名調印はしなかつた。正睦は思つた。「外國と盟約を結び貿易を開くは時勢の要求已むを得ぬ。たゞ衆心一和して之に當らなくてはならぬ。」と。

そこで、十二月廿五日、三家、三卿、諸侯及び幕府の諸有司、大小目付、三奉行、外國奉行、長崎、浦賀、函館の各奉行、京都所司代、大阪城代、駿府町奉行等に對して米國使節の筆記したもの並に條約草案を示してその所感を求めた。

反對の聲、先づ水戸から起つた。『開國通商の事は一大事である。朝廷の允許を請ひ奉らずして決すべきではない。』と。親藩すら反對する。他の諸侯に至つては口を極めて外人の脅迫を憤り、幕府の因循を慨して非難の聲囂々、幕府は四面楚歌の中に立つた。

かうなつては、寧ろ我から進んで勅許を得、諸侯の反對を鎭める外ないと考へた正睦は、早速儒官林大學頭及び目付津田半三郎正路を、「叡慮御伺ひ」といふ名義で京都に上らせることとした。二人は急ぎ江戸を發して十二月廿四日京都に達し、所司代本多美濃守忠民の手を經て、米國使節との對話筆記及び條約草案を傳奏に差出した。處が、朝廷では、彼等如き輕輩の者が叡慮伺ひなどゝは不敬であるなどいふ議論もあつて、殆ど取合はぬといふ不首尾。林大學頭は大に落膽して或る日、氣散じに男山八幡へ參詣して神前で神酒を頂いたが、その神酒が酸になつて居たとかで猶更氣を惡くして宿に歸つたといふ。例の京童は早速、「このたびは公

宗も取り合はずまぬけ山おみきの御酸は神の罰罰」と落首つた。斯ういふ譯で、林大學頭は逃げるやうにして江戸に歸つた。この上は閣老堀田備中守正睦が自身上洛して朝紳の間を纏める外はない。といふことになつた。

十三　將軍建儲問題（三）――大奧の反對表面に現る

條約問題のために幕閣が心を奪はれ諸侯また此の問題の成行きを注視するやうになつて、一橋世子論はやゝ扱ひ古された感を呈した。その間に反一橋世子論が擡頭して密々の間に運動を進めて來た。

一橋世子論が、漸々世間に噂せられるやうになつた時第一にこれに反對したのは幕府の大奧であつた。德川時代の大奧といふものは萬事につけて非常に勢力のあつたもので、一たび大奧の反抗をうけると閣老の地位さへ危ふかつた。一橋世子論に何故大奧が反對したかといふに、水戸の齊昭（烈公）は德川宗第一の親藩副將軍として諸侯の尊敬淺からぬ水戸歷代の明主第二の義公と言はれる程の人であつたが、性格極めて嚴格であつて、外の諸侯の恐入つて居る大奧のことでも、目に留まれば、耳に入れば用捨なくビシ／＼と極めつける。そこで大奧の

女中誰もが、齊昭を煙がること一通りでなかつた。半ば恐れ、半ば嫌ふのである。處へ一橋世子論が持上つた。一橋慶喜は豫々恐れ嫌ふ齊昭の第七の子である。この慶喜が世子となられては、齊昭が後見として始終大奥へも出入せられるは必定。これはこのまゝ默つては居られぬと、さてこそ、一橋世子の一條に反對の氣聲を放つことになつたのである。然し反對とばかりでは言ひ分が立たぬ。誰か適當な候補者を立てゝ爭はねばならぬ。それには、紀州家の慶福、年は未だ十三ではあるがこの外に適當な公達もない。遂に大奥での話は慶福をといふことに決した。紀州家の家老水野土佐守忠央へ内談におよぶと、水野は大喜びで早速の承諾、そこで、大目付の久貝、町奉行の石谷が肝煎となつて同志を募り始めた。安政四年五月の交であつた。ところへ阿部正弘の卒去となつて、この派の人々は大に力を得、四年の暮頃には諸侯の中にも大分紀州派に傾くものが出來て、こゝに、一橋派、紀州派は殆ど對立の形となつて來た。水野忠央はなか〱の敏腕家で、先づ幕府の大奥上﨟歌橋と結び、これよりして將軍家定の生母なる本壽院を說き、將軍家定の左右に侍する平岡道弘、藥師寺元眞等を取込み、諸侯の方面にては彥根侯井伊直弼これに聲援を與へ、竊に謀つて齊昭を喜ばぬ諸侯を悉皆說き付くるに至つてその勢力は非常に盛なものとなつた。かくて、幕府内部の形勢頓に一變し、一橋派は遂に紀州派に制せられて寧ろ受太刀の氣味となつた。而してかくまで紀州派が勢力を得るに至

つた所以は、一にこれに與する連中が巧妙なる虚構的謀略を用ひたからで決して一橋派の運動が策術を缺いたからではなかつた。虚構的謀略、それは何であるか、『水戸老侯に陰謀あつて、一橋慶喜を立てんとするのである』と言ひ觸らしたことこれである。井伊家公用秘錄中に、『水戸老侯陰謀これあり。當將軍樣を押込め、一橋樣を立て、御自身御權威御振ひなさるべく御陰謀これあり云々』とある。當時老女幾島から隆盛へ宛てたる密書にも、『色々の風評には、水戸老侯御謀叛の御志御座候との由にて云々。』『尤も一卿の御事、先年も左樣御評議もあらせられ候やうにも覺え候へども、兎角奧向一同歸服申さず誠に六ケしく御表方にもいろいろ心々にて、水卿を悪しざまに申上候人々御座候御樣子にて、それ故別して一卿を御嫌ひ遊ばされ候御事と伺はれ候云々。』とある。紀州派が水戸老侯御謀叛といふ一事を楯に、巧に幕府の表向及び大奥を說きつけたことが察せられる。

十四　將軍建儲問題（四）――齊彬の建議

年はあけて安政五年の春となつた。隆盛は江戸にあつて、將軍世子問題について奔走をつづけてゐた。越前の中根靱負、橋本左内等と會合して計策をさ／＼怠らず、齊彬夫人お付きの

斧島を煩はして幾度か大奥への書面取次の役をも勤めた。 齊彬は、隆盛の報告によつて、建儲に關する建議書を舊臘廿五日付を以て幕府に差出したが、これが自然と隆盛の耳に入つた。建議の趣意は、國事多端且つ重大の折柄、一日も早く世子をお建てなさるやう、これには、年長にして人望あり識見ある一橋刑部と御治定なさるやうに、といふにある。 實は、大奥ことに天璋院お付の人々の中には世子御出生を待つがよいといふ意見が相應に勢力があり、これが逆宣傳に利用せられて、齊彬は世子御出生を待たるゝ意味において一橋說には不同意であるなど言ひ振らすものがあり、隆盛もそんな風說のあるのを頗る心苦しく思つてをる折柄、齊彬のこの建議書が幕府に届いたのを非常に嬉しく思つたのである。

市來正之丞宛(安政五年正月廿九日)付の書中にこの事を言つてをる。

『……此度は實に難儀の事にて獨決の事計諸有志中よりは頻に打掛られ苦心候事御察可レ被レ下候。 有志中にても、君公は御子樣御出生を御待被レ遊抔との說も相起居候處、御建白にも被二仰立一明白に相分り誠に難レ有諸有志に對し、天下中に口をつぐみ不レ申、正大明白の御建白實にありがたく何々も諸方え聞(きこえ)候儀、虎の勢とやらにて目を張立、腕を張て高論仕候儀御笑察可レ被レ下候……』

十五　將軍建儲問題と條約問題の交錯

隆盛は世子問題について、幕府の内情一變せるものあるを見、堀田正睦の上洛を機とし、天璋院夫人よりの書を近衞公に齎らし、一橋を世子とすべく内勅を幕府に降し賜はるやうの手順につけようと、左内と共に上洛して諸公卿を說くことゝした。同時に紀州派においても、井伊の腹心なる長野主膳を京都に入れ、九條家に仕へをる島田左近を介して慶福世子命についての勅旨を求むべく運動しつゝあつたのである。

二月の初閣老堀田正睦は、勘定奉行川路聖謨、目付岩瀬忠震を從へて江戸を發し、開港の勅許について公卿の間を勧誘すべく上京した。非常な覺悟と自信とを以て入京した。三萬兩といふ大金を公卿の間に撒き散らして只管勅許を仰がうとしたが、京都の公卿も、最早昔日の如く黃金のみで動かせるほど弱くはなかつた。非常の用意と非常の奔走、それも何等功を奏しない。

隆盛は、三月上旬京都に着いた。處が堀田は開港勅許問題の行惱みで非常に困惑して居る折柄であつたので、左内と共に一策を案じ、堀田を一橋派に引入れて内勅を受けさせようと考

へた。堀田もまた此の際、條約の勅許を得る手段として、大に一橋派を助けるが有利であらうとの考を抱くに至つた。一方、近衛卿の盡力によつて、鷹司輔凞また一橋派に力を致すことゝなつた。

隆盛は、堀田の周旋、鷹司の盡力あるを知つて大に安心し、近衛公より天璋院夫人へ遣はさるる書面の返事を携へて三月廿日京都出發江戸にかへつた。

京都では、朝議一決して、三月廿二日、傳奏より本能寺（堀田の宿）へ使者を以て、『繼嗣の事は、英傑、人望、年長の三件を以て選ぶべし。』との內勅を傳へらるゝことゝなつた。然るに、紀州派の長野主膳等は、九條關白によつてこれを妨害し、勅書中の英傑、人望、年長の三件を削除して『おにぎやかに』の文字に改めて了つた。堀田は前議に違ふ旨を陳べて僅に年長の二字を加へしめ、即刻、岩瀨に命じて勅書を奉じて東歸せしめ、自身は尙ほ京都に留まつて條約勅許の運動を續けて居た。

十六　井伊直弼の大老就任

一方、紀州派の人々は、堀田閣老の入京後、江戸にあつて、更に猛烈なる運動を開始した。閣老

の上席なる堀田は以前よりして一橋派に内々賛成せる人、紀州派に取つてはこれが一つの迷惑であつた。然るに幸にも勅許の一條で以て入京して江戸に居らぬ。こは何よりの幸であると、こゝに大老選任の問題を持出して來た。即ち大老を紀州派支持者の中から選出して幕閣の勢力を先づ確實に占め、以て繼嗣問題に及ばうといふ計畫なのである。尤も、その以前からも、内外多端の折柄、將軍のお力一つでは十分の總括が困難である。有力なる後見が欲しいとの議論は諸侯の間にもあつて、曾て齊昭總裁論も出た程であつたので、殊に近來は將軍家定は殆ど病床の人である。この際、どうしても後見が必要である。段々評議を重ねた末、遂に彥根の城主井伊掃部頭直弼がよからうといふことになつた。

かくて四月の廿三日、井伊掃部頭は突如として大老の職について了つた。素よりこれは紀州派の策動の結果で、主席閣老の堀田さへ相談に與つてゐなかつた位であるから、有力なる諸侯などみな全く知らなかつたのである。

勅許一件は結局失敗に歸した。堀田正睦は京都から歸つた。しかしその時にはもう井伊が大老に任ずることに決して居た。井伊は兎も角も幕末の一傑物である。堀田も無下にこれに反對することは出來なかつた。殊には勅許一件に失敗して歸つて來たといふ弱味もあつて、強ひて反對もなし得なかつた。また反對したとて、既に將軍において御認可になつて居

るものを動かすなどいふことは堀田の勢力としては出來ることではなかつた。
堀田が歸つたのが四月廿日僅に三日の後には、井伊は大老に就任して内外の事を凄い威勢で切り廻し始めた。鵜殿民部大輔は駿河の町奉行に轉任、大番頭の土岐丹波守、勘定奉行の川路左衛門尉、それぞれ轉役仰付けられた。紀、尾、水の三家に對しては溜間詰の内命が下つた。すべて井伊一人の專斷に出たのであつた。五月三日附を以て在京中の長野主膳に遣はしたる書中に、『御養君一條も、先日閣老一同御前に罷出で、御筋合の處、この方ならば個樣個樣、彼方ならば個樣個樣と申すこと人氣合も個樣個樣と有體に言上いたし、この上は、上慮次第に御定め遊ばされ候樣申上候處、當月朔日、菜初め閣老一同召出され、御養君の一條、いよいよ紀伊殿と御決心遊ばされ候間、取調べ候樣御上意あらせられ、誠に以て有がたき次第云々。』とある。その活動のいかに敏捷にして、またいかに突進的であつたか。

十七　隆盛歸國して齊彬に謁す

井伊大老の就任によつて積年の計畫殆ど畫餅に歸し、内勅のことも曖昧にして、世子問題また紀州に内定した由を聞いた隆盛は、これでは何とも仕方がない、とにかく一應歸國の上齊彬

にその經過を報告し更に今後の方針を打合はさうと決心した。

出發に先立つて越前邸に赴き明日歸藩の途に就く旨を左内に告げた。松平慶永は齊彬に贈るべき書を隆盛に託し、勞を犒ひ物を賜はつた。

かくて、江戸を出立したのが五月十七日京都に出でゝ諸有志と謀り、大阪藩邸に立寄つて吉井幸輔に會ひ今後の動靜について調査するやう頼みおき、道を急いで六月七日を以て鹿兒島に歸り着いた。

直ちに磯の別邸に齊彬に伺候し、江戸の事情、京都の事情など具さに天下の形勢を報告し、一橋世子の議が遂に實現不可能なるべきを語つた。

齊彬は前年歸國後專ら藩政を改革し士氣を振作することに力め特に洋式の兵備を整へ、砲臺の增築をなし、兵器の充實を謀り、軍艦を建造し、必要あらば何時にても國家の大事に任ずるの準備をさ〳〵怠りなかつたが、越前侯からの書面を讀み、隆盛の報告を聞き終つて、

『篤姫からの來書によつても、一通り承知はいたして居たが、井伊大老の振舞は如何にも憤慨の至りである。水戸老侯を始め、一橋卿も嘸かし御無念であらう。何れにいたせ、このまゝ打捨てておく譯には相成らぬ。して、その方の見込は何とある。』

『斯く相成りましたる上は諸藩のみの力にては、最早如何とも手の附けやうがありませぬ。

井伊大老の權威を恐れて、天下有爲の諸侯すら、みな屛息致しをりますれば。』
　齊彬は、靜に考へて、
『幕政改革の道は、最早見込が無いといふか。』
『いかにも。尋常手段を以てしては到底困難かと存じまする。』
『然らば非常手段のあるといふか。』
『朝廷の御威光を以て、幕政の改革を根本的に行ふ外、策はございませぬ。』
　齊彬は默頭いて、
『諾、その非常手段に出づるの外はあるまい。その方これより直に出立いたし、筑前及び土佐へも立寄つて旨を傳へ、然るべく奔走いたせ。予も時機を見て上京いたす考、事によらば、禁闕守護の名の下に兵力を率ゐて上洛いたし、威力を以て臨む必要が有るかとも心得る。』
　斯くて、齊彬侯は直に、京都の近衞家、筑前の長溥、越前の春嶽、川路左衞門尉、その他への書狀を認め、旅金及び運動費、羽織の料とすべき反物をまで添へて下された。

十八　齊彬の命を奉じて京都に出づ

隆盛は齊彬の命を奉じて、六月十八日鹿兒島を出發して、筑前に至り、藩侯黒田長溥に謁して主命を傳へ、七月七日を以て大阪に着し、天下の情勢を探知すべく、吉井幸輔の居に寓し、一日、吉井と共に、土浦の城主大阪城代大久保采女正要を訪問し、遂一關東その後の事情を聞き、たゞただ驚き呆れるの外なかつた。

井伊大老は隆盛が薩摩へ發足して後、妄斷に次ぐに妄斷を以てした。

「清國戰勝の餘勢を以て、英佛の二國、軍艦四十餘隻を率ゐて來航することになつてゐる。一日も早く我と條約を締結するが上策である」との米國領事ハルリスの上言に驚き、海防掛岩瀨忠震、井上清直 ―― 此の時川路聖謨は一橋派加擔の意味で海防掛をやめられてゐた ―― を以てハルリスと談判せしめ、つひに六月十九日を以て、勅許を待つなく條約に調印せしめてしまつた。

翌々廿一日條約調印のことを宿次奉書を以て京都に奏上し、廿二日之を天下に公表した。同時に堀田正睦、松平忠固の登城を止めたが、正睦、忠固共に翌廿三日を以て自ら老中を辭した。井伊は、その後任として翌廿四日、掛川の城主太田備後守資始及び越前鯖江の城主間部下總守詮勝、松平和泉守乘全の三人を老中に任じた。

米使の迫るがまゝに勅許を仰がず條約の調印を敢てしたと聞いて、越前侯松平慶永は廿四日早朝直弼を櫻田門外の官邸に訪ひ、「何故に勅裁をも仰がず、諸侯にも詢らず、調印せられたか。且つ又、宿次奉書を以て奏上せらるゝこと如何にも輕卒である。」と詰責し更に、「特に國家多事の秋年長英明の君を選んで西城に迎ふるが天下國家の爲である。」といふ。直弼、これに對して論辯する數刻、登城の時刻が來たとて立ち上る。慶永、その袂を攫んで、「然らば我も共に登營して討論せん。」と言へば、「それは御勝手なり。」と袂を拂ふ。縫目ピリリと裂ける。

殿中には、既に尾張慶勝、水戸齊昭、齊篤の三卿、大廊下、上の部屋に控へて直弼の登營を待つて居る。

直弼以下閣老打連れて入り來る。

殿中、俄かに殺氣立つ。

『將軍をして違勅の罪に陷らしめ、德川氏の祖業を毀るの所業を敢てせらるゝ所存いかに』と齊昭まづ詰め寄る。

『京都への奏聞おくれたること恐入りたる儀と上にも御心配遊ばされて居る。されど、一旦爭端を開かば、百萬の生靈塗炭の苦に至らん、これ皆御國の御爲の計らひ、決して違勅とは思ひ申さぬ。』と直弼の答。

齊昭耳遠くして直弼の語が存分に聞きとれぬ。

『越前守、登城し居る筈、此の席に呼び申さう。』とて齊昭聲をはりあげ、

『越前、越前。』と呼はる。

『越前守を此の席に呼ぶことは御差控へありたい。』――越前は家柄なれど、大廊下上の間にて御三家との同席は出來ぬことになつてゐる。

『西丸へは御年長を立てらるべき旨京都より御沙汰あつたと承はる。御幼年の紀伊殿を立てらるゝは朝廷の思召に背く。必ず年長の一橋を立てられたい。此の儀いかゞ。』と慶勝。

『西城の御儀は上の思召より出づること、臣共の取計ひには及び申さぬ。』と直弼逃げる。

『然らば我等之より拜謁して直々言上したく思ふ。』

『上様には御所勞故、御目通りは相成りませぬ。』

激論は續いた。夜に入るまでも續いた。けれども直弼は巧みに逃げて要領を得させなかつた。たゞ『朝廷へは重臣を上京させてお詫び申上げる。』といふことだけ言明したに過ぎ

なかつた。

慶永は獨り大廊下下の部屋に居たが、激論の濟んで後、久世大和守廣固に會ひ、條約のこと、儲君のことを反覆論陳して退出した。

此の日、一橋刑部慶喜もまた登城したが、大老閣老とは論議せず、たゞ將軍家に謁したのみで退き下つた。

□世子の決定――間部の上京

井伊は勢に乘じて疾風迅雷的に暴威を奮うた。天下積年の大問題たる建儲問題を殆ど獨斷的に片付けてしまつた。親藩の諸侯が急遽登營して詰責したその翌廿五日、將軍家定病篤しとの理由の下に、紀州慶福を以て西城となし、公然これを天下に發表告知した。

翌廿六日には、新老中間部下總守詮勝に旨を含めて上京を命じ、内外の諸事情を明かにして違勅の罪を謝し、事後の勅許を請願せしめた。同時に小濱の城主酒井若狹守忠義を京都所司代となし、京都における勤王諸有志の動搖に備へた。

勅使の下向――將軍の薨去

一方、京都においては、幕府が既に勅裁を仰ぎおきながら、今や之を待たずして條約に擅に調印し、事後において勅許を請ふだに不都合なるに、僅かに宿次奉書を以てこれを奏聞に達したる如き、朝廷を無みするも甚しいとて、公卿諸有志の憤激その極に達し、聖上またいたく御震怒あらせられ、特に三條實萬を召させられ、朝旨伸びず、國體頽に趨するを涙して慨かせ給ひ、御讓位の御内意をさへ尚忠に洩し給はつた。諸公卿恐懼措くところを知らず、百方御猶豫を哀訴し奉り、朝議の結果、廿八日幕府に對し、大老または御三家の中、誰か一人上洛せよとの御沙汰を申し下された。

將軍危篤とあつて幕府混雜の眞最中、京都よりの折紙が到達した。直弼披き見れば、

「六月廿一日、老中奉書を以て言上の儀に付、三家並に大老の中早々上京之あるべく候樣遊ばされたく、此の旨大樹公へ仰せ遣はされ候事」とある。直弼大に驚き、

「これは一大事。三家の中一人上京せよとあれば、水戸、尾張より選ぶ外ない。此の一人上京すれば既に定つた世子、條約共に破棄せられるであらう。此の事恐らく、水戸の手入れに本づく

に相違ない。今は斷乎たる決心の外ない」と考へ閣老を集めてこの意を告げた。太田資始「罪證なくして親藩を幽せらるゝは穩かでない、暫く思ひ止まらるゝやうに」といふを打消し、「京都を探れば必ず罪證が分る。若しなくば我甘んじてその責に任ずる。」と斷言した。

かゝる間にも、將軍家定の病氣は日を逐うて重つて行つた。名醫といふ名醫の、手當といふ手當も、今は全くその甲斐なく、安政五年七月五日御齡三十四歲を以てこの世を去つた。

直弼舊例によつて喪を秘し、將軍の命と稱して親藩の幽閉を斷行した。

尾張中納言慶勝は隱居謹愼の事。

水戸前中納言齊昭は、小石川水戸邸へ蟄居謹愼の事。

越前中將慶永は隱居謹愼の事。

水戸中納言慶篤、一橋刑部慶喜は登城を停め、水戸の老臣中山信守は差控を命ぜられた。

隆盛は、その後の形勢の急轉を知つて一應は驚き一應は憤つたが、さて靜かに考へて見ると、それが反つて好都合かも知れぬと思つた。既に齊彬の決意を知つてゐる。暴は暴なることによつて弱さを增す。人心は益々幕府を離れるだらう。此の上は齊彬の上京を俟つて事を斷ずるに如かずと考へ、從卒を江戸に遣はして齊彬の書をそれぞれ送達せしめ、自ら吉井を伴

つて京都に入つたのが七月十四日同志梁川星巖を訪ねたところ、折柄賴三樹三郎、大樂源太郎(長藩士)等も來合せてゐ、「不日、井伊大老自ら京都に上り、主上を擁して關東に移し奉らうとしてゐるといふ。もしさやうな事にもなれば西國か又は吉野へ巡幸し給はねばなるまい。」など噂する。假令それが流言蜚語に過ぎないにしても、在京の有志の憤激は非常なものであつた。隆盛は、これ等の事情を具さに齊彬に報告し、一旦大阪に歸つたが、再び京都に出でゝ柳馬場の錦小路上る鍵直(かぎなほ)に暫らく居を定めた。有志との往來連絡を此の宿を中心として計らうといふのである。

井伊は御三家の處分ばかりでなく幕吏の中、一橋派に關係ある重だつた人々には、御役御免若しくは轉役を仰付けた。

そして井伊は、勅命に對し將軍の薨去によつて大老は多忙、御三家はかくかく故、當分の所上洛し難き旨を奏上に及んだ。聖上いよいよ震怒し給ひ、諸卿を召して、『大統二千有餘年、金甌無缺朕が身に至り、一朝これを誤る、何の顏(かんばせ)ありて祖宗に對せん、朕今位を遜りて以てその罪を謝すべし、卿等よく後圖を爲せ。』とまで宣(のたま)うた。

隆盛は思つた、今となつては姑息の改革では到底駄目である。行けるところまで行つた方が結局皇國の利益である。天下の形勢は既にその時機に達して居る。井伊の妄斷は幕府を

立つ能はざらしむ好機會である。隆盛は、使者を國元へと急がせた。言ふまでもなく齊彬の上京を促さんがためである。精兵を率ゐての上京を望むのである。京都を中心として天下勤王の士を糾合して大に爲す所あらんとするの考である。間もなく、國元からの急飛脚。隆盛への書面である。急ぎ讀み下した隆盛の驚きは何とも言葉を絶してゐた。

『七月五日、齊彬侯は自ら出でゝ天保山なる練兵場において練兵を指揮遊ばされ、終日炎天の下に御奔走遊ばされた　前日より打續いての御出馬とて甚く御疲勞あらせられ、御歸邸の後、俄に病革り、醫藥の手當甲斐もなく、終に十六日卒去遊ばされた。』との悲報である。隆盛が失神せんばかりに驚いたのも無理はない　大希望、大計畫を抱いた隆盛の胸は、ために寸裂せんとした。

『貴公は、方今の時勢を何と思ふ。海外諸國、競うて我に使臣を遣はし、日本皇帝の御名によつて國交を修めたいと言ひをる。然るにどうぢや、我が聖天子は何等國政の實に與かり給はぬ。僅に虚位を擁せらるゝに過ぎぬ。國の耻辱、これより甚しいものがあらうか。實に憤慨に堪へん次第である。この時に當つて、乾坤一擲の偉業を劃し、天子親政の實を復するものは誰ぞ。天下人物なきにあらずだ。けれども常人の識量では今日の事は所詮駄目である。聲望實力

兼ね備つた雄藩が率先して立たんければ駄目である。然るに今日、天下の諸侯多くは幕府の鼻息を窺つて戰々兢々、何等時勢に慨する所もない。拙者は、天下三百の諸侯中、たゞ一人貴公の主齊彬侯に疾くより望を嘱してをる。侯にして一たび大義のために王威恢復の事に膺らば、天下の諸侯、靡然として來り應するであらう。天子親政の實にして舉がるあらば、自餘の小問題は自ら定まる。この根本の大義にして明なるあらば、內自ら人心正しく外自ら國威振ふに至るべきである。今日の問題、たゞこの一事に存する。貴公等薩摩の青年は、宜しく侯を輔けて大に力を致さねばならぬ。」

藤田東湖が隆盛に向つて語つた言葉である。齊彬の訃音に接した隆盛は、東湖のこの言葉を思ひ出さずには居られなかつた。さはれかく隆盛を勵ました東湖は、既に安政二年十月の大地震に死んで了つた。乾坤一擲の偉業をなすべき主動者と頼みきつて居た藩主齊彬は今また病魔に囚はれて果敢なくなられた。千古の偉人西郷吉之助も、流石に涙を絞らずには居られなかつた。痛恨の餘り隆盛は、殉死しようと意を決し、將に歸薩しようとして居た折柄勤王僧月照に慰められ、漸く、「逝きし人は再び歸らぬ。いつまでも悲しんであるべきではない」と悟つた。

「自分は、今君公の恩寵によつて諸侯の知遇も得、同志も多く有つてゐる。天下の大事を眼前

に控へて愁に沈んでをるべきではない。この上は一身を放擲して先君公の遺志を繼ぎ君國のために、最後まで努力するのが、せめてもの御報恩である』と決心し、更に一段と勇猛心を奮ひ起した。

第四章　勤王志士時代

一　密勅水戸に降る

隆盛が、先君公の遺志を繼紹して、どこまでも國事に奔走しようと決心した折柄薩藩士日下部伊三次その他の有志は三條實萬卿に說いて井伊大老の辭職勸告の事を計つたが思はしく行かぬとあつて、三條近衞兩卿と窃に謀る所あり、勅命を水戸の老侯に下して幕政を改革せしめようと計畫しつゝあると聞いた。日下部といふは、水戸生れではあるが、實はその父が忌諱に觸れて水戸に逃れて居た間に生れたといふだけで元來は薩摩人なのである。そこで、隆盛が出府してから、水戸藩に交渉して薩摩に復歸した人である。生れつき勤王の志厚く、頗るの慷慨家で、水戸の有志とも交深くあつた所から、在京の鵜飼吉左衞門と相談して、水戸へ勅書を

下させようとしたのである。隆盛も、その趣旨は悪くないと思つた。けれども、日下部だけにその事を任しておいては、大事を誤るおそれがあると考へ、早速月照を訪ねて、「若し朝廷に勅書降下の御下心があらるゝならば不肖先んじて内勅を水戸に傳へておきたい。」と申出でた。月照は、近衞家の老女村岡とも相談の上、近衞卿に通ずると、三條卿とも相談の上、大封書（多分水戸への内勅であつたらう）を渡され、取あへず急ぎ出立して、水戸の様子を探つてもらひたいといふことになつた。

八月二日京都を出發した隆盛は、駕籠を乘りつぎ乘りつぎして、急ぎに急いで道中僅か四日半、五日目の七日にはもう江戸に着した。早速、小石川の水戸邸に安島帶刀を訪ね、水戸の近況を詳しく尋ねた上、實は密勅降下の聖慮があるが受けられるかどうかを尋ねた。安島がいふには、水戸の現狀では、幕府の壓迫が甚しくて假し密勅を受けた所で、思ひ切つた活動に取りかかることが出來ない。ことに近頃は、重臣の間で意見の一致を缺いで居て、何一つ纏まりがつかない。自分一個の考としては、密勅を奉じたいとは望むものゝ、現の形勢では折角の内勅を無意義に終らしむるやうなことがありはせぬかと心配するといふ。で隆盛は、携へて行つた大封書を渡すことを差控へ、そのまゝ水戸邸を引あげ、大封書はそのまゝ有村俊齋に託して上京の上月照へ渡させ近衞家まで返納させることにした。

然るに一方、朝廷では、水戶の事情をそれ程までとは思はず、八月七日を以て、密勅下賜の議が定まり、近衞、三條の兩卿は、鵜飼を招いて水藩の樣子を訊ねた。鵜飼は熱心な勤王家でもあり、且つは當今の時勢にも慨してをる一人、殊には一橋世子一條から閉居を仰付られてをられる老侯の寃をも雪ぎたいと思つて居た折柄であつたので、非常にその御沙汰の下るを嬉しく思つた。水藩のその後の經過は如何にもあれ、密勅下賜とあらば、藩臣悉く力を協せて事に當るでもあらうし、また、老侯においても喜んでお受けなされるであらう、願はくは、その使者を拙者に仰下されたいと言ふ。兩卿は、それならばと意を決し、八月八日附を以て議奏へ鵜飼を召されて內勅を渡された。鵜飼は今自分が江戶へ發つと、人口を惹く懼もあるといふので、子息幸吉をこの使に遣はすと決めた。幸吉は即日京都を發つて江戶に向つた。途中に九日を費して、十六日の夜を以て無事江戶に着し、先づ小石川春日町の旅亭長右衞門方に投じ、直ちに衣服を改めて水戶の老臣安島帶刀を訪ひ、勅諚を奉じて出府したる旨を告げた。

帶刀は、此の際密勅を拜すれば、更に幕府の壓迫の倍加するのみ、これを遵奉することの不可能なるを知れど、勅諚は畏み畏み受けねばならぬ。直ちに幸吉を伴うて中納言慶篤の殿に伺候した。深夜不意の參候、慶篤驚いて二人を引見し、勅諚と聞いて、直ちに沐浴して勅書を拜し、幸吉には時服を與へて遠來の勞を慰め、翌十七日、駒込の邸に使を遣はして勅諚の趣を齊昭に

報じ、齊昭の旨を受けて之を拜受するに決し、十八日その受書を認めて幸吉に渡す。幸吉即日、江戸を發して京都に向つた。

――勅諚の趣は次の通りである。

先般墨夷條約無餘儀次第にて於神奈川調印使節へ被渡候趣猶又間部下總守上京可被及言上趣に候得共先達勅諚諸大名衆議被聞食度被仰出候詮も無之誠に皇國重大之儀調印之後言上大樹公叡慮御伺之御趣意も不相立尤勅答御次第に相背輕率之取計大樹公賢明之處有司心得如何と御不審思召候右樣之次第にては蠻夷之儀は暫く差置方今御國之治亂如何と殊更深く被爲惱叡慮候何卒公武御實情を被盡御合体永久安全之樣偏に被思召候三家或は大老上京被仰出候處水戸尾張兩家は愼中之趣被聞食及候右は何等之罪狀に候哉難計候得共柳營羽翼之面々方今外夷追々入津不容易之時節既に人心歸向にも可相拘旁被爲惱宸襟候兼て三家以下諸大名衆議被聞食度被仰出候は全永世安全公武御合体にて被安叡慮候樣思召候備外虜計之儀にも無之内憂有之候ては殊更深く被爲惱宸襟候彼國家之大事に候間大老閣老其他三家三卿家門列藩外樣譜代共一同群議評定有之誠忠之心を以て相糺し國内治平公武御合體愈長久之樣德川家を扶助有之内を整外夷之侮を不受樣にと被思召候早々可

致商議勅諚之事

午八月八日

右之趣關東へ被仰進傳奏衆月番より水戸殿京地留守居鵜飼吉左衛門御呼出にて御渡即日同幸吉持參木曾路七日限にて同十五日朝江戸着

口　上

水戸家諸大名筆頭たるに依て別紙被仰出候に付其段相心得可申事

勅諚之趣被仰出候右は國家之大事は勿論　德川家御扶助之思召候間會議有之御安全之樣可有勘考之旨出格之　思召を以被仰出候間猶同列之方幷兩卿家門衆以上隱居に至迄列藩へも御趣意相心得候樣向々へ御達可有之旨被仰出候

八月八日

近衛左大臣　忠凞
鷹司右大臣　輔凞
一條內大臣　忠香
三條前內大臣　實萬
二條大納言　齊敬

近衛大納言　忠房

右勅諚の前文は幕府へ下されたるものと同様である。二番目の文は傳達の次第、第三番目のは口上、最後の「勅諚の趣」以下が水戸のみに下された所謂『密勅』のそれなのである。

二　京都鍵屋の謀議（一）

隆盛は、大封書を有村に託して京都に上ぼせ、自分は江戸に殘つて情勢を伺つてゐたが、八月十六日、鵜飼幸吉、日下部伊三次の手によつて、勅諚が水戸家に傳達せられたときいて聊か案外に思つた。齊昭父子幕譴を蒙つて蟄居して後、幕府の水戸に對する壓迫益々甚しく、支藩松平頼胤、松平頼誠、松平頼縄の家臣を以て駒込の邸を警衛させ、尾張の國老竹腰兵部、紀州の國老水野土佐の二人を以て、水戸の國老中山龍吉の幼年なるを名として藩政を監督する。水戸の君臣手も足も出せぬ。此の狀態では、たとへ密勅が下されても、水戸の力ではどうすることも出來ぬ。されぱと言つて一旦既に勅書が下され、且つ御請書まで出た以上、今後はこれをなるべく活かす工夫をなす外はない。で、この趣を京都に傳へ、早々諸藩に勅書の傳達さるゝやう更

めて講究する必要があると考へ、後の探索方は、有馬新七、堀仲左衛門等に頼みおき、自分は八月廿四日東京出發、九月始めに京都へかへつた。

隆盛が京都に出て鍵屋を宿所とし、伊地知有村等と共に京都の動靜に注意して、密勅問題の前後策を講じてゐる折柄、九月七日の夜、有馬新七が江戸から上つて來た。

有馬は、隆盛の出立後も、江戸にあつて四方の情勢を見てゐたが、水戸慶篤は幕府の彈壓を恐れて詔勅の處置をもてあまし、八月十九日閣老太田資始、間部詮勝を召んで、「御沙汰通り諸大名に回達すべきか如何」と相談に及んだ。「誠に之は容易ならざる儀掃部頭とも相談の上御返事する、それまでは御差控へあるやうに」と言つて引あげた。八月廿日、幕府は急速諸閣老を會めて此の問題を評議したが、その結果「京都の方は間部下總守上京の上處置すべく、水戸に對しては決して勅諚を回示させては相成らぬ」といふに一決、その旨を水戸慶篤に傳へ、若し幕意に反いて諸侯に回示するが如きことあらば、如何なる壓迫があるかも知れぬと威赫し、且つ、勅諚の御表こそ重けれど、幕府に到着したる兩傳奏の副書には「格別の儀を以て御隔意なく仰せ進ぜられ候」とあつて、これを諸侯に御示しなくとも違勅などの御咎めは決してあるまいとまで言ひなし、折角の勅諚も、今や何の結果をも齎らさざるに至つた。

水戸藩士の中には、飽くまで回示すべく論ずるものもあり、そは穩かならずと反對するもの

あり、衆議紛々として決定せぬ。事の由を傳へ聞いて在江戸の有志の面々、切齒扼腕、悲歌慷慨して井伊の暴斷の許し難きをいふ。有馬も大に憤り、京都に上つて幕府の此の暴狀を傳へ、有志の聯絡を密にして斬奸を實行しようと決心し、廿九日夜、日下部伊三次の宅に落合ひ、水戸の鮎澤伊太夫、幕府の家臣勝野豐作等とも徹宵協議し、翌三十日、中根仲之助と改名して江戸を發ち、道中幾多の困難を經て漸く京都に上りついたのである。

隆盛は、將七の報告を仔細に聞き了つて、水戸の頼むべからざる事情を一層明かに意識した。此の上は、有志列藩へそれ〴〵直接に勅書の寫しを傳達するが最も策の得たるものであると考へた。直ちに月照へ手紙して有馬の上京を報じ、至急都合して來てほしいと申入れた。月照とは、一橋世子問題運動以來の知り合ひである。常に近衛家に出入し、近衛家の老女村岡と共に隆盛等の運動を助けてくれる同志である。

八日の朝、月照は急いで訪ねて來た。月照は有馬の報告を聞き、且つ有馬の意見書を受けとり、ではその旨委しく近衛公に傳へ、勅諚の寫しを申下すことについて盡力して見ようと言つて引あげた。

一　京都の非常政變

朝廷では、此の月三日、突然九條尙忠の關白內覽をやめ、近衞忠凞が內覽に任ぜられた。重大な政變である。非常政變である。何故斯樣な政變が起つたか。當時堂上でその眞相をよく知つてゐた東久世通禧の回顧錄には次のやうに書いてをる。

『堀田は免ぜられ（六月廿三日）條約には調印（六月十九日）が濟み、勅命によつて召された三家へは謹愼を命じ、その上大老は事故に託して上京せぬ。重ね〳〵朝廷を踏付ける致方と一同憤慨してをる中、若狹の酒井修理太夫忠義が再び井伊の命を以て京都所司代となり、老中間部下總守もやがて上京すると云ふ噂さで京都は大に恐慌を引起した。今度間部の上京は條約調印御申譯の爲めではなく、其は全く表面一通りの名義で、京師を搜索して勤王有志を壓迫しようとするのだといふ噂さも聞える。八月廿四五日のころ、西北の間に彗星出現して、初めは光芒微々として短かかつたが夜の更くるに從つて長大となり、廿八九日ごろは數丈の長さに至り、九月の初めにやつと消えた。また其頃は俗に「コロリ」といふ傳染病が流行して大阪には死亡者數千人といふ噂さもあり、八月末より京都へも此の病氣が入つ

て日々十人十五人死なぬ人々とてはない。公家では今城女官で勾當内侍等此の病で死んだ。梁川星巖もこの病に罹つて遂に死亡。皆は天變地妖たゞ事にあらずと恐怖して居る。其處へ間部が登つて暴な事をやられてはと云ふ心配がある。其れに就ても關東と合口は九條關白殊に今度の所司代酒井と九條とは最も親しき間柄にて何事も打明けて話す間であるから今後いかなる事になるやも測り難し早く九條の關白を止させて近衛左府を關白となさば朝廷の御爲に然るべしと云ふ一派の運動者がある、是は矢張り民間の有志者の仕事らしい、其頭越前の橋本左内も上京して土州の藩醫桃井伊織と稱し、三條内府の家へ密に出入して居る、頼三樹、梅田源次郎、春日讃岐、などゝも交通して居て此の仲間には鷹司の小林民部、三條の丹羽、森寺なども這入て居たから此連中が酒井と間部が上京前に九條を除ふとした計畫らしい、此の運動が功を奏したものか三條も九條を止させねば何としても宸襟は安まらぬと思たので有ふ、ソコへ端なく大きな不始末な事が露現した、間部下總守より傳奏廣橋萬里小路へ當てよこした書面がある、下總守と太田備後守が水戸中納言に達た時の模樣を記し、且つ自分も近々上京すると云ふ意味の書面である、關白はこの書面を叡覽に供するとまた議論が沸騰するから秘密にして置けと兩傳奏に握り潰させた、いま一つは水戸中納言へ勅書が出たとき九條關白より傳奏に命じ密に添書を付けて、斯樣に仰出されても別

に御心配には及ばぬと云ふ意味を書て老中へ送つた、勅書の取消文を添て渡した樣なもので、この事がどうして露見したかと言ふに、太田備後守が小石川の水戸家へいつた時、中納言慶篤が勅書を出して見せた處、太田が此の勅書には御添書が御座るから少も心配には相なりませんと言た、水戸家へ下つた勅書には添書がないから、中納言も大に不審して急に京都へ書を發して鵜飼吉左衛門に尋ると、鵜飼も素より知らぬ事だから三條家へいつて森寺丹羽に尋ぬる、ソレハ奇怪千萬な事だ然らば其は關白の仕事であらう、兩傳奏も知らぬ事はあるまいと三條内府へ申立る、内府も驚て急に近衛左府の邸へゆき、相談して兩傳奏、廣橋萬里小路を呼び兩人より詰問したが一向存ぜずと許り陳じて事實を言はない、近衛は正直な人であるから立腹して、いよ〳〵申上げずば兩人とも東坊城同樣に致すが宜敷やと言れて眞青になり、遂に白狀した、關白の命にて添書を出したことと水戸へ勅書が出たことを關白へ密に申立てたこと、また間部の書面を握り潰したことまで皆白狀したから、左府と前内府直ぐ御前へ出て委細に言上した、主上逆鱗遊ばし關白を呼び御面責になつたといふ話。　八月晦日、二條家に秘密會議があつて、三條前内府、鷹司右府、中山、德大寺、野宮など集つて、關白、兩傳奏の處分に就て相談して居る處へ近衛左府も來て、昨日斯樣の御内勅があつたと一同に示したのは、今度關白の處置奸策に出たるにあらずとも輕慮の致し方不忠不埒の處置致し方

なり、たとへ親族の者と申とも天下國家のため彼是申間敷とも言ひ難く乍併國に忠を盡す心あらば此際關白辭職の事と遊ばしてある、一同御尤の御事と言て一人も異議はない、九月二日に左府以下三公御前へ召されて關白辭職の事急度取斗ふべしと云ふ仰渡されがあつて三公より其旨關白へ告たから九條も四日に關白及內覽を辭し近衞大臣忠熙に內覽の宣旨を賜り、其旨を幕府へも御通知になつた。』

所司代酒井忠義は此の報を得て驚愕した。翌五日、急使を發して上京の途にある間部詮勝にその由報告に及んだ。詮勝は信州長久保において、忠義の急報に接したが、その驚きはまた非常であつた。『やはり水戸の手入れにちがひない、水戸と通ずる勤王有志の策動に違ひない、どうあつてもその策源を突き止めなくてはならぬ。』から考へて詮勝は遂に左の二策を案じて諏訪から直接に急報し何れの策を擇ぶべきか、指令を仰いだ。

第一策――『關白病氣にてお辭めになるとは不審である。その理由を知らなくては御承け出來ぬ。』

第二策――『間部詮勝上京中であるが、先將軍から九條殿には云々、兩傳奏には云々との旨を受け、また當將軍並に後見職、田安殿からもそれ〳〵九條を通じての仰せ含めがある。他人に對しては申述べようもない。因つて當分の間、九條關白を從前通り留職せしめられたい。』

といふのである。井伊も既に京都から急報を得て驚愕し、間部詮勝の第二策とほゞ同樣の策を既に忠義宛訓令したところであつた。

此の非常政變は隆盛等の運動には好都合であつた。近衞卿が內覽になれば、意のまゝに隆盛等の誠意が行はれるからである。それと同時に九條卿が關白內覽を辭すれば、幕府の朝廷に對する策應の根城が奪はれる。幕府がうろたへて、九條卿の關白內覽罷免に抗議するに至つたのはそれがためである。

三　梅田源次郎まづ捕へらる

九日の朝、まだ夜もあけきらぬに、月照は隆盛を鍵屋に訪ねた。幕吏の活動俄に辛辣を極め、昨日梅田源次郎がやられ、且つ嚴重な家宅搜索を行うたといふ。一同ハタと胸を打たれた。『梅田は若狹の家臣故、何か他の嫌疑でやられたのかも知れぬ』慰め心でかういふものもある。月照は『いや』と打消して、『池內大學も、山本槇太郎も捕縛されたとの噂だ。』といふ。して見ると、それは、疑ふ餘地もなく京都彈壓、志士狩、勤王地獄の手初めだと知れた。

さて然らば、どうして梅田が眞先にやられたか。

京都町奉行所では、密勅降下以來、その徑路を明かにせんと、百方有志の擧動を偵つてゐた。木屋町の近藤茂左衛門方に寄寓して、頻りに公卿搢紳の門に出入する砂村六二といふものがある。密々その行動を探つて見ると、砂村とは全く世を忍ぶ假の名、實は江戸向島に住む歌人山本貞一郎で、水戸志士の間に知られ、その密囑によつて上洛中のものだと分つた。「こやつ怪しき人物なり」と目星を付け、段々その動靜を注視すると、實兄茂左衛門の紹介で京都の志士宇喜多一惠父子と交はり、その斡旋で尾、水、越の三卿赦免の事、慶永を將軍家後見とする事の二ケ條を近衛、三條、二條、正親町三條の諸家へ運動したといふ形跡がある。

「よし、この者を捕へよ、陰謀の手がかりが必ず得られる」捕吏を差向けて捕へさせようとすると、貞一郎、病氣か自殺か急に死んでしまつた。今は、兄の茂左衛門を召捕つて手掛りを得る外ないと、密にその擧動を見張つてゐる中、九月三日、一人の飛脚、二個の油紙包を携へて茂左衛門の宅から出て來た。捕へてその身體を檢べて見ると、茂左衛門から貞一郎の妻子に贈る隱語まじりの手紙が出て來た。で九月五日、この茂左衛門を捕へて家宅を捜索し、貞一郎の手紙數通を押收するに及んで志士と公卿との交通徑路がやゝ明かになつて來た。それと前後し

て、梅田源次郎から酒井忠義の家臣坪井孫兵衛に贈つた書翰が長野主膳の手に落ちた。これは、舊主忠義が京都赴任に方り、その罪を朝廷に得て不忠不義の名を獲られんことを悲しみ、舊臣の情誼默して止み難く、切にその去就を誤られざらんことを説いたもので、それ自體には何等陰謀めいた記事もなかつたが、何分、京都における公邊の事情から志士の行動などが餘りにも明々白々に報ぜられてあるのを見て、これこそ勤王志士の大首領、これを捕へて糺明すれば一切の事情が明かにならうといふので主膳は荐りに忠義に告げて、その逮捕を迫つた。しかし忠義は、梅田は公卿縉紳の間に信用あるもの、これを捕ふれば益々京都の反抗を激成する。公邊のお爲めでないとて、取あはぬ。で長野主膳は、已むなく伏見町奉行内藤豊後守正縄の手を以てつひに源次郎に縄を打つことになつたのである。

四　京都鍵屋の謀議（二）

隆盛及び同志の人達は言ふ――世態のかくなつた上は、速かに勤王有志の各々の本國の國主城主達に對し再び勅命を下し奸賊を斥けるやう協力さする外はない。ことに越前、土佐などでは、水戸に勅書の下れるを聞いてその御寫にても拜見したしと言つてをる。かゝる際ゆ

ゐ斷然國々に勅命を下さるれば、長州鳥取など直ちに馳せ參ずるは必定、その時同志相約して、直ちに東西一時に決擧の策を立つるやうにしたい。

月照のいふ。――再び勅命を下し給ふことは容易でない。水戸に勅書の下つた時、近衛公三條公など談合(はなしあ)はれ、各その所緣(ゆかり)によつて勅命の御寫しを十三藩に御下しになつた筈。越前土佐へは三條公より遣はされたと承つてゐたが、どうなつてをらうか――と不審がる。

有馬新七のいふ。――越、土へはまだお遣しになつて居らぬ、それは確かである。

それならば、近衛家にいつてよく調べて見よう、その上で何とか適當な方法がないとも限らぬ。――月照はかう言ひ遺して引取つた。

その頃、京都にはコレラが流行して毎日五十人百人と死んで行く。隆盛江戸にをる頃、櫻任藏のコレラ治療法といふのを試みて功のあつたことを思ひ出し、それに水間といふ醫師の別な療法をも加へて一般の人々に行はせようといふ策を立て、文句は伊地知が作り、有馬が筆で、コレラ妙藥の看板を作り、鍵屋の店先に掲げておいたところ、來るは來るは、その妙藥を敎へてほしいと、聞きに來たものが二日の中に凡そ千五百人ばかりにも及んだ。

十日の朝、月照が來ての話に、越前、土佐のこと昨日近衛公から三條公へ問合はされたところ、まだ勅書の御寫しは遣はしてないとのことで、篤と相談した結果、それ〴〵寫しを遣はすやう

にしたい。お使ひには有馬新七がよからうといふことに決したといふ。

月照は非常にせわしさうに、すぐまた近衛家へ戻つて行つたが、お午頃月照からの使ひが來て、隆盛に近衛家までぜひすぐに來てほしいとのこと。隆盛は早速推參した。

五　危険月照の上に迫る

近衛公は直接隆盛に逢ひその後の京幕の間の關係など話した上、さて、困つたことには成就院(月照)にも嫌疑がかゝつて探索頗る嚴重ゆゑ、何れへか難を避くる外ない。幸ひ、奈良に所縁のあれば、暫く奈良に匿まはせたく思ふが、一人では危険と思ふ然るべく送り屆け方を盡力してもらひたい。

また、勅書は三條公御直書の御寫しが出來た故有馬に護らせて急ぎ關東に下り、先づ土佐守に遣はし越前宇和島の兩侯には、土佐守より達せられるやうにするがよい。阿波、因幡兩侯からは既に御受書の出てをる趣をも詳しく土佐守にいふがよい。といふことであつた。

實は有馬は、伊地知と二人で、北野に家をもち、暫く京地の樣子を探らうと相談してゐたが、ここに重大なる任務を仰せつかり、辱けなさに感泣した。たとへ身は碎け骨は粉になるとも此

の使命は必ず首尾よく成就して、やがて擧議の大策を決定し、再び都に馳せ上らうと決心した。

六　京都鍵屋の謀議（三）

有馬は、夜半出發。隆盛と俊齋は夜の曉け方月照の來るのを待つて直ちに奈良に赴く。伊地知は後に殘つて都の事情を窺ふ。といふ事にそれ〴〵の擔當を定め別れの酒宴を催うして夜の更くるまで種々と協議した。

隆盛と俊齋は若し途中奸黨に遇はゞ直ちに切りぬけ伏見奉行内藤豐後守の邸に切入り、内藤と切死にする。幸に事なく送り屆け得たならば直ちに我が藩に下つて擧義を謀り、全國の義應思はしく行かれば同志の士三四百人ばかり驅り催うして馳せのほる。有馬は、如何なる困難があらうとも必ず使命を果たす。到着の上は、江戸の同志を語らひ東西一時に義擧に及ぶ。かういふ手筈をちやんと定めた。

七　月照の京都脱出

有馬が鍵屋を出た後西郷と有村とは、窃かに月照を近衛家から迎へ、一先づ御幸町三條上る竹原好兵衛方に引き取つた。こゝで旅裝を整へて暫らく南部に身を潜めようといふのである。何とか裝を變へねばなるまいと、月照に行脚僧の服を着けさせ、饅頭笠を被らせて見たが如何にも不釣合で、却つて人に見咎められる恐れがある。やはり轎子が可からうと、早速轎子の用意をして月照を乘せ、西郷有村及び月照の忠僕重助の三人が附添うて、その夜の引明け方、京都を發つて竹田街道に出た。

京都を離れて、一里ばかり行くと茶店が一軒あり、そこに、探偵風の男が三十人ばかり集まつて何か相談してをるらしい。隆盛は早くもそれと見て取つたが、かかる場合逼腰するは反つて疑を招く基であると、故と轎子をその群中に卸させ、何喰はぬ顔で吉井に向ひ、ちと時刻が早過ぎた、どうも睡うてならぬなどゝ語る。婢が茶を汲んで來て轎子の窓から月照に薦めた。月照の手は、窓の外に露はれた。けれども、誰も疑はなかつた。隆盛は悠々としてそこを發ち、やがて伏見の船宿に着した。

隆盛は考へた。あゝして街道筋へさへ探偵吏を派して居る位であれば、奈良は決して安全な隠れ場所ではない。九州遊說を兼ねて薩摩へ落すが上策であると。そこで月照へもその旨を言ひふくめ、有村を附して伏見から大阪へ直行させ、自身は一旦京都に立戻つた。

月照を乘せた船が大阪に着いたのはその日の薄暮であつた。吉井幸輔の盡力で、薩摩上仲仕幸助の家に月照を潜ませ、俊齋は事情を報ずるために京都へ一度立戻つた。成就院執事近藤正愼に月照の手紙を届け、月照の着かへの衣服を受取つて歸るといふ用事をも兼ねて。京都へ歸つて見ると京都の事情は何も彼も樂觀を許さぬ事ばかりであつた。

八　神出鬼沒の行動

月照と伏見で別れて京都に引返した隆盛は、間部老中の上京に先立つて爲さねばならぬ多くの用件をもつてゐた。第一は、鷹司右府を説いて勤王運動に更に一段盡力して貰ふことと、第二は、大[illegible]藩中の[illegible]興老侯を動かして禁闕警護の兵を大阪に止めておいて貰ふやうに盡力すること。

第三は、京都の事情を密かにしてそれに適應すべき臨機の方策を立つること等であつた。

十三日夜、隆盛は、鵜飼吉左衛門を水戸御留守居邸に訪ひ、月照の落ちねばならぬやうになつた事情を報告し、小林民部に入說して鷹司右府より水戸慶篤の軟弱なる態度を更めしむるやう盡力して貰ひたいと談じ込んだところ、鵜飼もこれを諾とし直ちに小林民部を以て鷹司右

府を說かしめた結果、大に盡力しようといふ返事を得た。

十五日、大阪に赴き、吉井とも打合せの上、書を齊興老侯に呈し、皇國危急存亡の場合、ぜひ滯兵を斷行せられたいと申入れた。

隆盛は、齊興老侯の八月廿六日出立せらるゝを知るや、書を月照によせて、近衞公から齊興老侯宛の直書を以て、禁闕警護の兵を駐むるやう請求してもらふやう運動したが、齊興は、時節がら幕命なしでは困難だと答へた　それで、大阪藩邸の吉井幸輔と語らひ、隨從の家老島津豐後に賴らうと考へ、豐後を近衞忠熙に拜謁させる方策を立て、一方、近衞家の客臣となつてゐる原田才輔をも語らひ、種々奔走したる結果、齊興は、守護兵を差出すわけには行かないが、大阪藩邸に滯兵さすることだけならばよろしい。名義は、『程なく藩主忠義が出府するから遠く兵を率ゐて返り、また兵を率ゐて來ることの不便を思ひ、江戶邸守衞交代兵をそのまゝ大阪に駐めるのである。』といふことにしやうといふのである。

隆盛は、十七日更に一旦京都に引返して近衞忠熙に謁し、藩兵を以て禁闕警衞の道立ちたるを報告し、同日、在江戶の同志堀、日下部に宛て、仔細にその後の經過を報告した。その書の一節にいふ。

『……老公御聞通に相成御意當然御英斷あらせられ江戶表出立相成候守衞人數大坂御屋

敷へ備へられ候儀と相成、表通の處、追付幼君公御出府相成候間、其内御供方人數も故障等も計りがたく夫故召止められ候筋にて大坂御留守居京都御留守居共えも委敷豊印より相渡され案外振はまられ此上は十分の人數繰出され候場に相成……守衞人數迎も中途え差向けられ早々着坂仕候様御達にも相成誠に難有次第に御座候。明日間閣着の賦に御座候間、若しや暴發仕候はゞ直様義兵を擧可申、左候はゞ土州土屋の兵は應じ可申尾張も同様と相考居申候。間若等の兵は柔弱故に打破申すべく、左候て彥城を乘落候様可仕候間、其節は關東にて兵を合せ打崩候様、御責下さるべく候。

關東の模樣、有馬着の上は決て相替可申候間何卒雷發の向に御座候はゞ、早々御知下さるべく候。左様御座なく候ては京師の御備にもり拘はり候て、第一手當相成御國元えも申遣し人數繰合せ候様致すべき事に御座候。

有川方御取替金の儀は、私方より直樣返辨致置候間、御安心下さるべく候。

御國の儀は、何事も表向仕掛候筋に相成至て仕合の事に御座候。…………」

これで見ると、奸賊誅戮を目的とする隆盛等勤王有志義擧の計畫は、此の時既に餘程の程度まで熟して居たと思はれる。

而も幕吏の追及急にして、隆盛等の京都に止まることは非常に危險な狀態になつて來た。

隆盛は思つた。とりあへず此際、月照を伴つて九州に下り、同志の糾合を爲し、一旦京都から足をあげて歸國し、必要あらば直ちに兵を率ゐて上京するが上策である。

九　月照を伴うて西下す

隆盛は、九月廿四日の夜、吉井の周旋で小倉船一隻を傭つた。土佐堀の薩邸の下から月照を伴うた一行が船に乘込んだ時はもう餘程夜が更けてゐた。處が、水夫等は遲いから明日の朝の出帆にしてもらひたい、夜分に出すのは危險である。と言ひ出した。

然るに、河岸を見てをると、捕卒らしい怪しい奴が三人五人柳の蔭に集つて何事か話してをる。隆盛は直に吉井に目くばせした。吉井は大調して水夫を叱りつけ、刀を拔いて拔錨を迫つた。船は漸く動き出した。

一葉の孤舟は一行を乘せて、はや茅渟海の眞中に出た。

『難波江のあしのさわりは繁くともなほ世のために身を盡してん』

これは當時月照が船中で詠んだ國風である。

隆盛及び月照等の一行を乘せた小倉船は、大阪を出帆して後、六晝夜にして馬關に着した。

これが十月の晦日、一行は上陸して薩摩屋といふに投じた。翌日、隆盛は月照を有村に託し、月照潜匿のため藩の事情を調ぶべく、一足先に薩摩に歸つた。有村は幾日かの後、月照を伴つて關に着し、竹崎の同志白石正一郎の家に暫らく留まり、更に博多に赴いて藤井良節（工藤左門）に月照を託し、隆盛からの沙汰の遲きを待ち兼ねて、自分も藩に歸つたのであつた。月照に對する幕吏の追捕は、その後愈々嚴しくなり、ために福岡の俠商高橋屋正助の別業に潜んだり、或は俠客斗定吉が五反田の庵室に匿れたりした。福岡の女丈夫野村望東尼は、その庵室に月照を勞りて、これを慰め、更に平尾山なる己が別莊に迎へて、同志を會し、時事を談じなどした。なほ、藩吏の追及ますます嚴しきを以て、工藤は友人竹内五百都の家に月照を託した。この時、鎮西の英傑平野二郎國臣が竹内の家に來り、月照に會つて國事を議する所あり、終に平野は自ら月照を伴うて薩摩に入ることゝなつた。その時、望東尼が、月照を送るとて詠んだ歌がある。

『旅衣夜寒をいとへ闇のため草の枕の露をはらひて』

月照の入國書は各地に廻されてあつて、これを捕へて申し出づれば賞典は望みに任すとの布令さへ出て居る折柄のゆゑ、薩摩に入るにも忍びである。月照は名を改めて靜溪院鐵水と號し、平野は名を雲外と稱して、その弟子の如く裝ひ、從僕重助また藤次郎と變名して、一行三人全く修驗者の遊行に扮し、十月廿七日を以て博多を發し、十一月八日を以て薩摩に入り、日高存龍院

といふに投じて事情を物語り、暫く匿ひくるゝやうにと頼んだが、寺僧等大に驚き、『後日の咎めも如何なれば。』と謝絶した。のみならず、密に事の山を藩廳に訴へ出たので、月照及び平野は藩命によつて藩指定の旅館俵屋に移さるゝことゝなつた。

十　藩情一變――月照追放と定まる

月照を有村に託して藩の情勢を探るべく歸つた隆盛は、十月六日鹿兒島に着し、名を三助と改めて、藩の情勢を私に探つて見たが、その激變せるに一驚せざるを得なかつた。齊彬の歿後は、定めて舊思想の重臣等が時めいて居ることであらうとは、隆盛も初めから豫期して居た。豫期して居たからこそ、藩へ直接月照を作つては歸らず、一足先に薩摩に入つたのであつたが、その變り方が餘りに甚しい。藩の重臣といふ重臣は今は概ね佐幕的公武論を固持して居る。從つて幕府の追窮人たる月照を潜匿ふなどは思ひも寄らぬ所であつた。隆盛は途方に暮れた。が月照はどうしても救はんければならぬ。それにしても誰に頼つて救うたものかと、樣々に工夫を廻らして居たところへ、月照は、はや僕重助を作ひ、平野二郎の案内で薩摩に着いたとあつて、隆盛の運動がまだ少しも捗取らぬ中に、存龍院からその旨藩廳に届け出て了つた。

そこで月照は、藩吏を附して俵屋に移され隆盛の外、何人にも面會を許さぬとなつて了つた。事は愈々面倒になつた。

然るに一方、筑前の捕吏がはや月照を追蹤して薩摩に入つたといふ。幕府の意を迎ふるに力めつゝある藩廳では、一日も早く月照を處分して了はねばならぬと、様々に評議のあつた末、終に日向の法華嶽寺に追放することになり、その旨、隆盛に傳達した。

當時薩摩では、日向地方に旅客を送ることを「東目送」または「永送」と稱へ、國境において斬り捨てるといふ慣例があつて、幕府の秘密探偵などの、この難に罹つて斬られたものが幾人あつたか知れない。隆盛は東目送りの傳命を受けて、前後の藩情から直にそれと察した。かうなつてはもう逃るゝ道はない。命が下つたのが十一月十五日の夕方直ちに月照を伴うて今夜の中に薩摩を發てとある。

十一　船は進む月明の海

隆盛が小袴を穿ち旅裝を整へて旅館俵屋に月照を訪うたのは、既に夜更けであつた。月照も平野も既に寢に就いてゐた。が、隆盛が訪ねて來たと聞いて直に枕を離れて應接した。隆

盛はたゞ默つて坐つたまゝ、一言も發しない。顏の色も常ならず、眼も異樣に輝いて居る。月照はこの樣子を見て忽ち覺つた。我が身の終焉が愈々近づいたと覺つた。が然あらぬ體で、平野二郎に向ひ、『平野さん、御面倒ながら婢に茶を持つて來るやうにいつて下され。』と言つた。平野は直に座を立つた。隆盛が平野の座に在るを憚つて要件を言ひ兼ねてをると思つたからである。

平野が茶を命じて座に復した時には、用談は最早濟んで居た。が月照は驚いた樣子もなく、

『平野さん。これから急に日向へ行くことになつたさうで。』

と言へば、それに次いで、隆盛『事情は船で話さう。』と言ふ。

月照は、その間にも、はや荷物などの用意をする。重助も起きて來た。四人は用意もそこそこ宿を辭して裏門から密と忍び出た。裏門を出ると、すぐそこが下町津畑の磯邊になつてゐる。已に船の裝も整ひ、船役人も來て居る。一同ははや船中の人となつた。

冬の夜の滿月は、凍れる如く澄んで高く中央にかゝつて、溶々たる滄波に金玉を碎く。一葉の輕舸は、萬古無限の感慨を乘せて、徐ろに錦江灣を漕ぎ出でた。三船の岬を漕ぎ廻るあたり、江山の光景、えも言はぬ風情である。

『江山の勝、風月の清、日頃の塵情を洗ひ去るに十分ではござらぬか。』

『誠に以て、物の外の清興でござる。』

月照はかう答へて、やがて、『答ふべき限りは知らじ不知火のつくしにつくす人の昔に』と口すさむ。

夜氣靜に風露客衣に滿る。船は徐々進む。月は徐々進む。隆盛は座を起つて舳頭に行く。月照もつゞいて起つた。隆盛は四方の山影を指點し、遂に見ゆる心岳寺の來歷など物語る。月照は懷中の筆斗を取り懷紙を月に照らして書きつけた歌を、『てにをはすら調ひ申さぬが』と言ひつゝ隆盛に示した。

『曇りなき心の月も薩摩潟沖の波間にやがて入りぬる』

『大君のためには何か惜しからん薩摩の迫門に身は沈むとも』

隆盛は一讀して懷中に收め、月照の手より筆を借りて、

『ふたつなき道にこの身を捨小舟波たゝばとて風ふかばとて』

と記して月照に渡した。が、平野や重助はそれと知らねば、たゞ江山の勝に憧憬れてをることゝのみ思つてゐた。

十二　忽ち苫屋に水煙が立つ

船は今、大崎ケ鼻沖にさしかゝつた。

忽ち渹然と音して水煙が苫屋に立つた。何事かと驚いて舳頭を見れば、今まで立つてゐた二人の影が見えぬ。『失敗つた。』と平野は突然立上りさま、

『まて。船を止めい。船を回せ！』と大聲に叫んだ。が、帆は風を孕んで、船は箭を射る如く駛る。平野は刀を拔きさま帆綱を截つた。

漸く船は後返つた。暫くして、兩人は堅く抱合つたまゝ死骸となつて水面に浮び上つた。平野と重助と船夫とは、必死になつて救ひ上げた。平野は二人の身體を動かし、胸を押しなどしつゝ船夫に命じて、力限り船を漕ぎ歸させ、華倉の岸邊に船を寄せて、焚火に體を温めた。樣樣に介抱した甲斐あつて、隆盛は僅に息を吹き返したが、月照は終に歸らぬ旅の人となつてしまつた。

隆盛の身體がその家に擔ぎ込まれたのは十六日の夕暮方であつたけれども、未だただ息をしてをるといふばかりで、全く昏睡狀態にあつた。が、その夜更けてから、吉井に扶けられて尿

し、元の樣に返つたとき、始めて言葉を發したといふ。

十三　蘇生の隆盛、死人として取扱はる

やがてこの事が藩廳へ知れた。捕吏の白石潤太、松尾平三等は、どこで聞きつけたか、藩廳へその引渡しを迫つたが、藩廳では、齊興老公の意に從つて、菊池源吾と改名し、暫く大島に潜ませるといふことに決した。

當時、在藩家老新納駿河が、新藩主忠義に隨從して江戸參府の途にあつた首座家老島津豐後への報告書を讀んで見ると藩評議の内情が赤裸々に表はれてをる。

御小姓組

西郷三助

右者入水いたし候節、少々呼吸通居候に付親類え引渡爲致二養生一候處、追々快氣の向に相心得候に付、御取扱向大目付へ相達置候處、當分にては忍向相手の場に相成、存命の儀公邊に差合候ては誠に不二容易一譯合、御難澁の儀にて何分當地え被二召置一者に無之候間、秘密の取計にて變名の上、此涯三島の内え被遣、何れ其節表向は溺死の筋に可二仰付一哉。右にて萬一檢使等被二差

越一死體見分等の儀も難計候に付、近頃相果たる罪人の死體、見分に可レ被二差出一哉。左候ば右の手當を以埋置候樣可レ爲レ仕、勿論終身端島へ被二遣置一候ては不便の至候間、以後靜謐罷成、何も掛念無レ之都合相成候ば、其節の形行次第可レ被二召歸一哉の旨被二申出一得と及二評議一候處、西鄕儀右通相手者の場に相成候ては、於二公邊一は不二一通一御取扱可二相成一候へ共、此御方樣には譯合も有レ之候に付、重き御取扱も出來兼候付、大目付吟味通可レ被二仰付一哉。左候て右通の譯合に付ては、於二島方一御給料等の儀は御物より可レ被レ下哉と申談、宰相樣御內慮奉レ伺候處、其通被二仰出一候に付、大目付え相達近々七島の內へ極內被レ遣筈に候。左候て給料等の儀は中村新助え極內爲レ致二吟味一先年甲斐淸一屋久島被レ遣候先例も有レ之候に付、其振合を以て被二成下一筈に候。右旁極御內用を以申越候。尤も京都御留守居え申遣御問合書壹通爲二御心得一差上候。以上。

但三助儀菊池源吾と變名申付候。尤筑前返札には此方え前以掛合爲二相成一哉に相見候得共、未不二相屆一候。此段は爲二御心得一に候。

午十一月二十九日　　駿河

豐後殿

十四　土中の死骨

遺つた者達は、幾度か死なうとした。が周囲の人々の様々の慰めもある。遺つたことに何かの意の含まれてゐるやうな氣もする。殊に和尚（月照）には申譯は無いけれど、今暫く生き永へて和尚のためにこの一身を捧げやうと決心した。和尚が生前抱いて居た志を實現すべき時節の來るのを待つことゝした。

長岡への手紙に、

「私事も土中の死骨にて忍ぶべからざる儀を忍び罷在候次第は御聞届下され候はん、天地に恥しき儀に御座候へども、今更に罷成候ては皇國のために暫く生を貪り居候事に御座候。」

當時、大久保正助（利通）も其の他の人々と共に、大島渡航をやめて肥後に逃れ長岡監物に倚つて時機を俟つように勸めたが隆盛は肯かなかつた。

京都藩邸を別れた同志有馬新七、伊地知龍右衛門、それからその頃江戸で奔走してゐた堀仲左衛門が十二月中旬相前後してみな歸藩した。

更生後の病床に横つてゐた隆盛にも京都の事情、江戸の事情、同志の動靜など追々と明かに

なる。

□勤王志士の逮捕

勤王志士の逮捕は九月八日伏見奉行內藤豐後守正縄の手を以て梅田源次郞を捕へ、家宅搜索を行つたに始まる。前にも述べた通り、一體梅田を捕へるに就ては實は所司代酒井若狹(忠義)は反對したのである。梅田は酒井の家臣である。その點も幾らかあつた。が、それればかりでなく『梅田は諸公卿の間に信用がある、これを逮捕すれば益々京都有志の反抗を激成する恐れがある』といふのである。

然るに、內藤豐後は、さきに間部の上京の時にも、『京都、京都と大形にいふが、公卿で働きのあるのは二三人に過ぎない。それさへ、諸藩士の京都出入を嚴禁し、公家の諸太夫と諸浪士とを捕縛して、策動の手足を斷つてしまへば、何事も出來はしない。京都の鎭定など何でもない。』と間部に惡智慧をつけたほどで、勤王有志の側から言へば最も惡むべき一人だつたのである。この內藤が梅田を捕へたのである。梅田の宅へも隨分荒々しく踏込んだらしい。

妻は病牀に臥し子は飢ゑに泣く

挺身直ちに戎夷を掃はんと欲す
今朝の生別死別となる
唯皇天皇土の知る有り

の詩を殘して梅田は縛についた。家宅搜索を行つた結果、これといふものは出ず、病牀の妻君を詰問したが知らず存ぜぬで何にも言はなかつた。

同じ日に、池内大學が捕へられ、山本貞太郎が捕へられ、こゝに志士逮捕の手は八方に擴がつた。

在京同志の一人に目付俊平といふものが居た、志士逮捕の噂を聞いて顫へ上つた。同志を裏切つて幕吏に密告した。それがために志士の内情暴露した。梁川星巖、鵜飼吉左衛門、同幸吉等の逮捕となつた。星巖は逮捕の際、流行の暴瀉（コレラ）に罹つて死んでしまつた。幕吏はその妻紅蘭を引致取調べたが、氣丈な女で何事も實を吐かなかつた。

さきに九月十三日隆盛が鵜飼を訪ねたことは記しておいたが、隆盛の去つた後鵜飼幸吉は人に託して水戶の安島帶刀宛の密書を差立てた。それが江州草津で押收された。中に同志の諸計畫――井伊大老の暗殺、東西同時に一擧する。薩兵を以て京都を守護する。――などのことが記されてあつた。

『よし然らば片端から召捕れ浪士と言はず、諸太夫と言はず、容赦は無用。』といふことになつた。

かくて諸太夫、青侍には、青蓮院宮の伊丹藏人、山田勘解由、有栖川宮の飯田左馬、藤井民部、鷹司家の小林民部、高橋兵部、金田伊織、三國大學、一條家の入江雅樂頭、若松木工頭、三條家の丹羽豊前、森寺因幡、森寺若狹、富田織部、久我家の春日讃岐、西園寺家の藤井但馬。

官人には御倉舍人、山科出雲。

女性には、近衞家の老女村岡矩女。

僧侶には六物空萬、成就院信海。

處士には賴三樹三郎、宇喜多一蕙、宇喜多松庵、その他續いて逮捕せられたもの廿餘人、京都の志士一網に打盡せられて、みな六角の獄舍に投ぜられた。

京都を吹き荒れた志士逮捕の火の手は江戶にも蔓んだ。

江戶の志士に飯泉喜內といふがあり、鵜飼父子の京都に捕はれたと同じ九月十八日江戶に捕はれ、宗宅を搜索せられた結果、山本貞一郎の妻豊女もまた捕へられ續いて廿三日の夜薩藩士日下部伊三次が捕へられ、十月十四日藤森慶助もまた捕へられ、幕臣にて同志に內應したる勝野豊作は禍の身に及ばんことを恐れて姿を晦めた。

〇同志の憤激――一擧の密計

有馬新七は、勅書の寫しを奉じて無事江戸に着いたが、日下部等の捕へられたことを聞いて憤慨し、堀仲左衛門と謀つて此際斬奸の計畫を斷行せんと決意し、越前の橋本左内、三岡石二郎長州の山縣半藏、土州の橋詰明平等と密會を重ねた。

「我れ彼れを斃さずば彼れ我れを倒す。我等若し躊躇遷延せんか。天下正義の士は盡く奸黨のために芟除せられるであらう。間部の奸謀成就して正義の公卿捲かれ、將軍宣下せらることとなつたならば策の施しようがなくなる。今の中、天に代つて奸魁井伊を斃すが何よりである。」有馬が言ふ。「十月一日を期し、井伊の登城を途に要撃するがよい。さすれば義氣一時に天下に興るだらう。ところで、間部、酒井等の京都にあるとすれば、主上の御上が氣にかゝる。就ては此の中誰か數人速かに上京せねばならぬ。天下義擧の先驅は我等で引受けよう。越前長州の諸君は京都守護に任じたまへ。」と。ところへ、橋本左内がやつてきて、越前侯がよほどの決心だから、大に見込があるといふ。

□越前侯擧義の噂

越前侯は、井伊の態度に憤慨の餘り、自ら兵を率ゐて上京し、朝廷を奉護し、奸賊を討ち斥くる決心を固められた、といふのである。

有馬等は飛上るばかりに喜んだ。越前侯さへ決心されるならば事をあぐるは易いこと、われ等は極力それを援けなくてはならぬ。で十月一日のことは暫時見合さうといふことに決つた。

〔越前侯決心のことは、果して事實であつたかどうか、兎に角實現には至らなかつた。或は橋本左內が自分の希望を同志に語つた。それを同志の面々が越前侯の決心と速斷して遂に事が大きく傳へられたのではないか。左內の計畫は越前の兵を以て鯖江(間部の居城)を屠り、彥根(井伊の居城)を燒き、勢に乘じて京都を鎭護しようといふのであつた。〕

有馬は十月十一日江戶出發、北陸道から潛行して大阪に出る。大阪城代大久保要を說いて關東下向を暫く見合させる。それから因幡に行つて義擧に加はらせる。堀は十月十三日江戶を發つて東海道を晝夜兼行で上京する。近衞家に決擧の策を報じ、近日、黑田美濃守(筑前藩

主が出京のことになつて居る故、大阪伏見の間に滯留のやう近衛家から勸めて貰ふ。
かく計畫を立てゝ、有馬も堀も共に大阪に出て活動を始めた。長州の山縣半藏も前後して京都に出た。ところが、京都の模樣が甚だおもしろくない。九條が關白に復し近衛の內覽は止められ將軍の宣下のことも既に決してをる。予の出しやうがない。越前の橋本左內まで捕へられたとある。さうかうする中、藩主島津忠義の出府とある。有馬はお附の家老堅山武兵衛を經て建議するところあり、藩主忠義伏見滯居の策を立てたが、お取上げなく、十二月十二日、大阪留守居から「方今幕府の探索嚴密ゆゑ速に船に乘つて歸るやうに」と命ぜられ、此の上は歸國して藩の要路を動かし越前にならつて擧藩義應の策を立てる外にないと伊地知、堀、有馬等相前後して歸藩することになつたのである。

□同志脫藩擧義の議成る

堀、伊地知、有馬の諸有志は相次いで、歸藩したが、歸藩してみると、藩の事情は豫想とは大に變つて居た。隆盛は投身後、甦りはしたが、潜居仰付けられることになつてをる。藩の要路はたほ幕威を大に恐れてをる。擧藩義應などの望みは全くない。

そこで同志寄々協議した結果、此の際、脱藩しても斬奸の一擧に義應する外ないといふことに決した。で、まづ堀仲左衛門を探索方として上京させる。堀は形勢を窺ひ、時期を見合せて報告する。同志は、それまでに一切の準備を整へおき、堀の一報あり次第直ちに突出上京する方略である。

有志がこの方略を定める頃は隆盛はまだ鹿兒島の自宅にをり、更生後の病床に居た。堀が上京がけ、肥藩を勸誘する必要があるといふので、隆盛は肥藩長岡監物宛の手紙を書いた程である。

「……扨同藩堀仲左衛門と申するもの、此節罷歸候處、關東の事情承り、誠に越前の御忠誠感服奉り候。弊國の儀如何にも殘念の至に御座候へども、都て瓦解仕り、とても人數など差出候儀相調はず候間、同志のものども申合せ、突出仕る外御座なく決心仕居候。仲左衛門には又々出足仕候間何卒御逢ひ下され度合掌奉り候。越藩橋本にも捕はれ候由に御座候へども此度の儀に取りては決して相崩れ申さざる段も申し來り候。いづれ此機會を失ひ候ては實に本朝は是限と相考居申候。仰ぎ願くは天下のため御伏藏なく堀へ仰付けられ下され度これのみ願奉り候。」

十二月九日　　　　西　郷　三　助

長岡監物様御侍史

此の手紙で見ると、越前侯擧義のことは隆盛深く之を信じて居たと見える。

十五　潮がかりの船中

——大義の一擧につき大久保との書問答——

安政五年十二月下旬、隆盛はやう〳〵身體も舊に復したので、藩命によつて、大島に潜居すべく鹿兒島から出帆した。ところが、其日灣内非常に風波烈しく、このまゝでは大島への渡航覺束なしとよつて、薩南の山川港に潮がゝりをなし、風波を見定めることゝなつた。

隆盛は、安政六年の正月を船の中で迎へた。二日、伊地知龍右衛門が、突然船へ訪ねて來た。そして大久保からの手紙を渡した。

有志脱藩突出の方略は、隆盛の渡海前既に決定してゐたことは前に記した通りであるが、さて愈實行上の細かい事項を考へて見ると、そこになほ色々疑問が起つて來た。幸ひまだ隆盛を乘せた船が山川港に潮がゝり中だときゝ、隆盛の意見をよく聞いておく方がよからうと、大久保が同志を代表して手紙を寄せることになつたのである。

大久保の手紙――『此の節、兄御渡海に付て、盟中の人心望みを失ひ候儀一方ならず候へども、何れ時、處、位の定見これなく候ては大事成就しがたく、殊に兄、機先の遠慮云々拜問致居候に付ては、已むを得ざる時節を待忍ばず候て相叶はざる儀を決定いたし居候。しかし、御開帆後のところ、ぜひ廟算盡しおきたく愚考いたし候間遺策承りたく』と書き出し、數箇條の質問を附してある。

隆盛は、手紙をよく見、伊地知の話をよく聞いた上、匆々、筆をとつて返書を認めた。

隆盛の返書――『大義の一擧に付御策問の趣幾度も承知仕候へども、小生儀、土中の死骨にて、武運に拙く、大義を後にいたし、端島に身を逃れ候儀、譬へば破軍の降卒にて、起て御斷申上候儀に候へども、數ならずも先君公の朝廷御尊奉の御志親しく承知奉り、如何にもして天朝の御爲に、忍ぶべからざるの儀も相忍び道の絕はて候までは盡すべきの愚存に御座候間、汗顏を顧みず、拙考の儀も御返事申上候間、必ず御親察下され御用捨希ひ奉り候。』と書き出し、大久保からの質問箇條に一々細かに答へてをる。問答の要點だけを記して見る。

大久保――堀から、肥藩の都合がよいといふ情報があつたならば、合體の人數前後を顧みず突出すべきかいかゞ。

西鄕――愈、決心しても矢張一應は越前の返事を聞いてからでないと肥藩は立ち上るまい。

越前と一緒でないと兵を繰出すまい。また筑前、因幡、長州などの態度をも見合してからといふことにならう。それ故、決擧の機會が十分熟したらば銘々覺悟のこと故、急に御突出願ひたい。その場になつて遲疑するのは忠義の人ではない。しかし機會を見合はさずにたゞ／＼死に遂げさへすれば忠臣と心得てはよろしくない故機會の來るまではぜひ御潜居のことに願ひたい。

大久保――萬一、擧を藩邸にて捕へるやうなことがあれば、盟中の人々の憤激も一しほと思ふ、その場合忍ぶべきかいかゞ。

西郷――たとへ盟中の同志が難にかゝつたとて、そのために大騷ぎして大困難に陷るやうなことは志あるものゝなすべきことではあるまい。一人が大切か同志全體が大切か、此の辨別が大切と思ふ。擧にしたところ死を決して、天朝の爲に盡す以上、斃れて後已むの決心であるべきである。楠公が正行を諭した心持を考へて見るがよいと思ふ。千騎が一騎になるまでも我黨の忠節を盡すが肝要である。

大久保――尾張、水戸、越前の三藩へ、此の上更に暴命を發するやうな場合があれば、是非前後を顧みず、合體の人數突出すべきかいかゞ。

西郷――現在以上に三藩へ暴命を發するとなれば、三藩侯に死を賜ふ外はあるまい。さう

なれば、もう萬事破裂である。先方から應援を頼むであらう。或はそれも間に合はぬかも知れぬ。しかし、何れにせよ、我等盟中の同志は、ぜひ三藩と死生を共にしたい。なぜならば、先君・公が共に天下の大事を談ぜられ、朝廷の御爲に、ともに盡さうとなされた間柄であるから、三藩動きたゝば共に動きたつべきものと思ふ。

大久保――此の節護送した縛人を極刑に處し、さらに進んで恐多くも堂上方にまで嫌疑をかけ、無法な振舞に及ぶ如き場合、合體の人數、前後を顧みず突出すべきかいかゞ。

西郷――堂上方に手を掛けるやうになれば、必ず全國勤王の諸藩一時に憤起しやう、決して空見してはゐまい。餘り粗忽に動き立たず諸藩と合體して堂上方の御難をお救ひ申すが肝要である。憤激の餘りに事を急いでは益々堂上方の御難を重ねるやうな結果になると思ふ。

大久保――諸藩御面接の有志談合の際、兒當となるべき人々悉くお記しおき願ひたい。

西郷――水戸の武田、安島、越前の橋本、中根、肥後の長岡監物、長州の增田彈正、土浦の大久保要、尾藩の田宮孫太郎などである。

第五章　大島潜居時代

一　苦中の苦――哀れな島人の生活

潮がかりしてゐた隆盛の船が、風を見定めて、山川港をいよ〳〵出帆したのが、安政六年一月十一日、一夜越しに翌十二日晝時分にはもう大島龍郷阿丹崎港に安着し、劉佐民方に一應落着いた。龍郷村は假屋元――大島島廳などのある町――から約五里のところ、至つて邊鄙な漁村である。島役人たちは、氣を兼ねて、このやうな邊鄙で、不便で濟まないが、といふ。いや、蟄居の身の上贅澤な希望は毛頭ない。邊鄙なところが反つて幸ひ、安樂に住はれやうとて、龍郷村美玉新行の空家を借りて自炊するといふそこに落着くことになつた。

咄相手もなく、定つた仕事もなくて一時は退屈でもあつたが、追々には馴れてもくる。島人

の子供等貧人が、ぜひ讀み書きを敎へてくれなどいふて遊びにくる。朝夕の炊事萬端、隆盛自らやらねばならなかつたが、これとて慣れて見ればそれほど苦にもならぬ。

島にこそゐるが遠島仰付けられたわけではなく、幕府の眼をおそれる藩の重役達の臨時の處置として、しばし潜居を命ぜられて居るわけだから、生活必需のものは島の在藩役から、扶持米の範圍内で十分に供給してくれることになつてをる。島からこそ外には出られないが、島の中ならどこに行つてもよいわけである。そんなわけで、苦しいながらも割合に自由な心持で居られる。

退屈しのぎに、狩にいつたり、漁に出たりするにつけて、自然島人の生活に直接する場合が多く、直接すればするほど、島人の生活のみじめさがわかつてくる。島役人の人民に對する態度の甚だよろしくないことが分つてくる。大島潜居の隆盛の心を暗くさするものは、何よりも先づこの哀れな島人の生活であつた。

「何方にても苛政の行はれ候儀苦心の至にござ候。當島の躰誠に忍ばれざる次第に御座候。松前の蝦夷人などよりはまだ甚しくござ候次第苦中の苦實にこれ程だけはこれあるまじくと相考居候處驚入る次第にござ候」（大久保、税所への手紙）

隆盛は、自分の多からぬ扶持米を割いて、しばしば極貧の島民に施與してやつたこともあり、

ために自分の衣食にさへ不足するやうなこともあつたといふ。

二 誠忠組へ親諭書下る

在島すでに一年、鄕信も暫らく打絕えて居てさびしく思つてゐた折柄續いて鹿兒島からの通信が着いた。永久丸、惠泰丸順惠丸が續けざまに鄕信を島の隆盛に傳へた。

それで見ると、一、橋本左内が死刑にされたこと。二、さきに幕府の樣子を探るために出府した堀仲左衞門が幕吏から嫌疑をかけられて引あげて來たこと。三、同志のもいへ藩公父子から有難い直書を賜はつたこと。四、水戶の諸有志の活動のこと。五、熊本の長岡監物が死んだこと。六、大山正圓が國元永押込になつたこと。その他なほいろ〳〵の事件が細々と記されてあつた。隆盛はこれ等の報を得て急に歸國したく思つた。

二月廿八日、大久保外三人宛の手紙に、

『……橋本まで死刑に逢ひ候儀案外、悲憤千萬堪へがたき時世に御座候。堀にも些目角相立候樣子殘恨の儀に御座候。此先生江戶を相逃候ては何の策も出來兼候はん。願くは此一ケ年の間豚同樣にて罷在候故、何卒姿を替へて走り出たく、一日三秋にてお呼返の期相待

居候。」ともまた、

「野生お呼返しこれなき儀は何方に拒まれ候や委情此事に御座候。早く捨切居候命、何のために生きながれ候や、息の有限は微忠を獻じ奉候心掛ばかりにてかく罷在候事に御座候間、是非何樣の儀これあり候とも、たゞ／＼悄然と變を待ち申すべきや、罷かへりさへ仕り候へば難事を起し申すべく候間、この見込を以て一日なりとも引延し候策か、何分お知らせ下さるべく候。」ともある。すぐに飛んでもかへりたい心持がありありとあらはれてをる。

□堂上の處分志士の斷獄

九條尙忠が關白に復すると同時に、井伊は京都所司代に命じて鷹司太閤父子、近衞左大臣、一條内大臣等の辭職を餘儀なくせしめ、さきに逮捕したる志士を江戸に移し、堂上を處分し、志士の斷獄を行ひ、幕吏の井伊に善からざるをそれぞれ罪した。所謂「安政の大獄」である。

第一次の斷罪宣告は八月廿八日で、左の通である。

死　罪　水戸家來、安島帶刀。　同　茅根伊豫之介。　同　鵜飼吉左衞門。　同　鵜飼幸吉。

獄　門　水戸家來、鮎澤伊太夫。　永謹愼　近衞家老女、村岡矩。

遠島　　鷹司家家來、小林民部權大輔。同　儒醫　池內大學。
第二次の斷罪宣告は十月七日で次の通り。梅田源次郎は、九月十四日に獄死した。
西園寺家の諸太夫藤井但馬、富小路家の山本縫殿また梅田と相前後して獄死した。
死罪　　曾我權右衛門家來、飯泉喜內。松平越前守家來、橋本左內。京都儒者、賴三樹三郎。
遠島　　大學院門跡家來、六物空萬。松平伊豆守百姓、太宰八郎。
永押込　　久我家々來、春日讃岐守。御倉舍人、山科出雲守。三條家々來、森寺因幡守。
中追放　　三條家々來、丹羽豐前守。鷹司家々來、三國大學。三條家々來、森寺若狹守。青蓮宮家來、伊丹藏人。一條家々來、入江雅樂頭。信州松本町名主、近藤茂左衛門。
所拂　　京都畫家、宇喜田一蕙。同　宇喜田松庵。京都浪人、蒲市正。
洛中洛外構江戶拂　　一條家々來、若林木工權頭。
押込　　有栖川宮家來、飯田左馬。鷹司家來、高橋兵部權大輔。青蓮宮家來、山田勘解由。
　　三條家々來、富田織部。下田奉行手附出役、大沼又三郎。飯泉喜內忰、飯泉春堂。
叱り　　山本貞一郎妻、山本とよ。山本貞一郎娘、山本さい。同　山本うめ。
外に手錠四人、構なし一人あり。第三次の斷罪宣告は十月廿七日。
死罪　　毛利大膳太夫家來、吉田寅次郎。重追放　　伊達遠江守家來、吉見長左衛門。

遠　島　勝野豐作悴、勝野森之助。日下部伊三次悴、日下部裕之進。
永押込　松平讃岐守家來、長谷川宗左衛門。同　長谷川速水。
中追放　江戸儒者、藤森恭助。水戸領百姓、黑澤とき。
紀州領構江戸拂　紀州領用達町人、世古格太郎。
押　込　水戸家々來、大竹儀兵衛。井上左太夫家來、藤田忠藏。藤森權右衛門組下、岩本常介。同部上佐宗家來、筧承三。勝野豐作妻、ちか。二男、保三郎。娘、こう。
同元永押込　松平伊豆守家來、横山湖山。酒井雅樂頭家來、菅野謙介、間部下總守家來、大鄉卷藏。松平土佐守家來、小南五郎右衛門。松平修理太夫家來、大山正阿彌。土屋釆女正家來、大久保要。松平豐前守家來、奥平小太郎。久世大和守家來、舟橋亘理。
續いて二十八日、第四次の宣告があり、
遠　島　茅根伊豫之介悴、茅根熊太郎。
中追放　鮎澤伊太夫悴、鮎澤力之助。鮎澤伊太夫二男、鮎澤六藏。
追　放　小林民部權大輔悴、小林越前守。鵜飼吉左衛門二男、鵜飼喜三郎。同三男、鵜飼貞五郎。同四男、鵜飼傳四郎。
こんな風で、當人のみでなく、その家族の處分せられたものも少なくなかつた。

井伊の暴斷はかくして過ぎた。井伊の憎しみは水戸家に對して最も執拗であつた。思ふ存分、水戸の家來を處斷した上、さらに、昨年八月八日の密勅を水戸家から取りあげ、幕府の手を以て朝廷へ返上しようとまで迫つた。水戸家ではこれを拒んだ。「返上すべきものならば、こちらから返上する、幕府の手を借る必要は無い」と答へた。けれども幕府は、あらゆる脅迫を以てしても、勅書を水戸の手から奪はねば已まぬとの意氣込を水戸家の重臣へ示した。そこで、白井織部以下數名の重臣等は國元へ急行して、水戸城中の祖廟に奉安してある勅書を持ち返らせようとするに至つた。このことが聞えると藩士の激昂その極に達し、吉成恒一郎、大關和七郎、林忠左衛門、鯉沼伊織などいふ激派の人々は、左樣な無法を默つて聞いてなるものか、我が水戸家をそれ程までに踏付けた仕方を、どうあつても聞くことは出來ない。縱ひ重臣の意見であつても、我等はそれに從ふことは出來ぬ。この上は腕力に訴へてでも勅書を護らんければならぬ。それには、先づ、彼等腰拔の重臣等をして水戸の地を踏ませぬが上分別と、同志二百餘人、水戸を二里程離れた石岡町に出張つて、「大日本帝國至忠至誠楠公之標」と記した大標杭を大道の眞中に建て、この杭からは一人たりとも幕奸の入るを許さない。たとひ、水戸の藩

臣でも勅書を返さうとする使者ならばすべて追返して了はう。強ひて通らうとする者があるならば、斬つて棄てるといふ意氣込であつた。ところが、この事を竊に傳へ聞かれた齊昭老侯――その時は水戸に幽居を命ぜられてゐた――は「その誠意は稱すべきであれど、聊か穩當を缺く」との意味の手書を下して曉諭せられた結果、漸く一時退散することになつた。

「老公の命とあらば已むを得ない。が、事の茲に至れる、畢竟井伊の妄斷に基づく。惡みても惡むべきは大老の專斷である。幕府は、何故あつて、我が藩をかくまで掣肘せんとはする。此の上は藩を脫し、自由の行動をとる外ない」と、思ひ〱に藩を脫して江戸の地に入込んだ。

志士の斷獄、堂上の處分、水戸への壓迫、それ等を傳へ聞いた薩藩の同志達は、じつとして居られなくなつた。同盟參加者も日に日に增加した。安政六年の九月始めには、直ちにそれ〴〵措置をなし、旅の用意まで整へて一報次第直ちに脫藩擧義の手筈をきめてゐた。

然るにこゝに突如として、變化が起つた。彼等の心持を一轉せしめ、右の計畫を中止せしむべき絕大の威力が同志の上に落ちた。薩公父子の親諭告である。

「方今世上一統動搖容易ならざる時節にて萬一事變到來の節は順聖院樣御深意を貫き、國家を以て忠勤を抽んづべき心得に候。各有志の面々深く相心得、國家の柱石に相立ち、我等

の不肖を輔け、國名を汚さず誠忠を盡し呉れ候樣偏に賴み存じ候仍て如件。」

藩侯から手書を賜はることは平侍にはあり得ぬことであつた。それさへあるに、同志の人人を「誠忠士面々」と呼ばれ、國家の柱石に立ち、我等の不肖を輔け、國名を汚さず、誠忠を盡し呉れるやう偏に賴み入るとあり、さらに、萬一、時變到來の節は、順聖院樣御深意を貫き、擧藩勤皇の忠誠を抽んづる精神でゐるとまで明白に言はれてある。

誠忠同志の面々どうして感激せずに居られよう。直ちに御親諭に對する御請書を差出し、君臣一つになつて皇國の危難を救ふために盡力いたしませうと誓つた次第である。

謂ふところの精忠士の面々は、親諭御請書の署名で見ると、左記四拾九人である。

大島渡海――菊池源吾。

在藩――堀仲左衛門。岩下佐次右衛門。大久保一藏。有村俊齋。有馬新七。古井仁左衛門。奈良原喜右衛門。伊地知龍右衛門。鈴木勇右衛門。税所喜三左衛門。樺山三圓。中原猶助。山口金之進。本田源右衛門。高橋新八。森山棠園。森山新五左衛門。江夏仲左衛門。奈良原喜八郎。野津七左衛門。永山萬齋。道島五郎兵衛。大山喜助。坂本喜右衛門。大山後角右衛門。野元助八。山之内一郎。有村如水。野津七次。高橋清右衛門。鈴木源五右衛門。中原喜十郎。西郷新庵。

鈴木昌之助。
在江戸――有村雄助。有村次左衛門。山口三齋。田中直之進。高崎猪太郎。益山東碩。
旅行――仁禮源之丞。平山龍雪。鵜木孫兵衛。赤塚源六。西郷吉次郎。
伊集院――六木六郎。坂本藤十郎。
京都詰――徳田嘉兵衛。

隆盛――菊池源吾の名が筆頭に記してある。藩情好轉、擧藩勤王の消息に接して、隆盛はいかに嬉しく思つたか。

「然るところ、容易ならざる御直書までの一條ゆゑ〳〵斯の如き時宜に及び申すまじくと考居候處、何とも有難き御事、たゞ〳〵此の死骨さへ落涙仕候儀に御座候。畢竟諸君の御精忠感應と飛揚仕候次第に御座候。御國家の柱石に相成れとの御文言恐れ入り奉り候事に御座候。御請書に付て野生名前まで御書上成し下され候儀過分至極痛入候譯に御座候。」

同志に寄せたこの返書に、隆盛のうれしさが遺憾なく浮び出てをる。よほどうれしかつたと見え、めづらしくも「御直書拜讀仕候て」と題して、

思ひ立つ君が引手のかぶら矢はひと筋にのみいるぞかしこき

一筋にいるてふ弦のひびきにてきへぬる身をもよびさましつゝ

といふ二首の和歌を詠んで、手紙の終りに附してをる。

三　島にて知る櫻田の兇變

萬延元年四月の初め、花もはや散つて若葉美しき島のある日、內地から來た飛脚船は、一通の手紙を隆盛の居に齎した。

隆盛は披き見て打喜び直ちに刀を拔いて跣足のまゝ庭に飛び下り、エーエーと聲勇しく庭前の大きな松の幹を幾度か斬りつけ、後、土足を洗ひ、欣然として室に入り、命じて酒肴を調へさせ、劉佐民を呼び、非常に喜んで、祝盃をあげた。

今屆いた書は、櫻田門外の兇變井伊掃部頭直弼の死を報じた鄉信であつたのである。

□井伊大老の要擊

さきに、勅書返還問題に激昂し、藩を脫して江戸に上つた水戸の浪士はその數廿餘人にも及

んだが神田佐久間町岡田屋さゝ方をはじめ思ひ〳〵に旅亭または妓樓に潜んだ。金子孫二郎は、三田の藩邸に有村雄助を訪ねてそこに潜んだ。

有村雄助の兄治左衞門は、前に江戸に出て麻布に劍道の道場を開き、私かに機會の到るを待つて居たのである。金子孫二郎、高橋多一郎などいふ水戸の浪士達は早くもそれと知つて、表は劍道修業に名を借り私に大老要撃の目論見を有村兄弟に打明けて、何卒助勢が願ひたいと頼み込んだ。有村は豫てその志を抱いて江戸に出て來てをるのである。何で拒絶しよう喜んで相談に乘り直にその企圖に同意した

萬延元年の三月三日、それが大事決行の當日である。この日、昨夜來の降雪朝に至つて漸く激しく、滿都宛らの銀世界。なほも鵞を千切つて投げるやうな雪が、降る降る、霏々として降る。

午前八時過ぐる頃、井伊大老は轎に乘つて、今の參謀本部の在る所にあつた屋敷を出た。前後を警むる家臣五六拾人。「よれつ」「よれつ」の聲勇ましく、然しながら足を沒する積雪に歩みは遲々として捗取らぬ。それが、今、櫻田見附の外、松平和泉守の邸前に差掛つた。途端、見附の石垣の蔭から、ヌッと現はれた大の男、顏を隱した忍びの扮裝、突然、刀を抜きかざして躍り込んだ。見る間に倒れる三人四人。眞先に轎前を衛つたのは森五六郎であつた。

「浪藉者！何者ぞ！召捕れ」の聲がかゝる。行列は亂れた。轎は停つた。

同じ扮裝の男がまた一人現はれた。と見る間に、ヅドンと一發。これは水戸の藩士黑澤忠三郎であつた。これを合圖にバラバラバラツと四方から駈け出した拾六人何れも同じ扮裝の拔き連れ拔き連れ斫つてかゝる。轎を守る人は不意の出來事とて十分の働きが出來ず、禦ぎ兼ねて三人四人、轎側に雪崩れ斃れると見る中、疾風の如く轎側に突進した稻田重藏佐野竹之助である。拒ぎ戰ふ三四人を左右へ斬り斃して引戶押し分け轎中をぐさと刺し貫く。折から駈け寄つた有村治左衞門、猿臂を伸ばしてグイと直弼を引摺り出して首を斬り、劍先に突き刺して『奸賊井伊大老の首は眞つこの通り。』と聲高に呼はりながら駈け出した。

――「櫻田の變」の概略である。

參加した志士の面々――水戶の關鐵之助。齋藤監物。稻田重藏。山口辰之助。鯉淵要人。廣岡子之次郎。黑澤忠三郎。佐野竹之助。蓮田市五郎。森五六郎。大關和七郎。森山繁之介。杉山彌一郎。岡部三十郎。廣木松之助。增子金八。海後瑳璣之介。薩藩士有村治左衞門の拾有八人

參加者拾八名の中、增子、海後の二人が最後まで逃げうせた外、他はみな討死し、自殺し、或は捕はれ、又は自首して刑死した。

水戶志士の首領高橋多一郎、金子孫二郎が當日の擧に加はつてゐないのは、その以前既に水

薩聯盟が在江戸有志の間に成立してをり、東西併擧の策を實現すべく既に相前後して京攝の間に出ることになつてゐたからである。高橋は一子莊左衛門をも引具して二月の末大阪に出てゐたが、三人とも結局捕はれて自殺また刑死した。

「會薩志士の聯絡

在江戸の水薩有志の間に成立した斬奸擧兵目論見に從へば、井伊要擊を東京において行ふと同時に、京都でも所司代その他を要擊する。薩藩からは直ちに三千の兵を出して京都守護の任に當るといふのであつた。で同志の山口三齋、田中謙助相前後して歸藩出兵を促がした。此の計畫は、江戸で最近その實行案が立てられたとは言へ、實は薩摩の精忠派諸士が安政五年春から待ち設けてゐた決擧の時機が來た譯なのである。然るに薩藩では、精忠士面々への御親諭によつて有志の心の一變してをる際であつた。出兵の目的を容易に達することが出來さうになかつた。けれども田中は水戸の有志に高言したこともあり、熱心に出兵を要求した。「薩藩が擧藩勤王說を信じて大に信賴するところあり、我等亦直ちに出兵の事と信じて歸藩したのである。」といふのが田中の言分である。精忠派の中の急進的な人々は、田中の報告を

聞いて、斷然出兵すべしとなし、水藩志士を裏切るのは遺憾である。若し藩廳容れずば、浪士として京都守護に任ずるのみであると執固くのであつた。

大久保は、精忠組多數の意見を代表し上書して出兵を請うたが、久光は無名の師動かすべからずとて出兵を承認しない。

有志は非常に殘念がり、久光公、先君公の遺志を紹ぐの念なし、我が公吾人を瞞着して素望を中斷したもの、今は脫藩より外に道なしなど犇めき合つた。大久保は必死になつてこれをなだめ漸く隱忍自重、他日を待たせることにした。されば こそ、櫻田斬姦の折、薩藩からは僅かに有村治左衛門一人が代表的に參加したに過ぎなかつたのである。

有村雄助は、金子孫二郎と共に一擧の結果を見屆けて大阪に出で、報を齎して歸藩したが藩令によつて切腹仰付かつた。

有村雄助の歸藩するや、亡命行衛不明として處置する意見が有志の間にあり、隨分熱心に歎願したが、後難を恐れてか、つひに「不慇ながら」の文句づきで死を賜はつた。有村は、皇居を拜して從容死についた。

有村治左衛門の最後は實に潔よきものであつた。自分は可なり重創を負うて居たが、井伊

の首を風呂敷に包み、遠藤侯辻番所に上つて血に染んだ身を清め、首の包みを膝元に据ゑ、凛然として割腹した。

『水障所を引き候始末、表に弱を顯はし候姿にて勃興の機相見得候事か。』と隆盛が察してゐた通り水戸はつひに斬姦を實行し了せた。隆盛はよほど嬉しく思つたと見え、文久元年三月四日の手紙にも『昨日は斬姦の一同忌にて早天より燒酎呑方にて終日酔居申候。』とかいてをる。

四　龍郷の先生

文久元年正月二日隆盛は三拾五歳にして、はじめて一男兒を擧け得た。

二月三日、大久保稅所宛の手紙に、

『偖々野生には不埒の次第にて正月二日男兒を設け候。御笑ひ下さるべく候。』とある。

漂海の當時、隆盛は自ら薪水の勞をとつてゐたが讀み書き算盤を習はんとて集まり來る兒女の數追々增加し、隆盛の寓居は宛も寺小屋の如き觀を呈するに至り、子等を託する父兄等、隆盛自ら薪炊の勞を執れるを見て氣の毒に思ひ、島人佐榮志の娘アイガナ（愛子といふに同じ）

を容れて箕箒の勞を執らしむることゝした。愛子は至つて氣だてのよい女であつた。次第になじんで夫婦同樣の仲になつた。その間に生れたのが今の西鄕菊次郎氏―前京都市長―である

隆盛は、初め六石扶持を藩廳から受けてゐたが、貧民に施與などして常に飯米その他不足勝なので、弟吉次郎に申送つて、米二石ばかり送らせたこともあるが家庭を有つやうになつてからは一層窮乏を告げた。見聞役の木場傳内は、その事情を察し、藩廳に申し出でたので、さらに拾貳石を加へて拾八石扶持を給せらるゝことゝなり、島人の信用も次第に高まり、島の長者として種々の相談を受くるやうになつた。隆盛は屢々島巡りをして、島人の生活狀態や風俗などを調べたが、當時大島には惡い風習が澤山あつた。その一つは「ヒザ」と稱する一種の奴隷制度で、これは雇人が、主人の家で子を生むと、その子は、生涯、その雇主の家の奴隷とならねばならぬといふ風習。今一つは「ユタ」といふ驚くべき迷信の行はれてゐたことで、これは内地でいふ一種の巫女である。吉凶禍福、一にこの巫女の命によつて定まるものであると島人は信じてゐた。從つて、種々の弊害がこれに伴うて百出するのであつた。隆盛は直に島廳へ建議して、これ等の惡風習の改善を計らせることゝした。

隆盛はさらに、島政上實に驚くべき一事實の存するを知つた。それは薩摩から出してある島

役人が、無法なる苛責で島民を苦しめつゝあつたことである。といふのは、大島では、島津家へ年貢をすべて砂糖を以てする規定であつたが、その年貢の取立方が随分亂暴であつて、年貢の額を、年々その植付時の反別に割當て、一旦この割當を終つた以上、如何に凶年であつても、その割當額だけは必ず取立てる。若し凶年のために、年貢料だけのものが穫れぬ旨を申出づるものがあれば、島役人は、その島人を拘留しおき、「隱匿して左樣なことを申出るに違ひない」などゝ酷くこれを責め苛む。その責苦に堪へ兼ねて舌を噛み切つて死ぬものさへ少なくなかつた。隆盛はこの事實を目撃して、『實に怪しからぬ役人共である。無辜の島民を苦しむるも酷しい。』と憤慨し、直ちに旅裝を整へて行程四里ばかりを急行して名瀬の詰所に在番役相良角兵衛を訪ひ、『農作物は氣候及び風旱等の如何によつてその收穫を異にする。見積りは一時の豫想に過ぎない。これを以て直ちに確定の收穫に擬し、人民に臨むは政をとるものゝなすべきところではあるまい。』とて島民拘留の宥恕を乞うた。

ところが、相良は『製糖のことは一に予の權内にあること、敢て足下の容喙を要せぬ。』とて容易に受付けぬ。隆盛容を正して、『製糖のことは素より貴職の權内である。しかし島民を苛誅することと度を過ぐるは君公治政の徳を辱しめるものである。臣として默することができぬから、かく遠くまで來て宥恕を乞うて居るのである。然るに足下は暴言を以て予に報い

られる。此の上は已むを得ず、事の顚末を上申して、此の事を改むる外はない。』とて憤然として立ち去り、歸途、見聞役の木場傳內に告げたところ、木場大に驚き、相良の邸に至つて隆盛のいふところ總て正しきをいふ。相良大に悔悟し、直ちに急使を十三ヶ方役所に馳せ、島民に對する責苦を直ちに解くべく命じ、一方、木場と共に、馬をかつて隆盛の行方を追うた。隆盛途中、民家に憩ひて晝食をとつてゐるのを見、直ちに下馬して失言を謝し、島民の責苦は既に解いた。願くは藩侯への上申を見合せてほしいと賴んだ。隆盛莞爾として「さう解れば何よりである。敢て事を好むものではない」と談笑して別れを告げて歸つた。

龍鄕村に歸つて見ると、島民みな責苦を免れてその業に就いてゐた。

かくて、隆盛――龍鄕の先生――の德望は、日に日に全島民の仰ぎ慕ふ所となつた。

文久二年、その夏の初、アイガナは更に一女兒を擧げた。後の大山元帥の實弟大山誠之助氏夫人菊子がそれである。

島人の尊敬は日每に加はる。見聞役の木場傳內、また常に同情を以て遇してくれる。家には可愛きものが二人までも出來た。島の生活として何一つ不足はない。けれども、獨り靜に滄海の怒濤を眺めながら、岩角に踞して瞑想の人となる時、共に死を決した月照和尙を思ひ出して、人知れず暗涙に咽ぶことも無いではなかつた。

曾て重野（幸之丞、後の安繹）が、投海當時の感想を隆盛に聞いたことがあつた。隆盛は、入海事情の概略を話した後、悔恨の情に堪へぬが如く、

「……和尚ばかり死なして、自分はかうして死に損つて生き殘つて居るのは、如何にも殘念でごあす。劍によらず、身を投げるなど、女子のことで、誠に天下に對して面目次第もない。和尚は法體のことと故、劍によるもいかゞと思ひ、終に投身に決したもの丶、今から思へば、劍を以てした方が可うごあした。」と涙ぐんで物語つたといふ

或はまた妻子の側に寢に就ける夜半など、孤燈の下同志より來る書簡によつて、天下の大勢を竊に胸中に畫き見る時、已に死んだこの身を、今一度、君國のために捧げて思ふ存分働いて見たい、早くこの島を去つて、天下の公人として活動して見たい、との感想のひし／＼胸を打つことも屢々あつた。後に木場に與へた手紙にも、

「大島潜居の當時は、一日も早く島を出たいと思ひしこともありしが云々」と記して居る。

或はまた、清窓の下淨几によつて經書に親しみ、その眞意に味到して古人の靈と相感孚する時區々たる人爲、それが何であらう。總ては天の配劑に任すべきである。自分の境遇何の悲しむべきであらう。天下の大勢、また何の憂ふる事があらう。天行健兮、王道蕩蕩兮ではないか。すべては天である。生も天である。死も天である。興も天なれば滅もまた天ではない

か。「人事を盡して天命を俟つ。」この外に人の行くべき道はない。我は今より喜んで天命に從はう。思へば我は幸である。何を悲まう。何を恨まう。とかく感じつゝ天地と一體の聖境にその精神を持することも屢々あつた。

或はまた、島人の家庭の老若男女睦じきを見ては、故郷の老祖母、さては弟妹の近狀などを思うて、鹿兒島の空なつかしくなることも少くないではなかつた。

第六章　上阪勤王時代

一　隆盛召還の事情

□薩藩の政變——誠忠派内閣成る

文久二年二月の初、突然召還しの御沙汰が下つた。隆盛は潜居中に出來た妻子を島に殘して、匆々迎への船に投じた。妻子を島に遺し去るは身を切らるゝ思ひもした。けれども、赦免となつては、一刻も早く歸國したい。妻子を思ふ情以上に國家を憂ふる情が、此際の隆盛には一層切なるものがあつた。

鹿兒島へ着いたのがその月の中旬親戚故舊に出迎へられて、一先づ我が家に歸つたが、その

夜直に小松帯刀の邸で開かるゝ會合に臨まねばならなかつた。それ程にも隆盛の歸藩は同志に待ち望まれてゐたのである。

隆盛の召還しについては、殆ど藩臣のすべてが一致希望するところであつた。これまでにも、幾度か召還しの議を申出でたのである。事實また疾くにお召還しになつてゐてよかつたのである。それが妨げられて今日に及んだのは只管、久光の御氣に入りで、且つ久光の意を迎へることに最も注意深かつた中山尚之介などが、それを喜ばなかつたからである。ところが、このたび先君斉彬の遺志を奉じて久光自ら大兵を率ゐて上京し、朝廷奉護、幕政改革の大運動を起さうとするに當り、先君斉彬の趣旨精神を最もよく承知してをり、京幕の諸事情に精通もして居り、諸侯並に諸有志との交りも極めて深い隆盛を起用するが何よりだといふので、つひにお召還しのことに決したのである。

しかし隆盛起用については、右の理由の他にも理由があつた。薩藩では、その前年、重大な政變があり、首席家老島津左衛門一列の人々が罷められ、小松帯刀、大久保一藏等が重用された。それが隆盛起用にいろ／＼の意味で關係をもつてをる。

島津久光は、齊彬の弟、藩主茂久の父であるが側室お由良の出であることを遠慮してか、齊彬死に臨みて後事を久光に托したに拘らず、老公齊興の在世中は專ら城地重富に住居し、深く蔵して敢て藩政に容喙しようとはしなかつたが、安政六年九月老公齊興が薨去するに及んで、初めて居を鹿兒島に移し、太守茂久を輔け、國父として藩政を聽くことになり、十月廿六日、これまで專ら藩政を總攬してゐた島津豐後を罷め、十一月九日、島津下總を上席家老に任用した。島津豐後を罷めるについては、藩内なほ多少の支持者もないではなかつたが、豐後は、齊興の死後藩の公物を自邸に運ぶなどの私的横邪の行爲があり、それ等を名として、多年蟠踞して居た薩藩の舊勢力を根本的に芟除一掃しようとしたのである。島津豐後腹心の家老新納駿河も萬延元年二月を以てその職を退いた。

島津下總は左衞門と改め、藩政の軸機を握ることになつたが、その一族及び系統に屬する人人には田尻務、桂右衞門、蓑田傳兵衞、椎原與三次、米良助右衞門、種子島乘左衞門など優秀の人材があり、此の一派は齊彬の遺志を遵奉し、勤王の志淺からずとて、一部の人々には頗る人望があ

つた。が、老成着實にして保守的傾向を帶びてゐたので誠忠派一列の人々とは主義主張において多少の懸隔あるを免れなかつた。殊に、萬延元年二月、太守茂久の參府に際し、左衞門はその隨行の士を悉く自派――島津左衞門は日置郷の領主であつた故、左衞門派を日置派ともいつた、またその邸宅が平方限にあつたから平方一派ともいつた。――に緣故あるものに取り誠忠派の人々の隨伴を危險なりとして排斥した。ために誠忠派の人々の反感を買ふこと甚しく、こゝに隱然誠忠派、日置派對立の形勢を形作つた。

そこで誠忠派の頭目大久保正助、有村俊齋、堀仲左衞門の諸士は、私かに君側の小姓兒玉雄一郎、谷村小吉、並びに久光の最も信任せる中山尙之介と連絡をとり、日置一派を退け、勤王的色彩の鮮かなる人物を以て之に代らしむべく、只管策動を續けてゐた。ところが、文久元年十月に至り、久光は、誠忠派の人々の熱心なる要求もあり、且つは親諭書のこともあつて、いよ〳〵、先君齊彬の遺志を繼承し、出でゝ公武の間に盡力しようと決心した。ところが左衞門及びその派の人々は、藩情なほ統一を缺き、國用なほ十分ならぬ今日、かゝる大志を抱いての上京は尙早であるとて反對し、猶豫延期を主張した。けれども聊か功名にはやつてゐるかの久光は、中山を通じて誠忠派の人々の要求に深く動かされて居る折柄であつたので斷然意を決して上京盡力することになつた。そこで左衞門は、先づ責を引いて辭職を申出づることになつた。

左衛門の言ひ分にも道理はあつたが、久光の言分にもまた道理があつた。今や天下の大勢は薩摩の勢力を中心として動かうとしてをる。此のまゝ永らく中央の政界から離れてゐては時が去つてしまふ。志をのべる機會を失うて了ふ。ことに、さう因循であつては誠忠派の人々が承知しまい。非常のことをするには、多少の無理、また止むを得ないといふのである。

かくて久光は、左衛門の辭職を聽許するとともに、左衛門一派と目せらるゝ人々にも殆ど悉く轉職或は退隱を命じた。と同時に喜入攝津首座家老となり、側役小松帶刀、御小納戸中山尙之介等政務を補佐するに及んで藩の要路全く面目を一新し、誠忠派の首領大久保正助——一藏と改む。——堀仲左衛門——次郎と改む。——の二人、また新に抽んでられて御小納戸に列し、藩政の機務に參することゝなり、有村俊齋（武次と改む）——吉井仁左衛門（仲助と改む、）——また徒目付に擧げられ、こゝに薩藩は空前の進歩的內閣、言はゞ誠忠派內閣を現出することになつたのである。

少壯氣鋭なる誠忠派が、着實老成なる日置派を斥けた此の政變、その結果として現出した此の新內閣は、一面より見れば、久光が先君齊彬の遺託を全うせんとする積極的精神の發露と誠忠派が、先君齊彬の遺志を繼承して皇室を再造し、「國光を宇內に輝かさん」と欲する熱烈なる精神との一致に基づいたもので、生氣潑溂たるところはあるが、一方から見れば、國政に經驗薄

く、藩の歴史を詳かにせず、外藩との關係交渉を辨へざる青二才達の組織する未熟內閣の觀なきにしもあらずであつた。隆盛もまた、かく觀察する一人であつたのである。

後に木場傳內に與へた手紙に、

『島元より相考候よりは雲泥の違ひにて御府內都て割據の勢に相成居頓と致し樣無之模樣故暫くの間觀察仕候處、當時の形勢少年國柄を弄し候姿にて、事々物々無暗な事のみ出候て政府は勿論諸官府一同疑迷いたし爲す處を知らざる勢に成立、ケ樣の事は是で引結び、此處で成るものといふ事は全く知らず、志は能く向き候ても處置に至ては疎く、俗人の笑ふ事多く君子の賊に候得共爲す處至て賤敷、手のみ相見得、君子の行に無之候。所謂眞忠派と唱候人々は是迄屈し居候もの丶伸候て只上氣に相成、先づ一口に申さば世の中に醉ひ候塩梅、逆上いたし候模樣にて、口に勤　王とさへ唱へ候へば忠良のものと心得、さらば勤王は當時如何の處に手を付候はゞ勤王に罷成候哉、其道筋を問ひ詰め候得ば譯も分らぬ事にて、國家の大體さへ、ケ樣のものと明めゝ出來ず日本の大體はこゝといふ事も全く存知これなく、幕の形勢も存せず、諸國の事情も更に辨へこれなく、そふして天下の事を盡そふとは、實に目暗話にをかずにて、仕方もない儀に御座候。』

とあるがそれである。

新内閣の實力あるなしはとにかく、此の政變によつて、「御府内すべて割據の姿」になつたことは確かである。一方には、なほ島津豊後、新納駿河等の殘黨で、志を得ざる不平の徒がある上に、さらに左衛門一派の而も可なり實力ある人々が志を得ざる狀態にある。期せずして不平は募る。不平が募れば妖言が放たれ流言が飛ぶ。左衛門一派は、主として嘉永二年のお家騷動の殘類であるところから、久光が此の一派を喜ばぬのであるなどいふ噂も立たぬではない。或は、左衛門一派は、先公齊彬の御遺託を受けてをる人々であるに、此の派の人々を斥けらるゝことは、久光が先君齊彬の遺志を放棄して省みぬためである。などいふ批評も出る。

柴山愛次郎の上書に、

『先公御逝去の砌、御遺託御承知有之候樣申唱候事にて、此の節に至り、先公の御盛意荒り候事もこれあるべきやと存奉り候向もこれあり、はたまた此の前より黨派の崩れと存候ものもこれあり、また天保酉年の一舉、恐れながら御當方樣に牽連れ仕候事もこれある樣申傳へし事にて、平方一黨は彼の餘黨の人にこれあり候處より、御賢慮存じ奉らざるものは、右邊の處より起候樣存奉り候ものもこれあり、此等の疑惑はたゞ庸衆の上のみならず少し有識と唱へ候ものも疑惑仕候やう察せられ候。』とある。

隆盛は、その出身系統から言へば、日置派即ち左衛門派に屬する人である。高崎くづれの時、

隆盛に遺言したと言はれる赤山靱負などもやはり日置派だつたのである。けれども、隆盛は公平な人である。黨派的感情で事を一二にする人ではない。その事をよく知つてをる小松帶刀、大久保一藏等は、隆盛を召還して重用することにもならば、新内閣に對する揣摩臆測も幾分は薄らぐであらう。さういふ意味をも附け加へて久光に言上した。久光もまたそれ等のことは、柴山愛次郎の上書などによつて既に幾分氣づいて居り、而も、先公齊彬の遺志を奉じて上京せんとする當面の問題に對し、隆盛を要することも多大であり、特に諸國浪士の鎭めとして無くてはならぬ人物であると思ひ、つひに隆盛召還しのことに決定した次第である。

柴山愛次郎の上書にいふ。

「菊地源吾儀、所謂俊傑の士にて、御先代様御親用あらせられ、御趣意の程、細大となく承知仕候ものと申傳ふる事に御座候。夫程の人物にて候へば大事の御用をも仰付られ、且つは御先代様御趣意をも御聽取遊ばされたきものに御座候間、此節、御召歸し御座ありたく左様御座候へば、此節に至り、益々御先代様御志業御繼述御座なされ候御趣意顯然の布置仕り、余程御實益もあらせらるゝ御義と恐察奉り候。右一黨の面々も、此人物には深く信服いたし、右の御處置兼て念願存じ奉る事に御座候。然る處、此頃種々造言仕候中にも、源吾御召歸の義、左衛門殿より何が度も御相談に及ばせられ候へども、當方様御合點これなき處より、今に召

し歸されず候と申唱へ候。右樣雜評は取るに足らざる儀に御座候へども、夫程人心を攪へ候ものに御座候間、御召歸し相成候はゞ人心の動搖も相靜まり、第一、先公の御盛意荒み候やの疑惑も解散仕り兩黨の邪直も相定まり、小人の輩は口を箝み、造言の害も止み、また罪を引き善に移り候やう相成るやも計り難き事と恐察奉り候。」

これは一柴山の意見であるばかりでなく、恐らく有志の大多數の意見を代表したものであつたと見ることが出來る。

二　隆盛、久光の大策を難ず

隆盛は疲れを休める暇もなく、大久保に伴はれて小松帶刀の宅に出かけた。集つたのは小松、中山を加へて四人きりである。久光、大兵を率ゐて東上、大策を決行しようとするについての相談である。

座が定まり、一通りの挨拶が濟んで、大久保から一通りの東上決定に至るまでの經過を話した――

「一昨萬延元年三月、太守茂久參府の途中、櫻田の變報を得て引き返されたこと、その後、幕府が荐りに參府を要求して止まぬこと。されば とて、當節の形勢では、うか〳〵參府すると如何な

る變事の勃發しようも知れぬこと。そこで、在江戸の堀次郎に命じて江戸高輪の藩邸に火を放たしめ、修理完成まではとて參府猶豫を願つたが、幕府では、天璋院夫人の御手元金の流用などして藩邸改築のことを運び再三薩侯の參覲を促して來る。今は延引の口實もない。それに、諸侯の有志も頻りに薩公の出動をすゝめる。藩内の有志また頻りにこれを勸め、擧藩勤王の實を擧ぐるの機會を作りたいとて立ち代り入り替り建言する。ことに誠忠派の諸士は、櫻田事變の際薩摩が立ち後れた爲に、東西倶擧のこともならず、水薩同士聯盟の實も擧らず、誠に面目を失したりとて頻りに大策決行を迫る向もあつて、このまゝ抑へておくこともならず、無理に押へておかうとすれば、何時いかなる變事の出來せんも計られず、脫藩打連れて上京せんなど敦圍く連中も少なくないので、つひに、久光公太守の名代として參府さるゝといふ名義の下に兵を率ゐて上京、公武の間に周旋さるゝことになつたといふのである。

　久光が東上の意を決したのは文久元年九月頃であるが、その十月八日——政變間もなく——堀次郎に旨を含めて江戸に赴かしめ、幕府に、「非常の時には非常の人材を用ゐなくてはならぬ。よろしく一橋刑部卿越前中將の罪を許して要職に擧用すべきである。」との意を建議し、一方筑前の黑田長溥(ながひろ)陸奧の南部信順(のぶゆき)佐土原の島津忠寛(ただひろ)など島津家近親の諸侯に謀り、幕府の

同意を得て此度參府する久光に相當の待遇を得させるやう素地を作ることゝした。久光は藩内に於てこそ國父である。その權勢太守茂久に等しい。けれども藩外に出れば島津家の一近親に過ぎない。將軍家から見れば無位無官の一陪臣である。それで以て公武の間に周旋し閣老と議論を上下することは到底事情が許すまいと思はれたからである。

堀の報告によれば、越前、一橋の罪を解き、要職に重用することについての建議は幕府の容易に容れるところとはならぬらしい、矢張り京都の力を借りる必要があるとあつたので、十二月はじめ中山尚之介に旨を含めて上京せしめた。表向の用向は(一)薩摩産の名刀波平行安作の御劍を獻上すること。(二)近衛家との緣談のこと(齊彬の養女貞姫を近衛大納言へ嫁する約があつた)との二點にあつたが實は「久光が齊彬の遺志を繼いで上京、公武の間に周旋せんと欲するにつき、近衛家の了解を求め越前、一橋の罪を許し要職に重用するやうにとの勅書を申下すことについての盡力方を申入れること」これが重なる用向であつたのである。尚之介は、十二月廿四日歸藩、上京のことの首尾を復命した。御劍は御嘉納あり、緣談のことも滯りなく運んだけれども、久光上京のことについては折角忠誠の心は喜ぶべきも、目今、幕府と京都との間には、和宮降嫁の約もなつてをり朝廷におかせられても幕府の行動如何を見てゐられる折柄ゆゑ、勅書を請ひ受ける手順も容易でないと思はれる。で、この度の上京は、しばらく時機を見合せ

た方がよくはないかといふ意味の手紙を茂久、久光宛に近衞家から遣はされた。

そこで、今度は、大久保一藏を、十二月も押詰つてから上京させ、此度久光の上京及び參府についての趣旨を更に一段明白に記した書を近衞家に呈せしめた。その書の意味は、天朝の御篤旨これを護り奉ることゝの焦眉の急なるを述べ、和宮降嫁は幕吏の奸策、毫も公武協和の主意に協はざるを論じ、幕吏を呼んで亂國の賊臣と貶し、而も強大なる幕威に抗するには、「京都御十分の御守護相備はらず候ては」到底不可能なるを明かにし、さらに、久光上京の內策を披攊して上京の御供の人數多數なることを詳細に示し、守護十分相調ひ候上は、一、聖斷を以て關東へ勅使相立てられ、一橋を後見に越前を大老に任ずるやう命ぜらるゝやう。二、即日勅を下されﾞ、九條關白をやめ、近衞左府を關白へ復し、青蓮院宮の幽閉を解き萬事御親裁あらせられるやう、お願申上げたい存念である。といふのである。

大久保は正月十四日を以て、近衞忠熙及び忠房に謁して右の書を差出したが、近衞家にてはこれに對して、「島津父子の忠孝節義はさることながら單たる出府ならばともかく、勅書を申下して云々といふやうなことは、現今の情勢にては、たとへ數千萬の衞護周備すとも、無益の業にて志願の筋は通らず却つて天朝の御爲にもならず、宸襟を惱ませらるゝのみである。」との意味を懇諭し、その理由を明にしたる答書を大久保に賜はつた。

二月一日、大久保は、近衛家よりの書を久光に齎らし、且つ京都の形勢を復命した。しかし、久光は、敢て意を翻さうとしなかつた。

隆盛は、大久保から、久光上京に關する諸計畫を一通り聽いて、さて徐ろに口を開いた。

『御出府についての御大策、まことに結構ではあるが、その勅諚を下すについて、朝廷の方は兎も角、お請する幕府の方に何か確かな見込が立つて居らうか。』

『それに就いては、まだ何とも見込みが立つてをらぬ。』

『それでは困る。幸ひ、勅諚は下るとしても、それをお請した幕府が、御勅旨を實行する見込がなくては、何の效もない。』

『勅諚とあれば實行せぬ譯には參るまい。』

『それは表面のこと、いかに勅諚なればとて、幕府がそれを心からお請せぬにおいては事は運ばぬ。假に幕府で勅諚を體よくお請したとしても、いつまでも御勅旨を實行せぬ場合には何とするか、それについての御策は。』

『その時には、いつまでも京都に留まつてゐて、禁闕を守護しつゝ幕府へ督促して實行を迫る外ない。』

「一年も二年もの御滯京は種々の事情で實際出來ぬことである。その時には、たゞ實行を迫るといふのみでは朝廷の御威光にも係はる故違勅の罪を御責めにならずば名義が立つまい。また京都御警護に就いては、たゞ京都の藩邸に詰めるとばかりでは何とも仕方がない。勢ひ、所司代を追ひ退け、井伊の固めを除かねばならぬ。これに就いての御策略は。」

小松も大久保も行詰つて何とも答へ得ない。西郷は更に語をつぐ。

『一年も二年も在京することの困しいのは申すまでもない。幕府ではかねて異人との交際もある。彼是時日を移しをる中異人等と相結び大阪口より軍艦ども差向けぬとも限らぬ。かゝる場合の御用意は。』

一語は一語より深く精しく急所へと煎じ詰めて行く隆盛の態度に、中山は言ふまでもなく、大久保も、小松も、一言も發することが出來ぬ。隆盛は心中に思つた。かゝる大事に何等の答も出來ぬ人々が、御大策とは餘りに氣強いではないかと。

暫時、沈默の續いて後、大久保は口を開いた。

『それ故貴君の歸りを待つて居たのである。我等にはそれ等の精しい事情が十分に解らず、從つて成算も立たぬゆゑに貴公の御召還を願つたのである。貴君の考がまづ聞きたい。』

隆盛は既に幾度か公卿縉紳の間に出入もし諸藩の有志との交際も深い。小松や中山や大

久保やは藩においてこそ能才である。偉い勢力である。けれども、中央の政治弊蠹のことに關しては何等の經驗も無い。經驗がないから見識も立たぬ。殘念ながら、井中の蛙たる三人には、此際、大久保の言葉以上の言葉を發し得る權利が無い。中山は中座して席を立つた。

『私の意見をと言はれてもそれは困る。御内評中ならば、如何樣とも策の施すべき道もあるが、旣に御東上御決定とあつては、如何とも仕樣がない。』

他人のしくさらかしたゝ仕事の後始末は、何ともしやうがないと隆盛は思つた。

小松が口を開いて、

『とにかく一度、久光公に拜謁してもらつてはどうか。その上で、大島氏の所存を公へ直接申上げて見れば、何とか公の考へも定らうかとも思はれる。』

『それがよい。』と一同、決議した

用談はこれで濟んで、隆盛から在島中の笑ひ物語などして、夜おそく散會した。

二月十五日になつて、隆盛は舊役同樣徒目付鳥預庭方兼役を命ぜられ、直樣、御殿に召出された。隆盛は久光侯の前に出ても、少しも憚る所なく、前の四人の會合の折と同じ意見を申上げ、さて其の上特に、日今、御國内誠忠派、左衞門派等の軋轢があり、別に島津豐後の一派もあつて、おの〳〵互に嫉視の姿であることは、大策御決行の上に甚だ困難が生じ易い。願くは、國中みな

勤王になつて後、大事を決行されるやうにと事細かに申上げ、

『右様の次第にてござれば、この度の御參府御計策は、恐れながらお延しなさるやうお願ひ申上げたい。斯く申すは如何なれど、順聖公樣とは違ひ、未だ江戸の樣子なども御存知あらせられず、諸侯方との御交際もあらせられねば、そこに餘程の御用意あらせられずては叶ふまじく、思ふに、この度、御計畫の大策を御決行遊ばさるゝには、大藩の諸侯方と御同論なされ、合從連衡の勢を以て致され申されずてはなり申すまじく愚考仕りまする。御勅諚も、たゞ御勅使を立てらるゝばかりにては實行難しうござれば、京都御警護は同論の他の大藩にて遊ばされ、御尊公には勅諚の下ると同時に、他の諸大名と共に俄に御登城に相成り、即座にお扱ひなされずばとても實行には至り申すまじく相考へまする。』と憶面もなく言上した。久光も、この度の參府については、なほ幾分不安を抱き居るところであつたから、割合に機嫌よく、『その方の申す所、一應尤もに存ずる。と申して今更致方もない。參府の儀は既に時日をまで届け濟になつてをること故、最早延引いたすわけにもなり難い。往ける所まで行く外あるまい。あまり大業に考へず、通常の參覲の心持で參府する外あるまいと存ずる。』との言葉。

『御にはございますれど、』陸盛は押して言つた。『非常の事を成されまするには、非常の御用意が肝要、平常のお心持ではいかゞかと存じまする。若し諸大侯と御同論成し難しとの御思

念のござれば、この際、固くお守り遊ばされますが上策と心得まする。既に屆け濟とにござれば、御病氣の旨御中立遊ばされ、御參府御斷り然るべく存じまする。つまり割據と申す御腹合にてあらせらるゝやうに。』と事理を明にして事細に申上げた。

久光も聊か心が動いたらしく、

『尙ほ考へて見ると致さう。』といふ言葉で、その日は退出した。

二日の後、二月二十五日御發駕の豫定であつたのを三月十六日まで御延ばし相成る旨仰出され、別に隆盛へは、『今日となつては變更も出來ぬ故、今日までの成行のまゝで遂行するとして、如何なる策に出づべきかを申し出でよ。』と仰言が下つた。

そこで、隆盛は書面に認めて、次の二種の策案を立てゝ答申した。

第一策

是非御參府御延引遊ばされたい。——幕府へは、參府の用意に差掛りしに、非常の世態にて國中の人心動搖甚しく、號令も顧みずして、人々思ひ〳〵に踏出すといふ勢に相成り、このまゝ參府いたしては國中の騷動計り知り難きものあれば、當年の所は參府相延ばし、家老を以て名代として差登す旨を申立てられ、御國中へは、御家老中より御危み申上げて御引止め致す旨仰達しられて。

第二策

是非御參府とならば、天祐丸にて關東まで御乘船御參府あらせられたい――若し京都にお立寄り相成りては、御勤書しかるべきも、海上にて御參府とあらば、その事も無かるべく、且つは天下の形勢をも自ら傍觀いたす地位に立ち得べければ。

けれども二策とも用ひられなかつた。隆盛は大に失望した。失望の餘り同志に向ひ「地五郎に何が出來るか」とまで烈しい言葉を吐いたといふ。「地五郎」とは、「田舍もの」といふ意。久光は一度もまだ中央に出たこともなく、天下の諸侯に交はつたこともない。しかも藩侯ではなく、陪臣である。藩内でこそ國父ではあるが、國外に出れば一陪臣としての取扱ひしか受けることが出來ぬ。先君齊彬と土臺わけがちがふ。その違ふ人が、たとへ先君齊彬の遺志を遵奉すると言つたところが、相手が承服するかどうか。地位も力量も、德望も全く違つた久光が、諸侯の中第一等の人物として天下の人望を集め、尊敬を拂はれてゐた齊彬の行はうとした同じ行ひを行はうとしてもそれは決して出來るものではない。といふのがその折の隆盛の腹の中だつたのである。

そこで隆盛は、一旦、藩廳に顏を出したばかりで、足の痛みが甚しいとて引籠り、それより、指宿の溫泉へ湯治するとて身を隱して了つた。もう、どんなことがあつても、足を此の湯治場から

引上げぬといふ考で引籠つて了つた。ところが、諸國の有志のものども、追々薩侯上洛の噂を聞き、その機に乘じて事を擧げようと企てをる旨を耳にする。諸有志の中には、肥前の眞木和泉、長州の堀眞五郎、福岡の平野次郎、肥後の宮部鼎藏など錚々たる連中もあると聞く。ことに、薩摩の同志もこれら他藩の有志と策動して、藩を離れて事を擧げようとする樣子あることを耳にする。若し、これ等有志のために大事を誤るやうなことがあつてはならぬと、密に樣子を探るために鹿兒島に歸つた。そこへ、大久保がやつて來て、愈々變を生ずるらしく、實に手の附けやうがない。この際は、どうしても出て貰はねば困ると訴へたので、終に湯治場から足をあげて、國事に奔走することとなつた。

三　隆盛、久光に先發す

再び同志のものゝ會合となつた。その結果隆盛は、久光侯よりも一足先に出發して、九州各藩の形勢を視察し、下の關において久光侯を待受けることゝなり、支度も整うて村田新八を伴ひ、鹿兒島を出發したのが三月の三日であつた。それより、肥後雨筑の形勢を視察しようとしたが當時、他國人の通行の八釜しい折柄とて捗取らず飯塚までくると森山新助から差立てた

應脚にあひ、早く下の關へ出るやうに上の仰せ、急ぎに急いで下の關着、同志白石正二郎宅に着したのが同月の廿二日。下の關には森山新藏が待つて居て、その後の薩藩の形勢とも報知する。そこへ豐後岡藩の有志二十人ばかり、薩摩の意見を聞きたいとて隆盛に面會を求める。彼等は、その夜直ちに船で大阪に出るのだといふ。到る處この形勢である。久光の上京を機として事を擧げよう計畫の、既に各藩の有志間において熟せるものあるを認めずには居られなかつた。

和宮降嫁に端を發した勤王運動

九州の諸有志が勤王の義擧に奔走するやうになつたのは、中山大納言の家臣田中河内介の遊說による。その運動が最も熱して來たのは、文久元年十二月、清川八郎(莊内の人)、伊牟田尚平(薩人)、安積五郎(水戸の人)の三士が、田中河内介の紹介で、九州勤王諸有志を訪問遊說した時からである。

清川等遊說の標語は、「幕府朝廷を無みし不義を敢てす。奸賊斃さざるべからず」といふにあつた。數へた主なる內容は、和宮降嫁を朝廷に強要した。國學者に命じて廢帝の故事を

調べさせた。といふ二事であつた。

和宮降嫁のことは、井伊が前から唱へてゐた、その遺志を繼いで、安藤對馬が最も盡力した。公卿では岩倉具視主として奔走し、藩士では長州の永井雅樂が裏面で活動した。

第十四代家茂の夫人に皇妹和宮を迎へ入れて、朝廷と幕府との間の協和を謀らうといふのである。一體和宮は、當時既に、有栖川へ御降嫁の約があつた。それを幕府は、百方手を盡して強請した。その言ひ分は、今日、天下の憂とする所は、外夷の強迫ではない。朝廷と幕府、即ち公武の間に意志の阻隔せる一事である。公武の乖離、これを協和するが今日の急務である。それには、皇妹御降嫁は最も有力なる方法であるといふのである。公卿の間には、段々反對の議論もあつたが、岩倉具視は眞に公武の協和が成立するものならば、それに越した國家の慶事は無いと、大に贊意を表して盡力した。遂に聖上の御裁可となり、文久元年の暮には、和宮は御東下に相成り、同二年の春早々正式の御婚儀が取結ばるゝといふ。此のことが、勤王の有志を甚く激昂せしめ、公武協和どころか、却つて尊攘黨の氣勢を高める原因となつた。婚姻政策で朝廷を制馭しようなどゝは實に狡猾も極まれりである。不埒千萬である。不敬の所爲である。曾て、靈元上皇の皇女八十宮を將軍家繼に降嫁あるやう噂のあつた時家繼は婚に至らざるに夭逝した。天譴は、必ず不敬者の上に下るだらう、など流言蜚語が盛んに飛んだ。

その頃である。九段坂下で、ある夜塙保己一の孫塙次郎が何ものかに殺されてゐた。幕府が國學の傳統をつぐ塙家へ、廢帝の故事の調査を命じたといふ事實はなかつたらしいが勤王志士の仕打だといふ噂が專らであつた。

當時江戸に居た清川八郎は、これ等の流說を信じたか、大に憤慨して京都に出で、田中河內介に話したところ、これも大に憤り、中山大納言に說いて勤王擧義の檄文を請ひ受け、それに丁寧なる紹介書を附して右の三士に授け、九州諸藩に入說せしめた「遠からず、靑蓮院宮の令旨を受け、追て錦旗節刀をも賜はる都合になつて居る、その故を以て勸誘に力めよ」といふのが田中河內介の言分である。清川等三士は、十一月十六日を以て京都を發し、十二月二日肥後の高瀨に着して同志松村大成を訪ひ、中山の檄、田中の紹介狀を示して西下の趣意を話し、松村の宅を根據として各地の有志と往來し、勤王を鼓吹するといふことになつた。丁度折よく、福岡の平野次郎も薩摩入りを企てゝ高瀨に來合せ松村の宅に落合つた。

そこで、清川は連絡の中心として高瀨に止まり、安積は久留米の眞木和泉を訪ひ、阿蘇の大宮司惟治にあつて縣內の士氣を動かすことゝし、伊牟田は、平野と共に薩摩に歸つて藩情を探ぐらうといふ方策。

□平野、伊牟田鹿兒島に入る

平野、伊牟田の兩人が相携へて高瀨を發つたのは十二月六日、平野は藤井五兵衞と變名し、十二月九日薩摩小河內の關所に行き、自分は黑田家の足輕であるが、重役の封狀を鹿兒島に送るのであるとて入國、十日鹿兒島に着した。

伊牟田は本來薩人ゆゑ何のこともない譯だが、一旦脫藩して江戶に居た關係上、見咎められてはならぬと考へ、普積敬介と變名し、間道を越えて入國したが、村人に怪まれて捕はれた。しかし藩吏谷元作之助の同情によつて小松に會はせてくれた。

薩藩では何分他國人の入國を喜ばなかつたが、伊牟田は小松の生家肝付氏の舊臣であり、平野は大久保の舊知であるといふので、さう無法な扱ひもせず、擧藩勤王、明春入京の藩論の趣を大久保より話し、金各拾兩宛を與へて引取らせた。

平野、伊牟田の二人は、十七日鹿兒島を辭して伊集院驛まで來ると、伊牟田の實弟志々目某は父母同胞を伴うて來てをり、是枝柳右衞門美玉三平なども前日から來て待つて居り、有馬新七、田中謙助の二人もまた有馬の叔父坂木六郎方に來て待つてゐた。話してをる中、柴山愛次郎、

橋口壯助の二人もまた後れてやつて來た。

有馬、田中、橋口、柴山の諸有志が、平野次郎、伊牟田尙平を國境まで見送りに來て、滯在して會談するに至つたのは、薩藩要路の態度に幾分不滿を有つてゐたからに相違ない。

會談の內容は、恐らく薩藩の行動如何に關せず、久光の上京に先立つて斷然伏見に義旗を擧げよう方策についてであつたらう。　翌十八日、平野伊牟田は伊集院を發つたが、柴山橋口の二人はなほ北行八里、向田驛に至つて、滯留二日互に勤王の所懷を述べて決擧の方策を語り合うた。

□柴山、橋口の遊說——擧義の檄文

ところが、文久二年正月柴山愛次郞橋口壯助の二人は、突然江戶邸糾合方に轉勤を命ぜられた。いかなる意味で轉勤を命ぜられたか理由は不明であつたが義擧を策する二人にとつては寧ろこれが好機會であつた。

二人は一月下旬鹿兒島出發、途中肥、筑の間に有志を訪ねた。　肥後では川上彥齋松村父子に

あつた。轟武兵衛にも會ふつもりであつたが八代へ行つてゐるとて會へなかつた。筑後では眞木和泉を始め大鳥井將太、淵上丹次等に會つた。『この和泉、人物聞く處よりも豪傑に候。學問もあり誠實容貌に溢れ、時事を辯じて涕泣に及ぶ誠に感じ入る次第』とは柴山の眞木和泉に對する評語である。平野次郎も丁度久留米からやつて來てそこへ落合つた。平野の話に、久光上洛の御心底明白でないため、みな不安に思ひ、わざ／＼人を差立て內情を探索しようとしてゐるところだといふことであつた。

柴山等は、わざと諸有志の心を引くつもりで、泉公(久光)の御內存は關東へ出府の上盡力する考らしいといつたところ、みな愕いて、それは策の得たるものでない、大阪邊まで御出かけの砌勅命を申下し、早々出京するやう關東を促す外方法はない、といふ。柴山等は、その勅を發することが容易でない、といふ。してみると、やはり決策の外ない、といふことになつた。

かくて、東西併擧のこと、人數のこと、人數(兵隊)不足ならば薩摩から募ること、長州の有志をも引入るゝことなど相談した。

伏見一擧の計畫は、柴山、橋口等の遊說によつてさらに百尺竿頭一歩をすゝめた。當時柴山、橋口二士が、日向佐土原藩士の富田孟次郎へ與へた書翰を見れば、一擧の目的、計畫の一般を知ることが出來る。

一筆啓上致候。然ば兼て盟約致候一大事の件申上げ候。今般和泉殿上京云々は、追て御通報申上げ候筈に相運び申候。因て西国勤王の士申合せ、名分大義を明かにし、鎌倉以来の大御代に挽回し、朝威を内外に輝すべきの時節到来に付て、和泉殿上京以前に勤王勇士の勢を以て京畿代衆に義兵を挙げ、所司代酒井若狭守等姦計ある幕賊を誅し、和泉殿上京を待受け錦旗を飜し、奉迎の基本を奠定し、外夷を掃蕩し、朝廷を富岳の安きに置き奉らんとす。恐れながら七年来国賊の為めに蒙塵を為し給ふ承久元弘の乱にも及ばんとする時勢を一変し叡慮を休め奉る基を成すべし。此義挙に凡七百人を要するなり。肥後には宮部鼎蔵生、太部藤武矢高貞子木兵助、筑後には真木和泉守父子兄弟、筑前には平野次郎、秋月には海賀宮門、豊後岡には小河彌右衛門此人々には我より直ちに盟約致候。貴君には尊藩の同志を募り、供大の方にて御盡力相成度、又我々には江戸に罷下り安藤を斃し、其地に於て一挙の積り、東西気脈を通じ合せ、一時に両気勢を発し漸々維新の功を奏せん。若し此機を失ひ候はば、回天撼地大義を挙ぐるの機なからん。時は得難く機は失ひ易し。因て要用のみ申上候。

二月四日　　　　樋口壮助

柴山愛次郎

富田孟次郎様

追て御上坂懸け豐後岡に立寄り小河彌右衛門に御面會、彼地の諸勇士と軍略御相談被成度候。

柴山、橋口の二士が、高野直右衛門に托して同藩の小河彌右衛門へ贈つた手紙も殆ど同一の文言であつた。正しくこれ擧義の檄文である。

□諸有志の入薩と薩藩の處置

柴山、橋口二士の遊説により、長州の來原良藏、堀眞五郎、肥後の宮部鼎藏、松田重助、山田十郎、堤松左衛門、松村深藏、豐後岡藩の小河彌右衛門、高野直右衛門など、相前後して入薩を計り、久光上京の大方針を探索しようと企てた。しかし薩藩の要路にあつては、昨年十月八日の會議において、「諸國有志の行動往々常軌を逸す、志は共にすべく事は共にすべからず」といふ堀次郎等の提案に從ひ、藩情のなるべく漏れぬやう力めてをる折柄であつたので、關門嚴重にして容易に入國することが出來ず、一部は斷念し、一部は市來港まで來り、一部は鹿兒島にまで着いたが何れも十分に内情を探ることが出來ず、たゞ物々しく兵を率ゐて上京する準備なれりとのみは明かに認めてかへつた。そして思ひ〳〵にその意味を解釋し、久光の上京と前後してゐ

な上國に出ることになつたのである。

隆盛は思つた。此の形勢からすると、一刻も早く大阪表に出で、有志の纏まりをつけておかねば如何なる變事が出來るかも知れぬ、と。そこで森山が前以て用意してゐた船に乘り、久光宛の一封「一刻も早く大阪表に出向かねば、如何なる變事の出來せんも計り難き故、待ち合さずに出發する」旨を書き渡し、その日(三月廿二日)の暮れ方、森山新藏、村田新八を伴ひ、平野、小田寄とは別れ別れに出發した。

島から出たばかりではあるが、隆盛は元氣がよく、威風堂々、生氣溢れ、觸るゝもの皆燒くの熱情と、而も理非を明確に判斷する理性とを備へてゐた。隆盛が島を出でゝ上阪すると傳へ聞いた諸藩勤王の有志は、俄かに活氣づいて動きはじめた。小川一敬の手記に、

『今夜深更白石より大島三右衞門、村田新八着に御座候。廿二日には森山一同又々白石宅にて面會致候。大島はもと西郷吉之助と言うて義の月照と一同一旦海に投じ候へども引上げられて蘇生したる男にて、さても斯る勇夫大膽の人、今の世に之あるとは思ひ寄らざる程の人に御座候…………極めて大事を成す人と存奉候。斯る勇士もあればあるものと感心仕候。しかし猪武者にてはこれなく候。』

とあるに見ても、當時隆盛の風丰意氣がいかに盛んなものであつたかを推することが出來る。木場傳内への書中、

『小弟儀順聖公に召し仕はれ候との趣、世間に相響き居り、此のものが歸つたら決して事柄も變らうとあてに相成候鹽梅にて、もふは博奕も打たれ候向にこれあるまじくこれが幸中の不幸に御座候。餘り高く直段を付けられこまり切りたる事に御座候。』

と、自ら告白してをる程にも隆盛は、當時有志の間に期待されてゐたのである。勤王有志の重鎭でもありまた指導者でもあつたのである。

四　隆盛、久光を待たず急遽上京す

三月廿二日夜、急いで馬關を出立した隆盛は、村山森山を伴うて廿六日、大阪に着した。大阪には既に諸藩の有志が多く入込んでをる模樣なので、ウカと普通の宿に泊り込む譯には行かぬ。かかる場合には人知れず形勢を觀望するに如かずと、森山新藏の懇意な加藤十兵衛といふ人の家に兎も角も潜むことゝした。

隆盛は、大阪に着いて、私かに樣子を探つて見た。探つて見て驚いた。薩州國父久光兵を率

ゐてたると津へ聞いた諸國の志士は、千載一遇の好機至れりとなし、東より西より京都大阪目指してみな馳せ登る。その風評實に盛んなものである。

二月十二日眞木和泉の弟大鳥居理兵衛が、次男菅吉、甥宮崎種太郎を伴うて上國に向つたのを始めとして續々として上國する。

田中河内介の家には、既に薩摩谷山の是枝柳右衛門が前から上つてゐる。田中の養弟瑳磨介がをる。甥の千葉郁太郎がをる。清川八郎がをる。伊牟田尚平がをる。安積五郎がをる。久留米を脱して上つた原道太、古賀簡二、鶴田陶司、中垣健太郎、荒卷羊三郎、酒井傳次郎の六人が居る。出入混雜するを見て、幕吏はこれに眼をつけた。田中はこのまゝにしておくよりは大阪薩邸に依賴するがよいと考へ、三月廿一日、大阪留守居松崎平左衛門に計つたところ、一應は拒絶されたが、在京中の堀次郎の計らひで、漸く大阪薩邸廿八番屋敷に收容されることになつた。即ち、廿八番屋敷に入つたのは、田中一派の藤本津之助、青木賴母、中村主計、飯島簡に前記十三人を加へて都合十七人である。

江戸の藩邸を脱して大阪に來た薩藩士橋口傳藏、弟子丸龍助、西田直五郎、木藤市助、町田六郎左衛門、河野四郎左衛門、伊集院直右衛門、谷潴新八郎の九人、柴山、橋口の二人と共に大阪中之島

魚屋太平の旅館に居る。佐土原藩士富田孟次郎、池上準之助も同宿してをる。

柴山橋口の二人は、一旦出府して堀次郎に會ひ、義擧の計畫を話したところ、見合すべく忠告を受けたが聞入れず、同志を糾合して大阪に上つて來たのである。

三月廿六日には岡藩士小河彌右衛門、近陽一郎、赤座彌太郎、堀謙之助、夏目惇平、安野藤次郎、井上金五、堀田左一、森玉彦、田部龍作、福原武三郎、宇野資藏、高野直右衛門、高崎善右衛門の十四名が着阪する。同じ岡藩の廣瀬友之允、矢野勘三郎、野溝甚四郎、渡邊彦左衛門等も後れて上阪、みな廿八番屋敷に入る。

福岡の平野次郎、秋月藩海賀宮門、肥後藩内田源三郎、竹下雄熊等またみな上阪廿八番屋敷に入る。

薩藩士中、久光出府の從士に加はり得なかつた森山新五左衛門、坂本彦右衛門、指宿三次、山本四郎、美玉三平等またみな藩を脱して在阪志士の中に加はる。

長州の久阪義助、寺島忠三郎、堀眞五郎、福原乙之進、中谷正亮、佐世八十郎、入江九一、久保清太郎、楢崎孫八郎、同忠助、天野清三郎、中谷茂十郎、中谷彪次郎、小倉梅三郎、伊藤傳之助、品川彌次郎、香川助藏、山縣少輔、白井小助、船越清藏また上阪して長藩邸に入る。長藩大阪留守居宍戸九郎兵衛は志を同じうして同志の計畫を援助した。ために長州邸には、土佐の宮地宜藏、吉村寅太郎、吉

松浦太郎越後の浪士本間精一郎等もをる

各藩の有志は、互に氣脈を通じて等しく、擧義の日を待つてをる。久光の着京を待つて居る。殺氣京攝の間に漲り、京畿驚いて爲すところを知らず、公卿は騷擾の來らんことを恐れて戰々兢々たる有樣である。

五　堀の永井と同論するを戒む

隆盛は、なるべく有志との面會を避け、要所要所の人々にだけ會ふやうにして、久光の上京後、十分に活動の出來る素地を作るために專ら方策をめぐらしてゐた。

折から長州の大阪留守居宍戸九郎兵衛が訪ねて來た。宍戸の訪ねて來た用向は、大阪の長州藩邸にをる同志の取締方についての相談であつたが、話の序でに長州の永井雅樂と薩摩の堀次郎とが一緒になつて、公武協和の運動をやつてをる、その事についての話が出た。

宍戸の話によると、「永井が京都へ出て公武協和に奔走してゐるのは、實は幕府から頼まれて、朝廷を欺さうとしてをるのである。永井は京都の公卿に說いてから言うてをる。「幕府は今、深く前非を悔いて居る。で、この際、どうか異人交易を勅許されたい。若し開港勅許に相成

れば直様堂上方の御宥罪を解く。これは長藩を代表して申すばかりでなく薩摩と同意にて申上ぐるわけである。御不審とあらば薩摩の堀次郎をお呼出なされて御問取下されと、黄金を蒔き散らして、九條卿その他を取込まうと企てた形跡がある。永井は實に奸物ゆゑ有志の人々は斬り捨てるといつて居る。」といふのである。

隆盛は、此の話をきいて非常に驚いた。堀は油斷のならぬ人物だと思つてゐたが、何といふ馬鹿だらうと思つた。しかし惡むべきは永井である。幕閣の手先になり、無責任なる放言と黄金を以て公卿を動かさうとするなど許し難い人物である。だん〳〵突込んで宍戸に聞いて見ると、永井が毛利侯に取入つたのは、やはり一種の詭辯によつてゞある。國體の根本に立つて、公武の確執を排する。開閉の論は暫らく問ふところでない。國内一和して兵力の充實を計る。論は誠に堂々たるものである。この論で、毛利侯慶親にも用ひられ、正親町三條實愛にも信じられ、幕閣久世大和にも取入つたのである。永井は本來、身分の輕い人物だつたが、この論で、慶親に用ひられ、公武の間に周旋を頼まれるやうになつた時、運動上の便宜によつて、例なき陞格に預かり、家老の次席若年寄になつて幕閣へも登り、公卿へも出入するやうになつたのである。

言ふところいかにも立派である。けれども、この策に乘つて攘夷の朝命を緩らせんか直ち

に、幕府の術中に陷らざるを得なくなる。

隆盛は、智奸の事を誤まる甚しきを思ひ、宍戸に向つて永井を排除することの必要を懇々と話した。隆盛の木場傳內宛の書に、「永井を打つの策は實に手荒いやうに御座候へども天下の奸物にて御座候。………行く先我が國のためにも永井邪魔をなすは案中に御座候。これは畢竟、幕のいたいところを程よく致し度し、自分の功を立て、天下の權を取計ふべき謀と察せられ申候。」とある。

隆盛は、宍戸の話をきいてから、永井の建言なるものが見たくなつた。で、早速代見留守居本田彌右衛門を訪ねてその事を話し、近衛家から手を廻して、永井の建白書の寫を手に入れてくれるやう盡力してほしいと賴んだ。

丁度、そこに、堀次郎がやつて來た。久しぶりの對面である。薩邸に居る誰彼も隆盛及び堀が來たといふので續々と集つてくる。久ぶりで同藩の有志會が期せずして開かるゝことになつた。しかし、隆盛は堀を見て喜ばなかつた。

『堀どん、汝が長州の永井と腹を合せて、朝廷を欺くとは何事ぢや。』

短兵急に切り込んだ。

堀は、隆盛のこの突然の言葉に面喰つた。

『私は何も永井と腹を合せて朝廷を欺くなどゝそんなことはせぬ。たゞ和宮御降嫁事件から長州の勢力が餘りに强いのを見て薩摩が少しもこの事に與つて居らんでは、久光侯上洛の後においても、始終下風に立つことにならうと思うたから、公武協和は薩摩も贊成であると言つたまでゞある。しかし、決して心から贊成したのではない。現に、諸方の有志なども、久光侯の上洛を待つて、事を擧げようといふ勢が盛であるから、大阪の藩邸へ、私の計らひで潜うてをる位の次第である。』といふ。

『さ、それが抑も間違つてをる。汝は、天下の大事が智術で以て出來ると思ふか。永井は天下の奸物である。その永井と同論いたすとは何の事か。假令薩摩が長州の下風に立つことゝなつても本心を欺いて藩の意見でもない公武協和に贊成を表するよりは何方可いか知れん。さやうな智術では何事も出來ん。誠心を盡して、始めて天下の大事もなるのである。假令誠心を盡して仕損じても、その誠心さへ立つなら、それに感激して起る人も出來る。術で天下の事が成ると、汝は思ふか、馬鹿な。』

隆盛は何時になく荒々しく叱りつけた。堀はたゞ、默つて居る。隆盛は更に語をついで、

『今後は決して術を使つてはならぬ。永井は長州の有志で刺すことになつて居る。若し汝

が心を改めぬなら汝等も亭主振にするから、さう心得たがよい。』

伏見の此の會合には、薩摩の有志が大分集つてゐたが、堀に對する反感が極度に達してゐた。村田新八が、いきなり熱火のまゝの火鉢を堀目がけて投付けたといふのも、此の時のことである。

六　隆盛、大久保と伏見にて語る

四月六日隆盛は、永井雅樂の建白書一件について對策を講ずべく協議したいと思つたが薩邸には、平野その他の有志が時折訪ねて來て、秘密な談合の機會がないので、本田彌右衛門始め村田新八森山新藏と共に宇治の萬碧樓に行き、久光出京前に、公邊の輿論を動かしおく方策について密議してゐる折柄薩邸から使ひが來て、一封の手紙を渡した。大久保からの手紙である。『至急用談がある。すぐ歸邸してもらひたい。』といふのである。はや、夕刻ではあつたが、隆盛は三人と共に直ぐにそこを引あげて、伏見の薩邸に歸り、大久保に會つた。

久光は、豫定通り文久二年三月十六日を以て鹿兒島を發して上京の途に就いた。小松帶刀、

中山尙之介、大久保一藏を始め扈從するもの上下一千有餘人、隊を組み、伍を整へ、堂々として鄕關を出た。廿六日を以て馬關に着した。待つて居る筈の隆盛は居らず、諸藩の志士京攝の間に雲集する樣顯然たるものがある。久光は隆盛を疑ひ、激徒の行動を憂ひ、先づ大久保を急遽上阪せしめて其の狀を見させることゝした。

『貴君が、下關から直ちに上京したといふので、泉公には非常な御不滿である。ことに沿道の浪士を誘導して事を謀るなどの風評があり、泉公、貴君の心事を疑つてをられる樣子、何れにせよ、事情がよくわからぬので、急いで上つて來た。』と大久保がいふ。

『諸浪士を誘導して事を謀る？それはまるで反對である。上阪してから今日まで、諸方からいろ〳〵の事を聞くが、輕擧を戒め、諸浪士を抑へて動かさぬやう必死の盡力をしてをるのである。大阪の廿八番屋敷には堀次郞の計らひで多數の浪士が潛んでをるときくが、それ等の連中にさへ會つたこともなく、また大阪においてもわざと藩邸には顏を出さず、加藤十兵衛の宅に暫くゐて、すぐ此方へ來たばかり、まだ京都にさへも上つて見ない。「事を謀る」など以ての外である。』と隆盛がいふ。

『それで安心した。』と大久保も喜ぶ。伏見へ歸つた時、夜がもう更けてゐたので、そのまゝ話しあつてをる中に夜があけてしまつた。夜があけると大久保は、直ぐに淀川を下つて大阪に

出で、久光に復命すべく播州路へと急いだ。

その翌八日、京都薩邸留守居田中仲右衛門から本田彌右衛門宛に例の永井雅樂の建白書の寫を送つて來た。田中の添手紙によると、公卿縉紳の多くは、永井の說に贊成しをるとある。

隆盛は、これは重大である。久光の上京に先つて、永井の運動が功を奏し公卿の謹愼を解くことを交換條件として開港問題が急轉するやうであつては、久光上京、大策決行の意義が立たなくなつてしまふ。このまゝには打捨ておけぬ。早速、泉公に直接面謁して策を獻じなくてはならぬといふので、堀を呼んで、大阪浪士の行動を嚴重に取締るやう申渡し、本田には直ちに上京して田中と共に堂上公卿を歷訪して、永井の奸策に乘り幕府の術中に陷つてはならぬ旨を說破せしめることゝし、隆盛自身は自ら兵庫に急行して泉公の旅館に至り、大久保に會つて、『至急泉公に面謁して永井雅樂の建白書に對する前後策につき獻策したい。』と話した。

大久保は、いつになく困つた顏をして、『此處では話をするに都合がわるい。一寸、そこまで出よう。』といふ。『それならば。』と二人は、海濱の畑中へ出た。

七　隆盛久光の怒に觸る

『伏見から歸つて貴君の說を委曲言上したが、泉公の慍は毫も解けない。私が伏見から歸つた時は、もう「歸藩命を待て」といふ命令が出てしまつてゐた。非常な立腹である。謁見のことなど思ひも寄らぬ。』と大久保がいふ。

隆盛は、慫いてたゞ默然として居る。

『何でも有村が何か誤解して報告したものと見える。下關では泉公の憤りもそれほどではなかつたやうだ。』

二人の間には沈默が續いた。

有村は、阿久根から出發して前から京阪の地に來てゐた。そして諸藩有志の事情を探索してゐた。ところが伏見通ひの船の中で、ふと、平野次郎と同船した。ところが、平野の話に、『西鄕の意氣込は非常なものである。宛然勤王軍の首領である。諸藩の有志も隆盛を大に賴みにしてをる。西鄕もまたその信賴に報いなくてはならぬ。ある時拙者は西鄕にあつてその決心を叩いた。すると西鄕は、意氣昂然として、「こんどは貴公と死ぬ番が來た――前に三人同船してゐてその中の月照と投海した故にかくいふ――何れ決策が立てば、一緒に戰死しよう」とまで言つた。實に盛んなものである。』といふ。

有村は、平野の話を聞いて、隆盛の眞意の存するところを察することが出來ず、言葉通り勤王浪士と結んで暴擧の決策に與したものと速斷し、「隆盛勤王浪士と結んで暴擧を企圖するらし」と久光に告げた。堀次郎もまた、大藏谷で久光に謁した時、やはり有村の報告に類する報告を齎したので、ますます久光の憾が高じたわけである。

しかし、隆盛が平野に話した心持は決して暴擧に參加するといふやうな意味ではなく單に同志を激勵するほどの意味で話したに過ぎなかつた。

「間に一筑前浪人平野次郎と申すもの、此の以前月照和尚の供いたし、御國元へ參り臨終の時も同じく罷在候人にて、夫より方々へ徘徊いたし、周旋奔走勤王のため盡力いたし艱難辛苦を經候人に御座候。右のもの至極決心いたし居候故、またその方と死を共にいたすべき我等に相成候。いづれ決策相立ち候はゞ共に戰死いたすべしと申置候。みな死地の兵にて、生國を捨て、父母妻子に離れ、泉公の御大志あらせられ候段慕ひ奉り出かけ候に付、すべて斯様に申候ては自負のやう御座候へども、私をあてにいたし來候故、私死地に入らず候ては死地の兵を救ふこと出來申すまじく、何篇（どこまでもの意）諸方の有志は大阪にてもすべて私より引しめおき候處有村俊齋、阿久根より極々急にて京都へ參り、早々御中途まで踏返し申候。その折平野と川下り一緒にいたし候處、私の決心を平野より相咄し候由然ると

ころ、俊齋より右の趣直樣申上候處、至極の御立腹にて、斯樣に罷成申候。』」(木場傳内への書)とあるが、その眞相だつたのである。死地に入つて死地の兵を救ふが隆盛の心中だつたのである。有村はその眞意を察することが出來ず、手柄顏にうかとそれを泉公に申上げた、それが泉公立腹の重大原因になつたのである。尤も、島から出て、久光に謁した時隨分思ひ切つて直言した。先公齊彬と同樣にお考へになつてもそれは通用せぬとて明かに久光のなほ實力足らざるを言つた。同志のものに對してはまた、「あの地五郎に何が出來る」など久光を田舍ものと嘲つたりした　これは、お由良騷動以來、隆盛の頭腦に粘着して離れぬ久光への反感の不用意な現はれである。魚心あれば水心とやらで、久光もまた隆盛に對してどこか蟲の好かぬところがある。道理を受け入れるに吝かなる久光ではないが、隆盛のいふことは久光へはどうも通りがわるい。ことに、あの折の直言が單なる直言ではなく、久光に斥けられた左衛門一派の人々の意志を代表しての直言だと久光をして解釋せしめた。これは、中山尙之介の邪推の進言が久光に眞に受けられた結果ではあらうが、とにかく、そんなことも大に影響して、久光をして隆盛ぎらひにさせてしまつた。

左樣なわけで、隆盛の獻策を受け入れず、上京と決定して後、浪士取まとめのために先發を命ぜられた時既に久光の腹では、下の關から、直ちに歸國を命ずるつもりだつたらしい。つまり

これも、久光の出府に心の底では反對して居る隆盛が左右に居ては、何かと仕事が仕難いと考へた中山尙之介の進言に基いて居たと思れるが、とにかく、久光が先君齊彬の光の中にある隆盛を邪魔もの扱にしたらしい事情は十分に分る。木場傳内への書中、

「畢竟下の關へ罷在候はゞ、彼處より差下さる賦にてこれありたる由、その時までは兩尊の策を立て候は、左州の一列と與みあひ、何篇泉公を御惡しく申入れ、私出立の前晩、桂右衛門殿宅へ參候儀ども大不都合に相成候由にて差下さる筈のところ、また／＼右の使番口上にて大笞めと相成申候。」とあるがそれである。

桂右衛門は、島津左衛門の弟で所謂左衛門派の錚々である。つまり、昨年末の薩藩政變の餘黨が隆盛の身をも焦がす結果となつたのである。しかし隆盛は、決して黨派感情に囚へられる人ではない。藩内調和のためにこそ盡力すれ、決して黨派感情によつては行動しない。隆盛が島から出て來た時、一番心配したのは、藩内の人心が一致を缺いて居る點であつた。藩内の人心不一致では、治も變も出來ない。そこで、極力藩内人心の一和を主張した。それが久光股肱の中山尙之介には片贔負(かたびいき)に聞えたのである。左衛門一派の擁護のための言と聞いたのである。その趣を久光に告げたから久光もさうだと思ひ込んでしまつたのである。隆盛の言ひ分は、精忠派も立ち左衛門派も立つやうに、左衛門派の頭目の誰か一二人を久光の政策に

差障りなき要職につけるやうにすれば、不平も自ら鎭まり、次第に藩論も一定する、もし、さうでなく、一時に一派のものを斥けてしまつては、必ず不平が募り、反抗するやうになる。弱いと思つて侮つて居ても、一寸の蟲にも五分の魂とやらで、やはり、その反抗心が大事の崩れの原因にもなるといふのであつた。此等の事情につき、隆盛自ら木場傳内への書中に、

『是非兩全の策相立て、是非一致して御國中勤王相成候やうなされたく切論に及候處、これが畢竟一番惡事と相成申候。』『小人の黨は利を以て相結び候故、黨中の内頭立ちたるもの一兩人も差障らざるところへ出させられ候はゞ、一黨疑迷いたし悉く崩れ立ち申すべく頓と先無し小路へ追込み候はゞ、小人と見こなし候ても面々の知惠だけはまた働き申すべく、決して恐れ居り申さず』など言つてをる。

大久保はやつと口を開いた。

『何分、泉公の立腹は一通りでない、昨日すでに貴公を捕へて來いと目付志々目獻吉に命じたといふ話である。かうなつてはもう仕方がない。私も結局粜を兎れまい。貴公も今日、歸國するのは厭であらう。半世の苦辛萬難を凌いで今日まで來たが、今はもう一切水の泡となつてしまつた。がこれも天命と諦める外ない。貴公も同意と思ふ。私は決心した。生きて訟

たき命である。二人潔よく刺し違へて死なう。今はその外とるべき道がない。』

萬感胸を壓する。しかしながら隆盛は、かゝる時、理性を失ふ人ではなかつた。

『二人が今此處で死んだら、誰が我が藩のために働く。誰が天下の大事に任ずる。君命とあれば私は潔よく命に服してかへる。貴君は、そんなことを言はずに飽くまで勤王のために盡してくだされ。それが私に對する何よりの友情である。』

從容として隆盛は言つた。

大久保も、成る程と合點した。この上は、出來るだけ隆盛の罪を輕める爲に盡力する外ない。隆盛の意に從つて、飽くまでも勤王のために奔走しようと決心した。

そこで大久保は、直ちに久光に隆盛の長で居ることを告げた。久光は即座に、大久保、有村、奈良原に命じて隆盛及び森山村田を舟で大阪に送らしめた。

かくて四月十一日隆盛は村田新八、森山新藏と共に天神丸で薩摩へ下さるゝ事となつた。船に乗る時までは、たゞ歸國せよとの命のみで、理由は何も示してなかつたが薩摩に着くとすぐ德之島へ渡海の御沙汰が下つた。お咎めの理由は、

一、浪人どもと共に相結び決策相立候事。

二、年少客氣のもの共の尻押致し候事。

三、御滯京相謀り候事。

四、下關より大阪へ飛出し候事。

右の理由は、第四を除く外は、全く隆盛の合點の行かざる所であつた。けれども、君命とあれば已むを得ない。おとなしくその御沙汰に服した。大阪では隆盛を國へ下したことについて、大阪見聞役中、非常に憤慨して御側役へ突つ掛つて大に論判したものもあつた。薩摩ではまた隆盛に同情せる人々が大に憤慨し、殊に大監察小監察等一圓のものども、是非隆盛に逢つて寃否を確めねば止まぬと手強く藩廳へ申出でた。けれども、それさへ許されなかつた。喜入攝津はすべて久光の申下した命令通り處分して、隆盛は德之島に、村田は鬼界島に渡海するやう命じた。流罪の刑に處せず、たゞ德之島へ渡海を命ずるといふに止まつたのは、つまり人氣の沸騰を恐れたからである。

隆盛は歸國したけれども、滯船したばかりで家に入ることは素より、土を踏むことさへ許されなかつた。

隆盛が山川に滯船ときいて、有川十右衞門、西鄕吉次郎、椎原權兵衞、僕熊吉など親戚故舊の人人が逢ひに行つた。けれども警吏の守護嚴しく、面會するを許されなかつた。隆盛は、港内に船を浮べて釣を垂れ、互に目くばせした位に過ぎなかつた。

折から、急飛脚が來て隆盛の祖母の訃を傳へた。その時、わづかに上陸のみは許されたが、鹿兒島城下の宅までは歸されなかつた。木場傳內への手紙に、

『老母一人これあり、こればかり氣がゝりと相成居候處、大島より罷登り候節まで存命いたし居り候て滿悅いたし候に付、もふは心がゝりもこれなく、罷登り候てより死去仕候に付何も心置きこれなく候。』といつてをる。

折角薩摩の地に居ながら、一人の老母の臨終にも會ふことが出來なかつたのである。

山川港滯船中、森山だけは遠島の地も定まらなかつたので、森山は大に悲觀し、死罪になるやうなら自ら潔く死んだがよいと考へてをる折柄、長子新五左衞門が伏見寺田屋の一擧に闘死したとの報が傳はつたので、『生きのびて何にかはせん深草の露と消えにし人を思ふに』といふ辭世の一首を殘して船中で自殺を遂げた。

『性質義烈にして人の患難を見ては自ら踏込んで是を救ひ、或は困窮のものを憫み相助け候儀少なからず。』と隆盛が言つた通り、森山は町人の出ではあつたが勤王の志頗る厚く家計豐かであつたため、薩藩有志の奔走に資金を供給したることも少なくなく、その邸宅の如きも一時は勤王黨倶樂部の觀を呈してゐたといふ。

第七章　南島謫居時代

一　船で聞く寺田屋事件

山川港滯船中に、隆盛の耳朶を打つた京都の出來事、それは、『寺田屋事件』と稱せらるゝ骨肉相食むの悲慘事であつた。

島津久光が東上の途についた當時は、京阪の地は、殆ど過激黨の浪士を以て滿たされて居たが、これ等諸浪士の目的は、久光の滯阪を機會として、一擧に大革新を斷行しようといふにあつた。浪士の一首領平野次郎が、大原重德の手を經て差出さうとした三策の中に言ふところによれば、島津久光の滯阪中、勅語を下して直ちに大阪を固め、彥根城を燒き、二條城を拔き、同時に

京阪の幕吏を追捕し、直ちに七道に勅を下して諸侯を召集し、天皇躬ら六師を率ゐて東征の途に上られる。先づ、駐輦の場所は箱根山、此處にて幕府の罪を糺す。謝罪するにおいてはこれを赦して將軍職を奪ひ所領を減じて諸侯に列せしめる。命に抗するにおいては進んでこれを征し、五大老を置いて天下の大政を議せしむるといふ大計畫であつた。これは素より、平野一人の考であつたのだが、過激派の浪士達は、みなまたこれと大同小異の意見を抱いて居た。ことに九條關白と酒井所司代を先づ斬つて了はねばならぬといふ論は、多數の浪士の悉く一致せる所であつた。そうして、この計畫を實行する最好の機會は、久光の滯京中に於てゞあると信じて居た。久光またこの意見に贊成もし、また力にもなるに違ひないと決めて居た。殊に隆盛が上京するときいて一層頼母しく思つて居た。ところが段々、久光の上京が間近になると、いろ／＼な異説が傳はる。久光は浪士の意見に同意するどころか、却つて浪士を鎭壓するといふのである。事實、久光は、鹿兒島出立に際し、親諭書を出して、『慷慨義烈の説を以て四方に交はりを結び、容易ならざる企て致しをるやに聞く。勤王の志に感激してのことで咎むべきではないやうなもの丶、浪人輕卒の所業に同意致し候ては、當國の禍害は勿論、全國の騷亂を釀し、反つて外夷の術中に陷つてよろしくない。拙者にも所存あつての上京故、一切浪士等と交はらず、命令に從つて周旋するやう。私の義を重んじ絶交しにくい場合には、藩の役所へ申出

でさへすれば、適宜に計うてやる故、浪士共の訪問を受けても決して面會せぬやう。據なく面會しても議論せず、その筋のものに談判せよと答へるやう。若しも此の申付に背くものがあるなら用捨なく重科に處する。』といふてをる。以上は藩主茂久の名を以ての親諭であるが、久光自ら別に一書を出して、『皇國に生れたものは誰でもみな王朝を尊び夷狄を惡む筈。從つて別に勤王家の誠忠派のといふものはあらう筈がない。然るに、かやうのことをわざと唱へるのはよろしくない。ことに年若の面々、容貌異様にして放恣のものあるやに聞くが、これもよろしくない。言語正しからず、風俗異様なるは武士とは申されない。心得ちがひなきやうにせよ。』と言うてをる。尤もな戒めではあるが、その內心は浪士の行動を否定するにある。ことに藩外有志との交りを絶てとの要求は多數の承服し得ぬところである。

久光は四月十日を以て大阪の藩邸に入つたが、即日さらに

一、諸藩士浪人等へ私に面會してはならぬ。

一、命を受けずして猥りに諸方へ奔走してはならぬ。

一、萬一異變到來すとも敢て動搖するなく、下知なき內にその地に駈付けてはならぬ。

一、酒を愼め。

若し違背の輩これあるにおいては用捨なく罪科に處する。

といふ藩士取締の令を發した。

久光は十三日伏見着、十六日を以て入京したが、その際、朝廷より浪士鎭撫の令――『浪士ども蜂起、不穏の企てあり、宸襟を惱まされ候ことに候。和泉當地滯在、鎭撫之あり候樣思召し候事』――を受けた。久光入京して浪士鎭撫の命を受けたと傳へ聞いた浪士達の驚愕は一通りではない。自分等と事を共にする人だと頼みきつて居たものが、却つて自分等の行動を取締るといふのである。驚くのも無理はない。その上、憂國慨世の士の首領と仰いで居た隆盛は、何時の間にやら歸國を命ぜられたと知れた。浪士達の憤激は殆どその頂點に達した。この樣子を見て取つた薩藩の青年等は、薩藩をして浪士の間に信を失はしむるは、決して策の得たるものではない。かやうの態度に出たのも、畢竟は君側に中山一味の奸物が居るからである。浪士の力の大なるを見拔き得るだけの人物が居らないからである。この上は已むを得ない。我等より先づ進んで、彼等浪士と氣脈を通じ、浪士の力の如何なるものかを示さう。さうして久光の心を動かし、浪士に對する信を回復せしめようと。こゝにおいて、有馬新七、柴山愛次郎橋口壯助等は、藩中の急進派青年と共に、諸藩の有志と組合して一團となり、例の廿八番屋敷を本部として凝議した結果、同志打揃つて伏見に潜行し、隙を窺ひ入京して、酒井所司代及び九條關白の首を斬り、その首を携へて、否應なしに久光を起たせ、無理にもこれを擁して事を擧げ

よう。』といふに決した。

志士暴發の傾向が分つたので、久光は奈良原、大久保、海江田等を交々差下して懇諭を加へしめた。が、久光の意見は單なる公武合體である建策また回天の偉業を期するものではない、吾等の別途行動が、此際大に必要である、といふので頑として肯かなかつた。

かくて一擧の期日を廿一日と確定し、密々の間に準備を整へてゐた。佐土原の富田孟次郎池上準之助の二人出發に先つて宿賃がない、藩の留守居に金借りに行つた。それが頗るまづかつた。一擧の資金であるかも知れぬと考へて、金を貸してくれぬのみか、急使を薩藩の留守居に飛ばして警告した。薩藩の留守居は大に驚き、その事實並に擧戰の日時を確めるために活動を始めた。

有馬、橋口はこのことを知つて、事の破れんことを憂ひ、廿日の夜、土佐の吉村寅太郎と相談して一時中止することに決し、その由を廿一日朝、長州の宮地直藏を遣はして京都に待ち合せてゐる久坂義助に通知した。ところが、久坂は、『部署がすつかり定まつてゐる。家老浦靱負は、兵を率ゐて禁闕を守り、自分は所司代の邸を襲ふことになつてゐる。延びては間違ひが生じて頗るまづい。ぜひ明夜出發して欲しい。』といふ。で宮地は急ぎ此のことを大阪に報告した。それが廿二日の朝であつた。いかに急いでも今夜はだめである。明晩にしようといふ

のでそのことを京都の長藩邸へ報ずべく秋月藩の海賀宮門をやり、土佐の吉村同藩の廣津友之丞の二人は、長藩出入の船宿で三十石船二隻を艤せしめた。

二十三日午後諸士各これに分乘して淀川を溯る。江流淸く、堤柳緑に、杜鵑の一群頭上を過ぐ。吉村寅太郎、『目をさます初音や雲井ほとゝぎす』と駄句れば同舟の士皆手を拍つて喝采する。

薩邸では、出發に先つて同志の一人永田佐一郎といふのが、急に變心したといふので、一同酷くこれを面責したため自殺した。この椿事のために、決擧の日取及び順序などが薄々薩邸要路の人々に洩れた。で大阪在番役の高崎佐太郎、工藤左門の二人は、早駕籠で京都へ駈けつけ、事の由を久光に急報した。

そこで、久光は、奈良原喜左衛門、海江田武次に命じて鎭撫のことに當らしめた。奈良原、海江田の二人は、馬で淀川堤上を來る。是枝萬助、吉田淸右衛門等の船が上つてくる。

堤上よりいふ、――『君命で鎭撫に來た。君等一擧を企てるさうだがよくない。今や天下の事、藩の力を以てやる外ない。一擧は断然やめてくれ。』

船中よりいふ、――『止められない。貴君等も鎭撫するより參加せい。』

『柴山や橋口はどうした。』

『まだ大阪に居るだらう。』——實は先發してゐたのだが——

『それなら大阪に行つて說諭しよう。貴君等もどうか思ひとどまつてくれ。』

二人は言ひ捨てゝ先を急いだ。田中謙助は、「やつてしまへ」と銃をむけて堤上を狙つたが、あやにく火繩がなく、手拭を劈いて火繩にかへたが、點けても消え、點けても消えしてとうとうものにならなかつたといふ。

有馬新七等同士の面々が、伏見の寺田屋に着したのが、廿三日の夕暮時、樓上において戰略を議し、決死の首途の酒宴を終へ、有馬新七意氣軒昂、自ら筆をとり、一々同士の姓名を呼んで着帳に記載する。着帳の記載を終り、先づ、五人を伍とたし、相互に從屬することゝなつて各の部屬も定つた。或ものは團飯を作らせて腰に着ける。或ものは蜜柑を買はせる。或ものは草鞋を買はせてこれを穿く。或ものは腹卷をする。或ものは小手脛當をする。或ものは蠟燭を串に貫く。——夜討の用意である。

京都の薩藩邸においては、『諸士既に伏見に上る。』との報に接して大に驚き、鈴木勇右衛門奈良原喜八郎、江夏仲左衛門、道島五郎兵衛、山口金之進、鈴木正之助、大山格之助、森岡清左衛門の八勇士——腕利き揃ひである——に命じて寺田屋に赴き、この度、久光に賜はつた勅旨及び今

後の方針等を仔細に言ひ聞かせ、その暴擧を思ひ止まらしめやうとした。

右の取鎭方が急ぎ伏見に赴いて、寺田屋に着いた時は、既に一切の用意も濟んで、やがて發足しようとして居る折柄であつた。取鎭方の人々は奈良原喜八郎を眞先に、寺田屋に入つて、有馬新七に面會を求めた。橋口傳藏にこれを聞いて、『有馬は居らぬ、新七は居らぬ。一體そんなことを聞くのは誰だ。』と二階から怒鳴つた。仕方がないので江夏と森岡の二人は、押して二階へ上り込み、そこに居合せた柴山愛次郎を見て、面談を求めた。すると柴山は、『用があるなら階下で會はう。』と、打伴れて下りて来た。話はなか／＼面倒であるらしい。有馬新七、田中謙助橋口壯助の三人、また次いで下りて来た。鈴木、奈良原等は、久光の旨を傳へて、懇々と説諭したが、有馬等は一向聞き入れない。

『ともかく錦邸までいつてくれ。』と奈良原がいふ。

『直ぐには行けない。青蓮院宮の命によつて行かなくてはならぬ。歸りに錦邸に寄らう。』と有馬がいふ。

『では君命に背くといふのか。』と奈良原がいふ。

『君命でも仕方がない。』と年若い田中謙助が意氣込む。

『上意打ちや。覺悟せい。』血氣にはやる道島五郎兵衛が、拔打に謙助の眉間を切る。謙助の

眼球が飛出した。そこに斃れる。山口金之進は、柴山愛次郎の後に居たが、刀を拂つて電光一閃、エイエイと聲かけて愛次郎の右肩から矢筈に斬る。愛次郎の斃れるのを見て有馬は烈火となつて怒つた。怒つて道島に斬つてかゝる。互に渡り合ふはづみに有馬の刀が折れた。副刀を拔く暇がない。徒手で道島を壁に壓へつけた。橋口がやつて來た。有馬言ふ。

『我偕刺せ。我偕刺せ。』橋口聲に應じて有馬の背から道島の腹まで串貫いた。

大山格之助は、太刀を拔いて梯子段の下に待ち受けて居る。弟子丸龍助がつか〳〵と下りてくる。大山が足をはらう。龍助屈せず格鬪したが、つひに斬り殺さる。橋口が下りる。大山が切らうとして格鬪になる。西田が下りやうとすると今度は森岡が下から槍でつく。西田コロ〳〵と轉がり落ち、奮鬪して死ぬ。

此の間二三分、二階のものにはまだよく事情が分つてない。美玉三平は伏見奉行の捕手だと考へ、『捕手が來た。防戰せよ。』と怒鳴つたので、みな〳〵刀を執つて立ち、柴山龍五郎まづ階段を下りようとする。

奈良原は、提げて居た刀を投出し、二階を見上げて、『待つてくれ。待つてくれ。同志打をした所でしかたが無い。今、己どんが其處に上つて話をする。』かう言つて大祖腕となり、二階の上り口に立ち塞つた人々の間に分け入つて、『決して諸君の意に背くやうな計らひはさせぬ。

からなつたのも、畢竟久光侯の意志が諸君に通ぜぬからのことだ。どうか拙者等と同行して、仔細の話は久光侯から直接に聞いてくれ。その上で、意に滿たねば何とでもするがよい。」と說き進めたが、なかなか治まりがつかない。

そこへ、階下の奥室にゐた眞木和泉、田中河内介が出て來て、「薩侯も義擧に付ほゞ贊成とある。たゞ藩の力で斷行したいと言はれるのであらう。ともかく錦邸に赴いてはどうか。」といふ。割腹說。斬死に說。再擧說などいろいろあつたが、結局田中の說に從つて上京君前に出ることになつた。眞木や田中がなだめたのは、奈良原に特に取鎭め方を頼まれたからである。

此の騷ぎで、骨肉相刺して非業の最期を遂げたのは同志側では有馬新七、田中謙助、柴山愛次郎、弟子丸龍助、西田直五郎、森山新五左衞門、橋口壯助、橋口傳藏の八人、取鎭方でも道島が死に、森岡、山口の二人は重傷、その他も悉く負傷した。

京都の藩邸に伴はれた殘りの同志は、久光の御目通りなど思ひも寄らず、有無を言はさず拘禁されてしまつた。

二十九日、朝命を以て同志をその藩々に引渡し、引渡すべき藩なき浪士田中河内介、同磋磨介千葉郁太郎、中村主計、青木頼持、海賀宮門——海賀は秋月藩士だが特に同行を望んだ——等は、皆、鹿兒島に護送され、五月七日、日向細島に着いた時、何れも船中で斬られて了つた。死體は海

へ投ぜられてしまつた。薩人またみなこの事に關して、歸國謹愼を命ぜられた。岩元勇助、西郷信吾、大山源助、三島源兵衛、木藤市助、伊集院直右衛門、篠原冬一郎、坂元彦右衛門、森新兵衛、深見久藏、吉原源次郎、永山彌一郎、柴山龍五郎、是枝萬助、林金之進、谷元兵右衛門、吉田淸右衛門、町田六郎右衛門、白石休八、岸良俊助、橋口吉之亟の廿一人であつた。

やがて流罪せられる運命を有する隆盛が、この報を聞いた時の心持は果してどんなであつたらう。多望なる將來を有する同志が骨肉相刺して非業の死を遂げる。何といふ悲慘事ぞ、隆盛が居れば決して決して斯樣な結果にはならなかつたであらう。

木場傳內への書中に隆盛は『骨肉同樣の人々さへ、たゞ事の眞意も問はずして罪に落し、また朋友も悉く殺され、何を賴みにいたすべきや。』と慨嘆して居る。そればかりでなく隆盛は同じ書中に、この事件に對するなほ多くの不滿を述べてをる。

『浪人ども御屋敷へ御引受にてお構ひ相成候儀泉公不合點にて御座候ところ堀の中上候は「私御受合申上候」と、それにて御安心相成候由、それに伏見にての混雜到來いたし候ては、如何の申わけいたし候や、奸人の舌頭畏るべきものに御座候。また決して(必ず)此の儀も私へ打かぶせ候はんと察せられ候。』と言ひ、さらに、

「田中河内介と申すは、中山家の諸太夫にて、京都において有名の人に御座候。右の人粟田宮様へ御令旨と申ものと錦の御旗を捧居候由、右は僞物にて、これを以て人々をあざむき候と申ものにて、御國元まで差下さるとの趣を以て、船中にて私(ひそか)に隱然と父子三人外に浪士三人都合六人殺され候由僞物にもせよ朝廷へ差出され眞僞明白御取糺きあらせらるべき處に、私に天朝の人を殺され候儀實に遺恨の事に御座候。もふは勤王の二字相唱へ候儀出來申すまじく、此の儀を若しや朝廷より御門掛相成候はゞ、いかゞ相答へ相成候ものに御座候や頗とこれ限りの芝居にて御座候。もふは見物人もこれあるまじくと相考へ申候。」と憤つて居る。

此の事件に平野次郎が加はつてゐないには譯がある。——三月廿七日、筑前藩主黑田長溥が出府の途に着いた。表向は江戸出府とあるが、內實、幕意を憚らざる久光の行動を諫止するためであるといふので、途に要してこれを說得すべく伊牟田尚平と二人で播磨へ下つた。播州大藏谷の旅宿に長溥の宿舍がある。平野は、薩摩の使者が機密の內用を長溥に報ずる如く裝ひ、自作の建白書を內に封じて、伊牟田から進呈させた。その論、義擧の志を控制せず、京阪の間に止まつて勤王の爲に盡されたいといふにある。長溥、事面倒と思ひ、病の故を以て歸藩と決し、平野も同行歸藩することになり、歸藩後獄に投ぜられたのである。伊牟田も同時に薩藩吏に捕へられ、脫走の故を以て薩摩へ護送せられ後鬼界島へ遠謫せられた。

清川八郎、安積五郎が參加してゐないのにも譯がある。――清川は前にも記した通り、一時二十八番屋敷に居たが、一日安積五郎藤本律之助、長州の本間精一郎等と共に天保山沖に妓女を携へて遊び、放歌高吟して番所に咎められたのを怒つて、船から上り、我は楠正成だ、我は福島一益だなど言ひつゝ刀を拔いて脅迫した。それを番所から薩藩邸に屆けたので、大事の前の小事、風儀亂れたりと言はれて可からずとあつて、柴山、橋口等の計らひで、廿八番屋敷から追ひ出した。二人は、そのまゝ京都に上つて潜居してゐたのである。

二　德之島に流謫せらる

久光の怒に觸れて德之島に差遣はさるゝことゝなつた隆盛は、文久二年六月の始め、山川港を出帆した。鹿兒島から大島群島に渡航する船は、大島に寄航するが例となつて居た。隆盛を乘せた船も矢張、暫時大島に船がかりをした。大島は隆盛に取つては思ひ出の多い島である。この島には假妻の愛子が居る。肉身を分けた男の兒が居る。けれ共、咎人の悲しさには、一寸上陸つて逢つて來ようといふ譯にも行かない。僅に大島に上陸る旅人に言傳てゝ『都合で德之島へ罷越したけれどもわざ〳〵來るには及ばぬ。』との簡易な手紙を殘してこの島

を離れた。

船は進んで徳之島の假屋本に着いた。前の大島謫居の時とは違つて、島役人等の取扱も餘程嚴重である。扶持米は固より下されない。島役人の命に從つて謹愼して居なければならぬとの申渡しであつた。で、假屋本から五里ばかり離れた「岡前」といふ處に潜居することとなつて役人の言ふがまゝに謹愼して居た。

尤も、この島の當時の島代官は、中原萬次郎といつて、事理に通じた人情に厚い人で隆盛に不自由な思ひをさせるやうなことはしなかつた。隆盛の當時の心持如何は、木場傳内に與へた手紙によつてほゞ知ることが出來る。

「假屋本より五里隔り候岡前と申所へ潜居仕候。頓と世事を忘却仕候ところ、何の苦もこれなく、尤も御助米下されざる儀ありがたき次第に御座候。」

「私も大島に罷在候ひし節は今日か今日かと御赦免の日を相待居候ひし故、肝積も起り、一日が苦にこれあり候ひしが、この度は、この徳之島より二度と出で申さずとあきらめ申候處何の苦もこれなく、安心なものに御座候。若しや亂にも相成候はゞ、その節には罷登るべく候へども、平和に候はゞ、たとひ御赦免を蒙り候ても滯島相願ひ申すべき考に御座候。」

「我々位にて補ひ立つべき世上にてもこれなく候間、馬鹿らしき忠義だては取止め申候。御

見限り下され度候。』

至極落付いた言葉の中にも滿腔の不平を藏する所、沈痛の極みである。しかもその不平たる我が一身のための不平ではなくて、國家を思ふ熱烈なる不平である。

三　上國の事情を手紙で知る

德之島は大島にくらべるとずつと小さい。それだけまたずつと野蠻で、それであるからまた遠島人だからとて卑劣な取扱はしない。隆盛は茶を少しばかり携へてゐたが、岡前村のものが、米にかへてくれといふので、代へてやつたところ、二石ばかりにもなつた。扶持米はないが、食ふに困るやうなことはなかつた。

八月の十九日、大島在番役木場傳內から手紙が來た。久しぶりで、京都の事情江戶の事情など知ることが出來た。子供の生れたこともその手紙でわかつた。

『女子出生のよし、是は考に相違ひ申候。先便には決して男子と推計申上候處女子の由、何にても幽囚ながらもうれしく御座候。召使置候女の儀、決して渡海いたさざるやう、なほまたお賴み申上候、桂氏滯島中は少しも懸念これなく候間、安心致し居候やう御申付下さるべく候。』

とある。

木場傳内からの手紙によつて知り得た上國の事情といふのは、久光が勅使大原三位の警衞を承つて江戶に出で、勅命を奉ぜしむることに殆ど成功したらしいといふのであつた。

一　京都警衞の薩長

當局が警告したさうに錦邸——京の薩摩屋敷——には千餘の兵を容れるには狹い。急に假小屋を建てゝも間に合はぬ。民家を借りて下宿させようにも、市民その亂暴を恐れて貸すことを厭はう。仕方なく時價よりも二倍三倍出して貸家を買ひとつた。人情はさうしたもの、始め下宿を厭つたものも、割高に金を拂ふのを事實見ては貸したくなり、その旨を通ずるものが續々出來る。それではとて借りる。下宿料は十分に拂ふ。物を買ふにも金ばなれが頗るよい。

「薩州樣の居られるからには世も直らう諸式も下らう。」など市民喜びあふ。

長藩の志士久坂義助、入江九一等、薩摩の下風に立ちたくないと考へ、世子長門守定廣の歸國を機として之を京都に迎へ入れようと運動する。中山忠能、正親町實愛、岩倉具視、大原重德等

の盡力で五月一日京都守護の命が下る。守兵七百餘人。

薩長の二藩、朝命によつて宮城を護る。その威勢の盛んなこと所司代あれど無きが如し。

□堂上の蟄居解かれ、近衞忠凞關白となる

久光の建議は嘉納あらせられた。

閣老久世大和守廣周は上京を命ぜられた。

尾張慶勝、一橋慶喜、越前春嶽、山內容堂の謹愼は解かれる。

靑蓮院宮、鷹司凞通、近衞忠凞、鷹司輔凞の遠慮を解かれる。

九條關白尙忠は、かうなつては行きがかり上、安然職に止まるわけには行かず、五月一日、『方今重大の事件切迫の折柄、その任に堪へず。』との意味で、關白、內覽、氏長者を辭する。尙忠の辭職は已むを得ずとて裁許せられ、近衞忠凞を關白になさん思召を關東に申し下される。

□久光、勅使大原重德を護つて出府す

久世大和は上京を決してから故障が起つて荏苒日を經る。朝廷では、それではよろしい、特使を向ける、と決し、大原三位重德が勅使、久光は勅使警衞として關東に下ることゝなる。

勅旨の趣は

第一、將軍、大小名を率ゐて上洛し、國家を治め夷戎を攘はんことを議すべきこと。

第二、豐太閤の故典に依り、沿海の五大藩（島津、毛利、山内、前田伊達）を五大老として國政を請決すること。

第三、一橋刑部卿を將軍職の輔佐とし、越前松平慶永を大老職に任ずること。

といふのである。

五月二十二日、大原勅使京都發向、久光兵を率ゐて之に從ふ。久光は、島津和泉守といつたが此際、閣老水野和泉守忠精に對して差障があるといふので、朝命によつて島津家嫡流の通稱三郎を賜はる。

勅使が江戸についたのが六月七日、樣々のいきさつはあつたが、島津三郎の斡旋、大原三位の議論、その効を奏し、結局朝命を奉ずることになつた。

四　假妻二兒を伴れて隆盛を訪ふ

大島の假妻愛子は、産後の日立もよく、木場傳內宛の手紙が着くと、飛脚船に便乘し、二人の子供を伴れて德之島に着し、岡前村なる隆盛の潜居を訪ねた。八月廿六日のことである。二人の子供の中、末の菊子はまだ生れたばかり、やつと笑ふ位であつた。七月の五日に生れて約五十日目である。隆盛の喜びは一通りでなかつた。

ところへ、島代官の中原がやつて來た。

『西鄕さん、お名殘惜しいが貴下はもうこの島にはお在になれません。』

隆盛は、中原の差出した書付を恭しく披いて見た。

大島三右衞門事、この節、沖ノ永良部島へ遠島申付候に付着島の上は圍に召込み、晝夜あけざるやう番人兩名附けおくべき事。護送の際は必ず入牢の事。

隆盛は讀み終つて、

『萬次郎さん、こいぢや、生命だけは助けてやるといふ仰せぢやな。』

と言つて、直に自ら帶刀を投げ出した。

中原は氣をきかして、用意があるとて去つた。隆盛は妻や子供に逢つたばかりで別れなくてはならぬ。いくら英雄でも恩愛の情はまた格別である。斷腸の思ひはした。が、已むを得ない。復た逢ふ日もあらうからと慰めて翌々廿八日船便があつたので大島へかへした。

隆盛はその六日前八月廿日に木場傳内への手紙を書いて、「若しも桂氏が上國されるやうならば、大島へ島がへしてもらふやう計つてほしい。桂氏の大島に居られる間は、私を大島にはやつてはもらへまい。私と桂氏と一緒に置くことを危險がつて居るから」など言つてゐる位だつたのに、隨分思ひがけなく思つたことであらう。

五　隆盛の獄舍生活

沖ノ永良部島といふのは、死罪に次ぐべき重刑の人を流す島で、內地人からは想像も及ばぬ蠻地である。それへ流すのは、全く死ねよがしの沙汰である。

船の中には舟牢が出來て居た。警固の役人は物々しく取扱ふ。隆盛は役人の命に從つて極めて從順に、舟牢の中に端坐した。見送りに來た中原は、見兼ねて、

「舟牢は嘸かし御難儀でござらう。船中のことなれば、さうなさらずに牢外で寛いでをられ

たら如何でござります。』

といふ。隆盛は一禮して、

『何事も君命でござれば御用捨は無用。咎人の某、これにて結構でござる。』

船は錨を拔いて進み出した。役人等はさあこれで安心と言つた風に休息する。その中の年若い一人、他の役人の牢近くに居らぬ折を見計らつて、四方に氣を配りながら、うと〳〵して居る隆盛に向つて、

『先生。』と小聲で物言ふ。隆盛は意外に感じて、その方を見ると、

『これを御覽下さい。』と差出した手紙。見れば見覺えのある手蹟。西郷吉之助樣とある。封を切つて見ると、桂右衛門からの手紙であつた。

『この度の御災難實に氣の毒である。が、短氣を起されるな。機會の來るのを待たれよ。用事があればこの男に言ひつけられよ。』とある。つまり、桂の情深い志から、どう工夫したか、この男を密に役人の中に交へて隆盛に附き添はせたものらしい。遠島の御沙汰を聞いて驚かなかつた隆盛も、この親切な手紙を見ては涙にくれた。

かくて極南未開の離れ島沖ノ永良部島の伊延港に着いたのが、炎熱やくが如き閏八月十四日であつた。

が、獄舍が未だ出來ぬといふので、翌々十六日まで、舟牢の中に置かれた。四尺四方位の板の間に、大きな身體の隆盛はきちんと端坐して二晝夜を過した。十六日の午後、いよいよ獄舍が出來上つたといふので、在番役の黒葛原源助は附役の福山清藏、横目役の土持政照を隨へて、馬を曳いて隆盛を迎へに來た。隆盛は役人達の勞を謝し、『これから一流罪人として諸君のお世話になる。どうぞよろしく頼む。』と挨拶する。役人等は恐縮して、

『遠慮なく用意の馬に御乘り下され。』と言ふ。

『有りがたいが、馬は御免蒙りたい。』かう言ひながら隆盛は舟牢を出て上陸した。

『御遠慮には及びませぬ。窮屈なる舟牢の中、嘸かし御疲れでございませう。どうぞ馬へ。』

福山は馬を隆盛の前に寄せる。

『御厚志の程千萬忝ないが、入牢の上は容易に外出する譯にも參り申さぬ。せめて牢への途中なりと、土を踏ませて貰ひたい。』

この一語に、一同潸然として涙を流した。

獄舍の前に着いて、いよいよその入口を潜らうとする時、傍の番人を顧みて、隆盛は、

『入口の錠前は何うぢや、堅固に出來て居らうか。』といふ。

『大丈夫に出來て居ります。』との答を得て、隆盛は默頭き、

『それで、お互に安心ぢや。』から言つて牢の中に入つて端坐した。

隆盛は、三度の食事の外には水をも飲まず湯をも求めず、晝夜をおかず端然として默坐して居た。

獄舍の番人は、土持と福山との二人。隔日に巡檢するのであつたが、一度も隆盛の横臥せる狀を見なかつたといふ。獄舍は二坪ばかりの小屋がけ、東西に戸はなく、南北に壁なく僅かに粗い格子をめぐらしただけである。內半分は居所、半分は板で仕切つて厠になつてゐる。けれども隆盛は怨めしげな一言をも發せず常に端然自若として居る。

日を經るに從つて頭髮は亂れて來る。髯は蓬々と伸びて來る。衣服は垢づいて臭くなる。三度の食事といつても、冷飯に燒鹽、それを眞水で流し込むに過ぎぬ。榮養の不良に加ふるに屋外の日光に觸れぬのである。顏貌の憔悴枯稿し行くは當然である。生きて居るが寧ろ不審に思はれる位であつた。

土持政照は、隆盛のこの狀を見て、深く同情を寄せ、日に幾度となく見廻つて慰めるのであつた。隆盛も、土持の情誼厚きを喜び、種々の談話の中にも、人としての心得などを懇に說き聞かす。その溫乎たる音容は、肉落ち骨露なる人のやうでは無い。土持は、心の底から、その高德に懷いて、如何にもしてこの人を慰めんものをと、朝夕の食事などに、島ながら、出來るだけの滋味

を調へて進むるやうにした。

六　土持の好意

土持は種々と慰安の方法を考へた末、獄舎を改築して打寛がさせ申さうと、在番所に出頭してその旨請願に及んだところ、在番役においても、それは至極結構なる企である。藩からの命令書には、圍とばかりで牢屋とは記して無い。早速、小家を建てゝ進ぜるがよからう。土持の親切から自費でそれをするならば敢て差支あるまいといふことゝなつた。土持は大に喜び、直に隆盛の許に來り、

「獄舎改築の御沙汰があつて、この圍は一先づ取毀しまするによつて、暫時、福山清藏殿宅へ御引移りを願ひます。」

と言ひ置き、更に福山に逢つて、暫く隆盛を預つてくれるやうにと頼んだ。福山も大に喜んで早速隆盛を預ることにした。

福山に預けられた隆盛は、暫く起臥飲食の自由を與へられた。土持は、故意と工事を長引かせて、一日たりとも永く打寛がせようとした。

四週日の後漸く新造の園は落成した。土持が心を籠めて建てた家である。前の獄舎とは大した違ひである。隆盛はその園に移つて甦つた思ひがした。

當時隆盛の唯一の娯樂は讀書であつた。「韓非子」「近思錄」「言志四錄」「嚶鳴館遺草」「通鑑綱目」などを好んで讀んだ。讀書に倦んだ時には、詩をも作つた、字をも習つた。

朝に恩遇を蒙り、夕には焚坑せらる。
人生の浮沈晦明に似たり。
縱ひ光を回へさずとも葵は日に向ふ。
若し改運なくとも意は誠を推さん。
洛陽の知己みな鬼となり、
南嶼の俘囚獨り生を竊む。
生死何をか疑はん天の附與なるを。
願くは魂魄を留めて皇城を護らん。

の七律は當時の作中、最も人を動かすものゝ一つである。例の川口雪篷といふ奇人と書道の研究を共にやつたのも、この時のことであつた。

隆盛はまた時には、島の若者や子供やを集めて古今の武勇談などを語り聞かせることもあ

つた。
書籍の間に移つて後の隆盛は、總てにおいて常人の生活と異らなかつた。食物衣服、入浴など、一々土持が世話してくれる。從つてその健康も頓に回復した。

七　島民の大指導者

隆盛の名は、次第に島民の間に響き渡り、子弟の教育を申込むものが續々出來て、終には大島時代のやうに、寺小屋を開かなくてはならぬことになつた。
當時、操坦勁といふ青年に、一家親睦の法を說き聞かした訓言に、かういふのがある。
『一家の親睦を計るには慾を離るゝが第一なり、一つ美味あれば一家擧つて共に食し、衣服を作るにも、必ずよきを長に讓り、自分の樣子をかまはず、互に誠を盡すべし。たゞ慾の一字より親戚の親しみも離るゝものなれば、根據する所を絕つが肝要なり。さすれば慈愛自然に離れぬやうになるものなり。』
また或る時、土持に役人の心得を問はれた時、隆盛は、懇切に說き聞かせた後、その大要を書き記して與へたといふのが今も遺つて居る。その中に、

『頭役人は人心を得るが第一、人心を得るは我が身を勤めて私慾を絶ち去るにある。』とか、『役目といふものは自分勝手に致せといふ儀ではなくて、萬民のために天子樣より領分の民を安堵させよとの儀である。故に萬民の疾苦を己の疾苦となし、萬民の歡樂を己の歡樂となして天意を欺かず、その本に報い奉らねばならぬ。』とか、『百姓は力を勞して本に報ゆるが職分、役人は心を勞して本に報ゆるが職分である。』とか、『役人の取扱がよくて、萬民怨嗟する所なくば、風雨旱疾の變も自ら無くなる。萬民の心が即ち天の心なれば。』とかいふ意味のことが言つてある。

また或る時、飢饉豫防の法を敎へて次の如き社倉趣意書を記し與へた。

『凶荒に備ふるといふは豐年の時に致すことにて、その仕樣は村々にて現夫のつら〳〵に賦りつけては、親疎もあるのみならず、苦情も起り候はんか。されば第一作得の餘計を調べ、家内の人數、或は雜穀の餘分まで相考へ、それに應じて出米割付候はゞ、人氣もよろしく自ら社倉の趣意に基き、仁恕の大事相立ち候はん。譬へば一箇村にて五石の米高に候はゞ、二割の利付にては一箇年には一石の利米と相成るなれば、右の米を相立て、年々仕操候へば、三箇年には元利八石六斗四升に相成るべし。五ケ年には十三石餘の米高に相成候はん。その節は最初出米の分は銘々へ返し與へ、利米ばかりにて右の手數にて仕操候はゞ、人々の不時の災難を救ひ、ま

たは痍疾のものをも憫み、救助の道に就くことにはあるまじきか。若し荒年に逢ひ候ときは窮民は天の賜と仰ぎ候はん。然るときは積年の辛苦に引きかへて、如何ばかり嬉しきぞや。

…………云々」

土持は、隆盛の教訓に深く感じ、早速、島の有志と計つて社倉を設立した。爾後三十餘年間の貯米は、積んで二萬餘圓の額に上つた。またその間窮民を救濟し得たことも非常であつたといふ。沖ノ永良部島では、今も隆盛の恩澤を感謝せぬものはない。

隆盛の圍の前へ遊びに來て教を乞ふ青年に、高田利平といふがあつて、これがまた非常に隆盛を崇拜してゐた。或る時、この青年が、祖先重代の寶刀として己が家に傳はつてあつた刀を隆盛に呈した。隆盛は非常に喜んで、次の如き詩を賦して高田に與へた。

君によつて識取す英雄の氣、
斬賊の勇肝百倍加はる、
遺策の恵刀三尺の劍。
血戰當千亂麻の如し。

幾ら島の生活に滿足して居るとは言つても、隆盛はやはり折々は、天下國家のために血の沸き肉の躍るを禁じ得なかつたのである。

八　英國軍艦鹿兒島砲擊の報至る

文久三年七月二日、英國の軍艦七隻、突如として鹿兒島灣を砲擊した。との報が隆盛の耳に入つた、その所報あまりに簡單で、委しい事情は解らないけれども、曾て、同志の報によつて承知して居る生麥事件に關してのことであらうとほゞ推想した。そこで土持を喚んで特に悉しい事情を德之島の與人に問合すことゝし、自ら手紙を書いて土持に渡したが、咎人の身の悲しさ、問合せ人の名義は、土持政照としたのであつた。

隆盛は、事の容易ならざるを知り、土持と相談して密に船を造つて脫獄して鹿兒島に歸らうとまで考へた。土持も大にこれに贊成した。あらゆる方法を講じて金を調へ、急いで造船に着手した。土持の母は、自分の衣服を賣代してまでその費用の中へ寄付した。

□生　麥　事　件

文久二年八月廿一日、久光は勅使警固の役を果して、非常なる威勢にて江戸を發つた。長い

行列は、品川大森等を經て、その先拂が鶴見の生麥へやつて來た時、外國人が三人、馬に乘つて、行列を横切らうとした。「下に、下に――」と叱りに聲をかけたが、言語不通のことゝて、外國人にはその譯が分らない。平氣で馬を進めて來た。先供頭の奈良原喜左衛門は隨分元氣な人であつた。直に躍りかゝつて二人を斬り捨てた。それを見た他の一人は愴惶として逃げて了つた。

この三人は、何れも英國人であつた。商人マーシアルとその妻及び商人クラークであつた。英國公使館では大に怒つて、幕府へ談判に及んだが要領を得ない。剰へ幕府の管轄範圍ではないからといふやうな口吻を漏らした。それならば、直接鹿兒島へ談判する外ないといふので、つひに軍艦を鹿兒島へ向けることになつたのである。

二　英國軍艦來襲と退去

文久三年六月廿七日、英國軍艦七隻山川港から進入して谷山七ッ島附近に投錨した。沿海の諸郷は早馬または早船を以て鹿兒島に急報する。鹿兒島では豫め備へてあつた狼煙をあげて急を警める。

二十八日、英艦進んで前の濱まで來て投錨した。軍奉行松田等艦に行き、その來意を問へば、生麥の下手人を出して死に處すべし、死傷者に與ふべき弐萬五千ポンドを出すべしといふ。奉行等はそれならば提督自ら上陸して談判せよといふ。彼等は上陸せぬといふ。そこで、下手人踪跡を失して捕ふるによしなし、且つ、行列の先供を犯すものゝ斬らるゝは我が國の慣習である、抗議を受くる要なし、との意味を通じて拒絶した。

七月二日暴風雨があり、我が汽船三隻、難を重富海岸に避けてゐると、英國軍艦、有無を言はせず右の三汽船を捕獲しようとした。諸士大に憤慨して砲擊するに決し、砂揚場、辨天波止場祇園州その他の砲臺一時に砲口を開いた。敵艦また砲口を開いて鹿兒島市街を亂擊する。火災二三ケ所に起る。市民逃げまどふ。砲聲轟々、殷々、黑煙濛々として天日暗く、敵艦砲擊を續けて櫻島岸に近づく。今まで沈默してゐた櫻島袴腰背後の砲臺、急に砲口を開いて敵艦パーサスの背後より狙擊した。敵艦これに驚き恐れて急に錨鎖を斷ち錨を殘して逃げ去る。折からの豪雨に敵の艦列亂れ、午後四時砲擊をやめ、櫻島蔭の小池村の海上に退き、三日再び各砲臺と交戰、四日山川港に去つた。

船の用意までして後報の來るを待つてゐた隆盛は、英艦既に退却したとの報を得て直ぐに

た者を呼び、

「貴君の好意で、おれまでに用意したが英艦は既に去つたとあれば、脱獄は暫く見合すことにする。」と言ひ、更に語を繼いで、「これといふのも、矢張順聖公様の遺策のお蔭である。平時には無駄と思はれても、あの砲臺の設備があつたからこそである。」と語つた。

隆盛はその後、一層の努力を以て讀書するやうになつた。天下の事情を明にしたいの念はこのことあつて以來、ますます切になつたのである。當時、大島の代官米良助右衞門に寄せた書中にもかう言つて居る。

「……拙たく失足仕り、かくの如き日に逢ひ申候へども却つてよろしく、讀書一遍にて餘念御座なく候。至つて安氣の事に候間、それだけは御安意下さるべく候。責めに逢へば逢ふほど益々志は堅固に罷成り申候。小人の拙策と一笑仕居候。」

九　京都政變の報至る

文久三年の秋も漸く更けた九月の末、隆盛は、圍の外へ遊びに來た島の若者どもを相手に、圍の内と外とで、角力の話や烏賊釣の話などして居た折柄、主持が持つて來た同志の手紙。急い

で封押切つて讀んで見ると、世に所謂京都政變、七卿落についての概略の報知であつた。

□久光不滿を抱きながら歸藩する

さきに久光が江戸へ出發するに當り、長州の毛利慶親に對し、勅使の趣につき島津とも〳〵配慮すべく命ぜられたが、毛利慶親はその前日を以て中仙道から上京してしまつた。從つて島津久光が關東にあつて周旋してをる間に毛利慶親は京都で活動した。その結果、六月廿七日、慶親父子、一人は滯京し、一人は出府すべく命ぜられ、世子定廣出府と決定し、七月十八日に品川に着し、使を高輪の薩邸に遣はし、明日訪問すべき旨を報じた。ところが、定廣の奉捧してゐた勅書の中に、近くは伏見一擧等にて死去したるもの共、靈魂招集、禮を以て收葬云々の一節があつたので、久光は定廣に會ふことを喜ばなかつた。大原勅使もまた久光の意中を察して定廣に會はなかつた。つまり、浪士鎭撫の勅令によつてやつた行動が惡かつたとなつては一分が立たぬといふのである。そこで、大原勅使の計らひで伏見一條を勅書から除いて事ずみになり、久光定廣の對面も事なくすんだ。

久光が勅使警衛の任を終へて京都に歸つた時には、京都の勤王黨は二派に分れて爭うてゐ

た。その穏和派に屬するものは、なほ薩摩に依賴するものもないではなかつたが、寺田屋事件に對する久光の態度に不滿を抱ける勤王諸有志は、久光に依つては何事もなし能はざるを看破し、專ら長州によつて事を爲さうと考へてゐた。長州また、久坂義助等急進勤王派の勢力全藩を制する形勢であつたので諸國勤王の諸有志は益々長州を信賴する傾向を示してゐた。久光は、この形勢を見て疑惧を抱きながらも、生麥事件に備ふるの要あり、廿一日小松、中山、大久保を随へてとにかく一旦鹿兒島に歸つた。

□久光歸薩後の京都の情勢

久光が鹿兒島に歸つて後は急進勤王派の勢力頓に加はり、大原重德の如き勅命を矯めたとの罪科によつて謹愼を命ぜられ、公武派の人々は誰彼の用捨なく擯斥せられる形勢となり、ために十一月に及び、急進勤王派の巨擘三條實美、姉小路公知の二卿さらに勅使として關東に下り、『攘夷の儀は先年の叡慮方今に至るもさらに御變動はあらせられぬ。就ては御營に於ていよ〳〵攘夷決定これある趣、諸大名に布告これあるやう、衆議により醜夷拒絕の方法期限を奏聞あるやうに。』といふ意味の勅諚を下さるゝことゝなつた。

薩長二藩が京都守護に就いて間もなく土州侯山内容堂兵を率ゐて伏見に至り、同じく京都守護を命ぜられ、こゝに三大雄藩の勢力が京都を壓するやうになつた。所司代、町奉行の威令は行はるべくもない。諸國の志士、功名に驅られ、時勢に憤るもの、西より東より集つて縉紳の間を歷訪し、過激の論を上下し同志の徒を糾合して勤王の志氣、處士の橫議、陽炎となつて京都を包む。

幕府、この勢を制せんが爲に所司代の上に京都守護職を置くことゝし、會津中將容保(かたもり)を之に任じた。ところが、京都においても、島津久光をあげて守護職に任ずるの議があり、こゝに幕命のと朝任のと二人の守護職が並び存する如き觀を呈した。

會津容保が京都に着したのが十二月廿四日、あけて文久三年正月二日を以て初めて參內、四日より守護職としての職務を執る。在京の浪士、殺伐風をなし跋扈跳梁、苟くも幕府の手先と見れば之を殺戮して天誅と稱し、その首級をさらし、その罪科を記し、富豪を脅迫して金錢を掠奪する。足利三代の木像を梟首(きやうしゆ)したのもこの頃である。

容保は專ら秩序の回復に力を致し、所司代、町奉行の舊弊を一洗し、有志にして無辜の罪を得たるは之を釋し、民心を慰撫し、功を人に推し、過ちを己れに責む。

さらに、禁裏供御の費用を增し、公卿の窮乏を賑はさんために盡力する。

一方、長州では、久光を以て京都守護職に任ぜられたのを面白からず思ひ、延ひて關白近衞忠凞に對する不滿が募る。

そこで、三條實美によつて長州侯を久光の上位に置かうとの運動が起り、在京有志の後援によつて正月十七日毛利慶親が參議に任ぜられた。かうなつて見ると、關白近衞忠凞、心平かならぬものがある。突如辭表を提出した。廿三日朝廷忠凞の辭職を許し鷹司輔凞を關白に任じ忠凞は內覽のみ故の如しといふことゝなつた。長州の勢威いよ〳〵伸び激派の跋扈ますます募る。

□八月十八日の京都政變

攘夷の御沙汰を幕府に傳へて後の京都は、長州人の獨舞臺で、後の木戶孝允當時の桂小五郎は、公卿縉紳の間に出入して、思ふ存分活動して居た。流石の薩摩や會津も、長州のその勢力には常に壓せられ勝であつた。從つて、薩摩や會津の在京の有志は、どうかして、長州の勢力を抑へたいと考へて居た。その結果、さる機會からして薩摩の奈良原喜八郎、高崎左太郎、會津の秋月悌次郎、廣澤安任等が、幾度か會見した末、遂に薩會の聯合が成立した。文久三年八月十七日

會津中將容保等が突然登城、毛利侯の禁裏守護職を免じて了つた。これが所謂「京都政變」である。つまり長州人の傍若無人の振舞に快からぬ公卿も多くあつたところへ、薩、會が聯合したので、一時に積日の不平が爆發したのである。長州に與して居た公卿、即ち三條實美以下の七卿も、同時に官位を奪はれたので、非常な大混雜の結果、長州人は、これ等の七卿を伴うて國元へ引上げた。これが所謂「七卿落」である。

隆盛は此の報導を得て、聊か驚いた。勤王派的態度を持し來つた薩摩が、佐幕一點張の會津と聯合する。縱ひ、長州を抑へようの考からとは言へ、餘りに無定見なる聯合ではあるまいか。殊には、これがために、三條實美以下の七卿が長州に落ちた。それも氣の毒である。これといふのも、畢竟、在京の同志に確りした人物が無いからであらう。だが、それも成行きなら仕方が無いと思つた。

十　赦免の御沙汰

元治元年二月二十二日、隆盛は例の通り圍の中に横はつて居た。折から駈けつけた士持政

照は、
『先生汽船が見えました。早く出てごらんなされ。』といふ。
『外國の船ぢやないか、藩の汽船は三隻とも濱の戰で破損したと思ふ。』と答へる。
といふのは、數日前、國元から隆盛へ屆いた手紙の中に、『近々御赦免の御沙汰とあり、汽船を以て召還使を御差遣はしに相成るやの御吟味にて、云々。』とあつた。隆盛は土持にこれを見せた。土持は、心待ちに汽船の來るのを待つて居たからである。
『でも先生、濱まで出てごらんなされよ。』
『間違なく、赦免の召還船と定まるまではな。』
そこへ一人の舟夫が驅けて來た。
『土持の旦那、汽船が着きました。十文字の旗を立てゝ居ります。早く來て見て下され。』と促す。隆盛は微笑んだ。
『十文字の旗を。さうか。それなら土持さん。私も行つて見よう。』
隆盛は始めて立上つた。久し振に高田から贈られた太刀を佩いて、何かそこらの物を捜して居る。
『先生、何か知れませぬか。』

隆盛は首を傾けて、
『先君から拜領いたした羽織が。』と言ひ〳〵尙そこらのものを見廻して居る。
『先生、左の腋に挿んでゐなさるのが、それぢやありませんか。』
隆盛は、初めてそれに氣付いたらしく、腋の下を見て、
『あ、これでごあした。』と大口あけて笑つた。『あの時ばかりは先生も餘程周章て居なされた』
とは、後年、土持が人に話した言葉であつたさうである。
隆盛は、土持に促されて和泊村の海岸に出て見た。やがて汽船から上陸つた召還使、吉井幸輔を先頭に、西鄕信吾も禮裝して來て居た。
吉井は、隆盛の姿を見るなり、嬉しさうな笑顏でツカ〳〵と步み寄つて、
『お元氣ぢやつたの、迎ひでござる。』
『幸輔どんか、御苦勞ぢやつた。おゝ信吾も來たか。』と信吾を見る。
暫しは言葉もなく嬉し淚にくれるのであつた。
『まア、己の家まで行かう。』と吉井等を伴うて圍に歸つた。座についてから吉井は、この度、赦免召還となつた次第を物語る。

文久三年八月十七日の京都政變以來薩摩の勢力は漸く上下に重きをなすに至つた。けれどもそれと同時に勤王派は閉息して佐幕黨が頭を擡げて來た。薩摩の勤王派の連中は、この形勢を見て飽き足らず思つた。と言つて首領ともいふべき人物が居らんでは、如何とも仕難い。どうかして西鄕の赦免を願ふ道はないかと、元治元年正月、柴山龍五郎、三島源兵衛、福山清藏、相田要藏、井上彌八郎等十數名、圓山の某樓に集まつて相談した結果、西鄕赦免を願ひ出でゝ若し聽かれずば、一同君前に割腹死諫しようと決し、黑田嘉右衛門(後の淸綱)伊地知正治の二人が、有志の總代となつて久光侯に哀訴しようといふことになつた。しかし最初から久光侯に申出るよりか、小松、大久保に說いて、豫め同意を得た上で、都合によつてはこの二人の何れかゝら哀訴させようといふのであつた。

黑田、伊地知の二人は、先づ小松を訪ねた。小松は大贊成であるが自分からは願ひ出難い事情があるといふ。大久保を訪ねた、大久保も大贊成ではあるが、當時嫌疑を受けた一人であるから願ひ出の責に任ずることは出來ぬといふ。そこで、久光近仕の高崎佐太郎高崎五六がよからうといふことになり、久光に拜謁の上、先君の御寵臣といふ一點張で、たうとう赦免を許さるゝことゝなつた。

しかし、この赦免は事實、容易の事ではなかつた。若し此の願ひ、お聞入れなくば有志の面々

割腹するとまで決心してをると言つて、やつと許しが出たのであつた。此の時久光は、『左右みな賢なりといふか。然らば即ち愚昧の久光獨り之を遮るは公論にあらず。宜しく太守公の裁決を請ふべし。』とて岸良七之丞を本國に遣はし、茂久の裁決を仰いで、かくは赦免のことに運んだのであつた。その際久光はくやしげに銀の煙管を噛みしめたが、その際、齒痕がついて煙管が瑕になつたと傳へられる。

御沙汰の出た始末を聞いて隆盛は同志の情誼に深く感謝したが、幸輔の渡した赦免狀を見るや、やゝ不審氣に、

『村田はどうなる。』と訊ねる。

『今度は貴下だけである。』

『そりや不可ん。村田を殘して己ばかり歸ることは出來ん。』

幸輔は暫く考へて居たが、

『それでは、村田も連れて歸らう。赦免の御沙汰は受けて居らんが、可からう、何とでもならう、私が引受けて連れて歸るとしよう。』と決心した。

そこで、和泊村の役場で心ばかりの告別の宴を張つて、在番役以下島役人一同を招待した。土持は、切りに別れを惜む。隆盛も土持の情誼の厚いのに對しては、何となく別れづらい。暫

く考へて筆を執つた。

別離夢の如くまた雲の如し。
還去らんと欲し來れば涙紛々。
獄裡の仁恩謝するに語なし。
遠く煙波を凌いで思君に痩せん。

土持は一讀幾度か押し戴いて目に涙を浮べる。夜は既に更けた。土持一家の者は言ふまでもなく、頭だつもの若者など、そこここより聞き傳へて引きも切らず告別に來る。隆盛は一一丁寧に挨拶して、

「長い間、お世話になりました。お互に元氣でな。」島民の誰彼にたゞ言葉もなく、幾度となく頭を下げる。

隆盛は弟の信吾や吉井と共に、胡蝶丸に乘つた。船は、夜深きに纜を解いて、隆盛に取つては二年間の關樂のある沖ノ永良部島を見捨てた。途次、例によつて大島に寄航した。隆盛は早速上陸して龍郷村に子等を訪ねた。愛子は夢かとばかり歡び迎へた。歸藩後、土持に寄せた隆盛の書翰の一節に、

「……その元出帆候處大島龍郷へ翌九ッ時分安着いたし、皆々大喜びの事共にて蘇生の思ひ

をなし候仕合せ御遠察下さるべく候。四日の滯在にて御座候ところ、愚妾の悅び、情義においてこれまた御憐察下さるべく候。云々。』とある。

それから二十六日の朝、大島を出帆、鬼界島に寄航して村田を伴ひ、二十八日(元治元年二月)の朝、山川港に着いた。

山川港に着いた隆盛は、數日の船旅で隨分疲れて居た。何と言つても、約二年間、獄舍の中に生きてゐた身體だ。船から降りたが足が立たぬ。自宅まで歸るに駕籠を雇ふの已むなき有樣であつた。我が家に歸つて足を伸ばした時の心持はまた別であつた。疲勞は、その翌日も未だ癒えなかつた。けれども旣に、藩命によつて直に上京せよとある。十分に疲れを休むる暇はない。それにしても、上京前に、順聖院樣の墓參だけはせねばならぬと、その三十日、痛い足を引ずりながら福昌寺に參詣した。かくて、滯鄕僅に四日、三月三日には、旅裝を整へて匆々京都に向つた。

十一　島のお土產——島民救濟の建言

南島謫居中隆盛は隨分本も讀んだ。字も書いた。ある時は若者を集めて角力をもした。ある時は島人のために軍談をして聞かしもした。ある時は、寺小屋の先生にもなり、ある時は、餌木(魚をつる道具)を作つて魚つりの自慢話をすることもあつた。

隆盛は、先生でもありまた學生でもあつた。人にもよく敎へたが自分もよく學んだ。見聞役米良助右衞門への書中、『追啓上相成る議に御座候はゞ唐紙少々唐筆二三本御惠投なし下され度願奉り候。たゞ讀書と習字の外餘事御座なく候。當分は詩作をも打立て隨分獄中にても樂しみも出來候ものに御座候。』とあるやうに、讀書、習字、詩作に最も樂しみを感じた。その爲に學問も進み、詩作も巧みになり、字も見かはすほど上手になつた。

しかし、何と言つても、南島謫居の隆盛が最も意を用ひて研究したのは、濟世救民の學とその實際的運營とについてであつた。

隆盛は、萬延元年十二月赦免後直ちに藩廳に對し、『大島外二島砂糖買上げにつきての上申書』といふのを差出したが、それで見ると、隆盛が、いかに濟世救民の志の厚かつたかを知ることが出來る。

薩藩では古くから大島、德之島、沖ノ永良部島三島に砂糖專賣法を敷き、三島方(さんたうかた)といふ一局を設けて砂糖の買付け代品の給付、砂糖生產の管理等一切の事を司らしめてあつた。

藩で砂糖を買上げるには、金を以てせず、島民の生活に必要な物品と交換する方法によつたのである。

物品の價格は藩で定めて島民に布告しておき、島民の生活に必要な物品の數量は、あらまし前以て書き上げさせておくといふやり口であつた。

隆盛の意見書の意味は――三島砂糖買上の方法は苛酷に過ぎる。近頃ことに苛斂誅求が甚しい。人民は困苦に迫つてゐる。若し異人などが格別なる慈計を施して愚民を惑はすことにもならば、いつでも薩摩から離れてその方になびくほどにも苛政が行届いてをる。つまり役人が自儘な取計らひをなし、利曲を營むからである。十分御調査の上、速に人民が喜んで農に勵むやう御施設ありたい。さうすれば御世帶根源の御産物も自然增殖することになり人民も喜び、國益にもなるといふのである。

一、砂糖一斤につき米三合の割合で交換して、餘つた砂糖を無償で取上げる方法が大島で行はれてをる。これはやめたい。餘つた砂糖にも他の二島と同じく代米三合の割で交換することにすれば、農民の勵みもつき從つて砂糖の生産も殖ゑ、御國益にもなる。

一、茶、煙草、木綿を交換引渡す時出斤と稱して茶一斤二百五十目のものを二百目しか渡さぬ島がある。かけ減りを見込んで天引するといふのであるが、島人は隨分不滿のやうだから差止

められたい。

一、木綿は百六十目に砂糖三十斤の定りであるが、これまた斤目を引抜いて渡されるから、全體困窮の島人のことゝて申受くるを喜ばず、暖地とは申ながら寒中にても芭蕉衣裳で凍えて居るものも多く、實に不便の有様故、代砂糖三十斤を廿斤になし下げられ、人民の寒苦を救つて戴きたい。

一、砂糖車の金輪が餘り過當な値段なので、これを用ひない、やはり木車を使つて居る。ために正味が大に無駄になる。作人の迷惑は勿論國益も少なくなる。金輪を用ふるやう代砂糖の量をずつと少なくして戴きたい。

一、砂糖樽は掛目十六斤の定めだといふので、それより重目のものは検査の際みな取替させられる。そのくせ、輕目のものはやはり十六斤で通して了ふ。これでは作人の方で迷惑するから十六斤を中心に前後二三斤までの出はいりはこのまゝにして、樽の表に風袋何程、正味何程といふ風に記しておくやうにしてやりたい。

と言つた風の隨分些細な注意を個條書にして要求して居る。

「正餘計に三合代金殘し下され、木綿代相減ぜられ候はゞ、先づ飢寒の苦をお救ひ下され候場に相當り一同雀躍奉り候儀に御座候。島人の常食とては都て唐芋にて御座候へども老幼或

は病者にいたりては保養の儀相調はず忍びざる次第に御座候。何卒御仁恕あらせられ候儀願ひ奉り候。』と述ぶるあたり、隆盛の民を愛する心持が言外に溢れてをる。

第八章　禁門戰役前後

一　隆盛上京、軍賦役となる

隆盛は約二年ぶりで故郷にかへつたが、わづかに足ひきづつて昌福寺に詣で、先君齊彬の靈に額づいたばかり、ゆるりと出獄後の身を養ふ暇もなく元治元年三月四日、鹿兒島を出發し、十四日京都着、十八日、滯京中の久光に謁し、軍賦役に任ぜられた。

□南島謫居二年間の出來事

隆盛が文久二年四月十一日大阪を去つてから此度許されて元治元年三月十四日上京した

までの約二年間に天下の物情はどう動いたか——。

寺田屋事變後の京都は浪士の京都であつた。暗殺が流行した。幕府最負の九條家の家臣宇郷玄蕃が殺され、島田左兵衞が殺された。千種家の臣賀川肇が殺された。與力では大河原十藏が殺され、渡邊金三郎が殺され、森孫六、上田助之丞が殺された。處士では本間精一郎が殺され、池田大學が殺され、多田帶刀が殺された。

浪士の暴擧はそれでも滿足せず、攘夷の門出の血祭だといふので足利尊氏、足利義詮、足利義滿の木像を引出して頸打ち四條河原に梟してその罪狀を數へて揭示した。

揭示の文句の最後に、『今世に至り、奸賊尙起返するものあり、その黨數多にしてその罪惡足利の右に出づ。若し夫等の輩速に舊惡を悔い、忠節を抽んで、鎌倉以來の惡弊を掃除し、朝廷を輔佐して古昔に復し、積惡贖償の所爲なくんば滿天下の有志追々大擧して罪科を糺すべき也』と揚言した。

京都のみでなく、地方においても樣々の事件が續發した。土佐では參政吉田元吉、市原源介が急進派に斬られた。赤穗では、家老森主稅、用人村上新助が斬られた。壬生では、家老鳥居志摩が殺され、家老鳥居千葉之助が自殺させられた。中山忠光を奉じた大和の亂があり、澤宣嘉を奉じた生野の暴擧があり、水戸の內訌が導いた常野の亂あり、さらに、江戸においては、長州、土

州の藩士によつて企圖せられた橫濱襲撃の計畫があり（これは藩主毛利侯の親諭によつて沙汰止みとはなつたが）、御殿山外國公使館が燒かれた。塙次郎が九段で斬られた。富豪、名家の襲撃脅迫せらるゝもの數を知らざる有樣であつた。

文久三年春の京都は、尊王攘夷黨の天下であつた。三月十一日、長州の議に基づき　聖上加茂上下神社に行幸になる。三條實美行幸守衛總督として部署を定め、長藩その警衛を命ぜられた。すべての堂上、行に列なり、將軍家茂、一橋慶喜、水戸慶篤を初め在京の武家みな御供を奉じた。四月十一日、さらに男山八幡に行幸になる。將軍家茂病と稱して供奉を辭し、後見一橋慶喜目代として供奉したが、急病と稱して廟階に上らなかつた爲に、公卿武家浪士等、あげて慶喜欺上の罪を鳴らし、幕府攘夷の誠意なしとて痛罵した。

幕府勢止む能はず、自ら欺いて、五月十日を攘夷期限と定めて之を奏上した。

玆において長藩まづその攘夷期限の五月十日を以て關門海峽通航の外船に發砲したが、朝廷は、天下に率先して攘夷を實行したものであるとてこれを賞した。幕府は攘夷の困難を知る。何とかして攘夷の議を空漠ならしめようと謀つたが長藩の攘夷實行によつてまた一難件を加へた。

攘夷黨は勢ひに乘じて大和行幸、攘夷親征の議を立て、これを機會に、攘夷の大軍を組織し、鬪

以西は天皇親ら指揮し、關以東は將軍をして之を擔當せしめ若し奉ぜざるにおいては討幕を斷行する意を決した。

しかし攘夷黨の計畫餘りに激しく攘夷の是非を極めず、その實行の能否を考へずして徒らに空漠なる名分論に囚はるゝ傾きあり、進むを知つて退くを知らざるが故に、ついに豫期せざる反動によつて蹉跌した。前章既に記した八月十八日の政變これである。

隆盛が着京した頃、久光は朝議參領として公武の間に盡力して居たが、一橋はじめ、幕府の有司の態度頗る不徹底で、その言動概ね誠意を缺き、實行不可能なる横濱鎖港を言明して攘夷論者に媚び、一方公武と稱しながら佐幕を諸藩に强ひ、只管幕威の挽回にのみ腐心せるに憤慨して國難に臨まんとするの不可なることを極力主張した。けれども久光の建言は用ひられず、横濱鎖港の朝命ついに下るに及んで、心中頗る懌ばざるものあり、朝議參領を辭して歸藩の決心をなし、京都を出發したのが四月十八日、大阪より船にて廿六日細島に着し、佐土原を經て五月八日鹿兒島についた。

隆盛南島謫居中、在京盡力して居た高崎五六及び高崎佐太郎の二人は、近衛家に下された內

勅により尹宮（中川宮朝彦親王）を動かし、會津と結んで八月十八日の政變を導いたといふので長州志士から猛烈に攻撃され、非常に惡まれてゐたが、これは久光について歸國してゐたので先づよかつた。長州志士の風聞を耳にした隆盛は、尹宮の身の上を氣遣つてその退隱をすゝめ、兩高崎を暫く上京させぬやう盡力した。

當時、京都の藩邸には公子島津圖書、家老小松帶刀、軍賦役西郷隆盛、軍役奉行伊地知正治、御小納戸頭取吉井幸輔等がゐたけれども、實權は殆ど隆盛一人に歸してゐたのである。

久光出發後、幕府の有司はやゝ薩藩に對して疑を抱き、何かと薩摩を惡しざまに言はうとする風があつた。一方諸國の浪士間ことに長州人の間には昨年八月十八日の變以來、會奸薩賊の語さへ流行しをるに、今また幕府の入れ智慧で、薩摩を惡しざまに言ひ觸らすものゝあるを知つては流石の隆盛も切齒せざるを得ない。而もその惡評なるものが隨分下らない理由からなのである。薩藩は上海邊で茶とか綿とかの密貿易を盛にやつてをる。國禁に背く。不都合だといふのである。此の歳二月、薩摩の商人が上方で綿を買ひ入れ、長崎へ輸送の途中、防州に碇泊して居るのを、上關の長州義勇隊のものに見とがめられた。八月十八日の變以來長州は薩摩を憎み、薩賊會奸を合言葉にして居る折柄だつたので、奇貨措くべしとばかり、右の隊士等その貨物を燒き棄て、船頭を殺し、隊士二人その首を携へて大阪に上り、梟首（きやうしゆ）して外夷と易

ずる薩の奸吏なりと榜掲し、二人その場に自殺したといふやうなこともあつて、薩商の貿易はその頃薩摩攻撃の一好題目となつてゐたのである。

隆盛はかゝる惡評の根を絶つべく大阪留守居木場傳内に書を寄せ、

「御國元より上阪致し候商人の内宇治六角堂邊茶屋において過分の茶買入候段相聞え候。奸商ども利慾に迷ひ、右等の取企て候儀不行屆の次第に御座候　いかさま辨へこれなきものとは申しながら、先度綿一條につき惡評申觸らし今以て切齒のこと御座候處、その邊のところは疚く存じながら、商人勝手は構はず、また賣買向御禁止の事にもこれなき故、苦しからずなどとの所存にて、御惡評は顧みざる所業惡むべきものどもに御座候。何分名前等慥かに相知れず候間、巨細に相糺され買入置候品は都て本々へ差返し右の商人直樣罷下し候やう相取計らひ下さるべく候。」とて、嚴重その取締方を依賴してやつた。

當時隆盛は專ら薩摩へかゝる惡評を打消すべく、あらゆる方面に注意を配り、天下の形勢を傍觀して靜かに時節の到來を待つてゐた。

二　池田屋の變

八月十八日の政變で、一時は長州の勢力が京都から影を沒したかに見えたが、それは暫くであつた。追々同志をたより、姿を變じて京都に入込み機會を伺つて會津を仆さう薩摩に復讐しようと考へてゐた。

長州へ異船が襲來するといふ噂が立つ。幕府の處置を常に喜ばぬ攘夷派の有志は、『幕府は攘夷の不可能を世人に知らしめるために、外人と結んで、わざと長州を砲擊させるのである。』と言ひはやした。

長州藩士の憤激は一通りでない。中川宮及び會津容保を除いて政局を一變しよう、八月十八日以前の朝廷にかへさう、さうして攘夷の實行を貫徹しようといふので、或は商人となり、或は奴僕に扮し、私に入京して寺院若くは緣故ある藩邸に潜み、密に謀議を凝らし始めた。

四條小橋に筑前の用達を勤むる桝屋喜右衛門といふがある。町人に似合はず多くの武器をもつてをるとて、六月五日早曉、新撰組の近藤勇が、その寢込を襲つて喜右衛門を捕縛し普ねく家宅搜索をやる。銃器がある。彈藥がある。喜右衛門を壬生村に引致して嚴しく糺問すると同志の盟約書がその懷中から出る。

喜右衛門、本名を古高俊太郎といふ。江州人である。輪王寺宮の家臣である。が筑前の用

達をも兼ねて世を忍んでゐるもの。その盟約書から秘密の經緯がすつかり現はれた。

『烈風の日火を御所の風上に放つ。倉皇參內する途中に要擊して中川宮を幽囚し、容保を討取る。朝廷を再び手中に入れる。』といふのであつた。

幕吏の活動いよ／＼烈しくなり、手に餘らば斬捨てゝ苦しからず、迂散なものなら人違ひでもよい、捕へよ、といつた嚴命が下つた。

京都三條小橋の旅館池田屋總兵衞は長州の定宿である。古高俊太郎の捕へられた六月五日の夜、長州藩士及び諸國の浪士がおい／＼こゝに集る。

吉田稔麿（としまろ）、福原乙之進、杉山松介、佐伯稜威雄（いづを）、廣岡浪秀、有吉熊次郎は長州、宮部鼎藏、中津彥太郎松田重助、高木元右衞門は肥後、野老山吾吉郎、藤崎八郎、望月飛源太、石川潤次郎、木山七郎、北副佶摩は土州、宮藤主水、大高又次郎、西川耕藏は京都、大高忠兵衞は播州、河田佐久馬は因州、大澤逸平は大和、總勢二十餘人何れも血氣の士。

『今夜壬生に押寄せて古高俊太郎を奪ひ還さう。』と決して、酒をのみながら夜の更くるを待つてゐる。

新撰組の山崎蒸は賣藥商に化けて池田屋に泊つてゐる。所司代の同心渡邊某また乞食に

扮して戸外に臥てゐたが、この形勢を探知して密かに守護職に報じたので、會津容保、直ちに新撰組に逮捕を命じ、會津、桑名、彥根、杉山、加賀の五藩に命じて新撰組を應援させる。

池田屋は五藩の兵、數百にかこまれた。

近藤勇、部下を率ゐて戸外に迫る。山崎、內より戸をあける、藤堂平助、永倉新八、奥澤榮助等眞先に闖入し、二階へ駈けのぼる。長州の吉田稔麿それと見るより、『捕手だ。』と叫んで刀を拔く。肥後の宮部また、『這奴等の繩目にかゝつてたまるか。』と立上る。みな刀を拔いて戰ふ。杯盤浪藉、忽ち修羅の巷となる。

北副、石川、廣岡、松田はその場に死に、宮部、福原、吉田、望月は自刎し、その他は逃れ或は捕へられ或は道に死んだ。

殘黨の追捕更に急、會津藩士柴司、土州藩士麻田時太郎を間違へて槍で突いて大問題を起したのも此の時であつた。

隆盛は五日京都出發、楠公社設立の用向で、兵庫へ行かうとして伊丹で一宿して居たが、京都の方に火烟が見えたので急ぎ歸つて池田屋の變を知つたのである。隆盛は、幕府の長州に對する態度、浪士に對する壓迫の餘りに甚しきを見て、此の分では長州もさぞ憤激するであらう。

憤激の結果、また如何なる變事が起るかも知れないと思つた。

實際、幕府の態度は殆ど狂亂に近かつた。幕府は、各藩に命じて外艦襲來に對する長州への援兵を出さないやうに朝廷から御沙汰ありたいと願つた。また、浪人取締を嚴重にせよ。手に餘らば斬捨てゝも差支ない。人違ひであつても苦しうないと言ふやうな達しをも出した。

隆盛が、池田屋事件の顚末を大久保に報告した手紙の中に、

『長州の本國を異人に打破らせ原地は悉く相除く含みか、暴令に忍び兼ねて暴發の謀でも洩れた爲か、何れにせよ、長州人を相探し候儀晝夜甚しき由、長人はこれにて氣を挫かれ候か、又は激し候やは相分らず候へども、昨日までに三度ばかり國元へ飛脚を立て候由、……此末如何なり行き申すべきや、長州もたゞ〳〵止居候事にもこれなく、大破に相成るか、又は大擧して發り立ち申候かに御座あるべく候。只今は、薩摩のところ、双方より望みをかけられ候模樣に御座候へども、確乎として動き申さず、禁闕御守衞を一筋に相守り居候事に御座候。』と言つてをる。

隆盛は、當時、どこまでも中立的態度を持し、一筋に禁闕守護に心を配り、內情探索のため、中村半次郎を長州に差下しなどして專ら時局の變化に注意して居た。

三　禁門戰爭―長兵入京

折から情報が齎された。曰く、『長州の國老福原越後、益田右衛門介、國司信濃の三人が護衛の兵數百を引具し、哀訴狀を携へて上京の途に就いた。』と。

隆盛は思つた。兵を率ゐて入京する以上、非常な決心を以つて上つてくるに違ひない。從つて、何れは一騷動になるであらう。が、薩藩としては、この際なるべく長州の矢面に立たぬがよい。破裂するものは破裂せしむる外はないとしても、そこに、十分の手心を要することであると。

元治元年六月十三日、周防三田尻を發した福原越後等の一行は、おの／＼甲冑に身を固め、それ／＼武器を携へて大阪表へ繰込んで來た。團子三つに箸片子と稱せられる三つ輪に一の字の旗印を風に飜へしたその勢は、非常なものであつた。それが、大阪から更に二手に分れ、水踏山崎に着して天王山に陣取つたのが、久阪玄瑞の一隊。これは國老福原等とは別な行動を取る如く見せかける計畫で、豫め牒し合せて浪人共をも多く引入れようと謀つたのである。

久留米の眞木保臣(和泉)は、志を同じうする同志を引連れ、直ちに馳せ參じてこの一隊に加はり、總參謀の格を以つて廣く同志を糾合し始めた。殘る一手は、福原越後自らこれを率ゐ、陸路を取つて伏見に出で、伏見の藩邸に入つて哀訴の目的を達すべく謀議しつゝあつた。

久阪玄瑞等は、山崎に着すると、直に變名を用ひ、閣老稻葉長門守を經て哀訴狀を呈した。その文句は隨分猛烈なもので、哀訴やら强訴やら分らない程のものであつた。『……國家の大計、正にその緒に就かんとせしに、圖らざりき、一夜、朝議の反覆に遭遇して、忠義無二なる三條卿以下の六卿竝弊藩主毛利父子に勅勘を達せられて上京を禁じ、施政の大權を擧げて幕吏の手中に放任せられたるは、前年來の叡慮の顚覆せるに似たり。………九重深き所、奸徒その羽翼を伸張し、幾歲閒を逞して遂に今日あるを致したるを恐察して、臣等が胸膈に寸裂し、訴ふるに所を知らず、天に呼はり地に叫び、悲痛泣哭に堪へず………』といつた調子の言葉が片端から並べられてあつた。

のみならず、六月廿七日に至つて伏見邸にある長州兵は、會津の處置を喜ばぬ勤王浪士等と共に、隊を成して出動を始めたとの急報が京都に達した。そこで、京都に於ては、急ぎ九門を閉鎖し、各藩に命じて、堅めの人數を增徵し、甲冑を裝はしめ、切火繩、拔刀にてこれを護らしめた。今にも直ちに戰爭になるかと思はるゝばかりの大騷動。

隆盛は、この報を聞いても差して驚かなかつた。先づ、物見のためにとて、僅ばかりの兵を三方に分ち出したが、何のこともないといふ報告を握つて、悠然としてゐた。

四 禁門戰爭 一橋の硬論

しかし、御所邊の騷動は一通りでなかつた。堂上方は申すに及ばず、所司代守護職等、大病を押して參殿した向さへもあつて、午後より夜にかけて會議が開かれた。公卿の多くは、毛利に對する同情もあり、目前に迫つた騷動に對する恐れもあり、且つは久阪等の歎願書にも動かされて、毛利父子の勅勘を免し、その入京を差許すこととして、この場合、治まりを着けるが善からうといふやうな意見。中にも、一條家、大炊御門家一門三十餘名の堂上方は、毛利家に對する同情から、一同連署を以て毛利家寛典の議を奏請した。正親町三條實愛は、七卿は召還さぬにしても、毛利父子だけは許して上京を命ぜられて然るべきであると熱心に主張したので朝議は一旦毛利赦免といふに決して了つた。

所が、この情勢を聞いて、夕方俄に參內した一橋慶喜は、以上、公卿達の軟說に大反對の意見を滔々と演說して一座を睥睨した。その態度は實に堂々たるものであつた。

『長州より歎願の儀、御採用相成るとは、以ての外のことである。兵器を携へ來つて朝廷に迫る如きは臣子の分を越えたる不敬の振舞である。かくの如き歎願を御採用になつては朝威はために地に墜ちて了ふ。歎願とならば、歎願らしく、武裝を解き、繩付にでもなつて、至誠を表示して訴へ出づべきで然る時には善き筋に御採用相成るべき應もござれど、苟くも兵を以て相迫る如きは、甚だ以つて無法の至り、決して御取上けなく、早々、人數引拂ひの儀、嚴重に申渡されて然るべく存ずる。歎願の筋を、採用する、せぬは、彼等が撤兵した上でのことである。若しこの議にして行はれぬとあらば、今晩にも、會津容保ともゝ辭職して、關東に引退くまでゞある。その上にて、長人を召し入れらるゝなり、何なり、御勝手にせらるゝがよい。』とまで極言した。

堂上方を始め、一同、駭然としてその凄じき見幕に恐れて、誰も何とも言ひ出し得なかつた。

五　禁門戰爭　隆盛の意見

隆盛は、近衞家から、『早速に罷出るやうに。』との急使を得て、急ぎ御所へ馳せつけた。夜は既に更けて四ツ時（十時過）であつた。近衞忠凞は、直ちに、隆盛を別室に引見して、朝議の經過を

一通り話した上、諸卿の意見と一橋の意見と、何れを至當と思ふか腹藏なく申述ぶるやうにとの仰せ。隆盛は靜に膝を進め、

『一橋殿より言上の趣、吾等においても、如何にも尤もの儀と存じまする故、一橋殿の意見通り御達し相成り、若しも承知いたさずして、暴發いたしますれば、その節は、長州の罪狀を明白に明記し朝廷より各藩へ追討の御勅令を相下され候はゞ、名義も正しく朝威も相振ひ速に攻滅し申し得べき儀と存じまする。』と答へて引下つた。隆盛は長州に同情を持たぬのではない。けれども、苟くも朝威を輕んずるが如きことに對しては、一歩も讓ることは出來ぬといふのである。

近衞忠凞は、隆盛の意見を私に堂上方に告げて、更に凝議した結果、朝議一變して一橋の論に決定し、和戰何れとも、一橋の見込を以て處置あるやう、一切を委任することになつた。

翌廿八日、長州兵は、上嵯峨まで進んで天龍寺方面に陣を張つたが、何等不穩の擧動をも見せない。

廿九日になつて、福原越後は、勸修寺家を經て、條理兼備つた哀訴狀を朝廷に上つた。その趣旨は、大要かういふのであつた。

『毛利家は古來、帝室に對しては、特に、忠誠を抽んでた家柄であるにも拘はらず、思はぬ行違ひ

から、今の如き有様に立至つたのは、如何にも殘念である。この度浪士等君侯を思ふ餘り、暴擧を敢てしようとする樣子があるので、吾等鎭撫のために全力を用ひをれど、何分毛利父子に對する勅勘は、餘りに不條理なるを以て浪士等の申分を無下に斥くる譯にも行きかね、實に當惑いたして居る。この際、寬典に預つて、毛利父子の上京をだけなりとも許して戴かんでは、何とも、浪士鎭撫の道が無い。こゝの事情をどうか御汲取り願ひたい。」

畢竟表からは、過激なる挑戰的歎願書を浪士連より出ださせ、國老としてこれが鎭定に力めつつあれど、寬典に預らでは如何ともし難いと裏から訴へ出たのである。

六　禁門戰爭――出兵の拒絕

この哀訴狀が、京都に達した時には既に朝議一決して、一橋卿、會津侯等は、荐りに出兵の準備に取り掛つて居た。といふのは撤兵を迫る以上、應ぜぬ時の場合の覺悟が必要である。それには先づ此方の兵力を整へておかねばならぬ。それにしても薩藩の意向は何とあらうか、一應、それを確めておく必要があるとなつた。會津は、昨年以來、協和の間柄であるから、會津からその下心を探るが善からうとなつて、會津中將容保は、使を薩邸に送つて、萬一の場合には、十分

のお働きが願ひたいと掛合つた。が、隆盛は、薩藩では、前々からの決議に從ひ、一も二もなく斷つた。『我が藩では、禁闕守護のための兵ばかりしか殘してない。他の方面に分配する譯には參り兼ねる。』といふ理由できれいに斷つた。

隆盛は、會津との協和の恃むべからざるを洞見てゐる。長州との反目を長く續けることとの不利なることをも知つて居る。長州を挫くのは、尊王黨の勢力を殺いで、幕府の勢力を强むることになる。幕府の勢力が强まれば、勤王の素志を貫徹することが出來ぬ。といつて、長州の擧動は、餘りに反動的で、殊に浪士達の振舞は、常軌を逸してをる。今これに加擔すれば、朝威が立たぬ。仕方がない、何れともつかぬ中立の態度を嚴正に持して、機會の來るのを待つ外はないといふのが隆盛の意中である。それだから、數日前、因州その他の長州に親しい藩から長州歎願の筋につき、周旋を賴むとの回文があつた時も、隆盛は全く取合はなんだのであつた。ところが、長州周旋を拒んだことのみ知つて、隆盛の意中を十分解せぬ藩邸の人々の中には、『長州を救ふがよい。會津の仕打がよくない。このたびのことは、會津がわるい。池田屋事件以來の會津の態度は餘りに亂暴である。長州の憤激するのも無理はない。』といふものもありまた『會津は、豫ての協和もある。援けねばなるまい。』といふ議論もあつて、一時は議論が沸騰の形であつたが、隆盛は、これ等の人々に對して、『この度のことは、會津と長州との私鬪であ

る。朝廷尊奉の名義が正しく相立たぬにおいては、我が藩は決して動くべきではない。」

と言ひ放つた。この一言で、邸内、一人の異議を挾むものもなくなつた。

大久保への書中に、

「御屋敷中にても、長州を救ふがよいの會津を助けにやならんなどとの議論も紛々と相發り候へども、名義正しく朝廷尊奉の道相立たず候ては、決して動き申さずと、強て立切り候處、もふは御屋敷中、一體の議論と罷成、安心この事に御座候。如何樣に議論沸騰いたし候ても、筋を亂しては相濟まずと、ひどく持張候事に御座候。」とある。

折から、藩の家老小松帶刀方へ、一橋から使者が來て、すぐに出頭せよとのこと。小松が取敢へず罷出ると、一橋慶喜は、

「これより、長州へ朝命を傳達し、時限を定めて正式に伏見引拂ひを迫らうと思ふ。で若し、その時限を過ぎても撤兵せぬにおいては、いよいよ朝命を奉ぜざるものと決し、違勅の罪を正すことにせねばならぬ。それにしても先を越されては困る故、諸方面へ堅めの人數を豫め繰出し置きたい。どうぞ貴藩からも相應の人數を差出されたい。」との催促。

けれども、薩藩では隆盛の意見通り既に藩論一決して居る。從つて小松は、

「折角の仰せながら、藩論すでに朝命の外、一切出兵せぬと定まり居りますれば、この儀は、斷然

お斷り申す外ありませぬ。但し朝命により、各藩へ出兵仰出されたる場合には、拙藩においても、一方の堅陣を此の方一手を以てもお引受けいたしまする。』と答へた。

隆盛は、かうなつた以上、結局朝命を奉じて征討のことを公然仰出す外あるまい。朝命とあらば、出兵は勿論せねばならぬ。また出兵しても名義が正しい。それにしても、長州への撤兵申渡しを何日するのか、今日か、明日かと心待ちに待つて居たが、一向、その樣子もない。七月三日再び朝議が開かれた故、一橋の考はどうなつたか、それを聞かうと、四日の朝、近衞家を訪ねると、三日の夜晩く、一橋が參殿しての話に、江戸の幕閣中內輪葛藤が出來て居るので、長州への達しも出來かねるとの話であつたとのこと。幕閣の內輪もめといふのは、時の政治總裁松平大和守直克が、水戶へ何の相談もなく閣老始め小監察まで九人までも退役申付け、そのため面倒な問題がおきてゐたのである。

隆盛は思つた。先日の閣議において、あれほど强硬な意見を主張した一橋が、たとひ、幕閣に變動が生じたとはいへ、長州への達しを荏苒延ばすといふは頗ろ不審である。長州へ與する心が後になつて生じたのか。但しは、幕閣の內輪割れを氣にして自分も退く考へなのか、何れにしても、その底意が知れぬ。この樣子では、いづれ、ます〳〵大亂に傾き行くことであらう。長州は、この度、挫けて一旦は引取るとも、これがために、一橋の手に天下の兵權が歸して了ふや

うでは勤王の趣旨が立たなくなる。我が藩は大義名分を明にし、朝威振興を趣意として居さへすればよい。決して輕擧すべきではない。とひそかに長州の動靜に注意して居た。

七　禁門戰爭　部署定まる

ところが、天王山方面に居て、浪士を糾合しつゝあつた眞木和泉、久阪義助等は、密々の中に謀を廻らし、幽閉中の公卿等と謀し合せ、急に參內して朝議を一變し、長、因、備等の藩兵を以て、宮門を守れる會津その他の守衞を却け、昨年八月十八日の擧の復讐をしようといふので、七月十八日、密に鷹司邸に潜伏し、夕刻から有栖川宮、鷹司、正親町三條等の諸公卿の參內を計畫した。

青蓮院宮は、この計畫を密に探知し、事の由を、急ぎ近衞その他の公卿へ知らせた。そこで一橋を始め、會津、桑名兩侯等急ぎ參內し、九門の堅めを一層嚴重にした。

一橋も、その以前長州の態度甚だ憂ふべきものあるを知り、內々、追討軍の部署を定め、長州追討の令を發する決心で居た。丁度、その十八日である。朝議追討に決し、その部署も定まり、一橋が追討總督を命ぜられた。そこへ今、急參內、朝議一變の陰謀あることが分つたので、一刻も猶豫はならぬと直ちにその夜軍令を布いた。

薩藩においても、勅命とあらば已むを得ない。隆盛は早速伊地知と相談して配兵の準備にかゝつた。一橋の配兵によれば、薩摩は、天龍寺方面の先鋒となつて居たのだが、隆盛は、その方面へ多くの兵を出すことを好まなかつた。禁闕守護を主として、その餘を天龍寺方面に廻さうと思つた。といふのは、なるべく、長州勢の正面に立ちたくない。禁闕に迫らんとするものは、何者と雖も用捨なく打棄てるが、他の場所においては後日、ともに事を謀らうかも知れぬ長州勢を苦しめることは、此際どうも面白くないと思つたからである。

そこで、天龍寺方面へは、ほんの申譯的に、小松帶刀と島津備後とが、一隊の兵を率ゐて向ふことになつた。而も、こちらからは、好んで戰を仕かけまいといふ條件で。他は、島津圖書、町田民部、川上右膳等が、それ〴〵隊長となつて禁闕守護に赴くことになつた。

八　禁門戰爭　長州終に敗る

十九日の夜の曉方、國司信濃の率ゐる長州勢五百餘騎は、下立賣御門、中立賣御門、蛤御門の三方面に向つて攻め寄せた。中立賣御門を堅めて居た筑前勢は、一支もなく敗られた。中立賣通西を堅めに居た一橋の銃隊も破られた。一方、長州勢の副將兒玉小民部は下立賣に押寄せ

塀を乘り越えて、今しも長州の猛將來島又兵衛の率ゐる一隊と、會津の槍組とが揉合つて居るその會津兵の後方に出で、蛤御門に攻め入らうとする。流石の會津兵も苦戰に陷つて、兩軍互に多くの死傷を出し、蛤御門は殆ど長州勢の占むる所となり、公卿門また危しと見えた。

乾御門に詰めて、諸方面の形勢を見て居た隆盛は、今や、長州勢は公卿門に迫つた。會津勢は已に多く斃れた、との急報に接し、大砲四門を引いて公卿門へと驅けつけた。砲煙は已に天に漲つて、物の黑白も定かならぬ。薩藩勢來れりと聞いた長州勢は、立直つて煙の下から、衝いて出る。切つて出る。砲擊をやる。薩州勢も隆盛の指揮に、勇を奮つて戰うた。激戰數刻。自ら先登に立つて長州勢を指揮して居た來島は、馬より落ちて倒れた。隆盛も流丸が足に中つて落馬した。が、大した傷でもなくて直ぐに起上つた。それに引かへ、來島は脇腹を貫かれたので、もうこれまでと、自ら首を刎ねて死んだ。

來島の死によつて長州勢は亂れ立つた。蛤御門は薩州勢の占むる所となつて、公卿門また危きを免れた。

公卿門の内は、御所である。紫宸殿の庭上に彈丸が散々落下した。公卿の多くは、恐れて逃げまどうた。鳳輦を何れへか遷し奉らうとまでいつた。が、隆盛の働きによつて、漸く御所内には事なきを得た。

伏見方面に屯集して居た福原越後の率ゐる長藩士の一隊は、十八日の夜、伏見街道を進んで來たが、この方面を堅めて居た大垣の藩兵に遮られて一旦引返し、更に十九日の朝、竹田街道より進まうとして、彥根、會津の兵と戰ひ、福原越後が傷いたため、軍氣漸く振はず、已むなく伏見へ引返した。

山崎方面から押寄せた眞木和泉の率ゐる一隊は、堺町門まで進んで、越前兵に拒がれ、鷹司邸の通用門より進み入つて、久阪等と合せんとしたけれど、雲州兵のために中斷せられた。鷹司邸は今や四面諸藩兵を以て圍まれた。長兵、殊死して奮闘したが、遂に力及ばずして邸中に潜んだ。この時、官軍は敗兵の民家に潜伏せんことを惧れ、火を宮門の外に放つた。長州兵の鷹司邸内に潜むに及んで、更にこれにも火を放つた。炎焰、天に漲つて、京洛市街の大半は灰燼の中に葬らるべく見えた。眞木和泉は、敗兵を集め、重圍を切拔けて天王山方面に引きあげ、更に再擧を謀らうとしたが、入江九一、久阪玄瑞、寺島忠三郎などいふ長州の英雄は、奮闘しつゝ火に包まれて壯烈なる最期を遂げた。

この日、益田右衛門介は、天王山に留まり居て、山頂より京都を瞰下し兩軍の勝敗如何と見てあつたが、三方の長軍悉く敗れ、殘兵の漸く遁れ歸つて、國司信濃、兒玉小民部、木戶準一郎等、皆生死の程すら覺束なく、來島、久坂、入江、寺島などみな討死したとの報を齎らすに及び、遂に天王山

の營を撤して西に奔つた。眞木和泉が二百に近き殘兵を引連れて天王山の陣營に歸つた時には、旣に益田の引上けた後であつた。而も、殘兵悉く疲れて起つことすら叶はぬ。二十日の朝になつて、軍議したが、遂に、一旦はこの地を散じて再擧を謀らうとなつた。この時眞木和泉『我藩はこの度の巨魁となつて、敢て禁門を冐し、五卿を始め毛利氏に對して罪を得た。何の面目あつて、生きて國に歸られよう。諸士は、宜しく歸藩して、攘夷のために力を盡し、以て勇士の面目を全うし給へ、一敗を以て決して挫折すべきでは無い。我は、重傷をも蒙り居れば諸士と訣別してこの地に相果てる。』と言つて、同志十七人とともに屠腹して死んだ。

九　禁門戰爭――分捕米の施與

元治元年七月十九日の京都禁門の戰は、かくして終りを告げた。長州が、久坂、入江、寺島、來島なんどいふ勤王派の大人傑を斃し、その上、面目を天下に失つたに引替へ、薩摩は、いよいよ天下の重きに任ずるに至つた。

隆盛は小松帶刀と協議して、窮民を救ふべく、長州の置去りにした分捕米五百俵を施與することに決した。その廿三日に、辻々に建てられた札には、『一、米五百俵、右は嵯峨天龍寺へ長州

より送り置きたる糧米に候。この度、分捕候間、兵火のために類焼いたしたる極難儀の者へ、些かながら遣はし候間、明廿三日、五つ時、町々年寄役は當館屋敷へ罷越し、銘々引合請取るべきもの也。』と書かれた。

これは、隆盛自らの文案であつた。

長州派の公卿は、この戰を以て、臣下中の急進黨の輕擧に出でたもので、藩侯の與り知らぬ所であらうと辯護したが、分捕品の中から、國司信濃の所持してゐた軍令狀が出たので、福原、國司、益田の三國老は初めから開戰の所存で東上したものであると分つた。從つて毛利は明に朝敵であるとなつた。

隆盛が、自ら陣頭に立つて戰爭を指揮したのはこれが始めてである。

後日、土持政照への書中、この戰爭のことに言及して、『京都にて大合戰これあり、足に少々鐵砲疵を蒙り候へども、淺手にて何も仔細はこれなく、大幸のことに御座候。御存知の軍好きの事に候へども、現事に望み候ては、二度は望み度御座なく候。實に難儀なものに御座候。御笑察下さるべく候。その節の功により、御刀並びに御陣羽織まで拜領仰付けられ、冥加至極末代までも面目を施し候仕合せ、ことに御感狀まで頂戴仕り候。當時には珍しき譯にて御悅び下さるべく候。牢屋にて朽果て候事と相考居候處、戰場までも試み、生前の本望この事に御座候。

甚しく戰の樣子も申遣はし度候へども、自慢話と相成候ては、兼ての素志も水泡と相成候間わざと省略いたし候。』と言つてをる。

十　追討の勅命下る

國司信濃の鎧櫃の中から軍令狀によつて、長州の軍謀明かになつたので、朝廷では、直ちに、毛利慶親父子の官位を奪ひ、長州派の堂上の參朝を停め他人との面會を禁じ、廿三日、

松平大膳太夫儀、かねて入京を禁じ候處陪臣福原越後を以て、名は歎願に託し、その實強訴、國司信濃、益田右衛門介等追々差出候に付、寛大の仁恕を以て之を扱ふと雖も、更に悔悟の意なく、言を左右に寄せ、容易ならざる趣意を含み、旣に自ら兵端を開き、禁闕に對し發砲候條、その罪輕からず、しかのみならず父子黑印の軍令狀、國司信濃に授くる由、全く軍謀顯然に候、旁々長防へ押寄速に追討之あるべき事。

との勅命が下された。

第九章　征長時代

一　征長の準備

隆盛は、禁門戰爭が終るとすぐ、その前後所置について敏速に活動した。

長州の動靜探索については、さきに池田屋事件後、中村半次郎を遣はしてあつたが、禁門戰爭の終ると同時に、さらに竹內半右衞門、岩崎仙吉兩名を長州に入込ませ、外夷襲來に專ら備へようとしてゐるか、または、征討軍に對する策を主としてゐるか、京攝間にをる間諜の姓名及び住所、年貢取立方の原簿、人民の軍資兵糧に對する負擔の程度、船の用意、何れに何程、浪士の魁となるべき人物、その主宰者の人柄、姓名、人心の和不和、武備の程度、小銃大砲何程、浮浪士の增減、諸藩應援の程度、七卿の動靜、京都公卿との連絡の有無、義擧と割據の關係、軍資金糧食の多寡、浪士給

金の程度、吉川その他支家の内情萩、山口邊の人氣、さういふ事を精密に探索させる手配をした。

一方、越前老侯春嶽を上京させるやう、中根靱負、酒井十之丞宛の手紙を書き、海江田武次を使者として出發させた。これは一橋あたりの見込で、越前老侯を征長軍の副將に命ずる內定で、目付戸川鉾三郎を福井に遣はし、會津からも使者を福井に立てたのであるが、さらに、薩藩からもぜひ勸誘してほしいとの依賴があつたからである。

折から、外艦長州砲擊の報が來た。よく惡戰はしたが、結局長州の大破に終つたといふのである。

〔外艦の長州砲擊

八月初め、英艦九隻、佛艦三隻、蘭艦三隻、米艦一隻相次いで姬島に着し、英國水師提督を司令長官として戰鬪の準備に取りかゝる。さきに長州が、攘夷の實驗だといふので、通行の外國汽船を砲擊したにつき幕府に談判したが埒が明かず、已むなく、此の擧に及んだのである。長州では、かねて覺悟はしてゐたものゝ、京都において大敗したばかりではあり、いざとなつては、聊か狼狽せざるを得なかつた。和か戰か、藩論容易に決しなかつたが結局、非戰論勝を制し、松島剛

藏、伊藤俊輔の二人選ばれて使者となり、四日英艦に赴かうとしたが、その時既に諸艦姫島を發して下の關海峽に入つた爲、交渉の機を失し、五日朝諸艦陣列を布いて攻撃の位地に就いた。

重艦隊六隻は田野浦より門司にかけ、豐前地方に沿うて排列し、輕艦隊五隻の內、三隻は前田村砲臺に面して排列し、他の二隻はその後方に控へた。

佛國軍艦まづ砲口を開く。戰端こゝに開けて諸艦一齊に砲撃を加ふ。殷々轟々、山岳を動かす。今まで沈默してゐた長州の諸士、砲聲を聞いて血湧き肉躍る。

『打て！』とばかり、各砲臺砲門を開いて應戰する。砲丸縱橫、硝煙水陸を掩ふ。

長兵奮鬪して敵の二艦に損傷を與へ得たが、砲力、砲術彼に及ばず、つひに沈默の外なきに至つて、敵艦陸戰隊を上陸せしめ、前田村の砲臺に亂入して大砲十四門を釘づけて封じた。

六日、壇の浦の砲臺によつて、七日は引島の砲臺によつて、長兵大に奮鬪し、敵に多大の打撃を與へ得たが、結局彈藥缺乏して戰ふ能はざるに至つた。敵兵また上陸、大砲四門を鹵獲し、火門を釘づけて引あげた。

『醜夷何かあらん、我に三尺の寶刀あり。』と力味んだ奇兵隊の勇士も、今は施すべき術もなく、和を口にするの止むなきに至つた。

一、今日より以後、外船馬關通行の節は懇切に取扱ふ。

一、石炭食物、薪水、その他船中入用の品物を賣渡す。
一、風波の難に逢つた時は障りなく上陸させる。
一、新規の臺場を作らず、また古き臺場を繕はず、大砲を置かぬ。
一、償金を何程か出す。
といふやうな條件で和を講じたのが元治元年八月十日である。

隆盛は思つた。長州が外國から攻撃されては藩論また一定を缺くであらう。そのため外國干渉の端を開くやうなことゝになりはせぬか。今度の砲撃は、どうも幕府が尻押してやらせたやうにさへ思はれる。長州の幕府に對する怨恨はさらにこれより大に加はるであらうと。

八月十七日付大久保への書中、『長州の儀異人より攻撃候ては人心の居合誠に六つかしく相成申すべく後難今より世話を煎候事に御座候。定めて幕吏の策を以て異人を募り候事かと相考へられ申候。』と述べてゐる。

二 始めて勝安房と語る

越前侯松平茂韶は、九月六日を以て入京したが、さて、非常の備といふではなく殆ど平常通りの上京であつた。征長總督問題で、幕府の內部に暗鬪がある。幕府ははじめ紀州侯を總督に定めたが、それには一橋、會津の反對がある。尾張老侯慶勝を推したが固辭して受けず、ぜひに一橋をといふ。こんな風で幕閣の意見と一橋慶喜及び會津容保の意見が常に一致を缺き、征長のこと一向に捗々しく行かぬを見て齒がゆく思つた隆盛は、將軍の上洛を促し、京都において國論を一定する必要があると考へた。

折柄、越前の堤正誼、靑山貞等隆盛を訪問して、『神戶の海軍練習所の勝安房が近々歸府することになつてをる。我等兩藩のもの同道、勝を訪問し、將軍上洛の斡旋を依賴してはどうであらうか。』といふ。隆盛、

『それは至極である。』と直ちに贊成し、書面を以て面會の日時を勝に問合せた上、九月十五日、吉井幸輔、堤正誼、靑山貞の三人と共に大阪に於て勝に面會し、將軍の上洛につき盡力してくれるやうに賴み込んだところ、勝は、幕府の內情を何もかも打明けて話して聞かせ、幕府の有司は

概ね世間知らずで、時勢おくれで、誠に手の付けやうがない。畢竟、此度の禁門事變によつて、浪士輩の暴客が概ね恐縮して了つた形だから、有司の面々もはや身の禍を免れたといふ心持に一、太平無事のよい氣な有様、奸物、時を得顔にのさばつてゐる。とて幕府の頼み少なきを憤り、さらに語をついで、『近頃は、幕吏もなか〳〵老練なものぢや。老中に話せば、京都の一橋に聞けといふ。一橋に聞けば、老中の思はくが知れぬといふ。どこに權能があるやら分らぬやうに取まはしとやらをやつて居るでな。全く押しどころがない姿である。』

『奸物と申すと。』

『例へば諏訪因幡である。正論を持込めば御尤もと同意はする。同意しておいてその正論を行はぬ。行はぬのみかその正論が己れの邪魔になると見れば用捨なくその人物を退ける。だから誰も直言するものがない。』

『さる奸吏を遠ざける策はないか。』

『一小人を退くるは譯もない筈なのだが、さてこれを身に引受けて盡力する人物がない。つまり議論するものが倒されるといふことになる。どうにも運びのつけやうがない。』

『有志の列藩から盡力するといふことに致しては。』

『どこから持ちかけるにせよ、それを取次ぐ人があつてこそ行はれもする。例へば薩摩から

個様の議論が出てをるがと役人に持出すとする」すると、それは薩摩に欺されてゐる人物だと申落す。さやうなわけで諸藩からの盡力も全く無益である。』

『上阪中の阿部閣老(正方)はどういふ人物であらうか。』

『あれは確かな人物である。一度逢つて見るがよい。』

隆盛は、勝の話をきいて幕府の內情を聊か知るを得、征長軍の進發、心に任せざる由來をも、やや明に知り得たのである。同時に、阿部閣老に一度逢つて見よう。阿部その人が立派なら諸藩これを助けて斷然勅命を以て幕奸四五輩を打落すやうにする。さうしなければ急にはとても埒が明かないと考へた。

隆盛は此の時始めて勝安房に逢つたのであるが、その人物見識に心から敬服した。大久保への書中、

『勝氏へ初めて面會仕候處、實に驚入候人物にて、最初は打叩く賦にて差越候處、頓と頭を下げ申候。どれ丈けか智惠のあるやら知れぬ塩梅に見受け申候。先づ英雄肌合の人にて佐久間より事の出來候儀は一層も越候はん。學問と見識とにおいては、佐久間拔群のことに御座候へども、現時に臨み候ては此の勝先生をひどくほれ申候。』と言つてをる。

此の會見において隆盛は、勝からいろ／＼の意見をきいた。攝海へ異人が押掛けた時の策

について勝はいふ。

「異人も今日では幕吏を輕侮してをる。幕吏の談判では決して信じない。幕府に關係なく、明賢の諸侯四五人會盟して、異艦を打破るに足る兵力を先づ備へおき、横濱長崎の兩港を開き、筋道を立てゝ談判すれば、皇國の恥にならぬやう條約も出來、異人も反つて條理に服する。さうなれば、天下の大政を奮ひ、國是も立つ。要は、幕府を眼中におかず、明賢諸侯まづ結束して事に當るによる。」

隆盛、なるほど明策だと思ふ。

勝、更に語を續ぐ。

「愈々それと決すれば、明賢侯の出揃はれる迄は拙者搘つて異人を引留めておく。」といふ。

勤王雄藩の聯合、これによる國論の一定、國政の革新、對外政策の樹立、さうだ、それに限る、と心の中で隆盛は肯いた。しかし、これは迂濶に口外してはならぬ。どこから破綻が起らぬとも限らぬ。誰が離間の具に用ひぬとも限らぬ。いよ／＼攝海へ異人の押寄せた時、その時初めて此の策を唱へ、急速事を決するに限る。だがこの策を一度用ひれば、どこまでも聯合政治で押通さなくてはならぬ面倒もある。よほど聯合すべき雄藩の質を考へてかゝる必要がある。と、勝の話を聞きゝながらも隆盛は心で思つてゐた。

勝は更に語を繼ぐ。

『關東は頼みにならぬ。夷船は遠からず攝海へ來る。必ず來る。かくも切迫した今日、堂々たる大藩が、何の故に立たぬのか。何が故に斷然憤發せぬのか。征長のことなど何でもない。薩摩と越前で引受ければ澤山ではないか。朝廷に請うて征伐すればよい。それがならぬとならば斷然お斷りして歸國するがよい。』と極言した。

隆盛は勝の意見を聞いて自分の心が一段と廣くなつたやうな氣がした。前途に光明が輝いて見えた。活動の英氣は百倍した。雄藩聯合、尊王討幕の決心は、いよ〳〵堅固になるのであつた。

三　征長軍の大參謀

尾張老侯徳川慶勝はつひに征長總督の任を受け、幕府は十月九日を以て之を諸藩に達示した。同時に九州方面より向ふべき諸軍の指揮は、副總督越前松平茂昭之に當り、十一月三日を以て征長諸軍一齊に進發するといふことになつた。

十月十五日、大阪において軍議があり、隆盛は吉井と共にそれに列し、さらに、廿二日、征長參加

廿三藩の重臣の征長會議があり、隆盛また吉井と共に軍議に列なつた。協議の結果、十一月十一日を期して諸軍各々その部署に着き、同じく十八日を以て攻擊開始といふに決した。

十月廿四日、總督尾張慶勝は特に隆盛を呼出して拜謁仰せ付けられ、征長について隆盛の意見を求めた。隆盛は、始めは、兵力を以て長州を攻め、降伏の上は國替までに行く考を抱いてゐたが、勝安房との會見によつて幕府の內情を知り、外國の意圖をも詳かにするに及んで、征長問題に對する意見がやゝ變化して來た。隆盛の當時の意見は、征長は大義名分の上から已むを得ない。けれども、かゝる內訌のために國力を消耗させ、天下の擾亂を久しからしむるは、甚だ以て謂はれなきことである。一日も速にこの事を片付け、その間に、薩長有志の意志の疏通を謀り、以て幕府を匡正せんければならぬといふのであつた。從つて隆盛は、征長問題のなるべく早く落着せんことを心窃に願つて居た。

右の意見を根據として、隆盛が總督慶勝の問に答へた要領は、大體次の如くであつた。

「征長は已むを得ぬ。が、戰はずして勝てれば何よりである。卽ち、國境に兵を進むるとしても必ずしも戰ふ要はあるまい。畢竟は、征長の御趣旨が貫徹すればよい。それについての策案は、先づ岩國の吉川監物を說得して、三末家を分離せしめ、長人自身で、長人を治めしむるに如

ゝはない。』といふのであつた。

總督慶勝は、初めより、征長を好まなかつた。全然隆盛の策案に同意であるとて、征長一切の事を隆盛に委任し、且つ副刀を賜はり「宜しく頼む」と勵まされた。

隆盛は、吉井、税所(篤)の兩士及び尾張藩の若井成章を伴うて、十月廿六日大阪を出發して、廣島に向つた。總督慶勝は、隆盛の策に從ひ、僧鼎州(尾張人)及び家臣八木銀次郎に密命を含めて、吉川侯を說得せしむべく岩國に送つた。密旨の要點は、『この度の征長は實は自分等の本意でない。なるべく圓滿に局を結びたいと思ふによつて貴所の盡力によつて三國老その他の重臣の處分を明にし、且つ毛利父子において謹愼の誠意を表せらるゝやう速に盡力ありたい。然らば、自分においてもなるべく寬大な處置を取る。外交多端の砌、同胞、內に相鬩ぐ如きは、決して君國に忠なる所以ではない。』といふにあつた。鼎州坊は、十月廿四日の夜、直ちに大阪を發し、毛利氏の菩提所なる、龍藏院に住持せる機外坊を知れるを幸ひ、これを傳手に同行して岩國に至り、吉川侯に面接して密旨を傳へたのが十月廿九日の夜であつた。吉川侯も、大にその好意を謝し、その密旨に副ふべく盡力せんことを約した。

當時の長州は、恭順黨の勢力が强かつた。去る八月三日、毛利父子は、待罪狀を朝廷に差出し、その後、更に萩町なる菩提所天樹院に入つて、謹愼し、暴發の巨魁を誅して、罪の歸する所を明に

し、名義を正して總督に謝する外なしとて、益田國司福原の三太夫を幽閉した。
吉川監物は、直ちに萩に赴き、毛利父子に遇ひ、密旨を傳へて談ずる所あり、十一月一日をもつて、本支藩の國老相會し、その上にて、三太夫の處分を總督に一任し、參謀等をも刑し、五卿をも他に移して、謝罪するといふに決した。吉川監物は、一方、使を廣島に送り、藝藩に依賴し、藩論已に恭順に決したれば、暫く追擊期限を猶豫せられたき旨を申入れた。それが十一月の二日で、この日は、丁度、隆盛が廣島に着した日であつた。で、隆盛は、その使者に面會して、吉川の意見を具に聞き、その夜、直ちに岩國に向つて出發した。

長州においても、全く主戰派のなかつた譯ではない。太田市之進、香川敬三、山縣狂介、野村靖之助、時山直八等は、十一月一日の國老會議にて恭順に決したるを憤慨し、痛烈なる歎願書を毛利父子に呈して、藩論一變の策を立てた程である。

隆盛は、十一月三日、岩國に着し、吉川監物に會つて恭順をすゝめ、六日、廣島にかへつた。丁度そこへ、京都守護の薩摩兵が、救應隊の名目で廣島に着し、その中に、禁門戰爭の際、捕虜になつた長州兵十人をも同伴してゐた。

隆盛は、郷關の近くに歸つて敵陣中にある捕虜の心を憐み、人を付添はせて岩國まで送り屆

け、長州へかへしてやつた。

『一筆致啓上候。追日寒冷相募候處、御揃ひ御安泰御座なされ珍重御儀奉存候。次に小生共にも一昨六日夜當所へ歸着仕候。さて御地へ罷越候折は段々御丁寧成下され御手厚御取扱の程千萬難有奉存候。然ば去る七月十九日弊藩手へ生捕相成候者共、此度召列當所へ罷越候。就ては右の者共口柄相調べ候處、元來卑賤陪從の輩にて、是非も相分らず、全く無罪の者共に候間、是まで弊藩へ召置き、御宗藩平定の上御引渡申上、銘々家族共へ御引渡の上苛酷の御所置相成らざる樣致度との存意に有之、未だ成否も相決せざる儀に候へども、當所まで列越候處、生國も耳目に近き所に候へば、各歸心留め難きは通情の儀に付、遲速に拘らず、此節宰領の者相付け御引渡申候間、御請取下さるべく、左候て御取扱の時機に及ばせられ候はば、何卒弊藩の趣意御汲取下され、助命の處萬々御周旋の程呉々奉願候。先は右御意を得べきため此の如くに御座候。以上。

十一月八日　　　　　　　　西　郷　吉　之　助

香　川　諒　樣

山　田　右　門　樣

追て其御地新港にて御引渡可申候間於同所御受取相成候樣致度候。

山田、香川は岩國の重臣である。

四　長藩の恭順――三家老の自刃

長藩においては、その後いろ〳〵の意見もあつたが、結局吉川監物の意見に從ひ、十一月十二日を以て、三家老益田右衞門介、福原越後、國司信濃に自刃を命じ、同日野山の獄において、四謀主宍戸左馬介、中村九郎、佐久間佐兵衞、竹内正兵衞を斬に處し、十一月十四日を以て攻懸り期限延期の歎願と共に、右の首級を總督府に差出した。

征長總督尾張慶勝は十一月十六日を以て廣島に着した。隆盛は慶勝に謁して吉川說得の始末並に三家老、四謀臣誅戮、恭順の誠意を示したる事情を言上した。總督府では豫定に從ひ、同日、吉川監物を國泰寺に招致し、大監察成瀨隼人正、大目付永井主水正等をして軍令書の黑印の事その他につき正式訊問を行はしめた。隆盛は藝藩辻將曹と共にこの對面に參加した。

吉川監物は幕府監察方の前に恭しく進み、宗藩のために只管寛典を乞ふ旨を述べ、且つ進擊の期を暫く緩められるやうにと申入れる。永井主水正が詰問の主役である。

『軍令の黑印は。』

『宗藩父子、暴臣に迫られ、疑惑ながら黑印の軍令を渡しました。』
『世子上阪の理由は。』
『夷艦襲來に付天意を伺ひ定めんがためであります。』
『世子上阪に軍裝は何の爲か。』
『外夷襲來の時、大阪邊一方の守護に當らんがためであります。』
『それならば京都の敗報をきいて何故船をかへしたか。』
『京都の勝敗によつて世子の進退を決したのではなく、たゞ意外の變に驚き、さらに父侯の命を受けんがためであります。』

問答はあらまし終つた。吉川監物の答辯は誠に巧であつた。毛利父子の心から京都侵擊の暴擧が決して企圖されたのでないことを明にした。が實は、この會見に先つて、隆盛は監物を別室に呼び、軍令狀黑印の問題につき、訊問の場合、かく〳〵答へられるやうにと、私かに注意しておいたのである。毛利父子を何とかして救はなくてはならぬ。やがては友藩にならなくてはならぬ。これが隆盛の當時の腹の底であつたのである。

三家老の首實檢もすみ、四謀臣切腹の趣意も明かになり、恭順お詫びの條理も相立つたにより、總督府からは直ちに諸軍に令して攻懸り延期のことを通告した。

毛利大膳父子事、伏罪の姿も相顯はれ候に付當月十八日、攻懸り日限の儀、重ねて一左右相達し候まで、攻懸り見合さるべく候事。

五　長州處分　五卿動座問題

攻懸りは延期になつた。此の上は、如何なる處分を以て局を結ぶべきであるか。それが問題である。

隆盛は、總督慶勝を始め、永井戸川等に對し、利害得失を詳かにし、此の寒天に臨んでなほ永く大兵を曝しては、天下の疲弊は勿論、内輪の混雜の程も計られない。一日も早く御處置振を御定めに相成るやうにと熱心に勸めた。

ところが、總督府では、周防を一圓召上げ、吉川德山は元の通り、萩領だけを一往吉川預けとしたい。しかし、一應關東へ伺つた上、その返答を待つて解兵したいとの意見であつた。

隆盛は、今から關東に伺ひを立てゝゐては非常に暇取る。總督のお計らひにて速かに令を發せられ、その上承伏しないならば攻撃する、それでよい、此の上永く兵を國境に止めることは斷じて反對であると言ひ切つた。そこで、總督府の意見も漸く一定し、

一、五卿を引渡し脫藩人の始末をつけること。
一、山口の新規築城を破却し去ること。
右二ヶ條を承伏落着の上は、總督は勿論諸軍みな引拂ふといふことになつた。十一月十九日、その旨、吉川監物へ通告した。

六 奇兵隊の反抗

長州處分の道はこれで先づ一段落は着いたが、氣にかゝるのは長州の勤王派が五卿を從順に引渡すかどうかといふ點である。果して、五卿動座について非常な反對意見が起り、中にも奇兵隊の連中は、大に激昂して五卿を誘ひ出し、毛利右京亮の領地なる長府へ走つた。『今さら五卿を幕府の手に渡すなど、以ての外のことである。さやうなことになつては、全く毛利は天下に信を失うて了ふ。たとひ藩命とあつても、吾々は五卿を離さぬ。武士の意地をどうする。若し、長州に五卿を置くことが出來ぬとなれば、我々は五卿を奉じて朝鮮に渡らう。』とまで意氣込んだ。

此の情報を得て隆盛は、直ちに總督に建議して自ら敵地に赴き、諸隊及び五卿を說得したい

と申入れた。總督、その意を了し、五卿を九州五藩へ預くるやうにとの命を達した。

折柄筑前藩士喜多岡勇平が廣島へ馳付け、長州志士暴發の事情を逐一話し、此の說得は何とぞ筑前藩に任せてくれるやうに、十中七八までは成功の見込がある。といふ。で、隆盛は早速總督に謁し、是非これまでの處は人事を盡されたく、一段說得のところは筑前藩へ御委任せられたいと申述べ、その通り決定した。

隆盛は、萬一の場合を慮り、在廣島の薩兵を救應隊として豐前蘆屋の薩藩本陣へ合するやう準備を整へ、廿一日廣島を出發して廿三日小倉に着し、副總督松平茂昭に謁してその處の經過を報告し、長藩處分に關する意見を述べた。十一月廿五日付、大久保への書中に——

「其後三家老の首級御實見も相濟、參謀の徒四人斷斬に相行ひ、御詫の條理も相立、暫攻懸の此御猶豫と相成、五卿並浮浪の輩所置を付、其上如何樣の罪をも可奉待段末藩迄も書付を以申出、其上山口の新城破却を被命、相濟候上、兵を解かる筋に相決し候折柄、暴徒蜂起し、五卿を押立暴動の樣子相知れ、總督府に於ても區々の議論故いづれ此上は五藩へ御預と申もの仰出され、得と五卿へ說得を被命、其上承引無之候へば、人事を被盡候儀故其上は打破候外これなく、徒に長評議に日を送寒中に兵をさらし候儀天下の物笑と可相成誠に濟ぬ次第と、事を分け、理を盡して申立候處、急速相運、いづれ五卿浮浪の輩えは私踏込候て利害得失を論じ、納

得出來候樣、是迄は可盡と相決居候處、筑前藩喜多岡勇平と申者、廣島表へ參、此說得は筑藩へ御委任相成候へば差はまりて盡力可致十七八はやり付可申との事故、早速督府え申込、是非是迄の處は人事を盡され度、一體說得の處は筑藩へ御委任の處御當然の儀と建言仕候て、都て中立候通相運、別紙の通御達相成申候故、去る二十一日晚廣島出帆仕、二十三日晝時分小倉へ着仕申候。自然廣島え在陣の人數も蘆屋え合し可申賦にて、蒸氣船廣島迄差遣手筈仕置の事共にて御座候。只今の處にては、激黨も千人位は有之との趣に相聞得、長府の方え寄候との說も御座候へ共、虛實難分、小倉にては長府より歎訴副將え申立候由と相聞れ申候。萩の政府、岩國、德山、此三ヶ所におひては三人の首を刎ね候ゆゑ、決して激黨に與し候譯にてはこれなく、慥かに禁正引分候故制し安き事に罷成申候。』とある。

ところが、肥後越前の意見はなか／＼強硬である。城下の盟をさするまでやつつけなくてはだめだといふのである。隆盛はこれに對し極力抗爭した。

『面縛開城とまでの內意ならば始めから周旋も談判も無用である。兵力を以てどこまでも爭ふ外ない。面縛開城といふのは、城中矢盡き刀折れ、十死一生といふ場合の話で、今日の場合とは全くわけがちがふ。官軍はなるほど境を封じて居る。しかし、まだ一戰にも及ばない。防長兩國死守するとなれば、たとへ兵力を以て爭うとも一年や半年にては成功も覺束ない。

曠日彌久の間には討手の諸侯もつかれる。異論も内部から起る。さうなることは決して望ましくないと思ふ故に平和に局を結ばうとして居るのではないか。戰はずして極の手を致さうとは以ての外の考へである』と述べたので兩藩の重立ちもなるほどゝ同意した。で、廿四日、隆盛は蘆屋に赴き、長藩處分のことを藩兵總督の島津久明に告げ、即日小倉に引返し、筑前藩の活動を心待ちに待つてゐた。

同じ大久保への書中に——

『肥後、越前邊の處、開城面縛と申までに參らず候ては相濟まずとの議論頻に起居候處、得と情實の次第も申述、此儀は戰究り矢盡きての極づまりの事と申もの、いまだ戰も致さず候て極の手を致そうとは以の外の事、右樣の御見留に候はゞ速に攻懸候外無之と段々世態紛擾の處より列藩費弊の次第、夫より又々官軍にも混雜到來いたし、頓と統伐の御成功遂させられさる場に成立申すべき事かも計りがたく、委しく前後の處申述候處、兩藩共に同意いたし、小倉表においても議論も一致相成、大慶の事に御座候。筑藩說得の一左右相待ち、事破れ候はば打碎くべき賊に相決候間、此上は速に相運び、遠からず兵を解き候場合に相成申すべく、千位の激黨は一時に打破り申すべく候付、左樣御心得下さるべく候』とある。

十二月一日、喜多岡勇平、越智小平太、眞藤登等筑前の使者は、五卿隨從の水野丹後、土方楠右衛

門等に面談したが、長州諸隊長の鼻息なか／＼に荒く、五卿を筑前に渡すことを承知しないとの報告を齎した。

ところが、喜多岡等と引違へに、筑前の有志月形洗藏、早川養敬の二人は、奇兵隊が五卿を誘うて長府城へ入つたとの報を得、隆盛からの依頼もあり、且つは五卿動座の藩命も下つたので、急ぎ長州に渡つて奇兵隊の山縣に會ひ、五卿は我が藩へ引取りたいと樣々に說いたが、山縣は頭として應じない。「五卿は我が勤王黨の生命に代へても人手に渡すことは出來ぬ。」といふ。月形等も、山縣の意氣の旺んなのに感服し、押してかうとも言ひ兼ねて、その日は引取り、更めて十二月三日、三條その他の五卿を功山寺に訪ねて、事情を具に陳述し、且つ隆盛がこれに對して甚く配慮して居る旨をも物語つて渡海を促した。 五卿の心もやゝ動いたが、何分にも長州奇兵隊の同情に背いて、俄にそれと決する譯にも行かぬ。 熟考の上にて何とか返答をするとなつて、月形等はそのまゝ下關まで來て、小倉なる隆盛の許へ使を差立てゝ、早速馬關まで來て貰ひたいと言ひ送つた。

當時、三條卿から月形等に渡した書付がある。 その書付で見ると、五卿渡海の決心がほゞ察せられる。

「此方共身上の儀に付、美濃守殿口上の趣逐一承知候。 不肖の身及ばずながら宸襟を安ん

じ奉りたく微志にこれあり候間天下の御爲に付ては、いか樣共進退致すべく候。然處當藩において此際內輪紛亂の次第もこれあり、有志の者共殊の外動搖に付鎭靜致候央此方共相去候はゞ、猶沸騰にも及ぶべきも測りがたく、皇國の御爲にも如何と心痛罷在候。且又大膳家來京師擧動の儀に付、既に三老臣初嚴刑奉謝候上は、父子退隱等の儀に及ばす、寬大の御處置に相成候はゞ人心感激、國情平穩に致すべくと存ぜられ候間、右の事情御推察御周旋これありたく候。」宜相含盡力賴入候事。十二月三日」

七　隆盛敵地に入る

長州の高杉晉作は、その頃まで平尾山の山莊に潛居してゐたが、藩論恭順に傾くを遺憾とし、十一月廿五日、下關に着し、稻荷町なる大阪屋といふ妓樓に潛伏して私かに藩論を伺つてゐた。月形等は高杉に會つて五卿動座に關する意見を求めた。

月形等の意見は、薩長の和合を謀るには、なるべく速に平和の局を結ぶにある。然るに奇兵隊において五卿の動座に反對するなら、征長軍はいつまでも兵を解く譯に行かぬ。これは甚だ遺憾である。何とか山縣に得心させて五卿を我が藩に引取りたいといふにあつた。高杉

は、それに答へて『君等の好意は有難い。けれども己は今、進んで山縣を說くことは出來ぬ。己は意を決して、君側の蘡薇を一掃し、國論を一致せしめたい、それが今日の唯一の願だ。その他のことは、君等の好意に一任しておく。』といふ。高杉の眞意は甚だ美しい。つまり、薩長和合は必要でもあり結構でもある。が、長州が今のやうに俗論黨が勢力を得て居て、ために國論に一致なき時に當つて、協和を謀つても協和にならない。長州が薩摩に降伏したも同樣になる。五卿の動座といふことも弱いから强ひられたとなつては、長州の面目が立たぬといふのである。

月形からの使を受けた隆盛は、人々の危ぶむをも聞かず、吉井、税所の二人を伴うて、十二月十一日の夜馬關に着いた。月形等はこれを迎へて、態と筑前秋月藩と稱へ、同道して稻荷町なる大阪屋の一室に通つた。月形は山縣の頭として應ぜざること、五卿は必ずしも渡海を拒まれぬことなど物語り、

『この際、先生自身で、山縣を說いて貰へば、或は都合よく運ぶかとも思ふ。』といふ。

『いや、種々御盡力の程痛み入る。それでは、一應、山縣氏に會つて見よう。』

この時、隆盛は、月形の引合せで高杉に遇つたといふ。それは、「早川手記」「落葉の錦」ともに頗る委しく記してある。伊藤博文は、當時高杉に隨いて居たが、そんなことはなかつたと否

定したともいふ。が、この會見は極めて短時間で、極めて祕密に行はれ、月形、高杉、隆盛の間に、解兵と五卿動座との先後問題についての議論などあつて別れた。といふのだから恐らく事實であつたらうと思ふ。たゞ餘りに秘密に行はれて隨いて居た人々にすら知れなかつた譯なのであらう。

『今も月形氏と話したが、拙者はこれより長府へ行つて見申さうと思ふ。』

『行かれてもその甲斐があるまい。』

『あつてもなくても盡すだけは盡して見申さんでは。』

隆盛が馬關へ渡ることに就ては、隆盛の身の上を氣遣つて反對するものが多かつた。長州では薩人を惡んでゐた。馬關海峽は薩人のためには三途の川だなど言ひあつてゐた。けれども隆盛は少しも意に介しなかつた。死地に入つても盡すだけは盡さなくてはならぬと信念する隆盛は、斷然意を決して馬關へ渡つた。

十二月十一日隆盛は吉井友實、稅所篤を作ひ、月形、早川等と共に長府へ乘込んで、山縣狂介始め長州の諸隊長と面會した。が、單身敵地にも等しい長府へ乘込んだ至誠は、大に山縣等の心を動かした。この會見によつて諸隊長は隆盛の意のあるところを了とし、五卿の動座に强いて反對せぬ。五卿を薩筑に賴みおき、諸隊は專ら藩內の改革に盡力する方がよい。が五卿の

意志が、どうあらうか、奪はれる形になると困るといふのであつた。そこで五卿はさらに月形、早川宛、次の告付を渡して動座の決心を明かにした。

『西郷吉之助へ愼密談合の件々委細聞屆け候。當藩内輪の紛亂、鎭靜の効驗相立次第筑藩へ渡航の儀決定せしめ候に付、吉之助儀、早く出帆、岩國へ立寄、反正の說得相盡し、藝州へ罷越、この上とも精々周旋くれ候樣通達賴入候事。十二月十二日。』

隆盛は、そのまゝ引あげて岩國に立寄り、大に吉川監物に說く所あり、後、廣島の總督府へ還つて、長藩の近況を物語つて居るところへ、毛利壹岐から使者が來て、五卿動座の一條は、落着したと告げた。隆盛が還つて後、毛利壹岐及び右京亮は奇兵隊の勇士を集めて歎願的に、『この際、五卿をさうして置いては、いつまでも落着が付かぬ。つまりはお家のおためにならぬから、どうか、枉げても總督府の命令に從ふことにしてくれ。五卿は假令動座せられても、長州は矢張り五卿のために盡すのだから。』といふ言ひ分。五卿もそれに口を添へて、『我等のことから毛利家へ迷惑をかけてはならぬ。我等は進んで渡航する決心である。』といふに至つて漸く奇兵隊も納得した。

八　解兵の決定

十二月廿七日廣島の總督府では、征長の兵を解くか解かぬかに就いての會議が開かれた。佐幕派の諸藩では、まだ決して油斷はならぬ、奇兵隊の暴擧が今後どう進展するか、今暫く解兵は見合さうなどゝ主張する向もあつたが、隆盛は進み出でゝ、

『毛利侯は既に道を正しくして降服の實を明にして居る。五卿動座のことも決した。然るをなほ解兵してはならぬとは何故か。たとへ、奇兵隊のことがあるにもせよ、それは國内限りのことではないか。今にしてなほ解兵を拒むならば斷じて王者の師といふことは出來ぬ。』

と強力に主張した。そこで總督尾張・慶勝は、大決斷を以て解兵を諸藩へ申渡した。

九　隆盛國に歸る

隆盛は、解兵布告の翌廿八日廣島を發つた。小倉に着いたのが正月元日(慶應元年)、撤兵の令を同所在陣の藩兵に傳へ、さらに蘆屋に行つて藩兵總督島津久明に解兵のことを告げ、二日小

倉に引返して、三日副總督府に酒井十之丞を訪ひ、五卿動座についての打合せを濟ませ、四日、小倉を發して陸路歸藩の途につき、十五日を以て鹿兒島に着し、藩公父子に謁して長防處置についての報告かたがた大勢の赴くところを言上した。久光、忠義ともに非常な滿足で、功を賞して刀一腰を賜はつた。

當時、土佐の阪本龍馬は、薩摩に客となつて居たが、頻りに隆盛に妻帶の必要を說いた。隆盛は、たゞ笑つて何とも答へなかつたが、歲四十に垂んとして、その內政を理すべき妻の無きは、如何にも不自由であらう。假令東奔西走する國士とはいへ、持つべきものは持たねばならぬと、大久保や小松も頻りに勸める。隆盛も聊か心が動いたらしい。そこで、小松は、城下を索ねて、遂に家老座付書役岩山八郞太の長女いと子の貞淑なるを知り、小松自ら媒酌の任に當つて、その正月の二十八日を以て芽出度華燭の典を擧げた。

十　五卿動座と筑前藩論の一變

筑前に動座されることに決した五卿は正月十四日を以て長府功山寺を出發し海路、彥島を經て十五日の朝筑前黑崎に着き、十八日を以て赤間驛に着した。最初、筑前藩では五卿筑前に

動座あらば必ず相應の待遇をすると約束したが、その後幕府の手入で藩論が一變し、俗論派が勢力を盛返した爲に五卿に對する待遇全く冷酷を極め、旅館に番兵を附して漫りに外出すべからずなど恰も囚人を取扱ふ如き有樣なので、土方楠右衛門、中岡愼太郎、水野溪雲齋、大山彥太郎、武部諫尾、西田彌四郎など隨從諸士の憤慨一通りでなく、筑前藩廳へ談判に及んだが、幕府の命だとのみで一向に要領を得ない。

丁度、折よく大久保一藏と吉井幸輔の二人が上京の途中筑前に立寄つたので、二人は早速久留米に赴いて盡力する、大山彥太郎、中岡愼太郎は福岡に赴いて周旋する、かくて筑前藩廳でもやゝ了解するところあり、待遇も改まつて、二月十三日、太宰府の延壽王院に兎も角も落付くことゝなつた。

隆盛は、大久保吉井の兩士から、筑前の藩論が一變し、五卿に對する冷遇甚しとの報を得て、これでは放つても置けまい、上京がけ一度立寄つて始末をつけなくてはなるまいと考へた。

『兩士の書面、連中にて開封いたし候處段々兩人にてきまりを付居候樣子に御座候間仕合の事に御座候。しかしながら是非參掛候間一應は是非不參候て相濟まざる義と相考候に付、吉井出立致さざる內やり付候含に御座候。(二月五日)』

とあるがそれである。ところへ更に筑前から五卿警衛の西田彌四郎が歸つて來て一層詳し

い事情を報じた。隆盛が鹿兒島を出立したのが、二月の中旬、先づ太宰府に行つて五卿に謁し、早速五藩の會議を開くやうに盡力した。

五卿動座の最初の命令は、五人を別々に九州五藩に預けるといふのであつた。即ち三條實美は筑前、三條西季知は肥後、東久世通禧は久留米、壬生基修は薩摩、四條隆謌は肥前といふことになつてゐた。がそれでは何かにつけて不便だからといふので五人共筑前へといふことになつた。しかし、五卿お預りに對する責任は五藩が擔當することになつてゐたのである。

五藩會議の結果、各藩より代表者を上京させ、總督徳川慶勝の指揮を受けることに決したのが二月廿五日、隆盛はそれより、黑田長溥に謁し、五卿の待遇について進言した。

隆盛は、三月五日まで福岡に居た。矢野梅庵、月形洗藏など福岡正論派の人々に會つて雄藩聯合の必要を力說した。隆盛は、當時始めて五卿に會つたのだが、三條實美の人物を推稱し、國難四圍に迫れる今日、かゝる人物を幽閉するは國家のために不幸此の上もない。どうか雄藩聯合の威力によつて、一日も早く五卿の復職を計らねばならぬと語つた。

第十章　王政復古運動第一期

一　隆盛幕府を見くびる

隆盛は、三月五日博多出發、十一日に京都についたが、上つて見ると幕府は征長處分が輕きに失するとて尾張總督の態度を非難し、此の際、毛利父子に出府を命じ、五卿を江戸に護送せしむべしといふ議があり、旣に總督尾張慶勝にその命を通じたと聞いて驚かざるを得なかつた。

尤も、長州では、征長總督が廣島を引上げたと同じ日（慶應元年正月四日）例の高杉晋作は奇兵隊を利用して、一擧に萩の城を陷れ、俗論黨の首領を斬つて、藩論を一變せしめ、これがために、取毀つことになつて居た山口の新城は、反つて防備が嚴重にせられ、國境の要塞へは、砲臺を築き、

毛利侯父子は、寺院を出でゝ山口城内に入つた。牢獄の中に繋がれて居た勤王派の人々は宥された。高杉晋作は、奇兵隊の隊長たる山縣狂介と共に、意氣衝天の勢で、幕府がなほ彼是と長州處分のことなど口にするなら何時でもござれ、長州男兒の腕を見せて呉れんずとばかり力んで居た。

しかし隆盛は思つた。高杉等の反亂はつまり國內問題である。長藩自體は、旣に三家老四謀臣の誅戮を以て罪を謝し、五卿動座の命にも應じた。征長の師を解くに十分の理由がある。幕府の面目は十分に立つて居る。これをしもなほ不滿として再征を議する如きは何たる時勢知らずであるか。斯の如くにして幕府は親藩尾越の感情を損じ、天下諸侯の同情を失ふ。幕府は自ら自滅の途を急ぐ。

『もう幕府も全くお終ひである。』と隆盛は思つた。

其の頃幕府から京都の藩邸へ常野を脫した武田耕雲齋一味の流罪者三十五人を薩藩に渡したい、敦賀まで迎への船を廻してくれといふ達しが來てゐた。

隆盛は、その達を見出して大に憤慨し、早速筆をとつて「幕命拒絕」の上書を書いた。

『常野の浮浪輩越前國において降參仕候者共數百人斬罪にせられ、其餘輕卒三拾五人弊國

え流罪被行候間、同所敦賀湊へ迎船差し廻し候様仰渡され、國元へ懸合に及び置候處、古來より降人苛酷の御扱相成候義未だ嘗て聞かざる處に御座候。然るに大法に安んじ死を甘じて誅戮を受候に付ては、大に尋常の振舞御取譯成下され、輕輩においては、御宥免の御沙汰在らせられたき義と奉存候。是非共流罪仰付けられず候ては濟ませられずとの御義に御座候はゞ、弊國にては降人嚴重の扱方道理において出來兼申候間、屹と御斷申上候樣分て申來候付、何卒御聞濟成下されたく奉願上候。以上。」

大法に安じ、死を甘じて誅に服した彼等である。宥免されてはどうであらうか。若し強いて流罪に處せられるとならば、古來、降人苛酷の前例なき我が藩においては命を奉ずることは斷じて出來ぬと斷つたのである。幕府に對する薩藩の態度、その上書を認むる隆盛の面目、紙上に躍如たるものがある。

常野の騷亂

勤王の急先鋒水戸も、安政の地震で藤田戸田を失つてから藩の歩調亂れ勝で、鵜飼父子の勅書運動、金子、高橋の大老要擊等、有志の行動は盛ながら藩そのものゝ活動は休止の姿となつて

ゐた。齊昭の死後は藩內幾つもに割れて統一なく、混亂に次ぐに混亂を以てする有樣で過ぎて來た。

藤田東湖の四男に小四郞といふがあり、田丸稻之右衞門と事を謀り元治元年五月、太平山に兵をあげ、轉じて筑波山の要害に據る。水戶の實權は、當時、市川三左衞門朝比奈彌太郞佐藤圖書の手にあり、江戶に上りて中納言慶篤に謁し、今日の騷亂は武田修理の統御宜しからぬによる、とて暗に武田を彈劾し、更にこれを幕府に訴へた。幕府は慶篤に命じて家老岡田信濃、武田修理、執政杉浦、中山等を黜けて書生黨の三人を用ひしめ、筑波討伐を決して幕兵三千を向けた。

水戶の執政榊原、鳥居等憤慨して水戶に幽閉せられた武田を助け、市川三左衞門等の罪を慶篤に訴へて、つひに市川黨を除いた。しかし市川黨も敗けては居ず、謀を回して之に對向した。武田黨は、筑波軍の藤田等と合して市川黨と戰ふことになつた、幕府は市川黨を助けて武田黨を征服するに決し大軍を發して之に當る。七月の末のことである。總督は田沼玄蕃意尊である。武田、藤田勢の强いこと、幕府の大軍も常に惱まされ勝であつたが、十月の末、榊原新左衞門の手のもの千二百が降參してからは武田勢も漸く疲れ始めた。

『水府の正義此の時に滅すれば祖宗の神靈に對し先君の英魂に對して謝すべき言葉もない。京都に上つて一橋公に哀訴し、正邪忠奸の識別を請はう。』と武田。

『今日あるは始より明かなるところ、今は兵叛き、勢蹙まつて決戰の策もないのは殘念だが、他國に漂泊して耻を曝さうより潔よく此處に死して故郷の土になるがよい。』と藤田。

武田は藤田の意見に不服であつた。八百の手勢を指揮して突出し、『人民を殺すな、民家を掠奪するな、婦女を姦するな、田畠を害するな。』と軍令して北國路に向つた。幕命は北國に傳つた。けれども武田は到る處擊破して進んだ。武州、上州、信州と縫うて、飛彈路から越前に入り、十二月九日雪中に行軍して今宿に着いた。

武田勢の北陸に向つたと聞いた慶喜は自ら討伐に向つた。一橋、加賀、桑名、筑前、若狹、會津、彥根の諸藩これに從つた。

積雪七八尺、武田勢重圍の中に落ちた。前には加賀、大垣、後には福井、彥根。進退全く谷つた。糧食がなくなる。馬糧がなくなる。疊を切つて馬にやる。馬を斬つて終には人が食ふ。

加賀によつて慶喜に哀訴したが慶喜は許さなかつた。武田修理已むなく降書を草して加賀の軍門に贈つた。

後、敦賀に幽せられ、さらに幕府の追討使田沼玄蕃頭に引渡され、慶應元年二月四日から十六日までの間に武田修理父子を始め山國兵部、田丸稻之右衞門、藤田小四郎以下三百數十人斬に處せられ、その他はみな追放流罪に處してしまつた。

薩藩へ紹介したのは、その流罪人の一部なのである。隆盛の、此の流罪人引受けの拒絶によつて薩藩が完全に幕府を見限つた事を示してをる。

二　再征長の出兵拒絶の決議

當時京都には早川養敬及び倉八權九郎など筑前正義派の同士が居て、五卿復職のことにつき盡力してゐた。幕府はしきりに薩筑離間の策を試み、ことに五卿の處置については強硬に筑前を壓迫した。隆盛が月形への書中に、『此度は御一掃の期と渴望いたし居候處存外の事どもに御座候。畢竟筑薩一致の處、幕府にて大に嫌ひ居候事と相見え、いかにもして離間の策を用ひたしとの腹中より大晋等の奸吏を御にいたし、喜んで策を施し候ものと相聞かれ申候。ぜひ弊國の處孤立のものとなすの策十分これありと相見え申候。』とある。

四月の始め、隆盛は、幕府がいよ〳〵長州再征の令を發するとの報を得て、かねて覺悟の雄藩會議を具體化する必要を感じた。で、小松、大久保等とも相談した結果、藩論をまとめるために打揃つて至急歸藩しようといふことになつた。勿論、幕府が出兵を要求しても斷然拒絶しよ

うといふのである。月形への書中に、

『近來關東においては再征長の議を促し候向も相聞え申候。此度は幕府一手を以て打つべしとの趣に相聞え申候。勿論弊藩などは如何やう軍兵相募り候とも私戰に差出すべき道理これなく、斷然と斷り切る賦に決定いたし居候。』とある。

四月廿二日、京都を發し、暫く大阪に滯在、廿五日、月形宛の手紙を藤井良節に托し、その日直ちに、大山彥八、土佐の坂本龍馬と共に胡蝶丸に乘つて大阪を發し、五月一日鹿兒島に着いた。坂本龍馬は、四月五日を以て上京、爾來薩邸に客となつてゐたのである。

隆盛と坂本龍馬とは、昨年(元治元年)八月、勝の紹介で京都で會つたのが始めで、それ以來隨分親しくなつてゐたのである。坂本が隆盛に會つた時、勝は隆盛について何か所感を話すだらうと思つてゐたに、何も話さぬ、たゞ京都の政情について報告したに過ぎなかつた。勝はこれを怪しいと思ひ、隆盛に會つてどう思つたかと尋ねると龍馬、笑ひながらいふ。

『西郷は馬鹿である。大馬鹿である。小さく叩けば小さく鳴り、大きく叩けば大きく鳴る。その馬鹿の幅が分らぬ。』と勝は龍馬の答へを非常に面白く感じたと見え、『人を見る標準はその人の識量にある。龍馬が西郷を評する語は、そのまゝ龍馬の人物を評する語である。』と

後日人に話した。この時の感じを、勝は自ら日記に、『評する人も評する人、評せらるゝ人も評せらるゝ人。』と記してをる。

坂本は勝安房の門弟である。文久二年八月のことである。江戶の劍客千葉重太郎を坂本が訪ねて話してをると、荐りに、勝を惡くいふものがある。勝が開國說を主張するが惡いといふのである。その頃攘夷の信者であつた坂本は、勝も畢竟奸物ではないか。開國說を主張することと若し眞ならば刺さざるべからず、かう思つて、ある夜千葉と二人で勝の氷川の邸を叩いた。室に通つて段々話を聞いて見ると、すつかり感心してしまつた。その時勝は幕府の軍艦奉行である。萬延元年に米國に行つて外國の事情をよく知つてをる。力なくして攘夷を行ふのは無理である。擧國一致、兵制を改革し、海軍を創設し、我から進んで貿易を求め國富を增進するといふのが勝の意見である。坂本大に勝に敬服して早速門下になりたいと申し込んだ。勝も坂本の物にこだはらぬ風のあるのが氣に入つた。早速師弟の約を結んだ。それからずつと坂本は勝について航海學を究め、砲臺築造のこと、造船の事を學んだ。勝が神戶海軍所を創設する頃にもずつと從いてゐて勝を助けた。

元治元年十月、勝が幕譴に觸れて職を退くに當り、小松帶刀に書を寄せて坂本龍馬を薩藩に預けた。爾來、坂本は薩摩と特別な關係を結ぶことになつたのである。

勝と坂本坂本と隆盛隆盛と勝維新史展開の中軸である。

隆盛の歸藩間もなく小松帶刀も歸藩した。かねて有志の間では決してゐた再征長に對する出兵拒絕の藩論を一定し、進んで雄藩聯合の方策について協議した。

隆盛は、此時昇進して大番頭となり、役料高百八十石を給せられることゝなつた。

三 幕府再征の議を決す

ところへ閏五月六日、岩下佐次右衞門(方平)が京都から歸藩した。その報告によれば、長州再征を決行すべくいよ〳〵將軍江戸を進發したといふのである。

長州がわけなく謝罪降伏したのは朝廷の御威光は勿論だが、主として異常な隆盛の盡力の結果である。隆盛が征長問題を一日も早く片付けたいと思つたのは、雄藩の聯合による國政の改革、外交問題の解決を望んでゐたからである。

然るに、幕府ではさうは思はなかつた。當時、幕閣では、酒井雅樂(忠績)、牧野備前(忠恭)、諏訪因幡(忠誠)の三人が專ら事に當つてゐたが、長州の俄かに謝罪降伏したのを見て、天下制し安しと樂

観した。最も強き長州すら此の如し、天下敢て何人か幕威に抗しようぞ、京都を壓するも今日である。幕威を回復するも今日である。此の機において押すところまで押さなくてはならぬ。ことに長州は攘夷黨の急先鋒である。これさへ強く抑へておけば、對外問題の如き刄をむかへて徐ろに解くべきである。と考へ、長州處分寛に過ぐとの理由を以て毛利父子及び五卿を出府せしむべく尾張慶勝及び筑前外四藩に令達し、更に諸侯に命じて江戸參覲の舊制を復し――さきに慶永、慶喜等によつて、參覲制を緩うすることになつてゐた――一橋慶喜を召還し、京職松平容保、所司代松平定敬を罷免し、外藩の九門守衛を解き幕兵を以てこれに代へやうとしたが、京都の事情は全く之と反對であつた。

一、長州父子江戸召喚の件は國内不穩の狀ある今日、暫くその儘に差置くべきこと。

一、實美等も右同斷。

一、諸侯參覲復舊の件も今日の時勢につき、姑く文久二年の改革の通りにすべきこと。

といふのであつた。從つて幕閣の計畫は一つも物にならず、反つて朝廷から將軍の上洛を要求された。朝幕の間幾段かの交渉があつて結局幕府は、長州再征、將軍進發のことを決し、五月十八日を以て、

一毛利大膳父子始め、御征伐の儀、先般塚原但馬守、御手洗（みたらひ）乾一郎を以て被仰出候御趣旨相背き

候はゞ、急速御進發遊ばさるべき旨先達仰出され候處、未だ右の模樣は相分らず候へ共、容易ならざる企之ある趣に相聞え更に悔悟の體も之なく、且つ御所より仰出され候儀も之あり、旁々御征伐遊ばされ候旨、仰出され候、右の趣仰出され候間、此段向々へ相觸れらるべく候。』

との旨を公布し、京都所司代松平定敬を以てこの旨を朝廷に奏した。素直に朝命を奉じて上洛すると言はず、長征を名として進發するといふ、妙にひねくれた言分である。

四　薩長聯合の運動（一）

岩下佐次右衞門の歸藩と共に、土佐の中岡愼太郎が鹿兒島にやつて來た。

中岡は同藩の土方楠右衞門、薩藩の吉井幸輔等と共に、先頃まで、筑前にあつて、五卿警衞の任に當つて居たが、四月の初め京都の形勢を觀望するため、三士打連れて出京した。所が、幕府は、意外にも、長州再征を謀りつゝありと聞き、大に憤慨して、竟に決する所あり、吉井幸輔を介して、土方と二人で大阪の薩邸に岩下佐次右衞門、伊地知正治、税所篤を訪ひ、この際、薩長協和して幕府に當るの必要なるを痛論した。岩下、伊地知、税所等もまた幕府の企圖の餘りに埒もなきに驚き入つて居る折柄であつたので、早速、中岡等の意見に同論し、それならば、唯今、歸國中の西鄉

が、程なく上京することになつてゐるから、途次馬關に立寄らせて、長州と商議せしめるがよからうとなつた。そこで、二人は、直ちに京地を發し、神戸から薩艦胡蝶丸に岩下と三人同乘閏五月二日小倉に着し、土方は、馬關に入つて木戸準一郎を勸說し、中岡は、薩摩に西郷を訪うて薩長協和を謀らうとした。――かくて、中岡は、今、西郷を訪ねたのである。

隆盛は、夙くより薩長協和の必要を認めて居た。從つて、中岡の說には勿論贊成である。ただ危ぶまれるのは長州の意氣込である。殊に、高杉晋作が起つて藩論を一變したる今日從來嫉視反目して居た薩摩と聯合しようとの誠意があるかどうか。何れにしても、この際、自分が馬關へ上陸して、その衝に當るのは、反つて話の運びを惡うすることにならうも限らぬ。とかう思つたが、しかし、中岡の切なる勸めもあり、それならば兎も角と、二人打連れて鹿兒島を出發したのが閏五月十五日であつた。十八日佐賀ノ關に着いた時、大久保から――大久保は隆盛に先つて出京してゐた――すぐ上京するやうにとの報あり、中岡は、ぜひ、一寸でも木戸に會つてくれるやうにと勸めたが、『今度は已むを得ない、何れまた會ふ機會があらう。』とそのまゝ直路上京した。

その頃中岡が、藩の板垣退助に與へた手紙に、

『……當時、洛西の人物を論じ候へば薩藩には西郷吉之助、人と爲肥大にして御免の要石(力士)

に劣らず、古の阿部貞任などは如此者かとも思ひやられ候。此の人、學識あり、膽畧あり、常に寡言にして、最も思慮雄斷に長じ、偶ま一言を出せば確然人腸を貫く、且つ德高くして人を服し、屢々艱難を經て頗る事に老練す。その誠實武市に似て學識あることは實に知行合一の人物なり。此則ち當世洛西第一の英雄に御座候。』

と言つてをる。中岡は坂本龍馬と共に土佐勤王派の一異彩である。右の手紙によつて中岡が、當時いかに隆盛の人物に推服してゐたかがわかる。

五　薩長聯合の運動（二）

慶應元年六月廿四日、坂本龍馬と中岡愼太郎の二人、打揃つて上京、隆盛を薩邸に訪問した。理由はかうである——。

土方楠右衛門は、曩に中岡に別れて馬關に上陸した。が、當時長藩の輿論は實に天を衝くの概ありで、薩藩若し來りて和を求むるならば、これを許してもよい。けれども、さうでない限りは、假令防長の二州を焦土とするとも、我より進んで和するに及ばぬといふのであつた。然るに曩に、鹿兒島を辭して、薩長協和のために盡力してゐた坂本龍馬が都合よく土方の宿に泊り

込んだので、『おゝ、これは』とばかり打喜び、互に意中を明して、その奇遇に打驚いた。
坂本は五月一日、隆盛と共に鹿兒島に着いたが熱心に薩長協和の必要を鼓吹し、『僕幸ひ土佐に生れ、中立の好位置にある長州には知合ひも多い。僕がいつて長州にそれとなく遊說しようと思ふ。』といふ。隆盛は、雄藩聯合の必要、殊に薩長協和の必要を痛切に感じて居る折柄ではあり、坂本ならばといふ考もあつで、『では然るべく盡力してくれるやうに。』といつたので、十六日、鹿兒島を發して陸路筑前に出で、廿三日太宰府に至り、五卿に謁して具さに薩の近況を述べ、薩長聯合の大策を語り、折柄、五卿慰問のために藩命を帶びて太宰府に來てゐた長藩士小田村素太郎、時田少輔を介して高杉、木戶、伊藤、井上等に豫め旨を傳へしめ、自分は閏五月一日馬關に渡つて木戶に會つた。龍馬は一流の快辯を揮つて、天下の大勢より轉じて幕府の內情に及び、長進んで薩に結び、よつて以つて勤王討幕の大運動を起さうではないかといふ。
木戶は、その以前肥前大村藩の渡邊昇等より、『單に有志として騷ぐのみにては到底大事をなすには足らぬ。此上は藩と藩との聯合を以て運動する外は無い。』との忠告を受けて、大に感動して居る折柄であつたので、『趣意素より贊成である。然るべく盡力を賴む。』といつて別れた折柄、端なくも土方に會つたのである。而も同じ目的で中岡も薩摩に行つたのである。
互に天の助けなりと打喜び、隆盛の來るのを待つて木戶と會見せしむべくそれ〴〵下準備

に取かゝつた。土方の、『回天日記』に、

『六日――朝、桂小五郎(木戸準一郎――後の孝允)時田少輔來訪。此の度西郷吉之助薩州より上京がけ當地に立寄り候手筈につき、當藩においても城壁なく腹心を以て篤と相談を遂げ申度、既往の小忿は國家の大事にはかへがたきは勿論、將來兩藩提携を以て盡力ありたく色々申候。それより小酌閑談の上、九ツ頃歸り去る。

九日――薩長和解の儀愈相まとまり、最早用向も相すみ候に付、此より諸卿方へ復命のため歸西に決し、九ツ頃より乘船。』とある。

土方は太宰府に行き、坂本と木戸は隆盛の來るのを待つてゐた。ところが隆盛は來ず、中岡獨り悄然としてやつて來て、西郷は佐賀ノ關まで一緒に來たが、すぐ上京せよとの藩命に接して直路東航した。といふ。

『そんな事だらうと思つた。』と木戸はいかにも立腹げに言ひ放つた。坂本も落膽した。

木戸の不愉快な顏を見て二人は何といつてよいか分らなかつた。中岡は木戸に對していろいろに詫びた。『必ずしも誠意がないわけではない、藩命で上京を急いだからである。何れ改めて會ふ機會があると言つてゐた位だから。』詫びても及ばない。木戸の心持は容易に解けぬ。木戸は、隆盛に會ふために數日前から來てゐたのである。而もそれが無益に終つた。

二人の慰めと詫びで何程かは解けたものゝ尙腹の底のどこかに不快の念を宿しながら、木戸はその日直ちに山口に去つた。

木戸が去つて後、坂本は非常に殘念がつた。こんな風では折角うまく運びかけてゐた薩長協和が壞れるかも知れない。先日からの說得で、高杉も承知し、伊藤、井上も承知してゐたのに、殘念なことになつたと。二人は、すぐ上京して改めて隆盛を說かうと覺悟したが、しかしなほ長州の憤りが氣にかゝる。何とか名案はあるまいかと考へた末、つひに一策を思ひついた。

當時長州では、武器を外商から購入したいと考へてゐた。けれども、長崎奉行の干涉が甚しいため長州名義ではどうしても購ふことが出來なかつた。龍馬は長崎の勝手はよく知つてをる。早速、長人上杉宗太郞（近藤昶の變名――坂本とは海軍練習所時代からの友人）に策を授け、薩摩名義で武器を購入するやうにしてはどうか、それなら坂本が盡力するといふて居る旨を井上に告げさせた。

井上は、なるほどそれは妙策だと大に喜び、早速木戸、高杉、伊藤等の會合の席上この事を話したところ、皆大に贊成して坂本にその斡旋を囑むことになつた。

そこで坂本は、誓つて此の事は薩藩に承諾させ、購入萬端の盡力を引受ける、と急ぎ上京したのであつた――。

隆盛は、經過を聞いて、
『いや、坂本さん、それは何とも相濟まなかつた。木戸の怒つたのも無理はない。長州からの申込み、それは喜んでお請し申さう。』と、かくて薩長協和の素地が初めてこゝに成立した。

六 幕府、再征に行惱む

幕府長州再征を決し、將軍は既に上洛したが、長州處分についての朝意は依然として變らない。『長防の處置は、滯阪、熟議の上、公平至當の處分を奏聞せよ。』との仰せ。慶喜、容保、定敬及び閣老等相會して評議したが意見まち〳〵で容易に何れとも決せぬ。

結局、『長州支藩の毛利淡路、吉川監物を大阪に召し、篤と既往現在の事情を推問し、然る後その處分を決する。』といふことになり、藝藩主淺野茂長を通じてその旨を長州に傳へた。

隆盛はそれを聞いて、
『若し、命に應じて上阪すれば、正論腹にあつても幕威に壓せられて之を口に出だすことが出來ず、出さば立ちどころに罪せられる。藝州を中に立てゝ談判するが何よりである。』との意味を吉川監物に傳へて召命に應ずることに反對した。長州においても、二人の上阪を不可と

し、斷然召命に應ぜざるに決し、六月廿七日、

『敵兵四境に迫り、御國内に踏込み候節は、二念なく決戰あるべき事、但、地利に寄り、持久の策第一に付、小勝利を見て、輕易に御國外へ進むまじき事』

との軍令を發し、外は外國と和して、武器を求め、内は薩筑と結びて援助を請ひ戰備を整へ、武技を練る。

それとも知らず幕府は、淡路、監物の上阪するものと思つて待つてゐたが、待つても待つても上つて來ない。八月七日になつて、病氣の故を以て、上阪の猶豫を乞ふ旨淺野茂長を以つて陳情した。

幕府は、それならばとて、八月十八日矢張これも藝藩の重臣を通じて、毛利左京か、毛利讃岐か、但しは本藩家老の中、誰か一人上阪するやうに、これは今から四十日の猶豫を與へる、九月廿七日までに必ず上阪せよ、との命を傳へた。隨分悠長な話である。

京都の夏は暑かつた。流行病で守衛の薩兵が大に弱つた。既に交代期にも迫つてゐたので、みな歸心矢の如しの有樣であつた。隆盛は都合を見て一部づゝ歸藩させた。尤も當時隆盛は、京都守衛を一時引拂ひ、さらに大策を實行する決心でゐたのである。

長州再征については、幕府は、隨分行惱んで薩摩でも中に立つて適當に周旋してくれたらば

などいふ意見さへ聞えた程であつた。内部では意見の一致を缺き、人物は居らず、兵は昔の三河武者の面影をだに留めぬまでに弱くなつてをる。諸侯は應ぜず、人心は離れる、何ともはや動きが取れない。

隆盛の考では、幕府は恐らく朝命を申下さうとするであらうが、條理立たねばそれもなるまい。或は筑前が崩れてゐるから五卿を威赫するやうなことがないとも限らぬ。一二隊ばかり警衛の兵を出しておく必要があるとて、その旨藩地へ申送り、只管その後の成行きを觀望してゐた。

七　外艦兵庫に來る

慶應元年九月十六日、その以前から來る來ると噂されてゐた異船が、いよ／＼兵庫へやつて來た。

隆盛は、早速、諸方面に手を廻して事情を探索した。その結果によると、英船五隻、佛船三隻、蘭船一隻、都合九隻、内佛船一隻だけ天保山沖まで進入し、殘り八隻は兵庫の港外に碇泊して居るといふのである。

幕府は狼狽して大阪町奉行松平直、大目付永井主水正尙志、外艦に乘込んで其來意を詰る。英人シーボルト佛人カシヨンなど出でゝ日本語で應接し、

『阿部閣老、松平閣老に會つて事を議するために來たのである。用件はこの中に書いてある。これを二閣老に渡してもらひたい。』とて書面を出す。

『兩閣老とも此の地に居らるゝが、將軍に扈從して京都に行つてをられる。數日後でないと歸阪せられない。』

『大官中此の地に居らるゝは何誰か。』

『小笠原壹岐守が居られる。』

『それならば小笠原君に面會したい。』

二人、艦を辭して上陸し、その書を飜譯して見ると、果せるかな、兵庫開港の要求である。

□兵庫開港問題の由來

――安政五年幕府が調印した外交條約によると千八百五十九年七月(安政六年六月)神奈川長崎、箱館の三港を開き、千八百六十年一月(萬延元年十二月)新潟を開き、千八百六十三年一月(文

久二年十二月江戸、大阪、兵庫の三港を開く、といふのであつた。元來、この條約は勅許なしに調印したため、尊攘論天下に起り、神奈川、長崎、箱館の三港はともかく開いたが、他はどうしても開き得ない。文久元年、幕府は兩都兩港開市の延期を要求し、各國また國情を察して要求を容れたので、幕府はその延期談判のために歐洲に使節を派遣し漸く兩都兩港の開市を千八百六十八年一月(慶應三年十二月)まで延ばすことの承認を得た、ところが幕府は、元治元年政策的に横濱鎖港の談判——島津久光は反對したが——を開いたので、各國公使は幕府の不信を憤るのみならず、慶應三年の開市をさへ危ぶむやうな結果になり、幕府には談判してもその實力なし、斷然攝海に入りて直ちに朝廷に談判しようと言ひ出した。折柄、馬關砲撃、長州征伐などの事あり、幕閣の制止に從ひ、一時、兵庫廻港を停止し、幕吏に向つて談判してゐたが、矢張り埒が明かない。ことに、幕府は益天下に勢力を失ひ諸侯を制する能はざるを看破し、かくは、斷然攝海に來つて開港互市の勅許を請求することゝなつたのである。

八　幕閣の狼狽

小笠原長行が、外國奉行山口駿河守直亮を伴つて外艦に行くと英國公使パークスが應接す

る、

『書面にも認めておいた通り、兵庫の開港を要求するために此の地に來たのである。閣老においで要求を容れられるならば重疊。若し容れられねば直ちに大阪城中に入りて大君に面請するか、京都に到つて皇帝に奏請するかする。回答の期は七日以内とする。期日に決答なくば、我等は直ちに淀川を泝るばかりである。』と威丈高になつて命令的に言ふ。

小笠原は歸つて此の旨を報告する。閣老松前伊豆守崇廣が京都へ報告に走る。これと入違ひに阿部豐後守正外が大阪へ下つてくる。

佛蘭西公使フオン・ロセスは十九日、一書を寄せて長州征討の因循を詰り、要求を直ちに容るるの勝れるを言ひ、開港と開戰とは表裏する。開港なくば開戰のみと忠告めかしく强要する。

廿二日阿部正外、山口直亮の二人、翔鶴艦に乘つて兵庫に行き四國公使を訪ふ。

『兵庫開港は即時承認ありたい。』

『かゝる重大事、我等一存で決し得ぬ。即答は出來ぬ。廿六日を以て決答する。』

と答へて阿部は引取る。

將軍家茂、急騎を京都に飛ばして慶喜、容保を呼び、尾張茂德の上京を命ずる。

容保の下阪は許されず、慶喜のみ下阪する。會津の倉澤右兵衛、廣澤富次郎、大阪に下つて『軍

艦を率ゐ來つて開港を迫るは、正しく城下の盟を求むるもの。これを容るれば國辱これに過ぐるはない。斷じて拒絶すべきである。萬一彼等強いて上京せんとするならば槃藩死力を盡して拒ぎ、淀、鳥羽以北へは決して一歩も踏み入らしめぬ。飽まで手強く談判あれ。』と說く。阿部豐後、松前伊豆と評議の結果、

『兵庫港先期開港の事は承諾せり。來る廿九日までには阿部豐後守、兵庫に赴きて談判を取定むべし。』との書を送る。

慶喜大阪に下り、既に開港許可の旨通牒濟との報告に接し、大に驚き、『兵庫の開港は重事なり。勅許なくして許されたるは何事ぞ。』と詰り、直ちに將軍の前に出でゝ、兵庫開港の不可を述べ、談判に赴かんとする阿部豐後を止め、外人の意向を探らしむるため大阪町奉行井上元七郎を兵庫に遣はす。

井上、兵庫に至り、阿部閣老の使者なりとて英國公使パークスに會ひ、兵庫開港は天皇の勅許なくては効なし。順序を踏むために十日の日子を要す。それまで延期せよ。と要求し、血判によつて赤心を示さうとしたので、終に十日の延期を承認せしめて歸る。

そこで、慶喜は將軍自ら參內して勅裁を仰ぐの議を決し、廿八日夜、京都に上り、容保と與に將軍の上洛を待つてゐると、大阪の形勢またまた一變したとの報告が來た。

一旦職務不行屆の責を負うて屏居した阿部、松前の二人が突如、一橋の議定を聽して兵庫開港の內意を外人に示し、將軍參內の儀をも中止してしまつた――といふのである。

九　青天の霹靂――將軍の辭表

朝廷激怒して阿部豐後、松前伊豆の官位を奪ひ退職謹愼の嚴命を下された。

阿部豐後守
松前伊豆守

叡慮に依り退職、官位召放され、在所に於て謹愼、御沙汰相待候樣、關白命ぜられ候。

青天の霹靂である。大阪城中の激昂は一通りではない。

『將軍を經ず、直接朝廷より閣老の職を免ぜらるゝは異例である。家臣任免黜陟の權を朝廷において左右せらるゝは恰も將軍家の政權を取上げられたるに等しい。長防の處置、外國の折衝、みな眼前に橫はれる今日、その主任の官職を褫はれては將軍家の職責を盡すことが出來ない。速に辭職を請うて關東に歸らるゝがよい。』といふのである。

幕臣中には、一橋慶喜に反感を有つもの多い。『かゝる嚴命を下されたのも畢竟一橋が將軍

を窘めてその職を奪はうとしてをるからである。」とて激昂益々甚しくなる。
将軍家茂も意を決して二閣老を免黜し、自らまた辭職するの外なしとて二つの表を朝廷に上つた。
一は、將軍その任に堪へざるを以て職を辭し後任には慶喜に勅命あらんことを乞ふもの。
二は、宇内の形勢を說き萬國交通の事情を明かにし、開港の已む可らざるを建言せるもの。
かくて、將軍は直ちに東歸に決して、十月三日大阪を出發した。まづ上京してお暇乞ひをしようとするのである。
朝廷をはじめ、一橋等大に驚き、急ぎ伏見に至つて將軍の東歸を止め誠意を披瀝したので將軍漸くその決心を飜すことゝなり、朝廷においても、幕府の建言に基づいて朝議を開かるゝことゝなつた。

十　兵庫開港に關する大會議

四日、慶喜、容保、定敬、閣老小笠原長行の四人打揃うて參內、速かに開港の勅許を下し給はんことを懇請し奉る。

朝廷にては、二條關白斉敬、徳大寺右大臣公純、近衛内大臣忠房以下の公卿悉く參朝、中川宮、山階宮も參内あつてその可否を議せられる。

隆盛は、その時、すでに雄藩會議を開くべく、久光の上京を催さん爲に歸藩してゐた。大久保は、隆盛と打合せた方策に從ひ、直ちに近衛忠房に面し、『外國條約のことは國家の重事である。よろしく諸侯集會するを俟つて決定すべきである。』と建言した。が、朝議の開かるゝに及び、一橋は、將軍の東歸を思ひ止まらしめた關係上、幕議を助け、『兵庫開港の議は制止し得べきも、條約はこれを勅許あるにあらざれば直ちに兵端を開く外なかるべし。』と主張し、近衛忠房は、大久保の建言に從ひ、『諸藩賢侯を召集して確固不抜の國是を定め然る後外交の處置に當るべし。』と論述した。朝廷諸藩の物議を虞れて容易に決せられず、俄に諸藩在京の國事に關係せるもの三十九人を召出され、十分議論を盡して勅裁を仰ぐことゝなる。

五日、虎の間において諸侯への諮詢とある。

薩藩から大久保一藏、内田仲之助、井上大和の三人が參朝した。肥後の上田久兵衛、會津の外島機兵衛、土州の澤田斧太郎など盛に開港の可否を論議し、大久保は、此の際幕府の外交權を奪はんとして大原三位重徳を折衝の局に當らしめようと企てたが、思ふに任せず、策をかへて、『外人如何に頑冥なるも諭すに道理を以てすれば服從するに相違ない。弊藩誓うて彼等を

退去せしむべし。願くば應接の使命を弊藩に下し給へ。』と請ひ、備前の花房虎次郎はその議に賛し、他にも同意のもの多かつたが、小笠原長行、

『外人應接は幕府御委任の事務なれば他藩に御命あるべからず。』と主張した。朝廷においても、將軍東歸のことより幕權侵害の面白からぬを覺つてをられる折柄とて、此の議もついに採用せられず。

勅裁を仰いだ結果、

一、條約の議御許容あらせれ候間至當の處置致すべき事。

一、これまでの條約面色々不都合の廉これあり、叡慮に應ぜず候に付、新に取調諸藩衆議の上御取極相成るべき事。

一、兵庫開港の議は止められ候事。

と仰出され、同時に將軍の辭職退隱は許容なしとの命を達せられた。

七日に至り、幕府は勅諚奉承の請書を上り、外人に對しては、幕閣連署を以て條約の勅許ありしを通知し、兵庫開港の一條は今直ちに勅許を得ざるも他日必ず開港に至るべく、なほ後日闕東において談判する旨答へた。四國軍艦は漸く納得して十月八日大阪解纜横濱へ引上げた。

十一　隆盛雄藩會議を策す

異艦が兵庫に來た頃、隆盛は大阪に居たが、京都の大久保から事情を委しく取調べて報告してくれるやうにと依頼して來た。隆盛は、依頼を受けるまでもなく、八方に手を配つて調査してゐた。大久保への書中――

「夷船は都合九艘にて英船五艘佛船三艘蘭船一艘にて候。其内佛船一艘は天保山沖へ懸居候外、八艘は兵庫へ相廻居候。皆蒸氣船にて御座候由、只今迄の形勢相分候のみ申上候。明日に相成候はゞ何分相分り申すべく、速に申上候樣仕るべく候。」

とあるがそれである。

隆盛は、かねて、外國關係の重なる事件は有力なる諸侯の會合によつて決定したい。幕府の手を離れて朝廷直接の處置に出づるやうにありたいと考へてゐたが、外艦攝海に入ると聞くと直ぐに、その意を在京都の大久保から近衛忠房を通じて建言した。

「今日參內の儀御延引に及候儀承り及び候。如何の譯にて相延候哉不存の事に御座候。何れ幕手を相離れ、朝廷約定の御願申上候は、何れ各國の諸侯召呼ばれ、天下の公論を以て至

當の御處置相成らず候ては相濟まず、たゞ幕府より申出候計にて、兵庫開港勅許共相成候樣の事に陷り候ては、皇國の御辱此上もこれなく事に寄り堂上方の例の恐怖心にて、義理も分別もこれあるまじきか、歎息に堪へざる儀に御座候。」

隆盛は、思つた。兵庫開港問題はいづれ紛糾するであらう。此際、有力なる諸侯を京都に會し、對外問題を始め時事を決定するに如くはないと。

九月廿三日京都に還つて大久保と協議した結果、いよ〳〵明賢諸侯の會同を計るべく、大久保は越前に行つて春嶽の上京を促す、隆盛は、吉井と共に歸藩して太守忠義及び久光の上京をすゝめ、且つ交代の守備兵を十分多く上せることにする、と決し、廿四日坂本龍馬を伴うて大阪に下り、胡蝶丸に乘船して大阪を出發したのが廿六日、十月四日、鹿兒島に着いて京阪の事情を藩主父子に言上し、久光の上京を促した。

ところが、十四日、外艦攝海を去る報を得て久光の上京を見合すことゝし、隆盛は小松帶刀に代つて兵を率ゐて鹿兒島を出發、直路京都に着したのが十月の廿五日、越前に行つた大久保は春嶽を說いて同意させ、直ちに京地にかへり、春嶽また既に上京の途についてゐたが、京都の事情が變つたので途中から引かへした。

隆盛が上京した時には、異船問題は一段落ついてゐたが、征長問題について言ひやうもない不始末をあらはしてをる折柄であつた。

十二　長州再征の勅許

征長問題については、さきに、九月廿七日限り、と斷然命令を發してゐたが、外船入津のために所置するの遑もなく、つひに期限を空過してしまつた。

十月廿日、一橋慶喜、會津容保、桑名定敬等打揃うて參內し、長州征伐の勅許を求めた。　將軍辭職問題より朝議やゝ軟化せる折柄とて、遂に征長を勅許あらせらるゝやに聞えた。

大久保は、それを傳聞して大に不可とし、翌廿一日、二條關白の許に至り、『兵を動かさんとするには大義を明かにし、名分を正さねばならぬ。　その名義曖昧ならば諸藩は決してこれに隨従せぬであらう。　肥後、久留米、土州はいざ知らず、その他の諸藩はたとへ將軍の進發せらるゝも決して動かぬであらう。　長州は今恭順の道を盡し、裁許の至るを俟つてをる。　今また之を征討するが如きは全く條理が立たぬ。　願くば、朝廷に於て斷然勅命を以て再征の擧を停止せしめられたい。　でなければ、諸藩紛々として、つひには土崩瓦解し、爲に天下の大破裂となるに

相違ない。』と建言した。

續いて、征長を非とする諸公卿悉く參內あり、大久保の建言同樣の意見を述べられたので、朝議また大久保の議に決した。然るに慶喜、容保、定敬等之を聞いて大に憤り、再び參內して征長の建言御採用なくば、斷然職を辭する外なしと激昂した。ために廷議再び前說に立復り、愈再征長を勅許せらるゝことゝなつた。

十三　幕府進退兩難に陷る

しかし、長州は少しも幕府の裁許に從はうとはしなかつた。諸藩また再征の不可を論じて幕意に從はうとするものは殆どなかつた。

かうなつて見ると、幕府も再征の失策なることを覺らざるを得なかつたが、さて今更何とも仕方がない。進まんか、諸藩の協力なく、退かんか、面目立たず、全く進退兩難に陷つてしまつた。そこで幕府は、已むなく永井主水正尙志戶川安包、松野孫一郞を糺問委員と爲し廣島に至つて長人と談判せしめた。その底意は、既に戰意のあるわけでなく、務めて長州の意向に迎合し、たゞ退き潮に都合よき名義だけを得て局を結ばうとするにあつた。永井等は十月六日大阪

を發して廣島に行つた。が、さきに、上阪の旨を通じた家老井原主計はまた疾病と稱して召喚に應ぜず、僅かに宍戸備後が、木梨彦右衛門を伴れてやつて來た。そこで、國泰寺へ召し入れ、七八ヶ條の審問書を渡して返答するやう申きけた。が、十日ばかりも經つてから宍戸備後は一一審問を反駁して一向に要領を得なかつた。十一月十一日付嚢田への書中に、

『長州の事に付ても頓と策を失ひ、永井主水正等廣島まで差遣はし詰問は相叶はず伏罪致したるとの一言を謂はせたしとの賦にて、段々媚を求め候様子に御座候。一向宗寺の光西寺とか申坊主は、長家へ由緒これある寺にて御座候處、是を以て橋、會より相頼み、伏罪いたしたるとの一言を申して呉候様相頼み候由に御座候へども、坊主背かざる由に相聞かれ申候。此夏時分召捕られ候長人赤根武人等の者を永井は召列參たる由に相聞かれ申候。是等は至極幕中の秘事と相聞かれ申候。實に危然たる向にて、橋、會、桑困窮の事に御座候由、いづれ大樹公には大坂より逃下りの模様と相窺はれ申候。橋、會より關白殿下へ大坂より罷下られ候方に申上候との説もこれある事に御座候。大坂におひても糧食も乏しく、當年中相支候儀も六ヶ敷況や西に兵を進め候儀萬々覺束なき事と相聞かれ申候。』と隆盛は言つてをる。幕府困難の有様が察せられる。

隆盛は、長州處分の不始末を見るにつけても、今や幕府全く諸侯を制するの力なく、事毎に策を失し、諸藩またおの〳〵天下の形勢を傍觀して爲すところを知らざる有樣、よほどの英傑が現れても、今のまゝではどうすることも出來ない。こんな場合、彌縫を事としても仕方がない。どうしても徹底的に根本的革新を斷行する外はない。同じく蓑田への書中に、

『此上戰を初出し候はゞ直樣紛亂の勢ひ、眼前に相見得申候。幕府におひて攝海異人の談判に益不條理を顯し、朝廷を欺き人心の憤怒を重ね、長征にて兵勢の衰を示し、條理を失ひ、且勢ひを失ひ候ては、如何の作略を用ひ候ても行はれず、如何なる智者ありとも引起候儀は覺束なき次第に御座候間、此時に當りては理を盡して進み勢ひを詳にして動べき事と奉存候。當分の處一言發すれば名分大義を明にし、義を以て立ち、確乎として動かず諸藩を壓倒いたし候姿も有之候に付、變に入る入らぬの境肝要の場合にて、至極謹愼を加へ、評議を盡し候事共に御座候。』と言つてをる。

實際、當時、京都における薩摩の勢力は實に盛んなものであつた。會津も近來は力めて薩藩

に接近したがつてをる。一橋もなるべく薩藩の心を損ぜぬやうに心がけてゐる。同じく蓑田寛の書中に、

『守衛の人數御繰出相成候處大に勢を張り、進退去就の速かなる處出沒計られずとの趣大に申觸らし、恐れをなし候模樣に御座候。』

『一橋、會、桑の作略も皆崩れ立ち、天下の人心も相離れ、致し方なき處より頻りに會人此の御邸へ出で媚び候事ども笑ふに堪へず候。』

當分のところ、一言發すれば名分大義を明かにし、義を以て立ち、確乎として動かす諸藩を壓倒いたし候姿もこれあり、變に入る入らぬの境肝要の場合にて、至極謹愼を加へ、評議を盡し候事共に御座候。と言つてをるのを見れば當時薩藩の聲望がいかに高く、また隆盛がいかに大自信を以て維新の大策を立てつゝあつたかゞ伺はれる。

十五　江戸藩邸を引拂はんとす

當時隆盛は、もう完全に幕府に見限りをつけた。何もかも自分の思ふ通り斷行して、大策のためには幕府の嫌疑など少しも恐れなかつた。岩國吉川の家臣境金一郎が京都に潛行した

からよろしく賴むと言つて寄越したに答へての書中、

『日々形勢も相變、頓と見留も付兼候世態と相成、幕威も相衰來候處、再討も譯の分らぬものと相成苦しみ切て有る樣子と相聞中候。就ては事情御隔絶にて潜行の趣、仰越され委細承知仕候。一大事の場合御苦心の程御察申居候事故態々御計策を廻らされ御登下され候はば、詳に御談話も仕るべく候に付、弊邸に於て何も差支御座なく候付、其段は私より御返詞申上候樣、家老共よりも申付候儀に御座候間、宜敷御汲取下さるべく候。態と御書面を以御尋下され御念入たる次第、突然御來訪下され候て宜かるべき義に御座候處、痛入仕合に御座候。然しながら當分は大に天幕の嫌疑を蒙り居候間、其段は御含居下さるべく候。今に至つて嫌疑を顧る時節にては御座なく候付、少しも相構はず罷在候間、御安堵下さるべく候。』と言つてをる。

隆盛の眼には、幕府はあれども無きが如しである。從つて費用の澤山にかゝる江戸の薩邸を引拂ひ、その役人をすべて歸國させ、單なる留守居を少しばかり留めておくだけにしようと考へた。尤もこれには、多少の反對も起つたが、自ら責任を負うて斷行した。

江戸藩邸の引拂ひは、費用を節する意味も勿論あつたが、一つにはこれによつて幕府を威赫しようとしたのである。江戸藩邸の引拂ひに對して、幕府がどんな態度をとるか、それが見た

かつたのである。十二月六日付蓑田への書は、此の點から見て實に味ひ深きものがある。

「陳者江戸表御役所等御引拂の一條御尊諭の如く政府より表通り御問越相成候趣、疾くに承知仕候。此一條に付ては專、私主張いたし候譯にて御座候。天下の事情不貫徹の御事か、決て果斷などと申御扱ひにては御座なく、時勢相當の御事、此御方様より先に立て御始め成され候樣の譯なれば、御懸念の御事も御座あるべく候へども、各藩には後れ候事に御座候。親藩すら御主殿までも國へ引取定府も殘らず引拂候次第に御座候。勿論大奥召立置かれず候ては、天璋院様御方へ御情義におひて疎ませられ候譯更にこれなく、如何程大難に召立られ候とて只御取次までの御事、日々御用共相勤候譯もこれなく、只費用を重候までの事に御座候。御主殿まで國に引取の義と親疎の情義を以て大小輕重の處如何これあるべきや。…………一々條理を以て論じ詰候はゞ、何も筋の立候御事にもこれなく、只嫌疑を恐れ候までに相成申すべく、當時は幕威相衰候故、嫌疑をさけ候所に少し手の見得候へば、益嫌疑を重候場に陷り申すべく、四方嫌疑を掛候以上に候得ば、是以中々行屆申すべき樣もこれなく、是まで幕府の仕掛と申者は色々流言を以て嫌疑を掛け、内の混雜を見て、俗論を助け立崩し候儀妙手に御座候。當時の處全く手を引て、名義を明にし條理を正し、樞要の場に建言相成候故却て俗眼の嫌疑と見る處は、幕府の一策と相成、もふは自分の失體を致申さず候ては相濟ま

さるものと相成、日々變革に心を向候趣に御座候。右様事情の不通より裏はらに相成ものに御座候。云々。」

十六　幕府薩藩に媚ぶ

前にも一寸述べた通り、隆盛は、兵庫開港問題の談判が難局に陷つた機會において、有力なる諸侯の會盟を成就し、その力によつて、まづ外交權を幕府の手から離し、勅命に從つて諸侯會盟し、之を決するの策を建て、九月中旬、急遽劃策を開始し、大久保は越前に、自らは藩地に、疾風迅雷的活動を開始したが、一橋慶喜の思ひも寄らぬ心的變化のために、一時計畫が蹉跌する外なきに至つた。

一橋は、始めは、勅許を經ずして阿部豐後と松前伊豆が開港を許したと聞いて痛烈に幕閣を攻めた。ところが、豈計らんや、二閣老は勅命によつて免職せられた。それをも幕閣側では一橋の計らひとにらんだ。將軍職に野心があると邪推した。そして將軍東歸問題となつた。一橋は、自分が野心ありと見られてさへ居らねば決して正鵠なる判斷を失はなかつたらうが、

將軍を伏見に說得して他心なきを示し、その東歸を思ひ止まらしめてからは、何かと幕議を支持せねばならなくなつた。かくて、一時逃れの外艦おひかへし策を敢てした。

外艦追ひかへし策といふのは、『既に條約は勅許になつた。兵庫開港は今はお許しにならぬが、何れは必ずお許しになる。それに就ては追て橫濱で篤と相談しよう。』といふ書付を外國公使に渡して、ともかくもその場を引取らしめたそれである。その幕府の言分が一時逃れであつたことを橫濱に歸つてから外國使臣たちは氣付いた。幕府へ談判を申込んだ。幕府ではそれがために物議をかもし、それを機會に一橋を攻擊する。京都でも、愈々將軍東歸を期して參朝される、など噂される。そこへ田沼玄蕃頭が軍艦で大阪へやつて來た。或は將軍を迎へに來たのかも知れないといふ噂が立つ。

峰盛は、その實否を調査すべく、在阪の黑田嘉右衛門に書を寄せた。

『田沼玄蕃頭蒸艦より攝海へ乘廻候由、事柄相分らず候へども、兵庫開港の義欺謀を以て異人と約條いたし候故、關東に於て大に物議沸騰の樣子に相聞かれ候に付、共等の事か、又は迎船共にてはこれなく候哉、何等の事か御探索成下されたく奉合掌候。大樹公上洛とかの說は御當地にても流言いたし候得共、是は虛唱と相察せられ申候。』

田沼の來阪は將軍を迎へのためではなかつたが、兵庫開港に關する外臣等との談判はやは

りもつれて來た。そのため再び異船が兵庫へ廻つて來るかしれぬといふ評判であつた。隆盛は、異船が若し再び兵庫へ廻つて來たら、その機會に、或はまた一芝居打てるかも知れぬと考へ、心待ちに待つてゐたが、異船はどうやら再來しさうもない。

幕府は、荐りに薩藩の機嫌をとる。征長のためにおとなしく出兵してくれとの意味か、それとも行惱んだ征長問題の解決を薩藩の手でやつてもらはうとでも思ふのか。昨年禁門戰爭の折の戰功の御褒美だとて薩藩家來中へ金五千兩遣はすとある。

隆盛は、馬鹿なことをするものだと腹の虫がよれるほど可笑しかつた。長州とは既に協和の了解がついてゐるのに、何として今更名義の正しからぬ征長に參加されよう。また何として幕閣を窮地から救ふために調停の勞など取ることが出來よう。何れにせよ、家來中へ金五千兩也を遣はして、機嫌をとらうなどゝこんな馬鹿げた愚策を用ふるやうでは、今度來た小笠原、板倉の二閣老も高の知れた人物だと思つた。

で、隆盛は、そんな賞金など「家來中」へ貰つてはならぬ。藩の會計の人達から言へば貰ふものなら貰つておくがよいといふかも知れぬが、斷じてそんな事をしてはならぬ。そんな金を薩藩が貰つては世間の物笑ひになる。と考へ、その旨在阪の黑田へ手紙の序に書き送つた。

『昨年戰爭の御功賞とて金五千兩家來中へ遣はさるとの趣片腹いたき譯に御座候。餘り

拙き策を用ひ候ものと荒切たることに御座候。これを甘んじ候はゞ、君公の御賞賜は空しきものと相成、臣子の分相立たず、ことに諸藩へは何も沙汰なしにて、今更に褒美を受け候ては各藩の物笑ひと相成申すべく、小笠原、板倉の人物程が知れ申候。御留守居などは金がほしくて阿放らしいなど申さるゝ筈候へども、後年に至りて損得相分り申すべく候」

第十一章　王政復古運動第二期

一　薩長協和の成立

前に述べた通り、隆盛は慶應元年六月、中岡坂本、土方等の盡力で出京の途次馬關において長州の木戸と會ふ筈だつたが、聊か感ずる所もあり、且つは急遽出京の藩命もあつたので、つひに直路東航して馬關に上陸しなかつた。そのため未だ木戸には一度も會つてをらぬのである。その後坂本の熱心なる盡力でいろ〳〵の交渉は內密に續けてをる。長州の武器購入を薩摩の名においてすることを快諾するとか薩摩の糧食購入につき、長州において便宜を與へるとか、內密の交渉は續けてをるが、さて長州勤王派の中心勢力たる木戸準一郎にはまだ一度も會つてゐなかつたのである。坂本は何とか薩長の協和を成就したいと考へ、薩摩の有志には常

にその必要を說いて氣運の醸成に意を用ゐてゐた。

慶應元年十二月のはじめ黒田良介が上京して言ふ、「幕府の策を誤る今日の如く甚しきはない。この際にこそ薩長の協和を謀る必要がある　薩長の協和を計るには第一に長州の木戸を上京させて、隆盛その他薩藩の有志に會見させるが何よりである。このことについては、坂本も既に盡力はしてくれてゐるが、薩藩の趣意をも表示する意味で私自身長州へ乘込み、長州の樣子をも探り、若し事情が許すならば木戸を連れて上京する事にしたいと思ふがどうであらうかとの話。隆盛も大に贊成である。

黒田は直ちに長州に急行、木戸を訪問し、ぜひ上京して西郷その他に會つてくれるやうにと勸めた。丁度その折坂本も馬關に來て居り、黒田とも〳〵木戸の上京を勸める。木戸も本來協和の必要を十分に感じてゐる。たゞ昨年の行きがゝりもあり、此際、自分が出京して薩人に會ふのはおもしろくない。誰か他のものを上京させたいと主張した。しかし、この際、何といつても木戸が上つて會ふに限る。高杉も井上も非常に熱心にそのやうに勸める。藩公また木戸の出京斡旋を命ぜられたので、つひに上京する心になつた。木戸は單身上京するつもりであつたが、それではよくないとて諸隊中から品川彌二郎、三好軍太郎、早川渡の三人が同行することになり、坂本は暫く滯在するといふので土州の田中謙介が一行に加はり、迎への黒田了

介と合せて六人薩摩の三邦丸に乘つて上京、大阪に着いたのが慶應二年一月四日直ちに大阪着の旨を隆盛に知らせたので、隆盛は、村田と二人で伏見まで迎へに出た。

伏見に船の着いたのは眞夜中であつたが、隆盛は、木戸の上京を非常に喜び、相携へて京都の薩邸に入つた。

藩邸では、木戸一行を賓客として優遇し、在留中の小松、桂、大久保その外みな來つて面會し、時事を談じ、長州の立場に同情し天下の形勢を論じ將來の希望を語る。

かくする中に、既に一月廿日にもなつたが、さて、兩藩協和に關する具體的な話は何もない。かうして時日を空過してゐても仕方がない。歸つてしまはうと木戸は思つた。丁度その日坂本が上京して訪ねて來た。

『兩藩協和の誓約が出來たか。』

『まだ何もそんな話がない。もう歸らうと思ふ。』

『それは不可ない。西郷は一體どう思つてゐるのだらう。僕等が兩藩のために挺身盡力してゐるのは兩藩のためではない。天下のためだ。兄等もまた天下多事の際、かうして百里の外に出かけて來てゐる。兩藩の人物が折角茲に會合しながら、お互ひ睨みあひして十數日も空過するとは何事であるか。私情を脫却して腹心を吐露し、天下のためになぜ大に協議せな

いのだ。纏むるところなくして歸るなど、斷じて不可ない。』

『君のいふ通りだ。しかし察してもらはなくてはならぬ。天下に孤立する長州の今の立場だ。薩州は、公然天子に朝し、公然幕府に會し、公然諸侯に交り、公然天下に盡力し得る。我が長州の如きは天下みな敵である。一藩の士、たゞ心中安んずるところを以て一死之に當らうとする、固より活路なしである。今、長州人たる僕、先づ口を開いて薩州と協和せんことを言はゞ彼を我が危地に誘ふことを意味し、從つて哀を訴へ援助を乞ふことゝなる。自分としてはそれが出來ない。薩州の皇家のために盡すあらば、長州滅ぶとも天下の幸である。口を開き得ぬのはそのためである。』

『尤だ。』と坂本は首肯き、直ちに隆盛に會つて、何故協和の議を進めなかつたかを詰る。

『實は貴公を待つてゐた。この話は貴公が居なくては仕難くいと思つて。今日すぐ話を纏めよう。』

西郷も實は薩長協和を衷心から希望する。薩長協和とのみ言はず、雄藩聯盟を熱心に希望する。征長の結果を急いだのもそれ。中岡に對して木戸に會ふことを約束したのもそれ。長州の武器購入に便宜を與へたのもそれ。幕府の出兵要求を拒絶したのもそれ。此度黒田の希望に從ひ、長州までわざ〳〵木戸を迎へにやつたのもそれである。しかし藩としては、長

州と薩州とは曾ては盛に反目した。此度兩藩が協和するには非常な決心を以てしなくてはならぬ。この協和こそ大策敢行の基底である。雄藩聯合の樞軸である。愼重なる用意の下に行はなくてはならぬ。決して輕擧してはならぬ。十分に相手の底意を叩いてからでなくてはならぬ。つまりこの協和に大希望を繋ぎ、この協和をそれほどに重大視する。それ故に今日まで話し出す機會を見出し得なかつたのである。坂本の上阪を待つてゐた所以である。

そこで直ちに小松西郷、木戸坂本の四人同座して薩長協和に關する諸條件を申合せ、且つこれは、血氣の青年に知らせると面倒であるから一定の時期まで兩藩の重役以外には絶對秘密に附すべく約束した。

場所は京都小松帶刀の別墅。時は慶應二年一月廿一日。

當時、木戸から覺書の意味で坂本に寄せた手紙がある。薩長協和の申合せはそれによつて明白である。

奉呈亂筆候に付得と御熟覽御推了不足之處は御了簡奉願上候。

拜啓、先以御清適大賀此事に奉存候。此度は無間また御分袂仕候都合に相成心事半を不盡遺憾不少奉存候。乍然終に行違と相成拜顏も當分仕得ざる事かと懸念仕居候處、御上京に付ては折角之旨趣も小西兩氏等へも得と通徹且兩氏どもよりも將來見込の辿も御同座に

て委曲了承仕、此上なく、上は皇國天下蒼生の爲、下は主家の爲においても恐悦の至に御座候。他日自然も皇國の事開運の場合にも立至り、勤王の大義も天下に相伸び皇威更張の端も相立候節に至り候はゞ、尤兄と卽同樣此事は誠せぬ樣、後來の爲にも明白分明に稱述仕置申度、然年今日の處にては決して少年不羈の徒へ洩らし候は後に大事にも關係仕候事に付必ず心は細用ひ居申候間御安心は遣はさるへく候。弟も二氏談話の事も呑込居候へども前申上候通り必竟は皇國の興復にも相係り候大事件に付、試に左に件々相認申候間、事共の場に至り候時は現場皇國の大事件に直に相係り、事そこに不及して平穩に相濟候とも將來の爲には相殘し置度候に付、自然と相違の廉御座候はゞ御添削成下され候て、幸便に御送り返し成遣はされ候樣偏に奉願上候。

一戰と相成候時は直樣二千餘の兵を急速差登し只今在京の兵と合し浪華へも千程は差置京坂兩處を相固め候事

一戰自然も我勝利と相成候氣鋒有之候とき其節朝廷へ申上乾度盡力の次第有之候との事

一萬一戰負色に有之候とも一年や半年に決して潰滅致し候と申事は無之事に付其間には必ず盡力の次第乾度有之候との事

一是なりにて幕兵東歸せしときは乾度朝廷へ申上直樣寃罪は從朝廷御免に相成候都合に

屹度盡力との事

一兵士をも上國之上橋、會、桑等も只今の如き次第にて勿體なくも朝廷を擁し奉り正義に抗し周旋盡力の道を相遮り候ときは終に決戰に及び候外無之との事

一寃罪も御免の上は双方誠心を以て相合し皇國之御爲に碎身盡力仕候事は申に及ばずいづれの道にしても今日より双方皇國の御爲皇威相暉き御回復に立至り候を日途に誠心を盡し屹度盡力仕るべしとの事

弟においては右の六廉の大事件と奉存候。爲念前申上候樣、戰不戰とも後來の事に相係り候　皇國の大事件に付御同樣に承知仕候て相違の義有之候ては終にかゝる苦心盡力も水の泡と相成、後來の青史にも難被載事に付、人には必ず知らせずとも御同樣には能く能く覺置度事と奉存、御分狀後も得と愚按仕り毛頭御隔意なき處を以て內々大兄まで爲念申上候義に付、右六廉得と御熟覽下され自然も弟の承知仕候義相違の義も有之候はゞ必ず〳〵御存分に御直し遣はされ候て此書狀の裏へ失敬ながら御返書御認め下され候て幸便に屹度御相違なく御投じ遣はしなされ候樣偏に々々奉願上候。實に此餘の處は機會を失はざるが第一にて、いか樣の明策良計にても機會を失し候ては萬のものが一つほども役に相立ち申さず、事により候ては却て後害の相成候事も少なからず、兎角いつでも正義家は機會を失

し候等の事は其例に少なからず、終に姦物の術中に陷り候事始終に御座候間、御疎も無之事に御座候へ共此處は精々御注目成させられ候て、御諭述皇國の大機必ず失却なく御回復の御基本相立候處奉祈處に御座候。乙丑丸一條小事には御座候へ共委曲御承知の如く一身に取り候ては困苦千萬にて且海軍興廢には屹度相係り候事に付、何も逐一御存じの譯に付兼て存じ通に相運び弊國の海軍も相興り候樣無此上呉々も奉願候。何分にも小松大夫否込呉申さず候ては實以て困迫此事に御座候。隨て海軍は廢滅に至り申すべく候と懸念仕候。先は前條の次第愚按迂考仕り、兎角一應可申上と奉存相認候義に付前條委曲申上候通りの次第に付得と御熟覽を賜り必ず〳〵御裏書にて御返書偏に奉願上候。其中必ず〳〵時下御厭ひ第一に奉存上候。乍失敬御序の節小西吉氏等其外諸彥へ可然御致意奉願候。委曲御禮書は歸國の上出し可申と奉存候爲共匆々頓首拜

正月念三

尙ほ本文の處は呉々も得と御熟覽を賜り萬一も承知仕違への處は御直し遣はしなされ候て必ず〳〵幸便御裏書御答偏に奉願上候。此餘の處は只々機會の處のみ掛念至極に御座候。大事は元より小事にても必ず成敗は多く機會の失不失に有之申候。此邊の義は呉々も御助力皇國の御爲奉祈念候。

龍大兄　　　松菊生

極密御獨拆

表に御記被成候六條は小西兩氏老兄等も御同席にて談論せし所にて毛も相違無之候將來といへども決して變り候事無之は神明の知る所に御座候。

丙寅二月五日　　　坂本龍

二　長防處置の表裏

薩長協和の盟約は成立した。大久保先づ歸藩して薩長聯盟の密約についての經過を報告すべく一月廿二日京都を出發した。

幕府は長州處分につき、一月廿日會議を開き、長州封土十萬石を削り、大膳父子を隱居蟄居に處するに決し、一月廿二日、奏聞書を上つた。

當時、朝廷では、一橋、會津、桑名の勢力強く、申上ぐるまゝに行はれるといふ姿になつてゐたので、廿三日直ちに聽許あり閣老小笠原壹岐守長行を廣島に遣はさるゝことゝなつた。

隆盛は思つた、朝廷がこんな風に一橋、會津、桑名の意見通りになるのではこの先、どんな結

果が現れて來るか。事の是非黒白をも全く糺しなく、勢强きものから迫り奉りさへすれば致し方なしとて御沙汰あらせられるやうでは誠に以て申しやうなき心細さである。

慶應二年二月六日蓑田への書中にいふ。

『朝廷には一會桑の申付け居候事故、たゞ申上候通り相行はれ候次第、此の末戰爭とも相成候はば如何成行き申すべきや、遺憾此事に御座候。是非明白を全く糺されず、勢强きものより迫奉りさへすれば、致し方なしとて御沙汰相成候義何とも申す道無きことに御座候。』

幕府においては萬々戰爭する氣はあるまいが、しかしこの度の如き處置を長州において承服しないことは分りきつてをる。して見ると、その結果どうなる。やはり戰爭になる外あるまい。戰爭になれば天下の騷亂相繼ぐに至るであらう。さうなれば幕府もいよ／＼お了ひであると。

慶應二年二月十八日付蓑田への書中にいふ。

『先此所置は表通の譯にて、大赦とか何とか申す者を以て、至極寛大なる所置に出候も計られざる事に御座候。何れ當月中には樣子相分る儀に御座候間、相知次第直樣急飛を以申上候樣仕るべく、天下の形勢も此一擧に變替致すべき事と奉存候。諸藩の模樣も餘程相變、幕威の衰弱を眞に知、嫌疑を掛けられ候ても思はしくないものと合點いたし候樣子に相伺はれ申候。』

大道を相建候所、いづれ心服致すべき世態とは相成、人心の場合是より外に他なき次第に成行申し、其眼の人は大に道を起し申すべき時と奉存候。若しや戰相始候はゞ諸方に蜂起可致、甲信二州の邊にも其萠相顯候由、一度動立候はゞ瓦解致すべき事と奉存候。』

三　外國關係の一變化

幕威は日に日に衰へる。諸侯は日に日に幕府から離れる。甲信二州には、變亂の萠しがある。若し戰爭でも始まる段になれば、諸方に反亂蜂起して大動亂になるかも知れぬ。この重大なる時期に善處するには、大道を踏んで動かぬにある。實力を蓄へることである。――と隆盛は思つた。

折柄、江戸の藩邸にゐた岩下佐次右衛門が、英佛二國の公使と會見した報告を齎して上京した。會見の目的は、日本の國情を明かにし眞に日本と條約を締結するには幕府を相手にしては不完全である。どうしても朝意に從ひ、雄藩の同意するところのものでなくては折角條約を結んでも必ず即て無効になる時節が來る。各國公使は此の意味を十分了解せられたいといふ意味を傳へんがためであつたのである。岩下の報告によると、英國公使にはその意味が

よくわかつた。都合によつては薩侯とも會見したいとさへ言つた。佛國公使は幕吏と結んでゐて思ふやうに理解してはくれなかつたが、最も有効なる條約の成立するやう盡力を賴むといふことであつた。幕府は外藩のもの、ことに薩藩の重役が外艦と往來することを非常に嫌つてゐる。同じく蓑田への書中にいふ。

『江戸表において、岩下君二度談判これあり候由英人は餘程解け候由佛人の處至極幕吏と結居候間、いまだ十分には參兼候はん。年然佛より大に依賴の向相見得居候間、必やり付可申との趣申來候。何分近來幕吏大に横濱夷館に立入候儀を相禁じ、御國人は尙更付添居候由にて存分の咄合出來兼候向に御座候。』

岩下の此の時の會見と聯關して、英國公使パークスがわざ〳〵鹿兒島を訪問するやうになつた事情は、後に述べる。

四　大策準備のため歸藩す

長州との協和も密々の間に成立した。幕府の征長に對する將來の見据ゑもほゞついた。この上は歸藩して藩政を改革し軍備を充實して來るべき大策に備へなくてはならぬ。小松

帶刀桂久武坂本、吉井同道三邦丸で歸藩する事に決定し、二月二十九日京都出發、大阪藩邸における用件を濟ませ、三月四日大阪を出帆した。大久保は薩長協和の盟約の成立と同時に一旦歸藩したが、二月廿一日鹿兒島出發隆盛とかけ違ひに着京した。

三月四日、隆盛が大阪で乘船しようとした時、丁度、村田新八と川村與十郞(後の純義)とが長州から歸つて來た。二人は、要件を帶び、さきに長州に行つてゐたのである。要件は、長州が汽船を買ひ入れようとしたが、幕府との交戰中で、公然長州の名では買へない。航海も危ぶない。そこで、坂本等の率ゐてゐる海援隊に依賴し、薩摩の名義を藉つて購入し、薩摩の船旗をかゝげ海援隊士を乘組ませ、平時は、內地の運輸に從ひ諸市の事情を探知する、さういふ目的で、船買入れの手續を了つた。そこで、海援隊ではこの船を櫻島丸と命名して專ら海援隊の支配下に置かうとしたが、長州では長州で金を出してをるのだからといふので、買入れ當時の事情に頓着なく、乙丑丸と命名して、長州藩士を船長に任命し、直ちに長州の專用にしようとした爲め、長州と海援隊との間に紛爭が起つた　その問題の解決のために、村田と川村が出かけた譯だつたのである。

二人の報告によると、大體その方の話はうまく折合つたといふことであつた。

此の同じ船に黑田了助が乘つて歸つた。黑田は、木戶がかへる時長州へ送つて行つた。さ

うして村田等と一緒になつたのである　黒田と一緒に長州の品川彌二郎がまた上つて來た。薩邸に潜んで居て上國の事情を探らうといふのである。

隆盛は、品川に對して、長州の立場に同情を表し、且つたとへ幕府から何と言はうとも過激の振舞してはならぬ。従容いで條理を蹈み、どこまでもこらへてをれば、必ず幕中に異變が到來する。その時、ぐつと押し進めばよい　遠慮なく、徒に粗暴に變りては結局よろしくない、といふ意味を懇々と諭し、同時に、大久保宛（大久保はもうこの時京都に着いて居た）にどうか、品川をよろしく頼む、邸中に潜めておいてくれるやうにといふ手紙を書いて上京させ、己れはそのまゝ出帆歸藩した。

五　藩政改革と陸海軍擴張

隆盛は、三月十八日、鹿兒島に到着、直ちに交代の守衛兵を船二隻で上京させた。

隆盛は、暫く湯治を名として山に行き、藩の様子を私に窺ひ四月、藩政改革、海陸軍の擴張を進言した。

隆盛は程なく湯治より歸つた、藩公父子も、隆盛の建言に同意であつた　小松、桂を始め藩

有力者の大會議を開いた。任務の分擔も定つた。着々として改革が行はれた。前に歐洲へ見學のため派遣せられてゐた新納刑部、五代才輔なども歸朝したので、隨分進歩的な計畫が實施せられた。藩公父子は自ら日常の費を節し、海陸軍擴張の資に充て、士氣の鼓舞に力めた。藩内の人心自ら改まつて行つた。

隆盛はこの改革を機として、上下諸階級を通じて人材拔擢の道を開かるゝやう建言した。そのため隨分思ひ切つた拔擢が行はれた。横井小楠の書に言ふ。

『薩州は自國取り堅め申す論一定いたし、愈よ以て富國强兵に取りかゝり、西洋器械も大抵取り寄せ洋人も四五輩呼びよせ、操練等甚だ盛大に相成候。家中若者などは大抵洋服截髮いたし候。これまで國中旅人嚴禁のところ、鹿兒島内は勿論、何方も差宥し候故諸國商人追々入込み、城下などは日々にぎはひ候。國論とは大に打かはり、智術計謀にて行はれざる事も全然いたし、何も幾心公平の處に一統歸し候由、必竟は大隅公非常の人にて此地にかたまり珍重候當君も餘程よろしく日に政事堂に出で自身上聞候也。近頃訴訟箱を出下され、下情を聞かれ候主意に付、いかなる下賤よりも言上苦しからず、毎朝自身開封いたされ候。これ等は近來の美事なり。』

六　五卿救援

隆盛が歸藩して間もない頃、太宰府に居る五卿の身の上が危險だといふ報に接した。幕府の監察小林甚六郎が一隊の目附を率ゐ來つて五卿を伴つて歸らうとするといふのである。隆盛は、「激派は國の元氣である。」と常に考へてをる　ことに五卿の中、三條卿の如きは、非常に優れた人である。いざといふ場合、この人を朝に立たせることは何かにつけて便宜である。國家の大なる强みであると考へてをる。これは捨ておけぬといふので、早速黒田嘉右衛門城平左衛門、川畑伊右衛門、三雲藤一郎等に壯士三十餘人をつけて救援に赴かしめた。隆盛はそれでもなほ不安心に思ひ、大山格之助を隊長として三十人ばかりすぐ萬年丸で送つた。

太宰府では、今更幕吏に捕へられて恥辱を受けるよりは、潔よく自殺するがましだと覺悟し、隨從の有志は、幕吏を相手に太刀の目釘のつゞく限りは斬つて死なうと臍を堅めてゐた程で、大變の騒ぎであつたが、四月四日、黒田等の率ゐる壯士三十餘人到着、二日市の小林甚六郎の宿に押し寄せ談判に及んだので、小林等も大に恐怖してそのまゝ引あげてしまつた。

その時、小林が將軍の命である、何と言はれても伴れてかへる、といふに對し、黒田は、御尤であ

る、足下將軍の命を奉じて五卿を迎へらるゝならば、吾等は主人修理太夫の命を受けて之を拒む、吾等は主人の命の奉ずべきを知れども將軍の命を聞くべき身分にあらず、足下若しお聞入れなくば、吾々は刀に掛けても拒み申すとて、太刀をぐつと引寄せた。その權幕は、實にすさまじかつたといふ。薩人の眼中には疾くに將軍はなかつたのである。

初め、五卿を大阪へ護送するやうにとの幕命が傳つた時、筑前も久留米も、藩論は幕命を奉ずるに異存がなかつた。薩藩から出て五卿の守衛に當つてゐた肥後直次郎も、その態度はまだしつかりしてゐなかつた。小林甚六郎が來るといふので、歸藩してこの事を告げ、隆盛等の意見をきくに及んで初めて五卿を渡してならぬことを明識したやうな次第であつた。とにかく黑田が急行するに及んで、小林も恐れてしまひ、筑前、久留米の藩論も一變する傾向さへ見えた。隆盛は黑田が歸藩しての報告を聞いて、小林の來たことが契機になつて、反つて、幕威をこれまで無暗に恐れてゐた九州諸藩の俗論を押へ、一致の行動を取るやうになるかも知れないとさへ思つた。五月二十九日付、大久保への書にその心持を明白にのべてをる。

『五卿方の一條、御書面は勿論、海江田君よりも委敷承候處、護送の幕命を下し候由相驚候譯に御座候。最初筑前俗論の者より醸し候譯は、御案內通の事に候處、夫には大に力にいたし候譯も有之、肥後直次郎へ尻舞いたし候處より、俗論に雷同致し候由、護送と申す日には、御國許より

蒸艦を相廻抔との事迄も咄出居候向に相聞かれ熊本邊よりも懸念に相考候位の趣に被相聞申候。既に監察乘入と申段に相及候處、飛で御國許え直次郎は立歸引替て黑田嘉右衞門踏込說破いたし候處監察も屈服、其上肥後藩古賀富二國許へ立歸、筑前の形行得と言上に及候處、薩州の議論誠に正敷、尤の事にて余程後れを取り候迚、有志中より責を受候位にて、再筑え參候節は打て替て正論を立込、國論を以て監察え責付、如何に台命と申ても護送の儀は相成らずと迄申立候由、夫に付監察より台命に背候かと押詰候處、何ぞ背と申譯にはこれなく、幕府の失體に相成候儀を行ひ候ては、失體を助ると申もの故、幾度も諫奏いたすと相答候由に御座候。左程まで議論を張詰居候末の事に御座候へば、此方より不變候へば、賴ぬ肥國とは申ものゝよもや變じはなるまいと相察せられ申候。夫位、肥薩の論一致いたし候處、肥前も初は兩端を持し罷在候得共、皆同體に歸し、久留米は初より護送の儀君命と持出候故、今更持直し出來兼ぬべくはじまらぬ景氣に御座候由、就ては監察もあぐみ果、再達しもならぬ模樣と相聞かれ申候。此幕監より押へ候より九州一體致すべき糸口と相成、筑前の俗物を打破候へば、必一致に趣候向と見込、黑田罷歸候儀に御座候故、折角其評議中に海江田立歸、其御許えは詳に事情も相通ぜざる事故、少しは趣も相變候へども、御兩殿樣御聽に達し其上海江田は中將樣へ拜謁言上相成、委細御聞取相成候上、先づ筑前にて今形じつと踏占居候て、尾藩え最初よりの扱も有之事故、得と情實

中入周旋致させ候はゞ可宜との御沙汰に相成、筑前えは吉井幸輔御遣に相成候儀に御座候。只今筑前の處は纔監察の一人、筑の俗物も早櫛橋抔ゝ類は悔悟いたし、山城の黨は大に五卿方へ通じ、少し有志のものは內にて起り、纔に道に立候はゞ一變致すべき勢ひも相見得居候由に御座候。 夫に付ては、監察え此筑前に於て五卿邊の處又は各藩の見込等御熟覽被成候故、一先づ大坂に御歸の上、今一議論被成、是非各藩見込候處、御周旋被成度と追掛候處、余程恐怖いたし、是非引取度情と相見得候へ共、何分夫形立退かれ候ては、全く筑前より被欺候場に相當り、且幕府の機嫌を損じ候と筑前の俗物見込む處もこれあり、無理に引留居候樣子に御座候由、只此監察一往歸坂いたし候と、夫計でも筑の一變は機相見得候由に御座候。 夫に付得と相考候處、大坂に於て貴兄の大正論に疵を付け候ては相濟まず此五卿方の處も小事とは申もの丶王室を起すの一端にて、勤王家の欣慕する御方々に候へば、大に人心に關係する譯にて、纔の事より大正論の疵と相成候ては相濟まず云々。」

七 征長抗議、出兵峻拒

隆盛は、當時、大久保からの來書によつて、再征の出兵を斷然拒絕したことを知つて非常に喜

んだ。

――幕府は三月小笠原閣老を廣島に至らしめ長藩の重役又は三支藩の藩侯一人必ず出頭せよと命じたが、みな病と稱して誰も出頭しなかつた。

のみならず、長州脱藩の士が備中倉敷の代官を襲撃したりしたので、幕府は再征の事を決し諸藩に令して出兵を要求した。

薩藩は前から出兵拒絶の藩論が一定してゐる。長州再征不可の建白書も既に數回差出した程である。今更何とて出兵に應じられやう。四月十四日、大久保は左記建白書を認めて斷然出兵を拒絶した。

一、即今内外危急の時節、防長御處置の儀其當否に因り、皇國の御興廢にも相拘り候重事にて、實以不二容易一御儀に候處、追々御達の趣も被レ爲レ在、猶又來る廿一日迄に、大膳父子等被二召呼一若、此度御受不レ仕候得ば、御討入に相成候に付、相心得御差圖奉レ待候樣、被二仰渡一の趣承知仕候。一昨年尾張前大納言樣總督として被二差向一伏罪の筋相立、解兵迄相成候處、却て御譴責同樣の御都合にて、就中、神速御上洛の朝命御請無レ之のみならず、却て不二容易一企有レ之由を以て御再討被二仰出一御進發相成、終に今日に立至候。御討入の時宜に相成候へば、天下の亂階被レ爲レ開候事實明白なる事に御座候。從二朝廷一時勢相應の御處置を以て、寛典に被レ處候御達の御趣意も被レ爲レ在候

處、御奉戴無之由傳聞仕、天下衆人物議喧々、不堪聞次第に御座候。征伐は天下の重典、國家の大事、後世青史に不恥名分大義、判然相立、其罪を鳴らし、令を不聞して四方響應致候樣無之候ては、至當と難申、尤も凶器妄に不可動の大戒も有之、當節天下の耳目相開候得ば、無名を以て兵器不可振は顯然明著なる譯に御座候。況て國人不可討と謂ふに於て、却て撥亂濟世の御職掌にて、動搖を被釀出候場合に相至候。前條天理に相戻候戰鬪、於大義御請難仕、假令出張の命令承知仕候共、不得止御斷申上候間虛心を以て御聞屆被下候樣奉願候。京都詰重役共より申上候樣申越候に付、此段申上候。以上。

松平修理太夫家來

寅四月　木場傳内

ところが、その署名が大阪留守居木場傳内の名だつたので、幕閣は薩藩の意志を代表せぬものであるとて突戻した。大久保は家老岩下方平と相談して、即刻藩主松平修理太夫の添書をしてそのまゝ提出した。

(薩藩主署名の添書)

別紙家來共より言上の趣、兼て申聞置候趣意に御座候處、既に長州の儀御請書不差出候節は一同討入候樣被仰渡候趣承知仕候。御決定の上不容易御儀と恐入候得共、皇國の御大事に

相拘、且名分條理不二相立一候ては、御請難レ仕儀兼て確定の旨趣有レ之、別紙にも申上候通、於二大義一難二相濟一不レ得レ止御斷申上候間、宜敷御聞屆被レ下候樣相願候。以上。

四月　　松平修理太夫

幕閣では、藩主松平修理太夫は今鹿兒島に居る筈。どうしてそのやうに早く署名が出來るか。これは恐らく藩主の意志ではあるまいと受取らうとしない。そこで、大久保は家老岩下と共に閣老に面接して、我が薩藩は遠隔の地にあるが故に常に在京の家臣に全權を委任せられてある。在京の家老の處置はやがて藩主修理太夫の處置である。斷じて御疑ひになるには及ばないと論じ立て、とう〳〵共の儘建言を受理させてしまつた。大久保への書中、

『陳者出兵の一條、各藩へ相達候由、迚も達は相成間敷と相考居候處、案外因循過激を發し、驚候次第に御座候。就ては閣老へ建白書御持參にて、御討論の段毎もながら貴兄の御持前とは申しながら雄々敷御論質に御兩殿樣御滿足遊ばされ、余程大久保が出來たと御意遊ばされ我共に到り有りがたく雀躍此事に御座候。御建白の書面と云ひ、御議論と云ひ、相對して優劣これなく、誠に天下の耳目を御定めこれあり候儀、御國家の美事、後世青史に正著たり。幾度も感誦此の因循國も正論國と相變じ候心持にて、鹿兒島が廣き樣覺申候。』

とあるを見れば、隆盛が右の建言並びにその處置振を如何に嬉しく、いかに痛快に思つたか、

その滿足さうな容子が言句の中にあり〳〵と浮んでをる。

大久保の出兵拒絶についてはなほ今一つ痛快な話がある。はじめ、幕閣が諸藩に出兵を要求するに當り、先づ薩藩にその內意を傳へようといふので、重役一人出頭せよと命じた。大久保、即座に、『出兵の要求にきまつてゐる、その事なら拙者が行く。』といふ。それは結構、しかし、何と答へるつもりかとみな怪ぶかる。『臨機應變の處置をとる。一任あれ。腹案はあるが言つても仕方がない。』と言ひ捨てゝ出かけた。

大久保『今日弊藩の重役一名御召喚の命あれど、家老岩下折惡しく病中にあり、某また時氣に冒されて少しく耳聾の氣味あれど、或は火急の御用ならんと取敢へず參候仕つる。此儀御申候へ。』と申入れる。

奏者旨を通じ、大久保を奥の一室に導く。閣老板倉出でて上座に着く。

『耳疾とか苦しからず近う參れ――。今日これへ招きしは餘の儀でない。長州處分に對して公命を下したが服從の色なし。幕命を拒むにおいては勢ひ之を追討するの外なし。薩藩の將軍家における緣故も厚し。速かに兵を發して將軍家のために努力ありたい。』

大久保忽ち顏色をかへ、『さても奇怪なる仰せかな。弊藩何の罪あつて追討せらるゝや、某の解せざる所、さりながら弊藩果して罪あらば速かに討伐の師を發せられよ。弊藩また兵を

整へ備を修めて將軍家の大旆をお迎へ致さう。』

板倉びつくりして言ふ。『さても意外な聞き誤まりもあるものかな。今少しく近う參れ。』といひ、大久保の耳に口を寄せて、出兵要求のことを重ねて明瞭にいふ。大久保嚴然として容を改め、

『何と仰せられます。島津家は將軍家に緣故深き故に先づ征長の兵を發せよと仰せらるるならば、それは緣故によつて私鬪を强ひらるゝことになります。幕府若し征長の師を起し玉ふとならば、天下の公道に基き堂々朝敵の罪を數へ、國賊たる理由を明かにし、有道の師を以て無道の臣を討し玉ふべきではありませぬか。何ぞ緣故の有無を問はんやであります。さるにても長州一たび問罪を終りたるに、今また重ねて征伐せらるゝ名義何れにありや。我が藩の頗る迷ふ處であります。幕意如何に急なるも、名義正しからぬ以上我が藩においては一兵をも動かさずと藩論すでに決定し居りますれば、此の儀御諒恕願ひ上げます。』とて、匆々辭し歸つた。

前記、征長抗議出兵拒絕の建議書は、大久保の筆になつたもので、板倉との會談後直ちに提出したものである。

隆盛、大久保、岩下その他薩藩の有志が、此の頃すでに、幕府の存在を殆ど問題にしてゐなかつ

た事が、この出兵拒絶の一事によつても十分に看取される。

八　英國公使の薩藩訪問

慶應二年六月十七日（西暦一八六七年七月廿七日）英國公使パークス及び東洋水師提督キューパー等は薩摩の招待により、軍艦三艘を率ゐて鹿兒島に着いた。

招待の目的は薩英親善にある。慶應元年の建白書一件から英國側では薩摩の誠意を疑つてをる、それを解き、薩摩の實力をも見せ、かねて、薩摩勤王の本義を明かにし、幕府と取結べる條約の無効を知らしめ、今後の條約は、日本統治權の所在たる皇室と結ぶのでなくてはならぬことを知らしめようとするにある。

建白書一件といふのは、慶應元年末英佛米蘭四國軍艦入攝の際、岩下佐次右衛門が京都留守居内田仲之助の名を以て若し外國人が不法なことをしたら斷然決戰に及ぶべしといふやうな建白書を出した。

それを幕府が薩摩の勢力を抑へる方便に使つて、佛國公使に告げた。佛國公使がそれを英

國公使に見せたので、英國公使パークスや橫濱に居る英領事のアールコックが大に怒り薩摩が英國と交戰後談判の際には決して外人に敵對の意はないといふので和親を誓ひながら、かかる建白書を出すのは不信であると非常に憤慨した。

薩藩では、討幕改革の上から考へて、佛國はとにかく、英國の感情を賊なふのは面白くない、何とかして巧みに和げやうといふので、折から上京することになつてゐた桂久武を長崎に立寄らせ、その頃、長崎に居たガラバといふ英國商人――これは薩摩と特に懇意な間柄であつた――及び英國領事ガオールに會ひ、英國側の感情を和げるやうに、且つ、英吉利の公使と艦隊司令長官とに傳言を賴み入れた。傳言の趣意は一旦は戰爭をしたけれども以後は懇親を結びたい、一度は鹿兒島にも來てくれるやうにといふのであつた。

ガラバは東京に來て右の傳言をした。そして鹿兒島藩の意向は決して外國に向つて敵對心を持つてゐないと思ふから一度鹿兒島へ行つてその實狀を見られては如何かと勸めた。

公使館のシーボルトは、なほ薩を疑つてゐたので、慶應二年三月十五日、パークスはガラバと同伴して江戶の薩摩屋敷に岩下を訪ねた。

岩下もまた橫濱に英國公使を訪問し、結局、パークスはちやんとした招待狀をよこしたら往かうといふ話になつた。

岩下からの報告もあり、ガラバからの通知もあり、初めの程は藩の意見は餘りに招待に對する熱意もなかつたが、隆盛が歸藩してからその必要を說いたので、いよ〳〵正式に招待するといふことになつたのである。

ところで、訪問する方のパークスの動機はまた別にあつたのである。英本國の外務大臣カラントンから、その頃、勤王雄藩援助の內訓を受取つてゐて、ぜひ薩摩に近づきたいと考へてゐた矢先、招待のことがあつたので、渡りに舟とばかり喜んでやつて來たわけなのである。

では英本國の外務大臣が、どうして右樣な訓令を發するやうになつたかといふに、薩人松木安右衞門(後の弘安、伯寺島宗則)が慶應元年英國に留學してゐた時、英國下院代議士オリハント(この人は英國から始めて日本在留を命ぜられた公使アールコックの書記官になつて來て江戶の東禪寺に泊つてゐたことがある) に邂逅つた。このオリハントはなか〳〵達識の人で、近頃諸外國から日本と貿易をしようとしてゐるが、外國人が日本と貿易するやうになると、日本の財を奪ひ盡すだらう、實は、自分は日本のためにこれを氣の毒に思つてゐる、いよ〳〵貿易することにもならばよほど注意しないといけない、などいふ。松木は、何れの國の人にあつても、このオリハントのやうに思ひ切つて日本のために警告してくれた外人には出會はなかつたので、此の人に日本外交の事を談じ、同氏の好意によつて英國外務大臣カラレントンを動

かすがよいと考へ、日本の實情を可なり委しく說明してきかせた。

――我が國が外國と條約を結んでゐるのは江戸の幕府ではあるが、今日では、日本の諸藩は幕府の政治的權力を段々に削いて、日本の最高統治者たる京都の帝室に回復しようとしてゐるのである　近頃、外交條約のぐらつくのは、つまり、右の趣旨で、諸藩士が頻りに外交を妨げ、外人をして幕威の及ばざることを知らしめんが故に魯人を殺し、英公使を襲ひ、その他穩當ならぬ所爲も自然出てくるわけである。また、日本の物產は地方諸藩から產するのである。けれども幕府は幕府の利益のために、各藩自由の貿易を禁じてゐる故に、廣く貿易を行ふことが出來ないのである。故に、條約を確かにし、貿易を盛んに行はうとするならば、英國政府また日本の地方諸藩を助けて日本政權の帝室に復歸するやう助力するがよい。條約批准の主體を帝室に移すならば、各藩の服從せぬ幕府と條約を結んだ今日のやうな異議は決してあるものではない。さうなれば初めて內外全美の處分となるのである。今日のやうな幕府相手の條約は日本眞主の約するところではないから、これを永く保續しておくことは出來ない。必ず無効に歸してしまふ。この點十分に考慮して、英國外務大臣の適當なる處置を希望する――。

　といふと、オリハントも非常に喜び、よいことを聞いた。なるほどその通りであらうと思ふ。ではこれから同道して早速外務大臣に會はうといふ。ではといふので松木は、オリハントと

共に外務省を訪問して外務大臣カラレントンに謁した。オリハントは、松木に代つて、右の意見を滔々と雄辯に話してくれた。さらにオリハントは、その時開會中の議會に二度まで建言力說してくれた。ために、外務大臣の意大に動き、つひに、在日本英公使パークスに宛て、『帝權復興に助力せよ。』との命令を發するに至つたのである。【參考――寺島宗則自傳】

かくて、訪問の日取もほゞ確定し、その接待についての準備に取りかゝつたのは五月の末になつてからのことである。

五月廿九日付大久保への書中、

『追啓上、英國志と申す書物御探し下され貳部ばかり早便御下し下さるべく候。いまだ君公には御覽遊ばされざる由に御座候間御賴み申上候。』

とあるのは、たしかに、その應接準備の一端を物語るものである。

隆盛は外人應接掛長の格で、萬端手落なきを期し、外人到着の折、不都合なきやう藩士城下に示達すべき、達し書の草案まで自ら作つた。

六月十三日、蓑田への書（藩地においての書）に、

此度英人御饗應向に付、夷人と慢り、配膳向輕義の振舞共若哉有之候ては相濟まざる譯に御

座候間、其邊の處、我々共より書付を差置呉候樣、木藤角太夫より承候に付、草稿相認御相談申上候に付、宜かるべくと思食され候はゞ、今日磯において右の趣御差置下され候ては何樣御座あるべき哉。此旨早々申上候。以上。

六月十三日　　西郷吉之助

簑田傳兵衞樣

此節遠客御招待に付ては皇國の爲、深き思召の譯在らせられ、萬國普通の禮節を以て御會釋遊ばされ候に付ては配膳向至極念を入れ、決して輕蔑の振舞これなく御高儀奉感服候やう肝要に相心得らるべく候此旨分けて相達し置候。

英人に對する待遇は隆盛等の盡力で用意周到なる準備の下に鄭重を極めた。數寄屋と稱する磯の別邸へ招き入れ、鹿兒島の見物から、集成館の參觀、兵器彈藥の製造ぶり、硝子製造などの機械工場などへも案內し、薩英親善についてのあらゆる方法を盡した。

十八日(パークス到着の翌日)付の帖佐彦七への書に、

今日も御出勤珍重奉レ存候。陳者英人と談判の儀に付、書付書調方御願申上度御座候付、何卒御暇被レ成下レ候て九ツ時過より下會所え相集、其上英艦へ差越賦に御座候。就ては松木安右衞門え引合不レ致候て不レ叶儀有レ之四ツ後參り呉候樣相達置候に付、私認方迄も相調間敷と相

考候付乍ニ御苦勞ニ御來訪の處奉ㇾ希候。以上。

六月十八日

西郷吉之助

帖佐彦七様

松木安右衞門は、丁度此の時、英國から歸つてゐたので、接待委員の一人として、いろ〳〵盡力してゐたのである。

正式の會見は十九日に行はれた。

談判は兵庫開港のことから初まる。

昨年幕府が兵庫開港のことについて約束したのは萬國普通の條約ではない。上天子より下萬民を欺いて結んだものであることを、こちらから仔細に説明する。パークスは外交上の掛引とでも言ふのであらう。初めはなか〳〵の見幕で、日本の政府たる幕府との條約である。內部に反對があつて、ごた〳〵しても、それは外國の知つたことではない。從つて勅許といふことも、必ずしも望むわけではないといふ。

そこで、日本の實情をよく話し、たとへ、幕府相手の條約があつても、國內の諸侯が反對するために、その條約を實行することが出來ぬとすればどうなるか、無効な條約を結ぶことに力を入れるより、有効な條約に力を入れる方がよくはないか。日本眞主の所在を明かにして、その眞

主を條約の相手にするが何よりではないかと說明するに及んで、はじめてなるほどゝ合點するやうな風をして、さて段々に本音を吐きだし、パークスはその底意を殘らず打明けて幕府の失體を列べ立て、全く打解けて話をすゝめるやうになつた。

パ『いづれ此の事は諸外國の使臣へもよく話したい。多くはその實情を知らずに居る。しかし、そんな話をどこから聞いたかと問はれたとき、薩摩から聞いたといふてはよくあるまいと思ふ。こちらからもまたさうは言ひたくないが。』

隆『いやその心配は全く御無用、薩摩で斯く申したと明かに言つてもらひたい。薩摩の意見では、昨年の言明は、上天子より下萬民に至るまでを欺いたものであると薩摩で言つてをるがどうか、と幕府を責めてもらひたい。一向に差支ない。』

『それならば結構、本道の議論が出來る。』とて大に喜び、さらに、

『昨年兵庫港へ四國軍艦入港の節、勅使御差向けの御計畫があつたと聞いたが、どういふ御見込であつたか。』といふ。

『その節は薩摩兵を勅使のお供として外艦へ乘込ませ、期日を延期し、その間に諸侯を京都に集會して全く幕府の手から外國交渉のことを引離し朝廷直接の關係に移して了ふつもりであつた。』

『その策がどうして崩れたか。』

『幕府から萃り(ル)に朝廷に迫り、強いて朝廷の御處置になされるならば將軍辭職の外なしと宮中を威赫したので、終に勅使のことも沙汰止みになり、すべての策が相違して、自然建白の書面とも離れた結果になつたのである。』

『それは殘念であつた。勅使を向けられたら嘸うまく談判がついてゐたらうに。ところで朝廷の御處置となると、公卿衆との談判になるか。また、これまで政府閣老邊と取極めてある條約はどうなるであらうか。』

『朝廷の御處置といふことになれば、朝廷から五六藩の諸侯に命ぜられ、一切委任されることになる。兵庫港の運上(關稅)は朝廷に納めることになる。萬國普通の條約を以て相結び信義の交り、その時から始めて實現する。只今のやうに幕府が賄賂を貪るのとは大に違ひ外國においても運上が安くなつて非常に便宜であらう。』

『至極尤もの議論である。承つて見ると、よく分る。餘り此の際、外國から急いで要求すると反つて不服の人も出來てよろしくあるまい。よく機會を見て開港の事の都合よく相運ぶやう御盡力願ひたい。』

それから、今の日本には君主が二つある、外國にはこんな例はあるまいと笑ひ、今日承つた話

をすれば、諸外國にもよくわけが分るであらうと喜んで、最後に、今後は、御國と英國とは親愛聯絡を取つて進みたいと思ふ故、誰か江戸詰の人で、打明けて話しの出來る慥かな人を一人差出しておいてもらひたい、この合符を持つて來てくれる人ならば、御國の人として疑はずに話をすると言つて名刺を渡しなどした。

パークス及びキューパーの一行は六月十七日から廿二日まで一週間鹿兒島灣に滯港して薩摩の國情薩南の風光を愛で、非常な歡待を受けて引揚げたが、彼等は薩摩の實力を十分に認め、日本における最强の雄藩は薩摩であることを知り、且つ幕府は日本の眞の政府でないことをも十分に認めるやうになつたのである。

此の會見において隆盛は、外國人の日本に對する知識の程度、感情の動きを看取し、今後の外交談判に處する態度と自信を十分に體驗した。

九　再征幕軍各地に敗る――薩藩の再征抗議

長州處分に關する幕府の申渡しを、長州は仰に風と受流して一向眞面目に取り合はず、言はば巧みに幕府を釣つて遷延させ、その間に兵力を充實するの策に出たが、幕府もまた征伐を好

むでもなく、好むにしても兵力も乏しいので、名分さへ立つならなるべく戰爭せずに局を結びたい考へでゐたが、長州がすなほに巾渡しを奉じないとなつて見れば、振りあげた太刀である、どこかへ落す外ないといふことになり、慶應二年六月七日長州追討の奏聞書を奉つた。朝廷では、二條關白、中川宮並に議奏傳奏相會して評議の結果、

『毛利大膳父子裁許の儀、大樹より先般天聽を經候上、申達候處、違背に及び候に付問罪の師御差向けの旨奏聞を遂げ聞召され候事。』

との勅諚を賜はり、征長の師、こゝにいよ〳〵起さざるを得なくなつた。

幕軍は藝州口、石州口、小倉口の三道から進む。別に麾下の兵及び伊豫松山の兵は海路より防州を攻むるといふ陣立。六月十一日、幕軍の歩兵奉行河野伊豫、戸田肥後の二人歩兵第四大隊及び銃砲隊を率ゐ、富士山、翔鶴、旭、八重の四艦に乘じて周防の大島に向ひ、松山侯松平勝成の兵また南海丸その他の汽船に乘じて之に續く。その兵二千餘人。先づ久我港に進入、不意に砲撃して大島を拔く。長軍の參謀高杉晋作、山縣小輔等小倉の備へを固めてゐたが、大島敵に奪はると聞いて大に怒り、山田市之丞等と共に軍艦丙寅丸に乘じて大島を砲撃し、十五、十六、十七日の戰鬪においてつひに長州兵幕軍を敗る。

藝州口幕軍の先鋒は藝州兵であつたが、軟弱と見て彥根兵、高田兵を之にかへる。麾下の兵

三隊紀州兵を加へて總軍一萬餘人、陸軍奉行竹中丹後の兵また之に加はる。

長州の太田直之進、石川小五郎、軍を督して之に備ふ。長兵地の利によつて大に敵をなやまし、僅かに一千餘の兵を以て、一萬の大軍、しかも强を誇る彦根勢及び高田勢を見事に打破り、捕獲した兩藩兵を放還するとて、その髻に『その方ども、先祖に似ず、武邊に疎く、敗北候故、鏖殺すべきところ、幕府に對し、寬大の處置を以て生捕のもの傷人には藥用を加へ玖波村まで送り遣はす、器械は慥かに預り置く、此の上武備相勵み請取に來るべきもの也。』との書付を結びつけ且つ旅費まで與へて放ちやる。

小倉の戰況、石川口の戰況みな長州に利あり、藝州口は、紀州兵の戰鬪によつて一時、幕勢を盛り返したかに見えたが到るところの敗報に幕軍の士氣阻喪し、また如何ともする能はざるかに見えた。

隆盛は、長州兵の捷報を傳へ聞いて喜んだ。七月十日の大久保への書中、

『長州におひては、此度の始末餘程出來候事にて、兵端を開く處から破つた處まで、間然する處御座なく、此處第一の譯と相考居候處、十分やり應じ候付、今の處にて如何なる佛人たりとも、應援致すべき道相絶候はん。諸藩においても益出兵は致間敷、是より王室の興時來候はんと雀躍此事に御座候。』と言つてをる。

幕府は長州再征の朝旨を報ずると共に、又してもその勅諚を薩藩に囘付し出兵を要求したが、隆盛は出兵の不可を久光に進言し、且つ出兵拒絶の書を大阪在陣の幕營に差出させた。久光また自ら文言の添作までして長州再征を不可とし、その條理なき理由を明かにし更めて寛大なる詔を下され、長藩を許し、天下の公議正評を盡し、政體を變革し、武備を興張し、國威を宇内に輝かし、中興の大功業を遂げ賜ふやうにとの建白書を朝廷に奉つた。

隆盛が大阪留守居より幕營に提出せしめた出兵拒絶の文案に言ふ。

此の節長州御處置の次第御達相成候處、承服仕らず候に付その罪を伐たせられ候間、早々人數操出候樣仰渡さる趣承知仕候。一昨年尾張大納言樣惣督として差向けられ、伏罪の筋相立ち、解兵まで相成候處、却て御譴責同樣の譯、其他御出張の御役々方は罪を蒙らせられ、其上改て容易ならざる企これあり、御再討仰出され御進發相成候て、只々天下の動亂を引起され候譯事實明白なる儀に御座候處、其邊は全御取捌に相成、鬪爭の術絕果候處より以前の事故に立戻候へば、其罪を天下に謝せられず候ては、名分條理相立申さず、勿論征伐は天下の大典、後世正史に載せ、毫も遺憾これなきものならでは戰士死に安ずるの期覺束なく、且凶器妄に動かすべからざるの大戒、最早人の耳目開候世態、兵機も相振はざる儀當然の事に御座候。況乎世人擧て討つべしと謂はざるにおひては、天下の人心を治るの權道、却て混亂を釀し出

し候場に成行申すべきは眼前の事に御座候付、天理に相戻候合戰は、萬々相叶ひ申さず候付、推たく御斷申上候間、虛心を以御聞分成下され度此段申上候。以上、

慶應二年七月廿日第十四代の將軍德川家茂は、大阪城內に病に斃れた。時に年僅かに廿一歳。幼仲孱弱の身を以て軍職を襲ぎ、國論沸騰、國步艱難、安き心もなく、青春を悲憤の中に暮した、その苦心、その疲勞が身を害するに至つたのである。

順序から言へば、繼嗣は一橋慶喜を以てすべきであつた。しかし簡單にはこれが運ばなかつた。幕府大奥が一橋相續に反對したからである。慶喜もまた、その情を知つて容易に受けなかつたからである。が、結局、二條關白から天下の事情を說いて慶喜の相續をすゝめ幕臣またその外に道なきを覺るに及び、七月廿九日を以て、一橋慶喜德川宗家を繼承する事となつた。

この間に薩藩京都留守居の內田仲之助は防長士民告白書といふに副書して三十餘藩に回達した。それが七月廿二日であつた。薩長の交情は日にますます親密を加へた。

□勝義邦廣島に行き解兵の事を談ず

八月一日慶喜德川家相續のことは勅諚を以て仰せ下されたが、慶喜の希望によつて將軍職

の大命はまだ下されない。徳川氏の獨力を以て長防征討の實功を擧げる外ないと覺悟した慶喜は、四日參朝して國事を議し、十二日を以て自ら出發と決したが、小倉落城の報に接して俄かに西下の決心を飜がへし、勝の意見に從うて解戰談判に着手すべく決心した。勝は、さきに、長防處置を速かに決するの必要を說き、自らその任に當らんことを願つてゐたのである。

八月十八日、軍艦奉行勝安房守義邦、慶喜の召に應じて上陸直ちに輕輿を飛ばして上京御池御殿に到つて慶喜に謁する。

『これより長州に下つて休戰の談判を遂げて來るやう、何分頼む。』と慶喜。

『然らば一切を御任せ下されい。一ケ月以内には必ず處置を付けて歸りまする。それより後れるならば、臣の首が飛んだものと御思召下され。』と述べ、小倉の袴、木綿の羽織、一僕一卒も携へず飄然として藝州に向ふ。

勝は、廣島に到り、まづ藝州藩士植田乙次郎に面會。

『長州人に應接の用件がある。これからすぐ彼地に入らうと思ふ、いかなる危險があらうとも顧みる所ではない。』といふ。

乙次郎、現時の形勢を說いてこれを止め、『弊藩より照會する故、姑くお任せ下され。』とて周旋することになる。長州との聯絡もつき、談判の道も立つた。勝は、廿五日、宮島の旅館に入り

悠々として長使の來るのを待つてゐる。勝は宿の女に襦絆を縫はせ、毎日これを着換へ髮を結ひ直して廣間にいつも端座してゐる。女怪しんで譯を問へば、『いつ此の首が斬られるか知れぬ。死耻は掻きたくない。』と答へる。

九月一日、長州の使節として廣澤兵助、井上聞多、長松文輔以下十八人、堂々として宮島に着し明日、大慈院において會見といふことになる。

二日、勝先づ大慈院に行き大廣間に端座する。やがて廣澤、井上等入り來り椽側に座して等しく禮する。勝『そこでは相談も出來ぬ、どうぞこちらへ。』とくだける。廣澤頭をあげて『御同席は如何にも恐れ入りまする。御用の儀はこれにて承はりまする。』とかしこまる。『かく隔つてゐてはお話しも出來申さぬ。各おいやならば拙者それへ參らう。』と言ひつゝ、突と起つて一同の中へ割込む。廣澤笑ひながら、『然らば御免下され。』と會釋して廣間に入る。勝一切應爪らしき交渉をさけて、率直に自分が征長不可を主張した理由を述べ、

『今日は決して兄弟牆にせめぐ時ではない。速かに內紛を解いて國力を調へ、外國に對して一歩も後れを取らぬやうにせねばならぬ。これまでの交渉は、藝州を通じて兎角隔靴掻痒の憾あり、情意の疏通の缺くをおそれ、義邦わざ／＼西下したのは、全く胸襟を披いて腹心を談ぜんが爲である。』と淡白に打出す。廣澤もまた、

『早く今日の御趣意に出て頂けば、決してかゝる騒亂は起らなかつたに。』とて幕府の非をあげる。勝少しも爭はず、

『既往は既往、今日は今日である。我國を印度のやうにするのは遺憾である。我歸れば國境の幕兵は一人も殘らず引揚げしむる。貴藩においてもその場合、請願陳情と唱へて多勢押上る如きことを避けてほしい。』といふ。

廣澤等これを諾して解戰の約忽ち談笑の間に成り、文書の交換等もなく、まことに首尾よく局を結んで勝は直ちに京都にかへつた。

ところが、京都では、八月廿八日、將軍薨去の故を以て休戰の詔勅あり、それによれば暫時、兵事見合せとある。これではまた改めて討入りあるやも知れぬ。事の明白ならぬ中は、勝の言によつて解戰と決するわけにも行くまいといふので、現狀のまゝに兵をとゞめ、御沙汰書はそのまゝ、藝州に預けおくことゝなつたので、勝の苦心談判したところもみな水泡に歸してしまつた。勝は苦心功なきの故を以て、直ちに自ら書を呈して職を辭した。

十　兵庫小豆屋にてサトーに會ふ

隆盛は、八月十五日所勞を慰するために日當山の溫泉に赴いたが、そのまゝ九月一ぱい日當山溫泉に滯在して天下の形勢を觀望してゐた。九月大目付家老につぐ重い役)に任ぜられたが、その任でないとてこれを辭し、九月廿五日には、陸軍方の諸書付類を一切軍賦役頭取黑田嘉右衞門を通じて家老島津伊勢へ差出した。その書中に、『小生不快これあり暫くは平癒の體に御座なく。』とある。事實病氣であつたらしい。何の病氣であつたか、それは明かではないが、兎に角、可なり永らく日當山に行つてゐた。

しかし、天下の形勢刻々に變化し、將軍襄職の問題が、京都において問題となつてをるとの報に接し、十月始め鹿兒島にかへり、十月十五日、小松帶刀と共に汽船三邦丸にて鹿兒島を出發し廿二日着京、小松、大久保と共に長州との聯絡、慶喜の將軍就職に對する牽制運動をつゞけてゐた。

十二月九日である。兵庫の小豆屋といふ旅館で英國通譯官サトーに面會、開港問題その他について論判した。

隆盛は大阪藩邸に用事があつて數日前下阪したところ、七日の朝、藩の外國係五代才助が來て、今、英艦が橫濱への歸りがけ兵庫に碇泊中であるが、小松帶刀も西鄉隆盛も大阪にをると聞き、ぜひ二人の中の一人に會ひたいとサトーが言つてをる、どうなさるかといふ。それなら、丁

度大阪に居るから、九日の日、兵庫に出向いて會はうからと返事をさせておき、九日の早朝、船で兵庫に行つたところ、サトーはもう上陸して待つてゐたので、早速、小豆屋といふ旅館に呼び入れて面會、いろ〳〵と對談することになつたのである。

サトーとは、かねて懇意な間柄である。極めて隔てなく打解けて話が出來る。かゝる實權なき政府と條約するのは無益であるが、さりとて實權は何處にあるかと、嘆息の表情にて隆盛の意中を探らうとする。サトーは、隆盛が幕府に代つて天下の實權を握るものは我藩であるといふであらう。さうしたら、それより歩を進めて英國に援助を賴むと云はせる樣に話しかけようと待ち設けてゐたらしい。しかし隆盛は、却つてサトーの心底を看破しやうと思つて、如何にもすまぬ樣子でこれまで手を盡してみたが、却つて政府から惡く思はれるだけのことで思ふ通りに行かず、今日では手の出し樣もないから兩三年は傍觀するつもりである。と輕く受け流す。するとサトーは大に驚いて、それでは、折角の薩摩の勤王が立たなくなるであらう。近頃幕府はます〳〵佛蘭西に接近してをるから佛蘭西の力を借りて勤王諸藩を抑へるだらうといふ。

當時の幕情並びに幕佛の關係はといふに、將軍宣下の式も數日前(十二月五日)に行はれた。

慶喜公は長い間京都に居て中央の事情に通じ、政治上の修練も積んでゐる。それに今までのやうに幕閣の制肘を受くるやうなことはない。旗下の將士を自由に動かしうると云ふ地位におかれたのである。初政の宣言も立派であつた。朝廷の御受も宜しく、幕府の威勢が一時に立直るかと見える。其の背後にあつて其の政策を援けてゐるのは佛國公使レオン・ロッシュである。彼は以前から幕府に好意を表し、強藩を削小して幕府の基礎を固くするやうに勸めてゐる。此年六月長州征伐中に英國公使パークスが横濱を去つたので、彼は軍艦を以てパークスの後をつけ、長崎に行つてパークスが薩摩に行つたことを確めて引返し、兵庫港で板倉閣老と會見して、一日も早く征長の局を片付けないと、外よりは英國の煽動があり內には薩藩の異圖があり、如何なる大事を起さぬとも限らない。大砲軍艦は望みのまゝに供給しようと言つたりした。彼はまた、かつて熱海に外國奉行平山圖書頭、川勝近江守を招いて、幕政について、傾聽すべき忠言を與へ、內閣組織の變更、海陸軍の振興、新稅の賦課等に至るまで具さに其方法を示した。幕吏の中には佛國の援助を得て薩長を討たうと希望したものが少くなかつたが、それには慶喜が同意しなかつたけれど、今や新將軍慶喜の政策の上には明かにロッシュの意見があらはれて來た。このたびサトーが兵庫に寄港して小松、西鄉兩人の中に會はんと云つて來たのはそのためであつたのである。

十一　孝明天皇崩御——明治天皇御踐祚

越えてその月の十二日、主上——孝明天皇——御發熱あらせられ、十六日に至つて、御痘瘡なりとの診斷定まつた。朝廷にては、これを幕府に沙汰し、廷臣にも告知して、毎日天機を伺はしめられた。二條關白以下諸公卿みな參內、將軍慶喜、會津容保みな參內して、天機を伺ひ奉る。朝廷にては七社七寺に命じて日夜御平癒を祈らせらる。國民上下またみな痛心ひとへに御平癒を祈り奉る。けれども、御病勢日に重らさせ給ひ、御苦惱十日、慶應二年十二月二十五日に至つて遂に崩御あらせられた。寶算三十六。天日光薄く、山川愁に沈み、上下の悲しみは言ふばかりない。

諒闇の中に年は暮れて、慶應三年の正月九日、皇太子睦仁親王、寶算十七にて御踐祚あらせられ、親しく萬機を覽せらるゝこととなつた。

これが、明治天皇である。

第十二章　王政復古運動第三期

一　復古運動の大遊說

時勢は刻々、變化に變化を重ねて行く。

隆盛は、慶喜就職を機會に、越、土、宇和島、藝等の諸大藩と打語らひ、宿昔の希望たる雄藩會盟の力を以て一大革新を斷行する賦（つもり）で、京都のことは一切、大久保に任せおき、小松、吉井と共に、二月朔日を以て鹿兒島に歸り、二三日樣子を見た上で藩重役の會議を開いたところ、老人たちまで非常な意氣込で大贊成、その議によつて久光の上京を促したところ、久光も、今は姑息なる手段を以ては、如何ともなし難きを看取し、隆盛の畫策に快諾を與へた。そこで、隆盛は二月十三日、吉井を伴つて鹿兒島を發し、十五日、土佐の須崎に上陸して高知に至り、まづ、かねて懇意なる福

岡孝悌を訪ね、藩情をさぐつた土佐州侯山内容堂に謁した。

容堂は喜んで隆盛を迎へ、非常な上機嫌で隆盛の雄藩會盟に贊成し、『我が山内家は元來德川家に對しては恩義がある。けれども皇國のために公論正義に從ふは天下の至道である。何の躊躇するところがあらう。全力をあげて皇室のために御奉公する積である。』との挨拶である。直ちに、藩内に上京の命を達して用意に着手する程の乘氣である。

隆盛大に安心して土佐を辭し、その足で伊豫に罷越し、宇和島侯伊達宗城を訪ねて久光の旨を告げ、雄藩會盟の贊同を求めた。宗城は諸侯中の一人傑である。けれども、勤王運動に對する態度はまだ明白ではない。隆盛の說明をきいて、

『趣旨はよい。しかし目的はどの點にあるか、それがきゝたい。』といふ。

隆盛、目的はときかれてやゝ不滿の態度で、默つて座を立たうとする。傍に居た家老松根圖書、これをなだめて引きとめる。隆盛いふ。

『目的は既に御分りの筈。今更それを問返さるゝは心得ぬ。先帝崩御あらせられ、國家の方針なほ一定せず、外交の處置決着せずして皇國の危難目前に迫る。國是を定め、名分を明かにし、大義を正してこの大國難を救はうとする、これが今日雄藩會盟の目的である。』

宗城背づき、『我藩小にして資力に乏しい。けれども、大義の爲には内を顧みる暇はない。

では上京、驥尾に附して盡力することにしよう。』といひ、酒宴など賜つた。

二月晦日、大久保への書中に、

『議論持出し候處、案外老先生方の御議論盛なることにて速に御上京の儀相決し大慶のことに御座候。この度の會議相決せず候か又は御決定あらせられず候へば、退身の含み御座候故、強く申建てもいたさず候へども案外のことにて飛揚此の事に御座候。それ故翌日桂家(桂久武)諏訪家(島津伊勢)御兩人と私も御前へ罷出で、具さに言上仕候處、直樣御承諾遊ばされ候に付、十三日夜半より出航いたし、容堂侯へ御使者相勤め候て罷越、巨細申上候處、氣味よき御返答にて、生きて再び罷歸らずとまで仰せられ候由、至極の御決心でき有難き次第に御座候。………宇和島は餘程因循の御説にて上京相成るとは御返答あらせられ候へども覺束なく思はれ申候。』とある。

中岡愼太郎の日記に、宇和島侯と隆盛との此の時の會見のことを記してかう言つてをる。

『……それより酒宴となり、女を出し酌をなす。宇和島老公曰く、吉之助京都に愛女があるかと。西郷曰く、御座候。公曰く、名は何といふや。西郷曰く、此は申上げたとて何にもならざること故、今少し何かお爲に相成ることを御尋ね下されたしといふ。公曰く、その方左樣のことをいふ奴故仕方のなき男だと雜言す云々。然るに、先に國の疲弊を推して勉強して

上京すと答になりし由、頗曖昧なりし由。』

隆盛は、二月廿七日鹿兒島にかへり、久光に二侯會見の顚末を報告し、上京の準備にとりかゝつた。折から中岡愼太郎が薩摩に來たので、村田新八、寺田弘の二人と共に、肥前の大村及び平戶の二藩を遊說せしむべく三月十日出發せしめたが、中岡等は、隆盛の旨を受けて九州から長州に入り、その頃長州に居た坂本龍馬に會ひ伊藤俊輔等長州有志の人々にも雄藩聯合の計畫を話し、そのまゝ東上の途についた。

二　四藩會議――長防處置と開港問題

隆盛は、三月廿五日、久光に扈從して鹿兒島を出發した。率ゐるところ、陸軍隊七隊及び海軍隊七百餘人、威風堂々たるものであつた。

大阪に着いたのが四月二日。十二日京都に入つた。

京都の模樣はといふに、昨年九月、慶喜が德川家を繼ぎ、十二月將軍職を襲うて以來、關白を始め、要路の公卿悉く慶喜に同情を表するやうになり、公武の間ために頗る圓滿なるごとく見えた。尤も幕府に反抗の色を現はした宮、公卿も少なくなかつたが、それ等は朝命によつて悉く

蟄居閉門仰付けられてしまつた。慶應三年正月九日、明治天皇の踐祚し給ふに及び、二條關白が攝政になられ、一時は公武合體の勢ひは非常に强くなりさうに見えたが、先帝崩御の大赦が踐祚後間もなく發表せられ、多數の宮公卿宥免の御沙汰あり、太宰府の三條實美以下五卿も歸京の手續きをするやう警衞の五藩に令達せられ、同時に長州解兵のことも朝廷から命ぜられることゝなつた。

三月に入り、兵庫の先期開港問題がまた擡頭して來た。三月五日、慶喜、兵庫開港の勅許を請うたが、朝議は何れとも決定せぬ。各國公使は、新將軍の就職を賀すべく大阪に來航する。廿四日、朝廷在京廿四藩に對して兵庫開港の可否を問はれる。廿五日、慶喜は、各國公使を大阪城に延見する。

大赦以來、先朝勅勘の公卿等みな朝に立つてをる。慶喜しきりに開港の止むべからざるを上奏する。折から、外人の伏見筋通行のことにつき一波瀾が起つた。英國公使パークス外六七人、敦賀へ行くために伏見を通行したいと言ひ、所司代松平定敬がこれを許したといふので、在京諸藩の有志が、これを大げさに吹聽し、「外人頻りに京中を徘徊する。これ攝政及び傳奏議奏の罪である。速かに禁令を下されぬならば、火をその邸に放つて燒き拂ふ。」など言ひ出した。

それからそれへと問題が大きくなつて議奏久世、傳奏野宮の二卿をやめ、薩摩、因幡、備前の三藩に命じて京都の警備を嚴重にすべき沙汰が下つた。それが四月十七日であつた。かゝる沙汰を下されるやうになつたのは、岩倉、大久保の密策が功を奏したのである。然るに翌十八日、慶喜、二條攝政の邸に至り、幕府を差おいて輦下の警衞を三藩に命ぜられたるは何故ぞ　詰りつひに、朝議を一變せしめ、訛傳の責任者に差控へを命じ、三藩警備の命令を解くこととなつた。

隆盛は、四月十二日既に入京してゐたから、これ等の變化を眼前に見、またそれに對する謀策の相談に與つた。四月晦日、朝廷兵庫開港の可否について大議を開かれたが、有力なる諸侯は病と稱して概ね參朝しなかつた。朝議は何等得るところもなかつた。

この頃すでに、越前侯春嶽（四月十六日入京）、土州侯容堂（五月一日入京）、宇和島侯宗城（四月十五日入京）みな上京出揃つてゐたのである。そして銘々樣子を窺つてゐたのである。幕府はまた、これ等の諸侯を味方に引き入れようとして暗中飛躍にこれ日も足らざる有樣であつたのである。五月四日、久光、容堂、春嶽、宗城の四侯越前邸に會合した。隆盛の筋書による四藩會議の序幕である。

久光まづ口を開く。

『兵庫の開港と長州の處分とは實に目下の大問題である。けれども、攝政には辭職の意あり、國事係は罷められ、議奏にもまた缺員がある。たとへ朝廷に建議しても之を處理するものがない。攝政に謁して當路の輔任を請ふやうにしたい。』といふ。

容堂春嶽、即座にこれに贊成する。

六日、久光、容堂、宗城、春嶽の四侯相携へて二條攝政に謁し速かに國事係及び議奏の補任を請ふ。

七日、久光、容堂、春嶽、宗城の四侯薩州邸に會合して協議し、その結果、八日四藩の重臣、二條攝政に面謁し、要路の補任を迫つたが、一方幕府意中の人の推薦あり、四侯よりは四侯意中の人の推薦あり、二條攝政も計ひかねて容易に決定せぬ。

十日、久光、春嶽、宗城の三人、再び攝政に謁して速かに補任せられんことを促がした。二條攝政、推薦すべき人物につき、大に惑ひ、考究中なる旨を答ふ。久光乘出して、

『中山大納言、中御門左大辨、大原前左衛門督、正親町三條大納言、德大寺中納言の如き、みな忠良の臣にておはす、宜しく右等の中より御選任あるべし。』といふ。

二條攝政、これに答へて、

『なるべく建言に副ふやう考へて見る。』といふ。

歸路薩摩邸に會合して今後の方針を協議したが、春嶽は將軍慶喜を全然無視して行動するのは穩當でない。ことに長州處分の問題もある。一應は將軍慶喜に會つて意見を叩くやうにしたいといふ。

それではといふので十四日、打揃つて二條城に登營した。

慶喜、舊格を撤して四侯を禮遇し、親しく外交に關する前年來の經過を述べ、

『兵庫開港の期限いよ／＼切迫、外人のこれを促がすこと頗る急である。許可する外ない。各々の贊成を得て、速かに勅許あるやう盡力したいと思ふ。』といふ。

久光、

『今日の急務は、兵庫の開港よりも長防の處分である。先づ長防を寬典に處し然る後兵庫開港の議に及ばるゝが至當であると思ふ。先帝崩御あらせられて、宮家、堂上の大赦行はれながら、長防にのみ大赦なきはいかゞ。速かに毛利父子の官位を復舊して幕府反正の實を天下に示し給ふが何よりと思ふ。』といふ。

『一應は尤もなれど、何分、期限のあること故、外交問題をまづ片付けなくては困る。』と慶喜答へる。

議了らず、晩餐を賜ひ、ともに庭上に立ちて撮影などし、懇談して分れる。

十九日、さらに、此の問題を決すべく久光、宗城、春嶽の三人登營――容堂は口中に腫物が出來たとて參會せぬ――將軍慶喜に面謁して長州寬宥のことを求める。慶喜『長州先づ歎願書を出すやうにありたい、さうすれば、直ちに寬典の計らひをする。』といふ。久光『歎願書云々といふ間に機會を失するは面白からず、直ぐ宥免の奏請をせられたい。』といふ。春嶽、折衷說を出し、『然らば、兵庫開港と長州處分と、この兩問題を同時に奏請せられたい。』といふ。

慶喜、春嶽の意見を納れ、右奏請の時には、三人とも參內してほしいと言ふ。久光は默して可否を言はなかつたが、異議なきものと信じ、その議を決した。春嶽は、その歸途、この提議を語つて容堂の意見を求めたが、容堂、それには同意を表したけれども、病痾のために、參內を辭し、廿一日、上書して歸國の許可を願ひ出でた。

一方、朝廷においては、十四日、長谷信篤を議奏に、越えて十六日、正親町三條實愛を傳奏に任じられた。

慶喜は、廿三日を以て參內したが、その前日に至り、久光、大久保を越前邸に遣はし、將軍と意見を異にするを以て參內せぬ旨を通じ、宗城もまたこれをきいて參朝を辭した。

廿三日、春嶽、四人の步調を一にするには長州處分を先にする必要あるを思ひ、一日連署の書面を携へて二條城に登り、閣老板倉勝靜(かつきよ)に會ひ、四藩一致の行動をとるために、長州處分を先に

せられるがよくはないかと注意したが、勝靜はそれを肯かなかつた。春嶽また參朝を辭して去る。

四藩共同の建言は次の通りであつた。

天下の大政は、公明正大の至理を盡し、時世的當內外寬急の辨を明に御施行これなく候ては相叶ひがたき儀勿論に御座候。全體救ふべからざるの今日に到る根由を推究仕候得ば、乍憚幕府年來の御失體より醸出候內、殊に防長再討の御一擧より物議沸騰、天下離叛の次第に相及候次第に御座候。之によつて明白至當の筋を以て防長御所置急務なるべきの段談合の上、屢建言仕候儀にて、篤と熟考仕候處、おのづから兵庫開港防長事件は、大に寬急先後の順序これあり、右區別を以て曲直當否の分立てられ、御反正の御實跡顯と不顯とに相拘候事に付、虛心を以て御反察あられ候樣奉願候。二件朝廷え奏せしめらるべき旨拜承仕候得共、皇國御安危にも關係仕候に付、是非至公至大の道を以て私權被爲拔、治久の大策被爲立候樣有御座度重大の事柄もだし難く猶再考の趣言上仕候。恐惶敬白。

慶應三年五月二十三日

松平大藏大輔
島津大隅守
伊達伊豫守

慶喜は豫定通り參內した。松平定敬、板倉勝靜、稻葉正邦、永井尙志これに從ふ。二條攝政、中川宮、山階宮以下諸公卿みな參內、長州處分、兵庫開港の二事を議せんがためである。

けれども、久光も參內せず、宗城、春嶽、容堂も參內せぬ。そこで、松平定敬自ら春嶽を越前邸に訪ひ、これを無理に參內せしめ、目付原市之進また宗城を促がして漸く參內せしめた。もう夜は更けて十時を過ぎた、慶喜は春嶽、宗城の二人を以て特に久光を說かしめたが、久光は終に參內しなかつた。

仕方なく、慶喜は兵庫開港、長防處分の二問題を議に上した。さて議論沸騰して夜明に至つてもなほ決しない。廿四日には、有栖川熾仁親王、同熾仁親王の御父子も參內せられて、長防の處分は寬典に從ひ、兵庫の開港は四藩に諜つてこれを處置すべしと論じられたが、慶喜大にこれに反對し、結局、

一、長防の儀、昨年上京の諸藩等各々寬大の御處置御沙汰あるべく言上、大樹においても寬大の處置言上これあり、朝廷同樣御思召され候間、早々寬大の處置計らるべきこと。

一、兵庫開港のこと元來容易ならず、ことに、先帝止めおかせられ候へども、大樹餘儀なく時勢言上、諸藩建白の趣もこれあり、當節上京の四藩同樣申立候間、誠に止むを得させせられず、御

差許しに相成候。就ては諸事屹度取締相立つべきこと。

といふに決した。

廿五日、正親町三條實愛は、兵庫開港を不可とし、上奏して議奏の職を辭した。久光、朝議を傳へ聞いて、その不徹底に驚いた。寛典とのみあつて、毛利父子官位復職のことなく、四藩提議の精神は全然無視せられてあつた。

かくて、久光は、廿五日、春嶽宗城を促して土州邸に會した。四藩の重臣またその席に列してゐた。協議の結果、

一、毛利父子復官の恩典を請ふこと。

一、兵庫開港の御沙汰書中「當節上京の四藩同樣申立候間」とあれども四藩の意見一致したのでないことを辯ずること。

を決し、四藩連署の書を二條攝政に呈した。

翌廿七日、容堂許可を得て歸國の途についた。重大なる時期を目前に控へての歸國である。專ら虚病ではないかと疑つた。

容堂の歸國によつて隆盛の畫策努力した四藩聯合の一角先づ崩れた。

隆盛は、四月十二日上京以來、小松、大久保と協議して専ら、四藩會議の指導的精神を建設するためにあらゆる方法をとつた。本來、四藩會議の要素を成して居る四侯の意見は事實まちまちであつたのである。雄藩聯合、國是決定といふ大局においては四侯の意見は一致する。しかし、その國是の內容に至つてはやゝ趣を異にする。久光を除いた外は、朝廷尊奉、國是決定には熱心ではあるが、さて、隆盛等の考ふる如く、雄藩聯合の力によつて幕府の有する政治力權力を奪ひ、雄藩會議に於て國是遂行するといふところまでは進んでゐない。勢ひ薩摩が指導的地位に立つて引摺れて行かなくてはならぬ。久光その人にしたところ、隆盛の考へてをる程の進歩的な考は有つてゐない。而も、會議に列するのは久光である。朝廷に參內するのも久光である。二條の城に登營するのも久光である。

從つて隆盛は、久光の心を王政復古の一點に把持せしめ、如何なる議論に遭遇しても、斷乎として自說を主張せしむるために、絕えず、久光に建言した。五月の初めから中旬までに實に四回までも建言した。（第二卷八二〇——八四九參照）

それによると、

第一次の建言には議奏、傳奏の人選と太宰府謫居中の三條實美を明治天皇補佐とすることの二項についての意見である。この建言書には議奏、傳奏の候補者の名を記した大久保手記の符箋がついてをる。

第二次の建言には議奏、傳奏及び御補佐の人選の如何は、最も大事である。この人選の如何によつて幕府の中興となるか、王政の復興となるかの眞實岐れ目となる。ぜひ、どこまでも強硬に自說を御主張させられるやうにといひ、さらに長州處分、五卿の歸京、兵庫開港の三問題に對して薩藩として採るべき態度を明かにしてをる。

第三次の建言には、二條城に登營しての立論に關する注意を記してをる。島津家に現存する書に、久光の自筆で、『丁卯五月西鄉、大久保大趣意書』と記されてある。

『御登營被遊候時機相成候はゞ、一大事の場合と奉存候付、公道を以御說破在らせられ、感服致され候樣御議論在らせられ度儀と奉存候間、外御方々樣と得と御打合相成御論一徹に相立候樣御座ありたく、大樹公には譎詐權謀の御方故、御正論を御凌被成候儀明手に御座候間、御論を引迯し、裏に相廻られ候か、又は御改心の姿を以て欺かれ候かと奉存候。彌改心悔悟の場に立至(たちいたり)天下の公論を用ゐられ候處、萬々覺束なき事と奉存候間、長州御所置の儀且兵庫

開港の策、必ず御尋相成候はん、其節は決て御取合あらせられず、第一朝廷御遵奉の筋相立申さず候ては、悉く齟齬仕候付、如何樣の良策あり共行れ申さず候付、屹と遵奉の道盡させられたく御中立相成候はゞ、其儀は固よりの素志に候間、論もなき事と御返答相成候はん、然共頓と御實跡相見得申さず勿論近日二條殿下え御迫相成候事件全く公平の御論共相伺はれ申さず、其上新帝御幼年の御儀に御座候へば、尚更懇々と御建言相なるべき處、却て威勢を以御押へ被成候次第、全御輕蔑の姿に相當り、御忠實相顯はれ申さず、尤も志と業とは今日の處は勿論千載に渉り決て欺かれざるものに御座候故、口舌を以は如何樣共御辯解出來させられ申すべく候得共、中に人心の落着は相なりがたき儀は、能々御明の上とは奉存候得共、全左樣の御振合相見得ず候故、事々物々御難題の所置と相成候次第に御座候。長州の御所置といへ共、兵を勞せらるゝに及ばず、眞實遵奉の筋相立せられ候へば、必ず悦服仕るべき儀に御座候。夫のみならば、外夷の儀もかく迄朝廷の御憂慮在らせられ候儀を親敷御汲受在らせられ候はゞ、轉倒の御所置も御座あるまじく、始終朝廷は度外に置ての御扱に相成候故開鎖の煩ひに立至候事に御座候間、いづれ私權を離れ、公平の議を以て遵奉の筋相立候得ば、時勢の變遷相分り、開鎖の得失貫徹仕るべき儀は勿論の事に御座候段、一遵奉を以て申事は相貫候御議論御立込相成儀と奉存候。其上は御正論に困窮致され候か、又た論を詰付て御底意の

處相探られたき賦(つもり)を以て今日實行を舉候處如何致すべきやと御尋掛相成候はん、其節は少しも御構在らせられず候て、天下の公論を以申上候儀にて、至幕府の御威光を殺(そぎ)抔と申譯には更に無之、時勢的當の論却て幕府の御爲と奉存候間、虚心にして御聞取在らせられ度、殘御中斷の上、いづれ天下の政柄は、天朝え奉歸、幕府は一大諸侯に下り、諸侯と共に朝廷を輔佐し、天下の公議を以て所置を立て外國の定約においても、朝廷の御所置に相成候て萬國普通の定約を以て御扱相成候はゞ、忽御實行相舉萬民初て愁眉を開き、皇國の爲に力を盡ん事を冀ひ、人氣振起り、挽回の期に至り、一新可致事と、大道を以御論俤在らせられ度儀と奉存候。」

第四次の建言には、長州處分問題と兵庫開港問題との先後順序を明かにし長州處分を先にすることの必要を說いたものである。

これ等隆盛の建言と、久光の言動を併せ考へるならば、久光の意見はやがて隆盛の意見であり、隆盛の意見はやがて大久保の意見であつたことがわかる。

たゞ隆盛の意見である大宰府謫居中の三條實美を御補佐とすることだけは、久光これを打つけには主張し得なかつた。

四　四藩會議の夭死と薩長關係

四藩會議は崩れた。生きて歸らずとまで言つて勢ひよく上京した土佐の容堂は、幕府側の離間運動暗中飛躍が成功したのか、上京後一ヶ月足らずで急に病と稱して歸國してしまつた。宗城春嶽はなほ暫らく京都に止まつて久光との共同作戰に從つては居たが、隆盛が、『大樹公は、譎詐權謀の御方、正論を御凌ぎなさることにおいて名人である。御論を巧みに引逃し、裏に廻つて反對に出られるか、又は、御改心の姿を以て欺かれるか、どちらかにきまつてゐる。改心悔悟の風をされても決して天下の公論を用ひられるやうなことはまづないと見なくてはならぬ。』と言つた通り、慶喜は、五月廿三日の朝議を無視して、藝藩に對し、長州から歎願書を出させるやう盡力せよと命じ、一方、朝廷に對して、四藩召集の要件は既に落着して彼等在京の要なし、速に歸國あるやう命ぜられたしとさへ建言するに至つた。

藝藩では、不條理なる幕命に應じ難しとて拒絕し、四藩主歸國の勅命も下るまでには至らなかつたが、とにかく一時、幕府の勢威が俄かに回復したかに見えた。しかしこれは、幕府の運命にとつては、將に滅せんとする燈火の斷末魔的殘光たるにすぎなかつたのである。

隆盛は、四藩會議のために盡せるだけは盡した。從つて不結果に終つても決して失望はしなかつた。已むを得ざる必至の過程であると觀じて、次の運動へとすぐに歩をすゝめた。

當時、京都の薩邸には、昨年以來、長州の品川彌二郎が潛伏してゐた。京都の動靜を注目し、長防有志と薩摩有志との聯絡の楔子となつてゐた。そこへ、五月十日を以て長州の山縣狂介(後の有朋)が薩藩士と共に京都に入り、これも薩邸に潛伏して日々薩藩の有志と交はり、時事を談論して來るべき活動を胸に畫いて腕を鳴らしてゐた。

隆盛は四藩會議の枯死せんとするを見、薩長同盟を一層公然のものとし、勤王討幕の一路に驀進することの必要を感じ、小松、大久保とも計つて、品川、山縣の二子を久光に謁見させることとした。

六月十六日、久光は、品川彌二郎、山縣狂介を召し、天下の形勢から四藩會議の經過を說き、此の上は、斷然、薩長二藩の兵力を以て王政復古を計る外なきを言ひ、なほ此のことにつき西郷隆盛を山口に差遣して詳しく協議させたいと思ふゆゑ、兩人は、すぐ歸國して此の旨藩侯父子に傳へてくれるやうにといふ。品川、山縣は、非常に喜んで久光の御前を引退き、さらに、小松帶刀邸において、小松、西郷、大久保、伊地知(正治)等と膝を交へて意見を交換し、その場において久光及び薩藩重臣等の討幕計畫の根本方針を覺書として筆記し、之を携へて翌十七日直ちに歸國の途

につき、廿一日薩の汽船豊瑞丸に便乘して廿二日三田尻に着き、勇躍して山口に入り、直ちに藩公父子に旨を傳へた。

品川山縣覺書

防長御處置併に兵庫開港一件、順序相立て、御處置有之度四藩より建言の次第も有之候處、五月二十四日に至り、遂に一橋が暴斷を以て兩條倶に勅許相成候に付ては、天下の形勢も豫め相分り候付、一先づ歸國し、事情篤と報知仕度候間、萬事尊藩御見込の處無腹臓拜承仕度段述候處、御相談致度義も有之との事にて隅州侯へ拜謁の旨申來候。此段強て相斷り候處、西鄕吉之助を以て是非とも相對の儀申述候に付、不得已拜謁仕候處、隅州侯より今般土、越、宇申談一同上京、皇國の御爲微力を盡し候得共、建言の旨趣、御採用も無之、幕府反正の目途とても無之事に付、今一際盡力の覺悟罷在候。右に付近日吉之助へ申含め、御地差越候間、其の節は何も御指揮且御許容被成下候樣申上吳候樣との事にて退出す。其後西鄕同伴にて小松帶刀の僑居へ集會し西鄕、大久保、伊地知列座にて、小松曰く、今日主人よりも御話仕候通、幕府の譎詐奸謀尋常の盡力にては迚も挽回の期有之間敷、就ては長薩連合同心戮力致し、大義を天下に鳴し度、弊藩一定の見込御熟談可仕候間、無腹臓御氣付の事件、御指揮被成下度、就ては不日吉之助差出し御國一定不抜の御廟議も相窺ひ度段申事に付、歸國の上巨細陳述可仕候。去

ながら武略謀計等は豫め不期候得共、一定御見込の御廟算は如何相立居候哉と尋問候處先、朝廷御守衛を專一に致し、天朝を奏請し、幕府年來の罪逆を正し、孰れ朝廷の御基本相立度、就ては御廟議御決の上西郷氏御來國の節は、重役共よりも御來談可申上とて孰れも退散す。

六月十六日　山縣狂介

品川彌次郎

五　四藩會議中における西郷と乾の密盟

五月廿一日、小松帶刀の邸で土佐の熱血兒乾退助(後の板垣)と始めて會つた。板垣は、その頃、馬術修業のために江戸に居たが、土佐の藩論、やゝもすれば佐幕に傾かんとするのを慨し、容堂の在京の趣を聞き、死を決して諫爭すべく出京したのである。

中岡の紹介で隆盛と初對面の挨拶がある。——乾は、江戸で吉井幸輔と會つた時、隆盛等の勤王討幕論を傳へ聞いて大に共鳴し、土佐はたとへ、幕府と特別の關係があるにせよ、それが天下の正義公論たる以上薩摩と手をとつて改革のことに當らなくてはならぬと考へてゐたのである。乾はたしかに、土佐における勤王討幕の急先鋒だつたのである。

同座するものは、隆盛、小松、吉井及び乾、中岡、谷守部(後の干城)毛利恭介などである。

乾はいふ。『我が藩論常に佐幕に傾く。まことに恥しい。しかし、余等同志の徒も亦決して寡なくはない。今や斷然藩を脱して兵をあげ、討幕の師に加はりたいと思ふ。ついては此に貴藩の先輩諸公に盟ひ、これより歸國して國論を動かし、不可能ならば、同志を糾合して京都に馳せ登る考である。』中岡、谷、毛利等は京都に止まつて策應する考である。』

隆盛言ふ。『誠に立派なるお考へ、感服の外ない。御意見を聞いて大に意を强うする。ぜひ、力を合せて貰ひたい。』

乾言ふ。『こゝに一つお願ひがある。江戸に、中村勇吉外數名の浪士――これは筑波の殘黨であるが――を匿まつてをる。眞逆かの時には役に立つ人物と思ふ。そのまゝにして上京したのが氣にかゝる。何とか工夫はあるまいか。』

隆盛言ふ。『御心配には及ばぬ。直ちに、人をやつて田町の邸に潜匿さするやうにしよう。』

討幕に關する乾と隆盛との一種の密約はかくして成立したのである。土州における當時の藩情は、佐々木高行著の『勤王秘史』に明白である――。

『六月二日、老公は突然御歸國になつた。實に意外で、これは、御病氣の爲ではあるけれども、何分御意の如くならず、兵庫開港などにも、行違ひがあり薩藩が朝廷の間に種々細工したといふ

疑念もあつたらうと想像される。もと〳〵老公は平和主義で干戈を動かさずして王政を復古せんとするのであるから薩の兵力主義から割出された行動に對しては絶えず疑念があつて大久保の近狀に就て坂井といふ男に探偵させた位。何でも二條城中で、久光侯と共に閣老に面會しようといふ。久光侯は閣老に會ふのは御免だと反對する。老公は、久光侯の襟髮を捕へてイザ參れと引摺らうとする。久光侯も怒つて公の手を打つ。公は力任せに突倒し、大笑ひしながら悠々として閣老の處に行つたといふことだ。勤王といふ大根本は符合するが、そのやり方が違ふ。事に當つて衝突を免れず、遂に御歸國になつたのだ。御供の要路にその人がない。大義のある處を解せず、たゞ〳〵山内家の利害の點ばかり考へ、幕府の權力をいつまでも恐れてゐる。上京するとすぐ、他藩士とお供のものとの出會は禁ずる。二三の同志がゐても概ね要路ではない。ところへ、丁度、乾が江戸から歸つて隆盛と出會した。乾ははじめ吉田派と大同してゐたので、激烈な勤王派といふ疑も少なく、その頃無役であつたから自由に薩人とも往來が出來た。山川良水や中岡愼太郎等は、乾を勤王派の首領にするがよからうといふので、事に托して周旋した。隆盛と乾との間に討幕の密約が出來たのも實にこの時であつた。

老公の歸國については、京都では評判が惡い。薩人などは途上で、『ゆんべ見た見た四條の

橋で、丸に柏葉の尾が見えた。』と謡うて大にこれを嘲つたさうだ。自分は、六月十二日、由比猪內等と共に、薩摩その他との間の折合をよくするために上京するやう命ぜられたが、藩論がきまつてなくては何ともしやうがないといふので、十三日、執政深尾丹波の宅で大會議を開いた。執政等はみな軟論、自分のみ正論のあるところに從ふべしといふのである。……乾は後れて列席したが自分の說に賛成していふ。『予は昨今歸國したばかりで、藩の模樣も能く分らぬ。種種議論もあるやうだが、今日のところ薩論は正義である。正論である以上これと離れるのはよろしくない。』とヤツ氣となつて主張する。乾は平士中の門閥家でもあり、また子分もある。その時は、歸國早々大目付になつてゐたのである。自分は、有力なる應援を得て益々元氣が付いた。乾は隆盛との密約のことなど、その時にはオクビにも出さず、ずつと後になつて打明けたのである。深尾執政も我を打つて、御兩殿樣の思召を窺うて國是を決するといふことになり、つひに、兩殿樣の御思召で上京の上、大義のある處に方向を定め、實地について事を決行すべしといふことになつた。』

六 薩土の盟約

品川、山縣の二人が三田尻に上陸した六月廿二日、京都では薩土兩藩の盟約が結ばれた。

土佐の後藤象次郎は、さきに、藩の貿易事務につき、藩命を帶びて長崎に赴き、坂本龍馬に會つた。後藤は本來、佐幕臭味の人物ではあるが、坂本の改革意見を聞くと非常におもしろい。すつかり共鳴してしまつた。

坂本の改革意見といふのは、普通に坂本の八策と言はれるもので、後藤の求めに應じて一つ書きにして示した。それが八項に亘るからかくいふのである。この坂本の八策は、明治維新の國是決定に重大なる影響を及ぼしたものである。

第一義　天下有爲の人材を招致し、顧問に備ふ。

第二義　有材の諸侯を選用し、朝廷の官爵を賜ひ、現今有名無實の官を除く。

第三義　外國の交際を議定す。

第四義　律令を選み新に無窮の大典を定む。律令既に定まれば、諸侯伯みなこれを奉じて部下を率ゆ。

第五義　上下議政所。

第六義　海陸軍局。

第七義　親兵。

第八義　皇國今日の金銀物貨を外國と平均す。

右豫め二三の明眼士と議定し、諸侯の會盟の日を待つて云々。□□□自ら盟主となり、此を以て　朝廷に奉り、始めて天下萬民と共に公布云々。强抗非禮、公儀に違ふものは斷然征討す。權門貴族も假借することなし。

といふのである。坂本は、討幕擧兵は必要である。けれども、幕府の海軍は侮り難い。薩長相授け、土これに合しても果してどうかと思ふ。輕擧して一着を輸するよりは、正々堂々の議論を以て幕府に迫り、大政を奉還せしむるが何よりである。その議論の行はれぬ場合に、斷然兵力に訴へても決して遲くはないといふのである。從つてその意見に本づいての改革意見が、佐幕臭味のある後藤を喜ばしたに相違ない。

後藤は坂本龍馬及び長岡謙吉と共に長崎を出發して十四日入京し、中岡に會つてその後の變化を聞き、容堂侯歸國の事情を明かにすることが出來た。

既に、先月廿一日夜の會見において、土州の勤王討幕派と隆盛等の領解がある。この際、進んで薩土の同盟を作るがよいといふのが、中岡の意見である。つひに、六月廿二日の薩土會盟となつたのである。

場所は小松帶刀邸、

薩摩側、小松帶刀西鄕隆盛大久保一藏吉井幸輔。
土州側、毛利恭介後藤象次郞坂本龍馬中岡愼太郞。
盟約の內容は次の通りである。

薩土兩藩盟約書

約定の大綱

一國體を協正し萬世萬國に亘りて不耻是第一義。
一王政復古は論なし。宜しく宇內の形勢を察し參酌協正すべし。
一國に二帝なし家に二主なし政刑唯一君に歸すべし。
一將軍職に居て政柄を執る。是天地間あるべからざるの理なり。宜しく侯列に歸し翼戴を主とすべし。
右方今の急務にして天地間常有の大條理なり。心力を協一にして斃て後已まん。何ぞ成敗利鈍を顧るに暇あらんや。
皇慶應丁卯六月

約定書

一方今皇國の務國體制度を糺正し萬國に臨で不耻是第一義とす。其要王政復古宇內の形

勢を參酌して、下後世に至て猶其遺憾なきの大條理を以て處せむ。國に二王なし、家に二主なし、政刑一君に歸す。是れ其大條理。我皇家綿々一系、萬古不易、然るに、古、郡縣の政變じて、今、封建の體となり、大政遂に幕府に歸す。上、皇帝在を知らず、是を地球上に考るに、其國體制度如玆者あらんや。然則制度一新、政權朝に歸し、諸侯會議、人民共和、然後庶幾は以て萬國に臨で不耻。是ヲ以テ初て我皇國の國體特立する者と云ふべし。若二三の事件を執り、喋々曲直を抗論し、朝幕諸侯倶に相辯難、枝葉に馳せ小條理に止り、却て皇國の大基本を失す、豈に本志ならんや。爾後熱心公平、所見萬國に存す。此大條理を以て此大基本を立つ、今日堂々諸侯の責のみ、成否顧る所にあらず、斃て後已ん。今般更始一新、皇國の興復を謀り、奸邪を除き明良を擧げ、治平を求め、天下萬民の爲に寛仁明恕の政を爲んとて、此法則を定る事左の如し。

一天下の大政を議定する全權は朝廷にあり。我皇國の制度法則、一切の萬機京師の議事堂より出を要す。

一議事院を建立するは、宜しく諸藩より其入費を貢献すべし。

一議事院上下を分ち、議事官は、上、公卿より、下、陪臣庶民に至るまで、正義純粹の者を選擧し、尙且諸侯も自ら其職掌に因て、上院の任に充つ。

一將軍職を以て、天下の萬機を掌握するの理なし、自今宜しく其職を辭して、諸侯の列に歸順し、政權を朝廷へ歸すべきは勿論なり。

一各港外國の條約、兵庫港に於て新に朝廷の諸大夫と衆合し、道理明白に新約定を立て誠實に商法を行ふべし。

一朝廷の制度法則は往昔より律例ありといへども、當今の時勢に參し、或は當らざる者あり。宜しく弊風を一新改革して地球上に愧ぢざるの國本を建てむ。

一此皇國興復の議事に關係する士大夫は、私意を去り、公平に基き、術策を設けず、正實を貴び、既往の是非曲直を不問、人心一和を主として此議論を定むべし。

右約定せる盟約は、方今の急務、天下の大事之に如く者なし。故に一旦明約決議の上は、何ぞ其事の成敗利鈍を顧んや。唯一心協力、永く貫徹せん事を要す。

六　月

薩土盟約書は右の通り大綱と約定書と二樣になつてゐるが、要するに國體を正し、王政を古に復し幕府を廢し、德川家は列侯に下すことにしよう、諸般の制度は世界各國のものを見て、參酌することにしよう、王政復古の上は、上下兩院を立てゝ制度法律一切の政務を討議することにしよう、外交は改めて朝廷の手によつて新條約を定めよう、皇國興復の議事に關係する士大

夫は私事を去り、最も公平にして術策を弄せぬことにしよう。以上の目的を達するには成敗利鈍を顧みず斃れて後已むの決心でやらうといふのであつた。が此の盟約書には、兵力に訴へて之を決行するか、平和の中に幕府をして政權奉還をせしむるか、といふ問題については一語も言及してゐない。がもと／＼土州側では王政復古は論なし、議院制度創設といふ新旗幟で進まう。成るべく平和の裡に解決したい。止むを得ずば兵力に訴へても仕方がないがといふ腹であり、薩藩側では王政復古が主眼、王政復古の上、議院制度を立つるのは贊成する。けれどもそれを遂せんとするには兵力でなければ、到底いかぬといふ意見であつたからして、此の相違する點には觸れず、一致するところにおいて盟約することになつたのである。

後藤は右の盟約を終つて間もなき七月三日、一旦歸國することになつた。歸國して、藩論を一定し、容堂の名において、政權奉還を建白させようといふのである。同時に、いよ／＼の場合に備へるために、二大隊ばかり兵を率ゐて上らうといふのである。

隆盛は、後藤歸國の報があつたので、後藤の送別會を開いて、兩藩藩士の懇親和合を計らうと考へ、七月二日（後藤出發の前日）木屋町柏亭に土佐の重だちを招待した。

隆盛から案内したのは、後藤、坂木、中岡を始め、寺村左膳、福岡藤次、眞邊榮三郎、由比猪內、佐々木高行等であつた。隆盛は、主人役であつたが、その日の夕刻になつて腹痛のため出席出來なく

なつた。已むを得ず、大久保に萬事の斡旋を依頼した。

今日の離別會には、是非可參舍に御座候處、腹痛不相止難儀いたし候付、何卒御助合下されたく奉合掌候。將又昨日後藤より承候趣もこれあり、參上委曲可申上相考居候處、其儀も相調はず不本懷の仕合に御座候。今朝大夫へ詳悉申上置候付、どうぞ御聞取下されたく、是又自由ながら書中を以て奉得御意候。頓首。

七月二日　　西郷吉之助

隆盛は、薩長同盟を強固にするために山口に行く約束をしておいたが、こゝに薩土の盟約が成立したので、土佐の事情を見る必要があり、ために自ら長州に行くことを止め、村田新八を下して事情をくはしく説明させ、なほ薩土盟約書の寫しを送つて長州の意見を求めることゝした。

山縣、品川に宛て、村田に言傳てた手紙にいふ。

『陳者御堅約申上候後、土州後藤象次郎長崎表より參來、容堂侯御歸國甚殘念がり、大に憤發致し、大論を立、玆元御合手は雅俗共に同論に歸してしまひ、其上死を以て可盡と盟を立候て、弊邸へも談判有之候儀にて、實に渡りに船を得候心地致し、直樣、同意致候事に御座候。夫故色々日間取に相成、遲引に及び候儀甚以相濟まず、さぞ御案勞の筈と是のみ苦心仕候事に御

座候。延引の次第、何卒御海恕成下され度候。右に付ては後藤より盟約書相認、是を以て議論一決致候手段に御座候故、右の書面差上候に付、得と御覽下さるべく候。後藤にも當月三日出足歸國致し候に付、國論決着の成行は一左右これある賦に御座候間、相分次第又々申上ぐべく候得共、御出立後相變候手續の次第申上度に付、右樣御含下されたく候。別紙後藤よりの書面、御異論の處も在らせられ候はゞ、何卒村田へ仰聞けられ下さるべく候。尙御國論の處も苦しからざる分は、御洩し下され度奉希候。餘は細大村田より御聞取下され度文略仕候。是非小生罷出べき筈の處、雜事紛々相逃れがたく止むを得ざる次第に御座候間、宜敷御汲取下さるべく候。

七月七日

七　英國通譯サトーとの會見

七月廿六日朝、隆盛は、英國公使パークスを訪問すべく大阪に下つた。パークスは大阪高津の正法寺に宿をとつてゐた。隆盛が訪問した時にはまだパークスは寢て居た。通譯官のサトーに會ひ、『公使着阪ときいて、一寸御伺ひいたしした。』と挨拶すると『今日は、本國へ飛脚を

立てる用事もあり、十一時から登城の筈でお目にかゝられまい。』といふ。『では公使には改めてお目にかゝることにしよう。』と言つて立ちかけると、『まアお待ち下さい。いろ〳〵お話したいことがある。』とてサトーから話をはじめた。隆盛もサトーに探りを入れるつもりで『それでは暫く話して行かう。』といふことになつた。幕府の事情、英佛の關係などについて話のあつた末、

隆盛笑ひながら、『サトーさん、イギリス人はフランス人の使はれものだね。我等にはさう見える。』といふ。

サトーは怒つて『そんなことはない、イギリスは決してフランスに屈しない。なぜそんなことを言はれる。』と食つてかゝる。

『まア御聞きなさい。兵庫開港の道開は誰がしたか、イギリスではないか。然るに、商利を占めるのはフランスである。何故といふに、佛蘭西では大阪の豪商と語らひ、身分をあげ、扶持を出し、兵庫交易方の掛を命じ、大に商社を取組み、大阪の金を圍め、諸侯の手を縮め、利を幕府に收めてをる。これ全く、幕府がフランスと相談して、兵庫交易の商權を幕佛にて獨占しようとするものである。イギリスには苦いものを食はせ、フランスは甘ひものを食ふ譯ではないか。だからイギリスは全くフランスの使はれものだといふのである。』と疊みかける。

サトーはぷりぷり怒り出し、つひに、フランスに對する平生の欝憤を吐きだした。

『イヤ全くその通りである。フランスは實に不都合である。横濱においてもこれまでフランスばかり利を占めてをる。イギリスではこれを快よく思つてゐない。今また大阪商社の話をきいてなるほどゝ思ふ。全くイギリスを馬鹿にしてをる。』とて段々フランスの棚下しを始めた。

『この間、さる所で佛人と遇つたら、日本の形勢を何と思ふ、何か意見があるか、と私に謂ふから、私は、日本の形勢についてならば隨分議論がある。が、まあ貴君の意見から伺はうといふと、佛人がいふには、いづれ日本も、西洋各國の如く、中央政府に威權を統一せねばならぬであらうが、それには、今時のやうに、大名の權力が强くて、幕府の命を奉じないやうではならぬによつて、第一、長州と薩州の二藩を打滅ほさずばなるまい。就ては、英國でも、我が佛國と同じく幕府を扶けられたいと思ふが、どうであらうかといふから、私は、それは不可い、先度の長州再征のことを貴君は何と見られるか、幕府の勢威は旣に全く地に墮ちて居るものと私は思ふ。纔か長州一國をさへ、幕府の力で討つことの出來ぬに、どうして、諸大名の權を除くことが出來よう。また、貴國にては、左樣に弱き幕府を何故に御助けになるのかと言つてやりましたよ。すると、彼方では、頗る閉口の體で、それきり、何とも議論をしなかつたが、そのやうな議論を公然と仕出す

位だから、佛國に、幕府を助ける考のあるのは明かである。幕府でもまた佛國を賴みに、金を集め、機械を備へて諸藩を討つ策を回らして居る。して見れば、諸藩の方でも、これに對抗する考で佛國で兵を出して幕府を助くるとなれば、英國でも見ては居らない、すぐ兵を出して勤王諸藩を助け、朝廷を守護する筈になつて居るといふ事を、佛國へ知らして置くが可くはないかと思ふ。佛國でも、英國が勤王諸藩に加勢すると聞けば、決して援兵など出すことは出來まい。この際我が英國と、勤王諸藩との間に、よく意志を疏通させておく必要がある。我が英國の所存は、日本國王が全然政柄を握らせらるゝことゝなり、天下の諸侯をその下に置いて、英國と同じ組織の國體になるやうにと偏に希望して居る次第で、從つて幕府にはもう同情は有つて居ない。」など、大乘氣で話し出した。

隆盛は多くを言はず、御意見至極有りがたい。しかし、日本のことは日本でやらなくては恥しいわけである。パークスさんへもよろしく。と言つてわかれた。

當日の會見の模様は隆盛自ら在京の大久保にもまた在藩の桂右衛門にも仔細に報告してをる。

八月四日付桂への書中にいふ。

「いづれ奸策（佛國が幕府を助けて薩長を打たんとする策）を挫候には佛と相抗すべき强國

と親を結置かず候ては、相濟まじく候へば佛の援兵を相發し候時は、英國より押付候儀は相調ひ申すべく、其節は英國においても戰爭のため警護出兵いたすと申觸し、同じく軍兵を差出候へば、必ず佛國の援兵は差出候儀は相叶申さず候付、右の御相談も候はば承はるべしと、却て彼方より申出（援兵を出すことを）し候に付「是は大幸の譯共時機に至りては御相談申すべし」と相答候ては、また英國に使役せらるゝ譯に相成候のみならず、全く受太刀に落來り、議論も鈍り、此末のところ下鳥に相成候儀、自然の勢ひに御座候故、うんと返答いたし置處と相考申候に付、「日本の國體を立て貫きて參上に外國の人に相談いたし候面皮はこれなく、こゝの處は十分相盡す賦に候間宜敷汲取呉候樣」相答置申候。最初より英人に腹を立させ憤激させ候趣向は他事にてはこれなく、偏に佛と引離し、却て佛の應援を押へさせ候策に御座候へども、右樣彼より應援の相談承度と申處へ乘込候ては相濟まざる一大事の處故、道を以て辭し候處、彼等にはなほ可愛等敷相成候模樣に相見得申候。第一此儀は安心の事に御座候。

先月廿四日將軍下坂と申事にて御座候へ共、實は廿三日夜下坂いたし候由、此度全く佛人え親の專用の譯にて御座候由、薩道より申事に御座候。英のミニストルも面會には相成候へ共、格別の談はこれなく相濟み候由、其節閣叟（鍋島）侯御歸國掛下坂中にて、城中において一緒

に面會相成候由に御座候。此人も大に英人は疑ひ居申候。將軍は佛の軍艦ゑも乘組に相成申候。餘程親む模樣に御座候。

土州の處、近來國論皆正義に歸し候付、餘程幕府より嫌疑を掛、俗論に打歸度賦と相見得、色々離間策を廻し候樣子に御座候處、長崎の英人殺害に付、ミニストルよりは幕吏に兼て憤居候故、一向相責候處を以、是を幸にいたし、英人を以土州を打挫の策と相見得、此度ミニストル歸帆掛土州ゑ相廻候手段に相成、殘念の仕合に御座候。乍然土州におひては却て結を付候策に御座候由、如何あらんかと大に懸念いたし居申候。彼大策も是が爲に崩候樣相成候ては相濟まざる事と苦思仕居申候。右に付私下坂中の事故、色々相談も承候付、先づ幕吏は差置て、異人に直ちに應接成さるべく、其上六ヶ敷成立候はゞ私も同伴致すべく候付、是非直談の處に相成候樣申置候處、板倉閣老と談判のみ費時分夜八つ過まで議論いたし、前を慮り後を顧み毎の御役人論故、大坂にて喰留候手段相調はず、とふとふ本國まで參候場合に相成、殘多き次第に御座候。幕吏も外國奉行一人、御目付兩人差越申候。右等の事發り候處、餘程世話に相成候向にて、ミニストルより申遣候は、此度の樣の事到來いたし候ては、かくまで親睦いたし居候國の間も、忽ち瓦解致すべき事候間、能々其處汲受呉候て、壯士輩ゑも手堅く申諭し、至極相届候樣致呉れべき旨申遣はし候事に御座候。譬へ書生の業にもせよ、必ず國君の罪に

歸し候事故、其處委敷諭異れべき段承候付、右の次第は御賢慮を以て人々相心得候樣御諭下され度奉合掌候。若哉御國共に右樣の事これあり候へば、私御相伴に割腹いたし、相謝せず候ては是れまでの親睦は水に相成候事と決着仕居申候。此度の土州の談判に相加りて、私の首の質物を差出置含に相決居候處、是以相違いたし申候。只異人を壓倒すべき事は只一つこれあるべしと兼て存居申候。異人は自刄いたし候儀は出來申さゞる由御座候間、目前にて見事に割腹いたし候得ば、少しは膽を寒し申すべきかと相考申候。

越前國を此節英人通行いたし候節は、宿屋抔の馳走は餘程念を入候て、誰も應對の人は出合はず候由、誠におかしな仕業と異人笑ひ合ひ申候。全く幕府の嫌疑を遮、且つ異人の機嫌取はいたしたるものと相見得、實に姑息の計に御座候。

フロイスと佛國の戰爭も如何成行申すべき哉。どふか近來は相止候樣子に承候と申掛候處薩道相答候には、先比の便には相治候趣申來候得共、近日の便に又々戰爭に相向候趣申來候。此度は、いづれ戰に相成るべしとの說に御座候。此兩國に戰を發し候へば、大に日本の爲には大幸と、天心を以は甚だ以て罪ある譯ながら、たゞ我國の難儀の餘りには、却て彼等の戰爭を欲し候淺ましき心に御座候。若し戰に相成候へば佛えは幕府よりは是非一向應援の兵を相賴居候處に御座候へば、たゞ閒捨には相成まじく、其節に臨み援兵を差出さず候へ

ば、必ず佛人にも見限られ候はんと相考居申候。』

右の文中には、隆盛の對外策、戰爭觀、外人觀などすべて最もよく現はれてをる。 玩味すべき多くのものを含んでをる。 ことに、

『日本の國體を立て貫いて參る上に外國の人に相談すべき面の皮はこれなく』 とて自主獨立の對外精神を明にし、

『異人を壓倒すべき一事たゞ一つこれあり……………目前にて美事に割腹いたし候へば少しは膽を寒し申すべきか』 とて日本人としての平生の覺悟をのべ、

『此の兩國(英佛)に戰を發し候へば、大に日本のためには大幸と、天心を以ては甚だ罪ある譯ながら、たゞ我國の禮儀の餘りには却て彼等の戰爭を欲し候淺ましき心に御座候』 とて戰爭の天理に悖ること、他人の戰爭を喜ぶ如き心のいかにも淺ましきことを言へるなど、隆盛の人間的偉大さとその哲人的風格とを最もよく現はして居る。

八　英國水兵殺し事件

七月廿九日の朝である。 隆盛が大阪藩邸に居ると、突然土佐の由比猪内と佐々木三四郎、毛

利恭介等が訪れて來た。要件は、

『七月六日、長崎において土州人が、英國軍艦イケレス號乘組水兵を殺害したといふので、英國公使パークスが大に憤慨して幕府へ談判を持込んだ。幕府では實否を糺問してから返答するといふことになつてゐるから重役のものを至急に下阪さするやうにとのことで只今下阪、閣老を本覺寺の宿舍に訪ねるところであるが、貴君が下阪して居られると聞き、外國人との談判の經驗のある貴君から談判の呼吸を聞いておきたいと思ひ、わざわざ立ち寄つた次第である。何かお氣付のところもあらば承りたい。時宜によつては、急に歸國しなくてはなるまいと思ふが生憎船が參つて居らぬ。聞けば御藩の三國丸が兵庫に碇泊中であるとか、都合によつては暫く拜借することが出來ようか。』といふのである。

『數日前、その事については坂本から聞いて實は心配してゐたところである。閣老に談判するか、直接公使に談判する方がよいと思ふが、しかし、英人との談判は頗る面倒なことである。先年弊藩も彼と談判したが、なか〳〵むづかしい。ツマリ聊かにても彼に言葉尻を取られぬやうに御注意なさるが肝要である。都合によつては私も談判の加勢をしよう。三國丸はいつでも御用立申す。幸ひ、大阪にバッテーラも來てゐる筈だから、それで本船まで行かれるがよい。』と隆盛がいふ。

『多分、明朝歸國することにならうと思ふ。どうかそれまでに船の方お調べ下さるやうに。』と言つて佐々木等は立去つた。

隆盛は、早速、船頭を呼んで、船のことを調べたが、バッテーラは大阪には着いてゐなかつた。ですぐに、次のやうな手紙を長堀薩屋敷の土州邸(七月廿九日付)へ届けた。

『唯今承知仕候蒸氣船の儀乘頭召呼取調候處、バッテーラの儀は、間違にて、爰許へは相廻居不申趣に御座候間、早速兵庫本船へ乘頭は參候樣相達候に付、明朝は別段迎船を差上げず候間、何卒兵庫迄は其御許より御乘廻下され度、彼方にて御待申上居候て、本船御乘込相成候はば直樣出帆の都合に決し申候に付、左樣御含被下度、御約定の趣と少し相違致候に付、此旨早々奉得御意候。　頓首』

英人殺し事件は、可なり大きな問題になつた。これについては、その時の當事者佐々木高行著の『勤王秘史』に詳しい。

『夫から閣老の旅館へ行くと、モウ待ち兼ねて居る。早速廣間に通された。正面には老中板倉周防守、續いては外國奉行助役平山圖書頭、大監察戸川伊豆守、小監察設樂岩次郎、其他柴田某等が順次列席して居る。英公使は此席に出て居ない。此方は自分及び由比猪內、大阪留守居役石川石之助、小監察毛利恭介、下横目一人。閣老は如何にも温順しさうな人で、此事件に就て

いたく苦心されて居る事が其風手に現はれて居る。徐ろに口を開いて、『先般長崎丸山町に於て、英國水夫が殺害された。さうして其下手人は貴藩士であるから速にこれを取調ぶる樣にと英公使から差迫つて來た。其許は重役の事であるから、其邊の儀は最早通知して來たのであらう。どうか。』と問ふ。自分が答ふるには、『一々存じませぬ。昨日京都留守居へ御達しで、初めて承知致しました。英公使が一體弊藩の所業と申立てたのは、何か確たる證據でもあるのですか。』といふと、『いや、證據はまだ申出ないが、長崎に於ては、一般に土州人の所業と云うて、一點の疑念を挾むべき餘地がないと申して居る。』と、そこで自分もムツとして、『夫は實に意外なる仰で御座る。藩士も長崎表には隨分居る。居るけれども、常々土佐守より「外國人等に對して猥なる擧動があつてはならぬ。」と堅く戒めてあるから、弊藩の者は右樣の事は決してないと信じて居る。萬一止むを得ざる事情があつて、外人を殺害したならば、必ず之を自訴し、さうして自殺して罪を謝するが武門の常である。殊に弊藩は此點には嚴重なる藩法があるから、外國人を暗殺しながら、其跡を韜晦して國難を惹起する樣な者は一人も御座らぬ。風評を根據として土州人と見做すは、其の意を得ぬ。其邊を以て公使に御談判なされたい。』と云ふと、閣老が、『前申す通り、英公使は堅く土州人の所爲と信じて居て、何分幕府が手緩いので遲延するというて、大に憤激して居る場合であるから、それ位の返事では承知せぬ。』と

いふ。自分はモドカしくてならぬ。『然らば自分共が直接談判を聞きたい。』と申出ると、閣老も聊か狼狽の體で、『いやそれはならぬ、今公使が憤激して、事態切迫の場合、其方等が直談判したならば、如何なる變事が出來するかも知れぬ。先づ差控へて居る樣に。……一體此度の事件は將軍家にも深く御心配になつて、容堂殿に親しく申入れたならば適宜の處分があるであらうとの御意であるから、其方等歸藩の上右の取計にする樣に。』といふ。で自分は、『私共も不肖ながら一藩の重役である。此度上京したのは土佐守及び容堂の命に代り、出先きの處分は委任されて居るから、先に申上げた下手人は弊藩士でないと云ふ事は、土佐家及び容堂が御答へしたと同樣に御聞取を願ひたい。』と云ふと、閣老も餘程窮した風で、『いや、此度の事は將軍家にも御心配で、篤と容堂殿へ申入るとの事であるから、平山圖書頭、戶川伊豆守、設樂岩次郎を遣はすに依つて、其心得で歸藩せよ。』と、又答へて云ふには、『御臺命に依つて閣下方の御來藩なさるのは、夫は閣下方の任であるから强いては申上げないが、畢竟一片の風說に過ぎぬ事であるから、わざ〳〵御苦勞にも及ぶまいと思ふが、此上は吾々の容喙すべき事ではない。自分等も是より歸藩しやうと思ふ。』と、すると閣老が、『只今英公使より、土州重役共歸國に決したならば、諸事便宜も宜い事であるから、英國軍艦に乘込んで貰ひたいと要求して來たが、さうされたい。』と云ふ。自分は腹が立つてならぬ。『夫は甚だ迷惑至極で御座る。抑此度の事件

は英公使が確證なきに八かましく申立て、加害者を弊藩人と極めて居るのは、實に不都合至極であると思ふ。夫に就て閣下方は台命に依つて、どうしても弊藩に御越になるとの事であるから、私共は重大事件である故注進の爲めに歸國するのである。英公使が押掛けて來るのは彼の勝手で、私共が案內すべき道理はない。もと〳〵此度の一件に就ては、私共は大に不平である。――と云ふのは、彼は捉へ難き風說を信用して土州人を加害者と定めて、大政府に迫るのみならず、弊藩に軍艦など差向けると云ふ事は、實に解すべからざる事である。長崎表に於て英人を殺害した以上は、其加害者は、弊藩士でも、また外國人でも、日本政府で取調べるのは當然であるけれども、證據なくして宜い加減に自ら定めて、脅喝的に軍艦を向けるなどとは、甚だ以て無禮である。右の次第であるから、同乘して案內する等の事は斷然拒絕する。』と、大に過激にやつ付けた。すると閣老が、『英公使よりは頻りに請求して來るから、尙一應評議して見る樣。』と、一同暫時退席した。で、自分は再び出席すれば、これもまた六ケしくなるであらうと思うたから、由比と相談し、無斷で歸藩しやうじやないか。後事は石川(中岡愼太郎)に托し、再び出席の事を云うて來たならば、疾くに同僚は退席して歸國された。後事は私に托したと答へ、よい加減に申暗ましたならば、其中自分共は兵庫迄は行けるだらうと云ふと、由比も立所に贊成し、その主旨を石川に申付けて、早駕籠を以て一先づ藏屋敷に立歸つた。最早雞鳴頃である。

何でも石川も面白い男であるから閣老の間に對して、不得要領の返事をして居ると、『パークス』は益々憤つて、どうしても軍艦に乘せて行かなければならぬ。一體何國の船に乘りしぞと詰責すると、多分西國邊とは聞いて居るが、慥かな事は分らぬなどと飜弄し、色々とつまぬ事を云うて、ワザと時間を取らせたそうだ。この談判に於て自分等は閣老の前に於て隨分過激の言論を弄し、今また許可を得ずして勝手に歸藩するなどは、實に閣老を踏付けにした處置である。これが今少し以前であつたならば、自分の首は無事に繋つては居らぬ。然るに夫をどうする事も出來ぬとは、幕府の威權も地に墮ちて、寧ろ氣の毒であるワイと、今昔の感に堪へなかつた。

東天ホノ〴〵と明け懸つた頃、藏屋敷を出發して兵庫に向つた。實は隆盛と約束して、大阪に居る『バツテーラ』で兵庫の本船迄行く筈であつたが、夫は西鄕の思ひ違ひで、『バツテーラ』は大阪に來て居らぬとの事で西鄕からわざ〳〵詫狀を寄せて、出發準備も整うて居るから、御氣の毒ながら彼の地にて乘船して貰ひたいと云うて來たから、早駕籠を急がして疾走させたが、何分心が急いで居るので、道の運びも遲い樣な心地がした。兵庫に近くなると、蒸氣船の黑い影が見ゆる。段々夫が大きくなつて來る。遂に幕府の回天丸薩摩の三國丸、及び英國の軍艦の三艘が盛に煙を揚げて今にも運轉せんとする有樣。漸く午前四時頃兵庫に着いた。

直に三國丸に乘込んだ。其時端舟に乘つて急いでやつて來る人がある。見れば坂本龍馬である。此度の事は海援隊に係る事であるので、彼も之を聞いて大に心配したが、若し國許で談判するやうな時にはどうする事も出來ぬ。そこで春嶽公に事情を述べて依頼すると、公も之れを心配されて、老公へ御やりになる書簡を書いて吳れたので、自分等の後を追うてやつと間に合つたのだ。坂本は用談が濟めば直に歸京する筈であつたが、春嶽公の書面を預つて種々話をして居る中、モウ船が運轉を始めたので、其儘同乘して高知に向つた。』――。

事件の顚末はといふと――土佐では外國軍艦が押かけるといふので大さわぎであつた。パークスはつひに土佐の須崎港に行つた。談判の末長州に行つて實地を調べる事になつた。調べた結果、それは筑前人の金子才吉といふものが、泥醉してゐる外國人を見て、惛らしくなつて殺した。金子は脫走自殺した。筑前藩ではそれを秘してゐた。そのため土州人――海援隊關係の土州人が多く長崎に居たので――の上に疑ひがかゝつたのであつた――。

第十三章　大詔煥發前後

一　隆盛討幕の計畫を長使に明かす

八月十四日、隆盛は、小松帶刀の宅において長州の密使御堀耕助(舊名太田市之進)、柏村數馬の二人と會見した。隆盛は、さきに、山縣、品川等と約束して長州に下る筈になつてゐたところ、急に薩土同盟が成立し、後藤の上京を京都において待ち合せる必要が生じ、自ら長州に下る暇がなくなつた爲に、その旨を含めて村田新八を長州に遣はした。長州では、山縣、品川の覺書はあるが、さらに今一度薩藩の實情をも探り、その決心をも確めた上で出兵その他の準備に着手せねばならぬといふので、此度、御堀耕助(長州急進派巨頭の一人)柏村數馬(長藩君側の有力者)の二人を密使として上京させたのである。長人は表向きの上京は出來ないから、二人は備前藩士

を裝うて密かに上京直ちに薩邸に投じたのである。

御堀耕助が言ふ。

『大隅守(久光)樣御上京遊ばされ、皇國のために一方ならぬ御盡力追々御建言の事件、一廉も御採用あらせられぬ由、わけて御苦慮の程御父子樣(長藩主父子)においても御遙察なされ、人事ならず案じて居られる。此度上京いたしましたるは、前途御見据のところも巨細拜承いたしたく、萬端御腹藏なく仰下されまするやうに。』

隆盛が言ふ。

『弊國此度上京の趣意は、當今の形勢にては、いづれ幕府の手を離れての盡力ならではとても微志貫徹は不可能であると大隅守樣にも思召され、旨趣前以て四藩へも示談に及び、何れも同意と申す事にて一同出京、內情極密、朝廷御役向へ申入おきたるに、豈計らんや、御役向筋より幕府に洩れ、幕府、中に立つて梗塞、ために建言の旨趣貫徹せず、その邊については、大隅守樣一しほ御苦心、御察しの通り。此上は、人事口頭にてはとても貫徹覺束なく、兵力を以て行く處まで行く外ないとの御決心、私どももまた左樣に相考へをりまする。』

『御尤と存じまする。定めし御秘策もあらせらるべく、歸國の上御父子樣へ申上げたい。苦しからずば委細仰聞けられまするやうに。』

『藩邸に居合せの兵員千人はある。三分の一を以て御所御守衛に繰込む。正義の堂上方殘らず參內。三分の一を以て會津邸を急襲する。殘る三分の一を以て堀川邊幕兵屯所を燒く。別に國元より兵員三千差登す。これを以て浪花城を拔き、軍艦を破碎する。江戶表にも定府その外取合せ千人位はをる。外に水藩其他の浪士のもの所々に潛伏しをる。これを以て甲府に立籠り、旗下兵の京都に繰込む道を支へる。かくて、期を定めて三都一時に事をあげる策略。素より勝敗は豫期すべきでない。弊國斃るればまた跡を繼ぐ藩もあらうかと、それを賴みに一擧動仕る所存である。』

『お話にて逐一相分りました。動亂の場合、自然出火等にて新帝御火除け遊ばされねば相成らぬと心得る。何れへの御見込であるか。承りたい。』

『先づ男山八幡とも考へてをる。いづれ御混雜とは思ふが、それは場合によること、今日にては何とも申上げかねる。』

『大事變の場合、御邸外はみな敵としてお引受けなさらねばならぬ。九門その他固めの人數も大勢これあるべく、前のお話の御手配りにて十分守衛相調ひ申すべきか、いかゞ。』

『九門御固めその他何れも番人のみにて、特に守衛人數をおいてをる藩は殆どない。それは掛念に及ばぬ。敵對するものは會津だけである。これを突破りさへすれば宜しい。弊藩素

より少人數故、九門悉くの守衛は行き屆かぬ。まづ重なる六門だけを堅固に堅める覺悟である。また素より人數少なき故、不意に起らねば仕損んずる。急擧專一と豫め策を建てゝをる。それ故弊藩においても極々密議、君公以下二三人の外は斷じて知らしめてない。同志の堂上方へも、當日に至つて初めて御內通の含み、最後までの成功は覺束なくも、打破るだけのことは且々出來るかと思つてをる。』

『御決心の程、誠に感服の外ない。御藩一手の討幕まことに勇しい。』

『弊藩のみにて討幕は致さぬ考へ。事をあげた後、時宜により將軍を討つの綸旨をお下しになるかとも存ずる。これは同志の堂上からほゞ內容は探索いたしてある。』

『土佐決心の程度はいかゞ。果して頼みになりますか。』

『實は今日まで延期の儀は、先達て土藩後藤象次郎來訪、大政返上の建言につき話があり、至極尤もの儀につき、見込筋逐一問詰めて見た。策を持出しても幕府で採用あるまいから、否を機に幕と手切の策をとる。これは坂本龍馬などの主張で、同藩在京のものは殘らず同意して居る。後藤は歸國、國論を一定して上京との事であつたが、英人談判のことで手間取つてをる。片付き次第上つてくるかと思ふ。萬一、土藩との協同むつかしければ、期を定めて弊藩一手にて事をあぐる考で、どうぞ御氣付もあらば御腹藏なく、お話し下され。』

『種々世間には疑惑もある。が御話を伺ひ、御盡力の次第、皇國のため、欽慕に堪へぬ。歸國の上、御父子樣へも委細申上げ、時來らば死力を致す考につき、此の上とも御見捨なく御協力の程相願ひ申上げる。』

『今日、お話申上げたことは何れも極密のことのみゆゑ、御歸國の上、御父子樣へ御申上げ下さる外、御藩中へ一切洩れぬやう呉々もお願ひ申上げる。』――柏村日記による――

二　幕府の智謀原市之進殺さる

右の會見のあつた同じ十四日、將軍慶喜の懷刀として四藩會議破壞のために策動した小監察原市之進が幕臣のために殺された。

十四日の朝早く、幕臣三人が原をその旅亭に訪ねた。原が何氣なく面會すると、『おのれ奸物、思ひ知れ！』とばかりすぐ斬つてしまつた。浪士等はそのまゝ首を携へて板倉閣老の玄關に駈けつけた。折から原の家來が跡をつけて來た。一人は玄關ですぐに屠腹した。他の二人は原の家來と戰つたが、これも終ひには屠腹した。懷中に斬奸狀があつた。

原　市　之　進

梅澤孫太郎

右の者共、もと水藩士にし源烈公に奉事し、先哲の間に交はり、かね〲尊攘の大義を講究しながら當時顯要の地位に居り、奸謀を逞しうし、剩へ今度兵庫開港の儀につき、恐れ多くも先帝の叡旨も顧はさず、天朝を欺罔し奉り、我君をして勅許を要し奉るの擧に至らしめ、源烈公の御遺志を奉じ、我君を輔佐し尊攘の盛擧御決行あらしめてこそ至當の義なるに、死を惜みて己が榮利を貪り、苟安を旨とする件々少なからず、臣等の多言を待たず、國體を破壞し、天倫を咸裂し、共に天を戴かざるの賊臣等衆の惡むところ、必ず此を誅するの義に當る。上は先帝在天の靈に謝し奉り、中は君家の御辱かしめを雪ぎ、下は衆人の所望に答ふるなり。天下有識の士幸にこれを諒しくれよ。

幕府小臣

鈴木恒太郎

鈴木豐太郎

佐田權太郎

京童べ、早速落首して言ふ。

風もなき二百十日に原あれて首も三つとぶ板倉の門。

原の殺されたことによつて幕府の悪運は全く盡き果てゝしまつた。四藩會議を巧に切り崩して、一時小康を得たかに見えた幕府の命運、また斷末魔の呼吸を喘がねばならなくなつた。言論自由の機關なき時代である。大衆の社會批評は落首か落首類似の狂詩の外なかつた。誰の作だか、その頃京童べに口ずさまれた狂詩の一つに、

近年噓をつくみな大砲
筒袍、反袋、異人風
國を賣り己を賣る立賣の北――（尹宮）
忠を買ひ逆を買ふ堺町の東――（鷹司）
建白大名油斷ならず――（四藩）
賄賂堂上夢中となり、
昨日の攘夷今日開港。
天祿盡くるところ四海窮す。

事實賄賂は公行した。四藩會議を切り崩した力は、慶喜の辯說、原市之進の献策にもよるがしかし、根本の力は何と言つても金であつた。原市之進は中々策のある人物だつたが、道理を無視してあまりに金の力を信じ過ぎた。腐敗政治に徹底し過ぎた。

三　同志の往來

御堀耕助は、十五日夜、たゞ一人で隆盛を訪問して、『これは私一人の考へであるが、一擧の期限が定つたらば直ちに御知らせ願ひたい。幸ひこの度、末藩等の上阪を命ぜられてをるから、表向はその御供人數として一擧の三日ばかり前に上阪するやう手配りをしておいてはと思ふがどうであらうか。』といふ。隆盛、『それは誠に結構である。邸中でも、長州勢に加はつてもらへると好都合だと言つてをるから、ぜひさういふ風に盡力してもらひたい。』御堀『でその通りまづ決定しておき、歸國の上篤と相談いたさう。』と言つて別れた。

御堀は國でも同志が待つて居るだらうといふので八月十七日京都を發つて歸國した。

長州の御堀が訪問した翌八月十六日朝、土佐の福岡藤次(後の孝悌)が隆盛を訪問した。昨夜國から上京したのだといふ。福岡の話によると、八月六日に英國船が須崎に來たが、長崎において事實調べをしなくては何とも決しやうがないといふことになつて、九日坂本龍馬、英國通譯サトーなど同船長崎に向つた。眞犯人がわかればよし、分らないにしても、英國から土州へ戰爭をしかけるやうな氣遣ひは萬々ない。といふことである。從つて後藤も、程なく上京す

るといふことであつた。

四　薩長藝三藩聯合出兵策成る

久光は滯京中脚氣を病ひ轉地の必要があるといふので、八月十二日小松、大久保を從へて大阪に下つた。土佐の容堂は六月廿六日歸國し、越前の春嶽は八月六日歸國し、宇和島の宗城も不日歸國するといふ。四藩會議におびやかされた幕府は眼の上の瘤が失くなつて、一時に翅を伸してゐる形であつた。

ところが、それは單に表面上の現象にすぎなかつた。隆盛を中心とする復古派の間には實に深く大きい計畫が密々の間に進められてあつたのである。

幕府はそれと氣付かなかつたが、久光一時の下阪にも實は脚氣以外の深い譯合があつたのである。

薩藩では、隆盛の積極的方針に基づき、大事決行を前にして、昨年以來國元において、海陸の精兵を十分に準備しつゝあつた。四藩會議の頼むに足らざるを見るや、結局薩摩一藩の力を以てしても、王政復古の大義を伸べねばならぬと決心し、かねて用意しておいた精兵を呼び寄せ

ることゝした。が、それには適當な口實を要する。

『久光病氣のために歸國する。名代として島津備後を上京させる。』といふ形式の下に、國元から大兵を率ゐて島津備後(久光の次男、藩主忠義の弟、後の珍彥)を上京させる、その豫備行爲としての一時轉地であつたのである。脚氣のことも全くの虛構では勿論なかつたのではあるが。

九月のはじめ、島津備後は大兵を率ゐて着阪した。久光は、計畫通り、九月八日、朝廷に對して『病によつて止むを得ず歸國療養いたしたい、幸ひ、此の度島津備後が上阪したから、自分の名代として滯京させ、御警衞は素より然るべき御用意にお備へしたい。』といふ願ひを出して御許しを得た。

九月十一日、島津備後は千餘人の兵を從へて堂々と京都へ繰込んだ。この兵士こそ、隆盛が王政復古遂行の目的を以て特に國元から呼びよせた最初の兵士であつたのである。

京都における薩摩の威勢は一層強大となつた。幕府は、その人數の多きに驚いて警備を今更のやうに嚴にした。警備の諸藩に令していふ。

『島津大隅守先日來上京の處、病氣の申立て、代として悴島津備後上京の旨御屆これあり候間御警衞所通行の節姓名相糺し通させ候やう。尤も人數召連上京につき、銘々所持來候品心附

け、且つ品替のものも見受候へば留置申すべく、無作法の所業これあり候はば早速御目付まで申出づべく候。一兩日前兵庫へ着船、凡そ千四五百、同勢一萬と申唱へ候事。』

久光は、今後の大綱を定め、後事を小松以下の重臣に一切委任し、十五日、汽船に乘じて出帆歸藩の途に着いた。

久光の出帆と同日、大久保が長州への使節として行くことになり、副使大山格之助、及びその頃京都の薩邸に潛居してゐた品川彌二郎、伊藤俊輔（後の博文）と共に豐瑞丸に乘つて大阪を出帆した。十六日夜三田尻に着いた。品川まづ山口に歸つてその旨を告げる。十七日朝、御堀耕助三田尻まで出迎へる。午後四時頃山口に着く。木戸準一郎、廣澤兵助に會ひ、明日午後、長藩侯毛利父子に拜謁するといふことになる。

十八日、大久保等は、御休息所において毛利父子に謁して、王政復古の決策を言上した。勿論、久光の使者としてゞある。毛利父子からは、

『大隅守様御上京御盡力の趣承はり蔭ながら欣慕に堪へず。委曲形行承知感服の外なし。我等夙に皇國のために盡すところあり、朝幕の譴責を蒙る。千載の遺憾である。吾等父子の心常に王室に存する。幸に貴國の大擧を聞く、能ふ限りの道によつて及ぶ限り協力したく思ふ。』との言葉があり、續いて木戸と大久保との問答があつて結局、大久保から、

『京都のことは弊藩專ら之に當り、禁闕守衛の任を盡す。全功は保し難い。近日、貴藩幕府の召に應じて支族の重臣を上京させられると聞く。願くは兵士を從はしめて上京せしめられ弊藩と策應せられたい。』といふに對し、長州では、宍戸備後介の上阪を期し、これに兵を附して山口を發せしめるといふことになつた。

その時、大久保から出した覺書の意味は、

一、國元から繰出す軍兵は一應三田尻へ碇泊御引合はせする。その指揮者として大山格之助、直ちに歸藩、廿五六日頃までに三田尻に來て滯船する。

一、國元からの軍兵が三田尻につくまで貴藩では待つてゐて同時に上兵のこと。薩摩の軍艦二艘の中、一艘は一日先に攝海へ着船、すぐに京都へ注進する。

一、惣軍は翌日夜中に攝海に入る。その翌晩を一擧の期限とする。

一、大凡そ當月中に運ばせる。が時日進退は時機に應ずる。

一、寡君出馬の節、京都の模樣如何によつては自然御領內に滯陣することになるかも知れぬがその節にはよろしく賴む。

といふのであつた。

當時、藝藩でも、辻將曹、植田乙次郎の盡力によつて、藝藩世子淺野長勳も大に復古論に共鳴し

一擧の節には長州と共に出兵上阪するといふ段取になつてゐた。そこで、藝藩の兵は、御手洗濟において、薩長の兵の至るを待ち受け、三藩兵ともに上阪するといふに決し、藝藩との委しい打合せは長藩において引受けるといふことになつた。

かくて、大山格之助は、出兵準備のために十九日發鹿兒島にかへり、大久保は、十九日、宮市驛まで早駕籠を雇うて行き、そこに待合せてゐた植田乙次郎に會ひ、京都において辻將曹(維岳)と協議したことと長州における談合その他の話をなし、一旦三田尻に引かへし、品川彌二郎に見送られて廿日の夜、乙丑丸で上阪した。

五　大政奉還の建白

隆盛は薩土同盟に大に希望を繋ぎ、後藤の上京を心待ちに待つてゐた。ところへ、九月廿一日、後藤はやつと神山左多衞を伴つて上京、廿三日に隆盛を訪ねて來た。

後藤は、非常な決心で薩土同盟の實現のために盡力したが、藩論容易に一定せず、老公また王政復古には贊成であるが、討幕を意味する武力解決にはどうしても贊成しない。老公の名義による大政返上の建白書を差出すことには決定したが、後藤の上京に對する護衞のために、二

大隊の兵を隨行させようと乾退助などは頻りに献策を試みたが、大政返上の建白さへ、幕威を全然無視した行動である。けれども、我が藩が進んでこれを敢てするのは、幕府の爲めを思へばこそである。されば慶喜の自發意志に基いて皇國のために王政を復古しようとするやうに導くのが建言の精神である。兵力を要して幕府を壓迫し、强いて大政を奉還せしめようとする如きは斷じてよろしくないといふのが、容堂の意見である。『好意の忠告に上京する、何の護衛兵ぞ。』といふのが容堂の意見である。かくて後藤は、一兵をも携へずして上京するの餘儀なきに至つたのである。

土佐の事情を知るに及んで、隆盛は、今はもはや土佐の恃むに足らざるを明識した。此の上薩摩一藩の力で最初の計畫通りどこまでも進まうと決心し、その覺悟を後藤に語つた。後藤も、『それは尤ものことである。たゞ土藩としては、今日これ以上に進むことは出來ぬ。しかし、大政奉還の建言と薩摩の武力的解決の運動とは、必ずしも衝突齟齬せぬと思ふ。幸に、我が藩から大政奉還の建白を提出することについて同意してもらひたい。薩土の盟約は私一個としては決して反古にしたくない。たゞ藩情がいかにも因循である。けれどもこれとて時期が來れば如何やうにも變化しようと思ふ。我が藩と貴藩とは、今後も願くば了解ある態度で、連絡を取つて進みたい。』と言ふ。隆盛もその意見には賛成である。一時は同一の道を進

み得ないにしても、やがては一つになり得るであらう。此上ともお互に勤王のために盡さうと話しあつて別れた。かくて、後藤は、廿七日、病中の大久保を訪ねて建白書提出の了解を得、その足で小松にもあつて了解を求めたので、小松は、吉井を使はして大久保の考を聞き、さらに隆盛とも相談したが、隆盛も『善からう。』と言ふ。で薩藩一致の意見として大政奉還の建白書提出に同意を表した。後藤も安心して十月四日、次の建白書を板倉閣老の手元へ提出した。

この建白書提出については、藝藩の辻將曹なども大體贊意を表してゐたのである。

誠惶誠恐謹て建言仕候。天下憂世の士、口を鎖して云はざるに馴れ候は誠に懼るべき時に候。朝廷、幕府、公卿、諸侯、旨趣相違ふの狀あるに似たり。誠に可恐の至りに候。此懼は吾人の大患にして、彼の大幸也。彼策於是乎成候と可謂候。如此事態に陷り候は、其責畢竟誰に歸すべきや。併し既往の是非曲直を喋々辯難すと雖も何の益かあらん。唯だ願ふ、大活眼大英斷を以て天下萬民と共に一心協力公明正大の道理に歸し、萬世に亘て不恥、萬國に臨て不愧の大根底を建てざるべからず。此旨趣、前月上京の砌にも追々建白仕候心得には御座候得共、何分沮隔の筋のみ有之、其內不圖も舊疾再發、不得止歸國仕候以來、起居動作とも不隨意の事に成り至り、再上の儀暫時相調不申候へば、誠に殘憾の次第にて、只管此事のみ日夜焦慮仕り罷在候。因て愚存の趣、一々家來共を以て言上仕り候。唯だ幾重にも公明正大の道

理に歸し、天下萬民と共に皇國數百年の國體を一變し、至誠を以て萬民に接し、王政復古の業を建てざるべからざるの大機會と奉存候。猶ほ別紙御細覽被仰付度、懇々の情難默止泣血流涕の至りに不堪候。

慶應三丁卯年九月　　松平容堂

別紙

宇宙の形勢、古今の得失に鑑み、誠惶誠恐頓首再拜、伏て惟みるに皇國興復の基業を建てんと欲せば、國體を一定し、制度を一新し、王政復古、萬世に不愧者を以て本旨とすべし。奸を除き良を擧げ、寛恕の政を施行し、朝幕諸侯齊しく此大基本に注意するを以て方今の急務と奉存候。前月四藩上京仕り、一二獻言の次第も有之、容堂儀は病症に因りて歸國仕候。以來尚又た篤と熟慮仕候に、實に不容易時態にて、安危の決今日に有之哉に愚考仕り候。因て早速再上、右之次第乍不及建言仕候志願に御座候處、今日に至て病症難捗、不得止微賤の私共を以て愚存の趣旨乍恐言上爲仕候。

一、天下の大政を議決する全權は朝廷にあり。則ち我　皇國の制度法則、一切萬機、京師議定所より出づべし。

一、議定所上下を分ち議事官は上公卿、下陪臣に至るまで、公明純良の士を選擧すべし。

一、秩序學校を都會の地に設け、長幼の序を分ち、學術技藝を敎へざるべからず。
一、一切外蕃との規約は兵庫港に於てし、新たに朝廷大臣と諸藩と相議し、道理明確の新條約を結び誠實の方法を行ひ、信義を外蕃に失せざるを主とすべし。
一、海陸軍備は一大主要とす。軍局を京攝の間に築造し、是を朝廷守護の親兵とし、世界無比の兵隊と爲す事を要す。
一、中古以來、政刑武門に出、洋艦來港以來天下紛然、國家多難、於是政權稍動く。是れ自然の勢也。今日に至り、古來の舊弊を改新し、枝葉の小修に止らず、大根基を建るを以て主とす。
一、朝廷の制度法制從來の範例ありと雖も、方今時勢に參合し、或は當然ならざる者あり。宜しく其弊風を除き、一新改革して地球上に獨立するの國本を建つべし。
一、議事の士大夫は私心を去り、公平に基き、術策を設けず、正直を旨とし、旣往の是非曲直を問はず、一新更始、今後の事を視るを要す。言論多く、實驗少きの通弊を踏むべからず。
右之條目、恐らくは當今の急務、內外の主要、是を捨て他に求むべきものは有之間敷と奉存候。若し或は從來の事件を執り、辯難抗論、朝幕諸侯互に相爭ふの意あれば、最も然るべからず。是れ即ち容堂の志願に御座候。依て愚昧不才を以つて不顧大意建言仕候。就ては乍恐是等の次第空く御聽捨相成候ては、天下の爲め殘懷不少候。尙又此上寬仁の御趣意を以つて、

儆賤の私共と雖も、御親問被仰付度奉懇願候。

慶應三丁卯九月

松平土佐守家來

神山佐多衛

福岡藤次

後藤象次郎

寺村左膳

別紙として提出した八ヶ條は、新政治組織の計畫を表示したもので、前に坂本龍馬が後藤に示した所謂坂本の八策を修飾訂正理解し易くしたものである。

六大政奉還

慶應三年十月十三日、將軍德川慶喜は諸藩の重立ちたる人々――召に應じて登營せるもの四十餘藩に及ぶ――を二條城内に集めて、この度政權を朝廷に奉還し政刑一途に出づる道を我から進んで開きたいと思ふにより、各々熟議の上所感を陳述するやうにと沙汰した。これは全く、土州侯容堂の建言について、悟る所あつてのことであつた。

後藤が、建白書を出してから間もなく坂本龍馬が長崎から上つて來た。中岡は始めから建白書などは手ぬるいと言つてゐたが坂本は、建白は警告である。最後通牒である。若し採用しないなれば、將軍を辭させ、兵力に訴へるといふのである。後藤の意見とは少し違ふけれども、藩主容堂公の立場といふものをも考へて見ねばならぬ。さうするとやはり、先づ建白書を出す位のところが土佐の態度としては丁度だといふのである。といふのは、山内家は、關ヶ原の役以來、徳川家とは特別なる歴史的關係があつて、自ら進んで幕府を倒さんとするが如き計畫には贊成し兼ねる立場にあつたのである。といつて、藩主豊範夫人は長州毛利家の出といふ關係もあり、また、容堂は頗る勤王心の篤い人であつたから、會、桑などのやうに、一概に佐幕に傾く譯にも行かぬ。從つて、皇室を思ふの情、日本の將來を考ふる識見は、敢て人後には落ちぬ。さりとて、徳川家を罪に落したく無いといふのが容堂の衷情であつた。隆盛さへも土佐のこの苦しい立場を十分承知して居り、且つまた、それに同情もして居たからして、『强ひて、討幕の仲間入をさせるは氣の毒である。勤王的活動の出來る處までさせておいて、それ以上は强ひまい。』と考へて、建白書提出にも敢て反對はしなかつたのである。

閣老板倉伊賀守勝靜、まづ政權奉還の上奏文を示し、終れば、大目付永井尚志、一同に向ひ、

『御下問につき、上樣へ直に拜謁して言上せんと存ずる人々はその姓名を記されるやう。勘考を要する向は後日申立てられてもよい。』とて、手控帳を前におく。薩摩の小松帶刀第一に筆を執つてその名を署し、土佐の後藤象次郎、福岡藤次、藝州の辻將曹またその名を記す。續いて備前の牧野權六郎、宇和島の都筑莊藏また名を記す。その餘は皆そのまゝ退き去る。

尙志、入つて手控帳を慶喜に差出す。慶喜まづ四人――小松、後藤、福岡、辻――のみを召し入れる。帶刀、口を開いて言ふ。

『皇國の御爲を思召させ給ひ、大政返上の御英斷、たゞ感激の外なく存じ奉ります。此の上は一刻も早く御奏聞の程願上げ奉りまする。』

辻また進み出でゝいふ。

『帶刀の言上仕りましたるところ、最も目下の時勢に適當するかと存じ上げまする。』

後藤もまた進み出でゝいふ。

『皇國の御爲め、また一つには御家の御爲筋にも、上意の通り速かに御斷行あらせられまするやう願ひ上げます。』

慶喜、『藤次の所存は如何か。』と問ふ。取次役の尙志から、『藤次も象次郎と同意見に御座りまする。』といふ。

慶喜肯きながら、『決心せる以上、明日にもと思へど、明日は朝廷の式日なれば、執達方に差支あるとも思ふ。』と言ふ。

小松帯刀、すかさず、『恐れながら今日の場合、式日なればとて、最早御猶豫あらせ給ふべきにあらず、殿下へ強して執達方を請はせ給ふやう願ひ上げまする。』と述べる。

かくてつひに翌十四日、慶喜は、桑名侯松平定敬を參內せしめて、いよ〳〵大政奉還のことを奏上に及んだ。

臣、慶喜、謹んで皇國の沿革を考へ候に、昔王綱紐を解いて相家權を執り、保平の亂、政權武門に移りてより、祖宗に至り、更に寵眷を蒙り、二百餘年子孫相承け、臣慶喜その職を奉ずと雖も、政刑、當を失ふこと少なからず、今日の形勢に至り候も、畢竟薄德の致す所慚懼に堪へず候。況んや、當今外國の交際日に盛なるより、彌々政權一途に出で申さず候ては、綱紀立ち難く、候間從來の舊習を改め、政權を朝廷に歸し奉り、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ同心協力、共に皇國を保護仕候へば、必ず海外萬國と並立すべく、臣慶喜が國家に盡す所これに過ぎずと奉存候。 猶ほ、見込の儀も有之候へば、申出づべき旨諸藩へ相達し置申候。 この段謹んで奏聞仕候。 以上。

幕府の重臣等は、この奏文が假令朝廷に出たとて直ちに御裁可にはなるまい。多分、『それには及ばぬ。』との御沙汰があらうと實は考へて居た。が、その時の朝廷は、已に幕府側の人々の考へて居るやうなものではなかつた。機略に富んだ岩倉は、慶喜が二條城において諸藩會議を開いたその前(十二日)の夜、私に中山忠能を訪ねて密議を凝らした結果、討幕の密勅を薩摩と長州とへ下すことになつて居て、而も、その密勅は、右の奏文が朝廷に達したと同じ日に、岩倉の手から薩の大久保、長の廣澤に渡されたのである。

朝廷においては、翌十五日、直ちに奏請允許の御沙汰を慶喜へ下された。その御沙汰には、

『祖宗以來御委任厚く御依頼あらせられ候へども方今宇内の形勢を考察し建白の趣旨尤に思召され候間、聞し召され候。尙ほ天下と共に同心盡力いたし、皇國を維持し宸襟を安んじ奉るべし。』

とあつた。慶喜自身もその餘りの速かさに喫驚した。が、幕臣等の憤慨は、慶喜自身の落膽ぐらゐなことでは無かつた。こんな御沙汰の下つたも、畢竟は薩、長の計らひであらう。朝廷の御趣旨が、さうあらうとは思はれぬ。それにしても、この御沙汰を取次いだ公卿等が第一不埒ではないか。有し難きは薩、長の跋扈、それに與する公卿共である。この上は、彼等を倒して君側の奸を除かねばならぬと意氣捲くのであつた。

慶喜は、自身聊か失望の氣味であるところへ、臣下の中には、右の如き不平家のあつて、その取靜めにも困ずるといふ仕合せ。樣々に考へた末、政權を奉還して、尙ほ將軍職に在るは、反つて世間の疑をも買ひ、幕臣等を憤らせる基ともなる所以と、二十四日再び松平定敬を遣はして、將軍職をも辭する旨の書を上つた。

七　討幕の密勅降る

公卿中の一大策士たる岩倉具視は、和宮御降嫁事件以來、黜罰せられて髮を剃り、洛北なる岩倉村に蟄居して居たが、豪邁英氣の人だけに、かゝる時勢を全く餘所にして、禪味を味ひ、風月を樂んで悠々月日を送ることは出來なかつた。天下の有志もまたそれをさせなかつた。身は陋屋に幽居し居れど、心は常に天下の事に關して居た。勤王の志士は岩倉の幽棲に出入して密に大事を謀議しつゝあつた。中にも薩藩士藤井宮內、井上石見等の如く、公卿の間に常に出入する人々は夙に岩倉の幽居に出入して薩藩有志との間に聲息を通じ、維新の大計を畫策しつゝあつたのである。

一方、宰府滯留中の三條以下の五卿は、薩長土筑の諸有志と交はり、西南諸大名を遊說せしめ、

在京の公卿と謀り、內外相應じて事を起さうとしたが、在京公卿中、これ等の大事に與みする程の人なきに窮し居る折柄、五卿に仕へ居たる土佐の中岡愼太郎は、橋本鐵猪の推薦によつて洛北に岩倉卿を訪ひ、時事を談論するに及んで、大に岩倉の爲人に服し、三條岩倉の協和を謀らんの考より坂本龍馬と共に筑府に歸りて、岩倉と謀議せる顚末を三條に物語つた。三條は、これを聞いて、『岩倉は佐幕の大奸物である。今、その岩倉と事を與にするは、余の忍び得ぬ所である。』とて、一時は、反對したが、東久世通禧が、樣々に言ひ宥め、『岩倉卿は遠略ある人、事を與にするには適當である。』と說くに至つて、三條も『それなれば。』と同意し、中岡は更にこの旨を岩倉に告ぐるに及んで、東西相應じて消息を通じ、密かに大事を謀議するに至つた。それが慶應三年四月の頃であつた。

隆盛は、八方に注意を配りつゝ、密々の間に計畫を進めつゝあつたが、茲に今一ついさといふ場合に不便を感ずるは、長州の家臣が、まだ公然入京する譯に行かぬ一事であつた。近衞家その他へ運動して、毛利赦免の御沙汰を幾度か要求したが、一向に逡巡の體である。隆盛は不圖思ひついた。これは一つ岩倉の盡力に待たうと。折柄來合せた中岡を介して毛利赦免の取計らひを岩倉に賴み入つた。岩倉は早速承知して中山卿を說くことゝした。それを機會に隆盛、大久保岩倉は度々會合を重ねて討幕の密議を懲らし、百尺竿頭さらに一歩を進めて討幕

の密勅を岩倉によつて請ひ下すことゝなつた。

十月六日、大久保は品川と共に岩倉を洛北岩倉村の別莊に訪ひ、折から來合せた中御門經之と共に謀議したる結果、まづ薩藩より討幕趣意書を中山、正親町三條、中御門の三卿宛提出し、討幕の宣旨降下について執奏盡力を依頼することに決定した。それが十月八日である。後藤が政權奉還の建白書を提出した五日の後である。

隆盛は小松、大久保と協議し、早速筆を取つて討幕趣意書を起草した。實に堂々たる大文字である。

皇國内外の御危急不可謂の狀態、別紙趣意書を以て申上候通にて、寶祚の存亡に相拘り候御大事の時節、苟安を偸み、傍觀默止難仕、爲國家干戈を以て其罪を討ち、奸兇を掃攘し、王室恢復の大業相遂度不可制の忠義暗合、會盟斷策義擧に相及候に付伏冀くは相當の宣旨降下相成候處、御執奏御盡力被成下度奉願候。

慶應三年丁卯十月

小松帶刀
西鄕吉之助
大久保一藏

中山前大納言樣
正親町三條前大納言樣
中御門中納言樣

趣意書

即今皇國の形勢を推考熟慮するに、乍恐舊臘先帝崩御、新帝御幼弱にましまし、天下諒闇の時に方り、萬人悲歎號泣、實に皇國の御危運御大事無此上候處、近年外患内憂日に月に差迫り、不可謂の御危急、寶祚の命脈存亡に可相係折柄にて、深淵薄氷の心地、晝夜忘寢食苦慮致候次第なるに、於幕府は癸丑甲寅以來違勅調印取結、其餘失體の條々不少、畢竟朝廷へ奉對、君臣の大道を取失ひ就中幕府閣老連署にて、七八年乃至十ヶ年には必然攘夷成功を可遂と御約束、皇妹の降嫁を乞候等欺罔百端、其餘偏執邪曲放肆縱横の政令、人望殆んど盡き、痛怨離叛の極、終に上巳上元の變故或は大和筑波の擾亂と相成、殊に御再討以來、人心洶々、米價騰貴諸色高料民不堪命して、京攝間畿内の商民混亂をも相生じ候に至り、且又防長の儀、甲子冬、尾張總督御征伐として被差向三謀臣首級備實檢伏罪の道相立、解兵相成、朝廷寛大仁恕の御趣意を以て五卿護送大膳父子出府等の暴令を聞き、早々大樹公上洛有之候樣、乙丑三月再應勅命を下し賜りしを、御請も無之のみならず不容易企有之趣を以て、再討として大軍を率ゐ御進發、上洛

參朝の節尙寛裕の聖慮を以て被レ及二御沙汰一候御書面返上、同冬大小監察下藝、一應御糺明有レ之候處、御不審筋無レ之候に、軍勢御引揚も無之、大膳父子蟄居、興丸家督十萬石削地の御裁許被二仰渡一爲二名代一差出置候家老宍戸備後介等拘留に相成、右御沙汰に付ては長防士民數願中、父子迄命にも及ばざる內、期日を刻し問罪の師を被二差向一梗命の者御誅鋤の布告に候處、丙寅六月七日より大島郡へ亂入、無辜の婦人小兒迄擊殺の暴擧よりして始て戰と相成、天下の大亂を引出し、幾許の蒼生を殺し、暴戾慘刻の所爲絕二言語一候次第なり。固より無名の妄擧、條理顚倒の始末、長防士民中に於て堂々たる天幕の旗旆を奉二迎望一道理も無レ之、於レ是天下益々異議を生じ憂國の諸藩尾州、越州、因州、備州、藝州、阿州、宇和島、薩州名分大義を論じ、不レ可レ討の議屢建言致候得共、反て嫌疑に觸れ、同八月强て言上の趣有レ之爲二名代一一橋中納言追討として下藝、御暇迄も相濟候處、九州出兵の諸藩の一左右を以て、忽ち名代發向追討の御斷被二仰立一大樹公喪に依り、兵事見合候樣御沙汰に相成、尙諸藩を被レ召、見込御推問衆議歸着する所を以て、更に御所置可レ被レ成旨被レ遂二言上一、昨冬より追々諸藩上京、及二當春一再應の詔命に奉レ應、於四藩も拜趨致候形行に候處、前件幕府從來の失體より災害百出、事蹟顯然、就中長防再征討の始末、是非曲直、瞭然相分り候へば、大樹公御繼業、御維新の時に被レ爲レ當、善惡邪正の分を以て、御猛省、斷然反正悔悟、天下の公議に被レ爲レ則、朝廷尊奉、百姓撫恤、列藩を親み納諫求治、國事御奮勵被レ爲レ在候へば、拯溺扶顚の御功業相遂げ、皇

國の治可足見と四藩談合決議再三登營の上言上、長防の儀御行掛りの事に候へば、第一大膳父子官位復舊、平常の御沙汰に被及候はゞ御反正の實蹟相顯れ、國內和同一致の基本も相立候筋合候間、次に兵庫開港事件に被及順序可相適旨を以て及評議置候處、終に五月廿二日大樹公參內、兩事件言上、朝廷紛議、衆評御一定に至り兼候得共、強て被遂奏聞無御餘儀御沙汰相發し、全く兩三の御方にて御私決相成候姿に候處、四藩も同樣言上云々、御文言等事實顚倒致し、再三御伺にも相及候。然るに長防寬大の處置早々取計候樣御沙汰の處、不可行妄議を以て、時日を遷延候內、藝州紀伊守も上京四藩同樣の趣意を以て、屢及建言候へども、是亦度外に差置、今日の次第に相及び、實に不堪慨歎痛切の至抑も征夷將軍の職任たるや誠心を披き、公道を布き、撥亂濟世の職を被盡候て社、當然の事に候處、反て列藩の公議を退け、蔽非遂邪の御趣意增長相成候儀、德川氏衰運の然らしむる所以か、將た天下祚宗社之謂乎。今日、大樹公列藩公議の御取捨は御心術の正否に依る所、御心術の正否は皇國浮沈に關する所、皇國浮沈に關係する、何か是より大ならんや。此時に當り苟も安を偷み傍觀默止する時は、益す禍心相募り、朝廷を掌握し、暴政意の如くにして、外患內憂一層の大事に相及び、敗壞不遠、戊午以來皇國今日の大難あらん事を恐れ、憂國の諸藩東西に奔走し、王事に鞠躬して國家疲弊し、終に斃れんと欲して止まず、今般の一擧となる。人事既に至れり盡せり、前件重大の罪跡明かに、御

心術正否著く、皇國浮沈の機燦然たる上は、寸毫も餘論を容るゝの地無之候に付、大義の所在を明にし、王室恢復の赤心を貫徹し、干戈を以て其罪を討し、奸兇を掃攘して國家長久の基を開き、上奉レ安二宸襟一下、萬民塗炭の苦を救濟し、萬死を以て藩屛の任を盡し、累代の鴻恩を奉報度今此兩三藩不レ可レ制の忠義暗合奉二朝命一揚二大義一敢て呑噬奪攘の意端に不レ出の至情を陳述する者なり。

薩藩から右の趣意書を提出した同じ日、薩邸において藝藩の辻將曹、植田乙次郎、寺尾庄十郎長藩の廣澤兵助、品川彌二郎、薩藩の小松、西郷、大久保等相會して、堅く三藩同盟を約し、大久保、廣澤、植田の三士、中山、中御門の兩卿に謁して、三藩の決議書に基づき、重ねて左の覺書をも兩卿に提出した。

一、三藩軍兵大坂着船の一左右次第朝廷向斷然の御盡力兼て奉願置候事

一、不容易御大事の時節に付、爲朝廷擲國家必死の盡力可致事

一、三藩決議確定の上は、如何の異論被聞食候共御疑惑被下間敷事

藝藩の家老辻將曹は、初め後藤の說に傾き、後藤の歸國中薩長の討幕說に贊成し、後藤出京後再び後藤の說に從つたが、十月六日長藩の廣津と、藝藩の植田と相携へて出京して、辻に大に說いたので、藩論再變して右の會合を見るに至つたのである。

翌九日、大久保は岩倉を訪ひ、右の首尾を語つたので、岩倉は別に左の奏聞書を認めて中山から密奏せしめた。

方今、海外萬國大小となく、國力を擧げて富强の術に致し、人智日々相開けて萬里に雄飛し宇内の形勢大いに一變す。是時に當り、皇國の政體制度御革新、萬世に亙りて萬國に臨み、天地に愧づ可からざるの大條理を以て、不抜の御國是を確立し、衆心一致、皇威を海外に宣揚し、中興の御鴻業を施行せらるゝは至大至要の急務と奉存候。抑皇家は連綿として萬世一系、禮樂征伐朝廷より出て候て、純正淳朴の御美政萬國に冠絶たり。然るに中葉以降、覇府大柄を掌握し、文武分岐し、天上の大勢古代とは一變し、朝廷は全く虚器を擁せらるゝの姿にて、萬民は上に天子あるを知らざるの陋習と相成り、愧づ可く歎ず可きもの甚きものに候。夫れ國家紀綱の弛張、人心の離同は、名を正すに始り候は古今の通論に候處、近年幕府に於て失政勘からず、外は各國の條約締結、内は防長の處置等、總て朝廷を脅制し奉りて列藩の公議を排斥し、放肆縱横の政令を施行し、人心離反、禍亂相踵き、遂に今日の體に陷溺し、尚此上私心を以て偏執邪曲の政令陸續と出て、暴威鴟張相成候ては、全く朝廷を擁するの姿にて、一令相發するときは一激を增すの人心に候へば、約り寶祚の御安危に相係り候は必然の御儀と不堪苦心之至候。假令一時無事なりとも、目今萬國の交誼、天地公道の在る所を以て和戰を決し進退

を定むるの際に當り、斯る名分紊亂の制度を以て萬國と相對峙は相成り難きのみならず、皇國内の人心に於ても、亦片時も居合相付き難く、内外實に容易ならざる危急の御大事切迫の御時節なるを以て、斷然と征夷將軍職を廢せられ、大政を朝廷に收復し、賞罰の權、與奪の柄、皆朝廷より出でゝ大に政體制度を御革新在らせられ、皇國の大基礎を確立し、皇威恢張の大根軸を確立せられ度、非常の御英斷を以て、速に朝命降下相成候樣奉レ願候事。

十月　　　　臣　友　山

岩倉のこの奏聞書こそ、王政復古の斷乎たる英斷を仰望したるもので、實に討幕の宣旨降下について薩長の運動に多大の援助を與へたものである。署名の友山は具視の入道名である。十三日、愈勅書降下のことに内決し、十四日正親町三條實愛が大久保と廣澤とを共邸に召して討幕の詔勅を交付された。

薩藩に下された討幕の密勅は次の如きものである。長藩へ下されたのは十四日付であるが、詔勅は同文である。

左近衛權中將源久光
左近衛權少將源忠義

詔、源慶喜藉二累世之威一、恃二闔族之強一、妄賊二害忠良一、數棄二絶王命一、遂矯二先帝詔一而不レ懼、擠二萬民於

溝壑而不顧、罪惡所至、神州將傾覆焉。朕今爲民之父母、是賊而不討何以上謝先帝之靈、下報萬民之深讎哉。是朕之憂憤所在、諒闇而不顧者、萬不得已也。汝宜體朕之心、殄戮賊臣慶喜、以速奏回天之偉勳、而措生靈于山嶽之安。此朕之願、無或懈。

慶應三年十月十三日

正二位藤原忠能
正二位藤原實愛奉
權中納言藤原經之

續いて桑名會津に對しては次の御沙汰書を下された。

右二人久滯在輦下、助幕賊之暴、其罪不輕候。依之速可加誅戮旨被仰下候事。

十月十四日

會津宰相
桑名中將
忠能
實愛
經之

右の書物に對し、兩藩在京の重臣各三名連署して十四日直ちに左の如き請書を差出した。

當節不容易御危急の砌、爲皇國不被爲顧忌諱、御内々御盡力確定不拔の叡慮被爲伺取、勅書降

下兩藩深御依賴被爲思食候御旨趣奉謹承卑賤の小臣等不奉堪感激流涕奉存候。早々寡君え報知決定の宿志益以貫徹仕抛國家堂々大擧仕奉安宸襟候。此段盟天地御受仕候。誠惶頓首。

慶應三年十月十四日

廣澤兵助
福田俠平
品川彌次郎
小松清廉
西郷隆盛
大久保利通

中山前大納言様
正親町三條前大納言様
中御門中納言様
岩倉入道様

八　忠義を奉じ大兵を率ゐて上る

討幕の密勅は既に薩、長に下つて居る。慶喜は大政を返上し、將軍職を辭した。幕府に同情をもつてをる公卿及び藩臣等は、將軍が職を辭し、大政を返上したる以上、討幕の必要は無いといふ意見もあるが、隆盛の考はさうではない。假令、將軍が職を辭しても、大政を奉還しても、幕府は、尙ほ多くの兵と土地とを所有して居る以上、決してその勢力を挫いたとは謂へない。何時、如何なる事を謀つて再び政權を握るに至るか知れない。兵と土地とは、幕府の實質である。形式の上で、王政維新だと言つた所で、事實において天下を支配する勢力が幕府に存して居るのでは何にもならぬ。と言ふのである。

幕府の實質を根本的に失はしめ、王政復古を斷行するには土地人民を一切朝廷に收めなくてはならぬ。領土返納を幕府に迫るのが王政復古の實質運動である。領土返納を迫るには朝議を開いて決せねばならぬ。が、朝議を開くとしても、十分、見込の立つやう、それまでに有力なる公卿及び諸侯の間を纏めておかねばならぬ。朝議の結果、領土返納を幕府に迫つたとして、幕府が直にそれに應ずるならば、至極結構、兵火を見ずして王政復古の實は擧がる。けれど

も若し、幕府のそれに應ぜぬ時には………。恐らく應じ得ぬであらう。その時には、違勅の名義を以てこれを討たんければならぬ。出兵の準備、これが何より急務である。

と、かう考へて隆盛は、長州の廣澤、福田及び小松、大久保と共に、十月十七日京都を發し、大阪より藝船萬年丸に乘じて歸國の途についた。言ふまでもなく、討幕の密勅を奉じての歸國である。廿一日、三田尻に上陸、廣澤の發議で、薩藩の三人も、一寸、山口へ立寄つて、毛利父子に拜謁することゝなつた。毛利父子は、薩摩の名臣が三人まで同道して立寄つたといふので、非常な滿足、出來る限りの心を盡して款待した。さうして、討幕のために兵を出すことについても喜んで同意した。廣澤、品川等は直ちに出兵の準備にとりかゝつた。

在京薩藩の巨頭小松、西郷、大久保は、その夜直ちに山口を出發し、廿四日三田尻より乘船、鹿兒島に歸り着いたのが十月廿六日である。

直ちに、久光及び忠義に謁して京都の事情を報じ、討幕の密勅を示して藩主の上京と出兵を促した。一藩の運命を堵しての大事業である。囘天の鴻業を殆ど薩摩一國の力で脊負つて立たうとするのである。老臣中には反對もあつたが、久光及び忠義の決意が堅固だつたので遂に藩論を纒めることが出來た。

慶應元年十一月十三日、藩主忠義自ら三千の兵を率ゐて海路征途に上る。薩南の天地を震

擁して征途に上る。

　将士三千、軍艦春日及び武賀せる翔鳳、平運、三邦の三汽船に分乗し、島津伊勢、岩下方平之を統率した。忠義の本営は三邦丸であった。小松は病により鹿児島に残り、大久保は土佐侯容堂及び後藤等の上京を促すため高知に立寄って上京することになった。三旦頭の中隊當のみ番兵に随従した。斯くて軍艦春日は十九日三田尻についたが、他の二艦は風波の為に後れ遅着し、三邦丸は十七日同地に着した。十八日忠義は長州世子毛利定広に会見した。隆盛は、此の日、三田尻において藝藩の片野十郎、長藩の楫取素彦、山田市之丞等と出兵に関する部署を合議協定した。

一、薩、長、藝三藩の兵は大阪を根拠とする。
一、根拠守衛は薩藩の二小隊へ長藝の内何れか加はる。
一、薩侯の御一手は京都を専任とする。
一、長藝の内の一藩は京都を應援する。
一、薩侯御着坂は二十一日　二十三日入京。長藩の先鋒は二十九日を以て三田尻を発し、二十八日西ノ宮へ着、薩藩より京都の模様報告の上進入のこと。

かくて隆盛は、協定の如く、忠義と共に三千の兵を率ゐて廿日大阪着、二十三日入京した。其

藩の兵と共に二十九日には西之宮に着した。[illegible]
出て、隆盛の手廻しによつて、[illegible]
は[illegible]
隆盛は、京都に着すると、直に[illegible]
一議論する所あり、さらに[illegible]の山口、[illegible]
日と決定した。

九 坂本、中岡暗殺さる

隆盛は上京して、最も驚くべく、[illegible]一の出来事の[illegible]を知つた。他ではない。十一月十五日の夜、坂本竜馬と中岡慎太郎の二人が、[illegible]の手に斃れたといふことである。

大政奉還問題について、[illegible]た動機を作つた[illegible]の行動さへ、[illegible]恐らく、それが為めであつたらう。十一月十[illegible]

五日の夜坂本、中岡の二人、河原町なる醬油店の二階で何事か密談して居た折柄、信州松代から來たものであるとばかりで、名を言はずに案内を請うた曲者、案内の男が二階に上らうとする所を後から飛びかゝつて斬り發し、直に二階へ踏み込んで坂本、中岡の二人を斬つて行方を晦ました。二人は不意のことゝて如何ともすることが出來ず、手を負うてそこに斃れた。その夜は二人とも一旦氣がついたけれども、深手のためにそのまゝ歸らぬ旅路を辿つてしまつた。坂本三十三歳、中岡は三つ下の三十歳であつた。刺客は近藤勇とその盛名を競うてゐた會藩士佐々木唯三郎とその配下六人のものどもであつた。

隆盛はこの話を耳にした時、『殘念なことをした。』の一語を發したばかりであつたが心の中では泣いた。薩長聯合のために我が身の危きをも忘れて盡力してくれた二人、岩倉と三條との間を和らげるために盡力してくれた二人、その二人が、揃ひも揃つて同時に斃れた、而も刺客の手に斃れた。二人の働き甲斐が、今や事實に現はれようとする瞬間において。あゝ何たる恨事であらう。土佐に人物は乏しくない。けれども、この二人ほど公平に、また熱心に國家のために盡力した人はない。中にも坂本は、當時第一流の人物、曠世の大才であつたものを。

隆盛が兵を率ゐて上京した時の京都の輿論は、土佐の福岡孝悌等溫和派の意見が支配して

ゐるかに見えた。土佐の意見といふのは、公卿に謀つて諸侯の意見を諮問し、慶喜を政治の首位におき、公議輿論を以て國論を一定しようといふのである。

越前の春嶽は十一月八日を以て入京してゐたが、土佐の福岡等の意見に共鳴し、尾張、肥後を春嶽から說き、藝と薩へは土州から說く、藝州が贊成するならば、藝州から因幡、備前を遊說さするといふ陣立で、盡力斡旋をさく怠りなく、幕臣梅澤孫一郎、永井尙志などもこの運動に共鳴し、肥後、尾張また大に之に贊成する。在朝の公卿また多くはこれに贊成盡力することゝなつた爲め、本來復古派の公卿中山、正親町三條などさへ、その說にやゝ傾き氣味であるといふのである。

『これは大變である。』と隆盛は思つた。『こんな俗論が力を得ては折角の革新運動が臺無しになつてしまふ。大政を奉還した。將軍職を辭退した。としたところで、慶喜が政治上の首位にあり、その慶喜が依然として土地を領有してゐては、幕府は依然として存在することになる。形式のみ復古しても、實質の復古には決してならぬ。政治上の權力を慶喜が握つてをる限りたとへ、公議輿論を口にしても結局、すぐに後戻りし、すぐ幕府が甦つてくるに定まつてゐる。此は一刻も打捨てておくわけには行かぬ。』と。岩倉もまた同じ意味で非常に憂慮してゐたので、大久保とも相談して中山その他の公卿に入說し、土佐の俗論に迷はされぬやう意を用ひ、十

二月二日、大久保と二人で後藤を訪ねて、大號令渙發のことを話したところ、後藤は、「自分としては贊成であるが、藩論としては同じかねる、容堂も八日には着するから、容堂の意見を聞いて定めたい」といふ。十二月四日岩下の邸に大久保、吉井、伊地知等と會合して斷然土佐の意見を排し、場合によつては薩摩一國の力をもつてしても徹頭徹尾尊王討幕の目的を大成すべく決議したが、九日に至つて、後藤から、大號令渙發の日取を容堂着後にしてくれと申込んだので、六日、大久保の寓に岩倉、岩下、吉井、伊地知等と會合して、九日に延期のことを決定し、その旨土佐の後藤に通じた。　さらに七日、岩下の邸に大久保と會し、八日、次の意見書を岩倉の手元まで差出して岩倉および中山、中御門、正親町三條等諸卿の決心を強めしめた。

今般以御英斷王政復古の御基礎被召立度御發令に付ては、必一混亂を生候哉も難奉圖候得共、二百有餘年の太平の舊習に汚染仕候人心に御座候得者、一度干戈を動かし候て、反て天下の耳目を一新、中原を被定候御盛擧と相成るべく候得ば、戰を決候て死中活を得るの御着眼最急務と奉存候。　乍然戰は好で不可成事は、大條理に於て不可動者に可有御座候。　然るに無事にして朝廷上の御盡力貫徹、太政官代三職の公論を以て、大政を議せられ候日に至り候ては、戰よりも亦難とすべく、創業より守成の難易論定し難く、俊傑の士に於ても後世識者の評を免かれ申さず候。　況んや衰態の今日に於てをや。　詳考深慮、御初政の一令を御誤り不相

成候儀第一の事に奉存候。就ては德川家御處置振の一重事、大略の御内定奉伺候處、尾越をして直に反正謝罪の道を爲立候樣、御諭を以て周旋命ぜられ候儀、實に至當寬大の御趣意奉感服候。全體皇國今日の危に至り候事、大罪の幕に歸するは論を待ずして明なる次第にて、既に先々月十三日、云々御確論の秘物の御一條迄に被爲及候御事に御座候。此末の論相起り候とも諸侯に列し、官位一等を降し、領地返上、闕下に罪を奉謝候場合に不至候ては、於公論相背き、天下人心、固より承伏可仕道理無御座候間、右の御内議は斷乎として寸分も御動搖不被爲在、尾越の周旋若し不被行候節は、朝廷寬大の御趣意を奉ぜず、公論に反し、眞の反正たらざるもの顯然に候へば、早々朝命、斷然右の通り御沙汰可相成儀と奉存候。右御定議より下ての御處置振は、公論條理上に於て更に有御座間敷、若し寬大の名被爲付、御處置共當を被失候へば、御初政に條理公論を御破り相成候筋にて、朝權不振は論ずる迄も無之、必ず昔日の大患を生じ候儀相違無御座候。若し御趣意の通り、眞の反正を以て實行舉り、謝罪の道相立候上は、無御顧慮御採用可相成事は勿論に御座候。前條御尋問に預り、尙ほ修理大夫趣意を奉じ、評議の形行奉申上候。一點の私心を以て、大事を不可論は兼て奉言上候通りにて候間、宜敷御熟考、外三卿へ御斷決被爲在候樣御示千祈萬禱仕候。頓首謹言。

十二月八日

十　大詔煥發──小御所會議

慶應三年十二月九日、王政復古の大號令は煥發せられ、同時に主上は宮中小御所に出御まし
まし、王政第一次の御前會議を開かせられた。

熾仁親王、晃親王、嘉彰親王を始め奉り、中山忠能、三條實愛、中御門經之、大原重德、萬里小路博房長谷信篤、岩倉具視、橋本實梁の諸卿は、第二の間に西に向つて坐せられ、徳川慶勝、松平慶永、淺野長勳山内容堂、島津茂久の五侯は、同じく第二の間に東に向つて坐し、丹羽淳太郎、田中邦之助(尾藩)中根雪江、酒井十之丞(越藩)後藤象次郎、神山左多衛(土佐)辻將曹、櫻井與次郎(安藝)大久保一藏岩下左次右衛門(薩藩)等は第三の間に居流れた。

一同、座が定まると、中山忠能、先づ起つて、聲朗らかに開會の趣旨を宣す。

徳川慶喜、旣に政權を朝廷に返上し、征夷大將軍の職を辭したるを以て、その請を允し給へり。因つて茲に、王政の基礎を鞏固にし、萬古不拔の國是を確定し給はんとす。各々聖意を奉體して、以て公議を盡さるべし。

暫くは、水を打つた如に靜まりかへつて、咳拂ひ一つするものもない。

――小御所會議、この會議が開かるゝまでの筋道を、こゝで一寸概說する必要がある――。

德川慶喜が大政奉還を奏聞に及んだ日は、討幕の密勅が薩、長に下つた日であつたことは既に述べた。岩倉は十一月八日、洛中住居を允されて、本邸に歸つた。その後は專ら隆盛、大久保等が商議して、新政府組織及びその發表の順序を畫策しつゝあつた。

一方、土佐の後藤は、西鄕から領土返納の相談を受くるに及んで、薩、長の專橫を未然に拒がう考から、在京諸侯の聯合を畫策し、堂上の間をも說き廻つての大奔走を始めた。それやこれやで、新政府組織發表期が段々遲れる。岩倉は、不測の變を生ぜんことを恐れて、一日も早くと思つたが、種々の故障で、遂に九日まで延びたのであつた。

岩倉は、その前日即ち十二月八日、尾、越、薩、土、藝五藩に召命を傳へ、自邸において重立つた藩臣を引見し、『今回、具視等へ內勅を賜はり、王政復古の大策を斷行し給ふ事となつた。尾、越、薩、土、藝の五藩は、從來勤王の志篤きを以て、深く御依賴あらせ給ふの叡慮より、未發の大事を腹藏なく明示して、圓滿に復古の大策を遂行せられんことを宸念し給ふを以て、五藩宜しく、奮勵事に從はれたい。』と述べ、更に禁闕守衞部署令並に參內注意書を示した。其注意書によると

一、卯一點必ず參朝のこと。

一、同刻兵士繰込のこと。
一、大門を閉ぢ、穴門より通行のこと。
一、公家門御臺所御門の外は准后御門と雖も悉皆閉切のこと。但守衞兵士通行の儀は格段のこと。
一、參朝差止の公卿見誤らぬこと。
一、當公卿參朝の節主人の外家來向すべて御門外限り入るを許さざること。但し隨身もの或は文通の類は、使當仕丁等にて非藏人口へ傳達のこと。
一、三職家來鑑札を以て通行のこと。
一、御門御門の出入人體見定めのため非藏人二人出張のこと。
一、會津、桑名、藤堂、大垣見廻り、新撰その外斥候のこと。
一、非常の儀これあり、注進の儀出來の節は四方とも非藏人口へ申出づべきこと。但、非藏人口南候の間堂上非藏人詰これあるべきこと。
一、各藩屯所、並に從者休息等のこと。
　日華門外廻廊、月華門同斷、承明門同斷
等のことまで事細に書いてあつた。

この日、二條攝政は、親王、公卿、在京諸侯を召して防長處置について議せられてゐた。旣に上京の途にある長州兵を入れるか入れぬかについての協議である。在廷の公卿たちは多くは入れるといふ意見、會津容保、桑名定敬等はみなこれに反對である。越前春嶽も、『諸侯の衆議を盡した上でならば兎に角諸侯の會議に先つて毛利赦免を決し、長州兵の入京、五卿の歸洛を許すはよくない。』といふ意見。議論百出、夜に入つて決する所なく、九日の午前四時に至つて漸く、毛利父子の勅勘赦免のことは追つてこれを取計ふ。それまで、長人の入京を差止めおくといふに決した。

かくて、二條攝政齊敬以下みな退出となつたが、さて、中山忠能、正親町三條實愛の二卿は退去せずして宮中に止まる。慶應三年十二月九日の未明、夜は明けんとして未だ明け放れざる午前五時である。こゝに維新の分水嶺がある。歷史の幕の大きな暗轉がある――。

中山、正親町三條の二卿は、筋書通り、先づ、岩倉具視の邸に、千種有任を勅使として、遣はし、

今度思召を以て蟄居を免ぜらる。直に復職參朝之あるべき旨、仰出され候事。

との命を傳へる。同時に長州の處分に關して、

今度大樹政權を歸し奉り、朝廷一新の折柄、彌々以て天下の人心居合相付かざるに於ては、追

追復古の典も行はれ難く、深く宸襟を惱まされ候、且つ先帝御元服並に立太后等追々御大禮行はせられ、且又先帝御一周忌に相成候に付、當更人心一和專要に思召され候間、去年來長時の事件、是非之あり候へ共、寬大の御處置在らせられ、大膳父子、末家等入洛を免され、官位元の如く復され候旨、仰出され候事。

との御沙汰書を下し、淺野紀伊守茂勳に命じて、長州へ傳達せしめある。更に三條實美以下の放免に關して、

頃年天下紛亂、人心不和を生じ、況や今外國の交際日に隆にして、國家の安危危急の秋に候、然るに今度朝政一新、追々舊典復古、列聖御遺志を行はせられ候時節に候間、人心一和を先務と遊ばされ、近年出閣の輩を復せられ、往々隔意なく、人和一齊し、沿革大政、內を整へ、外を制するの良策相立つ可く、思召され候間、前過を寬恕し、上下和親し、皇國の維持保すべき事。

との御沙汰を下し、實美及び三條西季知、東久世通禧、壬生基修、四條隆謌に對しては、復位入京を命じ、故錦小路頼德に對しては、官位を復され、存否不明の澤宣嘉に對しても、勅勘を免される。

さらに九條前關白尚忠、久我前內大臣建通、千種有文、富小路敬直の蟄居を免じて、復飾を命じ、滋野井實在、滋野井公壽、正親町公董、鷲尾隆聚等の蟄居を免される。すべて的皆通りである。

午前八時過ぎる頃、岩倉具視は、王政復古の初期に關する諸文案を一函に納め、これを齎らし

て參朝する。その時すでに、禁闕諸門の守衛は全く備つてゐる。

中山、正親町三條、岩倉、中御門の四卿、御前に進み出でて、曩日親裁を仰ぎし王政復古の大典を本日發表すべき旨を奏し奉る。

主上は、親王、公卿、諸侯を御學問所に召させられ、各々國家のために盡力すべき旨を勅宣し給ひ、諭告文を發せしめられる。

德川內府、從前御委任の大政返上、將軍職辭退の兩條今般斷然聞召され候。抑も癸丑以來、未曾有の國難、先帝頻年宸襟を惱ませられ候御次第、衆庶の知る所に候。よつて叡慮を決せられ、王政復古、國威挽回の御基本立てさせられ候間、自今攝關幕府等廢絕、即今、總裁、議定、參與の三職を置かせられ、萬機行はせらるべく、諸事、神武創業の始めに原き、縉紳、武弁、堂上、地下の別なく、至當の公議を竭し、天下と休戚を同じく遊ばさるべき叡慮に付、各々勉勵、舊來驕惰の汚習を洗ひ、盡忠報國の誠を以て奉公致すべく候事。

同時に新政府の組織は、次の如く發表せられる。

總裁　有栖川宮　（熾仁親王）

議定　仁和寺宮　（嘉彰親王）　山階宮　（晃親王）

中山前大納言（忠能）　正親町三條前大納言（嵯峨實愛）　中御門中納言（經

之）　尾張大納言（慶勝）　越前宰相（慶永）　安藝少將（長勳）　土佐少將（豊信）　薩摩少將（忠義）

參與　大原宰相（重德）　萬里小路右大辨宰相（博房）　長谷三位（信篤）　岩倉前中將（具視）　橋本少將（實梁）　尾藩三人　越前三人　薩藩三人　土藩三人　藝藩三人

この外後宮妃嬪への命告文をも發せられ、且つ、公武派の公卿二十餘人の參朝を停めて謹愼を命ぜられ、會津藩の蛤門警衛、桑名藩の公家門警衛を免ぜられた。

王政維新の大號令は實にかくして煥發せられ新政府の組織は成つた。德川家を如何に處分すべきか、これが殘れる大問題である。今、小御所會議の開かれゐるのも實は、この大問題を決せんがためである——。

——寂寞を破つて、

『恐れながら……』一轉高い聲が一隅より聞える。土佐の山内容堂である。一同の視線は期せずしてその方に集まる。

『王政一新の儀は四民擧つて喜ぶ所、一人の不服もあるまいと存ずる。が、永年の間續き來つ

た武家政治を一變して王政を布くには、務めて、公平無私を旨とせられたい。然るに、自分、今朝參內の砌、九門の堅め嚴重にて警衞の武士の物々しさ、何の必要あつてか、この儀伺ひたう存ずる。尙ほ、この席には德川慶喜を始め、會津中將、桑名越中の見えぬは如何なる次第であるか。承り及ぶ所によれば、私に、討幕の陰謀を企てられるとか、自分は、昨日をもつて着京したるゆゑその邊の仔細分り兼ぬれば、それらのこと、豫め承知いたしたく存ずる。』

語氣は頗る荒い。

『山內侯の御辭ではあるが。』と大原重德、『德川內府、政權を奉還したとは言へ、その意、忠誠に出でたるか否か、頗る疑はしい。姑らく大議に參與せしめぬが、この場合至當と心得る。』

『疑ひがあるからとて、左樣な取扱ひをなさるゝは、公明正大なるべき王者の道ではあるまい。德川內府は、祖先繼承の霸業を自ら棄てゝ政權を奉還し、以て國家の治安を永久に圖らんとせるもの、その忠誠誠に嘉みすべきものがある。然るを今、かくの如き陰險なる處置に出でらるるは、反つてその心を激せしめ國家の治安を害ふ所以かとも存ずる。廟堂に事を行ふの人、幼沖の天子を擁して權柄を擅にせらるゝ如きは、實に天下の亂階でござらうぞ。』

一語は一語より銳き容堂の苦言。岩倉は膝を進めて、

『山內侯の言葉とも思はれぬ。皇上不世出の英材を以て王政復古の大事を決行し給ふ。今

日のこと悉く宸斷に出づるのである。幼沖の天子を擁して權柄を擅にするとは、聖上に對して不敬でござらうぞ。この席を何と心得をらるゝ。お控へなされ。』

容堂は實は、昨八日着京して後藤よりその後の形勢を聞き取り、討幕の密謀顯著なるを知つて、憤りの餘徹宵、鬱を酒に散じようとした。その酒氣のまゝでの參朝。言葉の荒いもそれがためであつた。が、『不敬でござらうぞ。』の一語にハツと我にかへり、その失言を謝して控へた。

『恐れながら……』春嶽は口を開いた。『山内侯は聊か激して居らるゝと見える。ためにその言粗暴の嫌がある。けれども、刑罰を後にして德義を先にすべしとの大趣旨は、我等もまた然あるべく存ずるところ、願はくはこの際德川内府を召出され、この會議に與らしめられてはいかゞであらうか。』

春嶽は後藤の奔走周旋の結果德川氏寛典のために働らかうと約束した、それがための言葉である。

『越前侯の御言葉にはござれど、我等それには同意いたし兼ぬる。』岩倉は、こゝぞと聲に力を入れて論じ始めた。『家康覇府を開いて泰平を致し蒼生を安んずる二百七十年、德川氏の功素より小なりとは言はぬ。なれども、子孫その功に誇り、威權を弄して、上は皇室を凌罔し、下は公

卿諸侯を脅制し、ために大義名分、地に墮つるに至つた。殊に嘉永癸丑以來、勅言に違背し、綱紀を紊し、外は擅に歐米諸國と盟約を結びて交通貿易を行ひ、內は憂國の親王、公卿諸侯を幽囚し勤王の志士を戕害したるのみならず、防長再征の役を起して亂階を成し、禍を社稷に歸するの罪また誠に大なりと謂はねばならぬ。されば、德川內府にして若し自ら責むるの赤誠あらば大政奉還と共に、土地人民をも返納して、以つて王政維新の大業を翼賛すべきであるに、單に政權てふ虛名をのみ奉還して、土地人民てふ實質を自ら保有し居る、その心術の正邪は問はずして明である。何とて今、俄に大議に參與せしめられようぞ。されば、朝廷においては、先づ以て官位退讓、土地人民還納の二事を諭して、これが實行を迫り、自ら責むるの誠あるか否かを確め赤誠ありと認めたる上にて、始めて廟議に參與せしめても決して遲くはあるまいと思ふ。』

大久保は岩倉の言葉を受けて起上つた。

『土、越二侯の御言葉は、內府公の心術如何を確められてのことか。徒に空言を以て正邪を爭ふよりは實行に徵するが何よりと存ずる。內府公果して退官納地の朝諭を奉じ、それを實行せらるゝならば、その誠心の存する明なれば、宜しく廟議に列らしむ可きである。が若し、その朝旨に背くあらば、心中譎詐を懷くものと見て速に罪を聲して討伐するに若かずである。』と言ひ放つた。

『我々の議論であるが……』後藤は起上つた。『今日の大議に内府公を召されぬは、どうあつても公明正大の處置とは思はれぬ。拙者は、重ねて岩倉卿、大久保氏にお尋ねしたい。心中一點の疚しき所もなくて斯く仰せらるゝかどうか。拙者は、今日のこと、すべて陰險なる企圖に原くと思ふが如何であらう。』

後藤は内面の事情を最も明白に知つて居る一人である。かう斬込まれては流石の岩倉も躊躇せざるを得なかつた。が、屈せずして更に抗論を續ける。大久保は性來の雄辯を揮つて後藤に對して論陣を張る。議論はますます紛糾する。色分から言へば、尾張、越前、土佐の主從は容堂の說に賛し薩摩、安藝の主從は岩倉の說に賛する。兩派の論爭激越に赴き、容易に片付きさうも無い。中山忠能、この形勢を見て大に憂慮し、俄に席を離れて兩三人と密語し始める。岩倉はこれを咎めて、『聖上、親臨まし〳〵て、群議を聞食させ給へるに、妄に席を離れて私語すべきではない。各々肺肝を吐露して、當否を定められたい。』と窘める。中山が顔を紅らめて席に復つた時、主上より、暫時休憩せよとの御諚。

隆盛は、この朝議には席を列せず、大久保に一切を讓つて、自分は外にあつて、各所の警戒諸軍の指揮諸藩動靜の注意等に奔走して居た。岩下は、右の形勢を見て大に憂慮し、外部警衛の任に當つてゐる隆盛を非常人口にわざ〳〵呼び出だし、此のところ如何に處置すべきかについ

て、隆盛の意見を求めた。
隆盛は泰然として言つた。
『今となつては、口舌では埒が明かぬ。最後の手段を取つて頂きたい。と岩倉さんに言つて下され。』
岩下は、直に入つて岩倉にこの事を告げた。岩倉は、これを聞いて靜に首肯き、短刀を懐にして、藝州侯淺野長勳の控席へ行き、已が決意を告ぐるのであつた。――若し、山内侯が堅く執つて動かぬならば、別室に召んで耦刺へて死ぬる、亡き後のことは宜しく頼むと。淺野、大に驚き辻將曹を召んで急ぎ後藤を說かしめた。後藤も聞いては默つて打捨てゝ置く譯には行かぬ。遂に容堂を宥めて、歸邸せしめた。かくて、午後の會議の結果、遂に岩倉說が勝を制して、聖裁を仰ぎ、退官納地のことを尾、越二侯より諷諭せしめ、慶喜自身より、進んで退官納地を奏請せしめようといふことになつて議事は全く終つた。それが九日の夜の十二時頃であつた。

十一　退官納地の勸誘――長兵入京す

翌十日、尾張慶勝、越前慶永の兩侯は二條城へ登城した。城に詰めて居る幕臣は、非常に憤慨

して居る。慶勝は、征長總督の大任を負ひながら朝敵假裝の降服を容れて擅に兵を還したために今日あるを致したのである。慶永は、政治總裁の重職にありながら、宗家の覆滅をも顧みぬ無責任者である。今日何のための登城ぞと、眼を瞋して二人を睨む。中には大聲を發して惡罵する者もある。が、二侯は忍んですつと通つた。慶喜公は、人を却けて衣冠を正し、正殿において對面した。二侯は隨分言ひ難くもあつたが、思ひ切つて退官納地の內諭を傳へた。慶喜公は暫く考へた末、『城中の人心激昂し居れば、今遽に決し難い。』と答へた。二侯も、人心激昂の實情を目擊し居ることゝて、強ひて勸むることも出來ず、直に引取つてその由を復命した。西鄕、大久保等は、土地、人民を還す還さぬが、問題の中心である。一日も早く、この點を明瞭にせねばならぬと抗議した。春嶽侯は城中の實情などを說いて、『今一度諭して見るまで待つて貰ひたい。』と賴んだ。

十二月九日、長州の先鋒凡そ七百人攝津打出濱に上陸し、西之宮に陣して京報を待つてゐた。折から長州兵が入京して來て、『九門內外見廻り、緩急に任せ精勤あるべし。』との命を拜した。といふのは薩の大山彌助（後の巖侯）は隆盛の旨を含んで八日の朝西之宮に下り、豫て上陸して居た長兵に、即刻進發せよとの命を傳へた。そこで、山田市之進は直に兵を率ゐて西之宮を發

した。その途中、更に隆盛からの手紙を受取つた。

『一翰呈し候。今夕景別紙の通り、仰出され候。明朝闕門御通行の節、御談判の御用にも相成るべくと相考へ候に付、早々寫を以て差上げ申候。』（十二月八日夜）

とあつて、毛利赦免の勅諚の寫が添うて居た。毛利赦免のことは、九日の朝朝議によつて決したのであるに、八日付の手紙の中に、これが入れられてあつたのである。當時政治舞臺暗轉の大計畫は、全く隆盛と岩倉、大久保三人の手によつて演ぜられて居たのである。

長州兵の入京は、討幕派の氣勢を一段と强めた。と同時に、幕府麾下の士並に會、桑の兵をしてますます憤怒せしむることゝなつた。憎き薩長の振舞かな。一味の公卿を取込んで、朝命を矯め、退官納地を迫るなどとは無法も甚しい。尾、越兩侯の如きは、たゞこれ等の手先に使はれて居るのである。憎むべきは薩長である。退官納地がさう容易く出來るものか。寧ろこの際、戰を宣して、薩長二藩を挫き、君側の奸を除くが國家のためであるとて、鼎の沸くがやうな大騷動である。慶喜公も、今は心を決する外はないと、遂に十二日の朝、春嶽、慶勝兩侯を招いて

『昨日來段々と評議を凝らしたが、諸人の憤激甚しく、如何とも取鎭め難いのみならず、君側の奸を一掃して天下を淸うするが幕府の役であるとて、予の意見を全く用ひない。就いては、この度の儀は、殘念ながら、事の成行に任さうと思ふから、兩侯においても、さやう心得て貰ひたい。』

と言ひ渡し、そのまゝ大阪城へ引揚げて了つた。續いて慶喜から奏文が出る。政府からは慶喜の無斷下阪を詰る。後藤から上書が出る。岩倉がそれを握り潰しにする。二十七日には三條實美以下の五卿が入京する。幕臣はいよいよ憤激してますます騷ぎ立てる。その間に長州の後續隊が續々入京する。陰雲濛々、京阪の空を蔽うたまゝ、歳は暮れて慶應四年の正月となつた。

第十四章　戊辰戰役時代（一）

一　江戸の薩邸燒打さる

隆盛は、朝賀から歸つて、諸方面からの報告を調べて居ると、出羽秋田藩の高瀨權平、楠英三郎といふ二人が、薩邸留守居方附役の遠武吉二のところへ來て、江戸の薩藩邸が、燒打にせられたといふことを知らして來たといふ。隆盛は、藩邸の燒かれたこと、多少の死傷者を出したことよりも、幕府の左樣な亂暴を敢てするのは、反つて、大事決行には都合がよいと心窃に喜んだ。

薩邸の燒打ち、それは、どうして起つたかといふに、土佐の板垣は江戸から上つて來て、隆盛の討幕意見に贊意を表し、自ら歸國して出兵準備に取掛ることを約したのであつた。板垣は、江戸に在る頃、水戸その他の浪士を潜匿扶持して居たが、この時隆盛にそれを打明けて、歸國する

間、薩藩に引取つて貰ひたいと賴んだ。隆盛は快く承諾した。浪士等は、爾來、薩邸(江戸の)內に潛み居て、更に多くの勤王浪士を招集しつゝあつた。隆盛は思ふ所——場合によつては東西呼應して事を擧ぐる場合の基礎勢力とするつもり——あつて、これ等の浪士を統督するために薩南よりとくに伊牟田尚平及び益滿休之進等を招き、江戸に遣はして、有事の日には、關西軍と相應ぜしむるやう盡力せしめた。このことについては、藩の重役たちも承知の上のことであつたのである。伊牟田等は、出京後同志の糾合に專心した。藩主島津の名を以て、天璋院樣守衞のために諸浪人を召抱へるといふ屆出をしておいて、公然浪人募集をやつたりした結果、幕府旗下の不平の徒も多く加はり、十一月末にはその數よほど多きに及んだ。これ等の浪士は、日夜、市中を徘徊して暴掠を擅にし始めた。ために、江戸市中の物騷一方ならず、幕府は、譜代大名若干名、五千石以上の麾下若干名を以て市中を警衞せしめ、暴徒の取締を嚴重にした。偶偶十二月(慶應三年)二十二日、江戸城西丸の炎上があり、幕府は、恐らく浪士等の所爲であらうとて薩邸に對し、諸浪士の引渡しを請求した。薩藩邸留守居篠崎彥五郎、益滿休之進等は、本來、浪士と結托し居ることゝて、幕府の請求にはいつかな應じない。浪士等は市內の取締嚴重にして、その暴行を逞しうし得ざるを怨み、取締諸藩の首班たる莊內藩邸に發砲した。そこで、警衞諸藩の士は大に憤慨し、薩邸を討伐して浪士を逮捕せんとし、十二月二十七日、遂に、大兵を以て

薩邸を包圍し、佛人砲兵ブリュ－ネの方策に從つて、猛烈に砲擊した。
統督伊牟田尙平は、その拒ぎ能はざるを知るや、浪士六十餘人を率ゐて、邸の南方上山藩の攻擊場所を突破して品川に走り、折から碇泊中の薩艦に投じ、錨を揚げて攝海に逃れ、正月二日を以て兵庫港に入つた。

二　三職會議――戰機漸く動く

大阪城中では、その後、平和論勝を制し、漸く、尾、越二侯の周旋に一任すべく決したところへ、十二月晦日、薩藩邸襲擊の報が江戶より達した。同時に、大目付瀧川播磨守は兵を率ゐて西上した。で再び、重臣會議となつたが、結局『江戶において已にその事の有つた以上、平和に事の治まる見込も立つまい。寧そこの際、薩藩奸黨の罪を鳴らして、討薩表を上り、兵力を率ゐて入京し、君側の奸を淸めるがよい。』といふに決した。
そこで、一日、瀧川播磨守を先發として上京、薩藩の罪を數へた奏聞狀を上らしめ、一方、麾下及び會、桑等の兵を要所に配置し、二日、陸軍奉行竹中丹後守は、會津、新撰組、麾下等の兵八千を率ゐて伏見街道より進み、老中松平豊前守は、桑名、見廻組、大垣等の兵五千を率ゐて鳥羽街道より進

むことゝなつた。

討幕の密勅を請ひ得て後の薩長は幕府討滅の一本道を進んで居た。土佐の後藤等はその間にあつて、將軍を勇退せしめ、平和に局を結ばうとて、政權返上のことを慶喜公に慫慂した。ために暫く、討幕のことは中止の姿となつて數日を過したが、隆盛を中心とする薩、長の有志は、眞の改革を行はんがためには、一度はどうしても干戈を動かさねばならぬ、と確信して居た。七ヶ、八百萬石の地を領し、八萬騎の麾下を控へ、一味の大藩さへ有する德川幕府が、さう容易く倒れようとは素より考へてゐなかつた。で、萬一幕軍が大擧上京した際、薩、長の兵を以て拒ぎ切れぬ時には、鳳輦を何れかへ移し奉り、一部は必死に防戰すると共に、一部は關西の諸藩に令して出兵せしめ、再擧これに當らうとまで考へて居た。當時萬一の變に備ふる隆盛の計畫は實に次の如きものであつた。

一、京都の戰と相成り候て砲聲相發し候節に臨み、堂々と鳳輦を移され候方宜しかるべし。
一、鳳輦は山陰道にお掛りあらせられて宜しかるべし。
一、朝廷においては、總裁御止まり相成候方宜しかるべし。
一、浪華の戰と相成候はゞ、京地にて依然として御動座これなき方宜しかるべし。
一、中山卿は是非御供せらるべく、その外、幾人にて宜しきや、御供の人數、輿丁、人夫等の手當も

豫め致し置きたし。

一、岩倉卿は如何なる場合にても踏止まり彈丸矢石を冐して十分戰鬪の賦なり。

一月二日、隆盛は、右の計畫書を、岩倉に示し、且つ大久保、廣澤等とも會議の結果、大體次の通りに改めた。

一、萬一、伏見鳥羽の戰利あらずば、聖上は准后御方及び桂宮(淑子内親王)と共に三條、中山の二卿を從へ、密に内裏を出でさせ給ひ、薩長二藩の兵之を護衞し、山陰道より藝備の間に幸し、形勝の地を選びて蹕を行宮に駐め討賊の詔を四方に下し、二藩の兵を增發して西南の諸藩を徇へしむる事。

二、岩倉は有栖川宮を奉じて京都に留り奮戰して支ふべからざるに及び、始めて尾越二藩の兵を從へ、陽に叡山遷幸の狀を爲し、賊軍來り攻むるに及び、嶮によりて防戰する事。

三、共間に仁和寺宮、知恩院宮を東北諸國に下向せしめ、令旨を頒ち、勤王の兵を招集し江戶城を衝かしめる。

かやうな譯で、慶喜の奏聞狀が京都に達した二日には、官軍の方では、已に一切配兵の準備が整うて居た。在阪の黑田淸綱は、隆盛の旨を含んで、英國公使館通譯サトーと相通じて、大阪における幕軍の動靜に注意し、その報告をうけてゐた。幕府の大軍、伏見、竹田の兩街道より押寄

せ來るとの情報荐りに達する。けれども、隆盛は泰然自若として少しも騒がなかつた。

二日の夜から三日にかけて、宮中においては、三職會議が開かれた。勿論、慶喜が兵を率ゐて上京するといふに對して、如何なる方針を取るべきか、それを定めようといふのである。公卿の多くは、はや怯氣づいて、何等、纏つた意見も出し得ない。鳳輦を一刻も早く山陰道へ移し奉らうの、鎮撫使を一旦出して慶喜の怒りを宥めようのと、小田原評定に時を移して三日の朝となつた。

隆盛は、外にあつて、配兵のこと、その他、諸方面からの報告を調べるために藩邸に居て、大久保のみが會議には列して居た。三日の朝、會議中の大久保へ書をよせて次の意味を報じた。

『今曉、伏見出張の坂本廉四郎から會津、松山、志州鳥羽の人數が、戎裝して着伏した。登京の模樣であるが、何としたものかと言つて來た。で、一應は談判して退かせるがよい。勿論、何分、朝廷の御沙汰のあるまでは控へて居らねばならぬ。で、押して罷登らうとするなら防戰するに及ばぬと申遣はしておいた。何分にも、早く取極めてもらひたい。』と、

ところへ、また、長州の井上聞多(後の馨)が隆盛を訪ねて、前日の非常計畫書に對して多少修正したい、御意見はどうであらうかと相談に及んだ。その案によると、

一當所居合の三中隊の御所警衛は、御微行相決候上、直樣供奉の事。

一、西之宮邊三藩の兵、直に有馬より三田通り、丹波篠山へ引揚の事。
一、東福寺、光明寺の兵は、平公を將として伏見邊衛殿の事。
一、伏見衛殿の我兵引揚候節は、一先天龍寺へ集合の事。
一、尾之道の兵は備前兵と合し、姫路を突く事。
一、藝備へ急速出兵の事。
一、雲州へ急速手下しの事。
一、高野の兵速に大和より宇治通り、伏見に出張、衛殿兵に相應ずべし。
一、兵庫滯泊の我軍艦、速に備海邊へ廻すべし。

といふのである。

この案には伊地知も大體において異存がないといふ。問題の中心は鳳輦を直樣お遷し申すか否かの點である。隆盛も贊成である。早速、その趣を參朝中の大久保に報じた。『井上、別紙相認參候間、正治へも談合いたし候處、何も異存はこれなしとのことに御座候。少々異同もこれあり候得共、其邊は宜敷御推察下さるべく候。一發直樣玉を移候儀は、大に人心にも關係致すべく候間、暫時は御見合相成候方宜敷はこれありまじきかとの趣に御座候。』

晝頃にははや、そこゝで先鋒の衝突があつて砲聲が御所へも聞えだした。けれども、まだ、

いよ〳〵開戰を宣するかどうかは決し兼ねて居た。といふのは、尾越二侯の周旋と、土佐、宇和島との調停が都合よく運ぶなら、平和の局を結び得る見込もあらうと、武士ならぬ公卿達は、それのみを頼みに、報の到るを待つて居たからである。

『既に砲擊を交へたとあれば、調停の見込もあるまい。斷然、開戰を宣するより外ないと思ふが、各々の御意見、何とあらう。』岩倉はかう言つて座中を見廻した。が、一語を發し得るものもない。砲聲はまた遠く響いて來る。並居る公卿達は、たゞ恐怖の中に包まれて居る。

『岩倉卿の御意見ではあるが。』誰やら震へる聲を强ひて靜めやうとしながら發言した。

『この戰爭は德川と薩長との私鬪ではないか。この際、朝議を以て開戰を宣するは如何であらう。』多くの公卿は、たゞ責を免れたいが一ぱい。勝色の見える方へ附けばよい位に考へて居たのであらう。この發議に對して、ひそ〳〵と贊意を洩らして居るものもあつた。

『左樣な道理が何處にある。王政既に復古せる今日、京都守護の兵と戰ふものを目して私鬪とは何事である。左樣な考で居らるる方々が多いからして、いつまでも朝權が伸びぬ。』岩倉は、語氣荒く罵つた。一座また元の如く靜まり返る。

西園寺公望は、當時は、まだ十九歲の靑年であつたが、次室の末席から進み出でゝ、

『今は議論すべき時ではありませぬ。昨冬の御沙汰、討幕の密勅もある。況して大號令煥發

の今日、直に開戰を宣せるゝが至當と心得まする。區々成敗を眼中において、大義名分の存するところを打忘れ、今日の戰を以て、私鬪の如く見做すやうなことがあつては、朝威は益々立たなくなる。』と四方憚らず高言した。

が、この一言で朝議は遂に討幕といふに決した。

その夜、直ちに仁和寺宮嘉彰親王は、征夷大將軍を拜せられ錦旗節刀を授かり給ひ、翌四日を以て、自ら出でゝ諸藩の兵を指揮せられることゝなつた。で、宮中では、俄に軍旗の製造に取かかるやら、出發の準備をするやら、上を下への大騷ぎ、殊に困つたのは、當時朝廷は金が無くて、軍資金の調達をどうしたらよからうとなつて、會計官の誰やらが、御所中の有金すべてを掻集めたのが、僅に五百兩ばかりであつた。これでは何とも仕樣がないとて、一同頭を痛めたが、この時、岩倉は、

『軍資といつても、主なるものは兵糧である。大津に井伊家の米倉があるから、あの米を借用して京都へ運ばせたらよからう。』と發議した。一同、それが可からうと贊成して、翌四日を以て大村藩の渡邊清左衞門指揮の下に、二小隊ばかり大津へ遣ることゝなつた。ところが、こゝに面白い話がある。といふのは、この時、幕府の騎兵一大隊ばかり、東海道を上つて、草津まで來て居たが、糧米借用のために向つた渡邊の兵を見て、官軍は既に逢坂山を固めて居て、その先鋒

が大津まで出たものと思ひ草津から伊勢路へ轉退して了つたといふ。

三　鳥羽伏見の戰　官軍大に勝つ

隆盛が、前以て定めて居た一般方略並に配兵の模樣はといふと、薩摩武士凡そ二千、これは伊地知正治が總監軍となつて、野津七郎左衛門、村田新八、中村半次郎(桐野)、篠原冬一郎、川村與十郎(純義伯)、大山彌助(巖侯)等の諸隊長指揮の下に長州の一部隊を加へて鳥羽街道を守る。 長州兵凡そ千八百、これは、山田市之進が總監軍となつて石川厚狹之助、藤木英次郎、三浦梧樓、阿上四郎、松原善八等の諸隊長指揮の下に、谷於兎毛(干城)、山地忠七の率ゐる土州兵三百を加へて伏見街道を固める。 隆盛自身は、島津式部、吉井幸輔等の率ゐる約四百の兵を以て、東寺の本陣に詰めるといふのであつた。

三日の戰は、先鋒の衝突が少々大きかつたといふ位で、勿論大部隊の合戰ではなかつたが、しかし、大體において、官軍の方が餘程旗色が善かつた。 隆盛は、京都に居て、砲聲をたゞ聞いて居るのでは物足らず、終に、三日の午後は、伏見まで戰爭の模樣を見に出かけた。 三日の夜、朝議に列して居る大久保に宛てた書面に、

『今日は、お叱りを蒙るべきかとも相考へ候へども、戰の左右を承り候ところ、たまり兼ね、伏見まで差越し只今罷歸り申候。初戰の大捷、皇運開立の基と、大慶この事に御座候。兵士の進みも實に感心の次第驚入申候。追討將軍の儀、如何にて御座候や、明日は、錦旗を押立て、東寺に本陣を御据ゑ下され候はゞ、一倍、官軍の勢威を增し申すべく候間、何卒御盡力成し下され度合掌奉り候。頓首。』

とある。隆盛の得意なる心情が、明にこの短文にも活躍して居るではないか。

四日には征討大將軍仁和寺宮の御出陣とあつて、東寺の本營には錦の御旗が朝風に飜へる。在京の諸侯にして、この日まで、何れとも去就を決し兼ねて居たものも、流石に錦の御旗を仰いでは、官軍に與みせずには居られなくなつて直接、戰線には立たぬまでも禁闕守護の兵を俄に增發することゝなつた。官軍はますます優勢になつて行く。

幕軍は、この日、非常な決心を以て、兩街道より押し進んで來た。晝過ぐる頃に至つて、激戰既に數合、薩長の兵、素より克く戰つたが、兵數においては到底敵し難い大軍、殊には、會津の左川官兵衞、石井五郎太夫等の率ゐる突擊隊の目覺しい働き振に、流石の薩、長勢さへ惱まされがち。薩の中村半次郎の率ゐる先鋒隊の如きは、四十人の部下の中二十八人まで戰死した程で官軍は幾度となく揉み返されるのであつた。

この戰況を知り得た隆盛は、大將軍の宮殿下を擁して自ら先頭に立ち、手勢三四百ばかりを引具し錦の御旗を高く揭げて押し進んだ。官軍は、隆盛の出陣、錦の御旗、大將軍宮の御出陣と聞いて一時に振つた

幕軍の先鋒は、この時、會津の鬼上官佐川官兵衞が傷を負うて聊か挑んで居るところへ、錦の旗影を打仰いで士氣何となく沮喪した。勝敗の局面は一轉した。亂れ立つた幕軍の中へ、必死となつて討込み斬り入る薩長勢の奮鬪に、横田伊豆の鐵砲組、會津の白井勢さへ踏止まり兼ねて淀の小橋まで引上げたが、この時幕軍に案外の思ひをさせたのは淀の城主稻葉正邦は隆盛よりの使者の勸めに應じて、官軍に降り、山崎の橋本を固めて居た藤堂釆女さへ、隆盛の策に基き、四條隆平卿が勅使に立たれたために既に官軍に味方して居たことである。かくて幕軍が淀城に踏止まつて官軍に抗しようとの策は全然破れた。已むを得ず、四日の夕暮より五日にかけて長驅、大阪表に退却した。

官軍は、勝に乘じて追擊し、殘敵を討拂ひつゝ、六日には淀城に本陣を進め、先鋒は、大阪城に迫つて、一段落となつた。

この戰は、三日より六日にかけて、四晝夜に亘る激戰であつた。幕府が天下を制するか勤王派が天下を制するかの天下分け目の戰であつた。幕軍の兵數は實戰に從事したもののみに

でも二萬に近く、これに對する薩、長、土の聯合軍は、總數四千を多く超えなかつたにも拘はらず、幕軍大敗して引退くの已むなきに至つた。

四　隆盛大捷を藩地に報ず

隆盛等は、はじめ、幕府の大軍に抗することである。萬一の場合には、鳳輦を移し奉る覺悟までして戰つたのである。そして連戰連勝したのである。天下分け目の戰ひに大勝を博したのである。隆盛の喜びはどんなであつたらうか。

一月十日、桂への書中にいふ。

『陳者去る三日徳川暴擧の振舞、先日申上置候通に御座候。六日迄は八幡へ押詰、難なく攻落、橋本迄追詰候處、山崎御固は藤堂にて御座候處、是も官軍に屬し、共に相戰候故、譯もなく攻落、追卷り候處枚方迄も足を止候儀相成らず、勿論枚方え出張の兵も共崩いたし、大坂へ逃去候處、大坂城大恐怖を懐、一足もたまり得ず薩長の兵今夜押寄も不被計との事にて騷立、取る物も取あへず逃支度を成し、七日朝より八日に相掛、一人も不殘大坂城中を逃去、越前藩大坂詰の者を召呼、別紙の書面を相渡、早々薩長の先手に寫を以相告呉れとの頼み、急撃を免れ度

との事のみに御座候。三日より六日迄の連戰、一歩も退かず、少しの敗なく、勝通しの軍は未だ曾て有之ざるの戰にて御座候。皇國のために御悅下さるべく候。人數多少を比較いたし候得ば賊軍は五增倍の事に御座候得共、かくの如き勝利はいまだ聞かざる儀に御座候。京攝の間、餘程人心を失ひ居候事にて、今日に至りては、伏見邊は兵火の爲に燒亡いたし候得共、薩長の兵隊通行度毎には老若男女路頭に出て、手を合せて拜を爲し、難有々々と申す聲のみに御座候。戰場にも路々糧食を持出し、汁をこしらへ、酒を酌て戰兵を慰し國中の人民よりはまさりて見へ候事に御座候。淀城は前以より賊兵を城内え入付けず、城下迄押詰候處、歎願有之、燒落不呉樣との事に御座候て、城内よりは一發も打出さず候故、城は不燒に、市中の賊巢を燒拂て、賊を追落候處、其後は餘程世話いたし呉、大に都合能き事に御座候。近畿の諸侯は、皆官軍に屬し、又兩端を懷き居候藩も方向相定、官軍日々に盛大に罷成申候。御安慮下さるべく候。山陽道は、姫路、賊に與し居候故、長兵備前と合し打卷く賊り御座候。必ず不日勝報可有之と相待居申候。山陰道は西園寺樣惣督にて、薩長の兵を率、御出張相成候處、是は戰は致さず、三丹を御說得相成候て、官軍に被屬候御策にて御座候。龜山は早く相隨ひ候趣申來、追々官軍に屬し候向と相聞かれ申候。大坂の通路を久敷塞がれ候ては大に困窮仕るべくと相考居候處、案外急速に相開き、天幸無事に御座候。今日は征討將軍宮錦の御旗を押

立、浪華迄御出張にて、昨夜枚方御泊にて御座候。皇威輝とは今日の事に御座候。御遙察下さるべく候。いまだ混雜中にて詳悉する能はず候得共、大略勝軍の一左右迄、如此御座候。

尙々江戸御屋敷を燒崩され、大坂の御屋敷燒失、此兩件實に殘念の仕合、是丈けが負に相成候事に御座候。』

心中の歡喜が文面に躍つてをる。

隆盛は、同じ十日、鹿兒島の留守宅の川口雪蓬へも手紙を出したが、その中に『十倍の大勢を一時に攻崩したること未曾有の勝戰である。信吾は敵地深く進入したが、耳の下から首へかけて彈傷を受けた。大さう元氣で、未だ戰があつたら出ると言つてをる。彌助(大山)も耳を射切られたが大したことではなかつたのでそのまゝ戰ひつゞけた。この兩人へは、かねて、疵を蒙らぬやうなら追出してしまふぞと申付けおいたところ、兩人とも十分働いて、疵まで蒙つてくれて誠に悅ばしい、もう勘當はせぬ、秘藏するつもりである。吉次郎は病氣で引込んでゐて氣の毒であつた。しかし心配する程の病氣ではないから安心してほしい。小兵衞は疵は受けなかつたが六日、八幡で大に働いた。私は、戰ひに加はらなかつた。兩度ばかり見まはりとして陣地に出たが、八幡へいつた時には、君公から大にお叱りを受けた。戰場へ臨まれなくて困つた。これでは反つて信吾などから勘當を申付けられるかも知れぬ。』など言つてをる。

五　慶喜、關東に去る――隆盛の計策

伏見鳥羽の戰において、幕軍は脆くも敗北した。この報の京都に達した時の公卿の喜びは非常であつた。薩長の將士もまた多くは氣を緩めて喜んだ。が、隆盛一人は、決して安心しなかつた。といふのは、幕軍にして若し大阪城に根據を据ゑ京地と中國筋との聯絡を絶ち、海路は、この時兵庫港に來て居た回陽丸以下六隻の軍艦を以て薩長兵輸送の道を閉ぢ、徐に關東からの援兵を待つといふ策に出づるなら、如何に錦旗を擁しても、官軍は窮地に陷らざるを得ぬ、と隆盛は考へたからである。

で、隆盛は、松木弘安を遣はして兵庫在留の英國公使パークスを說かせ、次の如き書を、それとなく大阪城中に居る慶喜に奏出させた。

「政權を返上された以上、日本國の主權は、今や朝廷に存する。その主權者に對して、戰を挑まるゝ如きは、吾等その意を得るに苦む所である。戰爭は實に國家の不幸である。人類の不幸である。大阪城に在つて、尙ほ戰爭を續けらるゝ覺悟か否か。若し戰爭を續けらるゝならば、我等は、水兵を上陸させても、居留民の保護に從はねばならぬ。都合によつては、正義のために、

我等は主權者の軍を助くるかも知れない。尙ほ大阪に留まつて戰爭を續けらるゝ御覺悟なるか、または、一旦、江戸に引上げて善後策を講ぜらるゝ御覺悟なるか何れにせよ、至急御返事が伺ひたい。』と。

それかあらぬか慶喜は、急に大阪引上げの決心をした。

城内の人々は、今、一戰して、伏見、鳥羽の敗辱を雪がねば巳まぬと意氣込んで居た。にも拘はらず、慶喜は、六日の夜、窃に假裝して會津、桑名の兩侯を伴ひ、嚴重な諸門の固めを拔け出でゝ、八軒屋より苫舟に打乘り、闇に紛れて、兵庫に下り、回陽丸に乘込んで、江戸表に還つてしまつた。

立退くに際して、慶喜は將士に對する布告文を殘した。で、永井玄蕃、妻木下總等は、翌朝、大廣間に將士を集めて、前將軍東歸の旨を告げ、一同の東歸を促した。諸隊の將士は、こゝに巳むなく江戸に向つて發足したのであつた。

正月十一日、征討總督仁和寺宮は、隆盛と共に、既に受授を終つた大阪城に入らせられ、それぞれ守備の役をも定めて、京都に引上げられた。朝廷に詰合ふ人々は、こゝに始めて安堵の胸を撫で下した。

そこで、先づ第一に太政官を設けて、九條邸をこれに充て、神祇總督、內國總督、外國總督、海陸軍總督、會計總督、刑法總督、法制總督の七事務局を置き、隆盛は軍務上の實權を握り、大久保は內政

上の晉樞を掌り木戸準一郎は太政官總顧問といふ地位に立つことゝなつた。

六　對外問題に就ての苦心

一月廿七日英國通譯官サトーが上京して隆盛の私邸を訪問した。

用件は、(一)兵庫において備前兵の英佛人砲擊事件の處置について、(二)各國公使の主上拜謁の事について、(三)外國に對する大政一新の宣布を急ぐべきことについて。であつた。

一月十二日のことである。備前の家老日置帶刀が藩兵を引率して兵庫を通過してゐると、英國の騎兵が備前兵の行列に觸れ、また佛國水兵も行列を橫切つた。備前兵は大に憤慨した。刀を拔いて斬りつけた。發砲した。英佛の兵は合同して應砲した。日置帶刀は大事になつては大變と思ひ、早々兵をまとめて引あげた。英佛では直ちに兵を配備して居留地を警戒した。同時に兵庫港に碇泊中の諸藩の汽船五艘を抑留した。

サトーの言ふに家老日置帶刀を禁錮に、隊長のものを嚴法に處せられるならば納得すると思ふ。なるべく早いがよいと公使パークスも言つてゐるといふのである。

各國公使主上へ拜謁のこと、これは兩三年お見合せになるがよくはないか。御幼年のこと

にもあらせられ、玉簾の中にあらせられて階下において拜を成す等のことにては各國の使臣も承知しまいと思ふ。世界の通禮でないからそれは頗るまづいと考へる。支那にも帝王幼年の故を以て拜謁を延ばした例もある故、總裁宮にてもお逢ひになればよくはないかと思ふと親切なる忠告である。隆盛は、委細承知した。萬國普通の禮を缺くやうなことは決してせぬから安心してくれるやうにと答へた。

德川氏から政權返上の節、外國人に對し、朝廷の御處置振を非難したる意味の宣言を發表してをる。各國政府で誤解する恐れもある。一日も早く御政體一新の布告を外國へお布れなさるやう願ひたい。何か書付を以て仰下されぬと在留のものから申遣はすにも不便ゆゑ、至急に布告書を發表せられたいといふ。

隆盛は、實はこのことについては疾く心配してゐたのである。十二月九日、大詔煥發と同時に、王政復古政體變更の宣言文案を自ら起稿して朝廷に差出したのである。ところが、朝廷の評議一決せざる中に、慶喜は英、米、佛、伊、蘭、普の六國使臣を引見して、德川二百餘年の治績より說き起し、政權返上に及んだ自己の公明なる心情を述べ、朝廷近來の處置を非難し、なほ全國の衆議によつて我が國の政體を定むるまでは各國との條約を履み、國是を全うするを余が任とする旨告げたのである。これは、全く佛國公使ロツシユ内々の勸告に基づいたのである。

つた。
隆盛が大久保とも相談の上、朝廷に對して提出した布告文の原案は實に次の如きものであつた。

朕は大日本天皇にして同盟列藩の主たり。此の詔を受くべき諸外國帝王とその臣民に對し祝辭を宣ぶ。朕將軍の權を朕に歸さんことを許可し列藩會議を興し汝に告ぐること左の如し。

第一　朕國政を委任せる將軍の職を廢す。

第二　大日本の總政治は内外の事共に皆同盟列藩の會議を經て後有司の奏する所を以て朕之を決すべし。

第三　條約は大君の名を以て結ぶとも以後朕が名に換ふべし。是が爲に有司に命じ外國の有志と應接せしむ。その未定の間は舊の條約に從ふべし。

朝廷之を採用し外國掛を任命し、右の草案を更に修正して愈外國に宣布する事になつた。しかし、在京諸侯調印といふ段になつて尾越、土が反對したので、さらに列藩の上京を俟つて議定するといふことになつた。

が、右の宣布草案は、佛人顧問モンブラン、外國係松木、五代等の意見を參酌し、隨分注意深く研究して出來上つたものである。

隆盛は、王政復古の大革新を斷行するに當り、特に、意を用ゐたのは外國關係についてゞあつた。さきに、大阪でサトーと會見したとき、外人容喙の端を開かざるやう十分に注意し、さらに、佛英の關係についても十分研究を遂げ、特に、外國の事情に通ずる松木弘安、五代友厚などに命じて外人の事情を常に調査させてゐたが、さて、いよ〳〵新政府が成立すれば、條約各國にその旨宣布する必要がある。

丁度、その頃、佛人モンブランを岩下が外國から伴れ歸つてゐた。隆盛は、政體變更のことを外國に宣布する方法形式をモンブランに諮問した。モンブランは、

第一、萬事を處するに當り、日本の國權を以て政務を爲すこと。

第二、各藩興廢を共にし、得失を等しうすべきこと。

第三、列藩交際を親密にし、信義を厚うすべきこと。

右の精神を以て公論を盡し、歐州各國と交際するがよい。

といふ。モンブランはなほ、朝命を以て各國に宣布すべき布告文案をも示した。

朕は日本天皇なり。諸侯はその領國の主なりと雖も朕が命令の下にあり。徳川氏自ら日本國主と稱し、外國に交はるは大に我が國體を誤れり。その要を左に擧ぐ。

第一、將軍職を免ずるなり。

第二、爾來、日本の政務は朕自ら統治するが故に我國に對する事務はすべて朕を名ざすべし、傳奏議奏より之を達す。

第三、朕は日本天皇なり。諸侯は各その領國の太守なり。故に國政を議するには、各藩主を京都に召集し議事院に會し國政を議し、朕之を決して後布告す。

第四、長崎、横濱その他開港の地は從來德川氏の名を以て開市せりと雖も爾來朕の名に改め之を開くべし。

右の如く、我が日本政體變革いたし朕は將來一層外國との親睦を重んずべし。

日本政府

右皇帝の叡旨を傳奏議奏より筆記す。

傳奏
議奏

右の外當分京師に在留の諸侯連名。

諸侯

モンブランがどうして薩摩にくるやうになつたかといふに、慶應三年、佛國巴里に博覽會が

開かれると聞き、薩摩の國產を外國に出品し、日本の事情を外國に知らせ、日本の國體を海外に宣揚しようといふ隆盛の意見に從ひ、薩摩を代表して岩下方平(佐次右衞門)が渡佛した。岩下は磊落豪快な人物である。隆盛も岩下には大に推服してゐた。『我藩に赤穗義士があらはれたら大石の地位に任ずるのは岩下だらう。』と人に語つたほどに推敬してゐた人物である。

この岩下が、佛國に行つたのである。頗る面白い芝居を演じたのである。

幕府からは、この博覽會に淸水家の德川昭武を全權大使として航せしめた。ナポレオン三世は、德川昭武には會つたが岩下には會はなかつた。大君政府の下における一諸侯の使臣だからといふのである。けれども、大膽な岩下である。薩藩からの出品物に、日本薩摩政府の名を附して陳列し、日章の國旗を堂々と掲げた。幕府の出品には日本大君政府とあり、薩摩の出品には日本薩摩政府とある。これは德川氏も薩藩も、同じく皇帝の臣民である。といふ意味を表示したのである。この事から歐洲人の間に一種の疑問が起り、日本國體及び政體の研究を歐洲人が眞面目にやり始めた。日本との條約は、日本皇帝の勅許を得て初めて完全になるものであるといふことを既に經驗してをる外國人である。栫りに新聞紙上で日本國體のことを論議するやうになつたがそれは、全く岩下の奇拔な大膽さが齎らした重大な收獲であつたのである。

佛人モンブランは、日本の內情視察のため數年間江戶に居たことのある人物だが、元治元年春幕府の外國奉行池田筑後守を伴つて佛國にかへり、幕府のために盡力した。慶應二年、幕府はさらに兵制改革、兵器の改良を取調べさせるため柴田日向守を佛國にやつたが、その時、柴田は、少しもモンブランに依賴しなかつたので、モンブランは幕府に對して不快の感を抱くやうになつた。

そこへ、岩下がやつて來て、日本國體論が盛になつた。王室と幕府との地位關係が明になつて來た。モンブランは岩下を訪問して幕府の內情を話し、海陸の兵を振興し、王政復古の斷行すべきを說いた。岩下は、之を用ゐて幕府と佛國との關係を離隔しようと考へ、森有禮などが反對したにも拘らず、斷然意を決してモンブランを伴うて歸朝したのである。モンブランは、それ以來御聘で敎師の樣式で薩藩のために大に働いた。

一月十六日付蓑田への書中、

「白山（モンブラン）この節は一通りならず王室のために盡力いたし、佛の公使なども說きふせ實に大幸の至りに御座候。各國公使も京都まで御呼び登（のぼ）せの都合に相運び居候間、此度こそ朝廷の外國人と相成候儀と相考へ居申候。」

とある。

第十五章　戊辰戰役時代（二）

一　征討軍の組織成る

明治元年二月三日征討の大號令が下つた。

今度、慶喜以下賊徒等、江戸城へ逃れ、益、暴逆を恣にし、四海鼎沸萬民塗炭に墮せむとするに忍び給はず、叡斷を以て御親征仰出され候。就ては御人選を以て大總督置かせられ候間、其旨相心得、畿内七道大小藩各軍旅用意これあるべく候。不日、軍議御決定仰出さるべき御旨趣これあるべく候間、御沙汰次第令を奉じて馳集るべく候。宜しく諸軍戮力一同勉勵忠戰を盡すべき旨仰出され候事。

天皇親征を仰せ出されたのである。龍駕を大阪に進めさせられ場合によつては關東へ向

はせらるゝ御豫定であつた。九日に至り有栖川總裁宮を東征大總督とし、正親町中將(公董)四辻大夫(公業)西郷吉之助(隆盛)廣澤兵助(眞臣)を其の參謀とし、以下それ〴〵の部署も定つた。廣澤は參謀を固辭したので、林玖十郎(通顯)が之に代つた。

征討軍の組織は次の通りである。

征討大總督	有栖川宮熾仁親王		
參謀	正親町中將	參謀	四辻大夫
參謀	西郷隆盛	參謀	林玖十郎
東海道先鋒總督兼鎭撫使	橋本少將	副	柳原前光
參謀	木梨精一郎	參謀	海江田信義
東山道先鋒總督兼鎭撫使	岩倉具定	副	岩倉具綱
參謀	板垣退助	參謀	伊地知正治
北陸道先鋒總督兼鎭撫使	高倉三位	副	四條大夫
參謀	黑田清隆	參謀	品川彌次郎
奥羽先鋒總督兼鎭撫使	澤三位	副	九條道孝
參謀	世良修藏		

海軍提督　大原侍從　參謀　伊東外記
　　參謀　增田左馬助

征討軍の部署も定まつた。諸道の官軍は十一、十二、十三の三日間に於て、宮闕を辭して各道へと進軍した。隆盛は、大總督附の軍を率ゐ、十二日出發した。有栖川大總督宮は十五日宮闕に陛辭して錦旗節刀を受けられ、即日諸參謀及び筑前、津和野兩藩兵を隨へて進發せられた。

征討諸軍の將士は薩長を主とし、紀伊、備前、津、佐土原、龜山、水口、大村、因幡、肥後、越前、土佐、大垣の諸藩士がこれに加はつた。總勢凡そ五萬と註せられた。

隆盛は、三月三日駿府に着し、先鋒諸隊と共に一旦函嶺を越えたが、引返して三月五日、總督の宮を駿府に迎へた。先鋒は、この時すでに函嶺を越えて神奈川邊まで進んでゐた。

二　江戸の恐慌

一方、江戸は、どういふ有樣であつたかといふに、正月十三日を以て江戸に還つた德川慶喜は、麾下の幕臣等の悲憤慷慨、主戰を主張するものあるに拘らず、勝安房の平和論を採用して、只管謹愼恭順を旨とし、靜寬院宮(和宮)輪王寺宮(北白川宮)及び天璋院夫人に書を寄せて、哀を朝廷

に請はるゝやう依頼した。靜寛院宮は、慶喜公の請を諾ひ、自ら手書して慶喜公の出だせる歎願書と共に、土御門藤子を使者として特派し、橋本少將實梁の許に送らしめられた。橋本家は靜寛院宮の御母方の御親戚に當るのである。使者が京都に着したのが二月三日。當時は恰も京都では、征討軍を出だすについての議の熟せる折柄であつた。

隆盛が、その歎願書に關して二月二日、大久保にあたへた手紙に、『たゞ今別紙（慶喜の歎願書）相達し候。慶喜退隱の歎願、甚だ以て不屆千萬、ぜひ切腹までに參り申さず候ては相濟まず、必ず、越土などよりも寛論起り候はんか。されば、靜寛院宮と申しても、矢張、賊の一味となりて退隱位にて相濟むことゝ思召され候はゞ、致方なきに付、斷然、追討あらせられたきことゝ奉存候。かくまで、押詰め候ところを寛に流れ候ては、再び臍を噬むとも益なき譯に到り候はん。例の長評議に因循を積み重ね候ては、千載の遺憾と奉存候間、何卒、御持合せの御英斷を以て、御責附置下され度、三拜九拜奉願候。』とある。即ち、隆盛は、綱紀を振作し、名分を正しうする必要よりして、追討の必要を論じ寛典に反對したのである。隆盛が、當時、何が故に、かくの如く硬論を主張したかといふに、これは必ずしも德川家に同情を持たなかつたからではない。明治元年の正月より二月の初めへかけての朝廷は、外形においてこそ堂々たるものではあつたが、その實は寄合身上で、銘々思ひ〳〵の意見を主張して、政令一途に出づるの實なく、官制は殆んど毎日

のやうに改廢せらるゝといふ有樣、在京の諸侯は、官軍に屬して居たとはいへ、眞實朝廷に歸服して居たのではなかつた。長州が朝廷を擁して德川を倒すとか薩州が萬事切盛りして居るのが惡らしいとか、天下は、長州が取るか、薩州が取るか兩藩の中の何れかゞ將軍になるであらうとかいふ噂が行はれて居た位で、これを一統せんがためには御親征の大號令煥發によつて諸藩の疑惑を解き、人心の歸嚮を一ならしむる必要があると考へたからである。

かくて、慶喜の歎願は容れられぬことゝなつて、御親征の詔勅は發せられた。幕臣側では、その後、更に、麾下の臣たる伴川五郎、本多敏三郎、澁澤誠一郎等によつて、組織せられる彰義隊より、同盟哀訴申合書を作つて寬典を願ひ出で、輪王寺宮(能久親王)よりも哀訴狀が出で、天璋院夫人また使者を大總督府に遣はされたが、一も功を奏するに至らなかつた。越前の春嶽もまた慶喜寬典のために盡力したが、矢張り功を奏しなかつた。

そこで、幕臣等は、彌が上にも憤慨して、鳥羽、伏見の恥を雪ぎ、薩、長を斃して、幕府の威を今一度囘復すべく、江戶城によつて一合戰をしよう、官軍とはいへ、その實、薩長の仕事である。錦の御旗だからとて、何も恐るゝには足らぬと、隨分過激な論も出たが、慶喜は更にそれらの議論には耳を藉さず、當時軍事總裁に任ぜられた勝安房を賴みとして、その全權を委ね、何も彼も勝の言に聞いて、只管恭順を旨として居た。

勝は、熱心に平和論を主張し、百方力を盡して、主戰論の幕臣等を鎭撫しつゝあつたが、その心中は頗る廣く大なるものであつた。當時勝が最も心配したのは、日本と外國との關係についてゞあつた。既に長州再征の當時より、佛國は幕府に加擔し、英國は薩、長に同情を寄せて居た。今また官、幕兵を交へて外國容喙の端を開く如きこともあらば、ために國家の獨立を危うする。よつて、この際、慶喜をして、どこまでも恭順を旨とせしめ、以て平和の間にこの問題を解決するが何よりであると思つた。しかし、如何に、恭順の意を表するも、尙ほ官軍において、強ひて進擊するとあらば、その場合には已むを得ない德川氏のために決戰せねばならぬ。勝は、かく考へて、諸外國をして局外中立を宣言せしめ、慶喜に勸めて恭順の意を表せしめ、幕臣を諭して、慶喜の意を奉ぜしむるに力むる一方、府下における博徒の巨魁三十餘人を召集し、若し官軍にして、強ひて、江戶市中に進擊し來るあらば、直に、江戶八百八街に火を放つて、官軍を焚殺せよと命じ、金食火具をさへ與へて準備を怠らざらしめ、更に、房總の漁民を召び出して、若し江戶城に火の起るを見たらば、直に、舟を漕ぎ寄せて、市民を救ひ出せよ、と命じおき而も、一方、只管市中に警戒、幕臣の鎭撫に力を用ひて居た。

三　山岡鐵太郎勝の書を携へて駿府に至る

三月九日、隆盛は、駿府城なる大本營（傳馬町の大きな家を旅營としてゐた）に在つて、今日も、各方面から齎し來る報告を調べつゝ江戸城討入に就いての策案を回らして居た。ところへ、幕府の使者として訪ねて來たのが幕府麾下の士の中にて、その人ありと知られたる山岡鐵太郎である。

山岡は劍道においての達人たるのみならず、頗る事理に通じた人で、幕臣としての地位はさほど高くはなかつたが、その意氣の壯なる、その熱誠に富みたる、能く人を動かすの力があつた。慶喜が二月十二日を以て、江戸城を出で、『國のため民のためとて今暫し忍ぶが岡にすみぞめの袖』と歌つて、上野なる寛永寺内に蟄居謹愼するに及び、山岡は、一日、御見舞として拜謁し、恭順の意如何を問うた。慶喜は涙を流して『余は今、誠意を以て謹愼し居る。けれども、既に朝敵の名を受けて居る。恐らくは生命を全うすることは出來まい。が、それは憂ひも悲しみもせぬ。たゞ、徳川氏の家名のみは斷絶せしめたくない。』とて、世の成行ども何くれとなく話し

聞かすのであつた。山岡涙を流して、『我が君にして、かほどの誠意を有せらるゝからには、その意天朝に達せざるの理は無い。我死を決して、これより官軍の營に到り、大總督宮に謁して我が君の眞意を朝廷に達せしめん』とて退いて當路の有司にこの事を謀つた。が多くは、その無謀なるを危ぶんで同意するものとてはなかつた。たゞ大久保一翁のみは、曾て山岡の人物をも信じて居り、且つは幕府の總理ともいふべき地位にある勝安房が、丁度駿府城への使者を求めて居る折柄であると知つて居たので、取敢へず、山岡を勝へ紹介してやつた。勝は山岡を一劍士とのみ思つて居たが、その言ふ所を聞くに、よく情理が立つて居る。のみならず、辭氣壯烈にして、誠意の溢れたるところ、如何なる難事をもなし遂げ得べく見えたので、心窃に頼母しく思つた。で、

『足下の精神はよく解つた。が、官軍の先鋒は既に品川まで着いて居る。幕臣の足下が、その間を如何にして駿府まで行けるか、見込はどうか。』と問ひ試みた。

『死を決して行けば行ける。』山岡は答へた。『官軍は恐らく、斬るか縛るか、何れかに處するであらう。斬られるにしても縛せられるにしても、大總督宮に一言する間だけは許しても呉れよう。その上にてならば、如何なる處分も受ける考である。』

『その決心ならばよからう。では、大總督府の參謀西郷吉之助といふ人に、私からの手紙を一

通屆けて貰ひたい。就いては途中の用心に曩に薩邸襲撃の際、生擒にしてある薩人益滿休之進といふがある。それを足下に副へて遣はさう。」と。

かくて、山岡は、三月六日を以て江戸を發し、益滿と共に、途を急いだ。六郷川を過ぐる時、官軍の先鋒は、既にこの地に在つて銃卒、道の左右に列つて居たが、山岡は、益滿と同道であつたので誰も咎めなかつた。神奈川を過ぐる時、長州兵に誰何せられたが薩藩士であるとばかりで通り過ぎた。小田原に着いた時恰りに兵卒が東に向つて走るを見た。何事かと、益滿に聞かせると甲州勝沼において戰爭が始まつたのだといふ。山岡は思ひ當つた。新撰組の旗頭なる幕士近藤勇は、勝の鎭撫說に服せずして、兵を率ゐて、西の方に逃走したといふ。大方それが官軍と衝突しての戰ひであらうと。それより更に、道を急いで今、かくは、隆盛に面會を求めたのである。

隆盛は、直に出でゝ、隔てなき調子で應接する。山岡は、先づ以て勝の手紙を差出して挨拶に代へた。隆盛は、卽座に手紙を開いて讀み下した。

無偏無黨王道堂々矣。官軍鄙府に逼ると雖も、君臣謹んで恭順の道を守るは、我が德川氏の臣民と雖も皇國の一民なるを以つての故なり。且つ、皇國當今の形勢昔時に異なり、兄弟

牆に鬩ぐも、外その侮を禦ぐの時たるを知ればなり。然れども、鄙府四方八達、士民數萬往來して、不教の民我が主の意を解せず、或はこの大變に乘じて不羈を圖るの徒、鎭撫盡力、餘力を殘さずと雖も終にその甲斐なく、今日無事と雖も明日の變誠に計り難く、殊に小臣、鎭撫の力殆ど盡き、手を下すに道なく、空しく飛彈の下に憤死を決するのみ。然れども、後宮の尊位、一朝この不測の變に至らば、頑民無頼の徒、何等の大變轄内に發すべきや、日夜焦慮す。恭順の道これより破るとも、奈何せん、その統御に道なきを。たゞ、軍門參謀諸君、能くその情實を詳にし、その條理を正されんことを。曰く百年の公評を以て泉下に期するあるのみ。

嗚呼、痛ましいかな。上下道隔たる、皇國の存亡を以て心とするものなく、小臣、悲歎して訴へざるを得ざる所なり。その御處置の如きは、敢て陳ずる所にあらず。正ならば、皇國の大幸、一點不正の御擧あらば、皇國の瓦解、亂民賊子の名目千載の下消ゆる所なからんか。小臣推參してその情實を哀訴せんとすれども、士民沸騰、鼎の如く、半日も去る能はず、たゞ愁苦して鎭撫を事とす。將してその勞するも功なきを知る。然れども、その志の達せざるは天なり。この際に至りて、何ぞ疑を存せんや。恐惶謹言。

三月六日　　勝　安房

參謀軍門下

隆盛は、文中に表はれたる勝の苦衷に同情せずには居られなかつた。

四　隆盛、德川家處分案を示す

『先生（山岡を指す）勝先生の手紙の趣、よく解り申した。朝廷においても決して戰を好むものではないと言つて下され。』

山岡は膝を進めた。

『官軍既に三道より進み、先鋒は江戸城に逼らんとし進擊の日取さへ御決定相成り居ると承るに、官軍、戰を好まずとは、御意如何でござらう。』

『いや、軍な致しても戰を致さねばならぬとは限らぬ。德川氏にして恭順の實効を表すにおいては、寬大の處置も出來申さう。』

『恭順の實効とは如何なる儀にござりませうか。我が主、慶喜は已に二月十二日を以て、上野なる寬永寺に、罷り退いて謹愼いたし居りまする。重臣また、輕擧せんとする幕臣等の取鎭めに全力を盡し居りまするに、尙ほも恭順の實効立たずと仰せらるゝか。』

『先生なさう言はれるが、甲州の勝沼では、現に幕臣が官軍に敵對し居る。』

山岡もこれにははたと行詰つたが、

『何分、多くの幕臣、中には事理を解せぬ輩もござつて、私に江戸を脱走して、不軌を敢てするが如き心得違ひのものも全く無しとは申し得ませぬなれど、これを以て我が主の意に出づるものとなされては、王師の推斷餘りに小量にてはござるまいか。』

『理窟は兎も角、先生の誠意の在る所は了し申した。先日來、靜寛院宮、天璋院殿の使者が來て、慶喜恭順謹愼の旨を告げ、寛典の歎願をするものがあつても、みな恐懼していふところ更に條理が立たぬ。爲に空しく立戾つたやうな次第、先生、これまで出張始めて江戸の事情も概略判明し、誠に好都合であつた。暫時お待ち下され、總督宮に稟議し申さう。』

隆盛は、かう言つて奥に入つたが、約一時間も經つて出て來た。

『お待たせ申した。總督宮にも、寛大な御思召である。どうであらう、これだけのことが、遵奉出來れば、德川氏寛典の處置もあらうと思はれる。』かう言つて左の處分案を山岡に示した。

靜寛院宮田安中納言へ御含ませ相成候事件もこれあるにつき、御趣旨貫徹候樣一向盡力のこと。

一、慶喜儀、謹愼恭順の廉を以て、備前藩へ御預け仰付けるべきこと。

一、城明け渡し申すべきこと。
一、軍艦残らず相渡すべきこと。
一、軍器一切相渡すべきこと。
一、城内住居の家臣、向島へ移り、愼み罷在るべきこと。
一、慶喜の妄擧を助け候面々嚴重に取調べ、謝罪の道、屹度相立つべきこと。
一、玉石共に碎くの御趣意更にこれなきにつき、鎭定の道相立ち若し暴擧いたし候者これあり、手に餘り候はゞ、官軍を以て相鎭むべきこと。

右の條々、實効急速相立ち候はゞ德川氏家名の儀は、寛典の御處置仰付けらるべく候こと。

山岡は、一通り目を通して、暫く考へた上で、

『第二條以下の條々は總て遵奉し得らるゝ儀と心得まするが、たゞ第一條のみは、これは如何なる御趣旨にござらう。主君を池田藩に預くる。德川親藩も他に多くありまするに、關西の諸侯、以前は臣下として禮を取らしめた備前侯にお預け申すことは臣子として忍び得ざる所である。出來ぬ難題を與へて困しめらるゝとあつては、王者の言とも思はれぬ。結局、兵端を開き、數萬の生靈を兵火の中に委する外はござりませぬ。この事、何とか御改め願はれ申すま

いか。』といふ。その語氣に頗る力がある。誠意は面に溢れて居た。
『これは總督宮の御趣旨である。總督宮の御趣旨は即ち朝命である。』
『鐵太郎、素より然く心得居りまする。たゞ、そこが歎願にござりまする。朝命のまゝに從ふならば、何も歎願の要はござりますまい。暫く、地を換へて御考へ下され。先生の御主君修理太夫殿、若し誤つて朝敵の名を受けられ、官軍の征討を受くるに當つて恭順謹愼して、先生をして某が如き使命を奉ぜしめ、今日の如き朝命を受けしめられたとすれば、先生は、その場合、甘んじて主君を他藩に預けらるゝか。君臣の情誼、恐らく然樣なものではござるまい。』
隆盛暫く考へて居たが、
『先生の眞意は解り申した。慶喜公の身上は、吉之助、屹と引受け取計ひ申す。その點は心配せずに、取敢へず、この處分案を勝先生にお見せ下され。』
『有難うござりまする。今の御一言にて、拙者の使命も果し得ましたによつて、これにて御暇仕る。』
『まあ寛々、なされ。先生は官軍の營を犯して來られたのである。法として縛せんければならぬが、今日は許しておき申さう。』と笑ふ。山岡は泰然として、
『喜んで縛を受け申さう。鐵太郎の來たのは、たゞ大總督府に一言を呈せんの願で來たので

ござる。今は、その使命を全うし得たことにござりますれば。』

山岡は眞面目でかう言ふ。隆盛は、

『ウワツハハハハ』とばかり大笑し去つた。

やがて、酒饌は主客の間に運ばれた。山岡は、且つ飲み、且つ食ひ、且つ吟じ、且つ談じた。隆盛は、山岡の立去るに臨んで、『これをお持ちなされ。』とて陣中通行劵を與へた。

山岡は、途中、無事、江戸に着いて、勝安房、大久保一翁に會ひ、大總督府の處分案を示した。勝も大久保も、山岡が果してその大使命を全うし來れるを、且つ喜び、且つ謝した。

五　兩雄の會見　(一)

山岡の歸つて後隆盛は、最初の豫定を變更して、駿府を發足し、同月十二日、池上本門寺にまで參謀本部及び先鋒の陣營を進めた。同時に自身は、芝高輪なる薩邸に入つた。この時、三道の官軍は既に江戸に肉薄せんとして居た。東海道の先鋒は、品川の宿に押寄せて居た。中仙道の先鋒は、板橋に屯して居た。甲州街道の先鋒は、内藤新宿に詰めかけて居た。何れも、意氣天を衝き、地を呑むの勢で、十五日の總進撃を待つて居た。

勝は、隆盛が芝の薩邸に着したと聞き、直に、使者を馳せて次の如き手紙を寄せた。

　昨年已來、上下公平一致の旨あれども、各々その中に小私あり、終に當日の變に及ぶものは、皇國人物の乏しきに因る。就中、伏見の一擧、一二の藩士を目して失錯あるは、我が最も耻づる所堂々たる天下、終に同胞相食む、何ぞそれ陋なるや。我輩、悲諫一死を以て報ずべきも、既にその失前日にあり、今日、何の面目あつて口を開かん。然りと雖も、不日にして一戰數萬の生靈を損せんとす。その戰、名節條理の正しきにあらず、各々私憤を包藏して丈夫のなすべき所にあらず。吾人これを知ると雖も、官軍猛勢、白刃飛彈を以て漫に尫弱の士民を劫す時は我もまた一兵を以てこれに應ぜずんば、無辜の死益々多く、生靈の塗炭益々長からんか。軍門實に皇國に忠する志あらば、宜しくその條理と情實を詳にし、後一戰を試みられんことを。我輩また能くその正不正を顧み、敢て漫に輕擧すべからず。あゝ我が主家の滅亡に當つて一の名節大條理を持し從容死につくものなきは千載の遺憾にして、海外の一笑を引くのみ。我輩これを知れども、力支ふる能はず、共に魚肉せらるゝものは、深怨銘肝、日夜焦思し、殆んど憤死せんとす。あはれ、その心理を詳察あらば、軍門に臨んで一言を談ぜん。幸に熟考せらるれば、公私の大幸、死後猶ほ生くる如くならん。謹言。

隆盛は、讀み終ると直に、筆を走らして返書を認めた。

明十三日を以て面談しようといふのである。明けて十三日の正午頃、人を從へ高輪の藩邸において、兩雄は會見した。

『やあ、勝先生。』

『おゝ西郷さん。』隆盛は莞爾顏で迎へる。勝も喜ばしげに笑つて座に着く。雨か雲か、和か戰か、幾萬の命を活殺すべき鑰を握つた官、幕の兩雄は、今、親しげに挨拶を交した。小作りの身體、羽織袴に細身の脇差といふ引しまつた態度の勝と、大兵肥滿せる身體にだぶ〳〵した洋服を着て、窮屈げに坐つた隆盛とは頗る面白い對照である。

六　兩雄の會見　(二)

隆盛が初めて勝と會つたのは四年ばかり以前の元治元年の秋であつた。尤も、その以前からも隆盛は、勝安房が幕臣中の大人物たるを知つて居た。約二十年前から知つて居た。といふのは、例の藤田東湖が、海外事情について、當時、最も精通せるは、幕臣中の勝安房であるとて勝の人物を非常に稱揚したその時から、隆盛の頭には勝は未見の師友の一人であつた。機會があつたら遇ひたいものだと思つて居た。勝もまた薩摩に隆盛のあることは、齊彬公からも聞

き、その他の人々からも聞いて、その風手を窃に想望して居たのであつた。從つて元治元年の秋、兵庫開港一件で、勝が、海軍練習所から召されて京都に上る途中、大阪で會つた。それは、初めての會見ではあつたが互に、一見舊知の如く、胸懷を開いて語り合つたのであつた。

當時における隆盛の勝に對する感想及び會見の事情は第七章に旣に詳しく記しておいた通りであるが更に後年、勝の直話するところによると兩雄が初めて會つたその時の樣子が一層明かである。

「己が西鄕に初めて會つたのは、兵庫開港延期の談判委員を仰付けられるために、特に召されて京都に入る途中、大阪の旅宿に居た時であつた。當時、隆盛は御留守居格だつたが、轡の紋のついた黑縮緬の羽織を着て、なかなか立派な風采だつた。隆盛は、兵庫開港延期のことを、餘程大きな問題だと思つて居たらしく、頻に己にその處置法を聞かせといふ。そこで、己は、「拙者はこの談判を別段、難件とは思はぬ。拙者が若し、談判委員になつたら、先づ、外國の全權公使に……君等は山城なる天皇陛下を知つて居るか、知つて居るなら、その叡慮を安んじ奉るために暫く延期してくれるやうに賴む。そして一方、加備薩肥その他の大名を集め、それ等の意見を附して陛下に奏聞し、更に國論を決するばかりだ。」と、かう言つた。それから、隆盛の問ふに任せて、當時の幕府の事情を、一切談じ聞かせた。隆盛は、兎角、「幕府が、薩摩を惡んで、漫りに猜疑

の眼を以て、禍心を包藏するものゝやうに見ては困る。」といふから、己は、「それは幕府のつまらない小役人どものことだ。幕府にも、人物が全く無いでもなからうから、そんなことは、どうあらうと、打捨つておきたまへ。かやうのことに懸念したり、憤慨したりするのは貴藩のために取らない所だ。」と言つたら、隆盛も、「承知した。」と言つた。當時意見や議論においては、己の方が、寧ろ優つて居た。けれども、天下の大事を負擔するものは、かやうな人物ではあるまいかと、心中、窃に恐れざるを得なかつた。

その後坂本龍馬が、己に、「先生は屡々西郷の人物を賞めらるゝから、拙者も行つて、會つて見たい、添書を下さい」といふから、早速、紹介狀を書いてやつたが、その後、坂本が隆盛に會つて來て言ふには、「成るほど西郷といふ男は、分らぬ男だ。少し叩けば、少しく響き、大きく叩けば、大きく響く。若しも、馬鹿なら、大きな馬鹿で、利巧なら、大きな利巧だらう。」といつたが、坂本も中中鑑識のある男だつた。全く、隆盛に及ぶことの出來ない點は、その大膽識と大誠意とであつた。己の一言を信じて、唯一人で、江戸の地に乘込む。己だつて、事を處するに當つて、多少の權謀を用ひぬ男でもないが、たゞ、この隆盛の至誠は、己をして、自ら欺くに忍びざらしめた。この時に際して、慭ひ、小籌淺略を事とするのは、却つて、この人のために腸を見透されるやうな氣がしたでな。」』

と兩雄の胸中、已に呼吸の相通ずるものがある。

『勝先生でも、この度は、さぞお困りでごあせう。』

隆盛はかう言つて、聲高に笑つた。

『如何にも困つた。しかし貴君が、參謀だやから、大に安心しとる。』

勝も、かう言つて笑つた。

『先生の御心中、お察し申す。』

『愚痴は申さぬ、地をかへて下さりや分る。時に、西郷氏、今日は、たゞ、久々振りでお目にかゝりに來たまでゝある。幕閣の意見を十分纏めての上ではない。先日、山岡へ御示し下された御處分案については、何れ、明日にも、御相談願ひたいと思ふ。拙者の腹中は、再度の書面にて、宜しく御推察願ひたい。たゞ、一寸申しおきたいのは、靜寛院宮樣の事であるが、これについては、京都からも、拙者へ、勅使があつて、「據ない事情で、關東へ御降嫁になつたのに、圖らずもかやうな時勢となつた、ついては陛下におかせられても甚く宸襟を惱ませられて居させらるゝによつて、その方、宮の御身の上に、萬一のことのないやうに心得よ」とのことで、これは、定めて、貴君も御承知であらうと思ふ。素より拙者は、一旦、引受け申したからには、決して別條のあるやうな

ことは致さぬ。皇女御一人を人質に取り奉つて、如何のかうのといふやうな卑劣な根性は、拙者、微塵も持ち居らぬで、この段は、どうか、御安心下されたい。從つて、これを條件の材料として兎やかういふ譯では決してなきゆゑ、この點誤解なきやう、豫め御承知置きを願ふ。時刻は、確と未だ定め難いが何れ明日罷出ることゝ致し申すで、貴君も、それまでに、尚ほ篤と御勘考なしおき下され。實は、久し振り故、緩々お話も伺ひたいが、何分にも拙者が居らんでは、幕臣の纏まりが付き居らぬで、かう申す中も、何を仕出かし居るやら氣がゝりでならぬ。今日は、これにて御免蒙る。』

かくて明日の會見は田町の倉屋敷で會見しようといふことに定めて、勝は高輪の薩邸を辭し去つた。隆盛は丁寧に門外まで送り出し、幕府の重臣に對するの禮を少しも亂さず、極めて慇懃に禮をして別れた。

七　兩雄の會見（三）

翌けて十四日、正午前になつて高輪の薩邸に居た隆盛の許へ、『今、田町の御邸へ罷出でた、御繰合せの上、直ぐ御出かけ下されたい。』との手紙が勝から屆いた。隆盛は直に、『尊翰拜誦仕

候。陳ば、田町まで唯今御來駕成し下され候段御知らせ下され、早速罷出候樣仕るべく候間、何卒御待合せ下され度、御受けまでかくの如くに御座候。頓首。』と認めて使者を還しおき、用意も匆々、小舟で、田町の邸へ乘りつけた。

この日、勝は、早朝登城して、大久保一翁、その他重だちたる幕臣と、隆盛との談判に關する下相談を纏め、大久保一翁が、『護衛の兵を伴れて行きなされ。』といふのを、『誠意を以ての談判に護衛の兵は禁物である。』とばかり用意も、そこ〳〵、一人の供をも伴れず、馬に鞭打つて、高輪へと急いだ。薩邸の門に着くと、物々しい警固の武士が誰何するのを、『幕使勝安房でござる。』とばかり押通つて、さて、隆盛を待合せて居たのであつた。

二人は相對して座に着いた。

『さて西鄕氏。唯今、拙者、登城して重臣の意見を纏めて參り申した。ついては、改めて、正式に御相談が致したい。』

『江戸城は御引渡しになり申さうか。』

『勿論でござる。』

勝はこの時、懷を探つて、一通の上書樣のものを、隆盛の前に差出し、

『先般、山岡が持歸つた御沙汰書に對して、勿論異議を申す意味ではないが、實は、幕臣ども取鎭

めの都合等もあるによつて、かやう、改めて戴きたく歎願仕る次第である。』
隆盛は一通り目を通して、
『これは、拙者の一存には素よりまゐらぬが、何れにいたせ、戰は好んですべきではない。ついては明日の進擊は、取敢へず一時止むることゝいたさう。』
『どうか、さう願ひたい。』
『歎願書の一條は、これより直に駿府に赴き、總督宮の御意見をも伺ひ、その都合で、急ぎ京都へ歸つて來ることゝいたさう。』
隆盛は、かくて、直に、村田新八、中村半次郎の二人を召び寄せ、勝の面前において、進擊中止の令を發すべく申し渡した。
『明日、江戸城打入の儀相達し置き候へども、大總督の宮より仰せ越され候次第もこれあり、明日の所、先づ相見合申すべく候。尙ほ、日限の儀は、追て沙汰に及ぶべく候間、この旨、相心得べく候こと。』
かくて村田、中村の立去つた後の隆盛は、もう、たゞ、小兒らしく笑つて、他事を談じつゝ、敢て大事に臨めるが如き態度とてはなかつた。勝は進擊中止てふ大問題を、餘りに無雜作にやつてのけたのを見て、その度量の大なるに感服しつゝ、暇を乞うて起上つた。隆盛も同時に起つて

門外まで送り出た。

門外の守衞兵等は隆盛と共に出で來れる客人に對つて恭しく禮をする。

『よく見て置かれい。談判の都合によつては、明日にも貴殿等の筒先にかゝる身體ぢや。』

勝は、かゝる場合にも、尙ほ洒落をいひ得る人であつた。

八　德川家處分に就ての三職會議

明治元年三月二十日、京都太政官代の廣間で、三職會議が開かれた。會したるは三條、岩倉、西鄕、大久保、木戶、廣澤の六人であつた。

隆盛は、江戶城進擊を中止させると共に、勝よりの歎願書を齎して、十六日駿府に還り、進擊中止の顚末を總督宮に報告し、參謀會議を開いた結果、隆盛の意見通り、これは京都の意見によつて決する外は無いと決つた。

隆盛は直に、京都に急行した。朝廷では、德川家處分に關する朝裁を仰がんがために、今この會議を開かれたのである。

隆盛は、嚢には、最も強く、徳川追討の議を主張したが、今は、徳川家寛典のために、盡力する一人となつた。それには、表裏二つの理由があつた。

徳川氏が將軍の威を以て朝廷を輕んじ、伏見、鳥羽の一擧においては朝敵たるの所爲を敢てした。これは宥すべからざる大罪である。けれども、今は將軍慶喜その非を悟り、自ら寺院に退隱して只管、恭順の意を表し、江戸城は申すに及ばず、兵器、彈藥等將軍に屬する特權は總てこれを差出すといふ。然るにこの上尙ほ、慶喜を極刑に處するは些と苛酷に過ぐる。假令、その苛酷は、暫く已むなしとするも、さらでだに、暴擧を企てようとしつゝある幕臣は、ために、向背を定め兼ねて居る諸侯と組んで、如何なる企てをするかも知れぬ。已に討幕の名義の十分立つて居る以上、好んで、天下を亂す必要はない。王師は須らく仁なるべきである。といふのが表面の理由。

隆盛は駿府に着すると同時に、參謀木梨精一郎を横濱に派し、英國公使パークスに書を寄せて、このたび、江戸へ進撃の必要があるかも知れぬによつて、目下、神奈川方面に上陸中の英佛の兵をどうか船まで引きあげてもらうやう盡力してもらひたいと依頼してやつた。ところがパークスは『英國はともかく佛國がこれを承知しまい。内情はよくわかつてゐるが、まだ表向きに、王政維新の通知が朝廷から發せられてない。朝廷から表向通知さへあれば陸にあげて

ゐる兵を船に乘せ場合によつては門へ歸してもよいが朝廷から其向の通知のあるまでは、どうか、砲擊等の手荒いことは見合せてもらひたい。ことに、江戸では、旣に慶喜が降服の意を明にして、恭順せる今日、何のための進擊であるか。さやうな、無法な戰爭が行はれるやうたら寧ろ、我等は、官軍の暴に備ふるために、居留民保護の兵を用意する外ないと思つてゐる。』と言つた。これが裏面にかくれた一つの理由。

會議の結果は、隆盛の意見通り、慶喜の死を宥すことになつた。その翌日勅裁を經て、隆盛に下つた命令書は勝の差出した歎願書と大差のないものであつた。

即ち、勝よりの歎願書の第一條に、『慶喜は隱居の上、水戸表に罷在る樣御願ひしたい。』といふに對して、『謝罪實功相立ち候上は、深厚の思召を以て、慶喜の死一等を宥され候間、書面の通り、水戸表において謹愼の儀差許され候こと』とあり第二條の『城明渡しの儀は、手續取扱ひ候上、田安へ預け願ひたい。』といふに對して、『それは總督宮の思召し次第に任せる。』とあり、第三條の『軍艦、兵器は、御寛典の上は、相當の員數だけ殘し置き頂きたい。』といふに對して、『一旦處分がついた上は相當の員數渡し遣はす』とあり第四條の『城內住居の家臣共城外において愼み罷在ること。』とあるに對して、『書面通り差許さるゝ。』とあり第五條の『慶喜

の妄動を助け候ものどもの儀格別の御憐愍を以て御寛典成し下され、一命に係はるやうのことなきやう御取計らひ願ひたい。但し萬石以上の儀は本文御寛典の廉にて朝裁を以て仰付けられたい。』とあるに對して、『大體書面通りに取計へども、會桑の如きは、一旦問罪の軍兵差向け、降伏すればそれでよし、拒戰においては速に屠滅する。』とあり、第六條の『士民鎭定につき、力及ばぬときは、官軍の御力を借りたい。』とあるに對して、『書面通りで可し。』とある。

隆盛は、右の御沙汰書を受けて、一旦、藩邸に引上げ、一寸休息したばかり。廿一日京都を出發殆ど晝夜兼行で、駿府へ着いたのが二十五日の朝、直に總督宮に拜謁して事の次第を申し述べ、今後の軍務及び江戸城受渡に關する協議を纏め、二十八日、池上本門寺なる先鋒の陣營に入つた。當時隆盛は、身體が非常に肥滿して居て、普通の轎では、晝夜兼行の旅には苦しくてならなかつた。かの贔負力士の陣幕久五郎から、特にその乘轎を讓つて貰つたのは實にこの時のことであつた。

隆盛は、池上の陣營に着くと、直に、先鋒正副總督橋本、柳原の兩卿に復命し、四月二日、先鋒正副總督及び參謀木梨、海江田等を會して、江戸城明渡しに關する會議を開き、愈々四日を以て、勅裁の趣を幕府に達することゝなつた。

九　江戸開城

明治元年四月四日隆盛は勅使橋本實梁卿副使柳原前光卿に從ひ、總督參謀林玖十郎先鋒參謀海江田武次、先鋒參謀木梨精一郎等と共に、池上本門寺の陣營を出でゝ、江戸城へと乘込んだ。言ふまでもなく開城についての御沙汰を正式に傳へんがためである。式場正面の上段には勅使、次の間には徳川家を代表して御沙汰を受ける田安中納言慶頼、郷之助隆盛以下はその次の間といふ順で、一同着座した。橋本卿は朗らかに御沙汰書を讀上げられる。

『第一條、慶喜去る十二月以來、天朝を欺き奉り剩へ兵力を以て皇都を犯し連日錦旗に向つて發砲したる罪重きにより追討のため官軍差向けられ候處、段々眞意恭順謹愼の意を表し謝罪申出候に付ては、祖宗以來二百餘年治國の功業尠からず、殊に水戸贈大納言勤王の志業淺からず旁以て格別の思召あらせられ、左の條件實行相立候上は、寛典に處せられ、徳川家名立て下され、慶喜死罪一等宥され候間、水戸表へ退き謹愼罷在るべきこと。』

場中水を打つたやうに靜まり返つて、勅使の朗らかなる聲のみ、金屏風に反響する。第二條

以下は、城を明渡し尾張藩へ相渡すべきこと。軍艦、兵器を引渡すこと、追て相當差返さる。家臣は城外へ退いて愼み居ること。謀反を助けたる臣下も死一等を減ずること等であつた。

御沙汰書の朗讀が濟むと、田安中納言は、お受けの言葉を簡單に述べる。式は終つた。

江戸城明渡しの場合に隆盛にからまる種々の逸話がある。その中、こゝに、山縣有朋の說話の一節を採錄しよう。

『……直ちに西鄕を芝增上寺の陣營に訪問して、京師の狀況其他の話をした。その時西鄕がお前何處に居るかといふから高輪の旅亭に投じたといふと、それはいかぬ。幕府旗下の士其の他諸浪士が市中を徘徊して居て、勤王藩士の路傍に暗殺せられたものも少くないから、この際普通の民家に止宿するは極めて危險であるから直ちに山內に來り宿せよと、懇篤なる注意があつた。其時はまだ幕府の軍艦が品川沖に碇泊して居て、城明渡が濟んだ三四日後であつたらうと思ふ。そこで私は即日當時長州兵の陣となつて居た靑松寺に引移つた。それから滯留中屢々西鄕の宿舍に至り種々の話を聞いたが、その談話中面白い話があつた。西鄕が勅使の隨員として江戸城に臨みたる時當時の作法として既に式臺を上れば勿論佩刀を脫しなければならぬ。而して國主大名の格ある者でなければ、その脫したる佩刀を手に提げて奧に入ることが出來ない。西鄕は自ら顧みて佩刀を手に提げるのは穩當でないと思つた。去

りとて之を人手に渡し、丸腰にて殿中に深入りするも亦危險であると感じた。當惑の末刀を抱いて書院に通つたといふのである。既に王師を率ゐて江戸に入り、城地明け渡しの場合であるから、通常の人ならば、手に佩刀を提げて書院に通るが如きは寧ろその得意とする所であらうが、西鄕は然からず、當惑して佩刀を抱くに至つたのは、是れ即ち西鄕の西鄕たる所以である。』――維新戰役實歷談――

かくて、德川氏二百七十年の根城であつた千代田城は、同月十一日を以て愈々引渡され、官軍は同時に、江戸城に引移つた。かくて舊江戸城は征討軍の參謀本部に充てられた。尤も、御沙汰のあつて後も靜寬院夫人及び天璋院夫人等の立退き不服のため、大奧が少々揉めた。けれども、それは、勝が、兩夫人を說いて、遂に納得させた。また、引渡しの手續の如きも、仔細に一々當るとなつては隨分面倒も起つたらうが、勝と西鄕との相談の結果萬事簡略に運んだ。

十　慶喜の退隱幽居――舊幕臣の不平

江戸城は、官軍德川の有に歸した。前將軍慶喜は、四月十一日を以て、上野大慈院を出でゝ水戸へと向ふことになつた。慶喜は、既に、退隱幽居の幾日かを經てをる。顏色憔悴、肉落ち、髯伸

びたるに、黑木綿の羽織、白き小倉袴を着し、麻裏草履を穿きて端然として歩を移す。而もその前後を守るは、精鋭隊の士數十人のみ。江戸市中の老若男女は、この樣を仰ぎ見て、知ると知らざるとに論なく、『おゝ、おいとしや』の嘆聲を放ちつゝ、涙を袖に絞らぬはなかつた。況して譜代恩願の士、昵近の臣下の心はどんなであつたらう。

大鳥圭介等の同志が、向島なる報恩寺に會議し、事を起さんとしたるもこの夜であつた。榎本釜次郎(武揚子)等が、軍艦七隻を率ゐて房州館山に逃れ、窃に事を謀らんとしたもこの時からであつた。

彰義隊の士が、幕軍の殘黨を糾合して、上野山内に屯集するに至つたのも、この時からであつた。

主家を思ふ幕臣として、この事ある、必ずしも無理ではなかつた。

隆盛は思つた。斯くの如く、幕府の舊臣等所在、黨を結び、兵を擧げんとするは、畢竟、德川家に對する處分案が明にせられないからである。江戸城は開かれた。慶喜は水戸に幽閉せられた。しかも、その封土は、如何になるか。何國で何石であるか。相續人に誰がなるか。それが分らぬでは、主に忠なる臣下として、憂慮し、疑懼して、示威運動をなす、また當然のことである。

必ずしも深く咎むべきでない。要するに、今日の急務は德川家に對する處分を決定して、幕府の舊臣等を安堵せしめ、人心をして迷ひなからしむるにある。德川氏處分案の決定し居るに尙ほも不穩の擧動を敢てするの黨あらば、その時には、直に、芟除して鎭撫の功を完うするまでである。と、から考へて、四月二十九日、豐瑞丸に乘じて江戶を發し、海路、大阪に着して小松、木戶等と會し、五日の夜京都にかへつた。

四月六日岩倉、三條、西鄕、大久保、廣澤、吉井等の有力者、岩倉邸に相會して、德川氏處分についての下相談をしたが十分には纏まらず、さらに三條家において岩倉、西鄕、小松、大久保、後藤、廣澤、吉井、林等の會合となつたが、樣々の意見が出て容易に決せぬ。

十日、改めて太政官代に正式の會議を開いたが、矢張意見の一致を見ない。即ち、秩祿の問題については、七十萬石說と百萬石說との兩說、封土問題については駿河說、武藏說の兩說、江戶城をその儘下賜する說とこれに反對する說の兩說、兩々、意見を主張して決し兼ねた。唯宗名相續人を田安龜之助に仰せ付けるといふ說のみは、誰も不服はなかつた。段々議論の末、三條卿を大監察使として、江戶に下し形勢を實査した上で處分案を決するがよからうといふことになつた。勿論、右の兩說を參酌して、何れに決するにしても、それは、三條大監察使の權限に一任するといふのである。

隆盛は、三條卿と同伴して翌十一日を以て京都を出發し閏四月廿四日を以て、江戸に着いた。

當時、隆盛は、なるべく、江戸市中の交戰を避けようと考へて彰義隊を中心とする幕臣等が、市中において、亂行を働き錦の布片を附けた官軍を暗討にするを一の手柄の如く考へて、晝となく夜となく、辻斬を行へるにも拘はらず、ひたすら、これが鎭撫に心を用ひて居た。

勝、山岡等は、隆盛の意に從ひ、身を忘れて、鎭撫に力を致した。就中、山岡は、屡々彰義隊に使して、その内部の謀主ともいふべき、上野大慈院の執當覺王院義觀を說き、慰諭解散を命じた。が覺王院は、山岡の言葉を斥け、

『今日のことは、名は朝廷の意とあるが、實は薩長の所爲である。貴殿が、參謀に應接せらるゝも、畢竟、薩長に誑かされて居るのである。斷じて、朝廷の眞意に出づるものとは思へ無い。然るを、貴殿は、世々、德川家の恩澤に浴して居ながら、一朝にして、これを忘却するとは、何のことか、思ふに、德川家の祖先は、後世において、この擧あらんを豫め知り、この山を經營し皇族を以て、主たらしめ給うたのである。且つ、一幅の錦旗を日光山に藏めたのは、何の意か。若し、朝廷亂暴にして禍亂を作すの緩ある時は、當宮を以て、これに易へ萬民を安んずるの意に外ならぬのちや。貴殿の如き、軟弱武士恩を知らざるの輩は、眞に德川の賊臣である。不肖なれども、義觀が、茲に、當山を守るは、唯、前將軍のためのみではない。東照宮より以來、德川家歷代の神靈を護

衞するのぢや。また假令、今遽に諸隊に對して解散を命じたればとて、到底奉ずる見込も立たぬ。彼等は貴殿如き蜂腰の武士ではない。主家の危急存亡の時に方つて、坐視するに忍びざるが故に、一命を擲つて、この山に集まり居るのぢや。何と言はれても、再び言ふべき言葉もない。直に、御引取を願ふ」とばかり、暴言を放つて、如何ともし難かつた。

隆盛は、これ等の報に接しても、尙ほ寛大なる心を以て、彼等暴徒に同情を表し、その討滅を急がなかつた。

十一　上野の戰爭

然るに、閏四月二十七日長州の大村益次郎、軍防局判事として、江戸に來り、市中における幕臣の暴行、さては、官軍の無規律なるを見て、大に憤慨し、隆盛に勸めて、參謀會議を開かしめ、速に剿滅すべしとの議を主張した。三條卿また、大村の說に贊成し隆盛に勸むる所あるに及んで、遂に、彰義隊を上野に討つの議を決した。

當時、大村は參謀會議の席上において、自ら進んで、この度の上野攻擊に關する一般方略を、一切委任して貰ひたいと言つた。隆盛は思つた。大村は、軍略に長じた人である。殊には長州

を代表して居る軍人である。この人に、功を譲り、地を與ふるは、薩、長の協和を永遠に保持する上に極めて都合がよい。それに、大村自ら進んで我に委任せよといふ位なれば、十分見込あつてのことに違ひない。これは一つ、大村に任すがよからうと、早速、大村の、上野攻撃の總指揮官たることに同意した。海江田その他の參謀連は、密にこれを危ぶんで、大村に迫つて、その方略を承つた上にしようと主張したが、隆盛が、

『大村氏は、勝てる成算のあればこそ、このことを委任せよと言はるゝに相違ない。勝てさへするなら、別にその戰略を承はらんでもよからう。』と言つたので、遂に、さうと定つてしまつた。

かくて總攻撃は、五月十五日(彰義隊へ秘密に洩らした日取は十三日であつたといふ、これは、大村の作戰計畫から出たのであつた。)薩州、肥後の兵は南面正門(即ち黑門口)より向ひ長州備前、大村、佐土原、津、名古屋諸藩の兵は、本郷より背を衝き、一齊に上野に向つて突進した。

隆盛は、自ら軍を督して黑門口にあつた。上野勢、また、歩兵萬字の二隊を以て、黑門口を堅め死力を盡して拒戰した。

戰は、朝より始まり、正午に至つて、なほ、何れの方面も破れず、敵、味方の死傷、殆ど相半した。が午後二時に至り、烏取藩の兵、大村の指揮の下に火を天神別當喜見院に放つた。そこで、兩門の攻撃軍、勢に乘じて、一時に突撃した。黑門口に肉薄して、亂射突喊する薩摩、肥後の藩兵の鋭鋒

に、流石の山兵も當り兼ね、死し傷き、疲れ、飢ゑて、代る兵なく、東門の要害たる新黒門先づ破れ、諸門相次いで陷りたれば、官軍、一時に三面より突入し、樓堂、伽藍に火を放つて、殘兵を逐ひ、遂に、上野の山を奪つて了つた。輪王寺宮は、根岸方面より遁れて一時三河島に身を寄せられ、後、會津に赴かせられた。覺王院義觀、またこれに御供申して居た。

上野戰爭は、かくして官軍の勝利に歸した。戰略上の功は、素より大村にあつた。が、この戰を大村に全部委任し、自らその指揮の下に、藩兵を率ゐて、戰線に立つた隆盛の大度量が無かつたならば、恐らくはかくの如き效果は、望み得られなかつたかも知れない。上野戰爭の終つて後は、關東は、全く平らいで、官軍の天地となつた。

五月二十四日、德川家は、田安龜之助を以て相續者となし、駿河國府中の城主として領地七十萬石を下賜せらるゝ旨仰せ出され、同時に、一橋家、田安家は、藩屏の列に加へられ、德川、田安、一橋の三侯に對して、御禮のため上京せよと命ぜられた。德川家よりは、右、御請申上ぐると共に、龜之助幼年の故を以て、津山侯松平確堂を以て、後見とせんことを請うて允許を得た。德川家の家臣等は、總て、一旦、官位を差止められ、歸順の輩は朝臣たる旨仰出され、茲に德川氏に對する處置も、一先づ局を結ぶことゝなつた。

第十六章　戊辰戰役時代（三）

一　隆盛忠義を奉じて藩地に歸る

德川氏に對する處置の一段落着いた時は、會津を中心とせる奥羽の諸藩聯合して奥羽征討總督の令を奉ぜず、悉々官軍に抗して侮るべからざる形勢を示して居る時であつた。

隆盛は、東北の軍事頗る困難なるものありとの報に接し、五月廿八日、江戸を發し、六月五日京都に着いた。折から京都では、藩主忠義關東出陣の準備中であつたが、隆盛は、藩主忠義の出陣を止め、在京の薩兵を二分し、一は江戸より白河の官軍に合せしめ、一は平潟に上陸して、遂に各地の官軍に聲援せしむることゝし、隆盛自ら忠義を奉じて歸藩し、北越出軍の準備を整へることに決した。かくて、隆盛は、薩軍の東北出征を見送り、九日大阪に下り、十一日忠義を奉じて海

路歸藩の途についた。

隆盛ははじめ、奥羽をして奥羽を處理させるつもりで、會津孤立の策を立てたが思ふに任せず、形勢一變して東北諸藩同盟して官軍に抗する氣勢を示したので、かくは歸國、さらに兵を率ゐて東北に當るの策を立てたのである。

□東北諸方面の反抗

薩藩の兵は、六月十七日平潟に上陸して、東軍の據守せる棚倉城を壓した。偶々東叡山陷落後若松城に動座せられたる輪王寺宮公現法親王は、米澤を經て白石城に移らせられ、使者を仙臺に遣はして、奥羽列藩に依頼せらるゝ所のあつて、奥羽軍は、その令旨を傳へ、書を各國公使、領事に贈つて、同情を乞うた。奥羽、越列藩の聯合、將に成立せんとする折柄であつたので、伊達慶邦、上杉齊憲等は、機こそよけれと、公現法親王を推して、討薩軍の總督となし、公議府といふを白石城内に設け、七月二日を以て、討薩の檄文を布いた。『薩賊の兇暴古今その比を聞かず、畏くも日光宮様を禍に陷れ奉り、德川慶喜公を寃枉の嚴譴に處し、その不眞を雪白するに路なからしめた。』とか、『三條實美等と相謀り、五月十五日、東叡山を暴襲し、勅額の掛りし中堂諸社、宮様御

殿に至るまで砲彈を以て燒打し、俘徒を殺戮し、財物を掠奪し、殘酷貪婪を極め、宮様ために途方を失ひ給ひし折柄奥羽列藩大義會盟の由遙に聞し召され、勿體なくも皇胤の御身を以て、下賤の微裝を着し給ひ鯨波を凌ぎ嶮路を攀ぢ、遼遠僻隅の奥羽に下らせ給へり。』とか、『薩賊の兇暴奸詐已にこの如くなれば假令天日地に墜ち、海水涸るゝことありとも、誓つてこの賊と世を同じうせず。』などいふ凄じい文句が列ねてあつた。

官軍、所々に轉戰して、奥羽鎭定に力を致したが、奥羽、越後と交通するに及んで、勢力漸く强大となり、容易に鎭定の見込も立たなかつた

二　隆盛北越に出軍す

隆盛は六月十四日鹿兒島にかへり着いた。それから出兵の諸準備を取急いだ。七月廿三日北越薩軍の總司令となり、八月六日、兵を率ゐて海路鹿兒島を發し、北越に向つた。十日柏崎に着し、一旦上陸して、奥羽征討總督宮に謁した。ところが、この時既に、薩長諸軍の奮戰によつて、長岡城が陥落し、新潟もまた平定してゐた。それで隆盛は、復び船にかへつて十一日新潟に回航、こゝから兵と共に上陸した。其の時隆盛の心を傷ましめた一事は、越後にて弟吉次郎が

奮鬪戰死したことである。戰死は喜ぶべきである。犬死は耻づべきである。さう考へて居る隆盛もやはり人間としての悲しみを禁ずることが出來なかつた。じつとその悲しみを嚙み殺してゐたゞけに苦しみは一層であつた。

薩摩から上せた應援兵は、次の通り、續々として上京した。島津登の一大隊、是は傭入英國汽船にて、八月三日鹿兒島を發し、途中、風波に會ひ、十三日新潟に着いた。隆盛の率ゐたのは兵具方附十一小隊、兵具方二小隊、都合三小隊で、是は、八月六日薩艦春日丸にて出發し、十日柏崎に十一日新潟に着いた。八月朔日、久留米藩汽船千歳丸にて加治木大砲隊一中隊出發、是は途中汽船に故障を生じ、八月二十二日新潟に着いた。又島津隼人の引率せし五、六番隊諸組遊擊隊、苗代川隊、私領四番隊は、傭入外國船にて、八月二十三日鹿兒島を發し二十九日新潟に着いた。

三　官軍諸方に戰ふ

長岡陥落して、官軍の勢ひ大に奮つてゐるところへ、薩軍の應援加はり、勇氣さらに百倍した。そこで、新發田を本營として、此の方面の官軍を二手に分ち、一軍は、黑田清隆、品川彌二郎を參謀として、莊内に進擊せしめ、一軍は山縣有朋、吉井友實、兵を督して、直に、會津及び米澤に向ふこと

となつた。

この時奥州方面にあつた官軍は已に白川棚倉二本松三春平泉等の要害を攻略し、白川口平潟口の二軍と相合するに及んで、勢ひさらに大に振ふに至つた。奥羽の同盟諸藩、また漸く官軍に來り降る。參謀板垣退助伊地知正治等相謀つて、會津を一擧に拔かんとし、八月二十日、薩長土大垣佐土原大村各藩の兵二本松及び本宮の營を發して、直に若松城下に殺到した。城兵殊死して禦いだけれども、官軍の包圍嚴にして、如何ともなし難く二十四日に至つては、たゞ僅に城を守れるに過ぎぬ狀態に陷つた。

九月四日、米澤藩は、到底、官軍に敵し能はざるを知り、家臣毛利上總等謝罪書を越後口なる總督府に呈し、九月十五日には、仙臺藩また降を奥羽總督四條卿の軍門に乞ひ、會津藩また、二月二十四日に至つて降服謝罪した。九月廿六日、莊內藩また使臣を出して歸順の意を表した。ここにおいて、東北の地、全く平定した。

四　隆盛一部將と戰功を爭ふ

隆盛は、新潟に上陸後、松ヶ崎に滯陣して薩藩諸隊の指揮をしてゐた。新發田の官軍本營か

らしば〳〵來營を促して來たが行かなかつた。黒田、吉井、山縣の諸參謀は、代る代る松ヶ崎に來て進軍の相談をなした。隆盛は、諸參謀が折角謀議してをる所へ、自分が出るのは、よくないと思つたからであらう。わざと、本營に顏を出さず、薩藩兵具方諸隊の總差引といふ地位にゐて部下の將士を勵ましてゐた。當時、兵具隊附一番隊の山下龍右衛門（親房）に與へた手紙に『昔日の忠憤今日に相顯はれ候處これなくては他人へ面を對し候義も相叶はずと奉存候。……不日、莊内において御面會の節戰功相爭ひ申上ぐべく候。』と書いてをる。光明赫々の地にあつて、なほ部下の一偏將と同じく「戰功を爭はん」と言ふところ、たとへ、激勵の言葉にもせよ隆盛の面目躍如たるものがある。

五　莊内藩降伏の一佳話

隆盛は、東北の全く平定したるを見て、始めて意を安んじ、十月はじめ陣營を發し、中旬京都に凱旋して東北平定の狀を復命した。そこで、大總督府參謀の任を解いてもらひ、歸國休養を願つて許され、廿三日後事を小松、大久保に委して歸國の途につき、十一月初旬を以て鹿兒島に歸つた。

東北戰爭に關して、西郷の傳記中、省いてならぬ一佳話がある。それは、かの莊内藩が、降服を勸められても容易に應ぜず、激戰數合の後、力盡き矢折れて、遂に降服の議を決し、藩主自ら隆盛の陣營に來ることゝなつた。隆盛は出でゝこれを引見し、宛ら賓客の禮を以てこれを遇し、極めて寛大なる條件の下にその降服を容れ、直ちに令を下して兵を撤せしめた。

當時、隆盛に隨行して居た高島鞆之助は、使者の歸つた後、

『先生、今の應對は、餘りに御謙讓に過ぎて、どちらが降服するのやら分らんやうでありましたな。』と問うた。すると隆盛は、心地よげに破顏微笑して、

『戰に負けて降服するのである。官軍に對しては、それでなくても非常に怖れを抱いて居る。彼の慇懃な樣を見い。それに對して言葉でも厲ましたら、その思ふ所を吐くことさへ出來まいではないか。』と言つた。傍にあつた參謀前原一誠、これを聞いて大に感じ入り、『西郷先生はどれ位大きいか底が知れん。』と言つた。この事、一度、莊内藩に傳はるや、藩の士民深くその德に服し、隆盛が後に私學校を起したる時の如き、眞先に、その子弟を遠く薩南に送り、その薫陶を依頼したほどである。

六　豫め兵隊の怠惰に赴かんとするに備ふ

戰勝の餘威で、兵隊が怠惰になりはせぬか。これが、當時の隆盛の一つの心配であつた。その頃、上京して、新に京都薩邸詰役になつた有川七之助に書を與へて言つてをる。

『此度御上京遊ばされ候上は、必ず兵隊も無事を唱へ、油斷の氣合に陷り申すべしと懸念此事に御座候。就ては只、兵隊の罪にはこれなく、油斷相成らざる樣、御仕向け御座候得ば、一兩人の怠惰は致し方なき儀に候へ共、都ての隊には相拘らざる樣御座ありたき儀と奉存候。此機會に臨ては、戰陣の心持相失はざるやう之なく候てはかくまで天下に强兵以て名を得候ものゝ、京師へ守衛に出候と鈍り候樣にては御恥辱の譯にて、實に愼むべき事に御座候。惰弱に陷入候へば據なくも法を以て處し候場合に立至るべく、其節は必ず兵隊は難事に當り、無事の日に立候ては、即ち治事局より法を以て扱はれ候と申氣受に相成候ては、兵隊と治事局は直接隔絕の勢ひ罷成るべく候間、今日の所置に依り、右の勢ひは轉じて兵隊の强勢を以て治事のものも振起り候場所罷成るべく候こと候に付、今日々々の目的にては、必ず大弊を生じ申すべく、始終後來の處に見居へを付け申さず候ては相濟ざる事に候に付、江戸表に

おひても、兵隊の者ども談合致候儀もこれあり、是までの京都御邸中の處も、丕〻陣屋に相向けに相成らず候ては、隊中の方向も定まらず候間、御門は勿論、辻番等の儀も兵隊にて番兵同樣にいたし度談じ置候に付、此度君公御着京の日より、右の御仕向相成たき事と奉存候。概略書綴候付、尙又御勘考の上、分兼候儀も御座候はゞ愚弟信吾能含居候間、御質問成下されたく願申上候。

隆盛が、東北の陣營を引揚げて京都にかへつた時には、都はもう東京(舊江戸)に移され　主上は既に千代田城に御遷幸あらせられ――九月十二日京都御發輦、十月十三日東京御着輦――た後であつた。

隆盛は、京都薩邸の跡始末のことにつき、やはりこれも有川七之助へ、細々と申おき、萬不都合のなきやうに注意し、御門出入のことについてかう言つてをる。

一、御門の儀は是まで御側役方受持にて、拂渡方抔の御役局相立居候得共、拂渡方は被廢、都て本營方の受持と相成、御側役受持は御免相成度儀と奉存候。但見聞役も御引取方可宜候。

一、治事局の者何か外御用有之、御門を出候節は(御家老都て同樣の仕向)姓名を記し候木札を御門え差出置、御用の儀を以申斷罷歸候節當人木札相受取罷歸候樣有之、御門えは矢張是迄の通、帳面え書記し置、翌日本營え差出候樣いたし置、翌朝共局々よりも、時々本營に引合

候樣有之度、左候得ば、御門の帳面本座の届と引合首尾有之候得ば、面倒等敷事には候得共嚴重の扱と相成、後來の弊害も薄く、兵隊迄取締候一、治事局の者勝手次第に外出も可致抔と申議論も薄く、本營方にて占總候得ば、都て兵隊同樣の者に相成、二端不相分事と相成、大に可宜と奉存候。

但、兵隊の儀は、隊長監軍の間より、外出の者は翌朝時々本營え届申出づべき事。

一、南西通爾御門には上番並下番は都て御引取相成、兵隊を以番兵可相詰、御門の開閉は人足を以可致、御門内には、一四列御門外えも一四列にて、組せ筒にて、可相詰事。

但一時交代此交代はみじかき方守兵も不倦のみならず、必、行届可申候。晝夜不寢の番。

一、辻番所の儀も、都て一四列づゝにて、番兵を以相守可申事。是迄の通、座し居候ては不相濟候付、土間にいたし、腰懸にて可宜、前に組せ筒にて高貴の御方か御近親の御大名樣丈けは、御通行の節、捧筒にて可宜、兼ては御家老以下の人々は、決て捧筒に不及、左なく候ては兵隊の貴き譯不相立、是迄の辻番同樣にては不相濟候。

一、是まで御式臺え當番の兵隊、一晝夜づゝ相詰來候付、矢張一小隊づゝ當番相定、其內より番兵も相兼候樣相定相成度儀に御座候。

一、巡邏の儀も、日本の一時々々に、右の當番より可相勤候事。

但御邸內並郭外可相廻事。

一、御本門の儀は、御門內の番人は被廢、御門外に一四列づゝ交代にて腰懸相構、組せ筒にて可相固事。

但御門の開閉は大方の者より可相勤候。

右の通忽卒相認候付、細事に不能候間、委敷御調可被下候。以上。

十月二十五日

西郷吉之助

有川七之助樣

七　京都惣引拂ひにつき周到なる計畫を立つ

隆盛はまた京都惣引拂ひの手配書をも有川へ書き遣した。薩藩は、文久元年間から京都に多數の兵を留めてゐた。糧食、兵具、御厩、作事所、製作所、細工所など隨分の設備である。これに關する役人も可なり多く居た。慶應三年にはこれが非常に多くなつてゐた。戰爭も既に終を告げ、天皇陛下もすでに江戶に遷幸なされた。大軍を京都に駐めておく必要はもう無い。必要以外の人員だけを殘して國元へ引上げるがよい。かういふ意見で隆盛は次の撤兵計畫

書を作つたのである。

惣引拂の節手配

一御殿廻並諸座都て古切り釘古相成らず候て相濟まざる所は其の通取計ふべき事。

但、御建付類並疊の義剝上置可然事。

一西南御門通融にて御門番足輕相詰、上番の義は御引取、見聞役泊番にも及ばず候。繰廻を以て御門方間前相定置かるべき事。

一御厩の義は都て御引拂、御召馬等の義は御國え相廻されず候ては相濟まざる事候間、御馬預え吟味仰付られ外方御拂に相成候ても不苦分は都て入札拂。

一御作事方の義は惣引取、村山下總義は宮樣御付一篇にて滯京の事。

一諸見聞役の義は重く共相殘さるべき事。

一足輕貳拾人相殘さるべき事。

一御作事方人足として、御國元より被差遣候分は殘し置、御留守居方支配にて可然事。

一兵粮方の義都て引取。

一宮樣御付の面々外宿いたし居候人は都て邸中え引移の事。

一御兵具方都て引取の事。

一諸細工人同斷。

一製作所同斷。

一御國元え飛脚立差られ候節は、大阪にて早船御買入を以て緩急の船子賦問越候はゞ可相渡事候間、中國九州の急料にて差遣はされ可然事に候。若火急の節は御留守居見計を以て仕廻料金成下され可然事。

一江戸通行等の人、何樣訴訟申上候ても御取用無之は勿論、大阪なれば道中賄料等も相渡場所故、取替金申出候譯も可有之候得共、京都の義は、御家老衆御請合無之候へば、採判は決して不相成譯に候事。

一相國寺の義は他藩え相渡候ては不相濟場所柄故、是非共不相叶時機も候はゞ、右料金は差出候ても取留可申事。

一御兵具所、其外の道具類相殘候品は、早速荷作いたし置、大阪え相廻候て便船を以て可相廻事。

一御屋敷內見締人足輕等え申付置、夜廻等嚴重相廻、是迄外方忍廻同樣苦勞銀可被成下事。

一御屋敷外三ケ所の外番所は御引取の事。

一兵粮米過分に相殘居候はゞ詰人數の御賄料見賦入札相成候ても可宜、長々古米相囲候は

ば出付相成致方有之間敷候付其邊御留守居見計を以取計ひ可然事。
一召殘され候足輕人足等は、御留守居方にて御賄の手當有之、是迄の通可被成下事。
一湯屋の義は取止置くべき事。
一御花畠水車の義は、支配人見込の處え引直可然事。
一岡崎御屋敷若哉御賣拂等の御都合に相成候はゞ、定府の分は太鼓屋敷え引移し申すべく自然入込まず候はゞ引續の地面御買入相成伏見の御長屋引直被相立候て可宜事。
一外方御雇人足は成丈相省き國人足にて相濟ますべき事。
一琉球通寶引替の一條は、人數引拂候ても此內よりの賣出し急速難相調處を以矢張仕繰是非外方え流布いたし候樣相計ふべき事に候。
一宮樣御付の面々節季等下され方の義は手形所書役等の下され方に可相準事。
一詰人數御賄料を以て前拜借の義一切相成らず候事。

以て隆盛がいかに周到なる注意の下に萬事を處理しつゝあつたかを知ることが出來よう。

第十七章　藩政參與時代

一　日當山溫泉への高踏

戊辰の戰爭すでに終局を告げ、官軍、東北から凱旋するに至つたので、隆盛は元年十月二十三日、後事を大久保、小松等に托して歸國の途につき、十一月上旬鹿兒島武村の自邸に入つた。隆盛の鹿兒島に歸るや、その人氣は非常なものであつた。藩主も久光も頗る滿足の態でその勞を犒うた。

然るに隆盛は間もなく閑地に就いて心身を保養せんことを願ひ出で、その許可を得て大隅日當山の溫泉に赴き、朝には山野に兎を追ひ、夕には子弟と古今を談じ、靈泉に浴びては身心をくつろげ、折々詩を作り、毫を揮つて欝を散じ、傍目には朝廷の事も、藩政の事も忘れて少しも關

知せざるものゝやうであつた。

翌二年正月、伊地知正治が鹿兒島より大久保へ贈つた書に、

『西鄕入道先生も既に四五十日、日當山湯治、犬四五匹、壯士三四人同道の由』

との一節あるによつて、その狀を想見すべきである。

こゝに入道云々とあるのは、當時隆盛が頭髮を全然剃り落して、クリ／＼坊主となつたことを指すのである。その格好が以前よく隆盛の肩や足を揉んだ梅一といふ按摩に似てゐるといふので自ら梅一と命名して喜んでゐた。少し固苦るしい人などに會ふと、梅一を顚倒して『拙者は西鄕一梅と申す者で』などゝ挨拶した。隆盛がこんな茶目氣分を發揮したについては理由がある。當時維新の變革と共に捲き起つた廢佛毀釋の火焰は、この鹿兒島にまでも燃えひろがり、手あたり次第に佛像を燒いたり毀はしたりしたのみならず、温泉に程近き國分八幡(官幣大社鹿兒島神宮)の鳥居前に「坊主と不淨の徒入るべからず。」といふ制札を立てた。その遣り方が餘りに亂暴なのを快しとしなかつた隆盛は、先づ自ら坊主になつて、ひそかに狼藉の徒をたしなめたのであつた。今でも日當山の岩下といふ家に、隆盛が坊主になつた時チ、ヨン、髷を切つたといふ因緣付きの鋏がある。

この頃鹿兒島城下に歸つた凱旋將士の鼻息は、頗る荒いものがあつた。戰勝の餘威に乘じ

て門閥打破、人材登用を唱へ、暴飲暴行、我がまゝ勝手の振舞をして、藩政府を弱らせた。武人連のかゝる擧動は、秩序を尊び典禮を重んじた島津久光の意に合ふ筈がない。藩當局は手をかへ品をかへて注意を加へたが武人連は容易に聽き入れなかつた。當時凱旋將士の首領は川村純義、野津鎭雄、伊集院兼寛等の諸豪傑であつた。これ等の諸豪を鎭壓し得るものは隆盛の外にはなかつたのである。然るに隆盛は日當山に閑臥して、容易に鹿兒島へは歸らなかつた。諸豪は遂に久光及び藩主に向つて、公然と藩閥打破、人材登用の議を申出でた。その頃久光の隆盛へ遣はした左の書取を見れば、その狀況が想察せられる。

顧問

方今の形勢、不拘貴賤登庸の儀當然に付門閥を廢し可然旨、川村、野津、伊集院等申出、至當の論故、速に採用可致事候得共、猶致熟考候處、當國の門閥は、過半祖先の功勞に依り御先代より被宛行、數十代連續の家、殊に今般版籍返上の願書未だ可否の朝命も無之、自身の世襲は其儘にて、下の世襲を斷然及廢止候事情義更に不安、後世の批評も可有之、いづれ朝命に應じ所置いたし候方當然かと存候得共、決着難相成候間、存慮十分承度、書取を以申遣候事。

二月　久光

吉之助殿

久光の立場から考へれば無理もない意見である。しかも餘程讓歩して、何分朝命に應じて處置しようと思ふが、決しかねるから、其方の意見を書面にて十分申出でよとあるのである。隆盛の胸中には版籍奉還は申すまでもない、廢藩置縣といふ先きの先きを考へてゐたと思はれる理由がある。

隆盛が高踏勇退して歸國した頃、京都では木戶、大村などいふ長州の人達が、西鄕は無責任な人だ戰爭が濟んだからと云つて、直ぐ國に歸つて閑臥するとは怪しからぬ。この國家創業の初に當つて、身を閑散の地に置くとは餘りに吞氣だと荐りに攻擊してゐた。或る人が之を聞いて、鹿兒島に歸り、隆盛の上京を促がした時の言葉に、『討幕の戰爭も終り、王政復古の事業も成立はしましたが、先生はこれから何うなされるお積りであるか。京都邊では先生の御歸國を非難して居ります』とあつたのを、隆盛は聞き咎めて、『何といふ。貴樣は王政復古の事業がこれで濟んだと思ふか、王政復古の大業はこれからだ』と甚く叱責したといふ。

この事から推測すれば、隆盛は門閥打破、人材登用などといふことは當然と思つてゐたに相違ない。さりとてそれを口には出さぬ。知らぬ顏でわざと鹿兒島を離れて、田舍の溫泉に往つてゐたのである。隆盛はすでに將士の心を得てゐる。薩隅日三州の少壯子弟からは師父の如く尊敬されてゐる。三州の地盤は最早大磐石の如く、何人の勢力を以てしても動かされ

ゐやうになつてゐたが、たゞ一つ困つたのは、老公久光のやゝともすれば、隆盛に對する感情の平かでなかつたことである。隆盛は久光へは背かれぬ義理がある。出來ることなら久光との間に橫はる雲霧を排除したいといふ考である。然るに國家の政策に對する見解は相反してゐる。こゝが隆盛の最も苦心したところであつた。しかも久光はその學問といひ、識見といひ閲歷といひ、尋常一樣の大名でなかつたために、一層の苦心が存したのである。

二　藩政改革

然るに一方、天下の大勢は刻々に展開して、版籍奉還の問題や、藩政改革の問題を片端しから遠慮なく解決して行つた。

薩藩に於ける版籍奉還の歷史は、慶應三年十一月藩士寺島宗則が諸藩の土地人民を朝廷に返上して國費に充て、國家の存立に必要な諸施設は、朝廷に於て行はるゝやうにすべき事を、藩の要路に建言したのが初めであつた。西鄉、大久保等はその論旨によつて辭官納地を德川家に迫つた。明治元年二月には薩藩の土地より十萬石を朝廷に奉納しようと出願したほどである。長州の木戶孝允が三條岩倉に版籍奉還の議を建言したのもこの頃であつた。同年九

月、戰爭の終熄する頃、木戸より大久保に說いてその實行方法を相談した。大久保は直ちに贊成して早速實行に着手し明治二年正月二十三日薩、長、土、肥四藩の連署を以て版籍奉還の表を上つるに至つたものである。又藩政改革について、朝廷に於ても府縣藩といふ三つの異つた地方行政機關を成るべく統一させたいといふ趣旨で、元年十月に藩治職制について大方針を示し、各藩へ對してその改革を促してあつた。小松、大久保等を初め薩藩領袖の間には、天下に率先して時勢相當の改革をしよう、やがて天下に施さんと欲する改革を、先づ薩藩に試みようといふ考があつたことは申すまでもない。そこで京阪に於て、小松、大久保、吉井、伊地知(貞馨)等が、版籍奉還、藩制改革の二大問題について凝議した。その案が鹿兒島へ廻送された。又鹿兒島に於ては、藩廳に於て藩制改革問題を考究した許りでなく、武人連の間にも同問題が討議されてゐる。かくて、中央政府にある藩出身者と、藩廳と武人側との間に意見交換の必要が起り、藩廳から小松、大久保、吉井に是非歸國する樣にと云ふ交涉があり、先づ小松、吉井が歸國した。次に大久保は柳原勅使の隨行を命ぜられて、二月五日京都出發、十三日鹿兒島に歸着した。

この柳原勅使の派遣といふのは、三條、岩倉等が諸藩を集めて國是を議するに是非とも薩長の二侯及び隆盛を起して列せしめたいといふ切望から出たことで、長藩へは萬里小路博房が勅使となつて行つた。

十四日柳原勅使より藩主に達せられたる勅書は左の如くであつた。

天下の大義を明にし、朝廷の體裁を正し、爭論を揆して之を正に反すは汝が先臣贈中納言の遺志を承け、國論を定め、長藩と共に積年勤王の致す所に是よる。今よりして後は社稷の長計も亦正に汝兩藩股肱として勉むべきにあり。凡そ國體を正し、强暴に備へ、大義を立て、民安を慮り、獨立不羈の基をなす等の事件は、汝等に問ひて以て施さんとす。共れ速に上京し朕一人を助け、以て永く保たしめんことを謀れ。宜く此意を奉體せよ。

同時に三條から久光に宛てゝ『兩侯速かに上京益々國家の爲めに忠節を盡くされん事を欲す。』云々の書面もあつた。勅書は忠義出でゝ之を拜受し、久光もいよ〳〵勅命を奉じて上京することになつたので、勅使は二十二日鹿兒島を發して歸京した。當時岩倉が大久保に與へた手紙に、『西鄕氏のところだけは、ぜひ〳〵暫時の處にても出府これあるやう云々。』とあるほど、政府では隆盛の出府を希望してゐたが、隆盛は應じなかつた。

大久保は豫め中央政府の了解を得てあつたから、勅使の御用の濟んだ後も、暫く鹿兒島に滯在した。そこで伊地知正治が政體調査の主任となり、小松帶刀、桂久武、大久保利通、吉井幸輔等も參加して藩政改革案を議定し、藩主忠義及び久光の同意を經てこれを實施するに至つた。この改革によつて島津家の家政と藩の政事とを全然區別し、藩廳を知政所、家政所を內務局と

名づけて門閥にかゝはらず廣く人材を登庸し、それ〳〵の職に任ずることになつた。その結果、藩政上未曾有の改革が行はれて、伊地知正治、橋口彥二、大迫貞淸、伊集院兼寛、黑田淸綱等は參政に任ぜられた。參政は大臣即ち舊來の家老の務をするのである。而して首相の地位には執政心得として桂久武を置いた。內務局の方では喜入久高(攝津)が長官であつた。

この大改革を行ふに當り、隆盛に交涉のない筈はなかつた。大久保との間には元年十月莊內より歸りがけ、江戶に於て大體の相談があつたに相違ない。このたび鹿兒島に於ける藩制改革問題が起つてからは、鹿兒島から日當山溫泉へ度々使者が行つて意見を糺し、或は隆盛を城下に引き出さうとしたに違ひないのである。ところが隆盛は一向に辭して出なかつた。

然るに衆望は日當山溫泉に隱れてゐる隆盛の一身に集つた。新藩政の諸豪を統制してこの大改革の實を擧ぐるには、必ず隆盛を起たしめねばならぬといふことになつた。乃ち藩主忠義は親ら村田新八を從へて、二月二十三日隆盛を日當山溫泉に訪ね、藩政に參與せんことを求めた。これにはさすがの隆盛も感激措く能はず、翌二十四日忠義に扈從して鹿兒島に歸り、二十五日參政を命ぜられて藩政に與ることになつた。隆盛は薩藩に於ける參政中の參政、事實上の首相となつたが、決してその名聞を求めるやうなことはなかつた。

隆盛政務に就くことになつて、先づ一段落を終へたから、久光はいよ〳〵二月二十六日鹿兒

島を發して京都に上り、大久保も亦三月十一日着京した。

三　隆盛參政となる

今や隆盛は薩藩第一の要路に起ち、小松伊地知、桂等を相談相手として、一藩兵制の改革を行ふべきときが來た。元來薩藩領內の行政區劃は、城下と南海諸島を別にして大小百廿餘の鄕邑に分れ、大は三萬石、小は二三千石の廣さであつた。その中には島津家の一族又は功臣を封じた數多の私領地が存し、半ば屯田の制によつて割合に澤山の武士を養つてゐた。その有樣は大小の差こそあれ、天下の諸侯と同然であつた。又島津家直轄の土地には數多の鄕士をおき、その上に官選の地頭を任命して統治させたのである。然るにこの度の藩政改革後は、各私領地の統治權を取り上げて從來の直轄地と言はず私領地と言はず、新に選拔した專任の地頭を据え、各地士分の多寡に應じて大小の常備隊を組織せしめ、地頭をして之を統轄せしめ、司法も、行政も軍隊で行ることになり、鄕邑の役場を軍務方と稱へ、まるで戰時狀態であつた。而して各地とも相競うて立派な成績を擧げた。この時任命された地頭の中には樺山資紀、三島通庸、高崎五六、高崎正風等も列してゐた。かくて薩藩の新政府は、城下に歩兵四大隊と砲兵二大

隊、外城即ち地方に常備兵十七大隊餘、豫備隊二十大隊餘、大砲隊九座一分隊といふ比較的多數の精兵を造りあげ、中央政府に於ける維新の事業を妨げるものがあつたら直に打つて出る。又朝廷に何か御用があつたら、何時でも之に應ずるといふ準備を整へたのである。かくて隆盛は藩制改革の基礎もほゞ確定したので、三年一月十八日一度參政を辭して藩政顧問となつたが、七月三日には再び藩政に參與し、二十八日藩大參事として同年末に及んだ。

「……拙者にも昨春より江戸表へ出軍いたし、その後越後表へも差し越し候處、兵隊中の奮戰を以て全く御勝利相成り、御蔭を以て命を拾ひ歸り、昨冬霜月初旬に着いたし申候。御安慮給はるべく候。もう此節は御暇願上、隱居の筈にて暫時は御許容相成候處、又々是非に相勤むべき旨御沙汰承知仕り、據ろなく去月二十五日參政仰付られ相勤め候間、一兩年は相勤め申候ては相濟むまじく、當春とも共許に下島致すべき合の處、案外の仕合如何共致方これなく候。遺子共には始終御丁寧成し給はり候由御厚禮申入候。……追て故友の方々へは御序でに宜しく御鶴聲給はるべく候。將た又愚弟吉次郎には越後表に於て戰死いたし、殘念この事に御座候。外の兩弟は皆々無難に罷歸り仕合せの次第に候。拙者第一先に戰死致すべき處、小弟を先立せ、涕泣いたすのみに御座候。御悲察給はるべく候。」

とは明治二年三月二十日、隆盛が大島の舊知得藤長に宛てゝ出仕を報じ、併せて弟吉次郎の戰

死を知らせた書翰である。この小箇の中にも隆盛が、弟に對する濃情と、恩義に酬ゆる律義とが躍如として現はれてゐる。

『……小弟身上の儀、幾回も申上候通り、如何に讒言にも致せ、一度賊臣の汚名を蒙むり、獄中まで打込られ候に付、その儘朽果て候ては先君公へ申譯これなく、一度國家の大節に臨み、賊臣の御疑惑を相晴らし候へば、泉下の君へ謁し奉り、口をつぐみ申すまじくと是のみ相考罷在候ことに御座候。……當時御招きにより、朝廷に出抜け候へば、一身の譽と言ひ、身勝手の事は十分存知罷在候事に御座候へども、今日に至り候ては、獄中の賊臣決して相忘れ候儀にては更にこれなく、雲霧を破り候へば退て謹愼仕るべきこそ、先君の御鴻恩忘却仕らざる事と相明らめ居候。赤心少しも御貫徹成し下されず候こそ不運の極に御座あるべく候…云々』

これは明治二年七月八日隆盛が桂久武に與へてその心事を訴へた書翰の一節である。桂は隆盛より三歳の年少であつたが、隆盛との交最も深く隆盛が憂きにつけ喜びにつけ、何事をも打明けて話す相手の第一人であつた。この書を讀めば隆盛がどこまでも先君齊彬の大恩を忘れず、又賊臣の名を蒙つて南海の孤島沖永良部に幽囚せられしことを如何にも殘念に思ひ、この疑をはらさずんばといふ考を抱いて朝廷の招にも應せず、鄕里に歸つた心事を察することが出來るであらう。

『……さて其御許温泉え參るべくと相樂しみ候ところ、據ろなき仕合にて再び政府え出席いたし候樣仰付けられ、又々相勤め候次第にて滙々温泉にも參り兼候儀、實に貧乏極り申候。御苦察下さるべく候………云々。』

これは明治三年七月二十三日、國分の山内甚五郎に宛てた書面であつて、折角日當山温泉に籠らうと樂んで居つたのが、又復出仕仰付けられて駄目になつたといふのである。

四　箱館戰爭――隆盛兵を率ゐて赴く

隆盛が明治二年の初から三年の終りまで二ヶ年に亘り藩政に參與してゐた間に、藩外に出たのは都合三回に及んだ。その最初は明治二年五月兵を率ゐて箱館戰爭の應援に出かけたことであつた。

初め江戸城授受の當日、即ち戊辰四月十一日舊幕府の海軍副總裁榎本釜次郎は、風濤が荒いからとて軍艦の引渡を明日に延期することを請ひ、翌十二日舊幕の軍艦八隻を率ゐて品川灣を脱し、房州館山に逃れて竊かに官軍の擧動を窺つた。そこで總督府は海軍總裁の勝安房を

呼び、之を責めたので、勝は自ら舘山に赴き、榎本等に說いて兎も角も軍艦四隻だけを取返へして之を朝廷に納めた、その他は德川氏に賜ふことゝなつた。爾來榎本等は品川灣にあつて德川氏の軍艦を監し、更に蝦夷地を請ひ、大にその經營をしようと計畫してゐた。時に東北諸藩尙官軍に反抗してゐたが、その內德川氏の靜岡移封が終つたので、八月十九日夜榎本はその部下二千餘人を開陽、回天、蟠龍、千代田、神速（以上五隻軍艦）長鯨（運送船）咸臨、三加保（以上帆船）の八隻に分乘せしめ、私かに品川灣を脫した。かくて榎本等は海上颶風に遭ひ三加保丸は銚子沖で沈沒し、咸臨丸は伊豆下田に漂着したが、殘れる諸艦は二十六日仙臺領寒風澤に到着して上陸した。

然るに奧羽同盟はすでに瓦解し、官軍は破竹の勢で鹽釜邊までも押し寄せて來たので舊幕臣大鳥圭介、土方歲三、人見勝太郎等及び東北諸藩の士數百人新に榎本の軍に合した。そこで榎本は豫て計りし北地經營の意見書を四條總督に呈し、十月九日箱館に向つて出發した。一行の南蝦夷鷲木港に入津したのは十月二十日であつた。

榎本、大鳥等は箱館知府事清水谷公考（きんなる）に訴へようとして箱館に出かけたが、清水谷兵を遣はして之を擊たしめた。然るに官軍連戰利なく、二十五日に至つて清水谷靑森に遁走するに及び、翌日榎本等五稜郭の要塞を收めて之を本營とした。かくて旬日の間に松前、江刺を陷れ、蝦夷全島をその手に收めて新に政府を組織し、職員を選定して榎本釜次郎は總督に、松平太郎は

副總督に、大鳥圭介は陸軍總督に、荒井郁之助は海軍總督に、永井尙志は箱館奉行に、人見勝太郎は松前奉行に、松岡四郎次郎は江刺奉行に、澤太郎左衛門は開拓奉行に任じ、海陸の兵備を嚴にし、各國領事及び英佛軍艦の將士と應接し、先規に準じて外交を修め貿易を行ひ、あたかも獨立國の體裁を備ふるに至つた。彼等乃ち德川氏の一族を奉じて蝦夷地を開拓し、永く北門の干城たらんと欲し再び書を裁して之を英佛の艦長に托し、朝廷に歎願に及んだ。

そこで二國公使からも榎本等の哀訴を採用せられんことを勸告したが朝廷では榎本等が國論に於て到底賊名を免れない者であるから、直接朝廷から沙汰すべき旨を答へた。

これより先き朝廷では榎本討伐の議があり、大久保は德川龜之助(家達)に追討せしめんと提言し、木戸は一歩を進めて德川慶喜を起たしめんと唱へたが、三條は之に反對し、結局慶喜の弟小林民部太夫昭武に命じて征討せしむることに決した。然かし時あたかも嚴冬の期に入つたので明春まで進發を延期し、且つ十一月十九日付を以て、外國官より脫艦追討の旨を外國公使に布告した。

然るにこの冬期の間に、德川家をして榎本等を征討せしむることには種々異論が生じた。この策、奇は奇であるけれども却て奇に過ぐるものがある、德川家に於ても我に忠誠を盡さんとする家臣を討伐するは情に於て忍びざるところであらうと。一方には尙未だ德川家を疑

ふ者もあつた。そこで種々なる事情の下に、明治二年三月になつて、黑田清隆、山田顯義、中牟田倉之助、赤塚源六等の諸將を派し、薩長其他諸藩の兵を率ゐて討伐せしむることゝなつた。討伐軍は三月九日品川灣を發し、十九日南部の宮古港に寄港したが、脫兵等これを聞知し、荒井郁之助等回天、蟠龍、高雄の諸艦を率ゐ、檣上には米國旗を飜へし、官軍の油斷を見すまして之を襲擊した。官軍はその不意討に驚いたが脫艦と應戰して遂に之を走らせた。

かくて官軍は進んで木古內沖へ入り、諸艦は箱館港口に迫り、敵の回天、蟠龍、千代田三艦及び辨天崎砲臺と應戰し、又陸軍は有川村を占領した。五月一日千代田艦を收め、七日復び箱館港に迫つて回天、蟠龍二艦を砲擊し廢艦に歸せしめた。脫艦はさきに風浪の爲めに開陽、神速の二艦を失ふたので、こゝに榎本等の海軍は全滅した。又陸上に於ては昨年來青森地方に駐屯してゐた長州、福山、藤堂、備前、筑前、津輕、松前、大野等の兵をも合せて數千に達したから、脫兵は衆寡敵せず、且つ彈藥缺乏して應戰することが出來ず、遂に諸所の砲壘を失ひ、殘すところ僅かに五稜郭及び辨天崎千代ケ岡の砲臺を固守するのみとなつた。脫兵等は城を枕に討死せんと決心したが、官軍は黑田等主として攻擊をゆるめ降伏せしめやうとつとめた。榎本はかつて和蘭に留學當時得たる海軍全書二卷の、空しく烏有に歸すべきを惜み、書を添へて官軍に贈つたところが、官軍は喜んで之を受け、海軍參謀の名を以て酒五樽を返禮として五稜郭に贈つた。

脱兵は勢力日に衰へ、或は逃亡し、或は降伏し、退いて五稜郭を守るものは數百名に過ぎなかつた。そこで首領等は自ら罪を受けて兵を助けんと欲し、五月十七日その決心を全軍に告げ、翌十八日榎本、松平、荒井、大鳥等出でゝ軍門に降り、蝦夷地全く平定した。

これより先き隆盛は鹿兒島で箱館戰爭の形勢を知り、捨て置き難しとて、自ら薩兵の惣差引となり、三邦丸にて五月一日鹿兒島を發し、五日品川に着いた。そして今一艘の兵員即ち豐瑞丸の到着を待つてゐた。豐瑞丸は六日鹿兒島發にて十二日品川に着いた。大村益次郎から最早賊は降參してゐるであらうと云はれたが、それでも氣が濟まぬので朝廷から出張の命を受け、銃隊一大隊、大砲隊一小隊を率ゐ十六日品川を發し、二十五日箱館に到着して見ると果して平定の後であつた。そこで空しく引返へして六月朔日東京に着し、十五日東京を出發して歸國した。

五　賞典祿及び敍位を辭す

戊辰役の延長ともいふべき榎本、大鳥等徳川遺臣の亂はかくして平ぎ、天下のこと一と先づ

定まつたので、朝廷に於ては明治二年六月戊辰の武勳を賞し、九月復古の功績を賞せられた。久光は從二位大納言に、忠義は從三位參議に叙任し、賞典祿十萬石を下賜せられた。これについては直に辭表を提出したが許されなかつた。そこで七月二十一日再び久光、忠義より賞典及び位記を辭する表を上り、九月更に恩爵を移して先主齊彬に追贈あらんことを上表した。朝廷乃ち十一月二十二日故島津齊彬に從一位を贈られた。その時の御沙汰書には、

贈權中納言從三位源齊彬朝臣先朝多事の際に方り、身外任に在と雖も心乃ち王室に存し、子弟を督勵し、國藩を鼓舞し、上書獻策忠を盡し義を表す、終に厥謀を貽して後裔に垂れ、以て今日盛業の基を開き候段、深く御追感遊ばされ候。これに依て贈位宣下候旨仰出され候事。

とある。斯様な次第であつたから、藩主は辭任されて然るべきことであるに拘らず、參政會議では、藩知事の職掌上の體面にも關する事であるから、最早臣下として御進めすることは出來ないといふ俗論が出た。そこで隆盛は十二月二十九日病氣にて武の自宅に引籠中、桂久武に宛てゝ

『……先公え御贈位成し下され候儀千萬有り難き次第に御座候。然るところ又々御昇位相成候ては、朝廷を輕ぜしめ候のみならず、却て望を重く相掛け候場合に押し移り、願意赤心は水泡と相成候譯にて多罪に陷り候間、御賞典御引替下し置かれ候麼、確然相立て候樣との

趣、御實意を以て御申立相成候はゞ、決して藩知事の御職掌に差障り出來候譯更にこれなき事と存じ奉り候………。」

との一書を贈り、君侯の辭意を力說した。隆盛の論旨は遂に容れられて、翌三年正月、久光忠義は連署上表して、叙位と賞典祿とを奉還せんことを請ひ、更に又金拾六萬九千七百九十九兩餘、米拾壹萬七千七百六十四石を献納せんことを請ふたが、三月四日金穀献納の議は聽許され辭任の件も同日附を以て一旦聽許せらるることになつた。

翻て隆盛に對する朝廷の行賞は如何であつたか、隆盛は回天の大業に關し、偉功もとより群臣の上に出で、維新第一の元勳であつたから、二年六月二日特に賞典祿二千石を下賜せられた。他の諸功臣の賞典祿は、木戶、大久保、廣澤の各千八百石、大村益次郎の千五百石、吉井幸輔、伊地知正治、板垣退助、小松清廉、後藤象二郎、岩下方平の各千石等が主なものであつた。次で九月二十六日隆盛は、正三位に叙せられた。木戶、大久保は從三位であつた。

隆盛は思つた。無官の藩士が高き位階を授けらるゝは、國家の重器を濫用するものである。且つ舊主たる忠義の從三位を叙せられたるに對し、家臣たるの身を以てその上に位するが如き、情誼としても忍ぶ能はざるところである。況んや維新の大業を決行して舊來の雲霧を拂

はんがためには、今日まですでに數百人となく天下の志士に人を殺した。その中には、功勞の大なる、見識の高き、現代の功臣に超ゆるものも亦少くはなかつた。それにも拘らず、今生殘れるの故を以て、高き位階を受け、大なる賞典に浴するが如きは、地下同志の靈に對して申譯なき次第であると。島津家の辭位辭賞と同時に再三辭したが御許容がなかつた。そこで隆盛は更に委しく事情を陳じ、大久保に書を寄せて、辭退聞屆け相成るやう取計らはれたいと願つた。

明治三年三月二十三日付の同書中に曰く、

『小生位階の儀、君公より御辭表を以て仰立てられ相成候へども御許容これなき趣、この節は又々御中立相成候由に御座候間、何卒御許容相成候樣御盡力成し下され度合掌奉り候。官職命ぜられ候て位階は自ら御座あるべく候へども、無官の者に位を授けられ候義は實に筋もなき御沙汰にてこれあるべく、諸侯の上なれば兎も角も、藩士の者に高位を授けられ、知事公より高位を命ぜられ候ても御受出來難きは臣子の當然に御座候。御受成り難き者を無理に情義も構はせられず候ては、誠におかしき次第に御座候。畢竟以來の處も、藩內の者、官職もなきに位を授けられ候ては、朝廷の人にて藩內所置は受けずなどいふ不心得の者必ず出て來り候は案中の事に候間、その手初め致候ては實に相濟まず、御案內の通り、暴言勝の者、却て罪作の最上の種子と存じ奉り候間、何卒御論破成し下され、相濟み候樣偏に希ひ奉り

候。堂上方などは位階と申すものは、餘程尊き事と思召さるべく候へども、この田舍者何のやくにも相立ざるものを強て御許容なきも片腹痛き次第に御座候。………云々」

然るに前記の如く、島津家より差出した賞典辭退の上表はすべて許容せられたので、隆盛も亦飽くまで固辭せる書面を同年五月七日付大久保に宛てゝ贈つてゐる。曰く

『………御賞典御沙汰の御辭表は都て御許容相成候由此上なき大慶の事に御座候。左候へば私の三位も是に引續き居候譯に御座候間是以てどふぞ御許し相成候樣御慈計偏に願ひ奉り候………。』

隆盛が東京に出したこの書面と入れ違ひに朝廷では五月二日付を以て、「位記返上願の通に思食され候事」といふ辭令を出された。隆盛の願望は漸くこゝに達せられたのである。

六　山口變亂と隆盛

明治三年一月、藩の大參事を辭して後の隆盛は、全く田夫野人と伍して遊獵を事としつゝ、武村の草廬に退き、時勢の外に立つて時代の推移を傍觀してゐた。然るに間もなき二月四日、當時山口へ遊學してゐた薩藩島津悅之介公子に附いてゐた横山正太郎(安武)と、岸良眞吉郎とが

鹿兒島に歸つて來て、山口暴動の急を告げた。横山は後日の文部大臣森有禮の實兄である。

山口暴動とは奇兵隊の變である。長州藩廳が從來の諸隊を解散せしめて新に常備兵を設置しようとしたために起つた。そも／＼奇兵隊なるものは、慶應年間長藩が幕府追擊のため、高杉晋作等の手によつて編成せしめし平民軍隊であつたが、明治三年その解隊の際に、隊長大樂源太郎を始めとし、隊兵一同藩命を奉ぜずして暴動を企てた。政府乃ち藩知事毛利廣封にこれが討伐を命じ、同時に三府諸道の藩縣にその逃走者を逮捕すべき旨の布令を發した。當時舊藩主敬親は深く之を憂ひ側用人林滿喜多なる者を東京に急派し書を廣澤參議、前原兵部大輔に賜ひ、急ぎ歸つて鎭撫の任に膺らんことを懇諭した。然るに木戸等は前原の西下を制抑し、自ら急行して長州に歸り、井上馨、野村靖等と共に藩兵を指揮して之を鎭撫して仕舞つた。この奇兵隊處分問題から木戸と前原との確執を深くし、遂に後年萩の亂を起す一大遠因を成したのである。

それは兎に角として、大久保が鹿兒島へ歸る途中、山口に立寄つた時兵亂は既に發してゐたのである。木戸の斡旋で一旦鎭靜に歸したが、再び發して燃え上つた。大久保は早速桂の許

に行つて善後策を相談した結果、出兵して長州政府を援けようといふ話になつたが、後で隆盛が自ら視察慰問に行つて、若し必要があつたらその時に出兵することにし、隆盛は二月六日大山(巖)、村田(新八)、中村(桐野)を伴ひ、鹿兒島を發し、長州へ行つたけれども、既に平定してゐたので直ちに歸藩の途に就き、十七日鹿兒島に着いた。

七　福岡藩贋札事件と隆盛

明治三年七月十七日、渡邊彈正權少忠から博多驛に先觸があつて、『明十八日大里出發長崎表へ罷越すから、人足驛々遲滯なく繼立てよ』といふことであつた。驛吏は大方通常旅行であらうと、その準備をしてゐたが、渡邊彈正權少忠及び松方日田縣知事の一行は十八日博多に着き、翌日遽かに福岡藩會計掛の者に嫌疑があるといふので、人數を四方へ派し、嫌疑の町人數名を逮捕したのみならず、城内にまでも踏込んで取調に着手したから、一同は全く寢耳に水の思をした。出張官は二十日更に福岡贄子町の制札場に

當藩會計掛り内へ御嫌疑あり、御取調として本臺官員出張候條、右へ關係これ無き者共は猥りに動搖いたす間敷候事

庚午七月二十日　　　　　　　　　　　東京彈正臺出張

と掲示した。彈正臺は福岡藩で贋札を製造したものと睨んでやつて來たのである。これがために藩廳の驚愕は言ふも更なり、一藩の士族は事の次第を知らず、すは一大事出來せりと狂奔し、物情恟々として底止するところを知らなかつた。當時鞍手郡畑村に隱居してゐた矢野梅庵は急報に接して福岡に向つたが、途中藩廳の急使が出迎へて、『貴老はこれより薩州に赴き、西郷隆盛を伴れて來てこの燃眉の難を救ふて貰ひたい。軍艦大鵬丸が用意してある。』と言つた。梅庵は謹で藩命を奉じ、福岡波奈港から大鵬丸に乘込んだが、藩知事家からは家扶小野新路、藩廳からは大屬田中秀實が同乘した。船は二十二日夕方福岡灣發錨、二十三日鹿兒島灣に着いた。梅庵は直ちに武村なる隆盛を訪ふたが、居合せた隆盛は直ちに之を出迎へて來意を聞き、

『その嫌疑の者は出張官に引渡さず、藩で處分をした方が宜からう。』

と答へた。梅庵は、『それではこれより久光公へ拜謁し、貴老を借りて福岡へ同作したし。』と云ふと、隆盛は

『イヤ時遲れて若し引渡し濟みになつたら殘念である故、拙者これより直ちに老公に謁し、事の仔細を申上げて同行致さう。』

とて、直ちに久光の館に行つてその許しを得、二十三日午後五時頃梅庵の一行と共に、鹿兒島を發して福岡に向つた。

元來福岡藩主黑田長溥は島津家の出身であつたので、薩筑の間は交情極めて親密であつた。嘉永年中薩藩內訌の際にも、薩藩の志士は隨分長溥の世話になつた。西鄕、大久保の驥足を伸ばすことが出來たのも、長溥の周旋與つて力あつた。それ故隆盛は常に之を腦裡に刻んで忘れなかつたが、今この變報に接して深く之を憂へ、奮然としてその難を救はんと決心したのである。

隆盛が二十四日夜福岡に着したときには、彈正臺の官吏が嫌疑者を羅してすでに小倉へ引揭げた後であつた。事機遲れたるを口惜しんだ隆盛は、それでもと更に後を追ふて小倉に赴き、渡邊松方の旅館に行つて二人に面會した。隆盛は嫌疑者は藩で處分さす故再び福岡へ返戻あるようにと懇談した。この時渡邊は隆盛に向ひ、

『惡るい所で貴方に遭つた。まだ公然と請取らざる內なれば、兎も角であるが、旣に當官の手に渡り、隣藩の兵卒にて馬關へ護送せしめたものを、今貴方より奪はれたでは、私等の面目は丸潰れになる。私等の職務も少しは立てさせて貰ひたい。』

と云つた。隆盛はいろ〳〵談話の末、

『維新の際は官軍でもさうしたことがあつて、それがため奥羽の賊も平げたではないか。役人たるものはそれ等の事情は少しは察しなくてはならぬ。』

などの聲が、時々外に洩れ聞へたといふことである。隆盛はそれより黒崎に赴き、宿を取つたが、翌二十六日、黒田老公は梅庵の嫡男大參事矢野幸衛を從へて態々黒崎に到り、同宿にて隆盛と對面、密議數刻に及んだ。翌日隆盛は再び小倉に赴き、出張官の旅館にて秘密會議を開き、累を藩主に及ぼさぬ用意をなし、更に一藩人民の代理として大參事立花增實が東上するに付き、大久保參議へ宛てたる書翰を携帶せしめた。該書中に曰く、

『……少弟福岡藩贋札一條に付御使者御國元え相達し歎願これあり候處、御兩殿樣聞こし召上げられ、御使者にて福岡表え罷越候仕合せに御座候處、藩中は悉く恐懼の事にて何共致方なく、手を空しして罷在候時機に御座候。殊に美濃守樣には格別の御鴻恩を戴き居候事にて、死を以て盡すべき我々共に御座候へば、この急難をよそにいたし候譯には參らず至極痛心罷在候事に御座候。……扨此度の一條に付ては小河愛四郎と申す者一己の計を以て取企候旨自訴に及び候に付、何卒此人迄にて相止候樣、此上ながら君公迄醜辱を蒙らせ候ては、頓と是限りの事に御座候て臣子の忍ぶべからざる處、國人一同死に就き候ても足らざる仕

合せに御座候間、此處においては情實も御汲取成し下され度、畢竟この大法を犯し候儀を取組候ては必ず一人魁首と成り候覺悟これたく候ては相初められ候儀にこれなく、如何にあほふな筑前にても是だけは相決居候譯に御座候間、何卒此の上の處第一に歎願仕候事に御座候。次に罪人の者はすべて隣藩え御頼み相成居候に付、江戸表え御引廻り相成候様にては頗と醜體を極め候に付、此節御刑法御定め候通り、藩内において所置いたし候處幾重にも相願置候間、何卒この兩條は御盡力成し下され度合掌奉り候。只私情を以て申上候譯にてはこれなく、條理を立て相願ひ候事に御座候間偏に歎願奉り候。一說は城内にて相揃候上は場所柄宜ろしからず、君公も知らぬとは言はれぬと申す事にも御座候へども是は誠に事實を聞めぬ論にて、福岡の城内は至つて手廣く、入海とてもこれあり候所にて廓中の事決して御存じない所多く、只城内と言ふを以て理を推し候へば、國中の人は殘らず刑に就かず候ては相濟まざる論に立至り申すべく候間、差入らざる事ながら餘り心配いたし候故、これまでも辯明仕候に付、何卒御救下され度合掌奉り候。福岡藩より歎願の爲登京仕候に付略儀ながら書中を以て願ひ奉り候……云々。(明治三年八月三日付)

この一文によつて、隆盛が黑田長溥の恩義に酬ゆるべく、如何に至誠を以てその救濟に盡力したかゞ分かり、同時に情理兩方面より人を動かさんとする隆盛の精神の働きの如何に偉大で

あつたかゞ分かる。隆盛が福岡より歸麑せんとしたとき、藩廳では公用方書記吉田成章をして、小倉より長崎までの隨行を命じたが、隆盛は徒歩して木屋瀨宿に至り、その隨行を辭退した。隆盛が鹿兒島へ着いたときには、七月二十八日の日付で再び鹿兒島藩大參事の辭令が出てゐた。

福岡藩贋札事件は提封二百七十年來の大事件として一世を驚かせたが、この際の贋貨製造は實は諸藩に流行し、殆ど一般とも云つて宜かつたほどである。ところが贋貨は外國との通商上に重大なる關係を有する結果、外國公使等の抗議が餘ほど手嚴しかつた。これがために屢々法令が出されてゐた。この政策の犧牲となつたのが福岡藩である。明治三年夏この事が發覺して以來大參事以下の取調べは嚴重を極め、四年七月二日漸く處分が濟んで、立花增實以下斬罪に處せられ、黑田長知は知事職を免ぜられて熾仁親王が知事となられた。福岡藩といへば五十二萬石の大藩であるが、この大藩を處分したことは、中央政府の勢力を天下に知らしむる好機會であつた。列藩がこの一事に震ひ上つてゐる矢先き、十日過ぎた七月十四日に俄然廢藩置縣が斷行せられたのである。

八　政府の腐敗　横山安武の自殺

話を再び後に戻して、明治三年に於ける天下の大勢を說き、隆盛の行蔵に及びたい。

當時政府に於ては三條岩倉の兩卿及び木戸、大久保を中心として、多くは薩長の人々によつて事を行つてゐたが賞典祿や、位階の陞叙が發表せらるゝに及んで、他藩の羨望的批難が多い上に、薩長の間にも感情の行違ひが生じて來た。維新の事に立後れとなつた大小の諸藩中には、薩長の專横なる振舞を惡むの餘り動もすれば舊幕時代を回顧して新政府に反抗の氣勢を示すものがあつた。就中米澤藩士雲井龍雄の謀叛、長州の暴動、北陸、靜岡等の騷擾はその著しきものであつて、殊に九州は不平黨の跋扈が甚しかつた。その上、朝廷では府藩縣三治一致の制を設け、全國の統一を計つたが、その効果は尙有名無實に歸し、各藩知事は依然舊來の面目を有して、各その土地人民を支配し、人民も亦君主として戴いて少しも怪しまず封建時代に於ける諸藩割據の弊風は更に變らずして、互に元龜天正年間の如き思想を以て相猜疑し、敢て變革の實効なく朝廷は恰かも虛器を有するに過ぎなかつた。

一方政府部内に於ても、二流三流の功臣中には、王政復古てふ空名に甘んじて驕放奢侈の風

を生じ、政令常に情實に支配せられ、國是また、上にあるもの、私心によつて定るの傾向があつて、廟堂互に黨派を生じ、各自にその說を主張して朝議の確定を缺き、軟弱の公卿は宮廷に入つて恰かも建武中興の昔に於けるが如く、且つ宮女は依然として勢力を有し、洵に以て百鬼夜行の姿を現じてゐた。 薩藩士横山安武の如きは、かゝる時勢に憤慨し、明治三年七月二十六日、政府に對し、一封の改革意見書を上り、時弊十ヶ條を指摘して、正院の門前に屠腹死諫したほどであつた。 その十ヶ條に曰く

舊幕府の惡弊暗に新政に移り、昨日非とせし者、今日却て是とす、是其一なり。

大小官員、外には虛飾を張り、內には名利を事とする、是其二なり。

朝令夕替萬民狐疑を抱き、方向に迷ふ、是其三なり。

驛每に人馬の賃錢を增し、五分の一の稅を收む、是其四なり。

直を尊ばずして能者を尊び、廉恥上下を論ぜざる、是其五なり。

官の爲めに人を求めず、人の爲めに官を求む。 故に各局の其職を勤むる者、傭工の其主に於けるが如き者あり、是其六なり、酒食の交を重んじ、義理上の交際を輕んず、是其七なり。

黜陟の大典未だ立たず、賞罰愛憎を以てす。 故に春日某の如き廉直の者却て私恨を以て究罪に陷る、是其九なり。

上下交々利を征つて國危し、在朝の君子恣意妄行する、是十なり。

と。隆盛は甚く横山の死諫に同情し、後自ら碑文を記してその靈を弔つたが、文中に、

『この時に當つて、朝廷の百官、遊蕩驕奢にして事を誤るもの多く、時論囂々、安武乃ち慨然として自ら奮つて謂く、王家衰弱の機、こゝに兆す矣、苟くも臣子たるもの、千思萬慮、以てこれを救はざるべからず。而も尋常の諫疏、百口これを陳ぶと雖も、力めて矯正する能はざれば寸益なきのみ。一死以てこれを諫むるに如かず。若し感悟する所ならば、豈に小補なからんやと。乃ち諫書を作り持ちて、集議院に至り、これを門扉に挿みて退き、津輕邸の門前にて屠腹せり。』

とある。この一事に見るも、當時の政府が如何に腐敗して居たかゞ察せられるのである。

九　勅使來麑――上京に決す

天下の形勢かくの如く非であつたので、政府部内でも心あるものは、一日も早く一大改革を斷行して政府の基礎を固めなければならぬと考へてゐた。それには、どうかして隆盛を起たせ、隆盛を中心として政治を行ふでなくては何事も無駄であるとの議論が、いよ〳〵益々盛に

なつて來た。木戶も大久保も以前からさう考へてゐた。三條も岩倉も是非にと希望してゐた。ちやうどその時西鄕從道が歐洲より歸朝し、將に鄕里に歸省しようとするところであつたので、早速從道をして先づ兄隆盛に說かしめることゝなり從道は十月十四日東京を出發して鹿兒島に歸つた。

從道は兄隆盛に向つて具さに天下の大勢を說き、朝廷の實情を述べ、この際一大英斷を以て勤儉尙武の國是を決定せねばならぬので、三條以下廟堂の諸臣が悉く隆盛の奮起を懇請してゐる旨を語つた。

隆盛は從道の話を聞き、天下政道の衰へたることを悲しんで落淚した。そして勤王愛國の熱情は彌が上にも募るのであつたが、猶蹶起して東上するには、藩內に種々困難なる事情が存在してゐた。

そのうちに黑田清綱や川村純義も鹿兒島に歸つて來た。そして從道等と首を鳩めていろいろ計畫するところあつたが、結局、三條、岩倉二卿の中の一人が勅使となつて、久光隆盛の興起を命じたならば、必ず事は成就するであらうといふことになつた。そこで從道は書を大久保に贈つて勅使の下向を求め、黑田は鹿兒島より上京の途次、有馬溫泉に岩倉を訪ふて勅使下向の必要を說いた。畢竟名義を正しうせぬに於ては、動きさうもなく思はれたからである。

岩倉も、大久保もこれに賛成した。早速政府の意見を纒め、岩倉は勅使の命を蒙り、大久保、木戸の兩人これに隨行して鹿兒島に向ふことになつた。尤も木戸は先きに長州に歸つて勅使の至るを待つことになつたので、岩倉は大久保及び山縣、川村等を從へ、十二月十八日鹿兒島に着した。

隆盛も、勅命とあつては、背くことは出來ぬ。殊に政府の首腦を傾けて態々迎ひに下つたとあつては、それでもと拒むことは出來なかつた。

『拙者のために左樣に御手數をかけて、實以て相濟まぬ。出るがよいとなら出もするが、しかし、拙者には拙者の考もある。そこは如何なものでせう。』と言つた。

『貴下の考で改革を行ひたいと思うて、態々下つて來たのであるから』と大久保が答へた。

岩倉も、勿論隆盛の考によつて今後の改革を行つて可いと約した。

『こゝ元情實何も仔細これなく、もとより老西鄉面會篤と談合を遂げ候處、同人旨趣におひては申すまでもなく卓見も相立…………此節は老西鄉頻りに盡力にて誠に以て大幸此事に御座候…………云々。』

とは十二月二十三日大久保が在京の吉井に贈つた書面の一節である。大久保は隆盛の斷然奮起したことを喜んだ。たゞ久光の諾否如何が問題であつたのである。ところが久光も來

春病氣回復を俟つて上京することに決した。

隆盛は思つた。朝廷の大改革を行ひ、封建の餘風を除去して國是を決定せんには、薩長のみに依つては不可ない、須らく土州に説いて共に盡力せしめなければならぬと。これを大久保に相談したところが、大久保も直ちに贊成した。そこで隆盛は池上四郎を伴ひ長州から更に土佐に渡航しようと決心した。また隆盛は出發後、薩藩に守舊派の擡頭せんことを憂へ、桂久武、大山綱良等によく説き聽かせて久光、忠義を十分に補佐せしめることにした。

岩倉は十二月二十八日鹿兒島を出帆して歸京の途につき、隆盛は大久保と共に四年一月三日鹿兒島を出發した。

途中、細島港にて岩倉等の一行に追ひついて五日共に三田尻に着し、七日山口に達し、九日岩倉は毛利敬親に勅命を傳へたが、敬親も同じく春季に上京のことになつた。翌十日隆盛、大久保相共に敬親父子に謁し隆盛から大改革の已むべからざる理由を述べて大藩聯合の必要に及んだが、敬親も大に贊成した。

十五日、岩倉はその使命を果して直ちに歸京した。これより先き隆盛はこの重要なる機會を逸してはならぬと木戸、大久保の二人を説き、相共に土佐に行つて大藩聯合の計畫を凝らすことに決した。

隆盛は十六日大久保、木戸、三好重臣、池上四郎等と同伴にて三田尻より乘船し、十七日土州浦戸に上陸、直ちに高知に着した。

高知藩では板垣退助大參事となり福岡孝悌權大參事に任じ、共に藩政を執つてゐたので、十九日隆盛等は先づ板垣に會ひ、又山内容堂に面して大變革の目的と理由とを說いた。容堂も大に贊成し、板垣を隆盛等と一緒に上京せしむることゝなつた。一行は二十一日高知を出帆し、二十二日神戶に着いた。一行の東京に着いたのは二月二日である。維新の三傑を始めとし、板垣、山縣等の諸豪が一大目的を抱き、互に手を執つて入京したのは維新史上稀なる偉觀であつたと謂ふべきである。

十　親兵の徵集

隆盛は再び國家の柱石として渾身の奉公を效すべき時が來た。隆盛は思つた。今にして猶舊幕の夢を見る諸藩の存するのは、畢竟朝廷の威權が充分でないからである。これでは萬民の政府を信賴せぬのも無理はない。この際、政府の大改革、第二の維新を斷行せんがためには、先づ以て朝意の十分に伸び、朝權の十分に强固ならんことを期せねばならぬと。そこで大

革新の準備として、有力なる親兵を備へ、これを以て朝廷を守護したい。親兵は、薩長土三藩から先づこれを徴集するがよからうとの議を立てた。朝議忽ち隆盛の主張に從つて決し、二月十三日を以ていよ〳〵薩藩は歩兵四大隊、砲兵四隊を、長州は歩兵三大隊を、土州は歩兵二大隊、騎兵二隊、砲兵二隊を各出京せしむべしとの命を下した。隆盛は自ら藩に歸つて、出兵の準備をなすことゝなつた。長州の木戸、土佐の板垣、また各藩地に歸つて出兵の準備に取りかゝつた。

隆盛は二月十五日東京を發し、同二十五日鹿兒島に歸つた。隆盛は、かねてかくの如き時のためにとて、自ら藩政に參與した當時、第一着の事業として、藩の兵制を改革し、洋式に倣つた精鋭なる常備兵を養成しておいたのである。今その一大隊を樺山資紀を隊長として鹿兒島に留めおき、自餘の四大隊を率ゐて、朝廷守護に充てようとした。前にも述べたが如く隆盛の心中には廢藩置縣、その他の大事を斷行するに當つては、天下或は不服を唱ふるものが現れぬとも限らぬ。その時にはこの親兵を以て鎭壓しようといふ下心であつた。假しまたそのような事件が起らぬまでも、親兵さへ十分に備へてあれば、大事決行に際して不平を抱く徒が多少は起つた場合にも、敢て朝意に反抗するが如きことが無いと信じたからである。

薩藩で常備兵設置以來、その勢力は甚だ旺盛であつた。殊に少壯の輩は無事に苦しみ、何か

有事の機會もがなと待ち構へてゐた。そこへ隆盛再び興起し、兵士徵募の命を奉じて歸着したのであるから壯士の喜悅は非常なものであつた。二月二十七日稅所篤が大久保に宛てた書中

『西鄕も一昨二十五日夜着、未だ逢取申さず候處、御地の都合十分にて復命歸藩壯士一同の歡躍、過日來屈指相待居候にて云々。』とあるに見ても、彼等の喜びが察せられる。

この時久光の病氣は未だ平癒しなかつたので忠義が代つて上京することになつた。隆盛乃ち三月下旬に至り、忠義を奉じ、四大隊の兵を率ゐて上京し、東京に着したのは四月の中旬であつた。兵營は市ヶ谷なる尾州邸内に置かれ、隆盛も亦營内に住居した。

十一　津田出との關係

話は少し以前に溯るが戊辰の戰亂中藩政改革を斷行して一新の魁といはれたのは紀州和歌山藩であつた。この改革は藩士津田出の意見を採用したものである。藩主徳川茂承の家中訓令に

『天下の大勢一變し門閥に拘はらず、人材を登用致し、府藩縣一治の制度立つべき旨天朝よ

り仰せ出され候。因ては御趣意謹で奉體、一新更始、今後領地高二十分の一を我等暮し方宛と相定め、朝廷の職務並に治民に付ての用度の外は、一切二十分の一を以て費用に供すべし。續いては家中のもの共、別帳割の通、無役高相定め、文武の職に居るものは別帳定の通役高を遣はすべし。抑も領地高五十五萬石は勤王治民の爲に賜ふ所にして、敢て一人の私すべきに非れば、其方共に於ても從來の知行高は、即我が勤王治民を佐くる爲にて、敢て私すべき者に非ざるの理を辨へ、各其職分を盡し我等と共に天朝御趣意を遵奉仕るべき事。』云々とある。かゝる精神を體して津田は執政兼軍務局知事に任じ專ら藩政改革の衝に當り、列藩に卒先して封建政治を打破し、郡縣制度を實行し、四民平等の制を定め、徵兵令を布き、農商工を振作する等、その施設は大に列藩を驚かした。そこで列藩からも公然或は秘密に人を派して、その施政振りを視察せしめたことがある。薩州からも西鄕從道、村田新八等が出かけた。

隆盛は津田の名を聞いて豫て面會を欲してゐたが、津田はすでに明治三年三月上京してゐたので、二人はしばしば相往來した。隆盛は津田の具體的政治改革意見や、東方經綸に關する議論を聞いて大に傾倒し、重く彼を朝廷に用ふべく、他の人々に諮つたこともあつた。その後津田は大藏少輔に任ぜられ、陸軍少將にまで進んだが、何しろ親藩出身の關係から、薩長出身者より異分子扱ひを受け、その經綸を天下に施す事が出來ない事情があつた。世間或は『津田

は紀州でこそ偉らかつたかも知れぬが、廟堂に立つては何も出來なかつたではないか。』と非難し『隆盛が最初津田の如き人物に傾倒したのは、うまく津田に吹かれた結果である。』といふも隆盛の眼中もとより藩閥なく、維新創業に當つて苟くも經綸の以て聞くべきあれば、何人とも己れを虚ふして、その教に接することを辭せなかつたのである。然かし隆盛も後年津田の人物を徐まり信じなくなつたらしく、明治五年二月十五日歐洲巡遊中の大久保利通に宛てて『今一つ案外の事には紀州の津田にて御座候。』といひ『これほど大功を立て候者は御一新以來これなく候處、利慾に惑ひ、功名水泡と相成候義殘念の至に御座候。』と惜しんでゐる。

十二　隆盛參議となるに決す

親兵の編制すでに成つたので、次には軍制改革、陸軍擴張の方法が定められた。四月二十三日の勅書に曰く

兵備は治國の要、安民の基、方今の急務に候。依て今般輦轂の下を始め、守衞警備の事次第に御施設に相成、猶追々諸道に鎭臺を置き、兵務を總括し、全國を保護遊ばされ度思食に候條、先づ別紙の通東西の要地に於て兩鎭臺を置かれ候事。

則ち第一着に兩國鎭撫のために西海道鎭臺を置き、小倉にその本營を設け、分營を博多、日田の兩地に置き、又東山道鎭臺を石卷港に置き、その分營を福島、盛岡に設けて東北の鎭定に備へた。又熊本、佐賀の兵は西海道鎭臺に出兵せしめた。この鎭臺設置の制度は自然に諸藩の兵勢を弱めたものであつて、廢藩置縣の第一着手であつた。

折柄毛利敬親が勅命を受けて出京の奉答をした毛利敬親は、三月二十八日病氣のため逝去したので、長藩の士民大に動搖し、木戸孝允の出京もために遲延するに至つた　その上九州では長藩の脫兵が盛に暴ばれ廻つたので、薩藩の大山綱良は日田縣に入り、これが鎭撫に盡力しようとした。然るにこの事は端しなくも薩藩が天下を橫領せんとする野心からであるとの流言を生じ諸藩の中にも疑惑を抱くものあるに至つた。隆盛はこれ等の事情で大變革の機を失ふが如きことあらば國家の大不幸であるとし、一日も早く木戸等の上京を促がすがよいとの意見で、遂に大久保をして西鄕從道を伴ひ五月三日東京出發長州に至つて木戸等と會見せしめた。そこで事情釋然として解け、木戸は大久保と同伴して山口を發し、五月二十七日東京に着した。

こゝに於て隆盛は第一着に廟堂内部の大改革を斷行し、第二の維新に向つて徐ろに步を進めようと考へ、六月朔日大久保をその邸に訪ねて

『政見の多門に出るのは綱紀の振はぬ所以である。この際參議の中から、誰か一人主宰者を出して專ら大事を處斷せしめ、他はその人の手足となつて働くといふでなくてはなるまいと思ふ。』との意見を述べた。當時參議の職に在つたものは、大久保利通、木戸孝允、大隈重信、副島種臣、佐々木高行、齋藤利行等であつた。大久保も隆盛の意見に同意したので、誰が宜からうと協議した末、木戸を推して主宰者とすることにし、先づ山縣有朋、井上馨の二人にその意を通じ、右の二人から懇ろに木戸に說かしめたが、木戸は「諾」と言はなかつた。

『西鄕を措いて拙者一人でそんな重任に膺られる筈がない。』とばかり、何としても應じない。山縣、井上の二人は既に木戸に承諾させる事を西鄕、大久保の二人に對して請合つてゐることとて、樣々に言ひ勸めた。結局木戸は『西鄕と二人でならばやつて見よう』と言ひ出した。

山縣、井上の二人はそれも道理である。餘り參議の多いのは宜しくないとしても、必しも一人が主宰せねばならぬと限つたことはあるまいと早速大久保に報じた。大久保はこの際二藩の間に押問答で日を經ることの不利なるべきを思ひ、隆盛を訪ねて事の次第を告げ、木戸と相並んで廟議を主宰してはどうかと勸めた。そこで隆盛も致方なく

『拙者が立たねば、木戸が立たぬといふなら致方が無い、二人で引受けることゝしよう。』と決心した。隆盛はいよ／＼參議として、木戸と共に大政翼贊の重任に就くことゝなつた。

第十八章　在朝時代

一　在朝の陣立

明治四年六月二十五日、隆盛はいよ〳〵木戸と共に參議に任ぜられ、大政を翼贊することゝなつた。維新以來まだ四年しかならぬことゝて、天下の物情は騷然たるものであつた。四年といつても、明治元年は慶應四年九月改元されたので、この元年は戰爭ばかり續いてゐた。二年になつても榎本武揚が降服して箱館の片付いたのは五月中旬であつた。その外、中川宮藝州幽囚事件とか、山口藩兵の暴動とか、雲井龍雄の陰謀とか、愛宕通旭、外山光輔の謀叛とか、それからそれへと重大事件が續出した。二年一月五日には參與横井小楠が斬られた。同年九月四日には兵部大輔大村益次郎が殺された。四年一月九日には參議廣澤眞臣が刺された。血

なまぐさい風が全國に吹きすさび、人心恟々としてその堵に安んぜなかつた。三百諸侯の不平士族は何がな事あれかしと虎視眈々として狙ひ回はしてゐた。かゝる危險な眞只中に飛び込んだ隆盛の胸中、十分之に處する成算なくて叶はぬところである。

木戸、西郷の參議就任と共に、從來の參議全部は免職となり、二十七日神祇伯宣教長官に三條實美、同次長に福羽美靜を、大藏卿に大久保利通を、大藏大輔に大隈重信を、宮內大輔に萬里小路博房を任じ、二十八日工部大輔に後藤象二郎を、七月四日民部大輔に大木喬任を、同八日司法大輔に佐々木高行を任命した。三條の右大臣、岩倉、德大寺、嵯峨の大納言はもとの通であつた。當時の政情と要路任命の經緯は、七月十日附を以て、隆盛が在藩の桂四郎に與へた手紙に、最も明瞭に記されてある。

「………三藩の內より一人主宰を立て、皆この人の手足と相成り、十分使はれ候てその人を助け候處相立ず候ては、只面々の議論を主張いたし候樣の機會に成行候に付、一人見込通り施させ候て、面を一に定め申さず候ては必ず事業擧らず紛々の場合に相成申すべく、若又見込相違致し、大體相叶はず候はゞ、速かに引籠候方然るべく、少々の見込は必ず之れあることに付、是を以て定約いたし、木戸一人を參議に据へ、外々は省に降り、その任を負ひ、勉勵致すべしと相議し、土州へ相談候處至極同意にて御座候間、兩藩より篤と長藩え申述候へども、木戸決

して肯ぜず、然れども兩卿へ申立て、懇々御說諭相成候へども少も承引は致さず候に付、已むを得ずこの上は都べて省々へ降り、互に手を引合候て參り候外之れなくと策を替へ談判いたし候處、亦々議論沸騰いたし、旣に崩立勢に成立ち、頓と御變革は出來ざる次第に立至り候處、一夕大久保より篤と相談之れあり、この上は私氣張り候はゞ隨分御變革の處も受合て相調ふべしとのことに付、左候はゞ相はまり申すべく、この節相調はず候はゞ、御國元にて隊中と相約候折、切斷に相究居候間、逆も逃出しは出來申さず、山に入り候儀も相塞り、いづれ地に入候外之れなく候故、承諾仕候處、木戸も納得相成り、兩人參議並に卿大少輔を廢せられ、その上又々御調の上省々へ相居へられ、何分十分の撰擇相行はれず、殘念の至に御座候。然しながらこの上にて屹度定則相立候はゞ、これを以て責或は罰し候場合にも罷り成るべく候と存じ奉り候。大小丞以下の處はいまだ變換之れなく、これも續て相發し候賦(つもり)に御座候處、官省の調べ並に人員の定額章程等相極め候て發すべしとて只今取調中に御座候間、不日に相發し申すべく、この度は俗吏も餘程落膽いたし濡鼠の如く相成申候。御遙察下さるべく候。定めて衆恨は私一人に留まり申すべしと最早明らめ申居候。尙近々事情申上べく候へども、大略までかくの如くに御座候。恐々頓首。』

文中「俗吏も餘程落膽いたし濡鼠の如く相成」といひ「定めて衆恨は私一人に留まり申す

べしと最早明らめ一云々といひ、隆盛が如何に一身を以て天下の責に任じ、情實を排して所信を斷行せんとしたかの跡が窺はれる。隆盛はかくして朝廷に於ける陣立を作り上げた。これから爲し來らんとするところのものは、天下非常のことであらねばならぬ。そは在藩時代から胸中に畫いてゐた廢藩置縣の斷行であつた。隆盛が在朝時代に成し遂げた事業の中でも最も大きい。

二　廢藩置縣

一萬に近き薩、長、土三藩の兵は、親兵として東京に徵集された。朝廷に於ける官制の改革と要路の更迭とが斷行された　向ふところは廢藩置縣の實行あるのみである。これより先き時勢の進步は、列藩の內廢藩を實行せしむるに至つた所がある。明治二年十二月吉井藩知事吉井信謹(上野國)の請を許して廢藩し、地を岩鼻縣に倂せ、狹山藩知事北條氏恭の請を聽して廢藩しその領を堺縣に倂せた。並に家祿を給して東京に住せしめた。その外三年九月には鞠山藩、十月には長岡藩、十一月に福本藩、十二月に高須藩、四年二月に多度津藩、四月には丸龜藩、六月には龍岡、德山、大溝、津和野諸藩の廢藩を斷行して附近の諸縣に倂合してゐる。又苗木藩の

如く歸農を願つたものもある。大勢はすでにこゝまで來て居つたのである。

封建を廢して郡縣にすべしとの議論は幕末時代から既に存在した。元治元年に幕府有司の一部には、外國の勢力を借りても諸大名を削封して天下を郡縣の制となし、德川氏にて統一せんと計畫した。慶應三年十一月二條攝政が、德川慶喜、德川慶勝等に下問した條項中にも封建制とすべきか郡縣制とすべきかの條がある。諸大名中にも郡縣制にすべしとの意見を上つたことがある。朝廷中にては岩倉具視の建白中、屢々この議論が繰返されてゐる。岩倉は陸奥宗光を通じて紀州の津田出の意見を聞いてゐたと言はれる。森有禮も亦この論者であつた。兵庫縣令伊藤博文の如きも亦明治二年の秋、廢藩置縣を木戸孝允に建議してゐる。かくて今や實行の巨斧は隆盛の手によつて振上げられんとして、然かも猶且つ隆盛は、最後の五分間の機會到達を待つてゐた。

長州の鳥尾小彌太、野村靖の二人はどうしても今が廢藩置縣の斷行時と考へた。そこで二人は山縣有朋を訪問してその斷行を切論し、『各藩中若しも朝命を奉ぜぬものがあつたら宜しく親兵を以て討伐し盡くすがよい。木戸と雖も若しこの議に同意せぬなれば、王政維新の眞意に逆行する者と認め、墨田川の舟遊に誘ひ、水底に葬り去るべしだ。』とまで語り、山縣に是非とも贊成するやうに勸めた。山縣も豫てその必要は認めてゐたので、早速二人の意見に同

意を表した。そこで鳥尾は更に談を進めて、『然らば自分はこれより直に井上（馨）を訪ひ、井上よりして木戸を說かしめるから、貴公はこれより直に薩の西郷を訪ひ西郷の同意を得られたい。』と言つた。山縣は隆盛と相許せる間柄であつたから、それならばと承引して、各々明日を以てそれ〳〵運動に着手するに決して別れたのが、明治四年六月三十日の夜であつた。

翌日山縣は隆盛を訪ひ、廢藩置縣の必要を論じてその同意を求めた。隆盛は靜に山縣の言ふところを聞いてゐたが、その言葉の終るのを待つて、『宜しい、承知した。然かし木戸さんの意見はどうか。』と訊いた。

『まだ木戸には談じ申さぬが、貴公の同意を得た上でと存じて。』

『木戸さんさへ承諾すれば、拙者には異議は無い。』

山縣は隆盛が案外簡單に贊成して吳れたことを一方ならず喜んで引上げた。

一方鳥尾野村の二人は同じ日に井上を訪ねて、頭から、『今日は貴公の首を貰ひに來たのだ。』と言つた。すると井上は笑つて『首をやる位は最とお易いことぢやが、そんな必要もあるまい思ふに貴公等は廢藩論を持つて來たのだらう。』と圖星を指したので、二人は驚いて、『全く左樣だ。して見ると貴公に於ても廢藩論には異存がないのか。』

『異存どころか大いに贊成ぢや。』

『それでは貴公の首を取るに及ばぬ。就ては貴公にお願ひだが貴公から木戸に說いて贊成を得て貰ひたい。』

井上は輕く肯いて『宜しい、これから直ぐに木戸を說きに參らう。』と受合つた。

井上は二人と別れてその日直ちに木戸を訪ねてその同意を求めた。木戸もかねて伊藤からこの事を勸められてゐたので早速承諾とあつて、終に七月九日を以て、廢藩置縣に關する秘密會議を木戸邸内に開かるゝことゝなつた。

當日の大暴風雨を犯して、隆盛は弟從道と大山巖の二人を從へ、九段坂上なる木戸の邸に行つた。木戸邸には山縣、井上の二人が來合せてゐて、こゝに會議が開かれた。誰も廢藩置縣といふことに異論はない。然かしその方策如何に就ては木戸、大久保の間に隨分込入つた談論も生じた。それは、さらでだに新政府に對する反抗熱の到るところに火の手を揚げさうに見ゆる今日、突然之を實行するとなつては、諸藩中、異論を唱へ、新政府に反旗を飜さうとするものが出來ぬとも限らぬ。その時には如何なる處置を取つて可いかといふのが議論の中心點であつた。隆盛は、木戸、大久保等に大に難色あるを見て、

『貴公等に於て、實施に關する手順さへ附いて居れば、その上のことは拙者が引受けます。若し發布してから暴動でも起きれば、兵力を以てそれを鎭壓する覺悟があるから、そのことに就

ては御心配なくおやりなさい。』

と言つた。隆盛のこの一言に一同大なる力を得て議論直ちに一決した。

隆盛は尚もその翌日と翌々日とを大久保、山縣等と協議した。十二、十三兩日には參朝して主上から、御尋問に對し『恐れながら吉之助が居りますから』と奉答して叡慮を安じ奉つた。かくて廢藩置縣の大令は十四日に至つて公布さるゝに至つた。

朕惟ふに更始の時に際し、内以て億兆を保安し外以て萬國に對峙せんと欲せば、宜しく名實相副ひ政令一に歸せしむべし。朕曩きに諸藩版籍奉還の儀を聽納し、新に知藩事に命じ、各其職を奉ぜしむ。然るに數百年因襲の久しき、或は其名ありて其實擧らざるものあり。何を以て億兆を保安し萬國に對峙するを得んや。朕深く之を慨す。仍て今更に藩を廢して縣となす。是務て冗を去り簡に就き、有名無實の弊を除き、政令多岐の憂なからしめんとす。汝群臣それ朕の意を體せよ。

かくて約三百年の封建制度は全くその跡を留めざるに至り、王政復古の實が漸く擧つた。こゝに天下は一使三府三百二縣となり、舊知事の面々はこの年秋冬を以て何れも東京に歸參した。

初め廢藩置縣を實行する手段としては、全然隆盛の意見に從ひ、大令頒布の日まで政府當局

者の外、何人にも知らせまいといふに決した。この秘密は随分嚴重に守られた。僅かに長藩邸に於てのみその前日豫知したばかりで、他の藩では全然かくの如き計畫あるを知らなかつた。薩藩邸に於てさへ、大令の發するに及んで始めてそれと知つた位で、全くこの大令の發布は、一般世人をして霹靂一聲、迅雷耳を掩ふに遑なき感あらしめた。從てこれを喜ばざるべき筈の諸藩に於ても事餘りに唐突であつたために、たゞ呆然として自失し、終に反抗の氣力を喪つて了つたのである。

廢藩置縣の報、鹿兒島に達するや舊藩主久光及びその周圍の保守黨は之を喜ばなかつた。その間の事情は市來四郎の叙せる左の一節に窺ふことが出來る。

明治辛未七月十四日、廢藩置縣の令下り、人心世說紛々囂々各藩頗る動搖す。中には兵亂を釀さんかの危懼さへありて、高知縣人の如きは大に爲す所あらんとするの勢なりしとも傳ふ。舊藩主は皆其妻子を倶し、東京に邸宅を定め、歸住を命ぜられなければ各藩の士庶蜂起舊主の上京を遮ぎり、更に縣知事たらしめんことを請願する者あり。鹿兒島縣は少參事大山綱良を以て縣令と爲し、都城縣には桂久武任命せられ、當時久光父子は鹿兒島に在住せられ、其上京猶豫を請願せらる。抑、久光公は方今の急務を知られしも、大小の事、皆西鄉、大久保一輩の專斷に出で、豫議せる所なきを以て往年以來の積憤重なつて不滿に堪へられず。廢

藩の報知、鹿兒島に達せし夜陰に公子侍臣に命ぜられ、邸中に花火を揭げしめ僅に其鬱氣を漏されたり。云々。

隆盛が舊主の意嚮に反して廢藩置縣を斷行することは、情に於て忍びぬものがあつた。然しながらこのまゝ形勢の推移に任せて置いたならば、それこそ天下は土崩瓦解して復た收拾すべからざるに至り、維新の大業一空に歸すべきは炳乎として明かであつた。隆盛が七月二十日を以て桂四郎に與へた左の書面を見れば、社會變革の上に隆盛の炬眼が如何に輝いてゐたかを知ることが出來やう。

陳ば天下の形勢餘程進歩いたし、これまで因循の藩々却て奮勵いたし、尾張を始め、阿州因州等の五六藩建言に及び（大同小異はこれあり候へども大體郡縣の趣意）日々御催促申上候位、殊に中國邊より以東は大體郡縣の體裁に倣ひ候模樣に成立ち、既に長州侯は知事職を辭せられ、庶人と成らせらるべき思食にて、御草稿までも出來居候由に御座候。封土返獻天下に魁たる四藩その實蹟相擧らず候ては大に天下の嘲笑を蒙り候のみならず、全く朝廷を欺き奉り候場合に成立ち、天下一般歸着するところを知らず、有志の者は紛紜議論相起き候上外國人よりも天子の威權は相立たざる國柄にて、政府と云ふもの國々四方に之れありなどと申觸し、頓と國體相立ざる旨申述候由當時は萬國に對立し、氣運開立て候ては迚も勢ひ防ぎ難き次第に御座候間、斷然公

議を以て郡縣の制度に復せられ候事に相成、命令を下され候時機にて、御互に數百年來の御鴻恩私情にをいて忍び難き事に御座候へども、天下一般かくの如き世運と相成、如何申しても十年は防がれ申すまじく、この運轉は人力の及ざるところと存じ奉り候。この際に乘じ封土返献の魁よりして天下一般の着眼と相成候上は、色々議論相立て候ては、これまで勤王の爲めに幕府を掃蕩遊ばされ候御趣意も相貫かず、殊に賴朝以來私有の權を御一洗あらせられ候御功蹟も相立ち難き事に候へば決して異議はこれあるまじく候へども、舊習一時に廢し候事に候へば、事に依ては異變之れなしとも申し難き國々のなしと相知れず候に付、朝廷において戰を以て決せられ候。確乎として御動搖あらせられず候間夫れだけは御安心下さるべく候。この運に當り私有すべき譯之れなき事に候間、大體變動の模樣も相見え申さず候へども、この末所置を間違ひ候はゞ如何の變態に推移候やも計り難き事と存じ奉り候………」

隆盛がかゝる大決心を以て事に當つたればこそ、用意周到、思慮綿密なる大久保や木戸の危んだ廢藩置縣の一大事を斷行して、不平家の蜂起無からしめた所以である。然かも隆盛は、廢藩置縣につき、無祿の士族等不安の感を抱き、又事實困難に陷るものあらんことを憂ひ、薩藩へその救助方及び隆盛の藩政參與時代から懸案となつた祿高處分等のことにつき、その意見を

申し遣はしてゐる。(第二卷文書二八三參照)

三　軍制確立

廢藩置縣以外にも、隆盛の斷行したことは少なくなかつた。その一は軍制の改革を謀つたことである。軍制の改革は軍人精神の確立に在つた。南洲翁遺訓中

『節義廉耻を失ひて國を維持するの道決して有らず、西洋各國同然なり。上に立つ者下に臨んで利を爭ひ、義を忘るゝ時は、下皆之に倣ひて人心忽ち財利に走り、卑吝の情日々に長じ節義廉耻の志操を失ひ、父子兄弟の間も錢財を爭ひ相讎視するに至るなり。かくの如く成り行かば何を以て國家を維持せんや。德川氏は將士の猛き心を殺ぎて世を治めしかども今は戰國の猛士よりは猶一層猛き心を振ひ起さずば萬國對峙は成るまじきなり。佛國三十萬の兵、三ケ月の糧食有つて降伏せしは、餘り算盤に精しきが故なり。』

とあるは、隆盛の軍制改革の根本精神が那邊にあつたかを語つてゐる。隆盛は、內亂に對する必要上旣に親兵の制を立てたが、更に對外關係の必要上、軍制の大改革を行はねばならぬと思つた。そこで明治五年二月二十八日、山縣有朋を陸軍大輔に任じ、主として之が衝に當らしめ

同年十二月一日徴兵令を發布せしめ、こゝに始めて全國皆兵主義の實行を見るに至つた。尤もこの軍制改革は戊辰の時、故大村益次郎の立案にかゝるもので、隆盛は最初『軍事は大村あり、自分は心配するを要せず。』とまで大村に信頼したのであつたが、大村兇刄に倒れ、隆盛上京して親兵を統裁せねばならなくなつて、否でも應でもこの大任を負擔するに至つた。隆盛はもとより國民皆兵主義には贊成であつたが、これまで全く武人的訓練を有せなかつた農工商の子弟を徴して、爾く立派な軍隊が出來るかどうかを危ぶんだ。然るに山縣有朋等の熱心なる主張により、終に同意を表して一旦徴兵令を布くに至つたから、更に十二分に軍隊教育に力を注ぐ必要を認めた。而して軍隊教育の根本主義としては、維新の大精神に基いて勤王愛國の思想を涵養せしむべく努力したのである。されば是れが訓練に當る將校は、維新の旨を體し、且つ維新の戰役に從軍せし薩、長、土、肥の人々を以て充て、更に歐洲新式の軍制を模せしめ、隆盛自ら陸軍元帥、近衞都督として、これを總督することゝなつた。隆盛が陸軍元帥に任じ近衞都督を仰付けられたのは明治五年七月十九日である。

更に一方海軍の方面に於ては、川村純義を山縣と同時に海軍少輔に任じ、專らこれが擴張の任に當らしめ、以て現在の我が海軍の基礎を確立せしめたのである。

四　宮中肅清

隆盛が軍制改革と相並んで斷行したる功績としては、更に宮中肅清のことを擧げなければならぬ。隆盛が廟堂に立つに及んで、その最も心を用ひたのは實にこの宮中肅清の一事であつた。君を堯舜にすることを理想とした隆盛は、その第一着として四年七月宮内の仕官に初めて武士を任用することゝし、日夕、陛下に咫尺し奉る侍從には島義勇、高島鞆之助、米田虎雄の如き硬骨の士を選み、宮内大丞としては吉井友實、村田新八、山岡鐵太郎等を擧げ、以て根本的に宮中肅清を斷行せしめた。當時如何に宮中肅清が手強く實行せられたかは吉井の日記の一節にも明かである。

『八月一日――今朝女官總免職、晝過ぎ、皇后陛下御小座敷へ御出御、大輔萬里小路殿御取次にて、典侍以下拜命、中には官を下げられたる人もあり、世古權大丞呼出しをなせり。右畢つて皇后陛下入御判任官命婦、權命婦へは余書附を渡す。これまで女房の奉書など諸大名へ出せし數百年來の女權、たゞ一口に打消し、愉快極まりなし、彌々皇運隆興の時節到來かと密かに恐悅に堪へざるなり。』と。

當時、聖上陛下には實算漸く壯年に滿たせられたばかりであつたが、英明にして遊惰を厭はせられ、後宮に悠遊さるゝが如き風些もあらせられず、始終御表に出御あらせられ、文武に御出精相成つて、宵衣旰食、少しも御油斷なき御有様であつた。而して隆盛が、當時如何に聖上の御輔導に意を用ゐたかは、はた聖上御精勵の御有様を拜して、如何に邦家の前途を衷心より喜んだかは、明治四年十二月十一日、鹿兒島なる叔父の椎原國幹に寄せたる左記の手紙の一節に見るも明である。

『……扨當地の形勢追々御聞取あらせられ候はん、色々御變革相成候內、喜ぶべく貴ぶべき義は、主上の御身邊の御事に御座候。是れまでは華族の人ならでは御前へ罷出で候儀も相調はず、適ゝ宮內省の官吏とても士族等は罷出でず候處、都て右等の弊習相改められ、侍從たりとも士族より召入れられ、公卿、武家、華族並に士族同樣、官員は召仕へられ、殊に士族より召出され候侍從は御寵愛にて、實に壯なる御事に御座候。後宮えあらせられ候儀、至て御嫌ひにて、朝より晩まで始終御表に出御あらせられ、和漢洋の御學問、次に侍從中にて御會議もあらせられ、御寸暇あらせられず、修業のみにあらせられ候次第にて、中々これまでの大名などよりは一段御輕裝の御事にて、中人よりも御修業の御勉勵は格別に御座候。然るところ昔日の主上にては今日はあらせられず、餘程御振替遊ばされ候段、三條岩倉の兩卿さへ申し居ら

れ候仕合に御座候。一體英邁の御質にて、至極御壯健、近來はヶ樣の御壯健の主上はあらせられずと公卿方申居られ候次第に御座候。御馬は天氣さへ能く候へば毎日御乘り遊ばされ候て兩三日中より御親兵を一小隊づゝ召呼ばれ調練遊ばされ候御賦に御座候。これよりは隔日の御調練と申す御極りに御座候。是非大隊を御自親に御率ひ遊ばされ、大元帥は自ら遊ばさるとの御沙汰に相成、何共恐入候次第、難有御事に御座候。追々政府えも出御あらせられ諸省も臨行あらせられ候て毎々私共にも御前え召出され、同臺にて食事を賜り候儀も之れあり、これよりは一ヶ月に三度づゝ御前にて政府は勿論諸省の長官召出され候て、御政事の得失等討論し且研究も遊ばさるべき段御內定に相成申し候。大略右の次第にて、變革中の一大好事はこの御身邊の御事に御座候。全く尊大の風習は更に散じ、君臣水魚の交りに立至り申すべくと存じ奉り候。この旨寒中御伺旁貴意を得奉り候。恐惶謹言。」

五　警察と銀行

更に隆盛の功績として見るべくして、今人の最も意外とするところは、警察制度の施設と銀行制度の設置とに盡力したことであらう。

當時廢藩置縣の大號令によつて、一大變革を來たしたその渦中に在つて帝都の治安を維持することは最も重大なる任務であつた。そこで隆盛の主唱に成つて出來たのが、原語をそのまゝ使用した所謂ポリス制度である。初め政府はポリス三千人を置き、内二千人を鹿兒島に募り、その他を各府縣に募つた。これについては少しく薩摩の國情を語らねばならぬが、薩摩には元來城下士と郷士との區別があつた。城下士は常に郷士を輕蔑し、その弊風は薩藩が明治政府の中堅となつても止まなかつた。前章に述べた薩、長、土三藩の親兵中に薩藩の兵は最も多數であつたが、その親兵中に在つても兩者の爭ひは絶へなかつた。そこで隆盛は城下士を軍隊に入れ、郷士をポリスに採用することゝし、ポリスについては時の東京府參事黑田清隆をして專ら經營の衝に當らしめた。全集第二卷中、隆盛がポリス問題に關し黑田に與へた書翰は六通を算せられるが、その中、五年三月二十三日の書翰に、

『今日より出勤仕候處、增員の儀も少々運び兼居候趣に御座候へども、大體相纏り候に付、今明日中には御達し相成候はんと存じ奉り候。扨本所深川邊にて夜中無提灯のもの通行いたし候に付取締組の者相咎め候處、書生躰のもの四五人列れ立ち、兩人の組子を縛し、近邊の家の柱にくゝり附置きたる評判之れあり候由承り候。右等の儀若しや之れあり、外聞にも相拘はるなどの譯を以て押隱し居候ては、尙又ポリスの權衰へ、迚も人民賴みに致すべきとこ

ゐこれなき様罷成り申すべく、虚實御糺し相成候様致度事と相考候に付、示候形行早々申上け候間大區長へ御糺し下され度、又はポリスを落さん爲めにわる口を申す事も測られず候に付委しく御調べ下さるべく候。若し虚事に候はゞその譯は新聞紙にも書顯はし打消し度事柄に御座候。この旨取敢へずかくの如くに御座候。以上。

この書面によつて見るも、警察の創始者としての隆盛が、その威信を保たしめんがために如何に苦心したかゞ分かるのである。

隆盛はまた大藏卿大久保利通が遣外副使節として外遊中、參議を以て大藏省御用係を兼ね大藏省の事務を監督することゝなつたが、この時にはバンク即ち東京府より上申ありし銀行設立出願につき心を用ゐたのである。明治五年正月朔日黑田清綱に宛てた左の書翰は之を語つて餘ある。

『……陳ば東京府下バンク取設候御伺に付、大藏省より段々議論相起り候へども、正院におひて談判いたし、申出の通り來る四日相運候筋に今朝相決し、板垣餘程の盡力かくの如く成行申し候と存候。付ては知事案勞の由に御座候間、右の形行卒度御通じ置下され度、板垣よりも右の噂に御座候間何卒宜しく希ひ奉候。』

かくの如く隆盛等のバンク設立の主張に肝腎の大藏省が反對してゐるのは奇なる現象と

言はねばならぬが、その後幾多の曲折を經て、明治五年十一月に國立銀行條例が公布され、第一國立銀行が設立せられたのである。

隆盛が戊辰の役後、鹿兒島の草廬に隱れてその間に養ひ來つた潜勢力は、その一たび廟堂に立つに及んで遺憾なく發揮された。その重なる事項のみを擧げても、以上記し來つた如く、

一、親兵の編制

二、廢藩置縣の斷行

三、兵制の大改革――國民皆兵主義の實行

四、宮中の大肅淸

五、警察の創設

六、銀行制度の主唱

等の諸項が數へられる。

現代の文明、明治維新の大業は、隆盛が廟堂に立つに及んで、始めてその基礎が定まつたのである。

六　岩倉大使の歐米派遣と留守內閣

騷然たる物情の中に、基礎危うく見えた明治新政府も、廢藩置縣の斷行を首めとする諸般の改革を以て、漸くその瓦解を救ひ、世を鎭めることが出來た。そもそもかくの如き大業の成就は、もとより隆盛一人の功業に歸すべきものでは無いが、若しも隆盛がなかつたならば、到底あの手涯は見られなかつたであらう。尙この外に何人も追從の出來ぬ隆盛の大功績といふのは、蓋世の聲望と實力とを以て天下の人心を繫ぎ、政府の要石となつて上下を安堵せしめたことが是である。隆盛一人の力が如何に大であつたかは、廢藩置縣後僅かに四ケ月經つた時、明治政府の大立物であつた岩倉、木戶、大久保の三人が、留守を隆盛に托し、一時に揃つて歐米各國に出かけたことに見ても明かである。

岩倉等の一行は何のために外遊したか。それは內治の基礎略々成立するに及び、更に進んで外交上の懸案を處理する必要があつたからである。もつと具體的に言へば安政以降、歐米諸國と締結せし條約改正の期限が將に切迫しつゝあつたからである。

これより先き、安政四年米國總領事ハルリス來朝して、通商條約を協定するや、ハルリスは深く我國の開國に同情し、紳士的態度を以て幕吏に接した。その締結した關税の如き、酒類は輸入税を三割五分とし、その他の税目を二三種を除き、多くは輸入税を二割とした。之に反して輸出税は悉く五分と定めたのであつた。ハルリスが清廉義俠の人であつたればこそ、かく我が國に有利な條約を結ぶことが出來たのである。然るに因循姑息なる幕府は、その後各國と談判する毎に次第に讓歩し、遂に輸入税二割は減少して僅に五分となつて了つた。かくして獨り貿易上のみならず、裁判權の如きも大に侵害せられ、各强國は我が國内に於て治外法權を獲得し、之を條約に明記するやうになつた。

戊辰の兵亂鎭定に歸するや、政府は條約を改正して關税を增課し、治外法權を撤去せしめんがために、明治四年先づ新律綱領を制定し、これを飜譯して各國公使に送つた。けだし法律の制定は條約改正を要求するに當り、一の要件であつたからである。

當時の條約では、明治五年七月一日以後は、一ケ年前に通告すれば、改正の交渉を開き得べき規定であつた。されば政府は改正に關する希望を各國政府に告げ、又その談判は東京で開きたいと考へてゐた。然るに條約を改正して税權を回復し、治外法權を撤回せしめ、以て對等の條約を締結せんと欲せば、我が制度法律を改正し、内地雜居の準備を爲さなければならぬ。そ

こで先づ列國の制度、文物、風俗及び交通の狀況を視察し、又各國政府の意見を求めて我參考に供することが大切である。こんな必要から右大臣外務卿岩倉具視を全權大使とする一行を歐米各國に派遣することゝなつた。

一行は岩倉大使の下、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尙芳の四人が副使となり、その他隨員を合せて四十八人の任命が十月八日に發表された。時に留守役を承つた大隈や井上等は、西郷板垣その他の連中が文武不平の徒と呼應して自由の振舞をしはしまいかと心配になつて來た。中にも井上は、「若し大久保大藏卿が歐米に渡航することになれば、裁決すべき人が無くなるから、自分は到底その職に居ることは出來ない。」と云つて骸骨を乞ふたが、これは隆盛が大藏省を監督することに決定したので、初めて留任した。

それと同時に、官制の改革や大官の任命の如きは、一行の留守中には着手せぬといふ約束が成立した。全文は十二款より成り、

今般特命全權大使派出の一舉は、洵に容易ならざる大事業にて、全國の隆替、皇運の泰否に關係する事なれば、中朝の官員、派出の使員と內外照應、氣脈貫通、一致勉力せざれば成功奏し難し。萬一議論矛盾し目的差違を生する時は、國事を誤り國辱を釀すべきに由り、爰にその要

旨の條件を列し、その事務を委任擔當する諸官員連名調印し、一々遵守して之に違背するなきを證す。

といふ書き出しで、明治四年辛未十一月の下三條、岩倉兩大臣、西郷、木戸、大隈、板垣の四參議以下合計十八名の者が署名調印してゐる。

隆盛は敢てこの約束を破る意志は無かつたかも知れぬ。然かし乍ら政治は活機である。紙に書いた證文を以て天下の活機を制することは出來ない。さればこの約束は事實に於て着々破綻して行つた。何しろ隆盛がポリスやバンクの經營にまで干與せざるを得なかつた時勢である。明治六年四月になると、太政官制は「潤飾」といふ名の下に改正せられる。後藤象二郎、大木喬任、江藤新平の三名は參議に任命せられる。大藏大輔井上馨は大隈と爭ふて野に下るといふことになつた。

岩倉大使一行が東京を出發したのは明治四年十一月十日であつた。十二日横濱から太平洋汽船會社のアメリカ號で渡米の途に就いた。尚この一行の外に歐米に留學したものが五十四人あつた。彼の開拓使から派遣された山川捨松(大山巖夫人)益田榮子(瓜生大將婦人)津田梅子等五人の女學生がこの一行中にあつたことは、殊に時人の注目を惹いた。總員百餘人、この一大赤毛布團は海上無事十二月六日桑港に着いたのである。その夜米人の歡迎宴に臨ん

だ岩倉は烏帽子、小直衣、切袴といふ裝束であつた。

かくて一行明治五年一月二十一日首府華盛頓に着し、二十五日正副兩使は衣冠帶劍で白館を訪問し、大統領グランドに謁見して國書を奉呈した。一行は米國で條約改正の決行をしやうと思ひ起つたが、遺憾ながら條約改正に關する全權の委任狀を所持して居らなかつた。そこで大久保と伊藤との二人が態々委任狀を取りに歸つた。五年三月二十四日のことである。二人は廟議を經、委任狀を得て五月十七日再び横濱を出帆した。英國駐劄大辨使の命を奉じて赴任する寺島宗則も行を共にした。時にその頃英國に留學中であつた尾崎三良馬場辰猪等は、この事を聞いて大に驚き、『世界の大勢にも通ぜず、各國の事情をも知らないで條約改正の大事を決行するなどは以ての外である。殊に最惠國條欵の如きは最もよく調査する必要がある』との意見で、わざ〳〵米國に渡つて木戸等に面會し、注意を與へたので木戸等も大に覺るところあり中止せんとするところへ、各國では條約改正の談判は東京に於て開かんとの希望ある由を傳へられたので、いよ〳〵この事は思ひ止まることゝなつた。これより大使一行は五年七月ボストンを出帆し、同月十四日英國に着したが、當時英國皇帝は避暑中であつたので、十一月四日に始めて皇帝に謁見することが出來た。大使一行この日始めて洋式の大禮服を着けた。十一月十六日一行は英國を辭して佛國に入り、その月二十六日佛國大統領に謁

見した。それより一行は白耳義、和蘭を經て、翌年三月獨逸伯林に到着し、皇帝に謁見し、又宰相ビスマークとも會見した。この行佛國では我國が長崎で天主教徒を迫害したといふので、英米兩國に於けるが如き歡待をしなかつた。羅馬法王は憤慨して我を顧みなかつたので訪問の禮を取らなかつた。宿世の修交によつて最も歡待したのは和蘭であつた。

一行が歐米を巡遊して初めてその發達せる文物に接觸し、又當時の大政治家と會見して如何に驚異し敬嘆したかは左記大久保が旅中より西鄕、吉井の兩人に宛てゝ出した書簡の一節中にも窺はれる。

『……歐洲の景況別段の事も之れなき趣、去り乍ら着涯方角も分り兼ね洋九月普國伯林におひて魯帝、墺帝會議の筈に候由、何れも未だ實地相分らず候へども、魯外務卿ゴルチヤコフも隨從にて參る樣子、宇內に名譽なるビスマーク等の大先生會議の事に候へば、何事ならんと諸人騷ぎ居る模樣也。ビスマークの勢益盛んに候。諸方より伺候賄進門前車馬の聲絕えず、同人え面會致したる者は面目に相成候程の事に開かれ候。〇佛國の形勢未だ何とも申上難く候へども大統領チエールなる者はさすがに豪傑の由、一旦人心四分五裂、潮の湧くが如く物議も之れありたる由に候へども一々叩き付け、今日に相成候ては自分壓伏致され、よほど折合に趣き、同人七十有餘の老人にて勉勵すること壯士も及ばず、議院にて手ひどく沸

論之れありても、自ら踏込み雄猜を振ひ候へば是を犯す者は一人もこれなしとぞ、以てその人物を御承知下さるべく候。……」（明治五年七月十九日付）

『……當國は他の歐洲各國とは大に相異なり、淳朴の風之れあり、殊に有名のビスマルク、モルトケ等の大先生輩出、自ら思を属し候心持に御座候。已前に當政府の事も種々風説も之れあり候へども、實地を目撃候へば相違の廉少からず候。殊にビスマルクは益々信任せられ何もこの人の方寸に出ざるなしと察せられ候。去る十二日議院開會の禮典一覽に參候。帝親臨して議案を讀す、その趣は税のこと、砲臺築造のこと、小給の兵士給料増のこと以上三ケ條あり、益々陸軍に力を用ゐ候趣に相見得申候。凡て佛の償金を費し候間、この上一層の強國と相成り申すべく候。陸軍調練も一覽いたし候。當時農暇之れなき時分にて大調練出來ず、小人數にて候へどもその整嚴感伏に堪へず候……」（明治七年三月二十一日付）

かくの如く大久保はその親しき隆盛等に一々詳しき旅中の消息を傳へてゐるが、隆盛も亦明治五年二月十五日、八月十二日の二回に亘り、長大懇切なる手紙を外遊中の大久保に送り、國家の重大事を巨細に通知してゐる。（第二卷文書二九四、三一四兩號の書翰參照）

岩倉大使の外遊中、隆盛等の留守内閣にも種々なる面倒事が起つた。中にも憂心忡々たる三條太政大臣の最も手に負へぬ難問題は所謂征韓論であつた。隆盛は副島、板垣、江藤、後藤等

と協心戮力して內政の改革と外政の振作に着手し、加ふるに岩倉大使一行の歸朝せぬ前に、對韓政策の方針を定め、遣韓大使の閣議を一潟千里の勢で解決しやうとしたので、三條はたまらずして木戸や大久保に歸朝を促がした。そこで大久保は六年五月二十五日、木戸は七月二十三日、何れも岩倉大使一行に先つて歸朝した。この兩人が船を同じうして歸らなかつた理由は、洋行中感情の衝突を生じ、御互に物も言はずなつて仕舞つたからである。

七 西國御巡幸と島津久光

隆盛が近衞都督として、その慓悍なる兵士を御するや、自ら「破裂彈上に晝寢してゐる」と豪語して安如たるものがあつた。しかもさすがのこの英雄にも手に餘るものが一つあつた。それは隆盛の舊主島津久光との政見の相違である。當時の隆盛の書翰には、しば〳〵そのことが現はれてゐる。由來隆盛の大を爲して回天の功業を立て得たのは、薩の雄藩に生れ、明主齊彬に見出されたのが元で、その後久光には動もすれば容れられなかつたとはいへ、その恩寵と勢力とによつて大事を成し得たことも亦爭ふ譯に行かぬ。然かも久光の反對論は天下の舊勢力、舊思想を代表したものであつて、不平家の血を涌かしむるに餘あつた。殊に新政府が

廢藩置縣門閥打破の擧は如何ばかりこの保守派の首領を憤慨せしめたことであらう。岩倉大久保等外遊中の留守内閣に大政を與つた三條西郷は、大にその處置に苦しんでゐたが、長くも主上には深くこのことに叡慮を勞せさせられ、遂に明治五年五月、隆盛等を從へて西國に巡幸あらせられ、親しく鹿兒島に久光を慰撫したまふこと丶なつた。

もと〳〵西國への御巡幸は廢藩以前より御議の無かつたではなかつたが、この有難き御儀は實現せられ、五月二十三日軍艦龍驤に召させられ、品川を御發艦相成つた。筑波、春日、日進の諸艦及び有田丸が供奉し、西郷參議、徳大寺宮内卿を始め、西郷陸軍少輔（從道）河村海軍少輔、吉井宮内少輔、その他文武諸官が各艦に分乘した。主上は二十六日伊勢神宮に御參拜、二十八日大阪着御、三十日京都着御、六月七日大阪御發艦、十一日下ノ關を經て、十四日長崎着御、十八日熊本着御、二十二日鹿兒島に着御相成つた。

鳳輦の向ふところ、前古未曾有の盛儀を拜觀せんとて、沿道の蒼生は有難涙にくれつ丶堵列して御迎へ申した。維新の鴻業を遂げさせられた御年未だ若き主上陛下が、馬上ゆたかにお跨がり遊ばさる丶雄姿よ。かつては藩主の通過にさへ土下座してその駕輿をのみ拜したものを、今は一天萬乘の大君を、おそれ多くもまのあたり御馬上に拜し奉ることが出來たのであつた。主上の御あとには、何時でも黒のフロツクコートに太き白帶をしめ、兩刀をさし、青竹杖

にて從ふ大兵肥滿の大男があつた。それは餘人にあらず、參議隆盛であつたのである

鹿兒島の御駐輦は二三日の御豫定であつたが、風雨その他の關係で日が延び、七月一日にまで及んだ。六月二十八日、島津久光は狩衣を裝ひ、行在所に參し、德大寺宮內卿に謁して、天機を奉伺し、又意見書を奉呈した。この書は久光が多年胸中に蘊蓄したものであつて、明治二年朝覲の際、建言せんとしてその機を得なかつたもの、まことに一世の保守思想を代表したものと言ひ得る。

一、至尊御學問の事。
一、國本を立て紀綱を張る事。
一、服制を定めて容貌を嚴にする事。
一、學術を正す事。
一、愼みて人材を擇ぶ事。
一、外國の交際を謹み、審かに彼我の分を辨ふべき事。
一、兵氣を振興して軍律を正す事。
一、貴賤の分を明にする事。
一、利慾を遠ざけ、節義を重んじ、詐術を退けて誠實を貴ぶ事。

一、嚴に淫亂を禁じて男女の別を明にする事。
一、言路を開く事。
一、讞獄を愼みて賞罰を正しくする事。
一、租を輕くし斂を薄くする事。
一、詳に出納を量る事。

別紙一通小臣積年の愚慮にこれあり、去る己巳の春暫時上京仕候節、獻言仕る含に御座候處機會を得奉らず、爾來何等の御下問も拜承仕らず、全く沈默仕候。然るところ今般料らずも御巡幸在らせられ、天顏を拜し奉り、獻芹の微衷默止仕り難く、且つ危急切迫の世態傍觀坐視に忍びず、因循固陋の愚見御採用あらせられざる御事とは恐察奉り候へども、この末好機會もこれなくと存じ奉り、突然呈上仕候。實以て恐縮の至に御座候へども、方今の御政體にては御國運日を追て御衰弱萬古不易の皇統も共和政治の惡弊に陷らせられ、終には洋夷の屬國と成らせらるべき形勢鏡に掛けて拜する如く、歎息流涕の外御座なく候。狂妄不遜忌諱を犯すの罪に於ては何樣とも御明裁を待ち奉り候。臣久光誠恐誠惶頓首敬白。

壬申六月　　從三位臣源　久光

主上は親しく久光に謁見を賜はり、病を勉めて上京せよとの勅旨を下された。かくて七月

二日鹿兒島御發艦、四國を經て兵庫に至り、十二日横濱港着御、汽車にて東京に還幸相成つた。

隆盛は御歸途にも供奉して七月四日丸龜に着したとき、東京から至急歸京するやうにとの飛脚が來たので、弟從道を從へて即刻出發、八日東京に歸つた。その急用とは山城屋和助事件なるものが突發したからである。

當時山縣有朋は、長州出身武人の代表者として、陸軍大輔近衞都督の職に在つたが、この山城屋和助事件のため、困難なる立場に陷り、こゝに薩長兩派武官の間に一大悶着が起るに至つた。山城屋和助の前名は野村三千三と稱し、奇兵隊に入つて山縣と懇意であつたが、維新後山縣を頼つて兵部省の御用商人となり、官金を前借して博くその商業を營んでゐた。その後和助は歐洲に赴いたが、巴里豪商の娘と婚約したり、また餘り金使ひが荒かつたので、我駐外公使の怪しむところとなり、陸軍當局者も氣味惡くなつてその返還を迫つたが、巨額の前借を完了することが出來ず、遂に和助は自殺して了つた。これは明治四年十一月二十九日の出來事であつたが、こんなことで山縣はその非難を一身に蒙り、拔き差しならぬ羽目となつた。事情切迫を聞いて急ぎ歸京した隆盛は、公平な立場に立つて調停の任に當り、幸にして紛議は一段落を告げた。乃ち七月十九日特に元帥の榮號を賜り、近衞都督を兼ねたが、翌年六月、隆盛は更に薦め

て山縣を陸軍卿に任じ、薩長の權衡を維持せしめたのである。

一方鹿兒島にまで臨幸を仰ひで殊寵を蒙つた島津久光の、新政府に對する態度は依然として强硬であつた。久光は海江田信義を東京に遣はして隆盛及び大久保排斥の運動に從事せしめたが、勝安芳、山岡鐵太郎、大久保一翁等が反對に海江田を說諭するに及び、漸く鎭靜するに至つた。隆盛が八月十二日、在英の大久保に贈つた書中、

「……扨鹿兒島にて副城公御建白書差出され、尙御建言等これあり、意外の次第にて、江戸え罷歸候て承候位のことに御座候ところ貴兄を初め私共の事餘程御申立相成り、殊に私儀一番重罪の事にて、是非この者共御退去あらせられ度、左なく候ては御上京は遊ばされずとのことの由、何分にも御激論甚しく、德大寺卿も餘程御論もなされ候由に御座候へども、中々御承知の向にこれなく、御込りの由に相聞かれ申候。これまで外へ相顯れざる樣包み置き候へども、世間え響高に相成り、如何にも氣の毒千萬のことに御座候。然るところ海江田不平論餘程主張いたし、縣廳に於ても心配の趣承居候ところ副城公より見込まれこの節上京いたし候て御建白の儀十分盡力いたし候筋にて、最初大久保一翁先生え參候て悉く相咄し、同意相成るべきことゝ存込み候ところ、案外裏はらの論にて大に驚き候由、夫れより勝、山岡の兩

氏より深切に說諭いたし呉られ候ところ、頓と氷解いたし候樣子に御座候……』

とあるは、この間の消息を洩らして餘があるのである。

隆盛も、かく一方に於ては舊藩主より排斥せられ、また他方に於ては山城屋和助事件を始め政府部內に軋轢が絕えなかつたので、一時は北海道の新天地に嘯き、深く露西亞の東方侵略を研究して、他日の計を講ぜんと思つたこともあつた。然るにこの時隆盛をして猛然起つて行詰れる政局を打開し、國運の一新生面を齎さしめんとする問題が起つて來た。それは何ぞや曰く所謂『征韓論』であつた。

第十九章　對韓問題

一　對韓問題の沿革

近來宇內大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り獨り我國のみ世界の形勢に暗く、舊習を固守し、一新の効を圖らず。朕、徒に九重の中に安居し、一日の安を偸み、百年の憂を忘るゝ時は、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱め奉り、下は億兆を苦しめんことを恐る。故に朕茲に百官諸侯と廣く相誓ひ列聖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂に萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富嶽の安きに置かんことを欲す。

とは、明治元年三月十四日、かの五ケ條の御誓文と同時に、一般國民へ下し給ふた御宸翰の一節

である。かくも雄大なる維新中興の規模を實現し、皇威を六合八紘にあまねからしむるためには、三百年間徳川幕府の鎖港政策によつて中斷されたる對外問題を根本的に解決し、東洋に於ける日本國家の地位を確立する必要に迫られてゐた。

開國進取の國是を採つて、世界の面に呱々の聲を揚げた我が維新政府には、幕府以來未了にかゝる三個の外交問題が横つてゐた。第一は條約改正問題、第二は邊疆劃定問題、第三は韓國問題がそれである。條約改正問題は幕府の締結した通商航海條約を改正せんとする件に過ぎなかつたが、邊疆劃定問題は小笠原島問題、琉球、臺灣問題及び樺太千島問題等を含んで交渉は極めて複雜であつた。しかもその關係の最も緊急であつて國家の安危休戚に關したものは、韓國問題の外になかつた。

鎖國主義をとつた徳川幕府の時代にも、朝鮮とは久しく往來して、その交際は彼我對等の禮を用ゐ、往復文書の如きも幕府自ら呼んで大君と稱してゐた。これは朝鮮ばかりでなく、幕府が外國に對するとき、常に用ゐた稱呼である。然るに今や幕府倒れ、萬機の政權は朝廷に收むるやうになつたので、明治元年一月、宗對馬守をして使を朝鮮に遣はし、舊交を修めしめ、又政體を改革して皇政の古に復し、天皇即位の事を報ぜしむるに當つて、その文書には皆皇上若くは

奉勅等の文字を用ゐた。

宗氏が大差使樋口鐵四郎、副差使孤田多記を朝鮮に遣はし、國書の寫本を韓廷に示した書は次の如きものである。

我邦皇祖聯綿、一系相承く。太政を總攬する斯に二千有餘歲なり。然れども中世以降、兵馬の權を擧げて武將に任せ、外國交際並び之を管す。爾後昇平の久しき、流弊無き能はず。而して貴國の交誼業に既に久し。宜しく益々懇欵を結び、萬世渝らざるべし。是れ我皇上の盛意なり。乃ち使を馳せて舊好を修む。冀くば此旨を諒せよ。

同時に、宗氏の韓廷に送つた書翰にも、

本邦頃ろ時勢一變し、政權一に皇室に歸す。貴國と隣誼ある固より厚し。豈に欣然たらざらんや。別使を遣差し且つ顚末を陳ぶれば玆に贅せず。不佞嚮に勅を奉じて京師に朝す。朝廷舊勳を褒し爵を加し官を左近衞少將に進む。更に交隣職を命じ、永く不朽に傳ふ。又證明印記を賜ふ。要するに兩國交際益々厚く、誠信永遠渝るなし。叡慮在るところ感佩曷ぞ極へん。今般差別使書翰、新印を押し以て朝廷の誠意を表す。貴國亦宜しく領可すべし

…………。云々

之を見て韓廷は大に怪しんだ。何となれば皇上、奉勅の文字は老大國たる淸國の皇帝のみが

之を用ゐるのであつて、大君政府たる日本が用ゐる文字でないと思つたからである。そこで彼は是れ舊例古格に違ふものであるとし、且つ朝廷、朝臣等の文字は從來兩國の國書中、未だ曾て用ゐたこともなし、その押印も相違してゐるのは隣交に悖るものであるとなし、我國書を斥けて受けない。尋で我差使から幾度びか親切叮嚀に反復した書面を送つても、皆棄てゝ應じなかつた。

こんな交渉談判に約二ケ年を費しても要領を得なかつたので、我政府は明治二年十一月、斷然宗氏の任を停め、朝使を派遣することに決し、外務權大錄佐田伯茅、同少錄森山茂の二人に命じて韓國に赴き、直接交渉の任に當らせた。そこで佐田等は釜山の和舘に到り、東萊府使を相手として交渉を開始したが、彼は依然曖昧なる言辭を弄して、要領を得ざること更に甚だしかつた。和舘とは對馬の家老又は家老代理の出張所であつて、二百年來租借地として日本に屬してゐた。前記樋口鐵四郎は當時の舘司であつて大差使を兼ねた者であつたのである。佐田は朝鮮の遂に度すべからざるに憤り、殘務を森山等に托して對馬に歸り、建白書を草して激烈なる征韓論を朝廷に上り、歸京の後廟堂諸公の間に遊說したが、尋で森山等も亦歸京して、同じく盛に征韓の氣勢を揚げた。

然かし、この時敢然として征韓論に反對の聲を擧げた一人がある。それは前にも述べた橫

山安武であつた。横山が明治三年七月自殺したとき、その建白書中に曰く、

『朝鮮征討の議草莽間に盛に主張するも、畢竟皇國萎靡不振を嘆ずるの餘、斯く憤慨の論を發すと見えたり。然れども兵法に「知己知彼」といふことあり。今朝鮮の事は姑く舍き我國の情實を察するに人民は飢渇困窮に迫り、政令は鎖細の枝葉のみにて根本は今に定まらず、何事も名分虚飾のみにて實効の立つ所甚薄し。衆口に一新とは唱ふれど一新の徳化は聊も見えず、萬民恟々として陰に土崩の兆あり。若し我國勢充實盛大ならば、區々の朝鮮豈能く非禮を我に加へんや。思慮此に出でず。只朝鮮を小國と見侮り、妄に無名の師を興さんとす。萬一の蹉跌あらば天下の億兆之を何と云はん。蝦夷開拓さへも其土民の怨めるに非ずや………。云々』

當時朝鮮に國政を執つてゐたのは國王の生父李昰應大院君であつた。彼頑迷固陋に攘夷の政策を施き、基督教の禁を嚴にして天主教徒を殺戮し、佛蘭西宣教師をも殺害したので、爲めに佛蘭西と戰端を開いたが、大敗に至らずして和を結び、尋で米國の通商請求を斥けて、又戰端を開いたが、此の時も亦大敗しないうち講和したので、意氣愈々傲り、我國までも輕蔑して頑然應ぜず、戰爭ならば何時でも釜山の埠頭で相手を致さうといふ擧動を示したばかりでなく

我國が當時頻りに歐米の文物に摸倣して舊制を改むるを見、是れ夷狄禽獸の俗に化するものとして、益々之を卑しめ、驕慢不遜の態度、日に歴然たるものあるに至つたので、征韓論はいよいよ熾烈となつて來た。木戸孝允の如きもその主唱者の一人であつた。

こゝに最も有力且つ熱心なる征韓論者となつたのは、時の外務卿副島種臣である。副島は清國同治皇帝の大婚を賀し、又曩きに締結したる日清條約の批准交換とを表面の理由として明治六年五月支那に渡つた。そして實際は臺灣及び朝鮮問題を解決しようといふ腹であつた。臺灣問題とは當時琉球人が臺灣生蕃の爲めに殺されたに就ては、其の罪を問はなければならぬが、それには先づ支那との關係を糺して置かねばならぬことであつた。又朝鮮は支那の正朔を奉じてゐるが、兩國實際の關係果して如何を明白にして置くことであつた。然るに清國は臺灣生蕃のことに關係せぬと共に朝鮮の和戰兩樣の事にも關係せぬ旨言明した。そこで副島は歸朝以來、征韓論を主唱する地位に立つた。

當時副島の外交方針に對して助力を與へた者に、米國公使デロング及び露國代理公使ビウツオフの二人があつた。殊に副島の征韓論に有力なる自信を與へた者はビウツオフであつた。ビウツオフは副島に對し、萬一日本が朝鮮に出征の擧を起すとも、露國は決して之に干渉を試みるが如きことはないとの約束を與へてゐたのである。蓋し當時の露西亞は、恰克圖條

約愛琿條約北京條約等によつて、廣大なる土地を黒龍江、沿海洲地方に獲得したにも拘らず、中央亞細亞方面の經略に追ひ廻されて、到底朝鮮半島のことなどを考へる餘地が無かつたのである。

二　遣使問題閣議に上る

明治六年六月十二日、太政大臣三條實美を始め西郷隆盛、板垣退助、大隈重信、後藤象二郎、大木喬任、江藤新平の各參議參朝中、閣を排して入つて來たのは淸國派遣中の副島外務卿に代つて外交事務を署理しつゝあつた外務少輔上野景範であつた。彼は韓國處分の已むべからざる事情を報告して曰く、

『韓國政府の頑迷不靈は、最早斷じて宥して置くことが出來ない。彼の政府は維新以來屢々我が使節を侮辱し、我が國書を拒んだのみでなく、今や無禮千萬なる傳令書を掲示して朝鮮を煽動し、益々我を排斥しようとしてゐる。若しも此の儘放擲して置く時には無智の彼の民が如何なる狼藉の態度に出づるやも料り難い。故に今となつては、我が居留民を全部朝鮮より引揚げしむるか、又は武力に訴へても韓廷に臨み、修交條約に調印せしむるか、二つに一つである

る。小官は此の裁斷を仰がんがために出頭した。』

と意氣込んだ。會議の議論は一時に簇出した。先づ口を開いたのは板垣參議である。

『居留民を保護するのは、政府當然の義務であるから、早速一大隊の兵を釜山に送り、其の後談判に及ぶが宜からう。』

と。然るに隆盛は、

『そりや餘り早や過ぎる。今俄かに兵を韓國に派遣したら、韓國では愈々日本が取りに來たと疑惧の念を抱くであらう。戊辰以來、屢々使節を出したけれども、皆卑官ばかりで彼の國の地方官吏と應對折衝するに過ぎない。これでは彼の輕蔑するところとなつて、未だ一回だも使節を全ふすることが出來ない次第である。今日の策はもつと責任ある全權を派し、對等の儀式を以て正理公道を說き、切に韓國政府の反省を求めたならば、如何に頑迷固陋の韓廷でも此の理の解らないことは無からう。それでも尙我が言に聽かずして無禮を働き、我が全權大使を殺害するやうなことがあつたなら、公然其の罪を萬國に鳴らして之を討てば宜いではないか。』

と、板垣の言に反對した　三條曰く、

『大使たるものは、兵を率ゐ、軍艦に乘つて行くが宜い。』

と。然るに隆盛は又之に反對して曰く、

『イヤ、その兵を率ゐて行くのが穩かでない。大使たるものは宜しく烏帽子直垂を着し、禮を厚ふし道を正さねばならぬのである。』

と、其の論は飽くまで公明正大であつたので、板垣は自說を捨てゝ隆盛の意見に贊成した。後藤、江藤の二人も亦之に贊成した。此の時列席の一人が、

『これは國家の重大事であるから、岩倉大使の歸朝を俟つて決めたらどうか。』

と言ひ出した。隆盛亦之を排け、

『堂々たる一國の政府が、國家の大事に際し、是非を決定出來ぬやうなら、今から院門を閉ぢて百般の政務を撤退した方が宜からう。』

と叱したので、閣員默然一言を發する者さへ無かつた。そこで隆盛は更に進んで、

『此の大使にはどうぞ自分を遣つて貰ひたい。』

と提言した。之には一同も大に辟易した。留守內閣中の第一人者が渡韓して、萬一にも間違ひがあつては取り返へしの附かぬことである。隆盛は三條に『上奏して吳れ。』と迫つたが三條は『篤と熟考して。』といふことで、此の日の會議は終つた。是れ遣韓大使問題の第一回會合である。

三　隆盛自ら渡韓に決す

副島外務卿は遣清大使として、臺灣朝鮮二問題に對する十分の成功を收め、七月二十六日東京に入り、翌日を以て參內復命したが、これから東方問題の實際的解決を圖らんとして居つたところなので、直ちに朝鮮遣使問題に同意したのみならず、自らその任に當らんとしたが、之には三條も亦贊成であつた。蓋し三條の胸中には、隆盛の如き國家の柱石を遣はし、萬一にも頑冥なる韓國人の爲め殺害されるやうなことがあつてはとの心配があつたのである。

然るに隆盛は飽くまでも自ら大使の任に當り、平生の抱負を實行せん考へであつたから、副島の歸朝と同時に閣議を開いて之を一決したい希望で、七月二十九日板垣に書を寄せて曰く、

先日は遠方迄御來訪被成下厚御禮申上候。扨朝鮮の一條副島氏も歸着相成候はゞ、御決議相成候哉、若いまだ御評議無之候はゞ、何日には押て參朝可致旨御達相成候はゞ病を侵罷出候樣可仕候間、御含被下度奉願候。彌御評決相成候はゞ、兵隊を先に御遣し相成候義は、如何に御座候哉。必彼方よりは引揚候樣申立候には相違無之、其節は此方よりは不引取旨答候はゞ、此より兵端を開き候はん。左候はゞ初よりの御趣意とは大に相變じ、戰を釀成候場に

相當り可レ申哉と愚考仕候間、斷然使節を先に被二差立一候方御宜敷は有レ之間敷哉、左候得ば決て彼より暴擧の事は差見得候に付、可レ討の名も慥に相立候事と奉レ存候。兵隊を先に繰込候譯に相成候はゞ、樺太の如きは最早魯より兵隊を以保護を備、度々暴擧も有レ之候事故、朝鮮よりは先に保護の兵を御繰込可二相成一と相考申候間、旁々往先の處故障出來候はん。夫よりは公然と使節を被二差向一候はゞ暴殺は可レ致儀と被二相察一候に付、何卒私を御遣被レ下候處、伏して奉レ願候。副島君の如き立派の使節は出來不レ申候得共、死する位の事は相調可レ申かと奉レ存候間、宜敷奉レ希候。此旨乍二略義一以二書中一奉レ得二御意一候。頓首。』

當時隆盛は脂肪過多の病にて、目黒なる弟從道の別邸に療養中であつたが、「副島君の如き立派の使節は出來不レ申候得共、死する位の事は相調ひ申すべく」と、非常な決心覺悟を以て遣韓大使たるべく熱望して居つたことが窺はれる。

隆盛はこの手紙を板垣に出したが、氣が氣でなく、一兩日後病を押して更に板垣を訪問し、熱心にその意見を開陳したばかりか、八月三日には三條太政大臣に左の如き書面を呈出し、又その寫を板垣に送つて此の上ながらの盡力を依頼した。

『近來副島氏歸朝相成り、談判の次第細大御分り相成り候由。就ては臺灣の一條も速かに御處分相定めたき事柄と存じ奉り候。世上にても紛紜の議論これ有り、私にも數人の論を受

け候次第に御座候ところ、畢竟名分條理を正し候義、討幕の根元、御一新の基に候ところ、只今に至り右等の筋に相正されず候ては、全く物好きの討幕に相當り申すべくなどゝの説を以て責かけ参候者も之れあり閉口の外他なき仕合に御座候。いづれとも副島氏罷り歸らず候ては御處分相立難きとの義を以て、兎角會釋置き候得共、今日に至り候ては休暇の譯を以て御決定相成らずとの言逃れは迚ても出來申さず、幾度も世人の難論を受け候義に候へば實に困難の次第に御座候間、至急御處分相定められ度き事に御座候。左候へば如何程責を蒙むる共、一言の申開致さず候共、自ら安心の場之れあり候故、困窮仕らず候得共、何も之れ無きところを責付けられ候ては獨心に耻ぢ、辛苦の仕合に御座候。勿論使節歸朝後數日を經とも何せ御處分も相定めず候ては、實に不體裁を極め候間、速に御評決相成度義と存じ奉り候。

一、朝鮮の御一條は御一新の涯御手を付けられ、最早五六年も相立候はん。然るところ最初より親睦を求められ候義に之れあるまじく、定めて御方略之れある爲めの義かと存じ奉り候。今日彼が驕誇侮慢の時に至り、始めを變し、因循の論に涉り候ては天下の嘲を蒙り、誰有りてか國家を隆興することを得んや。即今私共事を好み、猥に主張する論にては之れなくこれ迄の行懸りにて此の如き場合に行當り候故、最初の御趣意貫かせられず候ては、後世迄

の汚辱に御座候故、こゝに至り一涯人事の限盡させられ度義と存じ奉り候間、斷然使節差立られ、彼の曲直分明に公普すべき時に御座候。これ迄御辛抱在らせられ候も必ず此日を相待たれ候事と存じ奉り候に付誠に恐入候得共、何卒私を差遣はせ下され度、決して御國辱を醸出し候義は萬々之れなく候に付、至急に御評決成し下され度義と存じ奉り候。左候へば寸分なりとも御鴻恩を報じ奉るべき事にて此上なき有り難き仕合に御座候間、速に御許可成し下され候様伏して願ひ奉り候。

右の趣參殿の上、言上仕るべき義に御座候處、近頃激劑を用ひ、甚だ疲勞に及び候間、恐懼を顧みず、書面を以て呈上仕候に付、何卒御採用成し下され度願ひ奉り候。恐懼謹言。」

副島が歸朝するまで云々といふ閣内一派の遣使延引口實は、副島の歸朝によつて消滅した。然かも副島自身が遣使の重任に當らんと言ひ出して居るのである。外務卿として副島が行くことに、有繫の隆盛も表面から反對が出來ない。けれども隆盛は初めから、この使節のみは自ら當らんと決心してゐる。そこで未だ癒えざる病軀を以て一日副島を訪問し、

『貴公は北京のよい所を見物して御座つたから、朝鮮の方は私に讓つて下さい。』

と懇請したが、副島も遂に隆盛の熱心に動かされ、隆盛を大使とすることに同意したのである。こゝまで漕付けばもう大抵は大丈夫である。この上は一日も早く閣議を開いて大使問題を

解決せしめんと、八月十四日板垣に左の如き書面を送つた。

『昨日建言致し置き候朝鮮使節の儀、何卒此上の處偏に御盡力成し下され度祈り奉り候。又又罷出候て暴論を吐き申さず候ては相濟まずと思召も御座候はゞ、卒度御知らせ成し下さ度、早速罷出候樣仕るべく候。就ては小弟差出され候儀、先生の處にて御猶豫成し下され候ては、又々遷延仕るべく候に付、何卒振切て差遣はし下され候處、御口出成し下され度是非此度を以て戰に持込申さず候ては、迚ても出來候丈に御座なく候に付、此の溫順の論を以てはめ込み候へば、必ず戰ふべき機會を引起し申すべく候に付、只此の一擧に先ち死なせ候ては不便杯と若しや姑息の心を御起し下され候ては何も相叶ひ申さず候間、只前後の差別あるのみに御座候間、これ迄の御厚情を以て御盡力成し下され候へば、死後迄の御厚意有り難き事に御座候間偏に願ひ奉り候。最早八分通りは參り掛居候に付、今少しのところに御座候故、何卒希ひ奉り候。此の旨略儀ながら書中を以て御願旁、貴意を得奉り候。頓首。』

「死後までの御厚意有り難き事に御座候」の一句丈けを見ても、如何に隆盛が死を以て遣韓大使の任に當らんとしてゐたかゞ分かるのである。

越えて二日、八月十六日夜、隆盛は更に三條をその私邸に訪ふて、大使問題に對する決心を促がした。三條は初め岩倉の歸朝を俟つて決めやうとの腹であつたが、最早隆盛の決心奪ふべ

からざるを知り、此の上は更に閣議を開いて之を決しやうと言明した。 然るに隆盛は内心尙安んずるところが無かつたか、翌八月十七日左の如き書を板垣に贈り、一層の盡力を懇請した。

『昨日は遠方迄方々御來臨成し下され、御厚志深く御禮申上候。 扨昨夕は參殿仕候て、縷々言上いたし候處先生方御療治能く行屆候御樣子にて、先日正院にて申立候砌とは餘程相替居候に付、只使節の御歸り迄御待成されと申儀、何分安心いたし兼、此の節は戰を直樣相始め候譯にては決して之なく、戰は二段に相成居申候。 只今の行掛りにても公法上より押詰候へば、討つべきの道理は之れあるべき事に候得共、これは全く言譯の之れある迄にて、天下の人は更に存知之れなく候へば、今日に至り候ては、全く戰の意を持たず候て、隣交を薄うする儀を責め、且つこれ迄の不遜を相正し、往先隣交を厚うする厚意を示され候賦を以て使節差向けられ候へば、必ず彼が輕蔑の振舞相顯れ候のみならず、使節を暴殺に及び候義は決して相違之れなき事に候間、其の節は天下の人皆擧て討つべきの罪を知り申すべく候間、是非こゝ迄に持參らず候ては相濟まざる場合に候段内亂を冀ふ心を外に移して國を興すの遠略は勿論、舊政府の機會を失し、無事を計て終に天下を失ふ所以の確證を取て論じ候處、能く〳〵腹に入り候間、然らば使節を差立てられ候儀は、先度花房差遣され候同樣の譯に御座候間、今日に相決せられ候ては如何に御座候と御迫り申上候處、至極尤に思召され候間、今日は參議

中へ御談の上、何分返答致すべき旨承知仕候に付、何卒今日御出仕成し下され候て、少弟差遣はされ候處、御決し下され度、左候へば彌戰に持込申すべく候に付、此末のところは先生に御譲り申すべく候間、それ迄の手順は御任し下され度合掌奉り候。　若しや使節を差立られ候儀宜ろしからずと思食し候はゞ、その段拜聽仕度、差立られ候儀至當に思食し候はゞ、大使の御歸りを御待成され候共、是非手順は御立下されず候ては相濟まず候に付、早速外務卿へ御達し相成、彼方ゑ差遣はせられ候文案の草稿御取調仰付けられ、御歸り迄には右等の義御手揃相成候様に御座なく候ては、御待下され候御趣意更に相分らず候に付、其の邊のところ判然と御處分成し下され度、安心の出來候様成し下され度と押し付置候間、此の上は先生方御決定の議論相立候はゞ、決して相行はれ申すべき義と相樂み居申候間、何卒宜敷様御願申上候。　此旨自由の倒恐入候得共、書中を以て希ひ奉り候。　頓首。」

板垣等が三條を說き伏せて呉れたのは書中「先生方御治療能く行き届き」云々の一句にて察することが出來る。　されば十七日の閣議に於ては各參議孰れも隆盛を遣韓大使とすることに異議なく決定し、たゞその發表丈けを岩倉大使歸朝後と爲すことになつた。

是より先き明治天皇には箱根の行在所に御駐蹕中であつたので三條自ら箱根に伺候し閣

議の結果を奏上したが、天皇は之を御嘉納に成り、『尚岩倉の歸朝後、之と熟議して奏上せよ。』と仰出された。三條、十八日歸京するや、直ちに隆盛を招いて、この旨を通告したが、隆盛は宿志漸く達せんとして歡喜禁ずる能はず、歸途その足で板垣を訪ひ、大にその盡力を謝せんとする積であつたが、板垣折柄外出中であつたので、翌十九日更に左の如き書を板垣に寄せた。

『昨日は參上仕候ところ、御他出にて御禮も申上げず、實に先生の御蔭を以て、快然たる心持始めて生じ申候。病氣も頓に平癒、條公の御殿より先生の御宅迄、飛んで參り候仕合、足も輕く覺へ申候。もうは橫棒の憂も之れあるまじく、生涯の愉快此事に御座候。用事も相濟候故、又々青山に潛居仕候。此の旨略儀ながら書中を以て御禮のみ此の如くに御座候。頓首』

隆盛、その日の面目、躍如として見るが如きものがある。「もうは橫棒の憂も之れ有るまじく、生涯の愉快此の事」として、瀉藥を用ゐ治療中であつた肥滿病も「頓に平癒」するを覺えたのである。板垣はまた隆盛の治療中、大抵代つて閣議に於ける意見を述べてゐた。今、隆盛の宿志貫徹したのは我がことの如き喜びであつたに相違ない。答禮を兼ねて隆盛を訪問したところ、二十三日隆盛は、また板垣に左の如き書翰を寄せた。

『先日は態と潛居迄御來訪成し下され、御教示の趣感佩奉り候。死を見ること歸する如く決しておしみ申さず候得共、過激に出で死を急ぎ候儀は致さず候間、此の儀は御安堵成し下さ

れ度希ひ奉り候。然しながら無理に死を促がし候との說は、跡心必ず起り申すべく畢竟その邊を以て戰を逃れ候策を廻はし候儀必定のことゝ存じ奉り候に付、先生は御動下さるまじく、今日より御願申上置候。扨少弟この節の病氣に付、主上より御沙汰を以て醫師へ命ぜられ、治養仕候間、醫師の命ずる通いたし來り候處、最早治養どころにては之れなく候得共、有り難き御沙汰を以て加養いたし候に付ては、死する前日迄は治養決して怠らず申居候位に御座候間、死を六ケしく思ふものは狂死でなくては出來申さず候故、皆々左樣のものかと相考へ申すべく候得共、それ等の儀は兼て落着いたし居候間、申上候も餘計のことゝは存じ候へども、先生の御厚志忘却致し難く、御安心まで辛度申上置候。此旨御厚禮旁寸楮を以て尊意を得奉り候。謹白。」

隆盛の心事と本領とは、この書翰に盡きてゐると言つて宜い。隆盛、大使派遣の議の內決するや、夢は連りに雞林の空に飛んだことであらう。詩を賦し懷を述べて曰く、

酷吏去來秋氣清し、
雞林城畔涼を逐ふて行く、
須らく比すべし蘇武歳寒の操、
應さに擬すべし眞卿身後の名、

告げんと欲して言はず遺子の訓、
離ると雖も忘れ難し舊朋盟、
胡天の紅葉凋零の日、
遥かに雲房を拜すれば霜劍橫はる。

と。今はたゞ遣外大使岩倉一行の歸朝を俟つて、ほんの一應の閣議に懸けるまでとなつたのである。

四　對韓問題の布石

所謂征韓論の沿革を檢するに、之が首唱者としては、前述の如く寧ろ木戸孝允等を屈指すべきである。又佐田伯茅等の如き志士にして對韓問題解決を唱道したる者も決して尠くなかつた。この點に於て隆盛は、對韓論の首唱者たる地位を占め得た者でなかつた。然かしながら對韓論が漸く朝野の間に實際問題化して來たとき、廟堂に立つて堂々之に當り、畢生の心血を濺いで實行的計畫に盡瘁した第一人者としては、實に隆盛その人を推さゞるを得ぬのである。

隆盛の對韓論は遠く神武天皇建國の大精神に發し、近代に至つては佐藤信淵の宇宙混同論、島津齊彬の東方經略論、藤田東湖の國民統一論、橋本左內の日露同盟論等に大なり小なり思想的交渉を有つたものであつたが、それと同時に時勢の必要に迫られて之を唱道し實行に向つて進むべく努力したのである。蓋し當時歐洲列强漸く亞細亞侵略の手を露骨に伸ばして來たに拘らず、淸韓諸國は依然舊習を墨守して東方に孤立し、その勢甚だ危殆に迫り、我が國家の前途も亦之に關連して懸念に堪へぬものがあつたし、又我が國內の事情を觀れば維新以來未だ多くの歲月を經ず、志を得ざる不平の徒所在に集結して何事をか企らむでゐる時であつたから、この鬱積せる人心を外に用ゐて天下を一新することを急務としたのである。

隆盛はこの大目的を實現せんとするに當り、第一に注意して遺算無きやう心懸けたのは外交と軍事とであつた。故に隆盛は先づ琉球王尙泰を冊封して琉球藩王とすることに贊成し、副島を遣淸大使として淸國に赴き、その朝鮮、臺灣に對する關係を審にすることに贊成し、又露西亞との親密提携を謀つて、外交上布くだけの石を布き終つた。また一朝韓國と有事の日、滿洲及び朝鮮の地理、形勢、風俗等を審にせなければならぬといふので、板垣等と謀り、三條に請ふて、五年八月視察員として陸軍中佐北村重賴、同少佐別府晋介を朝鮮に派遣し、尋で池上四郎、武市熊吉、彭城中平を滿洲に派遣した。政府の內命が一行に下つた時、北村等自ら進んで『視察

の命は御受け致しましたが朝鮮の關係書類を見てから出發致します。』と言つたところが、座に在つた隆盛は『書類に何の用が御座るか。』と叱したほどである。その後池上四郎の滿洲地方に留まり、更に淸國探偵の任に當りたいと申出でたところ、隆盛は池上の書面を添へ、書を板垣に贈つて、

『陳ば池上四郎、別紙書面差遣はし、先生え御依賴申上越も之れある由に御座候間、何卒暫らくは支那の探索方にて御差置下され候義は相調ひ申まじきか。左候得ば當人も有難く、尙又勉勵仕るべく候に付、宜敷御指揮成し下され度御願申上候。此の旨自由の働恐入候得共、書中を以て希ひ奉り候。頓首。』

と言つた。又池上芝罘に在り、九月二十五日附隆盛に宛て、書信に添へて韓國地圖を送り來るや、當時隆盛より副島に與へたる書に曰く、

『池上四郎煙臺より九月二十五日仕出の書簡御省より御届下され候處、封中に朝鮮地圖差遣候趣、申來り候得共相見へず候に付、御省え差出したるものかも測られず候に付、相届き候哉卒度御尋申上候。將た又別紙御序の節、何卒相届候樣御取計下され度御願申上候。此段略儀ながら御賴旁貴意を得奉り候。』

白色の韓服を着、韓帽を戴き、闕門を脫して朝鮮に渡つた北村と別府とは、內地視察を終へて

歸朝したが、別府は桐野利秋を訪ふや否や、『韓國を征服するのは二三大隊で充分だ。』と叫んだとのことである。

隆盛は又明治六年の初、副島等と謀り、陸軍少佐樺山資紀、海軍秘書兒玉利國を南清及び臺灣に派遣し、陸軍少佐福島九成を廈門駐劄領事に任じたが、これ等は後日臺灣征討の根據となつた。

板垣の實話に曰く、

『我國の外交方針は、露國との交を厚くして東洋に重きを持すべしといふに在つた。故に明治五年、露國王子の來遊した時には、大にその待遇を厚くして、露國の望を繫いだ次第である。されば征韓論に議合はずして、予等同志が連袂退朝するや、露國公使は大に失望した。予等が征韓論に先ち請て委員を朝鮮、滿洲に派遣し、視察せしめたことなどは卽ち外交方針のこに在つたからである。別府晋介、北村長兵衞兩氏の如きは、征韓論の起つた際、視察の功は尠しとせない。又別府が西鄕の謀議を助けたことは、予之を熟知してゐる。』云々。

隆盛はかくの如く水も漏らさぬ計畫を立てた上、身を挺して大業に當らんことを期したのである。

五　岩倉、遣使問題破壞にかゝる

初め明治四年十月、歐米諸國に派遣を命ぜられた全權大使岩倉具視以下、木戶孝允、大久保利通、伊藤博文、山口尙芳等一行の出發前、留守內閣との間に(一)大使留守中、內外の政治は大小となく改革を加へざること(二)文武の官吏は勅任は勿論、奏任一班に列する者までも妄に免職等をなさゞることの約束があつたことは先きに記した通りであるが、こんな約束が守られる道理もなかつた。されば何時の間にかその規約は破れて、六年四月になると太政官制は「潤飾」といふ名の下に改正せられる、後藤、大木、江藤は參議になる、井上は大隈等と爭ふて野に下るといふことになつた。これも前に述べた通りである。こんなことからも、留守內閣の隆盛等と遣外大使一行との間に不快の感情が擡頭しつゝあつた。

然るに一行は翌々六年九月十三日を以て歸朝した。これより先き大久保は五月二十五日木戶は七月二十三日に歸朝したが、兩人共隱れて參朝しなかつた。大久保は當時參議でなかつたからでもあるが、征韓論の勢が餘りに盛なので、暫くその衰ふるを俟つべく、箱根に避けて仕舞つた。木戶は病氣屆を出して會合には缺席のみを續けたが、それには病氣のみならず、最

初には大に征韓論を唱へた關係もあつたからである。その上、渡歐の途中から木戸、大久保との間に確執を生じ、木戸の後進たる伊藤博文が却て大久保に附した如く思はれて、木戸は内心不滿に堪へなかつたのである。

九月十三日、岩倉大使一行は歸朝した。八月以來大使の歸朝を待つてゐた隆盛は、速かに遣使問題を決定せんことを三條に迫つた。

岩倉は朝鮮問題のことは、既に伊藤が一旦米國から歸朝して再び渡航した時の報告によつて、薄々は知つて居たが、今、歸つてその後の成行きを聞くに及んで、一種込み上げて來るやうな氣持のするのを禁じ得なかつた。自分等の不在中にかゝる大事を決定した、それが何となく癪に障るのと、國内の文明を進めることに全力を注がなければならぬのに、何も外國の事情を知らぬから、そんな勝手なことを言つて居られるのだと思ふのと、今一つは、命の惜しくない隆盛が、あの亂暴な朝鮮などに出かけたなら、徒らに問題が擴大するばかりで、ために内治を差措いても、外國を相手に戰を起さねばなるまいとの三つの理由から、遣使問題については、全然不同意を唱へるやうになつた。

岩倉は西郷派の遣使問題を中止させるためには、大久保と木戸との二人を味方に引入れや

うと考へた。それにしても洋行以來仲の悪るい二人の間を調停せしめねばならないので、黒田清隆伊藤博文の二人に旨を含めて兩者の間を斡旋せしめた。岩倉は更に大久保をして參議に列せしめやうとしたのである。大久保は、木戸との間の感情の行違ひは何とも思はぬが、この際自分が參議就任のことはどうであらうか。第一、自分がこの際參議となつては、再び舊主久光公の感情を害するであらう。のみならず、非征韓論には自分も贊成するが、さてその論を提げて、骨肉も啻ならぬ間柄の西鄕の矢表に立つといふことは情義として忍び難い。この際は何も自分に關係なしに話を纒めて貰ひたいと答へて、容易に岩倉の意見に從はなかつたが伊藤その他の人々より樣々に言ひ宥められて、結局國家のためには私情を忍ぶ外はないとて、遂に十月十日參議に就任を承諾し、十二日公式に發表されたから翌十三日には、副島種臣をも參議に任命した。これは木戸の主張に基くもので卽ち非征韓論者からのみ參議を加へることは聊か穩當を缺くが故に、征韓論者側からも、同時に一名參議を選ぶが可いといふ意見に基いたのである。

三條は隆盛の請求に應じて、十月十二日閣議を開く筈であつたが之を中止し、十四日に開く旨を隆盛に通じたから、隆盛は左の書を三條に贈つて、決心の在るところを示した。

『尊書有り難く拜見仕候。御教示の趣、委細畏まり奉り候。然し乍ら明日の御會議如何にも

殘念の次第に御座候。今日の御遷延、一大事の場合に御座候間、何卒此上相違之れなき樣下され度懇願奉り候。尤も副島氏の一條何も異存御座なく候。此段尊答まで此の如くに御座候。恐惶謹言。

十月十一日　　西郷隆盛

太政大臣殿閣下

追啓誠に恐入候儀に御座候得共、不肖御遣しの儀、最初御伺の上御許容相成居、今日に至り御沙汰替等の不信の事共に相變じ候ては、行末、下々命輕き場に相成候間、右邊の處は決して御動搖之れなき御事とは愚察奉り候得共、段々右等の說も有之候樣に承知仕候儀も御座候故、念のため申上候。前以て箇樣の事まで御耳に入れ奉り候儀萬々恐懼の仕合に御座候得共、若しや相變し候節は實に致方なく、死を以て國友へ謝し候までに御座候間、其邊のところ何卒御憐察成し下され度、是亦願ひ奉り候也」

隆盛の決心は牢固として動かし難きものがあつた。一方、岩倉は十三日の夜、三條と會して諄々と遣使問題の不可を說き、更に隆盛の兩翼たる板垣、副島兩參議をも呼び寄せて、これを說得せしめんとしたが、兩參議は斷乎としてこの說を拒絕した。三條のみは遂に岩倉の說に動かされて、今後は非征韓論を採ると約して別れたのである。

三條が隆盛と確約した十月十四日は來た。岩倉歸朝後に於ける第一回內閣々議の開かるべき日である。隆盛は朝來、今日こそ十分に最後の議論を鬪はせる決心で居たが、岩倉から、即刻貴邸を訪問するから暫く登閣を見合せて吳れとの使者が來た。隆盛は愈々變だなとの疑を抱き、自ら岩倉邸を訪問したところ、岩倉は隆盛に向つて、

『今日の會議は遣韓大使の問題で貴下一身上に關することであるから、何とぞ缺席して頂きたい。』

と言つた。之には隆盛も怫然として、

『それはどういふ譯で御座る。大使問題は國家の大事であつて、小官の一身に關する私事では無い。請ふ、これから閣下に從いて參りませう。』

と、却てその登閣を促がしたので岩倉も致方なく隆盛と共に登閣した。岩倉は前夜の計畫が齟齬したので更にその方針を一變し、十四日の閣議には隆盛を缺席させて、その間に副島、板垣等の征韓派參議を說服し、隆盛の朝鮮行をたゝき潰さんとする腹であつたのである。

岩倉の反對運動は蹉跌に蹉跌を重ね終に十四日の閣議は開かれた。午前十一時になつて木戸を除いた外は一同揃つた。即ち西郷、板垣、副島、江藤、後藤の所謂征韓派五參議、岩倉右大臣、大久保、大隈、大木の非征韓派三參議、及び三條太政大臣の十名であつた。

當時隆盛は閣員中の最年長者で、四十七歳であつた。之に次で副島の四十五、大久保の四十四、木戸の四十三、岩倉、大木の四十二、江藤の三十九、三條、板垣の三十六、後藤、大隈の三十五歳といふ順序であつた。のみならず隆盛は、陸軍元帥大將にして近衛都督を兼ね隱然武權の代表者であつたから、その進退如何は最も重きを置かれてゐた。三條、岩倉が苦慮慘憺、容易に遣使問題を解決することが出來ずに、この日まで閣議を延ばして來たのも所以なきにあらずである。

順序として、三條から朝鮮問題の成行、及び前閣議に於ける決議の大體の報告があつた。

悍然として岩倉は起つた。

『大使を派遣するについては、尙熟議を要するものがある。朝鮮の無禮はさることながら、今大使を向けて談判に及ばんか亂暴な彼の國人のこと故使者を殺すか、または更に無禮を加へるか恐らくはその何れかであらう。して見れば大使派遣は戰爭を覺悟しての上でなくてはならぬ。朝鮮の背後には支那もある、露西亞もある。殊に露國の公使は口諾したと言ふものの本國政府では指を啣へて見ても居るまい。迂濶と手を出して國家百年の大計を誤つては

ならぬ。顧みるに我が國の現狀は人智開けず、國力疲弊の極に達してゐる。又樺太問題の如き解決の急な問題もある。この上戰爭などしては實に容易ならぬ儀である。左樣な無謀の議には我等同意出來申さぬ。』

と、反對論を唱へたに對し、隆盛曰く、

『樺太問題を解決してから、朝鮮問題に及ばんとするたらば、遣露使節は不肖之に任せられたい。然かし朝鮮大使派遣の義は、八月十七日の廟議で旣に決してゐることである。今更是非を議することでは御座らぬ。』

岩倉はすかさず、

『今日の廟議は、何のために開かれたので御座るか。そのことの是非を論ずるためでは御座らぬか。樺太問題を處分するのは外務卿の任である。外務卿が命を奉じ、露國政府に談判して解決すべき問題である。かくして露國が朝鮮に對する野心を絕たしめねばならぬ。然かし此の問題を解決するには多少の時日が要るから、政府は宜しくこの間に於て內治を整理し以て外征を謀る力を養はねばならぬ。』

『そんなことは無い。』と板垣が反駁の口を開いた。

『樺太事件はそれほどの大問題ではない。又露國は目下朝鮮に何の利害關係を有たぬから、

朝鮮を援ける名義が無い。故に今日の急務は一日も早く大使派遣を決定することである。』

非征韓黨の參議、口を緘して可否を言はない中に、たゞ大久保が起つて公然反對の意見を吐いた。

『朝鮮のことは、今暫く時機を待ちたいと拙者は思ふ。何故といふに、今日の我が國は内治を整へて國力の充實を圖り然る後に外に及ぶのが順序である。』

隆盛は口を挾んで、

『時機は今である。一日を緩うすべきでない。内治のことは、このことに取りかゝつたればとて遣れる。』

『いや、それが問題である。貴公はこのことに取りかゝつても内治は遣れると言はれるが、若し談判が思はしく行かぬ日には、兵を動かすことになる外はあるまい。それでは實に國家の大事、内治の如きは爲めに犧牲にせねばなるまい。』

『それが貴公の勘違ひぢや。このことは既に閣議を經て定まつてゐることである。』

『前閣議にどうあつたか、それは拙者共の知らぬところで御座る。』

『そりや、貴公本氣で言はしやるか。』と隆盛は血相を變へた。

『貴公等の留守に決めたのが不服と言はしやるか。拙者共も參議で御座る。貴公等が不在

ぢやからとて、國の大事を抛つて置いては、拙者共の職分が立ち申さぬ。留守の參議が皆集つて決めたことに、何の惡るいところが御座るか。三條太政大臣も御同意で、既に聖上の御裁可まで經たことで御座るぞ。』

三條は心配げに頭を下げた。大久保は、また起つた。

『拙者共の不在中は、大事件は決めぬといふ約束では御座らぬか。』

『誰と左樣な約束が御座る。』

『留守の參議諸公とで御座る。』

『誰かの發議でそんなこともあつたが、それは無理と申すもの。』

『そりや、今になつて卑怯で御座らう。』

『控へなされ、誰が卑怯か、心に問ひなされ。』隆盛は憤然として卓子を拳で叩いた。息ははづんでゐる。誰も一言を發せぬ。

今まで默々として坐してゐた大隈參議が、突然起つて、

『三條卿に申上げます。私、都合があつて今日はこれにて退席いたします。』

『あゝ、左樣ですか。』

三條は强ひて咎めもせぬ。大隈は會釋して椅子を離れた。

『大隈さん、貴公、何處へ行かれる。』
隆盛は、かう言つて大隈の方を睨んだ。
『横濱の外國人から招かれて居りますので。』
『何の用事か。』
『夜會があるとて、招待を受けて居りますので。』
『默りなさい。貴公は參議でないか。異人の招きのために、國の大事を評議してゐる際、中坐するとは何事で御座るか。考へて見なされ、馬鹿なッ。』
隆盛の一喝で、起ちかゝつた大隈は、押し返して言ふところもなく、そのまゝ椅子に復した。
この時板垣は徐ろに起つた。
『大久保參議に御訊ねしたい。貴公の言はれる内治の改良、それはどういふ風に改良するお見込か。また何時までかゝれば出來上るお見込か。その御説明を願ひたい。』
『それについては、先づ内務省を設くる計畫で御座るが、詳しい事はその上のとこで御座る。』
『その設置までには幾日ほどかゝる見込か。』
『左様、凡そ五十日位。』
『それから着手するとして、大體の結果を見るまでには。』

『組織さへ立てば大したこともあるまい。』

『で、それが出來れば、大使派遣に同意なさるお考へか。』

大久保は何とも答へぬ。副島は口を挾んで、

『それを、五十日と大略決めておいて、その後ならば、大使派遣に同意すると決したならどうであらう。』

『そりや不可ん。』隆盛は叫んだ。

『さう延ばすことは出來ぬ。』

言葉は短いが、決意が籠つてゐた。

議論は更に兩派の間に火花を散らせたが結局何等の決議をも見るに至らず、翌十五日更めて閣議を開くこととなつた。

七　三條急病にて倒る――征韓派の最大打撃

十月十五日、第二回の閣議は午前十時から開かれた。三條、岩倉及び諸參議は悉く出席したが、隆盛は『旣に所論は盡きた。』といふので出席しなかつた。

この日、大久保は非征韓派を代表して、一層強くその主張を繰返へし、内治改善の急、一日も忽せにすべからざるを論じ、板垣副島等は征韓派を代表して之を駁し、兩々相峙して下らざるものがあつた。三條岩倉はその裁斷に苦しみ、暫く兩派の參議を退席せしめてから、二人相謀り結局西郷の意見を容れることに決し、更に會議を開いてこの旨宣言した。征韓派參議は一同心中に凱歌を奏したが、收まらぬは大久保の腹であつた。大久保は決然たる面持にて、三條岩倉に謂つて曰く、

『議最早決したる以上、拙者は亦何の言ふところも御座らぬ。然かし拙者は飽くまでこの議には反對に御座る故、今日を限り御免を蒙ります。』

と、袂を拂つて起つた。

同日、大久保の日記の一節に曰く、

『實に西郷進退に關係候ては御大事に付、止むを得ず西郷見込通に任せ候處に決定いたし候との御談故、小子に於て昨夜申上通、此上西公御見込相立候處にて御治定之れあるべく申上置候に付、御異存は申上げず候得共、見込に於ては斷然相變らざる旨申上候。しかし餘の參議一同異存なく、殊に副島板垣は斷然たる決定にて彌御治定之れあり候間、小子は初發より此に決し候得者、斷然辭表の決心故、其まゝ引取候。』云々。

かくて大久保は、十七日になつて愈々辭職及び位階返上の表を上つた。

十七日、隆盛は早朝より出席して岩倉派を待つてゐた。三條はさも心配げな顏して議長席に控へてゐる。けれども、大久保の辭職のために岩倉派は總缺席であつた。三條曰く、

『國家非常の大事件には閣員全部出席の上裁決せねばならぬ。今日は征韓論派ばかりの出席で、反對側は一人も顏を見せぬから、もう一日延ばす外はないと思ふが。』

『それは何故で御座る。今日はどうあつても決めて貰ひたい。八月から今日まで隨分同僚の禮は重んじたと思ふ。全體既に閣議で決して御内裁までご經てゐるものを、今更再議に附したことが手續を誤つてゐる。これから直ぐ奏聞の手續をすればそれで可い。』

隆盛の決意は固い。

『まア〳〵もう一日待つて下さい。』

三條の態度は最早哄願的である。隆盛は態々三條に摺り寄つて、建國以來の日本の立場、對亞細亞の經綸から對露對韓の關係に至るまで最も眞面目に論じた後、

『今、拙者の言ふことを聽かれぬと後日この倍も其又倍も骨の折れる時が來ますぞ。貴公は拙者より十一も年下だやから、何れ拙者より跡へ生き殘られることであらうから唯今申したことは、よう覺えて置いて貰ひたい。』

と三條の胸に釘を刺した。三條はたゞ俯むき勝に、「ハアハア」と謹聽するばかり、後藤參議が三條の心中を察して餘り氣の毒に思つたか、さま〴〵に隆盛を宥めて、明日はどうあつても其間に及ぶとの三條の言質を取り、この日も結末を見ずに散會した。

隆盛は三條の決心が尚安心出來ないといふので、次の如き始末書を送つた。

『朝鮮御交際の儀御一新の際より數度に及び使節差立てられ、百方御手を盡され候得共、悉く水泡と相成候のみならず、數ば無禮を働き候儀之れあり、近來は人民互に商道も相塞がり、倭館詰居の者も甚困難の場合に立至り候故、御據なく護兵一大隊差出さるべき御評議の趣承知いたし候に付、護兵の儀は決して宜しからず、是よりして鬪爭に及び候ては最初の御趣意に相反し候間、此節は公然と使節差立てられ、相當の事に之れあるべく、若し彼より交際を破り戰を以て拒絕致すべきや、其意底慥かに相顯はれ候迄は盡させられず候ては人事に於ても殘るところ之れあるべく、自然暴擧も計られず杯の御疑念を以て非常の備を設け、差遣はさる樣之れあり度、其上暴擧の時機に至候て初て彼の曲事分明に天下に鳴らし、其罪を問ふべき譯に御座候。いまだ十分盡くさゞるものを以て彼の非のみを責め候ては、其罪を眞に知るところ之れなく、彼我共疑念致し候故、討人も怒らず、討たるゝものも服せず候に付、是非曲直判然と相定候儀肝要の事と見据建言致候處御採用相成、御伺の上使節私へ仰せられ候

筋御內定相成居候次第に御座候。此段成行申上候。以上。』

三條はこの書に接し、隆盛の意氣益々猛烈にして到底動かし難きを察し、この書を懷にして更に岩倉に說くべく、十七日夜岩倉邸に至り、談論に及んだが議合はずして歸邸した。それから更に深夜使を出して隆盛を招き、岩倉の意を告げたところ、是れ亦頑として動かず翌十八日天明近くまで反覆痛論して相別れた。

三條は終にその日閣議を具して奏上し御裁可を仰がんとする決心であつた。然るに三條は前夜から心痛の餘りたゞならぬ容態を呈し曉に至つて突然卒倒して人事不省に陷つて仕舞つた。とても登閣して大事を裁決し、參內して勅裁を仰ぐなどの出來た話ではない。上を下への大騷動となつて、廣く知れ渡るやうになつた。宮中よりは時を移さず侍醫を差向けらるゝ、內治派も征韓派も皆一樣に馳け付けて病症を見舞つた。翌十九日三條は書を岩倉に寄せて、辭表の執奏を請ふた。

臣實美、不肖の身を以て叨に大任を負荷し、日夜戰兢罷在候處、短才微力其の任に堪へざるを以て、苦慮の餘俄に病を發し、殆ど大事を誤り國辱を招くに至る。苟も此の如き其の職を盡すこと能はざれば、上は聖明の德を累はし、下は萬民の望に背く。其罪死して尙餘りあり。實恐懼慚愧の至に勝へず。伏て冀くは速に臣が職を解き、臣が罪を正し給はんことを。誠

で奏す。

明治六年十月　　太政大臣　三條實美

二十日、天皇三條邸に行幸、親しくその病を問はせ給ひ、更に岩倉の邸に臨み、命ずるに太政大臣に代り、大政を署理すべきことを以てし、左の勅語を賜つた。

國家多事の折柄、太政大臣不慮の病患に罹り、朕深く憂苦す。汝、具視、太政大臣に代り、朕が天職を輔け、國家の義務を擧げ、衆庶安堵候樣黽勉努力せよ。

岩倉は終に起つて大命を拜した。

三條が急病で倒れたことは、隆盛等征韓派に取つて、回復し難き一大打擊であつた。何となれば征韓派は之に由て自派の意見を奏上し、勅裁を仰ぐべき責任者を失つたからである。之に反して非征韓派は岩倉の拜命に由て一大生氣を吹きかけられた。大隈、伊藤、黒田、松方の徒は起つて大に奔走し、大に畫策した。木戸も憤發した。大久保も憤發した。岩倉に至つては勿論暗中飛躍の中心であつた。

八　對韓問題終に決裂す

事こゝに至つて隆盛等は、正々堂々正面より岩倉に迫らうとした。二十二日、西鄕、板垣、副島江藤等の參議は打ち連れて岩倉を訪問した。隆盛曰く、

『遣使の儀は、三條卿が十八日上奏勅裁を仰ぐ都合になつてゐたが、三條卿俄かの御病氣で參朝が不能になつた。けれどもかゝる國家の大事を空しく放擲して置く譯に行かない。貴下明日にも三條卿に代つて奏聞の手續を取つて貰ひたい。一同相談の上參つた次第で。』

と、之に對して岩倉は答へた。

『拙者の意見が三條卿と相違してゐるのは各位の知る通りである。今拙者が太政を署理する以上は、拙者の意見も亦奏上せねばならぬ。』

岩倉の態度は磐石の如く不動である。

『岩倉卿に御伺ひいたしたい。』

江藤參議が起つた。

『最前の御言明通り、卿には三條太政大臣の御代理、それに相違御座らぬか。』

『御念には及ばぬ。』

變な事を訊くと言つた風に、岩倉は微笑する。他の參議もそれが何の意か解らぬらしく江藤を見る。

『然らば。』

江藤は語を繼いだ。

『大使派遣の儀は御同意で御座らうな。』

『どうして、拙者は同意で御座らぬ。』

『それでは代理といふことの意味が立ち申すまい。代理といふものは本人に代つて、本人の意志を實行するので、本人の意志を離れて代理といふものは無い。大使派遣には本人なる三條卿は同意せられてゐる。その代理なる貴下が貴下の意志を加へて、奏聞せらるゝ譯には行き申すまい。』

岩倉も之には弱つた。さすがに江藤は日本最初の法律家であつた。岩倉は漸う、

『江藤參議の御意見だが、拙者はさうは考へぬ。人が違へば意見も違ふ。それは已むを得ぬ次第である。』

と苦しい答をした。

『たとへ、意見は違つても、代理は本人の意志を實行すればよろしい。』

岩倉は窮した。窮餘、

『何と言はれても拙者の眼の黑い間諸公の意見などを通させはせぬ。聖上の御信任によつ

て、拙者は代理を勤むるのぢやもの。』

『何と仰せらるゝ。』

江藤は憤然として怒髪天を衝いた。

『聖上の御信任さへあれば、太政大臣の代理が勤まるとは誠に以て言語同斷の御言葉、小官等は、かゝる暴慢を敢てせらるゝ人の下にあるを潔しとしない。』

江藤に次で隆盛が矢を放つた。

『今貴卿より聖上との御言葉を承つたが、この事は既に三條卿より內奏あり、御裁可の御沙汰のあつたことである。それを今更御詮議なさるのは、反つて聖意に背く事になり申さぬか。』

岩倉は苦し氣に、

『何とあらうとも、拙者は再議に附する。たとひ聖上の仰せにせよ、不善は諫奏してもお止め申すが輔弼の大任を受くるものゝ責任である。』

隆盛は胸の中が沸え返るといつた風の沈痛な口調で、

『最うは何も申さぬ。貴下の御勝手になさるが可い。西郷はこれにて御免蒙る。』

と言つたなり、席を起つた。

『實に怪しからぬ。』

江藤は怒りに全身を震はせた。

『理に窮して皇威を倭さんとせらるゝか。我等は貴下の如き人の下にあつて國事を議するに忍びぬ。これにて退出仕る。』

とばかり隆盛の後に蹤いて出てしまつた。

板垣と副島とは起つて引留めようとしたが、頑として應ぜぬので、これも續いて退出して了つた。かくて遂に對韓問題は破裂した。

九　右大臣の踏張り方——隆盛參議を辭す

『副島の咄に、條公は前晩迄は岩倉卿に向い、海陸軍を率ひ、自ら討征致すべき旨御返答相成候位に御座候由悸むべし御小膽故か終に病發せられ、殘念の仕合に御座候。』

とは、隆盛が問題の成行きを桐野利秋、別府晋介の二人に報じたる書翰の一節である。この書にある通り、三條は純忠至誠の人には相違なかつたが、狂瀾怒濤を捲く時局を治めて行く人ではなかつた。之に反して岩倉は夙に剛强果斷の人を以て聞えてゐた。隆盛初め千軍萬馬の間を往來したる英傑が、必死の勇を以て攻めかくるを最後まで支へ通した。岩倉邸退出のと

き、隆盛は副島等を顧みて、

『右大臣は善くも踏張つた。』

と、敵黨ながらその勇氣を嘆稱したほどである。 勿論これには大久保が後援したこと與つて力あつた。 二十二日、岩倉より當日會議の模樣を大久保に書き贈つて曰く、

只今三木(參議)申入來、西、副、板、江出會候處、一件論談少々彼是有之候得共、小生前議貫徹、此上は宸斷御決定然るべく、尤も拙意見何國迄國家の御爲と存候一條、其旨言上致すべきの旨演舌に及び候處、夫にては致方無との事にて相分れ申候。 併かし彼より進退の咄も之れ無く引取候共樣子疑らくは赤坂出頭も計り難く萬中ノ一存候。 別紙德卿返事御一覽置給はるべく候。 就ては是非進退を致すの人々之れ有り、世上物議も少からずと存候に付、速に政體改革有無何とか演舌然るべくと相心得、相認めさせ候得共不出來、尙別紙御一覽御考慮給はるべく候。 亦人選御登用の事も迅速の方、人心大に定り候て然るべく存候。 別紙誠に書取內覽に入置候。 此外段々御談申度次第も有之候得共、不取敢要用のみ如此候也。

十月二十二日　　具視

大久保殿

尙々更に評議と申事は副島氏專ら主張候得共相止申候。 條公の意を繼く云々大分議論も

候得共、是も江藤答辯なく相濟申候也。

この書中德卿御返事云々とあるのは、宮內卿德大寺實則の返書であつて、岩倉は隆盛等が或は赤坂出頭即ち直接參內謁見して勅裁を仰ぐことがあるかも知れないと、大久保と謀つて密書を德大寺に贈り、隆盛等より如何に御前會議を申請することがあつても陛下御不例の故を以て斷然拒絕すべきを求め、德大寺が之を承諾して返書を岩倉に與へたのを指すのである。こんなことにかけては岩倉は有繫に天下の强か者であつた。

同日、又岩倉は伊藤博文に對しても左の書面を送つてゐる。

今日三木入來（西、副、板、江）四名出會候處、朝鮮事件、各參議彼是議論有之候得共、答ふるに小生意見、何國迄も國家御爲めと存候旨、擔當主張し、如何樣議論にても一步も動かざる段演舌に及び候處、終に右の通に御決しの上は致方無しとの事にて各引取られ候。過日來格別御配慮に付此段不取敢內々申入候也。

十月二十二日　具視

伊藤工部大輔殿

尙々三木は議論全く相濟候に付、明二十三日は朝九時迄に皇居參入、意見巨細言上、宸斷を仰ぎ候後、太政官へ參入致すべくと存候。此段申添候也。

これほど岩倉一派は暗中飛躍を試み、隆盛等をして最早活動の餘地がないやうに陣立を整へて仕舞つたのである。

二十三日、岩倉は參內して天皇に拜謁し、征韓不可の意見書を上つた。その一節に曰く、『臣、竊に之を考ふるに、維新以來纔に四五年のみ。國基堅とするに非るなり。政理整ふとするに非るなり。治具備ふるに似たりと雖も、警虞難測、今の時に方りて未だ輕く外事を圖るべからざるなり。然りと雖も朝鮮國我と隣好を修する玆に數百年。彼れ非禮を我に加ふれば我安ぞ受て止むべけんや。且遣使の議既に略ぼ定る、臣亦之を然りとす。然れども之を發遣するに至ては、之が緩急順序を審かにせずんばある可らず。何となれば彼れ冥頑固結若し禮を我れの朝使に加へざれば我乃ち之に應ずるの處置なかる可らず。我之に應ずるの處置なくんば是我が國權を損するなり。而して彼已に端緒を顯はす。故に使を發するの日、乃ち戰を決するなり。是即ち軍國の大事、宜しく熟ら慮り深く謀らずんばあるべからず。且今萬國從衡の勢を察するに、東に形して而して其精西にあるものあり。或は其端を示さずして而して遠圖を爲すものあり。故に表面を以て其眞情を測るに足らず。今や樺太の事頻に起る。是れ乃目前の急、亦甚だ注意せずんばある可らず。凡是等の事、先其情を審にして而して朝鮮連與の意を絕たしめ、萬全を保つを爲して而して之が目的を定め、之

が方略廟算を明かにし、其他船艦の設け、兵食の具、錢貨の備へ、及び内政百般の調理等に至る迄預め其順序目的を定め而る後に朝使を發遣するも亦未だ晩とせざるなり。若し之が備を爲さず、今頓に一使節を發し、萬一の事ありて後事續かず、而て他の患害にかゝるあらば悔と雖も追ふ可らざるなり。今頓に使節を發する臣其不可を信ず。而して萬已むを得ざるの義あるも戰に從事するが如きに至りては、基を堅くし備をなすに非れば臣實に其不可を知る。』

天皇は政府連日の形勢を太く宸憂あらせられたが、岩倉參内して意見書を上り、またその事情を奏上するに及び、

『是れ國家の大事である。朕之を熟慮し明朝を以て答ふるであらう。』

と仰せられた。翌二十四日、岩倉を御召しがあり、その奏議を裁可し、左の勅旨を賜つた。

朕、纘統の始より先帝の遺旨を體し、誓て保國安民の責を盡さんとす。頼に衆庶同心協力漸く全國一致の治體に至る。於是國政を整へ民力を養ひ、勉めて成功を永遠に期すべし。今汝具視の奏決之を嘉納す。汝宜しく朕が意を奉承せよ。

これによつて、維新以來六年に亘つて朝野の大論點となつた對韓問題は、萬事休するに至つ

た。その前日隆盛は參議、陸軍大將、近衞都督の職を辭する表を上り、二十四日には板垣、副島、後藤、江藤の諸參議が夫々辭表を上つた。最初五參議連署で辭表を上らうとの議もあつたが、隆盛はそれでは徒黨を組んだやうで聖上に對して恐れ多いと反對した。晋に五參議のみならず、隆盛に直接關係ある文武兩官は、殆ど辭表を捧呈した。近衞兵營の士官の如きは、總て辭職したので、兵卒ばかりの軍隊が出來た。それ等の辭職の人々中重なるものは左の如し。

桐野利秋、篠原國幹、池上四郎、永山彌一郎、別府晋介、淵邊高照、貴島清、邊見十郎太、別府九郎、阪元純凞、樺山資綱(以上薩州)片岡健吉、池田應助、林有造、谷重喜、山田平左衞門、武市熊吉、山地元治、平尾喜壽、島本仲道(以上土州)小倉處平(日州)

二十五日に至り、西鄕等の辭職は許可せられたが、隆盛は參議兼近衞都督を免ぜられ、陸軍大將たることと依然として故の儘であつた。桐野も亦同樣の官名を帶びてゐた。篠原國幹には辭職の許可が無かつた。餘りに近衞兵營の動搖が烈げしいので、天皇太く之を憂ひ給ひ、左の勅語を下し賜つた。

西鄕正三位病氣に付、辭表の趣ありて參議近衞都督等差免し、尤、大將如舊申付置けり、元より國家柱石と依賴致すの意に渝ることとなし、皆々決して疑念を懷かす、是迄の如く職務を勉勵せよ。

而して同日、岩倉、大久保等非征韓派を中心とする新内閣は組織された、

太政大臣	如故	三條實美	公卿
右大臣	如故	岩倉具視	同
參議兼内務卿	六年十一月二十九日内務卿	大久保・利通	薩
同　兼文部卿	七年一月二十五日文部卿	木戸孝允	長
同　兼大藏卿	六年十月二十五日大藏卿	大隈重信	肥
同　兼司法卿	同年月日司法卿	大木喬任	同
同　兼海軍卿	同年月日參議兼海軍卿	勝安芳	幕
同　兼工務卿	同年月日參議兼工務卿	伊藤博文	長
同　兼陸軍卿	七年八月二日參議	山縣有朋	同
同　兼外務卿	六年十月二十五日任命	寺島宗則	薩
同　兼開拓使長官	七年八月二日任命	黑田清隆	同
同　兼左院議長	同年月日參議	伊地知正治	同
左大臣内閣顧問	七年四月二十七日内閣顧問	島津久光	同

第二十章　退耕と私學校

一　脫出す人間虎豹の群

辭表を捧呈した隆盛は、直ちに從者小牧新次郎及び家僕熊吉を從へ、一介老書生の風采をして飄然日本橋小網町の家を出た。すぐ隅田川堤まで來て、何思つたか、熊吉を顧み、

『お前、これから宅へ歸つて、引拂ひの用意をして吳れ。誰が訊ねて來ても俺の行方は分りませぬと答へておくのだ。』と言ひ含めて、その邸宅へ歸らしめた。

かくて隆盛は、小牧を連れ、小舟に掉さして枕橋を溯り、かねて懇意な越後屋喜左衞門の所有なる小梅村の別莊に落着いた。この越後屋は深川の米問屋であつて、莊內藩酒井家の用達をなし頗る義俠に富んで居つた。こゝでは一切を忘れて詩を賦したり、毫を揮つたり、釣を垂れ

などして三日ばかりを悠々と暮らした。有繋に大久保は親しき間柄とて大に氣を揉み、川路大警視に命じてその行衛を探索させたが、皆目判らなかつた。それをどうしたのか、黑田清隆が嗅ぎ付けてやつて來て、折角の精神の靜寂を破つて了つた。隆盛はこの時、黑田に向ひ、今後靜岡の德川家と莊內の酒井家とは余に代つて保護せよと言ひ殘したと傳へられる。それはそれとして、かく黑田に見付つた以上、あとはまた五月蠅いに極つてゐるから、いよ／＼速かに鹿兒島に歸省するばかりとなつた。

　隆盛が小梅村越後屋の別莊に隱退したのは十月二十四日であつたが、二十八日には早や東京を出發して歸國の途に就くのであつた。途中大阪に立ち寄つたとき、旅館に堺縣令の税所篤が訪ねて來て、中央政局の情況を問ふたが、隆盛は、『大久保が政府に留まつてゐるから、政治のことなら大久保に聞け。』と言つて、復た天下の形勢を談ずることをしなかつた。『獨り時情に適せず、豈歡笑の聲を聽かんや。』飄然として都門を去つた隆盛は、翌月十日約一年振りに鹿兒島に歸つた。武村なる舊草廬に起臥して、心も輕く身も輕く、行雲を仰ぎ流水に俯した。『誤つて京華名利の客となる、此の聲聽かざる已に三年。』と云つてゐるほどで、この時ほど悠然と落着いたことは無かつたのである。

　隆盛が辭職の時、勝安芳は海軍大輔として横須賀軍港に在つた。勝は對韓問題の破裂、內閣

崩壞の由を聞いて、急ぎ馳せ歸り、どうかして隆盛の歸國を思ひ留まらしめよう、その善後策を講じようとしたが、旣に東京の地に入つた時には、隆盛が遠く鄕里に向つた後であつた。

參議近衞都督の衣冠を脫いで『武村の吉』となつた隆盛は日課として農事にいそしんだ。西別府（にしのびゅう）には先代からの若干の耕地があつた。また吉野村にも開墾地を求めて薩南の子弟に農は國の大本である精神を、徹底的に涵養せしめた。農馬に肥料桶を負はせ、隆盛自身にその馬を曳いて『武村の吉であるが。』とて、肥料貰ひをさへして步いた。その御禮には手作りの大根などを置くのを常としたほどである。

隆盛はまたよく狩獵に出かけた。溫泉に出かけた。舊曆の年の暮には揖宿郡山川鄕成川村の鰻の湯、福村市左衞門方に赴いて波瀾多かりし明治六年を送つてゐる。除夜の作と題する『百千の窮鬼吾れ何ぞ畏れむ、脫出す人間虎豹の群。』の詩は、世に傳ふる如く絕命の詩ではなく、この時の心事を吟じたものである。然るに、この靜養中の隆盛目がけて、佐賀の變に敗れた江藤新平が再擧の相談に來た。明治七年三月一日（陰曆正月十四日）の夕方のことである。

初め江藤の鹿兒島に入るや、菩薩堂通新町旅館京屋（工藤直太郞）方に投じ、直ちに隆盛を武村に訪問したが不在であつた。家人に行先を問ふても答へなかつたが、强ひて問ふに及んで鰻

溫泉に居ることが判つた。そこで江藤は大に喜び、家從船田次郎を伴ふて二月二十八日鹿兒島を發し、翌三月一日成川に着いて直ちに隆盛を鰻の湯に訪ふたのである。

この日隆盛は終日閑居して溫泉に在つたが、卒然江藤の訪問に接し、一旦はその意外なのに驚いたが、直ちに左右を屛けて快よく面接した。二人は交情藹然舊の如くであつたが、何を語つたか密談三時間の後、江藤は夜九時頃退出、その夜は鰻溫泉の附近の福村庄左衛門方に一泊した。

翌二日早曉、江藤は再び隆盛を訪問し密談すること四時間に及んだ。この時は二人相對し、膝と膝と突き合ふばかりで、談論激昂、その聲は室外に聞ゆるほどであつた。隆盛は最後に、『私の言ふやうになさらぬと當てが違ひますぞ。』と大喝し、かくてこの談判は不調に歸したのである。江藤は午前九時頃別れを隆盛に告げて、鰻溫泉を去つた。

江藤の去るや、隆盛は依々の情に堪へず、指宿鄕十二町村湊部に至り、同村の區長高崎庄兵衛方に一泊して、その夜又二人の談論があつたといふ。高崎は隆盛の命により漁舟を雇ひ、江藤を乘せて鹿兒島に行つた。後日從僕熊吉の語るところに曰く、

『鰻溫泉に江藤新平さんが秘密に訪ねてこられた時、密偵の警戒が非常に嚴重でしたから、覺られはしないかと蔭ながら心配して、宿の門前に番をして居りました。江藤さんが歸られて

から、旦那は非常に物思ひに沈んで居られました。』

と、隆盛はもとより江藤と事を共にするなどの考はなかつた。然かし征韓論の同志が、僅かに半歳を經たざる中、かくの如き境遇に落ちたことを如何に心から嘆き悲んだであらう。

隆盛は永らく溫泉宿に滯在してゐる間、每日每日犬を連れて兎狩に出かけるのであつた。當時隆盛が連れてゐた犬は實に十三匹の多數であつた。僕の熊吉は何時も供をした。獲物の多い日は、三四匹も鐵砲にぶらさげて得々として歸ることもあつたが、時には一日中、山中を驅け廻つて、何の獲物もなしに歸ることもあつた。何分にも犬を十三匹も連れてゐることゝて時には犬に喰はすために、宿の者に車を曳かせて、山川町まで魚などを買ひ出しに自分で行くこともあつた。『犬を驅り雲を衝いて萬山を度る、豪然長嘯す斷巖の間、請ふ看よ世上人心の險なること、涉歷す山路の艱よりも艱なるを。』白雲去來する隆盛の心事に反して、征韓論決裂後の天下は益々多事であつた。以下少しく之を說かう。

二　喰違事件と民選議院建白

征韓論の決裂は、所在に潜伏せる不平の士を驅つて、一層反抗の氣勢を高からしめた。鬱勃

たる不平の氣を外に洩らすべく企てられた征韓論が破れて、却て險惡なる空氣を內に釀成し來つたことは是非もない。而して之が憎惡の中心となつたものは岩倉と大久保とであつた。天下大亂の朕兆は眞先きに赤坂喰違事件となつて顯はれた。喰違事件とは、明治七年一月十四日、右大臣岩倉具視が退朝の途上、赤坂喰違に一壯士の爲めに要擊せられ負傷したことを指すのである。壯士とは高知縣人武市熊吉、武市喜久馬、山崎則雄、島崎直方、下村義明、岩田正彥、中山泰道、中西茂樹、澤田悅彌太の九名であつた。彼等はすべて征韓論の黨與であつた。殊にその首魁たる武市熊吉は戊辰の役板垣に從つて武功があり、明治五年征韓論が初めて廟堂に起つたとき、北村長兵衞、別府晋介、池上四郎等と共に選ばれて滿洲に赴き、具さにその情勢を探つて歸り、同志と共に征韓論を主張して已まなかつた。然るに廟議は岩倉大使の歸朝以來一變して、またその志を伸ぶることが出來なくなつた。武市たるもの大に慷慨せざるを得なかつたのである。彼等は第一に君側の奸臣とせし岩倉暗殺の議を決し當日夕刻同志九人にて喰違に至り、路傍の藪中に身を潜めて、岩倉の退朝を待ち、その姿を見るや一擧に屠り去らんと要擊したが、岩倉は額と腰とを傷けられながら、急に身を躍らして溝中に陷つた。時に日すでに暮れ、暗夜であつて咫尺を辨じなかつたため、辛じて免れることが出來たのである。報到るや、政府は嚴重なる探索をなし、遂に十七日武市等續々縛に就き、七月九日に至つて悉く斬首の刑

に處せられた。

喰違事件があつて四日後、明治七年一月十八日民選議院設立の建白が、前參議副島種臣、同後藤象二郎、同板垣退助、同江藤新平、前東京府知事由利公正、岡本健三郎、小室信夫、古澤迂郎八名の連署を以て提出された。民選議院は「廣く會議を興し萬機公論に決すべし。」といふ御誓文の精神に基き、大に民權を伸暢せんとするにあつた。該建白書に、

『……斯の議院を立つる者は、天下の眞理を伸張し、人民の公論通義を立て、天下の元氣を鼓舞し、以て上下親近し、君臣相愛し、我帝國を維持振起し、幸福安全を保護せんことを欲してなり……』云々。

の結句あるは、以て民選議院設立の全精神を窺ふことが出來る。これより先き、政府は征韓論の破裂によつて、隆盛と進退を共にした四參議等の行動に深甚なる注意を拂つてゐたが、こゝに喰違事件の突發によつて、暴擧に出づる者もあることが明白になつたが爲め、板垣等はその心事を政府に知らしめるためにも、この建白を必要としたのであつた。初め民選議院建議の原稿が出來たとき、板垣は別に一本を寫し、特に林有造を鹿兒島に遣はして、隆盛と面會せしめ之に贊成署名を求めたが、隆盛は、

『民選議院設立の議は至極結構であるが、天下の事は議論ばかりで行はれるものでない。拙者は先づ今の政府を改造變革してからでなければならぬと思ふから署名は致さぬ。』と斷つて了つた。

かく板垣等は民選議院の建白をなし、政府を動かすに努むると共に、他方愛國公黨を組織して大に民衆の啓蒙運動に從事せんとした。この愛國公黨こそは後の自由黨の前身であつたが、之に對する政府の態度は木戸、大久保を初め、何れも皆板垣等の急進論に反對したのであつた。その後幾くもなく佐賀の亂起り、江藤新平がその渦中に卷き去らるゝに及び政府は一層警戒を嚴重にしたが、板垣等は之に屈せず高知に立志社を興し、大に民權を主張して政府に對抗した。それ故鹿兒島の私學校と高知の立志社とは當時の政府から二大敵國のように思はれるに至つた。

三　佐賀の亂

隆盛等が廟堂に在つて對韓論を唱へたとき、佐賀に於て之と呼應し、大に天下に活躍しようとしたのは、山中一郎香月經五郎等の一派であつた。彼等は佐賀出身の副島江藤兩參議が、隆

盛等と共に職を辭し野に下るや、飽くまでもその目的を貫かんがため縣下に輿論を喚起して同志を糾合し、兵器糧食を自辦して征韓の急先鋒たらんと期したのである。又彼等は鹿兒島の隆盛等と事を倶にしたいといふので、六年十一月上旬、中島鼎藏、徳久幸次郎、村地正治の三人が鹿兒島にまで出掛けて行つた。この時隆盛も桐野も城下には居なかつたが、三人は漸く探し當てゝ面會し、今日事を擧げる好機會であるからと勸說大に力めたけれども、隆盛等はその時機でないと言つて應じなかつた。そこで彼等は佐賀に歸つて、十二月下旬佐賀征韓黨を組織し、一味の中から中島鼎藏等四人が選ばれて東上し、副島、江藤の二人を引入れる運動を開始した。

征韓黨と同時に佐賀に勃興して政府の神經を惱ましたものは憂國黨であつた。憂國黨は征韓黨とは主義を異にせる保守黨であつたが、政府の歐化主義に反對の立場から、自ら征韓黨と氣脈を通ずるやうになつた。前侍從として聖上に奉仕し、忠君の志最も篤かつた島義勇が推されてその首領となり、その下に副島義高、重松基吉、村山長榮等の領袖があつた。

佐賀には今一つ前山長定の率ゆる中立黨といふ一派があつた。大した勢力でもなかつたが、征韓、憂國兩黨の間に介在し、兩黨と政府との調停を圖ると稱した。然かしその實純然たる政府の御用黨となつたので、後で心ある者らの憎惡の中心となり、佐賀に居たゝまらないで遁

走して了つた。

七年一月佐賀の風雲漸く急ならんとしたとき、江藤は、途々諸縣の動靜を觀つゝ、歸西した。副島も歸西する積りであつたが、これは板垣が危險と見て止めた。島も憂國黨の人々から歸縣を促がされて居つたが、三條實美から人心鎭撫の內命を受けたので、佐賀縣權令岩村高俊と同船して歸縣の途に就いた。然るに船中岩村は大に佐賀人を罵り、『彼等はたゞ喧々囂々として兵を談じ、輕擧妄動に出でんとしてゐるが、文弱烏合の衆何程のことかあらん、我輩一たび之に臨まば一擧彼等を彈壓すべきのみである。』と壯語した。これでは、島は三條から懇々鎭撫の內命を受けた甲斐もないのみならず、政府の態度そのものが島を無視してゐるものであるといふので、衷心甚だ不快を感じたのである。然るに岩村は熊本の鎭臺兵を率ゐて佐賀城に入城することゝなつた。この擧はさらでだに政府に對する反感で燃え立つてゐた征韓、憂國兩黨をして、いよ〳〵結合一致して事を擧げしむる導火線となつた。江藤も島も今は堪忍袋の緒を切つて了つた。征韓黨は本營を川上實相院に置き、軍隊を編制し、二月十三日宣戰の檄文を布告した。憂國黨亦佐賀に在つて同じく隊伍を編制し兩黨の兵合せて約三千人を算せられた。十五日岩村權令鎭臺兵を率ゐて入城するや、兩黨の士は憤激し、出兵して城を圍み十六日江藤は進んで八幡社內に本營を移し、攻城を指揮した。かくすること三晝夜、臺兵は糧

食に缺乏して支へ切れず、遂に岩村權令を擁して、後門から脱出したので、佐賀兵は之を追擊して筑後川にまで至つた。

十九日陸軍少將野津鎭雄は官兵を率ゐて本道久留米、筑後川より進み、中立黨がその嚮導を承つた。又陸軍少將山田顯義は別軍を率ゐて筑前三瀨より進んだ。佐賀軍は本營を神崎驛に進め、諸隊に令して防戰に力めたが、戰利が無かつた。二十三日江藤自ら軍を監して勝敗を一擧に決せんとしたが、官軍の勢益々强くして當り難く、田手村の防禦遂に破れて、三千の隊伍は壞亂に歸し、復た江藤の命令を聽く者が無かつた。そこで江藤は佐賀に歸り、衆に告げて曰ふには『我軍潰散こゝに至つては已むを得ない。各自隨意に潛伏して再擧の時を俟つて貰ひたい。余はこれより薩摩に行つて西鄕を動かさう。西鄕應ぜざれば土佐に行かう。』と。姿を變じて鹿兒島に赴いた。二十七日、官軍境原に進み、佐賀軍の敗兵相踵で降伏し、復た起つべき勇氣も無かつた。熊本、福岡、萩、薩摩、土佐等の各地で竊かに策應の志を有つてゐた連中も、江藤の擧は急激に失するものとなし、遂に之に應ずる者が無かつた。

二月下旬、大久保參議は內務卿の職を木戶に托し、專ら叛亂を鎭壓せんとて福岡に來り、三月一日佐賀に入つた。江藤すでに破れ、身を以て鹿兒島に走り、山川鰻溫泉の宿に隆盛を訪問したことは、前に記した通りであるが、隆盛から納れられなかつたので、再び鹿兒島に入つて桐野

利秋を訪問し、從行諸士の中、石井貞興、德久恒敏の二人を預け、更に海路日向飫肥に入り、小倉處平と會つて數日間をこゝに滯在した。飫肥から更に海路を取つて宇和島に至り、更に土佐に入つたが、三月二十九日國境甲浦坂に於て終に捕へられて佐賀に護送された。島も亦軍敗れて後薩摩に走り、島津久光に頼て衷情を闕下に訴へんとしたが果さず、三月七日鹿兒島に於て捕縛せられ、四月十三日江藤と共に斬に處せられ、梟首せられた。時に江藤の年四十、島の年五十三歳であつた。又桐野の家に潜匿した石井、德久の二人は十年役に從軍し、大に官軍と戰つたが、石井は戰後長崎で斬に處せられ、德久は中道にして戰死した。

佐賀の變勃發したとき、政府は所在之に響應する者無きやを恐れ、目星しい所にはそれ〴〵嚴重なる警戒を施した。中にも鹿兒島に關しては種々なる風評が行はれたので、その形勢に就き寸時の注視をも怠らず、隆盛の身邊には絕へず密偵を放つて、その動靜を探らしめた。曩きに內閣顧問となつた島津久光も亦鹿兒島の形勢を憂ひ、自ら歸縣して士族等を鎭撫し、又親しく隆盛を諭し、同道して東上したい旨を出願したが、二月十三日に至つて漸く許され、更に優渥なる勅語を賜つた。よつて久光は翌十四日東京を出發し、二十日鹿兒島に到着したが、この時隆盛は煩累を避けて山川の溫泉に浸つてゐた。久光、そこで隆盛を召し「今回の兵亂は國

家の深憂である、足下は宜しく兵を率ゐて鎭撫するが宜からう。』と言つた。これに對して隆盛は『今や我國には陸海軍の設備がありますす故、必要の時には之を用ゐるのが宜しい。小臣の如き山野の間に隱遁した者の出るべき筋合ではありませぬ。』と辭退した。久光は隆盛の道理ある言葉に再び之を言はうとはしなかつたが、猶鹿兒島に滯在して人心の鎭撫に盡力し更に侍臣中山忠左衞門、和田八之進を白川、佐賀の二縣に派遣してその士族等に說諭せしめたのである。

四　征臺の役

岩倉、大久保等の政府は、さきに征韓論を不可とし、兵を外に用ゆる議を斥けた。これがため佐賀の亂が起つた。然るに政府はこの亂が鎭定する間もなく、臺灣征討の事を起した。その原因は明治四年十一月、琉球の民五十四名が臺灣に至つて土人に殺害され、次で六年三月備中小田縣の漂民四名が亦臺灣に至つて遭難してから、征臺論が勃然として起つて來たのである。けれども臺灣は淸國の領有であるかどうか明白でなかつたため、一應淸國に問合す必要があつた。六年二月副島外務卿が全權大使として淸國に派遣されたとき、副島は臺灣のことを問

ひ糺したが、清國側では琉球が日本の所領でないことだけを主張して生蕃のことに及ばなかつた。そこで我より『貴國は果して能く生蕃を管轄するや否や。』と尋問したが、『彼等は化外の民である。』といふ證言を得た。

そのうちに一方の征韓論が盛に起つて來た。隆盛も副島も朝鮮の方を重要視して岩倉、大久保等と相爭ひ、廟議遂に決裂して六年十月内閣の分離となり、民選議院の建議となり、佐賀の叛亂となり、國内頗る多事を極めたが、基くところは政府に反對する不平黨の多きに外ならなかつた。政府は何とかしてこの不平黨の鬱憤を外に轉ぜしめやうと、こゝに征臺の議が起つた。木戸孝允は『前日征韓の不可を痛論して置きながら、昏未だ乾かざるに征臺の擧に賛成することが出來ない。』と強辯したが、國内不平黨を制するに急であつた政府は、七年四月四日遂に出兵を決し、陸軍中將西鄕從道を臺灣事務總督となし、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を參軍となし、兵三千六百五十八人を率ゐ、日進、孟春その他の軍艦を發して、先づ長崎に至り、盛に糧食を備へ、日を限つて將に出發せんとした。又同日臺灣蕃地事務局を正院に置き、參議大隈重信を長官に任じた。木戸はその議の容れられざるに憤り、四月十七日參議兼文部卿の職を辭し、鄕里山口に歸臥したのであつた。長州出身の武官中、木戸の意見に賛成して征蕃の議に反對する者多く、陸軍少將山田顯義、同鳥尾小彌太、同三浦梧樓等相踵でその跡を追ふた。か

くて所謂內治派は更にその勢力を二分して大久保は朝に留り、木戶は野に下り、兩者の確執は後日十年役を導く有力なる一原因となつた。

木戶等の反對は政府をして征臺の擧を躊躇せしめた。もと〳〵對內的政略も多分に含まれて居つたのであるから、之を斷行すべき誠實と熱心とを缺いてゐたのである。これより先き、英米兩國公使亦支那政府から異議を生ぜんことを恐れ、傭役の外國人及び御用船舶の返還を要求して來た。政府ます〳〵困窮して大隈を召還し、大久保を長崎に派遣して外征の師を止めさせやうとした。けれども將士等は非常に勢込んでゐた。この中には隆盛が自ら鹿兒島に於て徵發してやつた三百人の兵卒も居つた。西鄉從道曰く、『我は自ら蕃族の巢窟を討たなければ止めぬ、淸國若し異議を發し來たならば、政府は宜しく西鄉以下の徒は脫艦の賊なりと答へよ。』と、どうしても承知しないので、長崎で立往生を極めた我征臺軍もいよ〳〵行を發することゝなつた。

かくて我軍は進んで臺灣に上陸し行軍を開始したが、沿道の諸酋長爭ふて我に降伏し、たゞ牡丹社のみ頑强に抵抗を續けた。我軍乃ち五月二十二日大擧して兵を竹社、風港、石門の三道より進め、その根據に迫つて大に敵を惱ましたので、敵は遂に戈を捨てゝ我に降つた。かくて生蕃大略平定し、我は龜山を以て本營とし、都督府をこゝに設けて久屯の計を講じた。

初め征臺の師を起した時、政府は柳原前光をして出兵の理由を清國政府に傳へさせた。然るに清國政府は之が不當を鳴らし、我軍の撤兵を要求して談判容易に決せなかつたので、八月一日内務卿大久保利通全權辨理大臣となり、六日東京を發し清國に赴いた。大久保は北京に着いてから總理衙門王大臣と數度の會見をなしたが、談判容易に進まず、遂に衣を拂つて起つに至つた。時に英國公使ウェードは、萬一、日清兩國臺灣に於て相戰ふに至らば、その國の貿易に一大影響あるべきを察し、居中調停に努めた結果、清國は我の議に服し、

一、日本の臺灣征討を以て義擧と認むること。

二、日本が道路を修し、營舍を建てたる費と、琉球藩民の被害者を賑恤するの費とを併せて清銀五十萬兩を納れしむること。

三、清國は生蕃を檢束し、爾後長く害を航客に加へざらしめ、日本軍屯戍を解くの期を以て清國は全部の銀兩を輸すること。

の三條を立て十月三十一日條約が成立した。大久保全權の一行は、翌十一月一日北京を發して歸朝の途に就き、上海、厦門を經て十六日打狗に入港し、次て琅瑠港に到着した。西鄕都督は途中に出迎へ、共に本營に到つた。大久保乃ちその翌日を以て、戰場を巡視し、龜山々麓の一小啓に登り、營に歸つて詩を賦したりしたが、十八日には再び船に搭じて臺灣を解纜し、二十七日

東京に歸着して闕下に復命した。西鄕都督が兵を率ゐて東京に凱旋したのは一ヶ月遲れた十二月二十七日であつた。

かく對淸談判が成功して臺灣問題が落着したのは、大久保に取て如何ばかり得意のことであつたらう。大久保は之を以て終世忘るべからざる事であるとなし、日誌に記るして云ふ。

『………今日和議條約調印相濟み、實に安心この上なし。且つ聊か使命を全ふするを得。ただ國家の爲め賀すべきの至。これまで焦思苦心言語の盡くすところに非ず。生涯またかくの如きのことあらざるべし。この日終世忘るべからず。』と。

木戶は又故山に在つて、萬一にも日淸兩國の間に戰端開くに至らんか、數千萬の國帑を糜するに至るであらうと憂慮して居つたが、伊藤、井上兩名の書簡により、終に平和條約の成立せしを聞いて大に喜んだ。その日記に云ふ。

『……伊藤、井上より書狀到來、臺灣一條、終に平和に歸し、支那より五十萬兩の償を出だすと。出兵の費額に比するときは十分の九の不足、纔に十分一の償なりしと雖も、一旦大釁開くときは、幾千萬の費に至るを知らず、人民の大不幸、實に患ふべし。幸にして今平和に歸し、人民の大幸眞に悅ぶべし、悅ぶべし。』

と。大久保、木戸の心事はかくの如くであつたが、隆盛は果して如何に觀察して居つたか。これより先き八月、大久保が清國に渡航せんとしたとき、偶々滯京中であつた鹿兒島縣令大山綱良は、密かに書を篠原國幹、淵邊群平の二人に贈つてその興起を勸めて曰く、

『……支那との大難、海軍省の用意一方ならず候。陸軍にても同樣と伺はれ候。唯今好機會と見留申候間速かに突出これあり、遲々なく破裂相成らず候ては、再び恢復の期御座あるまじく存じ奉り候。』

と。篠原は直ちに之に一書を添へて隆盛に贈つた。隆盛よつて之に答へて曰く、

『……支那の景況熟考致し候へば戰には相成り申すまじく候。……それ故大久保も出立候はん……將た又償金を言掛け候筋に相見え候故、尙又金を取る賦にて是を見付け候はんか。然しながらこの金は取れ申まじくと愚察仕候。金になす賦なれば今一層兵力を增し十分戰と決し勢ひ相付き候はゞ金にも成り申すべく候。談判中に懇親の言葉多く、その間にて金談は借金の振合に候へば覺束なき事と相考申候。柳原の談判只一局の都合は宜しく候へども第二局の談判如何哉と相考候中に、早一方にて金談に及候儀は實に事機を知らさるものに似たり。武官の方にて兵勢を張り立て、今二三大隊を取寄せ、十分兵威を嚴重に致すべきところ、却て金談を言掛けては兵威全く減じ、勝を人に讓り候ものと相考へ申候。

和魂の奴原何ぞ戰鬪の事機を知るべきいはれこれ無しと相考へ申候。呵々大笑。」と。この書面を出したのは明治七年八月卅一日であつて、大久保が天津に着く前日である。償金の豫想は外れたにしても、以て隆盛の心膽を想察するに足るのである。

五 私學校

學校を建設し、人材を教育するは、古來より模範たりと雖も、此校に於ては愈々その切なる者より起り、戊辰の役艱難の功を奏する者、畢竟殊死奮戰の功に由ればなり。然るに海陸軍その他功勞を賞せられ、恩典を蒙ると雖も、今日餘生を得る者抑も第二等にして、誰か自ら功とし勞として安々と居る者ならむ哉。則ち戰死の忠勇功烈に感激して止まず、自らその賜を有する忍びざるところなり。自然難に當つてはその人を渇望すること平日に百倍す。これ人の常なり。嗚呼忠死の士この心ならむ哉。故に賞典祿を集めて以て人材を養育するの校費に備ふ。各々能くその意を體認し、教師の教に順ひ、能く勉强して業を終へ、國家の用に供するに足らば、轉た忠死の靈魂を慰し、且つ死者をして生存せしむる者に等し。徒に法則を以て人を責る事を欲せず、只忠死の心を以て志とし、人々自ら責めむ事を希ふ。

とは、隆盛が明治六年、東京麹町永田町に設けた集義塾の建設本旨であつて、後の鹿兒島に於ける幼年學校一名賞典學校の前身を成すものである。

隆盛が近衛都督兼參議を辭し、飄然去つて鹿兒島武村の草廬に歸つてから、第一着に爲した事業は教育に關する施設であつた。世には之を一口に私學校と呼び做すが、事實は賞典學校と所謂私學校との二つに區別して見なければならぬ。賞典學校といふのは鶴嶺社外に建てられ、幼年學校とか專門學校とかの別名があつた。この學校は即ち集義塾の後身であつて、隆盛初め薩藩出身の賞典祿を資本として立てられたのである。隆盛の二千石、大山綱良の八百石、桐野利秋の三百石(實に二百石)合計三千百石の賞典であつたと言はれてゐるが明治九年三月までは大久保利通の千八百石も加はつてゐた確證がある。それは左の如く、大久保の內務卿となるに及び、省內の經費不足のため、自分の賞典祿を獻納して之を補はんとし、右賞典祿の返還を大山綱良へ交渉した書があるからである。

拜啓、益々御安閑御奉務成され欣賀奉り候。陳ば小子え下され置候賞典祿兼て御地學校費え差出置候處、昨年來諸省定額御減省爾後規則嚴重に相立て、別途御渡與申す事もこれなき事に相成候。就ては內務省の義創立日淺く、事務擴張にいたらざるの場合甚だ困難の次第

に候。物産生植は置べからざるの急務に候へども、未だその緒を見るにもいたらず、當職において默止する能はず實に大海の一滴に候へども內務省御用途の萬一に充てんことを願ひ續て定額增加申立候內慮にて願書差出し置候處賞典祿奉納の義は今般御許可これあり候。自ら大藏省よりも御達もこれあるべく候へども前條の素志を以て右の通取計ひ申候に付御面倒學校掛の方え宜しく御通知下され度賴み奉り候。この段御依賴の爲艸々此の如し。拜具。

三月九日　利通

大山綱良様

賞典學校の講師としては漢學を久木田泰藏洋學を深見有常が擔當して居つた外に、英人コップス、蘭人スケッフルの二人も居り、最初は淵邊群平が全體を監督して居つたが後篠原國幹が之に代つた。もとより將來の國士を養成するのが目的であり資本も相當豊富であつたので、成績頗る擧がり明治八年には木尾滿次、救仁鄉哲志、日高正雄の三名、九年には野津傳之丞、柏原西一郎の二名を歐洲へ留學させたのである。

私學校の方は明治七年六月、隆盛が桐野、篠原、村田等と謀り、城山の麓なる舊厩址を乞ふて設

立したものである。これは寧ろ隆盛の後を追うて歸つた青年のために建てられた純一機關徒向上機關として見るべく、本校の外、城下に高見馬場、高麗町、新屋敷、荒田、西田、常盤、草牟田、上之馬場、後迫、吉野、城ケ谷及び共立學舎の十二分校を設置し、又地方即ち百二十四の各鄉にもそれぞれ分校を設けた。私學校に要する一切の經費は大山縣令と謀り、往年藩庫より縣に交付し、爾來一種の公金として縣令保管の下に在つた九十六萬餘圓の一部を割いて支辨したのである。

私學校本校の隣に別に一校を建てゝ砲隊學校と呼んだ。それは舊藩の砲隊出身者のために開かれたものであつたから、本校の方を歩兵出身者の集合として一名銃隊學校と呼んだ。本校の生徒にして日々通學する者約五六百、砲隊學校の方は約二百名であつた。何れも專門の戰術の外に、漢學の講義があり、時間は午前九時から十二時までゞあつた。地方の分校は訓育と武藝とが主で、小學校の放課後に幼少年を指導したので、今の鹿児島にある各方限の學舎と、ほゞ同樣なものである。

初め私學校設立の希望は部下の有志より持ち上がつたのである。彼等は月日を經るに從つて歸鄉當時の精神を忘れて、志氣の弛むものあるを恐れた。又肩を怒らして閭里を横行し、飲み且つ食ひて大言壯語するよりも修養が大事である、互に節義を練磨して他日の大成を期

せねばならぬと氣付いたのであつた。私學校本校と砲隊學校は一部有志のこの意を容れて立てたので、前者は篠原國幹、後者は村田新八がその監督者となり、碩儒として聞えた今藤勇は教授として子弟の薫陶に從事した。隆盛は常に戊辰戰死者の志を繼いで國家に貢献するやうにと生徒に訓示した。隆盛かつて戊辰殉難者の靈を祭る文を作り、これを私學校に掲げしめて曰く、

蓋し學校は善士を育つ所以なり。たゞに一鄕一國の善士たるのみならず、天下の善士たらんと欲す。夫の戊辰の役に名を正し義を踏み血戰奮鬪して斃れし者は天下の善士たりしなり。故にその忠を感じ、之をこゝに祭つて一鄕の子弟を鼓舞するは、亦學校の職分を盡す所以なり。

と。そのためには自分のもらつた二千石の賞典祿も皆投げ出して、一文も私しなかつたのである。又私學校生徒の俊秀若干人を選拔して京都東京若くは新潟、高田、會津、白川等戊辰役の古戰場に分遣し、墓參の傍ら各地の風土民情を視察せしめた。

隆盛の後を追ふて陸海の軍職をやめ、此等の學校に立て籠つた者は數百名の多數に及んでゐる。彼等は退朝後も熊本鎭臺から引續き俸給を送り越したに對し、明治七年十月隆盛以下二百九十二名の姓名を以て合計八千三百七十三圓五十二錢の金額を返献に及んだ。その趣

旨は『小官等非役の者にまで給料を賜はるとは驚き入つた仕合である。今は臺灣事件などで格別の御節約に相成つてゐるとき、一職事をも盡さゞる小官等に俸給を費さるゝは謂はれなきことであるから、もとより頂戴して置く譯に行かぬ』といふ堂々たるものである。隆盛が七年十二月十一日大山巖に宛て、

『先度御下國承居候下士官辭職の一條直樣御仕出相成、肥後鎭臺へ御沙汰成し下され度、御難澁はこれなき筈に御座候處何分にも不審の事に御座候。此儀何とか御返事成し下され度御願上候。』といひ、又八年一月八日同じく大山巖に宛て、

『……下士官免官の義申上越候處早速御返事成し下され厚く御禮申上候。就ては取調申候處、生贖を以て御遣はし下され候名書は解隊の節非役の下士官にて、辭表も差出さゞる內免官御達相成候分に御座候。辭表差出候分はいまだ免官の御達相成らず、先度御咄し承候熊本鎭臺迄御廻相成候分と相考候……』云々。

とあるのは、この人達のことを指したものである。

今一つ、城下を距ること東北三里、吉野の寺山に立てた開墾社といふのがあつた。これは今日より見れば一種の實業學校で卽ち晝は自ら耕作に從事しつゝ、餘暇主に夜間を以て學問するといふ仕組であつた。これは元陸軍教導團生徒であつた百五十人許の者の希望によつて

明治八年四月に設けられたのである。されば私學校と同樣に統一機關兼向上教育の目的を有した上に、自治の道を開かしめようとしたのである。平野正介兒玉實直、永山盛武の三名が監督の任に當つた。隆盛はこの開墾社の事業に大に力を入れて、自らも耕作に携つた。床間に陳龍川の語『推倒一世之智勇　開拓萬古之心胸』の十四文字を大書し、日夕靑年をして精神修養に努めしめた。隆盛は開墾社の方が成功したら、更に私學校生徒の方にも及ぼし、出水郡の大野原に開墾を始めようといふ希望を有つてゐた。それは明治八年一月十七日大山縣令に宛てた左の書翰にて明かである。

『……出水大野原の反別御知らせ下され御禮申上候。直樣彼地え取掛候義相叶はず、取掛候て尾の取れざる事に成立候ては實に物笑と相成申すべき事に付、先づ此涯手小くいたし候て十分膽を醒し候て、大きく取掛候賦に御座候間、何卒御願申上置候地面御免許相成候樣成下され度希ひ奉り候。追々は大きく取掛候樣成行申すべく相考居り申候。何分にも難儀の業に御座候間、初を失し候ては迚も成業覺束なきに付、此節の處、小地を御賦與成し下され候處偏へに願ひ奉り候……。』

十年の戰爭がなくて、今少し年を假してゐたら、何處かに組織的な屯田制度の一大開墾地が出來て、歸鄕兵士の處置がついてゐたであらうに殘す〳〵も遺憾な次第である。

以上の諸校を通じて教育の目的は、一郷一國進んでは天下の善士を養成して維新中興の大業を完成せしむるにあつた。隆盛また教育上の主義綱領を示して、

第一、道を同じ義相協ふを以て暗に聚合せり。故に此理を研窮し道義においては一身を顧みず必ず踏行ふべき事。

第二、王を尊び民を憐むは學問の本旨然らば此天理を極め人民の義務に臨みては一向難に當り一同の義を立つべき事。

と書き、各私學校の壁上に掲げしめた。隆盛の大精神は燦としてこの綱領に輝くのであつた。

六　隆盛と莊内

『林疎にして葉盡き轉た傷悲、明發して復た千里の離を爲す、細雨情あり君善く聽けよ、人に替つて連日滴淋漓。』とは、明治四年十一月莊内の名士菅實秀が酒田縣權參事に任ぜられ、敎を隆盛より受けて酒田に赴かんとしたとき、隆盛の菅へ贈つた詩である。その後明治八年五月菅が七名の舊莊內藩士を率ゐ、酒田を發して鹿兒島に行き退耕中の隆盛を訪ねたとき、隆盛は復た『相逢ふ夢の如く又雲の如し、飛び去り飛び來つて悲しみ且つ欣ぶ、一諾半錢季子を慚づ、書

情夜思君を忘れず。』の詩を賦して菅へ送つた。以て隆盛と菅との知己の交歡を知ることが出來る。隆盛はひとり菅との交情密であつたのみならず、舊藩主酒井忠篤、其弟忠寶以下莊內の重臣等とは最も親交を累ねたのである。

莊內と隆盛との關係が戊辰の時に始まつたことはすでに述べた通りである。爾來薩摩と莊內との親交は、東西五百里の山河を隔てゝますます濃厚となつてゐた。その頃莊內の人士がつとめて相交つた薩人は、黑田淸隆を初め、川村純義、大山綱良、桐野利秋、篠原國幹、村田新八、野津鎭雄、種田政明、大山巖等であつた。明治三年八月酒井忠篤は犬塚盛巍、長澤惟和の二人を鹿兒島に遣はし、晋を島津忠義、隆盛の二人に贈つたが、十一月になつて忠篤の薩州遊學志願許可せられ、兵學實習として近侍及び選拔の藩士七十餘名を率ゐて鹿兒島に至つた。この時忠篤は十八歲であつたが、親しく隆盛に就て敎を受け、從來の大名氣分を去つて兵士同樣調練を受け寢食を共にし、明治四年四月鹿兒島の軍隊が御親兵となつて上京するまで、同地に滯在したのである。

菅が隆盛との初對面は、明治四年四月隆盛が薩兵四大隊を率ゐて上京したときであつたが、一見舊知の如く、これより交情日々に親しかつた。莊內藩士赤澤經言は、この狀を記して曰く、『南洲翁出京ありしかば、紹介を納れて面謁し、一見果して此人なりと交情日に厚く、夫子氏菅

の翁を敬する兒の如く、翁の夫子を親む弟の如し。或時翁命もいらず、名もいらず、官位も爵祿もいらぬものならでは、共に廟堂に立ち、天下の大政を議し難しと語られしを、夫子つくづく聞き給ひ、そは乾度行ひ得らるべしと答へ給ひしかば、翁怡々としてうなづかれしとなり。夫子常に門人に向ひ、南洲翁は實に王佐の材德を備ふる大賢人なり、歷代の權略詐謀を以て一世を厭服する豪傑とは異なるぞ。彼の人を信じてこそ、堯舜孔子の道德は獲ふべけれとのたまひぬ。翁も亦其の弟從道に向ひ、莊內菅氏の憂國心に富めるは世に見る所稀なりと讃美せられしとぞ。」云々。

明治五年四月、酒井忠篤は隆盛等の勸めによつて獨逸に留學した。忠寶も亦東京に於て隆盛の誘掖を受けてゐたが、その勸めによつて洋行することゝなり翌六年二月川村海軍大輔が獨逸に赴く折、一緒に留學の途に上つた。

これより先菅が酒田縣權參事として赴任するとき、縣下不毛の地を拂下げて、士族をして開墾に從事せしむる計畫を立て隆盛の深き贊成を得た。この事業は明治五年春舊藩士三千餘名を三十四組に編成し、神前に誓ひを立て、羽黑山の麓松岡の地をトして始められた。舊藩主忠篤の將に海外に留學せんとするや、莊內に歸省してこの狀を目擊し、一同を別邸に召集して酒宴を催ふし、大に之を勵ました。されば隆盛も絕えず莊內の開墾事業を保護し、鹿兒島同樣

念頭に置いてゐたことは、明治六年五月二十九日酒田縣參事松平親懷へ宛てた書翰によく現はれてゐる。

『……鹿兒島縣の者と親敷相交り候故を以てこれまで深く御嫌疑相掛候へども、この節鹿兒島縣下の者動搖致し候節も、大泉縣の者相加はり候儀もこれ無く、勿論士卒族のものを開拓に振向、人々その力にハヽ候樣仕掛候始末、その他縣治の次第鹿兒島縣に比較致候て何れか甲乙これあるべきや、こゝに至り候ては實に鹿兒島縣の者恥入候次第に御座候……ヨキ序に御座候故、開拓の一條に付盟を立て候儀を解放し候儀、大藏省より內諭これありたる趣に御座候へども、畢竟開拓の儀は大業の事に候へば、最初に能々相堅め置き申さず候ては、半途にして必ず怠惰を生じ成就致し難く候に付、同心協力の基を堅めんが爲めに神前に於て相盟候儀當然の事に候間如何樣御疑惑を蒙り候とも決して驚くべき譯に之れなく、若しやこの業相成らず候ては、却て縣內の恥辱に候間、今一層人心を堅め候方宜しかるべく、この儀に於て難事相起り候はゞ私引受致すべき旨相答置き候次第にて、何とも氣の毒の段申述候處、大隈氏も右樣の儀を相咎め候譯これなく、決して故障はこれなき旨返答有之、同僚中も一同盟を咎め候儀決してこれなしとの事にて、これ亦氷解致候間御安慮成下さるべく候…。』

隆盛が職を辭して故山に歸臥するや、千里を遠しとせずして莊內有志の鹿兒島訪問はその

跡を絶たなかつた。明治七年一月には酒井了恒、栗田元輔、伊藤孝繼の三名、同年十一月には赤澤經言、三矢藤太郎の兩名が鹿兒島に至つて隆盛の教を受けてゐる。世に弘く行はるゝ『南洲翁遺訓』は、明治二十二年二月十一日隆盛の賊名を解かれ、贈位の典あるに際し赤澤が輯錄せしところを菅が幾回かこれを添削修正して一卷としたものである。

明治八年五月菅實秀が莊內より鹿兒島に伴ふた七名といふのは松平久厚、大島範古、小花和業修、石川靜正、山口三彌、春山安勸、本間光輝の面々であつた。彼等は又桐野、篠原、大山綱良、村田等と往來して交情を重ね、滯留二十餘日に及んだ。石川靜正の薩摩紀行中の一節に曰く、

「五月十七日鹿兒島着、旅館は鵜飼清太郎と云ふ二階造りの大きい旅館にて………座敷は二階なり。翌朝菅氏の云はるゝには、今日は先づ余獨りにて西鄉先生に至り御話を致し、君等を門弟に御願ひするとの事なり。………暫くして歸られ、いと本意なげなる模樣にて西鄉先生は御留守にてあり、何方へ御出掛になりしと問ひしに遠方へ狩りに參り歸りの程も何日になるか分らぬとの事なり、何んか仔細のある事にてはなきやとの御話なりき。

其の後五六日過ぎたりしに或る日の午後亭主が左も驚きたる樣子にて、西鄉樣が御出になりしと、突然の事にて思ひもかけぬ折とて居室を取り片付け御出迎へせしに、既に梯子段を上らるゝ處にてありし。西鄉先生は御體は普通の二人かけたらん計りの大きさにて、眉

毛濃く、眼は大きく、一見通常の人とは見えず、木綿の細縞の單衣に木綿の袴を着け、短き合口の様なる脇指をさされたり。扨て兩先生相對されて先づ以て久濶の情を叙し、健康を祝されし互に悦ばれしさま舊來いかに交情の厚かりしを想像せらる。其より征韓論にて政府を引き退かれし御話に移る、皆共坐に侍して敬聽せり。

一日西郷先生より御招待あり、其の日に兼て願ひ置きたる幅物の揮毫なさるゝと云ふので、春山、山口、余の三人朝より手傳ひに參りたり。この武村の邸は圍ひは柴垣にて小さき門に小さき木札に西郷吉之助とあり門の右方は物置小屋、獵犬を此の處につなぎ置かれ、左方は入口にて土間になり、玄關はなし、いつも庭の方に廻りて座敷に上りたり。其の座敷の庭に大きい松四五本あるのみにて、踏石もなく、少し前は野菜畑なり、敷地外は田圃にて遠く櫻島を望む、景色絶佳なり。室内には四方の壁に西洋の銅版畫ワシントン、ナポレオン、ペートル、ネルソン四つの額をかけられ、床には白鶴と落欵せる書幅の外床飾り等もなく、傍への机に硯反古等載せあり、令息寅太郎氏の手習せしものと思はる。扨墨は唐墨と和墨と磨り交へたるがよしとの事にて、其の通りに磨り合せ、先生には毛氈の上に畫箋を展べ、其の上にて片膝押し立て、徐々と筆を下されたり。數十枚にて甚だ御氣の毒に思ひしが、至つて愼重なれば一枚の書損等もなく、考へしよりも早く出來上がれり。總身汗になりしを數度拭ひ去ら

れし揮毫になりしは古語と舊來の自作詩なるが、更に一枚菅氏に贈られし一絕は左の如し。

送菅先生

相逢如夢又如雲　飛去飛來悲且欣
一諾半錢慚季子　昔情夜思不忘君

西郷隆盛

夕刻に至り菅氏を初め皆參られ、暫くありて饗宴に移る………溫容藹然たる懇篤の接待には、一同愉快に酣醉して歡娛を極め夜に入りて歸宿せり。』

この石川靜正こそ後年最もよく隆盛の風貌を傳へて間然するところなき肖像原畫を描寫した人である。(大西郷全集第二卷々頭所載)

明治八年九月には、戶田務敏、池田養黑谷謙次郎の三名が行き、親しく隆盛の敎を受けた。同年十二月には伊藤孝繼が酒井了恒の意に從ひ、伴兼之(十八歲)榊原政治(十六歲)の二人を伴ふて行き、私學校入學のことを隆盛に托したが他縣の人は許せぬけれども莊內は特別であるからとて、二人を篠原國幹の家から通學せしめた。この二少年は十年の戰爭に、隆盛始め篠原等がしきりに歸國を勸めたが聞かず義を重んじて從軍し、河野主一郎の部下に屬して各所に轉戰し、伴は植木、榊原は御船にて戰死した。

以上の如く隆盛と莊內との關係は、或る點から言へば鹿兒島以上であつたと云ひ得べく、菅實秀を始め莊內人士の隆盛を尊敬信賴措く能はなかつた事實は、この一節を見ても窺知するに足るのである。

尙私學校へは他縣人の入學を許さなかつたとはいへ、勝安芳が村田新八に托して送り越した人見、梅澤の二士を許してゐることを思ふと、これも莊內同樣勝とは特別の關係があつたからであらう。

七　鹿兒島縣治と隆盛

隆盛は鹿兒島に歸つて學校を興し、有爲の青年を養成したが、これは日本國家を興さんとする本意に外ならなかつた。隆盛の爲した事業にはも一つの方面がある、それは安民といふことであつた。公平なる政を布いて萬民を安んぜしむることが、萬國無比の國體を天下に闡明する所以であつた。即ちこの二つの方面を結合して興國安民の大業を完成することが維新日本の建設であつたのである。

元來隆盛はその青年時代に郡方書役を勤め、明主齊彬の諮問に應じて、農政に關する上書を

してゐる。それには檢地は必要であるが先づ人心を改め節義廉恥を養つた上のことであると答へてゐる。今や地租改正及び之に伴ふ檢地の時に出會した。隆盛は地下の故君主に對して知己の恩に報ずるためにも、この事の解決に最善の努力を拂はねばならぬと決心した。

も一つ、隆盛の農政に關する思想的交渉を有つたものは二宮尊德であつた。隆盛は二宮とは年四十も違ひ、會ふ機會も無かつたが、その人物性行を聞いて非常に尊敬してゐた。隆盛が明治五年參議として在朝して居つた時代の某日、日本橋の邸に二宮の高足富田高慶が訪ねて來た。素足に尻切草履といふ風采があまりに汚ないので門番の者が追拂つたが、翌日再び來たときに隆盛は『富田先生ですか。』と言ひながら跣足のまゝ庭に降り立つて迎へた。富田は諄々として二宮學の眞髓を說き、その報德仕法を政府の力を以て全國に實施せしめて欲しいと相談に及んだ。隆盛は『二宮先生の仕法は豫てから詳しく承りたいと思つてゐたが、貴下に御目にかゝつて先生と御話してゐるやうな感がする。』と喜び乍ら熱心に聞入つた。『然かし何しろ政府も草創の當時であるから今直ぐ政府の力を以て之をどうすることも出來ぬ。それで先づ南の鹿兒島から着手して貴下の盤前地方と南北相應じ、漸次日本全國に及ぼすことにしよう。』と約束し、隆盛は直ちに汾陽五郎右衛門外一名に命じて、二宮法を鹿兒島縣内に實施せしめた。桂四郎の家では霧島山の麓八重山を開墾し數十町步の面積に達した

が、それがため、桂家の生活は甚だ有福であつた。これは二宮法の影響であつたのであらう。世に隆盛の著述と稱せらるゝ知賢、辨良奸、賄賂、生財、利民の諸論文は、實はこの富田高慶の著作であつた。隆盛の歿後その詩文の中に交つてゐたので、彼の著作と誤り傳へられたのである。隆盛はこれ等富田の著述は言ふも更なり、その先師であつた二宮尊德の著述を耽り讀んで、興國安民の法に思を碎いた。桂家には現に報德記の題目を書いたものが殘つてゐる。かつては隆盛自身で朱を入れ註釋を加へた報德記があつたといふことである。

初め幕府の廢止及び廢藩置縣の斷行によつて、諸藩の封土、社寺の領地等は悉く政府の管轄に歸した。然るに田制稅法に至つては隣同志でもその制度慣貫を異にしたので、實に錯雜紊亂を極めたものであつた。たとへば高の稱に貫高、永高、段高、代地米等の名があり、一步の幅員に方六尺五寸、六尺三寸、六尺二寸五分、六尺等の差異があり、一反を九百步、三百六十步、三百步、二百五十步とする所があり、又稅率に七公三民、六公四民、五公五民、三公七民等があり、檢見の法に畝引檢見、色取檢見、拔檢見等があり、その他糶糴率、苞裝、斗量等も皆その制度を異にして居つた。

そも／＼地租の負擔は實に國民休戚の岐るゝところであつて、然かも政府財政の基礎である。然るに幕府時代に於ける田制稅法の錯雜右の如く、加ふるに當時の課稅方法としては檢

地を以て土地の廣狹を測り、石盛を以てその肥瘠を判じ、検見を以て歳の豐凶を定め、以て地租を賦課し、貢租は悉く米穀を以て上納せしめたのであつた。それ故租税額を豫定することも出來ず、從て販賣價格も豫定することが出來なかつた。蓋し年に豐凶あり、米價に高下あり。人民は地租に厚薄の幸不幸あり、政府亦その歳入に不定の患があつたので、地租改正はどうしても已むを得なかつたのである。即ち政府は明治の初年より或は検見規則を廢し、或は石代金納を許し、或は田畑勝手作を許し、或は沽券税法を發布し、或は田畑永代賣買を解禁し、又安石代納を廢したが、六年六月になつて遂に石高の稱を廢止し、同年七月二十八日地租改正の詔を發し、その條例を全國に頒布した。政府の布告に曰く、

今般地租改正に付き舊來田畑貢納の法は悉皆相廢し、更に地券調査相濟次第土地の代價に從ひ、百分の三を以て地租と相定むべき旨仰出され候條、改正の旨趣別紙條例の通相心得べく、且從前官廳並に郡村入費等地所に課し取立來候分は總て地價に賦課致すべく尤もその金高は本税金の三分の一より超過すべからず候。此旨布告候事。

と。政府は八年三月二十四日別に地租改正事務局を内務、大藏兩省の間に置き、改正事業の完了を明治九年までに期したが、なか〳〵豫期の如くに行かなかつた。

薩藩にあつては、以前から島津氏が家臣をして自ら土地を開墾し、その利益を收むることを

許し、これを持高又は買添高と稱して本祿と區別してゐた。これは一には開墾を奬勵し、一には窮士族を救濟のために設けた制度であつた。それ故この持高は家臣中互に之を賣買することを許して他の祿高とはその性質を異にしてゐた。明治二年藩制改革後、この持高に屬する田畑はその所有となし、又その祿高に應じて廩米を給し、依然として賣買を許してゐたが、廢藩後もその舊慣を改めなかつた。明治五年政府は各舊藩中に行はれた祿券の賣買を禁じたが、八年九月舊鹿兒島藩士に限り特別に祿券の賣買を許可する令を下した。この祿券とは舊持高に屬し、名寄帳と稱する證書から變じて來たものである。

隆盛は地租確定を容易ならざる大事業とし、その公不公によつて人民の安苦を千載に推し及ぼすものと考へて、これが爲めには極力大山縣令を援助した。自分で役に立つならばと言つて、大山縣令から縣屆の辭令を受け、縣下帖佐村の地租改正に關する苦情を鎭めに行つたなどは有名な話として今日に貽つてゐる。本全集第二卷文書中、隆盛が餅原正之進のために代作せし共有地割當に關する伺書、能吏褒賞申請の書の二書を讀まば、如何にこの事業のために隱れたる心血を濺いだかゞ分かる

隆盛は明治八年の末に大山縣令の相談に應じて私學校の錚々たる人物を各地方の區長並

に副區長に推薦し、又警察署長をも同樣に推薦した。即ち別府晋介を加治木郷、國分郷の區長に、越山休藏及び兒玉强之助をその副區長に、山口孝右衛門を出水郷の區長に、桂正介をその副區長に、重久敦周を高山郷の區長に、坂本淸緝及び國分壽介をその副區長に、小倉知周を種子島の區長に、堀與八郎及び伊地知彌兵衛をその副區長に、邊見十郎太を宮之城及び蒲生郷の區長に、松永高美及び長崎通直をその副區長に、村田三介を牛山郷の區長に、木原胤澄をその副區長に、仁禮景通を伊集院及び市來郷の區長に、森岡昌武をその副區長に、廣瀨喜左衛門を加世田郷の區長に、八木彦八をその副區長に任じた。その後間もなく廣瀨、八木の二人が辭職したので、餅原正之進代つて加世田郷の區長となり、西郷小兵衛及び高城七之丞その副區長となつた。その他各郷村の戸長、副戸長にも多く亦私學校黨が採用された。又警察官の方も中島廣厚は一等警部を拜し鹿兒島縣廳第四課長に補せられ、野村忍介は三等警部を拜し鹿兒島縣警察署長に補せられ、その他淺江直誠、岩切喜次郎、松下助四郎、佐藤三二等は六等以下の警部を拜し、又一等巡査から四等巡査に至るまでも拜命したのは多く私學校黨であつた。これ等は隆盛がその部下のために職を世話したといふ單なる理由でなく、地租改正檢地上について各地に紛爭が起るので、それを抑へるために相當な人物を必要としたからである。私學校黨には人物閱歷共に天下の人材を以て見るべきものが少くなかつた。大山縣令が區長副區長、警察署長

を彼等の間に求めたのは、蓋しその當を得た處置であつた。隆盛の威望と勢力とはもとより大であつたが、こゝに至つて鹿兒島縣の縣治上に於ける隆盛の勢力は一層增進したのであつた。この人選は八年末より九年春にかけて行はれた。かくて隆盛は事實上鹿兒島縣に於ける無冠の宰相として、その理想は着々縣治の上に實現された。隆盛は又折々溫泉や兎狩のために地方に出かけた。その間に民政の利害を察して、指導を與へたことも少くなかつたであらう。然かし乍ら中央政府の眼にはかくの如き鹿兒島の縣治を、何か私學校黨が專斷を働きつゝある一獨立國の如くに映じたのである。十年戰爭の遠因は次第にその輪廓を濃厚にして來たつた。

八　明治八年の政局と隆盛

話を少し後戻して明治八年に於ける天下の大勢と隆盛との關係を說くことゝする。

八年の政局は一月の大阪會議を以て幕を開いてゐる。大阪會議といふのは、大久保が伊藤井上等と謀り、曩きに征臺論に反對して憤然野に下つた木戸孝允を再び引張り出さうとして開いたのである。大久保は大阪に滯在すること五十餘日、この間四方の溫泉や名勝に遊んで、

六年以來盡力せし疲勞を醫するに努めたが、遂にその眞實の目的であつた木戸の再起に成功した。勿論この兩者の會見には井上馨、黑田淸隆等も骨を折つてゐるが、最も斡旋したのは伊藤博文であつた。伊藤は木戸、大久保の二人を再び結付けるには、兩者に共通した政見を立てなければならぬと考へ、

一、政府の二三の者が集つて權力を專らにしない樣に、元老院を設立して立法上の仕事を鄭重にし、且つ他日國會をも起すの準備を作ること。

一、裁判の基礎を鞏固にする爲めに大審院を起すこと。

一、上下の民情を通するために地方官會議を起すこと。

一、主上にも政治に御力を御注ぎになる樣な仕組にする爲め、內閣を分離して木戸、大久保の如きは內閣に在つて、一方には輔翼の事も爲し、第二流の人物を擧げて行政諸般の責任に當らしむること

以上四ケ條の要領書を作製して二人に示し、遂にその贊成を得ることゝなつた。これより先き井上馨は土佐人の小室信夫、古澤滋等と謀り、板垣を大阪に引出して木戸と會見せしめたが、立憲政治を施くに就て急進的意見を持つてゐた板垣は、遂に木戸の漸進的意見に贊成し、共に幹旋盡瘁しようと約した。かくて木戸、大久保及び民權論者の首領板垣三人の握手が出來て、

三月八日木戸は再び參議に任ぜられ、十二日板垣も亦參議に任ぜられ、相共に內閣に列した。同時に元老院を設け、地方官會議を開くことになつた。元老院は今の貴族院にあたり、地方官會議は民選議院設置の前提とせる官選議院と見るべきものであつた。又大審院を置くことになつて、立法、行政、司法三權分立の基礎がそれ〴〵立つ事になつた。これは直接又は間接に木戸、板垣の入閣の條件となつたものである。

又板垣は大阪會議を終つて東京に歸らんとした時、特に林有造を鹿兒島に遣はし隆盛の出廬を促がしたが、『木戸さんと板垣さんと二人が政府に入られたら、自分などは入る必要はない。』と答へて應ぜなかつた。

當時隆盛は、すでに一個の田園漢となり切つてゐた。前年十一月には十七年振りに月照の忠僕重助が武村の草廬に訪ねて來た。月照の投海當時、重助は一たび筑前藩吏の手に渡され、それより京都所司代の許に轉送せられたが、隆盛はその後の消息を全く知らなかつた。恐らくすでに他界したであらうと思つてゐたのに、突然訪ねて來たので、非常に懷つかしく思ひ、厚く遇して樣々の昔語りをした。重助は今年舊主の十七回忌に當る故、はる〴〵生地なる丹波國綾部在から推參したのである。もとより隆盛は每年月照の回向供養を怠らなかつたが、今

重助が三百里の山河を遠しともせず、態々來れる心根に深く感じ、重助ともども月照の墓に詣でゝ、例年よりも一層鄭重に追遠の儀を行つた。『相約して淵に投ず後先無し、豈に圖らんや波上再生の緣、頭を回せば十有餘年の夢、空しく幽明を隔て墓前に哭す。』の詩は、實にこの時の作である。

隆盛の悠々たる半農半隱の心もちは、明治八年四月五日大山彌助(巖)に與へた左の書翰の一節を見ても想見することが出來る。

『……當今は全く農人と成りきり、一向勉强いたし居候。初の程は餘程難儀に御座候へども、只今は一日二つか位は安樂に鋤調へ申候。もふ今はきらずの汁に芋飯食ひ馴れ候處、難澁にもこれ無く、落着はどの樣にも出來安きものに御座候。御一笑下さるべく候………。』

これは大山が普佛觀戰の同伴勸誘に托して、隆盛を鹿兒島から引出さんとした時、更々そんな氣持はないと暗に諷したものである。されば八年五月、三條太政大臣が、實弟西三條季知を鹿兒島につかはして、最も懇切に隆盛の出廬を求めたときにも、之に應ずることは無かつた。

八年九月には江華島事件が起つて、日韓兩國の危機に瀕した。韓國西海岸から清國牛莊に至るまでの海路を測量すべき任務を帶びたる我軍艦雲揚が、九月二十日江華島の砲臺から突

如砲撃せられたから、翌日我よりも應戰して、こゝに戰端を開くに至つた。この時在野の副島種臣は、吾人の主張今日に至つて効驗があつたとて、岩倉に向つて斷乎たる決心を促がし、一方には人を遣はして隆盛に說き、この機に乘じて出京して素論を貫徹せんことを勸めたが、隆盛は敢て應ぜず、暫く彼等の爲すところを注視しようと答へたと傳へられる。この頃隆盛は溫泉場より篠原國幹に與へて、時局の論評を試みてゐる。十月八日付の書翰に曰く、

『朝鮮の儀は數百年來交際の國にて、御一新已來その間に葛藤を生じ、既に五六年談判に及び、今日その結局に立到候處、全く交際これなく、人事盡し難き國と同樣の戰端を開き候儀、誠に遺憾千萬に御座候。たとへ此の戰爭を開くにもせよ、最初測量の儀を相斷り、彼方承諾の上發砲に及び候へば、我國へ敵する者と見做し申すべく候へども、左もこれなく候て發砲に及び候とも、一往は談判致し、何等の趣意にてかくの如き時機に至候か是非相糺すべき事に御座候。一向彼を蔑視し、發砲いたし候故應砲に及び候と申すものにては、是までの交誼上實に天理に於て耻づべきの所爲に御座候。箇樣の場合に臨み、開口肝要の譯にて、若しや難すべき處出來いたし候へば、必ず救ふべきの道を各國に於て生じ申すべし、その期に至り候へば、天下の惡む處に御座候。

一、此の戰端を開き候儀は大きに疑惑を生じ申候。これまでの談判明瞭致さず候處、この度

條理を積み旣に結局の場合に押來り、彼の底意も判然いたし候へば、この上は大臣の內より派出いたし、道理を盡し戰を決し候はゞ、理に戰ふものにして、弱を凌ぐの誇もこれ無く、且つ隣國よりも應援すべき道相絕え申すべし。然しながらこの手順を經候はでは全く跡戾の形、現然相顯はれ、要路の人々天下にその罪を謝すべき事に成立ち、勢如何とも爲すべからざるを恐れ、姦計を以てこれまでの行掛は水泡に歸し、別に戰端を振替へ候ものか、又は大臣を派遣致候儀を恐れ、かくの如くに及び候か、何分にも道を盡さず、只だ弱を慢り强を恐れ候心底より起り候ものと察せられ申候。樺太一條より魯國の歡心を得て樺太の紛議拒まんが爲に事を起し候も相知れず、或は政府旣に瓦解の勢にて如何とも爲すべき術計盡き果て、早くこの戰場を開き、內の憤怒を迷し候ものか、いづれ術策上より起候ものと相考へ申候。この末東京の擧動如何を見るべき處に御座候………。』

隆盛の主張は首尾一貫して弱きを侮らず强きを恐れず、純理に徹して正道を踏み行はんとするものである。殊に對韓問題に就ては身命を賭してあれほど相爭つたことであるから、政府者の爲すところ殆ど疑惑に滿てることばかりであつた。「政府旣に瓦解の勢にて如何とも爲すべき術計盡き果て」た結果でもあらうか。どうで收拾すべからざる混亂の時機が來るであらうと見て居つた。萬一かゝる國家の大事が到來した場合には、如何なる內閣の下に於て

も決して傍觀しないといふ覺悟であつたのである。隆盛が幾度びか出處の勸誘に應じなかつたのは、未だその機にあらずとしたからである。一方政府は九年一月使節を韓國に出して嚴に交渉せしむるところがあつた。最初木戸孝允が出かけて行く積であつたが病氣の爲めに果さず、黑田淸隆が全權公使となり、井上馨が副使となつて渡韓し、遂に多年の問題であつた日韓兩國の乖離を復し、通商條約の締結を見るに至つた。

翻つて政府部内の狀況を見るに、憲政建設の目的に向つて一歩を進めて來た木戸、大久保、板垣の聯合内閣は、組閣後間もなく内部に衝突軋轢を生じて形勢又復逆轉し初めた。それは大久保、木戸間の衝突でもあり、木戸、板垣間の軋轢でもあつた。前者は薩長の爭と見るべく、後者は漸進急進兩派の爭であつた。偶々江華島事件起るに及び、板垣は參議にして一省の長官を兼ぬるは、かくの如き重要事を議するに便ならずとなし、左大臣島津久光と共に内閣各省の分離論を唱へたが容れられず、十月二十七日遂に職を辭し折角大阪會議に於て築き上げた三角同盟の一角はこゝに崩壞した。同日島津久光も亦左大臣の職を辭したが、そこに至るまでには次の樣な事情があつた。

初め佐賀の亂平定するや、久光はその子忠濟をして東上復命せしめ、且つ西鄕隆盛に對して

はその出京を諭したけれども遂に應ぜず、朝命を奉じて歸省しながら、隆盛を伴ひて東上する能はざるは實に恐懼に堪へざるところであるとて、その職を免ぜられん事を奏請せしめた。然るに當時久光の進退は、大に天下の人心に影響するところから政府ではその辭職を許さずして歸京を促すことに決し、四月二日宮內大輔萬里小路博房、宮內少丞山岡鐵太郎を鹿兒島に遣はし勅書を久光に賜つた。久光は聖恩に感激し、十五日勅使と共に鹿兒島を出發し、二十一日東京に着して濱町の邸に入り、二十二日參朝鹿兒島の事情を奏上した。そして四月二十七日左大臣に任ぜられた。

かく久光は朝に立つたが、從來政府の爲すところを一として好まなかつた。殊に明治五年建言せし意見に對しては、未だ採否の確答が無かつたといふので、五月二十三日更に左の建言書を三條、岩倉に提出した。

禮服復舊、租稅復舊、雜稅新規の分免す、違式詿違の中苛酷なるは除く、兵士復舊、陸軍を減じ海軍を盛大にす、不急の土木を止む、

皇后は此涯造營あるべし、尤も西京の體に依る。

右の件々大久保異議ある時は免職、若御採用なければ僕奉職も無益に付辭職願ひ奉る。

甲戌五月　　　　左大臣

太政大臣殿

右大臣殿

右之條件の外にも有之候へども先即今急にすべきものを申上候也。

久光は、その翌二十四日に至り、大隈參議を彈劾し、彼を免職せざる間は參朝すること出來ないと强硬に主張した。久光は大隈の致富に疑を挿んだのである。

『大隈伯百話』に曰く

『……其間又島津久光公が、大久保と我輩とを朝廷から斥けよと云ふ彈劾上奏をされた。大久保は遂に辭表を出したが、我輩は出さない。苟くも一國の大臣である以上、夫れを斥けるには何か罪跡が無くてはならぬ。罪が無いのに斥けらるゝ理由は無いと强硬に出た。島津公に向て談判に及んだが逃げて居られぬ。けれども我輩は承知しない。頻りに公に迫つたら、後ちに道路の風說を聞いたからと答へられた。其處で我輩は、道路の風說などで輕々に進退すべきものでないと主張した爲めに、島津公も默して仕舞はれた。それから我輩は大久保に向つて、足下は島津公とは舊臣の關係であるから、或は仕方が無いかも知らんが、身苟くも大臣である以上は、出所進退を愼まねばならぬと一本參つた。大久保も大に尤だと贊成して、且つ足下の御蔭で頑固な島津公の頭を抑へて吳れたから、大層都合が宜いと

喜んだ。爾來一層親しくなつたのである………。云々』

久光の行動は政府に爆彈を投じたものであつたが、之には伊藤博文、黒田清隆、奈良原繁等が斡旋して久光を宥め、その誤解を釋くに努め、遂に六月六日一旦久光をしてその建言を撤回せしめるに至つた。然るに翌八年三月に至り、久光は更に三條、岩倉に書を贈つて建議を採用するや否やの確答を請求した。三條、岩倉は各意見を附して、その採否は正に宸斷を仰ぐの外ないと回答した。四月十五日、主上には久光を召見あらせられ、親諭し給ひて曰く、汝久光が嚮きに鹿兒島行在所にて建言せし趣旨は汝が衷誠より出でたるを嘉みする。服制を除くの外は、朕は正に元老院の議に附し、その決議に基き之を施行せんと欲すと。久光は服制は國家の財政に關すること最も大である、之を採用し給はずんば臣が奉職の理由を失ふと奉答し、これより病と稱して遂に參朝しなかつた。

間もなく內閣分離論起り、島津と板垣とが之を主張したことは前に述べた通りであつた。十月十九日に至つて政府は聖斷を仰ぎ、この問題は韓國問題の解決を待つて決すべしといふことになつた。久光は更に進んで上書し、三條太政大臣は優柔不斷であつて百官を統轄すべき責ではない、宜しく彼の職を免ぜらるべしと陳奏したが容れられなかつた。そこで十月二十七日遂にその職を辭し、板垣と共に野に下つた。木戶がその日記にこの間の事情を論じて

『民權家と封建家と合せり。』と言つてゐるのは面白い。そは別として久光が風岸孤峭、天下獨歩の概を以て、斷々乎としてその所信を主張した點は偉らかつたと言はねばならぬ。在朝の大久保が如何にこの舊藩主に困らされたかは、けだし想像に餘りあるのである。

九　明治九年の內亂

板垣去り、島津去り、木戶も亦病のため九年三月二十八日參議を辭して內閣顧問の閑職に就いた。當時三條は依然として太政大臣であり、岩倉は右大臣であつたが、內閣の實權は大久保に歸し、宛然總理大臣たるの觀があつた。征韓論破裂以來、大久保の權力が强くなればなるだけ所謂喬木風多しの諺に洩れず、大久保を憎み、政府の壓制を呪咀する者が增して來た。政府反對の立場に在つた者はその對外硬派たると民權論者たるとを問はず、喧々囂々として所在に起たんとする氣配を示してゐた。木戶は大久保と同じく、此等の反對派から惡くまれながらも、彼自身としては大久保の爲すところを快よしとせなかつた。殊に鹿兒島縣が一種獨立の如き狀態を呈せるに、大久保が視て見ぬ振りをしてゐる樣に思はれたのは最も憤慨の種であつた。木戶の日記に曰く、

『内務省の從來他の諸縣を嚴刻に督責し、然して鹿兒島縣は一種獨立の如き有樣あり。實に王政の爲に憤慨に堪へざるに付、余獨り屢々建言し、又意見を陳論し、不如意十に九を過ぐ。内務省中の官員鐵面皮なるは元より言を待たず。政府の形勢想見るべきなり。而して尙一得一從を貪り、朝廷の爲め冥々に盡くすと雖も、聊か其功を奏する能はず。天下に對して愧辱の至に堪へざるなり。この弊は功臣強くして要路を占め、黜陟の路を塞ぎ、同等の人媚從するに基きしなり。若し媚從せざると云ふとも證跡に於て余は決して許さゞるなり。』と。當時薩長出身者中、薩人が多數廟堂に勢を占めてゐた事は、同列者たりし長人の嫉視するところであつた。一日三浦梧樓が木戸を訪ふて職員錄を示し、『この通り海軍省も、警視廳も、北海道廳も薩人を以て滿たされてゐる。これは國家のために憂ふべきことでないか。』と言つたところが、木戸は之を聞いて夜終に寢られず、翌日天明を俟て大久保を訪ひ、藩閥情實の弊を指摘して大に忠告したところ、大久保は素直に『今後大に注意しよう。』と答へたといふことである。

同じ廟堂に立つ薩長兩者にして既に然りであるから、況して自由民權論の火元となつてゐた土佐、紀州等に於て、政府反對の聲の揚がつたことは當然でなければならぬ。當時簇生した新聞雜誌は、悉く政論を目的としたものであつて、政府を攻撃すること益々甚しく、爲めに明治

八年七月二十八日、政府をして新聞條例及び讒謗律を頒布せしめたが、この法律はいよく民間の志士政客を激昂せしめ、政府の壓制を攻撃したから、條例に觸れて危禍に罹るものを續出した。當時朝野新聞には成島柳北、末廣鐵腸あり、郵便報知新聞に栗本鋤雲、藤田茂吉等あり、鋭利なる筆端を以て政府の忌諱するところとなつたが、殊に評論新聞(改題中外評論)及び草莽雜誌の如きは最も激烈なる論調を以て、「政府彈劾論」「壓制政府は顚覆すべきの論」「暴逆官吏は刺殺すべきの論」等を連載し、爲めにその編輯長は禁獄の刑に處せられ、新聞紙の發行は禁止せらるゝに至つた。八年八月、露國との間に樺太千島交換條約が決定した際の如き、新聞も志士も一齊に起つて政府外交の軟弱を攻撃した。又九年三月に禁刀令が出でゝ大に守舊家を憤激せしめた。次々に種々なる事件があつて、天下騷然、舊士族の不平分子は頻りに亂を思ふた。彼等は何處かに胸中の積鬱を散ずべき口を求めつゝあつた。果然九年十月末に至り、熊本、秋月、萩三地の暴動相踵ぎ、天下大亂の兆候は明に動き出したのである。

明治九年に於ける內亂の先頭となつたものは熊本敬神黨であつた。由來熊本には勤王、實學、學校、民權、敬神の五黨があつた。勤王黨は高本紫溟、富田大鳳の主唱に成り、その中から宮部鼎藏、松田範義、轟武兵衛、山田信道を始め、多くの勤王志士を出した。學校黨は朱學の淵叢たり

し時習館の學風を承け、幕末の際には佐幕開港を唱へたが、維新後志を失ひ、一方に割據して時機の到來を待つてゐた。この黨の首領として重を成した者は池邊吉十郎であつた。實學黨は隆盛が絶世の君子人として推稱せし長岡監物（後に米田是容）及び横井小楠の唱へたところで、荻昌國、下津休也、元田永孚等は皆この黨であつた。後長岡、横井の間に學説を異にし、長岡派を明德派、横井派を親民派と呼んだ。横井は越前春嶽公に聘せられ、佐幕開國の説を唱へたので尊攘派の志士の爲めに攻撃せられ、維新後之がために終に暗殺された。民權黨は宮崎八郎、崎村常雄、平川惟一、池松豐記等の主唱に成り、十年戰爭の時には協同隊を組織して薩軍に投じた。ルーソーの民約論を經典とし、政治上の新説を講究し、民權自由の論を唱へて政府攻撃の急先鋒となつた。

敬神黨は國學の先達林櫻園の流を汲み、櫻園の理想とせし國典を究めて古道を實行せんとするに在つた。太田黑伴雄、加屋霽堅、上野在方、齋藤雅言、愛敬正元、富永守國等の諸士は皆櫻園の門下であつて、最も政府の歐化主義を惡み、神州の正氣を發揚せんことをその任とした。彼等は腰には長劍を帶び頭には髻を結ね、烏帽子を覆ひ、歐米を指して夷狄と呼び、一切文明の事物と利器とを排斥した。敬神黨の中には刺客として東京に乘込み、歐化に心醉せる大臣數名を暗殺せんと企てた者もあるが、彼等は神代に行はれた太兆（フトマニ）の卜事に擬し、神慮を伺ふたとこ

ろ凶兆が現はれたので中止した。次に江藤新平の佐賀の亂に加擔せんと企て、復た太兆を行ふたところ凶兆が出たので、同じく新開大神宮の社頭に集り、誓書を作り、之を篝火の中に投じ、灰として飲んで互に赤心渝らざるを表白したこともある。

かくの如く今まで忍んでゐた敬神黨をしていよ〳〵堪忍袋の緒を斷らしめたものは、明治九年三月二十八日發布の禁刀令であつた。當時池邊等の學校黨は國權を主張し、宮崎等の民權黨は民權を主張し、敬神黨とは趣向を異にしてゐたが、政府に反對する精神は同一であつた。敬神黨は池邊等の學校黨が萩、秋月、鹿兒島の各地と連絡を企てゝゐるのを聞き、阿部景器、富永守國の二人を萩、秋月に派して聲息を通ぜしめ、その後互に往來して畫策するようになつた。次で野口滿雄を鹿兒島に派し、桐野の人物如何を實見せしめたが、野口は歸つて桐野が果して眞正の志士仁人であるや否やは疑問であると報告した。この樣な譯で敬神黨はたゞ秋月萩と聯絡したのみで大事を擧げることゝなつた。

明治九年十月二十四日夜、神勅を奉じた敬神黨百七十四名は愛敬正元の家に會し、大田黑伴雄の指揮によつて全軍を七隊に分ち、鎭臺の兵營並に司令官陸軍少將種田政明、熊本縣令安岡良亮等の邸宅を襲ふた。事不意に出で、陸軍中佐高島茂德大尉豊田良作以下六十四人防戰して死んだ。その他負傷者二百餘名。種田司令官亦殺され、安岡縣令は負傷後死んだ。敬神黨

更に縣廳を襲ひ數人を殺し、數人を傷けた。翌二十五日になつて鎭臺兵を發して敬神黨を擊ち、加屋霽堅、太田黑伴雄は相踵で流彈に中つて斃れた。首領を喪つた敬神黨は最早衆寡敵せず、その勢を失し、或は自刄し、或は潜伏し、或は捕縛に就いて全軍潰散した。潜伏者中福原秀久、福島正運の二人は十年の役薩軍に從軍し、福原は熊本に、福島は木山に戰死した。また薩軍に從軍して官軍の俘虜となつたものもある。

十月二十七日には秋月黨が敬神黨に呼應して起つた。秋月黨とは舊筑前秋月藩士磯淳、宮崎車之助の二人隱然たる領袖となり、之に土岐政澄、戶原一煒、菊池武彥、磯安次郎、戶波半九郎、益田靜方その他の志士相集まり國勢の不振を憂ひ政府の施政を憤つてゐた仲間である。彼等は萩の前原一誠、熊本學校黨の池邊吉十郎と連絡を取り、共に事を擧げやうと企てゝゐたが、敬神黨が事を先きに擧げたがために、これに唆かされて急遽起つことゝなつた。その前日秋月學校に會合した者は磯、宮崎以下舊士族約七八十人、天滿神社に會合した者は今村百八郎、平江親雄等の少壯急進派百五六十名であつた。この日の會合で磯等は最初老成持重の說を取つたが、今村等少壯派は少しも聽かず、夙くもその一隊は秋月郊外男女石に進んで滯陣することとなつたので、磯等今はその輕擧を戒むるに由なく、遂に男女石に赴き兩隊を合せて豐津に向

つた。けだし秋月黨の戰略としては、秋月の全隊を統率して豐前に出で、小倉を經て下ノ關海峽を渡り、長州に入つて萩の前原黨と一緒になる計畫であつたからである。然るに豐津人中、詭計を以て秋月黨を誘き寄せ、小倉營所に內報して軍隊を派遣せしめ相應じて一擧に秋月黨を殲滅せしめんと企つる者あり、忽ち鎭臺兵並に豐津の一團との重圍に陷つて、また如何ともする能はず、奮鬪の後戰死する者あり、負傷のまゝ路傍に遺棄せらるゝものあり磯、宮崎外五名の志士は、自ら我が喉を貫いて最も壯烈なる最後を遂げて仕舞つた。今村百八郎は即ち殘黨を率ゐて、その夜縣官等の集合せる秋月學校を襲擊し、轉じて夜須郡三個山村なる山間に退却したが漸次軍勢崩落し、終に幾日ならずして捕縛せられ、十二月三日斬罪に處せられた。かくて秋月の亂は池中に投げ込まれし雪塊の如く消え去つた。

秋月事變と殆ど日を同じふせし十月二十九日山口縣萩にも叛亂が起つた。舊山口藩士前參議兵部大輔前原一誠はその首領であり、同前越後府權判事奧平謙輔之を輔けてその謀主となつた。前原は久阪通武、高杉晉作と共に松陰門下の逸足であつて、戊辰の役功あり、賞典祿六百石を給せられ、明治二年七月參議に任ぜられ、その冬十二月故大村益次郎の後を承けて兵部大輔の職に累進した。三年二月長州奇兵隊の變があつた時、これが處分に就て木戶と意見を

異にし、爾來木戸との間に隙を生じて、同年九月職を罷め、故郷に高踏勇退するに至つた。六年征韓論破裂し、隆盛の鹿兒島に歸つたことを聞き、前原は書を三條に上つて、速かに西郷の復職を圖り、薩長の調和を圖らなかつたならば、國家の前途寒心に堪へないものがあるであらうと忠告した。然かもその議は竟に行はれず、自然萩の前原は、鹿兒島の隆盛と共に、政府から監視の的となつてゐた。

然し乍ら、前原も當時積極的に政府に對して反抗を企てようなどゝいふ意志は無かつた。現に七年佐賀の亂が起つた時には、前原は縣令中野梧一を援けて縣下の士族の動搖を鎭めてゐたのである。前原が奧平謙輔等の同志と共に全く望を時の政府に絶ち、兵力を以て當局者を諫め、政府の根本的改革を圖らうとしたのは、明治八年以降九年にかけてゞあつた。その理由は次の六ケ條が數へられる。

一、地租改正の件
二、樺太千島交換の件
三、當局大臣責任を解せざる件
四、士族善後處分の件
五、當局者投機に關係の件

六、征韓論拒絶の件

前原はこの條項を提げて諫死する覺悟を決めた。時に熊本敬神黨の激發があつて、最早一日の猶豫を許さない形勢に迫つた。即ち十月二十六日前原一誠、奥平謙輔、玉木正誼(乃木希典の弟)、横山俊彦、山田頴太郎(前原の弟)、佐世一清(前原の弟)等八十餘人と萩明倫館に會し、二十八日兵を擧げて山口を襲撃せんことを謀つた。これより先き、前原は政府の間諜に欺かれて隆盛の來援を信じてゐたが、横山俊彦、大橋清蔭二人が鹿兒島に赴くに及び、初めて一杯喰はされたことに氣付いた。それでも同志德山人今田浪江は隆盛に面會して歸つたが、西郷が應ぜなかつたと言つては士氣を沮喪するであらうと、詐つて西郷は應援を承諾したと報告した。又關東々北では會津の士永岡久茂が共に起つことの約束になつてゐた。そこで前原はたとへ西郷が自重しようとも、少くとも東北に永岡あり、九州に秋月、熊本の同志あり、鳥取に三千の壯士を有する共斃社あり、これ等の者は一齊に戟を逆にして起つであらうと期待してゐたのである。

前原黨が起つたといふ報告は、山口縣令關口隆吉より發せられた。熊本、秋月と時を同じうして暴發したので、政府としては一日も早く之を殲滅せねば、この機に乘じて鹿兒島で呼應して起つの惧れがあつた。前原は兵を分ち、自ら急に二百人を率ゐて山陰道より虚を衝いて東上し、四方に呼號せんとした。少將三浦梧樓の率ゆる廣島鎭臺兵の來り討つにあひ、會戰利あ

らず、十一月一日雲州宇龍港に於て捕へられ、十二月三日前原兄弟三人、奥平、横山等一味悉く斬に處せられた。

ニシキノミセビラキ(錦の店開き)といふ秘密電報を前原から受取り、關東に於て之と應呼して事を擧げんとした永岡久茂等同志十八人も、九年十月二十九日、東京思案橋から船出して千葉に赴かんとしたとき捕縛せられ、十年一月永岡は獄中に病死し、その他の連中は或は斬に處せられ、或は懲役禁錮の刑に處せられた、これは後世思案橋事件と言はれてゐる。

第二十一章　十年役の原因

一　政府の鹿兒島去勢策

鹿兒島の縣治が、殆んど私學校徒の蟠居するところとなり、宛として一獨立國の觀を呈してゐたことは天下の非難を蒙むる一大原因であると共に、之を以て政府攻擊の材料に供する者も尠くなかつた。木戸は對韓論決裂以來、隆盛以下私學校徒の態度に快からず、早くも六年十一月の日記に、

「余去年西鄉參議の元帥を兼るを聞き、一時の謀計と雖、必ず後來の患あらんことを憂ひ、默止するに忍びず忠告の書を井上、山縣に送れり。然るに果して今日此難事あり、實に維新後の一變動なり、兵隊廟議を論じ、氣隨に辭表して出去る。抑廟議を兵隊に論議せしむ、其責亦輕

からずと雖も今や終に此の如き形勢に至れるなり。「兵士不知軍法、文官不知判事」而も文明を求めむと欲するは實に木に緣りて魚を求むるものゝ如し。豈嘆ぜざるべけんや。殊に西鄕參議此度の擧動、當人は其心無しと雖も曾て其薩州の形情によりて、天下の人心屢々方向を動かしたり。漸く辛未の歲同心協力、朝廷を輔佐するの論に相決して又今日西鄕の擧動よりして法亂れ律破れ、其毒少からず前約皆水泡に屬せり。余亦人也。不平滿腹。』

と書いたほどであるが、更に政府の鹿兒島縣に對する政策の緩漫なるに就ては、絕へずこれを責めて止まなかつた。十年一月十八日の日記に、

『大久保を訪て大に之を面責す。激論七時間に涉り、深更にして乃ち歸る。』

とあるはその例である。また十年一月發行『評論新聞』第四十四條に、木藤蕃といふ投書家の名前で左の如き「鹿兒島縣の景狀を論ず」との一文が揭載されてゐる。

『……吾輩、鹿兒島縣の景況を傳聞する每に胸中一層の疑團を生ぜずんばあらず。夫れ廢藩置縣以來茲に五年、該縣は依然として舊様を變更せず。試に見よ、士族の祿制は曾て變革なし。縣民は舊に依て太陰曆を用ひ、縣吏は長官より等外に至るまで曾て他縣の人を容れず。曩きに該縣の士西鄕氏の職を辭するや命を待たずして去れり。近衞兵は再三の勅諭を顧みずして解散したり。近來該縣下に於て設くる賞典學校なる者は陸軍の規則を待たず、純

然たる兵團の如し。私學校なる者は文部の規則に從はず、宛然たる國事會議所也。且つ該縣の士族は各自銃器彈藥を私藏して之を官に納めずと云ふ。凡そ此數件は決して他縣の無きところにして、該縣に於ては傲然として顧みず。均しく日本政府の管轄を受くる地方にして、彼れ獨り此の如きは何ぞや。蓋し士人の鷙强にして兵權も之に及ぶ能はざる乎。何ぞ其特權を專有するの甚しきや。是れ世人の大に疑ひ且つ怪むところ也。………或は曰ふ、該縣は士民强暴也、一朝遽かに之を改正せんと欲せば恐くは激怒を招き、不測の患害を生ぜんことをと。嗚呼何ぞ言の卑劣にして怯懦なるや。今公明正大なる政府の威權を以て之を處置せんに、萬一彼人民に抗するあらば、則ち朝憲を憚らざる不逞の徒也。上には堂々たる賢明の有志あり、廟謨深遠。下には赳々たる血税の鎭臺兵あり、勇氣無双。名と義とを以て之を壓服す、譬へば猶烈風を鼓して枯葉を掃ふが如し。何ぞ遲疑することか之れ有らん。』云々。

こんな議論が出れば出るだけ、政府と私學校徒との溝は深くなつていつた。それに事を好む者は、當時東京で最も壯大を極めた印刷局の洋館を寫眞に撮り、これが今度大久保の新築した私邸であるなどゝ言つて、隆盛に見せたりした。

『……每度の土木を興し、就中其局に當る大藏省は紙幣寮を神田橋内元賜藩邸より常盤橋越

前舊邸迄取り圍み、三洋室の壯大なるを建築し、其美巍々として高樓雲を凌ぐ、而して門前に紙幣寮と筆太の大標札を揭げ、通行毎に之を視るは胸裏を苦む。政風之を呼で亡國寮と改め度思を爲すも訴ふる道なきを遺憾とす……。」(大西鄕全集第二卷八六二―三頁)とは九年二月内田政風が隆盛に與へた書翰の一節であるが、多分こんなことが大久保攻擊の材料となると共に、それが大久保の私邸であるかの如く轉訛したのではあるまいか、尤も當時大久保が麴町三年町の舊邸内に新居を建てたのは事實である。

大久保は鹿兒島縣とは鄕國の關係があるが、縣政改革を斷行するでなければ、内は木戶派より攻擊せられる。されば とて外には私學校の勢力がますく強大であつて、殆ど手を附け兼ねる狀態であつた。然かし大久保はこの絕對絕命境に挾まれて、斷然死中に活を得んと決心した。即ち彼は木戶の意見を容れ、鹿兒島縣の改革處分を斷行することゝし、右大臣岩倉具視大警視川路利良等と圖つて、百方苦心これが方策を講じた。

大久保が岩倉、川路等と圖り、明治九年より十年にかけて、鹿兒島縣のために施設せんとしたる政策は、凡そ左の四ケ條に盡くるものであつて、これ總て十年戰爭を惹起し來れる最有力の導火線となつた。

一、鹿兒島縣政の改革を圖り、參事以下縣官の大淘汰を斷行せんとしたること。

二、內務少輔林友幸を以て鹿兒島在勤に任じ、之をして縣下一般の情勢を視察せしめたること。

三、少警部中原尙雄、中警部園田長照、同菅井誠美、權中警部野間口兼一、同末廣直方等數十名をして潜かに鹿兒島に入り、私學校黨の動靜を探察し、之を離間し、その勢力を減殺せしめんとしたること。

四、鹿兒島に於ける陸海軍所管の兵器彈藥を大阪に移し、以て私學校徒の野心を豫防せんとしたること。

幾たびか縣政改革を實行せんとして躊躇した大久保も、遂に今回といふ今回は一切の毀譽褒貶を顧みず、斷然以上の政策を決行することゝした。

二 縣政改革問題

明治九年七月初旬、大久保は大山縣令に上京を命じ斷然縣吏を更迭し縣政の改革を實行せんとした。大山は縣下の地租改正問題が未だ途中に在るからとて、出發の延期を乞ふたが、大

久保は之を許さなかつた。そこで致方なく大山は七月五日鹿兒島を發し、海路を取つて、十七日東京に入つた。然かし當時大久保は病氣であつたので、會見したのは數日後であつた。大久保は、内政改革の事も遠からず發せられるから、この機に乘じて鹿兒島縣も、參事課長以下官吏の更迭を斷行したいと言つた。縣令は當時内務省で進退し得る奏任官であつた。況して縣令部下の官吏を更迭するのに、一國の内務卿たる大久保が、これほど心を勞したかといふことは以て鹿兒島縣が如何に政府に取つて難物であつたかゞ想像されるのである。大久保の言に對して大山は、『先づ自分はその任でないから辭職する。その後に有爲の新人を以てせらるゝが宜からう。』と答へたが、大久保は之を許さず、『いや君と予とは維新以來共に國事に盡し來つた間柄である。決して君を馘首せんとする意志は無いから誤解せぬやうにして呉れ、予の黜けんと欲するは參事以下である。』と言つた。大山は、『何等罪科無き者に對して遽かに斧鉞を加ふることの不可なること。』を進言したが、大久保は、『それでは遠路君の上京を煩はした功驗も無いから、萬障を排して斷然實行しよう。』と答へた。然るに内務少輔林友幸は大山の言を尤も千萬とし、大に大久保に説いたので、大久保も終に大山の言を容れ別に林に命じて鹿兒島在勤とし、縣政改革の事を林に一任した。間もなく熊本敬神黨の變が起つたので林は豫定を早め、大山陸軍少輔と共に急に熊本に向つた。同時に鹿兒島縣參事田畑常秋は職

を辭せんことを請ひ、屬官今藤宏、三浦介雄の二人に辭表を齎らし出京させたが、政府は何等の指令を與へず、大山が三條を訪ふてその決を乞ふたけれども、三條は田畑の辭職を許さず、次でその辭表は遂に却下されて仕舞つた。熊本の暴發に踵で鹿兒島が起つてはといふ政府の憂慮に絡んで、一參事の進退がかくも重要なる問題となつたのである。

大山綱良は祿制問題で林と一緒に歸任出來なかつたが、十二月六日に該問題が解決したので、いよ〳〵歸任することゝなつて大久保に會つた。その時大久保は、『林は今熊本に居る故急ぎ同地に行き着くが宜い、それから林の電報によると、どうも鹿兒島の風雲は穩かでないらしいが君はそれを知らぬか。』と聞いた。大山は『いや未だ何も知らぬ。』と答へた。翌七日大山は東京を發し、十四日大阪に着いて鹿兒島の樣子を探つたが分らず、二十五日長崎に着いて林と相會し、二人相携へて二十七日鹿兒島に歸着した。後で判つたことであるが、林の電報といふのは、熊本山口の變亂以來、當局諸公皆退き、政府人無しとの風說によつて鹿兒島縣出水鄉の士族等が、急に縣廳に集合したことであつたのである。

林は十年正月四日登廳、この日今泉に赴き、九日復た歸り來り、これより連日登廳して各課の事務を檢閱したが縣下の情勢他縣と異るところが無かつたので、『今遽かに更迭を行ふ必要を見ない。縣官一同舊の如く奉公せよ。』と申渡し、一同いよ〳〵安堵留任することになつた。

その實、林は大山縣令始め縣官一同私學校黨であつたがため、縣政改革に一指をも染めることが出來なかつたのである。

林は歸京に當つて一月十七日隆盛を訪問したが不在であつた。その翌日も訪問したが同じく不在であつた。隆盛はこの時すでに大隅に出獵し、鹿兒島には居らなかつたのである。林は大久保からの注意もあり隆盛に會つて善後の策を諮る積りであつたが、その目的を達せられなかつたので、隆盛に致す一書を大山に託し、更に管内を巡視して後、一月二十一日歸京の途に就いた。

二十四日、聖上陛下には畝傍山、後月輪の二陵に謁し給はんとして、軍艦高雄丸に御坐乘、淸輝春日の二艦供奉、横濱を發し給ふた。内閣顧問木戸孝允、海軍中將川村純義等が扈從した。二十八日御召艦神戸に着し、即日京都に入り蹕を駐めさせられた。

林は二月五日京都に入り、將に肥薩視察の結果を復命しようとした。この時西南の形勢既に早く一轉して風雲頓みに急を告げてゐた。

明治九年十月、熊本敬神黨の變があつたとき、隆盛は日當山温泉に浴してゐた。鹿兒島警察署長野村忍介これ一大事なりと晝夜兼行して温泉に至り隆盛に報告した。隆盛は『それは大野鐵平(太田黑作雄)の一味の遣つたことであらう。足下宜しく速かに歸り、人心の動搖を鎭撫して貰ひたい。決して私學校の壯士等に雷同輕擧させぬよう。』と之を戒めた。後四五日にして復た萩の變が起つた。時に隆盛は尙日當山に居り、桐野利秋は吉田の別墅に居つた。私學校徒の永山盛武は思ふやう、前原一誠長州に動いてその波及するところ大きい、今や我徒も亦蹶起して大に爲さねばならぬ秋ではあるまいかと。そこで先づ桐野を訪問して大にその決心を促がした。次で邊見十郎太、河野主一郎の二人も亦桐野を訪ふて、永山と同じ意見を述べた。桐野は『大先生さへ承諾さるれば、自分は何時でも起たう。』と答へた。桐野は隆盛がこんな意見には眞向から反對して痛くその不逞を戒むるであらうと信じてゐたのである。桐野の腹が讀めなかつた永山は意氣揚々として日當山に至り、隆盛に面會して大にその所信を述べた。然るに隆盛は勃然色を作して『君等先進にして自重せざることかくの如き有樣

では、どうして後進を率ゐられやう。前原の叛亂はどれほど良民を苦しめるか知れない。實に國家の大不祥事であるのに、君等は何を言ふか。」と叱かり付けた。永山は返へす言葉もなく、隆盛の前にひれ伏してその罪を謝するばかりであつた。

時偶々、政府に討薩の議があるとの流言が行はれ、又西郷先生一萬の精兵を提げ熊本を經て上京の途にあるとの說まで眞しやかに宣傳せられ、人心恟々として堵に安じなかつた。かゝる流言蜚語は反てます〳〵私學校徒をして激怒せしめ、薩州出身の大久保參議、松方大輔、川路大警視等はその憎惡の中心となつた。校徒の中には兵器彈藥を購求して一朝有事の日を準備した者もあつた。或は他縣に在る親戚朋友等に歸縣を勸め、或は在京者の歸縣を勸告した者もあつた。明治十年一月下旬黑田清隆が鹿兒島視察者から得たる材料であるとて大久保內務卿に提出したる報告書中の一節に、

一、縣下の形勢目今鎭靜に歸したるに似たれども譬へて云はゞ未だ碇を卸し居發帆の號令之れなきまでにて蒸汽は十分に立てり。一旦碇を引切るに於ては必ず暴發すべきの姿なり。

一、大先生は當時日當山邊に入湯中の由、尤も一所に三四日以上も滯留はなしと云ふ。

一、桐野より四十日間暴發見合すべき旨說諭ありたりと云ふ。桐野の宅には暴發を迫るがた

め、多人數代る〳〵差越し、或は徹夜に至ることありと云ふ。
一、桐野の說に大先生の外患あるの機會を待つとの事、其說古しと嘲けりしと云ふ評判。
一、大久保參議、松方大輔、川路大警視を切齒する尤も甚し。
一、暴發出京の趣意は內政を改革し、民權を張るの說なり。
虛實取り交ぜた此等の情報が、頻々として政府の耳に入る每に、政府の鹿兒島に對する政策はいよ〳〵神經過敏となり、ます〳〵彈壓的となつた。そしてこの政府の政策は、却て私學校徒をして激昂昂奮せしむるのみであつた。山雨將に到らんとして風樓に滿つ。政府西鄕を暗殺する議があるとの最大流言が私學校徒の壯士の耳に入つたとき時局はいよ〳〵救ふべからざる窮境に陷つた。

當時鹿兒島縣各鄕の士族にして、私學校に加擔して居らなかつた者の多くは東京に出て警官となつてゐた。伊集院鄕士族中原尙雄も亦その一人であつたが、明治九年十一月下旬某日大警視川路利良を訪問すると、川路は鹿兒島の形勢頗る憂ふべきものがあると話した。そこで中原は川路の知遇に酬いんため、同志を語らつて深く盟ふところあり、決死西下して政府のために盡くし、鄕黨の士が私學校徒に接近せざるやう努むると共に、親しく狀勢を視察して川

路に報告するところあらんとした。中原の同志二十三名、皆悉く鹿兒島縣の出身であつて、園田長照、菅井誠美、野間口兼一、末廣直方、安樂兼道、高崎親章等はその錚々たる者である。彼等は屢々會合の後、その爲すべき仕事を打ち合せ、相互に使用すべき暗號までも作り、九年十二月下旬より各々結束して東京を出發し、十年正月六日より十五日にかけて參々伍々鹿兒島に到着、更に分れて市の内外に策動し、その任務とするところを遂行した。彼等一行中の田中直哉の如きは、在京同志に寄する文中「到底尋常手段を以て鎭撫すること難いから、寧ろ火を草牟田、瀧之上及び礒等の火藥庫に放ち、城下騷亂の機に乘じて西郷、桐野、篠原以下四十餘人を刺殺し、一擧に成功を期するに若くはない」との意を披瀝したほどであつたといふことである。

かくの如く西郷暗殺の流言は更に流言を生んで底止するところを知らざるに至つた。政府では視察と刺殺とを間違へて騷いだのだと辯解してゐるが、鹿兒島では中々そんな生まやさしいものでなく、殺氣天に沖する形勢であつた。その時また大なる難問題が持上つて、時局はいよ／＼戰爭の淵へと押し落されて仕舞つた。

四　私學校徒の火藥庫掠奪――隆盛小根占より歸麑す

鹿兒島には舊藩以來銃器製造所や火藥庫等の設けがあつた。それは島津氏七十七萬八百石の內、四十萬石を藩士の持高と定め、藩士は每年持高一石に付き八升一合を醵出し、その總計三萬二千四百石を藩庫に納れて、一切の軍事に充用して來たのである。磯の集成館、瀧之神等には銃器製作所及び火藥製造所が起され、草牟田、田上、上之原、小山田等には火藥庫が設けられた。明治四年七月島津忠義が封土を奉還してから、政府はその造船所を海軍省の火藥製造所を陸軍省の所管に移し、依然兵器彈藥の製造に從事してゐた。

明治九年十月、熊本、秋月、萩の亂相踵で起り、九州の天地は殺氣に覆はれるやうになつたので政府は銃器製造所や火藥庫などを鹿兒島に置くのは危險であると感じた。木戶孝允はその首唱者であつて、之を大阪に移す考であつたが、川村純義や大山巖等が、それは却て私學校徒を激發せしめるものであるとして反對したので、議は中止となつた。

ところが十年一月、鹿兒島の形勢いよ〱切迫して來たといふので、下旬政府は三菱會社汽船赤龍丸を鹿兒島に派遣し、密かに兵器彈藥を持出させて大阪に移さうとした。平常火藥を搬出するには必ず日中に之を行ひ、又豫め時間、通路等を縣廳に通知し、荷馬の脊には赤旗を樹てゝ、沿道市民に危險を表示するのが例になつてゐた。然るにこの時には豫め縣廳に通牒しなかつたのみならず、四面暗黑の夜間を選び、コソ〱と盜むが如く之を搬出したのである。

庫中の彈薬はすべてスナイドル式であつて、私學校徒は皆一朝事ある時、之を執つて大に我武を試みんと期して居つたのであるが、一朝にして俄かに他方に取り去られたのであるから、誰しも不滿不平ならざるを得なかつた。

一月二十九日夜、新屋敷方限の校徒汾陽光輝の家に、松永高美、堀新次郎等が集つて酒を飲んだ。談は忽ち彈薬事件に及んだが、この時光輝の弟汾陽尚次郎は憤然として膝を進め、「聞くところでは、政府は近頃刺客を派して先生始め我々を暗殺せんとし、今また各地の火薬庫を秘密に開いて彈薬を持ち出してゐる。これはいよ／＼我々を討伐する考へと見える。先んずれば人を制すといふ諺もあるから、政府が未だ全部持ち出さぬ前に當方で先きに取り出さうではないか。」と。酒の勢も手傳つて一同の意氣は頗る昂つた。「贊成々々。」即時に附近の壯士を召集したところが五十餘人になつた。一味は午後九時出發して草牟田隆盛院の火薬庫を襲ひ、番卒を縛して倉庫の扉を破壞し、縱横に亂入して彈薬六百函(一函は五百發)を奪取し、之を附近の草牟田私學校に隱した。かゝる變事があらうとは、私學校徒の幹部誰一人として知らなかつたが、翌朝になつて前夜の椿事は傳へられ、城下の官民をして一大驚愕に打たれしめた。次で彼等は三十一日夜半、磯集成館の銃砲製造所を襲ひ、また坂元上之原火薬庫を襲ふて

兵器彈藥を奪掠したが、この時には壯士の數一千有餘人になつてゐた。しかしさしもの赤龍丸だけは襲ひ切れずして長蛇を逸して仕舞つた。暴動は二月二日にまで及んだ。大山縣令は、私學校徒を防遏するに充分意があつたのであるが、何しろ警官の職に在る者大部分が私學校徒であるのに奈何ともすることが出來なかつた。

磯の銃砲製造所が襲はるゝや、所管の海軍造船所次長海軍少佐菅野覺兵衛は、一書を熊本電信局に郵送して主務省に報告した。當時電信は熊本に止まり、鹿兒島には通じて居なかつたのである。同時に殘餘の火藥に悉く水を掛けて發火の効を喪はしめ、又左の如き公文を大山縣令に發した。

昨三十一日夜半十二時頃、何者か相分らず磯属舍內に格納致し置候小銃彈藥奪却致し候旨番人共より屆出候に付、則ち取調べ候處、凡そ百六十發入箱凡そ二十五個不足致し候。右様の品窃盜致し候儀は容易ならざる事に候條、御管下篤と御探索相成度、此の段御依頼仕候也。

明治十年二月一日

海軍造船所次長海軍少佐　菅　野　覺　兵　衛

鹿兒島縣令　大　山　綱　良　殿

大山縣令は二月二日縣官を東京に派遣して左の報告書を大久保內務卿に差出した。

管下異状之屆

客月三十一日夜十二時頃何者とは相分らず磯海軍造船所屬舍內に格護の小銃彈藥を奪取たる段、該所官員より急報に付速に其筋に申付搜索中の處、昨晚又殆んど千人餘該所并に屬廠へ闖入し、彈藥類都て奪取たる段掛合に及び候。就ては方今百方搜索中に候得共、不取敢此段御屆に及び候也。

明治十年二月二日　鹿兒島縣令　大山綱良

內務卿大久保利通殿

又菅野少佐の公文に對しては左の如く回答した。

一昨三十一日午後十二時頃其御舍內に格納の小銃等奪却の者之れありたる段御掛合の趣了承致し候。則ち其筋へ相達し搜索致させ候條此の旨御回答に及び候也。

但當廳にて保護云々の趣は方今警部巡査各部へ出張人員甚だ差支へ、其儀に及び難く候。

明治十年二月二日　鹿兒島縣令　大山綱良

海軍少佐菅野覺兵衛殿

この回答を手にした菅野は直ちに大山縣令を訪問し縣廳の方で暴徒を制することが出來ぬのなら、これより直接熊本鎭臺に申出で、斷然臨機の處置に出でようと強硬の態度を示した。

これには流石の大山も困り果て、『臺兵の出動は實に重大事件である、今遽かに臺兵を用ふるが如きことをしたなら、必ずや却て禍端を開くに過ぎなからう。どうか尙一夜の豫備を與へて呉れたならば、小官として出來る丈けの手段を講じて見せる。』と約し、私學校系以外の巡査數名を出して警戒に當らしめた。その夜も果して壯士一千餘名が磯の製造所を襲ふたが、火藥は水がかけられてあつたので廢物となつてゐた。

隆盛は舊臘より鹿兒島を距る海上十里餘の大隅國小根占に遊獵し、平瀨十助の家に留つてゐた。校徒の中には西鄕暗殺の蜚語に神經を尖らせ、萬一のことがあつてはと見えつ隱れつ警護してゐた者もあつた。

彈藥事件の變を聞いて、善後處分のための私學校幹部の會合が屢々催ふされた、桐野は吉田より、別府は加治木より城下に來て、篠原國幹の家に集つた。『早まつたことをして呉れた。』とは誰の胸にも浮んだ考であつたらうが、今となつては致し方も無かつた。『それに政府は刺客を放つて私學校をたゝき壞はさうとしてゐる。我々は今幾多の子弟を罪人として突き出すに忍びない。されぱとてこの儘手を拱いて居つたならば必ずや大先生諸共政府の毒手に殺されて仕舞ふであらう。よし、今は唯だ斷の一字あるのみである。』と、期せずして幹部の意

見は一致した。そこで取敢へず急を小根占の隆盛に報告することゝなつた。

一日朝西郷小兵衛は單獨海岸より一隻の和船を雇ひ、六櫓を建てゝ飛ぶが如く小根占に向つた。かくて變事は小兵衛の口より兄隆盛の耳に入つた。隆盛はこれを聞いて思はず、『しまつた。』と聲を立てた。小兵衛はまた鹿兒島に引返した。その後へ邊見十郎太等が來て、一刻も早く鹿兒島へ歸つていたゞきたいと頼んだ。

隆盛が一僕三犬を率ゐて、悠然武村の邸に歸つたのは二月三日の朝であつた。家の周圍には早や私學校徒が、先生大事と警戒してゐた。生徒の代表者とも見るべき數名が、隆盛の前に畏まつて、改めて一切の事情を報告した。默々として聞いてゐた隆盛は、例にない大きな聲を揚げて、

『おはん達は何たる事を仕出來したか。』

と叱り付けた。然かし今更となつては、どうとも致し方が無かつた。このまゝ居れば、官軍は必ずやその搬出した銃砲彈藥を以て私學校徒を征討するに相違なかつた。今はたゞ捨身になつて西郷暗殺の事實を調べ上げ、政府糺彈の名分を以て兵を舉げるより外に道がないのである。生徒等は隆盛から叱られても親爺に對するが如き尊敬と情愛とを以て聽從した。隆盛も八千の子弟を置き去りにして一身を潔くするなどの考は毛頭無かつた。

『それでは俺どんの身體を上げまつせう。』

この一言で大事が決定した。當時十七歳の少年であつた西郷菊次郎氏は、今でもこの五十年前のことを思ひ浮べ、

『あの時ほど、父が大聲で人を叱り付けたのを聞いたことはない。少年であつた私は隣室から襖越しに聞いたのだが、たゞ恐ろしうてならなかつた。』

と語つてゐる。

五　中原尙雄等の口供

歸省とか墓參とかの名の下に東京から鹿兒島に入り込んだ中原尙雄等の同志は、大義名分論を振り翳して先づ親戚故舊の間に遊說し、私學校徒に對してはその脫籍を慫慂し、新に入校せんとする者には極力之を遮ぎり、且つ隆盛以下私學校徒の一擧一動を巨細に偵察して、密かに政府に報告してゐた。『刺客來る。』の警報は私學校徒の血を沸かせるに充分であつたが、未だその姓名が判明してゐなかつたので、私學校徒は何とか之を知りたいと焦つた。

私學校徒の同志に、兒玉軍治、谷口登太といふ二人があつた。以前中原と同僚の關係があり

且つまた私學校に籍を置いて居なかつたので、密かに私學校幹部の旨を受け、舊交を温めるといふ口實を以て中原に接近した。さりとは内情を知らぬ校徒は、ひたすら二人の擧動を怪しんでゐたが、二人はそれに頓着せず、ます／＼中原との親交を累ねてゐる中、一日その談話が深入して端しなくも彼等同志の陰謀が漏洩するに至つた。中原が谷口に語つた秘密といふのは、私學校を瓦解し、西郷を暗殺するに在つたといふことである。當時谷口が私學校徒の領袖に報告した左の書はその秘密を暴露したものであつた。

中原尙雄より暗殺の始末承得候次第左の通に御座候

中原尙雄は兼て懇意の者に候處、歸省致し候旨承候に付當月末方彼宅へ參候處何も以前に不相變段々懇話に立至り候故、私にも今一度上京致し度候得共、旅費に相苦居候共上勤場も無之場合に及候ては尙更困窮の譯にて東行を催し候儀遲引致し居候段相話候得ば、同人申聞候當時警視廳も盛大に取起すの賦に候間勤場の處は決して外れ申間敷、殊に先度奉職致居候譯も有之何も故障は有之間敷同人も別て力を得候事に候へば自是相共に上京致し互に盡力可致との事に成行申候。就ては既跡學校之儀は如何の景況に候哉と承候に付、當分入校の人々夥敷每家入校致し候處我々共の如き入校不致者は隣家兼而の交際も何か隔て有之向に相成、却て嫌疑を受け候場合にて迷惑の仕合に候段申述候處此學校人數は出京致

すべくとの說有之候。是非共意は可レ有レ之事と被ニ相考一候。同人の胸算にては櫻花の時節かと見居候旨承に付今少しは遲く成候はん五月頃かと承得候。是は惜成處より開届候段相答候得ば決して無疑東京に於ても其評判有之五月之招魂祭に名を托して出掛け可申との說に符合せり。　如斯時機に至り互に學校外にて何も同腹の事故其上は可レ秘譯無レ之打明して可レ談とて忽ち顏色を變じ膝を立直し此一條に付ては一大事を被レ命て罷歸候是非共此私學校なる者を瓦解せしめ候策を施し候次第にて各鄕に於ては如何にも手を下し安く是は掌中に有之候得共廳下に於ては甚だ六つヶ敷乍然此根據を不破候ては瓦解に至兼候に付、此處に於ては秘中の秘策を用ゐ十分可ニ相崩一之事を決し居候に付第一西鄕隆盛を暗殺せば必す學校は瓦解に至るべく、其他桐野篠原の兩士迄も斃候得ば其跡は至て制し易く尤も西鄕には同人知己の事故面會を得て可ニ刺殺一覺悟に候。　勿論此人と共に斃れ候得者我身に於て不足は無之とて餘程思切ての談に御座候。　勿論桐野篠原迄斃さば跡は「えりくづ」と唱へ其暗號を英佛と云へりとて何も無ニ疑念一打明し候に付、今一層深く問詰候には箇樣の大事承候上は相共に身命を抛ち一同振はまり可レ申何分にも早く事を不レ擧候はゞ終に難ニ仕遂一時機に罷成可レ申候に付、速に可ニ相決一とて引別れ罷歸途より再び立戻り此上は彌臆病の事は無き哉と兩三度繰返し候處決して懸念は有レ之間敷安心致し候樣との事に御座候故、其約定の

人々は慥成見据有之候か彌決死の者ならでは破れ可申誰某にて候哉と尋掛候處末廣直方等の人々にて可疑人物にては無之何れ其人々には面會爲致其上屹と大事を取究め可申との事にて三日を過ぎ出會の儀申來候に付、尙雄宅へ參候末廣直方、高崎親章、柏田盛文出會致し皆々別れ立、伊集院町家閑屋を借受候て參候處柏田には同意の人數募り方として伊作邊へ差越し候手筈等談合有之其餘格別汲入候談判も無之皆々罷歸り候得共、私には尙雄宅に一泊致候處東京に於て決死の約定致し候園田長照野間口兼一、末廣直方、安樂兼道、土持高管非誠美、高崎親章、樺脇賢助伊丹親恒、平田ㇳ七大山綱介、猪鹿倉保、田中直哉、山崎基明等の姓名を記し候手帖を爲見底意顯然露洩致候儀に御座候。右之通相違無御座候間此段申出候也。

丑一月　　谷口登太

この報告は私學校徒をして烈火の如く憤激せしめた。谷口は尙も進んで中原に接近し、遂に同志の人名、寓居及び暗號までを調べ上げて、私學校徒に報告した。暗號中には、

一向宗（私學校のこと）

西の窪（大久保のこと）

川崎屋（川路のこと）

坊　主（西鄕のこと）

鰹節（桐野のこと）
花手拭（別府のこと）
黒砂糖（久光のこと）
首長（縣令のこと）
地租改正（暴動のこと）

などがあり、その他政府、陸軍、海軍、電信、三條、岩倉又は篠原、村田、永山以下私學校の重立つた者に對して皆一々暗號を定めてあつたといふことである。

これを聞いた私學校徒の憤激は極度に達し、異口同音彼等を斬るべしと叫んだ。篠原之を遮つて曰く、『事實は分明したが、今直ちに斬るといふことは輕忽である。宜しく之を大先生に報告してその指揮を仰いでからにしても遲くはあるまい。』と、そこで前述の如く西郷小兵衛が隆盛を小根占にまで呼びに行くこととなつたのである。

その結果、今斬つても何の益もないから捕縛してこれが事實を證明しようといふことになつた。恰かも隆盛歸邸の二月三日、偶々中原等の一味が將に今夜を以て事を擧げんとするといふ流言があつた。されば警察では捨て置かれず、巡査及び校徒を率ゐて三日先づ中原及び高崎を捕縛し、四日菅井、大山、柏田、猪鹿倉、平田、前田、伊丹、川上等を、五日野間口、土持等を、六日園田

を何れも逮捕した。安樂の如く自首して出た者もあつた。その他一味の嫌疑者として五十名、外に西本願寺權中教正大洲鐵然以下八名も政府の密偵として捕縛された。

大山縣令は、中原以下の糺問を重大事件とし、一等警部中島健彦を始め、二等警部仁禮景通、六等警部古川源助、宮内俊藏等に各々分擔させたが、更に元裁判官であつた中山盛高、河野半藏及び元司法大丞たりし樺山資綱に囑託してその取調に從事せしめた。中山、河野、古川、宮内は何れも私學校に關係の無い者であつた。大山は始終一度も糺問の席に臨んだことなく、口供書が出來上つてから委細を聞取ることを例とした。

中原尚雄は谷口登太と對決せしめられ、二月五日終に中島警部の前に陰謀の顛末を自白した。その口供書は左の如きものである。

鹿兒島縣伊集院郷士族
警視廳少警部　中原尚雄
三十二年

一、自分儀明治九年一月四日少警部拜命奉職罷在り、同年十一月末方、日は失念大警視川路利良宅へ差越候處、同人より各縣の事情等彼是と承り候末、鹿兒島縣に於ては近頃種々不穩向も有之趣も、西鄉陸軍大將在縣なれば、名義不立に俄忽の所爲は無之とは申ながらも、萬一擧

動の機に立至らば西鄉に對面刺違へるより外仕樣はないよとの申聞けに隨ひ居候折柄、是又日は不二取覺一同縣士族大山勘助宅へ立越候處、咄に西鄉若し事を擧げば刺殺すより外なきと承候に付、彌々前件の主意包藏罷在候內、同年十二月二十四日中警部園田長照、末廣直方自宅へ參り、追々歸省願出度含みと云ふも鹿兒島縣の動靜何分世評まち〳〵の向き申すに付其儀に於ては自分にも共に歸省致し度相答へ候處、兩人共其意に應じ候に付即日其形にて皆共罷歸候事。

一、翌二十五日警視廳內にて川路利良へ島渡面會の節、歸省の願書可二差出一候間宜敷相願候段申述候處、夫は好き事なり、宜敷氣張具べく申聞候に付前書云々の儀も有レ之彌々決心罷在候。尤も園田長照方へ集會の盟約に付午後三時より差越候處、平田才七、野間口兼一、猪鹿倉保、大山綱介、菅井誠美、伊丹親恒、末廣直方、山崎基明、高崎親章、安樂兼道、土持高等追々來集いたし、孰れも見込の論を立、歸省の上は各鄉より私學校入校の者は固より其外へ名分の無き師を起すは人臣として有間じきと云ふ儀を主張し、入校の面々且つ入校志願の者共を引離し度との事に決議致し候事。

一、翌二十六日午後川路利良舊宅當分明き家の所に於て右人數集會を期し置き、歸省の願書差出し候處、即時許可相成り皆々參會に及び候。其節の評議の次第は第一私學校の人數に

離間の策を用ひ、我方に人數を引入れ、私學校を瓦解せしめ、動搖の虛に投じ西郷を暗殺し速かに電報を以て東京に告げ、陸海軍倂せて攻撃に及び私學校の人數を鏖ろしにいたし候儀を決定し、電報の役には園田野間口素より肥後境の者故熊本鎮臺に驅付、是より電報に及ぶべき事と其の他報知に於ても悉く暗號相定め都て決議の上明日の發程を究め候。併し同時に發程候ては外見の畏れも是れあり、面々仕舞次第と取定め皆共歸宿致し候事。

一、同二十七日東京發程横濱迄差越し一泊翌二十八日午後第九時玄海丸乘船出帆の處、船中殊の外不宜、諸所滯泊にて明治十年一月十一日着縣夫れなり外出等も致さず候得共末廣高崎等參り與候儀は有之何も前書探偵の件々もはかどらず折柄暗殺の密謀發覺いたし終に御捕縛に相成候次第此の度御取調により陸軍大將西郷隆盛を川路利良が命を受け容易ならざる儀を差挾み且つ人心を離間するの始末取企候次第今更何共奉恐入候事。

右之通相違不申上候以上。

明治十年二月五日　　中原尚雄（拇印）

中原の供出に次で、その他同志徒黨も亦左の通り供出した。

園田長照外十三名の口供書

鹿兒島縣牛山郷士族　警視廳中警部　園田長照

同　谷山郷士族　同　菅井誠美
同　出水郷士族　權中警部　野間口兼一
同　平佐郷士族　同　末廣直方
同　喜入郷士族　少警部　安樂兼道
同　加世田郷士族　同　士持高
同　市來郷士族　權少警部　高崎親章
同　高岡郷士族　同　山崎基明
同　西田郷士族　一等巡査　樋脇賢助
同　加治木郷士族　二等巡査　伊丹親恒
同　谷山郷士族　書生　平田才七
同　加世田郷士族　同　大山綱介
同　同　同　猪鹿倉保
同　平佐郷士族　同　田中直哉

一、自分共儀明治九年一月以來追々警視廳中警部其他拜命奉職罷在、大山綱介、猪鹿倉保、田中直哉は書生にて親敷相交り然る處同年十一月頃より鹿兒島私學校の人員何か擧動是ある

世評に付探偵として歸省可致旨大警視川路利良より內諭致承知折柄大山勘助よりも右事件承候に付同年十二月二十五日中原尙雄初め外十四名集會し孰れも見込の議論を立て私學校入校の者は素より其外入校有志の面々へ離間の策を廻らし人心を引放し度決議候事。

一、翌二十六日午後川路舊宅明家に於て亦集會を期し歸省の願書差出候處即刻許可相成り皆々參會に及び候。其節の評議に第一私學校の人員に離間の策を用ひ我方に人數を引入れ私學校を瓦解せしめ動搖の機に際し西鄕を暗殺し速かに電報を以て東京に告げ海陸軍併せて攻擊し私學校人數を鏖ろしに致候儀を決定し、電報の役には園田、野間口素より肥後境の者故熊本鎭臺に馳付是より電報に及ぶべきと其他報知に於ても悉く暗號相定め都て決議の上明日の發程を相究め、尤も同時に出立候ては外見の畏も是あり面々仕舞次第と取究め皆共歸宿致候事。

一、同二十七日より翌二十八日迄に東京發程明治十年一月中旬に至り孰れも鹿兒島着前件探偵等もはかどらざる內密謀發覺いたし終に御捕縛に相成右の次第川路利良が命を受け容易ならざる儀取企候始末今更何共奉二恐入一候事。

右之通相違不申上候以上。

明治十年二月七日

右十四名連記（拇印）

西彦四郎外四名の口供

鹿兒島縣加世田郷士族　二等巡査　西　彦　四　郎
同　加治木郷士族　四等巡査　前　田　素　志
同　帖佐郷士族　同　高　橋　爲　清
同　牛山郷士族　同　松　下　兼　清
同　平佐郷士族　書　生　柏　田　盛　文

一、自分共儀明治九年九月以來追々警視廳へ奉職罷在候處同年十二月警部末廣直方始め其他、鹿兒島私學校の者共容易ならざる形勢に因り探偵方として歸省の段粗ぼ承り、同く探偵方として歸省致度存じ同月二十六日川路利良の內命を受け同縣士族大山勘助へ歸省の願書差出候處即刻許可相成り探索等精々心を用ひ且つ私學校人員入學志願の者離間いたし候樣共他の儀共は末廣等の指令に從ふべき旨承知し尤も集會に一切關係不致候事。

一、同日より翌二十八日迄銘々發程明治十年一月中旬に至り鹿兒島へ着し前件探偵等も不相叶內密謀發覺し終に御捕縛に逢候事。

右之通相違不申上候以上。

明治十年二月七日

右五名連記（拇印）

六 隆盛大山に決心を告ぐ

隆盛が鹿兒島に歸つてから、私學校徒の意氣は一層昂つた。勢に煽られて縣下各鄉の壯士は、たとへ私學校に籍を置かない者までも、陸續として城下に集つた。彼等は自ら銃劍を提げ出軍の準備を爲し終つたのである。彼等は西鄉先生の爲すところ、必ず大義名分に背かざるものとし、先生に追從すれば堂々として東京にまでも上り得るものと信じ切つてゐた。

舊厩址の私學校本部には每日幹部の人達が詰切りとなつてゐた。武村の隆盛邸は西田常盤兩校の生徒が護衞し、「精水」の二字を暗號として誰何を嚴重にした。隆盛が死を決して家を出で、私學校本部に入つたのは二月五日正午過ぎであつた。その後隆盛は一回も家人に音信したことが無かつた。形勢刻々切迫するに從つて縣廳の命令よりも私學校の命令が通るようになつて來た。私學校徒の警備が嚴重であつたため、一時は人民の通行も郵便の配達も全く絕へて仕舞つた。

私學校幹部の議は、隆盛を擁して政府の非曲を糺さんとするに決した。けれども中には稍々意見を異にした者もあつた。永山彌一郎は出兵に反對し、隆盛、桐野、篠原等が單身出京して

政府に詰問するのが上策であると主張した。村田三介は自ら中原以下の徒を護送東上し政府に向つてその裁決を仰ぐが宜からうと主張した。然かし永山、村田の說は容れられなかつた。又少し後ではあつたが野村忍介は壯士六百を率ゐ、汽船に乘じて若州小濱に至り、是より京都に入り、西鄕大將の召見を闕下に伏奏したらどうかと發議したが、是れ亦政府の警戒極めて嚴重であつてその望なしといふことになつた。隆盛は必しも私學校徒を率ゐて起つ意志では無かつたであらうが、私學校徒多數の意見を排して、單身出京することは、當時の事情の許さざるところであつた。

隆盛はいよ〳〵私學校徒を率ゐて起つことゝなつたので、二月七日大山縣令を招いてその胸中を告げた。隆盛曰く、

『自分が嚮きに鹿兒島に居つたならば、生徒等に暴動をさせなかつたのであるが、今日となつては騎虎の勢致方も無い。中原等の事を聞くに、我一身のことを自分で取紀すは不都合であるが、已むを得ず、自分が出京して大久保に尋問することゝ決心した。』

そこで大山は問ふた。

『聊か差出口に似てゐるが、多數の兵隊を引率して東京まで無事に行き着きなさるでせうかどうも私は疑はれます。』

『イヤ自分は陸軍大將であるから、たとへ全國の兵を率ゆるとも、陛下から特に御許しを受けてゐる次第である。その點は何も心配は要らぬ。』

と隆盛は答へた。大山は、

『けれども豫め政府に屆出で、沿道の各鎭臺各府縣に通知して置かなければ、不都合があるかも料られませぬ。』

と注意を促がすと、隆隆は、

『それでは縣廳の方で然るべく取計つて貰ひたい。尤も通知の文案は追つて自分から廻はすから、これに中原等の口供書をも副へて差出して欲しい。』

と言つて、大山と別れた。

七　川村海軍大輔の來麑

私學校徒彈藥掠奪の報が海軍省に達したのは二月三日の夕刻であつた。この報は直ちに京都の行在所に移報されたが、熊本鎭臺からも亦行在所と東京政府とに通報して來た。內務少輔林友幸が大久保の命を享け、鹿兒島の視察を了して歸途に就いてから漸く旬日を出たば

かりであるのに、かゝる大事が突發したことは、以て形勢の急變したことを窺はせるに充分であつた。

政府は鹿兒島の情勢を探らしめるために、海軍大輔海軍中將川村純義、内務少輔林友幸の二人に派遣を命じた。初め川村の派遣を内定したとき、政府部内には、川村が薩人で隆盛と親密であるから餘人を差向けたが宜いとの議論もあつたが、矢張り川村が宜からうと決した。それがため出發の時機を失し、一行の乘艦高雄丸の神戸を出港したのは二月七日であつた。

高雄丸は艦長海軍中佐伊東祐亨の命令により、全速力で進航し、二月九日正午前に早くも鹿兒島港前の濱に着いた。同時に太平丸、迎陽丸も亦入港した。

時に私學校徒は數隊を海岸に派遣して、哨線を一帶に張り、劍を帶ぶる者、銃を荷ふ者が絡繹として埠頭に往來してゐた。間々銃聲が聞えるのは射擊の練習をしてゐるのでもあらうか。早くも私學校徒の手に入つた汽船大有丸、鹿兒島丸、寧靜丸の甲板には十人乃至二十人づゝの壯士が出沒して居つた。川村はこの光景を望見して平日と全く異なるをいよ〳〵怪んだのである。

折柄陸上から大山縣令の意を帶びて、警察署長野村忍介が高雄丸に遣つて來た。野村は川村に『何御用で御出でになつたか。』と尋ねた。川村は『何御用で參つたと聞くのは失禮千

萬であらう、拙者は西鄕隆盛に會ひに來た」と答へて野村を歸へした。

川村は直々隆盛に會ひ度い、場所は何處でも宜しいといふ意味の手紙を認めて海軍主計に持たせて遣つた。ところが上陸したまゝで歸つて來ないから、二度目の使を出した。それも亦歸つて來ない。何れも私學校徒に抑留されたのである。致し方もないから三度目に大山縣令に對面したいと申送つたところが、大山が來艦した。

大山は川村の問ふがまゝに、刺客問題彈藥事件の由來及び縣下昨今の狀況に就て答へ、終りに「西鄕大將は桐野、篠原の兩少將と共に近く東上して政府に質問することになつてゐる私學校徒は途中護衞のため全部隨行するであらう。」と附け加へた。『それに果して確實な證據でもあるのか。』『あるとも、確實な口供書が出來てゐる。』『それならそれを見せて貰ひたい。』川村の請求に大山は氣注いたが、一件書類は警部の手許に在つて未だ整理半であつたので、川村に見せることが出來なかつた。川村曰く『君の言を疑ふ譯ではないが刺客の口供なるものを未だ必しも信ずることは出來ない。我輩は滿腹の誠意を以て鄕黨の憤慨を解きたいと思ふから、君も亦全力を擧げて、大將東上の志を翻させて吳れぬか。何れにしても一度大將に會ひたいが。』『それなら椎原の家で會はれることにしたらばどうか。』といふので、大山は先きに隆盛の都合を聞くべく陸上に引返へした。椎原は隆盛の叔父であり、川村の舅でも

あつたので、都合よく兩者の會見が出來たなら、或は漠々たる暗雲の中、一道の光明を認め得るかも知れないとは、大山の胸中に往來する考であつた。

大山が私學校に行つて見ると、如何なる相談があるかも知れぬと、百餘人の校徒が取り圍んでゐた。この中で川村の意中を傳へると隆盛は『俺も會ひたいから、そんなら行かう。』と佩刀を取つて起ち上つた。この時『先生が行かれては不可ない。』と留めた者は篠原であつた。『先づ様子を見に邊見と河野とをお遣りなされ。』篠原の聲に早くも二人は匕首を懷にして起つた。その顏面には深い決心が現はれてゐる。西鄉小兵衛はこれを見て二人を遣はすのは危險であると思つて、『川村が兄に會ひたがつてゐるのは、何か譯があるのであらう。兄が往くのが不可ないなら、この役は桐野、篠原の兩位に煩はしたい。』と言つて、隆盛もそれが宜からうと贊成した。

桐野、篠原の二人は高雄丸に出かけ、永山彌一郎、西鄉小兵衛、河野主一郎、邊見十郎太、高城七之丞等十數名が隨行した。一行が三隻の船に分乘しようとすると、『それ幹部連中が軍艦に往く。』と言つて、多數の私學校徒が競ひ集つて來た。この光景を高雄丸から望見して、川村はこれは拔刀隊で斬込んで軍艦を奪ひ取る計畫だなと察した。伊東艦長は川村に撃つて宜しいかと尋ねた。川村は今の場合一發でも當方から撃つては時局は決裂すると思つて、そのまゝ

錨索を中斷し、十町許り赤水方面に向つて軍艦を移動せしめた。桐野、篠原は殘念がつた。爾餘の校徒もスナイドルを握つたまゝ、空しく去り行く高雄丸の姿を見て齒咬みをした。

大山は再び高雄丸に川村を訪ふて、隆盛は川村に會ひたがつてゐるが、私學校徒に圍まれて行けぬ事情や、桐野篠原が出掛けたが軍艦の方で引込んで仕舞つたことを話した。川村も亦彼單身上陸しようとすると艦員が殘らず隨行せんとして聽かないことを語り、『事既にこゝに至る、今更致し方もない。』と匙を投げた。大山が『西郷が質問上京の場合には、海軍の方で下之關通過に妨害せぬやう盡力して貰ひたい。』と頼むと、川村は『あゝ下之關なら宜しい。然かし萬一長崎を占領でもしては國際問題を惹起す虞れがあるから、その時には容捨なく撃退する手筈になつてゐる。』と答へた。頼んだ大山にも、答へた川村にも各々考へるところがあつたのである。

大山は辭して舷側に立つた。この時川村は『私學校の連中も思ふ存分のことを遣つたら氣が濟むであらう。』と言つて笑つた。

午後五時高雄丸は錨を拔いて鹿兒島港を去つた。時に風浪甚しく進むことが出來なかつたので、その夜日向外の浦に泊し、翌曉出發して、十二日午前八時漸く絲崎に着し、使を尾之道に遣はして、左の電報を行在所及び政府へ發した。

九日、朝、鹿兒島に入る。校徒兵を執り高雄丸に闖入せんとす。故に陸に上ること能はず、大山縣令と船中に會す。到底鎭定すべからず。宜しく薩摩行の船舶を止むべし。且つ之を熊本鎭臺に電報して之が警備を嚴ならしむることを命じたり。尚宜しく意を兵備に留むべし。彼等の名とする所は川路大警視等が、中原警部に吩咐して西郷大將を刺さんとするの罪を鳴らすに在り。

尚後日川村伯の追懷談に據ると、『大山はこの時、もう今日ではどうも仕方が無い。既に今朝出水から東の方へ兵を出して仕舞つたと思ひ切つた顏色であつたが、これは全く自分から言ひ詰められて、一時の遁辭であつたと見へ、鹿兒島から熊本へ三日路の所を、二十三日になつて始めて熊本へ攻込んだ電報が到着したから、大山の虛言であつたことが判つた。』とある。

八 野村綱の自訴

川村海軍大輔坐乘の高雄丸と時を同じうして二月九日汽船迎陽丸も亦鹿兒島港前の濱に入港した。この船中には政府の密偵として野村綱なる者が乘つて來た。

野村は鹿兒島縣士族野村好醉の長男である。風采清楚、文學に富み、辯論に巧みであつた。

宮崎縣の屬官を勤めてゐたが、廢縣となつたので東京に上り、大久保利通の知遇を受けてゐた。今回鹿兒島に遣つて來たのも大久保の密旨を帶び、私學校徒の動靜を探らうとするためであつた。然るに鹿兒島に來て見れば、危機はすでに間髮の間に迫り殺氣天地に漲り亙るものがあつた。川村大輔すら隆盛に面會が出來ず、無念の齒咬みをして引揚げたほど、私學校徒の警戒は嚴重であつたので、上陸するには一々印鑑を要した。間もなく政府の陰謀すでに暴露し中原以下一味悉く縛に就いたとの報道があつた。そこで野村は到底その身も免がれることは出來ないと觀念したものか、十一日夜縣廳に出頭し、田畑參事に面會して、自分は大久保内務卿の密旨を帶びて來たものであると自訴した。大山縣令は直ちに野村を第二分署に拘禁することを命じ、その實情を糺問せしめたところ、野村は少しも包み隱さず、一切の事情を自白したが、その口供書は左の如くである。

鹿兒島縣第一大區二小區小番地

居住士族好醉嫡子　野　村　綱

一、自分儀舊宮崎縣廢合の末宮崎學校處分の事も有之舊學校弟子九名方向取定めの爲明治九年十月五日當地出發同二十八日着京共時分紛々鹿兒島動搖の風聞有之國家の爲不都合の儀と見込み同三十一日大久保卿へ鹿兒島表の議論頭に紛々と有之自ら上等社會に於て

は確實御熟知の御事とは乍存路頭の說の樣有之候ては甚だ不都合の始末故私儀も委しくは不存候得共御聞被成度候へば可レ致二出頭一との趣郵便を以て申遣候處十年一月三日參り呉候樣申來り罷越候處前書の始末如何と被二相尋一候に付成程一時は壯士輩競立候得共十一月下旬方より靜定の向にて自分出立の砌は穩に候若し路頭の說にて政府處分に誤る事有之候而者實に爲二國家一不二容易一次第に有之候旨申演候處此末は如何成り立つべきや如何か處分然るべきやと被申候に付之は私共の見に及ぶ間敷相答候處先づ鹿兒島私學校は一體政府の爲めに一大腫物の如し。仍而我輩の工風には盛大なる學校を設立し少年輩をして學問の方向を定めしめ同校人數を離間し諸鄕にも同樣着手いたし漸次腫物を小くするに如ずと承り候事。

一、同二十九日可レ參申來候に付罷越候處三十一日の飛脚船より出立候樣尤鹿兒島の人氣は起さめ仕易き國柄故兎角二三月頃が懸念に被レ思且陸軍省より彈藥取寄候手都合も有之通例の事なら郵便又は電信より被二申越一度而して動搖甚敷時分は乍二御苦勞一直に駈付け呉れ度其節は郵便は止り電信は切るゝに違ひはなし其上陸軍等の用意は成程非常に備ると云ふものゝ確たる報ならでは人民の騷ぎにも相成る事故其節は直に駈付け候樣殊に警視廳よりも探索差出し有之候皆必死の格護にて先き達て出立せり。暴發等の節は自ら大小爲す

所あるべしと態々被㆓申演㆒候に付其意は畢竟主任の人を斃すか又は火藥庫へ火差入る等の事にて隨分仕果すべくと波受け左樣の事ならば承知仕候旨相對へ候處金百圓報知の路費として被㆓差出㆒候に付受納いたし而して此度發會の事は誰も知らぬこと故其役は深く可㆓差含㆒尤先達て差出候探索人名は是なり爲㆓心得㆒とて半紙に書きたる人名を出されたり。一見するに何等警部或は書生の御書と鄕名有之候其書面は警視廳より廻り來つたるものにて候事。

一、同年一月三十一日東京出立神戸より迎陽丸に乘組み歸縣候處中原尙雄警視廳より內諭の次第發覺いたし御捕縛相成候段承り自分に於ても前書承知いたし候件々彼等右次第に付ては今更ら着手の道無之大書記官田畑常秋へ大略申出深重の處は包藏いたし居候處再び御喚出相成り第一分署へ差廻され猶御取調の末前件形行申立候事。

右之通相違不㆓申上㆒候。以上。

明治十年二月十三日　　野村綱（拇印）

この口供書は、私學校徒に取り辯上吏に油を注いだが如く、大久保川路の肉を喰ふも猶慊らずと憤激せしめたところのものである。これより先き陸軍大佐高島鞆之助は、大久保が密かに野村を鹿兒島に派せんとするを聞き、大久保を訪ふて野村の如何はしき人物であることを

忠告したが、大久保は終に聽かなかつたといふことである。

中原等の口供では、彼等は偏に川路の密旨を受けたものであつて、大久保は之に與つて居らぬが、野村の自白に至つて岩倉、大久保とも之に關聯してゐることが明かになつたやうである。隆盛も亦大山と同じく大久保がこの事件に關係あることを信じて居つた。明治十年四月四日、大山綱良の口供に曰く、

『二月十七日晩、西郷へ面會の節、西郷云、今般捕縛せし中原等の口供を見しに、全く川路利良のみの内意を以て來りたることゝ思ひ量せしに、野村綱の口供を見れば、陸軍省の火藥取寄等の事は、内務卿の關する事柄に非るに、其火藥取寄せのことを、大久保より野村に告げたる趣に依りて考れば、川路のみに非ず、大久保も此の度の事件は委細承知のことゝ察せらるゝなりと、依て自分も共通りと思惟せり………云々。』

とある。

九　暗殺事件是非

所謂刺客問題は果して事實であつたか、どうか。時の政府側では、是れ私學校徒が火藥庫掠

每事件の口實に供せんがため、谷口の報告を捏造せしめ、又中原以下を拷問の上無理やりに口供書に拇印せしめたものであるとしてゐる。今猶健存せる安樂兼道翁の話によると、『その同志等は自發的に歸鄉したのであつて、もとより大久保內務卿の命令などを受けたものでなく、內務卿はこの事件に毫末も關係がなかつた。然るに歸鄉間もなく一同は逮捕せられ散々拷問に會つた揚句貴樣等は西鄉先生を暗殺に歸つたのだらう、さあ白狀せよと思ひもかけぬ難題を吹きかけられ、ひたすら無念の切齒をするのみであつた。一同の生命は風前の燈の如く、何時殺さるか分らぬと覺悟を決めたとき、圖らずも官兵によつて牢獄から釋放されたのである。一々隱語を作つて居つたとかいふが、そんなものは見たことも聞いたことも無い。云々』と。然るに鹿兒島に殘存せる薩軍側古老連は、今猶刺客事件の事實であつた事を明言してゐる。又加治木常樹氏の『薩南血淚史』によると、明治四十三年四月二十日著者と谷口登太との問答が記されてあるが、谷口は『中原暗殺の事は當時私學校に報告せし通りなり。』といひ、又『暗殺の事は正しく中原より聞きたる事に相違なき事實なり。』と述べてゐる。尙加治木氏は、永山彌一郎謄寫自筆の遺記に中原手帳中の左記一文があり、當時私學校徒の周ねく見聞したるところであると書き記るしてゐる。この現物は刺客事件唯一の證左として隆盛自ら之を保官してゐたが、後ち永井村で一切の重要書類と共に之を燒棄したといふことである。

中原の手帳

一、官職これある者は皆銘々その職に斃れて止むべし。
一、官職はもとより勅命也。勅命を奉じて賊を攘ふ、何をか疑はん。
一、勅を奉じて死を致す、何の榮か之に過ぎん。
一、古より勅命を守て賊名を請けたる者なし。
一、故に云ふ、死を以て職に奉ずる者は常に恐るゝ敵なきものなり。如何となれば四方は賊野となり、大敵我を圍むも君命なる大義名分を戴き死を以て之を貫かんことを目的とすればなり。

後年中原等同志の多くは、官途に羽翼を伸ばして相當顯要の職に就いた。

露は尾花と寢たといふ。尾花は露と寢たといふ。暗殺事件のにぢくり合ひなどは今更感心出來ぬが、それが直ちに十年役といふ穗花になつて現はれて來たことは事實である。

第二十二章　十年戰爭

一　十年戰爭の地域とその規模

□戰域と地理

十年戰爭の作戰地域は、主として薩摩、日向、大隅、肥後、豊後の五國に過ぎなかつたが、作戰目標に通ずる主要の聯絡地域は、九州一圓、中國及び四國地方に跨つてゐた。

思ふに薩、日、隅三州の地は鎭西の南端に位し、往昔から覇を天下に爭ふに便利な地勢ではないが、苟くも薩軍にして、出でゝ天下の勢を制せんと欲したならば、如何にしても下關、博多、長崎の三港を策源地とせねばならなかつた。然るに薩軍第一着の戰略を誤つたが爲め此等の要

港は却て官軍の利用するところとなり、その艦隊の根據地ともなり、その陸軍の上陸地點ともなつて仕舞つた。

豐後に佐賀關、臼杵、佐伯の三港あり、日向に細島港あり、此の役中官軍は海に艦船を派して佐賀關及び細島を警備せしめた。更に南すれば都井岬と火ノ崎と相對して有明灣を抱き、又大隅の西南端立目崎は薩摩の山川港と相對して鹿兒島灣を灣入せしめてゐる。

肥後には三角、那ノ浦、日奈久、佐敷、水俣の諸港あり、中にも官軍の背面より熊本に達する上陸地點として便利な海岸は、那ノ浦及び日奈久の二港であつた。

又この戰役の作戰上、最も注目すべき要地及び都市の主なるものは大約次の如くである。

筑前の福岡、筑後の久留米、豐前の小倉、中津の諸都市は極めて樞要の地點である。

（一）福岡から肥後に出るには久留米を經ねばならぬ。小倉から肥後に出るには筑前の黑崎に至り、福岡に通ずる道路と分れ、木屋瀨、直方、小竹、飯塚、内野を經て山鹿に至り、茲に福岡から來る道路と合し更に進んで筑後の田代、久留米、福島、兼松を經、山路終に山鹿に達するのである。

（二）豐後方面では日出、杵築、別府、大分、鶴崎、臼杵、佐伯及び竹田等の要地がある。中にも竹田は大分、鶴崎、臼杵等の地から肥後に出づる本路の集合する地點であつて此の地から西すれば肥後の坂梨を經て大津に通ずるのである。

（三）肥後方面では熊本を中心とし西北から東北に亘つて南關、山鹿、隈府、高瀨、木葉、植木及び大津があり、東に木山、西に河内がある。西南から東北に亘つて川尻、隈庄、御船、宇土、八代、日奈久、佐敷及び水俣がある。而して州の東南隅に位し、居然として金城湯地の固を爲すものは則ち人吉である。

熊本から日向に出るには凡そ二路がある。其の一は春竹、御船、濱町を經て馬見原の境上を越え、右して終に鞍岡に入るもの、左して終に三ケ所に入るもの是である。其の二は大津を過ぎて漸く方嚮を轉じ、高森、大中を經て終に田原に入るもの是である。

又別に二條の間道があり、其の一は海に沿ひて八代に到り、人吉から右路を取て大山口を越え終に飯野に入るもの、其の二は左路を取り界山峠を越え終に南方に入るもの是である。

熊本から薩摩に出るには南向して川尻、宇土、松橋を過ぎ、是より海に沿ひて八代、日奈久、佐敷、水俣を過ぎ、終に出水に入るもの所謂鹿兒島街道是である。

（四）日向方面には海に沿ひて飫肥、宮崎、高鍋、美々津、富高新町及び延岡の要地がある。又高鍋の西南に佐土原あり、國の西南隅に位して其の關係恰も人吉の肥後に於けるが如きものは都ノ城である。其の他三田井、飯野、小林、高原、野尻、財部等の要地がある。

都ノ城から薩摩に出るには三條がある。其の一は西南柳井谷を踰え大隅を經て薩摩に入

るもの、其の二は西北安永西嶽を經て薩摩に入るもの、其の三は同じく斜に西北に進み、宮丸、大平田、高原、堤に至り、左路を取て龜澤の前方から薩摩に入るもの是である。

都ノ城から肥後に出るには、斜に西北に進み、羊腸崎嶇の間を縫うて里山峠を越え、終に湯前に入るのが順路である。

高鍋から肥後に出るには上江、椎木を經て馬見原を越え、終に濱町に入るのが順路である。

美々津から肥後に出るにも田代、宗代、七ツ山、三ケ所を過ぎて馬見原を越えるのが順路である。

延岡から豐後に出るには北進して粟野名、長井、川名内を經て重岡に至る本道と、川名内の前方から東折して川内を過ぎ、靑山、佐伯に通ずる支道とがある。

延岡から肥後に出るには山路斜に西北に向ひ、向山、三田井を左顧しつゝ岩戸、上野、田原、河内を過ぎ、終に高森に入るのが順路である。

（五）鹿兒島から直ちに肥後に出るには二道ある。一は鹿兒島灣に沿ひ、重富、東餅田、加治木、濱の市を經て住吉より北折し、宿窪田、中之、前目、大口を經て斜に西北に進み、終に水俣に至るものであり、他は鹿兒島より小山田に至り、北折して郡山、浦の名、山崎、虎居を經て出水に入るものと西進して大里に出で、是より北折して市來、串木野、向田、阿久根等海岸一帶の地を踏みて出水に入るものと兩路相合し、米ノ津より水俣に至るものである。

又日向を經て肥後に出るには始良、西諸縣の境上から日向の飯野に進出し、是より斜に西北に向つて人吉に至るのが順路である。

□薩軍の編成と其兵力

薩軍の編成は明治十年二月十二三日の頃に行はれた。

步兵は之を分隊、半隊、小隊、大隊に區別し、總て七個大隊より成立した。而して一個大隊は十個小隊より成り、戰に臨むときは大隊に附するに砲兵二中隊を以てし、その勢殆ど官軍の一個旅團に匹敵した。砲兵は山砲(四斤)二十八門、野砲(十二斤)二門、臼砲三十門を有し、之を分つて二隊とし、其の兵員約二百名であつた。

輜重は其の組織極めて簡であつて、兵站部も無いでは無かつたが、糧は敵に據るの主義を主とし、各兵自ら之を辨じた。

出兵後、薩將貴島淸の組織したる一大隊があつて、之を合せば八個大隊になるが、最初の編成は七個大隊であつた。

次に薩軍の兵力を見るに、一個大隊は大約二千人より成つてゐたが、六番七番の二大隊は兵

數極めて少なく、一個小隊約八十人に過ぎなかつたから合して千五百餘人を出でず、故に當初薩軍の現兵は一萬千五百人位であつた。之に加ふるに砲兵隊約二百人輜重兵若干、軍夫總員千二百人を以てし、總計約一萬三千人と算せられた。

然かしながら薩軍一たび國境を出づるや、西郷隆盛の名を慕ふて蹶然來り投ずる者も決して少くはなかつた。即ち島津啓二郎、鮫島元の佐土原隊、伊東直記川崎新五郎の飫肥隊大島景保等の延岡隊、石井習吉平島重綱、坂田諸潔等の高鍋隊、黑田等久麿村田量平の人吉隊、池邊吉十郎の熊本隊、平川惟一の協同隊、中津大四郎の龍口隊、堀田政一等の竹田隊、增田宋太郎、後藤純平等の中津隊貴島の一大隊などが夫れである。其の他日薩、隅各地方で漸次募集した徵募兵があつた。薩軍側兵數は大約左の如きものであつた。

一私學校黨　一萬三千人
一徵募隊　一萬人
一熊本隊協同隊及龍口隊　二千五百人
一高鍋隊　千百二十餘人
一延岡隊　千餘人
一飫肥隊　八百餘人

一佐土原隊　四百餘人
一竹田隊　千餘人
一人吉隊　百五十餘人
一中津隊　百五十餘人
共の他若干　總兵數三萬餘人

私學校黨は薩軍の中堅であつて、薩軍の精鋭は私學校黨に在つたことは言ふまでもない。彼等は舊藩士族であつて、戊辰の戰役に參加し、幾多の訓練に富むと共に實戰の經驗に富み、加ふるに西鄉隆盛を信ずること神の如くであつた。

薩軍がまさに出軍せんとするに臨み、一日三官以上の幹部が集合し、軍律の制定如何を評議したが可否の論區々として定まらなかつた。時に某發議して曰く、古來出軍に臨んでは、いづれも軍律の規定のなかつたものはない。たとへ我軍であつても、もし軍律がなかつたら如何にして全軍の規律を保つ事が出來やうか。然かし我軍には決して軍律規定の必要はない。そして一切の軍紀に關することは即ち西鄉先生の指揮を仰いで萬事を處分することが尤も便法で且つ有効であらうと、切議したところ衆議忽ちそれに一決して別に軍律を定むるには及ばなかつた。是れ薩軍に軍律のなかつた所以で、又以て薩軍の隆盛を信頼すること如何に

深厚であつたかを知るに足るのである。

此戰役中薩軍の戰歿並に病歿者の數は鹿兒島縣人六千四百六十七名、宮崎縣人四百六十二名熊本縣人三百八十三名、福岡縣人九十八名、大分縣人五十名、山口縣人七名、長崎縣人二名、山梨縣人一名、山形縣人三名、京都府一名、東京府二名、總計七千二百七十六名であつた

□薩軍の兵器と軍費

薩軍の使用した銃器は、スナイドル、エンピール、ライフル、イツトル、シヤーフル、七連發銃、馬上銃等であつて、兵員各一挺づゝを携へた外、別に補充に充つべき豫備銃の準備などは無かつた。初めの中は敵の銃器を鹵獲して補充して居つたが、田原坂激戰以來殊に銃器の缺乏を感じて來たので、淺見十郎太等が阿久根人阿南治助に命じ約八百挺ばかりの銃器を鹿兒島縣で買ひ集めさせたこともあつた。大砲は概ね佛蘭西式で、其の砲數は前に述べた山砲二十八門、野砲二門、臼砲大小三十門に過ぎなかつたが、一たび廢砲に歸するや木砲を製して擬勢を張り、官軍を欺いたこともあつた。

彈藥も亦極めて少なく、草牟田火藥庫から掠奪せしもの、薩軍の手にて製造せしもの、及び各

自に自費購求したり持合せたりしたものを合せ、鹿兒島出發の際薩軍の有して居つた小銃彈藥は精々百五十萬發位であつた。一萬五千の兵員として之を割當てれば一名平均百發宛の手當しか受けて居らなかつたのである。

されば薩軍は鹿兒島の製造所で汲々として銃砲彈藥の製造を急ぎ、又縣官又は區戶長をして銃器彈藥を人民から徵發せしめた。官軍の到着せざる前は、縣廳は公然薩軍を援助して居つた。

然かし、官軍が八代に上陸してからは薩軍と鹿兒島との聯絡が絕へ、彈藥輸送の路が塞つて益々窮乏を告げ、終には錫、銅、鐵を購ひ、或は鍋、釜を鎔かして丸とし、一時の凌ぎを付けるに至つた。但だ薩軍は銃器彈藥に乏しかつたが、夫卒に至るまで各皆日本刀を備へ、三尺の秋水を揮つて接戰するを常とした。所謂拔刀隊なるもの是であつて、最も官軍を惱ますことが出來た。拔刀隊は實に西南戰役に於ける特色であつて、近世歐米の戰爭では容易に見ることが出來ないものである。

次に薩軍の軍資は、初め西鄕隆盛の賞典祿以外には、主として鹿兒島縣廳の財政に倚賴したやうである。薩軍が鹿兒島を出發し、熊本開戰以來城山沒落に至るまでの間に、消費した金額は、七十餘萬圓を下らなかつたと言はれてゐる。そして出發の際携へた軍用金は僅に二十五

萬圓に過ぎなかつた。これでは當時の兵員二萬人を支持するに一ヶ月位なものであつた。そこで薩軍は出兵後直ちに軍資の缺乏を感じ頻りに縣廳に迫つて軍資を募集した。別府晋介邊見十郎太等が戰地から歸つて諸學校の資金を收めたり縣屬簑田長傳等が承惠、撫育兩社に諭して六萬圓の證劵を出さしめ、之を富商四十五名に割付けて薩軍に送つたり、又警察費と稱して管下人民に諭し、各々その分に應じて納金せしめたりした。

然かも戰局漸く進むに隨つて、薩軍は桐野利秋の方案により、佐土原に於て新に紙幣を發行することゝし、本營附中馬甚七を紙幣製造掛に命じて、十圓、五圓、一圓、五拾錢、貳拾錢、拾錢の紙幣約拾四萬貳千五百圓を製造せしめた。即ちその製造紙幣表は左の如くである。

種類	色	番號	枚數	金額
十圓札	濃茶	い一號より三千六百號迄	三、六〇〇	三万六千圓
五圓札	葡萄鼠	い一號より一萬號迄 ろ一號より千六百號迄	一一、六〇〇	五万八千圓
壹圓札	褐色	い一號より一萬號迄 ろ一號より一萬號迄 は一號より一萬號迄 に一號より六百號迄	三〇、六〇〇	三万六百圓
五拾錢札	桃色	い一號より一萬號迄 ろ一號より一萬號迄 に一號より七千六百號迄	二七、六〇〇	一万三千八百圓

貳拾錢札	黄色	い一號より一萬號迄 ろ一號より六百號迄	一〇、六〇〇	三千二百圓
拾錢札	生壁色	い一號より九千號迄	九、〇〇〇	九百圓
總計			九三、〇〇〇	十四万二千五百圓

以上の紙幣發行前、薩軍の融通上最も効力があつたのは前記承恵、撫育兩社の證券であつた。然かしこの紙幣も證券も、薩軍の戰運非なるに及んで、漸次その信用を失つて仕舞ひ、殊に官軍の爲め鹿兒島の根據地を奪はれてからは財源益々窮迫するの一方となつたのである。

□官軍の編成と其兵力

官軍は明治五年兵制に一大改革を加へ、全國徴兵の制に依り、佛國式に模倣し、歩騎、砲工、輜重兵から成つてゐた。

歩兵は小隊、中隊大隊、聯隊に區分された。旅團、師團、軍團等の組織はこれまでなかつたが、十年役起るに及び軍團及び旅團を組織した。旅團は大約歩兵二個大隊より成れる聯隊二個に加ふるに、砲兵、工兵各一小隊を以てし、總兵大約三千餘人であつた。

騎兵は近衛及東京鎭臺にあつたがその數極めて少なく僅に傳令の用に充てられた。輜重

兵も亦各鎭臺に編成はあつたが少數であつて、大した効能を有たなかつた。十年役中には之に代ふるに軍夫を以てし、最も多い時には一旅團にして二万五千人を使用したといふ。

軍團は參謀部、會計部、軍醫部、砲兵部、輜重部、運輸局、裁判所、舊別働第五旅團工兵第六方面より成り、有栖川宮熾仁親王總督となり、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義が並に參軍であつた。

旅團は初め第一、第二に分ち、第一旅團は陸軍少將野津鎭雄が司令長官、陸軍中佐岡本兵四郎が參謀長であり、第二旅團は少將三好重臣が司令長官、大佐野津道貫が參謀長であつた。その兵各二千人、大砲僅に六門。豫備砲兵は一小隊に代ふるに一大隊を以てし、會計部、病院、砲廠部等を組織し、併せて兩旅團に分屬せしめた。尋で東京鎭臺豫備砲兵第一大隊、同豫備工兵第一大隊第二小隊及び騎兵若干來り會するに及び、乃ち東京鎭臺歩兵第一聯隊第三大隊、大阪鎭臺歩兵第八聯隊第二大隊を合して、第一旅團歩兵第一聯隊とし、又東京鎭臺豫備砲兵第一大隊第一小隊、同豫備工兵第一大隊第二小隊の半數を以て同旅團に屬し、騎兵はすべて傳令に充てた。

その他熊本鎭臺歩兵第十四聯隊の第一大隊、第二大隊、及び砲兵、工兵合せて約二千人あり、少將谷干城はその司令長官、中佐樺山資紀はその參謀長であつた。

その後新に六旅團が組織された。第三旅團司令長官少將三浦梧樓、參謀長大佐揖斐章。第四旅團司令長官少將曾我祐準、參謀長中佐品川氏章。別働第一旅團司令長官少將高島鞆之助、

參謀長中佐岡澤精。別働第二旅團司令長官少將山田顯義、參謀長大佐黑川通軌。別働第三旅團司令長官少將川路利良、參謀長中佐田邊良顯。新撰旅團司令長官少將東伏見宮彰仁親王、參謀長中佐長坂昭德であつた。十年戰爭に從軍したのは以上八旅團であつたが、實際は七旅團であつた。初め川路少將の別働第三旅團を編制するや、その兵員は主として警官であつたが、後ちその組織を解き、守地を擧げて之を新撰旅團に交付した。而して新撰旅團なるものは內務省にて臨時募集し、或は出願を許可せし巡查の內にて編制し、別働第三旅團に代つたものであるから、かくは實際に七旅團であつたのである。

かくの如く官軍は一軍團七旅團より成立したものであるが、戰爭中多少の編成改正があつた。然かし要するに步兵五十五大隊、砲兵六大隊、工兵一大隊、騎兵及輜重兵各若干、その他警官を以て組織したる別種兵九隊であつた。而してその兵數は總計五万八千五百五十八人であつて、內譯左の如し。

將官	十一人
佐官	百二十八人
尉官	二千百八十八人
下士	五千八百五十四人

兵　　卒　　四萬二千五十六人
別種徵募兵　　六千七百人
軍　　屬　　千六百二十一人

又官軍は陸兵と同時に海軍を有し、その兵員總數二千二百八十人であつた。

官軍はかく兵數に於て遙かに薩軍を凌駕したるのみならず、豫備後備を擧げて猶足らざるに於ては、更に舊藩士族數十萬を戰場に使役することも出來ないことではなかつた。然かしこの役に於て官軍の戰略は主として攻勢に出でたから、常に兵員の不足に苦しみ、新兵の募集に汲々たる有樣であつた。熊本連絡の後薩軍は人吉延岡の間に退却したが、官軍は海陸兩路より進み戰線徐々廣く、殆ど九州全國を切半するに至り、加ふるに日薩の國境險峻であつて通路甚だ少ないため、戰鬪却て困難に陷り、十年四月末迄に死亡すでに三千人以上に達し、山縣參軍は五月一日徵兵召募の必要を西郷、鳥尾兩中將に報じ、九州と雖もすでに平定したる諸縣からは定例の賦兵を徵募せんことを謀つたほどである。

尚開戰以來城山陷落まで官軍の死傷者總計一萬六千九十五名に達し、その內戰地に即死した者四千六百五十三名、負傷後死せし者二千百九十名、死亡者合計六千八百四十三名であつた。

官軍の銃砲は、スナイドル、アルミニー、マルチネー、ツンナール、エンピールその他の各銃合せて四萬五千七百二十一挺、四斤山砲四十五門、四斤野砲九門、長四斤山砲二門、クルップ野砲十二門、ブワードエル砲六門、二十珊臼砲十一門、十三珊臼砲十四門、十二珊臼砲四門、アームストロング砲一門、ウイツトル砲二門、カツトリング砲二門、ミトライユース砲一門、合計百九門であり、その彈藥總受數は六千三百四十二萬九千十八發を算した。

彈藥の準備に至つては、製造機關が比較的完整して居つたので、その製造高も亦薩軍の企及するところではなかつた。然かし何分奮闘苦戰晝夜に亘り、田原坂戰鬪の如きは最も猛烈を極め、當時正面軍の費すところ一日平均約三十二萬二千百五十發に至つたといふことである。

山縣參軍が三月三十一日書を大久保、伊藤兩參議及び鳥尾中將に贈つた中に、

『聞く、印度地方屯在の英國兵は、後裝銃を携帶すと、その彈藥を購求すること能はざるか。且つ香港、上海等にも購求の手段を盡くされたし。斯地現在の彈藥は僅に十三四日を支ふべきのみ。一にその盡力を祈る。』

とあるが如き、如何に慘憺たる苦心をしたかゞ察せられる。かくの如く官軍が一時彈藥の缺乏を感じたことは薩軍と同樣であつたが、その後東京大阪兩工廠の製造日に多きを加へたると、金額を吝まずして歐米各國より之を購入したので、遂に最後の勝利を收むる一大原因を成すことが出來たのである。

更に官軍側の軍費を見るに明治四年政府は幣制の改革を圖り、五年以降國債の募集、國立銀行の創定となり、六年地租の改正となつて、財政機關漸くその端緒を啓かんとするに當つて、十年役の勃發となつたので、政府の苦痛は一と通りでなかつた。されば政府は軍費の不足を補はんがため、十五銀行より利息年五分を以つて一千五百萬圓を借入れ、その用に充つる目的を以て頻りに紙幣を增發し、且つ國立銀行條例の改正によつて、益々紙幣を濫發したから、戰後十一年にはその發行高一億二千萬圓の多きに達した。然かし實際軍費として消費したる金額は四千百五十六萬七千七百二十六圓であつて、その內譯は左の如し。

金一千三百六萬圓　軍夫賃錢
　此人數二千三十五萬餘人　其費軍費三分の一に當る。
金四百五十五萬圓　銃砲及彈藥費
金三百四十四萬圓　運送船舶費

三菱會社の傭船百三隻買入船二隻

金百五十二萬圓　　難民賑恤費

窮民救恤は二千三百戸、四十一萬四千六百人罹災賑給は三萬五千四百戸にして一戸平均三十一圓餘である。

金二十五萬圓　　駐輦費

名は駐輦費なるも、その半額は軍人賞慰金にかゝる。

金拾八萬圓　　犯罪處分費

金六萬二千餘圓　　人民より請求したる陣舍料

金三萬六千餘圓　　同　宿料

又、海軍で費した軍費總額は六十五萬四千五百二十九圓に達した。

□戰後の斷罪

明治十年九月二十四日、西南の亂平ぐや、政府は臨時裁判所を長崎に設け、斷罪のことを掌どり、元鹿兒島縣令大山綱良以下、斬、懲役、除族、贖罪、收贖等の刑に處せらるゝもの二千七百六十四

名に及んだ。又免罪四萬三百四十九名、無罪四百四十九名、刑名宣告前死亡者四十七名あつた。

二　問罪の師――薩軍鹿兒島を發す

明治十年二月十二日、陸軍大將西鄕隆盛陸軍少將桐野利秋及び陸軍少將篠原國幹三名の連署で、鹿兒島縣令大山綱良に宛てゝ提出した屆書は左の通りである。

拙者共事、先般御暇の上非役にて歸縣致居候處、今般政府え尋問の筋有之、明　當地發程致候間爲御含此段屆出候。尤舊兵隊の者共隨行多數出立致候間、人民動搖不致樣、一層御保護及御依賴候也。

明治十年二月　　陸軍大將　西鄕隆盛
陸軍少將　桐野利秋
陸軍少將　篠原國幹

縣令　大山綱良殿

これを受取つた大山は、直ちに第一課長一等屬今藤宏に命じ縣廳より政府に對する稟報及び各縣廳各鎭臺に致すべき通牒を起草せしめ、又管下人民に布告せんため中原尙雄の口供を

印刷し、布達に添えて各處に掲示せしめた。

今般陸軍大將西鄕隆盛外二名政府へ尋問の筋有之、舊兵隊等隨行、不日に上京の段屆出候に付朝廷へ屆の上更に別紙の通各府縣並に各鎭臺へ通知に及び候。就ては此節に際し人民保護上一層注意着手に及候條、篤く共意を了知し、益々安堵可致、此旨布達候事。

但兇徒中原尙雄の口供相添候。

明治十年二月十二日　　　　鹿兒島縣令　大　山　綱　良

これが即ち各所に掲示した布告である。大山は又屬官永吉小藤治、原作藏、篠崎新平、島本吉住、爾寢淸伊藤一作、平山重助、福永直之丞等を專使として選び、十四日鹿兒島發程、屆書を政府各鎭臺各府縣に致さしめた。三條太政大臣に上つた書面は左の如くである。

西鄕陸軍大將外二名上京に付御屆

今般、當縣官員へ上京申付け御屆の事件左に申上候。近日當縣より舊警視廳へ奉職の警部中原尙雄共の外別紙人名の者共、名を歸省に託し潜に歸縣の處、彼等竊かに國憲を犯さんとするの姦謀發覺したるに付、則ち御規則に本づき共筋へ申付、該人名捕縛の上鞠問に及び候處、圖らずも該犯の口供別紙の通に有之候。就ては右事件陸軍大將西鄕隆盛、陸軍少將桐野利秋、陸軍少將篠原國幹等が耳聞にも相觸たるか、右三名より今般政府へ尋問の筋有之、不日

に當地發程致候間御含めの爲め此段屆出候。尤も舊兵隊の者共隨行多數出立候間人民動搖不致樣一層御保護及御依賴候旨別紙之通書面を以て屆出候に付縣廳に於て書面の趣聞屆候間此段及御屆置候也。

追申、本文の趣最寄の各縣並鎭臺へも及通知候。且又該犯の者中原尙雄外發京の節或は四ヶ月分の俸給、或は八ヶ月分の俸給を受取たる段申出候。右は口供へ漏脫に付此段申添候也。

明治十年二月十三日　　鹿兒島縣令　大　山　綱　良

太政大臣　三　條　實　美　殿

熊本鎭臺に致したる書面は左の如くである。

別紙書面一通、陸軍大將西鄉隆盛より共御臺へ依賴に付、送致候條、御落手可給候也。

二月十五日　　鹿兒島縣令　大　山　綱　良

熊　本　鎭　臺　御　中

別　紙

拙者義今般政府へ尋問の廉有之、明後十七日縣下發程陸軍少將桐野利秋、陸軍少將篠原國幹及舊兵隊の者共隨行致候間、其臺下通行の節は兵隊整列指揮を可被受、此段照會に及候也。

明治十年二月十五日　　　陸軍大將　西　鄕　隆　盛

熊本鎭臺司令長官

この書面は先きの縣廳へ屆出の書面と共に隆盛の自筆ではない。縣廳の方で政府問罪の形式を整へるために勝手に認めたものである。殊にこの書面は熊本鎭臺司令官を愚弄したものである。如何に隆盛が陸軍大將であるとはいへ、非職を以て恣まに現職を指揮せんとすることは不法である。「兵隊整列指揮を受けらるべく」とは陛下の鎭臺に向つて降服を勸告したのも同然、暴慢無禮を極めたものである。隆盛がこんな書面に同意を表しさうな筈がない。果然隆盛は翌十六日、今藤宏に宛てゝ右書面掛合の一條を取消して吳れるやう依賴し、又大山綱良に宛てゝ同書面を既に差出したかどうかを問合せてゐる。

先刻御引合相成候肥後鎭臺ゑ掛合の一條、縣廳間違にて掛合いたし候義を申分り、早々御取消可被成下候。彌御掛合相成候はゞ何分爲御知可被下候。其迄又々間違候ては先鋒の兵隊如何の事變に及候も不被知候付爲念又々申進候。以上。

二月十六日　　　西　鄕　吉　之　助

今　藤　宏　様

要　用　詞

先刻及二御報一置候熊本鎭臺への御掛合御差出相成候哉爲レ念御尋申上候間否爲二御知一被レ下度御願申上候。以上。

二月十六日　西郷吉之助

大山綱良様

この二つの書面は最近まで世に表はれなかつたために、永く隆盛の心事に猶一點の疑問を殘したのであつた。もとより隆盛は今更薩南八千の子弟の情誼を捨てゝ己れ一身を潔うせんとしたものではない。たゞ「政府え尋問の筋」を糺さんとするに臨み、飽くまでも大義名分を正しうせんため、理に合はない挑戰的の書を出し、却て先方に有利な辭柄を與ふるが如きことになつたのを、一生の恥辱と考へたに相違なかつた。

然かし乍ら時既に遲れ、箭は既に弦を離れてしまつた。鹿兒島縣廳よりの專使原作藏、篠崎新平、宇宿榮之丞等が西郷等上京の趣意書を齎らして熊本城に到着したのは十九日であつた。司令長官谷少將は參謀長陸軍中佐樺山資紀に命じて專使に應接せしめ、斷然その書面を斥け、且つ兵器を携へ國憲を犯し、強て臺下を過ぎんとするものは、悉く兵力を以て揉み潰して仕舞ふであらうぞと諭して歸國せしめた。

之れより先き二月九日海軍大輔川村純義の心盡しも水泡に歸し、空しく鹿兒島を去らねばならなかつたとき、政府では最早薩南の一と暴れは免がれ難きものと決意するところあつた。前月下旬以降、聖駕に扈從して京都に在つた陸軍卿陸軍中將山縣有朋は、二月十二日鹿兒島に對する戰略の方針を定め、之を意見書として三條太政大臣に上つた。その中に左の一節がある。

南隅の事情甚切迫、其發作に當り、如何なる景況を現出し、如何なる變動に立至るも計り難し、此事實に淺少に非ざるなり、而して南隅一たび反動せば勢之に應ずる者、蓋し兩肥、久留米柳川。南海にては阿波、土佐。山陽山陰にては因備。東海東山及び北陸にては彥根、桑名、靜岡、松代、大垣、高田、金澤、及び酒田、會津、米澤なり。而して關八州の舘林、佐倉、其他の舊小藩の向背一として定まる者なし。故に其愛する所を窺ふの旨趣に基き、左に戰略を概論す。

南隅破裂するに當り、渠の策略其何の點に出づるは量り知る可らずと雖も、之を要するに三策に過ぎず。第一には火船に乘じて東京或は浪花に突入すること。第二には長崎及び熊本鎭臺を襲擊し、全九州を破り、以て中原に出づること。第三には鹿兒島に割據し以て全國の動搖を窺ひ、暗に海內の人心を揣摩し、時機に投じ、以て中原を破ること。恐くは此三項の外に出でずと洞察せり。因て其何の點に出づるも我に在つては他を顧みず、力を一にして

鹿兒島城に向ひ、海陸並進、櫻島灣に突入し、奮鬪攻擊し、瞬間鹿兒島城を殲滅するを期して後に止む。而して更に四國、中國及び兩肥等に向て之を擊破せんも亦難きに非ず。然れども共已に破裂するや天下土崩の勢となならん。何ぞ其指名する所の舊諸藩に止らんや。實に天下の大亂と豫圖せざる可らず。此際に臨み影を捕へ響に應じ、以て東奔西走するが如きあらば、不知不識、兵を疲倦し、線路を截斷せられ、我勢力を削減し、遂に測るべからざるの大害を釀成せん。(以下略)

之を以て見れば、如何に政府が薩南の暴發を重大視したかゞ判かる。薩南の暴發は單なる一地方の騷動に終らずして、全國的に響應して叛旗を飜へし來り、政府顚覆の致命傷となるの虞れが充分あつたからである。そこで陸軍少將大山巖に訓電し、密かに戒嚴するところあらしむると同時に、熊本鎭臺司令長官谷少將に命じて更に備へしめ、尙各鎭臺にも萬一に處すべき覺悟あるべきを訓へ、更に二月十日東京、大阪各鎭臺及び諸隊に命じ、密かにその出動の準備を命じた。

十三日山縣は廣島鎭臺步兵一個大隊を馬關に分遣すべきを命じ、十四日には萬死を期して熊本城を保つべしと命令し、大に之が對策を講究した。

一方、鹿兒島の方では縣令の布告一たび出でゝ三州の輿論囂然沸起せし有樣であつた。平素隆盛の人格德望を慕ふもの、その身は私學校黨でない者までも、我も我もと問罪の師に參加せんことを申出で、日に幾百幾千の壯丁が殺到した。そこで西鄕小兵衞、松永高美、邊見十郞太、河野主一郞、及び堀新次郞の五名が委員に選ばれ隊伍編制の事務に從ふことゝなつた。

二月十三日、舊練兵場に集合せしめた壯丁を以て、步兵五個大隊、砲兵二個小隊が編制された。步兵は「何番大隊」と云ひ、砲兵は「何番砲隊」と呼んだ。步兵各々十個小隊より成り、一隊は大約二百名を算した。その大部分は市外各鄕の士族に取り、必ず之に市內士族三十名許りを附した。更に給養四名喇叭役一名、軍夫二十名が附いた。

步兵は先づ小隊長五十名を選び、抽籤に依つて部屬を定め、之を五個大隊に均配し、編制委員亦之に與かり、各個大隊の一番小隊長となつた。

之と同時に別府晋介の計畫にかゝる步兵二個大隊が別個に編成された。これは加治木、國分、山田、帖佐及び溝邊の諸鄕子弟から成り、總員一千五百名に過ぎなかつた。かく市內に編成された各大隊の兵員に比すれば、その半數に滿たなかつたので、之を以て獨立一番大隊、二番大隊と稱し、前者は八個小隊に、後者は十一個小隊に分ち、小隊の定員も七十五名乃至八十名であつた。これは後日六番大隊、七番大隊と改稱された。

かくて以上の各大隊にそれ〴〵指揮長が置かれた。

一番大隊指揮長　篠原國幹
二番大隊指揮長　村田新八
三番大隊指揮長　永山彌一郎
四番大隊指揮長　桐野利秋
五番大隊指揮長　池上四郎
獨立二個大隊指揮長　別府晋介
獨立一番大隊差引　越山休藏
獨立二番大隊差引　兒玉強之助

後日貴島清の組織したる一大隊が加つたが、最初の編成は七個大隊であつたのである。而して之が兵員は一個大隊大約二千人として五個大隊一萬人、獨立二個大隊一千五百人、合計現兵一萬一千五百人を算し、之に加ふるに砲兵隊約二百人輜重兵若干、及び軍夫等合せて一千二百人、總計一萬三千人と註せられた。薩南健兒の精鋭は今や出發の命令一下を待つばかりであつた。

陸軍大將西郷隆盛の名を以てしたる熊本鎭臺宛ての通牒には「明後十七日縣下發程」と

ある。然かし編制されたる薩軍の先鋒は既に十五日を以て發せられた。頃日天候俄に一變し、十二日以來寒氣劇甚となり、降雪連日、十五日に至つて地上の積雪殆んど六七寸より尺餘に及んだ。市來四郎「十年中の日記」に

　二月十五日大雪地上六七寸積る、昨日より終夜雪、五十年來の大雪西郷黨出發。

とある通り、この日午前六時を期して練兵場に集合し、同八時に進發する豫定であつたので、四千有餘の壯士各々結束し、拂曉白雪を蹴て簇々練兵場に至り、各隊標示の下に會し篝火を焚いてその期を俟つた。かくて午前八時を報ずるや、各隊順次繰出し、一絲紊れず整々として練兵場を發し、一番大隊は西目街道より、二番大隊は東目街道より東西に分れて征途に上つた。又別府晋介の統卒せる獨立一番二番の大隊は、昧爽加治木を發して薩軍の先鋒を成した。

　十六日に至つて降雪前よりも甚しく、「屋上一尺、地上八九寸」も積つた。三番、四番の大隊は豫定の時刻を以て練兵場を發し、三番大隊は西目街道より、四番大隊は東目街道より進んで前日發程の後を追ふた。

　隆盛の出發すべき十七日は來た。當日は「曇後晴」とあつたが、積雪は前日に變りもなかつた。豫定の時刻に練兵場を發した五番大隊は西目街道よりし、砲隊は東目街道よりした。

前者には篠原國幹、永山彌一郎、池上四郎行を共にし、後者には西鄕隆盛、桐野利秋、村田新八淵邊高照等が在つた。

隆盛當日の打扮は、『薩南血涙史』によれば、「陸軍大將の略服を着し、正帽を戴き、刀を帶び、草鞋を着け、歩して田の浦に至る。」とあり伊地知峻氏の談には「其服裝は和服羽織袴で、大きな胸を寬げ腰には一刀を帶び頭に黑の中折帽の如きものを被つて居られたことを記憶する。」とある。この時十二歲の長男寅太郎は家人に伴はれて父を見送りに來たが、隆盛顧みて曰く『來たか。』と、共に行くことと數丁にして『もう歸れ。』と家に歸らしめた。これ父子の生別死別を兼ねた時である。隆盛更に進んで磯の島津邸を過ぎんとするや、門前に恭しく三拜し砲隊皆禮して去つた。

薩軍鹿兒島を發してより連日大雪止まず、大口筋の山路に行き着いた頃は、積雪殆ど人の腰を沒する有樣で、病を起し頓死する者さへ出すに至つた。市來四郎の日記に曰く、

二月十八日曇三時頃又降雪、寒氣は薄し。西鄕黨悉く出發して世上大に鎭靜せり。我輩の如き此擧に關係せず局外中立の身は泰然として雪見の酒共催して歌共詠じたり、世は樣々のものなり、積雪に困しんで出陣する人もあり、雪を眺めて酒を樂むもあり、此度の擧は全く西鄕黨の私擧なれば傍觀する人多し。中にも久光公舊知事公は最も御關係なし。

とある。熱狂せる鹿兒島人中にも、かく冷然として中立の態度を取つた人士もあるにはあつたのである。

初め隆盛が私學校黨に擁せられて起つに至つた事情は、政府に知られなかつた。隆盛が叛徒の首領であらうとは思ひがけもなかつたので、隆盛が私學校黨を訓諭したならば、有繋の猛者連も鎭壓出來るであらうとの一縷の望があつた。そこで最初この使は自分が行かうと大久保が言ひ出した。大久保は隆盛と仲違ひになつてゐること數年であるとはいへ、隆盛の心事を知る者自分より外に無しとし、一旦隆盛に面會して說いたならば、隆盛は必ずや善く私學校徒を制し、激發せしめないで止むであらうと考へたからである。然るに當時の內閣諸公は多く之に反對し、殊に木戶の如きは速かに征討の令を發して之を平定すべしと主張し、自らその征討の任に當らん事を請ふた。聖上は共に之を許し給はず、勅して『二人は朕の股肱である。留て朕を補佐せよ。』と仰せられたので、木戶の征討論も、大久保の鎭撫論も終に行はれなかつた。かくて十七日、有栖川宮熾仁親王を勅使として派遣の議に決し、議官柳原前光、同河野敏鎌は之が隨行を命ぜられ、翌日陸軍少將野津鎭雄、同三好重臣をして護衛兵の司令長官たらしめ、以て鹿兒島に於ける島津久光、西鄉隆盛の兩柱石に慰諭せらるゝことになつてゐた。然

るに熊本鎭臺から飛報があり、鹿兒島兵の先鋒既に佐敷に入つたから二十日か二十一日には開戰になるであらうとあつたので、最早勅使の要が無くなつて仕舞つた。その代り十九日賊徒征討の令が下つた。

　鹿兒島縣暴徒は擅に兵器を携へ熊本縣へ亂入、國憲を憚らず、叛跡顯然に付、征討被仰候條、此旨相達候事。

　明治十年二月十九日　　太政大臣　三　條　實　美

かくて有栖川宮熾仁親王を以て征討總督に任じ、左の勅書を賜つた。

　朕卿を以て鹿兒島逆徒征討總督に任じ、海陸一切の軍事並に將官以下の黜陟賞罰擧て以て卿に委す。卿黽勉從事し平定の功を奏せよ。

同時に征討軍團を組織し、山縣、川村兩中將を以て參軍に、陸軍少將野津鎭雄を以て第一旅團司令長官に、陸軍少將三好重臣を以て第二旅團司令長官に任じ、總督本營を大阪に置き、諸軍を統轄せしめた。征討總督は二十六日博多到着本營を福岡に移された。

二十五日、陸軍大將正三位西郷隆盛陸軍少將正五位桐野利秋陸軍少將正五位篠原國幹の官位は褫奪された。

同日又三條太政大臣の名を以て征討の旨趣を各府縣に諭告した。文中「逆徒等前文彈藥

掠奪暴擧の後俄に當時歸縣致し居候警察官吏數名を捕縛糺問の口供を要し妄說を以て悖亂の名を飾り人心を煽動し兇徒を嘯聚する等不軌の形跡判然たるを認め……。』云々の一節がある。

二十八日、征討總督は特に令を發して長崎、福岡、大分三縣の非職士官を福岡本營に召集し、大義名分の在るところを示され、更に九州各縣に對して左の訓諭を發した。

曩に鹿兒島縣の暴徒數百人嘯聚し、去る一月三十一日夜より二月二日に至るまで連夜に其縣下に有之陸海軍の彈藥を掠奪し、同縣下人心甚穩かならず。是に於て川村海軍大輔及び林內務少輔を差遣し、其狀を訊問せしめんとするに、暴徒等兵器を以て其の上陸を拒み、剩へ其乘る所の官船をも奪はんとしたり。仍て空しく鹿兒島灣口より船を廻せり。天皇尙或は其覺悟せんことを欲し從二位島津久光父子及び西鄕隆盛等は深く國家の爲めに力を盡す者なるを以て、此時に際し身を挺で以て人心を鎭撫せしめんことを思ひ、勅使を差遣せられんとするに、豈圖らんや、隆盛以下自ら其名なきを惡み、東京巡査其他歸縣せる者數十名を縛し、食はしむるに無根の僞名を以てし、强て名義を設け、檄を全國に傳へ、恣に兵器を携帶し、國境を鎖し、已にして闔縣の兵を擧げて熊本縣下に闖入し、官兵に抗敵し、其兇威を逞くせんとは如此の形勢萬已むを得ざるに付、遂に本月十九日を以て征討の命を發し、余を以て征討

總督に任ぜられ陸海軍の兵を進退するを許し、尋で隆盛以下の官位を剝奪せられたり。乃ち天兵を擧げ、急に大旆を西し、速に其巨魁を殲し、脅徒は治することなく、以て　天皇の慈仁蒼生を愛育するの恩覆載に同じきを知らしめんとす。玆に今本營を筑の前州に置き兵を動し馬に秣かふ初に當て、王師を動かす所以の理を詳說すること斯の如し。夫れ海內の臣民たるもの、大義名分の所在を辨知し、確然自守し、決して其方向を誤るべからず、苟も反人の爲めに蠱惑せらるゝあらば、盜し悔るも及ぶ無きのみ。

木戶が十年戰役前より鹿兒島の形勢容易ならぬを察し、政府の手を施し得ざるを憤つてゐたことは前にも述べた。彼はその年の元旦川路利良の家で、西鄉從道と大山巖とに會つたとき、隆盛の去就重大であることを憂ひて問ふた。從道は『兄の建てゝ居る學校だからそんな心配は要らぬ。』と答へた。それが終に爆發して、隆盛がその巨頭に推されたのであるから、木戶の痛憂は的中したのである。三月一日岩倉は三條、木戶に與へて曰く、

『隆盛は德望威力共に卓絕天下衆人の景慕するところにして其大に動くところあらんかと想像し、空ら恃みにも之を恃み反を謀りし者あり、佐賀萩の如き是なり。然るに隆盛は些も雷同せず、且動かず、是を以て忝くも至尊は柱石の臣と深く御依賴遊ばされ內閣大臣始め

皆忠誠無二の人と確信して疑はざるのところ、豈圖らんや這回の叛狀實に驚愕長大息の至に堪へず。嗚呼國家の元勳にして此の如く賊臣となるは抑も何の故ぞや、千思百慮すと雖も其事由を解すること能はず………。』云々と。

木戸は之に對して朱批して曰く、

『西鄕の所業甚だ惡むべし。然りと雖も朝廷も反省なくんばあるべからず。孝允は都下に住し折節政府の人に接し而して尙疑ふもの亦尠からず況んや邊境に於てをや。西鄕も決して尊氏が如き奸惡に非ず。惜しい哉、識乏くして時勢を知らず、一朝の怒を洩らすに已れの長ずる所を以て身を亡し又國を害するなり。所長を以て身を誤まる、古今皆是れなり。短なる所を以て身を誤まるもの鮮し。西鄕惡むべしと雖も亦憐むべき者なきにしもあらず。』

又木戸が十年四月の日記に曰く、

『西鄕隆盛は十二年來の知人、忠實寡慾事に臨んで果斷あり。只短なるものは當時の形勢に暗し、大體を見る能はずして疑惑その間に生じ、一朝の憤怒を以てその身を亡ぼし、その名を損す、歎惜に堪へず、人生の遺憾なり。予は初めより西鄕に疑なきこと能はず、甲子長州征討の時、西鄕は尾州公を輔け參謀たり。予は解けざる者ありと想像せり。已にして長州と

薩州と合力同盟せしは、余と西郷丙寅の歳京都に相誓ひしに因る。之を以て、戊辰一新の大業を成せり。然して西郷氏今日の狀態に至る語るに忍びざるなり。』

すべてがこんな調子であつた。この時すでに木戶は病氣であつたが、一日見舞に行つた大山巖に向つて曰く『今日のやうになりはしまいかと、君の從兄の從道にあれほど話して心配して居つたのだ。』と、大山曰く『從道は兄を信じて居つたのだもの。』と。後日從道、大山に會つたとき『木戶へ病氣見舞には行くが、木戶から言はれることがつらう御座す。』と閉口して居つた。

三　熊本城攻圍戰（一）

末松靑萍の詩に『負くれば是れ賊、勝てば是れ官、男兒たゞ應に險難を冒すべし、啣嘵曉に鹿兒島を出で、絕叫夕に度る太郎山、眼下叢爾たり熊本城、手に唾して拔くべし立食の間、君見ずや南關北關路歷々直ちに此關を出づれば一敵無からん。』とある。太郎山とは津奈木、佐敷、赤松の三太郎峠を謂ふのである。肥薩の海岸に沿ふた絕壁の險要であつて、隆盛及び砲隊が人吉から球磨川を下つて八代に出た以外は、薩軍の大部分がこゝを通つたのである。曉に鹿兒島

を出で夕に早くも太郎峠にさしかゝり得るほど容易でなく、先發隊が川尻に到着するまで六日間を要してはゐるが薩軍の意氣既に蕞爾たる熊本城を呑み、直ちにこの關を出づれば一敵無からんくらゐの考へであつたことは事實である。薩軍は別府の二大隊が二十日川尻に到着したのを初めとし、二十一、二十二日の兩日を以て全部川尻に到着濟みとなつた。尤も熊本縣廳が御船に移つたのを聞いて四番大隊の一部分は二十一日、間道より御船に向つた。川尻は熊本城を距る僅に二里に過ぎず、薩軍既に官軍の範域に侵入したのも同然である。官軍亦何とて薩軍の北上に不注意であらう。哨兵を各地に配置してその動靜を探知しつゝあつた。戰機漸く熟し、兩軍の衝突は刻々に迫つた。雷鳴殷々として沛雨將に到らんとするが如き氣配である。以下少しく熊本城の沿革と官軍の作戰とに移らう。

熊本は元と隈本である。足利氏の末葉菊池氏の一族出田氏が肥後の地理的中心たる隈本に居城を構へ、千葉城と呼んでゐたのが最初である。菊池氏の盛であつたとき、肥後の首府は一時隈府に移つたが、菊池氏衰ふると共に隈本は再び榮え、鹿子木、城、佐々の三氏を經て、加藤清正が鎭するに至つた。關ケ原役に至つて淸正は德川氏に應じ、小西行長の根據なる宇土を攻略したが、戰後淸正は行長の舊領地を併せ領し、九州の中堅を成形して隈本は玆に事實上、重要

なる政治上及び軍事上の中心となつた。けれども當時の隈本城は規模小にして到底清正の根據たるに適せなかつたので、こゝに雄大なる新城の修築にとりかゝつたのである。

　加藤清正が佐々成政自裁の後を受け、秀吉より肥後半國二十五萬石に封ぜられて、飽田、託摩、山鹿、山本、玉名、菊池、合志、葦北、阿蘇の九郡を領有したのは天正十六年閏五月である。その後慶長五年十月、關ヶ原役の功によつて小西領並に筑後の一部を加增せられ、新封實に五十二萬石となつた。茶臼山に築城の許可を得たのは翌六年正月である。同年八月七日鍬始を行ひ、八年八月一日斧始を行ひ、滿五年なる十二年に至つて新城漸く成つたが、このとき隈本の隈字阝に畏るを諱みて熊本と改稱した。この城を一名銀杏城と呼ぶは一の天守臺下鬱蒼たる鴨脚樹があつたからである。口碑に清正築城成るや銀杏樹を手植して曰く、この樹成長して城樓とその丈を凌がんとき必ず異變があるであらうと。爾後二百七十餘年にして明治十年の役起り、樹木は城樓と共に兵火に罹り、烏有に歸して仕舞つた。今漸く亭々として天を摩せんとするものはその後更に植えたものである。

　熊本城の所在地茶臼山は白川の右岸に近く、植木方面より南下せる高地稜線の端末隆起部に位し、坪井、井芹の兩川によつて抱擁せられ、その東半面は登攀困難なる斷崖を以て坪井川灣曲部に臨み、その西半面は稜線の餘波藤崎臺及び段山の凸出部を成形し、井芹川の谷地を距て

て日向崎及び花岡山に對する。又北方は京町口附近で地形一旦狹窄するも、その以東は綿亘せる高地遠く植木方面に延長し、同高地上に通ぜる鹿兒島街道は、茶臼山の南方約一千メートルの地點で白川を横斷南走してゐる。城地の全周は二里十三丁に及んでゐる。

地形一般の關係は右の通りである。故に段山及び藤崎臺方面は、茶臼山の全周中攀登比較的容易であつて、且つ近く日向崎四方地臺及び花岡山を控へ、攻者の近接據點に適し、山城地に於ける弱點となつてゐる。凡そ城塞の防禦は攻城の進捗に伴ひ、敵の包圍を受けるは自然の狀態であるから、その防禦設備は城塞全周に於ける最弱點を看破し、こゝに適應する施設をなすことが必要である。清正は慧眼夙にこゝに着目し、地形上堅固なる東南及び北方に對しては大概一二線の配備を爲せるに反し、西南面に對しては三線乃至四線の配備を採り、その上受水面比較的廣き井芹川氾濫の計畫を立案した。而して段山は地形凸出して包圍を受け易く、且つ日向崎より近く制下せらるゝ害があるから之を除き、古城は凸出の不利があつても側防の利益を有し、且つ制下を蒙らない關係から之を保存したものらしい。

東南面の配備は坪井川及び外部の一線から直ちに地積の比較的狹少なる二の丸に移つたとは言へ、制高の利益と局地側防の應用に依り、相應に堅固であつて少くとも三の丸方面に先ち陷落することなどは無い。既に能く地形を知悉せる薩軍が、十年役に於て敢てこの方面に

肉薄しなかつたのは偶然でないのである。加ふるに當時坪井川の障碍の程度は不明であつたが白川は時々浚渫せられ、その障碍は遂に今日以上の効力を有つて居つた。殊に城門外に花畑邸を起し、その周圍に突然たる城廓を設備せること、並にこの方面に多くの城門を開いた所以は、以て白川、坪井川間の地區を有効なる第一防禦線たらしむるものであつた。

北方面の防禦に就ては、京町口の鞍部に據て敵を扼止し得べく、地形極めて有利である。ただ東北角の側防手段を缺き、且つ千葉城趾に何等の加工を見ないのは如何かと思はれるが、元來この方面は俄かに襲撃を蒙る患が少いのみでなく、中央即ち江戸方面に向へる故を以て謹嚴なる清正の遠慮は故意に之を開放したものであらう。要するに熊本築城は能く地形に適應し、且つ側防に關する顧慮極めて周密であつて、清正の築城技能非凡なるを知ることが出來る。殊に花岡山の要地に着目し、機に乘じ攻勢に轉ずべきこと、並に北方地區に對し、出擊に便なるため凹道を利用する等、その守城に常に攻勢的決意を表明せることは記錄及び口碑の傳ふるところであつて識見卓越の跡を想見するに足るのである。

抑も清正の築城技能の優秀なることは天稟である。殊に内外數次の攻守城戰は益々その技の練達を促がした。當時唯一の築城素質たる石垣の如き研究極めて周密であつて、終に獨

得の構築法を案出した。人呼んで清正石垣といふのは、壁面弓狀を呈し、一見傾斜急ならず、攀登左まで困難でないやうであるが、上部に至るに從ひ石壁頭上を覆ふて終に又登ることが出來ないのである。礎石殊に强大であつて互に密着し、且つ深く地中に埋沒して挺を入るゝの餘地が無い。清正は石壁の分離轉覆を豫防するため壁の內面に粘土、割栗の塡料を充實し、且つ抑柱繫柱をも設備したと言はれてゐる。

清正は亦蔚山守城の苦き經驗に鑑み、城池の給水設備に殊の外苦心したやうである。本城の給水は悉く堀井に依り、その總數百二十個に及んでゐる。堀穿頗る大規模であつて、井坑直徑五尺乃至一丈、全長三丈五尺より十二丈に至つてゐる。井壁は石疊であるが地表水は毫も滲入しない。加ふるに水量豐富湧出旺盛であつて殆ど浚渫することが出來ない。嘗て第六師團に於て司令部前庭の井水を浚渫にかゝり、人夫約三十名をして二斗樽二個を吊し、一分間約一回の速度を以て汲水せしめたが、終日に及ぶも水深に何等の變化も認めなかつた。その翌日更に人夫三十名を增加し、四斗樽二個を吊し、一分間約二回、即ち一分間に一石二斗の汲水をなし、前庭爲めに流水滾々の狀を現出したが、終日にして水深漸く九尺を減じ得たのみであつたといふ。尙熊本城が如何に天下の名城であつたかは、十年役の翌年一月二十四日、城中に清正の靈を祭つたとき、乃木中佐の讀んだ左記祭文に徵するも明かである。

祭文

客歲の役兇賊大擧來り此城を攻擊すること五十餘日、終に克能はず。初め司令長官谷少將此に見あり、敢て出て戰はず、城に據て來る者を斃す、賊屍爲めに堆を爲す、亦愉快ならずや。然るに此城を築く者は誰ぞ、則ち故從四位加藤肥州公に非ずや。嗚呼公の偉業雄略人誰か欽慕せざらん。今や本鎭の將校此に相會し、淸酒と山海の肴菓と聊以て公の神靈を祭る。抑も公は本朝有功武將、即ち余等の武神と爲して敬事し永く師表と爲す可き所の人なり。慶長征韓の役、其威名大に海外を震動し、愚夫愚婦と雖も今尙其名を聞て其德を敬せざるはなし。然り而して公の德豈唯武勇にして已んや。治民の策經濟の方、水理の事、一も遺す處なし。公の初め此國を治めて民に益し地に利する者、歷々今に至る迄其跡多し矣。就中此城の堅固地理水便皆其の宜を得る者、後又千百世と雖も兵家の法果して間然する所無けん。古來籠城多くは水利に苦み、或は尿を啜り血を飲み、又或は釜を懸け竈を浸す。然るに此役の守城曾て此患なし。唯に此患無のみならず、激戰數回の餘、士卒死傷其員大に減少し、防禦の事缺無き能はざるの時に當り、賊軍石塘を塞いで井芹坪井の水を湛へ、之を城外に注ぐ、彼の籌略何くに有るを知らずと雖も余曾て聞く處に依れば、公の此城を築くや守城の策豫め此に見ありと。今日却て之を其敵の手に爲さしめて大いに我に益するあり、亦甚奇ならず

や。蓋公在天の忠魂冥々の中に助成する者に非ん邪。此に於て南北官軍も亦大に來り援け、遂に賊軍を掃攘して之を麗城に殲め其魁を斃し其醜類を鋤き以て皇極を堅くす。公の遺業三百餘年の後に在て大に皇家に功ある者人誰か之を知らざらんや。嗚呼公の在天の靈其亦遺憾無る可し。公の神武雄略遠大無限如此。則ち余等の欽慕亦豈巳を得んや。尙くは饗よ。

維明治十一年一月二十四日　　祭主　従六位陸軍中佐　乃木希典　謹具

かくの如き天下の名城熊本城は、明治四年七月廢藩置縣の令發せられ、鎭臺を東京、大阪、鎭西、東北の四地に置かるゝことになつた時、鎭西鎭臺となつた。鎭臺總兵力歩兵十九小隊、兵部大丞井田譲臺務を處理し、九月井田は陸軍少將に任ぜられた。五年小隊編成を大隊編成に改め、鎭西鎭臺主力を十一番及び十二番の二大隊とし、同年四月陸軍少將桐野利秋始めて鎭臺司令長官となつた。十年の役熊本攻城の將となつた桐野が、熊本鎭臺最初の司令長官であつたさへ奇しき因縁であるに、六年四月桐野の後任として着城したのは、守城の將陸軍少將谷干城であつたことだ。尤も谷は七年四月臺灣征討の時都督參軍に任ぜられて從軍したので、同年七月陸軍少將野津鎭雄之に代り、九年六月野津の東京鎭臺司令長官に轉ずるに及んで、陸軍少將

種田政明之に代つたが、同年十一月神風連の變後、谷再び來つて鎭臺司令長官の職に就くこととなつた。

西南の風雲漸く急を告ぐるや、山縣陸軍卿が谷司令長官に命じて變に備へしめたのは、前節掲ぐる通りである。そこで谷少將は先づ小倉分營司令官陸軍少佐乃木希典に命じ、急にその兵を率ゐて本營に合せんことを以てし、又鎭臺病院仕出烏丸一郎をして、密かに薩摩に赴き、その實情を偵察せしめた。烏丸は微行して出水まで行つたが、そこで薩軍の守兵に捕へられ、警部出張所に於て詰問を受け、百方辯疏するも容されず、遂に哨兵線の外に逐はれて急ぎ城に歸り、その見るところを復命した。谷少將はこれによつて始めて薩軍大擧して西鄕隆盛統率の下に北上せんとする形勢を知つた。熟ら思ふに熊本の存亡は天下人心の繫るところであり、全局勝敗の岐るゝところである。而して特に考慮すべきは熊本人士の嚮背である。今若し或は遠く進んで敵を肥薩の國境に要し、或は近く出でゝ敵を城外に邀へ、勝敗を一擧に決したならば快は則ち快であらうが、萬一にも禍蕭牆の間に起り、腹背共に敵を受けるが如きことがあつては、天下の大事恐らくは之より去るであらう。寧ろ姑く隱忍自重して野を淸め、城を守り、この間敵鋒を鈍らしめ、徐ろに援軍の到着を待つて大に活動するに若くはないと。斷然守

城の策を採るに決した。谷の守城策に就ては後日守城軍と外援軍との連絡成つたとき、征討總督に上つた一書中左の一節がある。

當鎭臺防戰の事に於ては、或は進んで之を薩界の險に要し、或は之を半途に迎ふるの略なきにあらず。然るに當城の兵去冬不意の襲撃を受けてより兵卒の氣魄未だ全く舊時に復せず、諸士官專ら士氣を淬勵するに注意し、招魂祭に當り或は烟火或は角力等總て士氣を奮勵せしめ、是勉むと雖も賊徒素より强兵の名あり、且共怒氣の發する所容易に當り難からん。加之縣下士族賊に聲息を通ずるもの尠からず、敵に進て熊本市街を保護せんとすれば賊脚下に生ずるの憂なきにあらず、且殊死の兇賊を平原廣野に防ぐ、共勝算固より期し難し。一旦迎へ戰て敗する時は兵氣沮喪して大に賊勢を長ずるに足る。已に沮喪の兵を以て始めて守城を謀るときは遂に堅守を期し難し。是今般熊本城を堅守し以て賊の據る所を失はしむる所以也。

十四日、谷少將は管下の將校を召集し、地圖を按じて部署を定め、城廓内外の守備を嚴にし、炊事場を城内の獄の丸に設け、又命を武庫主管に下して多數の市井職工を雇用し、以て地雷を製造せしめ、十五日、火藥庫を獄の丸及び櫨方に造り、火藥を所々に散藏せしめ、十六日砲兵隊をして炸藥を砲彈に裝塡せしめ、工兵をして棒安坂より空壕に至る傾斜路を開通せしめ、又守兵を下

馬橋、古城、法華坂、藤崎神社、片山邸、漆畑埋門、棒安坂、千葉城、嶽の丸の各所に配置し、柴柵を設け、橋梁を撤して薩軍の攻撃に備へた。然るに十九日午前十一時四十分、突然城中から火を失し、見る〳〵中に樓櫓忽ち焰上した。偶々西北の風急に起り、四方に延燒してその勢恰かも火山の爆發するが如く、復た如何とも策の施す術も無かつた。午後三時に至つて漸く下火となつたが、餘勢更に藪の內、通町の民家に及び、數百の民家を燒き拂ひ、夜に入つてその光景は一層凄慘を極めた。鹿兒島縣廳からの專使が熊本城に到着して樺山中佐と接見したのはこの日の出來事である。

薩軍の先鋒川尻に達し、或は旣に城下に潛入する者さへあつた。谷少將則ち軍曹岡本銃威に命じ、車夫に扮して川尻に至り、敵情を偵察せしめた。岡本還り報じて曰く、川尻は旣に敵兵二千許りも充滿するところとなつて居り、その勢は決して侮り難いと。そこで城中益々守備を嚴にし、砲壘を要地に增築し、地雷を埋めるなど防戰の準備に怠りなかつた。然かも十九日の火災は二十一日に至り城外山崎、鹽屋町、京町等に延燒して猶止まなかつた。海軍省編纂『西南征討誌』によれば、『是日(二十一日)賊、城下に出沒す、鎭臺之を見るや更に火を城外の市屋に放ち、以て賊の伏處を斷ち、我に火攻の害なからしむ。』とある。之より先き樺山中佐は谷少將

ころとなつて、計畫は失敗に歸した。

に獻策し、午前一時川尻の敵營を夜襲せしめたが、一兵卒の誤砲に依り、忽ち敵哨の發見すると

當時守城は之を五大地區に分ち、各區左の如く部署に就いた。

一、千葉城附近守備隊、步兵二中隊、野、山砲各一門より成り、千葉城を中樞とし厩橋より棒安坂に亘り、陣地を占領し、主として東北面の守備に任ず。

別に此の方面の爲め本丸に野砲一門を備ふ。

二、下馬橋附近守備隊、步兵二中隊、警視隊一隊(五十名)山砲一門より成り、下馬橋を中心とし、嶽の丸より山砲營に至る坪井川の線を占領し、主として練兵場及び花畑邸方面の守備に任ず。

別に此の方面の爲め飯田丸に野砲、臼砲各一門を備ふ。

三、古城附近守備隊、步兵二中隊、山砲二門、臼砲一門より成り、縣廳を包圍する如く陣地を占領し、東西南三面の敵に對す。

四、藤崎臺附近守備隊、步兵四中隊、警視隊三隊、野砲二門、山砲一門、臼砲二門より成り、主力を以て藤崎臺を、一部を以て一日亭、漆畑を占領し、主として西南方面の敵に對し、守備に任ず。

五、京町方面守備隊、歩兵二中隊、警視隊二隊、山砲五門臼砲二門より成り、主として京町臺及び共の以西地區の敵に對し、一部を以て段山及び內坪井方面の敵に對し、隣地區を側防する如く陣地を占領す。

六、豫備隊、歩兵二中隊を歩兵第十三聯隊兵營及び西出丸北側地區に分置す。

七、本營は宇土櫓に位置す。

この時熊本鎭臺の兵數は第十三聯隊一千九百四名第十四聯隊二千三十四名、その他諸隊合せて四千三百七十二名を算した。

熊本城の防備はこの位にして、再び薩軍の方に筆を轉じて行く。二十日薩軍の前衞聯合大隊が別府晉介に率ゐられて、川尻に到着したことは前に記した。臺兵の夜襲を受けたのはこの夜の一時であるが、直ちにこれを擊退して伍長一名を捕虜とし、彼を鞫問することによつて略々熊本守城の決意が判つた。そこで二十一日桐野、村田、別府等が會議を開いた。曰く城兵既に戰を挑んだ以上、その曲は彼に在る。然かも今後到底平和の手段を以て進行する事が困難な以上は、斷然開戰した方が宜からうと。二十二日午前二時池上四郎の率ゆる五番大隊の川尻到着を俟ち、全隊を合せて一舉熊本城を屠るに決した。その攻略の方略は左の如くであ

る。

方略

一、軍を分て攻城軍及び守備軍となし、攻城軍は更に正面軍及び背面軍の二とす。

二、正面軍は城の東南面を、背面軍は城の西北面を攻撃し、正面背面相應じて之に肉薄し、陷落を期す。

右方略に基き左の部署をなす。

部署

甲　攻城軍

一、正面軍

桐野利秋(桐野は攻城の當初直接戰鬪に參加して居らぬといふ說もある)の指揮する四番大隊の四小隊八百人。

池上四郎の指揮する五番大隊の八小隊半千七百人。

合計二千五百人。

二、背面軍

篠原國幹の指揮する一番大隊の八小隊千六百人。

村田新八の指揮する二番大隊の三小隊六百人。
別府晋介の指揮する聯合大隊の十小隊八百人。
合計三千人。

三、大砲隊

砲隊二隊(山砲二十八門、野砲二門、臼砲三十門にして當時尚行軍中であつたから、實際戰場に使用したのは山砲約十門、並に臼砲の若干門であつた。)

乙　守備軍

二番大隊の七小隊千四百人並に聯合大隊の四小隊約三百人、合計千七百人は高橋小島附近に在て海岸方面の警備に服し、五番大隊の一小隊半四番大隊の一小隊約五百人は植木方面に在て北方の敵に對し警戒す。

丙　總豫備隊

聯合大隊の五小隊約四百人。
三番大隊の全部二千人。
四番大隊の右半大隊千人。
合計三千四百人。

薩軍の將士多くは鎧袖一觸にして城を拔くべしと思つたが、二十二日の總攻擊は豫期の如く進まなかつた。この日隆盛は熊本に入り、春竹村紺屋何某方に寓し、假本營を此處に設け、諸將を會して今後の方針を議した。篠原國幹曰く、我軍若し熊本攻城に多くの日子を費さんか、恐らくは進取の機を失するであらう。故に今日の事、たゞ當に全力を擧げて四面より攻擊し、一擧にして敵を屠るべきである。たとへ之が爲めに半數を喪つても此の城にして陷落せんか、天下靡然として我黨の傘下に集るであらうと。そこで同夜深更を期して決行すべく、旨を抑伍以上の幹部に傳へ、諸隊部將何れも之を領得し、夕暮各々その準備陣地に就き、扼腕機の到るを俟つて居た。

然るに御船を經て前進せる四番大隊右半大隊がこの夜半川尻に着いた。小隊長野村忍介等曰く、全軍を熊本城に强壓して勝敗を一擧に決することは決して策の得たるものではない。且つ援軍漸次集り來らば勢如何とも爲し難いのである。若かず、我一隊直ちに進み、長崎、小倉の形勝を扼したならば、たとへ熊本城急に拔けずとも、城兵飢餓に陷つて終に降服するであらうと。諸將皆之を贊成し相携へて本營に至り、決を隆盛に求めた。先達諸將桐野、篠原、村田、永山池上、別府等皆座に在つたが、之が任に當るに就て先鋒を爭ふ激論が交はされ、時の移るを知らなかつた。隆盛終に之を制して曰く、城の陷落は近いから、その後全軍小倉に長驅するが宜

からうと。そこで野村等の議は中止となつた。

隆盛の弟西鄕小兵衛も亦夙に野村と同意見の持主であつた。彼は薩軍將に國境を出でんとするや、策を献じて曰く、我軍は之を三道より進發せしむるが宜い。即ち第一の一隊は熊本城を攻めその不意に乘じて之を拔くこと。第二の一隊は日向より豐後豐前に出で、沿海の形勝を扼すること。更に第三の一隊は艦船に乘じて急に長崎港を奪ふこと。この策に出づるときは四方風動義兵蜂起、我黨の大事始めて成るであらうと。然るに桐野利秋は之に反對した。曰く『大軍が國境を出るには宜しく正々堂々として大義を天下に唱ふるものでなくてはならぬ。今そのやうな奇兵を用ゆることは恐らくは義兵の名に愧づるものがあらう。且つこの行や我に於てもとより戰を挑むのではない。已を得ずして之を用ひんとするのである以上、區々たる農兵百萬ありとも一蹴して之を驅逐せんのみ。』と。そこで全軍一齊に熊本に向ふやうになつた。

然るに桐野の所謂農兵は存外に强かつた。熊本城の將士は司令長官の名の如く、干城として敢然薩軍の前面に立ち塞がり、攻城の進捗甚だ遲々たるを訴ふるに至つた。そこで方略を一變して長圍持久の策を採り、新に胸壁を築きて城兵の出擊に備へると共に、攻圍軍の一半を割いて、山鹿、田原坂、木留及び海岸方面の守備に任ぜしめた。是等守備隊の出發は二十五日で

あつたが、この時既に征討軍は南下を始め、その勢漸く盛になつて來た。

新方略に基く攻圍軍の部署は左の如くであつた。

一、正　面　軍

指揮官　池上四郎

五番大隊の五小隊	一　千　人
一番大隊の一小隊	二　百　人
三番大隊の二小隊	四　百　人
四番大隊の一小隊	二　百　人
七番大隊の一小隊	二　百　人
計　二　千　人	

二、背　面　軍

五番大隊の二小隊	四　百　人
二番大隊の一小隊	二　百　人
七番大隊の二小隊	四　百　人
三番大隊の一小隊	二　百　人

計　千　二　百　人

三、大　砲　隊

一番、二番砲隊

四　政府、縣令、久光、隆盛間の關係

隆盛が私學校徒を率ゐて鹿兒島を出發したときには、殆んど途中の障碍などを考へてゐなかつた。二月十七日隆盛出發の朝、大山綱良が私學校に行つて、中原等を如何に處分しようかと問ふたとき、隆盛は『二月下旬か三月の上旬には大阪に着く積りであるから、それまで中原等を縣廳で保護して貰ひたい。』と答へた。初め私學校徒は中原等の所業を惡むで幾度か之を斬殺して仕舞ふ考であつたが、隆盛はそれでは後日政府に尋問の場合に生きた證據人が無くなるからと押し止めてゐた。大山はその大切なる犯人を預つたのであるが、從來の獄舍が海岸に近く、逃亡の虞れがあるといふので、新に獄舍を建築してこれに移した上、口供書と併せて鹿兒島縣裁判所澁美少檢事に引渡した。

これより先き、鹿兒島縣裁判所在勤長島鐵太郎、郡司盛武、小川重任、八代規、山本盛時、小野通一、

吉本祐雄の七人は中原等一味の陰謀事件を解いて天下の疑惑を一掃することを急務であるとし、三條太政大臣、西四辻侍從に由つて陛下に上奏する所あらんと決心し、二等判事吉本祐雄を代表として東上させたが、その目的を達することが出來なかつた。

間もなく鹿兒島征討の令は下り、縣廳には電信を以てこの旨長崎縣より傳達があつた。又長崎茂木港では薩人平岡八郎太夫、福永直之丞等十餘人が捕縛せられた。彼等は或る使命を以て長崎へ潜行中であつたらしい。これ等の事情を大山縣令は、福島勇七を使者として熊本なる薩軍本營の隆盛に報告した。隆盛はこれを以て幸の事であるから、征討將軍宮に別紙を出してもらひたいとて、大山綱良の名を以て、總督へ差出す別紙の文案を送つた。それは三月五日のことであつて、大山宛書面及び別紙文案は左の如くである。

福島勇七到着にて長崎表の事件委敷承知いたし候。然るところ長崎縣より征討の電信を以て御達の趣これあり御承知の段御受書差出され候趣相見得候に付、幸の事に候間長崎縣へ御託し相成り、征討將軍宮樣へ別紙御差出下され度御願申上候。此上ながら宮を押立て來り候はゞ、打居え罷通申すべきに付、何卒右の御計らひ御手數ながら宜敷願ひ奉り候。この旨早々福島氏歸縣致させ候也。

三月五日　　　　　　　西郷吉之助

大山綱良様

別紙

今般陸軍大將西郷隆盛等政府え尋問の次第これあり出發いたし候處、熊本縣は未前に廳下を燒拂ひ剰へ川尻驛まで臺兵押出し砲撃に及び候故、終に戰端を開き候場合に立至り候。然るところ去る九日には征討の嚴命を下され候由、畢竟政府においては隆盛等を暗殺すべき旨官吏の者に命じ、事成らざる内に發露に及び候。此上は人民激怒致すべきは理の當然にこれあるべく只激怒の形勢を以て征討の名を設けられ候ては、全く征討をなさん爲め暗殺を企て人民を激怒なさしめんとて罪に陷れ候姦謀にて、從政府は罪を重ね候譯にてはこれ有るまじくや、恐れながら　天子征討を私するものに陷り千歳の遺憾此事と存じ奉り候。殊に萬國に對せられ、何等の名義相立ち申すべきや、譬へ政府において當縣の人民は誅鋤し盡さるとも、必ず天地の罪人たるは疑なく候へば、先づ政府首謀の罪根を相糺せられ、其上縣下の人民暴激の擧動これあり候はゞ、如何樣共嚴罰在らせらるべき御事と存じ奉り候。此の時に當り閣下　天子の御親成に在らせられながら、御失德に立至らざる樣、御心力を盡くさるべきところ、却て征討將軍として御發駕相成候儀、何共意外千萬の仕合に御座候。就て

は天に事ふるの心を以て能く御熟慮在らせられ、御後悔これなき様に企望奉り候。因て口供相添へ進献仕候。誠恐頓首。

大山綱良

征討將軍宮樣

この別紙の文案こそは、隆盛が出兵の理由を天聽に達し、又天下後世に明にして置きたいといふ考で草したものであらう。福島の齎らし歸つたこの書面を、大山は長崎縣令北島秀朝に托して有栖川宮に差出したのである。又大山は同意味の書面を政府へも差出さずしては不都合と思ひ、幸便を以て三條岩倉兩大臣への上申書を送つた。

□柳原勅使の來麑

先きに勅使を派して久光と隆盛との二人を諭さんとする議を中止した政府も、久光の動靜が氣になつて致方がなかつたので、更に勅使を鹿兒島に派遣することゝなつた。即ち元老院議官柳原前光が勅使となり、陸軍中將黑田清隆、陸軍大佐高島鞆之助の二人が隨行し、外に陸軍一大隊半、及び巡査七百餘人を從へて、三月一日黃龍丸に搭じ神戶出發、筑波、龍驤、淸輝、春日四艦

の護衞付きで、七日長崎で玄武丸に移乘、八日鹿兒島に入港した。

薩軍出發後鎭まり返へてゐた鹿兒島の市民は、俄かの軍艦來港を聞いて大に驚き恐れ家財道具を山中の田舍へ運び出すやら、老幼を携へて逃げ出すやら、大騷動であつた。

勅使來着するや、九日縣廳に對して、

一、鹿兒島逆徒征討の事。

二、西鄕、桐野、篠原、位記褫奪の事。

三、中原尙雄等二十一名の者警部へ引渡しの事。

四、鹿兒島縣下の者帶刀禁止の事。

五、鹿兒島滯在の外人引渡しの事。

の五ヶ條を達した。

十日柳原勅使は黑田中將と共に上陸し、久光の邸に臨み、左の勅書を傳へた。

鹿兒島縣下逆徒、熊本に亂入し朝憲を蔑如し、官兵に抗し、悖亂の擧動に及ぶ。朕旣に征討の令を布き、二品親王有栖川熾仁を以て征討總督と爲す。汝久光、實に國の元功、固より朕の信重する所、今特に議官柳原前光を遣はし、朕が旨を諭さしむ。其れ能く爾の誠を致せ。

このとき久光は、今日となつて暴擧を鎭めることは最早力の及ばないところであると答へ、又

政府はこの際中原等刺客事件の是非曲直を明かにして、天下の疑惑を解かねばならぬ責任があると痛論したが、柳原はこれを承諾して退いた。

木戸は初め柳原勅使の派遣に反對したが、後とで高崎正風から聞いたとて、四月十日その日記に左の如く記し、この擧朝意を貫徹せず、又朝命を誤つたとて嘆いてゐる。

『……黒田中將の鹿兒島に至り、島津久光父子に面會、全く君臣の如くにして一席に入る能はずと。久光も亦傲慢これを待てりと。實に今日朝廷の爲め一歎息なり。故にその初山田少將を鹿兒島に遣はされんことを發言し、情實に由り一旦過半決定のもの一變せり。私の交際を以て黒田中將、久光父子に面會するときは元より舊誼を思ひ禮節を盡くすは宜なり。今日朝命を帶び、自ら乞ふて鹿兒島に至り然して此の國家の大典を明にせんとす。かくの如きの擧動は徒らに朝命を誤るものゝ如し。然して當時朝廷の主意一も貫徹致さず……實に遺憾なり……云々。』

木戸は久光を天下の公敵の如く思つてゐた。久光如きに勅使を派したところが何の効果があらうと考へてゐたのである。一方久光は隆盛との間が善くなかつたとはいへ、大久保との間にも意見が合はなかつた。九年內閣分離問題で辭職以來政府と大久保とに對しては、少からざる惡感情を有つてゐた。こんなところから、當時の政府に反對する立場は却て私學校徒

と同一であつたのである。殊にそれが風說であつたにしろ、久光も亦隆盛と同じく被暗殺者中の一人とまで名指されてゐた位なので薩軍の出兵に對しては局外中立の地位に立ち、自身に於てこの事件を取纏めやうなどゝは更に思はなかつた。また出來ることでもなかつた。

柳原勅使は久光邸から退出した後、大山縣令に命じて中原、野村等二十一人、及び西本願寺僧侶大洲鐵然以下八名を獄中より引き出さしめ、之を東京に護送することゝした。又通運會社に命じて薩軍密藏の彈藥機械等の上伊敷、大迫村等各地に在るものを沒收搬出せしめた。沒收物の中、火藥最も多く、その數四千樽、錄樽各五十斤であつたといふ。

大山縣令は急使を馳せて隆盛に柳原勅使の來麑を報じた。之に對して隆盛は三月十二日陣中より左の返翰を與へてゐる。然かし大山は恐らくこの手紙を見ることが出來なかつたであらう。何故となればその夜は大山が明日居所に引かれ行く覺悟を決めて、留別の宴を張つたのであつたからである。

迫田隆藏外一名御遣はし下され來船の次第承知致候。下拙事柄分り兼ね候へども、敵方策も盡き果て候て、調和の論に落ち候か、畢竟敵方に於て熊本籠城に相成候ては、各縣蜂起致すべきに付、全力を熊本に相盡し、猶是事破れ候はゞ、もふ致方なくそれ切とて策相立たず候儀、

慥に聞得候に付、即ち彼の策中に陷り、此の籠城を餌に致し、四方の寄手を打破り候へば、此處にて勝敗相決し申すべく、地の形と云ひ、人氣と云ひ、その所を得候に付、我兵を一向此處に力を盡し候處、既に戰も峠を切り通し、六七分の所に討付申し候。今や孟賁あり共再び戰勢を守返すの期これあるまじく、餘程敵の兵氣も挫け候に付、少し此の間に息を休め、油斷致させ候て、又一策廻し候目算に相違御座なく候間、決して狸にだまされざる義肝要の事に御座候。征討總督の令出で候間差上置き候。全く暗殺は打消し候趣、合戰を幸と申候旨に相見へ惡むべきの巧に御座候。然る上は何分曲直分明ならざれば鎭撫もへちまも之れなく、斷然條理に相戻らず候處、御盡力成し下さるべく候。最初より我等に於ては勝敗を以て論じ候譯にてはこれなく、元々一つ條理に斃れ候見込の事に付、能々其邊は御汲取下さるべく候樣偏に企望致候也。

三月十二日　　西郷吉之助

大山綱良様

この一書によれば、隆盛が全く勝敗を以て事を論ぜず、一つの條理に斃れんとする悲壯なる心事を想見することが出來る。

□大山縣令の護送

柳原勅使は次で大山縣令に隨行を命じ、十三日鹿兒島を退去することゝなつた。隨行とはたゞ鹿兒島縣民の動搖を防がうとしたゞけのことで、その實初めから大山を捕縛する考であつた。大山が私學校徒の總參謀の如き立場に在つて、如何に薩軍の出兵に斡旋したかは、政府も夙とに知り拔いてゐたので、事態こゝに至つて大山を捕縛することゝなつたのは當然と言はねばならぬ。初め柳原勅使が鹿兒島に來たとき、大山の友人市來四郎等は、大山が西郷派として到底その嫌疑を免がれないであらうと察し、一行の捕虜となつて屈辱を蒙らんよりも寧ろ戰地に赴き、隆盛等と去就を一にした方が宜からうと勸めたが、大山は之を容れなかつた。すでにして勅使來り逆徒征討の事を傳へたとき、大山は謹愼の書を上つて自宅に引籠つてゐたが、勅使は島津邸訪問の後、大山に依然出勤せしめるやう命じた。これは柳原が大山を油斷せしめる手であつたのであるが、そこには氣が付かなかつたのであらうか。隨行を命ぜられた時には既に覺悟したものらしく、三月十二日夜懇親を招いて別宴を張つたが、その時市來四郎に對し、「今回の上京は永別であらう。願くばこれまでの事を永く記して予の心事を後に

殘して置いて貰ひたい。』と言つた。かくて柳原に隨つて神戸に至り、將に京都に入らんとしたとき、その入京を禁じ、尋で官位を褫奪せられ、檢事に付し、中原等と共に東京に護送せられ後更に九月三十日、九州臨時裁判所に於て斬首の刑に處せられた。又大山綱良護送後は、大書記官田畑常秋が縣令代理となつて一切の事務を掌理してゐたが、岩村通俊が縣令となつて赴任すると聞き、大山縣令の轍を履まんことを慮り、四月十四日屠腹自殺した。

さて一方の柳原勅使は、三月十六日京都に歸着し、闕下に伏して復命したが、十八日には一書を岩倉右大臣に贈つて鹿兒島の狀況を報告した。その中の一節に、

『一、又西鄕の謀反する、從來の素志に非ず、征韓論行はれず、退職後は外患ある時の外、不動と期し、他念なし。然れども政府の處置に不滿足あるは勿論に候。昨冬、長州、肥後の亂起るを見て、想らく、天下これより瓦解し、政府の力制する能はず。然らば宜しく武力を張り、割據自防すべしと。こゝを以て大に士氣を鼓舞し兵備を整ふ。士族等は常に暴發せんとするも、西鄕從來鎭定せし故、西鄕亦士族を鎭定せんとすれども服せず、西鄕去て溫泉場に行く。この際赤龍丸來り、彈藥を運搬す。兵士等思へらく、是れ討薩の前兆なりと。即ち先ずるに如かずと、遂に之を奪ふ。この際警部は探偵に來ると信じ、即ち捕縛拷訊し、口供を作る。又加

ふるに野村の自訴あり。即ち壯士等西郷に迫り、西郷亦想ふらく、此時に當り反するも誅せらる、反せざるも誅せらる。如かず、大擧して先發せんと、遂に決意東上す。是れ西郷の暴擧する所以なりと。

一、彼地へは勝報あつて敗報無し、兒童走卒も西郷の暴擧を義兵とし、殆ど宗旨信向と同一揆にて、且つ中原等の口供を確實と見て、大久保川路を惡み、今般の擧必捷と思へり。大山縣令は黨賊故、布告文を作り、（口供書を假名付け、西郷の出兵を明にす。）辻標に廣示し、民心を疑惑せしむ。同人の總督親王に奉りし書にても判然たり。是れ薩人の爾政府を敵視する所以なり。

一、久光は固より方向確然。然りと雖も中原尙雄及び野村自訴一件には頗る疑惑これあり、勅使連れ歸りの後、政府にて直に放免せん事を憂へ、其事を黑田參議及び前光に告ぐ。兩人答へて曰く「暗殺の事決してこれ無かるべし。然れども政府公平糺審し、決して直ちに放免して顧みざるの事なし」と、此事は久光のみならず、全縣の問題にて此の御處分、公明正大に非れば後日の物議免がれ難し。屹度御注意これあり度候。」

勅使歸京の後になつて、久光父子は政府と私學校徒との間を調停し、刺客問題の是非曲直を明らかにし、兩軍の戰爭を中止せしめんとの意見を懷き、子弟島津珍彥同忠欽の二人をして勅

使御禮を兼ね、山本孫九郎、內田政風二人を副使とし建白書を齎らして出京させた。島津一行は四月一日鹿兒島發、十日京都着、十六日御學問所にて謁見仰付けられ、左の書を上つた。

頃日、勅使柳原前光を以て詔命の趣謹で拜承仕り、則ち上京誠意上陳仕度候へども、方今當縣下人心紛紜筆上の及ぶ所に非ず。故に已むを得ず、勅使の御禮として子弟島津珍彥、島津忠欽、外に副使兩人を隨行せしめ、愚衷巨細申含め、闕下に差登し、上陳仕らせ候。近頃恐入候へども無位の子弟副使までも闕下始め執政の末席に召し出され虛心を以て御聞取、奏聞成し下され度御願奉り候。誠惶誠恐。

明治十年四月一日　　鹿兒島縣在留華族

從三位　島　津　忠　義

從二位　島　津　久　光

太政大臣　三　條　實　美　殿

參內後、三條に謁しやうとしたが、病氣のため遇はなかつたので、建白書を上つて去つた。該書中の一節に曰く、

『一西鄕隆盛等この度政府へ訊問として、多數兵器を携へ、出行せしは既に臣道を失したるその罪自ら大なり。且つ內務卿大久保利通、川路利良より內命を受け、數人歸省等に事を寄

せ、離間等の策を行ふ云々事、發覺の儀妄説の布達拜觀す。此の儀臣等の大に疑惑する所なり。その故如何となれば道程數百里を隔て、則ち之を妄説と見認めらる。西郷等に於て必ずその罪に伏すべからず。是れ至公至平の處分にあらざるが故なり。

一、………此近年打續き士族に至つては肥前に江藤、島の黨あり、肥後に敬神黨、長門に前原黨、目今西郷黨あり。百姓一揆は各縣擧ぐるに遑あらず。外は各國の指笑を受け、内は國家の疲弊大にして負債擧げて數へ難からん。その根源は人民の堪へざる所あるが故ならん。各位虚心にして自反せば明なるべし。此度閣下布達は一往の糺彈なく之を妄説とす。人民必ず信認するものにあらず。是れ則ち帝王一人の私するものにあらざるに因てなり。故に彌國家危きこと累卵の如し。仰ぎ願くば至急休戰の命を總督府へ下され、此度の巨魁人員を定め平穩の處分を以て中途を護送し、大久保、川路も隨て之を召し、更に至理至當、聊かも偏頗の處分なく、各法官へ渡し、奏任以上その席に列坐し、非常の裁判を開き、その結局に至て律に照らし之を罰し其上若し異議を生ぜば斷然罪を鳴らし、之を征討せられて可なり。乞ふ速かに實事施行あらんことを。』云々。

と。廟堂の諸公は之に對して『征討の令旣に發せられたる以上、今更休戰の儀は奏聞することが出來ない。』と答へた。二十六日一行が三條に謁した時、三條は『中原事件は朝議で之を

糺問するに決したが、これは久光の建言によつて決したのではない。たゞ趣意が符合したばかりである。』と言つた。珍彥等はこれに對し『それはまことに結構なことであるが、先きの無根妄說の布告と矛盾するではないか。』と三時間に亘つて詰問したが、三條の言辭少しも要領を得なかつたので、この上爭ふも甲斐なきことゝ遂に辭し去つた。

五　熊本城攻圍戰（二）

薩將池上四郎は五番大隊を指揮して攻城正面軍の先鋒となり、その第一回强襲は二月二十二日に開始された。この日黎明薩軍本莊村に至るや、下馬橋の守城砲兵先づ砲擊を開始し、飯田丸、千葉城の砲兵亦相應じてその前進を阻止した。池上乃ち諸隊を部署し、代繼、安已、明午の諸橋梁及び子飼附近にて白川を渡り、攻擊準備位置に就かしめた。池上隊の先頭河野小隊は藥園丁を經て寺原に入り、中坂を登つて京町に進み、加藤社の石垣を胸壁として長岡邸附近の城兵と相對し、他の諸隊は午前六時白川の諸橋を渡り、安已橋進出部隊は同橋附近に在つた一部の守兵を擊退し、各守城砲兵の猛火を冒して上通町附近より花畑附近に至る線に展開し、後主として千葉城厩橋及び下馬橋附近の守兵を攻擊した。城兵胸壁に依り俯射善く拒ぎ、攻擊

の進捗頗る遲々である。池上一旦攻撃を中止し、午後更に之を開始したが、守兵地利を占め、加ふるに防備極めて周到であつて、徒らに銃砲彈下に暴露し、損傷を受くるのみ、有利の開展なくして日沒に至つた。池上隊と共に正面軍たりし桐野隊も、池上隊の左翼に連繋して舊縣廳附近の敵を攻撃したが、守兵健鬪の結果、薩軍の戰勢甚だ不振であつた。

背面軍に屬せし諸隊は昧爽川尻を發し、篠原國幹之を指揮した。かくて早朝諸隊相前後して花岡山に進出し、猛烈なる銃砲火を冒して藤崎臺及び段山に迫つた。篠原隊の坂元小隊、他隊に先じて藤崎八幡の山涯に突進し、更に城内に突入せんとして擊退せられた。次で村田隊の佐藤、鎌田川村の諸小隊並に篠原隊の久留小隊は藤崎八幡の右翼を衝き、城壁に蟻附突入せんとしたが、小隊長久留休左衛門傷いて功を奏せず。午前九時二十分別府隊の宇都宮、竹下兩小隊法華坂に迫つたが、縣廳附近城兵の側射盛であつて、攻擊甚だ艱んだ。宇都宮奮然身を挺し眞紅の令旗を揮ひ、法華坂の陣地に肉薄して斃れたが、諸隊復た續かず。かくして午前十時に至り別府大隊の水間、竹下、抽木等の諸小隊奮然段山を占領するに及び、この方面の戰況漸く劇烈を加へ、片山邸附近の守城やゝ危機に瀕した。即ち比隣部隊協力難に赴き、極力薩軍の攻擊を防守した。これより先き海岸警備の諸隊を督して高橋附近に在つた別府晋介は、來り戰況を視察したが機逸すべからずとなし、手兵七小隊を藤崎神社及び段山方面の戰線に注入し

た中に、森岡、川上兩小隊突進八幡山に登り、今や躍進一番斬入せんとして川上重傷を負ひ、その他死傷續出して遂に城兵のために擊退せられた。

當時尙行軍中なりし三番大隊は、その途中砲聲盛に起るを聞き、急行して川尻より戰場に到着した。一番小隊長邊見十郎太、花岡山に登つて戰況を視察し、部下を集めて命令して曰く、段山口の我軍今や苦戰最も力めてゐるが未だ城內に突入し得ないから、我隊は之より後れて後止むの覺悟を以て城中に突入せよと。馳せて筒口に至り兵を展開し、進軍譜を吹奏せしめて進軍した。城兵直ちに應戰し、藤崎台より大砲小銃を亂射し、彈丸雨下終に城壁に肉薄する能はず、退て筒口に露營し夜を徹した。この時邊見、砲彈破片のために前額を傷け流血淋漓たるも屈せず衆を指揮して止まなかつた。

夜に入るや城兵尙砲擊を續行し、附近の民家爲めに炎々とし燒け、火光四邊を照らし薩軍諸隊は全然城壁の直下に暴露して行動の自由を妨げられたのみならず、糧食運搬の道を絕たれて困難名狀し難きものがあつた。それ故已むなく逐次退却して各所に壘を築き、城兵と相對した。

要するに二十二日の戰鬪は藤崎神社及び片山邸附近に於て最も劇烈を極め、彼我の死傷少くなかつた。鎭臺參謀長中佐樺山資紀、藤崎神社にて銃創を蒙り、步兵第十三聯隊長陸軍中佐

與倉知實亦片山邸附近の戰鬪に於て傷死した。けれども城兵の堅守善戰は薩軍當初の豫想に反するものが多かつた。

二十三日薩軍は第二回の强襲を企圖し、その背面軍は午前一時より三時に亘り、主力を擧げて片山邸及び法華坂に向ひ、四方池の砲兵亦連りにその攻撃を援助し、猛襲勢甚だ盛であつた。この攻撃に於て薩軍は必勝を期し、豫め城兵の守を棄てゝ北走するものに對し、一番大隊坂元少隊を安巳橋畔に配置して待ち構へたのであるが、却て城兵のために撃退せらるゝに至つた。天明に及び花岡山及び四方池の砲兵更に威力を發揮し、花岡山砲兵は特に縣廳を猛撃した。高麗門附近に在つた七番大隊坂元小隊之に應じて縣廳の一隅に突進し、三番小隊逸見小隊迎町方面より亦之に赴いた。然かも城兵殊死防戰に努め、殊に藤崎神社及び飯田丸の守城砲兵は敵軍の所在を確認し極力砲撃に努めたので、薩軍の攻撃も功を奏せなかつた。

又薩軍正面軍は、その右翼方面に在つた五番大隊の河野小隊及び二番大隊の中島小隊共に加藤神社の高地に據て埋門方面に對し、五番大隊の長崎石崎兩小隊は千反畑の攻撃陣地より千葉城に對し、各々拂曉より攻撃を開始し、健戰時を移したが未だ攻勢に轉ずることが出來なかつた。爾餘の諸隊亦奮戰餘力を遺さず然かも城兵善戰して攻撃は少しも進捗しなかつた。

たゞ僅に石橋小隊の一隊夜に乘じて千葉城に迫り陽はり走て退却の狀を示し、城兵之を追擊するに及んで薩軍迎擊、河を渡つて門壁に肉薄せしものあるのみ。かくして薩軍の必勝を期せし第二回の强襲も悉く失敗に歸し、戰鬪次を重ぬるに從て精銳を失ふこと益々多く、全隊漸く倦色あり、形勢は自然に長圍持久の狀態を呈するに至つた。

この頃中津大四郎の率ゆる龍口隊、池邊吉十郎の率ゆる熊本隊、平川惟一の率ゆる協同隊相前後して薩軍に投じた。

二十二、二十三兩日の强襲失敗に歸して以來薩軍は一擧城を拔くことの極めて困難であるを覺り、こゝに長圍持久の計をなすと同時に、日を逐ふて增加の徵ある南下征討軍を制し、以て局面の轉換を企つる必要に迫られて來た。そこで攻圍軍の一半を割き、桐野、篠原、村田、別府の諸將を高瀨方面に出動せしめ、永山を海岸警備の任に當らしめ、五番大隊長池上四郎のみ獨り留つて專ら攻圍の任に服した。かくの如く大勢既に攻城方針一變の已むなきに至つたが、砲戰並に局地の衝突は殆ど寧日なく、守兵亦屢々小出擊を試み、二十七日に至つた。この時城中の諸將議して曰く、前日來坪井方面の敵情を察するに最早や侵襲の色なく、たゞ寡兵を以て虛勢を張るものゝ如くである、或は敵軍主力北方に移動したのでは無からうか、宜しく進擊一番敵情を偵察しやうと。そこで大尉大迫尙敏指揮の下に偵察隊步兵三小隊を編成し千草小學校

附近の敵を攻擊せしめた。午後二時三十分各隊悉く運動を起し飯田丸、千葉城、埋門の砲兵之を援助した。薩軍は三番大隊九番小隊長小倉壯九郎千草小學校の胸墻に依て應戰し、兩軍近接すること五丁步、交戰日沒に至つた。この偵察戰に於て大迫大尉傷き、池邊警部斃れ、官軍の死傷稍多かつた。

之より先き監獄宍戸正輝は使命を奉じて二月二十四日城を出で、三月三日身を全うして城に歸つた。宍戸が三好、野津二少將の復書を携へ歸り、又高瀨、山鹿方面の兩軍の情況、百貫、大津方面の事態、熊本縣士の動搖等詳細に報告したことは、守城將士に取つて最も大なる好音であつた。彼等將士は征討軍が赴援のため熊本城に近づきつゝあることを知つたのである。別に二月二十六日谷少將は守城の方略並に城中の情況を征討總督に報告した。之が傳令の重任を帶び、單身重圍を脫し、玉名村船隈に至り、二十八日野津少將を經てその使命を果たした者は伍長谷村計介であつた。

征討軍は高瀨の一戰に(後述)薩軍の精銳を破り、又熊本守城の情況を審かにして作戰上一大指針を得たと雖も、軍當面の敵は尙吉次越、田原坂及び山鹿の險要を扼し、殊に昨今日向方面の薩軍に黨し投ずるもの相踵で至り、熊本城救援の前途未だ全く樂觀を許さゞるものがあつた。

伊藤直記の指揮する飫肥隊、島津啓二郎の指揮する佐土原隊などが日向の黨薩隊であつた。

攻圍軍は近く到着せる臼砲を加へ、二十七日より安已橋々畔に現出して大に守軍を惱ました。三月一日に於ける城中糧米の總計は六百六十六石七斗にして、一日の消費量二十九石として餘すところ二十餘日を維持し得るに過ぎなかつた。三月三日邊見十郎太は植木戰鬪に於て得た軍旗を竿頭高く四方池の攻圍陣地に樹て、城兵の士氣挫折に力めた。城兵却て之を嚇怒し、大小砲を連射して之に答へた。三月十一日薩軍は城兵を誘ひ城を脱せしめんと欲し、田村矢を射て勸降書を寄せた。その書に曰く、

政府妄に暗殺を謀り、自ら國憲を犯す。西鄉陸軍大將衆を率ゐ、往て將に罪を問はんとす。然るに當縣鎭臺名義を辨ぜず、城を閉ぢて拒ぎ守り、以て天下の民を害す。其罪甚し。我衆憤怒し、將に日を刻して城を屠らんとす。但し蒙昧脅徒の輩、其情憫むべきものあるを以て、前罪を悔ひ、兵器を棄て、歸順する者あらば必ずしも其罪を問はざるなり。且つ山鹿、高瀨諸道の東軍は我れ已に悉く之を擊破す。各縣の義兵も亦將に伜ひ起りて其窟を勦せんとす。公等果して誰が爲に孤城を守り、糧竭き援絕へ、殆ど累卵の甚しきに至るや。公等其れ速向背を決せよ。

三月十日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　薩　摩　陣　中

田村矢とは書を箭に卷き、之を砲巢に挿んで發射するもので、田村將軍鈴鹿山の故事を取つて名付けたものである。

かくの如く兩軍對峙の勢今尙昨の如く、殊に段山は依然薩軍の占領するところとなり、攻城の據點と成つてゐた。三月十二日城兵機に乘じて段山の薩軍擊退を企圖し、こゝに偶然にも壯烈なる段山爭奪戰を生んだ。この戰は兩軍殺傷相次ぎ、薩軍の死傷百名、城兵の死傷二百二十二名を出したる後、十三日に至り、遂に段山は守城隊の手に歸した。當時黨薩の徒尙相次で至り、神瀨鹿三の率ゆる人吉隊、龍岡資時、東胤正等の率ゆる都ノ城隊、薩軍の一部署に就くと共に、薩將貴島清亦三月三日鹿兒島を出で沿道の同志を糾合して十四日熊本に着した。

三月十九日夜征討軍日奈久上陸の報は二本木に在る薩軍本營を驚かせた。この軍は曩きに勅使柳原前光の一行を護衞して鹿兒島に行つた高島大佐指揮の步兵一大隊及び巡査七百名である。そこで薩軍では步兵約八中隊（三月十四日以後、聯合大隊及び黨薩軍を除くの外、すべての小隊編制を中隊編制に改めた。）砲二門を八代に派遣して之に備へた。その中、三月二十日田原坂附近戰鬪の敗報が薩軍本營に到着したので、步兵約二中隊を救援隊として植木方面に派遣した。

今や征討軍は主力を以て田原の嶮要を奪ひ、一部を以て八代に迫り、軍容日を逐ふて盛となつたが、城兵は未だ救援軍の戰況を詳知しなかつた。二十三日未明城兵は突如として、京町、日向崎、牧崎、坪井の薩壘を襲撃し善戰健鬪大に薩軍を惱ませた。薩軍は田原坂一たび敗れてから、正面は植木、鳥巣方面に戰ひ背面は八代、宇土方面に伸び、戰線の延長數十里に亘つて、熊本城は未だ陷らなかつた。隆盛は之が深憂であつた。偶々熊本隊彈藥係弓削新が策を池邊吉十郎に獻じて曰く、東に白川坪井川あり、西に井芹川あり、今その下流を堰かば、城の西南に一兵を置かずとも、敵兵出撃の虞が無くなるであらうと。池邊より之を桐野に議り、遂に二十六日巨堤を石塘に築いて河水を堰止めたが、一夜の中に水流逆行、氾濫山を包み、城西の田圃數萬頃を淼漫たる一大湖水と化せしめた。薩軍之によつて西南の守を徹し兵數百人を利得したが、城兵に於ても同じく守戰の一場を減少し移動して他の部分を援助することが出來た。

征討軍主力の南下に伴つて砲聲殷々軍中に聞えるが、未だ兩者の連絡が出來なかつた。これ敵勢尙衰へざるからであらう、宜しく出撃一番救援軍と策應すべしといふので二十七日京町口進撃の議を決し、林隼之助少佐の指揮する歩兵二中隊を本隊とし、別に迂回別働の兩隊を編制して午前四時一齊に進發した。かくて夜に至るまで薩軍と戰鬪し、相當の戰績を收めて歸城したが、一方軍中の糧食は漸く盡きんとし、征討軍と連絡を通ずるは何れの日か判からな

いといふ心細さであつた。こゝに於て谷少將始めて突圍の策を行ふに決し、準備に從事すること數日の後、四月七日自ら左の如き突圍の要綱を定めて之を發表した。

旅團兵の進入を俟つこと已に四旬を過ぐ。然れども今に至るまで唯遙かに砲聲を聞くのみ。未だ一人隻騎の熊本に入るを見ず。既往を以て將來を計るに、其數日間に來り援けんこと亦期し難し。然らば則ち兵食の餘裕を圖り、突貫の策を決せざる可らず。我請ふ八日を以て突圍の期と爲さん。其法凡そ左の如し。

突圍の時に方りては、段山、千葉城、或は藤崎等の守を廢し、二丸門、住江門を固守し、一日亭趾より、延きて縣廳に至るまでを守線と爲し、二大隊をもつて城守に充て、其餘を以て突圍に充つべし。

突圍の期に先つ二時間に諸口の大砲を取り來り、出町口及建町地方へ向け、凡そ十門餘を配列し、迅速猛烈に砲撃し、期の至るを待ち、各小隊を縱隊に做し、裝劍を以て三口或は四口より進撃の喇叭にて一齊に突貫し、先づ出町に放火し、足を止めず直ちに植木の後を衝き、旅團の進路を開くを主とす。但し此一戰は全然死生の分るゝ所たるを以て、突貫の兵は我軍の死傷を顧みず、又賊の他道に在るものを顧みず、直に進むを要す。既に出京町を突貫するの後、城中より別に許多の兵を出し、其死傷を收むべし。

彈藥は每一人に百二十發糧は二食分を携行すべし。旣に突貫して旅團に合すれば自ら嚮道して猛烈に進擊し來て城を救援すべし。

此戰は城安危の係る所たるを以て干城自ら陣頭に立ち指揮すべし。樺山、兒玉二君請ふ患者及後事を經營せられよ。

樺山中佐曰く、突圍は一大隊の仕事である。守城の任は重大である故、閣下は一日もこの城を離れてはなりませぬ。小官請ふ代つて突圍隊の指揮官となりませうと。少將は中佐の言を用ゐたが中佐の出づるを許さず、そこで第十三聯隊第一大隊を以て突圍隊とし、大隊長陸軍少佐奧保鞏をその指揮官とした。

突圍隊の方略は初め植木方面に向つて行はんと企てられたが、川尻方面の砲聲が益々接近し來るので、豫定の計畫を變更し、川尻方面に突出するに決し、七日その部署及び方略を定め、翌八日午前四時安巳明午の二橋に向て前進した。突圍隊は手取、水道町の薩軍を擊退し、天明より直ちに疾驅して白川河岸の保壘に突擊し、勢に乘じて薩軍の哨線を突過し、遂に御船街道に出で、宇土に至て背面軍に合するを得た。又明午橋に向つた突圍隊の一部は薩軍山野田中隊と衝突して惡戰苦鬪の後、警視隊の援助に依り、辛じて午後三時退却することが出來た。

然かし乍ら、薩軍は今や全般的に腹背敵を受け、戰勢の退潮日に甚しきを加へた。十四日午

前二時頃、その本營を二本木より木山に移し、西郷隆盛村田新八池上四郎等此に去つたが如きもその一例である。これは桐野利秋の強請に基くものであつたが、桐野自身は決死以て攻圍軍に止まつた。同日黎明背面軍綠川を渡りて進撃し薩軍連戰不利となつた。熊本隊々長池邊吉十郎桐野と議し、征討軍に當るため西山方面に急行した。桐野、從容として諸隊の部署を定め、自ら九品寺に至る頃、背軍と城兵とに夾撃せられて苦戰をしたが、遂に一道の血路を開き夕刻木山に至つた。

之より先き熊本城では林少佐の指揮する歩兵三中隊巡査二小隊より成る第二突圍隊の編制あり、十四日午前六時川尻方面の友軍と策應すべく、坪井方面に進出したが薩軍の抵抗頑強にして之を拔くことが出來なかつた。その中、背面軍の先頭部隊、長六橋に達したが、城兵は最初之を援軍とは知らずに再三發砲した。そこで停射の喇叭を吹奏しつゝ、徐行して城壁下に至り、仰ぎ呼んで曰く、別働第二旅團山田少將の右翼指揮官山川中佐(浩)敵を破つてこゝに到着したと。時に午後四時であつた。援軍來着！　その聲に欣喜措くところを知らなかつた城軍は、創痍の將士に至るまで、杖に仗り肩に扶けられて城柵に攀ぢて萬歳を連呼し樺山中佐以下守城將校城を出でゝ之を迎へた。目賀田中尉引率の教導團選拔一中隊も續いて到着した。背面軍と城兵との連絡全く成つた。

十五日に至つて第二旅團所屬近衞部隊植木方面より來り、京町口偵察隊と相會して、城兵と正面軍との連絡亦成つた。十六日征討軍本營、城中に入つた。

かくて二月二十一日開戰以來、四月十四日連絡に至るまで五十餘日間、城兵の死者百二十七名傷者四百六十八名、警視隊の死傷者百七十八名、總計七百七十三名を出だし、薩軍の戰死者亦百三名を出したる熊本城攻圍戰は、薩軍の戰敗を以て終を告げた。城兵長圍の中に包まれて彈藥缺乏し、糧食續かず、日夜天主閣址に上つて援兵の來るを望み、砲聲の轟くを聞いて連絡の時を今か今かと待ち詫びたその日は遂に來た。熊本城の金城湯池容易に薩軍の拔くところとならなかつたに由るとはいへ、谷司令長官以下隊中の將士全軍一致奮闘力戰、以て薩軍に當つた功績拔群であつたと言はねばならぬ。平野五岳『熊本城』の詩に『四面皆賊簇つて雲に似たり、城は雲中に在つて紛々分る、滿目今日眞に火國、市廛村落一時に焚く、城兵魚の釜中に在るが如くなれども、城將の心は居る泰山の安きに。』といひ遂に『嗚呼日本國中已に城無し、唯だ此城のみ有つて賊氛を遮ぎる、城を守れる者は誰ぞ谷干城、城を築きし者は是れ當年の鬼將軍。』と結んでゐるのは所以ある哉と言はねばならぬ。

六　聯隊旗奪はる——田原坂の戰

薩軍の大擧して將に肥後に入らんとしたとき、熊本鎭臺司令長官谷少將が、小倉第十四聯隊長乃木少佐に對し、その兵を率ゐて熊本に來り合せんことを命令したことは前に記した通りである。この命令は二月十三日に下り、第一大隊の左半大隊は翌日直ちに小倉を發し、强行軍を以て十九日纔かに入城することが出來たが、その餘の各隊は出發の時機既に遲れたため、途上薩軍の爲めに植木附近に要擊せられ、入城の目的を達し得ず。こゝに熊本城攻圍戰と同時に、植木方面の戰鬪が開展せらるゝに至つた。

今、官軍の行動を見るに、二月二十一日青山大尉の率ゆる步兵第十四聯隊第二大隊の左半大隊は飯塚を發し、冷水越を踰えて久留米に達し、豫備彈藥護送隊は黑崎を發して飯塚に至り、第三大隊第二中隊は府中を發して南關に進み、第三大隊第三中隊は古飯を發して原町に進み、第三大隊第四中隊は兼松を發して山鹿に進んだ。

第三大隊長壹松少佐及び青山大尉は命に依り更に南關より高瀨に至り、乃木少佐は聯隊旗手河原林少尉と共に久留米を發して南關に向つた。

第一大隊右半大隊は前日の命に基き、津下少佐引率の下に二十二日早朝久留米を發し府中を經て乘松に進み以て山鹿に向はんとし第二大隊も同時に久留米を發し淸水を經て南關に到つた。第二大隊第三中隊の一個分隊は宇佐川少尉引率の下に前衞として午前二時久留米を發して高瀨に至り、第三大隊右半大隊は午前四時南關を發し乃木少佐亦午前六時南關を發し、部隊と共に高瀨に至り更に植木に向つて前進したが、木葉に至つて薩軍數百植木に在ることを知つた。乃木少佐乃ち斥候を放つて敵情を視察せしめたが、斥候は少時にして歸り、薩軍既に大窪に退けりと報告した。この時別働隊として山鹿より進み來つた第三大隊第四中隊と會した。夜に入つて大月空に懸り、寒光玲瓏として山野を照した。

一方薩軍の本營では、官軍植木方面に進入すと聞き、之を邀擊すべく五番大隊二番小隊の村田隊は正午熊本を發し、山鹿街道より向阪に至り官軍の來るを待つてゐた。午後七時薩軍一齊に本道戰線に逼るや、官軍との間に初めて砲火を交へた。薩軍彈藥已に竭きて拔刀隊を組織し、官軍寄らば薙ぎ倒さんと待ち構へた。折柄、夜色凄迷腥氣野に滿つる邊、喊聲遠くから聞えて未だ敵か味方か判からなかつたが、その內これは薩軍四番大隊九番小隊の伊東隊が來援せしものであることを知り、村田隊の勇氣百倍し、吶喊雷の如く白刃を揮つて肉薄し、官軍の勢

遂に支へられなくなつて來た。乃木少佐、河原林少尉を顧み、軍旗を捲きて之を負はしめ、尋て煙硝を合圖に戰線を開き、退き走つて千本櫻に集合せしめたが、河原林少尉だけは遂に來らなかつた。少佐の心憂は極度に達した。我若し軍旗を失つたならば何の面目を以て天下に見へん。之を奪還せんとする者は來れ續けと叫びざま再び蹶起しようとしたが、今死ぬべきところでないとの部下の苦諫によつて思ひ止つた。間もなく第一大隊第三中隊長津森大尉が高瀬から來たので、少佐は命ずるに薩軍を防禦すると共に、河原林少尉の死所を探索することを以てし、その身は敗殘の兵を收めて木葉に舍營した。

官軍の退却と同時に薩軍も亦前進し、鹿子木に宿營した。既にして大雨沛然として到り盆を覆へすが如き勢であつた。

この日の植木方面の激戰亂鬪はその極に達した。伊東隊の押伍岩切正九郎は部下を見失ひ郊外を行く中、薩軍の一軍夫に教へられて官軍の一士官を發見するや、直ちに之を斬て斃した。そして死骸を檢めてゐる中背腰に藏された軍旗を捜がし出したが、それが第十四聯隊の軍旗であるとは知らず、傍の軍夫に渡して仕舞つた。ところが軍夫は村田隊の從屬者であつたので、軍旗は隊長村田三介の手より薩軍の本營に贈られ、隆盛も之を見て大に喜んだのである。岩切の爲めに斬殺された青年士官は言ふまでもなく乃木少佐の探がしあぐんだ河原林

少尉であつた。翌日岩切は隊長伊東直二から、「汝は何とてかの如き名譽ある分取品を他隊の軍夫に渡したか、無慾にも程がある。」とて、滿面朱を濺いて叱責された。之には有繫の岩切も忿然として「私は軍旗を取りに來たのではありません。敵兵を澤山斬らんがためです。それが惡ければこれから國に歸ります。」と。岩切の答は實に薩軍兵士の氣質をそのまゝ現はしたものである。

軍旗問題は後に乃木將軍をして、明治天皇に殉死せしむるの動機となつた。

植木戰鬪の報薩軍に達するや、本營は六個小隊を分つて二とし、一は本道より、一は山鹿口より進んで高瀨を衝かしむるに決した。二十三日諸隊進んで木葉に至り、こゝに官軍と衝突して非常の激戰となつた。當時薩軍の兵數一千二百名、官軍は乃木少佐指揮して同じく一千二百二名、兵數は相匹敵したが官軍は植木の戰に破れ、意氣沮喪の色あるに反し薩軍は新銳精悍の勢當るべからざるものがあつた。この戰亦官軍利あらず遂に木葉高瀨に退却するに至つた。乃木少佐は乘馬彈丸に中つて苦悶奔逸せしため、地上に墜ちて危く戰死せんとしたが、部下の爲めに助けられて漸く死地を脫した。

然るに今や形勢の變化と共に、攻防漸く地を易へんとするに至つたことは薩軍に取つて不

覺千萬であつた。征討軍第一旅團第二旅團が博多に入つたのは二月二十二日即ち植木戰鬪の日であつたが、二十四日に第一旅團は久留米より高瀨に進み、第二旅團は太宰府より久留米に到着した。この時第十四聯隊の急が報ぜられたため第一旅團の前衛を擧けて急遽赴援せしむると共に、兩旅團より各部隊を分遣して三池街道より高瀨を衝き、薩軍高瀨に據るの機先を制せしめた。

二十四日高瀨第一線に於て熊本隊を破つた官軍は、野津三好兩少將等鳩首の結果、高瀨植木二道進擊の方略を議し、第一軍は乃木少佐司令となり、第二軍は長谷川中佐司令となり、二十六日南關を發し高瀨植木二方面に進擊した。

一方薩軍は四番大隊長桐野利秋、三個小隊を率ゐて右翼を、一番大隊長篠原國幹、六番七番大隊長別府晋介六個小隊を率ゐて中央を、二番大隊長村田新八、五個小隊を率ゐて左翼を形成し、二十五日熊本を發して大窪に至り、部署を定めて高瀨を進擊するに決した。その兵員總數二千八百人である。

二十七日薩軍は大擧して高瀨口に迫つたが、官軍邀擊して漸く之を却けた。この役隆盛の弟西鄉小兵衛戰死し、官軍第二旅團長少將三好重臣傷を負ふた。薩軍すでに東上の途を阻止せられたので、兵を分つて別に高瀨口より進まんとし、こゝに官軍と衝突して日々高瀨に激戰

した。薩軍は容易に高瀨を奪ふ能はず、そこで戰略を變じ、桐野利秋を山鹿方面に、篠原國幹を田原方面に、村田新八及び熊本隊を木留方面に向はしめ、專ら守戰を爲すに決した。既して西下の官軍大に殺到し、進んで田原坂及び山鹿に出でゝ薩軍を攻擊した。薩軍善戰し、互に勝敗あり、三月三日官軍吉次越から出でゝ薩將篠原國幹を殪した。けれども薩軍毫も屈せず、固く田原坂の險を扼して之を守つた。官軍之を拔かんとして能はず、激戰十數日に亙つた。

凡そ田原坂の地は天下の形勝である。こゝに慓悍決死の薩軍天險を扼してゐるのであるから、所謂一夫以て萬軍を支ふることが出來る。これより先き官軍は本營を高瀨に移し、兵を分けて四とした。第一第二は少將野津鎭雄、少將大山巖之を率ゐて木葉口に向ひ、第三は少將三浦梧樓之を率ゐて山鹿口に向ひ、第四は遊軍應援とし、共に進んで田原坂を攻めた。田原の薩軍險に據て七壘を築き、官軍を俯擊して砲彈を霰の如く飛ばせた。陸軍大佐福原知勝、少佐吉松秀枝等は奮鬪して戰死した。近衛步兵は東京鎭臺の兵と合し、更に巡査若干名を以て拔刀隊を編成し、之を軍後に置き、各自銃槍を以て雨を衝き、谿を涉つて二俣に向つた。二俣は田原の間道である。官軍吶喊して薩軍に突入し、縱橫刺殺してその軍勢を潰亂せしめた。田原の薩軍支へ難く、遂に潰走したので官軍之を追ふて進み長驅して植木を陷れ、その營を燃して

大砲二門、小銃二百挺を得た。時に三月二十日、官軍の精鋭を傾注して田原坂を攻擊すること十有七日、こゝに至つて漸く拔くことが出來た。

今、田原坂の地勢は人工を加へられて若干の變化を見たとはいへ、尙坂上に立つて顧望すれば、當年激戰の跡歷々として指掌することが出來る。鹿兒島本線木葉驛より植木驛に至る中間、疎林の丘上に立つ戰役記念碑には『崇烈』の題下左の文字が刻せられてある。

『鹿兒島縣は西海に於て地最も廣く人最も勇なり。而して西鄕隆盛の名望世を蓋ふ、海內人士その進退を候ひ以て安危となすに至る。明治十年二月隆盛反し熊本城を圍む。天皇震怒兵を發して之を討つ。熾仁總督の責に任じ、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義參軍たり。賊兵植木山鹿の兩道を扼し進んで高瀨に入る。二十七日我軍擊て高瀨を取る。轉へて四日木葉を拔く。賊退いて田原の險に據る。而して熊本の圍益々密にして援路皆絕つ。夫れ田原の地たるや兩崖壁立、徑路崎嶇、賊精銳を悉くして堅壘を築き、咆哮出沒虎狼の如きあり。要害形を異にし攻守勢を殊にす。而して我軍殊死して戰ふこと晝夜を舍てず、十有七日にして終に之を拔く。死傷四千餘人なり。此役たるや鏖戰前後數百、而して未だ田原坂の劇の如きはあらざるなり。苟も此の坂にして拔けず、賊をして南關を破つて北せしめば、則ち四方不逞の徒必ずや釁に乘じて起ち、禍測るべからざるなり。而して其の北に

至らしめず、遂に速かに討滅を致せしは、實に此一捷に由る。嗚呼死者の功は大なり。而してこれを見るに及ばず。痛ましき哉。因て碑を坂上に建て、以て之を記す。蓋し忠烈を勸奬する所以也。

明治十三年十月

陸軍大將二品大勳位　熾仁親王　撰文並篆額

陸軍省六等出仕從六位勳五等　秋月新太郎書

田原既に陷り、植木亦官軍の有となる。官軍更に進んで向坂を拔かんとして左翼破れ、薩軍勢に乘じて夾擊した。官軍苦戰して死傷甚しく、彈藥亦盡きた。そこで退いて植木を保つた。初め木葉の戰からこゝに至るまで約二十日、攻戰凡そ十七次、戰ふ每に彼我接近して相距ること僅に三四間、互にその顏を認めることが出來た。每日費すところ彈丸二十五萬發より四十萬發、大砲十二門も亦日に一千餘發を要した。近傍の諸山には矮松が繁茂せしもの、戰起るに及んで彈丸に射られて忽ち禿山となつた。二十一日官軍本營を植木に移し、總督宮も亦戰地を御覽に相成つた。この日少將三浦梧樓の一軍は山鹿を取り更に進んで隈府に戰ふた。薩軍力戰して之を防ぎ、爲めに拔く能はず。因つて半高山、吉次越、木留山等の薩軍を攻擊したが、

交戰五日にして尙之を拔くことが出來なかつた。

四月、官軍三嶽を取つた。初め薩軍は金峰及び三嶽の險に據るや、五壘を築いて堅守し、之を攻めども拔けなかつた。薩軍壘壁に登つて官軍を下瞰し、大に罵詈を浴びせかけた。山縣参軍は大に諸將を激勵し『三面より一齊に攻めて拔く能はざれば、兵を引いて去らう。』と、そこで全軍疾く攻め、砲聲轟々として山岳も爲めに撼くの感あり、午後を過ぎて五壘を拔き、西山及び植木、木留等は皆火起つて黑煙天を蔽ひ、遂に官軍の大捷となつた。八日には荻迫に戰つて官軍が大敗した。荻迫は熊本の要害であるので官薩兩軍常に精兵を以て相戰ひ、薩壘聯連して木留に及び延長凡そ二里、官軍屢々之を攻めたが拔けなかつた。この日昧爽相約し大擧して進擊した。鎭臺兵期を誤つて進まず、近衞兵孤軍突擊して數壘を拔いた。薩の援軍官軍の背後に出で、官軍敵を腹背に受け彈丸雨注して一隊六十餘人奮戰皆死し、還る者僅に十餘人であつた。

既にして十五日午後一時植木、荻迫、鐙田、木留、萬樂寺、邊田野より三嶽、大多尾の薩壘に亘り、一齊火起り、黑煙天に漲り、銃砲の聲全く絕へた。官軍木留に於て薩軍を砲擊せしが、壘內寂として應ずるものが無かつた。衆皆大に之を怪み、急に斥候を出して窺はしめたが薩軍すでに全軍を引揚げて去り、壘內復た一人の兵影無かつた。蓋し背面軍熊本に通じたので薩軍腹背敵

を受くるに至り、陣を撤して退却したのである。

そこで官軍の諸軍競て馳せ進み、第一旅團の大島義昌少佐、他軍に先つて熊本に入つた。右翼、中央及び左翼の各軍續いて熊本に入り、こゝに正面軍と熊本城との連絡全く成つた。

未だ田原坂の戰況官軍に不利であつたとき、木戸は岩倉に書を寄せて曰ふ。

『此處の一擧薩州の誰があしきと申す事も御座なく候。只日本一體の勢力平均を失ひ、彼縣へ相傾きしこと、天下皆人の知る所、誠に王政の御瑕瑾と存じ奉り候に付、年來同朋もあたまを抑へて、日夜安神仕るを得ず候。西郷老人尤も歎ずべきの至にて殘念と相考へ申候。十年前の事を想へば西郷ありてこそ孝允も薩と合力いたし、其驥尾によりて聊か一新の盛時にも遭遇仕候ひしに、今後の處は不才淺識思ひも寄らずと存じ奉り候。田原坂口も最初の算用と齟齬、已に二十日近く相成候得共、其功之れなく日々六七十萬の彈藥を費し陸軍も限り之れあり候に、日々百五六十人の死傷、已に傷人のみ二千五百人之れある由、死人は未詳、實に大難戰にて御座候。此に漸く背後大攻撃の論行はれ、黑田高島相働き申すべき都合、山田も初發より一途この見込のみ申居候て出發仕候。川路も少將兼任にて此口へ出張の都合に御座候間、此一戰にて一段落相付候事と屈指相待申候。敵も決して侮るべきものに御

座なく候へば、毎々申上候通、此一戰はかく〳〵歟も參らず候節は、大に趣向を改め申さずては容易ならず、消果るまでの奉公に御座候間、此上は天也と御安心祈り奉候。三月十九日。」その後、熊本城の連絡するに及び、木戸は岩倉に書を寄せて之を喜んだが間もなく彼は大患に掛り、五月十九日危篤に陷つたので、車駕親臨して存問あらせられた。かくて木戸は十年戰爭の結末を見ずして五月二十六日遂に逝去した。所謂維新の三傑中、木戸が最初に喪くなつたのである。木戸曾て詩あり、今猶人口に膾炙してゐる。

一穗の寒燈眼を照して明かなり。沈思默座無限の情。首を回せば知己の人既に遠し。丈夫畢竟豈に名を計らむ。世難多年萬骨枯る。廟堂の風物幾變更。歲は流水の如く去つて還らず。人は草木に似て春榮を爭ふ。邦家の前路容易ならず。三千餘萬蒼生を奈ん。山堂夜半夢結び難し。千嶽萬峰風雨の聲。

七　人吉より日向路へ

兵勢すでにかくの如く薩軍は腹背に敵を受くるやうになつた。四月初旬、宇土、堅志田の方面日に危急を告げてから、薩軍は川尻病院の患者を木山方面に退却させ、又糧食輜重を同方面

に運搬した。その後御船の戰に破れ、永山彌一郎が陣歿してから、最早熊本を維持し難いことを知り、總帥西郷隆盛を首め、二番大隊長村田新八、五番大隊長池上四郎等十三日二本木を去つて木山に本營を移した。背面既に破れ、熊本を放棄する以上、薩軍の執るべき方法は、自然退却法を取て敗軍の禍害を出來得る限り縮少し、再戰の準備を講ずるまでゞある。即ち退却を始めた薩軍は、用意周到善く背後の聯絡を保つと共に、一切の糧食輜重を收拾して一物を遺さず、綽々たる餘裕を示した。

桐野利秋は木山に退却中、屢々決戰防禦のため踏み止まらうとし、殊に國分砂取附近では薩軍敵に夾撃せられて苦戰に陷つたが、桐野は從容自若として彈雨の間を往來し、決死の色凄まじかつた。然かし諸將交る〱諫止したので遂に一方の血路を開き、夕刻木山に退却した。

十四日官軍すでに川尻を居り、潮の如く熊本に亂入するや、桐野は池邊吉十郎に命じて三嶽方面薩軍正面の兵を收めさせた。官軍の衝背軍は十四日熊本に入り、攻圍の薩軍を一掃して遂に熊本に連絡し、正面軍と合することが出來た。正面軍は十六日熊本に入り、第一第二兩旅團は各牙營を大窪に移し、第三旅團も亦その牙營を城下に移した。

四月二十一日木山も遂に陷落し、薩軍は全軍を擧げて矢部に退却し、同日本營を濱町に移した。西郷、桐野、村田、池上等の諸將と會して戰略を議し、先づ人吉に據り、薩隅日の三州に蟠據し、

機を見て攻勢に轉じて中原に進出すべく決定した。

之より先き、田原、吉次、山鹿、鳥巣方面の戰鬪にて薩軍の死傷相踵ぎ、之を補充する途もなかつたので、各中隊を通じて殆ど定員の兵數なく、加ふるに隊伍混雜、指揮統一を缺くを免れなかつた。そこで一度編制を改めたが、更に大改革を斷行し、大隊の總數を九個大隊とし、之に奇兵、振武、行進、正義、干城、雷擊、常山、鵬翼、破竹の名稱を附けた。各大隊長の氏名は左の如くである。

奇兵隊	大隊長	野村忍介
振武隊	同	中島健彦
正義隊	同（後破竹隊に轉す）	河野主一郎
	同（河野の後任）	高城七之丞
行進隊	同	相良五左衛門
干城隊	同	阿多壯五郎
雷擊隊	同	邊見十郎太
常山隊	同	平野正助
鵬翼隊	同	淵邊群平
	同（淵邊の後任）	新納精一

破竹隊　同（後本營専屬）　別府晉介
同（正義大隊長より轉任）　河野主一郎

大隊の數は必しも一定せず、奇兵隊、振武隊の如きは二十個中隊以上を以て大隊を編成したが、正義隊の如く七個中隊に過ぎないものもあつた。二番大隊長村田新八、五番大隊長池上四郎はその職を罷め、本營に在て軍議に參與することゝなつた。隆盛は二十二日村田、池上等と共に兵二千餘を率ゐて矢部を發し、椎葉越を經て人吉に向ひ、二十三日には桐野、矢部を發した。奇兵、振武、行進、干城、正義隊及び熊本隊、協同隊その他相踵で悉く矢部地方を退き、人吉に向て出發した。矢部人吉の中間に要地江代がある。桐野は留つて此處に陣した。

薩軍が矢部より那須山越、胡麻山越の二道に取り、江代に向ふや、行程二十二里（一里五十丁）山路險隘に加へて風雨連日、行軍の難實にその極に達した。佐々友房の『戰袍日記』に在る左の三詩は以てその難狀を察するに足るであらう。

雨は戰袍を撲ち風沙を捲く。江山十里雨三家。壯圖一蹶無窮の恨。馬を斷橋に立てゝ落花を看る。

雲脚遙に連て樹影沈たり。熊城隔てゝ數峯の陰に在り。敗軍並び作す離鄕の恨。風雨滿

天將士の心。
斷壁奇崖攀ぢ易からず。茫鞋踏盡す二州の間。更に驚く時節殊鄕の土。五月雪は寒し椎葉山。

人吉に着いた隆盛は、使者を江代に派して桐野に傳へしめた。曰く、「速かに奇兵隊を豐後方面に、振武、行進の二個大隊を鹿兒島に派し、干城、正義の二個大隊をして江代方面を守らしむべし。」と。二十八日桐野は江代に在て令を諸隊に傳へ、奇兵隊大隊長野村忍介をして豐後方面に、振武隊大隊長中島健彥、行進隊大隊長相良五左衛門等をして鹿兒島に、鵬翼隊大隊長淵邊群平をして佐敷方面に、雷擊隊大隊長邊見十郎太をして大口方面に向はしめ、正義隊大隊長河野主一郎、干城隊大隊長阿多壯五郎をして江代方面を、常山隊大隊長平野正助をして神瀨方面を守らしむることゝし、二十九日左の嚴令を下して全軍の士氣を激勵した。

一、戎器を棄てゝ逃走する者。
一、戰場に於て兵士の分を誤る者。
一、道路在陣共人民に對し亂暴狼籍する者。
右相犯すに於ては盡く割腹に處し候條厚く可レ得二其意一候事。
但戰場を脫し逃歸等致候者は盡く捕縛し人吉方面へ差送り其罪を相糺候條是亦相心得

夫卒に至る迄無洩告諭可致置候事。

丑四月二十九日　　　　　　　本営

この時官軍は漸次進取の勢を張り、別働第一第四旅團はすでに鹿兒島を占領し、別働第三旅團は水俣地方に進み、熊本地方に駐屯せる第一第二旅團は御船及び砂取に、別働第二旅團は隈庄に、別働第四旅團は佐敷地方に在つた。之に反して薩軍の形勢は諸道皆振はず、球磨川道の要衝たる神瀬はすでに官軍のために占領せられ、續いて各所の要地も悉く官軍の取て代るところとなつた。三十日に至て官軍は球磨川道、佐敷道、照嶽道、萬江越道、種山道、五家庄道、五木越道の七道より一齊行進を開始し、薩軍に向て總攻撃の後、六月一日遂に人吉を占領した。隆盛は之に先つこと三日、人吉を發して日向宮崎に退き、桐野も亦轉じて延岡より宮崎に入つた。

一方鹿兒島に分遣された振武隊及び行進隊は別府晋介を總司令とし、振武隊大隊長中島健彥、同監事貴島清、行進隊大隊長相良五左衛門等之を率ゐて行進したが、この時鹿兒島にはすでに別働第一旅團の十九個中隊、第四旅團の十一個中隊、及び警視隊二個大隊あつて各地に激戰を交へ、殊に六月二十五日柴原方面の戰闘では寡小の薩軍六個大隊の官軍に當つて惡闘苦心することと三時間の後、伏屍累々として鮮血を流し、砲隊長餅原正之進は砲兵と共に砲を枕にし

て壯烈なる死を遂げた。その上別働第三旅團亦鹿兒島に增援せられ、到底之を拔くことが困難になつて來たので、薩軍の鹿兒島分遣隊は遂にその目的を達せずして都ノ城に向て退却した。

更に薩軍中堅の形勢を見るに、大口方面すでに破れて雷擊大隊長邊見十郞太、本庄方面に退き、飯野方面亦敗れて破竹大隊長河野主一郞、財部方面に退き、諸道の敗報並び到つて勢力日に蹙まるの觀があつた。都ノ城方面に於ける薩將村田新八、岩川、末吉、大崎、百引方面を以て左翼となし財部方面を以て右翼となし、福山、敷根、清水方面を以て中央となし、都ノ城を以て根據地となし昔時の所謂十二砦の要勝に據り諸道の軍同地に集合するのを俟て、官軍と一擧に輸贏を決せんとした。一方官軍の形勢を見るに、各旅團進取の勢を進め、各その攻路を分つて日隅の間に逼り、野津少將の第一旅團は牙營を三田井に進め、延岡方面に向ひ、三好少將の第二旅團は小林、野尻高原方面に進みて牙營を高原に移し、三浦少將の第三旅團は第二旅團と連絡してその右方より進み、川路少將の別働第三旅團は霧島山の半腹を占めて牙營を國分に移し、山田少將の別働第二旅團は野尻方面に戰ひ、又別働第三旅團及び曾我少將の第四旅團は敷根福山に戰ひ、高島少將の別働第一旅團は志布志、高隈方面に向つて進軍した。官軍の目的とすると

ころは各軍一齊に進軍して都ノ城を陷落し、以て薩軍を掃蕩せんとするに在つた。

かくして官薩兩軍は都ノ城方面の各地に衝突した。薩將邊見、中島、貴島、河野等敗兵を收拾して善く敵の精兵に當り、屢々奇計を以て官軍を惱ましたが、官軍の進出意外に迅速であつて、都ノ城は早くもその占領するところとなり、こゝに村田新八の計畫は空しく畫餠に歸し終つた。

之より先、野村忍介は宮崎の本營に至り、豐後進出の方略を草した。曰く『我軍薩日隅三州に割據し、日夜防禦に汲々として進取の策に出でない。荏苒かくして空しく日月を費さば兵士或は安きに狃れ危を思はず志氣恐らくは沮喪するであらう。且つ糧食日に乏しく、彈藥亦將に竭きんとしてゐる。今にして之が計を囘さなかつたならば我軍の運命知るべきのみであらう。顧ふに豐筑大擧の機一たび之を失つたが、豐後方面官軍の守は未だ堅固でない。宜しくこの機に乘じ非常の策に出で、鹿兒島及び八代方面を官軍に委し、我は西郷先生を此地に擁し、各地の大軍を擧げ、奇兵隊その先鋒となつて豐後方面に突出し、更に進んで小倉、長崎の形勝を扼したならば、士氣復び振ひ、天下の大事猶爲すべきものがあらう。今日の事之を捨てまた他に策は無いのである。』と。野村の壯烈なる意見は桐野の容るゝところとならず僅に隆盛の命によつて、その奇兵大隊のみが豐後路に突進を試みたのみであつた。野村の率ゐし奇

兵隊は二十一個中隊を算し、兵數三千弱であつたが、糧食彈藥日に乏しかつたに拘らず、指揮宜しきを得て屢々奇捷を博し、官軍に對して常に優勢を占めてゐた。惜しいかな後續部隊續かず、結局その目的を達せずして已んだ。

然るに都ノ城の陷落は薩軍に取て人吉戰鬪以來の一大打撃であつた。この戰鬪の結果は日隅全面の大勢に對して少からざる精神的影響を薩軍に與へた。何となれば都ノ城その守を失ひ、附近昔時の所謂十二紫の要地悉く官軍に占領せられし以上、薩軍がたとへ佐土原、宮崎、高鍋、美々津、延岡の要勝を占めても、最早天下の大勢を挽回することは到底不可能の次第であつた。もとより薩將桐野は隆盛を擁して宮崎に在り、軍政を統括し、新兵を募集し、村田、池上、別府等諸軍を指揮し、邊見、野村、中島、河野、貴島等の諸將敗兵を收拾して各方面に鬪ひ、猶軒昂たる意氣を示して居つたが、如何せん大勢遂に支へ難く、本營を宮崎に置くこと一ヶ月許りで、七月三十一日宮崎亦官軍の有に歸し、その後高鍋等に據つたが全軍の士氣挫折して戰悉く利あらず、八月十四日薩軍悉く長井村に退却した。

八　可愛嶽突破戰

長井村の地は狹隘にして大衆を容るゝに便でない。加ふるに薩軍連敗の餘り、彈藥、糧食、銃器の類悉く缺乏を告ぐるのみであつた。けれども西鄕、桐野等は官軍進撃に先ち、決死の勇を揮て延岡を回復し、以て敗局を一轉せしめんとした。十四日夜諸將會して延岡逆襲の策を議したとき、隆盛心深く決するところあつて曰く『乃公自ら先鋒を指揮して勝敗を一擧に決しよう。』と。然かし諸將固く之を諫め、先づ奇兵隊軍監伊東直二をして奇兵隊二個中隊を率ゐて無鹿方面を守らしめ、又邊見十郎太、野村忍介、重久雄七等の諸將をして五個中隊を率ゐて長尾山、小梓峠、堂坂一帶の地に備へ、砲三門を堂坂及びその西側に架せしめ、官軍の突撃に應ぜんがために熊本隊の一部を擧げ、之をして本道左側の丘陵ナマコを守らしめ、中島健彥、河野主一郎、平野正助、相良五左衞門、新納精一、阿多壯五郎をしてその餘の八個中隊を數分し、無鹿に聯亙せる諸要地に據らしめた。この戰には隆盛自ら和田峠に登り、地形を察し、諸軍を指揮した。之を以て薩軍決心の存するところを知るに足るのである。

當時薩軍の兵力は減少じ、銃器彈藥亦頗る缺乏して居つたが、奇兵隊の來會するに及びて士氣復び振ひ、兵數亦三千を下らず、戰鬪の主力は奇兵隊に在つた。十五日無鹿山方面の戰鬪あり、同時に長尾山方面の戰鬪があつた。長尾山は山脈東南に分岐し、一は東して小梓峠を經、延びて堂坂に連り東するに從て漸く低く長井川に至つて盡きてゐる。川に沿ひ山麓を繞て北

すれば長井熊田の村々があり薩軍の根據地となつてゐた。又一は南に連り、その山尾稻葉崎の西に至り、この山麓より長尾山頂に至る二十町許、路頗る險峻で山は禿げてゐる。薩軍は壘を長尾山一帶の地に築き、守備を修め、邊見十郎太、中島健彥等雷擊共他の諸隊を率ゐて之を指揮した。

この時官軍悉く延岡に入り、第二旅團は小峰より祝子に、別働第二旅團は延岡より本道に、第四旅團は延岡本道より海岸に、新撰旅團は方財島より海濱に、第三旅團は延岡地方內外の警備に任じた。而して第四旅團及び別働第二旅團は十五日攻擊の方略を定め、別働第二旅團の正面よりその敵を攻擊すべく、第四旅團はその右翼を進めて敵の左側に迫り共に協力して之を攻擊し、進んで熊田を占領せんとするに在つた。別働第二旅團の攻擊諸隊は延岡及び三須を發し、山田少將亦三須より、黑川大佐延岡より皆戰線に向ひ諸隊進みて中瀨川を渡り、左して稻葉崎の東南に止まり、隊伍を整へ、各隊をして部署の方向に進ましめた。部署は左の如くである。

一、川邊橫井橫濱、坊城四大尉は四個中隊を率ゐて前衛となり小梓峠に向ふべし。

二、井上大尉、染木森本兩中尉は援隊となり、安田、金子兩大尉、平井中尉は二個中隊を以て豫備

隊となり、高坂、栗原兩中尉は砲兵を率ゐ、小梓峠に向ふべし。

三、馬場、山本兩大尉、中野少尉は三個中隊を率ゐて前衛となり堂坂に向ふべし。

四、石原、山下兩大尉は二個中隊を率ゐて援隊となり堂坂に向ふべし。

五、小梓峠、堂坂兩方面は河北少佐共の指揮官となり、援隊は河野少佐之を指揮すべし。

この日曉霧濛々として山を罩めたが、午前八時頃に至つて快晴一碧洗ふが如くであつた。別働第二旅團の本據たる稻葉崎より遙かに前面を展望すると、薩軍の進止は歷々として目睫の間に在る。稻葉崎は丘陵林樹の間に散點し、小梓峠、堂坂山と相距る南北約十餘丁、その間は茫々たる田圃のみである。稻葉崎の西端より長尾山麓に至る間村落點綴し、民家林樹の間に散在し、自ら障蔽を成してゐる。長尾山麓の西は山谷であつて、稻葉崎の西南に屹立する祝子山は長尾山と對峙し、山脈相連り、山勢東南に延びて屈曲し弧形を爲してゐる。又稻葉崎の東は村落相連り、その北は廣豁の地である。別働第二旅團の兵、稻葉崎の丘陵に起り、右は第四旅團と相接し、左は一の丘山を占めたが、地勢寧ろ薩軍に有利であつた。

中村中佐、河北中佐と謀つて兵を配し、先づ砲擊を行ひ然る後右翼を堂坂の東に挺出する山端に進め、機を見て左翼を小梓峠に進めんと欲し、河北少佐右翼隊を以て八幡社傍に至り、使を第四旅團に馳せ、その攻擊點を告げ、且つその右翼及びその後面無鹿の山は第四旅團之を占め

んことを約し、中村中佐左翼に至つて先づ防守の備を爲し、山田少將は黑川大佐と共に之に臨んで統督した。少將狙擊隊を以て樫山に登り、山縣參軍亦踵で至つた。少將令して曰く「堂坂方面は地勢我に利でない、先づ右翼の山より進むべし。」と。黑川大佐馳せて右翼線を延長した。山川中佐高島少佐等亦至り、その兵を指揮し、河野少佐樫山の前面に在つて援隊を指揮した。この時薩軍先づ稻葉崎に向て前進して官軍を砲擊した。官軍之に應じて兩軍の砲聲震雷の如く、小梓峠、堂坂の薩軍亦小銃を連發して溪路より吶喊し、その兵を二分して中央及び左翼に當つた。意氣軒昂、運動駿快、その勢猛虎の如くであつた。右翼に在ては河北少佐、一個中隊をして田圃間の路より山端に向はしめ、中央に於ては中野中尉の半隊先づ之に抗し、石原大尉の一部、山木大尉の一個中隊、横井大尉の一個中隊、森本中尉の一個中隊皆守線に在つた。左翼に於ては横濱大尉の一個中隊戰を開き、その兵を二分し、一を長瀨少尉補に附して右を拒ぎ、一を木造曹長に附して左に支へ、中野中尉の半隊、八幡社前の丘陵林中より突進せる薩軍を横擊した。薩軍右に轉じて進むや中野隊之を拒ぎ、又左翼の薩軍縱横突擊するや横濱隊之を衝き、薩軍又右翼を張つて逼るや横濱隊の左翼、平野に在つて之を支へたが、激戰久しきに亘つて横濱隊大に苦戰した。田邊大尉その急を見、一個中隊を率ゐて之を援け、三好少佐亦自ら半隊を以て左より進み、一高丘上より瞰射し、守勢より攻勢に轉ずるに及んで薩軍始めて退却し

出した。尋で薩軍の一隊祝子山より遶つて左翼に迂廻せんとしたから、山田少將之を望み、坊城大尉の一個中隊、平井中尉の半隊をして進でこの山を占據せしめた。又馬場大尉の一個中隊は左翼の激戰如何を顧みず、直ちに進んで堂坂の東なる山麓に及ぶや、薩軍銃射最も劇烈を極めた。馬場隊飛丸を冒し勇進して山上に迫つたが薩軍拔刀之を邀擊し、官軍は銃槍之に當つた。村田軍曹以下皆善く鬪ひ、突進六壘を陷れたのを見、河北少佐更に安田大尉の一部隊及び中野少尉の半隊を出して之に聲援せしめた。二隊堂坂本道より斜に捷路を取り、山に登つて之を援けた。福富中尉亦來り援け、遂に進で堂坂敵壘の左五十メートル許に及んだ。薩軍亦殊死して之を拒ぎ、短兵相接し、劍尖相觸るゝに至つた。この時第四旅團も未だ無鹿山麓の敵壘を拔く能はず、薩軍の瞰射によつて大に苦しめられた。河北少佐更に昔波少尉補の半隊を進め、且つ使を第四旅團に馳せて急にその山の占領を促した。この時こそ左翼及び中央の諸隊盡く戰を開き、薩軍の健鬪によつて官軍苦戰頗る甚しかつた。山縣參軍、山田少將と共に樫山より之を望むに天晴れ、氣澄み、兩軍の進止分合悉く眼中に在り、官軍の砲兵樫山の西北數丁の處から頻りに堂坂方面の砲壘を砲擊し、薩軍も亦之に應じて砲聲銃響山鳴り谷應ふるの壯觀であつた。山縣參軍山田少將に謂て曰く「敵軍の數の夥しき近來未だ見ざるところである。」と。然かも官軍の突擊最後の功を奏し薩軍衆寡敵せず、死屍銃器を委てゝ逃れた。こ

こに於て堂坂長尾山一帶の險要悉く官軍の占領するところとなつた。

無鹿方面の戰鬪も亦薩軍に取て不利であつた。十五日拂曉本道左側の丘陵を守つた熊本隊の二個中隊は、餘り出擊し過ぎたため中央早くも官軍の破るところとなり、本道を退却した。官軍薩軍の舊壘に據り、無鹿方面を守つた伊東直二隊を山上より瞰射したから薩軍潰亂遂に官軍は正午全く無鹿山上を占領した。

初め隆盛は桐野、村田等と共に和田峠に登り彈丸雨飛の中に在つて全軍を指揮したが、衆隆盛に勸めて山を下らせやうとした。隆盛聽かず猶も山上に在つたので桐野村田等頻りに逼り漸くにして後方に退かしめた。かくて戰正に酣となり、薩軍一齊進擊に移り、官軍大に難色があつたが既にして官軍の一隊本道の左方に據れる熊本隊に逼り、熊本隊先づ破れ、大隊長山崎定平重傷を負ふて退却した。邊見之を見、急に一個分隊を分遣して之を援けしめ、桐野村田、池上等の諸將本道に在り、附近の守兵に命じて赴援せしめ防戰大に力めたが官軍益々增加し、薩軍の死傷相踵いだ。野村忍介、熊田に在る奇兵隊の來援を求めんとし、本道に至つたが熊本隊已に守を失ひ退却するに出會した。時に小倉處平、佐藤三二、熊田駐屯奇兵隊の殘兵五個中隊を率ゐて到來し、急遽救援に赴いたが、官兵大軍を擁し、熊本隊の舊壘に據つて薩軍を瞰射し

たから、野村、小倉、伊東等の諸將皆傷き、薩軍遂に利あらず、退却するに至つた。かくて八月十五日薩軍の延岡進擊は大失敗に終り、多數の死傷者を收容する暇もなく、再び長井村に退却した。

このとき官軍諸旅團の兵は各道より併進して長井村を包圍し、一擧に薩軍を殲滅せんとした。即ち十六日官軍左翼は可愛嶽より、右翼は長井村の對岸に亘り、接近して長圍全く成つた。本道方面の薩軍は川幅六十メートルの長井川を隔てゝ對岸の官軍に對したため、官軍の猛烈なる攻擊を蒙り、唯一の力と賴む拔刀の突擊をなさうにも川を隔てゝ斬込むことも出來なかつた。又本道方面長井村南方の高山を守れる高鍋隊は遂に官軍に降り、爲めに此方面の防備薄弱となつて、今や全く殲滅の悲運を俟つに等しき狀勢に陷つた。

こゝに於て薩軍の執らねばならぬ途が三つあつた。

一、辱を忍んで官軍に降伏するか。

一、刀折れ銃丸竭き、斃れて後已むべきか。

一、最後の勇を鼓して重圍を脫出し再擧を圖るか。

孰れかの一を擇ばねばならなかつた。隆盛は決然として第一第二の策を捨てゝ第三策を採つた。これ實に薩軍掉尾の大活動であつて、死中活を求めた最後の手段であつた。

然かし脫出するにしても、豐後方面に脫出して中原に進むべきか、或は鹿兒島に脫出して再擧を圖らんとするかゞ先決問題となつた。十六日薄暮、隆盛は桐野、村田、池上、貴島、邊見、野村、中島、河野等の諸將を長井の本營に集め、軍議を開いたが諸說紛々として容易に決しなかつた。時に野村は策を獻じて「今日の策長井を突き、高森に出で、豐後方面から官軍の虛を衝いて中原に進出するあるのみである。」と言つた。桐野以下諸將之に贊して豐後方面に突出することゝなつた。

この夜桐野、池上、河野の諸將は攻襲偵察隊二個中隊を率ゐて本營を發し行くこと十五丁、竹瀨に達し、左轉山路に入り、更に行くこと半里餘、群巒重疊の間を越えて熊田の山上に來たが、四顧すれば數里の間官軍の篝火點々として星の如く、その包圍は蟻も洩さゞる氣勢に見えた。桐野等思ふに、「重圍を脫するは困難でないにしても、この險隘の地に大軍の攻擊を受けたならば、後隊の續くことが出來なくなるであらう。」と、再び長井に引還した。

翌くれば十七日早朝より官軍の攻擊は猛烈であつたが、薩軍は所々に彌縫的逆襲を企てゝ一日を支へた。かくて午後四時隆盛は再び軍議を開いたが、邊見、河野は「敵兵險を恃み、守備必ず薄弱なる所があるに相違ない。若し可愛嶽を突破し得たならば豐後に出ることは決し

て困難でなからう。」と言ひ、別府、中島等は豊後進出の策を不可とし、鹿兒島に入つて再擧を圖らうと主張し、村田は沈默して口を開かず、桐野は豊後方面への突出に賛成らしい面持であつた。そこで隆盛に決を乞ふたところ、隆盛は「先づ三田井に出でゝから後方向を決しても遲くあるまい。」と言ひ、議初めて決した。隆盛諸隊に令して曰く、「我軍の窮迫こゝに至る、今日の策はたゞ一死を奮て決戰するあるのみである。この際諸隊にして降らんとする者は降り、死せんとする者は死し、欲するところに任かすであらう。」と、本營となつてゐた兒玉家の庭前に於て、陸軍大將の正服を初め、重要書類を一切燒却した。

薩軍は八代以來の傷病者を常に同伴して退却してゐたが、長井には病院數ヶ所を置いてここに收容した。然るに今夜を期して可愛嶽を突破せんとするに當り、壯士も之を越えることは容易でないから、名殘惜しくも傷病者は置いて行かねばならぬ。隆盛深く之を憂ひ、中山盛高を招いて之を諭して曰く「今となつては已むを得ず諸君と訣別せねばならぬ。心殘りの極みではあるが、傷病者を殺すことは萬國公法にも之を禁じてゐるから、官軍と雖も恐らくは害を加へることはあるまい。」と、そこで病院の二字を白布に書いた旗を掲げしめ、敵の砲火から免がれしめた。

いよ／＼可愛嶽突破の夜は來た。邊見十郎太河野主一郎等は前衞となり、桐野利秋、村田新八等は隆盛を擁して本營となり、中島健彦貴島清は後衞となり、土人を嚮導として夜十二時行を起した。夜行軍の規約として（一）喫煙せぬこと。（二）敵と遭遇しても濫りに發砲せぬこと。（三）談話を交へぬこと。（四）道標として白紙を草木に結んで行くことの四項を定め、道を可愛嶽に取り、敵壘の篝火明滅の間を進んだ。この間は斷岸絕壁樵夫も未だ足を容れざるところであつて、或は岩角を傳ふて轉じ、或は木の根を攀ぢて登り、剩へ闇夜であつて地圖も持ち合せがないので、その艱難は譬へるものもないほどであつた。兵士は道なき方を喘ぎつゝ、木の根草の根を分け入つて進み、或は太股を裂かれ、或は顏を傷つけられ、何れも血みどろになつて上つた。

大兵肥滿の隆盛はこの險阻な山路を徒歩で上ることが出來なかつたので籠を用ゐた。別府晋介も亦過ぐる日の戰に負傷して歩るくことが出來ず、籠で登つた。別府は餘まり勾配が急で籠から轉落しさうになると、籠夫の首を確かりとつかむので、籠夫は苦しくて溜らず聲を上げる。すると手を緩めるがその中にはまた首をしめること數度、その困苦艱難は言語に絕した。かくて薩軍は萬難を排し先衞の先頭を以て行くこと三里、漸く十八日午前四時頃可愛嶽の絕頂に達した。

この時頂上には第二旅團の官兵が居つたけれども第一線の哨兵はこの可愛嶽の嶮を薩軍が突破せんなどゝは夢にも思はず、今や炊事の準備中であつた。又長井村の平地に在つた官軍も、よもや薩軍が拔け出して今や可愛嶽の山上に在るとは知らず、洗面に行く者、炊事に行く者、各個各樣頗る暢氣千萬に見えた。

邊見十郎太はこの機を失せず、數十名を率ゐ、拔刀呼號して敵陣に斬入つたので、官軍の狼狽極度に達し、抵抗もなし得ず潰亂した。邊見獅子奮迅の勢を以て絶壁を飛下り、萱原の中を飛び越へ、大喝一聲敵軍の牙營に斬入り、當るを幸ひ薙ぎ倒したので、官軍全く四散し、鮮血淋漓として山頂を染め死屍累々として溪谷の間に横はれる間、薩軍が銃砲彈藥、輜重等を收めた戰利品は相當に多かつたと謂はれてゐる。

かくて前衛の先鋒は官軍左右の守線を截斷したから、前衛の進路初めて開け、本隊後衛之に繼ぎ進み、遂に官軍の圍を衝いて祝子川に出ることが出來た。けれども三里の間に續いた後軍中には、疲憊その極に達し、隊伍紛々、或は進退谷まつて離散する者あり、或は道を失ふて敵中に陷る者あり、或は自刄して命を墜す者あり、能く隆盛に從て敵の重圍を脱出し得た者は僅に五百餘人に過ぎなかつた。

十八日は可愛嶽の絕頂に從て全軍を休養せしめ、十九日邊見河野等前衞隊を率ゐて延岡方面に突出することゝなつた。そこで斥候を出して敵情を探らしめたが、官軍之を道に要擊すると聞き、直ちに逼つて激戰を交へた。時に官軍の一兵士が祝子川方面から來たので捕へて鞫問し、同方面の官軍の守備の薄弱なることを知つた。そこで轉じて祝子川方面に出で、官軍を一蹴して鹿川に入り、二十日鹿川を發して二十一日終に三田井に達した。この日三田井の官軍は薩軍の來るを知らず、警戒を怠つて居たが、薩軍の殺到に會して狼狽措くところを知らず、糧食銃器を捨てゝ四方に逃走した。三田井は第一旅團の運輸出張所のあつた所であつたので、薩軍はこの地で米二千五百苞、現金七千八百二十圓を獲得し、久方振りの戰利に歡呼の聲を揚げたのである。

九 一路鹿兒島へ

一方官軍に在つては十八日早朝、山縣參軍は西鄉桐野以下薩軍の主力が可愛嶽を突破せるを聞き、事態容易ならざるを知り、左の如き諭告を各旅團に下した。

曉來賊兵數百可愛嶽第二旅團哨線の間に斫入し戰鬪方に劇し。歸順者の口供に據れば、賊

魁最後の一戰惟ふに必ず其精鋭腹心を抽き、我軍を蹂躪せんとすべし。必死の鋒、其向ふ所を擇ばず、殊に其夜に乘ぜんを恐る。各旅團戒嚴以て之に備ふべし。

山縣參軍は前記の諭告を發すると同時に、晉木以西各地の屯在兵に急警を傳へ、且つ第三旅團の兵員を晉木地方に、第四旅團の兵員を延岡に分遣せしめ、更に熊本方面に逸出せんことを恐れて、在熊本の樺山中佐、乃木少佐に飛報を發して戒嚴せしめ、更に復た福岡、小倉の營所にも急報を傳へ、尙も谷少將にも曉來の變を報じて、重岡、竹田地方に若干の兵を派遣して警備するを命じた外に、翌十九日に大山少將を晉木方面に急派し、別働第二旅團をして七山及び神門方面に向はしめ、晉我少將をして第四旅團を率ゐて豐後大分に急行せしめ、高島少將をして別働第一旅團を引率して熊本に向はしむべく、各海路より廻航させ、かくて敵の逸路を遮らんとした。而して尙も川村參軍に照會して長崎、下ノ關、臼杵、佐伯、佐賀ノ關に軍艦を派して警備せしめた。

されど此等の苦心はすべて徒勞に歸して、終に敵魁を逸して了つた。このとき山縣參軍が如何に痛憤したかは、左記陸軍中將鳥尾小彌太に寄せた手紙を一讀しても明かである。曰く、十八日拂曉、有朋出でゝ右翼の哨兵線內を巡る。時に可愛嶽の間、砲銃の聲頻りに聞ゆ。忽ち急報あり、曰く、賊數百、可愛嶽頂に出で、哨兵線を破り脫出す、我軍方さに大に之と鬪ふと。

乃ち急に邀擊の術を施し、兵を遠近に出す。其三田井街道に派したる者は騎馬若くは輕輿を以てせしめ、其餘一も晝夜兼行せざるなし。而して未だ及ばざるなり。蓋し其脫出の狀を聞ふに、賊一群昧爽可愛嶽絕頂に出づ。第一第二兩旅團の前軍は、道を左右に分ち、將に哨兵線を進め賊抗を扼し賊背を拊たんとす。彼恰も其後に潛み出で、吾が哨兵線を破り、一軍は山背に沿ふて下り、曾木道に向はんとす。降衆の言に據るに、蓋し延岡の虛を擣かんとせし者の如し。而して第二旅團の分遣隊、溪間の要所を扼するもの之を支ふ。一軍は直に第一第二旅團本營の廠舍を衝き、其一半は發砲、一半は刀を揮つて入る。我が護衞兵殊死拒戰す。彼れ退くもの三回。此際賊軍中、分れて山を下る者あり、然れども我兵方さに戰ひ、且つ山溪斷續、遽かに其他路に下る者を遮るを得ず。加之ならず、我れ寡彼れ衆、因つて少しく其鋭を避く、彼れ皆下り走る。而して分遣隊の當る所は遂に勝て之を驅る。彼れ再び絕頂に回り之に據る。我兵之に迫り對戰夜半に至り交綏す。此賊亦暗に乘じ漸次山を下る。後に知る、前の一軍は其前軍にして、後の一軍は其本軍なりしことを。賊の山を下るや、道を轉じて濱砂に出づ。第一旅團の兵若干あり、擊て之を却ること二たび、彼轉じて祝子川に出づ。時に第一旅團鹿川方面の守兵一大隊可愛嶽の急を聞き、赴き戰ふ。彼森林を經て、此三中隊の後より祝子川に出づ。餘兵の一中隊之と戰ふ。而して見兵僅に四五十に過ぎず、遂に支

ふること能はず、退いて祝子川に入る。顧ふに三中隊は急に赴きしが故に、反て敵手に遇はず、極めて寡單なるの兵をして必死の勁敵に當り、第二線を退かしめたり。機會の蹉跌此に至る、殊に遺憾とす。初め渠の可愛嶽に上り、我硝兵線を破るや、長井は巳に我有に歸し、降る者縛に就く者、累々萬數に及ぶ。是に至つて賊巣全く抜けたり。而して賊魁は則ち逸す。砂礫萬斤、一錢に値らず。之を聞く、脱する者は即ち西郷、桐野以下にて、前夜死士四五百名を提げて鎌を携へ、斧を荷ひ、道を啓くもの三十人をして先導せしめ、斷崖絶壁路なき處を攀援し、可愛嶽の絶頂を望み潜行せりと、降衆の云ふ所、皆同じ。嗚呼半年の征戰、鮮血幾斛、以て九仭の功を奏し、忽ち一簣の虧を生ぜしもの、有朋與つて罪あり。

薩軍は官軍の重圍を脱して三田井に來た。然かも延岡の本據陷つてから屈指すれば、四面皆官軍ならざるはなく、熊本隊の如き、高鍋隊の如き、飫肥隊の如き、何れも刀折れ彈丸竭きて計の施すべきを知らず、面縛して降を軍門に乞ふ者が續出した。幡龍隊、佐土原隊、延岡隊、協同隊の如きも亦投降した。龍口隊長中津大四郎は部下に投降を慫慂して自ら長井神社の境内に自殺し、小倉處平、長崎雄介等は可愛嶽突破の際悲憤の餘り割腹し、石井竹之助、吉田新太郎等は山路に迷ふて敵地に出で、後捕縛せらるゝに至つた。今、三田井まで來て隆盛に從へる者は、一

薩軍は路を托せる敗殘の軍なるに過ぎない。この上豐後方面に突出することは到底困難であるところから、遂に鹿兒島に突入して再擧を圖るに決した。然かし之には官軍を欺き、出來る丈けその追撃の時日に餘裕あらしめねばならぬ。三田井は豐後、熊本、鹿兒島の三方面に岐る要地である。そこで隆盛は三田井村長に依賴し、馬車を用意して獲得せし糧米二千五百俵の中僅か五十俵を薩軍の爲めに殘して、餘を悉く積載し態と豐後路に運搬せしめ、薩軍の目的は豐後方面に進出するに在るとの宣傳を放つて、官軍の追撃を惑はしめた。かくして薩軍は隊を前中後の三隊に編成し、邊見十郎太、佐藤三二は前軍の司令となり、中島健彥、高城七之丞は中隊の司令となり、河野主一郎、貴島清は後軍の司令となり、二十二日三田井を出發し、豐後路に向ひしものゝ如く裝ふて、その實路を米良街道七ツ山の嶮に取つて進軍した。果して野津少將は部下を激勵して薩軍を追撃しつゝ三田井に來たが、路が三方に岐れてゐるので薩軍退路の判斷に苦しんだ。然るに薩軍は豐後路に大量の糧米を運搬したことを諜知し、その兵力を三分して主力を豐後路に進めたから、美事薩軍の計略圖に當り、又も官軍をして兵力分離の弊に陷らしめた。

二十二日薩軍は路を七ツ山の嶮に取り行く〳〵官軍の襲撃に出會ひつゝ、更に路無き樵路

に酷熱を犯し、疲憊と鬪ひつゝ二十四日には鬼神野、二十五日には銀鏡に達した。折柄夜來の風雨劇甚を加へ、翌二十六日に及ぶも未だ歇まず、渓水漲り、橋梁落ち、道路不通になつたので、薩軍は道路を修めて米良に入り、二十七日には人吉の東方約七里の上槻木に達し、二十八日須木の山路を經て小林に入つた。長井より三田井、米良を經て小林に通ずる行程六十餘里、嶺を越え渓を渉り、樵人の外往來する者無き小徑を僅に五日間にて突破することの出來たのは、薩軍兵士不屈不撓の精神が旺盛であつたことはもとよりであるが、一面米良山中及び沿道の人々が概して薩軍に對して好感を有ち、種々なる便宜を與へて呉れたこと亦與つて大に力があつたのである。

八月二十九日薩軍は飯野、吉松、栗野を經、三十日横川に向つた。時恰かも第二旅團長三好少將は部下旅團を率ゐて横川に來り、薩軍を邀撃せんとした。之を知つた薩軍は鋒を轉じ、間道を經て霧島の踊に出で、三十一日には山田に出で、同日午後五時遂に蒲生に突進し、新撰旅團の守備隊と戰て大に之を破り、この夜は蒲生各所の要路を守つた。

九月一日薩軍は蒲生を發して吉田に向つた。この時隆盛は桐野、村田等と議し、一部隊を駐めて蒲生城を守らしめんとし、野村忍介に守備の任を命じた。隆盛の意では野村をして蒲生

に官軍の侵入を拒がしめ本軍は鹿兒島に於ける官軍を擊退し然る後中原進出の策を講ぜんとするに在つたのである。然るに當時野村は創痍未だ癒へざる故を以て固辭したが聽かれず、隆盛は鹿兒島に向て出發した。野村は已むを得ず蒲生に於て官軍を拒ぐに決し、殘兵を點檢したがその數僅に十餘名、糧食亦二十苞に過ぎない。これでは到底防禦も出來ないから、せめて若干の守備兵たりとも呼び返さんと、隆盛を追ふこと一里半に及んだが、まだ追ひ付かぬ前に桐野に出會した。野村は鹿兒島出發の時から桐野の爲めに妨げられてその策用ゐられず、薩軍遂に今日の窮境に陷つたのが痛憤に堪へられなかつた。そこで今こゝに殆ど蒲生に置てけぼりを喰つたのが殘念でたまらず、舌端炎を發せんばかりに桐野に喰つてかゝつたが、桐野は頓と相手にせず『西鄕先生に問ふが可いではないか。それとも君が敵を懼れるのなら、何故守を捨てゝ走らないか。』と一語冷かに野村の肺肝を突いた。野村は滿面朱を濺ぎ、怒髮天を衝かんばかり憤懣の極一語をも發せず蒲生に引還へしたが、間もなく哨兵は敵軍の來襲を報じて來た。野村は劍に憑む足踏みしめ、一刀を拔いて敵軍と斬死にする覺悟であつたが、衆の者はこの寡兵を以て見す／＼敵に破られるより、この地を退て西鄕先生の軍に合することこそ正道であると言つて承知しない。とう／＼無理から籠に乘せられて野村は吉田を指して疾行し漸く前軍に加はることが出來た。

之より先き官軍では曩きには可愛嶽に於て、近くは横川に於て薩軍の爲めに乘ぜられ、事毎に失敗を繰返へしたから、三好第二旅團長は大に憤慨し、野津參謀長と共に自ら大久保大尉、松村中尉の三個中隊、入江中尉の工兵一個分隊を率ゐて九月一日海路鹿兒島に入り、新撰旅團の一個大隊と共に、路を分つて薩軍を邀擊するに決した。

新撰旅團の兵は本道鞬靻冬冬より寶方を經て吉野に向ひ、第二旅團は支路內之丸より催馬樂、川瀨を經て川上に於て吉田街道を扼せんとし、松村中尉の隊前衞となり、出羽大尉の隊後援となり、大久保大尉は本隊を指揮して午前五時鹿兒島を發し、三好少將、野津大佐も亦之に續で發足した。

第二旅團の前衞隊、進んで川瀨に至る頃、會々一巡査が駄馬に騎つて背後より馳せ來り一書を懷中から出した。その書は流汗に濡れて判讀に難きところもあつたが、これ即ち本道新撰旅團からの警報であつて、薩軍伊敷より甲突川に沿ひて鹿兒島に突入することを報じたものである。次で亦薩軍已に宮浦に出で、吉野街道より來侵せんとすとの報があり、諸軍進みて川上に至れば薩軍の前隊果して吉野街道より來るに出會した。そこで三個中隊を右轉して帶迫より疾驅吉野街道に至り、薩軍を横擊したので、薩軍左右に散じ、帶迫及び花棚に入つた。花

柵に入つた者は薩軍の本隊即ち中軍であつた。こゝに於て松村中尉の一個中隊は帶迫に、出羽大尉の一個中隊は花棚に向ひ、又大久保大尉の一個中隊を兩分してその左右に應援し、兼ねて吉田街道の岐路に備へしめた。すでにして松村中尉の隊專ら帶迫の薩軍を破り、追撃して實方に至つたが、薩軍左右の山に據り險を要して防ぎ戰ひ、之を拔くことが出來なかつた。又出羽大尉は花棚を攻めたが、こゝでも薩軍は要地に據つて防戰し、官軍後援至らず戰は有利でなかつた。この時薩軍は蒲生地方より來れる友軍と相合し、その後軍河野隊を出して官軍を支へしめ、前軍邊見隊は中軍と共に道を伊敷に取り迂回して鹿兒島に入つた。この中に一輿あり、輿の主は隆盛であつたといふ。官軍は三好少將すでに帶迫に在り、野津大佐自ら戰線に臨み、將士を鼓舞して薩軍を横撃し、激戰苦鬪午後五時に及んだ。薩軍はます／＼增加するに反し、官軍は諸方面の追撃兵未だ來り合せず、城下の連絡も亦全く絕えたから、少將は全軍を帶迫に集め諸軍の至るを待たんとし、急に令して兵を收め、悉く帶迫に會せしめた。

九月一日吉野方面の戰鬪が未だ全く終らざるに、薩軍の前衞は早や既に鹿兒島に入つた。この日私學校に在つた新撰旅團の兵はその警戒を怠り、隊伍を散じ、叉銃休憩して居つた。この隙を襲ひ薩軍の猛者仁禮仲格以下十二三名の拔刀隊が斬込んだので、官軍狼狽支ふるの暇なく潰亂した。又貴島淸は部下二十名を伴ひ、城山に斬入つたが、時あたかも染川濟の警視隊

が洞窟附近の前哨引揚げ最中に遭ひ、激戰久しきに亘つた。折柄仁禮仲格の勝報に接したから、この方面の戰鬪を後續の薩軍に委し、自らは手兵を提げて松原神社の官軍砲臺に突入し、忽ち之を占領し、砲三門を奪ふて之を高地稻荷堂と新照院山に備付けた。この時城山も亦終に薩軍の占領するところとなつた。かくして城下は殆ど薩軍の有に歸し、官軍にして死守一壘を完ふしたのはたゞ米倉あるのみであつた。

この夜西郷隆盛桐野利秋等中軍を率ゐて鹿兒島に入つたが、後軍も夜十二時頃鹿兒島に到着した。そこで本營を上の一橋の川上邸に置き、次で之を城山に移した。

嗚呼薩軍は二月十五日雪を蹴つて鹿兒島を出發し、百九十九日目の九月一日再び鹿兒島に歸り來つた。篠原、永山、西郷小兵衛を始め、錚々たる薩軍の諸將中戰死して姿を見せなかつた者も多かつたが、隆盛の温容は依然として鹿兒島の市中に光り輝いたのである。

十　黨　薩　諸　隊

十年の役、隆盛の德望を慕ひ、政府顚覆の志を以て薩軍に與する者、九州各地に蜂起した。之

の最も大部隊を編成して、熊本攻城の初めから八月十七日長井村の降伏に至るまで半歳に亙つて官軍と戰ふた者は池邊吉十郎の率ゆる熊本隊であつた。

池邊は前にも述べた通り、熊本學校黨の首領であつた。十年一月佐々友房と共に鹿兒島に行き、村田新八と會つて語つた。池邊曰く、

『今、天下の俊傑朝野に軋轢して、少しも政治の統一が無い　西郷先生は如何なさる積りだらう。』

村田は笑つて答へた。

『いや、そのことなら心配は要らぬ。予も亦曾てその事を先生に問ふたが、それは自分で能く收攬出來ると申された。思ふに彼等群雄は皆悉く先生嚢中の物である。』

と、更に語を次で、

『天下の人物を見渡したところで、先生ほどの人物は無い。世人は先生を豪膽なる大軍人と觀て居る。鹿兒島も亦同じ。ひとり予は先生を以て深智大略の英雄と思つてゐる。西郷先生を推して帝國の大宰相たらしめ、一日も早くその抱負を實行せしめるのは我々の責務である。』

と。池邊はこの語を聞いて心胸豁然欣喜に堪へなかつた。そこで佐々がこれから隆盛を訪

問しようと請ふたのを、『平生沈默寡言の村田が、あそこまで打ち明けて話した以上は、もう西郷に會ふ要はない。』と斥けて急ぎ熊本に歸り、杉浦新吉郎、櫻田惣四郎、山崎定平、緒方夫門、大里八郎等の同志に報告した。

池邊はこの時すでに隆盛と共に一命を捨てゝ立ち上る決心をしたのである。それ故間もなく刺客問題起り、形勢急に迫るや、同志を結束して專ら彈藥の製造、武器の準備に着手し、薩軍熊本に向ふの報あるに及んで鎭撫本局を設け、名を鎭撫に托して秘密に計畫した。熊本攻城戰始まるや、池邊自ら大隊長となり、杉浦新吉郎副大隊長となり、こゝに熊本隊の組織成つて、爾來半歳大に官軍を惱ました。

池邊は城山陷るに及び、鹿兒島を距る約三里の郡山鄕花尾にて屠腹せんと決心してゐる時、遂に官軍の手に捕へられ長崎に送られ斬に處せられた。

池邊等の學校黨と平生相合はなかつた民權黨も亦、專制政府を打破する目的を同じうして起つた。崎村常雄、宮崎八郎、平川惟一、有馬源內等の組織した協同隊がそれである。總員三百餘名、彼等も亦八月長井の戰に至るまで半歳の間、官軍と戰ふて奮鬪した。而して同志中その名天下に著はれた平川は三月三日鍋田に、宮崎は四月六日萩原堤に、何れも早く戰死してゐる。

熊本から薩軍に應じたものは、熊本、協同二隊の外に、中津大四郎の率ゐた一小隊龍口隊がある。中津は平生國粹主義を奉じ、政府の歐化政策に反對した。八月長井の戰に於て萬事休し、部下に解散を諭したる後從容として自殺した。今可愛嶽の登り口には苔蒸したる中津の墓石があり、「武夫の身はこの山にすておきて名を後の世に殘す嬉しさ。」の辭世が刻まれてある。

大分縣からは、中津、報國の兩隊が參加した。中津隊は增田宋太郎、後藤純平、梅谷安良等百五十人の組織せしもの、三月三十一日中津支廳を襲擊し、四月五日二重嶺の薩軍に合した。後四方に轉戰し、生殘せし增田、梅谷等は可愛嶽を突破して鹿兒島に入り、九月三日夜貴島淸の決死隊に屬して米倉襲擊の擧に加はり、奮戰終に戰死した。その前日增田は中津隊の同志を招き「形勢今日に窮迫しては最早如何ともなし難い。諸君は皆春秋に富み、前途有爲の士であるから、幸に生命を完うして故鄕に歸り、我黨の心事を天下後世に傳へて貰ひたい。」と述べた。「今になつて我々は皆鄕國に歸り、足下一人丈けが義を行はうといふのか。我々にして國に歸るが利であるならば、何故足下獨り歸らないか。」と皆の同志が言つた。增田は之に答へて「予は城山に入つて初めて西鄕先生に會ひ、景慕の情に堪へない。一日先生に接すれば一日

の愛がある。十日接すれば十日の愛が生じて來る。予は先生と生死を共にする決心である。』と語り、泫然として涙下つた。衆皆之を聞き貰ひ泣きして一言も無かつた。增田の死する年二十八、識見氣節嶄然として群を拔いてゐた。後藤純平は城山陷落の時官軍に降り、十月二十日長崎で斬に處せられた。

報國隊は一名竹田隊である。五月十三日薩軍の竹田に入るや、堀田政一、田島武馬、井上恰等の同志一千餘人を糾合して報國隊を組織し、八月十七日長井の戰に至るまで薩軍に黨して健鬪した。堀田政一が長井で官軍に降つた時には部下僅に四十三名となつてゐた。堀田は大分に送られた後、十月六日斬に處せられた。

人吉では舊相良藩士那須拙速、犬童治成、神瀨鹿三等の同志が、人吉隊二小隊を組織して薩軍に應じた。熊本敗北の後、六月四日人吉亦陷るに及び別働第二旅團に降つた。

日向は舊島津氏諸縣郡を領し、その餘の數郡に佐土原(島津淡路の所領)飫肥(伊東氏)延岡(內藤氏)高鍋(秋月氏)の四藩があつた。廢藩の時宮崎縣を置き、間もなく廢して鹿兒島縣に合し、十年の役に及んだ。薩軍大擧東上するを聞き、日向の有志は先きを爭ふて之に加擔した。曰く島

津啓二郎、鮫島元の率ゆる佐土原七小隊。曰く伊東直記、川崎新五郎、小倉處平の率ゆる飫肥三小隊。曰く大島景保、藥谷英孝等の率ゆる延岡隊。曰く秋月種事、泥谷直養、柿原宗敬、石井習吉等の高鍋隊。曰く坂田諸潔等の福島隊。曰く東胤正等の都城隊。總じて六箇團體を算せられた。此等の諸隊も大抵日向各地の戰鬪までは從軍して苦戰してゐる。中には最後まで薩軍に從ひ、城山で壯烈なる最後を遂げた者もある。

如上の中、最も群を拔いた人物は飫肥隊の中心人物小倉處平であつた。彼は維新の初上京して大學南校に入り、明治四年英國に留學した。夙に意を經世の學に留め、平生慷慨政府の歐化主義を難じた。その志西郷隆盛と同じであつたので、郷人は彼を『飫肥西郷』と呼んでゐた。七年江藤新平が佐賀の亂破れ、鹿兒島から潜行した時、厚く之を遇して土佐に逃れしめたのは彼であつた。後上京して大藏省七等出仕であつたが、十年の役起るや、名を郷里の鎭撫に托して歸り、同志と相謀つて飫肥隊を組織し、薩軍に投じて奮戰した。八月十七日長井の役に傷を負ひ、事の遂に成らざるを知り、從容屠腹して死んだ。年三十二。後の大外交家たりし侯爵小村壽太郎の如きは彼の推擧を受けて世に出た人である。

今一人の出色せる人物としては、恐らくは佐土原隊總裁島津啓二郎であらう。彼は佐土原藩主島津忠寛の第三子、幼少降て家臣町田宗七郎の家に養はれ、一時町田姓を名乘つたが、後島

津氏に復した。明治二年上京して勝海舟の門に入り、翌年米國に遊學して留まること七年に及んだ。十年の役起るや同志を糾合して佐土原隊を編成し、自らその總裁として薩軍を援け、各地に轉戰して遂に城山に入り、九月二十四日城山陷落と共に岩崎谷に戰死した。この時年二十一であつたといへばその颯爽たる若殿振りや察すべしである。

舊高鍋藩主秋月種任の第三子秋月種事も亦見逸かすことの出來ぬ人物であらう。風采雄偉、豪傑の資を有し、用兵の術に長じた。十年の役高鍋隊を組織して、肥日隅薩の間に轉戰し、遂に九月二十四日城山に戰死するまでその行動は一貫してゐる。

都城隊長東胤正も亦、十年の役都城隊を組織してより各地に轉戰し、九月二十四日岩崎谷に戰死してゐる。

福島隊の坂田諸潔の最後も亦悲壯であつた。彼は他の同志と同じく城山籠城にまで始終したが、同朋相爭ふて國力を疲憊するに忍びずとなし、終に野村忍介、伊東祐隆、神宮司助左衞門、別府九郎等に說いて降伏の議を立てた。けれども首謀者の故を以て十月二十日長崎臨時裁判所にて死刑の宣告を受け、大山綱良、池邉吉十郎、後藤純平等と共に斬に處せられた。もとより降伏は法廷に於てその心事を、天下後世に留め置かんとするの趣旨であつたのである。

筑前には越智武部黨があつた。越智彦四郎、武部小四郎等同志一大隊を組織して薩軍と相應じ、三月二十八日福岡城を攻擊したが成功しなかつた。その後各地に轉戰して四月一日舊秋月城に入つたが、翌日官軍に襲擊せられて衆寡敵せず、潰敗して縛に就き、二人共斬に處せられてゐる。

山口には町田梅之進、田中圓亮、大多和道輔等二百餘人が、前原一誠の遺志を繼で、五月下旬兵を萩に擧げたが、山口警察隊の邀擊するところとなつて潰散し、或は戰死し、或は縛に就いて斬に處せられた。

その他、土佐には林有造、大江卓等があり、紀州には陸奥宗光の部下があり、伊豫の大洲宇和島には武田豐城、飯淵貞幹等があり、阿波德島には井上高格があつた。彼等は何れも政府顚覆の志を同じうし、西南の風雲を觀望して未だ發せざるに先ち、或は政府の爲めに捕へられ、或は計畫を中止し、放拋して大事に至らなかつた。

十一　海軍の活動

十年戰爭に於て、世人は陸軍が苦戰以て偉功を奏したことをよく記憶してゐる。然るに海

軍の功力に就ては餘り知らぬ人が多い。けれどもその實際に就て見るに、陸軍の行動を敏活ならしめ、薩軍をしてその武力を恣にせしめなかつたのみならず、遂に彼が如き最後に陷らしめたものは、海軍の活動與つて力あらねばならぬ。

當時、その所轄艦船に乘組んだ者一千九百八十一人、海軍附屬及び傭船に乘組んだ者二十八人、各地に派遣した者二百七十一人、合計二千二百八十人がこの戰爭に從軍した。又艦船の數は十九隻で之を三種に分ち第一種は肥後或は鹿兒島附近にあつて所々に轉戰し、第二種は重に運送を司り、陸兵を所々に護送して上陸させる任に當り、第三種は伊豫、土佐の邊海を警備して居つた。今各艦の勢力及び艦長の氏名を擧げると左の如くである。

征討參軍　海軍中將兼大輔　川村純義

大佐　仁禮景範

中佐　有地品之允

中秘史　有馬純行

主計中監　谷元道之

第一種艦隊

艦船乘員　少將　伊東祐麿

艦名	噸數	實馬力	砲數	艦長
龍驤	二、三〇一	八〇〇	一四	中佐 福島敬典
筑波	一、九七八	五〇〇	一二	大佐 松村淳藏
淺間	一、四二一	—	一一	少佐 緒方惟勝
春日	一、二九六	一、二〇〇	七	少佐 礒邊包義
日進	一、三八三	七一〇	一二	中佐 伊東祐亨
清輝	八八四	七二〇	八	中佐 井上良馨
孟春	三五七	一九一	五	少佐 笠間廣盾
鳳翔	三一六	二一三	五	少佐 山崎景則
丁卯	一二五	—	五	少佐 青木住眞
合計	一〇、〇三四	四、三三四	七九	
第二種船隊				
高雄丸	四八六	一、四〇〇	—	少佐 杉盛道
テーボル船	四八九	八五	—	大尉 黑岡帶刀
玄武丸	四〇〇	一〇〇	—	少佐 兒玉利國

肇敏丸	四九四	—	—	雇	植田吉藏
合計	一、八六九	一、五八五			

第三種艦船

東	一、二八二	一、二〇〇	八	中佐	澤野種鐵
雷電	三七〇	一二八	五	大尉	増田廣豊
靜岡丸	三三四	一九二	四	大尉	三浦功
通計丸	五七	九五	二	大尉	山澄直清
回天丸	七六	三〇	二	中尉	和田義政
萬龍丸	—	—	—		
合計	二、二一九	一、六四五	二一		

表中のテーボル船は工部省より、玄武丸は開拓使より海軍に附屬し、靜岡、通計、回天、萬龍の四艘は民有を傭使したのである。

この戰役中、艦隊勢力を用ゐたのは大體三方面に分れてゐる。一は九州の西岸即ち肥後地方に於てし、一は九州の南岸卽ち鹿兒島地方に於てし、尙一は九州の東岸卽ち豐後地方に於て

したのであるが、最初は九州西岸に主力を用ゐてゐた。初め鹿兒島不穩の報に接したとき、海軍は直ちに出航準備を諸艦に命じ、伊東祐麿が艦隊指揮官となり、清輝、春日の二艦を率ゐて先づ鹿兒島に赴き、孟春、鳳翔、丁卯、東、筑波の諸艦前後して東京灣を出發し、或は九州所々の要害を扼して人心を控制し、或は海上を巡邏して大小となく薩軍の運送船を捕獲し、以て海上交通を遮斷した。伊東指揮官は種々偵察の上鹿兒島の空虛なる事を知り、陸軍を分遣して薩軍の內援を絕つべく建言したが、その中熊本城が包まれて危機に陷つたので、川村參軍は諸艦を熊本の南方川尻及び八代海に遣し、薩軍の背面より聲援を張つて陸軍の應援をさせ、二月二十五日には臨時海軍事務局を神戶に置き、以て東西の聲息を通じ、諸艦の需要を辨じ、軍の進退を敏活にさせた。當時諸艦の出征に從つたもの十一隻、或は熊本の近海を扼し、或は佐賀の關、網島邊を遊弋し、或は鹿兒島、博多、下ノ關に向ふ等、九州の咽喉盡く官軍の掌中に歸したので、薩軍海上の交通は全く杜絕するに至り、勢ひ迂路によつて往來せねばならぬやうになつた。その上一層の困難を薩軍に與へたものは、三月八日伊東指揮官が勅使を護衛せる陸兵一大隊半及び警官七百人を海路鹿兒島に護送するに當つて、春日、龍驤、清輝、筑波四艦の兵員を上陸させ、砂揚、大門口、辨天、祇園、多賀、山東、獨ケ城、新臺場等の諸砲臺を破壞せしめたことである。それがため薩軍はその根據地に大打擊を蒙り、兵氣を挫いたこと甚大であつた。是れ要するに海軍力でなけ

れば決して出來ないことであつて、薩軍滅亡の第一段落を成してゐる。

勅使に随行した黒田陸軍中將が任を了へて長崎に歸るや、衝背の策を立て、同じ随行員たりし高島大佐亦同様の事を建言した。そこでいよ／＼衝背策は採用せられ、黒田中將を參軍に任じ、之が指揮を命ぜられた。然るに當時陸軍は全力を田原坂方面に注いでゐたから、勅使護送の兵及び海軍兵を以て衝背軍の一部に加へることゝなり、川村參軍より伊東指揮官にその旨傳達したが、伊東指揮官は之に對して意見書を呈出した。その大略に曰く、

衝背の策固より其當を得る者、速に行はざる可らず。聞く鹿兒島の兵を轉じて其事に當らしめんとす。是或は不可なるものあらん。抑々此回鹿兒島の措置の如きは所謂兵に餌らずして其巣窟を得たるものなり。祈應首として砲臺を破毀し、砲銃彈藥を收め、船舶を我有に歸し、而して造船所の器械を解脱し、復た用を爲さゞらしむる等の如き、力の及ぶ所は既に其巣窟を掃蕩すと雖も、砲銃彈藥猶他に隱匿しあるも亦未だ知るべからず。且士の留て郷に在る者陰に兩端を懐き反覆常ならず、況や賊潜に歸て老幼を煽動し、力を徴募に竭せり。然り而して卒然守を撤す、是幸に巣窟を得て徒に失ふに似たり、如し夫れ依然兵を置き其勢を制すれば、賊の援路を斷て又賊をして退て據る所なからしむるの道なり。云々。

然かし兵力不足のため、遂に鹿兒島屯在の兵をも衝背軍に加へることになり、先づ別働第一旅團二千五百人が編成せられ、玄武、扶桑、神奈川の三運送船に分乘して、春日、鳳翔、孟春の三艦之を護送し、陸兵の上陸を掩護しやうとした。黑田參軍は步兵一大隊及び警視隊五百人を率ゐ別に宇土より上陸し八代に至り、同地の薩軍を日奈久よりの上陸兵と夾擊する計を定め、先づ八代を占領して官軍の根據地とする考であつた。別働第一旅團即ち三月十九日未明日奈久の近海に至り、偵察したところ同地の西方に薩軍の屯集せるを認め、鳳翔艦をして砲擊せしめた。この機に乘じて陸軍は日奈久より上陸し、その內一中隊と警視隊二百名は海路より直ちに八代附近に上陸することゝなつた。これは薩軍の側面を衝かんためである。然るに日奈久より上陸した兵は海軍の應援を得て賊勢を挫き、本道より賊を逐ふて一氣に八代を占領し、海路を進んだ一隊は難なく八代に上陸し、之を根據地としたが故に、宇土に上陸の豫定であつた黑田參軍の兵は、その議を一變して同じく日奈久より上陸し、引續き他の軍も上陸して遂に三旅團四千人の衝背軍を組織し、三隊に別れて並び進むことが出來た。時に薩軍では邊見十郞太、別府新介等鹿兒島に歸つて新に兵員を募集し、田原坂救援の途に赴かんとして、官軍の八代上陸を聞き、その背を衝いて熊本の薩軍と夾擊し以て敵を鏖にする計畫であつた。官軍こゝに於て急に兵力を一に集め、八代口に兵を殘して進み、海軍は沿岸より之に應援して、遂に背後の

敵を人吉に退けた。そして官軍の策たる海權利用の結果として熊本に屯集せる薩軍は前面より正面軍に攻撃せられ、背面よりは衝背軍から攻撃せられ、一方には鹿兒島との連絡を絶たれたため孤立の姿となつた。のみならず衝背軍は上陸以來每に海路より遂に正面軍と戰略を協議して夾擊したものであつて、之には到底薩軍の勝利を得る途が無かつた。この時若し薩軍にも海軍の準備があり、官軍をして海上權を自由にせしめ能はなかつたならば、官軍は決してかくの如き敏活の動作をすることが出來なかつたに相違ない。すでに熊本城が未だ救はれなかつた時でも、三月二十七日には福岡に、同三十一日には中津に黨薩の暴發があつた程であるから若しこの時官軍に海上權無く熊本城陷落したといふことになつたならば、それこそ九州一圓薩軍に加擔するの一大事を生み出したかも測り知られないのである。官軍は幸にして海上權の力により陸兵の行動を敏活ならしめ、熊本城を九死の中に救ひ出したことは、熊本城との連絡が先づ衝背軍より開けた點に見るも明瞭である。熊本城との連絡は即ち薩軍滅亡の第二段落で、全局の勝敗はこの時旣に定まつたのである。

今、熊本連絡に至るまでの各軍艦の戰況大要を左に列記する。

二月二十六日　春日、鳳翔の二艦肥後の河內村を砲擊し、その彈丸薩軍屯集地にまで達す。

二月二十七日　龍驤艦河內村の海岸を焚く。
三月十日　孟春艦肥後鹽屋を砲擊。
三月十一日　孟春艦鹽屋を砲擊して陸兵の聲援を爲す。
三月十二日　孟春、日進の二艦鹽屋を砲擊。
三月十六日　日進、孟春、河內村海岸を砲擊して陸兵の聲援を爲す。
三月十七日　孟春、鹽屋を砲擊。
三月十九日　前述の如く春日、鳳翔、孟春の三艦背衝軍分載の運送船を護して肥後日奈久に至り、陸兵を上陸せしめ、且つ鳳翔、春日の二艦は陸岸の敵を砲擊す。同日淸輝艦、鹽屋及び盜人島を砲擊。
三月二十日　淸輝、日進、鹽屋砲擊。（この日陸上正面軍、田原坂を拔く）
三月二十三日　淸輝、河內村を砲擊して陸兵の聲援を爲す。
三月二十八日　越智彥四郞、武部小四郞等福岡に暴發。高雄丸の水兵上陸して福岡を守る。
三月三十日　鳳翔、肥後松合攻擊の陸軍に應援を爲す。
四月一日　孟春、肥後太田尻攻擊。
四月二日　筑波、孟春太田尻を攻擊す。孟春の水兵は薩兵を大矢野島に搜捕す。

四月四日　孟春、鹽屋砲擊。
四月六日　孟春、丁卯、鳳翔の三艦日奈久砲擊。
四月七日　日進、鳳春、丁卯の三艦薩軍を日奈久に破る。
四月八日　海軍陸戰隊肥後杉島の薩軍を砲擊。
四月十三日　丁卯、日奈久砲擊。
四月十四日　海軍陸戰隊、陸軍と共に綠川に薩軍を擊退す。（この日背衙軍熊本連絡）

尙この海戰に於て特記すべきは、官軍から薩軍に向つて歸順を勸めたのに對し、薩軍一蹴して之に應じなかつたことである。双方之を堂々たる文書として往復してゐるところが興味深い。海軍では最初鳳翔艦長山崎少佐から薩軍に書面を遣はした。川村參軍之を聞いて予も亦與へんとて更に情理を乘ねたる書面を認めた。左に掲ぐるは右川村參軍の書及び薩軍の應酬である。

今般西鄉隆盛等不軌を謀り、大兵を以て熊本に亂入す。警聞京師に達し、天皇震怒し、大に海陸の兵を發し以て之を征討す。爾來數十日戰互に勝敗あり。然るに順逆較し難く、近日に至て賊鋒挫折し進退據るなく、將に山野に窮死せんとす。此れ足下等の見且聞く所なり。

夫れ然り彼等害迫に勝へず、日夕外援を待つと雖も、兇惡の極天人共に怒り、一人單騎其逆焔を助くる者なし。是に由て別府、邊見等、更に兵を鹿兒島に募り、以て自ら救はんとす。然るに兵元無名、加ふるに連戰利を失ふを以て、縣人と雖も盡く解體せんことを恐れ、巧に口實を設け、且迫るに暴威を以てし、詐僞の行爲慘刻の擧動又至らざる所なしと。余之を聞き日夜憂悶措く能はず、曾て一書を作り、爲に順逆利害を示し、之を鹿兒島に致さんと欲し、多事匆卒未だ果さゞりき。然るに頃日警報者の言を聞くに、鳳翔艦長山崎海軍少佐が兩回、書を足下等に寄せ、恰も余が云はんと欲せし旨趣を言ひ、懇に開諭する所ありしと。余此言の先づ余が心を得るを喜び、且足下等の感覺し反正歸順せんことを樂み、特に踊躍に堪へず、今更に數言を布き、以て余が誠を致す。抑も逆を以て順を犯し、臣を以て君に抗す、其事の背理たる固より論を待たずして明なり。且夫れ外交多事國步艱難の今日に際し、臣民の刻意黽勉以て國家に奉事すべき所の者は、坤輿萬國の形勢を審にし、且此民の休戚を察し、一國の根柢を立つるにあらずや。然るに區々の利害、一朝の喜怒に因り、敢て政府を怨望し、漫に兵を海内に動し、以て我手足を殘害し、大に國勢の振起を遮斷す、惜まざるべけんや。足下等一旦方向を誤り王師に敵すと雖も固より煽亂の人にあらず、余詳悉其事由を知れり。若し能く非を悔ひ、過を改め、歸順の效を見はすに於ては、余哀を政府に請ひ、以て寬典を仰ぐ可し。而して足

下等今日逆賊に死すべき身を以て、他日國家の難に殉ひ、大に忠志を表し、以て其素心を明にせば徒に功罪相償ふのみならず、譭譽榮辱亦將に天淵の懸隔あらんとす。是余が區々の本意聊以て足下等に告ぐ。足下等夫れ亦自ら問ひ自ら答へ、以て余が言を玩味せよ、蓋し思半に過ぎん。

明治十年四月十三日

征討參軍海軍大輔　川　村　純　義

各所在屯

鹿兒島縣兵員中

海軍大輔川村純義閣下の書到る。展讀一過而して其書中往々說くに順逆を以てせらると雖も、畢竟其一を知て其二を知らず、其枝葉を取て其根幹を推さゞるの失論たるを免かれず。夫れ彈丸雨注の今日に至らしむる元惡たる者は大久保、川路に非ずして誰ぞ哉。蓋に西鄕隆盛鹿兒島に在るの時、正三位陸軍大將にして儼然たる朝廷の大臣なり。然るに大久保、川路等國憲を犯し、死士を擇て其朝廷の大臣を暗殺せんことを謀る。是れ即ち逆臣を以て目せずして何とか謂んや。今般の紛擾茲に胚胎す。然り而して政府其逆臣の罪を不問に措かる。斯の如きは典型度なく紀綱振はざると言はざるを得ず。典型度なく紀綱振はざる

島に上陸、續いて第二旅團の一部も亦上陸した。之より前に龍驤、筑波、清輝の三艦及びテーボル船は、鹿兒島に到りて水兵を上陸させ、艦内の備砲を陸揚して沿海の要所に備へ、陸軍に應援したもの十八門に及んだ。即ち之を備へた場所は城ケ谷、新正院山、向築地私學校、鳥越坂、磯天神岡、甲突川沿岸等であつて、之がために我砲力は增加し、殊に本艦の應援を絕たなかつたために、鹿兒島に於ける薩軍の勢を挫くに至つた。これ即ち薩軍滅亡の第三段である。

その後四月二十九日、鳳翔は陸兵を八代より海路佐敷に送つて薩軍を夾擊せしめ、五月二日鳳翔、丁卯の二艦米ノ津附近を偵察して沿岸の敵勢衰へたるを陸軍に通報し、同二十九日丁卯は檜木山の敵を砲擊した。八月戰局日向に移るや、終始陸軍の各所に轉戰するを掩護し、薩軍の可愛嶽を突破し、三田井を經て鹿兒島に入らんとしたときは、伊東指揮官海兵を率ゐて戰ひ數日の後薩軍遂に城山に遁れ、九月二十四日西鄕以下自盡して戰亂全く平ぐに至つた。今左に更に海軍の九州東面に於ける活動を列記する。

四月三日　増田宋太郎等の中津隊豐後國別府村に據つたから淺間艦別府灣に入り水兵を上陸せしめて之を襲擊す。

四月十八日　豐後佐賀の關不穩の狀あり、淺間同所に至り、水兵を上陸せしめて陸上を巡視し、首唱者五名を捕ふ。

四月二十九日　淺間、孟春の兩艦、日向細島に水兵を遣はして陸上を偵察せしむ。
五月十四日　孟春、大分に水兵を揚げて警備す。
五月十六日　淺間、水兵及び砲を大分に揚げ、孟春の兵と合して敵の來襲に備ふ。敵之を知り敢て近かず。
五月十七日　孟春、巡査二百四十人及び輜重を載せて鶴崎より大分に護送し、之を上陸せしむ。之より豐後の警備稍足り、敵竹田に退却す。
五月十九日　大分の區戶長士族總代を伴ひて孟春を訪ひ、人心適歸するところを謝す。淺間の水兵竹田口を扼守し二十三日に至る。
五月二十一日　孟春、佐賀ノ關附近警戒。
五月二十六日　淺間、豐後佐伯の敵三百人を砲擊す。
六月二日　丁卯、日向佐土原を砲擊す。
六月十四日　孟春、日進、丁卯、鳳翔、清輝の五艦、薩軍の根據地たる延岡を砲擊し、更に日進、丁卯は島の浦をも砲擊し、又日進、丁卯は發砲して豐後口の陸軍に應援す。
最後に九州南岸、即ち鹿兒島地方に於ける海軍の行動を戰爭當初より列記する。

三月八日　清輝、春日、筑波の三艦、陸兵分載の運送船を護して鹿兒島に入り、陸兵を上陸せしむ。

三月九日　伊東艦隊指揮官、春日、龍驤、清輝、筑波の兵員に令して鹿兒島の諸砲臺を毀ち薩軍をして復び用ふること能はざらしむ。

三月十日　指揮官、鹿兒島敷根火藥製造所を燒除し、火藥四十餘樽を水中に投ず。

四月二十六日　筑波、清輝、龍驤、テーボル船、陸軍運送船七隻と共に鹿兒島入港。

五月一日　龍驤、筑波、春日、日進、清輝の水兵鹿兒島に上陸し、二ケ所に屯して海岸を警防す。

五月五日　春日、日進、筑波、清輝、鹿兒島甲突川附近を砲擊す。

五月九日　鹿兒島縣諸港封鎖令出づ。

五月十一日　龍驤は鹿兒島磯山を、筑波は催堡山の敵を砲擊し、日進、春日は艦砲を揚陸して甲突川上流に屯せる薩軍に備ふ。

五月十二日　龍驤、磯山の敵を砲擊し、之より相持して砲戰すること虛日なし。

五月十四日　清輝、谷山に赴き陸軍に應援す。

五月十七日　清輝、高雄丸陸兵を福山沖に護送す。先づ敵を砲擊し、陸兵を上陸せしめ敵の糧米數千苞を焚く。

三月十九日 [illegible]

三月二十日 [illegible]

三月二十二日 [illegible]

三月二十六日 [illegible]

三月二十七日 [illegible]

三月二十八日 [illegible]

三月二十九日 [illegible]

四月一日 [illegible]

四月二日 [illegible]

[illegible]

四月三日 [illegible]

[illegible]

四月四日 [illegible]

四月五日 [illegible]

三月八日　淸輝、春日、筑波の三艦、陸兵分載の運送船を護して鹿兒島に入り、陸兵を上陸せしむ。

三月九日　伊東艦隊指揮官、春日、龍驤、淸輝、筑波の兵員に令して鹿兒島の諸砲臺を毀ち薩軍をして復び用ふること能はざらしむ。

三月十日　指揮官、鹿兒島敷根火藥製造所を燒除し、火藥四十餘樽を水中に投ず。

四月二十六日　筑波、淸輝、龍驤、テーボル船、陸軍運送船七隻と共に鹿兒島入港。

五月一日　龍驤、筑波、春日、日進、淸輝の水兵鹿兒島に上陸し、二ヶ所に屯して海岸を警防す。

五月五日　春日、日進、筑波、淸輝、鹿兒島甲突川附近を砲擊す。

五月九日　鹿兒島縣諸港封鎖令出づ。

五月十一日　龍驤は鹿兒島磯山を、筑波は催堡山の敵を砲擊し、日進、春日は艦砲を揚陸して甲突川上流に屯せる薩軍に備ふ。

五月十二日　龍驤、磯山の敵を砲擊し、之より相持して砲戰すること虛日なし。

五月十四日　淸輝、谷山に赴き陸軍に應援す。

五月十七日　淸輝、高雄丸陸兵を福山沖に護送す。先づ敵を砲擊し、陸兵を上陸せしめ敵の糧米數千苞を焚く。

五月十九日　清輝、鹿兒島脊山を砲擊。

五月二十日　春日、鹿兒島大光寺岡を砲擊。

五月二十二日　龍驤の兵員磯天神岡の砲壘より敵を擊ち、本艦も亦發砲して聲援す。

五月二十六日　龍驤、筑波、日進の兵員夜に乘じて鹿兒島造船所內の彈丸を收容す。

五月二十七日　三艦の兵員再び彈丸を收む。

五月二十八日　成松少佐等浪花丸にて種子島を經て硫黃島に至り、民狀を視察す。

五月二十九日　龍驤、磯濱より敵を砲擊して陸軍に應援する。

九月一日　春日、私學校及び城山を砲擊し、龍驤、多賀山を砲擊す。

九月二日　春日は私學校を、龍驤は多賀山を、丁卯は騎射場を砲擊し、陸兵をして谷山口より上陸して米倉に連絡せしむ。

九月三日　春日は私學校及び城山を、龍驤は多賀山を砲擊す。　春日、孟春、丁卯も亦多賀山を砲擊した。（この日薩軍私學校を退き城山に據る）

九月四日　孟春の兵員辨天臺場を守つて城山を砲擊し、對戰數日に及ぶ。

九月八日　諸艦大砲を上陸して本艦と共に城山を砲擊す。

第二十三章　終焉

一　薩軍決死隊の米倉襲撃

西郷隆盛城山に入つたとの報が一たび傳はるや、平素から隆盛を敬慕せる者が四方より集り來つて從軍を請ふに至つた。彼等の中には一度從軍してから負傷の後歸國して居つた者もあつたが、その勢は俄然旺盛となつて、官兵を殺戮したり薩軍に好意を有たぬ者を傷けたり殺氣滿々として鹿兒島の天地を蔽ふやうになつた。これは隆盛に對する尊敬心の强かつたにもよるが、一面官軍が五月入鹿の際、或は民家を燒き、或は掠奪を擅にして、鹿兒島士民の怨を買つたのに原因することも多かつた。今や鹿兒島士民は男女を論ぜず、東奔西走して官軍の彈藥を奪ひ、先を爭ふて之を薩軍に獻じたので、薩軍の士氣大に振ふに至つた。

薩軍の私學校及び城山に據るや、貴島淸は『どうしても今日の策は官軍の守備未だ整はざるに先ち、米倉に屯せる官軍を擊退して鹿兒島全部を占領し、以て薩人を糾合して四方の志士と策應し、再び中原進出の機會を造ることでなければならぬ。』と考へ、三日夜之を本營の桐野を始め、別府、池上、中島、河野等列席の中に謀つた。桐野は之に賛成して、『この戰は楠公湊川以上の決心を以て戰はねばならぬ。』と言つた。そこで貴島は決心面に溢れ、私學校時代の關係より戰爭に從つて玆に至つた顚末を述べて曰く『僕の心中は皎々として日の如きものがある。それでも猶諸君の中疑ふ者があつたならば請ふ之を聞かん。』と。けだし貴島は最初私學校黨と相合はずして出軍しなかつたが、西鄕苦戰の報を得て敢然中道から從軍したので諸將の間に猶その心事を疑ふ者あることを知つて居つたからである。桐野は貴島を慰めて云つた。『今日誰か君の心事を疑ふ者があらう。僕も亦遠からず君の後を追ふて、泉下で相會ふ決心で居る。君請ふ疑ふをやめて快よく行け。』と。貴島即ち欣然として死士百餘名を撰拔し、四日午前三時を期して米倉を襲擊することゝなつた。

九月四日午前三時米倉襲擊決行の時が來た。貴島淸は監軍北鄕萬兵衛、中津隊長增田宋太郎と共に拔刀隊百餘名を率ゐて二隊に分ち、一隊は貴島之に將とし、肝付邸前の溝に沿ひ、一隊

は北郷之を率ゐ、縣廳外部の溝に沿ふて潜進した。現在の圖書館及鹿兒島尋常高等小學校は當時の調練場で、廣い草原であり、有川邸は憲兵分隊の前に在り、肝付邸は鹿兒島尋常高等小學校の東側に在つた。而して煙草專賣局の所が米倉であつた。又高野山の所は沼地であり、聯隊區司令部第七高等學校及び縣廳の邊りは燒拂はれ、電車道は滑川に通ずる堀であつた。

かくて二隊に分れた拔刀隊は、暗に乘じて肉薄し、東門と北壁の壘から斬込んだので、官軍は大に狼狽し、銃眼を倉壁に穿つて亂射是れ努めた。有川邸より北壁の壘に迫つた北郷隊は、敵の防備嚴重で前進困難であつた。貴島隊は東門の壘下に肉薄し、縱橫馳突、一以て十に當るの概あり、終に新撰旅團の哨線を突破し、別働第一旅團の守線に迫つた。然るに衆寡敵せず、貴島等終に戰歿し、米倉夜襲は失敗に歸した。この戰は鹿兒島籠城中の大激戰であつて、爾來薩軍の鋭鋒大に挫け、敢て攻勢的運動を事とせず、たゞ私學校及び城山に據つて僅に防守を事とするのみであつた。

二　城山の籠城—洞窟に潜む隆盛の大愛

薩軍は鹿兒島に入るや、城山を根據地として堡壘を築き、專らその防禦を嚴にして官軍に備

へた。即ち正面の第一線を岩崎本道とし隊長河野主一郎之を守り、第二線を私學校より角矢倉とし隊長佐藤三二之を守り、第三線を舊城二の丸内より照國神社とし隊長山野田一輔之を守り第四線を大手より本田屋敷とし隊長高城七之丞之を守り第五線を上平の廣谷より三間松とし隊長河野四郎左衛門之を守つた。又背面の第一線を新照院越より夏陰下とし隊長中島健彦之を守り、第二線を夏陰方面とし隊長岩切善次郎之を守り、第三線を後廻方面とし隊長園田武一之を守り、第四線を後廻より城口とし隊長市來矢之助之を守り、第五線を城山とし隊長藤井直次郎之を守り、狙撃隊長蒲生彦四郎はその隊を以て西郷隆盛を護衛した。その部署及び兵數は左の通りである。

一、岩崎本道方面	三十二名
二、私學校より角矢倉に至る方面	二十六名
三、縣廳二丸より照國神社に至る方面	三十三名
四、大手より本田屋敷に至る方面	三十名
五、上の平廣谷より三間松に至る方面	十六名
六、新照院越より夏陰下に至る方面	十九名
七、夏陰方面	四十七名

八、後廻方面　十七名
九、後廻より城山に至る方面　二十九名
十、城山方面　十六名
十一、狙撃隊　二十六名

右兵數の外、西郷、桐野、村田、池上、別府、邊見、桂諸將以下軍夫從卒凡そ八十名ほど居つた。故に城山薩軍の總數は三百七十二名であつたが、この内銃器を有した者は僅に百五十名内外に過ぎなかつた。その上彈藥も缺乏して居つたので、彈藥製造所を宮原藤八邸の附近に設け、桂久武新納軍八をして專ら製造の事に當らしめ、民家を搜索して古銅、鐵、錫、或は梵鐘佛具の類に至るまでを蒐集し、之を鑄潰して銃彈を造り、後には日々官軍の銃丸を拾つて再製するなど、その窮迫思ひ見るべきものがあつた。尙砲は四斤砲長短各二門臼砲二門を川尻より運輸し、又四斤短砲二門、臼砲三門を私學校より獲得した。

隆盛は九月六日より十日まで野村某宅後の土窟に在り、十日より十三日までは馬乘馬場の鹿砦に米粟の俵を積み、その上に杉葉を葺いて雨露を凌いで居つたが、十三日より十九日まで再び野村宅後の土窟に在り、十九日新に一洞を掘つて之に居つた。奥行二間、間口一間位、之を

第一洞と稱し、狙擊隊長蒲生彦四郎洞前の家屋に在つて護衞の任に當つた。官軍の砲彈が所きらはず、終夜に亘つて岩崎谷に落下するので、隆盛が巨體を安全に置く地帶としては、夜間僅にこの洞窟しか無かつた。隆盛が落城の黎明まで蟄居したのは此處である。その外第十洞までを掘つたが、即ち第二洞には邊見十郎太、第三洞には桂久武、新納軍八、第四洞には國分十助、第五洞には桐野利秋、坂田諸潔、第六洞には別府晋介、第七洞には村田新八、第八洞には別府九郎、神宮司助左衞門、伊東直二、第九洞には野村忍介、第十洞には夫卒才藏等が居つた。そして桐野、坂田の第五洞が本營の評議室となつて居つた。その頃薩軍では最早砲術に長じたる者なく、野村忍介の從卒助八が戊辰役に砲隊に屬した經驗があるからとて、擧げて大砲術の師としたほどである。

兵站即ち大小荷駄の本部は、初め蓑田長倍の邸に在つたが、谷元六兵衞、敷根市藏、崎元盛介之を監し、各隊の大小荷駄は廻彥六、町田四郎左衞門及び隈崎佐七郎の三個所に在つて、宇都宗左衞門、帖佐彥八、伊集院源吾之を監した。米粟は蒲生横川方面より運輸し約三十日間を支ふるに足つたが、味噌醬油は缺乏を感じて居つた。軍資は二萬四千圓を有つて居た。

病院は之を三ケ所に設け、一は宮原藤八邸に、一は蓑田長倍邸に、一は永田佐七邸に在つた。蓑田邸には四十餘名、永田邸には十七名の患者があつた。病院の醫師は福島昌哉以下數名で

あつて、器械薬品の如き甚しき缺乏を感じ、切斷用の鋸は大工のものを用ゐたほどである。又彈丸を拔くには短刀で抉ぐり取り、魔醉藥の代用として燒酎を飲ませるなど亂暴極つたものであつたが、薩軍の傷病者は一人として痛苦を訴へる者もなく、皆齒を喰ひしばつて我慢をして居つた。

薩軍兵士の籠城して戰線を守ること二十餘日、その間土堤の下、石垣の傍に戶板などを以て雨を凌ぎ、藁を敷いて蓐となし、毛布や外套などはなく、銃を枕に靑天井を眺めて寢ね、食物は握飯と梅干の外一切の野菜、一片の生肉を口にしたことはなかつた。――兵士はたゞ一同鹽豚を食せしめられたといふ――衣は破れ身は垢つき、人間として殆ど絕へ難き窮境に在つたが、平然として些の苦痛も不自由も感知せざるものゝ如く、隆盛を中心に戰線を圍繞して心靜かに談笑し、夜能く露營の夢を結ぶの光景は、何と評してよきか、たゞ隆盛の恩愛に醉はされて居つたのである。

隆盛の大愛は、たゞにその部下のみならず、附近に避難せる民家にも及んだ。隆盛は戰線を巡視せる部下から、避難民の窮狀を聞く毎に、白米、麥、黑砂糖等を大切な糧食の中から割いて贈り、或は又民家の子弟を本營に招いて溫かい飯を御馳走などした。今、北海道旭川に住む西俟

鐵之助氏の一家などは、城ヶ谷に避難中、城山陷落の前日まで一日三回づゝ握飯を配給せられ爲めに一家は全く饑餓の難を免かれることが出來たといふ。

三　官軍の城山攻圍

この時に當り、各旅團の兵陸續として鹿兒島に向ひ、長圍を主として薩軍を殲滅にかゝつた。即ち高壘深坑を各所の要害に築き、鹿砦を丘陵山脈に結び、外圍には竹柵を綾らして四重より五重六重に至り、附近の竹林は悉く之を斬伐し、或は小材を地上に亂植し、或は釘板を布き陷穽を穿ち、日夜警戒を嚴にして一歩も薩軍の遁るゝ餘地なからしめた。かくて官軍の配備は次の如く成つた。

一、野津少將の率ゆる第一旅團の守線は出水街道より小野を經て甲突川右岸に至る。

一、三好少將の率ゆる第二旅團の守線は伊敷、冷水、上原淨光明寺に至り山砲各一門を備へ、上原より城山、淨光明寺山より私學校を砲擊す。

一、三浦少將の率ゆる第三旅團は守線を武の橋に起し、高麗橋西田橋に至り、谷山道の險を扼す。

一、曾我少將の率ゆる第四旅團は守線を多賀山、馬越、柱山、鞬靼多々に配す。

一、高島少將の率ゆる別働第一旅團は守線を田上、荒田方面に配す。

一、山田少將は別働第二旅團を率ゐて河頭、上伊敷方面に配す。

一、東伏見宮少將は新撰旅團を率ゐて米倉より諏訪の馬場に警備す。

一、大山少將の攻城砲隊は摩利支天岡、多賀山柿本寺町に砲臺を築く。

軍團本營出張所は上の馬場に在つて、山縣參軍川村參軍之に居つた。

山縣參軍は再び可愛嶽の如き失敗を繰返さゞるやう各旅團に戒めて益々警戒を嚴にし、匇卒の變に備へ、十二日に至つて長圍全く成つた。こゝに於て官軍城山を圍むこと幾層、薩軍如何に勇敢であつても最早檻中の虎に異るところない。山縣參軍は左の如き三ヶ條の攻擊約束を定めた。

一、この攻擊は各軍より殊に攻擊兵を簡拔して之を擔當せしむるを以て、他の合圍兵は一にその防禦線を嚴守するを務とし、攻擊兵の進退に因てその位置を變換することを得ず。

一、簡拔する所の攻擊兵は各箇自任し、苦戰死鬪の急あるも後軍の應援を恃むべからず。

一、攻擊兵は一人百五十發乃至二百發の彈藥を齎さしめ、期する所の攻擊點を占領するまで彈藥その他の運搬を爲すを得ず。

一、攻撃兵はその目的を達する事能はずして退却し、賊徒之に尾し、急撃突出せんとすることある時は、合圍兵は彼我を分たず之を砲撃し、以て賊徒を却くべし。但し我退兵を防禦線内に容るゝも、賊徒の爲に尾入せらるゝの恐なきことを確認する場合に於ては臨機の處置あるべし。

一、攻撃の事情に因り、攻撃兵より應援を乞ふとも、軍團の號令あるに非ざれば、他部より妄りにその守を出で、赴き援ふ可らず。若し賊の精鋭我合圍兵の一部と衝突することある時は甲乙互に應援して之を撃破すべきは當然なりと雖も、自家の防禦をして脆弱に至らしめざるを要す。

一、各旅團司令長官は、その擔任包圍線の中央若くは便宜の地に出張して終始戰狀を注視し合圍兵を指揮すべし。

一、攻撃兵事なくその目的を達するも、合圍の各軍は、軍團の號令を受くるに非ざればその圍を解くべからず。

かくて官軍は二十三日いよ〳〵諸般の攻撃準備成り、明二十四日午前四時號砲三發を以て大擧攻撃に決定した。

四　城山陣營の評定

如何に獅子奮迅の勇を鼓して最後の一戰を戰ふとも、薩軍の運命はすでに決定されて了つた。胸中の事業跌き終つて、眼底の山河長へに在る。拔山蓋世の英雄も、こゝに至つて一掬の涙無きを得ない。時に陣中、讃良清藏なる者があつた。曾て熊本の戰に傷き、鹿兒島に潜伏して病を養ふてゐたが、隆盛の鹿兒島に入るを見、衆に先つて隆盛に謁し薩軍の爲めに働いたことは一方でなかつた。讃良は一日野村忍介を病院に見舞に行つたが、その座席に中島健彥、邊見十郎太等の連中が居つた。そこで讃良は之を好機として曰ふやう『我軍はすでに孤立無援の窮境に陷つて仕舞つた。この上官軍を拒がうとしても、大勢最早何事も出來ないことは明かである。けれども西鄕先生をして、我々と共に一命を墜さしめるのは到底忍び難いことである。如何であらうか、我々一同官軍に降伏して志を陳べ、死を以て先生を救ふことにしては』と。一同の者は之に贊成したので、曾て評論新聞記者にして薩軍に投じた山田亨次に意見書を艸せしめ、坂田諸潔が身を以てその任に當ることゝなつた。西鄕救濟の意見書は本營に提出された。その時隆盛は諸將を集め『開戰以來今日に至るまで幾人の犧牲者を出した

か、その數を知りたい。』と云つて他を語らなかつた。桐野が後れ馳せに來て滿座を睥睨して曰く『今となつて、誰が降服の議などを立てたか。』と。諸將默々として一言を發する者もなかつたが、山田が進んで『拙者の意見である。』と答へた。桐野は『貴公であつたか。』と一言云つた切り降服論は立消えとなつた。

　けれども坂田諸潔のみは、どうしてもその志を捨てるに忍びなかつた。彼は自ら出でゝ官軍に訴へやうとし、途で桐野に出會したとき復た之を諫つた。この時桐野は昂然大聲を發して坂田を斥けて曰く『大丈夫こゝに至る、須らく死を視ること鴻毛の輕きが如くでなければならぬ。何事ぞ今更旗を捲き敵に降るが如き耻晒しが出來るものか。我輩は斷じて貴公が線外に出るを許さない。』と。坂田も致方なく引返し、降服の議は終に行はれなかつた。然かし何とかして西郷先生丈けは助けたいとは、すべての薩軍將士の胸中を往來したところのものであつた。あの慓悍決死の士として聞えたる邊見十郎太も亦河野主一郎を招き『今日はたゞ孤壘を守り、敵の攻撃を待つて斃るゝあるのみである。我等の死はもとより覺悟するところであるから、今更何も惜しくはない。たゞ西郷先生は曠古の英雄國家の柱石であるから我等と共に空しく敵鋒の爲めに斃れしむるに忍びない。何とか救ひ出す工夫があるまいか。』

と相談したほどである。

河野も亦先きから之を考へてゐたので、直ちに之に賛成して曰く『予も亦自ら參軍川村純義の許に行き、親しく暗殺計畫の眞相と征討の理由とを質問して曲直のあるところを明かにし、彼是にして我曲ならば官軍に降て罪を待ち、先生の死を救ひたいと思つてゐたが、漫りに發言して異論百出しては事を破る基であると今日まで沈默したのである。』と、邊見と二人で降服の計を議した。

ところがいよ〳〵河野等の意見を提出實行すべき時機が到來したといふのは、官軍が私學校を攻擊しても、薩軍は最早之と戰を交ゆる勢が無かつたことである。そこで村田と池上とに議つて見たが、この二人も亦之に贊成したので、遂に諸將を集めて附議することゝなつた。この時桐野はたゞ一人、降服は義擧の本領を沒却し、後世に醜耻を貽すからと反對し、飽くまでも今日のこと唯だ一死あるのみと主張したが、衆議降服に在つたので、先づ隆盛の意を問ふて後官軍に使を派することに決した。

五　河野、山野田の川村參軍訪問

二十一日、河野は隆盛に謁して云ふに、今日の擧正理は我等に在ることは勿論であるが、奈何せん我軍の命は旦夕に逼つた。若しこの儘敵彈のために斃れて仕舞つたならば、我等の大義名分は空しく堙滅に歸して、上は天子に負き奉り、下は國民より國賊の汚名を蒙ることになるであらう。かくの如きは我等終生の遺憾であるから、小生この度び出でゝ官軍に使し、反覆辯難してその曲直の在るところを明かにしたいと。而してどこまでも隆盛を救ひ出さうとすることは口に出さなかつた。隆盛はたゞ笑つて唯々とばかり云つた。

二十二日いよ〳〵河野主一郎、山野田一輔の兩人が薩軍の使節として鶴嶺神社の堡壘を出で、官軍の方へ出かけて行つた。そのあとで、隆盛は左の一書を認め諸隊長を會して之を示し兵士一同へもこの意を傳へさせた。

今般河野主一郎、山野田一輔の兩士を敵陣に遣はし候義、全く味方の決死を知らしめ、且つ義擧の趣意を以て、大義名分を貫徹し、法廷に於て斃れ候賦に候間、一統安堵し、此城を枕にして決戰可レ致候に付、今一層奮發し、後世に耻辱を殘さゞる樣に覺悟肝要に可レ有レ之候也。

九月二十二日　　　　西郷吉之助

各隊御中

隆盛の胸中何の降服があらう。たゞ飽くまでも大義名分を明かにし、擧兵の趣意を法廷に於て爭はしめること以外には無かつたのである。一方河野、山野田の二人は別働第一旅團の守線に至り、使節の旨を以てしたが、官軍では二人を投降者或は罪人同様に取扱ひ、一日中彼方此處を引廻した後、翌日漸く川村參軍に面會させた。川村は從容として來意を問ふた。

『我等今回の擧たるや、國家の忠良たる西郷隆盛を暗殺せんとする奸臣の罪を問ふに在る。然かも籠城既に久しく彈藥糧食共に盡きんとしてゐる。我等賊名を受けて一死あるのみ。この機會に政府征討の御趣意を承りたいものである。』

と二人が質ねた。

『刺客のことが事實であつたならば、內務卿であらうが大警視であらうが告訴糺問する道がある。その道に由らずして妄りに中原等の口供を信じ、兵を擧げて自らその罪を問はんとするが如きことは根本に於てその道を誤つてゐる。西郷が陸軍大將であらうとも、擅に兵馬を募り凶器を弄するは國憲を犯すものでなくて何であらう。最初　聖上陛下には深く御軫念あらせられ、特に余を鹿兒島に遣はして西郷を說得せしめんと遊ばされたのである。然るに

余が高雄丸に搭じて行くと、私學校徒が憤激して本艦を奪はうとしたので、余は遺憾ながら聖旨を達することが出來なかつた。征討令の下つたのは之がためである。』

と嚴かに川村が答へた。

『征討の御趣旨は解つた。けれども西郷隆盛の如き曠世の英雄を、我等と共にムザ〳〵と殺して仕舞ふことは國家の爲めに惜しむべきである。何とか之を救ふべき良策は無いであらうか。』

と、今度は二人が相談を持ちかけた。

『今となつては致し方もない。官軍は明曉總攻撃をすることになつてゐる。城山に歸つたならば西郷に告げるがよい。若し何か余に言ひ度いことがあれば、官軍の陣に來れと。けれども戰期既に迫つてゐるから必ず本日午後五時を過ぎてはならない。』

と川村の語るところは沈痛である。川村は更に言ひ足した。

『オヽ、西郷に會つたなら、川村純義が居るから、小供の始末は引受けたと傳へて欲しい。』

と。この時坂本少佐が來て、山縣參軍の書を山野田に托した。この書はどこまでも隆盛の裏心に同情を表した熱誠の籠つたものであつた。曰く、

辱知生山縣有朋、頓首再拜、謹で西郷隆盛君の幕下に啓す。有朋が君と相識るや茲に年あり。

君の心事を知るや蓋し又深し。曩に、君の故山に歸臥してより已に數年。其間謦咳に接するを得ざりしと雖も舊朋の感は豈一日も有朋が懷に往來せざらんや。圖らざりき、一旦滄桑の變に遭際し、反て君と旗鼓の間に相見るに至らんとは。君が歸鄉せしより以來、世論の鹿兒島縣士に於ける其異情を云々する者、概ね皆曰く西鄉某謀主たりと。曰く西鄉は其巨魁たりと。有朋獨り之を排斥して然らずとせしに、今にして乖離す。嗚呼復た何をか言はんや。然りと雖も竊に有朋が見る所を以てすれば、今日の事たる勢の不得已に出るなり。君の素志に非るなり。有朋能く之を知る。夫れ君の德望を以て、鹿兒島縣壯士の泰斗たり、定に君にして初より異圖を懷かば何ぞ其名なきを憂ひんや。何ぞ其機なきを苦まんや。而して今日薩軍の公布する所を見るに、罪を二三の官吏に問はんと欲するに過ぎず。是れ果して名義に適せりとせんや。佐賀の賊、先に誅せられ、熊本、山口の叛、後に敗れ、天下の士民は漸く自省の志を立んとす。是れ果して揭旗の好機を得たりとせんや。君の老練明識豈之を知るに難からんや。而して今日あり、君の與り知る所に非ざるを見るに足るなり。說者曰く、天下不良の徒は、密に西鄉が山林に韜晦せしを奇貨とし、功名を萬一に僥倖するの念を懷き、其時勢に阻隔するの機に乘じ、百方其辭を巧にして、朝廷の政務を譏誣し、人心離散して黎民其生を聊せざるが如き妄說を虛構し、西鄉出ずんば蒼生を奈何せん。西鄉にして義兵

を鹿兒島に擧げ、人民の塗炭に墜つるを救はんと欲せば、天下靡然之に應ずべしと慫慂せしもの、蓋し一にして足らざるなり。西郷の卓識を以て其虚構たり、讒誣たるを洞察するに難からずと雖も奈何せんや浸潤の致す所は、衆口以て金を鑠し、遂に西郷をして今日あるに至らしめたりと。聽者皆之を然りとす。有朋獨り之を然りとせず。蓋し君にして此志あらば、單旗にして麾下に來り、從容利害の在る所を言上するに何の妨げあらんや。君亦固より之を知らざるに非ざるべし。是有朋が說者の言を聽て君の心を獲たりとせざる所以なり。顧ふに、君が數年に育成せし壯士輩は、初より時勢の眞相を確知して、人理の大道を履踐するの才識を缺き、或は不良の敎唆に慷慨し、或は一身の轗軻に悒鬱し、不平の怨嗟は一變して悲憤の殺氣となり、再變して砲烟の妖氛となる。君の名望を以てするも尙之を制馭すべからざるに至る。而して其名を問へば則ち曰く西郷の爲にするなり。其議を聽けば則ち曰く西郷の爲にするなりと。情勢已に迫る、此の如く其れ然り。君が平生故舊に篤きの情空しく此壯士輩をして徒に方向を誤りて死地に就かしめ、獨り餘生を全ふするに忍びず、是に於てか其事の非なるを知りつゝも、遂に壯士に奉戴せられたるに非ずや。然らば則ち今日の事たる、君は初より一死以て壯士に與へんと期せしに外ならざるが故に、人生の毀譽を度外に措き復た天下後世の議論を顧みざる而已。噫、君の心事たる寔に悲しからずや。有朋が

君を知るの深きを以て、君の爲め悲しむや亦太だ切なり。然りと雖も、事既に今日に至る、之を言ふも益なし。君何ぞ自ら圖らざるや。交戰以來、已に數月を過ぐ、兩軍の死傷、日に數百。骨肉相殺し、朋友相食む。人情の忍ぶべからざる所を忍ぶ、未だ此戰より甚だしきはあらず。而して戰士の心を問へば、敢て寸毫の怨あるに非ず。王師は兵隊の武職により、薩軍は西郷の爲にすと云ふに外ならず。夫れ數國の壯士を率ゐて天下の大軍に抗し、劇戰數旬、挫折して猶未だ撓まず、以て君が威名の實あるを示すに足れり。而して君が麾下の將校にして、善く戰ふ者は概ね死傷し、薩軍の復た爲す可らざるや明かなり。將た何の望む所ありてか、徒に守戰の健鬪を事とするや。說者必ず曰はん。西郷は事の成らざるを知ると雖も、其餘生を永くせんが爲めに千百の死傷を兩軍の間に致すを愍まざるなりと。有朋固より其然らざるを知るを以て、君が爲めに之を痛惜せざるを得ず。願くば君早く自ら圖り、一は此擧の君の素志に非ざるを證し、一は彼我の死傷を明日に救ふの計を爲せよ。君にして其圖る所を得ば、兵も亦尋で止まんのみ。嗚呼天下の君を今日に毀譽するや極まれり。國憲の存する所は自ら然らざるを免れずと雖も、惟ふに君の心事を知る者も、亦獨り有朋のみに非ず。何ぞ公論の多年に定まる所を慮らざるか。故舊の情に於て有朋切に之を君に冀望せざるを得ず。君幸に少しく有朋が情懷の苦を察せよ。涙を揮ふて之を草す。書、意を盡さす。

頓首再拜。

川村参軍の命によつて河野は留まり、山野田は歸城することゝなつた。かくて山野田が本營に歸つて、川村との會見顚末を報告したとき、隆盛は決然として『回答の要はない。』と叫んだ。桐野を始め、諸將はかねての覺悟ながら、この一言に皆決死の議に賛成した。そこで各隊より二三名宛の代表を本營に召集して、以上のことを申し渡したが、一同決死して奮鬪せんと約した。別府は『明日のこと愉快極まりない。』と喜んだ。邊見は猛獅の如き風姿堂々として邊りを拂ふた。佐藤三二、河野四郎左衛門、野村忍介、別府九郎、神宮司助左衛門、伊藤直二等は夜に入つて大小荷駄本部に會し、『我等悉く斃死せば義擧の趣旨は堙滅し終り、誰一人として大義名分を明かにする者がなくなつてしまふ。それ故暫く恥を忍び法廷に立ち、從容として義擧のある趣旨を明かにしてから俎上の肉とならう。佐賀の亂や萩の亂に徴すれば、どうせ我等は一樣に同じ運命であるから、たゞ死が少時前後するのみである。』と議決し、明日再びこゝに會合することを約して散會した。又平野正介はこの夜白布に病院の二字を書し、旗を造つて各病院に掲げた。その他の諸士も皆思ひ〳〵に會合して明日散り去るべき御互の名殘を惜しんだ。中にも狙擊隊長蒲生彥四郎の陣營では、深更に至るまで薩摩琵琶の歌を謳ひ、切

切嘈々の音は城山の樹々にひゞき亘つた。中島健彦は『君か爲めおもひ立田のうすもみぢ時雨れぬ先にちるぞうれしき』と詠じ、橋口春岑は『露ならば草の葉末もあるものを今はわか身のおきところなし』と賦した。

秋雨蕭條たりし九月二十三日も夕方からはからりと晴れて、軍營に滿つる皎々たる月色は明日知れぬ勇士の上に照り輝いた。

六　城山陷落　大英雄隆盛の最後

いよ〳〵最後の日が來た。九月二十四日が來た。碧落を壓して魔の如く聳立する城山の孤峰には、夜が明けるに未だ若干の時間があつた。午前三時五十五分となるや、突如として轟く號砲三發、これ官軍總攻擊の合圖であつた。別働第二旅團は內瀨山方面より夏陰の壘を、第二旅團は城ヶ谷冷水方面より後廻り及び城ヶ谷口の壘を、第四旅團は淨光明寺坂下より岩崎谷及び城ヶ谷口岩崎山の壘を、第三旅團は南面より二の丸及び照國神社の壘を、別働第一旅團と熊本鎭臺とは草牟田方面より新照院越の壘を、新撰旅團は東南より私學校及び舊城稻荷堂方面の壘を第一旅團は大手口及び廣谷二本松の壘を一齊に攻めにかゝつた。

薩軍の士、當千の猛勇を振つたとはいへ、かう官軍から四面を包圍されては抗し難い。二時間足らずの中に薩軍の堡壘盡く破れて、たゞ獨り岩崎口の一を餘すのみとなつた。官軍は岩崎谷の山上を占めて三面より谷中に砲火を集中した。

隆盛を初め桐野、村田、池上、別府、邊見、桂等四十餘名の將士は洞前に整列し、岩崎口に向つて進行した。國分壽介は事既に已むと見、自ら劍に伏して死んだ。桐野曰く『何と氣の早い男だ』と。一行の進むに從つて四方の彈丸急霰の如く、桂四郎は忽ち流丸に中つて斃れた。その他の將士も相踵で斃れた。

別府晋介、邊見十郎太の二人は隆盛の前後に隨ふてゐたが、『こゝらで如何でせう。』と問いた。隆盛が『まだ〳〵、本道に出てから立派に斃れやう。』と答へた。行くこと一丁餘にして四面より集注せる彈丸は倍々加つた。邊見がまた迫つた。隆盛曰く『まだ〳〵』終に進んで島津應吉邸の門前に來た。この時山上の流彈忽ち隆盛の股と腹とを傷けた。隆盛は別府を顧みて言つた。

『晋どん、もう此處がよからう。』

と、徐ろに地上に端坐し遙かに東方に向つて禁闕を拜した。この言を聞いて別府は、

『左樣で御座るか。』

と直ちに輿から下り、
『然らば御免。』
と、一刀を執つて隆盛の首を斬り、隆盛の從僕吉左衞門をしてその首を折田正助の門前に埋めしめ、進んで岩崎口の堡壘に達し、
『先生はもう死くなつた。先生と死を共にする者は皆來れ。』
と呼はりながら奮戰して敵彈雨集の中に陣歿した。
桐野は敗軍に臨んで意氣昂然、毫も屈するの色なく奮鬪した。岩崎谷に達するや、自ら銃を執つて前面の敵を狙擊し、一發毎に『ソラ中つた。』『今度は中らなかつた。』と叫んだ。この時左側の官軍壘上に來り、銃劍を以て桐野を刺さんとした。桐野刀を揮つて之を拂ひ、更に狙擊を續けたが、忽ち敵丸桐野の右額に中り、鮮血淋漓たるも顧みず、尙も敵中に突入せんとして終に斃れた。村田、別府、池上、邊見、蒲生等も亦身に數創を蒙り、從容戈を枕にし、相前後して一壘の中に斃れた。山野田は白布で鉢卷をしつゝ奮鬪したが、亦流丸に中り割腹して死んだ。かくて一壘三十九人盡く斃れ去つたのは午前七時を過ぐる頃であつた。
この日薩軍の戰死者は隆盛を始めとし、百五十七名であつた。重なる人々は左の如くである。

西郷隆盛（五十一）　桐野利秋（四　十）
村田新八（四十二）　池上四郎（三十六）
別府晋介（三十一）　邊見十郎太（二十九）
桂　四　郎（四十八）　小倉壯九郎（三十五）
中島健彦（三十五）　山野田一輔（三十四）
堀　新次郎（三十四）　蒲生彦四郎（二十八）
石塚長左衛門（三十三）　佐藤三二（三十二）
岩元平八郎（三十一）　藤井直次郎（三十三）
國分壽介（三十三）　高城七之丞（三十一）
嶺崎半左衛門（三十八）　島津啓次郎（二十一）
岩切喜次郎（三十五）　讃良清藏（三十三）
河野四郎左衛門（四十一）　平野正介（三十三）
奥　良之丞（二十九）　東　胤　正（四十四）
橋口吉左衛門（三十一）

年少の戰死者としては、池田彦次郎の十四歲、兒玉彦吉、伊地知傳次の十六歲、郷田吉之助、桂兵

吉の十七歳等があつた。

降る者二百餘名。野村忍介、別府九郎、神宮司助左衛門は熊本鎭臺に降り、坂田諸潔は第四師團に降つた。新納軍八汾陽五郎右衛門、仁禮新左衛門、長崎金兵衛は一旦縛に就いたが、官軍の爲めに銃殺せられ、市來宗助、伊東權平も亦縛に就いて降伏を勸められたが聽かなかつたので殺害せられた。

戰鬪は午前四時より九時に至る五時間に亘つた。戰收つた時、一陣の風雨驟かに起り、雷鳴天地を震憾し城山の戰血を洗ひ流した。

官軍の諸將士が折重つた薩軍の死屍を檢査し、これは桐野、これは村田、これは池上、これは別府と一々その戰死者が判明する每に、豪壯なる鯨波は再び三度び天地に轟いた。それにしても西鄕は何處に行つたかと探がし廻つたが、どうも先刻發見した首の無い死體が骨格といひ縞の衣服の着流しといひ隆盛らしい。そこで幼年時代から隆盛に私淑した坂元少佐(純凞)に檢めさせたが腕の傷痕と睾丸の大きさとで、一目にそれが隆盛と知られた。腕の傷痕は隆盛が少年時代に決鬪した記念であつた。

その中、遊擊第二大隊第二中隊の前田恒光といふ一兵卒が、折田正助邸前の小溝から、砂だら

けになつた隆盛の首を發見して來た。髮を短く刈つた鬢髮の聊か薄い、丸々肥つた隆盛の首級は山縣參軍の前に齎らされた。折よくそこに飲料水があつたので、山縣は參謀長に命じて慇懃に首を淨め泥土を洗ひ落とさせてから、兩手を指しのべて之を受取つた。

かくて叮嚀に目禮して、滿腔の敬意を拂ひつゝ、熟視すること少時顧みて諸將に謂つて曰く

『嗚呼、實に立派な死樣だ。少しも平生の溫和な容貌と異つてゐない。我輩をして二百數十日間、一日も心安からざらしめたものは西鄕が在つたからである。今我が心は始めて落付いた。けれども西鄕は天下の英雄である。予を知る者翁に若くはなく、翁を知る者予に若くはない。西鄕をして今日あるを致さしめたのは千古の遺憾だ。』

と泫然として涙下つた。

維新前より藩を異にしながら死生を俱にし、兵馬の間に馳驅した西鄕、廢藩置縣の斷行に、兵制の改革に終始先輩として相許せし西鄕誠實と友情とを以て不斷に教示を受けつゝあつた西鄕、嗚呼その十一歲の年長者であつた隆盛の死體は今その眼前に橫つてゐるではないか。

山縣は、部下に無禮の態度行動なきやう訓戒を發し、隆盛、桐野の死屍を毛布に包み、二重棺に納め、後厚く之を淨光明寺に葬ることゝなつた。ところで隆盛の誘導を受けた川村參軍、大山高島兩少將等鹿兒島出身の將校は、せめてその亡骸なりとも手厚く葬り、生前の恩顧に酬ひた

いといふので、大山少將を總代として、隆盛の屍體下渡方を申請して來た。然るに鹿兒島縣廳からも、隆盛を始め各將の死體引取方の願書が出たので、いよ〳〵縣廳に下渡すことになつた。かくて憚り勝ちながらも嚴肅な葬儀が舊藩の手で行はれ、隆盛以下三十九名の屍體は舊淨光明寺内に假葬された。その他舊不斷光寺に七十六名、草牟田に十九名、新照院に七名、城山に十八名の死體が假葬された。その後すべて改葬されて、現今在る如き塋域となつた。

上は萬世一系の天皇、下は三千餘萬の國民、その間に介在する勢力を一掃し、七百年來妖雲に蔽塞せられ來つた天日の光を、赫々たらしめた西鄕隆盛は、現世の五十一歳を一期として、己が子弟の作せる悲劇の祭壇に永久の安眠に入つた。

『人を相手にせず、天を相手にせよ。』といひ、

『命も入らぬ、名も入らぬ、金も入らぬ人は始末に困る。しかもこの始末に困る人ならでは艱難を共にして國家の大事を成し得ぬ。』

と言つた西鄕隆盛は、生涯その始末に困る人として、天を相手に現世の生を了へた。

鹿兒島市の北なる淨光明寺が丘、前は櫻島、後は城山、そこは西鄕吉之助隆盛が永久に眠れるところ、『西鄕隆盛墓』の五字を刻んだ一基の碑には香華の絕ゆる時日とて無い。隆盛の墓

を中央にして、桐野、篠原、村田、池上、永山、別府、邊見、貴島、淵邊を始めとして、その他の諸將士の墓石が累々として左右より取り圍んでゐる。

西郷隆盛はもう死ぬことはない。歴史の限り永久に生きる。千秋に亘つて日本國民の心胸に生きる。萬古に續いて世界人類の間に生きる。

　幾くたびか辛酸を歴て志始めて堅し
　丈夫玉碎甎全を耻づ
　一家の遺事、人知るや否や
　兒孫のために美田を買はず

と諷した隆盛は、實際子孫の爲めに美田を買はなかつた。けれども聖恩の優渥無量なる、明治十六年、特に吉井友實に內旨を傳へて嗣子寅太郎を海外に留學せしめられ、同二十二年二月、帝國憲法發布に際しては、十年變亂の罪を赦して正三位を追贈せられ、三十五年六月更に嗣子寅太郎に侯爵を授け給ふた。又大正五年四月には桐野利秋、篠原國幹の二人は正五位を、大山綱良、桂久武、村田新八の三人は從五位を追贈せられた。地下の偉靈恐らくは無限の皇恩に感泣しつゝあるであらう。

西郷隆盛文書

詩歌

詩歌のはじめに

一、隆盛の詩は世の所謂詩人墨客の詩とはちがつて、心にもない巧言浮辭を連ねたものは無い。その折々の所思を詠じたものは言ふまでもなく、題を得て作つたものと雖も、決して詞を弄せず、言を飾らず、悉く肺腑より出でゝ、その天眞を發露して居る。それ故に隆盛の思想や、時々の感情は正しく、その詩の上にあらはれて來る。吾々が隆盛の詩を尊重するのは、實に此點に存する。その巧拙如何は敢て問ふところでない。

一、隆盛の詩の今日に傳はつてゐるものは、其第二謫居時代即ち沖永良部島幽囚中以後のものである。第一謫居時代にも詩を學ばうとされたやうであるが、未だものにはならなかつたらしい。隆盛は幽囚に遭うて、初めて詩を學び、憂を消し悶を遣るの具としたのであるが遂には道樂の一となりて、その思想と境遇とを表現し、以て自ら慰め、又、世を警むるものにもなつたのである。

一、隆盛の詩の先生ともいふべき人々は川口雪篷、海江田彦之丞、兒玉天雨、重野安繹等であらう。右の中雪篷は主として幽囚中に、海江田重野の兩人は主として京都にて、天雨は主として鹿兒島にて、朱黄を加へたやうに聞いて居る。而して、今日までに編者の見るを得た隆盛の詩稿は天雨(瑋)の筆を入れたものばかりである。

一、隆盛の詩は、多くはその閑居の時に成つたもの丶やうであるが、著しい例外は、慶應年間、京都滯在中の最も多忙の際に於て出來たものが少くないことである。その頃嘗て江戸にあつた糾合方（糾合方といふ名目の下に、實は青年子弟に學問を敎へる所）を京都に移してあつた。その敎授は海江田彦之丞であつた。隆盛は伊集院兼寛、村田新八、大山彌助、西郷信吾、寺田平之進其他の子弟と共に彦之丞を師として、詩を鬪はし、夜間は大抵作詩を事としてゐたといふことである。思ふに、これは單に英雄の胸中閑日月ありといふばかりでなく、血氣壯なる子弟の志を高尙に導き、行を正しくせしめ、互に危きに遠ざからうといふ深慮から出たものであらう。京都にて出來た詩に「月前遠情」とか「蟲聲非一」などいふ題詠の多いのは其折の鬪詩の結果である。たまには大久保甲東をも作詩の仲間に引き入れたと見えて、兩雄の詩に島津久光の批點を加へたものも遺つて居る。

一、此集の詩の排列は、二つの異なつた標準に據つた。其一は作詩の年代別で、其二は内容の種

類である。即ち沖永良部島幽囚中の詩を(一)南竄集とし、元治慶應の間、京都滯在中及び上京途中の作を(二)京華集とし、明治二、三年鹿兒島藩參政時代のものを(三)鶴城集とし、明治四年より六年の秋まで在朝時代の作を(四)東都集とし、六年秋以來退耕時代の作を(五)田園集と名づけたのは年代別に依つたのである。但、同時代の間に先後を定むることは不可能である。又、以上にもれたる詩を内容によつて(六)言志集(七)詠史集(八)題畫集(九)温泉集(十)游獵集(十一)逸題集と區別した。一體、作詩の年代を分つことは隨分困難なことで、大膽な試みであつた。餘程、考究したつもりではあるが、なほ誤があるかも知れぬ。

一、編者は元來、作詩の術を心得てゐない。最初、作詩の術を知らぬものが、詩を解說するのは如何かと思つたが、或人が、隆盛の詩を解說するには史家としての立場よりする方が、却つて詩人の解釋より面白からう。是非試みてみたまへと、頻に編者に慫慂したので、遂に意を決して此集の解說を敢てしたのである。そこで詩に關する疑問は一々之を斯道に造詣の深い親友平野柴陽(彥次郎)に質して此集を成就した。解說中往々韻字や平仄の上にまで言及したのは全く柴陽の敎に從つたのである。此にその來歷を明かにし、且つ柴陽の勞を深謝する。

一、隆盛の和歌は、その長所ではない。從つてその吟詠の數も甚だ少なく、今、編者の本書に收錄し得たものは僅に十有五首に過ぎない。其中、初の方の十首は、何れも慥かな根據のあるもの

で疑のないものである。後の五首は編者未だその出處を詳かにしないが既刊の書に見えてゐるもので、大抵隆盛の詠であらうと思はれるものである。

昭和二年秋　　　　　　編者識

一　南竄集

沖永良部島幽囚中の詩拾有七首今題して南竄集と稱す。

偶成

雨帶斜風叩敗紗、　子規啼血訴冤譁。　今宵吟誦離騷賦、　南竄愁懷百倍加。

（訓讀）　雨は斜風を帶びて敗紗を叩く、　子規は血に啼いて冤を訴へて譁し。今宵吟誦す離騷の賦、　南竄の愁懷百倍加はる。

【解說】　敗紗は破れた芭蕉の葉を指す。紗とは薄い織物のこと。芭蕉布を蕉紗といふより直ちに芭蕉の葉を紗と云つたのである。○離騷は楚の屈原の作る所。屈原は材德ありて用ひられず、遂に江南に流竄せられた人である。離騷は其の憂に遭ひて忠誠の意を述べたものである。○一首の意は南島流竄の身、芭蕉葉をうつ夜の雨、血に啼く空のほとゝぎすを聞いて、無聊寂寞、忠憤の情禁じ難く、己と境遇を同じうする離騷賦を吟誦して、愁情愈々加はるといふのである。獄中の眞情が現れてゐる。

偶成

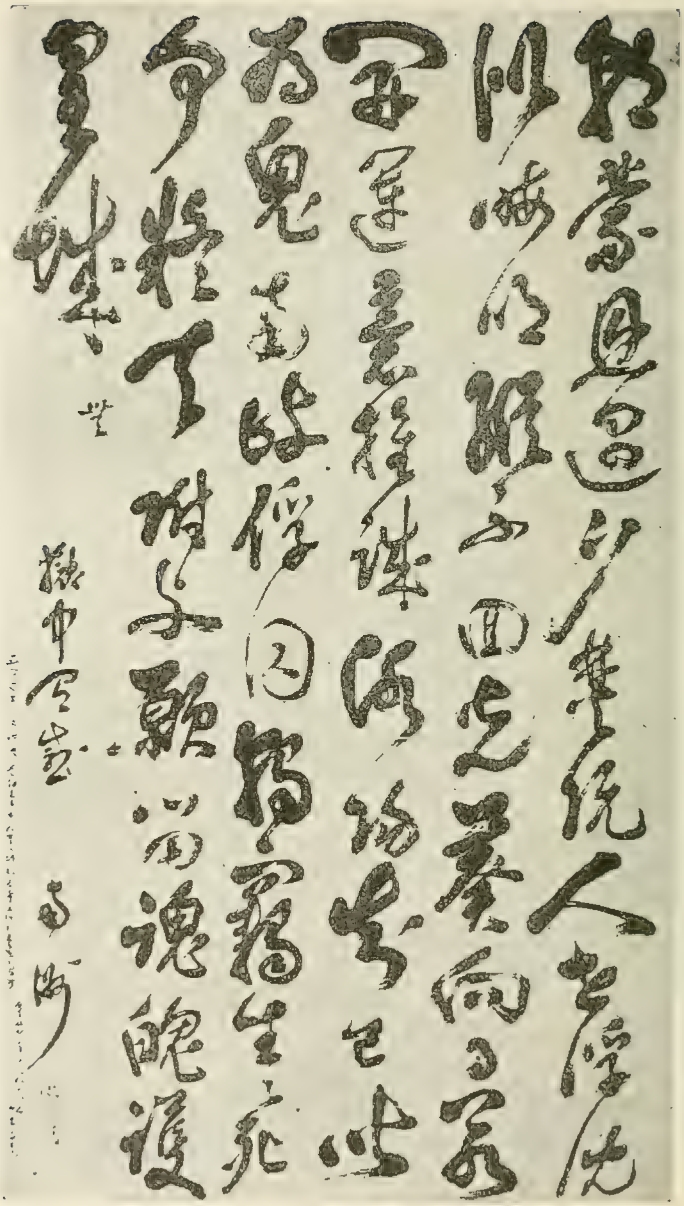
天歩艱難繋獄身、　誠心豈莫耻忠臣。　遙追事跡高山子、　自養精神不咎人。

（訓讀）天歩艱難獄に繋るゝの身、誠心豈忠臣に恥づる莫らんや、遙に事跡を追ふ高山子、自ら精神を養うて人を咎めず。

【解説】此詩も沖永良部在囚中の作である。轉句の高山子とは尊皇の先輩高山彦九郎を指す。隆盛は常に彦九郎の氣節を仰慕し、島に流さるゝ時にも其傳記を携へて行つた程である。斯様に、自ら節を古人に比して百錬千磨敢て人を咎めざる所即ち隆盛の他日大を致したる所以である。

獄中有感

朝蒙恩遇夕焚坑、　人世浮沈似晦明。　縱不回光葵向日、　若無開運意推誠。　洛陽知己皆爲鬼、　南嶼俘囚獨竊生。　生死何疑天附與、　願留魂魄護皇城。



（訓讀）朝に恩遇を蒙り夕に焚坑せらる、人世の浮沈晦明に似たり。縱ひ光を回らさゞるも葵は日に向ひ、若し運を開くなくとも意は誠を推す。洛陽の知己皆鬼となり、南嶼の浮囚ひとり生を竊む。生死何ぞ疑はん天の附與なるを、願くは魂魄を留めて皇城を護らん。

【解說】焚坑は學者の困厄に逢ふことをいふ。（秦の始皇書史を焚き儒を坑にした故事によつて）此詩は勝海舟先生が石に刻して杵川に立て留魂碑と稱せられたもので（今は洗足池畔に移されて居る）有名な詩である。一首の意は、「朝には優遇されて夕には虐待せられる、人世の浮沈は恰も月の滿ちたり虧けたりするやうなものである。葵の花はたとひ日光をさし向けたくとも、自ら太陽についてまはる。余も亦たとひ再び召還の命がなくとも君侯に對する誠意はかはらぬ。あゝ洛陽の知己は皆死んでしまひ、南島流竄のおのれ一人は生きながらへてゐる。生死は慥に天命である。疑ふべき餘地はないが、よし、死んでも魂魄だけは此の天地にとゞめて皇城を護りたいものである」といふのである。

贈高田平次郎

憑君識取英雄氣、斬賊勇肝百倍加。遺策惠投三尺劍、血戰當千如亂麻。

（起句識一作認）

（訓讀）君に憑つて識取す英雄の氣、斬賊勇肝百倍加はる。遺策惠投す三尺の劍、血戰

當千亂麻の如し。

【解說】隆盛の二度目の遠島の時、德之島までは帶刀のまゝであつたが、沖永良部島入牢の命の下つた時に刀は沒收せられた。そこで沖永良部島の詰役であつた鹿兒島藩士高田平次郎が轉任して島を去る時、隆盛の出獄の時に進呈するやうにと云つて、自分の刀を同僚の横山健偉に託して殘して置くことにした。その事を横山が隆盛の幽所に行つて話したところが、隆盛は非常に喜ばれた。その時高田はまだ出立して居なかつたから、隆盛は禮狀に添へて此の詩を作つて贈つたのである。（右の禮狀は本卷補遺の部に載せてある）一首の意は君によつて英雄の氣象を識り得たので、姦賊を斬滅するの勇心は百倍も加はつた。君が去るに當つて遺した策として三尺の劍を惠まれたが、此の劍を提げて血戰に臨まば、眞に一騎當千敵を斬ること亂麻を斷つが如くであらうと言つて大に謝意を表したのである。

送高田平次郎將去沖永良部島

春容催暮慘離情、　萬里行舟向帝京。　花謝送君相共去、　無那鶯語惜期鳴。

（訓讀）春容暮を催して離情慘たり、萬里の行舟帝京に向ふ。花謝し君を送つて相共に去る、那ともする無し鶯語期を惜みて鳴くを。

【解說】此詩も前記の高田平次郎の島を出立する前に贈つた送別の詩である。「萬里行舟向帝京」の句より

拔せば或は轉任して京阪の方に行くことになつたのであらう。大島在番の者が大阪に轉任になることはよくあつた事である。一首の意は、萍水相別の情が辛い。それは君が今度萬里も舟に乘つて都に上るからである。就ては花も枝を辭して一緒に島を去るので、島に殘る自分は何とも致し方がない　あれ見給へ鶯までが別るゝ日を惜んで鳴いて居るではないかと云ふのである。

偶成

幽栖却似客天涯、　縁底夜來令我思。　誰識愁情尤切處、　膝前遊戲夢嬰兒。

（訓讀）幽栖却つて天涯に客たるに似たり、底に縁りてか夜來我をして思はしむ。誰か知らん愁情尤も切なる處、膝前遊戲嬰兒を夢む。

【解說】幽栖は幾數年に幽囚されて居ることを指したのである。人も尋ねぬ靜閑な居處であるから斯くいつたのである。一首の意は此の幽栖の身も、遠く妻子と離れて居るので、却て淋しき天涯の孤客の樣で、昨夜頻りに物思ひに惱まされて居る。此の愁情の極、膝前に戲れる嬰兒を夢に見た。嗚呼誰か斯の境涯を知るものぞ。と云ふのである。

此詩は或書に隆盛高踏勇退して歸麑せんとするに臨み知友に贈つたものだとあるが、然樣な意は何れの句を絞つても出て來ないやうである。文久三年三月二十一日沖永良部の幽囚中より大島の得藤長への書に「此

度は重き遠島の故か、年を取候沙汰か、些と氣弱く罷成子供の事思ひ出されて中々のし不申候。全躰强氣の生付と自分に相考居候處おかしたものに御座候」（第二卷九七六頁）と見えて居る。恐らくは其頃の作であらう。即ち「獄中懷子女」とでも題すべきもので、大島にある幼き子女を思うて詠じたものに相違あるまい。

謫居書感

奇雲蒸洛地、酷吏益威加。夕殿憂蚊蚋、炎郊苦蝮蛇。銳刀

頻按欄、壯士宜忘家。天定人離日、西風忽掃邪。

（訓讀）奇雲洛地に蒸す、酷吏益々威加はる。夕殿蚊蚋を憂ひ、炎郊蝮蛇に苦む。銳刀頻に欄を按ず、壯士宜しく家を忘るべし。天定り人離るゝの日、西風忽ち邪を掃はん。

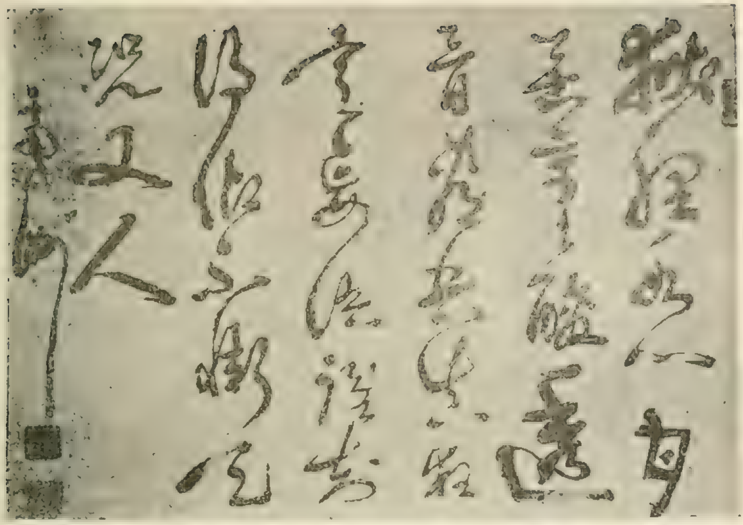
【解說】此詩は夏日炎蒸の際に當つて感慨の意を賦したのである。一首の意は奇雲即ち夏の雲が京洛の地に蒸し起つて（姦邪の論が勢を得るに譬へてある）其の炎威が益加はる。（酷吏は炎暑の甚しいことにいふ）夕殿には蚊や蚋が居て苦しみ、炎郊には蝮蛇が居て苦しい。是れは南島の實況を述べて、到る處に邪人が正士を害するに譬へたのである。それで自分は幾度か刀の欄に手をかける。實に壯士は家を忘れて國事に盡すべき時である。然しおつつけ天定り人心が暴威に離るゝ秋の日が來て冷たい西風が忽ち暑邪の氣を掃ふて、清明の天地とするであらう。」といふのである。

此詩或寫本に「謫居書感」とある。それが事實ならば恐らく文久三年五六月の頃、鹿兒島の友人より將軍上洛、石清水行幸、暗殺の流行其の他天下の形勢を知らせて來たので詠んだ詩であらう。或は謫居中の詩でなくて、其後に京都で詠じたものかも知れぬ。

謫居偶成

獄裡氷心甘苦辛、辛酸透骨看吾眞。
狂言妄語誰知得、仰不慚天況又人。

（訓讀）獄裡の氷心苦辛に甘んず、辛酸骨に透つて吾が眞を看る。狂言妄語誰か知り得ん、仰いで天に慚ぢず況んや又人をや。



【解說】獄中氷の如く潔白なる心は甘んじて辛苦を受けて居る、辛苦が極度に達して初めて僞りも飾りもせぬ吾が天眞が見える。此間、口から出まかせの狂言

妄語は誰も聞いて居るものもなく識る者も無いが、仰いで天に慙ぢず況んや又人に耻づるが如きことは聊かもない。

謝貞卿先生惠茄

麗色秋茄一段奇、　依然芳味倚君知。　正要見厚情深處、　添賜佳聲最悅嬉。

（訓讀）麗色秋茄一段の奇なり、依然たる芳味君に倚つて知る。正に厚情の深處を見るを要す、佳聲を添賜せられて最も悅嬉す。

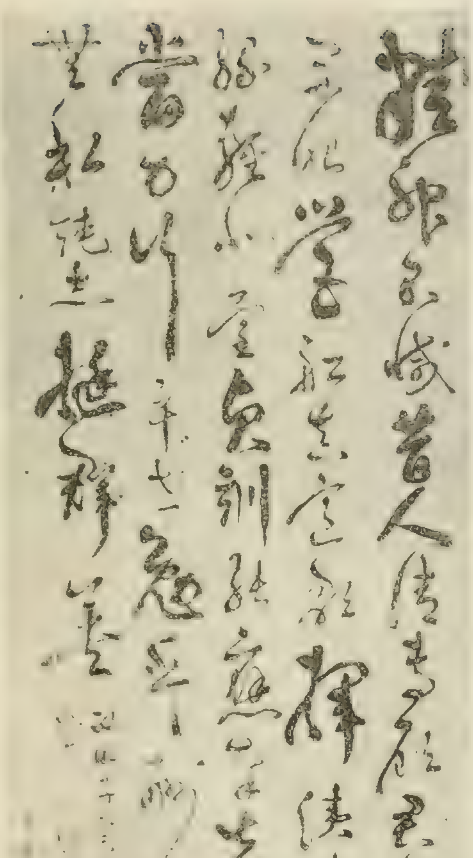
（解說）此詩は沖永良部島の牢居に於て貞卿より茄子を贈り來りしを謝したのである。結句に佳聲を添賜せらるとあるは和歌をそへてありしによつて言へるのである。貞卿先生と云ふのは沖永良部島與人三人の中の一人で蘇廷良といつた人。後に沖利行と稱し醫を學んだ。歌は八田門下であつたといふ。貞卿は其あざな。

贈土持政照

精神不滅昔人清、　專顧君恩壯氣橫。　開眼營船眞意顯、　揮涙翳僕俗緣輕。　北堂貞訓能應奉、　先祖忠勤當力行。　畢生勉乎酬國

事、　無私純忠挺群英。

（廻何減一作滅清或作情）



（訓讀）精神滅せず昔人の清に、專ら恬恩を顧れば壯氣横はる。眼を開き船を營みて眞意顯る、涙を揮ひ僕を覊ぐ俗縁輕し。北堂の貞訓能く應に奉ずべし、先祖の忠勤當に力行すべし。畢生勉めよや國事に酬ゆるを、無私純忠群英に挺んづ。

【解說】此詩に就いては淚ぐましい實話がある。隆盛が沖永良部島の在囚中、文久三年英艦鹿兒島へ來襲の風聞ありしかば、若し英人鹿兒島を占領し、薩藩難に陷ることあらば、實に非常の時なるを以て、牢を脫し有志の島人と海を渡つて國難に赴かんと決心し、之を土持政照に告げた。政照大に感じて共に往かんと欲し、直ちに造船に取りかゝつた。然るに金が足りないので下婢を賣つてその資に充てんとして下婢に事情を話したところが下婢は快く許諾した。そこで造船の資は出來たが出陣については生還を期すべからざるを以て、老母の許諾如何を氣遣ひしが、老母は悲むどころか、却つて其志を勵まして造船を促した。而して船は出來上つたが、英艦敗退の報により實行の必要はなくなつた。（詳しくは第一卷當時の書翰を見よ）その眞情を感喜して此詩を作つたのである。詩の意味は右の事實を知れば自ら明瞭である。第六句「先祖忠勤當力行」とあるは政照の祖先は、島津貴久に仕へて執政となり忠誠を盡した人であつたからである。

謫居偶成

一片浮雲蔽此身、　獄中存在性情眞。　請看追小宮山迹、　血刀鋒光自驚倫。

（訓讀）一片の浮雲此身を蔽ふ、　獄中存在す性情の眞。　請ふ看よ小宮山の迹を追ふを、　血刀鋒光自ら倫を驚かさん。

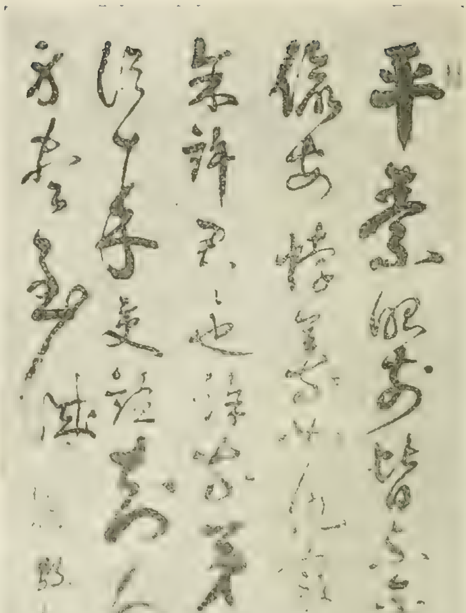
【解說】此詩は文久三年英艦鹿兒島へ襲來の風聞が沖永良部島の幽囚に達した時、英艦が鹿兒島を占領す

るかも知れぬ。そうなれば實に非常な時である。島津家の一大事又國家の危急である。宜しく非常に處する道がなくてはならぬ。平日の考で神妙に牢居してゐる譯にゆかぬ。若しも愈々占領されたとか戰爭が困難になつて長引くとかいふ確報があつたら、脫牢して薩摩の內地へ渡り出來るだけの働をして國難に殉じやう。昔時武田勝頼の臣小宮山內膳が奸臣の讒によつて勝頼に勘當されて居たが、最後の場合には天目山にかけつけて國難に殉じた。あの忠臣の跡を追ふて出るぞと決心した時の詩である。○結句はこのまゝでは平仄があはぬ誤字かも知れぬが意味は拔群の働きをして同友を驚かしてやらうといふのである。心は戰場に走せてゐる氣持の語句である。

贈土持政照

平素眼前皆不平、　情之相適異時情。　偷安悖義如仇寇、　禁欲效忠共死生。　我許君君也許我、　弟稱兄弟却稱兄。　從來交誼知何事、　報國輸身盡至誠。

（訓讀）平素眼前皆不平、情の相適する時情に異なり。安を偷み義に悖るは仇寇の如く、欲を禁じ忠を効して死生を共にす。我君に許し君もまた我に許す、弟兄と稱し弟却て兄と稱す。從來の交誼知る何事ぞ、國に報ゆるに身を輸し至誠を盡す。



【解說】 隆盛の沖永良部島に幽せらるゝや邑吏土持政照の厚意に感じ、政照と兄弟の約を結ぶに至つた。政照の母一日政照と共に酒肴を携へて囹圄に至り杯を擧げて兄弟の義を結んだ。併し兄弟の順は年の長幼に依らず識徳の多少により隆盛を兄となし、年長の土持は自ら弟と稱した。○一首の意は平素眼前皆不平である中に君と我と情の適することは一般時人の情とは大に異つて居る。偷安悖義といふことは我等は之を仇寇の如く惡み、禁欲、効忠に於ては兩人死生をも共にするのである。而して我は君に許し君もまた我を信じて

兄弟となつたが、年長で兄たるべき君が弟と稱し、年少で弟たるべき我は却て兄といつて居る。顧れば從來の交情は何の爲めかといへば、他ではない國に報いるに身を輸し至誠を盡すといふ相互の精神による事だといふのである。

謝貞卿先生之恩遇

天步艱羅禍、何圖繫獄身。昔年蒙寵遇、今日抱酸辛。滿垢澆湯浴、重愁散酒醇。有誰臻此賚、賢宰因純仁。

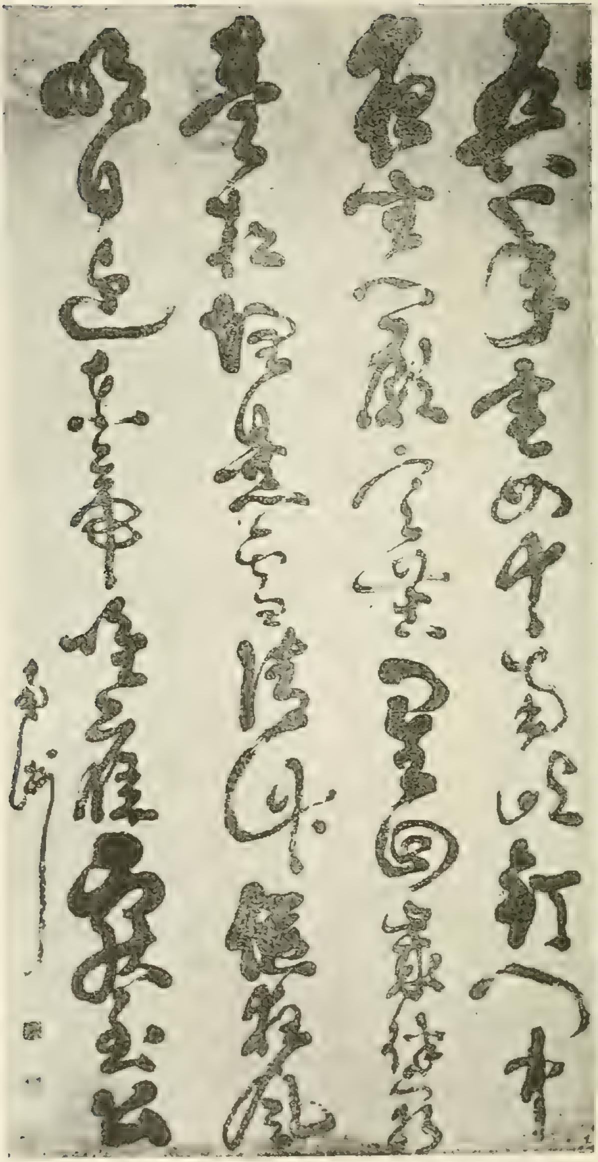
（訓讀）天步艱くして禍に罹る、何ぞ圖らん繫獄の身。昔年寵遇を蒙り、今日酸辛を抱く。滿垢湯浴に澆ぎ、重愁酒醇に散す。誰有りてか此賚を臻す、賢宰の純仁に因る。

【解說】此詩は沖永良部島囚中、時折湯に浴して滿身の垢を流し一杯の醇酒に重愁を散するを得たのは、是誰の賜ぞ、賢宰貞卿の厚情に因るのぢやといつて感謝の意を表したのである。（貞卿先生既註）

逸題

吾年垂四十、南嶼釘門中。夜坐嚴寒苦、星回歲律窮。青松

埋暴雪、清竹偃狂風。明日迎東帝、唯應獻至公。



（訓讀）吾年四十に垂とす、南嶋釘門の中。夜坐して嚴寒に苦み、星回つて歲律窮まる。

青松暴雪に埋り、淸竹狂風に偃す。明日東帝を迎ふ、唯應に至公を獻ずべし。

【解說】此詩は沖永良部在囚中、文久三年除夜の作であらう。即ち明日からは三十八歲になるといふ時である。そこで第一句に「吾年垂四十」となる。第二句は南島幽囚の中といふこと。それから第三、第四は夜坐して寒さが身にしむを覺える、歲月めぐつて本年も最終日におしつまつたといふこと。第五、第六は淸廉潔白の身が讒者によつて寃罪を蒙り遠島囹圄の中にあるに比していつた語であらう。第七、第八は明日春の神樣を迎ふるに就いては唯まさに至公を獻じやうといふのである。至公は公平無私の心をさしたのであらう。かくて愈々東帝を迎へ天地一新せば定めて我が至公の心を照鑑されるであらうといふ希望を含んで居るやうに思はれる。

謫居歲旦

謫居迎歲處、　誰復勸杯觴。　切々懷同友、　悠々望故鄉。　輕風停宿雪、　薄靄隱初陽。　可憐三春苦、　皚鬚寫斷腸。（或結句寫空嘆）

（訓讀）謫居歲を迎ふる處　誰か復杯觴を勸めん。切々同友を懷ひ、悠々故鄉を望む。輕風宿雪を停め、薄靄初陽を隱す。憐むべし三春の苦、皚鬚斷腸を寫す。

【解說】此詩は元治元年歲旦沖永良部島幽囚中の作であらう。前の除夜の詩が文久三年の除夜で此詩はそ

の翌年文久四年即ち元治元年の元旦の詩と思はれる。○一首の大意は一讀して明かであるから、別に說明の要もあるまい。第七句の三春は三年といふ意味。即ち文久二年、三年それから四年の新春第一をかぞへて三春といつたと見るべきである。そこで第七、第八兩句の意味は恤むべし三ケ年間の獄中の苦、口鬚の白くなつたのが斷腸の思を寫して居る。と云ふのである。或人は第八句の寫は空とありそうな所である空の字の草書を讀み違つて傳へたのではあるまいかといつた。果して然らば嘴鬚空しく斷腸となつて意味も少しくちがつて來る。詩としては如何にもその方が面白いやうであるが、元來白鬚といふ普通の語を避けて嘴鬚と特別な熟字　用ひられたのは、鬚字の孤平となるのを避けられたのに相違ない。さすれば寫字が原作の文字であらうと思ふ。

逸題

海水洋々萬里流、晩來無事爲吟魂。琉球邦域連雲際、三十餘洲一樣秋。

（訓讀）海水洋々萬里流る、晩來無事吟魂を爲す。琉球邦域雲際に連る、三十餘洲一樣の秋。

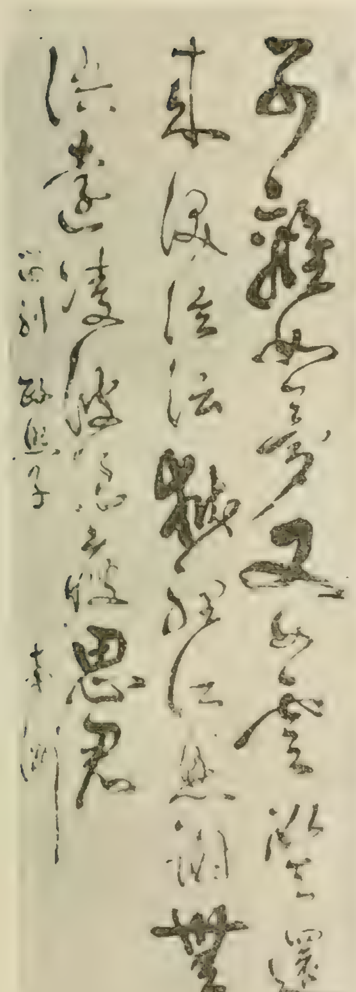
【解說】晩來は晩景以來の意、單に日暮と解して可なり。一首の意は海水洋々として萬里を流れてゐる。暮れ方に何事も無いので詩でもよんでみやうかといふ情が起る。見渡せば流球國土が雲のかなたに連つて三十餘の島々が一樣に秋晴を呈して居るといふので奄美大島別島の秋を詠じたもの〻やうである。多分沖永良

部島の座牢中にて牢外の光景を想像して詠まれたものであらう。或は座牢の家を改築する時、二十日ばかり在番の藩吏の家に居られたことがあるからその時の作かも知れぬ。承句の魂字は韻がちがふ。何かの誤寫に相違ないが、何の字か判然せぬ。

贈土持政照

別離如夢又如雲、欲去還來涙紛紜。獄裡仁恩謝無語、遠凌波浪痩思君。

（紜一作紛）



（訓讀）別離夢の如く又雲の如し、去らんと欲して還來る涙紛紜。獄裡の仁恩謝するに語なし、遠く波浪を凌ぎ痩せて君を思はん。

【解說】此詩は元治元年二月隆盛召還の使至り沖永良部島を去らんとするに臨み政照に與へて是迄の厚意を謝したのである。

二　京華集

元治、慶應より明治戊辰の春にかけて、隆盛の京都に於ける作と思はるるもの及び、上京途中の作、あはせて十七首。題して京華集といふ。

中秋賞月

中秋歩月鴨川涯、　十有餘回不在家。　自笑東西萍水客、　明年何處賞光華。

（訓讀）中秋月に歩す鴨川の涯、十有餘回家に在らず。自ら笑ふ東西萍水の客、明年何れの處にか光華を賞せん。

【解說】此詩は慶應元年中秋、京都に於ての作と思はれる。隆盛は安政元年よりこの年に至る迄、十二回中秋の月を他鄕で見て居る。それ故に自ら笑ふ十有餘同家に在らず、恰も浮き草の東に西に漂ふが如く定めなき旅の身である。來年はまた何處で此月を賞することであらうかと云つたのである。さういつた明年は十三年振に鹿兒島の自宅で中秋にあつて居る。

慶應丙寅十月上京船中作

連歳投危十月天、黑烟南北飛火船。朝威不奮縱奸計、身作丹楓散帝邊。

（訓讀）連歳危きに投ず十月の天、黑烟南北火船を飛ばす。朝威奮はず奸計を縱にす、身は丹楓となつて帝邊に散ぜん。

【解說】此詩は慶應二年十月十五日鹿兒島より小松帶刀と共に薩藩の汽船三邦丸にて上京の途次、汽船中にての作である。隆盛はその前年の慶應元年十月にも、矢張小松帶刀と共に兵を率ゐて上京した。今茲にまた十月に上京する、そこで「連歳投危十月天」とある。火船は汽船のこと。さて、此頃は既に薩藩が幕府の命令を奉ぜず、朝廷の命で京都を守護するといふことで兵を出してゐる。それ故幕府は薩藩の行動を惡み、同時に小松、西郷、大久保等薩の謀臣を睨らんでゐた時で、彼等は死生の巷に出入してゐたのである。轉結二句は朝廷御威光が奮はず、幕府が奸計を縱にしてゐるから、あの眞心をあらはした赤い楓の樣に大君の邊に散らうといふのである。

高崎五郎右衛門十七回忌　五絶二首

不道嚴冬冷、偏憂世上寒。回頭今夜雪、照得斷腸肝。

歲寒松操顯、濁世毒淸賢。對雪無窮感、空過十七年。

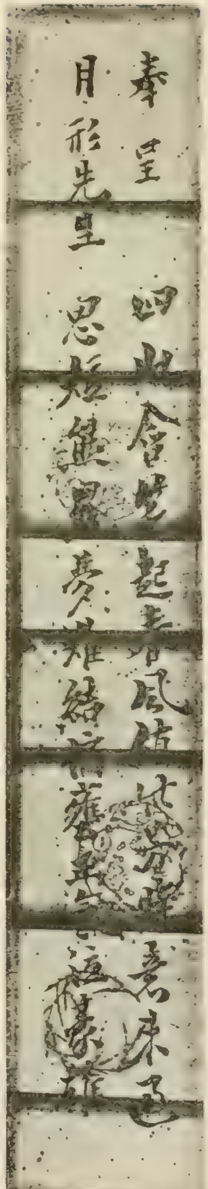
（訓讀） 嚴冬の冷を道はず、偏へに世上の寒を憂ふ。頭を回らせば今夜の雪、照し得たり腸肝を斷つを。

歲寒くして松操顯はる、濁世淸賢を毒す。雪に對して無窮の感、空しく過す十七年。

（解說） 此兩首の詩は慶應元年十二月三日京都に於て賦したものである。高崎五郎右衛門（諱溫恭號巍山）は故高崎正風男の父に當る人で、嘉永年中同志と共に薩藩君側の姦を除かんことを謀り、事顯れて嘉永二年十二月三日切腹を命ぜられた。それより數ケ月に亙りその黨與にして死罪又は遠島謹愼等の罪科に處せられた者が少くなかつた。高崎等の一黨は多くは當時鹿兒島に於ける俊傑の士であつた。其の後鹿兒島に於て頭をもちあげて來た少壯有爲の勤王黨は、精神的にその流を汲んだ者が多かつた。特に隆盛は深く彼等の精忠義烈を追慕し、慶應元年京都室町の旅舍に於て彼等の十七回忌を執行し、この詩を賦して追弔の意を表するに至つた。高崎等切腹の日は鹿兒島で大雪であつたと云ふことである。此詩中に「回頭今夜雪」「對雪無窮感」とあれば京都に於ける十七回忌當日も亦雪であつたと見える。高崎等屠腹の日の隆盛は二十三歲で、此の詩を賦したのは三十九歲の時である。

奉呈月形先生

四山含レ笑起二春風一、値二此芳時一意未レ通。思短熊羆夢難レ結、偏壅二正氣一泣二豪雄一。



〔訓讀〕四山笑を含んで春風起る、此芳時に値うて意未だ通ぜず。思ひ短くして熊羆夢結び難し、偏に正氣を壅いで豪雄を泣かしむ。

【解說】此詩は慶應元年春降盤上京の途次、福岡滯在中（二月下旬より三月上旬まで）の作にして月形洗藏に呈したものである。

一首の意は四山笑を含んで春風かほるこの好時節にあひ乍ら、朝幕諸藩の意志が疏通せずに、氣の短かい

武人を憤慨せしめ動もすれば俗論が頭を持ち上げて正義の豪雄を泣かしむるのは殘念な事であるといふのである。彼等は此時薩筑連合して京師を守護し、幕府を壓するの策を立てたのであつたが、筑前藩の政爭により、洗藏等の勤王派は幽囚にあひて其事行はれず、洗藏は遂に同年十月死刑に處せられた。○熊羆は書經によつて武士を指したもので（熊羆の樣な武士も夢を結び得ないの意）であらう。元來熊羆の夢といへば詩經によつて人の子を生むに譬へるのだが此の詩にては其の意には取れない。

逸題

雎鴿驚雄戛戛聲、　頻呼朋友勵忠貞。　翕然器重邦家寶、　最仰尊
攘萬古名。　　（寶一作鼎）

（訓讀）雎鴿雄を驚かす戛戛の聲、頻に朋友を呼んで忠貞を勵ます。翕然器は重し邦家の寶。最も仰ぐ尊攘萬古の名。

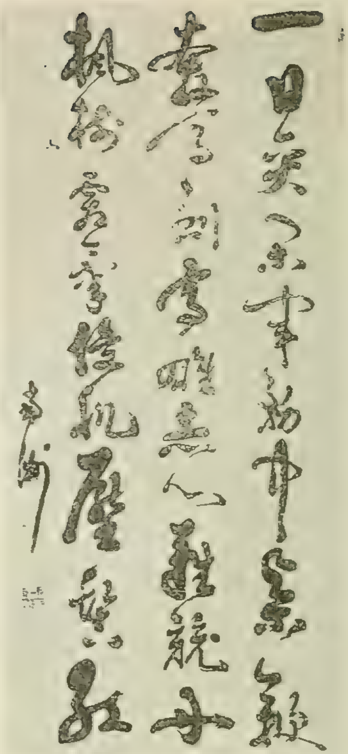
【解說】鴿は家鳩のこと。戛々とはカツ〳〵と云ふ句の聲の形容。翕然は集る貌。
此の詩は筑前の女流尊攘家野村望東尼を稱讃したものである。起承二句は望東尼が女の身で志士を呼んで頻りに忠貞を勵まして、有髯の男子を驚かして居ると云ふことを、雎鴿に譬へて言つたのである。轉結の二句は望東尼は實に國寶とする程の器である。いろ〳〵感ずべきことの多き中にも尊王攘夷を唱ふる所が最も偉いと云ふのである。

或書に「平尾山莊賦似高杉東行」として此の詩をのせてあるが高杉東行が、筑前に走りて望東尼にたより、平尾村の山莊に潛伏して居たのは、元治元年十一月十日頃から同月二十二日頃までの事で、二十五日には馬關に歸着して居る。(東行先生年譜による)而して隆盛は同年十月下旬大阪を立ち、十一月二日廣島に着し、廣島岩國の間に奔走して長州謝罪に就いて周旋し同月二十一日の夜汽船で廣島を發し二十三日晝小倉に着いて二十五日までは小倉薩屋以外には何處にも行つて居ないから、福岡郊外の平尾村の望東尼の庵室で高杉に會したことは無い筈である。然るに筑前側の記錄には隆盛と高杉とが望東尼の處で會つたとある　何かの間違であらうと思ふ。して見れば前記「似高杉東行」の五字は後人の附會したもので信ずるに足らぬ。然れば詩も果して隆盛の作かよく分らぬが、盛隆の作でないともいへない。隆盛の作とせば前の月形への詩と同じく慶應元年二月末から三月上旬迄福岡に滯在中の作であらうと想ふ。

一日貪閑軍務中、　擧鞭奔馬到高雄。　赤心難競丹楓樹、　霜氣侵肌壓鬢紅。

(訓讀)　一日閑を貪る軍務の中、鞭を擧げ馬を奔せて高雄に到る。赤心競ひ難し丹楓の樹、霜氣肌を侵し鬢を壓して紅なり。

【解說】　此詩は京都にて馬上高雄の紅葉見に行つて作つた詩である。時は多分慶應二年の晩秋であらうか



と思はれる。○起承二句は「一日軍務のひまをぬすんで、鞭を擧げて馬を奔らせて高雄山に行つた。」といふのである。轉句は眞赤に染んだ紅葉のうつくしさを形容したので、何物にもゆづらぬと思つてゐる自分の赤心もこれには競爭が出來ないといつたのは面白い。そうして結句はこの紅葉をそめた霜氣が肌を侵し髩を壓して自分のからだも亦紅であると紅葉の身に映じたさまをあらはしたのである。

梅天愁態似招嘲、　此夜庖中乏酒肴。　忽雨忽晴霖雨盡、　應期明日歩秦郊。

（訓讀）梅天愁態嘲を招くに似たり、此夜庖中酒肴に乏し。忽ち雨ふり忽ち晴れて霖雨

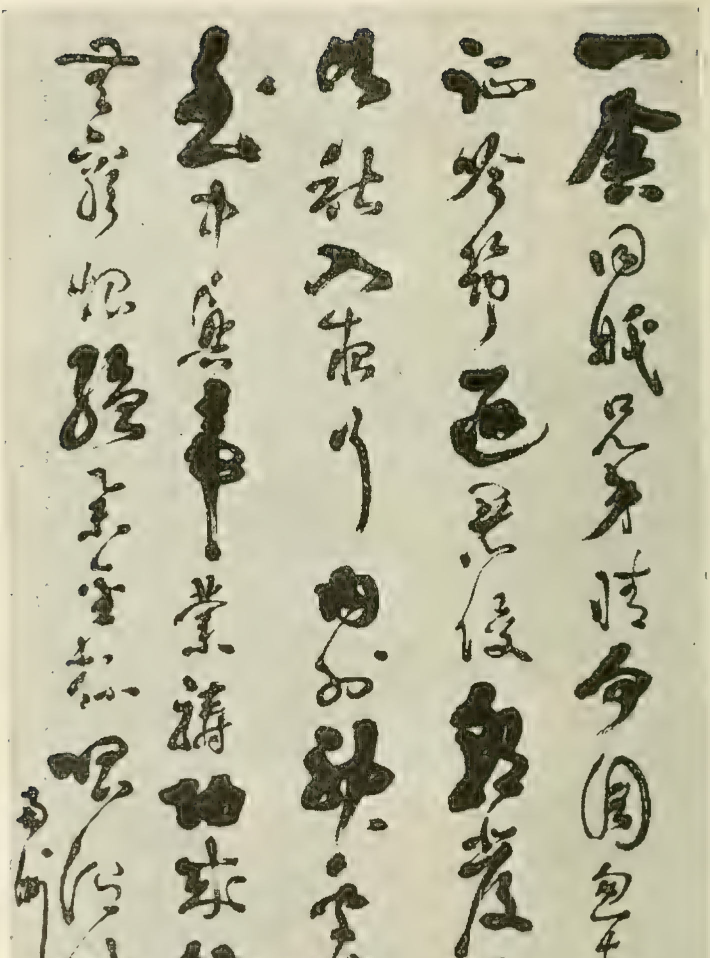
盡く、まさに期すべし明日樂郊に歩するを。

【解說】樂郊は元來、支那の長安都の郊外のことであるが、轉じて京都の郊外を指したのである。此詩は梅雨の盡きんとする頃、京都にて作つたものと思はれる。梅雨期に隆盛の京都に居た年代から推定すれば、慶應三年五月頃の作である。〇詩の意味は梅雨中の欝陶しさに憂愁の樣子をして人から笑はれそうである。此夜庖中酒肴に乏しく愁を拂ふことも出來ない。天氣は雨が降つたり晴れたりして霖雨もはやはれそうである。大抵明日は郊外に散歩が出來るであらうと云ふのである。蓋この頃四藩會議の樣子もあまり面白くない時である。文字の外に何か時事問題が含まれてゐるのかも知れぬ。

送寺田君拜伊勢神宮

一舍同眠兄弟情、　何圖匆卒去孤征。　吟筇避暑侵朝發、　涼氣如
秋入夜行。　内外神宮瞻德至、　中興帝業禱功成。　他鄉送客無窮
恨、　强擧金杯唱渭城。

（訓讀）一舍同眠兄弟の情、何ぞ圖らんや匆卒去つて孤征せんとは。吟筇暑を避けて朝を侵して發し、涼氣秋の如く夜に入つて行く。内外神宮德の至るを瞻み、中興帝業功の成るを禱る。他鄉客を送る無窮の恨、强て金杯を擧げて渭城を唱す。



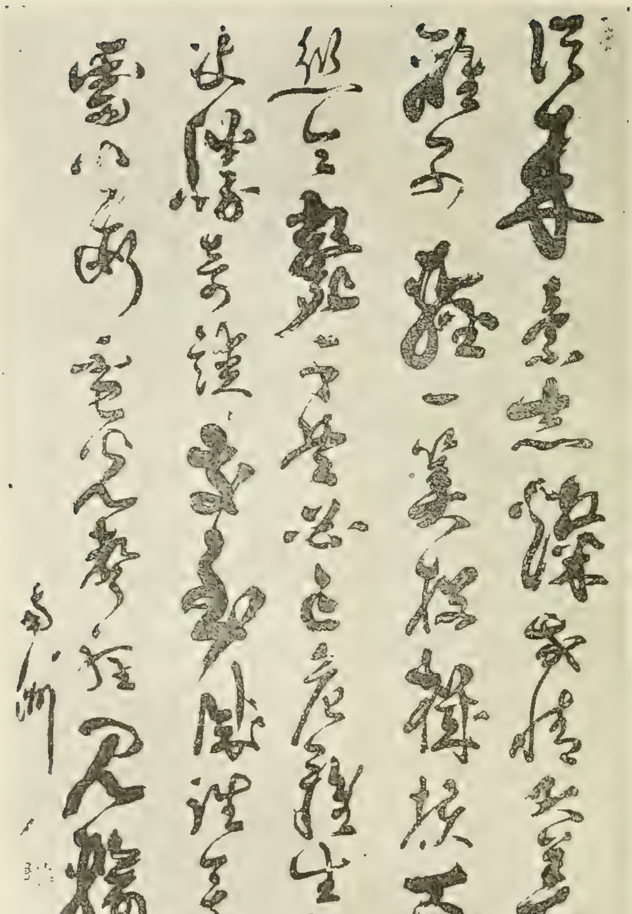
【解說】　此詩は慶應三年七月十二日京都に於て寺田望南が、伊牟田尙平と共に伊勢參拜に出かける時の送別の詩である。寺田望南は隆盛より遙かに年少で此の時はまだ二十歲にもならぬ靑年であつたが、非常な秀才で隆盛にも甲東にも愛せられ、詩も巧で先輩と唱和して居たといふことである。明治になつてから獨逸に遊學し、世間よりは他日政界に雄飛する人と期待されて居たが、中頃、その方向を轉じ博く諸子百家の書を涉獵し、その方の大家となつて市に隱れた人である。

一首の意は初の二句は一舍に兄弟の樣にして居る者が俄かに旅に出かけることになつたことを言ひ、第三第四の句は途中のこと即ち汽車のない當時步いて行くのに炎暑の頃であるから晝間は休んで朝早く發し、また夕景から步き出すことを云ひ。第五、第六の聯句には目的地の伊勢に着いてからのことを歌つてある。即ち內宮外宮の至德を仰ぎ見て中興の帝業の功成るをお禱りすることであらうと云ふのである。第七、第八の句は他鄕で友を送る感慨無量强ひて金杯を擧げて、渭城送別の詩を誦すると云ふのである。渭城とは唐の王維の作つた陽關の曲、送別の時に吟ずる。

送友人礮隊長某赴任於奧羽戰役

從來素志燦交情、　大義撐腸離別輕。　一算投機扶百世、　片言慾令驚千兵。　必亡危難生粗暴、　決勝奇謀發至誠。　往矣愼哉雷火術、　電光聲裡見輸贏。

（慾令　一作　謬事）



（訓讀）從來素志交情燦たり、大義腸を撐へて離別輕し。一算機に投ずれば百世を扶け、片言令を愆れば千兵を斃す。必亡の危難は粗暴に生じ、決勝の奇謀は至誠に發す。往け愼めよや雷火の術、電光聲裡輸贏を見る。

【解說】此詩は戊辰の役に從弟大山巖の砲隊長として奥羽に赴く時贈つた詩である。同時に送序もある。（全集漢文の部に收む）○詩の大意は是迄の交情は中々厚いことであるが大義の前には離別の情も輕い。今君が任務を考へて見るに機に投ずれば百世を扶け、片言でも令をあやまると千兵を斃すことになる。必亡の危害は粗暴より起り、必勝の奇謀は至誠より發することを忘れてはならぬ。往け愼めよ雷火の術、電光聲裡ハツと云ふ間に勝敗がきまるのである。決勝の奇謀が至誠に發するといふのは實に面白い。

閑庭草花

秋芳幽靜友、黄白滿荒庭。閑適如何處、金風暗送馨。

【訓讀】秋芳幽靜の友、黄白荒庭に滿つ。閑適如何の處、金風暗に馨を送る。

【解說】秋の花のおくゆかしい友、黄菊白菊が荒れた庭に一ぱい咲いて居る。心靜かにたのしむところに秋の風が暗に菊花のかほりを送るといふのである。

月前遠情

秋夜東山月、　光輝缺却明。　京華千里客、　相照故鄕情。

（訓讀）秋夜東山の月、光輝缺けて却つて明なり。京華千里の客、相照らす故鄕の情。

【解說】此詩は歌の題を詩に詠じたものの樣である。或は慶應年間京都に於ての作である。○承句に、「光輝缺けて」とあるを見れば十七八日頃の月で少しく缺けて居たものと見える。○一首の意は秋夜東山にさしのぼる月、幾分缺けては居るが光輝却つて明かに、すみわたつてゐる。花の都に來て千里をへだてた旅の身なれば、此月に對して故鄕がおもひ出されるといふのである。

蟲聲非一

秋風多感夕、　帶雨月光昏。　閑愛陰蟲語、　聲々隔竹垣。

（訓讀）秋風多感の夕、雨を帶びて月光昏し。閑に愛す陰蟲の語、聲々竹垣を隔つ。

【解說】此詩も歌の題を得て詠じたものらしい。「蟲聲非一」とはいろ〳〵の種類の蟲がしげくないてゐるといふこと。一首の意は秋風が吹いて感慨の多い夕暮に雨を帶びて月の光がくらい。別に忙しい事もないので夜陰に鳴く蟲の聲を樂んで聞く、その聲々が竹垣を隔てた向ふにきこえるといふのである。

夏雨驟冷　三首中一

山蟬多少鳴庭外、　聲若亂絃斜日催。　炎毒欲驅東帝意、　俄然狂

雨送涼來。

〔訓讀〕山蟬多少庭外に鳴く、聲は亂絃のごとく斜日催す。炎暑驅らんと欲す東帝の意、俄然狂雨涼を送つて來る。

〔解說〕多少は多くといふ事○東帝は春の神の事であるが春の神では此詩には適せぬ。單に天帝と云ふ意であらう。一首の意は蟬がたくさん庭外にないてゐる。その聲は亂調子の絃聲のやうで日斜ならんとしてゐる。炎熱の猛威を驅逐せんとする東帝の意であらうが、俄に狂雨が降つて涼を送つて來るといふのである。

夏雨驟冷　三首中二

火龍人逼苦炎威、　白汗滿身蕉扇揮。　豈料轟來雷雨急、　電光閃裡著綿衣。

〔訓讀〕火龍人に逼りて炎威に苦む、白汗身に滿ちて蕉扇揮ふ。豈料らんや轟き來る雷雨急に、電光閃裡綿衣を著んとは。

〔解說〕起承二句の意は火龍人にせまつて炎威に苦み、汗がからだ一ぱいで芭蕉葉で作つた扇をしきりに揮ふといふのである。次の轉結の二句は、然るに意外にも雷がなつて來て雨がしきりにふり、今まではだか

にゐたものが、電光のひらめくなかに綿衣をきるといふのである。

夏雨驟冷　三首中三

板屋雨鳴敲夢急、透簾風力倍清秋。人間滌盡夜來熱、自脫蕉衣呼褻裘。

（訓讀）板屋雨鳴つて夢を敲くこと急なり、簾を透す風力清秋に倍す。人間滌ひつくす夜來の熱、自ら蕉衣を脫して褻裘を呼ぶ。

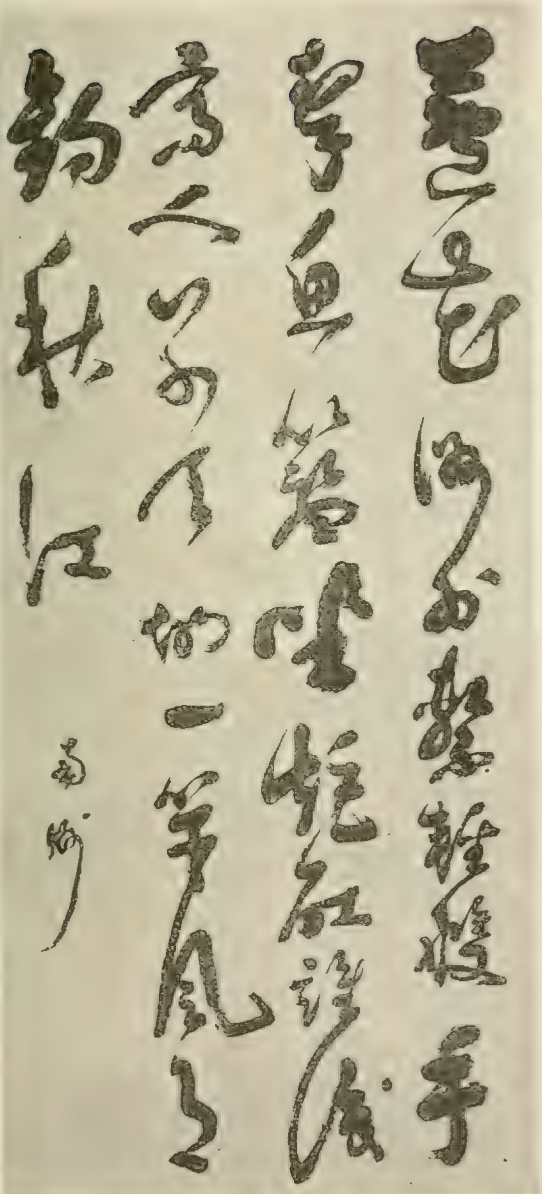
【解說】人間といふは天地間といふに同じ。一首の意は板の屋根をうつ雨の音が強くて晝寢の夢を打ちたたくことが烈しく、簾をとほす風の力が清秋の風に倍して居る。（以上は驟雨の光景）世界にある夜來の暑氣を悉くあらひ盡したので、自然に蕉衣を脫いで厚きものを出してこいと命ずるといふのである。

以上三首何れも南國驟雨の光景である。詩の題を得、南島の夏日を思ひ出して詠じたものであらう。

垂釣

蘆花洲外繫輕艘、手挈魚籃坐短舡。誰識高人別天地、一竿風月釣秋江。

〔訓讀〕蘆花洲外輕艘を繋ぐ、手に魚籃を挈げて短矼に坐す。誰か識らん高人の別天地、一竿風月秋江に釣るを。



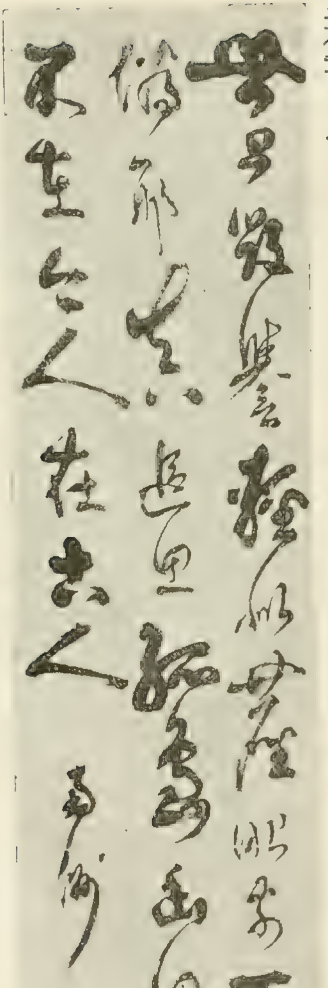
〔解說〕艘は舟のこと。矼は石橋のこと。短矼は小川にかゝつた石橋の意、高人は高尚なる人をいふ。

此詩は身分ある人が釣をする様子を他より見て詠じたものゝやうである。即ち蘆花のしげつた洲の外に小舟が繋いである、手には魚かごを提げて小石橋の上に坐して居る。高尚な、世俗を離れた人には自ら別天地があつて一竿風月を友として秋江に釣をすることあるを恐らく誰も知るまいと言ふのである。

三　鶴　城　集

明治元年の末より同四年春に至る間は隆盛鹿兒島に在りて、多く藩政に參與した。此間に成れりとおもはれる詩十一首をあつめ題して鶴城集といふ。

世上毀譽輕似塵、　眼前百事僞耶眞。　追思孤島幽囚樂、　不在今
人在古人。



（訓讀）世上の毀譽輕きこと塵に似たり、眼前の百事僞か眞か、追思す孤島幽囚の樂、
今人に在らず古人に在り。

【解說】此詩は明治二、三年頃の作であらう。三年の書があるから少くとも三年以前のものに違ひない。一首の意は世の中の評判といふものは毀も譽も權威の無いもので塵のやうに上つたり下つたりして居る。眼前の百事皆僞か眞か明かでない。嘗て孤島に幽囚されて居てことを思ふと却つて島の人にも眞率なところがあつて樂しい事が少くなかつた、あの當時を思へば全く時代が異つて居る感がする。今の人でない古人のやうであるといふのである。

元旦

破曉鐘聲歲月更、輕烟帶暖到柴荊。佳辰先祝君公壽、起整朝衣拜鶴城。

（訓讀）曉を破る鐘聲歲月更る、輕烟暖を帶びて柴荊に到る。佳辰先づ祝す君公の壽、
起きて朝衣を整へて鶴城を拜す。

【解說】「柴荊」はシバとイバラ荊を以て作つた粗末な門のこと。「鶴城」は鶴嶺城の略で鹿兒島城の別名。
○起承二句の意は曉の鐘の聲で歲月が改まり、うすかすみが暖氣を帶びて我家にも訪れて來たといふので、元旦の心持をうたつたのである。轉結の二句はこのめでたいあしたに起きて先づ太守公（藩主）の壽を祝し、

禮服を整へて鶴城を拜すると云ひ、元旦第一の行事をあらはしたのである。〇隆盛は安政元年に鹿兒島で新年を迎へたきり十五年間は自宅で新年を迎へたことがなかつた。明治三年には鹿兒島藩參政として久々振にて自宅でゆつくり歳を迎へた。四年正月十二日にはまた上京の途に就き同年七月には廢藩になつたから此詩は明治三年四十四歳の時の詩に相違ない。

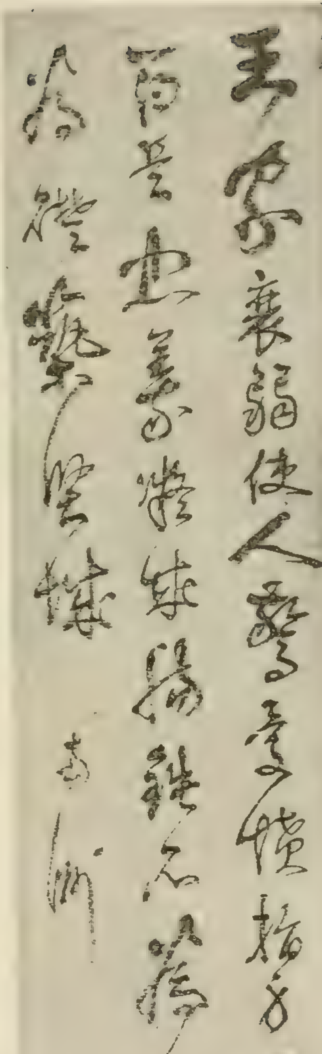
再三流竄歷酸辛、　病骨何曾慕俸緡。　今日退休相共賞、　團欒情話一家春。

（訓讀）再三流竄酸辛を歷たり、病骨何ぞ曾て俸緡を慕はん。今日退休相共に賞す、團欒情話一家の春。

【解說】此詩は明治三年正月十八日鹿兒島藩參政を辭した時のものと推定せらる。これ迄長い間家にゆつくり居ることも出來ず、辛い世の中の風に吹きさらされて來て今はじめて一家の春にあつたやうな心持がして詠じたものらしい。さて起句は度々流竄の辛苦を經て來たことをいひ、承句にはこの病骨（明治二年末より病氣なりし故自分の事を病骨といつたのである）何ぞ俸給などに戀々として居ようと云ひ轉結の二句は今日職を辭して家に退き休んで、相共に春色を賞する、家內中が車座になつて、なつかしい話をする。定に我が一家の春であると云ふのである。

送藩兵爲天子親兵赴闕下

王家衰弱使二人驚一、　憂憤捐レ身千百兵。　忠義凝成腸鐵石、　爲レ楹爲レ礎築二堅城一。



（訓讀）王家の衰弱人をして驚かしむ、憂憤身を捐つ千百の兵。忠義凝つて成る腸鐵石、楹となり礎となりて堅城を築け。

【解說】此詩は明治四年三月鹿兒島藩歩兵四大隊砲兵四隊が御親兵となつて東京に赴く時に作つて將士を

勵ましたのである。一首の意は天皇陛下の臨御まします中央政府が驚く程無力である。そこで多數の兵士がそれを憂ひて奮起する。彼等の腸は忠義のかたまりである、鐵石の如くに堅い。嗚呼この賴もしい丈夫の友よ、楹（柱）となり礎となつて皇室の爲に堅城を築けよといふのである。思ふに隆盛等は當時中央集權の必要を痛切に感じてやがて、廢藩置縣を斷行するといふ決心があつて、柱となり礎となり新しく堅固なる皇基を築きたてよといふ結句が出て來たのであらう。

卜居

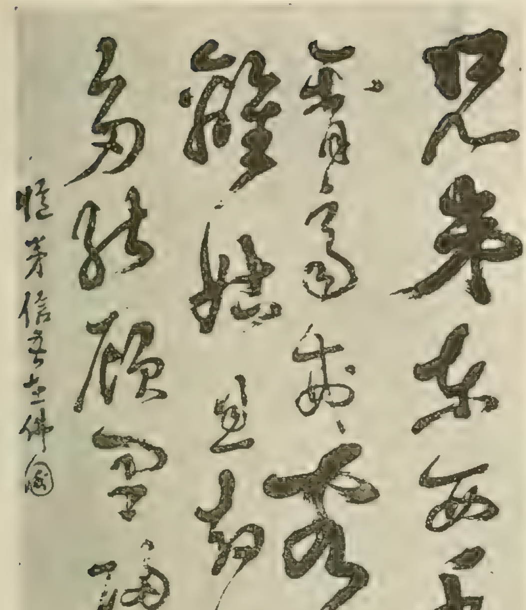
卜居勿レ道レ倣二三遷一、　蘇子不レ希二兒子賢一。　市利朝名非二我志一、　千金抛チ去テ買二林泉一。

（訓讀）卜居道ふ勿れ三遷に倣ふと、蘇子は希はず兒子の賢。市利朝名我が志にあらず、
　　千金抛ち去つて林泉を買ふ。

【解說】この詩は明治二年隆盛が居を鹿兒島城外の武村に遷された時の作であると云ふことである。一首の大意は孟母の三遷に倣つて居を移したわけではない。蘇子は兒女の賢なるを希はずとさへいつて居る。市にあつて巨滿の富を作ることも大臣となつて天下に功名を爭ふことも自分の志ではない。そこで千金を抛ちて郊外の園池を買つて家を建てたのであるといふのである。蘇子不希兒子賢とは蘇東坡の詩に「人皆養レ子望二聰明一、吾被二聰明誤一二一生一。唯願孩兒愚且魯、無レ災無レ難到二公卿一。」とあるによつたのである。

憶弟信吾在佛國

兄弟東西千里違、　今宵齋戒客星祈。　欲離姑息却姑息、　不願多能願早歸。



（訓讀）兄弟東西千里遂ふ、今宵齋戒して客星に祈る。姑息を離れんと欲するは却て姑息、多能を願はず早歸を願ふ。

【解說】信吾とは後の從道侯爵である。佛國に行つて居るので兄弟が東と西とに千里も相離れて居る。今夜弟を思ひ齋戒（ものいみして心身を淸めること）して天の星に共無事を祈る。さて姑息といふことは固より宜しくない。然し故意に姑息を離れようとするのは却て姑息になるものである。又御身に於ても種々の技藝を知つて多能になるのは願はない、唯早く歸鄕するのを願ふのである。

贈中原萬次翁

時運不免泰又否、　功業從來有屈伸。　誰知千古無窮感、　如今還在布衣人。

（訓讀）時運泰また否を免れず、功業從來屈伸あり。誰か知らん千古無窮の感、如今また布衣の人にあるを。

【解說】此詩は中原萬次翁に贈るとあるが、何時如何なる場合に贈られたか未だ詳かでない。萬次は萬次郎の略である。中原萬次郎といふ人は隆盛が二度目流竄の折德之島の見聞役をしてゐた人で、一種の人物であつた。隆盛の志を得るに及び特に厚遇して舊恩を報いたといふことである。○起句の泰は通をあらはし否は

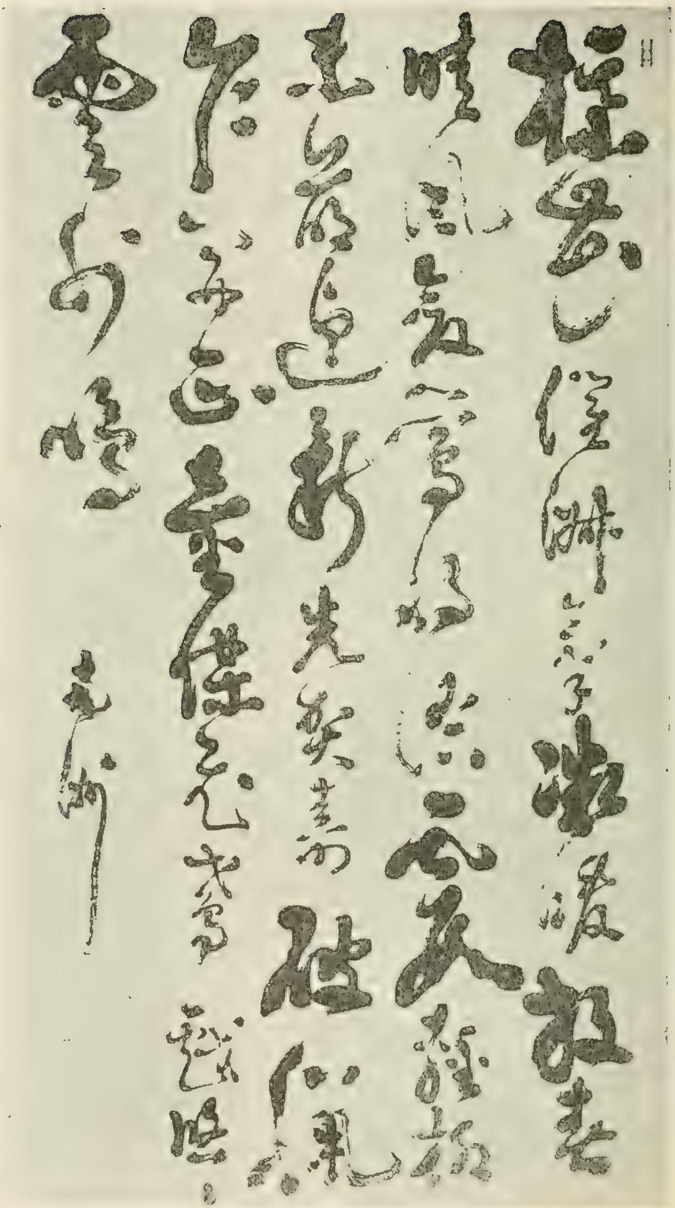
塞をあらはす。〇一首の意は時の運には泰通と否塞とがあり功業には伸びる時と屈する時とがある。左樣な次第で時にあはずして千古無窮の感を抱いてゐる人が日下布衣（無官の人）の中にあることを、知る人はあるまいといふのである。この意味より推せば中原翁が有爲の士でありながら時にあはずに居たのを慰めたもののやうである。

迎新春

梅花催淑氣、　微暖放春晴。　風斂鶯將語、　霞輕柳未萌。　迎新先賀壽、　破臘乍開正。　童僕飛鳶戲、　悠々雲外鳴。

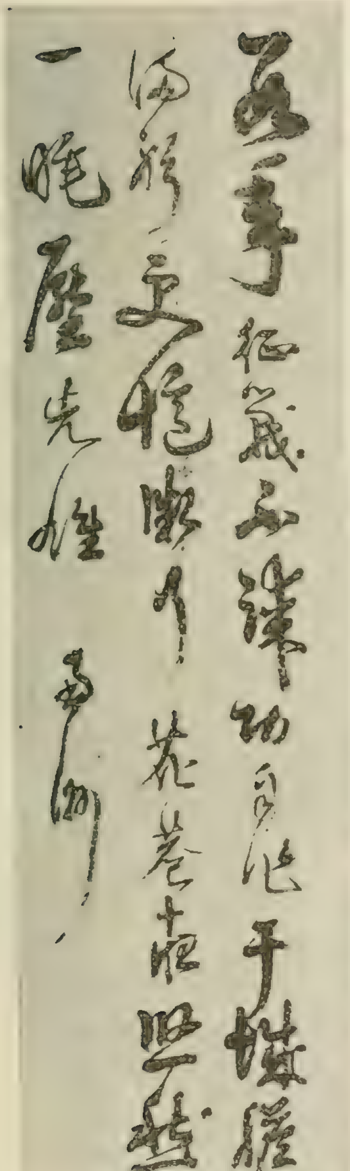
（訓讀）梅花淑氣を催し、微暖春晴を放つ。風斂つて鶯將に語らんとし、霞は輕くして柳未だ萌えず。新を迎へて先づ壽を賀し、臘を破つて乍ち正を開く。童僕鳶を飛して戲れ、悠々雲外に鳴る。

【解說】此詩も前の詩と同じく明治三年新春の作かと思はれる。といふのは語句の間にいかにものんびりした心持が見えて居るから、明治元年以前東西奔走時代のものではないと見てよろしからう。隆盛の此詩を書かれたものゝ中に明治四年のものがあるから二年、三年、四年のうちの作であらう。然るに四年正月はその暇がなく二年迄はまたこれ程平和な聲は出て來ないと思ふ。それで三年のものと推定するのである。〇淑氣は淑景と同じく春の景色をいふ。〇臘は十二月のこと、〇鳶は紙鳶の略、たこのこと〇一首の意は先づ梅



花が咲いて春らしい氣分を催し天氣がよくて少し暖かであるといつて時候を叙し、次の第三第四の聯句には風と露と鶯と柳とを對にしてやはり正月の自然界を詠じて居る。風斂つてとは風が靜つてとの意。第五、第六の聯句には人事を收めてある。即ち新春を迎へて先づ年賀をのべ、一年の行き詰りの臘月を破つて忽ち新しい正月が開けるといふのである。その次の第七、第八の二句には年頭行事の一たる子供の紙鳶揚げを叙して正月の光景を表はして居る。而かも雲外に唸り聲を立てゝゐる紙鳶を出してあるので結尾に勢がある。

數年征戰不レ謀レ功、　自作二干城一膽滿レ躬。　更憶微行花巷夜、　悠然一



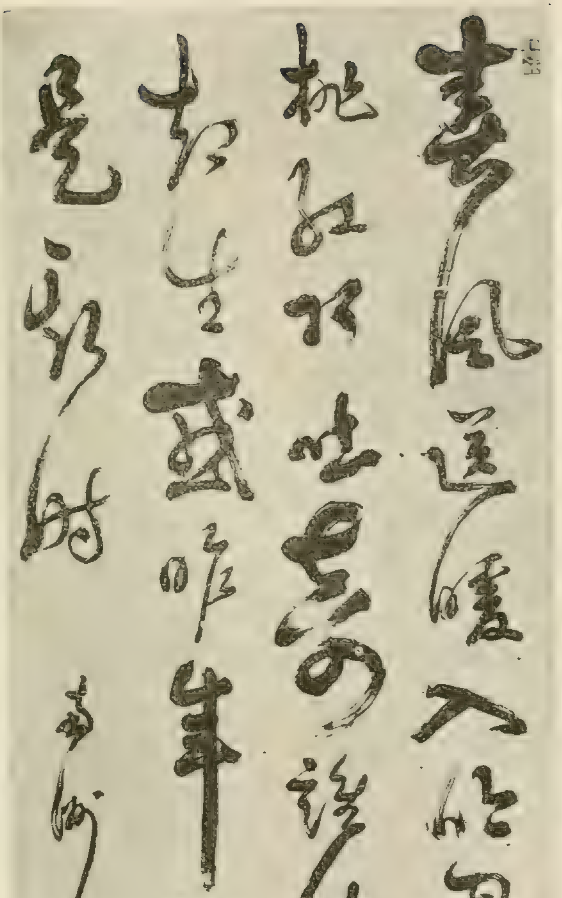
睡壓兇雄。

（訓讀）數年の征戰功を謀らず、自ら干城となつて膽躯に滿つ。更に憶ふ微行す花巷の夜、悠然一睡兇雄を壓せしを。

【解說】此の詩は源義家を詠じて懐をのべたのである。一首の意は、數年の戰爭常に勝敗利鈍を眼中におかず、よく戰つた。膽氣充滿、自ら天下を一身に擔つて立つてゐた。そして何ものをも恐れなかつた。武人の典型、何人もかくありたいとの意を詠じたのである。花巷に微行した云々とあるは、奧羽征伐の後、京都で宗任を伴れて花巷に遊んだ折、宗任が義家を刺さうと思つて窺つたが、自分を信じてあまりよく熟睡してゐるので、どうしても刺せなかつたといふ、それを指すのである。

春風送暖入吟思、　李白桃紅巧吐奇。　誰識花前却生感、　昨年挑戰是斯時。

（訓讀）春風暖を送つて吟思に入る、李白桃紅巧に奇を吐く。誰か識らん花前却つて感を生ずるを、昨年挑戰是れ斯の時。



【解說】此詩は明治二年三月頃、前年江戸進擊の當時を思うて鹿兒島にて作つたものかと思はれる。一首の意は春風暖を送つて詩を詠んでみる氣になつた。見渡せば李花は白く桃花は紅に、夫々自然の美を競うて居る。誰か知らうぞ春花に對して自分には思出の多いことを。昨年戰を挑んだのは丁度この時節であつたが、と云ふのである。

寄弟隆武留學京師

孤遊何必用咨嗟、勉學須追前路賒。一別片言能體認、幾人拭目待歸家。

（訓讀）孤遊何ぞ必ずしも咨嗟を用ひん、勉學須く追ふべし前路賒し。一別片言能く體認せよ、幾人か拭目して歸家を待つ。

【解說】これは隆盛の末弟、西郷小兵衛が伊勢知好成や吉田清一等と共に、明治二年に京都に遊學する際送別のため詠んで與へた詩である。一首の意は、家を離れて一人遠方に遊學するとて別になげくことはいらぬ。何分にも御身の修業の前途はまだ〳〵遠い（賒は遠と同じ意味に用ひる）ことであるから、どうしても勉强が第一である。（以上起承二句の意）今、別れにあたつて告げた片言なりとも、能く心に體認して守つてくれよ、親戚故舊幾許の人が目を拭うて御身の學成りて歸る日を待つてゐるかといふことを忘れるなよ。といふのである。

四　東　都　集

明治四年春、隆盛は上京して遂に參議となり同六年秋闕を辭して歸鄕に至るまでの間に、東京に於て賦したと思はれるもの八首今題して東都集といふ。

奉送菅先生歸鄕

林疎葉盡轉傷悲、　明發又爲千里離。　細雨有情君善聽、　替人連日滴淋漓。



（訓讀）林疎に葉盡きて轉た傷悲す、明發して又千里の離を爲す。細雨情あり君善く聽け、人に替つて連日滴る淋漓。

【解說】此詩は明治四年十一月菅實秀が酒田縣の權參事になつて赴く時の送別の詩である。菅氏はもと莊內藩の中

老であつた。隆盛に初めて面會したのは明治四年の春であつたが、その前年から舊荘內藩主の酒井忠篤をはじめ數十人の荘內藩士が鹿兒島に遊學して、隆盛の訓陶を受けたと云ふ特殊の關係もあつて、一見舊知の如きものがあつたと云ふことである。〇第一句は十一月の即景である。第二句は明日出立になれば又遠く離れて朝夕會へないことになるといふこと、第三、第四の句は細雨が降りつゞいて私に替つて泣いてくれる。君もよくその情を汲んでくれ給へといふまでゝ他に寓意もないやうである。

送村田新八子之歐洲

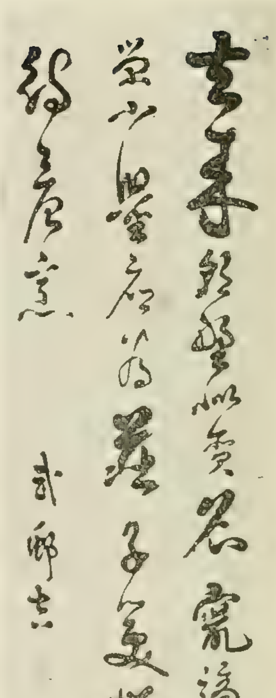
連歲同眠食、　交情日々親。　豈圖今夜夢、　忽作隔雲人。

（訓讀）連歲眠食を同じうす、交情日々親し。豈圖らんや今夜の夢、忽ち雲を隔つるの人となる。

【解說】此詩は明治四年秋、村田新八氏の洋行にあたつて、詠じて送つたものである。隆盛と村田氏とは緣故が深かつた。文久二年に一緒に上つて一緒に追ひかへされ島は違つたが同じく遠島に遭ひ、同時に召還されて再び共に上京し戊辰の役、北越にも一緒に行つて一緒に歸り、殆んど影の形に從ふ如き有樣であつた。是れ連歲眠食を同じうすといふ句がある所以である。

去來朝野似貪名、　竄謫餘生不欲榮。　小量應爲莊子笑、　犧牛繫

杙ニ待ツ晨烹ニ。



（訓讀）朝野に去來するは名を貪るに似たり、竄謫の餘生榮を欲せず。小量應に莊子の笑となるべし、犧牛杙に繫がれて晨烹を待つ。

【解說】此詩は多分隆盛が明治四年東上して參議になられた頃の作であらう。一首の意は「朝に列し野に下り又朝官に列すといふやうで、如何にも名聲を貪るやうである。元來遠島から免れ出た自分であるから此の上に榮達を願ふ心もない。然るに又顯官に召さるゝことになつたに就いては犧牲の牛となつて杙につながれて明朝烹られるのを待つて居るのと同然である。定めて莊子が西鄕と云ふ奴も案外小量な奴だ馬鹿な奴だと、地下で笑つて居るだらう」と云ふのである。莊子を玆に引き出したのは楚の威王が莊子を大臣になさうと思つて幣を厚くして使者を出したところが、莊子は使者に向つて大臣は尊い位であり、それに澤山な俸給

を下さるゝといふのだから有難いやうなものゝ、彼の郊祭の犧牛を見給へ、數年美食をさせて養育せらるゝはよいが、文繡の衣物を着せて大廟に入れられたが最後、烹られるに定つて居るではないか、我寧ろ汚瀆の中に遊戯して自ら快くするも、國を有つものに覊がれはしないと云つて斷つたと云ふ話によつたのである。

纔出都門稍散襟、　綠陰樹下碧溪潯。　未炊丹洞胡麻飯、　朝暮穿林半隱心。

（綠陰樹下一作綠桑陰下）

（訓讀）纔かに都門を出づれば稍襟を散す、綠陰樹下碧溪の潯。未だ炊がす丹洞胡麻の飯、朝暮林を穿つ半隱の心。

【解説】丹洞は仙人の住むところ、胡麻は仙人の炊く飯である。一首の意は一寸都門を外に出づれば幾分か詩心を散ずる。綠したゝる樹の下や、みどりの溪のほとりが都門の外にある。まだ仙人の炊くといふ飯こそ炊かないが朝夕林中を散歩して居る、先づ半仙の境遇であるといふのである。

明治六年五月から十月まで隆盛は病氣で、東京市外の目黒の林中で養生された。此詩はその時の詩に相違ない。場所は今の西郷從徳侯爵邸のところ、當時は小西郷（從道氏）の別莊で近所には家もなくまだ淋しい山の中であつたといふことである。

獨坐幽懷遠市囂、　千峰愁色雨聲饒。　溪雲埋屋晝濛翳、　窓影恰如春月宵。

（訓讀）獨坐幽懷市囂に遠ざかる、　千峰愁色雨聲饒し。　溪雲屋を埋めて晝濛翳、　窓影恰も春月の宵の如し。

【解說】此詩も前と同じく明治六年小西鄕の目黑の別莊に養生中のものと思はれる。詩は實景を敍したまでである。即ち都大路の車馬の響に遠ざかつて、一人坐して靜かなる思にふければ、千峰愁色を帶びて雨聲が多い。溪間をはふ雨中の雲が屋を埋めて晝なほ暗く、（濛翳は樹木がおほひかぶさつて暗い貌）窓にうつる光が恰も春のおぼろ月の宵のやうであると云ふのである。

溪水鮮澄避世譁、　窓前窓後不看家。　連山翠色偏宜夏、　密樹清蔭却勝花。　閑暇幽居最相適、　名魂利魄又何加。　斯般游味無人識、　旦暮涼風分外嘉。

（訓讀）溪水鮮澄世譁を避く、　窓前窓後家を看ず。　連山の翠色偏に夏に宜し、　密樹清蔭

卻つて花に勝る。閑暇幽居最も相適す、名魂利慾又何ぞ加はらん。斯般の滋味人の識るなし、且暮涼風分外に嘉し。

【解說】此詩も同じく明治六年の夏日黑山莊に於ける作と思はれる。詩の意味は、溪の水が淸く澄み世のさわぎを離れて居る。家の前にも後にも人家が見えず連山の翠色が最も夏に宜しい。密樹の淸い蔭が卻つて花よりも優れて居る、閑暇のわび住ひにはもつてこいの所である。世の中の功名利慾の念はどうして心に加はらうか更に心に浮ばぬ。かゝる山水の興趣を知る人は少ない、朝夕の涼風分外に宜しいといふのである。

春寄友實雅兄

如今常守古之愚、　轉覺交情世俗殊。　規誨自然生戲謔、　杯樽隨意極歡娛。　同袍固慕藍田約、　談笑尤非竹林徒。　此會由來與孰俱、　願令衰老出塵區。　（同袍一作同胞）

（訓讀）如今常に古の愚を守る、轉た覺ゆ交情世俗に殊なるを。規誨自然戲謔を生じ、杯樽隨意歡娛を極む。同袍固より慕ふ藍田の約、談笑尤も竹林の徒に非ず。此會由來孰と俱にす、願くは衰老をして塵區を出でしめよ。

【解説】 與孰俱は與誰共とあるべき處である。

此詩は明治六年隆盛の退官前親友の吉井友實に送つたものである。或は桂冠して鹿兒島に歸る際に送つたものであると記したものもあるが、それにしては文句が適合して居ない。一たい此詩にそへた手紙があつた筈であるけれども今その手紙は逸して傳つて居ないのであるから、如何なる場合に送つたのか判然しない。併詩の文句とその頃の隆盛の居處とより考ふれば、やゝ事情が推測されるやうである。恐くは吉井氏が舊友の會合でもしやうといふことで隆盛を招待した。（第五句の藍田の故事から推せば九月九日の宴に招いたのであらうと思はれる）當時隆盛は病氣で目黑の山莊に療養中であつたから、出席されぬため斷りの書面に此詩を封入して送つたものらしい。或は却つて自分の方へ遊びに來て呉れと書きそへてやつたのではあるまいか。斯樣に假定して此詩を見れば始めて了解されるやうである。「藍田の約」といふのは唐詩選の中に「九日藍田崔氏莊」の詩が出て居る。その詩を見ると每年九月九日に友人が相會して酒を飲んだり話をしたりして歡を盡して交情を溫めたものゝやうである。それを指したものらしい。その他の詩句を比較して見ても似寄つた點があるから隆盛が右の詩を念頭において作つたものと推定される。扨て全體の意味は如何といふに今日の世の中に古の恩を守つて御互の交情は世間一般の風とは異つて居る。會合すると互に誡めて正しいことを言つてゐる中に諧謔もいひ、隨意に酒を飲んで歡娛を極める。兄弟のやうな吾々同人は藍田の崔氏の莊に於けるが如き會合を慕ふて居る。竹林の七賢の樣に琴書を弄び自然を樂んで世の中を全く離れて談笑しやうといふ者とは又違ふ。一たい此會は誰と一緒にしやうか、何卒此衰老を都塵の外においてくれといふのであらうと思ふ。右の說は編者の推測ではあるが中らずといへども遠からざるものであらう。

蒙使朝鮮國之命

酷吏去來秋氣清、　鷄林城畔逐涼行。　須比蘇武歳寒操、　應擬眞卿身後名。　欲告不言遺子訓、　雖離難忘舊朋盟。　胡天紅葉凋零日、　遙拜雲房霜劍横。

〔訓讀〕 酷吏去來して秋氣清し、鷄林城畔涼を逐うて行く。須く比すべし蘇武歳寒の操、應に擬すべし眞卿身後の名。告げんと欲して言はず遺子の訓、離るゝと雖も忘れ難し舊朋の盟。胡天の紅葉凋零の日、遙かに雲房を拜すれば霜劍横はる。

【解說】 明治六年八月十五日の閣議で、隆盛を遣韓大使として朝鮮へ遣はすことを決議した。當時明治天皇は箱根へ行幸中であらせられたから即日三條公が箱根に赴いて、此事を奏上して勅許があつた。併し大事件であるから岩倉の歸朝してから更に熟議して行くやうに、といふ御沙汰であつた。三條公からそれを傳達されて、遣韓大使の內命が隆盛に下つた。隆盛は非常にそれを喜んで一日三秋の思をもつて出發の日を待つて居た。此の詩は其の間に出來たもので東京に居ながら心は旣に韓國に走せて、彼地に行つた心持を想像して自分の決心を表したのである。〇酷吏といふのは此處では大暑をさす、鷄林は朝鮮の事。第一、第二句は大暑が旣に去つて秋氣清く凉を逐うて鷄林城畔に逍遙すると云ふこと。第三、第四の聯句は今度自分が大使

となつたに就いては、忠節の壯烈を以てあらはれて居る漢の蘇武や、唐の顔眞卿の心を以て心とするといふのである。蘇武は使節となり匈奴の地に赴き、大いに虐待されて極北の野に雪と飢とに苦しめられ、十九年の苦節を守つて後遂に歸るを得た。顔眞卿は李希烈が反して汝州を陷れた時、勅を奉じて行つて之を諭し、忠肝鐵の如く、屈せずして遂に殺されたが、その名長く靑史を照らして居る。第五、第六の聯句は子に對し朋友に對する情愛を表したのである。即ち斯樣に自分は死を覺悟して使節の大命を拜したが楠公が櫻井の驛に子の正行を誡めた樣に、心には遺訓を告げんと欲するも告げずに來た。(國家の事で話せないといふ意もあらう。また當時菊次郎氏は米國に其他は鹿兒島に居て話す機會もなかつたのである。要するに言はずに別れたといふなり)又かく千里相離るゝと雖も忘れられぬのは少年時代からの盟友であるといふこと。第七、第八句は韓國から遙かに、天皇陛下を偲び奉る意を表したので、即ち秋風に異國の紅葉が散りしく日、遙かに東に向つて宮闕を拜すれば、堂々たる近衞兵が光輝燦然するどき劍を抜き連れて居る有樣が目に見える樣であるといふのである。

五　田園集

この集には隆盛が明治六年官を辭して歸鄕されてからの詩十六首をあつめた。併し此間に出來た詩はまだ〳〵澤山ある。後にかゝぐる溫泉集狩獵集の如きも多くは此間の作であらうと思ふ。

山老元難滯帝京、　絃聲車響夢魂驚。　垢塵不耐衣裳汚、　村舍避來身世淸。

（訓讀）山老もとより帝京に滯りがたし、絃聲車響夢魂驚く。垢塵耐へず衣裳の汚るゝに、村舍避け來りて身世淸し。

【解說】これも前と同じく明治六年末に武村の自邸に歸つた時の感想を詠じたのである。この山育ちの老翁はもとより都大路に永住する資格はないのぢや、三味線の聲や車の音に時々夢を驚かされて夜もろくに寢られもせぬ。かくて塵だらけで衣物の汚るゝのがいやでたまらなかつたが田舍の小家に遁れかへつて來て自

分の一身がさつぱりとしてきれいであるといふのである。

偶成

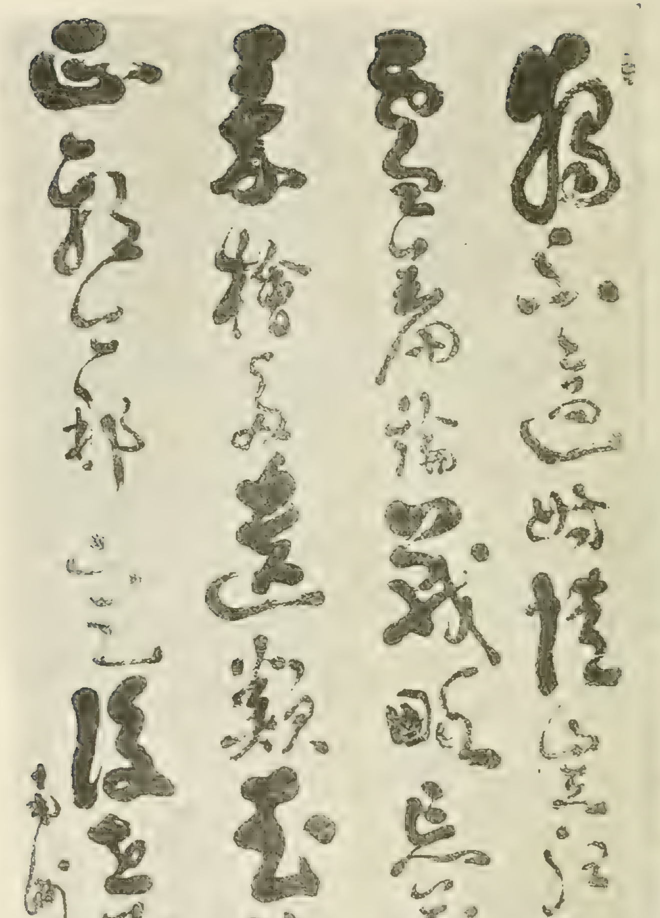
塵世逃官又遯名、　偏怡造化自然情。　閑中有味春窓夢、　呼覺曉鶯三兩聲。

（訓讀）塵世官を逃れ又名を遯る、　偏に怡ぶ造化自然の情。　閑中味あり春窓の夢、　呼覺す曉鶯三兩聲。

【解說】此詩も退朝後の第一春即ち明治七年春の作であらうと思はれる。意味は一讀明瞭、悠々自適の境を詠じて居る。

獨不適時情、　豈聽歡笑聲。　雪羞論戰略、　忘義唱和平。　秦檜多遺類、　武公難再生。　正邪今那定、　後世必知清。

（訓讀）獨り時情に適せず、　豈歡笑の聲を聽かんや。　羞を雪がんとして戰略を論じ、義

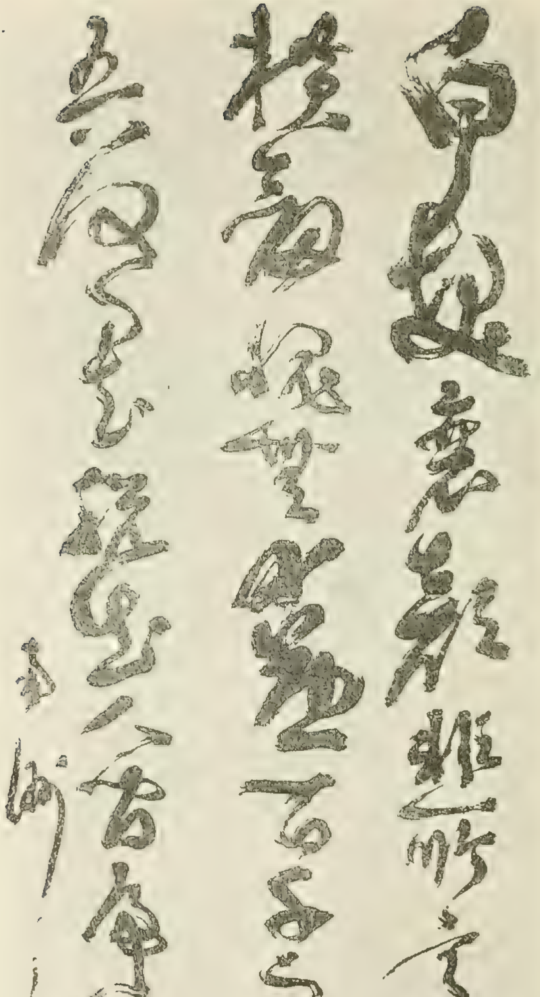


を忘れて和平を唱ふ、秦檜は遺類多く、武公は再生し難し。正邪今なんぞ定まらん、後世必ず清を知らん。

【解說】 武公は宋の高宗の時の忠臣岳飛を指す。秦檜は岳飛と同時の人、その頃宋は北方の敵國金の爲に苦しめられて居た。岳飛は至孝精忠の資性を有し、主戰論者であつて軍事に長じ、大小數十戰未だ嘗て敗れたことがなかつたので、金人恐れて「山を撼かすは易し、岳飛の軍を撼かすは難し」と言つた程で、彼あるが爲に金にまけてその欲を逞しうすることが出來なかつた。然るに秦檜は媾和論者で、宰相となるに及んで岳飛等の武將が金人に勝つことを喜ばず、金軍が負け色になると却つて軍をかへさしたことが屢々あつた。遂には金人が岳飛を殺すなら和するといつたので、それを條件の中に加へて金と和睦を約し、高宗に讒言して岳飛を獄に下し之を殺して金と和した。〇此詩は明治六年十月隆盛が官を辭して野に下つた時の作で、滿腔の不平を訴へたものである。第一、第二の句は國家百年の爲めに自分の主張した正論は、一二權臣の反對といふ時の事情で朝廷に用ひられぬことになつた。嘲笑の聲をきくに忍びないといふので不快の情を述べたのである。第三、第四の句は一たい義を尊ぶといふ志のものは主戰論者となり正義を忘れるものは媾和を唱へるものであると云ひ、第五、第六の二句は前の句を受けて今の世にも媾和を唱ふる秦檜の遺類が多くて武公を再生せしむることは困難であると云つて反對論者を痛罵したのである。第七、第八の二句は此詩の眼目である。即ちどちらが正かどちらが邪かは今日では解るまいが、後世必ず自分の主張の正しく清いことを知るであらうといふのである。自分の主張は道には適して居るが時情に適せなかつた爲めに用ひられなかつたといふのである。之を以て隆盛が如何に自說を信ずることの篤かつたかを見るべきである。

除夜

白髮衰顏非所意、　壯心橫劍愧無勳。　百千窮鬼吾何畏、　脫出人間虎豹群。



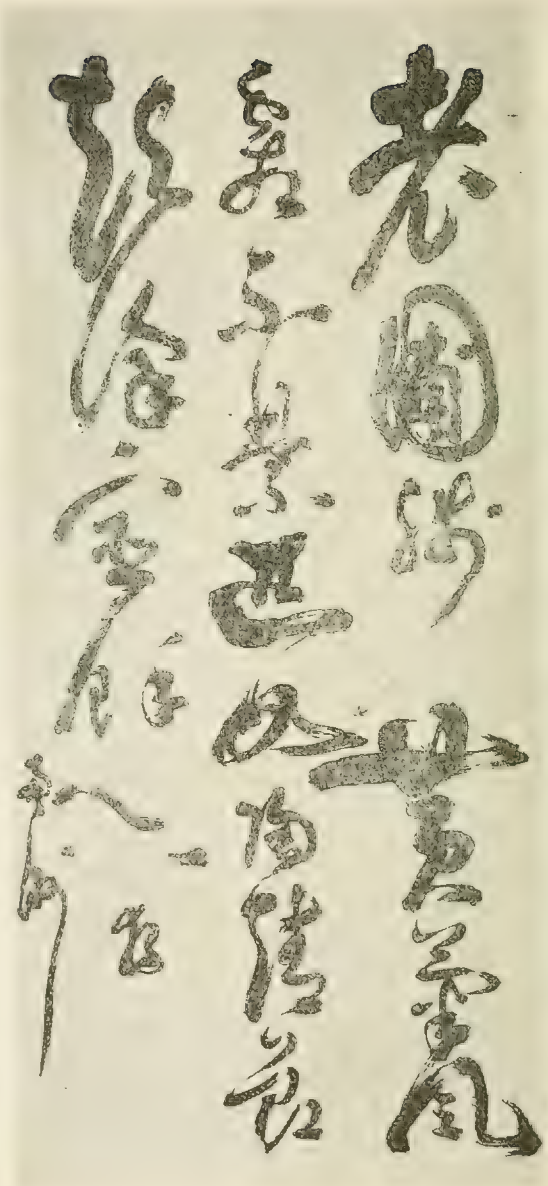
（訓讀）白髮蕭颯意とする所に非ず、壯心劍を橫へて動なきを愧づ。百千の窮鬼吾れ何ぞ畏れん、晩出す人間虎豹の群。

【解說】「壯心」とは君國のために身命を輕しとする勇氣凜然たる武人の心を形容したのである。「窮鬼」とは借金取のこと。大晦日に債權者が債務者を責むるのは古來の習慣である。「人間」は一般に人類といふ意に使用して居るが漢語本來の意義は、世間とか社會とかを指す、此處でもその意に用ひてある。「虎豹」は勇猛な軍人をさす。○一首の意は髮の毛が白くならうが顏にしわがよらうがそれは何とも思はぬが、壯心劍を腰に橫へて居ながら勳功の稱するに足るものがないのは如何にも恥かしい。以上起承二句に隆盛が當時の心持を詠じたのである。次の轉結二句には除夜の感を述べてある。即ち百千人の借金取がせめて來ても自分はちつともこはくはない。彼の世間の虎豹の樣な仲間を脫け出た身分であるからといふのである。隆盛は在官時代種々の困難に遭遇し、遂に志行はれずして榮職を抛ち鹿兒島に歸つたが、陸軍大將を辭することだけは御許がなくまだ軍職を帶びて居る。それに對しても遣韓大使となつて行かれなかつたのが殘念でたまらぬ。この頃の心事が此二十八字の中に躍動してゐるやうに覺ゆる。○此詩は從來明治十年戰爭のはじまる直前の詩であると傳へられてゐたが、此詩を隆盛のかゝれたものの中に右除夜とあるものがあるから、その傳說の誤であることは明かである。且つ此詩を書かれた幅が少くないのを見ても晩年の作でないことを證するに足る。思ふに挂冠後第一の除夜即ち明治六年の除夜の詩ではあるまいか。

殘菊

老圃殘黃菊、風霜獨不禁。匹如陶靖節、彭澤宦餘心。

【訓讀】老圃黄菊を殘す、風霜獨り禁ぜず。匹如す陶靖節の、彭澤宦餘の心。



【解說】此詩は兒玉天雨の詩會の兼題であつたのを、隆盛は用事のために出席せず、自宅の菊花數枝を折りこの詩にそへてその席へ贈つたといふものである。年代は明治七、八年かと思はれるが判然せぬ。〇「老

圃」は老練な農夫をいふ。「匹如」は何々の樣であるといふ意。「陶靖節」は陶淵明のこと。一首の意は老圃が黃菊を殘してゐる、他の草花は皆風霜にいたむから風霜の防ぎをするが、この菊のみはその心配がないのでその儘にしてある。之を人に譬ふれば陶靖節が彭澤の令を辭した後の心のやうに、凛乎として犯すべからざるものがあるといふのである。○陶靖節即ち淵明は少より高趣があつた。嘗て彭澤縣の縣令となつて、仕宦してから八十日目に監督官廳の役人がやつて來た、屬官が淵明に禮服を着て迎へねばならぬと言つた處が淵明は「吾豈、僅かな月給の爲に鄭重な禮を以て鄕里の小兒に向はんや」といつて即日、官を辭して去つた。後、宋の高祖から徵されたけれども、世々晉の臣であつたからといつて復あへて仕へなかつた。世人之を尊んで靖節先生といつた。

受辛經苦是兼非、　傲骨從來與俗違。　自古名聲多作祟、　不如林下荷鋤歸。

（訓讀）辛を受け苦を經是と非と、傲骨從來俗と違ふ。古より名聲多く祟をなす、如かず林下鋤を荷うて歸るに。

【解說】兼は與と同じく「と」とよむのである。○一首の意はいろ〳〵た辛苦を體驗するが、その中には良い事もあればよからぬこともある。處がこの不屆者は元來世間一般の人と違つて人々の欲する所を嫌つた

り人のいやがるところに好んで投じたりして居る。以上第一、第二の句は官に居て種々な事に出あつたことをいつたのである。一たい古より名聲が高くなると却てその爲にわづらひが生ずるのであるから、林下に鋤を荷うて家に歸る境遇の方が名聲を得るよりは宜しいといつたのが後半の意味である。此詩も一種の歸去來の辭であるか、矢張明治六年辭官歸宅後に今迄のことを省みて作つたものと思はれる。

身答君恩一死輕、　常勞筋骨事躬耕。　誰知農務餘閑際、　伴豹韜無兒女情。

（訓讀）身は君恩に答へて一死輕し、常に筋骨を勞して躬耕を事とす。誰か知らん農務餘閑の際、豹韜を伴ひて兒女の情なし。

【解說】豹韜は六韜の一であるがこゝでは兵法の書といふ意味である。此詩も前の詩と同じく吉野開墾社の人達に示したもので同時の作であらうと思ふ。第一、第二の句は、彼等の平常の覺悟と務とを示したものである。即ち皇恩に答へて一朝緩急あらば直ちに義勇公に奉じて生命をさゝげる。君の爲に身をすつることを何とも思はぬ。平生は筋骨を勞して自身耕作を事として居る。第三、第四には農務の暇々には學問をし、いかめしい兵書などをも讀んでやさしい兒女の風情は少しもないといつて開墾社又は屯田制の薩藩田舍の靑年に、その行爲の標的を示したものと見るべきである。

偶作

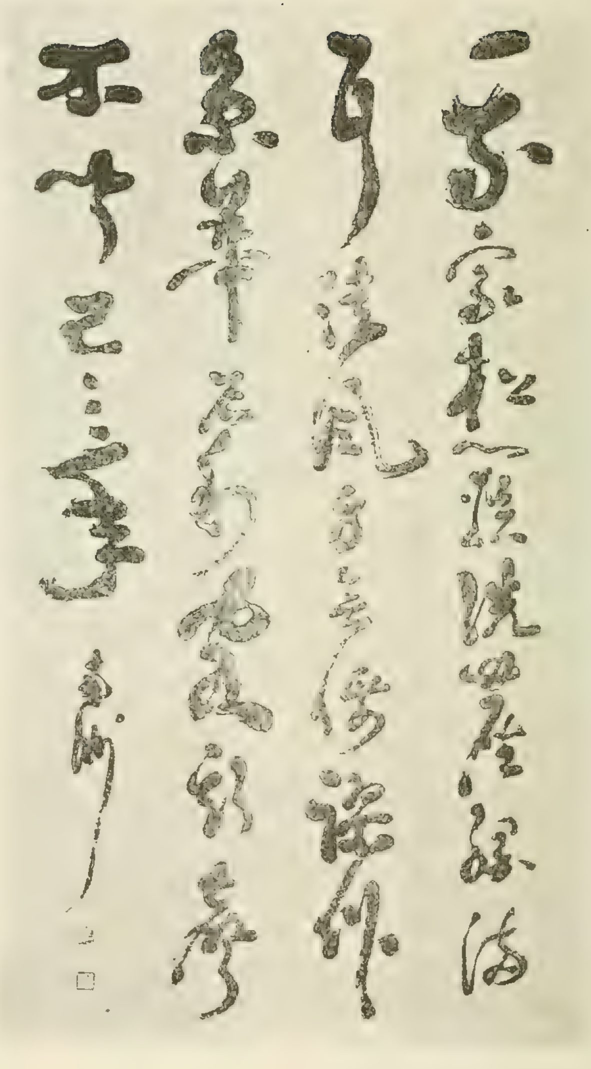
半生行路笑吾非、　瀟灑清風入曉幃。　請看疎烟短牆處、　紅塵離去少炎威。　（瀟灑作一瀟洒同意義也）

（訓讀）半生の行路吾が非を笑ふ、瀟灑たる清風曉幃に入る。請ふ看よ疎烟短牆の處、紅塵離れ去つて炎威少し。

【解說】　これも辭官、武村に歸つてからの作であらうが結句より推して明治七年の夏に出來たものではあるまいかと思ふ。曉幃は夜明けのとばりといふこと、曉の蚊帳を指したるものであらう。疎烟はまばらな烟で人家の稀薄なことを表す。短牆は飛び越えることも出來さうな低い垣をいふ。田舍の光景である。

一首の意は「半生の行路（明治七年は隆盛四十八歳）を顧ればおかしい事が多い。すがすがしい清風が夜あけの幃の中に吹きこんでくる。見給へ疎烟短牆の田舍の景色を。黄塵萬丈の都を離れては炎威も餘ほど少ない。」といふのである。

我家松籟洗塵緣、　滿耳清風身欲仙。　謬作京華名利客、　斯聲不聞已三年。



（訓讀）我が家の松籟塵縁を洗ふ、滿耳の淸風身仙ならんと欲す。謬つて京華名利の客

となり、斯の聲聞かざること已に三年。

【解說】此詩は明治六年の秋退官して鹿兒島武村の白邸に歸りついた時の感想である。其の大意は我が家の松風の音が淸くすんで世俗の塵を洗ふに足り淸風が耳に滿ちて身は仙人になつたやうな氣持である。然るにまちがつて帝都に名利の客となつて斯の聲を聞かなかつたことが旣に三年であつたとの述懷である。

寄村舍寓居諸君子

躬耕將曉初、何用釣虛譽。壟上練筋骨、燈前照讀書。昔時
常運甓、今日好揮鋤。更要知眞意、只應非種蔬。

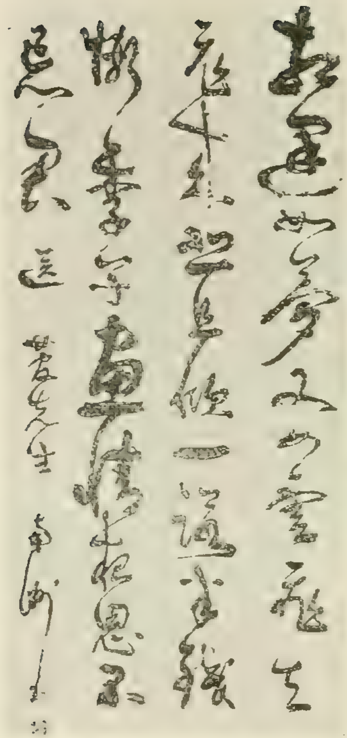
（訓讀）躬耕將に曉けんとするとき、何ぞ虛譽を釣るを用ひん。壟上筋骨を練り、燈前讀書を照らす。昔時常に甓を運び、今日好んで鋤を揮ふ。更に眞意を知るを要す、只應に蔬を種うるのみに非るべし。

【解說】壟は田の中の高きところ畔（くろ）。第五句の運甓とは昔、晋の陶侃が廣州の刺史たりし時、朝に百甓を齋外に運び、暮に百甓を齋内に運んだ。人その故を問ふに曰く、吾まさに力を中原に致さんとする故に勞を習ふのみと言つた。その故事を取りいれたのである。〇一首の意は自ら鋤をとつて耕すに曉ならんとする時より始める。どうして外聞を求める必要があらうか、晝は田の畔の上で筋骨を練り夜は燈前で書を

讀む。昔時は常に瓦を運んで筋骨を練つたが今は好んで鋤を揮つて習ふことである。併したゞ働くばかりでなく何故にそうするかといふ眞の意義を知らねばならぬ。只に野菜を種うるといふ許りではない。一朝事あらば國難に殉ずるといふ希望があるためであるぞといふ意である。

さて或書に此詩は明治九年帖佐に於て作ると見えて居るが明治九年帖佐に行かれたことがあるから、其時に彼地の有志に此詩を示し、且書いて與へて、その意味を教示されたかも知れぬが、元來は吉野開墾社の人人に示すために作りしものを帖佐でも書いて示されたものらしい。何となれば吉野開墾社の目的事業は實にこの詩の通りでよくそれを說明してゐるからである。開墾社は明治八年四月の創立である。

送菅秀實



相逢如夢又如雲、飛去飛來悲且欣。
一諾半錢慚季子、耆情夜思不忘君。

（訓讀）相逢ふ夢の如く又雲のごとし、飛去

飛來悲み且欣ぶ。一諾半錢季子に慚づ、晝情夜思君を忘れず。

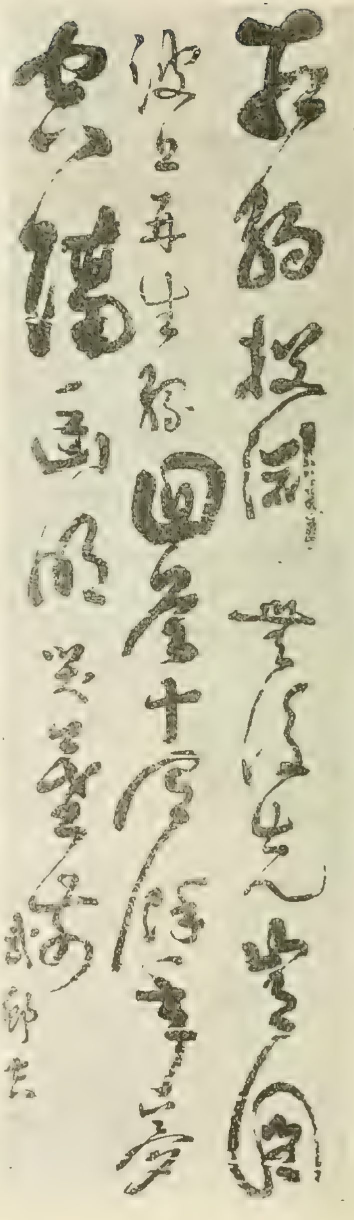
【解說】菅秀實は荘内の人、明治四年に隆盛が東京に於て此人が酒田縣大參事となつて歸國するを送つた詩がある。此詩は明治八年五月鹿兒島にての作である。其時菅氏は同行八人、千里を遠しとせず荘内から鹿兒島に行つて隆盛を訪問した。當時菅氏に隨行した七士が隆盛より色々訓話をして貰つた筆記が今日世にあらはれてゐる。南洲翁遺訓といふのが即ちそれである。○第一、第二句は思ひがけない訪問を受けて實に夢のやうである云々と目前の感想を述べたのである。第三、第四の句は思へば自分は未だ約束を果し得ざることもあつて、昔季布の一諾は百金よりも重しと楚人に信ぜられて居たが、自分のは一諾半錢位の値しかない。誠に季布に對して恥かしいわけである。併し君のことは晝夜念頭にあつて忘れた事はないのであるといふのである。なほ第三句は史記の季布傳楚人の諺に「黄金百金を得るは季布の一諾を得るに如かず」と見えて居る。その故事を引用したのである。多分隆盛は在京中嘗て菅秀實に約して荘内に行かうと言つてあつて、その約を果さなかつた爲め斯の句を發したのではあるまいかと思ふ。

月照和尚忌賦焉

相約投淵無後先、豈圖波上再生緣、回頭十有餘年夢、空隔幽明哭墓前。

（訓讀）相約して淵に投ず後先無し、豈圖らんや波上再生の緣。頭を回らせば十有餘年

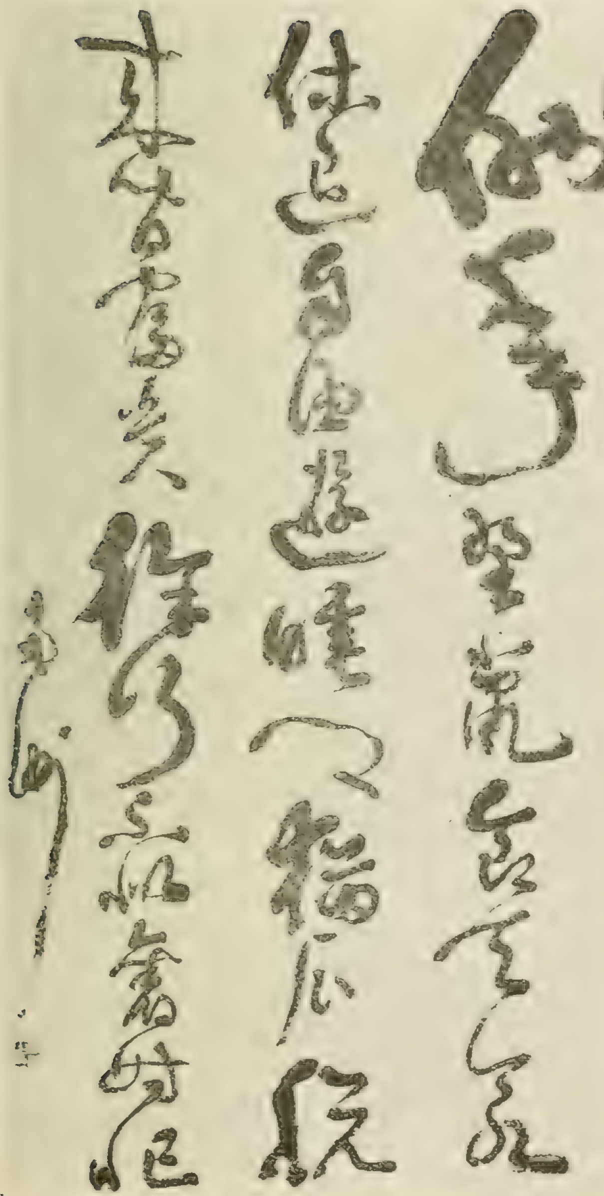
の夢、空しく幽明を隔てゝ墓前に哭す。



【解説】此時は明治七年十一月十六日月照の十七同期にあたつて賦したものである。隆盛は常に月照の年忌には供養をしてゐたのであつたが、十七回忌には入水當時まで隨つてゐた月照の僕重助が京都から遠々鹿兒島まで墓參に來たので、大いにその篤志をめで厚くもてなし、此詩を書いて與へたといふことである。往事を追想して感慨無量であつた隆盛の心持がそのまゝ詩にあらはれて居る。

他年野鼠食天倉、　休退自由遊睡鄕。　猫爪脫來間富貴、　徐行不

似舊時ノ忙シキニ。



（訓讀）他年野鼠天倉を食ふ、休退自由に睡鄕に遊ぶ。猫爪脫し來る閒富貴、徐行して
舊時の忙しきに似ず。

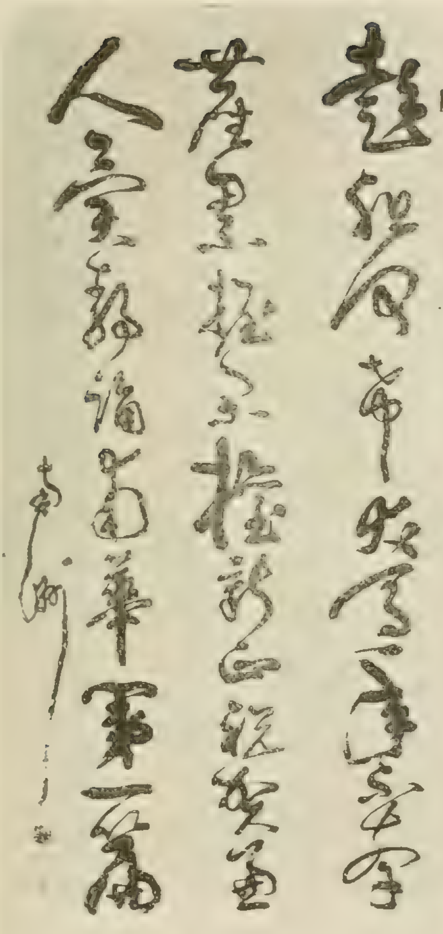
【解說】他年即ち往年には野の鼠が朝廷の倉の穀物を食して居つた。（翁が朝廷の俸給を受けて居られたことを言つたのである）然るに官を退いて以來は自由に睡ることが出來る。かくて猫の爪（前に野鼠とある故其の緣語で猫爪といつた）を脫け出でて閒富貴の身となつた。それで途を行くにも徐ろに步行して、舊時天倉を食うて官に居た頃、職務に忙しかつたのとは大に相違して居る。

暮天歸犢認廬中、田婦吹爐叱小童。堪恤農家情轉急、不禁縣吏責租工。

（訓讀）暮天の歸犢廬中を認む、田婦爐を吹きて小童を叱る。恤むに堪へたり農家の情
轉た急に、縣吏の租工を責むるに禁へざるを。

【解說】此詩は退耕時代の作かと想像される。租工の租はねんぐ租稅で工は庸調の類、工役に出るか又は手藝品等を上納するをいふのである。〇一首の意は日が暮れて野から歸る子牛（犢）は遙かに我が廬を認めてトボ〳〵と歸て來る。田家の主婦は爐の火を吹きながら何事か小童を叱つて居る。以上起承二句は農家の勞苦

窮迫の光景を表はしたのである。次に轉結の二句には其の農家生計の内情を言ひ表はして居る。即ち農家の生計が急迫して縣吏の租工を責むるのにたへられないで居るのは、如何にも憫然でたまらぬといふのである。



彭祖何ゾ希ハンヤ犬馬ノ年、　不レ牽ニ轅カレ渠ニ握ルニ閑權ヲ一。　新正ノ祝賀兼ヌレ人ニ異ナリ、　靜ニ誦ス南

華第一篇。

（訓讀）彭祖何ぞ希はんや犬馬の年、塵累に牽かれず閑權を握る、新正の祝賀人と異なり、靜に誦す南華の第一篇。

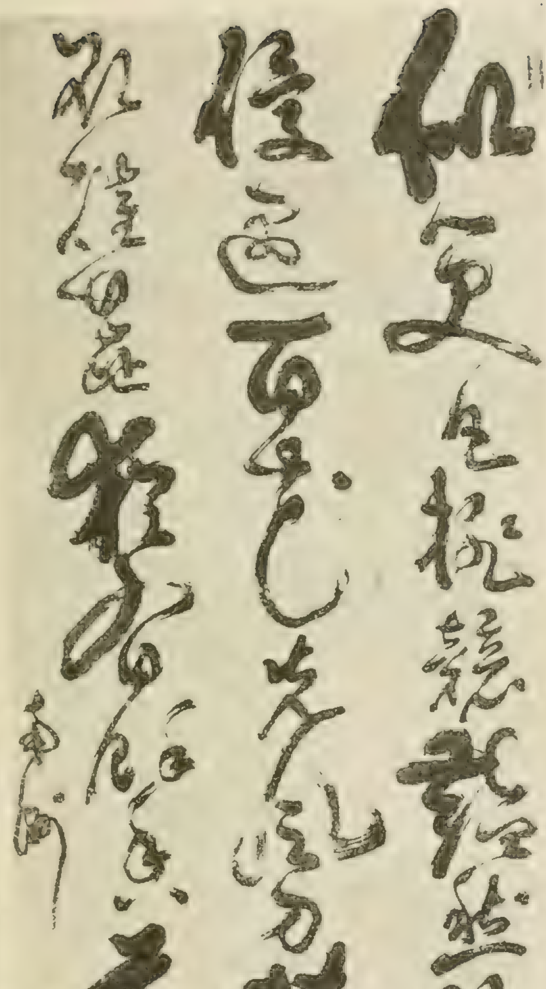
【解說】これは新年の作である。彭祖は支那上代の非常に長命した人で、或は七百歲といひ或は八百歲ともいはれて居る。一首の意は彭祖の樣に長命して徒らに犬馬の年をかさねることは希ふことではない。自分は塵の世の俗累に牽かれることもなく閑中の權力を握つて居る。此樣の身であるから、只今新年に逢うて祝賀するにも常人とは異なつて、靜に南華經即ち莊子の第一篇を誦するといふ意である。莊子の第一篇は逍遙遊といふ篇で、心が外物即ち塵累に役せられることがなければ、眞の逍遙遊を得るといふ趣旨の文である。明治八年正月の詩ではないかと思ふ。

梅花

似笑凡桃競艷然、　碧翁優遇百花先。　風刀挾雪欲摧蕋、　猶有餘香節操全。

（訓讀）笑ふに似たり凡桃の艷然を競ふを、碧翁優遇して百花に先だつ。風刀雪を挾ん

で蕋を擢かんと欲す、猶餘香節操の全きあり。



【解説】「碧翁」とは天の神をさす。此は梅花が霜雪に耐ふる清操を賞した詩であるが、或は隆盛が半世の来歴を顧みて自らを梅花に比して自ら慰めたものかも知れぬ。○起承二句の意は天帝の優遇を得て百花の

さきがけをなす梅花は、凡俗の桃が艶麗を競ひて居るのを笑つてゐる樣であるといふのである。轉結の二句は風の刀が雪をさしはさんで梅の花蕋をくだかうとしてゐるが、夫にも屈せずに餘香を保つて節操を全くして居るといふのである。

六言志集

此集には隆盛の子弟を致訓したもの、及び自らの心事を詠じたもので、その平素の心掛があらはれて居るやうなもの十一首を收めてある。

偶成

平生忠憤氣、　磅礴滿寰宇。　自得安心法、　成敗守吾愚。

〔訓讀〕平生忠憤の氣、磅礴として寰宇に滿つ。自得す安心の法、成敗吾が愚を守る。

【解說】「磅礴」はみちふさがる形容。「寰宇」は天地間のこと。○起承二句は平素忠憤の氣が磅礴として天地の間に滿ちてゐる。といふので自分の氣慨の盛なることをあらはして居る。轉結二句の意は自ら安心の法を發見した。他でもない成敗を問はず自分の愚をよく守るに限る。即ち事の成敗を眼中におかずに自分の天眞を守りてさへ居れば、別に大言壯語する必要もなく、策略を用ふる事をもいらぬ。いつも心は平かであるといふのである。

逸題

我有千絲髮、鬖々黑於漆。　我有一片心、　皓々白於雪。　我髮猶可斷、　我心不可截。

（訓讀）我に千糸の髪あり、鬖々として漆よりも黒し。我に一片の心あり、皓々として雪よりも白し。我が髪猶断つべし、我が心截つべからず。

【解說】「鬖々」は髪の毛の長き形容。「皓々」は白き形容。この一首の意は我に長い千すぢの毛髪があつて漆よりも黒い。我に潔白な一片の心がある、皓々として雪よりも白い。我が髪はまだ斷つことも出來るが我が心はたちきることが出來ぬといふのである。

幾歷辛酸志始堅、　丈夫玉碎愧甎全。　一家遺事人知否、　不爲兒孫買美田。

（訓讀）幾度か辛酸を歷て志始めて堅し、丈夫玉碎甎全を愧づ。一家の遺事人知るや否

や、兒孫の爲めに美田を買はず。



（解說） 一首の意は度々辛酸を歴て志始めて堅固になつた。男子と生れたからには光輝燦然たる玉となつて砕くることをこそ望むべく、光のない瓦となつて徒に身を全うするのは自分の恥とする所である。我が一

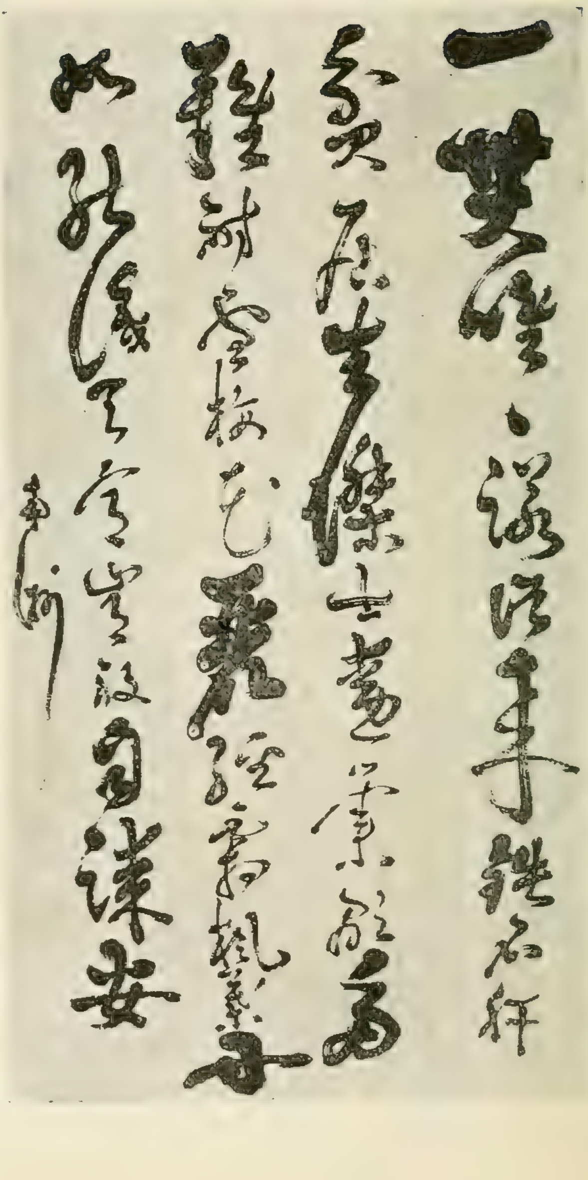
家の遺事を人知るかどうか、兒孫の爲に美田を買はぬといふのが自分の精神であるといふのである。隆盛は實にこの言を實行された。朝廷より賜つた賞典祿の如きものも一般子弟教育のために寄附してすこしも一家のために費はれなかつた。〇轉句は「我家遺法人知否」としたものもある。

示外甥政直

一貫唯々諾、　從來鐵石肝。　貧居生傑士、　勳業顯多難。　耐雪
梅花麗、　經霜楓葉丹。　如能識天意、　豈敢自謀安。

（訓讀）一貫す唯々の諾、從來鐵石の肝。貧居傑士を生じ、勳業多難に顯る。雪に耐へて梅花麗しく、霜を經て楓葉丹し。如し能く天意を知らば、豈敢て自ら安きを謀らんや。

【解說】此詩は隆盛が甥の市來宗助（諱政直）に與へた教訓の詩である。第一、第二の句は元來鐵石の樣な堅固な心を以て一たびよろしいと受合つたならば必ず仕遂げてやるといふので男子の本領を示したのである。第三、第四の聯句には貧乏な家に傑士が出て多難の間に勳業があらはれるといひ、第五、第六の聯句は喩を以て前句を證して居る。即ちあの梅花を見よ極寒の雪に耐へてあの樣な綺麗な香の高い花を開く、かの楓葉を見よ冬の霜を經てあの通り見事な丹い色をあらはすといふのである。第七、第八の二句は以上の結論である。即ち人もし斯くの如き天意を知り得たならばどうして自ら安逸を謀つて居られやうかと警められ



たのである。〇或書にこの詩は秩父太郎（薩摩の先哲）を詠じたのであるとある。勿論秩父も此詩の例に引いて宜しい人ではあるが全體の詩は强ち秩父を詠じたとも思はれぬ。一般的に男兒は斯くありたい。世の中は斯様なものであるから、天意を認得して決して安をむさぼるなと訓へたものと見た方がよろしい。何しろ

此詩は隆隆會心の作であつたためか、或は多數の人が所望したためか此詩を書いた南洲の幅は頗る多い。又「示二外甥政直一」とかゝれた原稿も殘つてゐて「西郷南洲先生遺墨集」の中にも掲げてある。市來宗介は隆盛の妹、琴女の長男で有望の青年で隆隆は頗る之を愛して居られた。米國へも留學させてあつたが歸朝後十年役に從ひ城山陷落の日敵に降らずして銃殺された人である。

偶感

才子元來多過事、　議論畢竟世無功。　誰知默々不言裡、　山是青々花是紅。

（訓讀）才子元來多く事を過る、議論畢竟世に功なし。誰か知らん默々不言の裡、山は是青々花は是紅なり。

【解說】一首の意は、世に才子といはれる者は、言論もうまく仕事も上手にやつてのけるが才にまかせて事をするものだから、遂には事を仕損じる。それ故に才子元來多く事をあやまる。議論は畢竟世に益のないものとあるのである。（以上起承二句）かの自然界の森羅萬象を見るがよい。何とも言はないが山の樹木は青青として榮え、花は紅に美しく咲くではないか。（以上轉結二句）といふので、要するに此詩は不言實行の尊ぶべきことを言ひあらはしたのである。此思想は古來禪僧などの唱導したことで、別に新しい說ではないが隆盛の言として之を聞くのは吾人の最も首肯する所である。何となれば隆盛は此詩の通りの事を自ら實行し

た人であるから。

座窺古今誦陳編、　富貴如雲日幾遷。　人不知吾何慍有、　一衣一鉢任天然。

（訓讀）座して古今を窺ひ陳編を誦す、富貴雲の如く日に幾たびか遷る。人吾を知らず何の慍かあらん、一衣一鉢天然に任かす。

【解說】陳編は古い書籍のこと。○衣は着物、鉢は食器、一衣一鉢は僧侶についていふことであるが、此處では隆盛が自分のことにいつたものゝやうである。○一首の意は、座ながら古書をよんで古今を窺ふに富貴といふものは雲の如きものであつて、日に幾たび變遷するか分らぬものである。さて、人が自分を知つてくれないからといつて何で腹を立てようか、（自ら信ずるところを行うて行けばよろしいのである）衣食住のことは成るまゝに自然にまかせて行く、（ことさらに求むることをしない）といふのである。

禍福如何心轉倒、　平生把道謁朱門。　幾回抛死臨兵事、　忠恕念

言不レ食レ言。

（訓讀）禍福如何ぞ心轉倒せんや。平生道を把つて朱門に謁す。幾囘か死を拋ちて兵事に臨む、忠恕金言言を食ます。

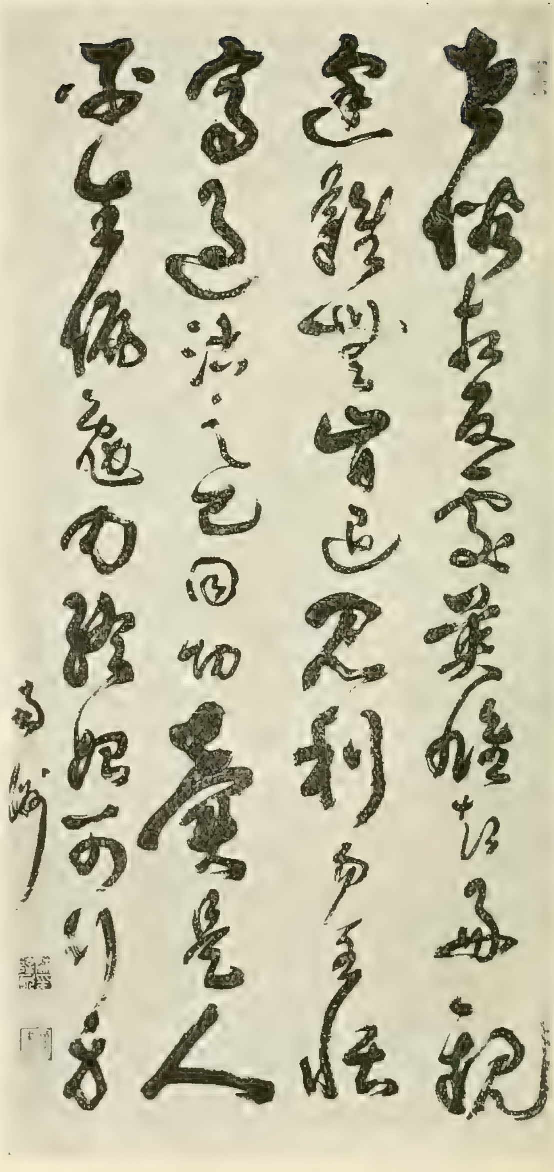
【解說】朱門は高貴の人を指す。○一首の意は「自分の身の爲になるとか禍になるとかいふことで、自信を轉倒するやうなことは一切いたさぬ。事を處するにはたゞ道に適ふや否やを思ふのみで禍福如何をかへりみる必要はない。かねぐ〵高貴の方に謁するにも正道を以てする。諂へて媚を呈するやうなことはしてゐない。既往をかへりみるに、幾度か死を覺悟して軍に臨んだ。君に忠を盡し、人をおもひやるといふ忠恕の金言を守り、又、一たん約したことに背くやうなことはしてゐない。」といふので自己の經歷信念を叙して子弟を誡めた詩である。

偶作

世俗相反處、英雄却好親。逢レ難無二肯退一、見レ利勿二全循一。齊レ過沽二之己一、同レ功賣二是人一。平生偏勉力、終始可レ行レ身。

（訓讀）世俗相反する處、英雄却つて好親す。難に逢ひては肯て退く無く、利を見ては全く循ふ勿れ。過をひとしうしては之を己に沽ひ、功を同じうしては是を人に

賣る。平生偏に勉力し、終始身に行ふべし。



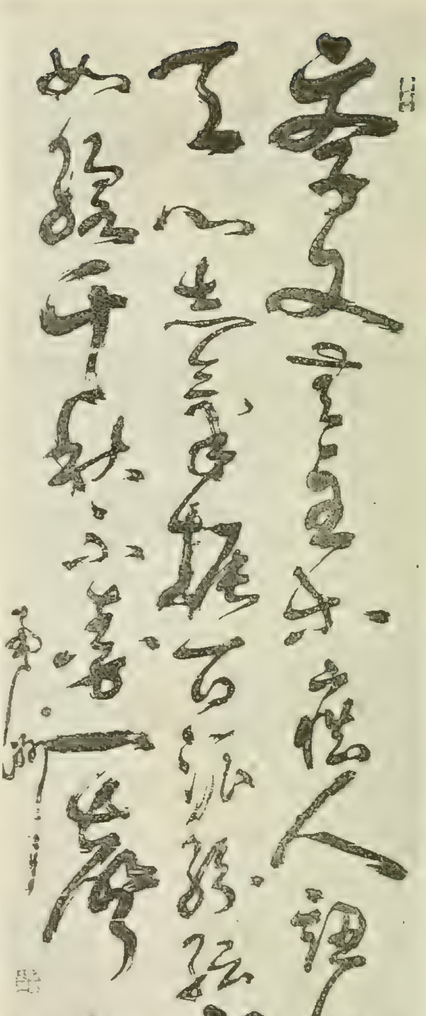
【解說】 此詩の内容は、隆盛の心聲心畫ともいふべく、隆盛自身の性行をそのまゝに描き出したもので、衆人を統御せんとするもの丶常に服膺すべきものである。前の詩と同じく、隆盛自身にも餘程氣に合つた詩

であつたと見え、青年子弟には能くこの詩を書いて與へられたといふことである。〇一首の意は世間一般の人はいやがつて避ける事を英雄は却つて好んでその事にあたる場合がある。(世俗は利に走る。自己に損と見れば見向きもしない。英雄は義を見て爲す。敢て損得に關係せぬからである) 困難な事に遭遇すれば進んでそれを解決する。決して退くことがあつてはならぬ。又利を見ては必ずしもそれに循ふな、餘程用心せねばならぬ。若し人と過を一緒にした場合には、自分一身でその責を引受け、人と一緒に功業をたてた時は功を人にゆづるやうにする。之が處世の要訣である。併し之を實行するは六ケしいことであるから平生偏へに努力して一生常に之を身に行ふやうにせよといふのである。〇或書には此詩にも「宗市來子」と出てゐるが或はそうかも知れぬ。何れにせよ子弟を教訓するために作られたものに相違ない。

學文無主等痴人、　認得天心志氣振。　百派紛紜亂如線、　千秋不動一聲仁。

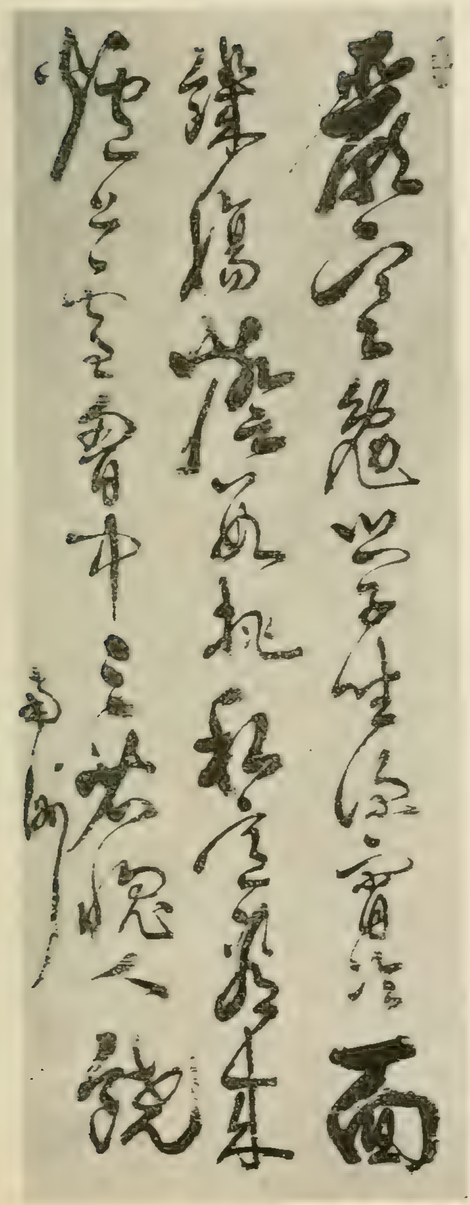
(訓讀) 文を學びて主無ければ痴人に等し、　天心を認得して志氣振ふ。百派紛紜亂れて線の如し、　千秋動かず一聲の仁。

【解說】「學文」は文事を學ぶ即ち學問をするといふことで文章を學ぶといふことではない。「天心」は天帝の心即ち事物の眞理にして間違のないところをいふ。〇一首の意は學問をするには宗主とするところがな



くては痴人と同然、人としての道は分らぬ。天地の正しい心を認識し得て始めて志氣が振起する。學問の流義にはたくさんの流派があつて亂れた糸すぢの樣にこんがらがつて居るが、たゞ一聲の仁といふことは、即ち天の心であつて、幾千年たつても動くことはないといふのである。隆盛は常に「敬天愛人」といふことを宗とせられた。その愛人といふのは即ち仁である。蓋し隆盛は其仁を辨へ仁を行ふといふことが、學問の本旨であるとせられたのである。

嚴寒勉學坐深宵、冷面饑腸燈數挑。私意看來爐上雪、胸中三省愧人饒。



（訓讀）嚴寒勉學して深宵に坐す、冷面饑腸燈數々挑ぐ。私意看來れば爐上の雪、胸中三省して人に愧づること饒し。

【解說】嚴寒の夜に勉學して夜の深くるまで坐し、顏面も冷え、腸腹も饑えても燈火を度々掻き立てゝ勉學して居る。以上は深夜讀書の有樣、以下は讀書によりて得たる所感。人の私意は能く看來れば紅爐上一點の雪で實にはかないものである。我が胸中を度々反省して見れば、全く私意が無かつたとはいへない。實に人に對して愧かしい點が多い。

柴門曲レ臂絕二逢迎一、　夢幻利名何足レ爭。　貧極良妻未レ言レ醜、　時來牲犢應レ遭レ烹。　願遁二山野一畏二天意一、　飽易二榮枯一知二世情一。　世念已消二諸念息一、　烟霞泉石滿襟淸。

（訓讀）柴門臂を曲げて逢迎を絕つ、夢幻の利名何ぞ爭ふに足らん。貧極て良妻未だ醜を言はず、時來つて牲犢應に烹に遭ふべし。願くは山野に遁れて天意を畏れん、飽くまで榮枯を易へて世情を知る。世念已に消えて諸念息む、烟霞泉石滿襟淸

し。

【解説】 柴門は柴にて造れる門のことであるが柴門の中といふ意で傭末た住居を指す。一首の意はあばらやに臂を曲げて寝ころんで敢て人を訪問もせず、また客を呼びもせずに居るのは氣樂でよろしい。夢かまぼろしの樣な富や名聲をば何で爭ふ必要があらうか。貧乏極めても良妻未だ聞きにくいことも言はない。時が來ていけにへの小牛は殺されて烹らるゝであらう。願くは山野に遁れて天意を畏れつゝしんで世を過したい。思へばこれまで或時は遠島に迄遭ひ、或時は顯職にのぼつて飽くまで榮枯を易へて世の中の有樣は分つた。世に出づる望が已に消えて諸の慾念が息み憂世を離れた烟霞泉石に對すれば心に一點の塵を止めず實に淸らかであるといふのである。○此の遁世の志に隆盛時々筆にされたことであるが、此詩の出來たのは何時であるかといふに(一)戊辰の役から歸つて日當山の溫泉に在る頃即ち明治元年の末から二年春迄の作か、(二)明治三年春鹿兒島藩の參政を辭した時か、(三)明治六年十月桂冠歸縣後、以上の何れかであつて、第三句から推すと寧ろ第一の場合ではあるまいかと思ふ。

七　詠史集

此集には隆盛が和漢の歴史を讀んで所感を詠じたもの六首を收めた。

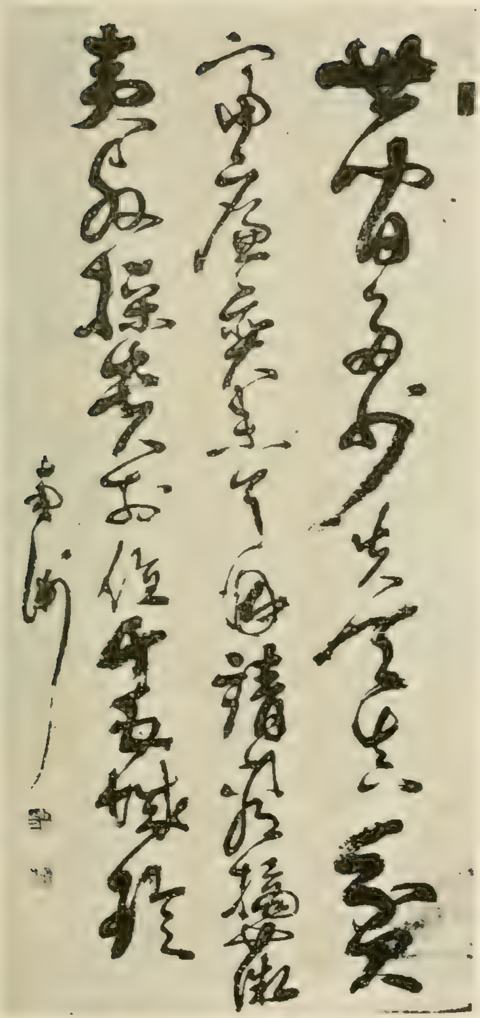
詠史

莫レ道風雲難二相會一、　金剛山下臥龍蟠。　天皇一夜蒙塵夢、　南木繁邊御枕安。

（訓讀）道ふなかれ風雲相會し難しと、　金剛山下臥龍蟠る。　天皇一夜蒙塵の夢、　南木繁るあたり御枕安し。

【解說】蒙塵とは天子の難を避けて帝京を去り外に遁れ給ふをいふ。〇一首の意は臥龍は風雲を得てはじめて天にのぼるといふが、その機會は容易にないといふけれども、そうばかりは言へない。金剛山下に臥龍がわだかまつて居る。天皇一夜蒙塵して笠置の行在所にて南へ指した枝の繁つた下に、陛下の安んじたまふべき御座があるといふ御夢をごらん遊ばして忽ち臥龍昇天の機會が出來たといふので、後醍醐天皇が楠正成を得て宸襟を安んじたまふた事を詠じたのである。

世間多少失天眞、　貧富廉貪未了因。　請看摘薇夷叔操、　貴於値十五城珍。



（訓讀）世間多少天眞を失ふ、貧富廉貪いまだ因を了せず。請ふ看よ薇を摘みし夷叔の操、十五城の珍に値ふよりも貴し。

【解說】多小は多なり。○此詩は伯夷叔齊の節義の高きを讃して自己の感懷を述べたものである。一首の意は世の人の多くは天然のまゝの本性を失つて居るので貧富廉貪の眞因を未だ十分にわからないで富貴や食慾に心を引かれて居る。看てごらんよ、あの伯夷叔齊が周の粟を食するをいさぎよしとせず山に薇を摘んでたべて遂には餓死した、あの節操のかたい事を。彼兄弟は物質上にこそ惠まれなかつたが、心の富は卞和の玉とて秦が十五城にかへやうといつた珍しい玉よりも、なほ貴いぞといふのである。

讀關ヶ原軍記

東西一決戰關原、嗔髮衝冠烈士憤。成敗存亡君勿說、水藩先哲有公論。

（嗔一作發）

（訓讀）東西一決關ヶ原に戰ふ、嗔髮冠を衝いて烈士憤る。成敗存亡君說く勿れ、水藩の先哲公論あり。

【解說】關ヶ原の戰爭は當時に在つては天下分目の戰であつた。あの折に島津義弘は西軍に與して奮戰激鬪、敵陣を突破して敵の後の方へぬけ伊勢路を迂回して西へ遁れ歸つた。それ故關ヶ原の戰は薩人にとつては苦戰敗北の歴史である。併し勇壯無比屢々東軍をなやまして負け乍らも薩軍の武勇を示し、島津豐久、阿多

長壽院盛淳のごとき勇士が忠弘の身代りに戰死して居る。隆盛も矢張りさういふ薩藩の歴史を頭において、此詩を詠せられたものと思ふ。起承二句は關ケ原の戰といふことを讀者の頭腦に喚起させる。轉結の二句は成敗存亡の事に至りては、もう何も言ふ必要はない。その事は水戶藩の先哲が公平無私の議論をとくに發表してゐるといふのである。

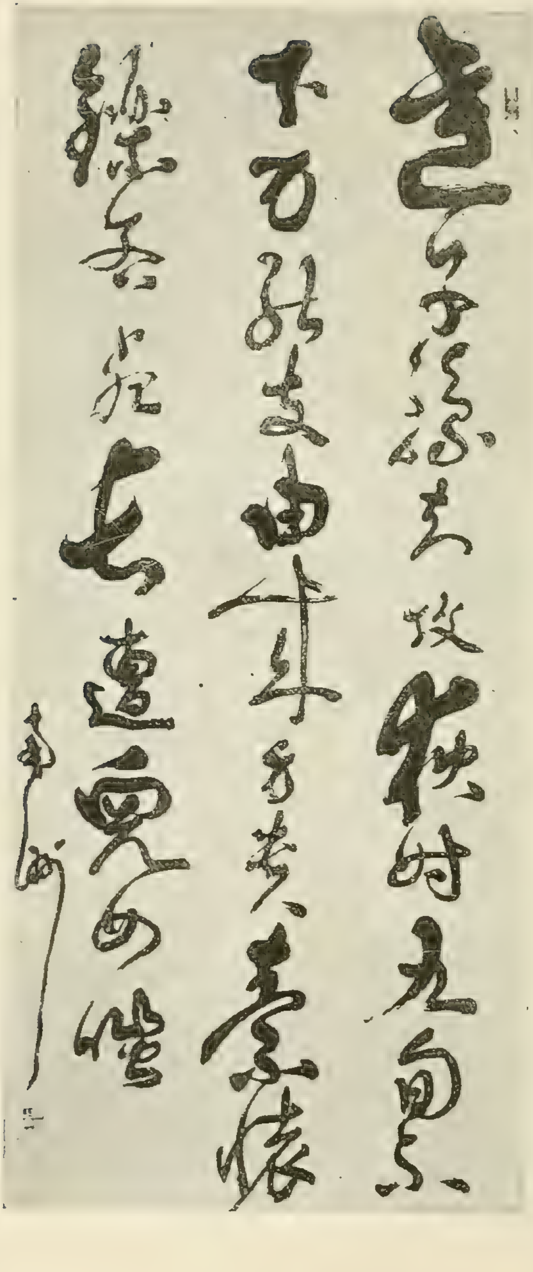
風鋒推レ戸凍身酸、　兀座披レ書雪裡看。　蘇武穽中甘レ苦處、　慨然讀了寸心寒。

（訓讀）風鋒戸を推し凍身酸たり、兀座書を披きて雪裡に看る。蘇武穽中苦に甘んずる處、慨然讀み了りて寸心寒し。

【解說】此詩は隆盛が支那歴史を讀んで漢の蘇武が匈奴に使して、苦節を守ること十九年にして歸ることを得たところに至り、感に堪へず詠じたのである。「兀座」は肩をそびやかして座する形容。〇起承二句の意は「風の鋒が戸のすき間からこほつた身體をつきさして實にひどい。かやうな夜兀座して書を披き雪のうちに讀む」といふので隆盛自身雪中讀書の狀を表したのである。轉結二句はたま〳〵漢の蘇武が窖中に入れられ食を絶たれて雪をかみ旃毛を併せ呑んで命をつゞけ乍ら、匈奴に降らなかつた一節を慨然として讀み了へて心が冷えるといふのである。自身幽囚中心苦を思ひあはせて一入の感にうたれたことゝ思はれる。

讀田單之傳

連子豫知攻狄時、　九旬不下力能支。　由來身貴素懷鑠、　吝死長遭兒女嗤。



〔訓讀〕 連子豫め知る狄を攻むる時、九旬下らず力よく支ふるを。由來身貴くして素懷鑠け、死を吝みて長く兒女の嗤に遭ふ。

【解說】 これは支那の戰國時代に於ける齊の田單の傳を讀んで所感を詠じたのである。詩の意味から推して明治二、三年頃の作で、隆盛の自識とされたものでは無からうかと想像される。「連子」とは魯仲連を指す。「狄」は縣の名。（此詩の眼目は轉結の二句にある。即ち「一たい人が出世して富貴の身になると鐵石の如き素志も鑠けてしまひ、またかの場合に身命を惜んで、末代までも兒女にあざけりわらはれるやうになる」といふのが、隆盛の田單の傳中から得た鐵言である。田單の傳中如何なるところに右樣の感を發したかと云へば、狄を攻めた條である。一たい田單は齊の國が燕軍に攻められて纔に莒と即墨といふところを保つて燕に抗して居た際に將軍となり燕から奪はれて居た七十餘城を恢復した智勇の將軍であつた。然るに其後狄の一縣を攻めて九旬も下すことが出來なかつた。齊の賢者魯仲連はその克たない理由を田單に告げ曰く、將軍の嘗つて即墨に居られた時分には、國家危急の際で將軍には死する心があり、士卒には生きる氣がなく涙を揮ひ臂を奮つて戰はんと欲した。それでこそあの大勝利を得られた。然るに今、將軍は安車の君となり東に豐饒の邑あり西に景勝の山水あり黃金を帶にして景勝に娛むはその意のまゝであるが爲めに、生くるの樂ありて死するの心なし。故に勝たずと云つた。田單はその言葉に感じ氣を勵まして間もなく狄を下した。そこでこの詩の起承二句には魯仲連は田單が狄を攻める時、狄が三ケ月下らず、力能く支へ得ることを豫知して居たとありて、轉結二句にその所感を述べたのである。

詠恩地左近

一戰貪レ生非レ懼レ死、　名分大義莫二問然一。　幾回挫レ計寒二奸膽一、　成敗不レ論高節堅。



（訓讀）一戰生を貪る死を懼るゝにあらず、名分大義間然するなし。幾たびか計を挫いて姧膽を寒くす、成敗論せず高節堅し。

【解説】此詩は楠公の遺臣恩地左近の高節を稱讃したのである。一首のことは彼が一たび敗戰して生を貪つたのは死を懼れたのではない。他日を慮るところがあつたからである。あゝ彼が行動は名分大義に於て非難するところはない。幾たびか敵の計を挫いて奸賊の膽をひやした。成敗は別にして彼の高節は堅固なものであるといふのである。

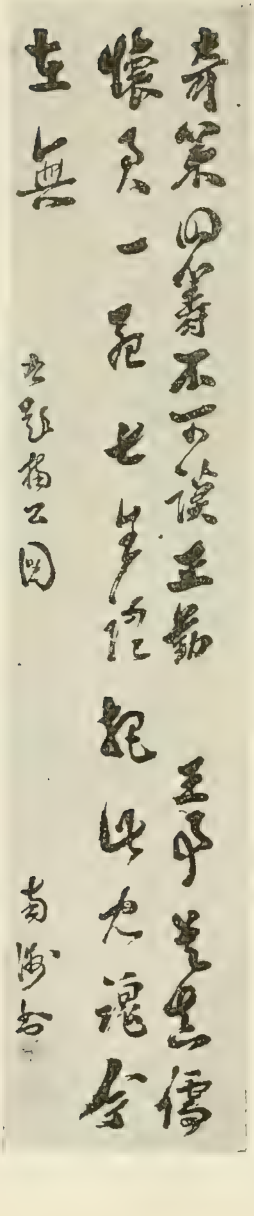
八　題畫集

此集には隆盛が歴史畫又は山水の圖に讃をせられたと思はれる詩、七首を收めた。

題楠公圖

正勤王事是眞儒。　懷君一死七生語、　抱此忠魂今在無。

奇策明籌不可謨、



（訓讀）奇策明籌謨るべからず、正に王事に勤む是眞儒。懷ふ君が一死七生の語、此忠魂を抱くもの今ありや無しや。

【解説】結句の「在」は「有」の字の誤かと思はれる。一首の意は、楠公の兵を用ふる奇策明籌は他より推しはかることが出來ぬ。正に王事に勤むるといふことが即ち學問の本旨であつて眞の學者といふべきである。懷へば君が湊川に於て最期の戰敗れ弟正季とさしちがへて死ぬる時、願くは七度生れかはりて賊を滅さんといはれた。實に精忠無比である。この忠魂を抱く者が今の世にあるかどうか知らぬといふのである　○室鳩巢といふ儒者がその著「駿臺雜話」の中に楠正成がたゞ一使者の言によつて出たのは孔明が三顧によつて出廬したのに及ばぬ。また湊川の最後にあたり七度生れかはつて賊を滅さんといつたのは卑しいと言つて楠公をそしつて居る。蓋し隆盛はそのことを念頭において此詩を詠ぜられたのである。故に首句に於て勤王の事を實行する楠公の如き者をこそ眞儒といふのであると云つて、暗に鳩巢は眞儒でないといふ意をあらはして居る。又轉結の二句に湊川の最後の覺悟を賞揚して室の說を駁したのである。

櫻井驛

殷勤遺訓涙盈顏、千載芳名在此間。花謝花開櫻井驛、幽香猶逗舊南山。

（訓讀）殷勤の遺訓涙顏に盈つ、千載の芳名此間にあり。花謝し花開く櫻井の驛、幽香猶

逗む舊南山。

【解說】此詩は櫻井驛楠公父子訣別の圖に題したものである。「舊南山」とは南朝の舊都吉野山をさす。○一首の意は、ねんごろに遺訓をして涙が顏に滿ちて居る。千載の芳名は實にこの間に存するのである。花謝（散る）し花開く櫻井驛とは楠公死して小楠公また表はれたことを含めていつたのである。結句は小楠公如意輪堂の遺跡が今もなほ芳野の櫻花と共におくゆかしい香をとゞめてゐるといふのである。○此詩は一に「幽香猶逗舊南山、千載芳名在此間。花謝花開櫻井驛、殷勤遺訓淚盈顏」として起句と結句のいれかはつたものがある。何れが先きかは知らないが隆盛も多分兩樣に書かれたものと思ふ。

題韓信出胯下圖

盛名令終少、　功遂竟淪亡。　恠底胯間志、　封王忽自忘。

（訓讀）盛名終を令くするは少し、功遂げて竟に淪亡す。恠底す胯間の志、王に封ぜられて忽ち自ら忘る。

【解說】恠底はあやしむこと、底は助字、○一首の意は名があらはれて終をよくする者は少ない。功遂げてしまひには、しづみ亡びるのが世の常である。韓信が市井の不良少年に辱められ、忍耐して胯下を出たのは其大志の存する所以で尤であるが、王に封ぜらるゝに及んで忽ち自ら前に胯下を出た時の意を忘れてしまつたのは、甚だ心得ぬことであるといふのである。此詩は恐く明治二、三年の作であらうと思はれる。編者の見た隆盛自筆のこの詩には辛未（明治四年）初春と書いたのがあつた。

富士山畫贊

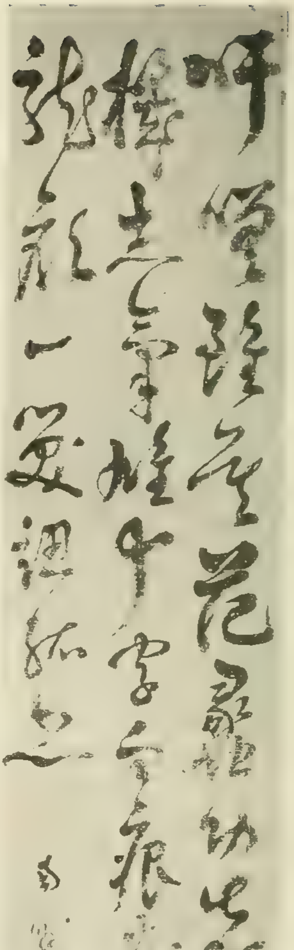
八朶芙蓉白露天、遠眸千里拂雲烟。百蠻呼國稱君子、爲有高標不二巓。

〔訓讀〕八朶の芙蓉白露の天、遠眸千里雲烟を拂ふ。百蠻國を呼んで君子と稱す、高標不二の巓あるが爲めなり。

【解說】「八朶の芙蓉」は八瓣の蓮華といふ事にて富士山を指す。富士の巓は八峰に分れ蓮華の樣であるからである。「白露天」は中秋の天をいふ。白露といふのは二十四氣の一で陽暦の九月七日にあたる。「百蠻」は諸外國をさす。○この詩は富士山の畫に題したので一首の意は、富士の山が中秋の空に聳えて雲もなく霧もなく見渡すかぎり千里も晴れわたつて居る。諸外國が我國を稱して君子國といふのも、この高潔なる目標となつて居る不二の巓があるからの事であるといふのである。

兒島高德

吁嗟雖莫范蠡功、先命投機志氣雄。十字血痕花色在、龍顏一笑認孤忠。



（訓讀）吁嗟范蠡の功なしと雖も、命に先んじて機に投ず志氣雄なり。十字の血痕花色あり、龍顔一笑孤忠を認めたまふ。

【解說】范蠡は越王勾踐に仕へて大夫種と共に士民を拊循し、兵を治め遂に敵國吳を滅して越を覇たらしめ、功成り名遂げて後退き、身を全うして産を治め富をつくり陶朱公といひし人。○兒島高德のことは太平記に後醍醐天皇の笠置に御座ありし時、御方に參じて義兵をあげたが、事ならざる先に笠置も落ちて落膽して居たところに、主上隱岐國へ遷されさせ給ふと聞き、一族をあつめ、主上を臨幸の路次に奪ひ奉らんとて船上山の難所に兵を伏せて待ち居りしも、臨幸の途、異なりて計略相違したれば、遂に微服借行して院ノ庄に至り、行在所の庭に大なる櫻樹ありけるを押し削りて「天莫レ空二勾踐一時非レ無二范蠡一」といふ十字を書きつけた。翌朝警固の武士之を見つけ上聞に達したところ、主上はその存意を御さとりありて龍顏殊に御快く笑ま

せ給ふたとある。○一首の意はあゝ高徳もえらい。彼が櫻樹に書きつけた范蠡の功こそなかつたが、君命を待たずして機に投じ、寡兵をあげて船上山に西賓の鳳駕を要せんとしたその士氣は誠に雄々しい。はた又院ノ庄に於ける彼が心血を注いだ十字の赤心は花の色にあらはれて居る。それを見そなはして龍顏笑を含ませ給ひ忠義の士があるといふことをお認めになつたといふのである。○此詩は初め「吁雖レ無レ遂二范蠡功一、先レ命投レ機冠二傑雄一。正識倭魂見二櫻樹一、不レ他二花獨止二斯忠一。」とあつたのを改作されたものである。

題高山彥九郎遇山賊圖

精忠純孝冠二群倫一、　豪傑風姿畫叵レ眞。　小盜膽驚何足レ恠、　回天創業是斯人。

（訓讀）精忠純孝群倫に冠たり、豪傑の風姿畫くとも眞なり叵し。小盜膽驚く何ぞ恠しむに足らん、回天の創業是れ斯の人。

【解說】此詩は菊地容齋の畫いた高山彥九郎が木曾山中で山賊を畏縮せしめた圖に題したのである。○一首の意は、斯人の精忠純孝は多くの同輩にぬきんでて居る。豪傑の風貌は畫いてもその眞を得ることは難い以上は畫を見ての感である。次に轉結二句は小盜人のびつくりしたのも恠しむに足りない。明治維新の王政復古の大業の出來たのも、もとをたゞせば斯人が創めたのであるぞといつて彥九郎が天下を周遊して勤王を鼓吹した功業を稱したのである。

孔雀

金尾花冠一綠衣、產來南越遠高飛。從爲天覽放樊籠、畫出銀屛羽亦揮。

（結句の揮は輝の誤寫ではあるまいか。姑く疑を存しておく。）

（訓讀）金尾花冠一綠衣、南越に產し來り遠く高飛す。天覽の爲めに樊籠を放たるゝより、銀屛に畫き出されて羽亦揮ふ。

【解說】此詩は孔雀を畫いた屛風に題したものらしい。一首の意は黃金の花冠に綠色の衣をまとひ南越の國に產して遠く高く飛んで來た。（以上孔雀そのものを說明してある）樊籠に入れられてゐた孔雀が天覽の爲めに籠を出されてから銀の屛風に畫き出されてたゝんでゐた羽も亦揮ひ見事に光彩を放つて居るといふのである。（天覽のため籠を放つた事といふ事實は編者未だ之を詳にせず。）

九 温泉集

此集には温泉地にての作と思はれる詩十四首を收めた。但、作詩の年月と場所とは未だ明かでないものが多い。

沈痾洗去點無憂、　是此歡杯自獻酬。　歸夢迷飛不知處、　醒來孤枕曲溪頭。

（訓讀）沈痾洗ひ去つて點も憂ひなし、　是此の歡杯自ら獻酬す。　歸夢迷飛處を知らず、　醒め來れば孤枕曲溪の頭。

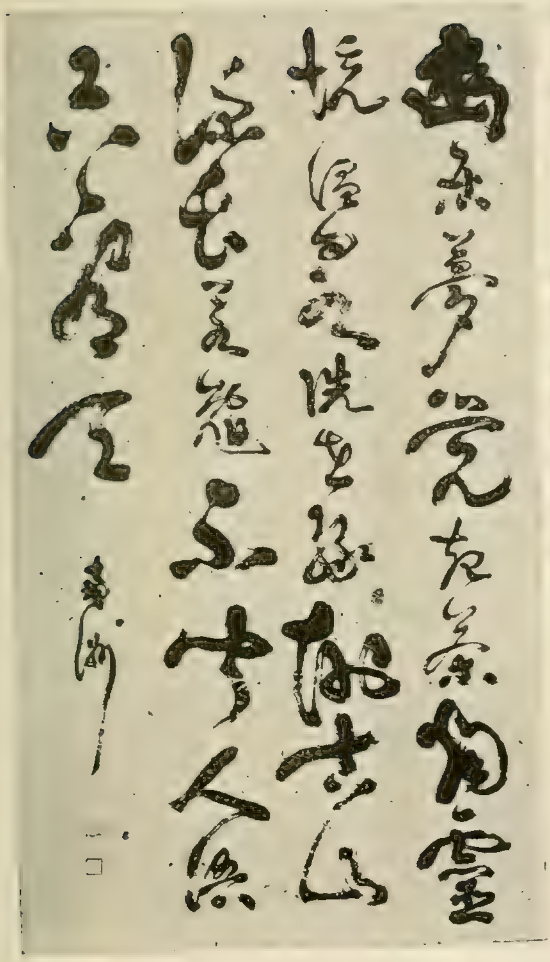
【解說】之は温泉宿にての作、長い病氣が悉皆なほつてちつとも心配がなくなつた。嬉しさのあまり自ら祝酒を傾けて居ると何時の間にか眠つて家に歸る夢を見たところが途に迷つて方向が分らなくなつた。醒めて見るとひとり曲溪のほとりに枕をして寢て居たといふので別に寓意もないやうである。

温泉即景　其一

幽居夢覺起茶烟、　靈境温泉洗世縁。

地古山深長若晩、　不聞人語只看天。

（轉句一作地僻山深靜於夜）



（訓讀）幽居夢覺めて茶烟起る、靈境の溫泉世縁を洗ふ。地古く山深くして長に晚の若く、人語を聞かず只天を看る。

【解說】此詩は明治七年夏白鳥溫泉滯在中の作であると傳へられて居る。轉結の二句より推せば極めて幽邃の地のやうである。

溫泉即景　其二

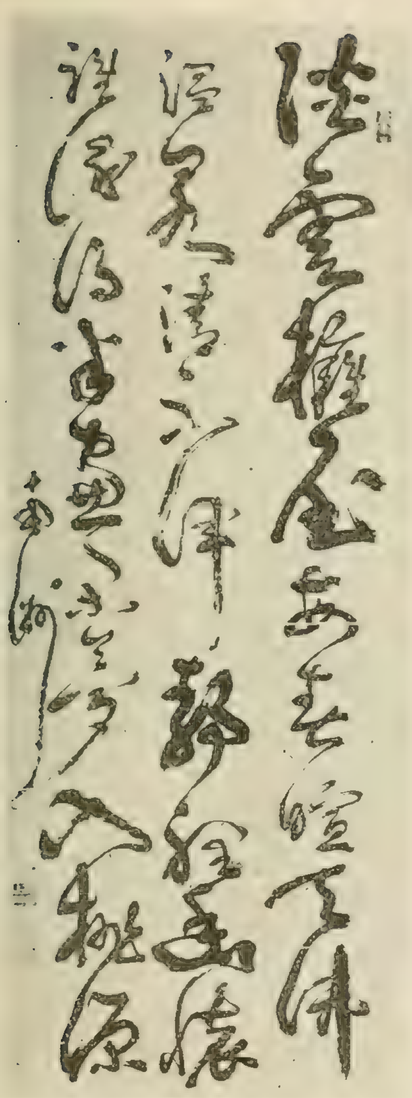
官途逃去遠探奇、神嶺幽情筆硯隨。誰識浴餘行樂處、青山高豁宿雲披。

（訓讀）官途逃れ去りて遠く奇を探る、神嶺の幽情筆硯隨ふ。誰か識らん浴餘行樂の處、青山高豁宿雲披く。

【解說】此詩も前と同じく白鳥溫泉の作と傳へられて居る。隆盛が白鳥溫泉に行つたのは明治七年八月の事である。第一句は官途を逃れ去つて遠く山水の奇を探るといふのであるから、明治七年とすれば事實に適合して居る。第二句の神嶺の幽情は白鳥山には日本武尊を祀つた白鳥神社があり、軍神として古來尊崇されて居る。そうして山水幽邃の地であるから斯く言つたのである。その神嶺に幽情を抱いて筆硯を携へて行つて居るといふのである。第三、第四の句は浴後徐ろにそこらを歩くと、そこに滯つてゐた雲が散じて青山高

く閑け遠方迄見えるといふ實景である。

淡雲擁レ屋テ毎ニ春暄、　天沸ニ温泉一清クシテ不レ渾ラ。　靜裡幽懷誰カ識リ得ン、　半窓閑夢入ニ桃源一。



（訓讀）淡雲屋を擁して每に春暄、天温泉を沸かして淸くして渾らず。靜裡の幽懷誰か識り得ん、半窓の閑夢桃源に入る。

【解說】大體の意味は薄い雲が屋を蔽うていつも春のやうに暖い。神のみわざか自然にわき出る温泉は淸くして　ごらない。此靜かなる山中のおくゆかしさは筆紙に盡されもしない。半窓の下に閑臥すれば世を逃れた人の住んで居たといふ桃源の夢を見るといふのである。此詩も温泉入浴中の作であることは疑ないが何處の温泉かはつきり解らぬ。或書には芳野温泉と見えて居る。けれども芳野温泉といふのがあるか疑はしい。

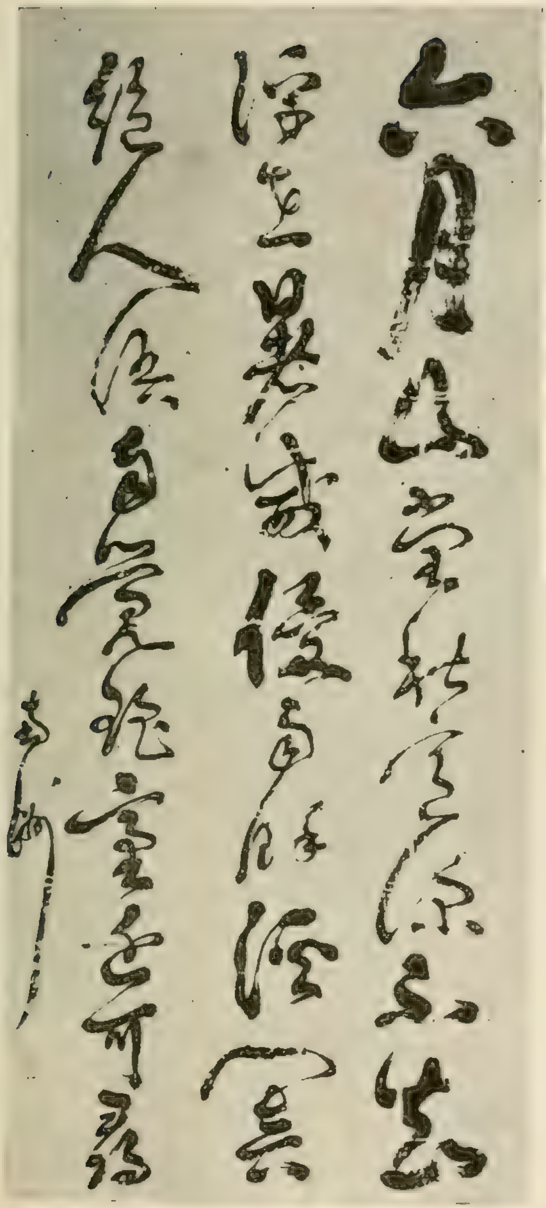
温泉寓居待友人來

親朋期約過三日、　相待千般若究鰥。　烟澹雨疎舊情隔、　慕心深處稚兒頑。

（訓讀）親朋期約三日を過ぐ、相待つ千般究鰥の若し。烟澹く雨疎にして舊情隔たる、慕心深き處稚兒の頑。

【解說】此詩は某温泉で友人の來訪を待つて約束の日より三日も過ぎてまだ見えないので待ち遠しくて堪らずに詠じたものである。第二句、待ちに待ち焦れて居ることが恰も究した鰥（年取りて無妻の男）みた樣である。此處は山中で烟はあはく雨は疎にして鄕里とかけへだたつて事情が分らぬ。あまりに待ちわびて小兒のやうに頑固に氣をあせつて居るといふのである。

六月山堂秋意深、　不レ知浮世暑威侵。　雨餘溪響絶二人語一、　自覺瑤臺近可レ尋。



（訓讀）六月山堂秋意深し、知らず浮世暑威の侵すを。雨餘溪響人語を絶つ、自ら覺ゆ瑤臺近く尋ぬべきを。

【解說】此詩は霧島山中の作ではないかと思はれるが、場所も時もはつきり分らぬ。一首の意は世間では暑氣の最も烈しい六月にもこの山堂は秋季深くして嘗て暑さを知らぬ。折しも雨のあとで溪水岩角に怒號し人の聲などはちつとも聞えず心がしんとして別世界に來たやうで、なんとなく仙人の住むといふ瑤臺も近くに尋ねられそうな氣持がするといふのである。

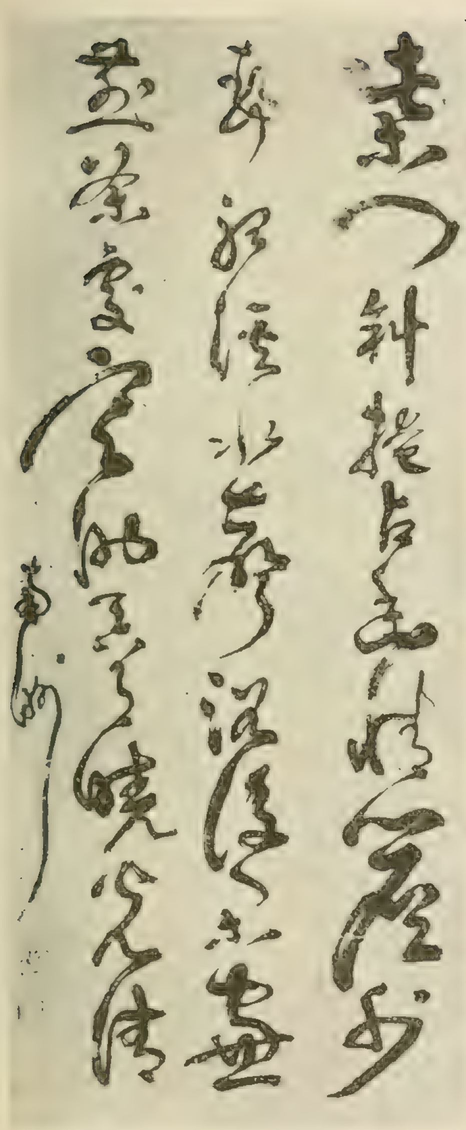
山中獨樂有誰爭、　晚酌無魚芹作羹。　自隔人聲虛澹極、　清風明月有餘贏。

（訓讀）山中の獨樂誰ありてか爭はん、晚酌魚無し芹を羹となす。自ら人聲を隔てゝ虛澹極まる、清風明月餘贏有り。

【解說】これも何處かの溫泉で賦したものであらう。山中獨りで樂しんで居れば誰も爭ふ者はない、晚酌に魚が無いので、あり合せの芹を取つて羹にする。自然と人聲を隔てゝ此の上もない靜けさである。之だけでも自分に取つて滿足であるのにその上清風と明月とが訪れて來る、是等は全くのもうけものであるといふ

のである。

柴門斜掩占幽情、　簷外靜聽溪水聲。　浴後閑窓煎茶處、　寒池呑月曉光清。



（訓讀） 柴門斜に掩うて幽情を占め、簷外靜に溪水の聲を聽く。浴後閑窓茶を煎ずる處、寒池月を呑みて曉光淸し。

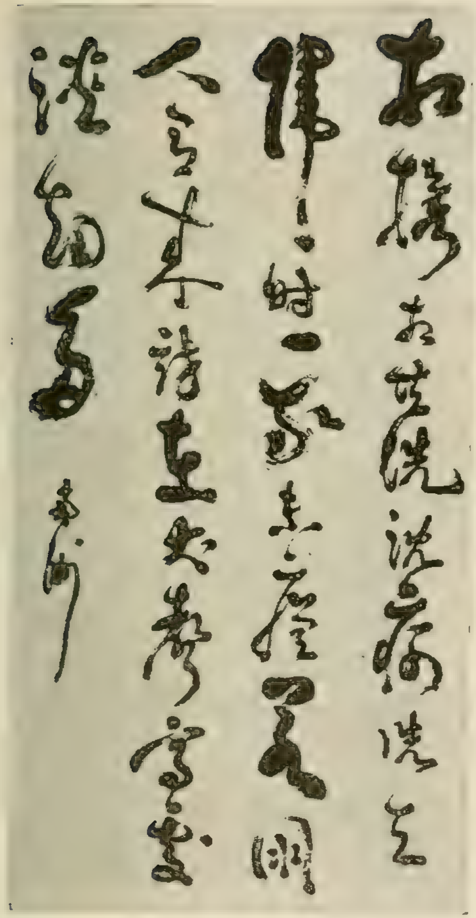
【解說】 これは何處かの溫泉の冬の曉の光景を詠じたのである。結句の寒池より推せば鰻の溫泉らしい。一首の意は「柴の門が斜に掩うておくゆかしい趣を占め、簷の外が靜にして溪水の聲がきこえる。朝早く湯に入つて、しづかな窓に茶を煎して、外を眺むれば、冬のつめたい池が月の影をうつして曉の光が淸らかである」といふのである。

日々幽居懶出門、　吟詩弄筆到黄昏。　夜來兒女喧啼笑、　不管閑人靜裡魂。

（訓讀） 日々幽居門を出づるに懶し、詩を吟じ筆を弄し黄昏に到る。夜來兒女啼笑喧し、管せず閑人靜裡の魂。

【解說】 此詩も溫泉宿に於ける實況である。一首の意は毎日たてこもつて居て門を出るのがいやで、朝から詩をよんだり書をかいたりして夕方までつゞけて居る。然るに昨夜來隣客の兒女が泣いたり笑つたりしてやかましいことである。閑人の靜肅を願ふ心も知らずにといふのである。

相携相共洗沈痾、　洗去歸時我未痊。　若有朋人來訪在、　犬聲高處淡烟多。



（訓讀）相携へて相共に沈痾を洗ふ、洗ひ去つて歸る時吾未だ瘥えず。若し朋人の來り訪ふ在る有らば、犬聲高きところ淡烟多し。

【解說】此詩は誰かと一緒に溫泉に行つてその人の歸る時に書いて與へたものと見える。一首の意は君と一緒に此溫泉に來て相共に宿痾を治したのであるが、君が全治して歸る時になつて自分は未だなほらずに後に殘る。君が鹿兒島へ歸つてから若しも他の友人が自分を訪問しやうといふ者があつたなら西鄕が居るところは、犬聲高く淡烟の多い處であると答へて吳れといふのである。

秋氣早知荒僻地、　爽風應未到京城。　雨餘涼動閑眠足、　夢冷松梢滴露聲。

（結句一作「夢在高原玉露淸」）

（訓讀）秋氣早く知る荒僻の地、爽風應に未だ京城に到らざるべし。雨餘涼動いて閑眠足る、夢は冷かなり松梢滴露の聲。

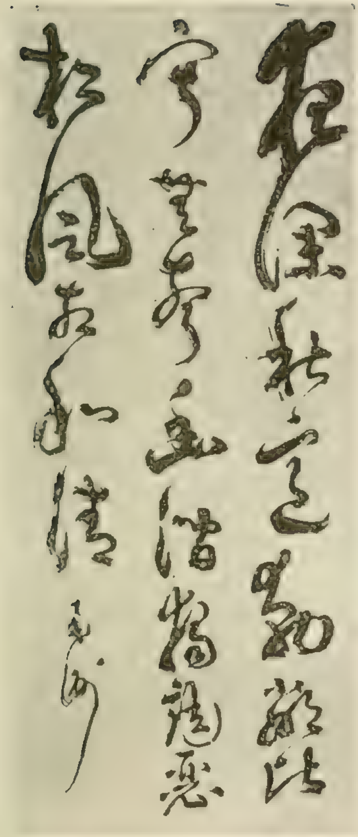
【解說】此詩も霧島か何處かの溫泉に於て賦したものと思はれるが、はつきり何時何處でといふことは判らぬ。京城は帝都といふ意、朝鮮の京城をさしたのではない。一首の意は荒僻の地には秋が早く來る。都ではまだ暑い最中で爽かな風はまだ吹くまい。雨のあとで涼氣が加はつて晝寢をするによろしい。松の梢より

滴たる露の聲がして涼しい夢を見るといふのである。

逸題

夜深秋意動、隣比寂無聲。幽澗獨調琴、松風相和清。

（訓讀）夜深くして秋意動く、隣比寂として聲なし　幽澗獨琴を調ぶれば、松風相和して清し。



【解説】此詩は山中秋夜の情景をうつしたものである。一首の意は夜が更くるに從つて風いよ〳〵冷かに秋の氣分が動いてあたりはひつそりとして聲がない。たゞ谷間を流れる水が微妙な音をたてゝ自然の琴をかなでると峰の松風がそれに相和して、清らかであるといふのである。恐らく

何處かの溫泉に於ける實情であらう。

幽居向レ晩嫩涼生ズ、塵外早ク知ル風物ノ清キヲ。昨日ノ奇雲何處ニカ去ル、梧桐葉上已ニ秋聲。

（訓讀）幽居晩に向つて嫩涼生ず、塵外早く知る風物の淸きを。昨日の奇雲何れの處にか去る、梧桐葉上已に秋聲。

【解說】此詩は何年の作か分らぬが矢張初秋のころ田舍の別莊か溫泉かに居て詠じたものらしい。一首の意は靜かな山間のすまひ、夕方になると氣持のよい凉しさが出て來る。都をはなれた土地は景色の淸くなるのが早い。已に秋風が訪れ、ハテナ昨日まであつた夏の奇雲は何處へ去つたか知らぬ。桐の葉の上には已に秋風が訪れてゐるといふのである。

深遮世塵樹陰清、　幽鳥爲誰窓外鳴。　最喜山中免官賦、　曾無俗吏叩柴荊。

（訓讀）深く世塵を遮りて樹陰清し、幽鳥誰が爲に窓外に鳴く。最も喜ぶ山中官賦を免かるゝを、曾て俗吏の柴荊を叩くなし。

【解說】此詩は郊外の別莊あたりの作であらう。「官賦」は官に納むるみつぎもの。一首の意は深く世の塵をさへぎつて樹の陰が清らかである。谷間の鳥は窓外に鳴いてゐるが誰にきかせやうといふのか、以上は山莊の即景である。こゝで一番うれしいことは山中で税を出さずにすむことで、曾て收税吏が柴荊で作つた門を叩いて督促に來る樣なことはないといふのである。結句の「柴荊」を柴門と書いたのが、隆盛の自筆のものにも見るが、これは書き誤りである。詩は荊とあるのが正しい。

一〇 游獵集

隆盛好んで山野に游獵し、以て自ら慰む。此集その狩獵に關する詩九首を收む。

携レ犬搜レ山百事忘、　樹陰深處駐二鞋芒一。　枕頭何料五更雨、　遮二斷遊畋一又斷レ腸。

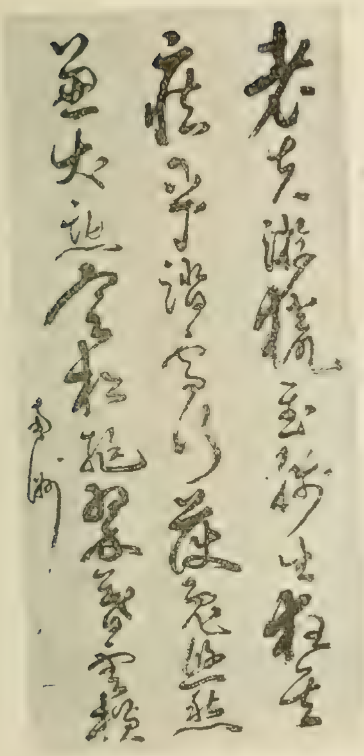
（訓讀）　犬を携へ山を搜つて百事忘る、　樹陰深き處鞋芒を駐む。枕頭何ぞ料らん五更の雨、　遊畋を遮斷し又腸を斷つ。

【解說】　犬をつれ狩をして世の中の煩しい事を一切忘れてしまひ、樹陰深き山家に泊つてゐると思ひがけなくも夜あけに雨が降り出して來た。折角の遊畋（遊獵に同じ）を遮斷せられて殘念でたまらぬ。といふのである。斷字を遊畋を斷つ上に腸までも斷つと兩方に用ひた處が着想の面白い處である。

偶成

老夫游獵慰殘生、狂矣痴乎踏雪行。獲兎悠然兼犬憩、寒松挺翠暮雲横。

（訓讀）老夫游獵殘生を慰む、狂か痴か雪を踏んで行く。兎を獲て悠然犬と憩ふ、寒松翠を挺きて暮雲横はる。



【解說】この老夫（隆盛自身のこと）は狩獵をして殘生を慰めて居る。狂といはうか、痴といはうか、冬の寒い空に雪を踏んで出かける、既に兎を獲て犬と共に落ちついて野邊にやすむと、四邊蕭條たる中に老松翠を挺んで、夕暮の雲が横はるといふので實況をうたつたのである。

驅兎穿林忘苦辛、　平生分食犬能馴。　昔時田獵有三義、　勿道荒鈍第一人。

（訓讀）　兎を驅り林を穿ちて苦辛を忘る、　平生食を分ちて犬能く馴る。　昔時田獵三義あり　道ふなかれ荒鈍第一の人と。

【解說】　結句荒鈍或は他の字の誤記かこれにては平仄叶はず。孟子に荒亡といふ語があつて註に狩獵をしてかくことなきを荒といひ、酒を樂んでかくことなきを亡といふとある。荒亡なら平仄は合ふ。〇三義とは禮記に、天子諸侯は一は神に供へる爲め、二は賓客に供へる爲め、三は君の御食事に充つる爲めに屢々狩したことが見えてゐる。それをいつたのであらう。

〇此詩は專ら獵のことをうたつたものである。即ち兎を驅りたてゝ林中を貫いて行く時はなんぎもなにも忘れてしまふ。かねて食を分ち與へてあるので犬はよく馴れて居る。昔時は田獵に三義といふことがある程で狩獵をなす者をなまけ者の隨一だなどと言ふてはならぬといふのである。

獵罷荒郊暮色催、　憑筇九坂獨徘徊。　雲霧圍山行路急、　雨帶狂風捲地來。

（訓讀）獵罷んで荒郊暮色催す、筇に憑りて九坂獨り徘徊す。雲霧山を圍みて行路急なり、雨は狂風を帶びて地を捲いて來る。

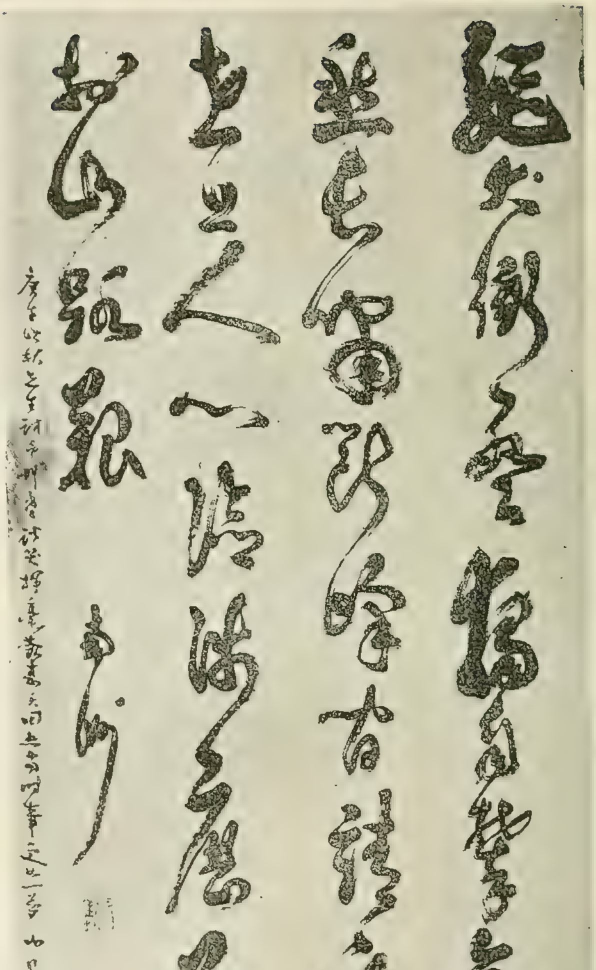
【解說】これは獵に行つて歸りがけ大夕立にあつた折の實況である。九坂は九折坂の略、曲折多き坂路、まがりまがつたつゞら折の坂をいふ。大體の意は別に說明するまでもない。

山行

驅犬衝雲獨自攀、　豪然長嘯斷峰間。　請看世上人心險、　涉歷艱於山路艱。

（起句一作驅犬衝雲度萬山、又承句豪字一作傲。）

（訓讀）犬を驅り雲を衝いて獨り自ら攀づ、豪然長嘯す斷峰の間。請ふ看よ世上人心の險なるを、涉歷山路の艱よりも艱なり。



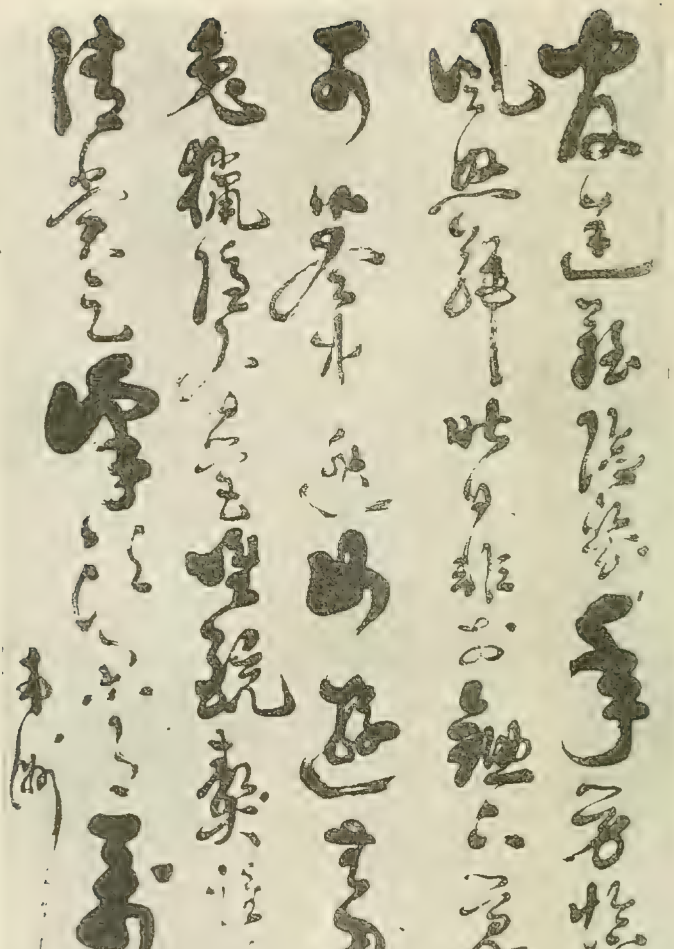
【解說】 此詩は明治二、三年在藩時代の作であらう。一首の意味は、犬を驅り高嶺の雲をわけて山より山

を狩り歩き、豪然として谷間に長嘯すると何ともいへない心持である。請ふ見よ、人心の險しきを、世を渡ることは山路の險しきよりも更にけはしいといふのである。序でゞあるから記しておくが勝伯爵の藏幅に隆盛のかゝれた此詩がある。それに海舟の自筆を以て「庚午晩秋、先生余が艸堂を訪ひ淡笑揮毫歡甚し、當時の事を回想すれば更に一夢の如し」と漢文で記入してあるが、庚午（明治三年）には隆盛は上京されたことがない。辛未（明治四年）であつたのを後年、海舟先生の思ひ違ひに「庚午と書かれたのであらう。とに角明治四年よりも前の作であることだけは夫で確かである。

偶成

官途艱險幾年勞、　恰似輕舟風怒號。　昨日非於鋤下覺、　半生齡可卷中逃。　山遊無果眞狸兎、　獵隱有營唯銃熬。　誰識滿襟淸賞足、　峰頭閑月萬尋高。

（訓讀）官途艱險幾年か勞す、恰も似たり輕舟風の怒號するに。昨日の非は鋤下に於て覺り、半生の齡は卷中に逃るべし。山遊果なし眞に狸兎、獵隱營あり唯銃熬。誰か識らん滿襟淸賞足るを、峰頭閑月萬尋高し。



【解說】此詩も隆盛が、野に下つて後の境遇と、感想とを詠じたもので明治七、八年の作であらうと思ふ。第一第二句は官海の心勞を述べたのである。即ち長い間官途の艱險を經て來た。丁度小舟にのつて暴風にあつたやうなもので、心に世話のたえるひまは無いものであつたといふのである。第三、第四の句は「是迄の悪かつたことは畑を耕す間にさとり、之から後の半生は書物の中に逃れて古人を友としてゐやう。」第五、第六の句は「山遊は人間との交渉がないから累がない。眞に狸兎と同樣である、獵をするについて手がかゝるのは唯小銃と犬とのみである。」第七、第八の句はわれ斯くの如くにしてあれば何の不平もない。滿襟の淸賞自ら足るものがある。見よ。峰頭閑頭月高く天空に澄んで居る。這般の境遇を人知るや否やといふのである。

期約何爲違寸心、　岐途千萬不容尋。　携來獵犬三秋思、　明日欲攀雲外岑。

（訓讀）期約何ぞ寸心違ふを爲さんや、岐途千萬尋ぬべからず。携へ來る獵犬三秋の思、
明日攀ぢんと欲す雲外の岑。

【解說】此詩は人と某處に獵をすることに約して山に入つたが、途に迷ひて或山家に宿し、明日高嶺を攀ぢて目的地に達せんと決心した折に詠じたものゝやうである。そこで起承二句には「約束の期日は違へたくないが、岐れ途がたくさんあつて、どの道を行つてよいか分らぬ。」とあり、轉結二句には「携へ來りし獵犬は早

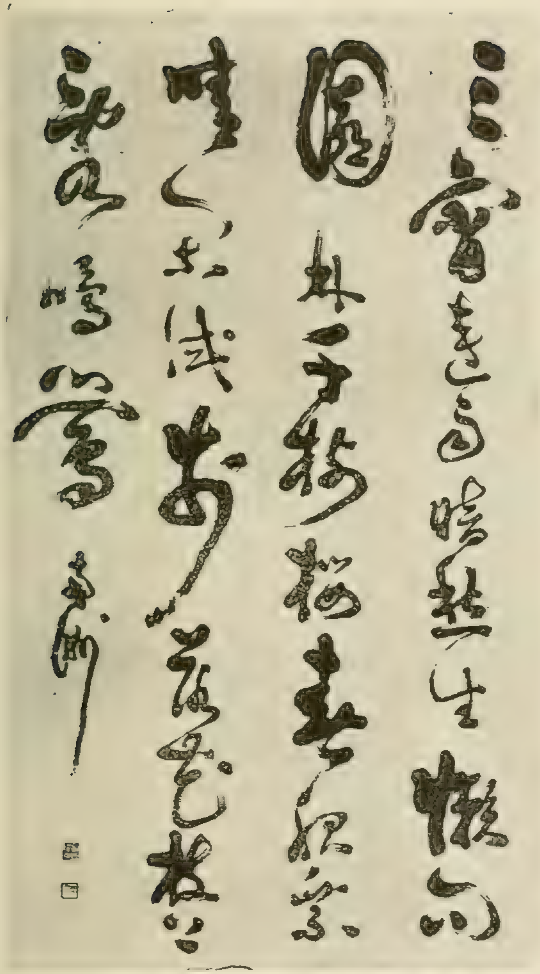
く狩場に行きたくて一日三秋の思をしてゐる。明日は雲に聳ゆるあの岑をよぢて彼地に行きたい。」とあるのである。

山行全勝藥、　連日與晴期。　追兎披栖伏、　驅獒忘險夷。　歸來常節食、　浴後不知疲。　休道獵遊事、　只宜少壯時。

（訓讀）山行は全く藥に勝る、　連日晴と期す。　兎を追ひて栖伏を披き、　獒を驅りて險夷を忘る。　歸來常に食を節し、　浴後疲を知らず。　道ふを休めよ獵遊の事、　只少壯の時に宜しと。

【解説】これは獵に行かれた時の詩である。山中を行くのは、身體を健かにすること藥にも勝つて居るので日々晴れた時には必ず山行をする。第三、第四は山行の模樣で、兎を追うて兎の栖み伏くれて居る處をおしひらき、又獒（おほいぬ）即ち獵犬を驅りまはして險しい處夷かな處の區別をしない。かくて腹を空しくして歸り來つても決して大食はしない。一浴して汗を洗ひ去れば身の疲れをも知らぬ。誠に身體を健康にするに適して居る。ついては此の獵の遊びは少壯の時に宜しく、老年には適しないなどとは道ふなよ。

三宵連雨暗愁生、　懶問園林千樹櫻。　春夜乘晴閑試歩、　落花枝上亂鳴鶯。



（訓讀）三宵の連雨暗愁生ず、問ふにものうし園林千樹の櫻を。春夜晴に乘じて閑かに歩を試むれば、落花枝上に鳴鶯亂る。

【解說】三夜も雨がつゞいて何となくいやな氣持になつて、今を盛りと咲いてゐる櫻の園を訪ふ勇氣もなかつた。一夜がらりと晴れたので、しづかに歩いてみると、花の落ちた枝上に鶯がしきりにないてゐるといふのである。

平素蘭交分外香、今朝有約已斜陽。倚門倚戸相俟久、春夜長於秋夜長。

（倚一作依）

（訓讀）平素蘭交分外に香し、今朝約あり已に斜陽。門に倚り戸に倚り相俟つ久しく、春夜も秋夜の長きよりも長し。

【解說】此の詩は「待友」とでもいふ題を得て作られたものであらう。「蘭交」は親しき交りといふこと、易に「同心之言其臭如蘭」とあるによる。〇一首の大意は平素親しい交をしてゐる友が、今朝來訪するといふ約束であつたが、夕方になつてもまだ見えない。門に倚り戸によつて相俟つて居ることが隨分久しい。かくて待つて居れば春の夜も秋夜の長きよりも長い様に感ぜられるといふのである。

梅子金黄肥稻苗、　牧童趁暝笛聲遙。　殷々雷動何邊雨、　新漲看々拍小橋。

（訓讀）梅子金黄稻苗肥ゆ、牧童暝を趁うて笛聲遙なり。殷々たる雷動何れの邊の雨ぞ、新漲看々小橋を拍つ。

【解説】梅雨の頃の所見を詠じたものである。一首の意は梅の實は黄金色に熟し、稻の苗は葉が美事にふとつて居る。牧童は天のくらい方を趁うてゆく。その吹く笛の聲が遠くなつた。さて殷々と雷がなつて居る。雨が降るのはどの邊であらうか。見てゐる間に小川の水が急に増して、小橋にぶつかつてゐるといふのである。

書窓蕭寂水雲間、　兀坐秋光野興閑。　獨有黄花供幽賞、　重陽相對憶南山。



（訓讀）書窓蕭寂たり水雲の間、兀坐秋光野興閑なり。獨り黄花の幽賞を供するあり、重陽相對して南山を憶ふ。

【解說】「兀坐」は肩をそびやかして坐する形容。此詩は明治四年頃の揮毫があるからそれ以前の作には相違ない。水雲の間とあるから水邊の處、野興閑なりとあるから都會の地ではないが、何處で詠ぜられたものかわからぬ。一首の意は書齋の窓に近く兀坐して見渡すと、一體に淋しく秋の野の景色もこれぞといふものはない。獨り黃菊が九月九日の佳節にあつておくゆかしく咲いて居るのを見て南山を憶ふといふのである。「南山を憶ふ」といふのは陶淵明の詩に「采二菊東籬下一悠然見二南山一」とあるによつたので、菊を東籬の下にとつて悠然南山を見たといふ前賢の事さへ想ひ出されるといふのである。

春光不レ似二勸秋晴一、　暖紫嬌紅繫二我情一。　夢在二芳林桃李裡一、　驚來枕上賣レ花聲。

（訓讀）春光は勸秋の晴るゝに似ず。暖紫嬌紅我が情をつなぐ。夢は芳林桃李の裡に在り、驚き來る枕上花を賣るの聲。

【解說】第一句勸の字意義分明ならず、或は誤寫ではあるまいか。此詩は起承二句にて、春に對する感想をあらはし、轉結二句に即景をのべてある。即ち「春のながめは秋晴のほがらかに澄みわたつてゐるとはちがひ、暖かで紫や紅にさいたうつくしい花が我がこゝろをひきつける。斯樣な時節であるから、曉の夢にも桃李のさきみだれた芳林に遊んでゐたところが、ふと、ものおとに驚いてさめて見ると枕上に花賣の聲がし

て居る」といふのである。

窮通自忘却、　百事滌塵迷。　走筆龍蛇躍、　延齡龜鶴齊。　芳筵傾玉盞、　鄰里引枯藜。　請看青雲外、　神僊壽域躋。

（訓讀）窮通自ら忘却し、百事塵迷を滌ふ。筆を走らすれば龍蛇躍り、齡を延ぶること龜鶴に齊し、芳筵玉盞を傾け、鄰里枯藜を引く。請ふ看よ青雲の外、神僊壽域に躋るを。

【解說】此詩は某氏の長壽を祝したものである。第一、第二の句は神仙のやうな老人を叙してゐる。即ちこまつたことも嬉しいことも自然に忘れてしまつて百事俗塵を脫して居るといふのである。第三、第四の聯句は能書と高壽とをあらはして居る。即ち筆を走らせば紙上に龍蛇が躍り、齡の高いところは龜や鶴にひとしいとある。第五、第六の句は壽の祝の宴席の有樣を述べて其の德を頌したのである。即ちめでたい宴席に玉の盃を傾け隣里から老人達が祝宴に列する爲めに藜の杖をついて、たくさん集つて來るといふのである。第七、第八の句は總たいの結びで、見給へ高位高官以外に彼の神仙（僊は仙と同じ）が壽域にのぼるのを、即ち祝せらる老人を仙人に見立てたのである。

衝雨來叩雲外門、　風光滿目對吟樽。　相逢高興無他事、　山水幽情仔細論。

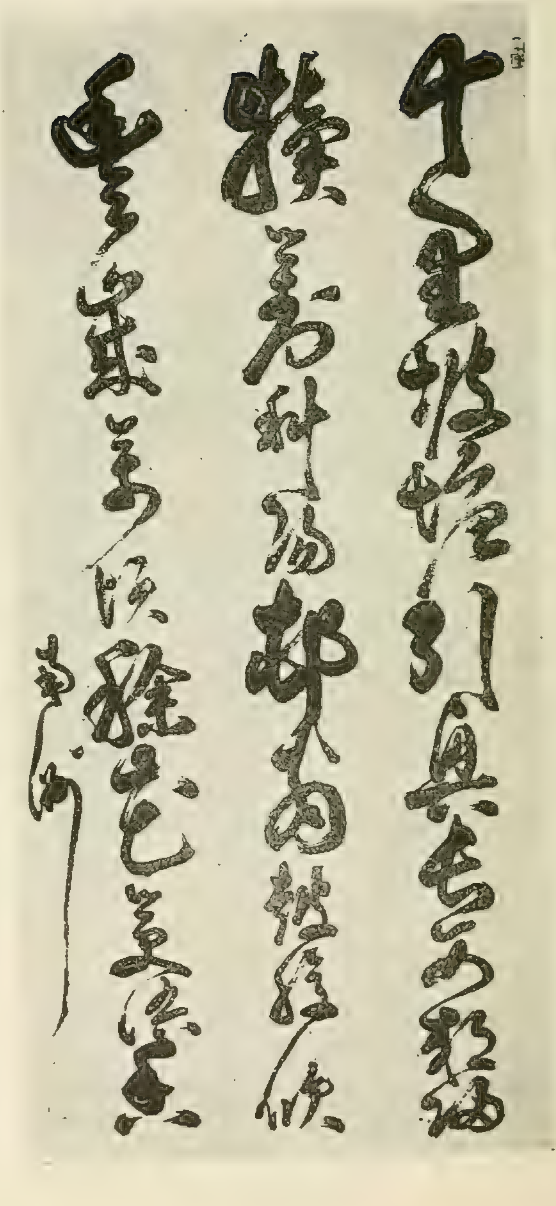
（訓讀）　雨をつきて來り叩く雲外の門、　風光滿目吟樽に對す。　相逢つて高興他事なし、　山水の幽情仔細に論ず。

【解說】　起句の「叩」は誤書であらう。敲の字でなければ平仄が合はぬ。一首の意は雨をおかして來り山莊を訪へば何ともいへない風光が目に滿ちて酒を飲みながら詩歌を吟ずる。相逢ふてみやびな樂みをするといふのは他の事ではない。唯山水のゆかしい趣をこまかに論ずるまでの事であるといふのである

十里坡塘引興長、　西郊歸犢對斜陽。　郇翁皷腹欣豊歲、　萬頃稌花笑語香。

（訓讀）　十里の坡塘興を引くこと長く、　西郊の歸犢斜陽に對す。　郇翁腹を皷して豊歲を

欣び、萬頃の稌花笑語香し。



【解說】稌はもちいねのとであるが、此處に稌花とあるは廣く稻の花を指したのである。○一首の意は十里のつゝみがうねうねとして趣が多い。家に歸る、西郊のこうしが斜陽に照らされてゐる、村翁は腹づゝみ

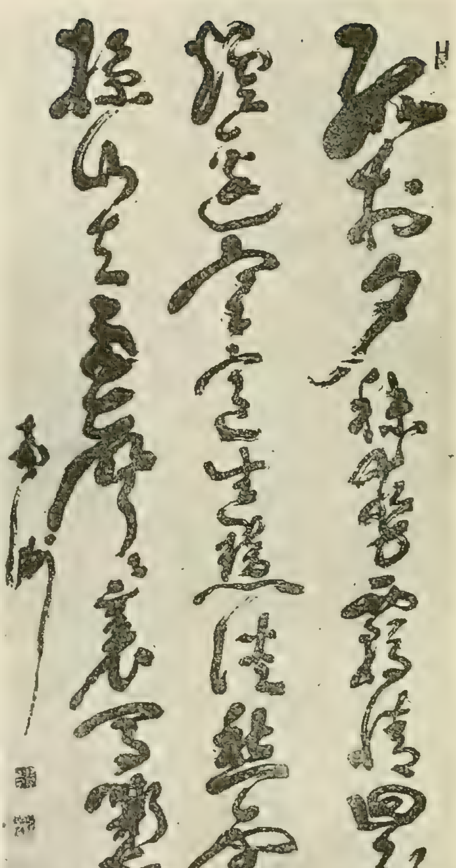
をうつて豐年を欣び、靑々とした萬頃の田には稻花が香ばしく、人々のたのしい笑ひ聲がおもしろくきこえるといふのである。十里の堤塘といひ西郊とあるを以て見れば、鹿兒島の西郊、甲突川に沿うた伊敷、原良あたりの初秋の光景を詠じたものらしい。

寒梅照席一枝斜、　人靜更深香益加。　最愛今宵世外賞、　幽窓疎影月中花。

（訓讀）　寒梅席を照して一枝斜なり、人靜かに更深くして香益加はる。最も愛す今宵世外の賞、幽窓疎影月中の花。

【解說】　此詩は月夜梅を賞する詩である。「寒梅の斜になつた一枝に花を開いて其の花光が座敷を照して居る。而も夜更け人靜まつて其の香氣が益加はる。」といつて先づ花香の美をうつし、次に之に對する感をあらはして「今夜市塵を離れた斯樣なところに來て、しづかな窓にまばらな影をうつしてゐる月中の梅花を賞するのは最もよろこぶところであるといふて居る。

孤村夕秣動羇情、　回顧爐邊寒意生。　黯淡愁雲掠山去、　雨聲々裏馬嘶聲。



（訓讀）孤村の夕秣羇情動く、　爐邊を回顧すれば寒意生ず。黯淡たる愁雲山を掠めて去

り、雨蕭々裏馬嘶くの聲。

【解說】此詩は東海道か中國路か何處かわからないけれども、旅中の夕暮の光景をあらはしたのである。○起承の二句には「さびしい村で夕のまぐさを馬にやるのを見て旅中らしい氣分がする。あたりを見まはして見れば、爐に火が入れてあつて、手をあてゝ見たくなるまで寒くなつた」といつて折柄の時候（晩秋か）を表はし、轉結二句は「うすぐらいいやな雲が山を掠めて去り、板屋うつ雨の聲のはげしい中に馬のいなゝく聲が高くきこえる」といふのである。

前山懸レ月後山晴、　遠寺疎鐘雲外聲。　一帶驛亭人跡絕、　晨鷄數叫送二行程一。

（訓讀）前山月を懸けて後山晴る、　遠寺の疎鐘雲外の聲。　一帶の驛亭人跡絕え、　晨鷄しば〳〵叫んで行程を送る。

【解說】一首の意は前山に曉月を懸けて後の山々が晴れわたつて遠方の鐘聲が遥かにきこえる。一と續きの宿場も人通りがたえて夜明けの鷄がたび〳〵鳴いて旅行く人を送るといふので、旅行中早曉出發の光景である。

宇宙由來日赴新、　數千里外已如隣。　願知四海同胞意、　皇道頻敷萬國民。　（頻一作類）

（訓讀）　宇宙由來日に新に赴く、　數千里外已に隣の如し。四海同胞の意を知らんと願はば、　皇道頻に敷く萬國の民。

【解說】一首の意は、「元來世界は日に日に新に赴いて、數千里の外も既に隣の如き世の中になつた。願くは四海同胞といふ意を現實に知りたいならば我が皇道の頻りに萬國人民の上に及ぶのを見よ」といふのである。

赤壁誰爭山水淸、　難比千古著功名。　早帆銜雨潮聲急、　暗霧圍峰震霹靂。　浪碎周郎疑激戰、　雲晴蘇子寄風情。　豈圖此夕逢春暖、　直棹孤舟乘月行。

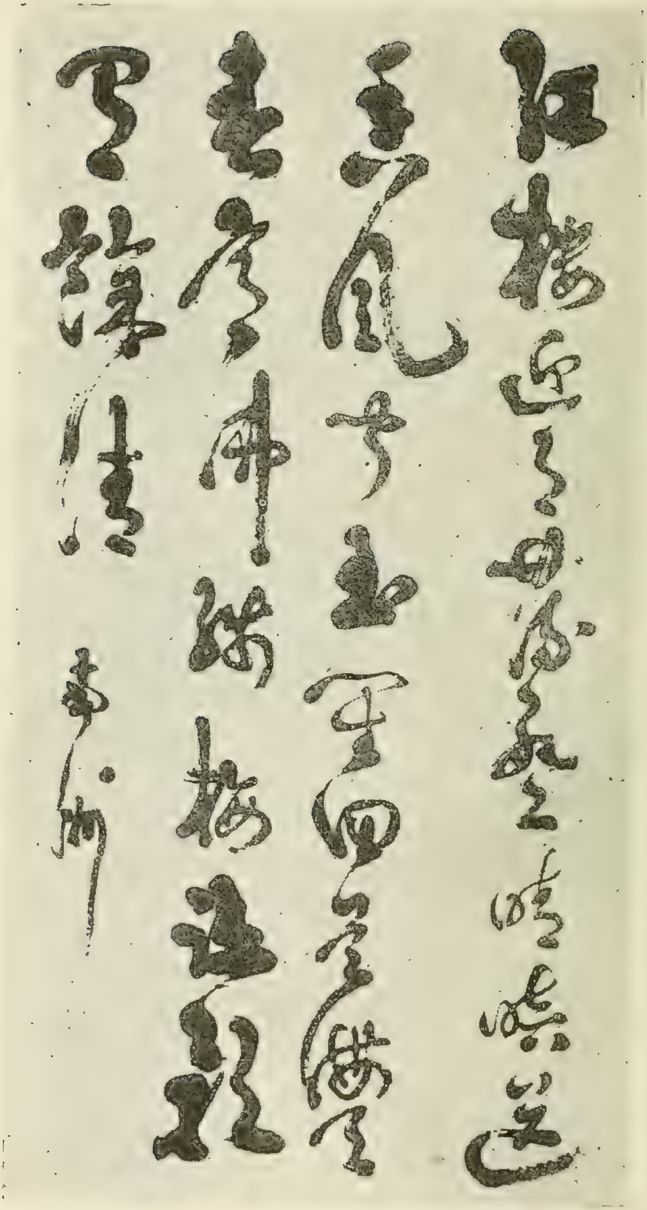
（訓讀）　赤壁誰か山水の淸きを爭はんや、　比し難し千古功名をあらはすに。早帆雨を銜

いて潮聲急に、暗霧峰を圍んで霹靂轟く。浪碎けては周郎激戰するかと疑ひ、雲晴れては蘇子風情を寄す。豈に圖らんや此夕春暖に逢はんとは、直に孤舟に棹さして月に乘じて行く。

【解説】此詩は小赤壁と稱せられてゐる某江に舟遊して詠じたものと思はれる。一たい、支那の赤壁は蘇東坡の前後赤壁賦によりてその山川の清秀を知られてゐる。又、周郎即ち周瑜が輕兵を以て曹孟德の大軍を破つたので有名である。さて此詩は某江を以て、眞の赤壁と見做して句をつらねてある。○第一、第二の兩句には「赤壁の山水の清秀なることは異論のないところであるが、山水の美よりも今一きは勝れたことは周瑜が千古の功名をあらはしたことである。」とあり、第三、第四の聯句には此江の風雨の折を叙してある。即ち、「朝早く沖に出て行く白帆が雨を衝いて、潮の流がはやく、暗い雲が圍んで、雷が轟いてゐる」とあり、第五、第六の聯句には、前をうけて「浪が岩に碎けるおとを聞いては、周郎が今や激戰をしてゐるかと疑ひ、又、雲が晴れて月明かになると、蘇東坡の客と遊んだ風流を思ひいださせる」とある。第七、第八結句は當夜の舟遊を叙したので、「今夕春暖かに浪穩かなる時に際會しようとは思ひかけないことであつた。それ故これ幸と直ちに、したくをして孤舟に棹さして月明に乘じて舟遊をする」といふのである。○某江といふは鹿兒島灣の山川港の外港兒ヶ水邊ではあるまいかと想像するが、はつきり斷定はされぬ。

江樓迎月薄雲晴、　暗送香風聞玉笙。　回首滿天春意沸、　殘梅疎

影有㆓餘清㆒。

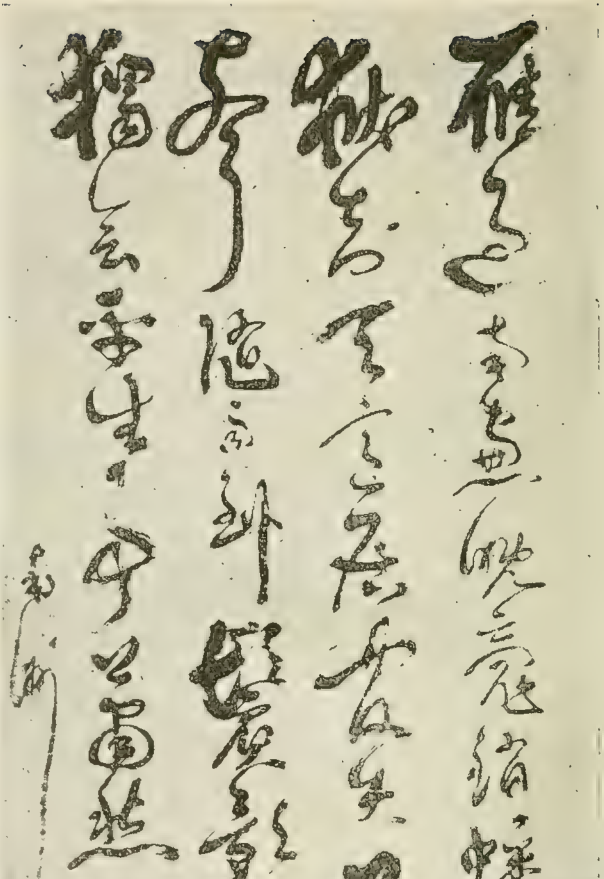


（訓讀）江樓月を迎へて薄雲晴る、暗に香風を送つて玉笙閑ゆ。首を回らせば滿天春意滯く、殘梅疎影餘清あり。

【解說】此詩はまことに氣持のよい春夜の光景をあらはしてある。先づ水邊の樓にのぼつてゐると月が出た、その月が空にのぼるにつれて、今まで浮んで居た薄い雲が消えて一天晴れわたる。そこに何處よりともなく梅の香がする、笛の音がきこえる。（以上起承二句の意當夜の所見である）さて首をめぐらせば月光のさす限り一面に春の氣分が漂ふて、庭先の殘りの梅花が月を受けてまばらな影を地に印して居るのは、非常に清い氣分がある。蓋し林和靖の「疎影橫斜水清淺、暗香浮動月黃昏」といふ有名な梅の詩を連想して轉結したのであらう。有餘清はアリアマツタ澤山の清さがあるといふ意。

雁過南窓晩、　魂銷蟋蟀吟。　在獄知天意、　居官失道心。　秋聲
隨雨到、　鬢影與霜侵。　獨會平生事、　蕭然酒數斟。

（訓讀）雁南窓を過ぐる晩、魂銷蟋蟀吟す。獄に在りて天意を知り、官に居て道心を失ふ。秋聲雨に隨つて到り、鬢影霜と侵す。獨り平生の事を會し、蕭然として酒しば〳〵斟む。



【解説】此詩は雁過ぎ蟋蟀吟ずる秋夜に往事を顧み、今を考へて感慨にたへずして詠じたのである。第一第二の句は秋夜の光景である。第三、第四の聯句は、隆盛獨得の體驗であるが、また頗る面白い文句である。

即ち「獄に在りて天意の存するところを知り、官に居て道心を失ふ」とある。蓋し、官にゐて時として心ならぬことを言はねばならぬ場合のあるのを言つたのであろ。第五、第六の聯句は秋の聲が雨に隨つて到り、自らの鬢の影が霜と共に來りて白毛になつたといふのである。第七、第八の結句は獨り世の中の事をさとつて、ものさびしく酒杯をしば〳〵重ねるといふのである。

蒼烟四罩晝濛々、　水態山容看欲空。　恰是艶和三月候、　人行李白柳青中。

（訓讀）蒼烟四罩して晝濛々、水態山容看て空ならんと欲す。恰も是れ艶和三月の候、
人は行く李白柳青の中を。

【解說】あを〳〵としたもやが、四方をつゝみこめて晝なほ濛々として暗く、水のありさま、山のかたちもぼんやりとしてよく見えない。恰も是れ艶和三月の時節で、人は李花白く柳葉青き中を通行して居るといふのである。春郊遊行の景であるか或は畫に題したものかも知れない。

赤子慕心何處伸、　青雲遼隔不容親。　一貧一富如泡夢、　昨日恩

情今路人。



（訓讀）赤子の慕心何處にか伸びん、青雲遼隔親しむべからず。一貧一富泡夢の如し、昨日の恩情今路人。

【解說】一首の意は「赤子の母を慕ふが如く、自分は君上を思うてゐるが、青雲が遠く間を隔てゝゐて親み近づくことが出來ずに、思慕の情を伸ばされない。かへりみれば一貧一富恰も泡の如く夢の如く、昨日はあついめぐみを垂れた人が今はまるで知らない路人のやうな有樣である。」といふのである。此詩或は一般世態を詠じたものかも知れないが、試に之を隆盛の境遇にあてはめて見ると、久光公の怒に觸れ、明治五年の末から暫く鹿兒島にかへつてゐて陳謝されたことがあるから、あの折の境遇がこの詩を生んだのではあるまいかと思ふ。

野徑高底到二草廬一、携二來瓢酒一與レ君娯。誰知吾輩交情篤、命レ駕何曾畏二險途一。

（訓讀）野徑高底草廬に到る、瓢酒を携來つて君と娯しむ。誰か知らん吾輩交情の篤きを、駕を命ずるに何ぞ曾て險途を畏れん。

【解說】此詩は慶應年間京都に於ける作ではないかと思はれるが慥かに分らぬ。一首の意は野道を上つた

り下つたりして草廬に到り、瓢酒を携へて來て君と娛む。まことに愉快な事である。吾が輩が斯樣に交情の厚いといふ事は誰も知るまい。旣にこの交情あり、駕籠を命じて君を訪ふのに、どうして險しい途を畏れる事があらうか、更に意とせぬといふのである。○命駕とは友人を訪ふこと。

東帝無情催駕回、　寥然獨臥懶呼杯。　春風觸迕愁人意、　一片飛花入座來。

（訓讀）東帝無情駕を催して回る、寥然獨り臥して杯を呼ぶに懶し。春風觸迕す愁人の意、一片の飛花座に入つて來る。

【解說】此詩は春を惜むの意を詠じてある。隆盛沖永良部幽囚中、高田平次郎を送る時の詩に「春容催暮慘離情」云々の詩がある。或は同時の作かと思ふが、未だ確證を得ない。一首の意は春の神樣は人々の別を惜む意も知らず、つれなくも駕を催してさつさと行つてしまふ。寥然とものさびしく獨り臥して酒杯を呼ぶ力もない。春風が愁人の意に逆らひ、一片の花びらが座に飛んで來るといふのである。

以上百三十六首、隆盛の詩を大抵網羅したつもりである。從來、隆盛の詩として世に傳はれるもので隆盛の詩で無いものも、決して少くない。例へば『人生元不長、此身豈共輕云々』の長篇の如き、『不レ養レ虎兮不レ養レ豺、亦是九州西一涯云々』の律詩の如き、『孤軍奮闘突圍還云々』とか『建業唯期和聖東』とかいふ七絶の如き隆盛の作で無いといふことは世既に定評がある。なほ編者は『十五年前出二故郷一、飄然來住櫻洲傍、傾盃何管酒賢聖、握筆不論人短長』『赤人斗酒是生涯、我袖丹青入酒家、醉夢湘江々水濶、徑呼禁客逐二流霞一』『壯士腰間三尺劍、欲排妖霧覩青天、不レ堪双涙灑、親日正是丹心報國年』『慷慨多年過此身、滿腔勇氣爲レ誰振、吶喊聲裏踏二三岳一、復作洞雲深處人』の四首は、其内容より見て、隆盛の詩にあらずと信ずる。此外にもまだ一二首疑はしいと思ふものがあつたが併せて省くことにした。

二　和　歌

御直書を拜讀して

思ひ立君か引手のかふら矢はひと筋にのみいるそかしこき

一筋にいるてふ弦のひゝきにてきへぬ身をもよひさましつゝ

【按】此歌は萬延元年二月大島謫居中の作である。（全集第一卷一七一頁參照）

しきしまの道に我身を捨小舟風吹かはふけ浪立たは立て

【按】此歌は隆盛、德之島より沖永良部島へ護送せらるゝ舟中にて詠みしものであるとて、後年、從僕熊吉が能く口誦してゐたといふことである。（山之內甚之進翁談）

上衣はさもあらはあれ敷島の大和にしきを心にそきる

【按】此歌も多分謫居中の作であらう。南洲先生遺墨集にその自筆の歌が見えて居る。

操うしのおもきおほやけ事のつかひに選まれて
船出し侍るを送るとて　ひこや麿

君かためふかき海原ゆく船をあらくなふきそしなとへの神

諸人の誠のみつる船なれはゆくもかへるも神やまもらん

【按】此歌は文久三年十一月沖永良部島謫居中、操坦栽が、其年英艦来襲の慰問使として鹿児島へ赴かんとするにあたり、送別として贈りし歌である。（全集第一巻二七八頁参照）

いさ嬉し直毘(なほび)の神の幸(さき)ひかもひこやのうちに眞こゝろは立

【按】此歌は沖永良部島牢中の作である。多分文久三年英艦襲来の報をきゝ、渡海のためにとて土持政照が船を造りし頃のものであらう。

おもはしな思ひし事はたかふそこおもひ捨てゝも思ふはかなさ

【按】此歌も南洲先生遺墨集に自筆の書が出て居る。

明日よりは音も變らむ浪の上はのこかになりぬ春の初風

埋むれて世には心のなき梅も春こや知らむ花の香そする

【按】右二首は元治元年二月、隆盛沖永良部島より召還の命を受け、歸途大島龍郷に立寄り、妻子故舊と面會し、留別の宴が開かれた折、詠じおきしものである。

みたれたる糸のすぢ〳〵繰返しいつしか解る御世こなりけり

【按】此歌も沖永良部島牢中の作であるといふ傳へがある。

東風吹かは花や散るらん橋の香をは袂につゝみしものを

【按】此歌は西鄕南洲書翰集に「南洲京都に上ぼり、柳馬場錦小路上る鍵屋に止宿して、井伊直弼の上京を

待ちつゝありし時の吟なり。」としてのせてある。

故さとの谷間をいでてし時鳥みやこの空を月の夜にせん

閨の戸にひとりや人のまちぬらんたち別れゆく横雲の空

結ほれし心のこほり解けやらて春ならぬ春に春はきにけり

【按】此歌は、西郷南洲書翰集に「此和歌は明治九年四月の評論新聞に載する所なり。但し此和歌は南洲のものせしや否や正確ならず。」とある。

漢文

隆盛の漢文七篇を次に掲げる。隆盛は漢文を專攻した學者でないから、その措辭には無理なものもある。吾々は、たゞその精神を窺へば足るのである。

代政照子述

予土持綱政之庶子而居于南島。其先邦君事貴久公爲執政盡奉忠誠、嘗君幼逢危急之厄、當此時乎、粉骨碎身以脫君之難、是以邦家得全、遂起中興之業、有專勤勞矣。予其苗裔而慷慨勵志所以異土人事也。嘗聽麑府備不虞甚嚴矣。予以爲雖生于草野之陋豈無忠義心乎。殺身成仁不辱於家名有斯焉。雖然萬里之波濤不可無船得涉也。徒苦心志耳。既欲營船而無餘財、歎息久矣。奮然謂君父在麑府、有目前之禍、如何不暇顧家乎。故諭下婢以實、婢亦許諾焉。故賣之以求償而一小船修成焉。先是雖拋予身命爲忠義、在家老母、是亦所不可人情之忍也。剛斷難制。唯茫然熟考、不可以實不知也。一日告母曰、食君之食、避君之難、非忠臣也。生我不侍父之禍非孝子也。於此二者、所不可人倫之離也。予冒萬死赴戰場而可全忠孝矣。請免之乎。嗚呼獨如何母之悲焉、言未終而淚滿衣。母聽

之曰、誠哉汝言乎、幸而雜將士、蹈忠義之道、何喜若之、莫憂獨母、快致死、少無愁色、自若勵聲曰、速造船、促之而最勉、予聞之勇氣百倍、志操愈固矣。可惜衆人者貪利不知義。予全忠義、不顧其身、子孫思之、勉之。

右代政照子述　　南洲

送大山君東行序

長於人者、其任重其責厚矣。何曰重且厚、夫長於人者、以身先事、衆之所注目而效事。苟不得其宜、則謗之難之、欲助之者寡矣。故曰重且厚也。且夫天下事有輕重難易、而爲兵之長尤至重至難也。今茲三月君將吾藩兵、以赴東京、嗚呼處其至重之任、又赴至難之役。臨別豈可無一言之贈乎。君苟能其任之重而事得其宜、則破彼堅陣討巨賊何足爲憂乎。此役也、驅意馬攻心猿、是其難焉。古人有言上策莫若自治而浪戰爲最下、不戰而誅

人之不意、上乘之勝也。　此其道非有奇計異術、只推誠而已。　非理事之難、理心實難矣。　其勉之哉。　是故三軍合志同誠則所向必克、固不慮其成功、是質此鬼神而無疑者也。　可不勉哉、可不勉哉。

染川實秀君墓碑銘

染川實秀君、俗稱彥兵衛、父實行俗稱伊右衛門、母大島氏、君爲人直諒而勇悍、能諳練兵機、每戰挺衆進鬪。　蓋戊辰之役、官軍攻擊城州八幡、實秀爲二番遊擊隊、自正面進擊。　而賊壘背八幡山傍澱水。　達壘只有一路焉。　故攻近爲敵所叢射、實秀等乃伏路傍匍匐以漸進、迫近忽起突壘氣勢甚猛烈、賊盡披靡却走、獲首虜甚多、而實秀最有功焉。　自是賊軍沮懾不能復戰、終東奔。　於是東征之
詔下三軍、實秀亦爲四番隊自中山道指江戶。　時賊軍會議曰守江戶不如

扼兩關與碓氷峠、乃欲遣兵扼碓氷峠、實秀豫察其機、晝夜兼行而疾進、悉挫其計、至武州簗田驛、與賊兵會、直突宿陣、斃賊若干、遂走之、至江戸、則慶喜出城、獻兵器以謝罪、自屏居於寬永寺、然餘賊嘯集奥羽之間、既攻取白川城、其勢甚熾。　是以實秀等先諸軍向白川、閏四月廿一日於下毛國鹽崎村、與賊軍會、乃設伏破之。　翌廿二日又破之於百村、追躡至板室、斃賊將小笠原新太縱火聚落、入太田原城而後次蘆野、衆議攻白川城、皆曰提孤軍而隣於敵城、不如急撃、若移時日、使敵知我寡兵、彼大得力、日增其勢。　實秀等不肯曰、白川奥羽要衝、途通八方、兩軍所共爭、以此孤軍不可容易拔也。　僅待三日、衆兵來會、得此時三道攻撃之、必可破矣。　衆不聽。　於是實秀憤激而發蘆野、時閏四月廿五日昧爽。　分兵攻城、實秀爲斥候隊先鋒而進。　城兵仙臺會津、棚倉、純義隊、會義隊、新撰隊惣計三千餘、激戰城外、自辰至午、互前互却、勝敗未決、實秀等奮戰衝突、一無不當百、然賊兵席捲蜂擁而來、遂繞自山路

出衝我軍後焉。　實秀不少屈、膽氣益壯、乃携兵士數人、拔刀逼塞、殺賊數十人、終中銃丸而死。　賊軍亦奪魄不能掩撃我軍、乘此間收殘兵而歸。　其後拔白川城、收遺骸而埋葬於白川長壽院、送遺髮葬於興國寺、蓋實秀之志操必摧敵、不能摧焉則自斃而止而已矣。　嗚呼壯哉、君之節。　嗚呼惜哉、君之齡。　爰勒其梗概於貞珉以表不朽云。

西鄉隆盛謹誌

祭戊辰戰死者文

夫生者之有死、自然之理、豈逃之乎。　然死者人之所難焉、獨臨大義棄之輕於鴻毛矣。　以其爲難者輕而棄之可謂交誼之至也。　此非依人之言強爲之者、皆自感發而忘生。　衆人不期而歸一致、所謂神盟者也。　是所以從事於戊辰之役、尊王救萬民塗炭之苦也。　於是我徵兵八番小隊中、一心同體、

猶下右手有レ急左手不レ覺應上レ之、何待レ令レ爲レ之乎。嗟乎當二難戰急激之間一、一隊分二離四方一無レ暇レ救レ之。憤戰衝突而紛斃。實不レ異下刮二吾骨一剖中吾肉上。歷レ年經レ月猶不レ可レ堪二切痛一矣。於レ是同隊保二餘生一者、相會錄二戰亡之姓名一居二是于席上一、永不レ失二神盟之義一、而欲レ不下以二存亡一有中親疎上。願レ踏二大義一謁二於泉下一必不上レ噤レ口也。請以レ之慰二靈魂一焉。

西郷隆盛謹誌

横山安武碑文

横山安武稱二正太郎一、森有恕之四子、母隈崎氏、出繼二横山安容之後一。爲レ人忠實而汎愛レ衆、事レ親有二婉容愉之養一而至二于事一レ君則犯レ顏言下人不レ能レ言者上、皆發二忠愛之心一矣。安武在二君側一十餘年、排二因習一革二舊弊一、且欲レ使下宮中府中爲二一體一、論辨不レ止、其言一時能行。而下情上達、宮府無二間隔一者、安武之功居レ多焉。一

日英艦來戰二於鹿兒島一人家數百罹二兵燹一。 安武之家亦逢二其災一。 邦君每戸賜レ金以救二其急一、安武以二多年勤勞之功一特蒙二賞賜一。 安武恤下故人貧苦無二資給一者上、乘レ夜以二賜金一竊投二於其家一。 而窮家不レ知二其故一、踊躍以爲二天神之冥助一也、安武死後親戚朋友檢二其日記一、始知二安武所一レ爲。 嗚呼爲レ已不レ謀、爲レ名不レ設、自發二於至誠一、未レ聞二如レ是人一也。 安武任二近侍一、專補二導公子一、孜々不レ怠、以爲二公子成二長於深宮一、疎二下情一、切勸二遊學一而自隨行焉。 有レ故召二公子一還。 安武亦從而歸藩則被レ奪二其職一。 於レ是反レ身曰當二益勵一志以修二德業一耳。 再請遊學始到二西京一、又去至二東京一、當二此時一朝廷百官遊蕩驕奢而誤レ事者多時論囂々。 安武乃慨然自奮謂、王家衰弱之機兆二于此一矣。 苟爲二臣子一者、不レ可レ不下千恩萬慮以救上レ之、然而雖二尋常諫疏百々陳一レ之、力不レ能二矯正一則無二寸益一而已。 不レ如二一死以諫一レ之、若有レ所二感悟一、豈無二小補一乎。 乃作二諫書一陳二弊事十條一、持至二集議院一挿二之門扉一、退屠二腹津輕邸門前一。 實明治三庚午七月廿六日夜也。 拂曉門吏開レ門則有二

僵臥者以爲薩人也。告諸藩邸。邸吏到則安武也。扶起入邸。氣息未絶。曰奉書集議院、語僮通。乃遣人問之於院。答曰今朝院門有封書上于政府。走歸以其狀告安武、安武若自得焉者而即瞑。嗚呼以身當難、安武平生之言果不食也。於是乎、世人感安武之死諫、空論忽止。時弊亦以漸而改。惜哉安武以忠實之資未能大有爲。而爲史鰌之尸也。噫。

送木尾君、日高君、救仁鄉君三子、之佛國序

三子者將行。臨別不能無言。而我豈特爲痛離群乎哉。乃欲言之涙先下。吾情猶見昔日戰亡之諸君而別也。嗚呼雖彼人亡以此人代之。彼魂魄必有保護焉。何以得代彼人乎。特有正氣焉。彼正氣憤然發而斃焉。子其維持正氣而行矣。正氣所存、一焉而已。三子者往矣。嗚呼正氣誰憚而不維持乎。

學校

蓋學校者所ﾆ以育ﾆ善士ﾆ也。不ﾆ只一鄕一國之善士ﾆ、必欲ﾆ爲ﾆ天下之善士ﾆ矣。夫戊辰之役、正ﾆ名蹈ﾆ義、血戰奮鬪而斃者、乃天下之善士也。故慕ﾆ其義ﾆ感ﾆ其忠ﾆ祭ﾆ之于茲ﾆ以鼓ﾆ舞於一鄕之子弟ﾆ、亦所ﾆ以盡ﾆ學校之職ﾆ也。

西鄕隆盛謹誌

草稿

隆盛の手に成つた草稿で、西郷家に遺つてゐたのを、島津家の編輯所にて寫し取つたものが若干ある。或は略し或は闕けて完全な文章はすくないが、中には隆盛の胸奧を窺はれるものがあり、又、歴史上の參考となるべき珍しき資料もある。依つて極めて概略の考を附して次に之を掲ぐることにした。併し草稿であるから、未定稿のものも必ずあるに違いないから、その心して讀んでいただきたい。

一

當時天下の形勢一變いたし、軍政急勢の場に立至候處、萬國も大道の明不明を以テ國家の盛衰存亡相分り候へば、名分を明にし、條理を踏へ候義、強國の根元に候間、各誠心を開キ、國是相居候樣、忠精を盡し呉候處、偏ニ頼ミ存シ候。　右に付ては事多端に涉り候ては、其力專一ならずに付、夫々掛申付候間、苦思蕉慮せしめ、事の體用時態に應して所置可致候。　いづれ、受持の事件委任不致候ては十分の働出來兼候付、事の成否を以テ

此文は慶應三年四月藩政改革の際、藩侯（忠義公）親諭の草案である。

二

斥候役の儀、敵の掛口且備の立方、或ハ氣合の強弱、或ハ手配等の次第、一人の

見切を以味方の手配相定事候得ば、肝要の役場に御座候故、御目付の義斥候は當然の事候へば、兼て心得迄に御達相成居候處、人撰の文字に相拘り、異論有之候付、人撰の義論試み申候。　譬へば斥候役被仰付候節は、御目付の內、誰にても相勤候儀被仰付譯には不參、いづれ、人ざしを以被仰付候へば、則人撰ミ申ものに相成可申、又は依時機敵味方差別不相分物見可致場合に臨ミ、自身より望出候義も可有之、隨分其任に堪候へば、望の通可被仰付、其節も直樣人撰ミ申ものに相違有之間敷、只望に（原本には以下の文を二下に掲げてある、少し文字の異つたところもあるが、殆ど同じであるから、今重複を避けることにした。）依て被命候ミ申ものにては有之間敷、如何程相願候共、其任に不當候はゞ、被命譯は無之道理に御座候。　左候へば人撰ミ相成可申義ミ奉存候。　平常の義に付ても、人さしの御用被仰付候者、全其職中の人撰に當り可申、勿論聞合等の節引合迄にて、外同役えも不相洩義も可有之ものミ承居候。　左候へば人撰の最上等の手

數ヽ被相考申候。此度御達書の御趣意、人撰の文字格別要用の義ヽは不奉存、臨時の節混雜不致迄に、前以爲御知相成候事ヽ奉存候。一職の內にも各其所長は有之事候へば、其長を以御仕ひ相成候義は不論して明白なる儀に御座候。

三

本文に付後來人民の苦情を洗除いたし、島役吏の民の信用を得、人民其業に安し、縣廳の恩威並行候處熟察いたし候處、今日に至り、貢糖の名義存在いたし候廉も無之候付、上納米の義、年々の御定直成を以代銀上納被仰付、砂糖の義は勝手賣買を被差免、島元にて賣拂候共、又は御當地大坂表迄積出し候共、人民の望に被爲任、縣下の人民ヽ區別無之樣、公平の御處分に無之候ては、決て不相濟義ヽ奉存候。其儘被召置候ては、縣廳

の不體裁を極め候事に立至、人民に可對の面皮を不知候。

此書は本卷補遺に載せたる明治六年六月松方正義への書と連關したものである。或は彼書にそへた別紙ではあるまいか。

四

道を同し義相協ふを以て暗に聚合せり故に此理を益研究して道義におひては一身を不顧必踏み行ふべき事

王を尊び民を憐むは學問の本旨然れば此天理を極め人民の義務にのぞみては一向難に當り一同の義を可立事

道を同し義道を同し義相協ふを以て暗に聚合せし故益此理を研究して道義におひては敢て生死を忘れ必踏み行ふべき事

一王を尊ひ民を憐むは學問の本旨然れば此天理を失はず人民の義務

に臨ては難に當り一同の義を可レ終事

【按】これは私學校綱領の草按である。綱領は更に之を修正されたものと見える。それは既に第二卷の口繪に隆盛の眞蹟をあらはしておいたが、參照のため更にその全文を次に掲載する。

私學校綱領

道を同し義相協ふを以て暗に聚合せり。故に此理を研窮し、道義においては一身を不レ顧、必ス踏行ふへき事

王を尊び民を憐(あはれむ)は學問の本旨。然らは此天理を極め、人民の義務にのぞみては、一向(ひたすら)難にあたり一同の義を可レ立事

五

右は幼少の砌より養子と相成、繼母に丁寧に相事へ、朝暮定省は勿論、如

何成用向に取掛居候共、繼母の言付候義有レ之候得ば、直樣打捨候て、其命に隨ひ、是れのみならず、何篇繼母の意に先立て事を取り、孝養を盡し候次第、一統感服いたし居候譯に御座候。　全體、繼母には短氣の性質にて、纔なる事にも大きに怒氣を發し、嫁抔追出し候義は幾回も有レ之候得共、怒氣相鎭候得ば、悔悟いたし列歸候義、通例の事に罷成居候處、終には子共迄有レ之候ものを及二離縁一候故、孫共愛慕の餘り、祖母え歎願いたし候爲體、四郎左衛門見受、子共召呼ヒ、繼母の意に逆ひ、色々申立候ては不二相濟一候付、落着いたし候樣、得と申諭し、少しも怨嗟の情不二相顯一、愛養益厚く、相盡候處より一家も安穩に相治候處、又々後妻を迎候得共、全く繼母の存意に任せ、自分に好意更に無レ之、繼母の氣に叶候を幸といたし候次第に御座候付、四郎左衛門え怒を移し候義、決て無レ之、偏二孝心の致す處に御座候。ケ程に人情の難レ堪處を能耐忍いたし、孝道に心を盡し候義、實に感心の

至に御座候。平常の者は妻子の爲めに孝心稍相衰候ものに御座候得共、益親切に相事へ候故、一鄕中擧て驚歎せざるもの無之候付、屹と御旌表被爲在度、左候へば敎化の道も相行れ、人々品行相省み、一涯勉勵可致義と奉存候。尤巡査方へも打合候處、右同樣の意聞込相成候付、此段申上候也。

これは四郎左衞門といふもの丶孝道を賞せられんことを上申した文であるが、多分隆盛が區長に代つて撰文せるものであらう。但、四郎左衞門の住地はまだ判然せぬ。

六

風俗も一新いたし、非違の者無之樣成行候樣、盡力いたし候義、職務におひても不恥場合に立至り可申と奉存候。然るに、大門口並尾畔下邊等におひて、藝妓と唱へ候者は、渾て、其實、賣婬女にて候へば、處刑可有之者

共に御座候處、既に默許の姿に成行、今更刑を被加候義も時機を失し、如何共禁止の手段無之候付、即今御英斷を以て此醜惡御掃蕩不被爲在候ては、人民品行を愼、各其事業を勵み、風俗敦厚に趣き候義、萬々有之間敷、就ては他縣より入來居候者は、得と御諭解有之、夫々相當の律可有之事に候得共、御寛宥被爲在候付、是非婦人の職業を相守り、一家を脩め、決て倫理を不亂抔との旨を以て、本縣へ御差返し相成、縣下の者も同樣御諭解相成、此上又々律を犯し候ては、屹度可及處刑旨、厚く御申聞相成候て、家族等に被引渡、是非悔悟いたし候樣有之度義と奉存候。　畢竟賣婬女の世教に妨害を成し候義、如何計共不被申、勿論野蠻の醜體を不被免のみならず、産あるものは産を敗り、産なきものは終に窃盗に陷り候事蹟顯然たる次第に御座候。　幾度勘考いたし候ても此醜惡御一洗無之候ては、人民を惡道に導候筋に相當り、教へざる民抔の事に無之、況乎天理におひて可恥

次第に御座候へば、十分職務を以、只此醜惡より生し來候罪科を責め候義、不被忍事に御座候。今や浮薄の俗に、悉く陷り候場合にも不立至候へば、隨分被廢候義も出來安く候得共、今形四五ヶ年も經候はば、決て着手の道も盡果候時體に押移り可申、左候へば益禍を後昆に殘し、且醜聲を流され候場合かヽ、實に遺憾此事に御座候。尤賣女買込候家主は、少しは迷惑可致候得共、萬民の爲めには難替事候付、大小輕重を能々御深察被爲在、速に廢絶の御命令有之度義ヽ奉存候。若し此儀遷延いたし候ては、百端苦情も相起可申義に御座候間、何分にも早く御一掃被爲在、其後賣婬女の律を御確定相成候得ば、屹度相止候樣、十分相盡し可申義ヽ一同申談此段申立候也。

此文は前の方が闕けて居るが、趣意は明かである。即ち婬賣婦禁止を鹿兒島縣令へ稟申したものであるが末尾の文より察するに、多數連名の申立てらしく思はれる。

七

此節、宮崎縣合併相成候處、舊地領地段々入雜居候付、藩々適宜の制度に因り、民情も又異り候譯も不少、自然人民の安ずるものを以テ其儘居付候處も可有之と奉存候。　當縣舊來之制度に馴居候民情を以テ、舊他領地に推及し難きは、不立（論カ）して明瞭なる事に御座候。　自然共人民の信仰におひては難制ものの有之候へば、彼には信ずるものを赦し、是には禁し候ては必ス物義紛出いたし候は案中の事に御座候。　第一宗門の義、舊藩來禁制の譯を以テ今に至リ凝結いたし候處も有之候得共、愚夫愚婦の迷に依りては、竊に信仰の者夥敷御座候へ共、只々默許の姿に成行候へは、此場に至、苦情も相起可申、勿論日向邊よりは一向宗の寺僧も煽動いたし候義相違有之間敷、勿論當縣え入込候宗旨は、宗門の內におひても惡弊多き

一派にて、帶解修行等の婬行も有レ之、倫理を亂し候のみならず、出銀を募り候義甚敷、愚婦の迷にては忽ち恒產を破り、困苦に迫り候義は目前の事に候得ば、全ク弊害を拵へ候譯に候得共、可レ禁の條理は無レ之候付、公然と被二差許一、本願寺におひて正しき宗旨と善き僧を撰ミ、御居付相成候はば、倫理を破り候害も無レ之、又出銀を貪り候場合も薄く、却て愚婦の迷も解候樣成立候はん。　當春時分は〔1〕白川縣宗(一字不明)相立居候致二參詣一候者一萬四五千人も有レ之たる由に御座候。　左候へば一人一圓つゝ仕捨候共、一萬四五(千字脫か)圓は他縣へ散し候事に候へば、縣內に相立候はば路費も相省け、他縣え(中間闕文)

離散の害も薄事と奉レ存候。　就ては今更禁を被レ解候趣御布告相成候共機會を不レ得譯と奉レ存候間、幸ひ下町より宗門の寺被二召建一候樣願立候趣に御座候付、是を御許可相成、本文の通寺僧等御撰擧の御手順相立候は

ば可宜義と奉存候。　是迄諸所の寺々え出銀等相收、世話いたし候者は、人柄不宜者多く、下町より願立候者も、矢張世話役人より周旋いたし居候趣に御座候間、別に世話人御調の上、被為定度義と奉存候。　右樣の時機相成候はゞ神職連中におひては、縣內宗門の蔓延いたし居候義は、不奉存、必議論相起可申候間、此節は一縣の制禁は立候條理無之朝政に隨り（ひノ誤）、差許候間、此上は十分神官の職掌を勉勵いたし、民心不傾樣可相盡旨御說諭有之、却て宗門を開て、神官を勵し候御策略有之度義と奉存候。

右は宮崎縣合併相成候上は、即此宗門に付、難事到來可致候付、細々申立候處、屹と見込相立可申出旨承知いたし、得と勘考仕候處、公然と宗門を開か、是迄の通默許にて御置候か、兩策の外無他、今形（いまなり）默許にて相置候はば、弊害彌增候付、十分手を盡候て、相開候方良計と見込候付、此段形行申

上候也。

此文は明治九年の秋になりしものである。同年八月廿一日宮崎縣を鹿兒島縣に合併したので舊薩藩領と延岡、高鍋、佐土原の各舊藩及び天領と制度の異つた地方が一緒になりし故是迄舊藩時代より禁止（內部には密かに布敎されてゐたが）となつて近來默許の姿になつてゐた一向宗を如何にするかといふ問題が起つて、縣令より之に對する意見を求められ、それに應答したのが此文である。隆盛自身の名を以てしたのか否か分らぬが隆盛の意見であること丈は疑ひない。

（1）白川縣は熊本縣の前稱

八

國分鄕住吉村川尻于寄地の義、最初部一山の願立にて御許可相成居候處、又々田畠開拓地に願替いたし、其通御免相成居候。然處全體住吉村の義は、固より作場無[1]多事に至りて困窮いたし居候處、村中えは、全く不爲（一字不明）

者士族共五六輩の私有物と相成候故、我村中の土地を失ひ、苦情相起候付無致方、其内少々は村中え差返し候得共、別紙絵圖の通所持いたし候就ては開拓方に付ても、持主の入費に及候譯にては曾て無之、村中の者共作場無之處より自力を以相開き作職いたし、持主えは直様入揚米相納め候のみにて、勞者共實に愍然の仕合に御座候。畢竟村中え熟議を遂候へば、今更決て苦情申立候義も無之筈御座候へ共、鄕役等え結合、憲法の自儘の處分に出候間、如此時機成立候に付、都て御引揚相成、村中え配當被仰付候相當の義と奉存候間何卒右通被仰付被下度、左候へば、勞百姓共、作場を得、延立候樣罷成可申と奉存候。此段奉伺候也。

これは百姓に味方したものである。理のある所に從ひ弱き者に加勢して、士族の權を恣にさせぬ樣にしたいといふ意が明かに見えてゐる。これも恐く區長(別府氏か)のために代作して縣令に提出せしめたものであらう。年代は明治九年頃のものかと思はれる。

（1）「たじなく」とは少ないといふ意

九

市來學校の義、麓湊の兩校、近來爭論を發し、既ニ湊の義は分鄕迄も願出候時機にて、各鄕に對し可恥次第に候ニ　畢竟資本金を互に相爭ヒ、如何して限有る資本可相支哉、此儘にては兩校は勿論、分校迄も立行候義、千萬不相調基、一鄕內合力同心いたし候て、分校等の譯に候へば、如何程學校相廣まり候ても可宜事ニ候得共、各自の方限を以テ、人心不和より起り候分校にて、第一學校の本意を失ひ候のみならず候故、後來禍原を搆候事と成行、人心一和協同の期無之候付、其鄕內爾後の爲めに學校を一つにして人心和同し、一鄕の全力を以テ可相盡念慮を發起せしめ、一鄕協同の場に立到候上は、御規則の通區割を以テ小學校を設ケ、便宜の方に可相隨は當然の事ニ候得共、人心不和の根元と道路不便等の故障とは難易事ニ候間、小學

校は勿論、分校迚も都て廢止いたし、一鄕內の中央に只一校を設立いたし候付、是迄の敎官等も御同樣廢止いたし候事。

此文まだ後の方があつたのであらうが闕けて居る。併し、大體の趣意はこれ丈にて明瞭で味ふべき文言である。

一〇

今般地租御改正被
仰出拜承仕候。　地租確定は不容易大事業に候得ば、只一吏の公不公に依り、人民の安苦千載に推及し候處に御座候。　既に享保の度大支配の節も、依鄕々不平均の處分有之、百年の後迄も困苦を及し候次第に御座候へば、厚注意可致事と奉存候。　御縣內の義は、他縣に相變、公田の遺法相傳居義、天下卓絶たる美事に御座候へば、私田の惡蹤に陷候樣の事

跡相顯候ては、是迄の公法に對し、汚穢を後世に殘され候義と奉レ存候。
就ては知覽鄕の義、舊私領地にて、地面居付方不行屆候處、西別府村の義、十六門の處に御座候處、地面割甚不等を生じ、門割にても可レ願出段、兼て吟味いたし罷在候處、此節地租御改正に付、得二其機會一、村中及二協議一候處、其内九門は、地面人口に應し過分に有レ之、全體現地は相少ク、大山野の名目にて、現地同樣のもの過分に有レ之候故、右地面委敷取調爲レ致候處、大山野の名目には候得共、其實現地同樣のものにて、地主よりは先祖代自費を以テ用夫反別割にも、現地同樣相加り候事にて、開拓人は全ク不二相知レ地方に御座候。　先年は地面割並し作職いたし來候由に御座候。　現在自費を以テ相開候地面は、差知候分は、決て割並候筋には無レ之候處、餘の大山野地とは相變リ一種のものに御座候間、外七門人口に應じ、土地相少ク、難澁の門々え割並、急難を互に相救候協議相調ヒ著手の半、地主等より異議を起し

先祖代自費を以相開候地方にて、是非割並し候義不相叶旨、事實相違の論を生じ、畢竟山野地の名目に據り、中立候次第に御座候處、右不等の處分に陷候ては、七門の人民は後來困苦に迫り、不可救場合に立到、御救助筋等願出候義、眼前の事候間、最初相極候通、確定不致候而は、人民保護の職掌も不相立候付斷然割並しの處分可致候付、被聞召置度奉存候。　此段御伺申上置候也。

此文は全集第二卷八七六頁に掲載して稍詳細に解說し、加世田區長餅原氏のために代作したものであらうとの考を附しておいたものであるが、彼とは少しではあるが、文句の異なつたところもあり特に彼は最後の一行「斷然割並」といふところで切れて全文が分らなかつたが、此草按で初めて全豹を見ることを得た。そこで重複のやうにも思はれるが、改めて之が全文を掲ぐることにした。

二

再三の御懇書忝ク拜誦いたし候。　彌以御堅固被ㇾ遊㆓御勤務㆒候段奉㆓恐賀㆒候。陳ば其許留學生徒三人、出帆の節、船賃等の條件に御疑惑の廉有ㇾ之、其他詳悉御氣を被ㇾ付て、學問においても必地所を可ㇾ撰等の事、逐一に被㆓仰越㆒、厚御禮申上候。　畢竟船賃の一條に付ては、コップス氏え打任せ置候義にては無ㇾ之、深見氏え相托し、此人在京にて、旁周旋いたし、金子の差引等候義にて、全く、コップス氏私せし所爲に無ㇾ之、船賃を直下いたし呉候餘金は、當人共えも相與置、又學費資出の方に入込候事にて、決て御案勞被ㇾ下候樣の譯にては無ㇾ之、尤學資金は一ケ年分は、爲替屋え入付置候て、世話人は其内より三ケ月分ヅヽ相受取、一ケ月の入用丈仕拂いたし呉樣譯にて、其餘決て相受取候義は不㆓相調㆒次第に御座候。　將又都府におひ

ては、被仰越候通、衣服類等に至り候ても、立派に無之候ては外聞不宜とか、只外飾に氣を付候義專一に相成、何の爲めに學問いたし候か、趣向不相立樣成行候ては、第一の國辱に可有之候。　畢竟、此生徒等においては御案内も被爲在候はん、我輩に下し賜候賞典高の義、幾度御辭退申上候共、御許容無之勿論可辭の筋よりして、一藩の賞典をも不行只戰死の者のみ、家族の扶助米三十年を限り被成下候事にて、こゝに至り我輩の賞典高御許容無之迚、人々賞典を頂戴いたし候ては、甚以不公平の處分に陷候付、此賞典は皆相纏め、學校を設け、往先十分の士官を拵候樣との趣意を以取起し候。　就ては此賞典は、隊中のものと相成候付、其趣意貫徹いたし候樣、盡力の次第に御座候へば、只學業にのみ、志を專にして勉勵可致譯にて第一外飾の念薄き處を撰候義本旨の事に御座候間、語學等の初業自由に相成、大學校に入込候樣成行候はゞ、其節は必都府に出で、學

び候義も可レ有レ之候得共、初より繁華の風に推移リ、志を奪はれ候ては、隨て品行も敗れ、兵事の人ゝ相成候義、萬々無ニ覺束一候付、堅く約條もいたし差出候上の事にて、違背の者は速に引戻し候ニ付、此末御煩を懸け候義は決て無レ之ものゝ見居候間、若シ不勉勵の廉御聞及御座候はゞ、早速御督責の處偏ニ奉レ願候。 其他の義は別段御配慮不レ奉レ願候間、宜敷御含可レ被ニ成下一候。

此旨御禮答旁如レ此御座候。 以上。

此書は賞典學校から明治八年に佛國へ留學させた木尾、日高、救仁鄉三子が佛國に着した後、佛國滯在中の某氏より書面が來て、それに答へたのである。 これで以て、賞典學校の成立も洋行させた趣旨も明瞭になつた。 編者は第二卷に於て、賞典學校に舊薩藩出身のすべての賞典錄をあつめて設立したものであらうと推定しておいたが、此書でそれが愈々確定された。

一二

佛國え差出候留學〔缺損〕全體、軍功の褒賞として朝廷より各人え年々下賜候金子、都て相集め、學校を設け、生徒を教育し、是を以テ戰爭の節相失ひ候數多の士官を蘇生せしむるの趣意にて、取起し候事ニ候得ば、生徒は固より、尋常の心得にては曾て無ㇾ之、戰死の士官に可ニ成易ニ志願を以テ修行いたし候譯に候得ば、必ズ卒業無ㇾ之候ては不ニ相濟ニ譯に御座候故、發足の節も、深く戒メ差出候處、却て彼地におひては、三人共に不勉强の趣相聞得申候。　就ては彼教師におひては、餘程丁寧に教諭方被ニ成下ニ候趣にて、私共に至り別て厚ク汲受居可ㇾ謝の言葉を不ㇾ知仕合に御座候。　此上は追々生徒も差出候付ては、萬事御教授を希ひ候事にて、偏ニ御依賴に及候上は譬ヘ、同國の者にても、如何程誘導いたし候共、決て可ㇾ動道理無ㇾ之候付、其邊は

屹と御構被下間敷、勿論生徒の内幾重にも御教諭を蒙候共、承引不致候はゞ、教師の見切を以テ直樣歸國を御許可被下旨、貴丈より委細御申遣被下度、此段御願申上候也。

此書も佛國在留の某氏へ贈つたので、八年に留學させた三人の不勉强の噂を聞いて贈つたのである。之を以ても賞典學校の趣旨が愈々明かに分る。

一三

一賞典學校より海外派出の人員學業最勤べく、最愼べき事顯然たり。如何となれば、昔時戰鬪忠死の心を以て心として永く存在せしめ候本旨なれば、生きかへり候道理なれば、固より其責重く、其任又厚シといふべし。　豈尋常の洋行にあらぬや。

一學生中、若し志鈍れ、學業得不遂においては、隨て士官事業に離れ武夫

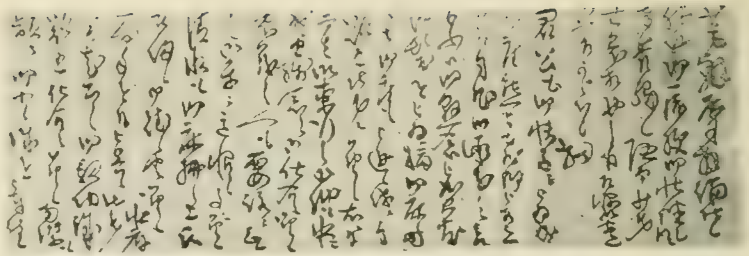
の道を失ひ、一同の精神にも差響き、且、著眼いつれに止るやも不相分必道義心肝に不貫ものに陷り、如何とも爲すべからざる事。

一三士彼地におひて、教師に對し、授讀の時間を緩め候、且遊惰に耽り、志業不相立趣相聞得候。就ては如此重を受、如此任を負ひ候ものゝ、又如此所行あるべきいはれ無之候へば、屹と御取調の上、彌素志を失ひ、約定に戻り、不可赦次第に立到有之候はゞ、速に御差歸し被下候樣一同の望處に御座候也。

之も多分前書と同時に贈つたものであらう。

續補遺

全集第二卷の終に補遺として書翰十二通を掲載したが、その後更に十五通の文書を發見した。仍て第二補遺として此處に掲ぐることにした。

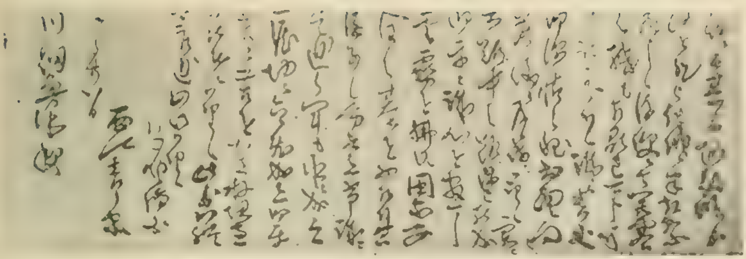


一三 川畑魯水への答書

安政元年九月二十八日

芳翰辱拜誦仕候。彌以御一統樣御壯健の段奉雀躍候。隨て小弟無異相勤申候間、乍憚御安意思召可被下候。扨

君公も御快方に被爲成御座、態〻飛脚被差立候付、自然御承知の筈、もふは御懸念被成間敷、御髮を被爲摘、御床の時には御座も被遊候儀に付、難有次第に御座候。右に付ては御東行の御働も水に成候由殘念の御仕合に御座候。忠義の人



要路に無之、御互に意恨の事に御座候。清水(1)も御床拂の上被召歸候御賦の由に御座候。水府一向手を付被呉候次第にて老侯の御親切誠に難有仕合に御座候。兩傑(2)も頻に御登城を被奉待候儀にて、其上阿部侯より何とか被仕掛候はんと相察居申候。後便には開塞の機も相顯れ可申候間、御待可被下候。誠に貴丈御深情の程、書面に向と落涙に及候儀に御座候。實に大難中の難儀と罷成、御互に誠心を盡し雲霧を拂ひ、國家安全の基を不相付候ては臣子の分相立不申、誠に是迄の事も水に成、今一涯切に六ケ敷成立御

（1）薩藩士清水源兵衛か（未詳）
（2）藤田東湖と戸田忠敬ならん

互苦に苦をかさね堪兼候次第に御座候。此旨御禮答迄如レ此御座候。恐惶謹白。

九月廿八日

西郷吉兵衛

川畑魯水様

（在京城川畑俊雄氏所藏）

【解說】此書は安政元年九月二十八日江戸より在藩同方限の先輩川畑魯水へ贈つたものである。魯水は藩命により長崎に遊學し、蘭醫に就き醫業を修め歸つて薩藩に初めて種痘法を傳へた人で、藩侯の侍醫であつた。隆盛よりも十七の年長であつたが、其邸宅相接近し、深交があつた。（これは少しく後のことであるが、隆盛、月照と入水の時、現場にかけつけて、應急の手術を施したのは、此人であつたといふことである。）

此書の內容につきては第一卷第一の福島矢三太への書を參照せられたし。なほ木場淸生（傳內）の『西鄕履歷略』に「西鄕の君側に出づるや、當時宮中呪咀の風聞ありて、有志

葦切齒悲憤足を豫防するの策に苦む。時に闘勇助策を建て扈從福崎七之丞に謀て西鄕をして初めて庭方の役人に奉仕せしむるを得。」とあるを見ても當時の狀況が想察せられる。（此書隆盛の署名西鄕善兵衛と讀んだ人もある。一見左樣にも見えるが、よく見ると善の字でもない。前後の書が吉兵衛であり、西鄕家代々の名が吉兵衛であるより推せば矢張、吉兵衛とよむべきものではあるまいか。讀者、なほ寫眞につきて判定せられたし）

一四　大山正圓への答書

安政三年五月三日

芳翰忝拜誦、愈無御別條御安着の段は(1)、樺三より傳承雀躍此事に御座候。隨て小弟無異送光御休慮可被下候。扨君公益御機嫌能、被遊御座、御互恐悅御義奉存上候。陳者先月十二日、初て御前え被召、御問答仕候處、近くにて極々密に被遊御座候。何卒御伏藏可被成下候。

一水府の一條甚以難題到來仕、苦心此事に御座候。武田、桑原、原田、安島えも面會水義黨の者共も一向君公を奉仰居、何程御願申上儀にて御座候。餘程御配慮被遊何か御救被成下御含に御座

（1）樺山三圓

候間、誠に難レ有次第に御座候。

一水醫師の者奸魁より被レ抱、毒薬を調合いたし、老公え御進め被レ成候儀、當公え呈上いたし、奸計（不明一字）絶して及二露顯一、天下の爲實に水危殆の譯に御座候。御苦察可レ被レ下候。然處結城寅壽は切腹、右の醫師は死罪に先月廿六日被レ處、漸く相靜候得共、中々奸家の勢相恐れ候儀にて無二御座一右の一條先御推察可レ被レ下候。事詳悉に不レ能候。御父子の御間、三月前より御和熟相成候儀にて、大變の次第に御座候。當侯は甚表裏の御方老公御別歳の後は義黨悉く頭を被レ刎候儀故、右の四五輩と極密に被レ及二談合一萬全の策を被レ謀候儀に御座候。一(2)橋侯を西上え被二引立一候御賦に相決(3)福山侯能々御呑込に相成

（2）一橋慶喜
（3）福山藩主阿部正弘（老中）

(4)君公え一向御願申譯に御座候。　此一條を初て言上仕候時は、實に難題に相成居、思召は決て別に無御座候。　彌御許容被為在間敷、就ては只安然としては罷在がたく、兩田の恩義を親く受藏候もケ様なる時節に寸分なりとも報度山々相含、若哉再三奉諫爭申上彌別に御決定に候ては、水え面の向様も不相叶、頓と其迄の儀と思明居申候故餘り考過候付、暫時は胸に迫り聲を振り申候。御笑察可被下候。　然處、思の外思召込宜敷、深く御汲取被遊難有次第飛揚仕候。　天下の為、我御國家御難事もいたし安、且水府を御救被下候儀（一、二字不明）より良策は有（二、三字不明）候。　幕府も一改革出來可申

神洲扶持可仕道更に無之儀に御座候。

（4）島津齊彬

一(5)黑豊の儀委細に言上仕候處、彌我黨の心中符合仕居候。先づ二三ヶ條を御握被遊、是を以高輪公え御申解被遊御含に御座候間(不明四五字)に罷成候儀無相違候間御安堵可被下候。

一當地(6)高輪御神殿前田等の奸奴、始終何か確證御調被下深、御探索伏て奉願候。其に不限何篇御尋御座候故、細々御申越被下度奉伏願候。段々人物御尋御座候付、(7)山先生儀は早速言上仕候間左樣御含可被下候。當分隨分事出來可申候間、何か御教示奉仰候。江の僞君子承さへ誠にいやに御座候。ヶ樣なる者を見向も不仕、忠義と相唱候て決て惡事は仕間敷御座候間、夫形打やり置て宜儀御座候。

一津田え御立寄御談約の由、彼一條は不相知儀殘念の至に御座

(5) 薩藩黑木邑領主島津豐後のことならん
(6) 薩藩高輪邸（當時齊興の居）
(7) 薩藩士山之內作次郎ならん

候得共、無致方、大坂表えは土屋藩大久保要入え水府より探索いたし呉候様細事申遣候間、決て明白に相分可申こ相待居申候。右の通荒々御安着御祝儀且大要迄申上候。御覽の後は丙丁童子に相與へ被下度奉合掌候。恐々謹言。

五月三日

西鄕吉兵衞

大山正圓様

（鹿兒島縣國分町有馬榮十郎氏の寫に據る）

【解說】此書は江戶より在藩の大山正圓（後の綱良）へ贈つた返書である。天下の史料として頗る價値のあるものゝ樣なれど、惜しい事には、寫が不十分で處々不明の點がある。併、事の大體は推讀が出來る。書中注目すべき箇條は、

（一）「先月十二日初て御前え被召」とある。是にて隆盛が初めて齊彬公の御前へ召出

された年月がわかる。

（二）「一橋侯を西上え被引立候御賦に相決し」此前後の文章を案するに、一橋慶喜を將軍世子に立てんとの議、先づ水戸藩重臣の間に決せられ、内々阿部閣老の同意を得、薩藩主齊彬の盡力を希望して、水戸の有志より隆盛へ謀り、隆盛より之を齊彬公に入說せしものの樣に見える。此迄の說にては一橋西城問題の起原は、これよりさき嘉永六年頃より越前春嶽と齊彬との間に談合ありしやうに傳へられて居る。水戸の有志も隆盛も未だその邊の機密は知らずに、此事を謀りしものかも知れぬが、とにかく、此頃水戸に於ても、一藩の前途を氣遣つて此計畫ありしことが此書面にて分る。

（三）　黑豐云々、高輪云々にて、隆盛等の同志は、老侯の君側に奸惡の徒ありと信じ、その排斥に苦心し居りし狀が察せられる。

なほ、此書の全體は、前の川畑魯水への書及び全集第一卷第一一大山正圓への書解說三九頁―四一頁を參照されたし。

一五　高田平次郎への書

文久三年春か

昨日福山君より承り候には、貴丈御神刀御殘し置下されこの儀千萬難ㇾ有、重疊の御親切謝するに言葉を知らず候。實は此條御願申上度と相含み候得共、獄中の事故申出兼候處、早く御備被ㇾ下候處、何共難ㇾ有奉ㇾ感佩ㇾ、大に力を得候事に御座候。餘りの嬉さに愚詩綴立差上申候。御笑覽可ㇾ被ㇾ下候。一つのものは先年差上候ものを些取直差上申候。平仄合不ㇾ申候故仕替仕候間、如ㇾ斯御座候。此旨荒々得ㇾ貴意ㇾ候。頓首。

高　田　君　机　下

追て機會を見直に返劒可仕候。

憑君識取英雄氣、斬賊勇肝百倍加。
遺策惠投三尺劍、血戰當千如亂麻。

【解說】 此書は沖永良部島幽囚中、同島在番詰役の高田平次郎が、任滿ちて島を去らうとする時に牢中より贈りしものである。隆盛は徳之島にて沖永良部島へ遠島座牢を命ぜられた時、雨刀を取りあげられたのであるから、若し出獄の命があつた際、無刀ではと思ひ、高田が刀を隆盛に進呈するやうに同僚に賴みおきしを以て、その禮狀である。詩の解說は本書詩歌の部に揭げてあるから、此處には略することにする。

此書は、「南洲翁謫所逸話」に據つた。月日もないが、他の史料で案ずるに、文久三年の春らしい。なほ、此書に添へた詩は本文に二首の樣に見えてゐるけれども、右には一首しか揭げてない。今一首の詩はどの詩か判然しないけれども、本詩集の方に高田へ贈つた詩と思はれるものが三首ある。

一六　得藤長への書

文久三年十一月十七日

寒氣相募候得共彌以御安康の筈と珍重奉存候。隨て野生にも無異儀獄中に消光いたし居候間、乍憚御放慮可被下候。然ば當島先詰役福山、高田の兩士便より細々左右も相分候由にて、早速御返書被成下、辱御厚禮申上候。其御元阿木名村の女當島え罷越居紀平右衞門殿と申人遠島にて被罷在候處、こち其島の者の由、身寄の者にて罷歸候序、書面共差上候間決て相屆候はんか。折々直左右共相知、富(1)謙方安心の賦と存居申候。當島におひても代官初詰役中至極の懇切にて始終獄中え被參追々よかもの(2)

（1） 富謙は何人か未だ判然しないが，此書面の樣子にては隆盛の妾の家族らしい　（2）「よかもの」とは（藩の方言）佳物の言葉にて珍果とでも譯すべきか

も惠投に相成安氣のものに御座候間御安心可ㇾ被ㇾ下候。獄中にては余程字を書習たり、又は書物を讀習たりいたし候事にて御咎には無ㇾ之身の爲と相成申候。御一笑可ㇾ被ㇾ下候。何も扱置御國元には騷(3)動の樣子粗相聞得驚入次第に御座候。當暮下り船等は如何の事に御座候哉。當島抔も是のみ案じ煩居候次第に御座候。此度當島よりは飛舟を以テ右騷動に付御機嫌伺且御品物直上り相成、此節柄是非本々通リ被ニ成下ㇾ候樣、又は御米等早く御下し相成候處、歎願相成候て、飛舟被ニ差立ㇾ候事にて、右便より一筆御左右御尋旁啓ニ上いたし候儀に御座候。野生にもケ樣の軍の世の中ト相成候ては、若哉御赦免共申來候て、罷登候も難ㇾ計と皆々詰役中より申さるゝ事にて御座候間、如何の向に成立居候

(3) 英艦來襲の事を指して騷動といつたのである

哉、當冬下り相待居る事に御座候。　もふは何様の事有之候ても大和には不罷登考にて御座候得共、ヶ様軍の世間に相成候へば又登り度相成申候。　名殘の狂言に軍迄いたして見申度と思返し、右の事に御座候。　將又別紙喜界島私(4)同列の人にて、當島迄書面參申候間、返事の書面にて御座候間、何卒便宜を以相届候樣御取計被下度奉合掌候。　尤富謙方えも、書狀不差遣候間、至極元氣の段乍憚御通被下度、是又御賴申上候。　此旨荒々御安否御尋旁奉得御意候。　恐々謹言。

十一月十七日認　　大島吉之助

藤長様

追て宮登喜衆えも別啓不致候間宜敷御傳可被下候。　枝かな

（4）村田新八を指す

にも宜敷御鶴聲奉希候。

（山田三次郎氏所藏）

【解說】 此書は文久三年十一月沖永良部島幽囚中より、その便に託して、第一次謫居の大島龍郷の得藤長に贈つたのである。藤長は文筆のある人であつたらしいので、此人へは既掲數通の書がある。此書にて、沖永良部島牢中の生活の一端が窺はれる。尤も此書は龍郷にある妻子に知らせるためのものであるから、多少安氣のところ丈あらはしたのであらうが、「代官詰役中至極の懇切にて始終獄中に參られ追々「よかもの」を惠投相成」とか、「餘程字書習つたり、又は書物を讀習つたりいたし候。」とあるは現實に違ひあるまい。

英艦來襲に付御懸念伺をかね、物價の引下げ、米其他の物品急に輸送等の事を歎願せんがために、島吏鹿兒島に出發に付云々とあるが、右慰問使差遣のこと或は獄中隆盛が注意したものかも知れぬと思ふ。さて此使の事は第一卷二七六頁に十一月二十八日付の操坦義への書が見えてゐる。坦義は即ち其時の使者であつた。して見れば、最初十一月中旬に出發の筈であつたが、風波か何かの都合で、餘ほど出發が延びたと見える。書中村田

新八への書を喜界島へ届けてくれとある。その書の今に傳はるもの十一月二十八日付（第一卷二七二頁）であるのは、發船が延びたので書きなほしたものであらう。

一七　川口量次郎への書

慶應二年二月十八日

（コレヨリ前散逸）關東より歸來安心仕申候。彼地不愛付の樣子に御座候。木藤抔より御聞取被下候はんと奉遙察候。其他愚(1)弟共皆々元氣甥(2)の兩人も同宿いたし居、是又至極の元氣にぎやかな事にて日を暮居申候。其上諸方の食客は六(3)人も罷在一宿面白次第に御座候。御想像可被下候。私には始終安氣の間無之生れ罪人の名を免かれ候儀一向無之

御國元のゆるみ有之候へば、直樣幕府の罪人と被呼縛するの、殺すのとの說紛々に御座候。大道を踏付て參候へば、必俗眼より

（1）信吾，小兵衞　（2）市來兄弟か

（3）此頃，鹿兒島人にては村田，大山，寺田，伊牟田等も同宿であつたといふことである

は驚く譯に御座候。迚も俗説を以テ驚かし候共、決て畏るものにて無ㇾ之、又手を出し候義は出來不ㇾ申事ニ御座候間、御安心可ㇾ被ニ成下一候。大久保參着相成候へば罷下賦に決定相成居候間、不ㇾ遠罷歸可ㇾ申候。此旨任ニ幸使一一筆啓上仕候。恐々謹言。

二月十八日　　　西郷吉之助

川口量次郎様

（藤本清太郎氏所藏）

【解說】此書は京都より鹿兒島の留守宅に寄食してゐた川口量次郎(雪篷)へ贈つたものである。初の方が缺けて居るから、關東より歸來は誰の事か分らぬ。愚弟以下面白キ次第に御座候までは京都の寓居に多人數同居の樣子が見える。此頃夜は大抵外出せず、同居の人々へもすゝめて、詩を作つてゐたとのことである。「御國元のゆるみ有ㇾ之候へば直樣

幕府の罪人云々」―當時隆盛が如何に幕府に睨まれてゐたかゞ察せられる。「大道を踏付て參候へば必俗眼よりは驚く譯」といひ、「俗説を以テ驚かし候共決て畏るゝものにて無之、又手を出し候事出來申さゞる事に御座候云々」とあるに至つては、隆盛が天地の大道を踏み、尊皇の大義を主張し、敵中に起臥して泰然自若、また幕府をして一指を染めしめなかつた用意のあつたことが窺はれる。

一八　吉井、黒田への書

明治元年八月廿三日

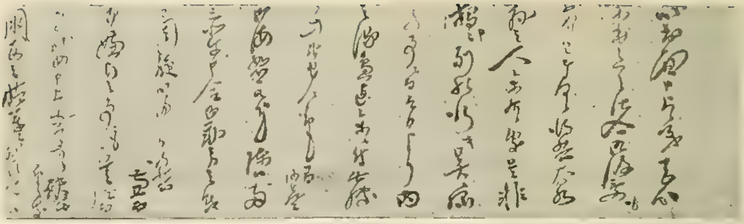
只今毛利善助罷歸、村上表の形勢は御聞取被㆑下候はん。　村田新八より書面相達申候間、早々差上申候。　彼方進撃もいまだ不㆓相初㆒、海手の方と並可㆓相懸㆒候模樣に相見得候得ば、決て新八よりもせり立候はんと被㆓相考㆒申候。　國境迄引込居候ては賊の勢ひも衰候はんかと被㆓相察㆒申候。　踏出す勢ひと引取て守るとは大に兵勢相變故、秋田口え一向力を極め候には相違有㆓御座㆒間敷と奉㆑存候。　秋田口は日々人數も相增し、最早勢ひも付候はん。　好機會と相成申候。　此旨早々奉㆑得㆓御意㆒候。　頓首。

八月廿三日　　西郷吉之助

吉井幸輔様
黒田了介様

（山田直矢氏所藏）

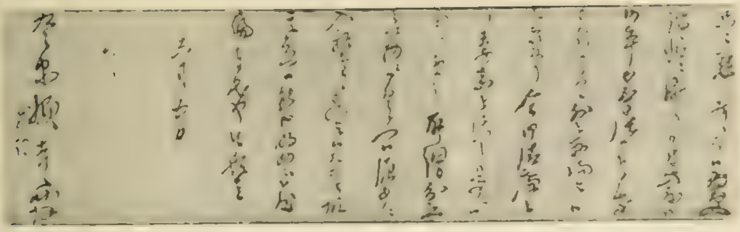
【解説】此書は明治元年八月廿三日越後、松ヶ崎より同新發田にありし北越官軍の參謀吉井黒田に贈りしものである。村田新八は薩藩越後赴援隊の監軍として隆盛に從ひて春日艦より越後に至り、十一日新潟に上陸し、一旦松ヶ崎に滯陣せしが、十六日、島津登の率ゐし皆吉の薩兵、海上より秋田方面に向ひし際、狀況視察のため春日艦に便乘して行つた。村田がその出先より隆盛に贈りし書面廿三日松ヶ崎に着したので、即刻此書を附して、新發田會議所に贈つたのである。（村田は春日艦にて、松ヶ崎に歸り、二十五日、再び秋田方面へ戰況視察に出かけた。）



一九　松崎九兵衛への書

明治三年十二月五日

以二書面一申上候義甚以不本意の仕合御汲受も如何こ奉ㇾ存候得共大泉縣の人參居候處是非狩に列れ行き呉候樣この事にて、今日より內之浦邊迄參候付無ㇾ據如ㇾ此次第に御座候間、何こぞ御海容可ㇾ被ㇾ下候。　陳は兩三輩申合御勤方の義御周旋いたし候得共、兼て御嫌ひの事にも有ㇾ之、强て御勸め申上兼居候譯に御座候處、朋友の情義におひては、只々默し居候ては尙更疎情に涉り候



付、此度は何卒御氣張被下候處御願申上候。外の勤場こは相變り全ク御清廉の御素志を決し候事には至り不申、所謂分立の姿に御座候へば泥中に入雜り候ものこは相替候故、其邊は能御明め被下度偏奉希候。頓首。

十二月五日　吉之助拜

九兵衞樣

要詞

(鹿兒島酒匂顯彥氏所藏)

【解說】此書は鹿兒島にて隆盛等が相謀り、宛名の九兵衞即ち松崎九兵衞を裁判官に推薦した時の書である。松崎は資性極めて清廉

潔白奇骨あり、嘗て都之城縣の郡長に任ぜられしときは意に充たざることありて三日にして辭して歸つたことがあつたほどであるといふ。最初の數行は大泉縣（舊莊内藩のことである、後には酒田縣と改められた。）人が來てゐて、是非狩に連れて行つてくれとの事で、今日より内之浦へ出かけるから、手紙で申上げるから許していたゞきたいといふのである。「陳は」以下は即ち此書の本旨で、氏に仕官を勸告した文面である。本人から頼みもしないのに、兩三人申合せて、就職の周旋をいたしたと見え平素より御嫌ひの事であるから強ては御勸め申上げかねるが、何分御氣張（いやなのを努力して爲すこと）下される樣御願ひするとある。友情の厚いのも感心であるが、當時の武士は實に氣高いところがある。今日、平氣で獵官運動を行つて居る有樣に比すれば、格段の相違である。

二〇　伊地知正治時務建言書（西鄕隆盛筆蹟）

明治四年九月

【解說】此建言書は次の農政再言と題する建言書と同じく、伊地知正治（當時鹿兒島縣大參事翌十月五日左院議員に任ぜらる。）の署名であるが、其筆蹟は隆盛の手である。惟ふに隆盛と正治と談合の上にて、時の首相であつた三條太政大臣へ建言したものであらう。此時隆盛は參議で內閣に列してゐたから、わざと其名を載せず、伊地知一人の名を以て呈出したものと想察せられる。此時務建言の要綱は五箇條で、其第一には佛教や耶蘇教の害を豫防したい。それについては從來、宮中の吉凶の諸儀式や年中行事に重きを爲してゐた佛事を全廢し、なほ、皇室の諸寺優遇を止め、庶人も生子並に冠婚喪祭も神典を用ひさせる樣にしたいとある。其第二には農民の稅が從來苛酷であるから、之を改めて、萬國に對して耻づかしからぬ稅則を立てるやうにしたい。且つ、敎農場を設けて十分に勸農の道を講じて、全國に其澤を及ぼしたいとある。其第三には農事實驗場を設け西洋の

老農二人を聘し、彼の農具機械をも取寄せられたし、又、我國内の老農をも召されて、農事の實驗をさせ、各地方より傳習生を差出さしめ、後來地方農事の開發に資したい。又、農事奬勵のために各地農業に出精し成績の顯著なるものには農長の職を命じて之を表彰したいとある。第四には皇族、華族、士族の世祿に制限を立つべきことを言ひ、第五には歳入の四分の三を國費に用ひ（軍事外交をも含む）殘の四分の一を兩分して一は凶荒貯蓄とし、一は不時出軍の用に備へる樣に、嚴重に規則を立てたいとある。第六には金利を一割以下と定め、一割以上の利子を取るものに對しては、政府に於て、債主を保護せぬといふやうにしたいとあつて其方法に及んでゐる。案ずるに以上の趣旨は、明治二年以來隆盛の鹿兒島藩參政より鹿兒島縣大參事として在職中、同僚の伊地知正治等と共に、鹿兒島に於て實行して來たもののやうである。明治二年彼等の藩政に當るや、舊藩時代に於て藩内各邑の領主を廢し、地頭を置きて、行政及び軍務に當らしめた。即ち彼等は薩藩に於ける廢藩置縣を實行したのである。又、此建言書の第一條に見える廢佛の難事を斷行したのである。其他此建言書の第二條以下勸業方面の事も大に努めたのである。舊門閥や士族の祿制にも實際制限を加へたのである。されば大體に於て既に鹿兒島にて實驗して來た事を中央政府に献策したと見てよろしい。以上六ケ條中の第一條については、今日

より見て、反對する人も少くないであらうが、明治維新、皇政復古の精神には、斯かる思想が濃厚であつたことを知らねばならぬ。又、佛教の我が國家社會と皇室とに與へた影響は深甚なものがあり、利も少くなかつたが害も亦多かつた。ともかくも一千數百年も宮中に蟠居して容易ならぬ權威を有し、古くは畏くも皇位を覬覦した妖僧も出で、中世には至尊をして、朕が意のごとくならぬものは鴨川の水と叡山の僧徒のみであると嘆じさせたまふに至り、又、近世に於ても皇室と諸寺との間には愈々密接の關係が出來てゐた。かゝる重い〳〵僧徒の權力を宮中より驅逐したのは、實に非常の英斷であつて明治維新の大革新の一に算ふべきものである。その事の可否は別問題として、その斷行の出來たのは、勿論時代精神の趨勢によるとはいふものゝ、矢張、戊辰戰勝の餘威と隆盛や正治等が斷乎たる決心と、一世を推倒する智勇と深慮とを有してゐたからであると思ふ。

此書と次の建言書とは、何れも宮内省圖書寮に保存されて、是迄あまり、史家の間に知られてゐなかつたのである。此度本書の刊行にあたり、之を撮影して、卷頭に掲ぐる自由を與へられた圖書寮の好意に對しては、學界のために本會の感謝にたへないところである。

第一

祭政一致、萬事、　神武帝の御舊業に被レ爲レ復候上は、胡佛の祀事追々御吟味の趣も可レ有レ之候得共、積年因習の久敷、俄に廢佛の御場合には至兼候は勿論にて、先づ此儘被二召置一候義と奉レ存候得共、近年往々異教到來人心煽動の患も不二容易一、夫レ外國の教旨は胡神を眞視して君父を假想し、人倫を紊り候儀災害同轍、今より是を預防せざれば、後年の大害不レ可二救擧一に立至候は案中にて、佛は所謂邪徒の權輿、其歸する處、遂に同害に陷候故先づ　朝廷にて皇子御誕生冠婚喪祭、年中行事等佛事に致二關係一候分は、一切御廢し、さ候て庶人の儀も生子並冠婚喪祭の神典相用ひ申度、禮式の分は上下輕重を分て、神祇官にて取調べ御布告被レ爲レ在度御事に御座候。

尙委細の儀は宣教使或産土神主にて教諭同樣御確定相成度事に御座候。

一佛事にて　勅使被召立候儀は都て御廢

一御由緒無之構諸寺に被下置候菊の御紋一切御取揚

一諸寺修甫の儀は、以來官よりは御構無之惣て壇下の歸謝に依べし

一官等あるものは佛祀不相成事

右の外尙細條目は神祇官にて取調被仰付度奉存候。

第　二

稅法十にして一を收るゝは和漢の故典、二十にして一を收るは西洋の成法、今や國勢不得止由來有之四公六民の定則相立居候

得共、夫賃、小前の役分旁にて五公五民の割合に近し。乍レ去方今追々勸農の盛典被二相行一候上は既に和漢の農家さへ其道を得て致二勉强一候ものは平農に一倍二倍の作得有レ之況近年西洋の農學相開候上は開拓、培養、利用の分も不レ少候付、更に教農場御取仕立被レ爲レ在、其澤　皇國一同に相及候はゞ、後來決して萬國に對し不レ可レ耻の税則相立可レ申と奉レ存候。

但教農場は小金ケ原等の如き近方の地に設ケさせられ勸農方の役人相詰西洋練農家兩人器械一切御取寄相成次には　皇國内の名産も相集め、其地の功者の者被二召寄一植付等の仕業も爲レ致候樣有二御座一度事と奉存候。　扨、府縣に令し可レ然もの兩三人づゝ、爲レ傳二習一差出させ、三年も相過、太抵得道の上は夫々歸鄕

被仰付候はゞ、一同引立可申、さ候へば農事忽相開可申義と奉存候。夫西洋の法においては地廣して人少ければ器械を用て培養を不費傍、牧畜を以て培養に易ふ。人多くして地狹ければ培養又其道あり。乍然尚又和漢の農書も研究いたし候樣有御座度儀と奉存候。勿論廢藩の命令被爲在候上は、自から四民平等可罷成義と奉存候付、厚く勸農の道御手を付させられず候ては偶難有　叡慮も人心に徹底不仕爾後　皇國の御爲筋如何と奉存候付、能々御廟決被遊度義に御座候。

一大凡事勉强にあらざれば成り難く教諭督責も及ぶ處限あれば、是を輔助するには、是非賞罰なかるべからず。伏て乞從來地方の官人上中下の地位を比較し、段歩に應じ三年に一度作得の

多寡を檢査し、其多きものは農長の職に命ぜられ、組下農民の表的となり、鞭策を加へ候て百事一擧可レ仕義と奉レ存候。

第　三

皇華士族の世祿不レ可レ過の制限被二相立一度義と奉レ存候。　就レ中士族世祿の義は現石百石を限りにして以下のものは不レ苦旨被二仰渡一其内爲二國税一官庫に差出すべきの定員被二相立一候樣有二御座一度、尤上下の國民、治亂共政府の保護を頼むの分あれば、家産の國税あるは天下の公法に御座候。　此法行はれずんば、國力合備の御基礎被二相行一間敷と奉レ存候付、上下一同可二相堪一の定數、得と御評議の上被二相定一度奉レ存候。

第　四

數年間租稅雜稅の歳入を勘定し、四分の三を以て平常の國用海陸の常備外國の交際を辨し、殘り四分の一を兩分し、半は以凶年の用に備へ、半は以て出軍の用に備はり候樣、屹と御規則被相定度義と奉存候。　夫、富國安全の政法における、其人なきに非ず、又其術なきにあらざれ共、三年耕して一年の食を餘すの趣意相立出納泰山の安きにあらざれば、眞の　王政難被行は古今の同徹能々御廟決有御座度義と奉存候。

第五

物價沸騰、四民困究は貸借高利の惡風に因る事は云ふにも及ばざる處なり。　抑公金の利息は六部以下、私金の利は一割に至ざるは西洋各國の通法と承及候處、方今於　皇國二割三割以上の

高利に及候ものも多く有之候由に候へば、往々國家の財利西洋商人の手先に陷候は案中の事候間、速に貸借の法則被相定度御事こ奉存候。いづれ西洋の法に依らざるを得ず候間、第一左の件々御評議有之度事に御座候。

一不可僞造の官印紙御仕立の事

一右印紙に證文相認め貸借の利分は一割以下たるべし。自分相對にて一割以上の利分私約のものは一旦返濟不相調節は勝手に沒財いたし候共、官府え訴訟は不相成事

一是迄貸借いたし居候ものも、高利の分は一割に改替候て右の印紙に證文認替候事

一御定法通の貸借いたし、若返濟不相叶節は官え訴出候上、沒財

いたし貸主え可引渡事

　但外國人と貸借の法則は是迄の通にて候事

右通被仰出候上は相對私約の訴訟は決て御取揚無之勿論規則不相守強奪同様の所行於有之は本金より二倍の過料可被仰渡候事

　右五ケ條は方今の御急務後來

皇國人民をして案樂仁壽の域に至らしむるの御大事と奉存候付謹で献策仕候。　百拜謹言。

　未九月　　　伊地知正治

二　伊地知正治勸農建言書（西郷隆盛筆蹟）

明治四年九月

【解說】此一篇のことは大體前書の解說に述べてある。提出の年月は前書と同じであるが、日は少し此書の方が後のやうである。內容は前の建言にいへる農政に關する事を更に三ケ條に大別して細說したもので、今日に於てもなほ遵ふべきものが少くない。その第一には農政振興の太切なることを言ひ、農業上についての家傳舊書を全國に徵すること、民風を厚くすること、篤志の力田の者を拔擢して農長とすること、養老の仁政を興さるゝ事を擧げ、第二には外國の農業の長所を採る事、外國の老農を聘すること、農業試驗場及び農學校を起す事、必要の水路及び河川の堤防等は政府にて費用を辨じ、なほ開墾上の便を與へる事、及び造林の奬勵、牧場の必要を言ひ、第三には勸農巡察使をおく事。積金預所卽ち今の貯蓄銀行を設立する事。村社の祭禮を盛にして農村の娛樂日と爲し、一年の勞苦を忘れしむべしとの事等を力說してある。明治新政の興起について、前賢の用意の如何に周到であつたかといふことを思ふべきである。

勸農再言

第一

民、食祭は聖政の重する處、況我　朝神代以來、世々農政の大事は征戰と共に人にも挓(1)ね給はず、御實行有レ之は、古史如二日月一なり、　然處中葉以來右の御美政相廢れ、就レ中覇政に至ては、租稅無二定則一、勸農不レ得二其法一、只多收を事とし、勿論地方の支配人は、勸定局の最下に列し、更に威權無レ之體載に候處、幸、列　神の冥鑑を以て、王政復古の御盛時、殊に神武の舊典に復せられ候との　御誓言も候得ば、第一萬民をして眞に　王民の域に至らしめ給ふこと至極の急務と奉レ存候間、十分農政御振興の議に御座候はゞ、第一御震翰を以て、大

(1) 挓は托の誤記，托は委託の託と通ずる，此處はユダネルと訓むべし

意御達相成、百官の衆議被聞召度事に御座候。

一 勸農寮にて御趣意を受續き弘く府縣に布告して、獻言仕度ものは無忌憚見込の次第十分に申出べし左候て親先祖並受業師遺し置候存書もあらば、此時に當て御見合の爲め可差出旨相達、取揃の上其局にて得と盡衆議度候。

一 忠孝信義の善行は、宣教の預る處に御座候得共、民風正敷候て后、實に力田の農政相興る義に御座候へば、夫等の御賞典は尙又地方官にて可相心得旨御達相成度候。

一 名主、組頭等の者は農民の內より御拔擢を以て被命候譯にて、第一下民に親敷相接し、平生の誘導專ら此職に可有之事に候に付、畢竟其身の家風、力田を相勸め一同(2)目的と可相成者、是非其職に被仰

(2) 目的は目標とか模範とかいふ意

付候樣有御座度義と奉存候。　左候て平百姓の内にても、衆人同地位の田畠にて他に勝れ、作得宜敷ものは、三年を平均して相違無之候はゞ農長といへる役議を被命、農事一向勵合候樣仕度義に御座候。

一古王政に養老の典有之、今にては百歳以上の者へは一ケ年貳石宛下し賜り、九拾歳以上の者には一ケ年一石宛可下賜哉、是民徳歸厚の一端にて宜敷先ずべき事と奉存候。

第二

外國交際相開世運開化に趣候に隨ひ、細大彼我の無御隔其所長は御採用可被爲在義と奉伺候。　然れば農事に付ても彼等新發明の辨法不少、苟一事不相開候ては夫丈御國力の損失は

勿論に御座候故、先づ其筋心得有之西洋學者兩三人位、一局を分て原書取調べ、其上不落着候はゞ、巧者の洋人御雇相成候て可然場所え試植場御開キ被為在、其傍に小形の學社を設け、西洋農器便利の品一通り御取寄相成候て、諸國え令を下され、文才農業兼備の者、草高二十萬石分壹人づゝ、士農無構、農學生被召寄、和漢洋の善美を集めて大成し教諭致し、三ケ年の后は御暇にて學び得たる處を以テ、其土地に便法相開キ候樣、兼て地方官え被仰渡置可然候。　左候へば三ケ年の后は、洋人並徵農共御暇相成候て可宜義と奉存候。　乍然學問所丈けは被殘置、追々新發明の書籍取調べ、且諸國より自身罷出候て教育を受度願出候者は、致指南候樣有御座度、此一事御興行候はゞ、永年莫大の御國力

自然相重候のみならず、百姓も又富實に至り候重大の御政典と奉レ存候。

一農學巧者に相成候へば、自然空漠の地も相開ヶ夫丈ヶ御國力も富實可レ仕候得共、元より賤民の力にて及兼候義は、爲二永年一御吟味の上、官より御手相付度事に御座候。譬へば運路を通じ、堤防を築等の類に御座候。是等は力に及ビ兼候義と奉レ存候。扱、開地の義は故田畑山川等不二差支一場所は、地方官にて差免し、御屆迄にて可二相濟一、尤鋤下の年限は古來　王政の時は三十年、又は永世被二下置一候事も有レ之候處、近年は僅三ヶ年に相限り、開人引合兼候故、不開場所も多々有レ之候間、尚古今を用捨して、鋤下拾年、見取場三、十年と被二相定一候はゞ相當の義と奉レ存候。

一國に山林繁きに十得あり、山林乏きに十失ありと承り及候通り是等は一同地方官にて可成致下知候様被仰付度。尤愚民は慮なく、富ば制あれ共驕り、貧ければ法あれ共亂るゝの習に御座候へば、獨、永年に傳へて不驕不亂の寶藏は、良材木を仕立るより宜きはなしと。　左候へば地の濕燥運送の遠近に從て、致相應候品々、尚勸農役人え吟味被仰付御布告にも相成度候。

一人少きの空地には、牧場相開候義人產の第一にて、是より農政も相開可申故、是又御布告相成候様、取調被仰付度候。

第　三

勸農方至當の役人、相揃候はゞ、　皇國中巡察被差出、民家產業の有無得失、地方役人の勉否、取調べ被仰付、賞罰の御次第も相

立度候。

一積金預所被召立候趣法、只今　皇國の風土に應じ、永代積立候樣、其筋巧者のものに取調被仰付、御(3)當地は勿論、遠國までも御興行相成、少しにても愚民儉を用ひ、業を勤、貧亂に至ざる樣民法相立度事に御座候。

一上下四民、各其職業を換て、世の交際は相立居候得ば、就中農民は終歲勤勞して、人命第一の食料を給するものなれば、宜數歲間一日の樂なかるべからず、右は豐秋收獲既に終るの時、產土の神祭を興行するは、大概諸國一般の古風か。　然れば其祭典は、宣教使にて能々其法を諭し、神前を清め、神樂を興し、氏子數十人に神輿を荷せ、衣は疎にして清し、酒食は其土の品に限り、

(3) 東京を指す

儉にして豊にし、只禁ずるは奢侈、竊盜、手討のみ、歌舞醉臥飽食すべし。　是、古へ聖賢の遺法なり。　抑、產土神祭盛なる地の人と、良材木ある村の人とは、脫走する人なしと昔より申傳候由、然れば民をして各其土地に安ぜしめ、神祭を用ひて一日の快樂を盡さしむるは、いにしへ　神聖の御遺法と云。

夫、敎旨不正數ば人心錯亂し、人心錯亂すれば萬事壞敗す。出納不嚴ば財用不足、財用不足ば租稅重く、租稅重ければ勸農不被行、勸農行はれざれば食用不足して、四海困究の亂に至るべし。

右等の條々、先達取調置候處、既に高掛三役御免、且つ田畠勝手作被仰付候事共、實に案外の御仁政にて御座候。　夫、租稅は新

に苛法なく、仍ッ舊ニ正數さへいたし候へば、民心安堵の事ニ候處、右通舊來の法さへ不ニ正數、分は御改相成候ニ付ては、爾來農民實に政府を信じ候一端相開候事ゆへ、何卒此機を不ㇾ失、堂たる勸農の御令典相立候はゞ、必十年を不ㇾ出して王政の實効相立チ四海太平の端を開可ㇾ申、仍て再往拜呈いたし候。　敬白。

未九月　　伊地知正治

二二　迫田重遠への答書

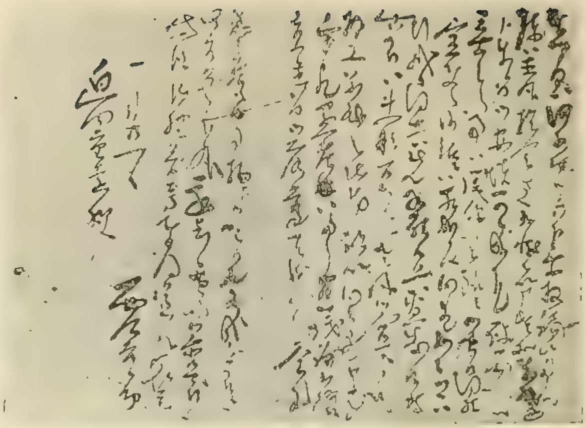
明治六年一月廿一日

【解說】此書には鹿兒島縣權令大山綱良より隆盛へ宛てた書狀と、隆盛の鹿兒島縣聽訴課長仁禮新左衞門との談判始末書とが添うて居たのであるが、權令の書は今、逸して見當らず、隆盛の談判始末書は此書の次に掲げてある。

此書に就きては、少しくこみ入つて事情がある。その大要は、鹿兒島城下の新納巧といふ人が、舊藩時代から薩摩國川邊郡川邊鄕の內神殿村といふところに、自作高百五拾四石餘を所有せしに、明治二年版籍奉還後、鹿兒島藩では自作高を他鄕に持つてゐる人は、其鄕の人に相當の價を以て賣渡す樣にといふことになつて、その藩達があつた。そこで、右新納巧の自作高の土地は明治四年七月に川邊鄕の士族が共同で買入れて、彼地の軍役高とした。元來、薩藩で自作高といふは、古來の給地高とちがひ、或時代に開墾した土地であるから、その草高（その土地より收納すべき收納米の量を以て定む。）は實際より遙に少く定めてあるから、其領主の收むる稅（納米又は現石といふ。）は却つて草高より多いのが

通例であつた。然るに右の新納家では其家來を其土地に置き、自作高四百五十石餘り、收納米六拾壹石餘を收めて居たが、之は例外ともいふべき輕い稅で、特別の仁惠的のものであつた。然るに川邊鄕士の共有に歸してから、新に測量し、土地の善惡に應じ實際の收納を考へ、他の隣接地と比較して、寧ろ輕き小作料を定めたけれども、なほ其總計貳百六拾石に及んだ。一般の小作人はそれにて不平は無かつたのであるが、巧の舊臣中讒訴するものがあつた。縣の聽訴課にては、從來より數倍の重稅をかけたといふ點のみを見て、不當の重稅を課したものと思ひ、明治五年四月に川邊鄕の小隊長肥後壯之助、小頭種子田英志郎、調役助深野正左衞門の三人を禁錮した。然るに右軍役高買入方を計劃して小作料を定めたのは前の小隊長迫田重遠(通稱助作)分隊長肥後壯之助同末弘鄕二が、その主なるものであつたところが、迫田と末弘とは明治四年六月廿六日に御親兵として上京してゐたので、罪を免れて前記三人が處罰された。迫田は東京に在りて之を聞き近衞軍曹の職をすてゝ歸鄕し、彼等の寃罪を訴へ、且つ曰く、若も罪すべき理由あらば、自分が主として事を謀りしもの故、眞先に自分を罪せられよと。時、恰も隆盛の歸鄕中で、之を聞き、迫田の義氣に感じ、更に其事情を篤と聽糺し、彼等に罪なきことを知り、彼等の爲に自ら辯護士の地位に立ちて鹿兒島縣廳に交涉し聽訴課の仁禮新左衞門と談判して、屈伏せしめた。隆盛は

更に、自分が上京の後に何とか言ひ出すかも知れぬからといつて、右談判の際の議論の始末を書綴りて迫田に贈つた。此書は其際、右の談判始末にそへて贈つたのである。



先日は御書面被成下忝拜誦いたし候。陳は直様(すぐさま)權令(1)方へ書狀を以申遣候處、別紙ノ通申來候間御安堵可被成下候。彼兩人(2)は三士云々事は關係無趣に御座候得共、(二字不明)の沙汰には相成度何か少々づゝは行掛候得共、先相顯候上は宜敷候へ者、此節は夫形(それなり)差置(二字不明)左樣御含可被下候。　將又別紙の次第、跡以何

（1）　鹿兒島縣權令大山綱良

（2）　兩人は不明，三士は薩摩川邊鄕士肥後壯之助外二人

とか申義候はんか愚考いたし候間、議論書綴差上置候間、御落掌可被成下候。全然成立居申候事柄に御座候故、若哉の節は御差出被下候樣願置候。左樣御含可被下候。此段御禮答旁奉得御意候。頓首。

一月廿一日

西鄉吉之助

迫田重遠樣

（迫田澤次郎氏所藏）

談判始末

編者曰く、此の談判始末は隆盛の前書に『議論書綴』とあるもので、その由來は前の解說に詳かである。此書を見ると、隆盛の立論がその急處を突きて頗る要領を得たるも

のあるに服せざるを得ない。書中隆盛の自ら言へるやうに三ヶ條の眼目につきて論じつめ枝葉の論に取り合はざるところ最も妙なり。之を以て見れば隆盛は論戰にも長じてゐた。今の辯護士としても亦第一流の資格を備へてゐたと言ふも決して不當ではあるまい。なほ自ら談判して、縣の裁判官を屈伏させたのみならず、斯樣な長文の始末書まで書いて與へた。其の人の爲に謀つて如何に親切であつたかが窺はれる。又以てその人心を得たる決して偶然にあらざることが分かる。

新納巧(1)川邊鄕自作地賣拂の節、同鄕士族中救助は勿論、軍備の爲め買入、軍役高と相唱、摸合高にいたし、夫々趣法相立候付、畦及踏付の上俵盛相定、下作人納得の上、爲レ致ニ作職一置候處、豈圖ランヤ、收納米過當に取入候越相聞得、嚴敷御糺相成候得共、料斂の覺無レ之、乍レ然料斂の罪を以テ肥後(2)某外兩人禁錮の罰を蒙り居候故、此節迫田(3)某

（1）新納巧は鹿兒島の人で舊藩時代の名家で川邊鄕神殿村の内に自作地高百五十石餘を持つてゐた

同じく事を謀ひ候儀故罪すべき事故有之候はゞ同樣罰を受申度幸にして免かれ候義を甘し居候筋無之段承り聽訴課在職仁禮新左衞門え及質問形行左の通、

一聽訴課におひては料[4]歛と名付致羈守候付料歛の根元を詳に解得いたし候。全體自作地に付ては現地割交不相成地方にて候得ば、入揚未過當に候はゞ作職不致樣御指令相成候て譯もなき事に御座候。さ候へば全地主の損亡のみ是非作職を命じ候ものと違ひ候事にて候。夫を無理に下作を申付、押て作職爲致候譯に候はゞ其罪可有之、然らば地位の厚薄俵盛の當否は取調の上、外々自作地收納の比較を見ても不相並、彌作人の迷惑筋相知候はゞ、初て料歛の儀起り可申、是迄自分家來を扶助の爲め輕き

（2）肥後壯之助，種子田英志郎，深野正左衞門　（3）迫田助作（重遠）　（4）料歛は重歛（重い税をとる）の誤か，蓋し薩人，料（レウ）をヂヨウと發音するによつての音通なり

收納にて作職爲致置候ものより入揚未相重候處を以、料歛と押當候義決て無之地位に不應收納を取入候はゞ料歛に間違無之事候間、其處可相糺事件と相考候。　又草高より收納米相重候廉を以て、料歛の罪を當候はゞ、自作地には悉く御手を付らるゝ事柄にて、新納巧自作地のみ其法を當候いはれ無之過半自作地は草高よりは相重み收納米を取入候ものにて畢竟屯田の方法を以一種のものに候處、其邊精徵に御取調相成候か問詰候處、全新納巧所持いたし候節、相究候收納より相重候處のみに見付、地位に應じ候か不應かの處には涉り不申、是迄料歛と見當候義甚以大形の至り今更申譯無之との事に候。◎

一入揚未過當に取入候義罪狀の廉に候處、御達後取納方に付て

◎以上一節稅法に關することゝ隆盛少時より郡方の役人として精通せし所である

は、所役々踏付の上取究候依盛を以、取入候義御指令相成候。いづれ地質取調の上、憲法の依盛不相定内は、官庫え屯置、局結相付候上、夫々御引渡相成候義當然の處、左樣の御所分にては罪せらるゝ廉、更に相立不申、實に轉倒の御所置と詰問いたし候處、最初は餘程言迯候得共、實跡有之候故終に及閉口候也。

一迫田某には小隊長にて最初軍役高買入の主法立、專主宰いたし候處、地面踏付央より御親兵にて出京被仰付候處、其罪を免がれ半隊長以下の者え嚴罰を當て、其後戸長等より申立候趣有之候處御告諭の書面には、趙盾其君を弑するこの事を以、歸する處に論定被致候付ては、第一迫田を可罪處却て相漏、且御告諭の主意と不相合勿論趙盾其君を弑すことは、全罪狀書にて必歸する處

◎以上一節は敵の備なき要所に突撃した樣な觀がある

の責は迫田にありて、半隊長以下のものは罪すべき道理無ㇾ之、ケ程確證を引て論ぜられ候義と齟齬いたし候義如何の譯候哉、問掛候處、迫田某には最初主法立のみにて、現在手を不ㇾ下候付如何の良法を設居候哉も不二相知一候付、當ㇾ事二手を下し候者計罪を當へ候との事候故、是非當人相糺、主法立右通にて、跡以半隊長等相變候はゞ免かゝる處も可ㇾ有ㇾ之候得共、只想像を以ㇾ罪を裁斷可ㇾ致ものに無ㇾ之、益承知致がたく段、嚴敷募掛候處、至極尤の譯にて一言も無ㇾ之、彌聽訴課の非分に相決し候間、此上は司法省え言上いたし吳候て御裁判を可ㇾ仰外無ㇾ他との事に御座候。

右三ケ條眼目の事件のみ論詰候處、彼方よりは色々枝葉を論掛候得共一向枝葉には不二取合一候故、早く落着相成、此上の處は權令

え申出候樣可致候付、權令より聞取吳候樣申置引取相成候處、兩日過候て、權令參り承候趣は聽訴課より罪按取調不行屆裁斷相成候義、何共無申譯誤入候由にて進退伺差出候處、權令計を以て一時免職申渡改て官職を授候由、十分の處分にては無之候得共、此上は可否不申述方可宜と相考申候。　私には此前遠島の上、座牢に入れらるゝ節は何の罪狀も不相知、只被聞召通趣有之との事にて、三ケ年も相過候事に御座候。　世の中は一向分らぬものに御座候間、旁御推考可被下候。

（迫田澤次郎氏所藏）

（補註）書中「趙盾其君を弑す云々」とあるは肥後の罪狀書に肥後は實際の檢地はせず

とも長官なれば其責を免るゝ能はずとて支那春秋時代の故事（晋の靈公趙盾を殺さんとせしを盾之を知りて遁れしに、其族趙穿靈公を弑して趙盾を迎へて舊位に復した。そこで大史董狐は趙盾其君を弑すと記錄した）を引いてある。珍らしい罪狀書であるが、隆盛は然らば迫田を罪すべきにあらずやと、敵の刄を奪うて敵の頭上に加へた。

二三　松方正義への書

明治六年六月十九日

御安康奉恐賀候。　陳は沖永良部島與人政照と申者、此節島方上納一條に付、爲歎願罷登來候處、(一字不明)體、私左遷中大に世話いたし吳候者にて至極の恩人に御座候處、段々承候へば、全意味違に相成居候はん、上納物におひては現名を以いたし來皆交易の仕組に御座候得共、現砂糖を以上納被仰付候人は免帳不(二字不明 相成か)候ては、相濟間敷、又是迄通の交易被成候義に御座候へば、代米の處何升とか不被相定候ては不相濟義に御座候。　若哉是迄の交易直成を以、現砂糖を上納物と御見居被成候ては實に無理なる御扱

に可レ有ニ御座一候。　御案内通、鹿兒島縣におひて數百年代の恩義も有レ之島人共にも安心可レ致道理有レ之、無理の交易も出來候得共、新附の島と見倣し候節は、迚も無理は出來申間敷事かと奉レ存候。さ候へば當分の處は先づ新附と御見居相成候方當然の事と私考申候。　只今迄苛酷に苦居候島人に御座候へば、餘程難澁を免れ候賦は萬々可レ有ニ御座一事と被レ察申候。　畢竟島方は不時の凶荒到來いたし候事にて、其節は飛脚船さへ仕立差登せ候節は御救可ニ相成一と賴ものに有レ之候得共、今日に至候ては右樣の都合も全ク賴ミなきものと成行候付是非現糖を以テ上納被ニ仰付一候ても、米八合にて砂糖壹斤の割を以テ相納候樣とか、是迄の交易よりは少しは仕組不ニ相替一候ては、大に人氣を損し、往先必不都合到來可レ致尤モ是

迄の交易直代を以現糖の上納とは甚以不條理の譯に御座候。若哉縣廳よりの申立現糖と有之候ても其筋を不相糺候ては不被爲濟事に御座候。譬へ筋は違ひ候得共縣廳の申立有之候故御利益に相成候義は不條理迚も不被爲叶との場合に陷候ては後來の大害と可相成義に御座候間何分條理の相立候樣御周旋被成下度私よりも奉希候。尤右政照爰許迄罷登候て判然不致候て罷下候ては島中の人民に對し無申譯事と餘程配慮いたし居候付差上申候間何卒御聞取被下度御願申上候。此旨乍略義以書中奉得御意候。頓首。

六月十九日　　西鄕

松方樣

要詞

（藤本清太郎氏所藏）

【解說】廢藩置縣後、新舊租税の徴集法に變動があつたであらうが、中にも鹿兒島縣下の大島、德之島、沖永良部島等の如き、舊藩時代に藩に於て砂糖專賣の仕組を立ててあつた島々にては、過渡時代に色々な不條理の事があつたに相違ない。それ故沖永良部島の與人（今の村長の役）土持政照、徴税上に歎願の筋があつて、明治六年の初夏に上京した。土持政照は隆盛の沖永良部島謫居中非常の親切を盡し、遂に隆盛と義兄弟の約まで結んだ人である。そこで隆盛は篤と事情を聽取して、此手紙を認め、其事情を詳悉し、且つ自己の意見を附して、時の大藏省租税頭松方正義に贈り、なほ正照を紹介し、能く事情を聽取して、何分修理の立つ樣な方法を立てくれよと申遣はしたのが此書である。書中、鹿兒島縣に於ては數百年來の恩義もありて、島人等に安心致すべき道理もあつたから、無理の交易も出來たが、新附の民と見る時は、とても今迄の通には行かぬ。島方は不時の凶年が到來する事が往々ある、其場合に、從來は飛脚船さへ仕立てゝ出せば、直ちに救助せらるゝ事になつてゐて、頼

む所があつたが、今日は左樣の事も賴みにならぬ樣になつたから、是非從來とは替つて仁惠の方法を立てねばならぬといふ樣なことが見えて居る。 これは隆盛が常に恩人のために力盡したといふばかりでなく、島の事情に精通し、且つ常に愛人の情に燃えた心より、又國家のためにかくあるべきものとして、論じたものと見るべきものである。 隆盛は元治元年沖永良部島より召還せられた時にも第一に大島外二島の砂糖買上方の苛酷を論じて、仁政を敷くべき事を建言して居る。（第一卷三〇五頁――三一七頁）

二四　西郷隆盛外貳百九拾貳名非役給返還口上書

明治七年十月三十日

【解說】明治六年冬隆盛のあとを慕ひ、歸縣した海陸軍人は此時まで多くは非役として、免職にはなつてゐなかつた。（下士官の一部には免職になつたものもあつたが）そこで、明治七年十月隆盛以下非役軍人に縣廳を經て俸給を送つて來た。其內土橋大尉外八名は事情が異つてゐたものか、領收してゐるが、其他の非役軍人一同は縣廳を經て、右の俸給を返還した。その時の口上書が次の通で、之に署名した人數が百六十六人である。これは多分其時、鹿兒島城下に居合せた人々であらう。署名洩れの百二十六人は多くは調印が間にあはなかつたらしい。故に全體を包含して「海陸軍非役官員中」といふ名義で此書と殆ど同文の口上覺が別に出て居る。（但他に三通(?)二三名づゝ連署した口上覺もある。）

右返還の理由は本文に明かである。返還した金の總額は金八千參百七拾參圓五拾貳錢であつた。

口上覺

私共儀昨冬病氣故障等にて辭表差出候處、御許容無ㇾ之、非役の名目にて歸省被ㇾ仰付候次第に御座候。畢竟武官の者は職務被ㇾ差免候ても其本官は生涯御授可ㇾ相成とか、何れ一般の法則可ㇾ相立候付、夫迄は非役の名を以可ㇾ被ㇾ召置との由傳承致し居、未後來の御處分拜承不ㇾ致候處、不ㇾ圖非役の給料可ㇾ下賜旨承知致し驚入候仕合に御座候。就ては當時、臺灣の事故に因り、支那と交戰の時機にも可ㇾ立至哉に付今般格別の御省略被ㇾ仰出御軍備被ㇾ爲ㇾ在趣

傳承仕候。然るに兼て一職事をも不ㇾ盡のみならず、如ㇾ此際に臨み、無ㇾ謂俸給を貪候儀、實以心底も不ㇾ濟儀に付、悉返献仕候間何卒宜敷御取成被ㇾ下度奉ㇾ願候。以上。

明治七年十月三十日

陸軍靴工長　白濱貫道
同火工下長　川上親厚
陸軍靴工長　岩切實武
同　迫田利秀
同　川上親誠
陸軍銃工長　小出健藏
同　木原澄次
同　義岡實義
陸軍軍曹　石原近秀
同　猿渡信誠

陸軍軍曹　梅北總盛
同　東條義安
同　荻原兼善
同　林昌幹
同　喜入譽美
同　河野通德
同　永田純章
同　山本盛政
同　稅所篤英
同　相良長整
同　伊地知季顯
同　野呂良賢
同　市成秀清
同　兒玉利張
同　池田貞義
同　石塚種香
同　稻留近雄
同　淵邊元副
同　菱刈實雄
同　廻政正
同　大野義行
同　木原慶輔

陸軍軍曹　迫田重遠　同　岩城靜介
同　野村盛隆　同　二階堂行吉
同　山口有盛　同　倉野範英
同　村岡良泰　同　前田淸英
同　槐島精弘　同　伊勢貞行
同　稅所武夫　同　有馬純孝
同　伊地知賢　同　敷根賀倍
同　肥田木盛安　同　有川貞一
同　大河平隆輝　同　染川實光
同　伊集院兼敬　同　國生淸治
同　早川兼知　同　水間蓮

陸軍軍曹 枝次繁
同 日高左八郎
同 河野通英
同 神戸貞智
同 山田有尚
同 澁谷精一
同 塚田正家
同 山本正命
同 川崎祐清
同 鵜木昌記
同 蘭牟田秀寶

同 廻政治
同 伊勢芳治
同 川上芳仲
同 吉富直賢
同 平山武雄
同 鄉田兼養
同 黑江靜夫
同 平山武豐
同 肝付兼一
同 川村甫介
同 岩下方志

陸軍軍曹 川上親信 同 神宮司純彦
同 黑田淸定 同 中馬俊亮
同 武元清芳 同 執印義愛
同 伊集院兼一 同 町田實文
同 大野幸次 同 梅田治辰
同 野村盛保 同 植木貞信
同 島津久能 同 平山武行
同 江田基 同 國分友剛
同 濱田兼長 同 樺山資文
同 東鄉實平 同 鈴木治賢
陸軍曹長 萩原宗藏 同 畠山國政

陸軍曹長 山口通清
同 中江員治
同 木村時習
同 伊集院兼清
同 市來政平
同 加世田景國
同 成尾常經
同 竹內實武
同 石原近敬
同 前川呂尊
陸軍少尉 河野通義

同 有馬靜藏
同 德尾正明
同 稅所篤道
同 池田兼永
同 竹下矩繩
同 藤島新二
同 仁禮兼正
同 林清幸
同 南條新助
同 川上群介

陸軍少尉　谷本道治　　同　松下兼次
同　重久篤實　　同　米良盛定
同　大迫政明　　同　白石惟一
同　松元武暉　　同　本田尚方
陸軍中尉　長崎通道　　同　山下喜衞
同　山口盛高　　同　越山澄近
同　谷元延清　　同　八木信行
同　國分友諒　　同　橋口春妙
同　伊集院盛昌　　同　隈元清昇
同　兒玉實昌　　同　石塚胤元
同　橋口兼治　　同　坂元政信

陸軍中尉　八木信守　同　坂本清緝
海軍中尉　永山盛武
陸軍大尉　邊見昌邦　同　淺江眞誠
同　河野通年　同　川久保尙友
同　中江貞矩　同　佐藤信繼
同　伊藤祐高　同　堀爲賓
同　汾陽光清　同　福崎正度
海軍大尉　小倉智周　同　堀政友
同　松永高美　同　廣瀨景明
陸軍少佐　兒玉實直　同　村田經任
同　鄉田兼致　同　淵邊高照

陸軍少佐　別府景長
陸軍少將　篠原國幹　同　桐野利秋
陸軍大將　西郷隆盛

（補註）なほ縣廳は右の口上覺や二三人づゝ連名した口上覺數通及び、「海陸軍非役官員中」といふ名で呈出した口上覺とを一括し、次の文書をそへて、陸軍卿山縣有朋、海軍卿勝安芳宛にて中央政府へ送つた。

西郷隆盛以下海陸軍非役の人員へ俸給として別紙金額熊本鎭臺より差送相成候に付本人共へ受取の儀相達候處縣廳へ相附別紙の通願立の趣有之候に付相添金額共直に御省へ致返獻候間宜く御處分相願候。尤其段は熊本鎭臺へも懸合に及び置申

候。此段申出候也。

明治七年十一月四日

鹿兒島縣權參事　田畑常秋

陸軍卿　山縣有朋殿

海軍卿　勝安芳殿

記

金八千六百貳拾八圓拾三錢六厘

内金貳百五拾四圓六拾壹錢六厘

大尉　土橋兼益

外ニ八名

右相渡候。

金八千三百七拾三圓五拾貳錢

大將 西鄉隆盛

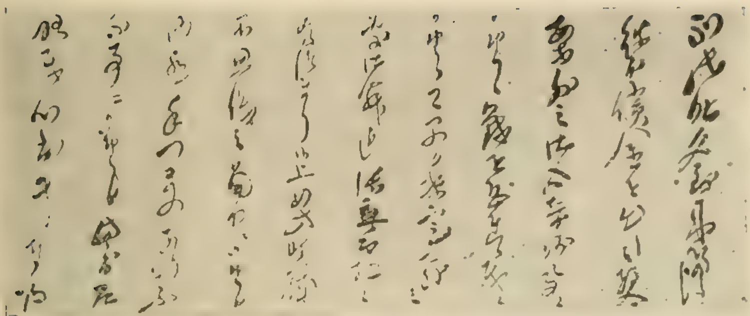
外ニ貳百九拾貳名

右返獻仕候。

右返獻仕候金株に御座候。

明治七年十一月八日

鹿兒島縣



二五 篠原冬一郎への書

明治七年十二月十四日

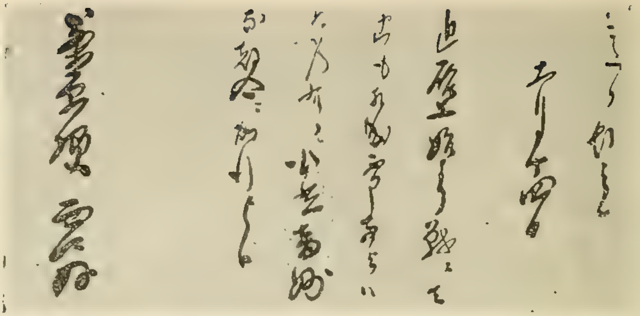
別紙昨夕到來いたし申候。彼より償金を出し候都合案外の仕合、奇妙の事に御座候。戰を恐れ候義に御座候はゞ、早く決定可致の處、仕舞迄張立候て極々差つまり候上、如此時機不思儀の角力に御座候。何か手つまのありそうな事に御座候。此旨乍略義以書中奉得御意候。頓首。

十二月十四日

追啓上始より戰には迚も相成不ㇾ申事こは相考居候得共奇妙な都合に成行申候。

西郷拜

篠原樣



(石橋群記氏所藏)

【解說】明治七年末大久保の北京談判の結果を誰かゞ隆盛に知らせて來た。その報知の書面を篠原國幹へ送致する時、そへて贈つたのが、此書である。隆盛は初め償金はとても取れぬと考へてゐた。(第二卷八一九頁參照)然るに共豫想を裏切つたので如何にも不審で、「不思議な角力に御座候。」といつてゐる。何か手つまのありそふな事に御座候。なほ始より戰には迚もならぬとは考へてゐたが奇妙な都合になつたと書加へてある。まだ詳細の事情が分らぬうちの書である。

二六　西郷小兵衛への書

明治八年四月二十六日

今日迄にて惣仕舞相成案外埒明候事なり。畢竟、大工氣張候譯と相考申候。就ては賃錢の義は飯料や勞止の引方無之處の給料にて拂當へ可給候。此僻遠の處にて難義いたし呉候故、皆心付不申候ては相濟申間敷と存申候。殊に四郎次には見賦に參呉候日より、右の給料御拂可給候。左候得ば一日相重み候譯に御座候。拙者には跡始末有之兩三日は相滯可申候。此段御願申遣候也。

四月二十六日　　吉之助

小兵衛殿　用事

（竹下勇氏所藏）

【解說】此書は隆盛が吉野開墾社の出來た折、自分の宿泊する家を吉野に建てゝ、その工事の終つた日、吉野より鹿兒島にある實弟小兵衛に贈り、大工へ賃銀の支拂方を依賴してやつたのである。案外に埒あきて早く竣工したのは畢竟大工氣張（勉强）せし故なりとて、大工の食料とダレヤミ（晩酌）とを差引かずに賃銀を支拂へといひ、四郎次といふ大工は見つもりに吉野に參りし日の賃銀をも與へよと注意してあるあたり、人をいたはりて、細かいところまで氣がつく。これが隆盛の本領であつた。

二七　大山巖への答書

明治九年三月二十八日

尚々家内の者共染物御願申上候間、何卒度々恐入候得共、宜敷奉レ願候。　私宅にて蠶を飼ひ糸に拵へ候て、山田壯右衛門え相頼、織方いたし候ものに御座候。　立派羽二重出來申候。

郵便より御遣しの御紙面相達し候處、懸ヶ隔たる事は尚又相驚く譯にて御愁傷の次第御尤至極に御座候。　其後次郎御差下にて具に拜承いたし候。　石塔の義も直樣建立いたし其形なり共次郎え爲レ見候て差登せ候はゞ可レ宜との趣、誠(1)之助様より承候得共五十日も不レ相立いまだ御祭祀も無レ之事候間相濟候上にて可レ宜

(1) 誠之助は巖の弟

段申置候間、左樣御納得可ㇾ被ㇾ下候。入棺等の節も私共兄弟手傳いたし、十分にいたし候間、其邊の義は御安堵可ㇾ被ニ成下一候。跡家內の義は幸ひ誠之助樣御留守の事に御座候へば、何も御懸念は無ㇾ之候。私共にも時々罷出候て色々御談合もいたし候故、少しも御案じ被ㇾ下間敷候。何か御相談不ニ申上一候て不ㇾ叶義も御座候節は不ニ差置一申上候樣可ㇾ致候付決て御過慮に不ㇾ及候。此旨任ニ幸便一荒々如ㇾ此御座候。以上。

三月二十八日　　吉之助

巖　樣

（大山公爵家所藏）

【解說】此書は鹿兒島より在京の大山巖へ贈つたのである。內容は丁度一ケ月前に巖の兄大山成美（通稱彥八）鹿兒島にて死去した。その跡の事について巖は東京より心配した書面を贈り、又、特に人を遣はしたので、それに對する返書で事柄も親切であるが、文面も亦鄭重な書きかたである。大山家と西鄉家とは重緣の間柄であつた。即ち大山兄弟は隆盛の父の弟彥八（代々彥八）の子で隆盛と巖兄弟とは從兄弟にあたる。なほ此時死去せし成美は隆盛の妹婿であつた。

　尙々書には西鄉夫人自ら養蠶製絲して、人に賴みて織りし羽二重を染めてもらひたいとある。當時、隆盛は自ら耕作し、夫人は養蠶などして居た田園生活の一端が、これにても窺はれる。

昭和二年十一月十日印刷
昭和二年十一月廿日發行

不許複製

大西郷全集第三卷
定價 金八圓

編輯人 大西郷全集刊行會編輯委員 大川信義
發行人 東京市神田區小川町二三 下中彌三郎
製版人 東京市外池袋本村一九五 田中作一
印刷人 東京市小石川區久堅町一〇八 東勇次
印刷所 東京市小石川區久堅町一〇八 共同印刷株式會社

發行所 東京市神田區小川町二三 大西郷全集刊行會 振替東京三四六九番
發賣所 東京市神田區小川町二三 株式會社平凡社 振替東京二九六三九番

正誤

一　第一巻一七三頁第九行より第十行にかけて「家老島津左衛門久徴が退き、久光公指揮の下に政事が行はるゝやうになつた」とあるは「家老島津豊後が退き、島津久徴之に代り、久光指揮の下に云々」と訂正す。

二　第一巻二四一頁註釋(1)は次の通り訂正す。「させ」は鹿兒島に魚釣の方言にて水の深淺といふ意味。此處に「させが取りにくい」とあるは、島人が隆盛を如何に取扱つてよいか、程合を測りにくい様子であるといふのである。

三　第二巻四八〇頁「黒田清綱への書」明治三年六月二十七日は明治三年七月二十七日の誤。尙四八一頁一行矢野梅庵外一人は立花增實外一人の誤である。

四　第二巻五八六頁第七行肥後藩津田山三郎は紀州藩津田出の誤。尙六〇一頁肥州は紀州の誤。

五　第三巻二一八頁「會薩志士の聯絡」とあるは「水薩志士の聯絡」の誤。

